Waso
DS7
S57
V. 10

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 071 519

支那

第十卷第一號

v.10, no.1-12
1919

目要

▼對支經濟的進展
▼對支重要輸出商品
▼支那に於ける日本人の主要事業

支那に於ける日本勢力の進展狀況の研究

▼對支投資機關並主要投資
▼支那に於ける日本關係の鐵道鑛山
▼時事彙報

東亞同文會調查編纂部

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南　打狗
宜蘭　淡水　新竹　桃園　阿緱
臺東　花蓮港　澎湖島
內地
神戸　大阪　横濱　東京

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州　厦門
仙頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
孟買　倫敦　紐育

歐米

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

横濱正金銀行

電話

特四三〇〇番
特四三一〇番
特四三二〇番
特四三三〇番
特四三四〇番（宿直用）

支店
出張所
（東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、）

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

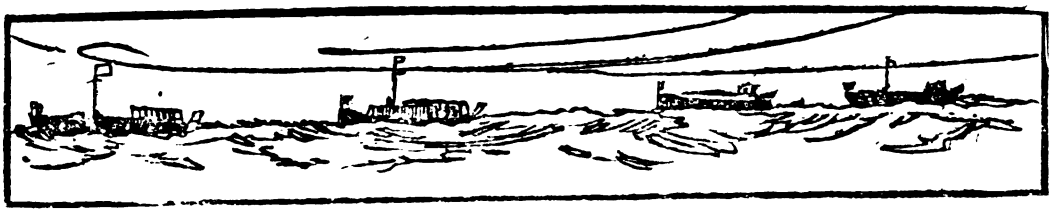

大正八年一月一日發行「支那」目次 第十卷第一號

支那に於ける日本勢力進展狀況の研究

■日本の對支發展……一
■對支經濟的進展……二
■支那に輸出せらるゝ日本重要商品……七
對支輸出貿易趨勢……七
重要商品輸出狀況……七
綿織糸……七
綿布類……一〇
白木綿　天竺布
木綿　色木綿
綿　生シーチング及生金布
綾木綿　更紗　被褥布
綿ブランケット　綿フランネル（染色を以て織りたる）　各種綿布
絹綿繻子……二七
紙類……二七
模造洋紙　連史紙　烏の子紙
煙草用紙
硝子製品……三〇
硝子鑪　硝子鋺　硝子コップ
石油……三三
銅（塊及錠）……三三
製革……三三
毛糸……三四
浴巾……三四
綿莫大小肌衣……三五
羅紗及セルヂ……三五
帶子……三六
靴足袋……三七
手袋……三七
寸……三八
燐寸……三九
洋靴……三九
傘……四九
陶磁器……四〇
琺瑯鐵器……四二
護謨タイヤー……四二
絕緣電線……四三
置掛時計……四三
化粧石鹼……四四
精糖……四六
海產物……四八
鰑　鮑　海參　鰕
鱈　貝柱　昆布
木材……五〇

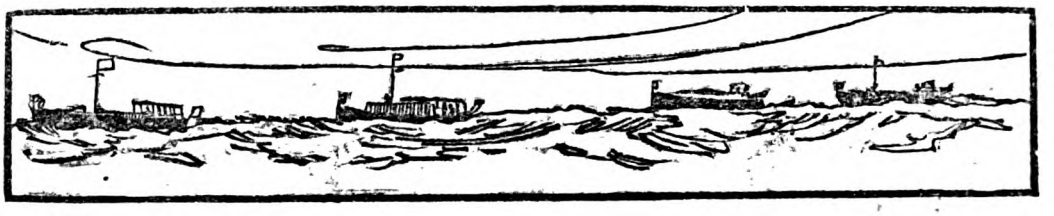

■支那に於ける邦人經營の事業狀況……一五三

邦人經營主要事業……一五三
安東縣……一五三
奉天……一五四
瓦房店及熊岳域……一五五
遼陽……一五六
海城、蓋平、大石橋……一五七
昌圖開原……一五八
四平街公主嶺……一五八
范家屯……一五九
撫順……一五九
鐵嶺……一六〇
吉林長春……一六〇
哈爾賓大石橋……一六三
營口天津……一六四
漢口重慶……一七一
九江上海……一七三
福州汕頭……一七五
廣東……一七六

■對支投資機關並主要投資……一八七

橫濱正金銀行……一八七
臺灣銀行……一九一
朝鮮銀行……一九三
日本興業銀行……一九五
中華滙業銀行……一九九
東洋拓殖株式會社……一九九
東亞興業株式會社……二〇一
中日實業株式會社……二〇二
南滿洲鐵道株式會社……二〇四

■支那鐵道鑛山と日本の關係……二〇五

鐵道……二〇五
南滿洲鐵道
吉會鐵道
高徐鐵道
吉長鐵道
滿蒙四鐵道
順濟順道
四鄭鐵道
山東鐵道
南潯鐵道

鑛山……二〇七
天寶山鑛山
杉崗炭鑛
牛心臺炭鑛
暖地塘炭山
新邱炭鑛
金嶺鎭鐵山
白沙河鉛鑛
徐干炭鑛
大凸山炭鑛
夾皮溝金鑛
煙台炭鑛
田什付溝炭鑛
本溪湖炭鑛
坊子炭鑛
歷城鑛山
豐城炭鑛
桃沖鐵山
當塗縣鐵山
缸窰炭鑛
鞍山站鐵鑛
杉松崗炭鑛
廟溝鐵鑛
博山炭鑛
大冶鐵山
鳴山炭鑛
銅官山鐵鑛
鳳凰山鐵鑛

■時事彙報……二一三

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造
發售

本舖

西尾商店

大日本東京

本舖開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不可缺之要品也其用途廣大必贅述凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衞生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告即請購備爲荷

請立刻函致本舖試用實爲至盼

尺寸

	長	橫
第一號	四寸二分	二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝絨封如此能可完全預防塵埃實爲衞生而美觀且使用利便

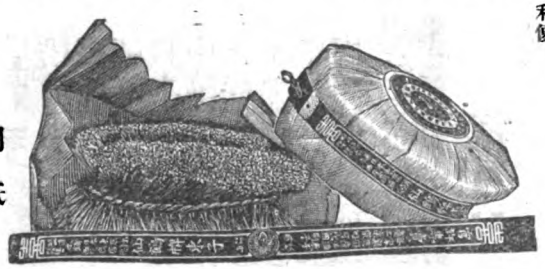

開紙

賜宮內省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜產業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尙海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

西尾正左衞門商店

電話小石川 長九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

日本の對支發展

日本は支那に向つて發展すべき運命を有し、支那の開發は日本の助力を俟つべき自然の理數あり、兩者の關係は過去に於ても、將た又現在に於ても極めて緊密なるものあれども、惟ふに將來一層其度を加ふべし、然らば過去に於て日本は如何なる方面に於て支那に發展したるか、惟ふに其方面は決して三四に止まらず、或は通商貿易或は投資企業或は政治的優越地位等有らゆる方面に於て我國力の增進を示したり、是等の各方面に於ける我勢力の一班を知るは極めて緊要にして、且又趣味あるものなりと雖も、然かも其事たる決して容易の業にあらず、吾人は此に大正八年の初刊に際し、之れに關する吾人の研究の一部を揭げて以て其現情を知るの一助たらしめんとす、吾人の此に揭げたるものは主として通商貿易、借款投資、鐵道、鑛山等に限られたるも、我對支經營が之れに盡きたるにあらざるや勿論なり、茲には單に其主要なるもの知り易きものを說けるのみ。

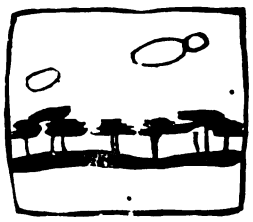

對支經濟的進展

一

我邦が支那領土保全を於て國是と爲すは、世界周知の事實にして、該國是を遵守するの理由は其對支經濟的進展に有利なることに存すること、亦萬衆の一致する所たり。我邦が日露戰爭を始めとし、大小幾多の犧牲を供することを辭せず、該國是を維持するに努めたるに依り、支那は頼に瓜分の大禍を免れ、以て今日あるを致したるも、我邦は果して犧牲の提供に副ふべき目的を達成し得たるや、否や。謂ふに支那が領土を保全し、列强に向ひ齊しく門戸を開放することを得たるに依り、日本臣民も亦滿洲を始め本部開放各地に居住貿易することを得、滿洲に居住するもの丈にても、朝鮮移住民三十萬を除き、十萬を算し、之に山東楊子江流域其他に居住するものを加ふれば、十五萬に達すべく、支那に於ける外國居留民總數の大半を占む。對支貿易も亦年々增加し、列强一として我邦に拮抗し得るものあるなし。然れども支那經濟上最も重要なる根源にして、其國運と密接離るべからざる大關係を有する、利權に至りては、遺憾ながら從來列强の後塵を拜したり。我邦の經濟的勢力を支那に進展せしめ、列强の支那に對する野心を挫折せしめ、依て以て支那領土保全の大義を完ふせんとするには、我邦が支那に於て列强に追隨するに足るべき利權を有せざるべからざるや、論を俟たざるなり。

二

歐洲大戰前に於ける我邦は、外債額十四億を數へ、年々輸入超過したるに依り、財務當局は、汲々として在外正貨の維持に努めたるを以て、我官民共に對支放資を試むること能はず、列强の利權爭奪を傍觀するの外なかりき、偶々

日佛銀行なるものを設立し、佛國より資本を輸入し、之を日本人の支那に於て發見したる事業に放下せんと企てたるも、佛國官民は、支那に放下すべきものに對し資本を融通することを拒みたるに依り、該計畫は水泡に歸したり、第一次革命亂後、列强の對支政策一變し、所謂勢力範圍政策なるもの復活し來り、英、佛、露、獨、日の協調破れ、五國財團の特權中より、經濟借款を除外せしより、利權の爭奪戰白熱を呈し、鐵道、鑛山、電信、電話、治水等有望なる利權の大半は、英、佛、露、獨、白、米、諸國の手に歸し、其殘存するもの漸次減少するや、彼等は資本の乏き日本人の經營に屬するものを奪取せんと企てしかば、大倉組の江蘇鐵道借款は中英公司に奪はれ、三菱の大冶セメント會社借款は獨逸人に奪はれ、漢口水電公司及江西鐵道借款も亦、東亞興業會社の手より英佛の手に奪はれんとするの憂生じ、數十年來我邦の扶植したる幾多の利權皆動搖するに至りたり。若し歐洲大戰發生することなかりしならんには、支那の利權は悉く列强に占領せられ、國運殆んど測り知るべからざりしならん。

三

歐洲大戰發生以降、我邦は聯合國に對し、全力を擧げて武器軍需品を供給し、其作戰の便宜を圖りたるが爲め、我邦の輸出超過數年々鉅億に上り、在外正貨劇增せしに依り更らに聯合國の公債に應募し、其財政的援助を試みたり。大藏省の發表する所に據れば、大正五年二月以降大正七年七月に至るまで與國の公債募集を引受けたる額、五億七千七百九十餘萬にして、與國の公債を購入したるもの一億一千一百萬圓許り、其他の放資を合算すれば、八億圓を超ゆるに拘らず、內外に於ける正貨の抱有額、十五億圓に達したり、之を歐洲戰前に於ける狀態と比較すれば、雲泥の差ありと謂ふべし。從來我邦が對支經濟發展の大目的を有しながら資本缺如せる爲め、歐米諸國の跋扈に任せ、支那國運の危殆に赴くを傍觀し、遺憾窮りなかりしことなれば、鉅億の資金我掌中に落ち、加ふるに列强戰闘に沒頭し、復た支那を顧みる能はざる際、對支放資を試み列强と均衡を保ち、支那領土の列强に瓜分せらるゝことを豫防すべきこと當然にして、必ずしも寺內內閣を待たざるや論なき也。

四

寺內內閣成立するや、大隈內閣に對する反動として、利權を支那に扶植せんとするの政策を建て、其目的を達成せんが爲め、對支放資機關の整備を企て、大隈內閣が對支放資に干する特殊機關を新設せんとするに反對し、在來の機關を利用せんとし、朝鮮銀行及東洋拓殖會社を改善し、滿蒙に於て活動せしむる機關とし、東亞興業會社、中日實業會社を擴張整備し、支那本部に雄飛する機關とし、更らに臺灣銀行と興業銀行とに改善を加へ、朝鮮銀行と連合せしめ依て以て對支放資を掌らしめ、別に東京大阪に於ける有名なる十八銀行を網羅し、海外銀行放資團なるものを組織し海外放資に對し、協同一致の行動に出でしめたり。而して政府は利權問題に對し、斡旋至らざるなく、之が爲め內外の非難を被むることを辭せず、手當り次第放資を試みたるに依り、尨大なる借款成立したり。寺內內閣の發表する所に據れば、該內閣成立前に於ける對支借款額は大約一億二千萬圓に過ぎざりしか、該內閣成立以降僅々二ヶ年の間に成立したるものは、中央政府借款一億六千九百六十六萬圓、地方政府借款一千六百二十五萬圓、會社又は個人に對する借款三千四百十四萬圓、合計大約二億二千萬圓に達したりと云ふ。其內三分の二は前內閣時代に蒔きたる果實を收めたるものにあらずんば、段內閣に南方討伐費を供給したるものに係るやの疑ひなきにあらざるも、其借款成立に盡力せし歷々徵すべき也。

五

寺內內閣は對支放資に盡力したること、上記の通りなるが、果して能く列強と追隨するの目的を達したるや否や、列強の支那利權を獲得することに盡力すること久しく、又其競爭劇烈なる爲め、當分着手し得べき見込なきものに對しても、若干の前貸金を交付し鉅額の借款契約を締結せしに依り全部拂込を了せず、單に契約に屬するものを合算せんには、鐵道借款丈にても、十餘億圓を算すべし。其全部拂込に屬するものなるや、或は一部拂込に屬するものなるや將た前渡金幾何なるか等を區別し、借款現存額を查出すること困難なるが、試みに確實なりと稱せらるゝ材料により之を查出すれば、大略左の如くなるべしと云ふ。

支那借款現存額

中央政府借款	一、三八一、〇〇〇、〇〇〇圓
中央電信電話借款	二九、七〇〇、〇〇〇圓
鐵道借款	三七五、五〇〇、〇〇〇圓
鐵道前渡金	六一、二〇〇、〇〇〇圓
地方政府借款	一三、九〇〇、〇〇〇圓
合計	一、八六一、三〇〇、〇〇〇圓

支那中央及地方の借款額十八億六千一百三十萬にして、之に我邦の引受高三億四千萬を對比せんか、我邦は支那借款總額の約二割を占むることゝなるべきも、我邦の分には少なからざる會社及個人借款を含み居ることなれば、之を控除し比較せざるべからざることゝなるべきが、之を控除するも一割六分を下らざる勘定なり。固より之を以て英佛と比較する能はざるべきも、略ぼ列强に追隨し得たりと稱し差支あらざるべし。

六

本邦は幸にして戰時中對支借款に於て列强と伍を爲すことを得たるも、戰後果して其勢を持續し得べきや、否や、歐洲列强は大戰の善後策の爲め、俄かに支那に殺到することゝ容易ならざるべきも、米國が鵬翼を鼓して雄飛し來るべきは疑ひなき也。謂ふまでもなく、米國は歐洲戰に依り、想像すべからざる資本を蓄積し得たり。一九一七年四月米國政府が一百億の公債募集を爲せる際、通貨監督官の發表する所を見るに、『米國に於て、本公債に對し、二百圓より二億圓まで應募を爲し得べき個人及會社は、一千萬以上に達す、若し各人にして其所有する資產の五分を應募せんには、該公債高の六倍に達すべし』と、從つて今後米國の歐洲方面に對する資本の貸付と物資の供給劇減するときは、其處分の一手段として、支那方面に過剩の貨物と資本を輸出せんが爲め大に利權に手を着くべきこと明なり。此際我邦は米國の爲め壓迫せらるゝ、歐洲戰前に於けるが如くなる憂あらざるか、大に研究を要する問題なり。之に對し樂觀的意見を有する議者なきにあらず、今其說に據るに、『我邦は支那に於て優越なる地位を占め、何國たりとも、我邦を度外視し、支那に活動する能はざるは各種の例に照らし疑を容れず。此事情は日本の意思に反し、對支放資を經營し、數々失敗したる、ストレート氏の熟知する所にして、

同氏は數々日米經濟提携を仄めかしつゝありたるが、ゲーリー氏が日支兩國を視察し、歸國するや否や、日米經濟提携を疾呼せしより、支那に對し日米經濟提携論の勃興を來たしたり。支那の富源は絶大なれば、日米兩國互に侵犯することなく、利權を扶植し得べき餘地綽々たれば、故らに競爭する必要なく、互に提携し、共に利益を享くべし」と。されど、米國の資力日本に數十百倍し居れば、其名は日米提携なるも、其實米國の獨舞臺となるべき憂あり。加ふるに日本の支那に對する關係は、死生の問題にして、米國の支那に對する關係は、剩餘資本の放下問題に過ぎざることなれば、普通の經濟事業を除き、苟くも利權に關係あるものに對しては、米國たるもの日本に讓る所なかるべからざるなり。況んや我邦か墨國に對し少しく施設する所あらんとせば、米國朝野擧つて之に反對し、該施設を廢棄せずんば已まざるに於てをや。我邦たるもの明白に此理由を米國に說示し豫め其諒解を得、我邦の支那に於ける地步を確實にし、支那領土保全の大義を完ふするに、努めざるべからざるなり。

支那に輸出せらるゝ日本重要商品

對支輸出貿易趨勢

日支兩國間の貿易關係は年と共に密接となり、殊に近年歐洲戰爭開始以來殊に此趨向著しく、大正六年度の如き我對支輸出は前年に比し、六割五分を增し、之れを我國一般輸出貿易增加の割合四割一分（大正五年總輸出額四七五、五三六、九三〇圓、大正六年一、六〇三、〇〇五、〇四八圓）に比するも遙に好成績を示せり、其此に至れるについては歐米品の出廻り杜絕若しくは減退、支那の銀高値等一時的の現象によるものあるべしと雖も、然かも國內に於ても亦物價暴騰の輸出貿易を減退せしむべき重大原因の存するに拘らず、能く斯くの如き好結果を得たりしは、日本品の販路が次第に支那に擴張せられたると、支那の外國品需要が年と共に增加するによるにあるなるべく、我國は今後益對支貿易に留意し、此好結果を維持し且益向上せしむるの覺悟なかるべからず、今兩國貿易統計の數字について其狀況を示せば次の如し。

日本より輸出

年次	總輸出額	對支輸出額	對關東州輸出額	對香港輸出額
	千円	千円	千円	千円
大正六年	一、六〇三、〇〇五	三一八、三八〇	六五、七二四	五七、一六六
同　五年	一、一二七、四八六	一九二、七一二	三七、〇五九	三四、九八〇
同　四年	七九九、四三八	一四一、一三三	三一、二〇〇	二七、四〇一
同　三年	六一三、二九	一六二、三七〇	三一、二七〇	三三、二七七
同　二年	六三三、四六〇	一三四、六六〇	二九、八三六	三三、六二二

日本より輸入

年次	純輸入總額	日本より輸入額
	海關兩	海關兩
一九一七年	五四九、五一八、七七四	三二一、六六六、八九一
一九一六年	五二六、四〇六、九九五	一六〇、四九〇、七一〇
一九一五年	四五四、四七五、七一九	一一〇、二四九、五二四
一九一四年	五六九、二四一、三九二	一二七、一九、九九二
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	一二九、三四一、六六二

重要商品輸出狀況

綿織糸

日本輸出額

輸出先	二十手以下		二十手以上		大正六年中計		大正五年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總輸出額	一〇四、九八七、四五六斤	七四、四二六、五七四円	二七、九六九、一〇〇斤	三三、七二三、六七五円	一三一、九五六、六五六斤	一〇八、一五九、二三一円	一五六、三〇三、五六六斤	七七、五六一、八三四円
支那	八六、三四二、九九一	六一、六五五、三七七	二〇、四二九、六七二	二四、一四五、九五四	一〇六、九七二、六六四	八五、八〇一、三三二	一三二、〇四六、三五六	六二、八四二、四九八
關東州	三、三四〇、六八三	二、四六八、二七	六三四、二七六	八四八、〇〇五	三、九四四、九五六	三、三六、八六二	四、四五六、四五六	二、〇九、四四二
香港	一三、九二〇、九七七	九、四八〇、六五五	三、五三〇、六六五	三、九三、三五五	一七、五二一、六四二	一五、四一三、八九〇	一五、二四四、二九	七、六四二、〇九五

尙大正六年中の輸出月別表次の如し

月次	支那	關東州	香港
一月	九、九二一、五五〇斤	二五〇、三五〇	一、三四八、一〇〇
二月	一〇、一三六、二三〇	四九八、一五〇	一、七一〇、〇三〇
三月	一三、四四七、九一五	三三三、四七五	二、一五五、六〇〇
四月	一〇、五二四、〇七九	五三三、三七五	二、八八八、三〇〇
五月	九、一八八、七五一	五八六、七三五	二、三六六、七〇六
六月	五、〇七七、五九九	一六二、一五〇	九六七、七九九
七月	六、一三六、〇四〇	一三八、七三三	四三五、〇一六
八月	三、七八一、二五五	一二三、三三〇	六八四、五七一
九月	六、五四四、二一〇	三四三、三三〇	九八〇、七五五
十月	一〇、四八五、一〇二	四二五、五〇〇	一、五五二、七五六
十一月	一四、五六二、九八三	二八五、六〇〇	一、四四七、八三三
十二月	七、一八六、一九〇	三六六、〇五〇	六六二、一二六
計	一〇六、九七二、六六四	三、九四四、九五六	一七、五二一、六四二

支那輸入額

輸入先	一九一七年		一九一六年	
	數量（噸）	價額（海關兩）	數量（噸）	價額（海關兩）
純輸入額	二、〇五五、一三一	六〇、一四二、八〇六	二、四五九、〇九八	七〇、一九二、一二八
香港	五二三、三五六	一八、二四五、二八	六三五、四〇一	一四、八九四、一四六
英領印度	五五二、六一六	一六、一五〇、三一七	五三一、五〇四	一三、八四六、八二七
日本	一、〇一四、四四一	二七、八〇六、七二一	一、二六七、二三五	三一、八六四、四二一

綿糸は我對支輸出品の大宗にして、大正六年に於ける輸出額は實に一億圓以上に達し、年と共に進歩の狀あるは甚だ喜ぶべきなり。

從來支那に於ては印度糸の勢力大にして、一九〇九年以前にあつては、本邦綿糸の輸入額は印度糸の半にも達せざりしが、其後本邦綿糸は次第に各地に販路を擴張し、輸入額增大し遂に印度糸を凌ぐに至れり。

本邦綿糸の支那に於ける販路は、大體中部支那へ六分、北部へ三分、南支（香港を含み）へ一分の割合にして、輸出品の品種も仕向地により異れり、即ち中支への輸出品は十六手、二十手を主とし、南支へは十手、十二手、十六手の輸出多く、二十手は少く、單糸の四十手と瓦斯糸の六十手及八十手も亦仕向けられ、概括して云へば支那向輸出品は十六手及二十手の二品伯仲の間にありて總額の七割を占め、十六手以下の太糸は支那國内製品の出廻りある爲輸入額少し、然し近來支那民度の向上と共に細糸の需要激增せる傾向あり、殊に歐洲戰爭後歐洲品の入滅と共に益日本細糸の賣行增加せるが、此の内賣行多きは四十手、七十手、八十手等にして此外四十二手、六十手等も機業の割合に發達せる北支方面への賣行近來增加せり、次に參考の爲支那各港

仕向綿糸番手別表を掲出す。

大正七年上半期輸移出綿糸仕向地番手別梱數表

仕向地	十四手以下	十六手	二十手	三十手	三十二手	四十手	四十二手	四十三手以上	番手不詳	合計
	梱	梱	梱	梱	梱	梱	梱	梱	梱	梱
上海	二、五	三二、〇四一、〇	九、〇三五、五	一四、五	二六四、五	四、〇	一四九、〇	二九一、〇	五〇、六〇八、五	五〇、六〇八、五
天津	一、五九九、五	七、五四四、五	八、八八一、七	三〇、〇	一、八一二、〇	六、〇	二四八、〇	二五五、五	二七、二四四、〇	二七、二四四、〇
芝罘	—	一五〇、〇	六五、〇	—	三一、〇	—	—	—	二四七、〇	二四七、〇
青島	二四、五	二一、八九三、五	二、六二〇、〇	—	三〇、〇	一九、五	二、五	六〇九、〇	一五、三〇七、〇	一五、三〇七、〇
牛荘	—	六一五、〇	五九、〇	二五、〇	一四〇、五	—	—	一九、五	一、五六九、五	一、五六九、五
大連	三〇〇、〇	二、七三九、五	一、〇五八、五	一三、〇	七五、五	二八二、五	三七、五	六、五	四、七二三、〇	四、七二三、〇
漢口	二三二、〇	一〇、八七四、五	三、八五一、〇	—	四九八、〇	六八三、〇	—	—	一六、九〇六、〇	一六、九〇六、〇
安東縣	一九、五	六二七、〇	五一三、五	—	一三、五	三一、〇	三、〇	七、〇	一、二四三、〇	一、二四三、〇
其他支那諸港	八七八、五	四、〇六八、〇	一、五三三、五	—	五六、〇	八一、五	一五七、五	四、〇	七、〇〇八、五	七、〇〇八、五
香港	二、二五四、〇	二、二九八、〇	二五、七二、五	五四七、五	三七、〇	一八一、五	九七〇、〇	三五、〇	二六四、五	三八、九九四、〇

是等輸出品中十六手にて輸出するは攝津紡績の立馬、鐘ヶ淵紡績の藍魚、福島紡績の船美人、扇面、倉敷紡績の金三馬等にして、二十手にては岸和田紡績の惠美須、內外棉會社の唐子、攝津紡績の立馬鐘ヶ淵紡績の藍魚和歌山紡績の日烏、東洋紡績の金魚等なるが、最近の調査に係る日本全國紡績會社一覽表を示せば次の如し。

全國綿糸紡績會社所在地資本金及錘數一覽表

（大正七年六月三十日現在）

社名	所在地	工場數	資本金 總額 円	資本金 拂込高 円	諸積立金 円	錘數 リング 本	錘數 ミュール 本	撚絲錘數 本	織機臺數 台	創立年月
（營業所）大阪市東區備後町三丁目										
（攝津工場）大阪市南區木津川町二丁目										
（高田工場）奈良縣北葛城郡高田町										
（明石工場）兵庫縣明石郡明石町										
（平野工場）大阪府東成郡平野鄉町										
（大垣工場）岐阜縣安八郡大垣町										
大日本紡績										
（郡山工場）奈良縣生駒郡郡山町										

株式會社寺田紡績工廠	大阪府泉南郡麻生郷村	一	五〇〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	二、四三五、四二四	一四三、五六〇	—	四六〇	同 三五、一一
（本社及東工場）和歌山市傳法橋南之町		—	二五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇、六〇	—	—	大正元、一三
（西工場）同		—	—	—	—	一二、一〇〇	—	—	—
和歌山紡織株式會社						八、一六	—	三六	
（手平工場）和歌山縣海草郡宮前村		—	—	—	—	一七、四四四	三、六〇〇	五三〇	
（中之島工場）同　中之島村		—	—	—	—	三三、三三	三、〇〇〇	—	
松太綿布株式會社	（本社及工場）和歌山市元町糸行町二丁目	七	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	八二七、四九六	五九、九四四	六、六〇〇	八九六	明治二六、三
（宇須工場）和歌山縣海草郡雜賀村		二	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	（紡機据付中）	—	一五〇	大正六、二
紀陽織布株式會社	和歌山縣海草郡岡町村	二	一、五〇〇、〇〇〇	九三一、二五〇	五六〇、三九八	一三、〇三一	—	三〇〇	明治四三、三
和歌山縣海草郡内海村		一	一、〇〇〇、〇〇〇	六三五、〇〇〇	六八、七二一	五、九三〇	—	三三三	大正三、九
内海紡織株式會社	（本社及日高工場）和歌山縣日高郡御坊町	—	—	—	—	二〇、〇〇〇	—	—	
（姫路工場）姫路市千代田町		—	—	—	—	二四、四八〇	—	—	
日出紡織株式會社	（營業所）大阪市東區博勞町二丁目	—	—	—	—	—	—	—	
合名會社辻紡織所	（本社及製織工場）京都市四條通千本	二	三、〇〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一四八、三〇〇	四四、四二〇	—	—	同 元、六
（紡績工場）京都市三條通千本		—	—	—	—	—	—	五五	
日本紡織株式會社	（本　社）大阪府西成郡千船村	五	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一	一四、三〇八	七、四〇〇	—	
（飾磨工場）兵庫縣飾磨郡飾磨町		一	一、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三一、八二	八、六六	—	五五	同 四、六
（本　社）岡山縣都窪郡倉敷町		—	—	—	—	—	—	—	同 三、七
倉敷紡績株式會社	（倉敷工場）同	—	—	—	—	三〇、二三	—	—	
（玉島工場）同　淺口郡玉島町		—	—	—	—	二八、六〇	—	—	
（萬壽工場）同　都窪郡萬壽村		—	—	—	—	二六、九三一	—	—	
（坂出工場）香川縣綾歌郡坂出町		—	—	—	—	二八、七二八	—	—	六、〇五六

（松山工場）松山市三津口町	—	—	—	—	一六、五二三	—	—	—	—	—	—	—
（出張所）大阪西區江戸堀北通一丁目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四陽紡績株式會社	八	三、九五〇、〇〇〇	三、九五〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一二四、三二四	—	六、〇八六	—	明治三〇、一二	—	—	—
（本社及工場）岡山縣兒島郡琴浦町	一	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一九五、〇〇〇	二〇、一四四	—	一、七六	五五〇	明治四五、七	—	—	—
（營業所）大阪市北區中之島二丁目												
株式會社半田綿行	一	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	四六七、四五五	八、一九二	—	—	—	大正四、三	—	—	—
（紡織部）岡山縣淺口郡玉島町												
（本社）大阪市西區本田通二丁目												
海塚紡績所	一	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	三、一六六	—	—	—	明治三五、四	—	—	—
（營業所）廣島市四地方町												
（工場）廣島縣佐伯郡河內村												
株式會社三島紡績所	一	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二七、七六八	一一、四八四	—	—	—	大正二、二	—	—	—
（本社及工場）愛媛縣宇摩郡三島町												
（出張所）大阪市南區難波西圓手町												
今治紡績合名會社	一	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	五、二三一	—	—	—	同七、四	—	—	—
（本社）大阪市東區北濱四丁目	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛紡績株式會社	—	—	—	—	一一、三一〇	—	二、四〇四	—	—	—	—	—
（八幡濱支店及工場）愛媛縣西宇和郡八幡濱町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（下村支店工場）岡山縣兒島郡琴浦村	—	—	—	—	九、九四〇	—	一、八〇〇	—	—	—	—	—
明治紡績合資會社	三	八三五、〇〇〇	七六七、二〇〇	三三五、〇〇〇	三一、四二〇	—	四、一〇四	—	明治三五、一二	—	—	—
（本社及工場）福岡縣遠賀郡戶畑町												
（出張所）大阪西區江戸堀南通一丁目												
佐賀紡績株式會社	二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	三五、二三一	—	五、二五〇	—	同四一、八	—	—	—
（本社）佐賀市大字松原町												
（工場）佐賀縣佐賀郡神野村	一	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	四、六六〇	五、五二一	—	—	—	大正五、一二	二四四		
（支店）大阪市南區末吉橋通二丁目												
長崎紡績株式會社	一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	三五、八〇〇	—	—	—	同元、一二	—		
（本社及工場）長崎市幸町一丁目												
（營業所）大阪市北區堂島濱通二丁目												
大分紡績株式會社	一	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八七五、〇〇〇	二一〇、三二七	三六、六一三	—	一、八四〇	—	同七			
（本社及工場）大分市大字生石												
（出張所）大阪東區南久寶寺町四丁目												

日清紡績株式會社
（本社及工場）東京府南葛飾郡龜戸町
（京都工場）京都市上京區古川町
（高岡工場）富山縣射水郡横田村

大正六年十二月現在	六	一八、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	七、四四五、八七七	三六、七八六	三〇、二六〇	六七、一九六	一、五四八	明治二九、三
三十一日現在	三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五八五、四〇〇	八五、二〇〇	—	二八、七五六	五〇	同　三〇、一
三十一年六月現在	二	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	二九七、二五〇	三二、四六四	—	—	六八	同　三九、九
三十一年十二月現在	一	一五、〇〇〇、〇〇〇	二、七五〇、〇〇〇	二九七、二五〇	三二、四六四	—	—	六八	同　三九、九

東京キヤリコ製織株式會社　東京府南葛飾郡吾嬬町

大正六年十二月現在	四二	一七〇	一七六、二〇二、六五〇	一二七、〇五五、二三〇	七二、四五七、六〇三	三、〇二四、九二三	五二、九一〇	三八五、〇七四	三七、六八〇	—
三十一日現在	四三	一七〇	一六二、八三〇、一五〇	一二五、六三三、〇三〇	七〇、〇三七、二五五	三、〇〇八、五六八	五二、九一〇	三八三、四五八	三六、一八一	—
三十一年六月現在	五六	一二〇	一二五、一三〇、一五〇	一〇八、一八六、七五〇	五六、八四七、三一一	二、八九〇、七二〇	五二、一七〇	三七五、三〇四	三五、〇四〇	—
三十一年十二月現在	四〇	一六一	一三五、二五〇、一五〇	九九、六四二、八八八	四八、九五三、三八一	二、八三五、九四四	四九、六九〇	三七〇、六八一	三一、二九五	—
大正元年十二月現在	五六	一六〇	一〇八、四三六、四〇〇	八六、〇八三、一八七	三九、〇五六、一〇七	二、七六四、五八八	五一、一五〇	三六五、五六六	三〇、五六二	—
三十一日現在	四一	一六一	一一〇、一七六、四〇〇	八六、〇一二、六七七	三八、六六三、〇六四	二、七四四、一二四	五三、三九〇	三五五、三一八	三〇、〇六八	—
大正二年十二月現在	四二	一六五	一〇九、三五六、四〇〇	八五、三一二、三七七	三七、三四八、八九八	二、七二四、四五二	四八、三五〇	三四八、七三九	二八、三八七	—
三十一日現在	四二	一六七	一〇九、六七六、四〇〇	八五、八一〇、四二四	三六、六三九、三四九	二、六〇六、〇〇四	五一、一七〇	三四八、七六六	二五、四四三	—
大正三年十二月現在	四三	一六四	一一四、〇三六、四〇〇	八八、七一〇、七七二	三五、四四四、二八八	二、八五六、一七二	五一、一七〇	三三〇、三六四	二五、三五五	—
三十一日現在	四四	一六二	一一三、〇五六、四〇一	八六、四四四、〇五九	三五、八〇三、一二九	二、六六五、〇八四	四九、四五五	三三〇、九一二	二四四、一二四	—
大正四年十二月現在	四四	一六〇	一一四、五六三、九〇〇	八八、三五三、九〇九	三五、一三七、八五九	二、七三七、九〇四	四九、三五〇	三五〇、六七二	二三、七五三	—
三十一日現在	四五	一六七	一一五、一五六、四〇〇	七九、三六六、四九五	二八、五六八、三四	二、一三五、〇〇〇	五一、七四八	三五一、八八八	二三、八九八	—
大正五年十二月現在	四二	一六〇	一〇五、一五六、四〇〇	七二、一四四、四九二	二五、五三六、一二四	二、一〇五、七〇八	五一、八八八	三〇四、五七二	二〇、九〇二	—
三十一日現在	四二	一六五	一〇八、四三六、四〇〇	八二、三五二、九四五	二四、七八八、七七三	二、一二七、七五六	五三、〇四〇	三六六、四一〇	二〇、四三二	—
大正六年六月現在	四二	一六五	一〇九、〇六六、四〇〇	八二、三五二、九四五	二四、七八八、七七三	二、一二七、八五六	五三、〇四〇	三六七、四一〇	二〇、四三二	—
三十一日現在	四二	一六七	一〇九、六七六、四〇〇	八四、〇六〇、一三〇	二五、二七四、〇四二	二、一六四、八九七	五三、八六〇	三七一、八九八	二〇、九三一	—

合計

大正六年十二月現在	四二	一七〇	一七六、二〇二、六五〇	一二七、〇五五、二三〇	七二、四五七、六〇三	三、〇二四、九二三	五二、九一〇	三八五、〇七四	三七、六八〇	—
三十一日現在	四三	一六二	一六二、八三〇、一五〇	一二五、六三三、〇三〇	七〇、〇三七、二五五	三、〇〇八、五六八	五二、九一〇	三八三、四五八	三六、一八一	—
三十一年六月現在	五六	一二五	一二五、一三〇、一五〇	一〇八、一八六、七五〇	五六、八四七、三一一	二、八九〇、七二〇	五二、一七〇	三七五、三〇四	三五、〇四〇	—
三十一年十二月現在	四〇	一六一	一三五、二五〇、一五〇	九九、六四二、八八八	四八、九五三、三八一	二、八三五、九四四	四九、六九〇	三七〇、六八一	三一、二九五	—
大正元年十二月現在	五六	一六〇	一〇八、四三六、四〇〇	八六、〇八三、一八七	三九、〇五六、一〇七	二、七六四、五八八	五一、一五〇	三六五、五六六	三〇、五六二	—
三十一日現在	四一	一六一	一一〇、一七六、四〇〇	八六、〇一二、六七七	三八、六六三、〇六四	二、七四四、一二四	五三、三九〇	三五五、三一八	三〇、〇六八	—
大正二年十二月現在	四二	一六五	一〇九、三五六、四〇〇	八五、三一二、三七七	三七、三四八、八九八	二、七二四、四五二	四八、三五〇	三四八、七三九	二八、三八七	—
三十一日現在	四二	一六七	一〇九、六七六、四〇〇	八五、八一〇、四二四	三六、六三九、三四九	二、六〇六、〇〇四	五一、一七〇	三四八、七六六	二五、四四三	—
大正三年十二月現在	四三	一六四	一一四、〇三六、四〇〇	八八、七一〇、七七二	三五、四四四、二八八	二、八五六、一七二	五一、一七〇	三三〇、三六四	二五、三五五	—
三十一日現在	四四	一六二	一一三、〇五六、四〇一	八六、四四四、〇五九	三五、八〇三、一二九	二、六六五、〇八四	四九、四五五	三三〇、九一二	二四四、一二四	—
大正四年十二月現在	四四	一六〇	一一四、五六三、九〇〇	八八、三五三、九〇九	三五、一三七、八五九	二、七三七、九〇四	四九、三五〇	三五〇、六七二	二三、七五三	—
三十一日現在	四五	一六七	一一五、一五六、四〇〇	七九、三六六、四九五	二八、五六八、三四	二、一三五、〇〇〇	五一、七四八	三五一、八八八	二三、八九八	—
大正五年十二月現在	四二	一六〇	一〇五、一五六、四〇〇	七二、一四四、四九二	二五、五三六、一二四	二、一〇五、七〇八	五一、八八八	三〇四、五七二	二〇、九〇二	—
三十一日現在	四二	一六五	一〇八、四三六、四〇〇	八二、三五二、九四五	二四、七八八、七七三	二、一二七、七五六	五三、〇四〇	三六六、四一〇	二〇、四三二	—
大正六年六月現在	四二	一六五	一〇九、〇六六、四〇〇	八二、三五二、九四五	二四、七八八、七七三	二、一二七、八五六	五三、〇四〇	三六七、四一〇	二〇、四三二	—
三十一日現在	四二	一六七	一〇九、六七六、四〇〇	八四、〇六〇、一三〇	二五、二七四、〇四二	二、一六四、八九七	五三、八六〇	三七一、八九八	二〇、九三一	—

四十三年六月現在	三六	一三五	九三、八七一、三〇〇	六六、四〇一、三四〇	一四四、六三二、五二一	一、九四八、八五〇	五六、一二八	一四二、七三五	一五、五一九		
三十四年十二月現在	三七	一三四	七五、八七一、三〇〇	六四、三〇一、〇〇〇	三三、七八四、四七〇	一、九〇三、八四四	五一、〇三八	三三七、五四四	一三、八一三		
四十二年六月現在	三七	一二七	八六、六二一、三〇〇	五九、七三三、七三〇	三三、八三五、七一九	一、九八一、二四〇	五一、九五八	三三、四九二	一三、一七六		
四十三年十二月現在	三六	一三五	八五、五二一、三〇〇	五八、五九七、二八五	三三、二八九、六二四	一、七四三、九二一	五一、八八	一七、八二〇	一二、一四六		
四十四年六月現在	三九	一三〇	八六、四八一、三〇〇	五九、五五五、五八	三一、九三一、八三九	一、五五八、八八二	五二、九二〇	一六八、七四四	一〇、三七九		
三十四年十二月現在	四三	一二八	九〇、〇六六、三〇〇	五七、三三一、一三五	三〇、九六六、二三四	一、四九二、〇三三	四八、四三〇	一四四、七八九	九、四六二		
三十五年六月現在	四八	一二九	八四、一七九、二五〇	五二、七四四、二三八	一八、四八四、四九二	一、四三五、八七七	四三、二三〇	一三七、八九九	九、二三六		
三十五年十二月現在	四七	—	四五、四〇三、三五〇	三八、四三二、三五〇	一五、三六八、九四八	一、三六五、〇一三	七七、一四〇	一三六、八三六	九、二〇一		
三十六年六月現在	四九	—	四三、九三二、三五〇	三七、三五〇、九五八	一三、四三一、六四五	一、三七二、七〇九	七七、一四〇	一三三、〇五二	九、一三六		
三十六年十二月現在	五一	—	三八、四六二、九〇〇	三四、八五一、六八	七、〇四〇、八二一	一、三四四、七八六	八三、〇四〇	一二四、三一〇	六、四三二		
三十七年六月現在	四九	—	三七、一三五、四〇〇	三三、四八六、七三〇	六、八八八、九五四	一、三三〇、三五五	八五、三三〇	一三一、〇七六	五、〇八五		
三十七年十二月現在	四九	—	三七、八五五、四〇〇	三三、四六七、三五三	五、八〇四、九五二	一、三三一、八四四	八六、三三〇	一三九、〇五五	四、九二一		
三十八年六月現在	五一	—	三八、五五五、四〇〇	三四、〇六九、二三六	五、一三三、八九二	一、三九五、〇八六	八六、三三〇	一三六、九七六	五、〇四三		
三十八年十二月現在	四九	—	三七、八三二、四〇〇	三三、三五五、四七〇	四、六四四、三三三	一、三六八、七八六	九一、三三〇	一三五、三七四	五、〇六九		

尙次に最近の綿糸相場表を掲げて參考に供す。

大正六年中內地現物相場

月次	二〇鐘紡 高	二〇鐘紡 低	八ノ一六鐘紡 高	八ノ一六鐘紡 低	二番瓦斯 高	二番瓦斯 低	一六美人 高	一六美人 低	二〇双鹿 高	二〇双鹿 低
一月	一八六・六〇円	一七七・五〇円	一六七・五〇円	一五八・〇〇円	六七〇・〇〇円	六四五・〇〇円	一七八・〇〇円	一七三・〇〇円	一七九・〇〇円	一七三・〇〇円
二月	一九九・三〇	一九五・三〇	一七四・〇〇	一七三・〇〇	六六〇・〇〇	六三五・〇〇	一八一・〇〇	一七六・〇〇	一八四・〇〇	一七六・〇〇
三月	一九五・〇〇	一八九・三〇	一七三・〇〇	一七二・五〇	六九〇・〇〇	六五五・〇〇	一八三・五〇	一八〇・〇〇	一八六・〇〇	一八二・〇〇
四月	二〇〇・〇〇	一九六・三〇	一九六・三〇	一七三・三〇	八〇〇・〇〇	六六八・〇〇	二〇一・〇〇	一八一・二五	二〇五・〇〇	一八五・〇〇
五月	二二二・〇〇	二〇五・〇〇	二一三・三〇	一九〇・〇〇	八五五・〇〇	七九〇・〇〇	二一三・〇〇	一九六・三〇	二三三・〇〇	二一四・〇〇

するに止りたるに、大正六年頃には綿糸の好況に促され殆んど全部運轉し、大正三年頃には一ヶ月漸く二萬俵の生產を見たりしもの、大正六年頃には一ヶ月四萬俵の製造能力を具するに至れり、而して今後は益國內紡績業の發達を見るべく、又棉花の改良作も其成蹟の上に有利なる結果を來すべきを以て、支那紡績業の將來は決して輕視すべからず太糸は是等支那製に任するの外なきに至るべし、然れども番手の多きものに至りては、尙到底支那に於て生產する能はざるべきを以て、此方面に於て我紡績業者の發展すべき餘地は十分に存す。

綿布類

綿布も我對支輸出品中の主要なるものゝ一なり、我綿布類が支那に於て勢力を占むるに至りたるは、日露戰爭以來を以て著しとす、就中滿洲に對する輸出の增加は戰後我國の當業者が一致協力して非常なる努力を用ひ、從來勢力ありし英米兩國品を驅逐したるが爲にして爾後滿洲並に北支方面に於ける我綿布の勢力大に加はるに至れり、斯くて近年我綿布は支那市場に雄飛するに至りしも、然かも之を數字上より見れば、我輸入額は總輸入額に比して決して多しと云ふに足らず、今後十分販路を擴張し得べき餘地を存するを見る。

白木綿

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	一〇、三六、六四 斤	一〇、四六、一七 円	八八、三七、〇五五 斤	五、九二〇、八七 円
支那	七四、四三、〇四〇	八、〇九九、三七	五八、三〇六、三八七	四、一五一、六五四
關東州	三三、三五二、一八	二、五九五、六二七	二八、一三、〇一五	一、六九一、二七一
香港	一七、六〇〇	八、五八一	四五九、七二七	一九、八四

支那輸入額（日本棉布）

輸入先	一九一七年 數量 斤	一九一七年 價額 海關兩	一九一六年 數量 斤	一九一六年 價額 海關兩
純輸入額	一〇六、六四七、〇四〇	六、四〇六、八〇六	八六、一四八、五六二	四、六二一、七五九
日本	一〇六、六七〇、二五五	六、四〇四、二四三	八五、四三三、三二三	四、五七三、二二四

大品の支那に於ける需要地は滿洲及北部支那を主とし、就中滿洲最も多く、長江沿岸地方の需要は少し、是等輸出品は大尺布、中尺布、套布及其他の小幅綿布なるが、大尺布大部分を占む、同品は幅十八吋、長は普通二十一碼以上二十二碼なるが近來は長きを好む傾向あり、匁付は五百六十匁以上六百匁迄のもの多し、中尺布は幅十四吋、長二十四碼乃至二十五碼匁付三百八、九十匁乃至四百匁位、套布は幅十三吋乃至十三吋半、長六碼四分の一、匁付百三十五匁位のものなり。

大尺布は主として滿洲に仕向けられ、同地にては相當勢力あるも、同地以外にては、上海土布との競爭上輸出困難にして、著しき發展を見ず、滿洲に於ける販路は從來南滿鐵道の沿線を主とし、輸出總數の四分の三は、安東縣を通過して奉天、鐵嶺、開原、長春、哈爾賓等の各方面へ輸送せられ、大連及營口より輸入せらるゝものは、殘餘の四分

の一に過ぎず、然かも營口輸入のものは、大抵同地にて賣買せられ、大連輸入のものも、其の更に奥地に輸送せらるるものは、半數に過ぎずと云ふ。

中尺布は主に哈爾賓と安東縣とを仕向地とし、奎布も主に哈爾賓向のものなり。

一方大尺布の競爭品たる支那土布の滿洲出廻りは年々增加し、目下營口大連へ入るもの毎月二萬乃至三萬俵にして年額三十萬乃至三十五六萬俵にも上れり、然るに本邦大尺布の供給は僅に十萬俵に過ぎずして、常に支那土布の爲に壓倒せられつゝある有樣なり、之れ支那土布は製品の上下を問はず、一俵平均相場にて賣出し居り、本邦大尺布より割安なるが爲なり。

本品製造は名古屋、泉州方面を主産地とし、個人工場の製造に係るもの多し、其大正六年中に於ける成行相場を示せば次の如し。

	一、二月	七月	十月	十二月
大尺布	五百八十匁付	三·三〇	三·七〇	三·二〇
同	六百匁付	三·三〇	三·八〇	三·三〇
同	五百三十匁付	三·九〇	三·三〇	三·九〇

天竺布

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	四、二八一、七六四	七、三八〇、三二	二、五五三、九六	二、六五五、一九八
支那	三、三九九、九五	六、三一〇、六二一	二、一九六、二三三	二、三五七、〇三三
關東州	二、〇九一、二三六	二、九三、三六九	一、一三五、四三〇	一、三三、三六一
香港	三、三九、三三〇	三三七、七六	一、三二、四〇五	一三三、三八四

支那輸入額

三十二吋もの

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	一、〇三〇、三五七	二、四三四、二三三	八九四、三五九	一、八〇六、六六
香港	二三〇、六六一	三四一、四六	九八、二三五	二四一、六八五
英國	四九、三三〇	一二四、六七一	六七、〇四七	一七〇、九七〇
日本	九二三、六六七	二、〇三六、六九三	七三二、九三一	一、三九九、九六二

三十六吋もの

純輸入額	九三、一九四	二六一、三六七	五〇、九七〇	一七三、二六〇
香港	三一、三六三	八三、七〇一	二〇、〇三五	七〇、二四一
日本	六三五、三〇〇	一七四、七三五	二四、八三	九、〇〇一

三十六吋長四十碼もの

純輸入額	二〇七、〇三五	七三五、三五〇	三三、〇四四	七六一、三五
英國	一七七、七三五	六三五、三五七	二〇九、九九	七三、三六二
日本	二六、七六	一〇八、三三〇	九、〇三七	二四、九三一

本品は北部支那に於ける需要多く、仕向先も天津、青島芝罘、上海を主とし、其幅二十九吋乃至三十二吋、一反の長二十四碼にして、小麥粉袋地用と衣服地用との二種あり前者は一反の匁付六封度以下、後者は六封度乃至七封度位のもの多く、上海、香港、哈爾賓向は主に袋地用なるも、其他は大抵衣服地用なり、袋地用にありては服部商店の菊印、衣服地用にては内外棉會社の旗印、東洋紡績會社の龍印等名聲あり。

支那に於ける本邦品の競爭品としては、英國製、印度製

及支那產あり、英國品は主として衣服地用に用ひられ、印度品は品質本邦品より稍可なるも麥粉袋は純白を尙ぶも此點に於て本邦品に劣る爲近來次第に日本品の爲に壓倒せらる、支那產は直隸省高陽附近の高陽布最も名あるも、本邦品よりも高價なる爲小麥粉袋用としては殆んど本邦品獨步の姿なり。

本品は會社製と個人工場製と其數に於て略匹敵し、會社製にありては東洋紡績、內外棉會社、合同紡績、和歌山紡績等の諸會社の製造多し。

色木綿

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	七、九九五、九三四瓩	一、〇七一、四二一円	三、四三五、三五六瓩	三九九、三二四円
支那	三、五九五、七〇三	五四一、〇四四	一、四三二、八三二	二四四、五三二
關東州	三、四二九、五四六	四四五、八七七	一、九四四、八二六	一五〇、〇九六
香港	六八、七五八	六、二八四	四二、九六六	四、八三二

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	一、〇二九、六八	五二、九六	六三、五二	六八、五九六
香港	三六、二三二	四八、六二三	六六、七五二	一三三、七四四
日本	三七、四〇六	三四、三七七	三一、一四〇	一二三、五一〇

本品は從來は主に大尺布を染色したるものなりしが、近來は輸出減少して、在外邦人向衣服、蒲團の裏地、其他の小巾色綿布主として輸出せらるゝに至り、前年來は又一種の染金巾にして素綿布と稱するもの歐洲品の代用として賣行增加せり、素綿布は二十八吋幅三十碼物にして、淺黃、水色、黑、鼠等に染色し强き糊を施し、艶出し仕上をなせしものなり、本邦に於ける主產地は尾州及泉州にして、就中滿洲向は泉州產多きに居る。

縞木綿

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	三、八五八、三五七反	四、四一〇、八〇四円	一、六七一、〇四三反	一、五七、六三七円
支那	五二、三五三	一、四四三、五六	三〇五、六七	三五七、九三
關東州	二九八、一六六	六七七、五三二	八六、九五六	一〇五、一三八
香港	一九四、三八一	一五七、六六	一〇、九〇七	一〇三、〇一八

本品中多數を占むるは寧波布及膠布の二種にして、支那に仕向けらるゝものは主に前者なり、寧波布は二十七吋幅二十碼物にして、哈爾賓向は格子、辨慶縞、堅縞等多く、其他の各地向は鼠地、白地の立縞多し、膠布は二十八吋幅二十四碼若しくは四十碼ものにして、時として三十二吋幅のものもあり、多くは白地立縞なり。

生シーチング及生金巾

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	二四七、二八、二〇七瓩	四〇、一二七、二五五円	二三、三五、八三四瓩	二、四九七、一九五円

支那	一六四、〇四〇、六六六	二七、五六、一三五	九七、七九、一六一	二、三五、五八
關東州	八、三五、〇一三	一、二七、七八六	六、七三四、九三	七六、七七
香港	八七、八一〇	一〇九、一九四	九四三、一三〇	九、六六六

尙其大正六年中の輸出額月別表次の如し。

月次	支那	關東州
一月	九、四九、八二七	三七、七四
二月	一三、九一、〇九九	一、三四八、一六六
三月	一四、八三、五四四	六一三、八一二
四月	一四、一〇〇、一四八	一、九一、六五五
五月	一七、四七、一九四	一、〇五、一三三
六月	一四、四九、七九九	六三三、一八三
七月	一〇、一四、八六三	五三三、七五五
八月	一三、四三、九六七	二六、七八〇
九月	一三、八六三、一八五	一、三四五、一三三
十月	六、四八三、二八七	七八、八三
十一月	一〇、三五、五六六	三六〇、四〇〇
十二月	六、九六七、九七七	二九五、二〇〇
大正六年計	一六四、〇四〇、六六六	八、三五、〇一三

支那輸入額（生シーチング）

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	二、七三四、九九一 正	一〇、六〇九、五三〇 海關兩	三、三四、〇三一 正	八、〇八九、四一四 海關兩
朝鮮	六六、一五六	二四二、四三	六八、七九〇	二四一、一四三
日本	二、六〇九、七三一	九、四八六、四五〇	一、九三、九〇六	六、四九二、一二六
米國	六五、一〇〇	二四九、三三	三五三、二六〇	一、四二、五〇八

本品輸出は上海向を主とし、其外漢口、天津、青島、大連等の各方面へも仕向けられ、大體に於て生金巾（細布）多數を占む、同品は通常幅三十六吋、長四十碼にして、夕付は十二封度位より重きは十三封度半迄なれど、輕きは七封度位のものあり、此種の輕目ものは幅三十八吋長三十八碼もの多くして、市中にては俗に之れを市布と稱し居れるが數年來其輸出頓に增加せり、シーチング（粗布）も寸法は生金巾と同樣なれども、夕付は十三封度もの大部分を占め、而して生金巾は鐘淵、東洋、合同、攝津、尼ヶ崎、福島、和歌山等の各紡績會社の製品皆輸出せられ、特に商標の一定せる標準品と見るべきものなきも、シーチングに在ては東洋紡績の龍C印、鐘ヶ淵紡績の九龍印の二品名聲あり、輸出品の大部分を占む。

本邦品の競爭品としては米國產及支那產品あり、米國產品は滿洲に於ては本邦品に驅逐せられたるも尙北支那及中部支那に於て多大の勢力あり。

綾木綿（雲齊布）

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	一四六、一三五、三五八 碼	三六、八三五、三一七 円	二一、〇〇一、八〇〇 碼	一三、一三八、九三 円
支那	一三、三四九、四七七	三、六七一、四六七	八五、五八、九三	一〇、〇四四、〇五
關東州	六、二六二、七一三	一、七六、五〇一	五、七〇、一四四	六三、六〇六
香港	二、〇八九、三六六	三六八、六七一	六三〇、四四四	一三五、四七

支那輸入額（ドリル）

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	一、四三、六二一 正	五、五八、九一 海關兩	一、〇六、五七 正	三、三三、七〇 海關兩

香　港	三、七三	一四、一九	一〇、七六	一〇八、四八
日　本	一、四七、七四	五、四八、五七	一、〇三、六一	三、一七、〇四

ジーンス

純輸入額	一、六四、〇四六	五、六八、三六	一、四〇、二九	四、六七〇、九七
英　國	一五、五三	五四、五九	一五、六〇三	五九、六三五
日　本	一、四五、六三	五、〇七、八一	一、三五、〇四	四、〇三、四六四

普通綾木棉（ドリル）は支那に於ては本邦品大に勢力を有したりしが、細綾（ヂーンス）は、英米品勢力ありき、然るに戰爭の爲英米品の出廻り減退するや本邦産ヂーンスの輸出增加を見、大正六年に於ける輸出割合はドリルの四に對し、ヂーンスは六を占めたり、ドリルは幅三十吋、長四十碼、匁付十三封度乃至十四封度を普通とし、ヂーンスは三十吋幅、四十碼のものを建とせど、仕向地により三十吋幅、三十碼を好む處あり、匁付八十封度以上十三封度位迄あれど、普通は十二封度位迄のもの多し、支那に於ける本品の需要は北支那最も多く、滿洲、中部支那それに次ぎ、南支那は少し、其用途は紺、黑等に染めて下流社會男女の常服とし、又蒲袢、足袋、靴底等に用ふ、英國より輸入するドリル中には晒及カーキ色、紺染又は捺染を施したるものあり。

輸出品中名高きはドリルにては東洋紡績の鷲島印、富士瓦斯紡績の鳳凰印、ヂーンスにては鐘ヶ淵紡績の竹虎印東洋紡績の軍人印及三象印、天滿紡績の塔象印、服部商店の双童印等にして、輸出品は會社製七分、個人工場の製造品三分にして、其內ドリルは製造既に發達の餘地なき迄に進歩し、ヂーンスは尙發展の中途にあり。

更紗

日本輸出額

輸出先		大正六年	
		數量	價額
總輸出高		四二、六八一、五九	五、六四四、八三 円
支　那		三四、七三五、五八	四、六八、六三
關東州		四、六五〇、〇三	六三二、八二

支那輸入額

輸入先		一九一七年		一九一六年	
		數量	價額	數量	價額
純輸入額		一、四九八、六三	四、五四、四七 海關兩	六二三、八四一	一、九二九、二七 海關兩
香　港		五、三六	三一、二六	四、九五	二四、六七
英　國		一三、九二	四〇、八五	五二、三六	一四九、三六
日　本		一、三八、〇九	三、九八、六二	六六、三六	八四三、六〇

本品は近來國內製造の發達と共に、印度、南洋等へ輸出を試みしが、外國品の競爭あり、全然失敗に終りしが、時局以來獨逸品の杜絕、英露品の出廻り減少より、本邦品の賣行俄に良好となり、支那に對する販路も大に擴大せられ其輸出額遂に四百六十餘萬圓に達するに至れり、輸出品は殆ど二十八吋幅三十碼物に限られ、他には三十吋幅三十碼物多少の需要あるのみ、柄は大柄、中柄のもの多く小柄のものは少し、從來日本製布會社の品最も優良にして、賣行よかりしが、近來更に日本形染、和歌山染工等の品も同樣賣行あり、本品は婦人衣服用とし、殊に夏着用となすもの多きを以て、春より五六月頃迄の間賣行最も多し。

被褥布

日本輸出額

輸出先	大正六年 数量	大正六年 価額	大正五年 数量	大正五年 価額
總輸出高	一三三、三一七打	一、八三、七四四円	二三五、四六九打	九三、〇七六円
支那	三八、七二八	三三、九八三	三三、八三四	三四二、四六六
關東州	二、九六四	一四八、二四四	一〇、二七五	八一、〇三五
香港	一三、七三五	一〇九、九一九	一三、一三四	八三、三三七

本品は紋織にして、幅四十五吋、長七十二吋位を最小とし、最大は幅六十五吋、長九十吋位迄、目付は一貫三百匁より五貫匁位迄のものあり、近來支那向は幅五十吋、長七十五吋、目付一貫八百匁と、幅五十六吋、長七十八吋、目付二貫四百匁の二品最も賣行あり、白地の外に色敷布、縞敷布も共に賣行增加せり。

綿ブランケツト

日本輸出額

輸出先	大正六年 数量	大正六年 価額	大正五年 数量	大正五年 価額
總輸出額	四、二四四、八九五斤	二、五三、三五〇円	二、五二、八一六斤	一、四四二、一六四円
支那	三三三、〇三四	三六〇、七三五	三四七、一四七	二五、三五
關東州	一六六、三三七	一八〇、八六七	九六、九〇三	八〇、七六
香港	六六六、八一三	四三一、八五一	四〇一、八九〇	二八一、八一〇

支那輸入額

輸入先	一九一七年 数量	一九一七年 価額	一九一六年 数量	一九一六年 価額
純輸入額	七三七、一三六	六八四、六五六	四六四、八一三	三四、一四五
香港	一〇七、〇七三	九八、三九九	一〇八、四五四	一〇四、一三一
日本	六五七、四〇八	五九四、一八三	三四二、二五〇	二三、八二

本品の支那へ輸出せらるゝものは、五十吋の七十五吋二百匁付のもの八割、六十吋の八十吋にて三百匁付位のもの二割を占め、模様は大柄の派手なるものにて、二挺杼もの、三挺杼もの多し、其の產地は泉州大津最も名あり、名古屋は久しき以前に甚だ盛にして、其後一時衰へしが、更に最近又再興せり。

綿フランネル

日本輸出額

輸出先	幅二十九吋以下 数量	幅二十九吋以下 価額	二十九吋以上 数量	二十九吋以上 価額	大正六年計 数量	大正六年計 価額	大正五年計 数量	大正五年計 価額
總輸出額	六二、三三〇、三三碼	七、二七八、七三五円	二七、五六四、八〇六碼	三、三五八、六六七円	一〇、三七、三九三	一、八三七、四〇二円	五三、四四四、一三六	六、一四〇、〇五七円
支那	九、三五〇、四一三	一、八八、三四四	一〇、一三三、六三九	二、三六、四六九	一九、四八四、〇四二	四、二六、〇一一	二五、四〇四、一三三	二、三六、四三五
關東州	一、三三、七九〇	二六一、九四七	一、〇七六、一四九	二三八、二三八	二、三〇九、九三九	五二九、七三五	八五〇、〇九九	二五、三〇七
香港	六、〇九九、一九七	六八二、一四四	四七八、七三五	七三、四六	六、五〇七、九七二	七三七、六三〇	五、八三、四八二	四九二、四四

支那輸入額

無地染色模様もの

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
	數量	價額（海關兩）	數量	價額（海關兩）
純輸入額	六八六、四五六 正	二、七六、六三五	四八九、四九七 正	一、八三五、八六七
香港	七二、七七七	三四八、六三〇	毛、七八	三八、五三一
日本	六二一、五四四	二、四二九、六四八	四三六、四一九	一、六二〇、四四四
米國	三五、〇九〇	一〇〇、六二一	四一	四九三

糸を染色して織りたるもの

純輸入額	三四一、一〇一	八九五、四八〇	一七〇、八八六	五八〇、三四五
香港	一八二、九〇〇	四三一、七四八	八四、八四三	二六一、六六七
日本	一五一、三九三	四一九、一八六	八二、四七六	二六一、九三三

本品寸法は二十四吋若くは二十九吋のものあり、支那向二十四吋ものは多く手織物縞物にして、二十九吋ものは無地若しくは捺染物なり、無地は大抵白、卵、トキ、水色等にして、此外少數の雜色物あり、捺染物は南支向は色の薄きもの多けれど、北支向には濃色のもの多し、手織縞物は粗品にして大正六年度に於ては藍棒最も多く、これに次ぐは色棒なり、此外支那向には片綾及白綾も相當實行あり、從來最も輸出の多きは藍棒にして、南支向は殆んどこれなり。

是等輸出品は兩面共に起毛せるものあれども、片綾、白綾、藍棒、色棒は孰れも半面起毛にして、殊に藍棒、色棒は三十吋幅にありては十分起毛すれども、二十四吋幅にありては、起毛は只名のみにして、殆んど其實無し。

藍棒は日本品の外英國品の輸入あり、但し英國品は本邦品より品質劣等なり、又白綾は米國よりの輸入あり。

本品の輸出總額の七八分は和歌山縣の產出にして、白綾、藍棒の上等品は伊豫今治の製造多く、片綾は和歌山の起陽織布會社及大阪附近個人工場の製造に係るもの多く、捺染物及無地物は和歌山各會社工場の製品多し、而して是等製造業者は大抵內地向と併せて製造し輸出品を專業とするものなきも、其主要なるもの次の如し。

和歌山市
- 同　和歌山綿布株式會社
- 同　松太綿布株式會社
- 同　紀陽織布株式會社
- 同　第一綿ねる株式會社
- 同　玉置起毛工場
- 同　株式會社服部商店支店
- 同　糸川龜之助
- 同　川上由松
- 同　馬場主計
- 今治町　阿部株式會社
- 同　分株式會社興業舍
- 同　今治織物株式會社
- 同　㊋矢野綿ねる工場

尙大正六年中に於ける相場の一班次の如し。

		七八月	十二月
藍棒	三十吋幅三十碼物一貫	日付	日付
		八·〇〇	六·五〇
白綾	同　一貫三百五十目付	一二·〇〇	九·五〇
	十碼物　一貫六百目付	一六·〇〇	一三·〇〇
片綾	同　三十碼物　一貫九百六十目付	一三·五〇	一〇·五〇

染糸を以て織りたる　各種綿布

右は我國貿易統計の品目としては數へられざるものにして、支那海關統計にあり、染糸を以て織りたる各種綿布を總て合算せるものなり、今參考の爲其輸入額を示す。

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	一六、七七七、九五四 碼	二、一六二、〇九九 海關兩	八、九四八、五一〇 碼	八八九、九〇一 海關兩
香港	三、四一〇、三五五	五九九、七三一	四六四、二一八	六五、一五一
英國	三、六六六、二八九	六三三、九六一	二、二六六、六四九	三四九、四八一
日本	一三、七三三、二四四	一、三三四、三四八	五、九九二、七三五	四二三、〇五五

絹綿繻子

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	三、〇三三、五四七 碼	一、三五〇、五四八 円	一、七一〇、七三五 碼	八六三、二〇八 円
支那	一、一五六、六三五	一、一九、三六六	一、四五二、一五六	七五八、八二
關東州	二〇九、九八二	二四、八七七	一五三、九七八	六一、四七三

本邦より輸出する絹綿繻子は絹絲を經とし、綿絲を緯として織りたるものにして、各種の色無地に染色して、輸出せられ、幅三十四吋乃至三十五吋長二十五碼乃至三十碼あり、支那に於ては演劇用衣裳、婦人用袴地、帽子用、寢臺椅子等の裝飾用、靴用等に用ひられ、從來黒地の需要最も多し、又天津より蒙古地方に轉輸せらるゝ黄色のものは、喇嘛僧の衣服用に供せらると云ふ。

輸出品は從來京都織物會社製品五割、名古屋帝國燃絲會社製品三割を占め其他は桐生兩毛製織會社製品、桐生足利地方手織品等なりしが、大正六年度に於ては京都織物會社の製品輸出總額の六割を占むるに至れり。

京都織物會社の製品にては孔雀印最も多く、帝國燃絲會社の品にては門牌多數を占め、桐生製にては仙姑、彩蝶の二品最も名あり、而して品柄は孰れも平織の色無地にして黒大部分を占め、其他は赤、紫、紺等の色多し。

今大正六年末に於ける其相場を示せば次の如し。

					円
京都織物會社製	孔雀印	二九幅	黒地	一碼	一・三三
同	同	同	他色	同	一・二〇
同	桃印	二八同	黒地	同	一・二〇
同	同	同	他色	同	一・一七
同	錢印	二八同	黒色	同	〇・九三
同	同	同	他色	同	〇・九〇
帝國燃絲會社製	金門牌印	二九幅	黒、赤、紺	同	一・一二
同	同	同	他色	同	一・〇七
同	同	同	白	同	一・〇三
同	銀門牌印	二九幅	黒、赤、紺	同	一・〇五
同	同	同	他色	同	一・〇〇
同	同	同	白	同	〇・九五
同	綠門牌	同	黒、赤、紺	同	〇・八九
同	同	同	他色	同	〇・八四
同	同	同	白	同	〇・七六

紙類

支那に於ける紙類の需要は次第に增加し來れるも、從來は獨逸、瑞典、墺匈國等の製品の競爭あるが爲、本邦製紙は十分の發展をなす能はざりしが、歐洲戰爭以來外國品の

供給杜絶の爲、本邦品の輸入激增せり。

我國より支那に輸入する紙は、コッピー紙、模造洋紙、連史紙、鳥の子紙、板紙、煙草用紙等あり就中、洋紙最も巨額に達せり、今其主要なるものについて說明を加へん。

尙我國の貿易統計に於ては、紙の種類について區別するも、支那海關に於ては之れを一括計上するを以て、便宜此に支那海關の統計を揭げ、日本の輸出額は各種別について揭出すべし。

支那輸入額

輸入先	一九一七年 價額	一九一六年 價額
純輸入額	六、二四九、二九六	九、四二八、六三七
香港	九三五、九五八	六八一、二九九
英國	三三五、八〇九	九六六、八五五
諾威	二三五、一六〇	一、二四、六五九
瑞典	一二三、九四七	一、三〇二、四七三
日本	三、九六二、六七三	三、八六九、三六四
米國	五二九、五〇八	一、七五六、三三

模造洋紙

日本輸出額

輸出先	大正六年 印刷紙 數量	印刷紙 價額	其他 數量	其他 價額	計 數量	計 價額	大正五年 印刷紙 數量	印刷紙 價額	其他 數量	其他 價額	計 數量	計 價額
總輸出額	三六、〇五五、三〇一斤	七、三二、六七〇円	二、〇五九、一二四斤	九、五五一、七九四円	三八、一一四、四二五斤	三一、六七一、四六四円	四〇、六八八、九二七斤	四、六七〇、一〇四円	二、七五六、〇一九斤	四、二九四、二二五円	四三、四四五、九四六斤	四、八二、四七二円
支那	一九、〇四、九五六	三、五四、六〇五	一四三、三三	一、四〇、三三	一九、一八四、二三五	二、七五六、〇一九	二、四三、一四五	三、三四八、一六四	四九二、一四五	一、四二〇	二、八七一、四二〇	三、三四八、一六四
關東州	三、七一七、五七一	九二、四六三	一五三、一三五	九四五、五八八	三、八七〇、七〇六	二、五七一、七九	三九九、七九三		六六八、一七七	三、三五九、四八六	四、二六八、八七〇	六〇一、三七七
香港	五、九七、七二一	一、九六、二六二	一八、七五	一、四〇五、〇四〇	五、八二、六八八	三、八六、二五〇	五二一、六八八		二四三、八五一	六一、六六三	四、〇六〇、一四三	五九三、三六二

本品中主なるものは新聞用紙、普通印刷用紙にして、其他筆記用紙等の類あり、近年外國品の供給絶へたる爲、本邦品の需要增加したるも、價格暴騰の爲不引合にて商內を減少せり、支那に於ては三十六封度位のものを新聞紙、繪草紙、煙草の包裝紙等に使用し、其需要多きも、五十五封度以上のものは需要少し、我國に於ける本品製造主要會社次の如し

富士製紙株式會社
王子製紙株式會社
九州製紙株式會社

連史紙

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	一、〇三八、三三五刀	七三、二三五円	一、〇六、七三刀	三三、三三円
支那	三一九、六三	三二、二三六	四〇五、七四〇	三一、八三六
關東州	五〇三、八三	三六八、一九九	六〇六、七二	三九、六四八

本品の輸出は戰後瑞典品の出廻り杜絶の爲增加せるが、本品は折疊みありて容積大に運賃を要する事多く、且印刷の際不便なるより、漸次平判なる有光紙を用ふるもの多く、其輸出次第に減退するの傾向あり、有光紙は上の統計中には加へられざるが、若し之れを加算せば大正六年の輸出高は前揭數字の二倍に達すべし、連史紙は縱二十五吋、橫四十四吋あり、九十六枚を以て一刀とし、十五刀を以て一包(一扛)とし、二包又は四包を以て一梱とす、其支那に於ける用途は包紙、印刷用及窓張用等にして、極めて廣汎なり。而して輸出品中最も多數を占むるは富士製紙會社の製品仙鶴にして、滿洲方面に勢力あり、北支方面には同社の萬壽、中央製紙の金昌、九州製紙の双福等の賣行多く南支、厦門方面へは四日市製紙の精華、前記の双福、金昌、富士製紙の竹質等賣行あり。

有光紙は未だ商標の通れるものなきも、富士製紙の竹ロール、九州製紙の花ロール等大多數を占め、孰れも南北支那を通じて賣行あり、殊に上海仕向のもの多し、因に同紙は支那にては M. G. Cap. と稱し、寸法は二十五吋の四十四吋、五百枚につき十七封度の目付あるを普通とす、本邦に於ては此種の紙の製造器械は富士、九州、中央、小倉各製紙會社を通じて九臺あり、大正六年末に於ける本品相場次の如し。

仙鶴	富士製紙會社製品	三十刀ニ付	元・〇〇円
萬壽	同		二四・五〇
金昌	中央製紙會社製		二四・〇〇
双福	九州製紙會社製		二四・〇〇
有光紙			
竹質	富士製紙會社製	一封度ニ付	三三・
双福	九州製紙會社製		三三
金昌	中央製紙會社製		三三

鳥の子紙

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 金額	大正五年 數量	大正五年 金額
總輸出額	八九〇、四四五斤	四七二、八八四円	四二三、三五七斤	二三五、九五〇円
支那	五二三、五六〇	二九八、〇五三	三〇二、二四四	一六八、三七一
關東州	三三、三五七	三〇、六三二	四九、六五四	三一、六三三
香港	一三〇、八四九	四九、三三〇	七、二四〇	八、七六五

本品は支那に於て主として紙幣用に充てらるゝものにして、其寸法區々なるも普通賣行多きは二尺三寸二分の一尺八寸三分物(G)、二尺一寸五分の一尺六寸七分物(F)、一尺九寸の一尺五寸物(D)等にして、是等は又其の一連の重量により一號より三號迄に區分せらる、支那向としてはG一號の三十六封度物最も需要あり、本品の產地は福井、靜岡兩縣にして、福井縣は支那向を主とし、武生の西野製紙場、武生製紙所等其主たるものなり。

板紙

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出高	三〇、六九三、八七〇斤	一、三四四、三四四円	二、九九二、四五三斤	九八六、三九四円
支那	五、四九九、八三一	三二七、七五五	六、六三三、三三一	三二一、六七七
關東州	八七、九九二	七〇、九九九	九七三、八三八	五一、五三二
香港	一、三四四、三三〇	六七、一六六	九四四、八三三	三一、九二九

本品の支那に輸出せらるゝものは、大部分藁製黃板紙の厚物にして、一枚の大さ大抵二十五吋の三十吋にして、重に十号乃至六十号のものなるが就中十六号のもの最も多し、其製造場は岡山製紙、東京板紙、博多製紙、北越製紙西成製紙等を主とす。

煙草用紙

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額
總輸出高	一、九三五、三九五斤	一、九八九、八三四円
支那	五六四、一八七	四二四、〇二一
香港	三五六、九二一	二四一、五四四

本品は伊太利、佛蘭西、瑞西等の製品が出廻り杜絶せる爲、本邦品の需要を見るに至れるが輸出品はライス紙を主とし、卷取製は幅二十三ミリメートルより三十三ミリメートル迄長は一卷千五百六十米突、四千米突の二種あり、又孰れにも有線、無線の別あり、完全燃燒の品は東洋製紙會社以外にはそれを製造するものなしと云ふ、輸出ライス紙製造工場は次の二三者を以て主とす。

大阪　東洋製紙會社
靜岡縣　東海製紙會社
同　岩淵製紙會社
同　瀧川製紙會社

硝子製品

支那民度の進むと共に硝子製品の需要亦增加し來れり、然し一方是と共に國內の硝子工業勃興せるも、然かも支那人の工場は尙幼稚にして、將來本邦品の發展すべき餘地十分にあるべく、前途有望の對支貿易品の一なるべし。

硝子罎

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	四、九八〇、八七〇打	四、三九八、七六六円	一五、六三二、六四六打	三、七〇八、七三四円
支那	一、一八二、二六〇	四二五、八三五	一、三四四、四三四	三四七、〇九六
關東州	九四、九九五	四六、三九五	一八五、〇二六	五〇、九七五
香港	八七二、〇二八	三四四、六三〇	七八、〇四八	三七、一三

支那輸入額

輸入先	一九一七年 價額	一九一六年 價額
純輸入額	海關兩 三〇七、三六九	海關兩 三六、七四四
香港	六五、三二	七、二三
日本	一九九、四七八	二三〇、八六

本品の種類は藥瓶、化粧水入瓶、油入瓶、ラムネ瓶、麥酒瓶等各種あれども、其輸出最も多きは化粧品、賣藥用の小瓶とす、又天津には火酒入用として、我國の鑛泉罎の不合格品を輸出せしが、今後は輸出硝子器檢査實施の爲其輸出困難なるに至らん。

本品製造者中の主なるもの次の如し

大阪市北區與力町二丁目		山爲硝子製造所
同　同		德永硝子製造所
同　同　一丁目	合資會社	山瀨硝子製造所
同　同　同	合資會社	木原硝子製造所
同　四野田新家東ノ町	合資會社	大阪製罎所
大阪市北區東野田町		高橋硝子製造所
同　東區淡路町二丁目		中村栄二
同　北濱二丁目		山本松之助
同　北區天滿橋筋二丁目		永清商行
名古屋市東區市場町	合資會社	石塚元三郎

硝子鏡

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
	瓩	圓	瓩	圓
總輸出額	二三、五六四、四七五	一、四八〇、一九三	二三、五六〇、〇一七	一、〇六七、二五六
支那	五、三三〇、〇七七	七三三、七二五	四、五〇八、五三	五二九、五五五
關東州	七〇四、七八〇	一六五、三六七	五七一、〇五二	一〇九、六一〇
香港	五二、九〇九	五〇、四五四	三八三、四七二	二八、一八二

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
	瓩	圓	瓩	圓
純輸入額	四四三、一六三	三八、一四六	四〇、六三二	三、六六八
香港	四九、三五六	四〇、六三二	三六四、三五八	三六九、七二
日本	三六九、七二	二六四、三五八		

支那人は鏡を需要する事多く、且又他の日用品の如く安物を喜ばず、從て本品の支那に仕向けらるゝものは、比較的上等の厚硝子製にして、銅邊鏡と稱する眞鍮製縁のもの、「キリコ」鏡、「ニッケル」臺付等のもの多く、サイズは三吋乃至十二吋位とし、就中五六吋位のものゝ輸出多し、本品の主産地は大阪にして、主に阪神二港より輸出せらる。

硝子コップ

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
	打	圓	打	圓
總輸出額	三、〇三三、九四九	一、六九六、五〇一	三、八七六、四五五	一、九八八、六一九
支那	一三九、一〇四	一〇〇、一四三	五五、二六六	二九、四七六
關東州	四九、九四三	二九、七九一	三一、七四三	一三、二三三
香港	三一〇、五二三	一九、二四五	二六、九九六	一四、五四六

本品は英領印度、蘭領印度、濠州等への輸出多く、支那に對する輸出は比較的少額なるが、將來十分發展の餘地あり、輸出向本品製造者中の主なる者次の如し。

大阪市外	島田孫市
大阪市雜波區手町	三好鹿藏
大阪市北區與力町	製硝合資會社

東京本所區橫網町　糸永新太郎

其他の硝子製品の支那入輸額次の如し

支那輸入額

窓硝子

輸入先	一九一七年			一九一六年		
	數量	價額		數量	價額	
純輸入額	一八三、三〇三	一、五四四、二五五	海關兩	二〇三、一九二	一、六八、八七〇	海關兩
香港	三一、六三五	一八二、六一三		一六、五四〇	一四九、七〇四	
英國	二一、五八一	一〇〇、三二六		三一、二五五	一〇五、二七八	
露國(陸路)	一九、九三一	二四三、八三八		二五、七九二	一九一、四一九	
日本	二九、六五八	九五、〇九〇		八四、七四	六八四、五四八	

硝子製品

純輸入額	—	八三五、八四一		—	六二、七一七	
香港	—	一二七、四七六		—	一二六、三六五	
英國	—	三一九、〇四九		—	一八五、五三	
日本	—	二六九、一八〇		—	三一、四一一	
米國	—	一三、四八六		—	六六、四三五	

石油

日本輸出額

輸出先	大正六年			大正五年		
	數量	價額		數量	價額	
總輸出高	三、三五四、〇二四	一、七四、九一七	瓦 円	—	—	
支那	二、四三八、〇八二	一、三〇九、四〇一		—	—	
關東州	一、一三二、一八九	五八二、九二一		—	—	

支那輸入額

輸入先	一九一七年			一九一六年		
	數量	價額		數量	價額	
純輸入額	一五七、九一〇、九四一	三二、三四四、六五六	ガロン 海關兩	一四七、五九〇、一三三	三一、八一六、三七三	ガロン 海關兩
香港	三五、三三一、〇一八	六、四三二、〇一二		三〇、二六九、七四四	八、六一七、四六七	
海峽殖民地	二六、四〇〇、九六一	四、〇八六、一九八		九、五三一、九二一	一、五三一、〇八	
關領印度	七、一四四、三七七	一、二六五、三七六		六、三四四、七六〇	一、〇九〇、四三六	
日本	五、八七六、六七七	一、四四三、一〇三		五、九七五、四三〇	一、四四二、〇四四	
米國	九一、八六二、四〇五	一九、八三〇、一六		九三、五四四、〇六六	一八、一七三、一三五	

石油は從來餘り輸出せられたる事なく、大正五年頃より初めて其輸出を見しものなるが、大正六年度には露國ノーベル會社品の北滿方面への出廻り皆無となり、スタンダード會社及ライジングサン會社の品共に輸入減少せしより、本邦品の需要を見たる次第にして輸出品は日本石油會社の富貴及白一羽蝙蝠印、寶田石油會社の青全勝、福壽印等なるが、輸出品中には取扱商店の商標を附したるもの少なからず、而して最初は普通燈油の中に往々輕油をも混じて、輸出したるものなり、爲に不評を招き一時賣行良好ならざりしが、當業者も其不成績なりしに顧み今や輕油の輸出を爲さゞるに至れり、然れども本品が戰後に於ても尙其輸出を繼續する事を得べきや否やは疑問にして、露國油、米國油等の出廻り盛とならば、本邦品は不引合に至らざるなきか。

銅（塊及錠）

日本輸出額

輸出先	大正六年			大正五年		
	數量	價額		數量	價格	
總輸出額	一二〇、三三一、一三四	八七、四九五、一〇三	斤 円	八九、四四九、六六八	六六、一九、一〇七	斤 円
支那	八、三四六、八〇四	六、三六三、八二九		二、三三一、九七九	一、六三〇、〇六三	

關東州	一三二、八四六	二六、〇九七	一四七、一九九	九九、一〇〇
香港	一九五、九二二	一四七、二三六	八七、二五六	六一、六五七

尙其支那に對する輸出月割額次の如し（大正六年）

一月	四九八、〇七七斤	二月	二〇、七二〇斤	
三月	五四〇、四一五	四月	一、〇五〇、七八	
五月	二三四、二五五	六月	一、六〇九、五二四	
七月	三三〇、一四七	八月	一、〇五四、六二四	
九月	五七七、八二	十月	四九四、四六五	
十一月	一、二九八、〇九九	十二月	七七七、九二	
計	八、三四六、八〇四			

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	價額	一九一六年 數量	價額
純輸入額	二七、六五九 組	一、一三五、六六〇 海關兩	二六、〇五五 組	七三一、一二一 海關兩
日本	二七、三五九	一、一三四、六六九	二四、三〇一	六七三、七九四

支那向輸出銅塊及銅錠は、粗製銅、精製銅、電氣銅の三種にして、粗製銅は合金原料として使用せらるゝものにして、輸出額最も少く相場亦最下位にあり、精製銅並電氣銅は共に銅元の原料に供せらるゝものなるが、左の諸會社の製品其大部分を占む

古河鑛業會社　足尾銅山産
住友合資會社　別子銅山産
三菱鑛業會社　尾去澤銅山産
藤田組　小阪銅山産
久原鑛業會社　日立銅山産

支那に於ける本邦品の競爭品と見るべきは、米國銅及濠州銅等なるが、其額本邦品に比し遙に少し

製革

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	價額	大正五年 數量	價額
純輸出高	一、九二三、三八二 斤	三、八九〇、六八〇 円	一、〇九九、三五六 斤	一、六七一、八三四 円
支那	八九七、四六九	一、七五五、七七七	七〇四、五四四	九三五、九一六
關東州	三一一、〇五六	四二七、一六一	一四七、〇七三	二〇八、九二一
香港	二、〇九三	三、八二二	八、八二三	一六、五二二

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	價額	一九一六年 數量	價額
純輸入額	一三三、四四九 組	九、六八八、〇三四 海關兩	一二三、九四一 組	七、五四一、五〇六 海關兩
香港	九二、一九六	五、五七一、五八一	八八、一五五	五、三六四、三〇六
日本	四一、九一三	四、四〇九、七三八	二四、九七一	二、一六九、二九〇
米國	四、六四	五六、二四八	一、七六	二五五、四六〇

製革の支那に對する輸出は彼の革命後大に盛となりしが、之れ同國に於ける靴、鞄、馬具等の需要增加したる爲にして、支那向製革の種類は靴底革、甲革、胴亂、帶、背嚢用等多く、地方別にする時は天津向多し、然れども支那向品は孰れも品位低く、先づ三等品位にして、例之靴底革の如きも歐國向のものは十枚に付百七十斤平均なるに、支那向は百斤平均なるが如し、大正六年中に於ける支那向製品の相場次の如し。

支那向單仁製甲革用（一平方尺）　四十錢
同　同　底革用（百斤）　百二十圓

是等輸出品は山陽皮革會社、日本皮革會社等の製品大部

香港	六、九五八	九、三六八	四、三九	七、五三八
英國	三、四八一	六、四六三	二、八八一	六、九八六
日本	六、七四三	二一、九五五	二五〇	四五〇

呉呂及旗布

純輸入額	四、四九五 疋	九一、〇三五	八、六三三 疋	一五七、九二三
香港	二、二三四	四九、一八三	二、八九二	六三、六九七
英國	一、九六六	三三、六七〇	五、八七〇	九六、一四五
日本	三〇四	七、一三〇	二八	二三八

毛織衣服地

純輸入額	九七一、五六 磅	一、五五八、二八五	四三、五五一 磅	六六一、二六九
香港	五三、一二七	七六、五五三	三三、四五五	三四、五九一
英國	五七八、一八三	九二〇、八八二	三九、四四四	五六〇、九一四
日本	二八三、四六一	四四九、七三五	四〇、四九一	六三、八八八

本品中比較的多く支那に輸出したるは、洋服地及支那服の上に纏ふ外套地にして、青味を帶べる色合にして、柄の派手なるを好む風あり、一碼三圓位の綿入の安物にして、此外軍服地用の注文も相當にありしが、本邦値段高かりし爲商談の成立せるもの少なかりき、但し戰後は大に[illegible]に向つて發展すべき餘地を生ずべしと豫期せらる。

帶子

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
	打	圓	打	圓
總輸出額	二、一〇五、一〇三	一、四〇六、〇〇九	一、三二〇、三五六	六九九、一五九
支那	一、六〇七、三五六	一、〇七七、五六六	一、一〇七、八四四	五五八、五七五
關東州	三九〇、三三三	三五八、五九八	二一六、四〇七	一三七、三二五

本品は支那人に限り使用せらるゝものにして、悉く支那人相手のものなるが、近年支那に於ける販路は長江筋に於て著しく擴張せられ、從前は上海仕向の品は寧波、福建方面へ見本的賣行あるに過ぎざりしに、最近にては遠く四川方面の奥地に迄賣れ行き、嘗ては需要少かりし湖南方面にも、昨今は長沙を中心として、附近各地へ分輸せらるゝに至れり、其他北支方面は從前より廣く本邦品の賣行を見る、而して本品は例年八月以後十一月迄の間輸出最も盛にして、三、四月頃より五、六の兩月の頃は、夏向の白地及薄色物の賣行あるに過ぎずして、大に減退するを常とす。

輸出品は多く綿製品にして、其外瓦斯絲製絞織あるも、大正六年に於ては該品は原絲高値の爲輸出殆ど杜絶せり、寸法は八分、一寸、一寸二分、一寸四分、一寸六分、一寸八分等最も多く、其他二寸、二寸三分、二寸七分等もあり、概して北支向は幅廣く、南支向は幅狹きもの需要せらるる傾向あり、色は全體を通じて黒最も多く、北支向にありては黒八割、濃厚なる雜色二割、南支向にありては黒七割、春夏用向薄色、雜色三割位なり。

本品産地は岡山縣兒島郡豊浦村字田の口を主とせるが、近來職工拂底等の關係より、香川縣下へも出機をなすもの多く、今や高松より觀音寺方面に於ても其製造を見るに至れり、田の口に於ける製造者は佐藤工場、尾島株式會社、尾崎(邦藏)工場、與田工場の外に内藤、柏野、古市等の工場あり、近來は手機以外に足踏機械を使用するもの多き爲製造能力從前に比し、著しく增加せり。

本品相場は職工賃金暴騰及綿絲高の爲高騰せり、今黒色

品につき大正六年末の相場を示せば次の如し。

八分幅	一打	円 0·七〇	一寸幅	一打	円 0·七五		
一寸二分同		0·八〇	一寸四分		0·九三		
一寸六分		0·九五	一寸八分		一·〇三		
二寸		一·四〇	二寸三分		一·九五		
二寸七分		二·六〇					

靴足袋

日本輸出額

輸出先	大正六年			大正五年		
	數量		價額	數量		價額
總輸出高	三、四五三、〇七六	打	四、八三一、四九七	円 二、九〇六、三九六	打	三、二七〇、五二三 円
支那	一、五四一、七〇〇		二、三二一、四三三	一、三四四、三五一		一、四八〇、九〇五
關東州	一二〇、三一〇		三五三、〇五四	八四、八九三		二九、三三三
香港	二七二、一二八		一九二、七三五	二三五、九七七		六七、三八四

支那輸入額

輸入先	一九一七年			一九一六年		
	數量		價額	數量		價額
純輸入額	二、五四四、九四三	打	二、九九六、六六八 海關兩	二、〇九一、九八三	打	一、九三四、八一七 海關兩
香港	一、〇三二、四四八		一、〇九八、三三三	七四九、三一三		六八一、三七七
日本	一、六五五、六〇八		一、八四八、七五四	一、三五九、五三三		一、三五〇、〇四六

靴足袋は近年上海附近の支那人工場に於て製造するもの次第に多く、支那政府亦頻に之れを奬勵せる爲、本邦よりは只縞物、婦人向異形品、シャッ生地にて製せる衞生靴下及底厚裏綿靴下等の上等品の賣行あるに過ぎず、大正六年度に於ては底厚裏綿靴下の注文甚だ多かりしが、原毛高と製品薄の爲十分之れに應ずる能はざりき、支那向品の寸法は概ね男子用は八吋より十吋半、婦人向は五吋より八吋なり、色は男子用冬物は黑、濃茶、青、鼠色等あり、夏物は白なり。尙大正六年十一月頃の相場次の如し。

支那向男子用	縞 一打	円 0·九〇	
同	縞	一·一〇	
同	衞生靴下	二圓—二圓三四十錢	
同	厚底裏綿	四圓二三十錢	
婦人用異形		0、八五—一·三〇	

婦人用異形とは纏足に適する樣に工夫したるものにして、大さ六吋より八吋迄二分の一吋宛の開きにて五種あり、靴足袋の上等品は歐洲品殊に獨逸品從來最も聲價ありき。

手袋

日本輸出額

輸出先	大正六年			大正五年		
	數量		價額	數量		價額
總輸出高	二、一六三、九五	打	四、六三七、二六 円	一、〇三七、一八	打	一、八四〇、四九 円
支那	五五六、四五		八七〇、六七〇	三五三、七六三		四四一、七〇〇
關東州	九三、六〇		二六三、七八	三二、九六〇		六三、三八
香港	四九、九四		四一、七九	八、四〇五		七、七〇四

本品は近年英米其他の輸出盛なる爲、支那向製品は自然顧みられざる形あり、製品自ら拂底にて十分其需要を滿たす能はざりしが如し、而して支那向品は男子用は黑、茶、鼠等の色物を主とし、婦人用は多く黑、海老茶、紺青等の半手袋なるが、大正六年度にはは幾分上等品の賣行もあり

たり、支那に於ける莫大小手袋は主として日本品にして他外國品は少し、其相場（大正六年秋季）男女用共、一打一圓三十錢―二圓―三圓五十錢位とす。

燐寸

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出高	四、一二〇、〇一一 箇	二四、五五、九七七 圓	四一、三二一、九三五 箇	二、一〇三、一九三
支那	一〇、〇三七、七二九	四、〇四四、三六一	一三、四一〇、七八四	五、二三、六八一
關東州	一、五三、九二六	六四三、六四四	二、七九、五四四	一、五一〇、六二六
香港	五、三〇二、九五〇	三、六二一、七四六	六、一三一、五一〇	三、六〇三、一五五

尙其大正六年中の月別輸出額次の如し。

月次	支那 箇	香港 箇
一月	四〇六、七四九	三九、三七
二月	五二〇、四五五	六三五、〇五〇
三月	一、二〇三、四〇五	三七、九二六
四月	一、二五九、〇五二	四〇九、三四〇
五月	八〇七、九九九	四九一、七六六
六月	四四六、二二三	六二五、五六〇
七月	八五七、七二〇	四七〇、九六九
八月	九七二、五二二	四六九、八七一
九月	五九〇、九二九	三七四、〇五〇
十月	六九六、八九六	六三一、一八四
十一月	八〇七、六五〇	四〇三、一四九
十二月	五九四、〇九七	三六六、七四八
計	一〇、〇四七、七二九	五、三〇三、九五〇

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價格	一九一六年 數量	一九一六年 價格
純輸入額	一箇、五四四、三三〇 グロス	海關兩 五、五五五、四四三	二〇、六二〇、七二七 グロス	六、九五五、八六六 海關兩
香港	三、〇五八、一〇三	一、三九四、八七	三、四〇八、一五五	一、四六七、八三
日本	二、九六八、四二三	四、二七七、五五三	一七、三二一、五三二	五、五六、三五九

支那に於ては近年燐寸の製造次第に盛ならんとし、爲に從來殆んど本邦品の獨占場たる觀ありし丈けに、我國燐寸の對支輸出は漸減の狀あり、支那の燐寸工場は北京、天津廣東、山東、長江沿岸、滿洲等各地にあり、將來發展すべきを以て、邦產燐寸の輸出は次第に減退の外なかるべきもさりとて尙前途を悲觀するの要なし。

輸出燐寸には安全、黃燐、硫化燐の三種あり、而して支那向中上海向は以前には安全七割、黃燐三割なりしが、値段低廉に且函入本數多き黃燐の漸次增加し、大正六年度には安全六割黃燐四割の割合となれり、北支向は安全皆無にして、牛莊、芝罘、天津向等皆黃燐のみなり、概して支那向は安全も黃燐も共に細軸にして、太軸は賣行なし、香港向は大抵細軸の安全燐寸にして、支那向と同樣發火力の大なるを好めど、白人は之れを喜ばず。

支那に於ては近年燐寸製造業次第に興れるも、然かも其原料は全部殆んど輸入品にして、就中其最も主要原料たる軸木及函用經木はこれを本邦に仰ぎ、只四川、北滿に於て其一部を自國產に取るあるのみ。

大正六年中の相場を示せば次の如し。

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
安全太軸 五十哥入一箱	三五・〇〇円	三五・〇〇円	三二・六〇円	三〇・〇〇円	三〇・六〇円	三四・〇〇円	三四・〇〇円	三四・六〇円	三四・六〇円	三四・六〇円	三四・六〇円	三四・六〇円
同 細軸同	三四・六〇	三四・六〇	三五・〇〇	三二・六〇	三二・六〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇
黄燐々寸 五十一哥入一箱	二八・〇〇	二八・〇〇	二八・〇〇	二九・〇〇	三一・〇〇	三一・〇〇	三一・〇〇	三八・〇〇	三八・〇〇	三八・〇〇	五八・〇〇	五八・〇〇
硫化燐々寸 百哥入一箱	二三・〇〇	三三・〇〇	三一・三〇	二六・〇〇	二七・〇〇	三三・〇〇	三三・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	四〇・〇〇	四〇・〇〇

尚阪神間に於ける輸出向燐寸製造業者の主要なる者次の如し。

神戸	東洋燐寸株式會社
同	日本燐寸株式會社
大阪	公益合資會社
神戸	秦銀兵衛
同	日本紙軸燐寸合資會社

靴

日本輸出額

輸出先	大正六年 数量	大正六年 価額	大正五年 数量	大正五年 価額
總輸出額	九八七、四七一 足	四、七〇五、七四四 円	九三〇、四一九 足	三、五三八、八八一 円
支那	三四四、二八三	一、三五三、〇四八	一九八、八三	六三〇、六二三

洋傘

日本輸出額

輸出先	綿布張 数量	綿布張 価額	絹布張 数量	絹布張 価額	其他 数量	其他 価額	大正六年中計 数量	大正六年中計 価額	大正五年中計 数量	大正五年中計 価額
總輸出高	二、七五一、〇三七 個	二、一五九、〇八五 円	七六、六五五 個	一四四、八九 円	九二三	一、二三五 円	二、八三〇、二七 個	二、三〇五、一七 円	三、〇五六、三九 個	二、一八八、三三四 円
支那	一、八四四、二六八	一、六二四、七九九	三五、八八〇	三六、九九一	八二	一、八八八、二四八	一、九二一、九二六	一、四〇二、三六六	一、四〇二、三六六	一、四〇二、三六六

尚ほ支那に輸出せらるゝ日本重要商品

輸入先	一九一七年 数量	一九一七年 価額	一九一六年 数量	一九一六年 価額
純輸入額	四三二、九八八 足	一、三五五、七九 海關兩	二五、二六 足	一八一、二二三 海關兩
香港	一七、九八八	一八、九二三	一四、〇四〇	一五、四八六
朝鮮	二六、三八六	五二、七四四	八、八九九	二五、九二
日本	七九四、六八〇	二、二九九、九四四	七七、七四九	一四九、二三三
米國	一三五、四三七	四三二、八六五	一三、九〇九	四四、〇〇四

靴は獨國向輸出最も多く、支那これに次げり、革命後支那に於ける靴の需要は、大に增加したるが、男子用の外女子纏足用のものもあり、然れども其多くは價格低廉のものを含む、將來益其の需要增加すべきか。

關東州	二四、二九九	・二三、〇〇九	六、五六九	一四、一七六	二三、四〇三	二四、二九〇
香港	一四六、一〇五	七三、三七九	三、三六九	六、三六二	一四九、三七二	七四、一七九

支那輸入額

輸入先		一九一七年		一九一六年		
		數量	價額	數量	價額
純輸入額		二、五四六、六八四本	一、三九、四二九海關兩	二、六〇五、〇八四本	一、三八、七三海關兩
香港		三四二、九七	三四五、三三	三三四、六一五	三四六、九三
日本		一、九九八、三九八	八三二、九五	二、〇二一、八九	八四〇、七五

本邦より支那に輸出する洋傘は主として綿布張にして、絹布張、絹織交織布張等は極めて僅少に、又骨は殆んど丸骨に限られ、俗に接骨の並受と稱するものにて、寸法は二十二吋乃至三十吋にして、需要多きは男子持二十五六吋半のものにして、此外二十吋以下の小兒用あり、柄は棕梠竹又は棕梠竹擬のもの歡迎せらる。

支那に於ける洋傘の需要は中部支那最も多く、南部之れに亞ぎ、滿洲及北部支那は降雨少きと、生活程度低き爲其需要比較的少し。

大正六年に於ける洋傘の相場は三四割方騰貴せしが、其高低相場次の場し

支那向接骨棕梠竹柄　二十五吋半　一打　一〇・〇〇—一四・〇〇

同　同　擬棕梠竹柄　九・三〇—一三・三〇

陶磁器

日本輸出額

輸出先	大正六年	大正五年
總輸出高	一四、四七三、九三四円	一二、〇四〇、三七七円

一二〇	三三三	三〇、七九八	三七、四一八	二三、五〇三	二四、二九〇
—	—	一四九、三七二	七六、七四一	一四五、一〇四	七四、一七九

支那		一、九八〇、三四六	一、二五九、〇三七
關東州		七三一、七五一	三五〇、〇五六
香港		七二一、八七	四九八、三〇一

其大正六年中月別輸出額次の如し

月次	支那	關東州	香港
一月	二七、三八円	四〇、五六円	五五、三〇円
二月	一六二、九〇三	三〇、八〇〇	三六、七三〇
三月	二五六、三〇一	四五、四一四	四八、四八
四月	二四六、八〇四	四二、九〇七	三七、八九九
五月	二〇八、五六〇	六三、九〇九	七三、八八五
六月	一五九、七一五	八五、四八八	六六、二六一
七月	一〇六、四八八	六七、一八〇	五八、七七一
八月	一三三、七一〇	四〇、五六八	六八、三五五
九月	二一、九七五	六五、一四六	四二、五八一
十月	二六、一〇七	九八、一九六	四六、九三九
十一月	三一〇、六一七	八五、三一九	三二、八三四
十二月	二一、三八	四六、九一八	八六、四九九
計	一、九八〇、三四六	七三一、七五一	七二一、八七

支那輸入額

輸入先		一九一七年	一九一六年
		價格	價格
純輸入額		一、三八、〇三七	九六七、三二五
香港		三八、二三	二四四、四六九
日本		九〇〇、三五八	六〇四、五八一

對支輸出陶磁器は飲食器類を主とし、裝飾品は少く、就中多數を占むるは上海向は珈琲茶碗最も多く、之れに次い

て三分六丼、猪口、煎茶碗、小深、急須類の賣行多く、天津へは丼、枕、小深、緒口等の類其他北支向には三寸、三寸五分、四寸、五寸の皿、バタ皿、五合、六合、七合入露國形急須、小深、猪口、菊形珈琲碗、露國形珈琲碗、三分六丼、四寸碗等賣行あり、硬質焼肉皿類、同珈琲碗、バタ鉢は支那各地に賣行き、伊豫製大々本、上々本及琉碘の三分六碗、四寸碗は南支方面へは賣行少きも、北支へは賣行多し、其他石鹸入も支那各地を通じて賣行き、殊に上海へは上等品、北支へは安物の賣行多し。

支那は古來陶磁器を出し、支那式日用器具は多く、同國産を用ひ、又優良品並に裝飾品は英獨の外國品を用ふるが爲、本邦品は多く販路を求むる能はず、英、獨、露等より支那に輸入する陶磁器の種類は室内裝飾品並洋食器類を主とし、從來は獨逸品最も多かりき、而して英國品は早く支那に於て販路を開拓したるより、又獨逸品は能く支那人の好尚に投じ品質堅牢、價格比較的低廉なるより、互に支那市場に雄飛せり。

是等輸出陶磁の製産地は名古屋、金澤、京都、有田、伊豫等にして、其主要工場次の如し

名古屋	日本陶器株式會社	（硬質磁器）
同	千種製陶合名會社	（同　）
同	名古屋製陶合資會社	（同　）
同	松村硬質陶器合名會社	（硬質陶器）
同	旭陶器株式會社	（同　）
同	雪竹製陶所	
金澤	日本硬質陶器株式會社	
有田	香蘭合名會社	
京都	錦光山製陶工場	
同	京都製陶會社	
同	松風製陶所	
小倉市外	日本陶器會社分工場	
伊豫	伊豫陶器株式會社	
淡路	淡路淡陶會社	

次に大正六年秋季に於ける相場の一班を擧ぐれば次の如し。

支那向

茶	碗	三寸六分	一千箇ニ付　三十五圓
同		四寸、四寸二分	三十八圓—四十八圓
乳		入丸小	一打ニ付　七十八錢—九十錢
同		角小	一　圓—一圓十錢
同		捻形三々	一圓三十五錢
反煎茶		本銅版	十　三　圓
同		赤銅版	十四圓五十錢
三寸五分		赤銅版	一千箇ニ付　十　九　圓
四寸	皿	赤銅版	二十五圓
五寸	皿	赤銅版	四十三圓
猪口		赤銅版	二　十　圓
小深		赤銅版	九圓五十錢

香港向

肉皿及すーぷ皿	九吋	硬質並物	一打ニ付　一圓二十錢
同	同	蓋付	一圓六十五錢
けーき皿	八吋	硬質並物	一圓五錢
同	同	上等	一圓四十五錢
珈琲茶碗		硬質並物	一圓六十五錢
同	同	上等	二圓四十錢

琺瑯鐵器

日本輸出額

輸出先	大正六年	
總輸出高	三、七二一、〇二〇	圓
支那	七五、〇七一	
香港	三五、八五二	

支那輸入額

輸入先	一九一七年		一九一六年	
	數量	價額	數量	價額
純輸入額		七〇、七三二		四三、四二二
香港	三〇五、〇八七		二九、〇三二	
日本	五四八、九五五		四五、四二	

本品は洗面器、皿、コップの輸出多く、洗面器は小形直徑十二センチメートルより漸次一センチメートルを增して、大形四十センチメートルに至り、皿は十二センチメートルより同樣二十六センチメートルに至る、又コップは口徑七センチメートルより十一センチメートルに至る迄五種あり、洗面器の色合は外面は桃、紺青、海碧の三種あり、內面は多く白地なるが、往々繪畫を描きしものあり、其大正六年中の相場次の如し

洗面器	三十センチメートル	一打	九月	六・八〇	十二月 四・五〇
同	三十六同	同	七・三〇		五・四〇
スープ皿	二十六同	同	二・三五		二・三五
コップ	八同	同	二・三五		二・〇〇
同	九同	同	二・八〇		二・三〇

尙是等輸出向製品を出す工場は次の數者を主とす。

三重縣桑名町　琺瑯鐵器株式會社
大阪市舩江　日本エナメル株式會社
神戸市八雲通　東亞エナメル株式會社
大阪南區難波稻荷町　和田琺瑯部
同　北區上福島　織田仙太郎
同　南區北霞町　井上獨七

護謨タイヤー

日本輸出額

輸出先	大正六年			大正五年		
	數量	價額		數量	價額	
總輸出高	二、一五六、三二五	四、〇八五、六九五	圓	二、〇九三、三三四	四、〇七六、三六八	圓
支那	七六〇、六九〇	一、三三五、〇三五		四五五、〇九〇	七八〇、一三九	
關東州	四六、三六一	六二、七六		二三、六五五	二七、〇九五	
香港	三六、三九五	五六、四四五		五七、八六六	一〇三、〇一三	

本品は歐洲戰爭等の影響にて支那の外、印度、濠洲等へも相當の輸出あり、輸出品中最も多數を占めしは、馬車用丸タイヤにして、大正六年度に於ては人力車用は他品の增加せるに對し減少せるが之れ國內生產業者の都合によるものにして、六年度各種タイヤ輸出歩合左の如し。

馬車用	五分
自動車用	二分
自轉車用	二分
人力車用	一分

馬車用タイヤは輸出多きは太さ一吋より一吋半位のものにして、本品は元獨逸コンチネンタル會社の獨占品にして

同品の杜絶後は米國品之れに代り、本邦品は高値の爲輸出不引合なりしが、其後本邦工場も器械設備をなし、之れが製造に努むる事となりしに、自轉車用タイヤに比し、製造容易に且製作日數も早き爲漸次米國品と相拮抗し得るに至り、今日にては輸出タイヤ中の第一位を占むるに至れり。

人力車用タイヤは從來ダンロップ會社を主とし、其他各會社の品も輸出し居りしが、寳渡條件面白からざる爲ダンロップ會社の外之れが製造を廢せるもの多く、大正六年來の輸出品の七分迄は同社の製品なりき。

・自動車用タイヤーは元ダンロップ會社主として之れが輸出に當りしが大正六年には角一、明治、東洋、日本内外阪北等の各護謨會社之れを製造輸出するに至れり。

本品製造工場の主なるもの次の如し

神戸	だんろっぷ極東株式會社
大阪	角一護謨合資會社
神戸	内外護謨株式會社
大阪	阪北護謨製造所
東京	三田護謨合資會社
同	合資會社明治護謨製造所
同	日本護謨株式會社
同	東洋護謨株式會社

絶緣電線

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	三、四五一、一四八斤	三、二八、九二五円	一、三五二、八六八斤	一、二五、六三三円
支那	一、六七、八〇七	一、二九、一三	七三三、四三〇	四九〇、二三三
關東州	七三三、二〇三	五六六、一八〇	二九三、五六八	三三、〇二六
香港	一四七、三三一	一三八、六四四	三三、三一七	一八、六二三

本品は數年前に至る迄は專ら外國品の輸入を仰ぎ居りしものなるが、内地に於ける製造工場の發達と共に、大正元年頃よりは海底電線の如き特殊品の外は殆んど外國品の輸入を要せざるに至りしが、更に大正二年頃より海外輸出を見、偶々歐洲戰亂に會し歐洲品の出廻り減少と共に、我輸出額頓に增加せり、而して支那に對して從來專ら歐洲品輸入せられ、彼等は支那に電氣工事取締條例なきを奇貨とし、劣等製品を廉價に輸入し、又往々古物を賣込み居りし爲、本邦品は到底之れが競爭に堪えざりしが、其後此間の事情判明せるより特に支那向として低價品を製造供給せる爲次第に販路を擴張するを得たり、是等輸出品は電力用及通信用の各種電線にして、之れが製造業者としては横濱電線會社、住友電線製造所、藤倉電線株式會社、日本電線株式會社等あり。

置掛時計

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	五二九、七七四個	一、三二一、七五五円	七五七、六四四個	一、八六、〇三二円
支那	三二一、三六六	六八七、四六三	一四四、二七九	三八〇、四三一
關東州	八八、四三六	九六、八九六	二〇、六二六	四四、〇九六
香港	七七、三〇八	一八〇、三五五	六八、二六六	二三六、三六八

支那輸入額（懷中時計を含む）

輸入先	一九一七年		一九一六年	
	數量	價額	數量	價格
純輸入額	三六、三九五箇	海關兩 六六三、八九五	三六八、九三三箇	海關兩 四八八、八二九
香港	五、七九	八一、七〇六	四四、一二	七三、〇五三
佛國	三六、五八六	九八、一〇六	三三、七五六	八三、二七二
日本	三八、三七	三八七、一三五	一五九、一八四	二四九、七四六
米國	一五、八四二	五四、九二六	三三、〇四六	五一、〇三三

支那に輸出する掛、置時計の種類は、木製の置時計及柱時計の外硝子製置時計、金屬製角形目醒し、同時打、同オルゴール、豚形目醒し、流金アンチモニー置時計等の輸振物を主とし、上等物としては、水銀の振玉附又は水銀に擬したる振玉附の飾時計等あり、木製置時計の仕向先は上海を主とし、天津、牛莊、安東縣等之れに次ぎ、奉天、長春方面も相當賣行あり、而して上海向は重に安物なれど天津及北支方面には割合に上等物賣行多し、金屬製置時計は從來獨逸物に壓されて支那方面への賣行稀なりしが、近來獨逸物杜絶の爲漸次販路擴大せられ、大正六年には多數の輸出を見たり。

掛時計は從來上海へは賣行皆無なりしが、近來は次第に仕向けらるゝに至り、今や置時計の七に對し三の割合を占むるに至れり、最も多數に出るは八吋の長振にして、次は十吋の長振、スリゲール型等なるが、長振は孰れも安物多く、スリゲール型は上物なり。

今名古屋製置、掛時計について、六年末の相場を見れば次の如し。

上海向置時計	鳴丸置時計	六吋一打	上等 五、〇〇
	十角置時計	同	並等 五、〇〇
	登龍鳴丸	同	五、〇〇
香港向掛時計	小長振	八吋	五、〇〇
	兵庫形長振	同	五、〇〇
	五嵎鮫長振	同	五、〇〇
	雷紋長振	同	五、〇〇

是等時計の產地は殆ど全部名古屋にして、大正六年中名古屋に於ける製造高は掛時計十三萬七千八百六十四箇五十七萬六千五百二十一圓、置時計十二萬七百九十六箇、四十四萬二千二百六圓合計二十五萬八千六百六十箇百一萬八千七百二十七圓にして同地時計製造工場中主たるもの左の如し。

名古屋市	三田町	高野馬二郎
同	東陽町	明治時計製造合資會社
同	下德島町	尾張時計株式會社
同	東川端町	愛知時計電氣株式會社
同	三田町	合資會社 高野金屬品製作所
同	松山町	名古屋商事株式會社
同	南武平町	神谷時計製造合資會社
同	東陽町	合名會社 長谷川時計舖
同	東雲町	加藤周三郎
同	城番町	水野信次郎
同	四瓦町	佐藤信太郎
同	宮出町	安井幸太郎

化粧石鹼

日本輸出額

輸出先	大正六年		大正五年	
	數量	價額	數量	價額
總輸出額	五、〇四〇、四〇九打	三、七四七、一二八円	二、六〇〇、九三打	一、六八三、七二〇円
支那	三、三六五、二三五	二、四四七、五二〇	一、四七九、二八	九六五、〇九六
關東州	四二四、三三一	三九、三三四	二六、七〇三	二四九、五三四
香港	七三五、四九一	五五〇、五六八	二五〇、四五五	二三二、一六八

支那輸入額（石鹼材料を含む）

輸入先	一九一七年 價額	一九一六年 價額
總輸入額	海關兩 三、六八一、九二八	海關兩 二、五三五、三〇七
香港	六九三、八四四	四六四、三五五
英國	一、二五九、八六九	一、二三五、九七七
日本	一、三五九、二八一	八〇四、九二
米國	二五五、〇四三	四九、二六〇

支那に於ける石鹼の需要は漸次增加しつゝあるが、一方支那國內に於けるそれが製造も次第に勃興し來れり、然し其國內生產品は劣等品のみにして、嗜好は漸次上等品に向へば、外國製品の輸入亦增加を見る。

本邦品は上海仕向け多けれども、同地には數個所の石鹼製造工場ある爲、本邦品の需要少く、同地へ仕向けしものは之れを漢口、南京方面へ輸送し、茲より更に奥地へ分輸するを常とす、上海に次ぐは天津にして、此よりは北京其他へ分輸せらる、奉天及同地以北に仕向くるものは重に朝鮮を經由し、大連によるもの少し。

支那各地を通じて多數賣行あるは、リバア、プラザア會社の製品にして、利華、日光の名は支那人間に最も廣く知られたるが、近來大阪野村製の桂花及殿井製の如きも、支那各地へ相當賣行あり、近來歐洲品杜絶の爲比較的上等品の賣行多く、天津方面にては、山林石鹼の如きもの漸く其名を知らるゝに至り、滿洲方面にては芝蘭九重、メーフラワーの如きもの依然賣行多く、又露國品代用としては楓印大玉の如きもの賣行あり。

其大正六年に於ける相場を擧ぐれば次の如し

都ノ王	大形 一打ニ付	一圓八十錢
同	小形	一圓
めーふらわあ	大形	二圓五十錢
すぷりんぐふらわ（鼈甲製）	大形	一圓五十錢
九重	大形	一圓二十錢
同	小形	七十錢
同 公	大形	二圓
双	大形	一圓
都ノ花	大形	六十五錢
同	小形	一圓八十錢
玖芙杜		八十錢
さたなす		二圓
楓印	大	一圓七十錢
同	中	一圓四十錢
同	小	一圓十錢
山林		一圓十錢

輸出向製造者及取扱商店の主たるもの左の如し

製造者		
大阪市東區十二軒町	春元重助	
同 南區西腹町	萩原秋香舍	
同 同但馬町	殿井伊三郎	
同 同高岸町	粟津久次郎	
同 同大和町	吉田久四郎	

同　四區九條南通三丁目　家持　松藏
神戸市東川端町　播磨幸七
取扱店
大阪市東區南久寶寺町　野村外吉
同　同　野々村正太郎
同　東區博勞町　福井竹松
同　南區順慶町　松井末次郎
同　東區北久寶寺町　前田洋行

精糖

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	三〇、九三二、九五四斤	二六、一五一、四九一円	一四六、一四三、七九九斤	一六、四三一、七八八円
支那	一四八、九七八、九二六	一七、五二一、二〇六	一〇九、一〇八、六二九	一三、三二三、二四八
關東州	三、四二四、九七宅	三九二、一一〇	一五、〇八八、五〇七	一、六五五、三六八
香港	四五四、四〇〇	三一、五五五	六八一、三〇〇	七三、九一八

尙大正六年中の輸出月別表左の如し

月次	支那 斤	關東州 斤
一月	一〇、二五三、七二一	一、八八三、七二一
二月	一〇、三五六、七六六	三、七二一、二〇〇
三月	一三、五三三、四〇一	五、五六〇、四二一
四月	九、二〇七、七二一	一、四九八、三五四
五月	八、五九九、九二七	三、二四四、三五九
六月	一一、二三三、七二一	一、一〇八、三五〇
七月	一三、三五〇、〇七四	一、七二一、二七七
八月	一三、七〇八、〇九〇	二、二四一、四二一
九月	一五、六五五、六二六	四、四七、三五五
十月	一五、七七、二七四	六、三〇一、三二一
十一月	一六、〇八三、六八六	三、七五七、二三四
十二月	一三、〇三一、八二九	二、八五、九七四
大正六年計	一四八、九七、九二六	三三、四五四、九六七

支那輸入額

白糖

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	一、二一、一〇七噸	六、八〇五、五五五海關兩	九三〇、九四三噸	六、一八八、二三四海關兩
香港	二〇三、六八一	三、七二八、四三三	五三、五四三	三、四九八、九一〇
日本	四九三、八三三	二、九八八、九五四	二五六、五四九	一、七四四、〇九八

車白糖

純輸入額	二、九八〇、三五九	二七、九六五、六六三	二、一五八、八七九	一九、五七八、六八一
香港	一、二四〇、三五九	一一、六九一、八四〇	一、〇四〇、〇三六	九、三五四、九三五
日本	一、七七、二〇	一六、〇四四、五五	一、〇六九、三五九	九、六二四、四七六

支那に對する精糖の輸出は、香港糖と競爭して次第に販路を擴張し來りしが、歐洲戰爭以來香港糖が白双糖を製して、其全部を英本國に供給したる爲、支那市場の供給は僅に白双糖の副製品なる下物のみに止まるに至りしより、頓に本邦糖の需要を高め、殊に上物は全然本邦糖の供給を俟つの外なかりしより、大正六年の如き、本邦糖の輸出は、既往に見ざる多額に上り、支那市場に於て本邦糖は大古、怡和兩社糖を驅逐し、殆ど市場獨占の姿となれり、支那向中天津向は前年十一月以來先約多く、六年に入りても例年に比し高値を以て取引せられ、年初大日本製糖の◈印、二三月渡物は、十二圓六十五錢位を唱へ、是より順次買進の兆あり、殊に上物は香港糖の出廻りなきため他品に比し、

非常に割高の取引行はれたるか、三月頃には初航物の商談比較的多かりしに拘らず、相場次第に低落し、◈天津沖渡十一圓五十錢位となり、二月相場に比すれば茲に八十錢方の下落を呈せり、此れがため會社側は安値賣止の方針をとりたれど、相場益々下落し、三月末日より六月頃迄は思はしき取引行はれず、七月頃に至り相場約十錢方回復し、多少の取引あり、此より八月に至る迄は例年と同じく需要薄のため、何等手合なく、然も相場は會社安値賣止のため維持せられたり、八月に入り天津市場需要季に向ひしため、茲に多少の買進を見、相場も四月に比し約二十錢方高く、八月中旬◈格品十二圓に迄昂騰せり、九月に入り市況一變の兆を現はし、十、十一月渡◈十二圓八十錢見當の取引行はれ、此の高値のため支那商の買氣を促せしより、思惑買入も相當の多數に上りたるが、爾後十二月に至る迄は新約定殆ど見るべきものなく、相場も漸次低落せり、上海漢口方面は天津市場と傾向を異にし、年初には取引なく、漸く一月末に至り支那舊正月當需要として幾分の買進を見たり、當時相場は◈格品十二圓五十錢を呼びしが、爾後上海市場は支那政變等のため三月に至る迄殆ど新約定を見ず、相場は◈格品十二圓を唱へたれど、實際の取引は尚安値にて行はれ、五月頃◈十一圓三十錢迄低落せるも、尚ほ適當の約定を見難く、甚だ不振の狀態を呈したるより、內地製糖會社は遂に各自製造能力を縮小するの已むなきに至り、六、七月頃多少商談を見たれど、相場は尚下落し◈印十一圓二十五錢見當となり、而も會社は製造能力及原料手持の關係上、此の相場にも賣應ずるの已むなきの狀態なりき、八月初旬◈十一圓五、六十錢を以て多少約定あり、月末に至り二、三十錢方の騰貴をなせり、十月頃に至りては銀相場幾分低落したれど、會社側の態度强硬なりしため、◈十一圓七十錢を以て比較的多數の取引行はれ、爾後十二月に至る迄各社一樣に相場の維持を計り、支那商買氣比較的ありしため十一圓五十錢より十一圓六十錢の間に於て、七年一月渡品に對し多少の先約行はれたり。

尙大日本精糖會社製◈印に就き六年の上海沖着相場を擧ぐれば左の如し

		圓			圓
一	月	一二・五〇	七	月	一二・二〇
二	月	一二・一〇	八	月	一二・三〇
三	月	一二・一〇	九	月	一二・八〇
四	月	一二・七〇	十	月	一二・〇〇
五	月	一二・七〇	十一	月	一二・〇〇
六	月	一二・八〇	十二	月	一二・〇五

是等輸出糖の製造は大日本製糖會社、明治製糖會社、臺灣製糖會社の三社を以て主要なるものとし、就中日本製糖會社の製品最も多し、而して其販路は中部支那を第一とし北部支那、滿洲之れに次ぎ南部支那は多く、香港糖の勢力圈內に屬す。

大日本製糖會社は◈印を標準品とし、其他七種の商標を有し、◈の色相は和蘭標本第二十五號と略同一に、明治製糖會社製品はYS印を標準品とし、其他六種の商標を有し、YS印の色相は和蘭標本第二十四號と略同一に、臺灣製糖會社製品は合計五種の商標を有し、TXを標準とし同品の色相

は大日本精糖の㊎と略同一なり。

海産物

支那は我海産物の輸出先として、最も重要なる地位を占む、而して其種類は、昆布、鰑、鹹魚、乾鮑、貝柱、乾蝦蟹鰭、海參、寒天等を主とし、其輸出港は神戸、横濱、長崎、函館の四港なり、內神戸より輸出せらるゝものは鰑、乾蝦、海參、刻昆布、寒天等にして、南支及北支向を主とし、上海向は少し、横濱より輸出せらるゝものは、鰑、乾鮑、貝柱、海參、昆布等を重なるものとし、南支向最も多く長崎よりせらるゝものは鰑、乾鮑、海參、鮮魚等にして上海及南支向を主とし、又函館より輸出せらるゝものは、昆布、鰑、海參、貝柱、鹹魚等なるが其仕向先は殆んど上海に限られたり。

今是等對支輸出海產物中の主なるものに就き其概況を說明すべし

鰑

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	二九、八四〇、一二三斤	二四、二九、六〇六圓	一二、〇九五、八一〇斤	三、〇六七、五二〇圓
支那	五、一四九、三四四	一、一三一、九七三	三、九〇五、一六三	八二七、五八六
關東州	二〇、三三	七、七六四	三六、三三六	一三、〇三二
香港	二三、四二六、八四五	二、三五七、三七三	九、四九九、六六一	一、八六七、五六八

本品の產地は北海道、隱岐、對馬等を主とし、從來輸出品は北海道產と關西物と稍互角の勢なりしが、近年北海物七八分を占むるに至れり、本品には一番、二番の稱あり、一番鰑は劍先烏賊の製品にして、對州、肥前等の西海に產し、就中肥前五島及對州產其名あり、二番鰑は眞柔魚、飛柔魚の製品にして、全國到處に其產出を見る。

香港を經て南支に輸出せらるゝものは一番、二番共に需要あれども、上海仕向のものは專ら二番品に限られ、而して本品は支那に於ては南部地方の需要最も多し。

鮑

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	四三五、九二八斤	三九四、八二九圓	六九一、一四四斤	四三九、九五五圓
支那	三六、一四四	三六、三四四	六五、九四五	四三、一四四
香港	三四四、四六九	二六七、八〇五	五一四、六九五	三〇二、三一七

本品の輸出品として出廻り多きは三陸物にして、靑森物之れに次ぎ、更に北海物之れに次ぐ、朝鮮物は近時次第に採取し盡せる傾向にて、神戸への入荷高多くとも三萬斤位に過ぎず。

海參

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	七七、九二斤	六六、二六三圓	一、三五四、五六六斤	八一〇、七二圓

支那	六八四、七〇一	六一五、一四四	一、一〇三、四三四	七九三、九三〇	
關東州	八、一二六	六、九二一	三二三	一九二	
香港	二〇、四一四	一〇、九六二	四五、七五	二一、七六七	

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	四一、二〇〇 担	一、四〇七、二二一 海關兩	四四、七六八 担	一、五一四、五八八 海關兩
香港	三三、一二六	七三三、三四二	三三、二三三	六九二、四八八
朝鮮	二、三〇一	八三、一二九	一、九八	七六、三五三
日本	一〇、一六八	四〇八、八三一	二二、六八二	五八、一三四

本品は有刺、無刺の二種あり、又黑赤の二種に分つ、沖繩、鹿兒島兩縣下に產するものは無刺にして、北海道三陸其他に產するものは有刺なり、支那に向つては有刺、無刺共に輸出あれども無刺は有刺に比し價低廉なり、支那に輸入する海參には本邦產の外、朝鮮、南洋等の所產のものあり。

鰕

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出高	一、六二一、二四九斤	五五四、一三五円	二、三二一、九六八斤	五五六、三八円
支那	八三七、七九〇	三一〇、二八三	七五五、二四二	三三六、四八五
關東州	七、一九〇	二、八〇	六三二	一、八一七
香港	三五三、二〇一	一六五、一三二	一、九三、一二五	二四七、三六

支那に輸入せらるゝ鰕には、本邦產の外朝鮮產、南洋產米國產、印度支那產等あり、支那に於ても亦之れを產す、我國に於ける其主要輸出港は神戶、長崎にして、就中神戶最も多し、支那に於ては中部地方最も需要多く、南部地方之れに次ぐ。

鱶鰭

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	七八、三五五斤	四三、四九四円	六〇、九二七斤	二八〇、八一四
支那	二七〇、一一七	三三、七五五	二七五、三八	一六〇、六七五
香港	四三三、〇九四	二三〇、六〇七	四〇四、九四六	一二九、九三三

本品は支那人の最も嗜好する珍味にして、白、黑兩種あり、白を以て上等とす、南洋產は白種なれども本邦產は黑白混交せり、本品は背鰭一枚、胸鰭二枚、下尾一枚計四枚を具したるものを一組とし四つ揃と稱す。

鱈

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	九、〇二〇、三五九斤	一、〇六四、二三五円	八、八二四、二三五	七〇、九八
支那	一、五五七、七二〇	一七三、六八六	一、四三一、七八三	一〇九、九八六
關東州	一八、八〇八	二、七四一	二四、四一三	二、四二三
香港	五、一七六、八四四	四六六、九三〇	六、六七〇、二六四	四八八、二四六

本邦より支那に輸出する鱈は棒鱈にして、樺太、北海道を主產地とす、而して支那人は中形以下の大のものを喜ぶ爲根室產を最も歡迎する傾向あり、支那に於ては廣東、福

建地方に最も需要あり、開鐳は從來偶り支那に輸出せられざりしが、近來漸く需要增加し來り、殊に最近無頭物を喜ぶに至れり。

貝柱

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出高	一、〇三一、一七七斤	八四四、四三五圓	二、五六一、一八六斤	一、二四一、八三二圓
支那	三六四、四三八	三九〇、四九〇	五七四、九四七	三七、六〇七
香港	四一七、九三五	三〇五、八八〇	一、三九一、八四七	五六一、〇九四
關東州	一〇、六二六	六、七五六	三、一三〇	七、二四四

本邦より輸出する貝柱は主として北海道產の帆立貝の柱にして、北見、宗谷地方に最も多く產す、此外根室、天鹽後志、樺太等よりも出す、支那に於ては南部支那に需要最も多く、中部支那之れに次ぐ、本品は全く本邦品の獨占にして、他國よりは輸入なし。

昆布

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價額	大正五年 數量	大正五年 價額
總輸出額	三、一四五、三五七斤	二、八三三、二三一圓	二、四〇六、六八五斤	二、四九二、八五八圓
支那	三〇、〇六九、三三五	二、六八八、八六六	三二、八三二、九三六	三、三〇八、三八七
關東州	三五、二三六	三五、二三六	一、六二一、三五六	九〇、五二七
香港	一、三三五、〇四一	八三一、二九〇	八三一、二九〇	三三、六二七

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價格	一九一六年 數量	一九一六年 價格
純輸入額	一、七二六、三六〇斤	一四、一四四、七三五海關兩	一、六三〇、七六七斤	一三、七五一、六三七海關兩
香港	七五八、八七三	七、五二六、五六〇	七八一、八一九	八、〇六三、一三四
澳門	三六一、七一三	一、四〇五、六七三	三三三、五五四	一、三六三、〇二七
日本	六〇三、六七七	四、三九、四三五	五五〇、一〇九	三、八七七、八一四

木材

日本輸出額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價額	一九一六年 數量	一九一六年 價額
純輸入額	五五三、四八〇斤	一、四八一、〇八五海關兩	二四四、九七〇斤	一、八二四、〇六六海關兩
香港	三〇、〇八九	一五一、四六七	三八、三〇九	一七九、二九三
露國（太平洋諸港）	九二、八七七	一九三、六八一	六七、九七二	一四六、〇二五
日本	四五六、九三五	一、一三三、三三五	五七、三六三	一、四〇九、八五〇

昆布は我輸出海產物中の首位を占め、全輸出額中の大部分は支那に仕向らる、昆布には長切昆布、刻昆布の二種あり、前者は主に函館港より、後者は函館、橫濱、神戶の三港より輸出せらるゝものなるが、就中、神戶よりするもの最も多し、支那に於ては長江沿岸地方に最も需要あり。北支、滿洲之れに次ぎ、南支は比較的需要少し。

長切昆布は根室海岸、厚岸海岸、釧路海岸等其產地により區別せられ、又其採取時期により價格の差あり、刻昆布は函館物、橫濱物、神戶物の三種に區別し、函館物を上橫濱物を中、神戶物を下とす。

附　支那海產物輸入額（海參、寒天、昆布を除く）

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價格	一九一六年 數量	一九一六年 價格
純輸入額	一、七二六、三六〇斤	一四、一四四、七三五海關兩	一、六三〇、七六七斤	一三、七五一、六三七海關兩
香港	七五八、八七三	七、五二六、五六〇	七八一、八一九	八、〇六三、一三四
澳門	三六一、七一三	一、四〇五、六七三	三三三、五五四	一、三六三、〇二七
日本	六〇三、六七七	四、三九、四三五	五五〇、一〇九	三、八七七、八一四

輸出先	大正六年	大正五年
總輸出額	三、六五九、一七六円	六、九二五、三九九円
支那	一、三五六、三八〇	四四〇、三四〇
關東州	五八三、六四四	四〇〇、三四〇
香港	一〇、五五五	二七、四六七

尙大正六年中の輸出月別表次の如し

月次	支那	關東州
一月	五三、三四四円	二、六二二円
二月	一八、三六四	一七、一九一
三月	六四、八四四	七二、一九二
四月	一〇一、七六	三四、〇二八
五月	三〇〇、九二九	五三、〇五九
六月	一四〇、八四四	六八、五二三
七月	三三、六六三	九、〇四九
八月	二九、〇五五	四九、一三三
九月	九三、四四四	三六、九九五
十月	二四、〇四二	五三、二〇五
十一月	三九、七四五	四八、八七四
十二月	四八、二四四	二九、八七三
計	一、三五六、三八〇	五六三、六八四

支那輸入額

堅材

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價格	一九一六年 數量	一九一六年 價格
純輸入額	二、八三六、三四三 立方呎	一、四八二、三三三 海關兩	一、八九二、七五八 立方呎	九四二、七〇三 海關兩
香港	七四七、六〇三	五八一、三五五	八二九、七四七	五三一、一〇二
海峽殖民地	三四五、七五八	一四二、七四九	三七〇、六五五	一五六、四七一
日本	一、三七九、四九九	六六三、六三九	三四一、九六三	一二九、三〇七
フイリツピン	三〇九、三七	八八、九七九	三四五、一三四	一四一、四六八

軟材

純輸入額	七七、九三五、七六六	二、九二三、六〇九	三三、九五五、八一三	七、一〇二、三六四
朝鮮	二、〇九七、四五六	一九三、三六九	七、四七七、九八八	一二五、〇一三
日本	三三、九四四、七五四	一、四三八、五七	一七、四七〇、三六六	五、七二一、一〇五
加拿陀	九、九五八、〇〇七	四二八、一九五	一、八〇三、四六六	五七、七一〇
米國	一七、三四四、二一〇	七三八、三九六	二五、七五三、六三六	八二四、九九五

鐵道枕木

日本輸出額

輸出先	大正六年 數量	大正六年 價格	大正五年 數量	大正五年 價格
總輸出額	四七、四四三 石	一、三四四、九八〇 円	五三、〇九一 石	一、五三二、六九三 円
支那	三六七、九二一	七七九、〇五三	五九九、六二一	一、二七七、二六二
關東州	一四九、三六〇	四四四、七四四	二一〇、五八三	三六九、七五三
香港	—	—	三	二

支那輸入額

輸入先	一九一七年 數量	一九一七年 價格	一九一六年 數量	一九一六年 價格
純輸入額	一、〇五二、四四一 本	一、〇八四、四八 海關兩	一、七四六、五七一 本	一、八四四、七三 海關兩
香港	三一、九二三	八、九九九	一、七四四、二三六	二、九二三
日本	一、〇三〇、四八一	一、〇三二、七四六	一、七四四、二三六	一、八二〇、三四四

本邦より支那に輸出する木材は、角材、板材、丸太材、鐵道枕木等にして、枕木以外の材木は松、栓、桂、楢、杤等の角、丸材を主とす、松角は主として北海道産にして、十一吋乃至三十吋角を普通とし、其長は海岸地方の産は十呎乃至二十四呎に及ぶも、鐵道により搬出せらるゝものは十呎乃至十八呎止りとす、楢角は十五吋乃至二十六吋角、長八呎乃至二十呎、栓及松角は十二吋角内外長八呎乃至二十

呎のもの多く輸出せらる。

支那向中、上海向には松角材にて尺角以上長十二尺以上のもの及栓、桂の雜木角材にて尺三寸角以上、長八尺以上のもの輸出し、前者は建築材、後者は家具、其他卓子椅子業の小細工用に充てらる、漢口向は松角及栓、桂の角材なるが從來需要多からず、彼地にて普通賣行あるは米國松と鴨綠江材なりとす、天津へは鴨綠江材の出廻り多き爲大體本邦材の賣行餘り多からず、其賣行くは松板及雜木角材にして、彼地市場より更に奥地行となるものなり、南支方面には福州に杉材の產出多くして、上海、天津、臺灣等へ出廻る程なれば、從て本邦材の需要なく、故に本邦材の支那に於ける販路は南は上海に止る、支那市場に於て本邦材と競爭の地位に立つものは米國松と鴨綠江材にして、米國松は毎年多大の輸入あり。

本品の產地としては北海道第一にして、實に同地には百八十八ヶ所の製材工場あり、其一ヶ年間の製材能力三千百七十萬石に達す、尙本土にありて輸出向製材に從事する工場(重に松材)は京濱及阪神間に多く、其主たるものは藤田組(大阪)、增田屋(横濱)、三井(東京、横濱)、湯淺(横濱)大澤(東京)等の經營に屬するものにして、是等工場は北海道產の外東北及丹波地方產の原木を使用せり。

支那向枕木は楢材、櫛材製を主とし、滿洲向は此の外栓桂、落葉松の各製材を混用す、寸法は孰れも八呎九吋の六吋を普通とし、其主要產地は北海道なり。

寄贈書目錄

京都法學會雜誌	京都法科大學	一二號
滿蒙農政私案	南滿鐵道地方部	九號
化學工藝	其社	一二號
栃木縣立宇都宮中學校第三十九年報	宇都宮中學校	大正六年四月ヨリ同七年三月マデ
特許公報	特許局	三〇〇號ヨリ三一一號マデ
大日本紡績聯合會月報	其社	三一五號
商標公報	特許局	四三二號
通商公報	外務省通商公報	自五七八號至五七九號
新着書	丸善株式會社	三二號
滿蒙研究彙報	其會	五一四號
亞細亞時論	黑龍會	四三號
最近六ヶ年本邦重要貿易品對照表	農商務省商工局	一二號
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	一二號
月報	小樽商業會議所	一一九號
商ト工	其社	一二號
長崎縣商業會議所半年報	長崎商業會議所	一一三號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	四七號
上海經濟時報	其社	四九號
東洋經濟新報	其社	八三五號
支那幣制沿革	青島守備軍民政部	
奉公	其會	一九一號
南洋協會會報	其會	一二號
水交社記事	水交社	一〇號
		一一號

支那に於ける日本人經營の事業概況

我國に於て對支經營の必要の提倡せらるゝ茲に年あり、而して其對支經營の內容たる極めて多岐にして決して三四にして盡くすべからず、然れども邦人の支那に於ける諸般の經營事業は蓋し其主要なる一に居る事疑なかるべし、現に邦人は支那各地に於て如何なる事業を經營し、如何に發展しつゝありや、其一班の狀況を知るは極めて必要にして、且興味ある事なりと雖も、然かも其事たる甚だ困難なる事なり、親しく其地に就いて種々の方面より調査するも其目的を十分に達し難し、況んや遠に居て、各地の狀況を知らんとするをや、然れども支那に於ける日本人の進展狀況を知らんと欲せば、此方面に於ける調査研究亦之れを缺くべからず、依つて此に各種の調査、報告等により、其一班の事情を概見するに足るべき調査をなせり元より、不完全と杜撰とを免る能はざる點あるべしと雖も、之れ誠に止むを得ざりし次第として、切に寬容を與へられん事を請ふ。（編者識）

邦人經營主要事業

安東縣

名稱	資本金	營業	摘要
安東信託株式會社	三萬圓		第六期（大正七年上半）利益三千七百六十五圓
鴨綠江造船株式會社	四十萬圓		大正七年設立第一期利益千三百四十八圓
安東煉瓦株式會社	五萬圓	煉瓦製造	大正七年設立
南滿州製材公司	合資會社 二十萬圓	箱製造製材等	大正七年設立

滿州商業銀行	百萬圓	
安東銀行	五十萬圓	明治四十四年設立
滿鮮運送株式會社	五萬圓	
滿州木炭株式會社	十五萬圓	木炭製造販賣
株式會社安東貯金銀行	十萬圓	
合資會社日陞公司	五萬圓	
株式會社安東油房	五萬圓	
安東窯業株式會社	五萬圓	

其外三井物產、大倉組、橫濱正金、朝鮮銀行、大連汽船會社等の出張所あり、滿鐵會社は水道部及電氣部をも經營す。

奉天

名稱	資本金	營業	摘要
奉天調辨株式會社	十萬圓	日用雜貨販賣	明治四十一年設立
瀋陽建物株式會社			大正六年設立、第一期純益千三百八十二圓、配當八分
奉天化學工業株式會社	五十萬圓	工業用膠、藥用ゼラチン其他製造販賣	大正六年設立、第一期鉄損三千七百四十四圓
東省實業株式會社	三百萬圓	金錢貸付、仲買業、信託業	大正七年日支合辨にて設立
南滿州製糖株式會社	一千萬圓		大正七年上半(第三回)純益十一萬二千三百七十五圓
滿州市場株式會社	四十萬圓		第二期(大正七年上半)利益千五百二十八圓
奉天託信株式會社	二十萬圓	信託業務	大正七年上半(第八期)利益一萬一千三百十八圓、配當年二割
奉天製材株式會社	五萬圓		大正七年上半(第一期)利益百九圓
南滿銀行	二十萬圓		大正二年設立、大正七年上半(第十期)利益一萬三百五圓、年配當一割二分
勝衆石綿工業會社	十五萬圓	石綿工業石綿賣買	大正七年設立
滿州企業株式會社	二十萬圓	金錢貸付、其他附帶業務	日支合辨にて大正七年設立
株式會社瀋陽信託公司	四萬圓	信託業	日支合辨大正五年創立
中日瀋陽馬車鐵道公司	小洋十九萬元	輕便鐵道、馬車營業	日支合辨明治四十年設立

奉天鑄鐵公司	五萬圓	鑄物工業	大正五年設立
合資會社南滿公司	十萬圓	土木建築請負等	大正六年設立
中和興業株式會社	七十五萬圓	土地經營、管理、資金貸付等	日支合辨にて大正六年設立
滿州皮革株式會社	百萬圓	皮革製造販賣	大正六年成立、本店を大連に、工場を奉天に置く
奉天倉庫金融株式會社	三十五萬圓		大正三年設立、大正六年下半（第七期）利益一萬四千百九十三圓配當一割二分
奉天土地建築會社	十萬圓		大正七年設立
株式會社怡信洋行	十萬圓		大正三年設立

此外正金銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖會社支店等あり

大正三年度奉天に於ける本邦人經營各種の重なる事業資本金取引高收穫高、製造高及職工使用人數表

事業別	取引高收穫高製造高	資本金	使用人職工數	
銀行	取引高二七七、六〇〇、三六五円	六六〇、〇〇〇円	一二七人	當地に本店を有る銀行の資本金のみを掲ぐ
貿易業	一八七、九一五	七九、五〇〇	四六	
輸出入貿易商	四、三〇七、八〇一	——	五五	本邦内地に本店を有するを以て當地支店資金は不明
本邦雜貨輸入貿易商	四、三七七、八三七	七六二、七四〇	二六九	
同	三〇四、一四八	八〇、〇〇〇	二五	
賣藥輸入商	五二、七〇〇	六五、〇〇〇	二九九	
農業	收穫高 二八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二九	
蠟燭製造業	精米高 九七、八一〇	一〇、〇〇〇	二七	
硝子製造業	製造高 三二、八五〇	一〇、〇〇〇	三六五	
煉瓦製造業	六五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六六	日支合辨
卷煙草製造業	八、〇〇〇 小計元	一九〇、〇〇〇元	一二三	日支合辨事業を除く
馬車鐵道業	一一六、〇五二円	一、五九七、二四〇円	一、三〇八	
計	二八七、〇六二、四二六円			

瓦房店及熊岳城

（大正三年調査）

して、當初の目的を達すること頗る困難なる有樣なり、大正四年一月より同七月に至る屠殺數左の如し。

種別	牝牛	牡牛	計
四八	一一七	一六五	

三、農業、大石橋、蓋平及海城附近に於ける農業經營者は凡て十名にして、何れも滿鐵會社より土地の貸下を受け居るものなり

農場所在地	農場總面積	植付坪數	大正三年度收穫高	經營者
大石橋	六六、〇〇〇	五七、〇〇〇	一、四九六、九〇〇	村上眞
同	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	片桐久米次
同	六〇、〇〇〇	五八、三〇〇	二、〇四四、〇〇〇	伊達文次郎
蓋平	三、八四六	二、五六〇	二八、七〇〇	若松周吉
同	三、五〇〇	二、五〇〇	一一〇、〇〇〇	上田總太郎
同	一、八〇〇	九三〇	三六、一〇〇	山内稠
海城	三三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	六、五六八、六一〇	井上正義
同	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	四、四五〇、〇〇〇	森田隆太郎
湯崗子	四〇、〇〇〇	二四、六〇〇	一、六六六、〇〇〇	林屋仲太郎
他	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、六六七、五〇〇	肥後武彦

昌圖

名稱	南滿融通貯蓄會社
資本金	三萬圓
摘要	大正二年設立、大正六年下半（第四期）利益五千四百六十三圓、配當通常一割二分特別一割八分

開原

名稱	開原取引信託會社	滿州電氣株式會社
資本金	五十萬圓	十五萬圓
摘要	第四期（大正七年上半）利益五萬三千九百六圓、配當年一割三分	大正七年上半（第九回）利益一萬一千五百三十圓、配當年一割三分強大正三年設立

公主嶺

名稱	株式會社公主嶺銀行	公主嶺電燈株式會社
資本金	十五萬圓	
摘要	大正六年下半利益八千二百七十一圓配當普通一割二分、特別二割	大正六年下半（第三期）利益一萬一百二十九圓配當年八分

四平街

名稱	資本金	摘要
四平街銀行	七萬圓	大正七年上半(第一期)利益五百六十九圓
四平街電燈會社		大正六年設立第一期利益三千八百四十二圓、配當八分

工業（大正三年）

名稱	製品	職工數		
		日本人	支那人	計
岡部石灰工場	石灰	一	一一	一二
伊藤煉瓦工場	黒瓦	—	三七	三七
村川煉瓦工場	赤瓦	—	二〇	二〇

農業（大正三年）

品目	作付反別	收穫高
大豆	二四五、五〇〇畝	三六八、二五石
高粱	一七五、四〇〇	五〇八、六六
大蔘	九、〇〇〇	一、八〇〃
蕃蔘	五、七〇〇	六、四八
蔬菜	二五、八〇〇	三五、三七六斤

備考　農業は特記すべき經營のもの少く僅かに各個人の耕作するものなり

品目	作付反別	收穫高
小豆	八、七〇〇畝	一〇、一八石
粟	六二、〇〇〇	二〇四、九三
水稻	一三、二〇〇	二七、七二
糯粟	二、六〇〇	六、五〇
合計	五四七、七〇〇	一、一三四、一五二石 三五、三七六斤

名稱	資本金	營業	摘要
范家屯銀行	資本范十萬圓		大正七年上半(第三期)利益四千三百六十一圓配當年一割二分

撫順

名稱	資本金	營業	摘要
撫順市場株式會社	十萬圓	水陸產物其他の委託販賣	大正七年設立
撫順信託株式會社			大正七年上半(第四期)利益四千八百七十五圓、配當年二割

撫順興業株式會社	三十萬圓		大正七年上半(第二期)利益千六百四十二圓

鐵嶺

名稱	資本金	營業	摘要
滿州製粉株式會社	三百萬圓	柳行李製造販賣其他	明治四十一年設立、第二十三回(大正七年上半)純益四十六萬七千七十八圓、配當普通一割二分弱特別一割四分弱
鐵嶺興業合資會社	一萬二千圓	商品陳列館仲立業等經營	大正七年設立
株式會社商品陳列館	二十萬圓	關東都督府の持株あり	第五期純益金一萬七千五百八十五圓
株式會社日華銀行	三十萬圓	金錢不動產の貸付仲買	大正七年上半(第一期)利益十一圓
鐵嶺銀行	五萬圓	綿糸布の製造販賣	大正七年上半(第二十期)利益五千二百七十七圓
通商銀行	二十萬圓	對支那人金融外國貨幣賣買	大正七年設立、鐵嶺通商銀行を併合
鐵嶺信託公司	十五萬圓		大正七年設立
株式會社泰山洋行	二十萬圓		明治四十四年設立日支合辦
鐵嶺電燈局	十一萬圓		大正五年設立
合資會社寶隆銀行	五萬圓		

長春

名稱	資本金	營業	摘要
長春運輸株式會社	五十萬圓	運送業	日支合辦大正七年設立
株式會社長春實業銀行	二十萬圓	銀行	大正六年設立
株式會社東華煙草公司	十萬圓	煙草	大正六年設立
長春市場株式會社	五萬圓	市場	大正七年設立
長春錢鈔株式會社	十萬圓	金錢賣買取引	大正七年設立
株式會社長春銀行	三十五萬圓		大倉組と周自齋との合同出資、大正七年設立
豐材公司	五百萬圓	製材	大正七年設立
東亞興業會社	五十萬圓	製材	

株式會社北滿銀行	十五萬圓	銀行業	大正元年設立
長春信託會社	二萬圓	古物商質屋信託業等	大正七年設立
長春木材株式會社	五十萬圓		大正七年設立

工業

會社工場名	設立年月日	製造種目	
日清燐寸株式會社	明治四十年	燐寸（日支合辨六千株中支那人持株四百）	
鐵嶺製粉會社長春分工場	大正三年六月三十日	小麥粉	
長春製材合資會社長春工場	大正三年九月三日	製材	同
高橋商會製材工場	四十四年十一月二十五日	同	上
吉長鐵工場	四十四年十月二十六日	建築材料金屬器具其修理	
高橋鐵工場	大正元年十一月五日	機械破損修理鑄物	
猪熊鐵工場	四十二年八月十六日	同	上
和登鐵工場	四十年十二月一日	同	上
和登煉瓦工場	四十一年四月一日	煉瓦	上
守平煉瓦工場	四十二年六月一日	同	上
工棟組煉瓦工場	四十三年六月二十三日	同	上
吉林燐寸會社長春分工場	大正四年十月	燐寸仕上ケ	

農業

長春縣下三道溝に於ける藤田與一郎及長春縣下趙家屯（吉長鐵道長春驛北方十五支里）の工藤利助の水田經營の二を主なるものとす而して工藤利助は大正三年より之を中止したり

藤田の經營する水田は從來は試作期に屬し成績の良否未だ判定し難し尙大正四年は天候不順雨量亦過多なりし爲め例年に比し事業稍手控したると土地貸借上の關係により其從來の三分一に減じたり初年度よりの成績左の如し。

(1) 藤田の經營に係るもの

區別	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年
植付反別	一三丁	一四丁	一七・五丁	一八丁	六丁
收穫高	五〇石	一五〇石	三一〇石	六、九一石	—

玄米	同	一五	五四	九〇	三二〇	
讓		九〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	一二二、〇〇〇斤	一三〇、〇〇〇斤	
價	額	四〇〇円	九〇〇円	二、二〇〇円	四、六五一円	
常	傭人	一二人	一三人	一五人	二〇人	一〇人

備考　一、常傭人は朝鮮人にして食料を給し給料十二圓を給す
二、日本人監督として一名居住す
三、植付期及收穫時には臨時支那人を雇用す

(2) 工藤の經營に係りしもの

區別	大正元年	大正二年	大正三年
植付反別	二〇丁	一七丁	中止
收穫高	不明	一〇石	同
玄米	同	なし	同
讓	同	二、〇〇〇円	同
價格	なし	一八〇円	同

其他新に經營せる邦人の成績左表の如し

農業耕作反別及產額表

（大正三年度）

氏名	耕作反別	從事員數 日本人	從事員數 支那人	從事員數 計
田中金造	四三、〇〇〇畝	一	三	四
四村清兵衛	三〇・八〇〇	一	四	五
新納靜介	一四二・九五〇	四	八	一二
酒井親輔	三六五・〇〇〇	六	二〇	二六
合計	五八一・六五〇	一二	三五	四七

備考　一、農作物の主なるものは蔬菜類にして其他大豆、高粱、粟、稗等なりとす

吉林

名稱　資本金　營業　摘要

吉林倉庫金融株式會社　二十萬圓　日支合辨大正七年設立

富寧造紙有限公司	百萬元	木材を用ひて製紙をなす	日支合辦大正六年設立	
燐寸會社	大正四年製造高	軸木一箇月三十三萬把	小盒木地一箇月九百萬組	燐寸三千箇
使用職工數	日本人十八、支那人三百七十八			

資本金十八萬圓、株數三千六百株、一株五拾圓四分の一拂込にて、原動力は七十馬力の蒸汽機關あり、軸剝器械三臺、同刻器械三臺、小盒木地剝器機五臺、圓鋸製材器三臺、軸選機一臺、軸列器四臺を据付け、工場敷地四千二百坪建坪七百坪を有し、軸木及燐寸の製造販賣を主眼とす、大正四年四月長春に分工場を開設し、軸列器四臺其他の器械を備へ、建坪五百坪を增加したり

哈爾賓

名稱	資本	摘要
東亞商業株式會社	五十萬圓	大正七年設立
哈爾賓印刷株式會社	二十五萬圓	同
松花銀行	露貨百萬留	大正三年設立大正七年上半(第八期)利益十萬二千三十七留配當通常一割二分特別八分
哈爾賓信託會社	露貨二百萬留	日露合辦大正七年設立
株式會社哈爾賓倉庫	二十萬留	大正七年上半利益露貨二萬一千三百七十一留配當普通一割二分特別一割八分
北滿製粉株式會社	露貨五十萬留	

創立年月日	大正二年十一月二十日	
生產額	小麥挽碎九十萬布度	
使用人	日本人十名支那人四名	
職工	日本人八名支那人三十名支那苦力五十名	
工場の規模	構內の總面積二千七百「サーゼン」平方(我約三千六百坪)一晝夜の挽碎力は原料四千布度とす	
北滿電氣株式會社	百二十萬圓	日露合辦

露人ミチコフ氏所有の埠頭區發電所、附屬浴場土地建物一切、パルスキー氏所有の新市街エネルギー發電所の一切を引繼ぎ日本法人たる會社經營としたるものにして、東洋拓殖會社其株式の四分の一を引受けたり

大石橋

名稱

大石橋電燈株式會社

營口

銀行

正金銀行牛莊支店

正金銀行牛莊支店は明治三十四年一月開設せらる

正隆銀行

正隆銀行は明治三十九年七月創立せられたる日支合併の銀行なり當初營口に本店を有したりしか明治四十四年六月本店を大連に移轉し當地には營口支店を設くるに至れり

イ、資本額　明治四十年　銀二十四萬九千圓（全額拂込）

大正四年六月末　銀三十萬圓　金七十萬圓

其後二百萬圓に增資す

諸工業會社及工場

小寺洋行機器油房

本油房は本邦人の經營に係る唯一のものにして、明治三十九年夏頃設立に着手し、明治四十一年三月一日を以て機械運轉を開始せり

イ、資本額　約七十萬圓にして設立當初以來何等の增減を見ず

ロ、製造高豆粕は一日三千五百枚乃至四千枚以上（一枚の量目七貫三百六十匁）にして、其增減は其年に於ける市場の狀況、即ち原料の價格及製品の相場等に依りて左右せらるゝと雖も、大體に於て創立當時より現今に至る迄大なる差異を見ず、豆油は一日二萬斤前後なり右兩者共製造期間は每年三月より十一月に至る約九箇月間なり。

東亞煙草株式會社

東亞草煙會社は明治四十二年十一月一日清國製造所の名を以て、當營口港に設立を見るに至りたるものにして、敷地五千坪建坪四百坪を擁し、當時邦人數十名、支那人數百名（主として十歲以上十六歲前後）を使用し、機械製造を開始したるか、大正三年末の調査に依れは、使用人總計九百六十四名、內日本人三十四名、支那人九百三十名、製造高總計百七十五棚（一棚は口付二萬本兩切一萬五千本乃至三萬五千本刻六貫目）にして、製品は創立當初は大和、朝日、「ハネピー」、「ウエルス」錢龍の五種に限られたるか爾來需要の趨勢に伴ひ敷島、芙蓉を初め、其種類著しく增加せり、資本額は當製造所として別に一定し居らす、販路は當初南滿洲一帶より北滿洲に限られたるか、歲月を經るに從ひ其販路を支那各地に求め、尙將來に於て中支及南支に益々其販路の擴張に務めんとする計畫あり

摘要

大正六年下半第四期利益四千百二圓配當年八分

營口水道電氣株式會社

本會社は日支兩國人の合辨經營にして、明治三十九年の創立に係り、營口及其附近に於て水道事業各種電氣事業、運輸事業を營むを以て目的とす

イ、資本額　總額二百萬圓にして、內既に拂込百萬圓而して、明治四十年末以來現今に至る迄些の增減を見す

ロ、規模の概況

A　電話業

電話事業は明治三十九年即本會社設立當初より開始せられ明治四十年に於て加入者總數三百五十二、內日本人二百四十二、支那人八十九、歐米人二十一、現今に於て加入總數五百十五、內日本人二百〇三、支那人二百七十七、歐米人三十五に增加せり、目下交換機一千箇を裝置し、線路の亙長十九里三十町三十三間四尺、延長六百九十七里二十九町十九間三尺に達せり

B　電燈業

電燈事業は明治四十年十月工を起し翌四十一年二月開業せり、同年末に於て電燈數千四百八十二、之を十燭に換算すれは千五百六十四なりしか、大正三年末に於ては電燈數一萬千百四十六、之を十燭燈に換算すれは一萬六千七百五十に達す、目下發電八百「キロワット」線路亙長十七里十町八間一尺、延長五十里十一間を有す。

C　水道業

水道事業は會社事業の首腦にして、遼河上流田庄臺の對岸立科に取水口貯水口貯水池淨水所を設け、之を營口に送水供給せんとするものにして、明治四十年六月起工し明治四十二年六月開業せり、同年には配水量五萬九千「ガロン」切符給水所二十四ヶ所專用栓百十六箇に過ぎさりしも、大正三年末に於ては配水量十三萬六千百「カロン」切符給水所三十一、專用栓四百十九箇に增加せり、目下送水の極量五十萬「ガロン」にして送水管五里一町十五間水管四里十町一間に達す以上三事業共將來に於て、益々增加の趨勢を有す

D　運輸業

運輸事業として明治四十年下半期以來牛家屯車場を起點として、營口南永世街に至る八哩餘の輕便鐵道を借用し、旅客及貨物の運搬を爲し、又小蒸汽船二隻を以て營口東稅關前より、會社水源地なる立科竝對岸田庄臺に至る迄の間旅客及貨物の回漕を爲し居たりしか、爾後該事業は他人に讓渡し本會社と關係をつに至れり。（以上大正四年調）

大正七年上半期に於ける純益金十萬六千四百九十三圓にして、年八分の配當をなせり

東來醬園

明治三十五年十月創業田村忠一の經營に依る、個人企業なり

營口煉瓦製造所

明治三十九年軍政中に起工したるものなるか、軍政撤廢の際尙設備完成せさりしを以て、同年八月其遺業を繼承して合資組織を以て建設せられたる工場なり

農　場

小寺農場

日露戰役後小寺洋行か卒先して滿洲富源の開發に資せんか爲め、此地に資本を下し新式機械を据付けて、豆粕及豆油を製造し邦人發展の端緒を開くに至りたるか、同洋行は之と同時に明治三十九年四月營口附近に小寺農場を設置し

名稱	資本金	職業	摘要
振興株式會社	十萬圓	金錢貸付、生產品、不動產の賣買仲買、信託業務等	大正七年設立
滿洲タルク合資會社	三十萬圓	滑石及粘土の採掘賣買、タルク、クレー製造販賣	大正七年設立

營口硝子製造株式會社　資本金　十萬兩　製產數量　骨粉六千噸　燐寸軸六百萬把　使用職工數　百三十人（大正三年）

本工場は獨逸租界の下手に當る小劉庄に在り、明治三十九年羊毛洗濯營業の目的にて設立せられたるを以て、比較的多額の資金を投したり、四十年頃より副業として骨粉製造業を開始し、同四十二年より燐寸軸製造を始め、羊毛洗濯は四十三年より廢止せり

大町骨粉製造工場　經營者　大町一二　資本金　一萬五千元　製產數量　二千五百噸　使用職工數　日人四人　支人四十人（大正三年）

本工場は支那町獅子林に在りて、明治四十五年の設立に係る

茂泰硝子製造工場　經營者　神谷佐兵衞　資本金　二萬五千元　製產數量　三萬元　使用職工數　日人三人　支人六十人（大正三年）

本工場は支那町開口大街に在りて、明治三十四年の設立に係る、製品は重に洋燈「ホヤ」臺洋燈「ピン」等なり

天津

工場

て、農業及牧畜業を開始せり

加藤農場

明治四十一年の創業に係る

長門兄弟農場

明治四十二年一月の創立に係る

福田農園

明治三十九年四月の創業に係る

其外最近同地に設立せられたる會社次の如し

大正七年上半（第十二期）利益三千九百九十五圓、配當年五割

永信料器廠　經營者　成願新三　三萬元　六萬五千元　日人四人　支人百五十人　（大正三年）

本工場は日本租界福島に在りて、明治四十二年の設立に係り、重に洋燈の「ホヤ」を製造す

東華石印局　經營者　中村常三郎　一萬元　三萬四千二百元　日人二人　支人三十一人　（大正三年）

本工場は支那町宮北大街に在りて、明治三十八年の設立に係り專ら印刷業を營む

中東石印局　經營者　富成一二　三萬五千元　二萬弗　日九人　支六十人　（大正三年）

本工場は日本租界閘口大街に在りて、明治三十六年の設立に係り專ら印刷業を營む

三友鐵工場　經營者　井上貞吉　五千元　九千元　支人十三人　（大正三年）

本工場は日本租界新壽街に在りて、明治三十九年の設立に係る

浪花鉛字局　經營者　中見芳之助　一萬元　四百貫目　支人五人　（大正三年）

本工場は日本租界旭街に在り

天津祐元紡績會社　百五十萬元

大倉組、日本棉花會社、各五十萬元、段祺瑞、張勳、馮國璋、倪嗣冲等より百五十萬を出資し、日支合辨にて大正七年設立せられたり、鍾數總計四萬の計畫

銀行會社

天津商工銀行　銀行業

株式會社浪花活版製造所　活字製造印刷器　（大正六年下半期利益三萬三千九十四圓配當一割二分）　資本一萬圓

合名會社中東石印局　印刷同機械　同二萬弗

怡豐洋行　輸出入業

平林號　呉服太物

田村洋行　棉機器桐材

玉井洋行　雜貨藥種

晋信洋行　雜貨

樫村洋行　時計寫眞器

大町洋行　肥料製造

小林洋行	加藤洋行	平野洋行	岡村洋行	順隆洋行	赤井洋行	武齋洋行	山玉號	茨城洋行	永信洋行	東亞公司	茂泰洋行	吉田洋行	大文洋行	清水洋行	蓬萊洋行	長岡號	廣濟堂	和記洋行	三友洋行	雙龍洋行	茂妻洋行	寺田大藥房	佐々木洋行	中吉洋行
化粧品賣藥	輸出入雜貨	文房具雜貨	雜貨	輸出入業	輸出入業	輸出入雜貨	雜貨	土木	硝子製造	書籍雜貨	硝子製造	輸出入	洋紙販賣	雜貨	綿絲牛骨	吳服太物	機械藥品	工業藥品化粧品	海產物茶	雜貨	腿帶子森永菓子	賣藥醫療器	織布器具	洋紙印刷器

丸二兄弟藥房　藥品醫療器
陞恆洋行　賣藥
東華石印局　石版印刷材料
信義洋行　陶磁器
博信堂藥房　藥品
松本盛大堂　同
大連武內洋行天津支店　洋服材料
中山洋行　文具雜貨
副華洋行　時計
金島洋行　眼鏡雜貨
泰成洋行　人力車
天平洋行　米穀牛骨皮
栗本洋行　清涼水製造木炭
和田大藥房　人力車藥種
東京堂　菓子
大田洋行　輸出入
東華洋行　染料藥材
菊商店　雜貨
清玉號　帽子製造
濟世堂　藥品醫療器
吉田屋號　蓆
茂記洋行　洋毛輸出
大清通運公司　運送業

漢口

商號	營業種別		
日信洋行	貿易並搾油業	資本	二〇〇萬圓
武林洋行	貿易業	同	三〇萬圓
高昌號	土地家屋賣買資金貸付	明治四十年開店	
吉田洋行	貿易業	同三十九年開店	
合信洋行	同	同四十五年開店	
一二洋行	雜貨商		
九三洋行	賣藥雜貨商		
松廼家	旅宿業		
大石洋行	雜貨商		
小林洋行	貿易商	明治四十年開店	
齋藤洋行	漆輸出商	同三十九年開店	
水田洋行	同上	同上	
伊藤洋行	輸入商	明治四十五年開店	
阪崎商行	麻輸出商	大正三年開店	
阪本洋行	貿易商	明治四十五年開店	
安部洋行	雜貨商	大正三年開店	
小木洋行	同	大正元年開店	
瀨清館	寫眞業	明治三十九年開店	
永田洋行	雜貨商	同三十七年開店	
中洋行	同	同三十八年開店	
日隆洋行	船業	同三十七年開店	
嘉泰洋行	雜貨商	同三十九年開店	
東華公司	輸入業	同三十九年開店	
土井洋行	呉服雜貨商	同上	
福洋行	雜貨商	同四十三年開店	

崇文閣	印刷業	大正二年開店
玉圓公司	雜貨商	明治四十五年開店
金穗堂	賣藥商	同四十一年開店
半田綿行	貿易商	同四十四年開店
鴨川洋行	雜貨商竝硝子製造業	同上
漫口購買會	雜貨食料品商	大正二年開店
鈴木洋行	貿易商	大正三年開店
若林洋行	賣藥雜貨商	明治三十九年開店
泰信洋行	雜貨商	大正二年開店
傅前帶子公司	腿帶子商	同上
大正電燈公司	電燈業	大正三年開店
思明堂	賣藥雜貨商	大正二年開店
金昌洋行	石鹼製造業	明治三十九年開店
萬泰洋行	輸出商	同四十五年開店

重慶

日支合辦有隣公司　燐寸製造業

設立年月　明治三十六年七月

一個年製造高

明治四十年　一、九一二箱　二一、九八八兩

大正三年　二、六六七箱　三〇、六七〇兩

使用職工數(延人員)

明治四十年　四七、八〇〇人

大正三年　六六、六七〇人

資本金　三萬兩(一萬五千兩宛日支人醵出)

日支合辦合資會社又新絲廠　製絲業

設立年月　大正四年三月三十一日

資本金　周行銀三萬兩

使用本邦人　男三人　女二人

未た製絲に着手せす目下工場建築等の設備中なり

九江

伊藤商行	輸出商	大正二年開店
仁德洋行	雜貨商	明治四十四年開店
大元洋行	旅宿業兼雜貨商	明治四十一年開店
萬歲寫眞館	寫眞業	廬山に在り

藤田公司　樟腦製造業　明治四十一年開設

上海

主要商業者

伊藤忠合名會社上海支店（伊藤洋行）

明治四十二年二月十一日の設立にして、本店は大阪にあり、上海の外漢口に支店を有す、大阪伊藤忠兵衛一族四名の出資に係る合名會社にして、當地支店にては綿絲、綿布帆布、緞子、莫大小、洋傘、タオル、帽子、燐寸、マンチエスター綿布等の輸入及土產綿布、土產麻布等の輸出を取扱ひ、主要商品は綿絲布、雜貨類なり、同店は阿部市商店近江帆布會社、濱谷帽子會社、大阪タオル會社、陰山商店等の代理店なり。

伊藤商行

東亞同文書院出身なる伊藤源七の個人經營にして、明治四十二年の開業なり、主として洋紙、葉煙草、マッチ其他雜貨を取扱ひ、歐洲諸國とも連絡を有し、開店後營業の繁榮に伴ひ、四十四年漢口に出張所を設け、今日にては九江京城、臺北等にも出張所を置き、支那內地物產を直接原產地に於て購買する策を講じつゝあり。

市原合名會社

本店は橫濱に在りて、神戸及當地に支店を有し、當地支店は支那產鷄卵の對日本輸出を業とす、本會社は明治二十年頃楠孝吉か橫濱鷄卵商市原の資力を以て、始めて經營せしものにして、明治三十八年十月合名會社を現在の合資會社と改めたるものなり。

伊藤益洋行

曾て吉田新號に在て、雜貨の取扱をなせし、伊藤益二の個人經營にして、明治四十五年二月の開業なり、主として日本雜貨の卸賣業及委托業を兼營し、最近乂硝子製造業を經營す。

石田洋行

名古屋市石田佐吉商店の支店にして、主として支那人向尾張陶器の卸販賣に從事す。

今野洋行

明治四十五年二月福州路五十五號に開業して、大正二年二月組織を變改し、株式會社となし、本店を東京市に置き主としてレース絲、玩具、莫大小、懷中電燈等の日本雜貨を取扱ふ。

石川洋行

明治三十七年四月店主石川兼吉氏の開業せるものにして、仕入店を東京に設置し、當地在留西洋人向美術工藝品及雜貨の販賣に從事す。

池田洋行

元當地吉田號店員たりし池田清秀の個人經營にして、明治四十五年二月一日開業せし始めは、日本雜貨を取扱ひたるが、其後雜貨業の有利ならざるを悟り、仲次仲買を經營し、度量衡器、理化學機械其の他の雜貨類を取扱ひ其外土地家屋貸借賣買周旋廣告業等をもなす、京都鈴木度量衡製

作所、同柳川理化學器製作所其他二三の代理店たり。

半田棉行上海支店（株式合資會社）

明治二十年始めて東興洋行として開業し、明治三十九年合資會社となす、本店は大阪市に在り、同店は上海に於ける老舗の一にして明治二十年頃當地支那商人にして揚樹浦に綿繰工場を興すものありて、其使用する機械類を大阪に需めたるが、同行店主の先代半田氏之れに關與する所ありて、其子市太郎及虎之助右機械操縦の使命を帶びて、日本職工十名餘と共に來滬し、其後支那棉輸出の有望なる事に着目し、之れが取扱を始め、日清事件、北清事變及日露戰爭等の事變を經て、今日に至れり、同行の主たる商品は綿絲、綿布、タオル、金庫等の輸入及棉花の輸出にして、特に、タオルは播州稻岡商店及大阪池尾の代理店として當市場に於て獨占的の地位を占む

服部洋行

東京市服部時計店の支店にして、同店にては初め當方面の販賣代理を獨商謙信洋行 China Export, Import and Bank Compagnie に托し、出張員を派し居りしが、明治四十五年五月之れを廢し、出張所を開始するに至りしものにして、自家工場精工舍製造に係る時計類、美術品一切及測量諸機械等の輸入に從事し、他に競爭者なき爲め營業成績良好にして、今回の歐洲戰亂に際し更に一層順調に向はんとしつゝあり。

八千號商會

森八軸の個人經營にして明治三十五年三月の開業なり、設立當時は時計類を主として、寫眞材料を取扱たるが、明治四十二年頃より寫眞材料を主とし就中寫眞臺紙を主とす。

晩翠軒

明治三十二年五月の開業なり、水野元彥の個人經營にして、本店は東京市に在り日本人向醬油、繰詰及金剛砂の輸入と、支那陶磁器、書籍、筆、墨、紙、木器古董の輸出を營む。

日本棉花株式會社上海支店（日清洋行）

本店は大阪市に在り、明治二十五年十月故佐野常樹外二十五名の發起に係り、十一月一日創立せる資本金額二百萬圓の株式會社なり、當地支店は明治三十六年の開設にして本會社は上海に紡績工場（約一萬錘）を有する外、漢口に豆粕工場（二個）棉實粕工場棉花荷造工場を有し、上海、漢口、孟買に支店を天津、青島、香港、大連等に出張所を有し、當地支店にては主として綿絲、棉花、綿製品を取扱ひ北米合衆國及印度等にて棉花の貿易に從事す。

日華洋行

明治三十七年春日露戰爭開始の爲め京都西陣機業家が、非常なる打擊を受けたる當時、京都有志家が農商務省の勸誘によりて輸出に努力し、救濟を講ずることゝし、當局者と共同調査の上、明治三十七年五月當地に日華洋行なるものを開設し、後西村治兵衞の個人經營に歸したるものにして、本店は京都市に在り、取扱商品は絹綿各種織物及加工品、腿帶子、マンチエスター各種織物等の輸入、竝に雜穀

肥料等の輸出に從事す。

日華大藥房

明治三十九年十月初めて日信分行藥品部なる名義の下に開業したるが、同四十二年二月商號を日信大藥房と改む。現同店は大阪市高橋盛大堂の支店にして、高橋留吉の個人經營なり、取扱商品は賣藥、化粧品類にして就中清快丸を主とし仁丹と共に本邦賣藥中の主位にあり、其他ライオン齒磨、大學眼藥等を取扱ふ。

日清商會

泉藤三郎の個人經營にして、明治三十七年の開業なり、設立當時は酒類、食料品、煙草等の營業をなし居りたるも大正元年より輸出入業を併せて經營することゝなり、大正三年以降對日本人向の營業は吳淞路三號の支店に於て之れを取扱ふことゝなり、目下の重要取扱品は在留日本人向酒類、食料品、雜貨及各種建築材料金物等となす。

仁壽堂大藥房

森澤清太郎の個人經營にして、大正三年四月の開業なり藥材、醫療機械、化粧品等を取扱ふ。

日本堂

杉江房造の個人經營にして、明治三十九年四月の開業なり、日本人向文房具、雜誌、書籍、繪葉書及小學校生徒用教科書を取扱ひ、別に開進社の名稱を以て石版印刷業を經營す。

東亞公司上海支店（株式會社）

明治三十八年十一月十四日の開業にして、時恰も日露戰役戰捷の後を享け、日本內地の企業熱旺盛なる時なりしかは東京に於て大橋新太郎、津村重舍、山崎の諸氏支那に於て日本製藥及書籍敎育品を販賣する目的にて資本金八十萬圓を以て設立したるものなるも、明治四十年減資を斷行し、四十一年漢口、天津の支店を閉鎖し、目下は本店を東京に置き、上海は支店にして社長大橋新太郎、常務取締役山本留次なりとす、取扱商品は書籍、文房具、樂器、運動具、賣藥、藥品、醫用器械、莫大小類、石鹼、紙、化粧品、印刷機械、印刷用品等とし代理店として森下仁丹、津村中將湯、山田胃活、中山クラブ、瑞寶石鹼等の各商店の販賣廣告に盡力し、其他博文館、博進社、大日本樂器會社等の代理店たり。

東洋關西合資會社上海支店

神戶市の本店は明治二十九年五月十日の開店なり、當地支店は初め東洋貿易合資會社の名を以て、禮查路に業を營み、明治三十一年七月一日吳淞路七十五號の關西合資會社と合併して現時の名稱に改め、專ら鷄卵の輸出を營む。

東滬洋行

當店は最初森川一甫及高塚石之助の組合出資により、明治四十一年五月開業せしものなるも、大正二年六月高塚石之助退店し、後同年末日迄森川一甫の經營に屬し、大正四年一月一日より坪井連藏之れを讓り受け、同二月一日より再び高塚石之助を以て業務擔任者となしたり、同店は各種日本雜貨の卸小賣を業とし、目下の主要なる取扱品はアルミニユーム器具、乾電池、玩具、漆器、莫大小類とす。

謄寫堂上海支店

本店は東京市に在り、明治二十七年の創業に係る、同本店にては明治三十八年より對支輸出を開始し、毎年二回派遣員を巡回せしめ取引をなし居りたるも、種々の不便を感じ、明治四十四年四月上海に支店を開設せり。當店は上海の外京城にも支店を有し、取扱商品としては謄寫版、文房具、印刷紙、印刷用インク、名刺、自轉車、ゴム製品、寫眞機械等にして、代理店として東京市眞島工場、山本榮太郎、櫻井大二郎、日本ゴム株式會社、宮田製作所、小西六右衛門等の委託を受け、尙又獨逸、英國、米國等の文房具をも取扱ふ。

東麟洋行

明治四十一年の開業にして、主として雜貨類就中麒麟印レース絲の輸入販賣を營み、本店は東京市に在りて明治二十年の開業とす。

千代洋行

下里八五郎の個人經營にして、明治三十五年頃森八輔（現八千號主）と協同して八千號なる商號の下に開業したるが明治四十年分離して獨立經營となり、主として寫眞臺紙並に寫眞器具、時計用硝子及油等の販賣に從事す。

中東大藥房

明治四十二年八月一日の設立にして、德光常太郎の個人經營に係る、賣藥、醫療器械、藥品、硝子瓶類、化粧品等の卸小賣に從事し、就中賣藥を主とす。

株式會社大倉組上海支店

明治三十八年九月の開業にして、本店は東京市に在りて世界重要の都市には支店又は出張所を有す、當支店の取扱商品は石炭、綿絲布、木材、海產物、軍器、機械、雜貨類の輸入及棉花雜穀肥料等の輸出を主とす、英、米、濠州印度等の諸國とも多少の取引を有し、商業の外鑛山業、保險業、棧橋倉庫業等をも經營す。

小野村洋行（合名會社）

明治二十三年頃專ら綿布の輸入に努めたる橫濱の松村商店が、四十一年閉店するに及び、舊雇人有志者相謀り匿名組合を作り、橫濱は川合正夫、上海は西村五郎名義の下に專ら蠶絹及屑物の輸出に從事し、四十五年五月西村五郎、小柴宗二郎、野口榮二、伊豫圭作四名の合名組織とし、小野村商店と名付け、橫濱を本店、上海を支店と定めたり、目下の取扱商品は蠶絹絲、繭、屑繭、屑絲、精干綿を主とす、尙同店にては大正元年銀二萬五千兩を投じて、上海談家渡に屑繭及屑絲の精練工場を設立し、和田式精干綿の製造に從事す、蓋し支那に於ける同業の嚆矢とす。

岡田商店

明治四十二年二月の開業にして岡田寅太郎の個人經營なり、日本乾物、罐詰、醬油、果實の卸小賣に從事し、玉葱林檎等は外人間に販路を有す。

佐和號

山本猛の個人經營にして日本製人力車の販賣並に修理業に從事す。

書上洋行

明治四十年三月の開業にして、群馬縣書上文左衛門の個人經營なり、本店を桐生町に置き、目下は絹綿織物及雜貨の輸入、棉花、繭、麻及雜穀の輸出を業とし、就中絹綿繻子、綿布の輸入及棉花、玉繭の輸出を主とす。

鴨川洋行

明治四十年四月二十九日の開業にして、鴨川イチの個人經營なり、美術雜貨、陶磁器、絹布、皮革製品、花莚類、綿布、美術漆器、屏風等在留外人向美術品雜貨の取扱に從事す。

重松大藥房

明治三十九年六月の開業にして、重松佐平の個人經營に屬す、本店は富山市にあり、重松藥店と稱す、賣藥、藥種醫療器械、雜貨等を取扱ひ、就中賣藥を主とす。

漢和洋行

吉浦勇次郎の個人經營にして、バリカン類等の頭髮用品を主とす。

吉田號

明治二十年十月の設立にして、先代吉田善吉の創設に係る、同店は上海に於ける老舖の一として特に最も困難とする雜貨商を營み、漢口に支店を有す、取扱ひ商品は綿花、雜穀、肥料、製油原料等の輸出及時計、帽子、洋傘、化粧品、莫大小其他の雜貨輸入を業とす、帝國生命保險會社の代理店なり。

高田商會上海支店（合資會社）

當地支店は明治四十年四月八日の設立にして、本店高田商會は東京市にあり、明治十四年高田愼藏の創業に係り、目下高田一族の合資會社なりとす、上海の外大連、北京に出張所あり、當支店の取扱商品は諸器械、軍器を主とし外に毛織物の輸入及牛骨の輸出に從事し、神戸毛織物會社東京泰平組合の代理店なり、其外獨、米、英諸國に於ける著名製造家の代理店たり。

泰西鷄卵合資會社

明治四十三年七月十六日の開業にして、本店は橫濱市に在り、出原又七外七名の合資會社にして、鷄卵の對日本輸出を主とす。

大秦商會

現大秦商會は明治四十四年の設立なれども、其以前明治三十三年一月三日京都市中井三郎兵衛支店として、中井洋行名義を以て開業し、同三十七年三月組織を變行し、合名會社中井商店上海支店（中井洋行）と改稱す、明治四十四年十一月一日同社支店廢止に付、創立以來支配人たりし秦長三郎營業一切を現狀の儘引繼き經營す、取扱商品は製紙、織物工業用藥品、印刷用インキ並に朝鮮人參製品等にして現に東京富士製紙株式會社及朝鮮京城井上宜壽堂の代理店たり。

武井洋行

明治四十四年店主武井撲介の開業せしものにして、東洋紙纖油、空樽の輸入、菜種、胡麻、豆類、糟類、皺皮、米糠等の輸出を主とし、神戸、東京に代理店を有す。

大日本麥酒株式會社出張店

當出張店は吉田勝次郎主任となり、瓶詰麥酒の販賣は三井洋行にて代理し、主要なる輸入品は旭麥酒、リボン印シトロン、同タンサン、同ラスベリーとし、出張所にては樽詰麥酒を販賣し、主として本邦麥酒販路擴張に盡力し、良好なる成績を擧ぐることを得たり。

田岡洋行

明治四十四年三月中店主田岡政六革命事變の商況視察として來滬し、三月間滯在調査の上歸鄉同年九月現在代表者藤井信次を以て現支店を開業せしめたり、本店田岡洋行は東京市に在りて、明治二十一年の開業なり、當支店にありては毛製品、斉下、莫大小製造に關する各種附屬品等の各種雜貨の卸賣に從事し、尚大正元年佛祖界打鐵濱白爾路に染色工場を設立し、綿絲、シルケット絲等支那織布原料の染色に從事せり。

寶洋行

明治四十三年八月の開業にして、大連木村健商店の支店として、上海の外臺北にも支店を有す、重なる取扱商品は各種罐類の輸入及石油空罐の大連輸出にして、此外清涼飲料水及食料品等を販賣す。

田邊洋行

明治三十六年の開業にして、滋賀縣彦根町田邊眞七の個人經營に屬し、當地は支店なり特種の雜貨、タオル、化粧品等の輸入を主とす。

曾和洋行

大正七年七月の開業にして、東京市曾和嘉一郎の個人經營に屬し、當地支店にては、絹織物、腰帶子、綿帆布の輸入を主とし、又印度に對して絹織物を輸出す。

鶴谷洋行(合名會社)

明治四十年二月の設立にして、本店神戸市鶴谷忠五郎商店を主とする合名會社にして、上海の外、香港等に支店を有す、硬質陶器、陶磁器、硝子器、硝子罐、琺瑯鐵器、電氣用器具其他の輸入を主とし、金澤日本硬質陶器株式會社の上海代理店たり。

土橋號

明治三十年の開業にして、日本人向雜貨商として老舗の一に數へらる、當店は初め土橋文藏なる人藥善堂の印刷部員として渡清し、日露戰爭後現在の業務を開き、三十六年吳服商石渡商店と合併し、文藏は四十年に病死し、目下は表面上土橋正の管理する所にして、實際は土橋と石渡の合資組織なり、日本人向吳服、酒、醬油類を主として取扱ふ

內外鷄卵株式會社支店

當支店は明治三十四年の開業にして、本店は東京市に在り、專ら鷄卵の對日本輸出を經營す。

中桐洋行

明治二十四年の開業にして、上海に於ける邦人老舗の一なり、本店は大阪府にありて中桐彦三郎の個人經營なり、當地支店は開業以來主任三宅助三郎專心業務の發展を企圖し、目下は漢口、天津、孟買等にも支店を有するに至れり取扱商品としては諸機械、雜貨、蠟燭原料、電信電話用器具の輸入、雜穀、肥料の輸出を主として、神戸海上運送火

明治三十五年七月の開業にして、日本人向諸雜貨及食糧品販賣を營み、淺見爲之助の個人經營なり、大正二年十月以降日本勸業銀行債券の賣買を開始せり。

濟生堂大藥房

明治二十八年六月の開業にして、藥劑師篠田宗平の個人經營なり、藥劑師業務及藥種、醫療器械、硝子藥罐、賣藥化粧品等の販賣を營む。

三和洋行

明治四十三年十一月熱田忠次郎の開業に係り、棉花輸出及製棉販賣業を營む。

喜多洋行

明治十七年十月の開業にして、上海に於ける邦人老舖の一なり、店主喜多太助の個人經營にして、主として在留外人向呉服太物、美術品、雜貨等を販賣せり。

岸田洋行

明治三十二年五月に開業し、在留外人向美術品、雜貨を主とし、店主は岸田兼三にして横濱を本店とし、神戸上海は支店なり。

北福洋行

明治三十七年九月の開業にして、硝子器、罐類一切を取扱ひ、角田芳太郎の個人經營に屬し、最近漢口に支店を設置す。

義大洋行

明治四十五年七月三日の開業にして、青澤清次郎の個人經營なり、棉花、雜穀、肥料の輸出及賣買委托業を營む、青澤氏は元吉隆洋行（大阪奥村商店上海支店）店員なりしが、同行の勇退閉店すると共に、其後援を得て、開業せるものにして漢口に支店を有す。

湯淺洋行

明治四十四年六月開業し、渡邊千治主任の下に砂糖、小麥粉、綿絲其他雜品の輸入及絨種絹布の輸出を營む、本店は神戸に在り、横濱增田屋手代たりし湯淺竹之助の經營に屬す、上海の外東京、大阪、下關に支店を有し、其他内地及支那の各地に出張所を有し、當地支店は英、獨、米とも取引を有す。

明治貿易合資會社上海出張所

大正二年一月の開業にして、本店は東京市明治貿易合資會社なり、大阪、釜山、横濱、上海は其出張所にして、當地に於ては、菜種、胡麻、棉實、棉實粕、菜種粕等の輸出及洋紙、ステアリン、琺瑯鐵器の輸入を營み、又太平生命保險會社の代理店たり。

三井物產株式會社上海支店

當地支店は明治十一年頃の開業にして、本店は東京なり内地及世界各重要都市には、悉く支店若くは出張所あり。

上海に於ける邦人の店舖中其取引高に於て、其規模に於て、其取引範圍に於て、優に一等地を抜き實に本邦商人の代表者なり、取引商品は輸出入の各方面に亘り、就中石炭綿絲、棉花、棉布、生絲、機械、金物、鐵道材料、木材、砂糖の十品は、各取引扱額百萬圓以上の額に達し、其外銅紙、セメント、軍需品、麥酒、鹽魚、麥粉、鑛油、植物性

油、雜穀、肥料、雜貨等各種の商品を取扱ひ、其取引先は日本支那は勿論、世界各地に跨り、尚又上海紡績、增裕製粉、東亞海上、明治火災、日本火災、共同火災、東京火災等の代理店たり。

三菱合資會社上海支店

明治三十九年の開業にして、本店は東京にあり、本邦內地及上海、香港、漢口の各地に支店を有し、當地支店に於ては石炭を主とし、其外銅、雜貨、硝子等を取扱ひ、尚營業の外鑛山調査及鑛物分析等をなす。

皆川洋行

明治四十三年十一月の開業にして、青森產林檜及馬鈴薯の輸入販賣を主とし、本店は青森縣弘前市富田町に在り、皆川藤吉の經營に屬し、上海及東京に支店を置き青森林檜を上海に紹介したるは當店なりとす。

三笠洋行

明治三十八年の設立にして、本店は橫濱市神奈川青木町三千六百十三號に在り、笹生米次郎の個人經營なり、在留外人向日本製絹物を主とし、支那製麻及絹の輸出を營む。

新利洋行

大正元年の設立にして、本店を大阪に設け、重慶、宜昌に支店を置き合資會社組織なり、當店は上海に於ける他の邦人と全く相異り、主として四川產原料的商品を上海に運び來り、其大部分は上海に於て歐米印度等の外商に賣渡し邦人商店に賣渡すこと殆どなく、目下の取扱商品は生絲、屑物、獸毛、獸皮、動植物性油、藥材、蘇、棕梠、雜穀、燐寸原料、綿絲、雜貨類等とし、將來は歐洲へ直輸出することを計畫中なりと云ふ。

芝棉行

明治四十年四月の開業に屬し、棉花、屑棉等の輸出業を營む、播磨太助之れが主任となり、本店は明治三十六年店主芝長五郎の創業せるものにして、大阪西區松島町二丁目百番地にあり。

眞美堂

明治四十三年七月龍田退藏の開業に係り、各種製版業及其材料器械類の販賣を主とす。

申江堂

大正元年十月一日の開業なり、日本人向書籍文房具商にして、店主は渡邊源七なり。

上海便利社

店主石井德次郎の經營に係り、明治四十二年五月の開業なり、委托販賣競賣竝に一般代理業を營む。

新谷洋行

明治四十二年一月に開業し、競賣仲次業、和洋家具類、貨物賣買業を營み、店主は新谷彌市なり。

日比野洋行

明治三十九年六月の開業にして、支那人向日本陶器の卸小賣に從事し、本店は岐阜縣土岐郡多治見町本町千四百二十六番地にあり、日比野新七の個人經營に係る。

森大洋行

明治四十四年十二月の開業にして、森力其他數名の匿名

組合なり、棉花、綿絲の仲買及賣買を主とす。

鈴木洋行（合名會社鈴木商店上海支店）

明治三十八年の開業にして、本店は神戸市榮町三丁目七番地鈴木商店なりとす、當支店にては砂糖を主とし、綿絲石炭、海產物、雜穀、肥料、樟腦、薄荷、麥酒、藥品其他各商品の輸出入委托販賣業及船舶業をも經營す、大正生命保險株式會社、神戸海上運送保險株式會社、帝國麥酒株式會社、東京製藥株式會社等の上海代理店たり、上海の外香港、大連等に出張所を有す。

主要工業

內外棉株式會社

本社は大阪市にあり、明治二十年九月十日資本金百二十五萬圓を以て創業せる株式會社なるが、其後漸次增資して目下資本金五百萬圓の內拂込三百二十五萬圓あり、外に社債二百萬圓と借入金八十二萬圓とを有す、第一及第二工場は本邦に在り、第三工場より第五工場迄を上海に置く、其起工及運轉開始年月左の如し。

第三工場　明治四十三年一月起工四十四年八月運轉開始
第四工場　同　四十五年二月同　大正二年初　同
第五工場　大正二年九月　同　同三年十一月同

本會社は上海に於ける本邦人斯業の首席を占め、總錘數十一萬四千三百四錘を有し、動力として電氣を使用す、其一ヶ月の消費量約三千「キロワット」にして、其內自給千二百「キロワット」殘餘は工部局より供給す、本會社據付の機械は頗る新式にして、Howard & Bullough, Ltd 及 Platt Bros. & Co 製なり、現在職工數支那人のみにて約八千人を有し、一ヶ月の生產高四十五入にて約八千俵に上り、十六手最も多く、其他十四手十手二十手等あり、製品の品質は上海に於ける各紡績工場製品中第一位にあり、工場內の設備最も完成し、他工場に設備なき職工の宿舍を有し、位置亦蘇州河に沿ひ、運輸の便を有し、上海に於ける本邦人經營の企業中資本規模等に於て首位を占む。

上海紡績有限公司

本會社は最初興泰紡績會社が經營困難に陷り、同社の工場たりし現在の第一工場の露清銀行の手に歸したるを買取り、時の上海三井物產會社支店長山本條太郎主唱者となり內外人を株主とし、明治三十五年十二月三十日上海紡績有限公司を設立し、次で四十一年十二月五日三泰紡績會社と合併し、現在の上海紡績有限公司 The Shanghai Cotton Manufacturing Co となりたるものなり、又三泰紡績會社は始め大純廠と稱し、支那人經營のものなりしが、千九百六年三井物產會社に於て一ヶ年五萬兩にて借取け經營したるに、成績見るべきものありしを以て、終に三泰紡績なる株式會社を組織し、資本金四十萬兩（一株五十兩）及銀行借入金二十萬兩を以て、舊上海紡績會社と共に三井洋行の經營する所となり、名稱を上海紡績有限公司第二廠と改め、第一工場と共に香港政廳に登錄し、次で千九百十四年第三工場設立の目的を以て資本金を增加し二百萬兩とす。

目下本會社は表面香港政廳に登錄せらるゝ雖、三井物產

會社總代理店となり、小野兼基之れを主管し、綿絲布の製造を主とし、兩工場の生產力一ヶ年に綿絲約四萬七千俵綿布約四十五萬六千反(幅三十六吋長四十碼)なり、原動力及据付機械左の如し。

動力及馬力	第一工場	蒸汽力	五百馬力
	同 第二工場	電氣力	百五十馬力
据付機械	第一工場	蒸汽力	九百五十馬力
	同	紡機	二萬三百九十二錘
	同	織機	三百七十六臺
	第二工場	紡機	二萬五千四百八十錘
	同	織機	五百十臺

日本綿花株式會社紡績工場

本社は大阪市に在り、明治二十五年十月十三日の設立にして、同三十六年八月當地に支店を開業す、現在の工場は始め九成有限公司と稱し、明治四十一年六月の新設なるが、同十二月五日より本會社の經營となりたり、原動力としてマーシャル製横置聯成三百五十馬力の蒸汽力を使用し、總錘數九千三百九十二錘にして、其一ヶ年の生產力約八千四百俵なりとす。

上海製造絹絲株式會社

本會社は明治三十九年七月設立の日支合辨事業にして、始め京都市絹絲紡績株式會社が、其所有に係る絹絲紡績機械類を二十萬兩に評價して提供し、以て當會社株式總數の半額を取得し、別に支那人株主を募集して、之れに他の半額を交付し、兩者合計銀四十萬兩を資本金として創立し、三十九年十二月より作業を開始し、其後明治四十四年三月鐘淵紡績株式會社が、前記京都市絹絲紡績株式會社を合併せし結果、當會社の株主となり以て今日に至る、經營者は取締役社長李雲書、取締役副社長明渡知瑜太郎、取締役朱葆三等なり。

製品は絹絲及紬絲(Waste Silk-Yarn & Silk Noil Yarn)にして、其一年間の生產力は絹絲九百擔、紬絲四百五十擔なり、動力は蒸汽機關にして、二百八十五馬力を有し、目下絹絲紡績機械五千百錘、紬絲紡績機械八百四十錘あり、近時本會社の製品は南洋向絹絲及印度向絹絲の輸出を主とし、支那內地向絹絲の販路開拓に盡力しつゝあるも、地繰生絲の比較安値及支那機業家の固陋の爲め、織物用としての發展十分ならざるも、紬絲は主として支那內地向なりとす、又同社にては絹布製織工場設置の計畫を有す。

小野村精練場

當地合名會社小野村商店に於て、其副業として日本和田式精練特許方法による屑繭精練專業を試みんとして、大正元年より工事に着手し、翌二年完成四月より開業したるものにして、支那に於ける斯業の嚆矢とす。

目下同工場の製品は、精乾綿のみにして、一ヶ年約六百擔の生產力を有し、十馬力の蒸汽機關を有し、工場用据付機械としてコールニッシュ汽罐 6'×20 一臺、除水機二臺、打綿機二臺、壓搾機二臺、揚水喞筒四臺を有す、本工場は小野村商店の副業に係り、獨立したる會社ならざるが故に正確なる資本金を示し難きも、工場に對する固定資本は約

二萬兩にして、其の外必要に應じて同商店より融通し、職工十五名を使用す、本工場は開業後一ヶ年を經て漸く事業の緒に就きたる際、歐洲大戰亂の勃發あり、爲に多少打擊を蒙りたるも、以後業務を縮少し、專ら平和成立後の機會を待ちつゝあり、前途有望なる事業ならんと思はる。

增裕機器麵紛有限公司

本公司は千八百九十六年八月五日の創立にして、香港會社條例の下に登記せられ、現に英人ションプレチンス、(Golin Pretince) を社長とす、本會社は千九百十一年六月迄は獨逸人 Water-Schmiff の手にて經營せられたるが、成績不良の結果、同年七月以降三井物產會社其代理店となり、流動資本を貸與して、經營上の實權を握れるものにして、表面は依然香港政廳設立の會社なりとす、同工場にては三百馬力の動力を使用し、ヘリーサイモン會社製のロール十六臺を備へ、資本金三十萬兩にして、職工五十三人あり、主たる業務は原料たる小麥の買入及麥粉の製造販賣にして、目下の製品は紅藍三馬二等粉、紅三馬三等粉、增裕四號品、外に副產物として麩あり、二十四時間作業一日の製出高麥紛千八百袋(五十封度入)なりとす。

華昌搾油工場

明治四十三年中支那人固爵卿、高秋荃等發起となりて創立したるものなれども、其後革命事變に遭遇し、株金の拂込不可能となり、營業資金なき爲め遂に三井洋行の關係せる雲龍公司に流動資金を仰ぐに至り、現在に於て固定資本は支那人之れを出資し、流動資本は本邦人より提供營業せる狀態にして事實は我三井物產會社に於て製造及營業上の實權を掌握しつゝあり、現在の製品は棉實油、棉實粕を主とし、棉實の缺乏したる時に於て、菜種油、茶種粕を製造す、其一晝夜の製品高は菜種なれば油約百五十擔、粕三百六十擔、棉實ならば油約百四十擔、粕六百擔とす、動力は蒸汽機關を使用し、約二百五十馬力にして、据付機械としては Anglo American Hydraulic Press 八臺、同 Huller 三臺、同 Linter 八臺、Boiler 二臺、Engin 一臺等あり。

河南製革公司

明治三十九年の創設にして、初めは經營者の交代甚だしく、後日支合辦となりしも、大正元年十二月十四日以降は本邦人の經營に屬し、堀十郎之れを代表し、製品の販賣は大倉洋行に於て之れを代理す、目下は靴底革、馬具用革、及一般向靴用甲革等にして、其最大生產力は一ヶ年約一萬五千枚とす、動力としては二十五馬力の蒸汽機關を有し、据付機械としてワシントンポンプ一、革壓搾器二、洗滌用大皷三、加脂用大皷一、碾仁粉碎器一とす、同會社にては上海に於ける皮革製造販賣は將來益々有望なる事業なるを以て、營業狀態の漸次發展すると共に規模を擴張して、邦人製革業として大に雄飛せんと苦心しつゝあり。

合資會社瑞寶洋行

明治四十二年の設立にして、業務擔當社員粉川廣吉之れを代表し、動力として十馬力の電動機を有し、据付機械としては石鹼煮造釜八個と、練石鹼機械として押出し一臺、ロ

ール二臺、刨り一臺あり、同工場は一ヶ年約四十萬打の生産力を有し、東亞公司に於て之れが販賣店を代理し、製品の眞價支那人間に認められ、其販路は楊子江沿岸は勿論支那各地に擴張しつゝあり。

倫敦洋行

大正元年の設立にして、井上政吉の個人經營なり、始めは洗滌石鹸の製造を主としたるも、最近龜甲石鹸の製造に着手し、動力を使用せず、其生産力は一ヶ年十萬打なりと云ふ。

作新社

明治三十五年現在の所有者宮地貫道が、個人經營として開業し專ら出版、印刷、活字鑄造、字母製造機械販賣を營み、明治四十四年石版部を增設し以て今日に及べり、動力として瓦斯エンヂン七馬力のものを使用し、据付機械として日本製活版機械十基、石版機械英國製一臺、日本製一基、活字鑄造機械、日本製十一臺、字母製造機械日本製、三基、其他附屬小機械多數あり、一ヶ月の總生産高は約一萬五千圓內外にして數年來上海日日新聞を經營す、同社に於ては第一革命事變當時に於て支那人向各種出版物を公にし、相當の利益を收めたりと云ふ。

蘆澤印刷所

蘆澤多美次の個人經營にして、大正元年九月の創設なり書籍諸雜誌の印刷及製本を主たる業務とし、動力としては四馬力半の瓦斯エンジンを使用し、外に据付機械としてロール三臺、フート一臺ハンド一臺等あり。

中洋印刷局

地原正利の個人經營に係り、同人は嘗て日本政府印刷局の工手たり、渡來後商務印書館集成公司印刷所、民國第一圖書局等の技師たり、大正二年末民國第一圖書局の閉鎖するや、翌三年三月十五日より獨立開業したるものにして、石版印刷、銅版、彫刻等を主とし、動力として電動力三馬力のものを使用し、据付機械は四六半截石版機械一臺と附屬小機械四基なりとす。

福州

商號	資本金高	取引高
三五公司		
九一洋行	二〇〇、〇〇〇圓	九六、〇〇〇圓

本表中三五公司は明治三十八年九月の開設にして動力を使用し當省產、樟腦製造業に從事し居りたるものなり當時は樟腦か福建に於ける特殊物產の一として盛んに產出せられ、競ふて製腦及販賣業に從ふもの多く、一時は重要輸出品に算せられたる程なりしも、逐年生產困難となり、三五公司も遂に明治四十二年を以て其事業を停止せり。

リ、漢冶萍公司貸付　六千五百三十餘萬圓

一、最近營業成績

（數回の貸付を合計したるものなるが其正確の現在高は不明なり）

橫濱正金銀行貸借對照表

（大正七年六月三十日）

株主勘定

摘要	資産總額 金額	負債總額 金額
株金		四千、〇〇〇、〇〇〇・〇〇 円
積立金		三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
特別積立金		二、五〇〇、〇〇〇・〇〇
滯貸準備金		三、七一六、〇九一・三四
配當金		九、一五五・七七
債務勘定		六七、八三五、一八五・〇一
引受軍票		一、四九一、一三一・八一
公債元利支拂基預金		一六、〇三五、〇四五・九〇
定期預金		一五〇、七二〇、八四〇・〇八
當座預金		八七、八五八、九四四・七六
通知預金		一九〇、五九八、五三五・八一
爲替預金		七、八九二、三七七・三五
別段預金		一八五、三三三、七九八・三〇
軍票引換基預金		一、〇二二、一九〇・四一
諸手形內入金		四、一五二、七七七・三一
借用金		三五六、〇三六、一九二・九九
別途借用金		一九、六七六、〇九五・九五
當座借		四四九、一四二・八六
再割引手形		六七、一七、〇八七・五〇
賣爲替手形		二四、〇七五、四六二・六八
銀行券		三一、三六六、七九〇・五三
支拂承諾手形		八、六二四、五九一・七六
債權勘定		一、〇四二、三六九、八二二・八九

政府貸上金　一、四九九、一二三・八一

貸付金　一〇二、九一一・三七

利付爲替手形　一〇六、〇一〇、七二六・〇八

滯貸金　七五五、六三五・三〇

當座貸　二九、一三三、八五五・七三

割引手形　一三〇、三九六、一六五・〇八

買爲替手形　四〇三、一〇〇、三六五・七四

爲替當座貸　二五、〇〇〇、六二七・一一

取引先支拂承諾　八、六二四、九六一・七六

別段預託金　三、四六一、八八八・一一

公債元利支拂基預託金　六、三五一、一九九・九六

當座預託金　三三、四八五、八六一・八三

假勘定　一、〇六〇、〇三一、〇九〇・八八

支拂未濟利息　三、七九二、三八九・一六

期限前手形割戻　三、七九二、三八九・一六

假受金　四、〇九九、一九九・三八

假拂金　四、〇九九、一九九・三八

他店勘定　三、六七三、八六三・七四

他店　三、六七三、八六三・七四

公債勘定　一、〇八八、四〇〇・六八

諸公債證書　一、〇八八、四〇〇・六八

所有物勘定　二、三六一、二三五・八五

地所　一、〇八八、四〇〇・〇〇

家屋土藏並金庫　一、〇六一、〇〇〇・〇〇

什器　四九四、六八二・八七

債權執行取得物件　一三〇、一九六・九六

新築費　二九三、三七一・四七

損益勘定　三、九八三、三四四・一九

當半季利益金　二、七一〇、四四八・三五

前半季繰越金　六、七四四、〇〇三・九二

爲替換算差金　爲替換算差金勘定　一八、九二〇、五五八・九八

地金勘定　一八、九二〇、五五八・九八

諸地金　三八五、三〇一・七八

外國貨幣　一、六七七、〇〇〇・四五

二、〇八二、三〇一・二三

大正七年上半季損益計算書並に利益金分配方

總損益金

摘要		金額	
損金之部	諸利息		三九、一九四、六〇五・九
	諸割引料		二、五二一、九三・二九
	公債證書損		一、〇八〇、六五〇・五五
	所有物損益		八一、九二一・三八
	外國爲替損益		一〇、九九六、八五三・七〇
	內國爲替損益		二七、一五一・五三
	地金損益		二八、六五五・六八
	手數料		二七、三〇四・四八
	爲替仲買料		四〇四、九九七・三〇
	庫數料及保險料		三〇、二八・六七
	雜損益		一四七、四二九・五七
	諸稅		八六七、八三七・三八
	給料		五五六、八四九・一三
	手當		九二四、〇〇八・九九
	旅費		一五九、四〇八・二八
	營繕費		三〇、二九一・九五
	通信費		二九四、〇八三・九九
	雜費		九二、七〇三・二九
	債權減價償却金		一〇、〇一二・二九
	役員賞與金		二二四、二五九・四二
金計總額		三、四二三、四五九・六四	
益金之部	前半季繰越金		五八、六八〇、四七二・九四
	純益金		一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金（通常積立金）			二、七二〇、四四八・七三
金計總額		三、四二三、四五九・六四	二、七二〇、四四八・七三

諸利息　三九、一九四、六〇五・九

諸割引料　二、五二一、九三・二九

公債證書損　一、〇八〇、六五〇・五五

所有物損益　八一、九二一・三八

外國爲替損益　一〇、九九六、八五三・七〇

內國爲替損益　二七、一五一・五三

地金損益　二八、六五五・六八

手數料　二七、三〇四・四八

爲替仲買料　四〇四、九九七・三〇

庫數料及保險料　三〇、二八・六七

雜損益　一四七、四二九・五七

諸稅　八六七、八三七・三八

給料　五五六、八四九・一三

手當　九二四、〇〇八・九九

旅費　一五九、四〇八・二八

營繕費　三〇、二九一・九五

通信費　二九四、〇八三・九九

雜費　九二、七〇三・二九

債權減價償却金　一〇、〇一二・二九

役員賞與金　二二四、二五九・四二

五八、六八〇、四七二・九四

前半季繰越金

純益金　一、二〇〇、〇〇〇・〇〇

積立金（通常積立金）

二、七二〇、四四八・七三　二、七二〇、四四八・七三

配當金（年壹割貳分の割）　二、四〇〇、〇〇〇・〇〇
後半季繰越高　三、一〇四、〇〇三・九二　六、七〇四、〇〇三・九二

一、重役

頭取	井上準之助	六五、三八四、四七五・八六
副頭取	梶原仲治	六五、三八四、四七五・八六
取締役	相馬永胤	六五、三八四、四七五・八六
同	園田孝吉	六五、三八四、四七五・八六
同	木村利右衛門	六五、三八四、四七五・八六
同	原六郎	六五、三八四、四七五・八六
同	山川勇木	六五、三八四、四七五・八六
同	小田切萬壽之助	六五、三八四、四七五・八六
同	男爵 岩崎小彌太	六五、三八四、四七五・八六
同	巽孝之亟	六五、三八四、四七五・八六
同	鈴木島吉	六五、三八四、四七五・八六
監査役	淺田德則	六五、三八四、四七五・八六
同	渡邊福三郎	六五、三八四、四七五・八六

臺灣銀行

一、營業所　本店　臺北
　支店　東京、上海、福州、汕頭、廈門、廣東
　九江、香港
一、設立　明治三十年
一、資本金　三千萬圓
一、對支投資
　支那に對しては臺灣との關係より早く南支那方面に發展し、福州、廈門、汕頭、廣東等に支店を設置し、此方面に於ける有力なる金融機關として邦人の發展を助けしが更に上海、九江等にも支店を設け、更に最近に至り朝鮮興業銀行と共に支那各種の借款に應じたり。

イ、上海閘北水電公司　二十萬兩
　大倉組經由擔保同社資產
ロ、上海旭公司　二十萬三千五百兩
　上海南市電燈公司に對する旭公司の債權を擔保とし、
　三井物產會社保證
ハ、漢冶萍製鐵廠（四口）　三十六萬兩
　（三井物產經由）
ニ、浙江銀行（三口）　七萬五千兩
　十二萬五千圓
　十二萬五千弗
　五萬兩
ホ、福建承　布政使　七萬弗
　二十萬圓
ヘ、福州電　公司　十五萬弗
ト、汕頭商務總會　二十萬弗
チ、汕頭電氣公司　百六十萬圓
リ、廣東承宣布政使（二口）　九萬圓
　四萬弗
ヌ、廣東巡按使　二十萬弗
ル、福建銀行（三口）　五百萬圓
ヲ、交通銀行第一次借款
　（朝鮮興業銀行と共同）

ワ、同第二次借款　二千萬圓
（同　上）

カ、吉會鐵道借款　一千萬圓
（同　上）

ヨ、京畿水災借款　五百萬圓
（他銀行會社と共同）

タ、滿蒙四鐵道借款前渡　二千萬圓
（朝鮮、興業銀行と共同）

レ、濟順高徐鐵道借款前渡　二千萬圓
（同　上）

ソ、廣東セメント廠借款　三百萬圓

ツ、廣東鹽稅擔保借款　百五十萬圓

一、營業成績

貸借對照表

（大正七年六月三十日）

資産 科目	金額
拂込未濟資本金	七、五〇一、二五〇・〇〇
政府貸上金	二、九五五、七〇〇・〇〇
貸付金	三、〇七七、五九九・一五
利子爲替手形	五一、四四五、九二四・八三
當座貸	二六、一九六、二五五・九二
割引手形	一四四、五五六、五八三・四〇
荷付爲替手形	四、二七〇、七二七・五四
買入爲替	二五九、〇〇〇、五五一・五八
代理貸付	八、七三〇、七四九・四六
取引先支拂承諾	四五、四三二、四五五・九二
預ケ金	一八、四二〇、六二四・八九
他店貸	三、〇三八、三四五・二三

負債 科目	金額
資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
缺損補填準備金	四、二五〇、〇〇〇・〇〇
配當平均準備金	六五〇、〇〇〇・〇〇
特別積立金	七八〇、〇〇〇・〇〇
支拂未濟配當金	五、一三二・〇二
前期繰越金	三九二、九九八・八八
銀行券	三〇、二六三、〇三五・〇〇
支拂手形	二、六三二、四三七・五六
定期預金	二六九、二三七、〇五五・九五
當座預金	四九、八九八、三五五・七六
小口當座預金	三、一三八、三四八・五八
通知預金	二九、八三二、二九九・五六
國債證券	九、四三〇、九〇一・三三
外國債證券	三四、二一〇、三四七・二二
株券及社債券	一、七六八、五七七・〇〇
地所	一、三八九、四四九・五八
建物	九〇一、六五〇・〇〇
什器	三二、九三二・〇〇
新築費	三九八、三〇六・三六
假拂金	二三、三五七・一九
地金銀	二、四三二、五三二・四一
金銀在高	二三、三六四、五〇一・九一

內譯

金貨	四、五二〇、二三四・〇〇
外國貨幣	六、六八八、八三二・五六
補助貨	一〇、二四二・五六
日本銀行兌換券	九四三、四五八・〇〇
手形	一、三〇一、七三三・七六
合計	五五一、五七七、一五五・七六

損益計算書

利益金 科目	金額
利息	一四、二四四、四七二・五三
有價證券利息及配當金	三五〇、五八〇・六六
割引料	六、三九八、九〇四・一九
信託預金益	一、九三一、三三八・四七
國債證券益	四五五・九五
株券及社債券益	四、九〇〇・〇〇
地金銀益	一〇、六三二・二六
所有物益	二、八四四・七六
手數料	三八、三二九・〇五
別段預金	三四、一八一、三三五・二四
代理貸付保證	八、七二〇、二四九・四六
支拂承諾	四五、四三二、四五五・九二
信託預金	二九、一三六、八九六・八八
他店借	一八、八一七、〇八八・二六
假受金	二三、四五八、八〇八・七六
當期純益金	六一、三九二、八一八・三六
合計	一、四九七、四三五・七三

損失金 科目	金額
利息	一八、二五四、〇五四・八〇
有價證券利息及配當金	二一六、一三一・八六
割引料	二、〇四二、五九八・四六
信託預金損	一、七四四、〇四四・二四
國債證券損	二七、三九六・二四
外國債證券損	九三四、四〇七・五五
地金銀損	三三四、〇四八・二五
所有物損	四〇、〇〇〇・〇〇
手數料	八一、〇五二・五七
合計	五五一、五七七、一五五・七六

爲替料	二、九一七、六八
外國爲替益	九、四三、九三六、七四
爲替仲買料	一、三五一、三四
雜益	六七、一七、六三
前期繰越金	三九二、九二九、八八

爲替料	五、七一、七七
外國爲替損	五、四五三、七九九、四一
爲替仲買料	二六八、六二五、七六
雜損	九、八三五、九五
諸稅	三八、七四四、五八
給料	五九九、九九九、三五
旅費	六九、七〇三、九五
營繕費	三一、五五一、五三
營業費	一、〇九二、九三八、二七
利益金	三、〇五一、二五六、二四
合計	三、〇五一、二五六、二四

利益金分配

一金參千貳百六拾參萬六千貳百貳拾六圓貳拾六錢	當期總益金
一金參千百拾參萬八千七百九拾圓五拾參錢	當期總損金
差引	
金百四拾九萬七千四百參拾五圓七拾參錢	當期純益金
外	
金參拾九萬貳千九百貳拾九圓八拾八錢	前期繰越金
合計金百八拾九萬參百六拾五圓六拾壹錢	當期利益金
內	
金貳拾五萬圓也	缺損補塡準備金
金五萬圓也	配當平均準備金
金五萬圓也	特別積立金
金六萬圓也	賞與金
金百壹萬八千圓也（舊株壹株に付金五圓、新株壹株に付金拾八錢即年壹割）配當金	
金四拾六萬貳千參百六拾五圓六拾壹錢也	後期繰越金

一、重役

頭取	櫻井鐵太郎
副頭取	中川小十郎
理事	佐田家年
理事	山成喬六
理事	南新吾
監査役	男爵大倉喜八郎
監査役	大谷嘉兵衛
監査役	辰野宗義
監査役	下坂藤太郎
監査役	土岐儀

朝鮮銀行

一、營業所　本店　京城
　　支店　東京、奉天、大連、遼陽、鐵嶺、旅順
　　鄭家屯、上海

一、資本金　四千萬圓
　　元一千萬圓なりしを大正六年二月二千萬圓に、
　　大正七年九月四千萬圓に增資せり

一、對支事業
　イ、滿洲に於ける金券の發行
　ロ、滿洲に於ける國庫金の取扱
　ニ、奉天財政廳第一次借款　百萬圓

擔保奉天電燈、電話事業、商埠地土地

ホ、同　第二次借款　百萬圓

擔保酒稅契稅

ヘ、第三次奉天財政廳借款（大正七年四月）三百萬圓

ト、交通銀行第一次借款（大正六年一月）五百萬圓

（但興業銀行と共同）

チ、同　第二次借款（大正六年九月）二千萬圓

（同　上）

リ、吉會鐵道借款（大正七年六月）一千萬圓

（同　上）

ヌ、京畿水災借款（大正六年十一月）五百萬圓

（興銀、三井、三菱其他七銀行と共同）

ル、滿蒙四鐵道借款（大正七年九月）前渡二千萬圓

（興銀と共同）

ヲ、濟順高徐二鐵道借款（大正七年九月）前渡二千萬圓

（同　上）

ワ、直隸省借款（大正七年五月）百萬圓

カ、陝西省借款（大正七年六月）三百萬圓

ヨ、中國銀行借款（大正七年八月）二百萬圓

一、營業成績

第十八期貸借對照表（大正七年六月三十日現在）

資産		負債	
拂込未濟資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
政府貸上金	七、五〇〇、〇〇〇・〇〇	諸積立金	一、四〇二、〇〇〇・〇〇
定期貸	八、三七一、二六六・六六	銀行券發行高	四三、五六六、八〇七・五〇
通知貸	一九、四二一、三五四・三二	仕拂手形振出高	八〇七、五一〇・〇〇
當座貸越	二六、八九七、二〇八・八八	政府貸下金	一、一〇〇、〇〇〇・〇〇
割引手形	五七、一二六、六七七・七七	諸預り金	三四、九九八、七〇六・五五
荷爲替手形	六、七六四、五二一・九九	仕拂爲替手形	一五三、八〇〇・三〇
利付爲替手形	五、四〇七、九七七・〇一	借入金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
別途貸付金	三二、五七〇、二三五・二八	賣爲替	三五八、三八八・七二
預け金	一、一二六、九五六・一〇	他店より借	二、五七七、〇五五・七四
假拂金	一九、八一三・八五	松田銀行部より借	一二三・一九
買爲替	一七、五八八、五五五・六一	本支店未達勘定	三、〇五五、三一八・〇三
公債及債券	一四、五九、一八〇・五一	仕拂未濟配當金	一四、三五八・三五
他店へ貸	八、三三一、六七二・一四	前期繰越金	二九三、〇三三・一六
松田銀行部へ貸	一四、一四三・二三	當期純益金	一、三七七、六八五・八二
地所建物什器	三、九三、一一七・二八		
新築費	三五八、五七七・五五		
外國貨幣	二八、四三六・七四		
地金銀	二、七七〇、八八二・八〇		
金銀有高	三、六一三、八六六・六五		
合計	三四、〇五五、三九一、四五	合計	三四、〇五五、三九一、四五

第十八期損益計算書

益		失	
利息	五、三四一、四八六・九	利息	四、九三一、六七一・一
割引料	二、四八三、四七五・九六	割引料	五六五、九九・七〇
手數料	二八一、一六六・三五	手數料	一四五、四八・七三
公債及債券利息	三四六、四六・四〇	公債及債券賣買損	九三・二九
公債及債券賣買益	六、九四・一三	外國爲替賣買損	六六三、二九・四六
外國爲替賣買益	八九四、四九・二七	外國貨幣賣買損	一、五一〇・三四
外國貨幣賣買益	三〇、九四・二〇	給料	三六〇、一〇四・二〇
地金銀賣買益	一〇、三七七・七六	旅費	九一、〇〇八・六四
雜益	三〇、五八六・一五	諸稅	一八六、一三八・一七
前期繰越金	二九三、〇三三・一六	營繕費	三一、八三〇・六七
		雜費	七二九、〇九四・二九

銀行・券製造費　三四、二四・五
公債及債券價格引下損二九、四二・三〇
所有物損　三〇、〇〇〇・〇〇
當期利益金　一、五三〇、七七七・九八
合計　九、六五九、九二九・七七

合計　九、六五九、九二九・七七

第十八期利益分配案

一金九百三十六萬六千九百七圓六十一錢　當期總益金
一金八百十萬九千二百二十一圓七十九錢　當期總損金
差引
一金百二十五萬七千六百八十五圓八十二錢　當期純益金
外
一金二十九萬三千二十二圓十六錢　前期繰越金
合計金百五十五萬七百七圓九十八錢

內
金四十萬圓　損失補塡準備金
金三萬圓　配當平均準備金
金七萬五千圓　役員賞與金及交際費
金三十萬圓　舊株配當金(年六分)
金二十一萬九千四十一圓九錢　新株配當金(年六分)
金十萬圓　舊株再配當金(年二分)
金七萬三千十三圓六十九錢　新株再配當金(年二分)
金三十五萬三千六百五十三圓二十錢　後期繰越金

一、重役

總裁　美濃部俊吉
副總裁　嘉納德三郎
理事　三島太郎
同　木村雄次
同　太田三郎
同　片山繁雄
監事　伊藤長次郎
同　服部金太郎

日本興業銀行

一、營業所　本店　東京
一、資本金　三千萬圓
一、對支投資

本行は最初に漢冶萍公司の借款に應じたる事ありしが、其後支那方面の事業に關係せざりしが近數年來朝鮮、臺灣銀行等と合同して屢支那の借款に應じたり。

イ、漢冶萍公司債券(大正四年十月現在)二百十七萬餘圓
ロ、交通銀行第一次借款　五百萬圓
(朝鮮、臺灣銀行と共同)
ハ、同　第二次借款　二千萬圓
(同　上)
ニ、吉會鐵道借款　一千萬圓
(同　上)
ホ、滿蒙四鐵道借款前渡　二千萬圓
(同　上)
ヘ、濟順高徐二鐵道借款前渡　二千萬圓
(同　上)
ト、京綫水災借款　五百萬圓
(他銀行會社と共同)
チ、山東直隸運河改修借款(大正六年十一月)　米貨二百五十萬弗
米國インターナショナル、コーポレーションと共同

て引受け、總額米貨六百萬弗中二百五十萬弗を引受く　一、營業成績

第三十三期貸借對照表

（大正七年六月三十日）

株主勘定

借方 摘要	金額合計	貸方 摘要	金額合計
資本金		資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
拂込未濟資本金	六、三五〇、〇〇〇、〇〇〇		
損失補塡準備金		損失補塡準備金	二、〇三〇、〇〇〇、〇〇〇
配當平均準備金		配當平均準備金	三〇八、二〇〇、〇〇〇
配當金		配當金	一、四八七、六三五
	六、三五二、九三〇、〇〇〇		三二、四三五、六三七、六三五

債權勘定

債券發行高		債券發行高	六六、一三三、三〇〇、〇〇〇
定期預金		定期預金	三三、七三六、六一〇、九〇〇
當座預金		當座預金	一六、〇五二、三五八、六三〇
特別當座預金		特別當座預金	一、二五八、五三二、五五〇
別段預金		別段預金	三〇、四八二、〇〇二、五五〇
預、金手形		預、金手形	三〇、〇五六、一五〇
信託金		信託金	二、四三五、九一七、六四〇
			二〇一、四三五、八四〇、一六〇

債權勘定

定期貸	四七、二三三、七三二、七五〇		
保證附貸附	七〇、〇〇〇、〇〇〇		
當座貸	五五三、九四六、七一〇		
不動產擔保貸	六三七、八七七、三五〇		
割引手形	四八、九九一、七〇二、四二〇		
保證附割引手形	一、一三四、〇〇〇、〇〇〇		
當座預ケ金	二三、〇六三、九一〇、〇一〇		
通知預ケ金	二八、五六二、〇〇〇、〇〇〇		
別段預ケ金	七、六六九、二六〇、五六三		
立替貸	二〇九、八四〇		
	一三七、九六三、五六一、七二〇		

債權整理勘定	一、五六七、七四二・〇〇〇		
債權價格較差			
有價證券勘定			
國債證券	九、四七〇、五〇八・五三〇		
地方債證券	八、三六六、七五〇・一八〇		
株券及社債券	七、二六九、二三二・九六〇		
外國國債及證券	一九、二七五、九七七・五七〇	四四、三八二、四七七・二四〇	
他店勘定			
他店より借(三十箇所)	―	―	三七、二三八・一七〇
他店へ貸(九十箇所)	一二三、八一九・一九〇	一二三、八一九・一九〇	―
代理店勘定			
諸支拂基金	二五、三五五、八一二・七八五	二五、三五五、八一二・七八五	―
所有物勘定			
營業用地所家屋	三七三、六七一・三八〇	―	―
營業用金庫及什器	一八、五六〇・六四〇	―	―
債權執行取得物件	一三七、〇四六・九八〇	―	―
新築費	二六、三八五・〇〇〇	五五五、六六四・〇〇〇	―
未決算勘定			
假受金	―	―	二、〇一七、二四四・九二〇
假拂金	六四一、七五三・三一〇	六四一、七五三・三一〇	―
損益勘定			
利益金	―	―	一、六六四、五六〇・〇五六
金銀勘定			
金貨	〇・		
補助貨	二一、九〇七・〇七六		
兌換金	三六六、三五五・〇〇〇		
切手手形	六〇一、三四四・六一〇		
總計	二三七、七六六、四五六・九四一	二三七、七六六、四五六・九四一	二三七、七六六、四五六・九四一

大正七年上半季損益計算書

摘要　金額合計

總益金

摘要	金額
利息	二、三六五、一九二、六七〇
有價證券利息	九八〇、六九〇、九八〇
株式配當金	六、二五五、一三〇
割引料	一、六四三、八六八、六一八
信託手數料	一九、五八十、五八〇
諸手數料	四〇〇、四四五、四四〇
爲替益	二〇五、三三五、五一〇
有價證券益	三一、一三三、二七〇
雜益	八八二、七九一、四八一
諸稅（戻入）	五〇、〇〇〇
營業費（戻入）	四三五、一三〇
營業費（戻入）	六四、六六〇
雜費（戻入）	五、八八〇
計	六、五三五、八〇七、四三七

前期繰越金

七、四〇五、六一三	七、七〇五、六一三

總損益金

摘要	金額
利息	一、九一八、六三七、六三〇
割引料	九、五七七、三三〇
諸手數料	二〇三、三三八、八〇五
有價證券損	五、六八、九二〇
興業債券利息	一、九二一、六八、二八〇
興業債券費	九七七、九三〇
諸稅	一八〇、一九、九〇七
給料及報酬	一〇〇、〇九三、四二〇
營業費	一〇一、四四四、四八〇
旅費	六、五九九、七九〇
營繕費	一、一九三、三四〇
雜費	三三、四八九、四三〇
損	六九、〇七五、九〇〇
所有物銷却	五、六〇〇、〇〇四
興業債券價格較差銷却	八八、九一八、〇三〇
滯貸銷却	二〇三、七〇六、〇〇〇
有價證券利息（拂戻）	一〇、六四七、八一〇
計	四、九五〇、九八六、九九六

利益金

損失補塡準備金	八九六、三七、〇〇〇
配當平均準備金	一八、〇〇〇、〇〇〇
第一配當金（年五分）	五四二、六六六、六六六
重役賞與金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
第二配當金（年一分）	一〇八、三三三、〇〇〇
後期繰越	八〇、一九六、〇五六
計	一、六四、五六、〇五六
總計	六、六一五、五二、〇五二

損益

總損益金

計	六、六一五、五二、〇五二
	六、六一五、五二、〇五二

一金六百十八萬五千一百三十九圓三十二錢九厘　本店當期總益金

內金八十二萬七千三百二十七圓也

一金三十五萬六百六十八圓十一錢也

新株募集額面超過金

支店當期總益金

一金七萬九千七百五圓六十一錢三厘　前期繰越
合計金六百六十一萬五千五百十三圓五錢二厘
一金四百六十九萬一千五百八十八圓八十九錢六厘　本店當期總損金
一金二十五萬九千三百九十八圓十錢也　支店當期總損金
合計金四百九十五萬九百八十六圓九十九錢六厘
差引
金一百六十六萬四千五百二十六圓五錢六厘　當期利益金
內金八十二萬七千三百二十七圓也　新株募集額面超過金
此の配當計算左の如し
金八十九萬六千三百二十七圓也　內金八十二萬七千三百二十七圓也　新株募集額面超過金繰入
損失補塡準備金
金一萬八千圓也　配當平均準備金
金五十四萬一千六百六十六圓六十六錢六厘　第一配當金（年五分）
金二萬圓也　重役賞與金
金十萬八千三百三十三圓三十三錢四厘　第二配當金（年一分）
金八萬一百九十九圓五錢六厘　後期繰越

一、重役

總裁	土方久徵
副總裁	小野英二郎
理事	岩佐珪藏
理事	二宮基成
監査役	相馬永胤
監査役	瓜生震
監査役	河上謹一

中華滙業銀行

一、營業所　本店　北京
　　支店　上海、東京
一、設　立　大正七年一月
一、資本金　一千萬圓
一、組　織　日支合辨にして、支那法規に準據す
一、目　的　支那に於て銀行爲替業務を營む
一、營業狀態
日本の銀行團より資金の供給を以て、支那政府との間に次の如き借款を締結せり。
イ、有線電信借款（大正七年四月）　二千萬圓
擔保全國有線電信に關する收入
資金は我臺灣、朝鮮、興業銀行より供給す
ロ、黑吉兩省金鑛並森林借款（大正七年七月）　三千萬圓
擔保黑吉兩省の金鑛並國有森林其收入
資金は前揭三銀行より供給

東洋拓殖株式會社

一、營業所　本社　東京
　　支店　京城、奉天、大連
一、設　立　明治四十一年十二月二十八日
一、資本金　二千萬圓
一、對支投資
朝鮮に於ける事業は別とし、其支那に於ける事業の主なるもの次の如し。
イ、北滿電氣株式會社株式引受
哈爾賓に於ける日露兩國人共同經營の北滿電氣株式會

社株式二萬四千株（百二十萬圓半額拂込）中六千株を引受く

ロ、東省實業株式會社株式引受

奉天に設立せられたる日支合辦東省實業株式會社（資本金三百萬圓四分の一拂込）の株式六萬株の中一萬五千三百株を引受けたり、同社は東拓の姉妹會社として兼ねて他の金融機關及各種事業會社と資本及業務の聯絡を取り、各種製造品及不動產擔保貸付、信託業務其他各種拓殖業務を營むものなり。

ハ、滿洲天圖鐵道敷設資金二百五十萬圓を貸與せり。

ニ、滿洲に於ける特別低利資金貸付を正金銀行より引繼けり。

一、營業成績

貸借對照表

（大正七年四月）

資産	摘要	金額	負債	摘要	金額
	定期償還貸付金	四、三五、〇一一、四〇		資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
	年賦償還貸付金	七、八四四、四七七、九〇		鉄損補塡準備金	五二、四〇〇、〇〇〇
	移住費貸付金	三八、六一〇、四九〇		配當平均準備金	一五、三〇〇、〇〇〇
	株券及債券	三、六七、五〇〇、〇〇〇		債券發行高	三六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
	別口當座預ケ金	五、〇三、九七〇、三一〇		定期預ケ金	二、五〇、〇〇〇、〇〇〇
	當座預ケ金	六二、〇四四、〇二〇		特別受託金	四、〇二、六一、〇〇〇
	通知預ケ金	七、七四〇、九四四、〇四〇		契約保證金	五八、五八六、五〇〇
	定期預ケ金	三、四七、三五〇、〇〇〇		身元保證積立金	二九、七五六、〇五〇
	振替貯金	一七、三五一、四〇一		職員退職給與基金	五、八〇三、六七〇
	地所	一五、七一〇、九五四、九七二		假受金	二九二、七〇六、三五四
	建物	九三一、〇三四、六七		未拂金	一九、七五九、二六〇
	工作物	一三、七五四、三〇		前期繰越金	三一〇、八七、六五
	耕牛	三、四〇、〇〇		當期利益金	六五七、〇九八、一六三
	農、產物・農具及肥料	二一、八〇六、〇三〇			
	什器	六、七三、五〇〇			
	耕牛讓渡金	四二、六三、八四〇			
	貸付物品	三、三七、七二			
	開墾工事費	三五、三七、九一〇			
	新築費	五、一〇一、一五〇			
	山林費	一八、三三、二〇五			
	竹林費	一八、三三、二〇五			
	地所費	一五、八一六、〇一〇			
	債券價格較差	一、三一、三〇八、六三〇			
	特別預託金	二、五〇、〇〇〇、〇〇〇			
	假拂金	五〇、三三、八一〇			
	未收金	八九、八九、一二四			
	金銀在高	七、四一二、四〇八			
	總計	五四、七〇三、九一、六九二		總計	五四、七〇三、九一、六九二

損益計算書

利益	摘要	金額	損失	摘要	金額
	總益金	四四七、四三、四五		總損金	三、七〇、三三、三〇〇
內	貸付金利息	六九七、〇一五、九三〇	內	俸給	三六、八三、六五〇
	株券及債券收入	二六、五七、四〇〇		雜給	一〇一、三八、九五〇
	預ケ金利息	九一、八四、九五〇		旅費	一三四、七〇七、三五〇
	農業收入	三、〇〇七、一八〇、〇九九		諸稅	四五九、九五、五八〇
	移住地讓渡金利息	三〇一、三四三、二一〇		修繕及修業費	六六、三二〇、三〇〇
	耕牛收入	三三、九三二、四七〇		雜費	一、一一、二六、三三八

貸付物品收入	三、五六〇、四九〇	仕拂利息	一、一〇七、二四一、三一〇
諸收入	四六、〇三五、九一六	諸償却金	五九二、五〇三、八四
前期繰越金	三一〇、八七七、六五五	利益金	九六七、九八五、八四五
總計	四、七五八、三九、六八五	總計	四、七五八、三九、一五〇

利益金分配案

一金六十五萬七千九十八圓十六錢三厘
一金三十一萬八百八十七圓六十八錢五厘
合計金九十六萬七千九百八十五圓八十四錢八厘

內

金五萬二千六百圓也　缺損補塡準備金
金一萬三千二百圓也　積立平均準備金
金三萬二千九百圓也　役員賞與金
金五十二萬五千圓也　配當金（政府持株以外に對する年七分五厘）
金三十四萬四千二百八十五圓八十四錢八厘　後期繰越金

一、重役

總裁	石塚英藏
理事子爵	松平直平
理事	川上常郎
理事	高瀨梅吉
監事	島德藏
監事	趙鎭泰
監事	福本元之助

東亞興業株式會社

一、營業所　東京市
一、設　立　明治四十二年八月十八日

一、資本金　二千萬圓（內拂込濟七百二十五萬圓）大正七年四月三百萬圓より二千萬圓に增額

一、目　的

イ、清國に於ける鐵道、土木、鑛山、造船、電氣等に關する各種事業の調査設計及引受

ロ、直接間接に前項の事業に投資し又は資本の供給をなす事

一、對支投資

創立以來支那側よりの借款申込は非常に多く每年數十件に上れるが、多くは資金の調達困難の爲これに應ずる能はざりき、現に放資せるは次の數件なり。

イ、江西省南潯鐵路公司	七百五十萬圓
ロ、漢口水電公司	二百五十萬圓
ハ、安正鐵路公司	二十萬圓
ニ、河南省開封普臨電燈公司	十五萬圓
ホ、湖北省宜昌光明電燈公司	十萬圓
ヘ、江西省南昌開明電燈公司	三十萬圓
ト、武昌電燈公司	三十萬圓
チ、四川省輕便鐵道	二百萬圓

一、營業成績

大正七年六月三十日東亞興業株式會社

損益計算書

收入の部	金額	支出の部	金額
貸付金利息	四七、〇九六、七七	借入金利息	三五六、九九七、〇四
預金利息	四二、四四四、七七	預り金利息	一五、七六八、九三

差引
金一萬六千七百十四圓十六錢
後期繰越損失金

一、重役

取締役總裁	李士偉
取締役副總裁	倉知鐵吉
專務取締役	尾崎敬義
專務取締役	楊毓璈
取締役	曹汝霖
取締役男爵	中島久萬吉
取締役	森恪
取締役	周晉鑣
監査役	大橋新太郎
監査役	孫方尙

南滿洲鐵道株式會社

一、營業所　本社　大連
一、設立　明治三十九年
一、資本金　一億萬圓
一、對支投資

イ、吉長鐵道借款（一九〇九年）	二百十五萬圓
ロ、新奉鐵道借款（一九〇九年）	三十二萬圓
ハ、吉長鐵道借款（大正六年十月）	六百五十萬圓

（契約額六百五十萬圓中發信未償還額百九十八萬七百五十圓を差引き四百五十萬千三百五十圓を交付す）

附

此外の主要なる對支投資次の如し。

無線電信借款	五百萬圓	大正七年	三井物產會社
隴秦豫海鐵道借款	百萬圓	大正四年	大倉組
興亞借款	五百萬圓	大正五年	久原鑛業會社
支那參戰借款	二千萬圓	大正七年	

支那の鐵道鑛山と日本の關係

鐵道

南滿洲鐵道

區間　大連長春間　四三七・五哩
　　南關嶺旅順間支線　二九・六
　　大房身柳樹屯間支線　三・六
　　大石橋營口間支線　一三・四
　　煙臺炭坑支線　九・七
　　撫順支線　三四・三
　　奉天安東縣間　一八八・九

關係　全部南滿州鐵道株式會社の經營する所に係り、奉天、安東縣間を除く外は露國が淸國より獲得せる權利に基き敷設せるを、日露戰爭の結果日本に引繼げるもの、又安奉鐵道は日露戰爭中、輕便鐵道を布設せしを、後改築したるものなり

吉長鐵道

區間　長春吉林間　七九・二哩

關係　明治三十一年の日淸間滿州善後協約及明治四十年四月十五日の吉長鐵道に關する取極、明治四十一年十一月十二日調印の同續約、四十二年八月十八日調印の吉長鐵道借款契約により日本より資金の半額を出し敷設せるものなるが其後大正四年の日支協約の結果、契約改訂せられ、本正六年十月十二日新借款契約の調印となり、滿鐵にて六百五十萬圓の借款を引受け、同時に本線の經營を滿鐵に委任し其純益の二割を滿鐵拂渡す事となれり。

四鄭鐵道

區間　四平街鄭家屯間

關係　大正四年十二月橫濱正金銀行より五百萬圓の資金を貸與して、其建設に著手し、更に後資金不足の爲大正七年二月二百六十萬圓の續借款に應

し、遂に其完成を見たり。

吉會鐵道

區間　吉林會寧內（未成）　四〇三哩

關係　本鐵道は明治四十二年九月四日調印の間島に關する日清協約に於て、吉長鐵道と同一辦法の下に、清國自ら敷設すべき事を約したるものなるか、大正七年六月十八日に至り交通部と我銀行團との間に其借款豫備契約成立し、銀行團より前貸金一千萬圓を交附せり。

滿蒙四鐵道

區間　熱河洮南間　三七二哩
　　長春洮南間
　　吉林海龍開原間
　　熱洮鐵道上の一地點海港間（未成）

關係　右鐵道布設について資金を日本に仰ぐべき事は大正三年中に大略決定せるものなるが、大正七年十月に至り右資金の前渡として二千萬圓の借款契約支那政府と我銀行團の間に成立せり。

山東鐵道

區間　青島濟南間　二五五・八五哩
　　博山支線　二六・七〇
　　坊子支線　二九・八

關係　獨逸が膠州灣租借と共に支那より獲たる權利に基き建設したるものにして、日獨戰爭の結果日本に於て占領し現に其管理の下にあり。

高徐鐵道

區間　高密徐州間（未成）

關係　元獨逸の獲得したる權利なりしが、大正七年十月順濟鐵道と合し、二千萬圓の借款前渡契約支那政府と我銀行團の間に成立せり。

順濟鐵道

區間　濟南順德間（未成）

關係　元獨逸の有したりし布設權を日獨戰爭の結果日本に於て繼承したるものにして、大正七年十月高徐鐵道と共に併せて其布設資金の前渡として二千萬圓の借款契約支那政府と我銀行團との間に成立せり

南潯鐵道

區間　九江南昌間　七八・六七哩

關係　江西全省鐵路公司の布設經營せるものなるが、其資金は我東亞興業會社より貸與せり。

鑛山

天寶山鑛山

位置　吉林省延吉縣
鑛種　銀銅
經營者　南滿州大興合名會社、資本金五十萬圓の日支合辦の會社にして、大正五年十月本鑛採掘の許可を得たり。
鑛區狀況　鑛區二方里あり、現に開採中にして、粗銅を出產し居れり。

夾皮溝金鑛

位置　吉林省樺甸縣
鑛種　金
經營者　日本人採掘權を有す、大凡そ九十年前より土人此地にて採金に從事せり。

缸窰炭鑛

位置　吉林省吉林縣
鑛種　石炭
經營者　日支交涉により日本に採掘權を獲たり、現に土人土法により採炭中なり。日本人にして開採の計畫をなしたるものあり。

杉松岡炭鑛

位置　吉林省和龍縣
鑛種　石炭、鐵
經營者　日支新交涉により日本人に採掘權を獲たるも未開採なり。

撫順炭鑛

位置　奉天省撫順縣千金寨
鑛種　石炭
經營者　日露戰爭の結果露國の有したる權利を日本に繼承したるものにして、南滿州鐵道株式會社其採掘に任ず。
鑛區狀況　鑛區は約十二哩に延長し、層厚八十呎乃至百七十五呎あり、總炭量少くとも八億噸と算せられ東鄉坑、大山坑等現在に於ける主要坑口なり。

煙臺炭鑛

位置　奉天省遼陽縣煙臺
鑛種　石炭
經營者　日露戰爭の結果露國の權利を繼げるものにして現に南滿州鐵道會社之れが經營に任じ、撫順と共に其主要炭鑛なり。
鑛區狀況　鑛區は南北三哩半東西一哩に亙り、總炭量二千萬噸と算せらる。

鞍山站鐵鑛

位置　奉天省遼陽海城兩縣下

鑛　種　磁鐵鑛、赤鐵鑛
經營者　日支合辦振興鐵鑛公司、資本金十四萬圓にして日支折半出資す、支那側は奉天官憲出資者たり
鑛區狀況　日本側は滿鐵之れに當る、大正四年日支交涉により日本に採掘權を獲たるものなり。
含鐵量は比較的少なきも、鑛量は極めて豐富にして、目下製鐵場建設中なり。

牛心臺炭鑛

位　置　奉天省本溪縣牛心臺
鑛　種　石炭
經營者　未だ經營者なきも、大正四年日支交涉により、日本に採掘權を獲得したるものなり。

田什付溝炭鑛

位　置　奉天省本溪縣
鑛　種　石炭
經營者　未だ開掘せらるゝに至らざるも、大正四年日支交涉により日本に於て採掘權を有す。

杉松岡炭鑛

位　置　奉天省海龍縣
鑛　種　石炭、鐵
經營者　日支新交涉により日本人に於て採掘權を有するも未だ開採せられず。

鐵廠炭鑛

位　置　奉天省通化縣
鑛　種　石炭
經營者　日支新交涉により開採權を獲たるものにして、半無煙炭にてコークス製造に適す。

暖池塘炭田

位　置　奉天省錦西縣
鑛　種　石炭
經營者　日支新交涉の結果日本人に於て優先採掘權を有す。

本溪湖炭鑛

位　置　奉天省本溪縣本溪湖
鑛　種　石炭
經營者　大倉組と支那官民の合辦設立に係る本溪湖煤鐵公司其採堀に任ず、其資本金七百萬元にして、日支折半出資す
鑛區狀況　本鑛の石炭はコークス製造に適す、即ち之れを用ひて製鐵に從事し其餘を出賣しつゝあり。

廟溝鐵鑛

位　置　奉天省本溪縣本溪湖
礦　種　磁鐵鑛、赤鐵鑛
經營者　日支合辦本溪湖煤鐵公司

鑛區狀況　此地に熔鑛爐を設け製鐵に從事す、大正四年一月熔鑛爐一臺の据付を終り製鐵を開始し、其後更に一臺を增設せり。

新邱炭鑛

位　置　東部內蒙古阜新縣
鑛　種　石炭
經營者　元大倉組其試堀權を獲得し、後之れを滿鐵に讓渡せり、然れども其鑛區廣く其內には現に支那人が土法を用ひて開堀中のものあり、又他の日本人にして採掘權を得たるものもあり。
鑛區狀況　炭量豐富、炭質良好にして、炭層は三あり、其厚さ二尺乃至數十尺、總炭量一億二千萬噸と稱せらる。

坊子炭鑛

位　置　山東省濰縣
鑛　種　石炭
經營者　元獨逸の山東鐵道鑛山會社の經營なりしが、日獨戰爭の結果我軍に占領せられ、目下我軍政管理の下にあり。
鑛區狀況　炭質不良の爲獨逸經營時代にも成績良好ならず獨逸は其採掘を中止して、其設備を博山炭坑に移しつゝありき。

博山炭鑛

位　置　山東省博山淄川兩縣下
鑛　種　石炭
經營者　獨逸山東鐵道會社の經營中なりしを、我軍に於て占領せしものなり。
鑛區狀況　獨逸の經營に係りしは鑿山炭坑、又は淄川炭坑とも稱し炭層の厚百米突に達し、炭量概算六億千二百萬噸と稱せらる。

金嶺鎭鐵山

位　置　山東省臨淄縣
鑛　種　磁鐵鑛、赤鐵鑛、褐鐵鑛
經營者　獨逸山東鐵道會社は本鑛石を用ひて製鐵所を起す計畫なりしが、日獨戰爭の結果我軍の占領に歸せり、我國にては軍司令部管理の下にそれを採掘し鑛石は枝光製鐵所に送る計畫なり。
鑛區狀況　鑛量は約三千萬噸と稱せられ、品位は普通六十五%位なりと。

歷城鑛山

位　置　山東省歷城泰安兩縣下
鑛　種　銅、ニッケル
經營者　山東振華鑛務公司の採堀に關するも、邦商古河公司に於て買鑛借款契約を結べり。

大冶鐵山

位　置　湖北省大冶縣
鑛　種　磁鐵鑛、赤鐵鑛
經營者　漢冶萍煤鐵公司其採掘權を有し、該公司に對しては我國に於て多額の借款に應じ、大冶鑛石買取の權を有し、枝光製鐵所は該鑛石を使用し居れり。
鑛區狀況　鑛石の含鐵量は六〇乃至六五%にして、鑛量四千三百萬噸と概算せられ、交通亦便利に有數の鐵山なり。

白沙河鉛鑛

位　置　湖南省常寧縣
鑛　種　亞鉛、鉛
經營者　邦商古河公司と支那人鄧文登と合辨し試掘權を獲得せり。

豐城炭鑛

位　置　江西省豐城縣
鑛　種　石炭
經營者　我大倉組と支那人との合組に係る順濟公司其の採掘權を獲得せり。

鳴山炭鑛

位　置　江西省樂平縣
鑛　種　石炭
經營者　中日實業公司大正四年中試掘權を獲得せり。
鑛區狀況　鑛區二萬四百餘畝あり、炭量八千萬噸と稱せらる。

餘干炭鑛

位　置　江西省餘干縣
鑛　種　石炭
經營者　大倉組と支那人と合組せる順濟公司二鑛區、中日實業公司二鑛區の鑛業權を有す。
鑛區狀況　炭量豐富にして極めて有望なりと稱せらる。

桃沖鐵山

位　置　安徽省繁昌縣
鑛　種　赤鐵鑛
經營者　裕繁公司なるもの其採掘權を有し、中日實業公司は大正五年一月これと買鑛契約を締結し、其鑛石を用ひて東洋製鐵會社に於て製鐵に從事する事となり居れり。
鑛區狀況　鑛石の品位は平均六二%以上にして、鑛量は大凡四千五百萬噸なり、揚子江を距る事近くして交通亦便利なり。

銅官山鐵鑛

位　置　安徽省銅陵縣
鑛　種　磁鐵鑛、褐鐵鑛
經營者　安徽省官辦の涇銅鑛務局採掘權を有す、大正三年我三井と安徽都督との間に本鑛山を擔保として借款成立し、三井は此鑛石を買取る契約成れり、但し未だ掘採せられず。
鑛區狀況　鑛質良好なるも鑛量乏しきが如し。

大凸山炭鑛

位　置　安徽省懷寧縣
鑛　種　石炭
經營者　中日實業公司大正五年其試掘權を獲得せり。

當塗縣鐵山

位　置　安徽省當塗縣
鑛　種　赤鐵鑛、磁鐵鑛
經營者　本鐵山に於ては福民公司、利民公司、寶興鐵鑛公司等の各支那人會社鑛區を有す、右の中福民利民兩公司の分に對しては三井物產會社、寶興鐵鑛公司の分に對しては森恪氏關係を有す。

鳳凰山鐵鑛

位　置　江蘇省南京の南方
鑛　種　鐵
經營者　大倉組の資本により設立せられたる順濟公司更に支那人と共に華寧公司なるものを組織し、其採掘權を獲得したるが、省民其他の反對あり、未だ開採に至らず。
鑛區狀況　鑛區の大さ三千畝に達し、品位は六十パーセント以上にして、鑛量亦豐富にして三千萬噸以上と稱せられ、交通も便利なれば大に望あり。

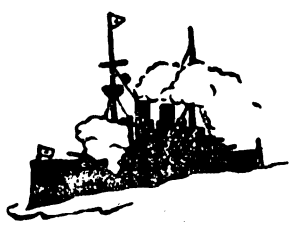

彙報

自十一月一日至十一月五日

外交關係

▲米國借款成立　（浦潮特電二十九日發）當地露紙の報道によれば米國政府は今回東清鐵道と露貨相場維持の爲五千萬弗の借款を締結せりと。（一日日日）

▲陸徵祥愈々出發す　（上海特電一日發）陸徵祥氏は一日夜八時半北京より朝鮮を經て日本に渡り鹽訪丸にて歐洲に赴く可し其の經費は亞米利加のインターナショナルバンクより六十萬圓を借入れ先づ二十萬圓の爲替を受取り殘りは歐洲にて爲替にて受取る可し。（二日時事）

▲支那使節附發表局長　ミラーズ　レビュー主筆として操觚界に有名なるトーマス、エフ、ミラード氏は支那講和使節附發表局長に任命せられたり。（二日時事）

▲間島支那官憲不法行爲　（一日間島特派員發）十一月二十八日午後一時頃頭道溝領事分館へ一名の朝鮮人が駈込みしを同地駐屯兵二名武裝の儘追かけ分館内に亂入し右の朝鮮人を逮捕せんとするより我官憲は右二名の兵を取押へ銃器を押收したるに其内一名は逸早く逃走せり原因は日下取調中なるが我領事館内へ武裝の儘闖入し殊に我國籍に在る朝鮮人に自國警察權を施行せんとせるは隱かならず間島總領事は直に支那延吉道尹に嚴重なる交涉を開始せり又同日拂日鮮人金秉旭を我官憲が捕へんとしたるに彼は支那巡警局に逃入せんと抵抗けるが其時支那巡警總出にて彼を奪はんとせるを我官憲の出張にて辛くも逮捕するを得たる事實あり。（三日朝日）

▲米國の對支壓力　（北京特電三十日發）米人ミラード氏が平和會議特使附公表局長に任ぜられたるは米國公使の紹介に依るものにして支那側の傳ふる所によれば米國は支那の要求に係る關稅自主、治外法權撤退其他の問題が歐洲平和會議とならざる之に對し援助を與ふるは勿論若し戰爭に直接關係なき爲議題となる能はざる場合は別に極東會議を催し東洋の平和に關する一切の案件を主題となすべしとなし努めて米支の接近を圖りつゝありと。（三日日日）

▲平和顧問否認　（北京特電二日發）外交部は米人ミラード氏を歐洲平和會議委節の傭聘者となすが如き契約存在せずと公然打消せるがミラード氏の渡歐は事實なり。（四日日日）

▲五國公使勸告す　（北京特電二日發）南北妥協に就き双方共其内部に主戰派ありて平和運動の妨害を爲し平和の前途容易に樂觀を許さゞる形勢なるを以て日、英、米、佛　伊五國公使は屢々此事に就き協議し最近本國の訓令を仰ぎたる結果二日朝十一時五國公使は連袂徐總統に謁し、速に内爭を止めんことを勸告し同時に廣東軍政府にも同樣の勸告を爲す可く通牒せり。（四日、時事）

▲國定稅率を勸告す　（上海特電三日發）張謇は陸徵祥氏に告げて曰く今回歐洲平和會議に關して支那の全國に關係を及ぼし許すべからざる問題は唯だ稅法を改むるの件と領事裁判撤廢等なり裁判の件は先づ司法の改良を爲すの要あり一旦夕に容易に爲す處にあらず唯だ稅法の改良は從前極めて不平等の規定を遂げ國家は拘禁されて自由に稅法を制定するの權なき有樣なり故に國際條約に依る協定稅率を改め國定稅率と爲し平等の待遇を受け自由の國體を維持す可し云々。（四日、時事）

▲支那講和全權使　（二日奉天特派員發）二日夜講和會議に列席すべく一日北京を發して歐洲行の途に就ける支那講和全權委員たる外交部總長陸徵祥氏一行を京奉線新民府驛に迎ふ陸氏は固く握手して來迎を謝し且語つて曰く

歐洲戰爭の平靜は世界平和の爲め同慶に堪へず獨逸が斯くも早く兜を脫ぎて講和風の俄に吹かんとは曾て豫想せざる所なりき講和使節は休戰の報を得て間もなく予其乏を承け歐米駐紮公使にして其衝に當るものは何人なるか未だ發表されざるも倫敦又は巴里にある公使に決定せん日支兩國の講和後に益輔車の隣誼を敦くすべきは是れ永久不變のものなれど其隣誼は

更に之を擴張して世界人類の種別なく歐米各國とも大同的に國際の平和維持に努むるを最善の要義とす米國ウィルソン氏の提言せし十四箇條中民族自決、海洋自由、通商平等のことは責任ある余の講和前に於て輕卒に談論すること能はざるを遺憾とす新聞紙上には領事裁判の撤廢、關稅改正、東清鐵道の處置、青島の開放、蒙古西藏の開放等を支那側提出の條項なりと傳へられ居るも眞偽の程は余よりも其責任ある新聞の能く知らるゝ所ならん余の佛國にありしは三十年前の昔に過ぎ歐洲戰前にも暫く在留し貴國内田外相とは露都に於て相識ること甚だ厚く貴國を訪ふは此行が初めてなり貴國東京には滯在約四日の豫定なり講和問題に關しては豫じめ日支當局者間に打合せの要あるやに取沙汰されあるも余の本意は西行の途すがら久しく振りに舊交を温めん爲めに内田外相を訪ふにあり云々

と極めて圓滑なる當り障りなき外交辭令のみを用ひ巧に急所を避けたり一行は陸氏並に同夫人(白耳義人)同令孃隨員とも十五名内に同夫人は脚部に負傷し居り東京には入らずして横濱より直に乘船すべしと午後八時十分本天驛着赤塚總領事等と晩餐を共にし安奉線に移乘せり。(四日、朝日)

▲獨人電話使用禁止　(漢口特電四日發)　支那政府管轄の電話局は獨逸人の電話使用を禁ぜり。(五日、時事)

▲徐總統の感謝　(北京特電三日發)　徐總統は五國公使の勸告に對して感謝の意を表し愼重に考慮すべき旨答へたり五國の勸告は別に回答を要求し居らざるも支那政府は三日總統府會議を終りし後適當の方法を以て其意見を發表すべしと。(五日、日日)

▲青島問題重視さる　(北京特電、四日發)　駐日章公使より青島は無條件にて日本が支那に還附す可き日本政府の誠意を求めたりとの報告ありと發表せるが一方山東省民は山東省に關し講和會議に於て決せらる可きは既定の事實にして青島還附以外幾多の懸案あれば講和委員中に山東省議會代表者をも加ふ可しと注意を政府に迫り居れり。(六日、時事)

▲林前公使出發　(北京特電五日發)　林前駐支公使は五日午後八時半各國公使内外多數の官民並に軍樂隊儀仗兵等の盛んなる見送りを受け歸朝せり尚段祺瑞氏は同日午前林氏を訪ひ送別の辭を述べたり。(七日、日日)

▲軍政府の回答　(北京特電五日發)　廣東來電＝五國領事の平和勸告覺書を受領したる軍政府代表伍廷芳氏等は直に回答の覺書を五國領事に提出し五國が内政干渉の意味なき今次の勸告を爲したる事を謝し軍政府に於ても國内の統一及平和は夙に之を希望し夫々手段を講じ居れるが南北の統一を速に實現すべき最善の方法は北方に對して外國より資金を供給せざるにある事を述べたり。(七日、日日)

▲對支借款方針好評　(北京特電五日發)　日本の對支借款方針發表に對し英佛公使館側にては之を以て現政府の對支方針の公明正大なるを表明せるものにて寺内内閣時代に抱き居りし疑惑を一掃せるものなりと云ひ米國公使館側にては日本が經濟借款のみに依ることに就き大に同感なりと云ひ何れも好感を以て之を迎へつゝあり。(七日、時事)

▲桑港船舶檢閲中止　(五日香港特派員發)　開戰以來開始されたる香港に於ける船舶檢閲は十二月五日より中止の旨公布され自今入港船舶に何等の制限を加へられざる事となれり又無線電信の裝置ある協商國の船舶は檣上の架線を取外し又は機械を封印するの必要なき旨公布されたり但し中立國の船舶に對しては未だ規定を緩めず。(七日、朝日)

▲日本の發意に非ずとす　(北京特電六日發)　米國の機關と目され居る益世報は五國勸告に就き日本政府の發表せる理由に據れば恰も今次の勸告は日本の力を借り居るが如くなるが之に關しては米、英、佛各公使は疑義を懐き居りと報じ更に勸告のことは初め米國公使歸任後各公使に同意を求めたるも當時日本公使は極力之に反對せり、然るに最近各軍の態度が南北解決を絶望ならしめ危險愈々加はれるを以て日本公使は止むなく勸告に贊成せるものにて決して日本が勸告に殊功あるものにあらず是れ支那人に好感を買らんとするものなり云々と記載せり。(八日、時事)

▲金券問題再抗議　(北京特電六日發)　金券條例抗議に對する回答到着後、英國公使は四國財團に諮問する處ありしが財團の主張は從前と變更なしと云ふに在るを以て四國公使は支那の回答を不滿足とし各本國政府と打合の上愈々本日再度の抗議を爲すことと爲れり内容は第一次抗議理由と略々同じ。(八日、時事)

▲西伯利鐵道問題　米國政府は西伯利鐵道を其手中に收むるの目的を以て今回日本政府に對し同鐵道の管理權掌握を承認されたき旨要求し來れ

爲目下兩國當局者間に於て之が折衝中なりと。（九日、日日）

▲**青島還附を喜ばず**　（天津特電七日發）青島の處分に就きては種々の議論あるも青島に土地家屋を所有せる支那人等は其支那に還附さるゝ事を好まざるのみならず外國人の共同租界となることを欲せず從來通り日本の占有地たらんことを希望し居れり。（九日、日日）

▲**支那海軍將校**　（北京特電八日發）支那海軍部は日本留學生出身の海軍將校中優秀なるものを選拔し戰術及海軍最高學術講習の爲日本海軍大學に入學せしむることに日本との間に協定成り第一期として海軍軍事課長鄭禮慶氏外七名を選び本年中に留學せしむる事に決定せりと。（十日、日日）

▲**黎氏の渡米を勸む**　（北京特電九日發）在支米人近來の活動は頗る顯著なるものあるが殊に天津の米國官民は頻に支那官憲との接近を圖りウイルソン大統領の使節と稱せらるゝクレーン氏は黎元洪氏の渡米を勸告し黎氏は曖昧の返事をなし居れるも近頃又種々の方法を以て黎氏の決心を促し居れりと。（十一日、日日發）

▲**邦人殺害支兵極刑**　（九日奉天特派員發）五日奉天城內に於て邦人今井峰之助を殺害し金品を強奪したる支那兵韓某は兵士高某、白某二名の共犯者たることを自白し七日全部取調を終り支那側に引渡し交涉決着の上極刑に處する筈なるが過般の鐵道妨害事件邦人毆打事件及今回の強盜殺人事件と冒ひ何れも支那兵なる上近年殺人强盜犯にして證跡の擧がらざるものも亦馬賊上りの巡警或は兵士たることは一般の推測一致し居る所なれば邦人の憤慨今や極度に達し我當局に具體條件を提議して嚴重交涉を要求すべしと瀋城內支那商は今回我警察の手に依り强盜兵士の逮捕されしを感謝し支那軍隊の腐敗を慨嘆しつゝあり。（十一日、朝日）

▲**駐支和蘭公使排斥**　（倫敦ロイテル六日發）支那は北京駐剳和蘭公使の召還を要求せり同公使は極めて積極的なる親獨派にして獨逸人を抑留することゝ及び獨逸銀行の清算を行ふことに就いて支那側を脅かし且つ獨逸人を濠洲に放逐することを妨害せんと試みたるものなるが支那側は蘭領印度に於ける七十萬の支那人の報復を被る可きを慮て其威脅に讓歩せり盤谷駐剳和蘭公使も聯合國側と中立國との不和を來さしめんとすとの非難を受けたりき。（十二日、時事）

▲**諸言の眞相を糺せ**　（上海特電十二日發）北京より頻りに陸徵祥氏が重要書類を盜まれたる由の風說を流布するものあり是れ均しく皆一部支那人が外國人を用ゐて流布する謠言に過ぎざるも靡々斯かる謠言を流布せらるゝに就ては其元を糺して眞相を明かにせざれば日支國交上有害なりと當地有識者は主張し居れり。（十三日、時事）

▲**阪谷男招聘**　（北京特電十一日發）支那政府は最近幣制改革顧問として阪谷博士を傭聘したき旨公文を以て日本公使館に照會し來れりこは今春來交涉の繼續なるが傭聘の條件に就ては尙双方の意思合致せざる點あり阪谷男が直に應諾するや否やは未定なるが如しと。（十三日、日日）

▲**阪谷男聘傭條件**　（上海特電十三日發）北京政府は阪谷男を顧問に聘傭することに定め年俸四千磅之に書記三名を附け年俸九千元、七千元、三千元とすること並に其最も重要なる條件は總て諮顧問の陳述する事項は必ず速かに之を實行すること是れなりと。（十四日、時事）

▲**支那領事館增設**　（浦潮特電十四日發）支那はチタ、オムスク、ウファに新に領事館を增設す可しと。（十五日、時事）

▲**日支講和使優遇**　（華盛頓國際特電十二日發）日本及び支那より講和會議に列席す可き使節一行は巴里に赴く途中米國を通過す可しと發表せられたり兩國の一行は目下其途上にあり其れ〳〵恒例の外交的儀禮を以て迎接さる可く米國大陸橫斷旅行に對し專用車を供與さる可し。（十五日、時事）

南北情勢

▲**南方派漸次硬化**　（北京特電二十九日發）徐總統は北方一派が南北對等の平和會議に反對し張作霖氏の如きは南方を叛徒扱にせんことを主張せる爲平和會議の名を避け善後會議の名を以て妥協を進行せしめんとしつゝあるが南方は對等の會議にあらざれば不可なりと主張し此點に於て尙一致を見ず唐紹儀氏の如きは日本より歸來の當座は世界の變局に處する爲護法よりも國家を重しとすと述べ穩健の意見を有し居りしも近來は民黨の强硬意見に左袒し徐世昌氏の云ふが如き善後會議にては南方の主張を貫徹する能はず北方が段對等の平和會議を肯ぜず不徹底なる善後會議の名を用ゐんとするは平和

の誠意なき爲なりとなし態度一變せる模樣なりと。（一日、日日）

▲梁氏渡歐に決す　（上海特電三十日發）梁啓超氏は個人の資格にて渡歐に決し張嘉森、徐振飛及び蔣百里の三氏隨行す可し。（一日、時事）

▲唐氏平和に耳に傾けず　（重慶特電二十九日發）唐繼堯氏は陝西侵入の各軍に對し二箇月以內に漢中を占領すべしと命令し北方の平和說に耳を傾けず。（一日、日日）

▲南軍の內訌　（重慶特電二十九日發）援川第四路總司令丙煦澤氏は前進中掠奪を恣にせるより熊克武氏の爲銃殺され第三路總司令李安國氏は廣東に歸り第二路總司令顏德基氏は突然辭職したるが右は孰れも雲南派にて四川派と內訌の結果なり。（一日、日日）

▲四川軍進擊　（重慶特電二十二日發）四川第五師團長呂超氏は劉存厚、鍾體道兩氏を追擊し綿陽を占領し勝に乘じて漢中に向ひ顏德基氏の第二縱隊は現に定遠に至り漢中侵入の準備中にて四川攻防總司令朱爾奎氏の軍隊と相待つて漢中に入らんとし呂超、顏德基氏等の陝西に於ける戰線は次第に擴大しつゝあり。（一日、日日）

▲廣東軍政府頻に任官　（二十九日上海特派員發）廣東軍政府は沈鴻英を瓊州鎭守使に任ぜり又廣東政務會議は林葆懌を福建督軍陳炯明を省長に方聲濤を軍務會辦にすべく決議せり。（一日、朝日）

▲李純は居中調停　（二十九日上海特派員發）李純は在來の立場を維持して敢て北方の代表とならず單に兩者の間に意思の疏通を爲すに止めありと李純は陳光遠に其江西督軍の位地を去らざるやう電報にて勸告せり。（一日朝日）

▲支那の講和會議對策　（三十日上海特派員發）支那の歐洲平和會議に對する提案は主張及び希望の二種に分れ專務員をして之が準備を爲さしめつゝあるが在佛支那公使胡惟德在英公使施肇基氏等に對し先づ歐洲の友邦と接衝せしめ某野心國の抗議を免れしめんとの北京電報ありたり。（一日、朝日）

▲李純の時局談　（二十八日上海特派員發）上海チヤイナプレス記者南京の李純に會見せり南北和平會議は一箇月內に南京に於て開かるべく總統代表者は一週間內に南京に召集さるべし公平なる平和條件にて平和の成立する事を信ずると共に和平の必要を說き然らざれば支那は分割さるゝか亡國に陷るべし若し南北の公平なる平和に反對するものあらば武力に訴ふるも可なりとの意を示せり又李純は和平の解決に就ては好意を以て時局を根柢より解決し共和國の新なる基礎を造るを要す其憲法を創定すると共に其他の法典及官制の改正を必要とす今回の會議は新支那を造るを目的とせん事を欲し居れり又李は和平に就き反對者あるを知れり彼は北方の極端なる主戰派と南方の強硬なる分子とが反對者なるも幷は少數にして勢力なきものなりと言へり段祺瑞が和平を妨げつつあるにあらざるやとの問に對し李純は段の勢力なきを云ひ獨逸に宣戰せるに就ては甚だ責任あり又之が爲め時局を危險に陷らしめ且對敵行動に於て怠慢なりしも亦彼の責任に歸すべきものなり故に段は外國人及支那人の何れよりも何等の聲援も與へらるゝにあらずと言へり而して李純は若し段祺瑞にして再び衰勢を恢復せば支那國內の和平は何等の機會なく支那の前途に何等の希望なきに至るを認め又徐世昌を以て國內を救ふ爲め正義に與するものと言へり平和會議には南北各十名乃至十五名の代表者を出し此外に北京廣東以外の他の政派若しくは地方代表者を加へんとすと語り時局解決は三箇月內に終るべしと言へり。（一日、朝日）

▲廣東唐紹儀を招く　（二十九日上海特派員發）廣東軍政府政務總裁伍廷芳、岑春煊及び孫文代理徐謙の名を以て唐紹儀に對し其意見に同意なるも事重大なる故廣東に來り更に共に會議せん事を求め來れり唐紹儀は北京の徐世昌より更に彼の電報に對し返電ある迄は廣東に行かざるべし。（一日、朝日）

▲段派の躍起運動　（一日上海特派員發）新聞報に達せる北京電報に曰く二十九日晚曹錕、張作霖、倪嗣沖等は徐總統と會見し要領を得ざりし爲め特に祕密會議を開き三十日も徐世昌と會見するに決し段祺瑞をして再び內閣を組織せしむる事を求め徐世昌は婉曲に大局を顧みんことを勸告し段祺瑞をも招きて協議せり政局或は變あるべし尙各督軍は連日段祺瑞宅に會合協議の結果左の件を議決せりと。

（一）軍隊を整理する事（二）軍費を得る事（三）速かに副總統を選ぶ事（四）速かに正式內閣を組織する事（五）新國會を保存する事。（二日、朝日）

▲張作霖徐總統に要求　（一日上海特派員發）北京政局依然混沌た

り張作霖は徐世昌に對し錢能訓彈劾案及び段祺瑞再び内閣組織の詮議を取消すことは予之れを擔任すべきも曹錕を副總統とするの件並に巨心濟を財政總長とするの件を速かに實行すること、梁士詒をして之れに反對せしめざる樣せられたしとの事を要求せり徐世昌は之れに對し事國家に關係あり故に予に於て取り計らひ難し君自ら梁士詒と婉曲に商議せられたしと言へり之が爲め梁士詒は辭職して北京を出づる準備を爲し居れり。(二日、朝日)

▲王正廷等歐洲行拒絶　(上海特電一日發)　徐總統は曾て陸徵祥氏を經て王正廷、伍朝樞、鄒乃賢等に對し歐洲に赴き和議に參加す可きか否かを問ひ合せたるに王等は速かに國内の時局を決するを求め其の歐洲に行くを承諾せざりしと。(二日、時事)

▲軍政府の返電　(廣東特電三十日發)　廣東軍政府は二十八日北京及上海の平和期成會に對し左の如く返電せり。

今や南北双方停戰を實行し平和の期は近づきつゝあり北方にして張等の說の如く約法回復の意あらんか吾人は無論對等の資格にて適當の場所に於て平和會議を開催し法律に依り根本的に政治問題の解決をなすことを希望す(三日、日日)

▲妥協會議地點を上海　(北京特電一日發)　政府は南北妥協會議の地點を上海と爲すに贊成を表したりと。(三日、時事)

▲廣東和平促進會　(廣東特電二日發)　昨日廣東和平促進會は孔子廟に於て開會出席者約一千名曾汝英氏を會長に、陳其瑗氏を副會長に、陳勉帥氏を會計委員長に、李耽臣氏を商務委員長に、林正煊氏を廣東水災救濟會長に選擧せり。(四日、日日)

▲安徽省長赴任　(上海特電三日發)　安徽省長となりたる馬心濟氏二日朝安徽に向へり。(四日、日日)

▲湖南江西停戰　(北京特電三日發)　北軍は先づ湖南の吳佩孚軍江西の安武軍撤退に着手し奉天軍一部を陝西省に移す計畫にて湖南江西方面は確實に停戰狀態なり唯陝西問題は尙混亂し居れり。(四日、日日)

▲停戰違反應酬　(北京特電三日發)　錢總理は南方が停戰命令あるに係はらず瓊州島を占領せるを攻擊せしに岑春煊氏は瓊州島攻略は十一月十四日にして停戰前なり北方こそ停戰後爾來の李厚基氏をして漳州を攻擊せしめ又陝西省の軍事行動を止めざるにあらずやと反駁し來れり。(四日、日日)

▲廣東政府へも勸告　(北京特電二日發)　日、英、米、伊公使は、既報の通り總統に謁し和平を勸告し覺書を交附せり廣東軍政府へも領事を通じて同樣勸告せり。(四日、時事)

▲督軍に勸告說明　(上海特電三日發)　昨二日日英米佛伊五國公使は特に徐總統と午後より會見し督軍等政治に干涉し和平を破壞せんとし段祺瑞を擁し曹錕を擧げんとする等のことあるに就き忠告を爲したりと云ふ事重大なる意味を含有し居るを以て徐氏は四日午後各督軍を召集し會議の上一切の說明を試むべしと云ふ此の結果は時局に關係する處大なりと。(四日、時事)

▲廣東和平期成會　(上海特電二日發)　廣東和平期成會は十二月一日開會式を擧げ北京上海の期成會と共に南北平等の平和會議開催を主張せりといふ。(五日、日日)

▲義勇兵南軍を擊退す　(漢口特電四日發)　十一月四日陝西省興安の義勇兵は王安安の兵を擊退せしが六日王の爲めに破られたり王は城に入り虐殺を行ひしが七日宣敎師の仲裁にて暴行を止め十日退却せり十一、十二日他の南軍又來り迫りしも義勇兵に擊退されたり義勇兵が城を守り敵と戰ひしは未曾有の事にて從來各町村の人民に此の士氣ありたらんには土匪及軍隊よりの被害は確に今日の如く甚しからざりしならん。(五日、時事)

▲阿片燒棄命令　(北京特電三日發)　總統命令にて上海阿片を一切政府に回收し會館に蓄へ日を定めて全部燒拂ふべしと公表せり。(五日、日日)

▲段祺瑞兵を募る　(上海特電三日發)　段祺瑞氏の敎導團は招兵委員二十一名を直隸河南に送り兵を募らしめたり段祺瑞氏は一箇月內に兵を募り二箇師團を設る筈にて段氏は最近日本より三百萬圓の借款を得て之を行へりとの北京來電ありたり。(五日、時事)

▲南方派異議なし　(上海特電三日發)　北京外交團の贊否に就き唐紹儀氏は語つて曰く

外交團の平和希望は南方派が是迄主張し來れる平和希望と合致するを以て我等南方派は何等之に對して異論なき次第なり唯今日南北妥協を阻害するものは段一派の主戰派にして和議の成ると否とは一に段派の態度如何により決せらるべし予の和議に對する意見は飽迄無條件にて南北對等なるにあ

り先きに予が徐世昌に打電し和議に就き意見を述べたるに徐は李純に一切を委任せるを以て之・李純に聽けと返電し來れるが遺は北方派が今日迄も不對等の態度を持せる證據にて我等の願る遺憾とする所なり和議に對する「無條件」に就ては南方派中も之を好まざる者なきにあらざるも何とか疎通の道なしとせず唯今日に於て北方派は南方派よりも不統一なり北方派の意見一致せば形勢自ら定まらんも予の聞く所に據れば督軍團及安福俱樂部等は日本より徐樹錚の歸るを待つて何事か畫策せんとしつゝあるが如く今暫らく北方派の意見は一致を見ざるべし云々

尙唐氏は今暫らく廣東に赴かざるべしと。（五日、日日）

▲總統督軍を慰撫す　（北京特電二日發）徐總統は三日張作霖、倪嗣冲、孟恩遠、王占元氏等在京中の督軍を別々に招き五國の平和勸告書を示し今や國內問題は第二にして如何にして支那の國際的位置を保つかゞ緊急問題なり故に速に國內の平和統一を纏めざるべからず各督軍は各省に歸り平和の準備をなせと命ぜり。（五日、日日）

▲段祺瑞氏の訓諭　（北京特電三日發）段祺瑞氏は王揖唐氏外安福俱樂部の幹事六名を自邸に招き曩に徐總統の平和政策に反對せざる旨宣言せり今五國の勸告に逢ひ宜しく總統を助け平和を阻害するが如き擧動ある可からずと訓諭し又三日夜各督軍を招待せし席上にても略同樣の言を繰返したるが段氏の昵近者は所謂段派の平和反對運動は段氏自身の意思にあらず陰謀派が段氏の名を利用せるに過ぎずと辯解し居れり。（五日、日日）

▲南方和平を急ぐ　（北京特電三日發）廣東來電＝軍政府は二日徐世昌に宛て歐洲戰爭終り强權消滅せり支那も世界の潮流に從ひ平和同復の要あり南北既に停戰令を發し平和談判接近しながら徒に時日を消費するは遺憾なり茲に誠意を披瀝し眞正の講和を希望す上海を以て適當の中立地帶と認め辛亥の例に倣ひ双方より同數の全權代表を派し人を定めて解決し一切の法律政治問題は理に依りて斷じ法に依りて解決し國利民福を計り永く平和を保たんことを望む速に返電を請ふと打電せり。（五日、日日）

▲主戰派失勢　（北京特電三日發）徐總統は三日午前九時より錢總理以下各總長及在京督軍を召集し內治外交に關する重要會議を開き先づ五國政府の平和勸告顚末を報告し國內平和の一日も等閑に付する能はざる事情を詳述せるが列席者は對外的見地より平和促進に贊成せり右會議の結果政府は南方派の平和會議提唱に對し具體的進行を計るべく過般來平和反對の擡起運動に熱中せし督軍團、安福俱樂部等は頓に勢力を失ひ副總統の速選は延期となり錢能訓內閣の正式承認も新國會を通過すべき形勢となりたり督軍團の國會問題に對する意見は新國會を取消し舊國會は任期滿了を名として解散し四南五省より新選擧法に依りて議員を補選し完全なる國會となすべく憲法は別に會議を開き憲法會議組織法に依り制定すべく約法五十四條（憲法は國會にて制定す）を削除すべしと云ふにありと。（五日、日日）

▲勸告の利き目　（北京特電二日發）公使團の勸告後各督軍の態度一變し倪嗣冲氏は國會問題、副總統問題は督軍等の干涉すべき所にあらずと口を拭ひ主動者と認められゝ安福俱樂部の連中も此際南北統一平和を計る外他意なしとして態度全く豹變せり。（五日、日日）

▲南軍引揚を始む　（漢口特電四日發）二十八日附永州よりの報道に據れば永州廣州東南駐屯南軍は合計三萬なりしが引揚げを始めたりと。（六日時事）

▲參議院副議長　（北京特電四日發）參議院副議長改選の結果出席者總數百三名に對し七十三票にて田應璜氏（山西省選出）當選せり。（六日、日日）

▲廣東政務會決議　（上海特電四日發）十一月三十日廣東政務會議は（一）歐洲の和平代表は南北各三名を擧げ國會の同意を求め任ずる事（二）北方との協和に關しては尙進行の方法なく徐世昌氏を促し速に委員を上海に派して議和せしむの二項を決議せり。（六日、日日）

▲上海期成會の通電　（上海特電四日發）上海和平期成會は北京政府に對して打電して曰く平和會議は國民の雲霓を望むが如くなり近頃聞く所に依れば廣東軍政府は既に速に辛亥の先例に依り上海に和平會議を開くことを求めたりと上海の輿論頗る之を喜び居るを以て速に裁決し衆望を慰められたしと。（六日、日日）

▲北軍撤退開始　（北京特電四日發）參陸辦公處の發表に依れば北軍の撤退は三日より着手し先づ龍景惠氏部下奉天軍二十大隊、馬聯甲氏部下安徽軍十六大隊、楊春普氏部下江蘇軍十一大隊、團相文氏部下直隸混成第二旅團及山東省二箇旅團を後退せしむる事とせり。（六日、日日）

▲督軍諦む　（北京特電四日發）各督軍は四日四省經略使曹錕氏邸に集合し內國勸告に對し討議せしが內外の形勢斯の如き上は平和反對運動無効なるを覺り唯此際政府より各督軍に交付すべき軍費の延滯せるを受取りたる上至急歸任すべきことに決定し其旨政府に通告せり。（六日、日日）

▲伍廷芳氏答ふ　（上海特電五日發）廣東來電に佛、英、伊、米、日五國領事は二日軍政府に到り英國領事勸告文を宣讀したるが伍廷芳氏は之に答へて曰く南北既に停戰せり北京に於て總統和議の地點を選ぶを認めたり但し和議は必ず法に合はざる之を聽くべく然らざれば承認する能はずと附言せり又外國は廣東政府を交戰團體と認めたるにあらずと。（六日、日日）

▲徐世昌唐氏に返電　（四日上海特派員發）徐世昌の唐紹儀に致せる返電に曰く『超然たる貴論感佩の至りなり予の此度持する所の主義たる對外の感念に依り速かに國家を危きより救ふにあり故に老年を顧みず艱難なる事業を擔任せり只我國をして世界各國に對して其位地を保持し得ば國民最より福祉を得ん是予の希望にて對內の一切は元予に於て成見なし萬々の誠を察せらるれば幸甚なり會議及び委員を派するの件は李純會軍をして商議せしむべく約しありと。（六日、朝日）

▲上海に議和會議　（四日北京特派員發）北京政府は上海にて講和會議を開くことに決定せり三日段祺瑞、張作霖、曹錕、王占元、嗣沖、孟恩遠及び內閣總長全部を招き徐世昌は五國の勸告書を說明せるに各督軍は四南の來電に從ひ上海に和平會議を開き不日委員を南下せしむるに一致し內閣問題は曹錕張作霖之を疎通するを擔任し錢能訓に內閣を組織せしむべく副總統選舉の件は中止となるべしと。（六日、朝日）

▲國務院反妥協取締　（五日漢口特派員發）段派特軍の妥協反對說傳はり一時は各方面稍動搖の兆を呈し吳佩孚等は譚浩明と相約し自由行動を取らんとするの形勢ありしも四日國務院は聯合國公使の妥協勸告の趣旨に從ひ上海に南北代表者會議を開き解決を議すべく若し猜疑を挾む者は警察條例又は警備條例に依り懲罰する旨通電せるより各界等しく愁眉を開けるやの觀あり輿論一般に彼の一部軍閥並に一部過激派が南北和議を阻止せるも今や此等の妨害者も鬱伏するの外なかるべく和議は必ず成立すべしと五國の勸告を歡迎し居れり。（七日、朝日）

▲代表派遣を求む　（北京特電五日發）五日國務會議の結果閣員は連袂總統に謁し打合せたる結果岑春煊、陸榮廷、唐繼堯、劉顯世諸氏に同文の電報を發して善後和平會議の名を以て列國監視の下に上海に於て會議を爲す可きに付き速かに代表者を出す可しと述べ李純氏に對しても同樣の意味を述べ尙ほ四南と意志疎通を計れと傳へたり。（七日、時事）

▲南方議長和平反對　（上海特電五日發）廣東國會衆議院議長曰く護法義擧は政府違法に對して爲せるものにて合法的永久和平を得る爲め七年來戰亂已むなきは法律的平和の保障なき爲めなるに目下上海北京方面にて和平運動ありて事實問題を先とし法律問題を後に決せんとする傾向あるは絕對反對なり蓋し姑息の議和は他日戰亂の導火線となればなり眞に國家の爲めに平和を憂ふる者の忍ぶを得ざる所なりとす惟ふに友邦の支那に望む所亦然らん今具體的に所謂合法的議和の先決問題を述べんに違法總統非法國會の取消にあり此二者の合法なりや否やは彼等自身及び各國輿論の裁斷に一任す北方は議和を樂明する以前先づ眞心に願み非法國會を取消す可しと之を敢てせざれば誠意を認む可からず次に和平條件に就き種々の風說あるも多數の意見を代表し一言以て云へば個人の權利を爭はず唯だ法律に依り和平を固持し民治の實を擧ぐるを主張するなり之にて和平條件も追究すれば督軍制度改革軍隊解隊の二項なり故に現在の急務は軍政を改革し民治の障碍を去り弊害を解決し財政の危險を救ふにあり此の二問題にして解決せば其他の問題は直に解決す可し南方國會議員の希望は是れ以外に箇人權利の觀念を懷かず敢て議員全體を代表して天下に告ぐ云々。（七日、時事）

▲善後の字義　（北京特電五日發）北京政府にて南北議和會議を善後和平會議と命名せしに對し南方は善後の字義に就き中央政府の命令的に善後の處分を爲す嫌ひありとて反對の色あり右に關し政府の辯明せる處によれば善後の二字は對外的名稱にして既に南北が議和會議を開くに一致せるは和睦の印にして今後相協力して善後策を商議する意味を含み毫も命令處分等の意味なしと。（七日、日日）

▲唐紹儀議和代表打消　（五日上海特派員發）五日の支那紙は李純が北京政府に對し唐紹儀を四南の議和總代表に牽上げたるも唐紹儀は何等之を知らずとて否認し居れり。

（七日、朝日）

▲廣東軍政府の回答　（上海特電七日發）　廣東軍政府は廣東國會來議院に對し更に違法の國會及違法の法を必ず承認せず又隨て決定の講和條件は軍政府に於て必ず注意すべしと答へたり。（八日、時事）

▲北方和議贊成　（七日北京特派員發）　曩に廣東軍政府より和平會議開催を提倡し來れるに對し徐總統は贊成の意を表し代表派遣其他の事は國務院より交渉せしむべしと返電せり國務院よりは中央は和議準備の爲既に停戰命令を發して和議を講ずるに決定し居れば會議の地點を南京としたしと返電せり因に北方にては初め和議地點を南京と決定したるが後に上海に變更し再び最初の決定を主張することゝなれり。（八日、朝日）

▲段の妥協條件　（六日北京特派員發）　段祺瑞の意見として徐總統に提出せる南北妥協條件

一、南北兩國會より委員を選出し憲法會議を開く事、蓋し憲法草案は前年第二讀會を通過せし旣草案に依る

二、北方新國會は暫く解散せず、後日憲法成立の時新法律に依つて國會を召集す但し南方より速に議員を選出して新國會の缺員を補充す

三、軍隊解散費は南北何れも中央政府より採用を還奬す

四、南軍に從事せる軍人及將校は中央政府にて負擔す

五、四川湖南兩省の督軍省長は兩省の民意を詢謀して任命すと云ふにあり徐總統之を採用するやは未定なるも北方の主張は是等の條件を根據とするに足らん。（八日、朝日）

▲廣東政府任命發表　（上海特電七日發）　廣東來電五日軍政府は十一月三十日附にて林葆懌を福建督軍に陳炯明を省長に熊克武を四川督軍に葉夏聲を省長に任命する旨發表せり。（九日、時事）

▲國會問題解決案　（上海特電七日發）　李根源氏曰く國會問題は舊國會をして憲法を制定せしめ總統選舉議員選舉法改正を爲さしめたる後解散し新選舉法に依り新に國會議員を選舉するを適當とすと。（九日、時事）

▲陝西干戈を止めす　（二日漢口特派員發）　陝西省は王天縱、王安瀾等が今尙進擊を止めざる爲混亂を極め四南各首領も靖國軍は和議を阻害するものとして停戰を命令したるも肯かず武漢に駐剳せる北洋混成第四旅は漢中進軍の命を受けたり陝西省は特別土匪區域として南北和議に拘らず討伐を續行すべし。（九日、朝日）

▲南方派緩和　（廣東特電七日發）　胡漢民氏は唐紹儀氏と共に孫逸仙氏の主張を緩和するに努力せる結果廣東の純理派は徐世昌氏の總統取消、新國會解散主張を撤回し對等平和會議に於て諸問題を解決せんとするの說次第に有力と爲り來れり。（九日、日日）

▲國會々期延長　（北京特電七日發）　新國會は通常會期四箇月にして場合によれば二箇月延期し得る規定なるが徐總統は南北妥協に慨する爲會期滿了の日即ち十二月十三日を以て兩院を閉會せしめ閉會中に國會問題を解決すべく場合によりては新國會を機性に供する覺悟ありとの事を聞知したる安福俱樂部は俄に衆議院の開會を促し七日午後會議を開き二月十二日迄二箇月延長する旨決議したり。（九日、日日）

▲和平會議地と名稱　（上海特電九日發）　和平會議に付き會議の地點に關し南方は上海居留地を主張し會議の名稱を單に上海會議と云ひ敢て平和と云はず亦善後と云はざるの說を維持し居れり。（十日、時事）

▲南方總代表　（北京特電九日發）　唐紹儀氏は岑春煊氏の南方代表たるを希望し居るも南方の多數は唐氏を以て總代表となすを希望し居り岑春煊氏は其子を上海に遣はし唐紹儀氏の廣東行を求めしめたるも唐氏は廣東行を見合せ居れり。（十日、日日）

▲朱氏の就任條件　（北京特電九日發）　平和會議代表に內定せる朱啓鈐氏は就任條件として新舊兩國會を閉會せしめ速に平和會議の解決をなさしめ平和會議を來制せしめざることを主張し段總理も贊成の意を表せり。（十日日日）

▲伍朝樞講和會議參列　（上海特電九日發）　北京政府は伍朝樞氏に騙ひて陸徵祥氏の一行に加はり渡歐講和會議に列席せんことを求めたりと。（十日、時事）

▲期平會國民參加論　（上海特電九日發）　上海和平期成會は北京平和期成會に宛打電して南北當局に對し左の如く傳達せんことを求めたり。

此度の戰爭は國民の犧牲甚大にして疾苦を除く可き途なく且和平會議は國本に關し國民と休戚を同ふするを協議外に置き與り聞くなからしむるは典

情を慰め民意を重んずる所以にあらず故に南北當局代表を出すの外國民も亦多數の代表者を推擧し之に參與せしめば會議を神益する少なからざる可し故に全國省議會諮商會教育總會及び主和團體に依つて電報にて商議の多數に依り決定し投票を用ゐず簡便に之を推擧し進行に資したしと。（十日、時事）

▲南京には不贊成　（上海特電八日發）　國務院の電報に就き唐紹儀に其意見を問合せたるに未だ國務院の電報に接せず若し南京にして會議地點に選ばるゝとせば是れ實軍團の左右する處の結果なり南方は之れを容れざる可きか。（十日、時事）

▲膠州恢復建議案　（北京特電八日發）　七日午後衆議院開會、出席者二百三十名にて大部分安福俱樂部系のものなり先づ國會が來る十二日を以て會期終了するに就き更に二箇月即ち來年二月十二日まで會期を延長することを決議し更に議會の外交調査委員會組織案及び政府をして特別外交委員會を組織せしむる建議案を審査し委員に附託し次で政府に對し歐洲講和會議に於て山東省膠州灣に於ける獨逸との租借條約並に光緒二十四年の各條約の撤廢領事裁判權取消し等を求めしむるの建議案を外交委員會に附託せり。（十日、時事）

▲講和提案決定す　（北京特電八日發）　國務院の消息に據れば支那の歐洲講和會議に提出す可き事項に關する意見は大體左の四項にして本日の閣議に於て大綱を決せり。

一、支那は全國に八十萬の常備軍を置くを要す
二、膠州灣を回收して海軍の根據地となす
二、光緒二十七年の各國との條約中第七、八、九の三條修正
四、獨墺俘虜の交附及び經費賠償は各國の例に依る

（十日、時事）

▲錢總理案出直し　（北京特電八日發）　徐總統及衆議院議員王揖唐兩氏諭解の下に政府側は錢總理承認案を一先づ撤回し同時に錢能訓氏彈劾の件も王家襄氏の斡旋にて提案者より撤回せり故に徐總統は九日改めて總理承認案を提出し通過の上閣員全部の承認案を提出すべし其顏觸は陸軍靳雲鶚氏、財政龔心湛氏（現安徽省長）の外は現在の儘なりと。（十日、日日）

▲安福派時局決議　（北京特電八日發）　安福俱樂部は議員總會を開き副總統選舉延期意見者を發表し且左の決議をなせり。

（第一）南北和議に反對せず（第二）徐總統を擁護す（第三）新國會組織法、兩院議員選舉法は國會を通過せずして變更を許さず。（十日、日日）

▲皮肉なる提議　（北京特電九日發）　衆議院議員黃錫銓氏は日支親善の實現方法として

（一）日本は膠州灣を無條件にて還附する事
（二）大正五年の日支協約全部を取消す事
（三）大正四年以來日支借款の既得權を取消し貸借關係を他の外國借款に移す事を歐洲平和會議に提出すべし

との建議案を提出せり。（十一日、日日）

▲岑氏の代表意見　（上海特電九日發）　岑春煊氏は南方より總代表一名、軍政府より一名、護法各省より一名宛を派遣すべしとの意見を公表せり（十一日、日日）

▲和議具體案審議　（上海特電十日發）　昨九日徐世昌氏は錢總理、段祺瑞氏と和議に關する具體的計畫を商議したるが先づ

（一）代表の權限
（二）中央讓歩の程度
（三）代表者の使命

に就き意見を交換せるに段氏は

（一）四南に於て不適當の條件を提出の際は代表者は中央の命令を乞ふべき事
（二）國會問題を加へざる事
（三）本人の同意を得たる後之を聽するの書面を送る事

との意見を述べ對南方讓歩の程度は尚更に研究を爲す事となりたり。（十一日、日日）

▲北方代表者　（北京特電九日發）　北方の議和全權委員は朱啓鈐氏に決定し委員は各黨派（徐世昌、馮國璋、段祺瑞三氏の代表者を含む）より選定するべく既に內定せるもの左の如し。

張一麐、張志潭、方樞、王有蘭、王克敏、施愚、王家襄、徐佛蘇、劉恩格

（十一日、日日）

▲無一物の直隷兵　（漢口特電九日發）直隷第三混成旅團、補充第二大隊、若干歸着したるが携帶物は布團代用の藁一束のみなり尙直隷、奉天の補充輸送隊は續々歸還すべし南軍も撤退中にて永州、郴州、桂陽、武岡は湖南軍趙恒惕氏等代り守備すべしと。（十一日、日日）

▲憲法二讀會開催決定　（九日上海特派員發）廣東國會參議院は正式に憲法二讀會を開くに決し各方面公私旅行者に對し開會前に廣東に歸來すべき旨電報せり。（十一日、朝日）

▲陸特使と張謇氏　（上海特電十日發）陸徵祥氏は張謇氏に對し其國定稅率の權利を恢復する等の意見を示せることを聞し其所論は講和籌備處の討論と相同じきを以て機を見て之を進行せしむべしと答へたり。（十二日、日日）

▲安福派大會　（北京特電十日發）安福俱樂部は九日夜議員會開會會則を決し理事長一名理事五名を設くる事となりしも當分主任を置き理事選擧を爲さず主任に王揖唐氏を選定し錢內閣に對しては不滿足なれども之を承認するに決し既電の如き宣言書を發せり尙俱樂部は王揖唐氏を講和代表に推薦し其運動を開始せり。（十二日、日日）

▲陸軍統一　（上海特電十日發）北京陸軍部は昨日當地護軍使に宛南北講和近づけるに當り全國の軍隊は益不統一となりつゝあり依つて之を收拾する爲左の規定を設けたりと打電せり。

一、公債募集を停止し其源を塞ぐ

二、軍隊を改編する時は其範圍を縮小することを許し其軍數を增すを得ざらしむ

三、人を派し各省軍隊の制度に違反するものを禁止する爲檢閱をなさしむること

四、各軍共巧に名目を立て人數を增すを得ず元定めある標準により收束せしむべし。（十二日、日日）

▲北方議和代表確定　（十日北京特派員發）南北平和會議の北方代表者は十日の閣議に於て左の十名と確定せり。

朱啓鈐、吳鼎昌、法權、汪有齡、施愚、徐佛蘇、劉恩格、江紹杰、王克敏、李國珍（十二日、朝日）

▲會期延期參議院通過　（十日北京特派員發）新國會の會期期限を明年二月まで延期するの件は十日參議院を通過せり。（十二日、朝日）

▲張孤財政次長　（十一日北京特派員發）張孤財政次長に任命されたり。（十三日、朝日）

▲南京は不適當　（北京特電十日發）雲南來電に曹軍唐繼氏は語つて曰く平和會議地點として南京は不適當と認む江蘇曹軍李純氏は調停者の地位に立てりと雖も元來北洋派の軍人なれば何等かの手段にて干涉するやも知れず會議の公正を期する爲には上海を適當なりと信ず會議の名稱を善後會議と稱するは不穩當なり開會後は多少の波瀾を免れまじきも三箇月內には必ず協成立すべしと。（十二日、日日）

▲南軍撤退を始む　（漢口特電十二日發）七日衡州の報告に據るに曹て吳佩孚に募集されし南軍七百人は解散せらる來陽、邵陽より多少の兵歸り其一部は撤退せり馬濟は一部の兵を率ひ陳州より廣東に歸り二千人の雲南軍も撤退を始む飢餓を恐れたる湖南人は之を見て歡喜せり。（十三日、時事）

▲都統督軍更迭　（上海特電十一日發）北京よりの報道に據れば姜桂題氏は北京に轉任し趙倜氏は熱河都統となり張敬堯氏は河南督軍に吳佩孚、趙氏は北京に轉任し趙倜氏は熱河都統となり張敬堯氏は河南督軍に吳佩孚、憲成勳兩氏若くは盧永祥氏の內湖南督軍となるべく吳佩孚氏をして暫時湖南督軍代理たらしむべしとなり。（十三日、日日）

▲國際稅法平等會請願　（十一日上海特派員發）當地國際稅法平等會は北京の徐世昌及國務院に對し歐洲戰爭終了を告げ和平大會は正義人道を尊重するを聽意と爲す於茲國際上の不平等は之に依り改正を提議すべきなり予等は商人として商業上の見地より協定稅率を改め國定稅率となすを以て自ら救ふの第一義となすものなり曾て朱佩珍等は國務院に張謇は陸徵祥に對し意見を述べ共に返電に接せるが今全國商民聯合して茲に之を請願し劉揆彝を代表として面接せしむ云々と打電し又各方面とも盛んに接衝し其の目的を達するに努力しつゝあり。（十三日、朝日）

▲南方議和代表　（北京特電十一日發）南方の議和代表は略左の如く決定せりと。

唐紹儀（總代表）、章士釗（岑春煊代表）、王兆銘又は胡漢民（孫文代表）、伍

朝樞(廷芳代表)、郭椿森(陸榮廷代表)、張耀曾(雲南代表)、譚延闓(湖南代表)、劉顯世(貴州代表)、吳光(四川代表)(十三日、日日)

▲北方の註文 (北京特電十一日發) 北洋派は議和代表の顛觸に就き不滿の色あり其理由は十名の代表中には南方の主張と共鳴するものありて會議の際北方の不利益となる虞ありと云ふにあり尚同派は議和に關し左の主張を爲し居れり。

(第一)多少の讓歩は止むを得ざるも違法の名だけに斷じて受くべからず既に違法を是認せば徐總統の地位動搖し北方全體の失敗となるべし。

(第二)會議は多數決に依るべからず若し多數決とせば北方十七省は南方五省に比し多數の代表を出さざるべからず(十三日、日日)

▲南方側代表派遣を促す (北京特電十二日發) 錢總理は十一日岑春煊、伍廷芳、孫毓仙、陸榮廷、唐紹儀に電報を發し、總代表朱啓鈐を始め代表九名を報じ、南方側に速かに代表を派遣されたしと求めたり。(十三日、時事)

▲參衆議員現在 (上海特電十三日發) 廣東來電＝國會議員登記連名簿に依れば衆議院四百四十七名、參議院二百一名にて若干候補議員をも含み居れりと內閣左の如し。

省名	衆院	參院	省名	衆院	參院
直隸	三四	八	奉天	一二	三
吉林	六	一〇	黑龍江	一〇	一〇
江蘇	四四	八	安徽	一九	一二
江西	三二	一〇	浙江	三三	一二
福建	二一	一〇	湖北	二二	八
湖南	一一	一〇	山東	二三	一一
河南	二八	一一	山西	一七	七
陝西	一七	六	甘肅	四	四
新疆	四	三	廣東	三一	一一
江西	一九	一一	四川	二二	五
雲南	二〇	一一	貴州	九	八
蒙古	九	八	四藏	三	四
華僑	…	四			

(十四日、日日)

▲廣東參議院の決議 (十三日上海特派員發) 廣東參議院は(一)地方自治を恢復する事 (二)速かに專使を歐洲に出す事の決議を通過したり。(十四日、朝日)

▲外交委員會設置 (十二日北京特派員發) 徐總統は日本に於ける外交調査會と同樣の目的を以て外交委員會を總統府に設くるに決し過般來委員の人選中なりしが昨左の十四名を決定せり。

△委員長 汪大燮 △委員 林長民(事務主任)熊希齡、周自齊、周樹模、朱啓鈐、靳雲鵬、王寵惠、張國淦、陸宗輿、沈第麟、陳錫、高而謙、張志潭

尚汪大燮、林長民は徐總統に謁見打合せをなし兩三日中に命令を以て發表さるる可しと。(十四日、朝日)

▲廣東側議和決議 (上海特電十三日發) 廣東來電に曰く廣東軍政府は九日會議を開き時局に就き協議の結果左の如く決議せり。

(一)對等の議和を爲し和平會議と名を定む

(二)北京の人物をして政府の名稱を用ふるを認めず

(三)上海を議和の地と爲し各十名の代表を出し兩方より一人の總代表を擧ぐ可し

(四)福建陝西の駐法軍を土匪と認むるの說を拒絕す

(五)徐世昌に停戰期內に何故に福建に於て進軍を爲せるかを詰問すること

(六)戰線南北軍特に其後方線を守りあるに北京は盜匪を鎭むるを名として陝西を攻むるを得ず

(七)尚ほ若し福建陝西に於て停戰せずば之を議和といふを得ず

(八)和平會議中特に陝西福建問題を先に解決す可し

(九)以上の問題に就き徐世昌は和平會議中止に必ず答復す可し

(十)徐世昌は直接答復す可く他人をして代りて答ふ可からず

(十一)各國に對し徐世昌は停戰の約を破壞せるを通告す

又廣東衆議院は軍政府に對し左の事項を實行するを求めたり

(一)北京の政府に對し福建陝西を攻擊するは何の理由か、二十四時間を限り答復せしむ可く電報にて詰問すること

（二）廣東の各國領事に對し和局を阻害する責任は北京にあるを知らしむること

（三）前敵軍隊に戰ひを續くる準備を爲さしむること

東衆議院は

（一）地方の知事を恢復すること

（二）速かに專使を歐洲に出すことの決議案を追加したり（十四日、時事）

▲**廣東省議會改選**　（十四日香港特派員發）廣東督軍は現在の議員に依り今後省議會を開會するを禁止し同時に來年一月十五日を以て新議員の選擧を行ふべき旨を命ぜり。（十五日、朝日）

▲**軍政府徐總統に詰問**　（十三日、北京特派員發）廣ゝ軍政府より十一日徐世昌宛北軍の土匪討伐を名として陝西に入り奉天軍の浙江省より福建に侵入するは北方の陽に和を言ひ陰に作戰を行ふものなり直に陝西福建に侵入せる各軍の進行停止を聲明し土匪討伐を名として兵を進むる事なからしむる手段を終へたる後直に明確なる回答を與ふべし時日遷延するに於ては故意に戰ひを開き和を言はざるものと認むと打電し來れり。（十五日、朝日）

財政關係

▲**幣制借款は延期**　（北京特電三十日發）幣制借款延期に關する支那の回答に對し倫敦銀行團より既に之に滿足の回答來り本問題は愈々延期に確定したりと。（二日、時事）

▲**政府財政窮乏**　（六日北京特派員發）北京政府は借款杜絶したる以來財政窮乏し財政部に現存せるは日本金六百萬圓に過ぎず張作霖、王占元等各巨額の經費を要求しつゝあれば之が救濟の途を講ぜんと錢總理、財政總長等は銀行團に向つて本年度の鹽稅二千五百萬元の流用を請はんと協議中なり（八日、朝日）

▲**水災救助費借用**　（北京特電七日發）國務院側の消息に據れば水災督辦熊希齡氏は外交部を經て四國銀行團に對し水災救助の爲め鹽稅準備金の一部借用方を申込めりと。（九日、時事）

▲**鹽稅餘金の交附**　（北京特電七日發）銀行團は支那側の要求に依り十二月分鹽稅剩餘金四百四十三萬元の交附を昨日承諾せり。（九日、時事）

▲**借款保護要件**　（長沙特電七日發）八木領事は對支資本家が將來支那の借款に應ずる場合我官憲に申告し其許可を受けたるものにあらざれば保護の任に當らざる事あるべしとの意を支那新聞に明答せり。（九日、日日）

▲**米支造船新契約**　（桑港合同通信社八日發）華盛頓來報に曰く支那政府は三千二百萬弗を以て上海に於て八隻の鋼製貨物船を建造する註文を得たりと。（十日、時事）

▲**金券條例延期**　（十日北京特派員發）財政總長曹汝霖幣制局總裁陸宗輿等は十日四國銀行團の金券條例第三次抗議に關し協議の結果同條例を修正して延期を圖るに決定せり。（十二日　朝日）

▲**第二善後借款調印**　（十日北京特派員發）第二善後借款第二同前貸延期契約は十日曹汝霖と銀行團代表者竹內金平氏との間に調印せられたり。（十二日、朝日）

經濟關係及其他

▲**上海取引所開業**　（上海特電三十日發）上海取引所は三十日開業式を行ひ二日より取引所仲買人協議會は取引手數料及び證據金問題等に就き協議を進め尙ほ過日來諸種の方法にて豫習を行ひ研究の歩を進めつゝあり立會方法の協議を爲し種々評定の結果遂に株式綿絲を通じて定期取引は現在大阪取引所の行ひつゝある株式競賣買と同一の方法に依る事に決定し二日開業と共に之れを實行す尙ほ約二箇月間は日本語にて實際の取引を行ひ後英語に依り取引の練習を積み全く差支なきに至らば市場の用語には英語を用ふる事に協議一決せり。（一日、時事）

▲**京漢線客車缺乏**　（漢口特電二日發）近來京漢線沿路に駐屯せる軍隊將校等は天幕生活を營み客車を停車場に停留せしめ寢室とせる二等客車非常に缺乏し非難多し。（四日、時事）

▲**阿片燒棄令內容**　（北京特電四日發）總統命令に曰く阿片の害毒に就ては既に禁止命令を出し各省實施禁令稍備はれるが愚民之に反し監察及ばざる所害を貽さずとせず且阿片禁止は友邦の熱心に希望する所にして今後充

分に勵行し內政を治め國家の威信を立つべし政府の費を惜まず上海の阿片を燒き棄つるも其爲なる故に吸飮者は早く止むべじ窃に阿片を運び又は販賣するものは嚴罰に處すべしと。（六日、日日）

▲機敏なる英國人　（長春特電四日發）近來英國人の滿洲各地にて活動せる事は著じきものあり近く敷設せられんとする吉會鐵道は將來日滿貿易の幹線となり現在の滿鐵以上の樞要なる線路となるべしと爲し彼等は支那人を使ひ昨今盛んに沿線各地の土地を大仕掛に買込み居れり機敏驚くべし。（六日、日日）

▲日本機械排斥　（鐵嶺特電七日發）支那人の發起にて四安縣に電燈會社を新設するの計畫あり此程北京より認可の指令ありたるが同指令書中機械等の購入に就ては奉天電燈署の指揮を受くべく機械及諸材料に日本製は不完全なるを以て米國製を採用すべし等の條項ありこは同地の管轄が營口に在るより遼濱道尹榮厚氏の使嗾の爲なるべし同氏は極端なる排日者なり。（九日日日）

▲支那郵船の新計畫　（桑港電報八日發國際通信）最近支那より着桑せる支那人資本家として又船舶王として知られたるヂム・カイ氏は當地に開かれたるチヤイナ・メール汽船會社重役會に出席せり此重役會に於てロー・ロック・チヤイ及びブーン・チエーの兩氏重役に當選したるが同汽船會社は更に太平洋橫斷航路の汽船を增加せしむる筈なりと。（十一日、日日）

▲支人露船買收　（十一日浦潮特派員發）在哈爾賓支那商人シンヂケートの手に依り四十隻以上の露國汽船買收されたり多分黑龍江上に浮ぶものならん。（十二日、朝日）

▲外交團天秦間復舊抗議　（十日北京特派員發）京奉線は今回天津榆皇島間の荷物運賃一噸に就き五元四十仙なりしを九元四十仙に復せり之に對し日、英、米、佛外交團は結氷地に於かる多額の値上を爲すは不當なりとて支那當局に抗議しつゝあり。（十二日、朝日）

▲支那に麥酒製造所　（桑港電報十二日發國際通信）加州釀造家組合會長ルドルフ・サメツト氏が當地に於て演說せる所に依れば釀造家は一般に支那に渡航するに至らんが氏は曰く我等は支那を以て我等の居るべき最も恰適の處と思惟し居れり予は支那に於て資本金二百萬弗を以て麥酒製造所一個を建設する手配をなさん爲近日中同地に渡航せんとす他の釀造家中にも同樣の計畫を起せるもの多しと。（十四日、日日）

▲支那に無線電話設置　（十一日國際社桑港發）マルコニー會社のエル・アール・モールス氏は支那共和國との契約に基き支那各地に二百箇所の無線電話局を設置する爲め赴支の途當地に到着せり。（十四日、朝日）

支那

第十卷 第二號

要目

論說（支那政治家の短見……一—一四
資料（山西省の石炭……五—一〇
（湖南省財政狀態……一〇—一三
雜錄（香港の土木事業費……一四—一七
（內地に於ける外商の損害賠償に對する湖南當局の意見……一八—二〇
事業界（支那事業界近況……二一—二四
半月史（半月間の支那重要事件……二五—三〇
時報（支那最近時事要項……三一—三九
會報（東亞同文會秋季大會報告……四〇—四六
彙報（支那關係諸報道……四七—五九

東亞同文會調查編纂部

發行書目錄

支那經濟全書（第四版）全拾貳冊　菊版總紙數約一萬二千頁　特價金貳拾八圓　郵稅內地一圓八十錢　支那二圓四十五錢

日露之將來（第三版）全壹冊　菊版紙數三百頁　印刷實費三十錢（非賣品）　郵稅金八錢

大清律　全壹冊　菊版紙數約四百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅內地十三錢　支那十二錢

樺太及北沿海洲　全壹冊　菊版紙數約五百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅內地十三錢　支那十二錢

蒙古及蒙古人（再版）全壹冊　菊版紙數約八百頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十三錢　支那十二錢

文學士大村欣一著

支那政治地理誌（上卷）　全貳冊　菊版布製約九百六十頁　正金五圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

支那政治地理誌（下卷）　菊版布製約千七十頁　正金四圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

現代東部蒙古地圖　四色刷帙寸法縱一尺八寸橫二尺六寸入　正金六拾錢　郵稅金四錢

東部蒙古　全壹冊　菊版洋裝七百八十六頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十四錢　支那十二錢

支那全圖　改訂最近　全壹枚　橫四尺四寸縱五尺一寸　正金貳圓　郵稅內地十三錢　支那十二錢

支那貿易　全壹冊　菊版紙數七百頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十三錢　支那十二錢

第二回支那年鑑　全壹冊　菊版クロース紙箱入四百五十八頁餘　四六倍版背皮總クロース製紙數八百頁　正金五圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

支那の工業　全壹冊　菊版總クロース製約八百頁餘四六版背皮クロース製紙數約千二百頁　正金貳圓　郵稅內地十三錢　支那十二錢

歐米人の支那觀　全壹冊　正金參圓五拾錢　郵稅內地十四錢　支那十二錢

第三回支那年鑑　全壹冊　正金六圓　郵稅內地十二錢　支那四十二錢

東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調查編纂部
電話芝四一二二番
振替東京九三〇五一二番

福本日南先生著

二十版●賜天覽臺覽●二十一版

元禄快擧錄

千古の快擧たる赤穗義士の復讐は時の古今を問はず國の內外を論ぜず人の齊しく仰ぎ見て生ける龜鑑となすものなり本書は文壇の雄豪日南氏の刻苦多年天下を周遊して諸種の材料を蒐集し椽大の筆を揮て一氣に之を敍述せるもの考証精確探討詳密幽を闡き微を穿ち行文流暢情趣無盡一讀烈士の風貌に接するの感あらしむ蓋し近者稀に見るの快著なり好評嘖々縮版以來既に二十一版忝くも天覽の光榮を荷ふに至れり義徒の精神義擧の眞相本書を俟つて始めて明にすべし……

袖珍元禄快擧錄

菊判上製顏美本函入總五號
かな付八二六頁寫眞版數十入面
定價金參圓也
送料金十二錢

三五判上製顏美本函入總六號
かな付一千百餘頁寫眞數十入面
定價金壹圓四拾錢
送料金八錢

株式會社 啓成社
東京日本橋本石町

發行書目錄

支那經濟全書（第四版）全拾貳冊　菊版總紙數約一萬二千頁　特價金貳拾八圓　郵稅內地一圓八十錢　支那二圓五十錢

日露之將來（第三版）全壹冊　菊版紙數三百頁　印刷實費三十錢（非賣品）　郵稅金八錢

大清律　全壹冊　菊版紙數約四百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅內地十三十二錢　支那十二十二錢

樺太及北沿海洲　全壹冊　菊版紙數約五百頁　正金壹圓五拾錢　郵稅內地十三十二錢　支那十三十二錢

蒙古及蒙古人（再版）全壹冊　菊版紙數約八百頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十三十二錢　支那十四十二錢

支那政治地理誌（上卷）　全貳冊　菊版布製約九百六十頁　正金五圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

支那政治地理誌（下卷）　菊版布製約千七十頁　正金四圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

現代東部蒙古地圖　四色刷帙寸縱一尺八寸橫二尺六寸入　正金六拾錢　郵稅金四錢

東部蒙古　全壹冊　菊版洋裝七百八十六頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十二十四錢　支那四十二十四錢

支那全圖改訂最近　全壹枚　橫縱四尺四寸五尺一寸　正金貳圓　郵稅內地十三十八錢　支那十三十八錢

支那貿易　全壹冊　菊版紙數七百頁　正金貳圓五拾錢　郵稅內地十三十二錢　支那十四十二錢

第二回支那年鑑　全壹冊　四六倍版背皮總クロース製紙數八百頁餘　正金五圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

支那の工業　全壹冊　菊版クロース紙箱入四百五十八頁　正金貳圓　郵稅內地二十四錢　支那四十五錢

歐米人の支那觀　全壹冊　菊版總クロース製約八百頁餘四六版背皮クロース製紙數約千二百頁　正金參圓五拾錢　郵稅內地二十四十二錢　支那五十四十二錢

第三回支那年鑑　全壹冊　正金六圓　郵稅內地二十四十二錢　支那五十四十二錢

東京市赤坂區溜池番地　東亞同文會調查編纂部　電話振替芝一二一二番　東京九三〇七番　一一二四五番

福本日南先生著

二十一版●賜天覽臺覽●二十一版

元禄快擧錄

千古の快擧たる赤穂義士の復讐は時の古今を問はず國の內外を論ぜず人の齊しく仰ぎ見て生ける龜鑑となすものなり本書は文壇の雄豪日南氏の刻苦多年天下を周遊して諸種の材料を蒐集し椽大の筆を揮て一氣に之を敍述せるもの考証精確探討詳密幽を闡き微を穿ち行文流暢情趣無盡一讀烈士の風貌に接するの感あらしむ蓋し近者稀に見るの快著なり好評嘖々縮版以來既に二十一版忝くも天覽の光榮を荷ふに至れり義徒の精神義擧の眞相本書を俟つて始めて明にすべし……

菊判上製顏美本函入總五百頁寫眞版數十面入
なか付八二六
定價金參圓也
送料金十二錢

三五判上製顏美本函入總六百頁寫眞數十面入
なか付一千百徐
定價金壹圓四拾錢
送料金八錢

大正八年
一月十五日發行

「支那」目次

第十卷
第二號

論說

支那政治家の短見……一——四

資料

山西省の石炭……五——一〇
湖南省財政狀態……一〇——一三

雜錄

香港の土木事業費……一四——一七
內地に於ける外商の損害賠償に對する湖南當局の意見……一八——二〇

事業界

香港事業局—香港擠乳冷藏庫會社營業成績—上海交易所の成立……二一——二四

半月央

爐爭勃告と南北—南北和議代表—和平會議前の三問題—新國會々期延長—錢能訓總理任命—小幡公使着任—駐支和蘭公使歸國—外交調査會と外交委員會—主張國際稅法平等會—勞力範圍撤廢運動—……二五——三〇

時報

（内治外交）

煙禁勵行命令—和平商議經過—南北妥協と段祺瑞—陝西省の狀況—張群の軍事改良意見書—外交委員會規則—講和特使陸海軍隨員—華僑委員會委員—南方の大戰議和代表—海軍側の講和條件—東方新聞社に就て……三一——三九

（財政實業）

財政委員會—阪谷顧問聘定條件—第三回金券條例抗議—關稅修正經過—關稅金款提用に關する外交部の咨文—四南八厘內債

會報　東亞同文會秋季大會……四〇——四六

彙報……四七——五九

新刊出來

第三回支那年鑑

回を重ぬるに從つて内容益充實、
る各般の材料は本書に盡く

郵稅　内地　二十錢

四六倍版紙數一千百頁背皮總クロース美裝

定價金六圓也

支、臺、鮮　五十錢

歐米人の支那觀

支那に關する

歐米の識者有力なる新聞雜誌は如何に支那問題を觀察しつゝあるか支那研究者に與へらるべき一新資料なり

郵稅　内地　十二錢

菊版紙數千頁總クロース金文入美本郵

定價參圓五拾錢

支、臺、鮮　四十錢

東京市赤坂區溜池町二番地
東亞同文會調査編纂部
電話芝二二二二番
振替東京九三〇四五番

大正八年一月十五日
第十卷　第二號

論說

○支那政治家の短見

一

南北妥協の談判地として、北方派は南京說を主張し、南方派は上海說を固執し、南方派の首領唐紹儀氏の如きは、最も上海說の維持に努めつゝあるもの、如し。之を外國人側より見れば、双方共に理由ある主張を曲げず、互に讓歩すべきものを讓歩せんには其談判地が何處にありとも、少しも利害なしと思惟せらるゝなり然るに、南北兩派が、談判地につき論議を重ぬるものは、何ぞや。清末南北講和會議を上海に開くや、當時上海は南方派の根據地なりしことゝて、革命派の鼻息頗る荒く、北方代表者は之に壓倒せらるゝの傾きあり、南方派にとり有利なる條件にて講和を成立せしめたり。北方代表者の一人たりし某氏は、之を評し、事情に通

せざる外人より見れば、共和熱支那に澎湃するもの、如くなるべきも、上海に於て投票すれば孫氏大多數を以て大統領に選擧せらるゝと同樣に、北京に於て投票すれば、君主政體大多數にて可決せらるべきなりと。是により之を觀れば、南北兩派が會議地點につき論爭すること、決して理由なしとせず。當時北方總代表者たりし唐紹儀氏が、上海說を固執するの理由も亦、明白なりと謂ふべきなり。

二

然らば今回會議地點を南京に決すれば、北方の主張貫徹し、上海に定まれば南方の主張貫徹すべきや、吾人は決して其然らざるを確信するものなり。

淸末南北の勢力懸隔し、北方は武力を以て南方を壓倒すること容易なりしも、袁氏が淸朝を覆し、自ら第一次大總統たらんとの野心を抱き、唐氏に其旨を含め、故らに南方派の根據たりし上海に赴かしめ、南方派の勢力を針小棒大的に內外に誇張し、淸廷を誑かして退位せしめたるものなれば、其會議地點の上海たると北京たるとは、南北双方にとり非常の利害ありしなり。而も今回は列强の勸告に依り妥協會議を開催するものなるに依り、其孰れの地點を選ぶも、一方が他方を威嚇して有利の結果を收め難く、假令代表者が讓步せんとするとも、北京政府及廣東軍政府が之を承認せざる以上、自派に不利なる協約調印せらるゝことなかるべき也。されば、會議地點に關し論議するが如きは、畢竟彼等の短見を告白するものたらずんばあらざる也。

三

吾人の殊に怪訝に耐へざるは、南方派殊に國際事情に精通する唐紹儀氏等が、上海說を固持すること是れなり。知らず彼等は上海を以て如何なる土地と爲すか、謂ふまでもなく、上海は其名義よりすれば、各國共同居留地にして、支那に於ける中立地帶たり、其實質よりすれば、英國の揚子江經營策源地にして、其南支那に於ける香港と同じく、殆んど其殖民地たり。支那國民が國家の大事を討議するに當り、自國領土を選ばずして、其領土外を選ばんとするは自主の觀念缺如せるものと謂はざるべからず。南方派の說明を聞くに上海は北京政府の勢力及ばざる所なるに依り、安全なるも、南京は北方勢力圈內にあるを以て危險なりと

抑も今回の會議は列强環視の下に行はるゝものなるに依り、双方共に暴力を用ふることを得べからず、若し暴力を用ふるものあらんか、乍ち列强の非難を被むり、非常の不利に陷るべし。從つて南京を會議地點とせるか爲め、北方より暴行を加へらるゝ虞ありとせんか。南方派は自ら進んで南京を選ぶべき筈ならずや。然るに彼等が北方派の暴行に避易し、自國の領土外に、國家の大事を議せんことを主張するは、其理由を解するに苦まずんばあらざるなり。

四

支那政治家は列國の專管居留地設定に對し不滿を抱くこと甚だしく、之が撤廢を企圖するもの少なからず、新聞紙の傳ふる所に據るに、今回の巴里講和會議に於て、專管居留地撤廢を主張すべしとのことなり。吾人は大に其衷情を諒とし、其主張の貫徹せらるゝ日あらんことを祈らずんばあらず、然るに南方有力者が專管居留地を以て安全地帶なりとし、是に妥協會議を開催せんことを主張し、彼等が淸末以來是に潛匿して國事の改革を計畫し、一旦中央地方に於て失敗すれば直ちに是に逃亡して首領を完ふせしもの、其幾千人なるや知るべからず。一般人民に至りては、專管居留地を以て唯一の避難地と心得、內亂ある毎に居留地に於ける住民俄かに增加を來たすを常とし、上海の今日ある、全く內地避難民の增加に待てり。彼等か永く居留地の恩澤に浴しながら、其撤廢を主張するは、矛盾も亦甚だしと謂ふべし。

五

以上は居留地問題に對する支那政治家の短見と矛盾とを論じたるも、是は單に居留地問題に止らざるなり。支那國民は列强の態度に憤慨し、或は利權回收を絕叫し、或は稅權回收を高調し、或は治外法權撤廢を主張し、其主權侵害問題に對しては激越を極めざるなし。吾人は我邦の經驗に照らし、深く支那國民に同情し、其持論の一日も速かに實現せらるゝことを祈らずんばあらず。然るに、其行動を觀るに、目前の形勢に眩惑し、羽振能き大國に依賴し、動もすれば其將來被むるべき大禍を顧みざらんとするの風あり。其甲午の役日本に破るゝや、獨佛を聯ねて日本を牽制せしめ露國に依賴し、其請求に委せ、滿洲に於ける諸權利を讓與し

之が爲め西北支那を喪失せんとする患を招きたり。明治三十七八年の役、露國の大敗するや、英の勢力獨り熾んなるを觀、袁氏の如きは、心を傾けて英に事へ、モリソン氏を擧げ政治顧問と爲し、開灤、中原、兩炭坑を始めとし、沙市與義、南京長沙諸鐵道利權を英人に賦與し、英の請求に對しては、殆んど拒否することなかりき。歐洲大戰の結果、米國の聲威竝び揚るや、支那朝野擧りて米國に信頼し、一には米國、二にも米國、米國大統領の一言一行皆其金科玉條と爲さんとするの槩あり。米國に對しては未だ觀るべき利權を交附するに至らざるも、將來其請求に任せ、重大なる權利々權を讓與すること疑ひなかるべし。支那國民が自ら外國に依頼し、之に重大なる利益を賦與しながら、排外の言動を絶たざるは不都合なりと謂ふべし。

六

傳ふる所に據れば、最近支那有力者間に、米國に依頼し支那財政を整理せんとの議ありと。信偽未だ知るべからざるも、若し果して信ならんか、支那の重大問題にして、一鐵道一鑛山を外國に賦與するの比にあらず、此勢を以て推すに、將來如何なる權利々權を米國に賦與せんとするの議生するや、知るべからず。若し亦米國にして勢力を支那に樹立するに至らんが、排米運動の勃興すること、亦殆んど疑ひなかるべし。斯の如く唯一時の利害に顧み、强大國生ずる毎に之に依頼し、其之に依頼するの報酬として莫大の權利々權を賦與せんには、遂に支那の權利々權を擧げて外國に歸することゝなり、假令後に排外的運動を試むるとも、何等の効を生せざるの時機到來することなしとせず。支那政治家の知見矛盾の行動懼れざるを得ざるなり。而して之を救濟するの道は、唯其事大思想を廢め、之に代ふるに自主的精神を以てし、深く思を將來に致し、排外の行動に出でざるを得ざる根源を絶つべきのみ。吾人は其手始めとして、妥協會議の地點を上海に求むることなく、南北双方利便の地點を選び、一日も速かに妥協を調へ、復た外國の干渉を煩さざらんことを勸告せざるを得ざる也。

大正八年一月十五日
第十卷　第二號

○支那政治家の短見

一

南北妥協の談判地として、北方派は南京說を主張し、南方派は上海說を固執し、南方派の首領唐紹儀氏の如きは、最も上海說の維持に努めつゝあるものゝ如し。之を外國人側より見れば、双方共に理由ある主張を曲げず、互に讓歩すべきものを讓歩せんには其談判地が何處にありとも、少しも利害なしと思惟せらるゝなり然るに、南北兩派が、談判地につき論議を重ぬるものは、何ぞや。清末南北講和會議を上海に開くや、當時上海は南方派の根據地なりしことゝて、革命派の鼻息頗る荒く、北方代表者は之に壓倒せらるゝの傾きあり、南方派にとり有利なる條件にて講和を成立せしめたり。北方代表者の一人たりし某氏は、之を評し、事情に通

が境界を爲し、北は漸く蒙古の草野を現して、遊牧の地を爲せり、全省は山脈横亘し概ね東北より西南に走れり、其間稀に灌水あり、森林鮮少、荒蕪不毛の地と爲す、然れ共山脈の間には肥沃の原野ありて、耕作に適せり、其大なる者は太原府の高原と爲す、省會此處に在り（緯度北三十七度五十二分、經度東百十二度二十四分）、南北約長八十哩、東西二大山脈夾峙し相距ること約二十五哩、省垣を距ること東北約三十哩の地は山谷畵の如く、兩壁石炭垂立し、汾水此より發源して、全原其灌漑の利を受けり

黃　土

山西地面は概ね此種の土壤に係る、其色棕黃にして其質疎鬆なり、溪流の經る所多く陵壁を成し、高くは數百呎に達する者あり、洪水兩岸に侵蝕して、土壤中流に游積し、遂に河道を遷移せしむるに至れり、リヒトホーヘン氏曰く此種の黃土は、中部亞細亞地方より吹き來る細砂微塵の堆積して成る者、而して粘土砂礫炭化鈣を含有し、及其他に鹽分の物質を帶べり、其色の黃なるは鐵分を含有するが故なりと、其組成より之を觀れば肥沃にして耕作に適するを知るべし、黃土の上に間々古火山流出の石塊あり、即ち雪花岩是なり、（井陘の西南に雪花山あり故に之を名く）、山西省の道路は平時皆な軌轍あり、洪水の時或は池沼あり、或は溪澗となる、冬季に至れば朔風黃砂を飛揚して、天際に瀰漫す、其凄涼たる景象は人の夙知する所となす。

地　質

山西地質の特性を略記せば左の如し。

系名	年代	主要岩石
五臺系	Priambrium紀	片麻岩 片岩 硅大理岩
亞州系	Cambrium紀	石灰岩 頁岩
冀州系	Oadovician Period紀	石灰岩 砂礫石質石灰岩 砂岩及頁石 黃棕色砂岩

岩層系　石炭紀

黃土第四紀

（一）五臺系　佛人 Richtkofen 米人 Willis 兩氏は山西の Priambrian 層系を五臺系と名けたり、此系に屬する岩石には、片麻岩、綠色片岩、硅岩、大理石等あり、花崗岩は其中に噴入す、此系の岩層は多く省の東北に見ゆ、獲鹿縣の南、井陘縣の北には皆な之れ有り、高度一萬呎の五臺山は、實に此系の模標を具へり、此れ蓋し五臺系名稱の由來する所なり、山は大原府の北に在り、相距ること百哩、山勢東北より西南に向て走れり、釋家尊の聖地と爲す、其他に霍山風雲山等あり、其山勢は五臺山と

同じ、其層も亦同じからざるはなし、唯五臺山の上に於て間々 Cambrian Ordovician 兩紀岩層覆はるゝを見る、是れ其異なる點なり、太原平陽の西にも五臺系の岩層を見ることあり。

(二) 兗州系　此系の岩層は Cambrian 紀に屬す、佛人リー氏始て之を山東に於て發見す、故に支那南北に共有すと斷定されたり、其主要岩石は灰岩と爲す、砂粒多くして粒狀を呈せり、燒灰に適せず、中間に紅色頁岩あり、此岩層は山西各地に廣布され、獲鹿縣の南、井陘縣の北にも皆之れ有り。

(三) 冀州系　兗州系の上を冀州系と爲す、ウヰ氏の命名する所なり、今之を引用せり、其岩石は Ordovician 紀の青色灰岩にして粒狀を呈せず、質頗る純なり、リー氏は此岩を石炭紀に屬すと稱せるが、ウヰ氏は之を Ordovician 紀に歸すべしと爲せり、且皆な支那北方に存在せず、此灰岩の Ordovician 紀に屬するは疑ひなきなり、其上層を砂岩及び頁岩と爲す、其中には炭層を含めり、此れ又支那北部の石炭岩に屬せり、故に支那北部には兗州冀州兩系巖層の存在するは、最も普通と爲す、山西の山脈は多く是に由て構成せられ、石灰系の酸壁は各地に散見して高數百呎に達する者あり。

(四) 炭層系　ウヰ氏の言に據れば山西の炭層系は、石炭系に屬し、米洲產炭の最富區と相同じと、此れ冀州系の上に在るなり、然れ共岩層は之と整合せず、此層系を構成する岩石に就ては別に之を述ふべし即ち

甲　頁岩は灰青の石灰岩中の燧石に夾れ、耐火粘土にして、彩色砂岩あり、此等巖層中には多く炭鐵を含有せり。

乙　紅砂岩及び頁岩は粘土と相互に錯迭す

以上擧ぐる所の各系は皆リ、ウ兩氏の說に基き確定誤りなきなり、若し某處の岩石が冀州系以上の岩層に屬せずと爲さば、必ず其下に岩層なきを知るべきなり、此れ地質學と鑛物學とは密切の關係あるを以て、其贅言を顧みず、前に詳述したる所以なり。

炭田

山西の山は多く燕豫平原の上に突起す、故に南部炭田は高く豫原を出づること二千呎乃至三千呎に達す、全省には規則的且つ相互聯絡する山派ありて、概ね東北より延て西南に向ふ、炭層系は是に由て捲疊し、而して巨大の山槽山鞍、山背を爲せり、唯冀州系の青色灰岩を餘すのみ、其上の石炭系は風雨の爲めに削淨せられて餘す所なきなり、群山の間には地層斷裂して平谷を構成するあり、而して石炭系は反て存留する者あり、蓋し此地は風蝕水侵の作用甚だ微弱なりしが故にて、井陘炭田の如きは即ち是なり、炭田には大斷層三あり、其二は西に向て下行し、高五千呎に至る、即ち風雪山、霍山の二大山脈を成せり、其一は洛山々脈を構成し、東に向て下行し高三千呎に達す、霍山の東には無煙炭田あり、其西には有煙炭田あり、然れ共此れ簡別して之を言ふに過ぎず、實際上兩炭田に於て炭質變遷

する處殊に甚だ多きなり。

無煙炭田

（一）層系　リ氏曰く山西の無煙炭田は太原府より起て孟縣に至る、其間或は斷絶する所あり、即ち太原府南の晉城縣或は北部平定縣に在て、各一區劃を爲すが如き是なり、其層序を分別すれば左の如し。

甲　砂岩　炭層系中の最古なる者は砂岩と爲す、厚さ五十呎乃至一百呎あり、間々炭層及び赤鐵鑛床と青石灰岩と相接觸する處あり、或は少塊の赤鐵鑛ありて、其質良好なりと雖も、燐分甚だ多くしてバスボル溶煉法に適せず、唯近來之を開採溶煉する者多きを見るに至れり。

乙　燧石質石灰岩　此岩層は厚さ十呎乃至五十呎あり砂巖炭層の上に居り、酸漿貝類の花石を具ひ、建築材料に適す、人多く化燒石灰等に用ふ。

丙　砂岩及頁岩　石灰岩の上は砂岩と頁岩と爲す、厚さ二百呎乃至三百呎あり、上層には耐火性の粘土を具ひ熔鐵鉗鍋及び磁皿の製造に適す。

丁　無煙炭層　主要の無煙炭層は其占むる所の面積甚だ廣く、間々斷絶する所あり、其下は百五十呎乃至三百呎に達す、燧石質、石灰岩を含有し、炭層の厚さ十二呎より三十呎に至る、其中に薄層頁岩あり、炭質頗る良好なり、灰燼約百分の十を占む、近頃晉城縣及平定縣一帶に開採する者甚だ多しと云ふ。

戊　頁炭及砂岩　岩層の上には厚さ百呎乃至三百呎の頁岩及び砂岩あり。

己　黃棕色砂岩　無煙炭田の層系中最新なる者は、黃棕色の砂岩粘土及び頁岩等と爲す、晉城一帶其大部分は多く風蝕水侵の爲めに削去せらる、此作用の甚だ微なる處は其厚度一千呎に至る者あり。

（二）炭質の變遷　晉城一帶の炭田は專ら無煙炭質に係るが、臨城炭礦より道口に向ふ一綫は、漸く無煙より有煙に變するあり、此線以北も亦漸く無煙に變せり、平定縣の炭は專ら無煙質に係る、平定以西も亦漸く變遷を生せり、壽陽縣の炭は有煙質なり、太原府の炭は亞煙炭質なり、平定東北の井陘縣炭は復變して有煙質を爲せり、此れ山西の炭質變遷の情況なり。

有煙炭田

田層の順序に就て之を見れば、有煙炭田と無煙炭田とは相似る所あり、唯有煙炭田の炭層にして開採の價値を具有する者は、燧石質を含有する石灰岩の下に在るのみ、山西にて純粹の有煙炭を產出する鑛區は、北は寧武にして、南は河津なり、此二縣の炭質は有煙無煙の間に介在す、太原の西或は亞無煙炭質を爲し、河津、平遙、太原、寧武等は有煙炭鐵鑛及び耐火粘土を開採する要區なり。

炭　量

リ氏の預計に據れば山西省にて採掘し得らるべき無煙炭

量は、約六億三千萬噸有奇あり、有煙炭の量に至ては尙ほ炭の上を超過すべしと、多數地質家の考證に待つも此說の確實なるを知るを得べし、苟も世界の石炭消耗率にして加增せざる以上、僅に山西一省の產出炭を以て全球二百餘年の用に供せらるゝならん、其炭量の大なること實に驚くに堪へたり。

採炭土法

山西の採炭場は各處に存在するが、其產量を窺ふに、一日僅か百噸を超過する者甚だ稀なり、炭坑には竪坑あり、斜坑あり、亦僅に坑道なる者あれども、蓋し之を利用するに頗る幼稚なり、即ち其採掘したる炭は多く筐內に盛り、之を木車の上に置きて、後に曳出すなり、斜坑の斜度は三十度乃至四十度の間にあり、坑に踏段を作りて出入を便にす、炭は多く蘇袋に盛りて之を擔ひ出す、間々二人の肩に荷へて運出することあり、坑道は正方形にて每邊の長五呎乃至六呎を普通とす、坑壁は不堅固の場所を除き、多くは木板或は磚石を用ひて壁と爲せり、坑口には橫軸轆を置く直徑十五吋乃至五十吋ありて、相等からず、每回之を以て炭筐を捲揚く、其炭量約三百磅內外なり、晉城に竪坑あり深三百呎に至る、機械を應用して採炭する鑛區は、保晉公司を措て他に未だ見る所あらざるなり、山西の採掘法は頗る粗笨なるのみならず、其需用も亦甚だ輕微なり、故に採炭場附近は一噸に付貲價五角乃至一元五角、大原城に至ては每噸二元五角の安值を示せり、工資頗る低廉なり概ね左表の如し。

職別	工賃
監督工	二十元—三十元(月給)
機械匠	十元—四十元(月給)
坑夫	一角六分—二角五分(日給)
苦力	一角二分—三角(日給)

運輸

運炭には或は轎車を用ふる者あれども、多くは牲畜及び騾を用ひて之を曳かしむ、然共此れ僅に道路平坦なる處に就て言ふに過ぎず、蓋し起伏不常の地に至ては、駱駝及び騾を用ひて之を運載するも、間々手車を用ふる者あり、每車三百五十磅內外を運載すべし、鑛區附近は人畜羣集し、其光景頗る奇觀なりと云ふ。

附記

大同府には Jurassic 紀の炭田あり、面積約一百平方哩を占む、而して前述の兩大炭田とは相聯續せず、炭層の上に厚さ約百呎の岩層あり、傾斜甚だ輕微なり、炭質良好且つ變遷少し、京綏鐵道の用炭は多く此處より供給さる歸化城及び其西北一帶にも炭田あり、然共存在の狀況、年代の遠近に關する調查は、未だ完備せざるが如し。臨山、王平、開灤の炭田は昔時山西の炭田と相聯續せしが、風化水蝕に因り、分て數段と爲れり、臨山、王平の岩層斷裂して開採し難し、開平炭層の傾斜は四十五度乃

至八十度の不同あり、然共炭質良好にして、有煙炭中の白眉と稱すべし。

山西省は石炭に富み又鐵礦にも饒なり、其蘊藏頗る厚く苟も經營にして其法に適へなば、世界炭鐵界の牛耳を執るに難からざるべし、唯困難の點甚だ多きを遺憾と爲す茲に其點を擧げんに

（一）山西の地は水に乏しく、能く汽罐の需要を滿すに足らず、鑿井せば或は給水さるべきも、然共其量不足なると且つ汚濁甚しく、到底化學作用を與ふるにあらざれば適用する能はざるなり、雨量は毎年十二吋乃至十六吋ありて、池を掘て之を蓄へば、或は供給し得べきに似たれども、唯雨時の水勢甚だ急にして、之を蓄ふるに容易ならず、幸に地下泉の富めるあり、採礦の時之を利用すべし

（二）山西は木材に乏しく坑内支柱の大部分は、木材を使用せらる、故に採礦場附近に樹木を植へ、或は煉瓦を製して之に代ふるも可なり、其他交通の滯礙は運輸に影響する所輕からず、故に正太鐵道と京漢鐵道の接續を完成せざるべからず、則ち正太鐵道の軌條は京漢鐵道の夫れの如く改築するを要す、又山西幹線は南は永濟に達し、北は庫倫に通して、西比利亞と相接續せしむるに於ては、此石炭の販路は優に歐洲に擴張するを得べし、又更に晉城より一線を敷設して南は京漢線に連ね、北は京綏線に接せしめば、即ち山西の石炭は其運賃を輕減するを得て東南各省に向ひ廉價を以て供給する便あり云々

湖南省財政狀態

湖南財政廳長　嚴家熾報告

民國七年五月六日就任せし、湖南省財政廳長嚴家熾は左の如く、湖南財政現狀を、省長及中央財政部に査報せり、其要點を摘錄す

湖南銀行が省金庫を代辦せし後、幾回か變亂破壞を經て餘す所なく、一面に清理處を設立して、銀行を清理し、他の一面には湖南財政臨時收支所を設立して、湖南儲蓄銀行を指定して、金庫の出納を繼續せり、本官接任の際は前任者は逃走し、引繼をなす能はず、庫中の金は刦掠後舊管の存在するものなかりき、四月十五日臨時收支處の成立より五月五日本官就任の前日迄、光洋（クワンヤン）五萬一千五百四十七元八角三分九厘を存し、其中支出二萬二千四百五十一元八角三分三厘を差引き、實存二萬九千〇九十六元〇六厘、之を本官が引繼たる實數となす、而して其缺損せる金額は數千

萬元の額に達し、到底一朝にして清査徹底すべきにあらず前任周肇祥が、其前任袁家普と交代の際は、財政部に向つて報告せしのみにして正式の引繼なし、其報告に據りて追索するに（一）本廳の簿冊に民國四年以前の收支金額は銀元、銅錢、兩に論なく、湘南銀行の營業習慣により兩に換算して登錄し、四年十月以後は銀元を本位として換算し、豫算定例に照らし、會計の虛數と相合す、而して市價の高低參差として、湘南金融は紊亂し、紙幣は下落し、銀行の取引せる隨時の價格と、收支帳簿とは懸隔甚しく、本廳の損缺數目と銀行と符合す能はず、（二）三年六月本廳の成立せしより、本廳未成立以前湘南省當局が、湘南銀行の省金庫を缺損せし數目は、本廳の簿冊に記入なし、本廳の結算せし缺損額と銀行の結算とは相符合せざるなり、（三）本廳の支出帳簿は、省政府の命令を待つて支出す、既に命令を發して未だ銀行に向つて支款せざるもの少からず、又本廳は支付を受けて、銀行は未だ支付せざるものあり、本廳は本廳の簿冊に根據するを以て、銀行の結算と符合する能はず。

本廳は全省會計の畫一をなし、收支の眞相は省金庫を代理する銀行の簿冊と隨時照合して差異なからんことを期するも、現在の湘南銀行は、劫掠を經て金庫事務を停止せるを以て、今日は當然之を結束統計し、原有額の實際收支の正數を報告すべきを以て、本廳職員と湘南銀行清理處と會同し、並に舊金庫主管者を召集して、詳細考查し、數月を閱して始て清理の緒に就くを得たり。

（一）　前清財政公所の前湘南官錢局より借越

銀　一百萬七千八百七十三兩八錢六分一厘

（二）　其後歷年の借越額

辛亥二年九月より六月迄

銀　五百六十五萬三百五十六兩一錢一分六厘

銅錢　七十六萬九千四百十八串四百八十文

自金庫成立至三年六月九日

缺損銀　八百八十九萬三千百二十一兩九錢九分五厘

自財政廳成立至六年十月五日袁家普退職

缺損洋　一千一百四十六萬五千四百五十七元七角八分七厘

銀　九百十二萬九千七百六十四兩九錢六分六厘

銀元に換算し

銀　三千四十六萬七千八百九十五元五角六分八厘

此内より命令を發して未だ領收せざるもの三萬千七百八十元四角一厘を除き

差引　三千四十三萬六千百十五元一角六分七厘

錢　二百九十五萬八千四百三十六串七百三十九文

銀　三百五十七萬百七十九兩二錢四分九厘

（右銀元に換算して一千三百二萬九千六百七元二角四分五厘）

以上は袁家普の報告に係るものにして實數にあらず

（三）　湖南銀行と金庫の收支原金に對照せる借越額

銀　五百三十五萬千六百九十六兩五錢七分八厘
銀元　一千六十萬七千六百六十元六角二厘
兩　二千九十萬三千四十八兩五錢五分
錢　七十六萬九千四百十八串四百八十文

(四)　六年十月六日周肇祥廳長の就任より、六年十一月十四日周廳長退職迄、及其退職より七年三月二十五日に至り湖南銀行の劫掠迄の、二期內に於て留存したる各款左の如し。

田賦、釐金、正雜稅、捐、各項收入
銀元　二百二十五萬八千八百七十一元八角七分九厘
支出せる軍費、內務、司法、財政、敎育、實業費支出
銀元　五百九十七萬四千百四十元四角九分
右差引不足額
三百七十一萬五千二百六十八元六角一分一厘

以上は本官引繼の際に於ける缺損額となす、此外中央の軍費に徵收せられ、又本省公債の利息の如き、數百萬元を出せしものは、前顯の統計に入らず。

湖南省が未だ敵軍の手に在りて、恢復せられざる際、敵軍が該銀行の本店支店より掠取せるもの、其金額は未だ查明する能はず。

此外中央に送納すべき國稅の、未だ金庫に入らざるもの烟草、酒稅、照牌稅、鑛稅、寶慶の常關稅の如きは、湖南銀行及儲蓄銀行の兩處の金庫に貯存せしも、周肇祥廳長退職の節、其引繼を受けず、廳長代理たりし湘江道尹向燊が、省議會議員と查明せる周廳長時代の收入各款次の如し

常洋　一萬六千三百十五元七角九分八厘
光洋　四千一百三十一元三角二厘
錢　一千四百五十七串七百五文
內六百五十一串九十三文を除く

尙袁廳長退職の際は

存款　洋　八萬五千九百六十九元二角四分四厘
光洋　十一萬八千三百五十五元二角四分五厘
錢　二千百四十四串四百十五文

を存せるが、周廳長に携去せられたり、前廳長代理より財政部に查明報告せる周廳長就任後收納せるもの左の如し

烟草、酒稅　三萬三千四百六十七元三角四分八厘
鑛　稅　二萬三千七百三十四元八角四分九厘
寶慶關稅錢　四千百三十八串七百一文

此外周廳長時代金の遺款次の如し

烟草、酒稅中に　十萬九千三百三十元五角九分二厘
鑛稅中に　十四萬二千九十元九分四厘
寶慶關稅中に　三千四百十五串三百三十七文

七年三月二十五日湖南銀行の劫掠に遭ひし前該銀行に預入せし金額を查明するに次の如し

烟草、酒稅、洋　九萬四千九百九十二元七角六分七厘
鑛　稅　光洋　十二萬八千二百五十八元六分五厘

右は劫掠せられて餘す所なし

尙儲蓄銀行に預入れしものは次の如し

烟草、酒稅、洋　一萬四千三百三十七元八角二分五厘

鑛　稅　光洋　一萬三千八百三十二元二分九厘

寶慶關稅　錢　三千四百十五串三百三十七文

儲蓄銀行も被劫せるも此金額は保全せらる

省長就任の時軍費急供を要し、該銀行に就き清査せられ前款は全部引出し軍用に供せられたれば、本官就任の際は引繼ぐべき現金なかりしを以て、此に査明し中央に呈報せり

六年十月六日袁廳長より引繼たりと云ふ、收入項目は省長署に於て報告書あるべし

(五)　前廳長周肇祥の任期內に收納せるもの左の如し

洋　二千三十四元六角一分五厘

銀　三十兩七錢五分

錢　一萬九千百八十七串九百六十七文

周廳長離任以後七年三月二十五日、即ち湖南銀行被劫迄

收　洋　一萬六千九百五十二元九角七分三厘

銀　六萬千三百五十九兩六錢

銅錢　百十五串八百五十文

銅紙幣　五萬二千五百五十二串五百十九文

內支出

洋　六百十元八角四分九厘

銀　十兩六錢

錢　一萬二千七串六百文

此外に預金

洋　四十二萬五千八百八元二角一分六厘四毫

銀　六萬五千八百七十兩七錢七分四厘

以上掠奪せられし殘額左の如し

銅紙幣　十一萬八千三百五十二串七百四十三文

銅錢　百十五串八百五十文

小銀貨　一千百二元一角

以上は尙儲蓄銀行に現存せり

香港の土木事業費

『香港デイリー、プレス』は最近に於て香港の土木事業費に關して甚しき不祥の言を爲したり。思慮ある歐洲人は凡て支那の官吏に對して大に土木事業を振興すべきことを慫慂しつゝある時に際して、香港政廳の英人技師は無能の冗員なりとの記事即ち之なり。此記事は更に他の不祥事を暗示するものにして、公共土木事業は家屋の建築に於ると等しく充分の設計と工事の監督を以て經營せざる可からざるは多言を要せざる所なり。或は曰く香港土木局なるものは甚だ不成績なりと、然れども吾人の知る所に於ては前者の所說と其事業は正反對なり。該土木局の經營せる工事を看るに斷る形跡の存するもの無し。近時香港の Tytam Tuk に於て大なる堰堤を建設したるがそは大規模の給水計畫の一部分を成すものにして其の工事は最新式の工學を應用したるを以て其の成績の良好なる吾人のあらゆる讃辭に値するものあり。モータートラヒックを使用したる結果香港土木局に對して一の新らしき問題を生じたるがこは道路の保持に關するものにして然も吾人の公平なる觀察を以てすれば新道路は大に賞讃に値するものあるが如し、然共吾人は香港土木局若くは上海及び其の他の地に於ける土木局の業績は之を批評の圈外に置かんと欲するものにあらず、却て吾人は一般人が政府の事業を批判するを以て一般人の利益なりと信ずるものなり、公表せられたる統計に基く批評と推測とは共に論理と事究とに重きを置かざるべからず、特に其事業に關して造詣尠き素人が該事業を批判するに當りては愼重なる態度を採る事必要なり、吾人は新聞記者たる職責の重大なる事に就きては最も高尙なる意向を把持するものなり、特に事句主義の歡迎せらるる極東に於ては此事甚だ必要なり、而して常に吾人の念頭を離れざるの一事は

新聞記者に對して記者としての專門的智識を要求するは新聞事業の重要なる責務の一なること之れなり、最近香港土木局に關して各方面に於て批評を發表せるが其或者の如きは徒らに架空の想像說を揭ぐるのみにして又或者はあまりに結論を急ぎたる結果誤謬に陷りたり。

數週間前香港立法會議に於て豫算案を討議せり、香港植民地の收入は戰時中なるにも不拘最も佳良なる狀態を示したり、該收入よりして戰爭遂行の爲めに英帝國政府に對して多大の寄與を爲したるに拘らず、二、二一九四、五〇〇香港弗の金額を特別土木事業費として使用し得たる事は吾人の最も欣幸とする處なり、最近四ヶ年間吾人は前古未曾有の大戰爭を經驗したるに拘らず最近十年間に於ける香港の土木事業費の總額が一九、七五七、二八五香港弗に達したる事は又喜ぶべき現象なりとす、前記の數字が香港が繁榮の狀態にあるを示すのみならず又香港政府は眞に公共に對する其責任を覺知せる事を示すものなり、一般原則としては土木事業に對して投ずる處の費用が大なれば大なる程該地方の急速なる發展をよりよく期待し得べきものなり、土木事業が其地方に對して幾何の利益を與ふるものなるかに就きて的確なる數字を示す事は困難なり、例之香港に於ては年以下改善の爲めに多額の費用を投じつゝあり、最新に於ける醫學上の研究に依れば蚊はマラリア熱を傳播せしむるものなる事を證明らせれたるが故に下水の改良を爲すに至りたるなり、此有害なる蚊の幼虫は腐敗せる水中に發生するものなり、從來は傾斜地の小水流を擅に海濱に至らしめたるが爲め其途中多くの腐敗せる水溜りを生せしめたるが香港政府は之を改良し、其土木局をして傾斜地を下る處の大なる排水渠を建設せしめたり、漸くして水は容易に且つ途中に停滯することなく海中に排泄することを得るに至れり、斯の如き排水渠の建設費は時にはさまで大ならざれ共其の設計、工事、其の監理の爲めには多大の時間を要するものなり、排水渠の建設は香港地方に對して無量の利益を與へたり、何となれば一再ならず吾人の說明したるが如く蚊の發生せざる處に於てはマラリア熱は絕對に流行せざるを以てなり、然共該排水渠なるものは賃借するものにあらざるが故に夫等は一の死藏せられたる資本なりとす、然共香港の新開地を開拓することを一般人に說得する捷徑は先づ適當なる排水渠を造るにある事は注意に値す、新開地を建設する結果市街發達し家屋增加をるを以て、香港植民地の收入は增加すべきが故に、該排水渠の建設及び監理費の總額を償ふて優に餘りあるべし。又何如なる國に於ける他の土木事業に於ても、亦這般の事情は蓋し同一なるべし香港の電車の乘客は果して電氣死刑の危險より免るることを得へきや否やを探査する爲めに、斯道の專門家を招聘すべし、彼は其試驗用に必要なる機械費として二百香港弗を要すべく、且又彼は彼の俸給として二千香港弗を請求すべし然共一香港新聞の述べたるが如く投費金額の五パーセントの報酬(手數料)を支拂はざるへからずとせは、吾人は彼の勞役に對して十弗宛を支拂ふを要す、嘗て有名なる一技師の物語れるを聞くに、彼は彼の成就せる工事が如何なる價

値を有するものなるかを説明するを拒絶して、只單に彼の手當を要求せり。其詳細は一某村が下水工事の爲めに困難しつゝありしが、聽て近隣の一邑より一技師を雇ひ來りて其難衝に當らしめたり、技師は赴きて直ちに其工事を檢査して、該工事の建築諸請人に對して指圖する處ありたり、其結果は全然成功せり、斯くて技師は一〇ギネアの報酬を要求せり、該村會は全く專門的智識を有するものなかりしが故に、其報酬問題に付き議論沸騰せり、於茲村會議長は其技師と會見し、村會の意向なりとして、曰く、『技師たる貴殿は本　爲ること僅かに半時間に過ぎず、而して當地までの旅費は餘に貴殿に對して支給せるが故に、貴殿の時間として費せし處のものは約二時間に過ぎざるなり』と。技師は議長の云ふ處に注意深く耳を傾けたるの後、報酬の計算を修正すべき事を約定せり。技師は其約束を履行したるが其計算を二項目に分ち『一、下水工事檢査の爲めに費したる時間に對する報酬一ギネア』、『二、該下水工事の缺陷を補正する方法を指圖したるに付ての報酬九ギネア』なりと。俗人は兎角前記の第二項に說明したる處のものの價値を看過するの傾きあり。又土木事業費の必要なることを俗人に對して納得せしむる事は難事なりとす。此種の極端なる誤謬の例證は之を支那の土木事業中に看る事を得べし、例へば『大運河』の如き之れなり。支那人は其費用を投ずるに當りて、夫れに對する急速なる報償を見るにあらざれば容易に出金せざるが如きは、實に支那民族性の最も重大なる缺陷の一なり、然共之を考へよ、若し該事業にして急速に利益を享くる事確實なりとすれば、該事業は私人的企業によりて爲す事を得べく、且つ爲さるべきものなり、何處の土木局と雖も單に普通の建築事業を營むものなし、這は私人企業に一任すべきものなればなり、されど香港の如き丘陵地に於ては、土木局は須く新道路の開鑿、排水渠の設備、道路に接近せる土留壁、暴風防禦設備若くは電話及び其他の香港と接壤地との交通機關の擴張等の如き、急速に利益を生せざる性質の事業に對して費用を投すべきものなり。

吾人は屢々多大の興味を以て近來驚くべき發展をなしたる香港の狀況を叙したり。官吏が今日地方長官たるも明日は文部大臣たり、若くは驛遞總監たり得るが如き奇妙なる慣習の文官制度なるに拘らず、しかも香港の政治は甚だ良好の事蹟を擧げたるは、アングロサクソン民族として最も誇りとする處なり。兎に角く之れは隣邑廣東に對する好模範なり。質疑に回答するに當りて餘りに敏感なる若くは舊時に於ける支那官吏と同樣に其官吏としての地位を濫用する事を至當なりとするが如き、香港政府の官吏に對しては吾人は些の同情を有せざるものなり、公平なる批評は大いに歡迎せらるべきものなり、然共英本國に於ける工業雜誌は隨時工業事項に關して日刊新聞が揭載せる奇妙なる記事を指摘したり、『香港デーリー、プレス』が或種の工業統計に就て不祥の言をなしたるに對して、吾人若し之れに抗議することなしとすれば、吾人は吾人の職責を完ふせりと云ふべからず、土木局の職員の俸給額が歲出の二二パーセン

トに當り、而して建築家屋及技師に對して常に投下費用の五パーセントのコンミッションを支拂ふことが、香港地方の慣習なるが故に、香港土木局の技師は無能力者多きものなりとして、一般人をして之を信せしむるものは、前記の新聞記事なりとす願ふに吾人は斯くの如き專門事項に關しては苟も支那に於ける英字新聞記者たる者は、前述の如き輕燥不祥の批評を下すに至らざるに先ちて、先づ專門家に之れを尋ぬるを賢明の策なりと信ず。吾人は支那人に對して土木事業の振興を奬勵せんと欲す。然共吾人は總ての土木事業に五パーセントの手數料を支拂ふにあらざれば、之れを成就する能はざるものなりとの觀念を、支那人に抱かしむることを欲せざるなり。而して斯る手數料を支拂ふの條件を以て、遂行せらるるは、單に常務的(おきまりの)工事に於てのみなり。工事の性質高尚なればなる程、且つ又工事の監理が、技術的なればなる程、吾人は上述の手數料制度の如き計算方法を廢止するに至るべし。就中吾人が支那人に對して力說せんと欲する一事は他なし、土木工業上に於ける高價なる技術的助力なるものは、必ずや最も廉價なる處のものなり。何となれば專門技術家は努めて工事費を節約するが故なり。技師なる語の米國の定義に曰く『技師とは愚人が二弗を要する所のものを一弗を以て爲すことを得る人なり』と。吾人は香港土木局に付きて詳細の批評を爲さざるべきも、吾人はただ該土木局の技師の大增員を行はん事を希望せざるを得ず。若し苟くも彼等技師の成績に對して疑點ありとすれば、其詳細なる而して徹底せる調査を爲すは、之れ公民としての當然の權利なり、然り彼等技師が不適任なりとの說を爲すにあたりては、正しく其確證を擧げざるべからず、彼の『香港デーリー、プレス』紙の暴論の如きは、決して公平なる技師を納得せしめ得るものにあらざるなり。今假りに香港土木局技師の俸給と、見習士官の俸給とを比較し、更らに兩者間の昇進の程度如何を比較するに、香港政府は其技師に對して充分なる報酬と待遇とを與ふるものにあらざる事を知る。吾人の信ずる所に依れば充分なる待遇と報酬とを與へて、有能の士を招聘することは却て經濟的なり。此事たるや吾人が支那自身も亦かく爲さん事を欲する所のものなり、而して香港政府も亦斯る方針に出でんことを希望せざるを得ず。支那に於て土木事業に對して更に多額の費用を投ずるに至らん事は、吾人の最も切望する所にして、英字新聞及漢字新聞も共に、皆之を奬勵せん事を努むべきなり。之れ支那が新富源を開拓して應がて支那國民を自ら治むるに至るべき唯一の捷徑なり。

(ファー、イースタン、レヴュウ)

內地に於ける外商の損害賠償に對する湖南當局の意見

支那內地に於て外商が兵亂の爲損害を蒙る事あり、之れが損害賠償問題は常に困難なる外交問題となりつゝあり、之れに對する湖南當局の意見書次の如し。

湖南省は戰爭以來各縣內に於ける外國商人が、支那商人に委託して、貨物販賣處を設けたる者が、內亂に因つて損害を受け、各國領事より損害賠償を要求せるもの多件にして、前に省長を經て英國領事より最初提出せる亞細亞公司の平江縣內の販賣處の件は、先づ之を反駁するに、平江縣は開港場にあらず、條約に照らして外國商の會社を設くるを許さずとの理由を以て賠償を否認したり、而して後本省は交涉員を特派し、貴部(外交部)の指令を奉じたり、安徽省、湖北省は歷年此等の事件あり、英國公使は外交部に交涉し、國務會議に提出したるに、其議決は安徽、湖北兩省に應撥し、民國四年に議決せし二年白狼が棗陽を攻陷せし時、外國商人の被害は內國商人の損失として、斟酌撫恤するも、外國人が內地に店を設けしものゝ賠償となすを許さざることゝして處辨したりとの報を得たり、本省長は其國務會議が、共和國最近の決定に屬せるを以て、勉めて之に進ひ處辨せざるを得ずと雖も、其賠償的撫恤は名異なるも實同じく、安徽、湖北の事件の情形を知らざるを以て、一々諮查して參酌に資せんとして、安徽、湖北兩省長の回答を得たるものに據れば、此兩省は條約に據りて國務會の決議に抗爭して未だ之に遵つて處辨せずと、湖北省も前案の失敗に據りて自縄自縛するを欲せず、貴部より國務會議に提出せられしに、仍前回議決せし辨法に照らして處辨すべしとなせり、再度安徽湖北に諮ひたるに、兩省は仍前議を主張し、各國公使に要求して、各外商の內地に設けし販賣處を撤退して、開港場に移さしむるか、或は支那人經理者をして支那商の資本と外商の資本と完然關係なきを聲明せしめて、更らに宿案を酌認して撫恤せんとするや否や、其延ひて湖北に及び四年度の成例は、英國領事の原書類に照らし、其要求の如く償却するが如きは、萬々此例に依り難く、尙國務總理及貴部に請ひて研究を重ねんとす、極めて少額を以て撫恤をなさんとするに在り、兩省の方法は各理由を具せり、湖南の事件も事情同じく其處理も同一なるべし、此等の事件を顧るに安徽省六安の一件發生して久きを經、年々爭執し其結了すべき期なく、今に至るまで安徽省長は貨物の支那商に屬すべき議を力持せり、其意を揆るに我國の內治良からず、變亂時々發生するに因り、若し外商が間接に支那商を用ひて、內地に於て商業を實行するを認

許せば、恐らく將來賠償に賠償を加へて堪へざらんとす、湖北湖南は未だ賠償を允許せず、此例を開く早きに過ればその咎を免れざるべく、若し經理人をして外人と無關係なることを聲明せしめば、各國公使は必ず群起して抗議し、脅迫をなさん、而して益齟齬枝葉を生ぜん、本省長は國際問題を惹起することを欲せず、さりとて國家の權利を放棄するを敢せず、安徽省長が前を懲らし後を戒るの意に基き、條約中外國商人存貨の條項を參酌し、左に二端を酌陳す、敬んで裁定を祈る。

一、內地に於ける外國貨物は支那倉庫に登記せしむべし。

中日馬關條約第三款を查するに、輸入商品の內地に運送するものは、暫時倉庫を借りて貯存するを得との規定あり、外商が人を內地に派遣して、貨物の取引きをなす、其限度を踰ふるものあり、而して外國商品を內地に於て貯へ置くことは、條約の許す所なるも、其販賣處は租借せる倉庫と視做すを得ずと雖も、彼外商をして條約の如く其倉庫又は店舖の名稱を改めしめば、他日變亂再發の場合に、賠償事件は終に免る能はざるべし、竊かに計るに外商の商品は條約上既に內地に置くを得るの明文あり、權利の轉移を爭ひ、徒らに高論を標せんよりは、寧ろ將來の制限を設けて、其事情に因つて別に新章程を訂し貴部(外交部)に請うて、各公司の商品登記規則及前清銀行登記章程に照らして、一種の內地倉庫商品の登記規則を訂定し、開港場にあらざる支那商の倉庫は、特殊營業となし、外國商品の調查をなさしめ、其商品の出入を精查し、農商部に報告し、農商部令として之を施行すべし、一方に於て外交部より英國公使に照會し、外商の內地販賣處を聲明せしめ、條約に據りて外國商の商品は支那商の所有と視做して、支那官憲は之が賠償に任せず、外國商品を內地に運送せんとするものは、必ず條約に照らして支那商の倉庫又は商店に寄託すべきを告知せらるべし、農商部よりは內地倉庫在品登記規則を頒布せるを以て、外商の販賣處は倉庫業と改め、一切の在庫品を登記せしめば、其在庫品は外商の所有と視て、登記以前の損害を被れるものは、其情實を酌量して撫恤をなすべし、此在庫登記を以て賠償(撫恤)の交換條件となさば、將來物議を發生するも、其取締に困難ならず、もし意外の損失問題を發生せば、其實際を調查して之に對する處置をなすべく、實際在庫の貨物にあらざれば、勝手なる賠償要求に應せずして可なり、右各案は撫恤の費用と、其得失相抵るに似たり、若し登記を拒まば、我は條約に照らして相當の處置あり、彼外商が之を允容せざれば、各販賣處に發生せる損害の賠償を望むべからず、英國公使は必ずしも之を峻拒せざるべし。

二、撫恤(賠償)を行ふには嚴格なる審查をなすべし。

現在湖南省の事件は各國領事より書類を以て賠償を要求せる者は三項に分つべし、(一)販賣處の貨物、(二)販賣處の銀、錢、(三)販賣處の家屋器具及販賣處經理人の私財、之を綜合して要求せる償金は左の如し

銀錢　三萬六百餘兩
　　六萬七千一百餘元
貨物　五千四百餘兩
　　一萬二千九百餘元

其他家屋器物等は愈出て愈多く、中には公債券あり、甚しきは債權の亂擾に因つて收納す能はざるものをも加へて賠償を求むるものあり、湖北省長の所說の如きは、彼外商の揑造とし、我は其欺瞞を受くとなす、湖北の如く彼の要求通りに認償せば、其公平を失ふのみならず、反て人の恥笑を受けんのみ、玆に給恤の範圍を定め、貨物の損失を償ふを限度とすべし、販賣處が未だ倉庫と改稱して登記せざる以前の貨物は、支那商の所有と視做すべしと雖も、間接に外商の資本と認むべく、銀錢家屋器具は均く支那商の私產に係り、外商とは無關係にして、支那商をして誇張の申出をなさしむべからず、但此恤款は必經理人が章程を遵守し、登記したる後に酌量して之を給るべきものとす、否れば彼等は之を避け、又は新發生の損害に遇はゞ、過大の要求をなし之を防ぐ能はざらん。

以上二項の辨法は安徽省の主張に比較して、稍公平に似たり、事實上之が處置に難からず、湖北省に按ずるに極めて少數にして撫恤の主意に符すべし、已に安徽湖北省長に諮問したるに、二兩省の謂ふ所は各外商の販賣處は實に條約に違反して設立し、倉庫店舖の登記は保險の如く、仍貨物の支那商に屬するを聲明せしむべし、殊に內地に於て先例を開ける年々賠償の失敗は一つにして足らず、我に於て支那商と認むるも彼に於ては仍外商となす、我は條約に據るも彼は習慣を援る、終に挽回すべからず、湖南省今回の主張は商品登記規則の範圍に納れて、支那商を主體として、支那倉庫店舖は外國商品の寄託を受くるを認許するも、外商が內地に倉庫店舖を設るを許さず、尋常盜難の如きは條約に照らし、盜賊を捕獲し贓品を還付すれば可なり、重大なる事變に遇へば、賠償問題を生ずべし、但條約中に貨物貯存の明文あり、貨物以外は當然賠償要求を拒絕すべし、更に筆舌を勞す可らず、貨物の數は荷送狀、稅票及出庫證に據りて調查すべし、現在彼等の誇張に任せるもの、比較的事實を徵し易く、必要の場合は其營業を停止すべし、本省長は再三斟酌して補救の方法となすべし、湖北省長も之を善後の要圖となし、湖北省も必之に倣ふべしと云へり、伏して冀くば貴部は深く利害を思はれ、毅力を以て交涉を主持せられれば、前途實に裨益多からん、湖南省に於ける支那商の經理せる外貨の變亂に因つて損失を受け、賠償を索むる各事件は、其辨法を定め、相當に施行せん、願くば貴部に於ても之を精查せられ迅速に指令施行せられたし。

事業界

香港事業界

合衆國總領事　ジョージ、イー、アンダーソン報告

セメント業

一般に船腹不足にして其運賃の昂騰せることは香港及び其他極東各地に於るセメント製造業をして少からざる不利の地位に陥らしめたり。從來長く東洋に於るセメント會社の隨一を以て目され來れる香港のグリーン、アイランド、セメント會社(The Green Island Cement Co.)の事業成績を看るに、一昨年度に於ては六十一萬百五十香港弗の利益を擧げたるに反して、昨年度に於ては其利益金は四十九萬五千二百五十五香港弗に減退せり。昨年度に於る利益金の減少せるは、燃料の騰貴、船腹の缺乏、銀相場の昂騰、及びセメント原料品を獲るの困難なるに基く。

支那の內亂の終熄せず且又支那セメント會社の競爭ありしが故に、該セメント會社は石灰石を東京地方に求むるの止むを得ざるに到れり。(昨年度に於ては支那內地より多量の石灰の供給を享けたるも。)

昨年度の對弗律賓セメント貿易は殆んど一昨年と同成績にして、三千百五十噸噸のセメントを輸出せし、而て其價格に於ては一九一六年度は六萬一千八百三十八香港弗なりしも、一九一七年には十萬六千二百六十一香港弗に增加せり然れども其セメント取引額は各年平均額よりも遙かに低少あり、左に前年度の取引額を示せば。

一九一五年	七八、四一二香港弗
一九一四年	一一一、四七六同
一九一三年	一六〇、二八九同
一九一二年	二三九、一九四同
一九一一年	三四九、六一六同
一九一〇年	二六五、六三六同

氷專賣

香港に於る牛酪、凍糧、冷藏業を經營する會社として著名なる香港酪農會社(The Hongkong Dary Farm Co. Ltd.)は、當植民地の氷製造販賣上主要の地位を占めたる香港製氷會社(The Hongkong Ice Co.)の製氷工場を買收せり斯くして香港酪牛會社は製氷販賣及び冷藏業を獨占するに至れり。該會社は從來濠洲及び合衆國より凍肉其他の食糧品を輸入して香港に供給し、且多數の船舶を上記二地より輸入して食糧品の運搬に使用し、此等の船舶は屢々支那產の凍製牛豚肉を弗律賓に輸送するに用ゐたり。

元來香港製氷會社は往時北方太平洋沿岸諸港より帆船にて積載し來れる天然氷の取引を獨專し、次に人造氷の販賣を壟斷するに至りたるものなり。即ち其の經過を見るに較近於て一大釀造所の設立せらるゝありて、人造氷の製造販賣業は大に發達せるも約五年前釀造所は閉鎖せられ、其釀造機械はマニラに移轉せられたり。されど其製氷業は暫時繼續したるが、終に香港製氷會社之を經營することゝなり、

今や更に該會社は酪農會社の買收する所となりたるものなり、而して酪農會社は冷藏及び製氷等之に關聯する種々なる業務を經營するに至れり。

肉類罐詰業

酪農會社は今や大規模なる肉類罐詰業經營の準備中なり該會社は既に支那海沿岸のハム及び燻肉及び其他の肉類取引を全く獨專し來れり。而して其の製品は英國は勿論世界の各地に着々として輸出せられたり。肉類の罐詰を經營するに當りて、錫鑵を製造するに適當なる機械を獲るの容易ならざること及び鹽力の供給思はしからざるとにより大に困難せり。然れどの機械の供給不足は目下の所一地方機械會社の製品により補はれつゝあり、尙又鹽力の需要に就きて、近く大規模にて鹽力の製造を創始するに至るべきこと以て、充分なる滿足を得べしと信せらる。

上記の如く斯業は着々として發展しつゝあるが故に、合衆國の對支肉類罐詰輸出業者にとりては重大なる影響を與ふるに至らむ。合衆國に於ては肉類罐詰業に必要なる諸材料の騰貴し、輸出罐詰類の運賃異常の昂騰を示したるに拘らず、合衆國罐詰業者が其對支輸出貿易上僅かに從來の地位を保持し得たるは、一に銀相場の上騰せるに基くなり。

右の如きハンデキャップあるにも拘らず、香港の罐詰業者は事實上に於て外來の鹽肉及び燻肉類の輸入を壓倒せり、勿論合衆國及び濠洲より少許の輸入ありたるは例外なり。若し一朝爲替相場が其常態に復歸するに至らむが、香港の肉類は比較廉價にして、且又其生產費も亦低廉なるを以て、優秀なる特殊品以外に於て、合衆國罐詰業者は到底香港の斯業者と競爭する能はざるべし。

香港搾乳冷藏庫會社營業成績

同社第二十二回年次株主總會は昨年十月五日同社事務所に於て開催せられたるが、議長 W. D. Brown 氏の報告に據れば、其營業成績左の如し。

搾乳部　同部は今年度に於て非常なる好成績を示したり、其營業高は前年度より更に增加して新記錄を作り、前年度同樣の配當率を得たるのみならず、各社員に對しては其俸給の一割に相當する賞與金を與へ、他に恤兵據金として二千五百弗の寄附を爲せり、今次大戰の結果諸物價昂騰し、之が爲め同社は幾分の利益を加へ得たるも、然も小賣値段は消費者の耐え得る程度に維持し來れり、又爲替の相場高は金貨本位國よりの飼料の輸入及之に要する勘なからざる運賃に多大なる打擊を與へたるも、當社の要する飼料其他諸物資の殆んど大部分は、該地に於て給供を受け得るものなれば、この相場高なる爲替の直接影響せる所勘なき樣子なり、事實飼料其他經費の增加に伴ひ、牛乳其他生產品の價値は當然騰貴し得るものなれども、從前通りの價格を以て供給し居れり。

同社はまた永年の苦心の結果、死亡其他の原因に因る飼養乳牛の減少は自社の飼畜場にて蕃殖せる乳牛を以つて遂に補充し得るに至りたれば、茲に初めて家畜の輸入に多大の經費を必要とせざることゝなれり、目下の如き船舶の缺

乏と、家畜の價格騰貴して、其輸入に多大の困難を感せざるべからざる場合に當り、此一事は最も同社にとりて幸運と謂ふ可し、かくて同社支配人の言ふが如くんば、其搾乳場はスエズ以東に於て之に匹敵するものなしと云ふ、又一方香港製氷會社(Hongkong Ice Co. Ltd)の買收既に終りを告げ、同社各事業の擴張にあたりては、其冷藏庫及其附屬品を使用することを得て尠なからざる便益を得つゝありと云ふ、初め同社は自ら冷藏庫其他の設備を計畫したりしが、今回該社の買收により、其必要を認めざるに至りたりたるのみならず、反つて之が使用を得て、「ハム」「ベーコン」の貯藏及肉類の罐詰等は、一層經濟的にして且つ迅速に製造せらるゝに至るべし、肉類の罐詰工場を新設して、之が製造に從事する方針なりしが、必要の機械を得るに困難にして、未だ其實現を見るに至らざるも、近き將來に於て現在所有の機械を以つて、小規模に開始する豫定なれば、追追新機械の輸入を俟つてこの方面にも發展する企畫なりと云ふ。

過去一ヶ年間に搾乳部の支出せる金額は、機械其他の修繕等に貳萬千五百九拾四弗六拾六仙、事業擴張に伴ふ建物の新築及增築に參萬弗にして、減價償却金として貳萬九千參百八十四弗貳拾四仙を控除して、今期の純益拾五萬八千四百參拾壹弗九拾九仙を、次の如く處分せり。

一、配當金(舊株六萬株一株に付貳弗宛)　一二〇、〇〇〇弗
一、乳牛補充準備金　二〇、〇〇〇
(以前よりの分合算にて)　一〇〇、〇〇〇
一、火災及暴風雨被害保險金　一〇、〇〇〇
(以前よりの分合算にて)　六〇、〇〇〇
一、次年度操越金　八、四三一、五九〇

冷藏倉庫部

一九一八年三月二十六日同廠の買收せる Hongkong Ice Co. Ltd. の總支配人なる Gardline Matheson & Co. Ltd と搾乳會社との間に行はれたる協定の結果 Dairy Farm Co, Ltd と Hongkong Ice Co, Ltd とは各別勘定として當冷藏倉庫部の利益を以つて Hongkong Ice Co, Ltd. の舊株主に對して一株に付き二弗宛の配當をなすことゝなれり、而して該社の買收濟となりし五月五日より七月末日に至る間に當部の擧げたる利益は、此條件を實行し得たり、乃ち二萬二千四百七拾九弗七拾仙の減價償却金を控除したる純益は一萬九千八拾弗六拾仙にして、一萬三千弗を以て前期の如く買收會社の各株に對して二弗づゝの配當をなし、殘額六千八拾弗六拾仙を次年度勘定に繰越したり

上海交易所の成立

株式會社上海交易所の創立準備委員鄒維良、趙林士、盛止華、周佩箴、洪承祁の諸氏は今回一の意見書を發表して曰く日人設立の上海取引所は其の準備殆んど成り、年內には無論營業開始の筈と聞く、吾人の計畫をして速やかに進行せしめずんば、日人經營の會社我に先んじて成立し、營業上の利益は彼に奪はれん、後日挽回を圖るは、容易の業に

非らず、故に吾々は愼重審議の結果、意見書を公表することに決したれば、發起人諸君竝に各業同人詳びらかに研究を加へ、損益を斟酌し、聯合一致進行を計らん事を望む、本公司の成立一日早ければ、國權の挽回利益の獲得に貢献する所大なる可し云々、今左に滔々數千言に亘る同意見書の要點を簡單に摘記すべし。

一、創立主旨　支那の取引制度及び組織が、頗る不完全を極め居るに鑑がみ、世界的商業都市たる上海に於て、最も完全最も便利なる交易所を設立するの要あるを信ずるが故に、一切の組織一切の規模は、始めに於て愼まざる可からず。

二、組織　日人創立の上海取引所の組織は、歐米の長を採り短を棄て、且つ上海に適應す可く規定されたるものなるが故に、本公司は範を多く同所に取らんと欲すれども吾國には自づから吾國の商習慣あるを以て、各位の斟酌改善を望む、茲に注意す可きは、吾國の法律制度未だ備はらざるを以て、本公司は僅かに證券交易所法に據るのみ、抑も證券交易に關する法律の規定は之れ無きなり、故に本公司の總則及び細則を制定するに當り、當局官憲の解釋に抵觸する無く、進んで現行法の缺點を補ふ用意を必要とすることこれなり。

三、調査　調査は事業經營の根本基礎を爲すが故に最も力を之に注がざる可からず、調査方法に二種あり、一は營業狀態の調査、即ち歷年の取引狀況取引方法、保證金の賠償方法及び今後の市場狀況の豫測等之れなり、他の一は組織方法の調査之なり、本公司の組織は公司保證交易制度に取りたるを以て、須らく日本に委員を派遣し、保證交易制度の組織及び法を取調べしめ、以て本公司の參考資料と爲す可し。而して數人の力數十日の期間にて能く完全なる調査の至難なるは勿論なれども、吾人の商敵（上海取引所を指す）は營業開始既に其の緒に就き居れる今日なれば、極力調査の進行を急がざる可からず。

四、人材の物色　吾國商業界の人材は個人企業を以て云へば、其の手腕能力共に歐米日本人の下に在らず、然れども共同組織の企業に於ては、學識經驗手腕の備はれる者乏し、交易所の營業は市場の隆昌に影響すること最も大なるが故に、其の當務者は公司の信用を增加し、公司の危險を未然に防ぐ人物ならざる可からず。

尙ほ具體的の開業準備方法を述ぶれば左の如し。

一、規則審査會の組織　發起人中より、委員若干人を撰び所定の總則營業細則及び公司内部の組織細則を審査せしむること

二、營業準備員の任命　發起人中より營業準備員若干人を任命すること

其の擔任事務は左の如し。

イ、日本視察委員をして東京大阪に於ける株式米穀三品取引所の組織營業方法を取調べしむること

ロ、各種營業の現貨取引狀況を調査し說明書を作成すること

ハ、各種營業の期貨取引狀況を調査し、說明書を作成すること

ニ、各種營業の取引に要する經費及び取引高を調査すること

ホ、建築の地點を物色し、並に建築圖案及び建築豫算を作成すること

ヘ、營業進行順序表を作成すること

ト、營業豫算表及び說明書を作成すること

チ、人材の物色

支那半月史

大正七年十二月下半

熄爭勸告と南北

日英米佛伊五國政府より熄爭覺書を交附されたる北京政府並びに廣東軍政府は果して如何なる態度に出でたるか。北京政府に於ては十二月三日總統府に於て徐總統錢總理以下各國職員及び段參戰督辨、曹錕張作霖張懷芝倪嗣沖孟恩遠王占元六督軍參集、徐總統より五國勸告の詳情を宣布し、時局紛擾丞かに解決を待つ、全國の輿情と友邦の希望と均しく速かに內爭を息め協力外に對せんことを望めり、諸君皆重寄に膺る請ふ各所見を抒べ共に挽救を圖らんことをと述ぶるや段祺瑞氏「歐戰終を告げ和平開始さる、吾國の使を遣はして出外せしむる必らずや須く全國を代表すべく斷じて一部分を代表すべからず吾國此時若し速かに統一を謀らずんば大使の發言甚だ難し故に全國の統一は實に萬、緩うすべからざるの事なり」と論じ、平和解決方針異議なく可決、不日代表を選定し南下せしむる事に決せり。徐總統は勿論、主戰論者たる段氏すら、大戰平和會議に於ける支那の國際的地位を確保するがため國內の統一を切望するに至れるなり。若しそれ南方の態度に至つては次に揭ぐる軍政府答覆文(十二月二日附)に依つて明かなり。

兩年以來中國內爭によりて國內の治安及び外國の利益倶に損失を受け並びに中國をして切實に聯盟國を協助して公道正義の戰爭を爲す能はざらしめたり軍政府は之に對し深く痛惜を爲す軍政府が此項の協助に對し最も開切と爲すは蓋しその戰爭の主義の佛英伊日米各聯合政府戰爭の主義と符節を合するが如きを以てなり。

護法は個人の意見或は法律の細節のために非ず而して干戈を動かせしは實に武力主義に反對し民主々義の中國に安全ならんことを求めたるがためなり國會は非法の解散を被むり(今仍ほ正式に廣州に開會せり)憲法は視て具文と爲す武力派の橫暴亂政は皆護法者をして迫、やむを得ず兵戎を以て相見え直道を伸張せしむる所以なり今や各友邦は中國の內爭を縮短せんと欲し和平を恢復する唯一の善法は項款を武人に供給するを停止するに在るを覺悟せり本政府は極めて感佩を爲す、武力派現に言和に意ありすでに所部各軍に令して進攻を停止し且つ武力派選出する所の首領に告知し適當の地點に於て直接和平會議を開かんとす矣此種の和平は相當の保證無かるべからず苟且に從事せば將來隨時國內の和平を擾亂すべし佛英伊日米各聯合政府の意見に謂へらく須らく法律に根據すべし又各國人民の利益に注意し以て調和の主旨と爲せる各政務總裁深く同情を表す然らば則ち此次の和平は必らずや公正的和平、永久的和平なるべく庶幾くば中國は一適任及び進步の政府を設立し眞正共和民主の政治を發展せし

め國際會議上に在つて應さに得べきの地位を佔めんか各政務總裁は佛英伊日米各聯合政府の中國の幸福に關切せらるゝを感謝し各政府が中國の世界善後籌議に關與せんことを希望せらるゝ盛意尤も深感を爲す

南北議和代表

十二月三日總統府會議の結果、北方は兎に角議和代表を選派することに決し、銓衡の末次の十名に對し十日頃委任證を交附し、總代表朱啓鈐氏に對しては「此次總代表各員、前經分別委任、茲爲進行便利起見、將總代表付以全權仍隨時將會議情形電院查核、此證、年月日全體國務員署名」といふ全權證書を交附したり。

朱啓鈐　新國會の參議院副議長なりしが最近辭職せり蓋し政府との間に總代表たるの默契ありしものと察せらる貴州の人今年四十七歲前清時代江蘇知縣北京大學堂譯學館監督北京內城巡警總廳丞を經て時の東三省總督徐世昌の推薦にて蒙古墾殖事務辦と爲り次で津浦鐵路督辦に轉じて梁士詒との關係を生じ民國二年熊希齡內閣に入りて內務總長に任じ袁世凱の帝制運動には梁士詒等と共に最も力を盡し大典籌備處長となりたる廉を以て五年四月免職七月帝制八大罪魁の一人として通緝令を受け天津に雌伏すること二年大正七年二月梁士詒周自齋と共に特赦せられ次で新國會參議院職員に當選副議長に擧けられたり氏は徐世昌の直系なるのみならず梁士詒周自齋兩氏と共に交通系の三傑なり。

吳鼎昌　東京高商出身北京法政學堂教習上海大清銀行監督天津造幣廠監督國務院參議を經て現に財政次長たり曹汝霖陸宗輿一派の新交通系を代表す四川人本年三十五歲

方樞　早大出身法制局參事政事堂參議より國務院法制局長となり大正七年第三次段內閣に國務院秘書長たり段の參戰督辦專任となるに及び辭す徐樹錚と關係深く段との結びつきは徐の仲介に於てす安徽人三十五歲

汪有齡　法政大學出身民國元年司法次長次で參政院參政となり交通系の健將を以て聞ゆ目今は徐樹錚の幕下として公言報(段派機關紙)社長たり天津和平期成會には奔走最も努めたり浙江人四十一歲

江結杰　法政大學卒業後江蘇等に司法官たりし事あり現に新國會參議院議員たり王揖唐及び倪嗣沖を代表するものと見るべし安徽人四十餘歲

李國珍　早大出身民國第一國會には年少且つ雄辯を以て時に名あり後國務院參議教育農商兩次長水利局總裁に歷任せり研究會系の大陣笠なり江西人三十八歲

王克敏　浙江日本留學生監督臨日公使館參贊より歸國後四川總督趙爾巽直隸總督楊士驤の幕僚となり第一革命の際直隸交涉使として令名あり民國二年辭職佛國に遊び歸來中法實業銀行重役より六年七月中國銀行總裁十一月財政總長に擧げられ七年三月辭す氏の中央政界に擡頭せしは馮國璋氏の援引に依るが故に馮氏の代表と目さる浙江人四十二歲

徐佛蘇　梁啓超派の錚々たる人物にして北京國民公報の

前社長たり袁氏時代政事堂參議たりしが帝制に反對して野に下れり近來特に熊希齡に接近し天津和平期成會の實務に當れり湖南人四十歲

劉恩格　日本留學生出身第一革命後衆議院議員に當選し國民黨に屬し憲法起草委員たり第二革命の際袁に逮捕されたる八議員中の一人として國民黨内にても相當の地位を占め居たるに釋放後變節して張作霖の秘書となり大正七年新國會衆議院議員に當選し張の後援に依り副議長に擧げらる張を代表する一面安福俱樂部を代表す奉天人三十餘歲

施愚　法制方面の造詣最も深く民國の法規多く氏の手に成る民國三年法制局長を以て約法會議副議長參政院參政となり袁の帝制に深入りして失脚し江蘇督軍李純に倚つて復活せり四川人四十八歲

南方にては初め岑春煊（政務總裁首席）を總代表に推したるも固辭せしを以て改めて唐紹儀を推し、十二月十六日の政務會議に於て唐氏を總代表とする件を可決し、唐に打電してその許可を得たり。即ち總代表のみは確定したれども他の九代表は噂のみにて未だ決定を見ず、試みに噂に上れる顔觸れを擧ぐれば

第一說　章士釗（岑春煊代表）伍朝樞（伍廷芳代表）郭椿森（陸榮廷代表）張耀曾（廣東駐在雲南軍代表）譚延闓（湖南前敵諸將代表）趙藩（唐繼堯代表）汪兆銘（孫文代表）劉題治（劉題世代表）楊庶堪（熊克武代表）

第二說　章士釗　胡漢民（孫文表表）孫洪伊　唐繼禹（唐繼堯代表）趙藩　吳日初　冷遹　曾彥（陸榮廷代表）羅家衡

第三說　胡漢民　章士釗　彭允彝（湖南代表）秦廣禮（四川代表）唐繼禹　郭松年（廣東代表）　李述膺（陝西代表）饒子和（福建及海軍代表）

第四說　胡漢民　章士釗　曾彥　唐繼禹　郭椿森　王伯群（貴州代表）　程潛（湖南代表）　吳永珊（四川代表）　李述膺　魏思昃（福建代表）

第四說最も眞に近きものゝ如し。

總代表唐紹儀の經歷は銘叙述迄も無し。民國五年第三革命後の南北聯立内閣に外交總長を冤がはれ天津迄北上せしも北洋派一致の反對に遭ひて職を棄てし以來、政界への復活に餘念なかりし氏は、第四革命の紛糾漸やく通せんとするの勢ありし昨年三月、我が某々筋の招致に應じて來朝しの勢ありし昨年三月、我が某々筋の招致に應じて來朝し爾來熱海ホテルに閑居して何事か劃策中なりしが、原内閣成立し對支方針一變するや卒然として歸國し盛んに無條件平和會議開催を主張して今日の事態を作り出せり。國民黨の正系たる益友社系は氏を首領と仰ぎ、世人は一般に南北聯立内閣の總理と目しつゝあり、氏の總代表は當然且つ適任なり。

唐氏は總代表承諾後易次乾、盧信兩氏（共に舊國會議員）を代表として廣東に派遣し、國會との接洽に當らしむる事とせるが易氏によりて傳へられたる唐氏の聲明左の如し。

國會の意嚮を尊重して行動するは勿論根本條件たる舊國會の恢復以外次の五個條に就き國會の同意を得たし。

（一）大戰平和會議には北方と協議の後委員を派遣すること

（二）南北和平會議に際しては速かに代表を上海に派し誠

意を示すこと
(三)會議地點は必らず上海たるべきこと
(四)段祺瑞の國防事宜督辨を取消すこと
(五)督軍制度を廢止すること
此の聲明は當面の時局に對し最も暗示に富む。

和平會議前の三問題

會議名稱　會議地點及び陝閩問題

熄爭勸告後一ヶ月にして北方總代表朱啓鈐以下十代表は大正七年十二月二十九日北京發、大正八年一月二日一先づ南京に迄到着したり。引續き熊希齡谷鍾秀張一麐丁世嶧等の和平期成會員は第三團體を標榜して南京に來り、谷等は上海に入りて南方に遊説せんとしつゝあり。南方にても軍政府系の穩和論勝を制し、兎に角代表選定を了して上海迄派出せんと決定したり。和平會議の近き將來に於て開會せらるべきはかくて最早や疑ひなきが如し。之を大正七年末に於ける形勢とす。而して南北双方をして熄爭勸告後一ヶ月の日子を空費せしめたるに就ては次の三問題に充分の阻力を認めざる可からず。

會議名稱問題　北方は「善後會議」を主張し南方は「和平會議」を固執せり。蓋し北方はおのれ主たる地位に立ち內爭の後を善くするの會議を開き、南方代表をも之に參加せしむるの形式を取らんとし、南方は飽く迄對等會議を主張して「和平會議」を固執せるなり。折衷説として「和平善後會議」説も出でたれど物にならず、地點の確定を待ち單に「上海會議」又は「南京會議」とすべく略諒解成立せるものゝ如し。

會議地點問題　和平會議開會の地點に關しては南方は最初より上海説を主張し、北方は南京説を固持して今尙ほ一致を見ざる狀態なり。南方が上海説を固執するは南京は江蘇督軍李派の居城にして純然たる南方の勢圈と見做し得ず何時クーデター等の壓迫を蒙るやも知れざる恐れあり、第一革命の先例に倣ひ上海租界內の安全なる地域に於て會議するに如かずといふの理由に出で、北方が南京を可とするは偶々南方と正反對の口實に出で、支那主催の完全に行はれざる上海租界は不可なりといふに在り。此問題は豫想以上の紛糾を來し、南北兩者の間に文電交馳して交涉時を移せしが、龍華説忽ち起りて忽ち消滅し、今は上海租界外と租界內との兩説に就き講究中なり。

陝西福建問題　北方は陝西省內に於ける南方派軍隊干右任、張鈁、郭堅、曹世英、胡景翼、高峻、盧占魁等を土匪と認め之れが討伐を名として實は督軍陳樹藩を救ふべく奉天軍及び湖北軍を派遣し、南方は今一息にて陳樹藩を逐出し得べき形勢に在ることとて停戰を肯んぜず、互に責任を他に轉嫁して水掛論を開始し、今に至るも何等決定を見ず福建に於ける南軍の陳炯明と北軍の李厚基、薩鎭冰との對峙狀態も略々陝西のそれに同じく、南方は特に薩の淸鄕督辨てふ官名に不滿を抱けるが如し。南方は北方に停戰を求め、北方は陝西福建を土匪區域と認め、少くも南軍と土匪し能く今日世界改造の空前機會に乘じ世界正義の上に立ち以前一切の軍國主義に根據して行ふの對華政策を拋棄し且つ列强に對し同時に此種政策を拋棄せんことを主張せば則ちたゞに兩國々民間に橫亙せる疑雲を掃除するのみならず兩國々民の理想及び生活の一致は實に之に由つて致すべきのみならず吾が東方民族の世界文明に對する貢獻亦未だやまざるあり甚だ願ふ此新聞電報の虛傳に非ざることを謹んで敬意を閣下の前に表し且つ閣下の努力及び健康を祝す戴傳賢

とを區別しその匪を認むるもの（陝西の郭堅、樊鍾秀、盧占魁、高峻等）に對しては討伐を續行せんことを主張するなり。世說の揣摩する所によれば北方の此の如き態度は段祺瑞の北京政府に及ぼす影響に出づるものなりと。併し段の影響あるにせよ無きにせよ、北方としては陳樹藩救援を中止する譯に行かず南方亦その護國軍の活動を停止する譯に行かざるなり。故に本問題は和平會議開會前に片附くべき見込なく、多分會議開會後の第一問題として南北代表の間に何分の決定を見るべき筋合なりとす。

新國會々期延長

北京新國會は通常會期四ヶ月にして、場合によれば二ヶ月延期し得る規定なるが、徐總統は南北妥協に便するため會期滿了の日即ち十二月十三日を以て兩院を閉會せしめ、閉院中に國會問題を解決すべく、或は新國會を犧牲に供する覺悟なりとの風說を聞知したる安福俱樂部は、急遽衆議院の開會を促し、十二月七日の會議にて大正八年二月十二日迄會期を延長する旨可決し、十日參議院にても同樣の案を通過せしめたり。安福俱樂部の自衞手段たるは勿論なり。

錢能訓總理任命

內務總長兼署國務總理錢能訓氏の國務總理同意案は、十二月十四日の衆議院に上程、出席者二百五十二人中二百三十四票（不同意票十六票無効二票）の多數にて、十八日參議院を百九名中百五票の多數にて通過し、三十日總統命令にて正式に任命されたり。流石の安福俱樂部も終に大勢に順應するの外無かりしものと見ゆ。錢氏は徐總統直系の政治家中楊士琦に次ぐる人物にして、爲人老成温厚、氏總理として徐氏總統として位に在る間は所謂府院權限問題の如きは發生の餘地無きなり。

小幡公使着任

駐支公使小幡酉吉氏は十二月十七日東京發赴任、二十二日着任せり。二十七日徐總統に謁見、國書を捧呈せる後南北統一に關し有意味の忠言をなし、徐總統は之に對し謝意を表したりと。

駐支和蘭公使歸國

往支和蘭公使ブロックランドは大戰以來獨墺のために力を盡し、聯合國側より嫉視され居たるが、終に本國政府より召喚され、十二月十六日發歸國したり。

外交調査會と外交委員會

大戰講和外交の調査等に當らしむべく廣東軍政府は外交調査會を、北京政府は外交委員會を組織し、外交委員會は汪大燮、熊希齡、周自齊、林長民、周樹模、張國淦、孫寶琦、張一麐、張志潭、陳籙、高而謙、靳雲鵬、王寵惠、沈瑞麟を委員とし十二月十八日第一次會議を開けり。委員長は汪大燮、事務主任は林長民なり。南方の外交調査會は「歐洲平和會議に提出すべき條件並びに外交諸問題を研究調査し軍政府の

外交を援賛す」るものにして外交總長の現職に在るものを總裁とし下に副總裁あり五名乃至十名の常任委員を設く。

主張國際稅法平等會

我が澁澤男にも比すべき在野元老の隨一人たる張謇氏は上海の實業家朱葆三、沈聯芳氏等と共に十二月五日「主張國際稅法平等會」なるものを發起し、大戰講和會議の機を利用して協定稅率を恢復せんとの新運動を起すに至れり。規約左の如し。

第一條　本會は定名して主張國際稅法平等會と爲す

第二條　本會は本國議和奉使に歐洲平和會中に在つて稅法の平等を主張せんことを要求するを以て宗旨と爲す

第三條　凡そ民國商界中各業團體代表及び各業個人は皆來會々員たることを得

第四條　本會に職員を設置する下の如し

會長一人、副會長二人、主任辦事員三人、總書記一人、總會計一人、書記員二人

第五條　會長副會長及び主任辦事員は會員より之を公推す總書記總會計は正副會長より之を指任す

第六條　正副會長は會長の事務を主持す

第七條　主任辦事員は正副會長に商承して全會の事務を辦理す

第八條　本會の經費は正副會長主任辦事員及び全體會員より捐助募集す

第九條　本會職員は皆名譽職と爲す

第十條　本會は歐洲平和會閉會の時に於て解散す

勢力範圍撤廢運動

十二月二十五日戴天仇氏は原首相其他に宛て次の如き通電を發したり。前項「主張國際稅法平等會」の運動を一層根本的に主張せるもの、以て南方急進派の意嚮を見るに足らん。

東京原總理大臣床次內務大臣野田遞信大臣西園寺候爵犬養毅先生頭山滿先生寺尾博士藤村男爵寗本日報載東方通信社東京電を閱するに貴國政府部內一種の議論を盛倡す即ち各國その中國に在る特殊地位日本の滿洲靑島福建に於て英國の楊子江沿岸に於て佛國の南部に於て止むる所の特殊地位の如き皆應さに拋棄してこれを中國に還すべきを主張せらると此れ實に貴國より侍來する所の消息中最も吾人をして歡迎せしむるに足る者也若し果して能く事實とならば則ち此擧必らずや兩國永久親善の最大動力たるべきや疑無からん數十年來中國が世界文明に參加するの機會は殆んど列强の中國に勢力範圍を設定するの運動のために阻碍されたり換言すれば列强勢力範圍の設定は即ち列强の政治的經濟的軍國主義政策の表示耳苟くも列强能く此の中國文明發展を阻礙するの最大障壁を撤廢せんか是れ東西兩洋の列國々民その生活及び理想をして皆一致に趨かしめ實に世界の普通文明及び永久平和を促進するの最善的方策也今日中國々民の日本に對し懷抱する所の疑念は已に絕頂に達せり而して此疑念は實に日本が軍國主義に根據して對華政策を定むるの結果耳貴國も

內治外交

●禁煙勵行命令　十二月四日總統命令鴉片の害たる最も烈、迭りに禁令を明頒し專條を嚴定するを經各省實力奉行して已に成効を著はせり惟だ是れ國家の積習を挽回するや備さに艱難を極むもし禁令の稍疏なる愚民即ち僥倖を懷き稽察の及ばざる所に在つては遺害仍ほ潛滋を恐る此次煙禁を勵行する國人に在つては固より毅力を具し友邦に在つては並びに熱誠を致せりもし復た陽奉陰違始めに勤め終りに怠らば將さに何を以て內政の修明を策して國家の威信を樹てん茲に政治を刷新するに當り亟かに望むらくば蕩穢滌瑕共に仁壽に躋らんことをあらゆる前次收賢の存土はすでに特令して上海地方に彙集し期を剋し數を悉して銷燬せしむ國家鉅金を捐棄するを惜まずこれを一爐に委す凡そ煙禁に注重し進行を力策する所以の者當さに中外の共に喩る所となるべし嗣後我が中華人民當さに益々鴉片流毒の酷民生に中り政府禁令の嚴嘗試を容れざるを知るべし凡そ曾つて吸食を犯す者にして既に戒除を經ば自から應さに精神を振作し習染を力祛すべく私種私過私售に至つては均しく勵禁を干かす並びに當さに各刑章に懍ひ伊戚を貽す勿れ各地方長官は督察の責務あり各所司を分飭し認眞稽察し犯あれば必ず懲らすこと期すその辦理力めざる者は隨時糾劾し法に依りて懲戒せしむ本大總統は保民を以て重しと爲し諄々の誥誡を爲すを憚からず先哲言あり惡を除くには盡を務むと又曰く舊染汙俗咸な與もに維れ新なりと凡そ茲の有衆それ共に之を勗めよや此に令す（七、一二、五、順天時報）

●和平商議經過　十二月二十日北京政府の發表せる

和平商議經過情形左の如し（七、一二、二四、上海中華新報）

溯るに南北聲を肇めてより擾攘年を經政府世界大勢の趨く所に鑒み意氣の爭を消除して和平の議を首倡し毅然明令を頒ちて戰を罷め兵を退け西南に通電して誠意を表示し並びに員を派して前往接洽せしめたり復た南京李督より間に居り意見を疏通せり政府の和平統一を渴望するの心や固より已に昭然揭ぐるが如し其始め西南來電對等會議を要求し各同數の代表を派せんと夫れ版籍を以て論ずれば西南は僅かに五省あるのみ北方の半にも及ばず其代表の人數詎んぞ能く相等しからんや而も政府は曲意之に從ふを惜まず其の各代表十人を派することを允せり嗣で又來電あり十人の外に於て各總代表一人を加派せんことを請ふ政府亦照弁を允せり會議の名稱に至つては中央は善後の二字を用ゐんと擬す和平を尊重するの意は南北傾嚮の同じき所集議を待つなし議する所はたゞ善後問題なればなり乃ち南方は一再吹求和平の字樣を用ゐんことを主張す政府は此小節に因りて往返爭持し徒らに時日を糜するを欲せず因つて折衷定名して和平善後會議と爲し李督より南方に通電せしが彼竟に置いて復せず旋いで南方の來電に接す謂ふ善後の二字は專ら土匪に對して言ふ南方は決して甘受せず應さに會議の地點を以て定名すべし某處に在つて開議せば卽ち名けて某々會議と爲すが如きの例なり按するに善後の二字は原と普通の名詞に係り初め義の專屬すべきあらず此れ亦深辨を用ふるなし既に彼方會議の地點を以て會議の名稱と爲さんと欲す藉つて善後和平等の字の爭點を避去せんと欲す亦覆電允認せり是れ政府の節々退讓せしは原と和平を促進し早く統一を謀らんと欲せしにてその委曲斡旋は當さに人の共に諒する所と爲るべき也會議地點に至つては原と南京と定む而して彼方は則ち上海を力主すこれを多數國人の心理に揆るに咸な謂ふ內政を解決する應さに完全領土の內に在るべしと且つ李督亦近きに就いて照料せば双方の隔閡を祛除すべしと此意を以て送電磋商しその仍は南京に就いて早日開議せんことを請へり彼亦置いて復せず又閩陝兩省の土匪滋熾の如き各方の報告に疊據するに該匪等焚掠の慘聞く者痛心せざるなし獨り該處の居民がその蹂躪を受くるのみならず卽ち外人の資產も亦危むべきに屬す政府各該省の兵力戡定に敷かざるを以てやむを得ず派兵前往以て協同剿匪清鄉の用と爲す乃ち西南竟に藉口進兵し來電詰問す謂ふ表面和を言ひ陰に作戰を行ふと查するに閩陝の匪患年を經多く著名の積匪に係り屢々城邑を陷るゝ人の共に知る所此等殺人越貨の暴民是れ認めて土匪と爲すべきや否や是れ丞かに應さに剿辨すべきや否や公論具さに在り費詞を待つ無し且つ近ろ川省の報告に據るに熊克武の所部袭城を占領し南鄭を圍攻すと又閩省の報告に據るに陳炯明の所部已に永泰を陷れ尙ほ進攻中に在りと是れ表面言和陰行作戰其咎究竟誰にか屬するや政府に在りては猶ほ一部分の違抗を以て反脣相譏るを肯んぜず誠に以て果して能く期を蔽して開議せば則ち此等の泯芬は當然消滅すべき也此次歐戰議和は原と國內の和議と涉る無し乃ち彼方竟に南北會同して代表を派遣せんと欲し且つ謂ふ南方縱令議席を獨占し得ざるも破壞せんと欲すれ

ば餘り有りと從來國際の交渉は東西の友邦只中央唯一の政府を承認す豈自から觝れて二となるを得んや同じく民國に屬す本と南北の分なし安んぞ會同派遣の必要あらん且つ此頃歐洲會議の我國々際地位に關係する何等の重要ぞ乃ち竟に甘心破壞せんと欲す是れ但だ意氣の爭のために全く國家を不問に置くなりその倒行逆施尤も駭詫に足る今や政府總代表代表各員久しく已に的定し丞かに出發を待ち迭りに西南に敦促するを經たるも今に復電無し是れ誠意和を言ふものなるや否や殊に揣測し難し特に和議開始以來の經過情形を以て概略を撮述し以て其實を存す

●南北妥協と段祺瑞　五國勸告以來段祺瑞の態度は極めて公明にしてその主張亦一として誠意に出でざるは無し故に總統の段氏に依賴するの心亦更に尋常に非ず南北妥協の輿論の國內に彌漫するや總統即ち段氏を電召し先づ意見の徵求を行ふ段氏當時謂ふ討伐の實行し難きは鄙人も亦深悉せる所なれどたゞ和平を圖謀するも亦極めて妥當の條件を覓め難しと總統答へて曰く妥當の條件は固より極めて得難しもしよく閩秦兩省の問題をもつて之を妥協範圍の外に置かば北洋派の勢力實に毫も損耗なき也繼で復た誚ふもし于右任張鈁を目して土匪と爲し再び勦旅を抽撥して痛剿せば秦省の頹勢挽回に難からずと是に於て段氏も總統の妥協方針に同意を表せり爾來總統は南方に對し妥協を力倡すと雖も段氏に對しては仍ほ此密約を遵守し未だ嘗つて稍その範圍を逸せず秦閩兩省に對し剿匪を實行せしは原と段氏の密約に背かざらんことを期せしなり乃ち南方は專ら秦閩兩省問題に注重し竟に此を目して食言の擧動と爲し藉つて中央を反擊するの利器と爲し醞釀の及ぶ所妥協をして益々困難の地位に陷らしめたり（七、一二、二一、順天時報）

●陝西の狀況　陝中民軍の勢力爾來極めて發展を形はし西部を以て尤も甚しと爲す渭北各地俱に民軍の範圍に在り西路は咸陽醴泉に陳樹藩幕下の姚振乾白鴻儀の防守せるを除く外其餘十六縣は均しく民軍の占領する所となれり總指揮井勿幕與平に害せられ降營長魏進先復た叛き降連長賈復堂復た與平に叛き郭堅の重要參謀肅西丞事に死せしと雖も魏買二人は均しく民軍の擊斃を經その叛兵亦多く械を棄てゝ逃亡し川澗の援軍早く抵り葉荃軍長は現に鳳翔に住し各方の軍威之に因りて益々振奮を加ふ聞く于右任已に三原に在りて督軍の職に就き軍務會弁張鈁は駐縣に經節し鳳翔には民政廳を設け馬凌甫を公推して廳長となせりと馬君は極めて各縣善後事宜に注意し並びに各縣をして速かに民團を籌設し以て土匪を防がしめ縣議會を恢復して民意を宣達せしめ且つ各縣知事は以後縣議會より選舉し以て民治に符せんと擬し藉つて憲法上省長知事民選の先例を開かんとすとの說あり而して陳氏は僅かに省城を孤守し東道通ずべしと雖も西安より潼關に至る陳軍及び各援軍の範圍は官道左右十餘縣に過ぎず近ろ聞く山西の兵已に河を渡り奉鄂軍の前部已に關に入れりと但だ某軍官の言に據るに此等の軍隊は均しく用ふべからず竊かに料るにそれ民軍に損するなく徒らに我か民を擾害せんのみ管金聚投南の說此間亦盛傳す但だ管鳳翔に赴けりといふは確かならずその參謀某を風

翔に派せしは則ち其事あり聞く馬安良の第四子馬廷襄現に己に甘に在りて獨立し十餘縣を占有して將に省城を圍攻せんとすと張廣建孤守援なく十分張皇と果して爾らば則ち陝の民軍西顧憂無し矣陝西靖國軍の編制及要人名左の如し（七、一二、一五、上海中華新報）

總司令于右任、副司令張鈁、民政廳長馬凌甫、總參謀長劉建森、總秘書長黨湜、第一軍長兼第一路司令郭堅、參謀長馬凌甫、第三支隊長右象儀、第四路司令岳維峻、參謀長李秉章、第一支隊長岳維峻、第二支隊長田玉潔、第三支隊長馮琉東、第四支隊長鄧寶山、第五支隊長董振五第六支隊長李雲龍、第七支隊長庭振邦、第五路司令高峻參謀長焦冰、第一支隊長趙樹勛、第二支隊長王季長、第三支隊長閻三成、第六路司令盧占魁、參謀長方富魁、第一支隊長定得功、第二支隊長張門才、第三支隊長趙承志、第一支隊長郭英甫、第二支隊長王珪、第三支隊長黨玉峴、第四支隊長張志成、第五支隊長劉福田、第六支隊長耿莊、第七支隊長李威武、第八支隊長王任雲、第九支隊長李奪、第十支隊長麻振武、第十一支隊長劉錫麟、第二路司令樊鍾秀、參謀長吉松傳、第一支隊長閻鳳誥、第二支隊長楊玉發、第三支隊長王占彪、第二軍長兼第三路司令曹世英、參謀長王健極、第一支隊長楊彪、第二支隊長王永鎮

（注意）第一二五六各路爲第一軍第三四路爲第二軍援軍總司令靖國軍第八軍軍長葉荃、湘實總參贊馬凌甫參謀向紹九咨議黨湜郭、浤劉式金邵、濱

第一團長李繩武第二團長楊吉三第三團長楊子穀獨立團團長趙靖卿砲兵團團長王立功

●張群の軍事改良意見書

廣東政府副官長張群君擬する所の南北議和後の軍事改良意見書は數日前軍政府に提出せられたり全文萬餘言玆に其要點に就き左に揭錄す。（八、一、一、上海時事新報）

第一　裁兵善後方針

（一）裁兵の必要　支那の國家歲入と軍事費とを比較するに軍事費は實に總歲入の三分の一を超過せるのみならず軍制の不統一、職官任用の無標準、軍事教育の不完全、服從心の缺乏、動もすれば野心家に利用さるゝ等の弊害擧げて數ふべからず之が積極的改良を圖るには先づ大規模裁兵の必要あり

（二）裁兵と外交關係　列國は支那の裁兵を利用して侵略主義を實行するが如き事なきのみならず却て進んで此擧を助くべしと信ずべき理由あり

（三）裁兵と內政關係　裁兵を實行する一面完全なる警察制度を實施するの要あり

（四）兵士の處置　裁撤せられたる兵士は其優良なる者を巡警と爲し其他の者には農商內務兩部をして職業紹介等の施設をなさしむ

（五）辭職將校の處置　辭職將校約五萬人中優良なる者一萬人は諸軍機關職員或は外國留學生に充て成績普通なる者は警備隊附又は警官とし其餘は恩給を與へて後備に編

入す

(六)近衛軍の編成　全國軍隊中より精鋭を選拔して近衛軍を組織し首都防備に充つ從前の如く一地方より軍隊を募集し一人一派の軍隊を養成するの制度は一律廢止すべし

(七)無用機關の裁撤　將軍府(經費每年三十萬元)督軍署(經費每年五百萬元)護軍使署及び鎭守使署(經費每年二百萬元)等は一律裁撤すべし

(八)軍事敎育機關の停止　現今の不完全なる敎育機關を停止せば經費二百萬圓を省き得べし軍事改良完成後完全なる機關を設くるは勿論なり

第二　國防計畫

(一)國防兵力及び戰略單位　平時は二十個師團或は四十混成旅團を以て標準とすべく戰略單位は現在の交通給養及び將校の能力を以て標準となす二個混成旅團を適當となす

(二)兵制問題　全國皆兵即ち徵兵令の施行は最善の方法に屬すべきも戶籍法及び警察制度の不完全なる今日にては必要の限度に應じて最少數の徵兵を行ふの外なし

(三)軍區問題　國防軍編成完了後人口面積交通經濟關係を斟酌して軍區を制定す

第三　附屬機關の完成

(一)將校下士の採用及び敎育　國防軍二十個師團の將校一萬人は現在將校中の優良者を以て之に充て國防計畫決定後は軍官學校及び各種專門學校を開設して其後の需要に備ふ

(二)軍事參議院の設立　實力ある海陸軍人を以て軍事參議院を組織す

(三)被服廠糧秣廠衞生材料廠設立

(四)兵工廠の擴張　武器の獨立を圖る目的を以て兵工廠を擴張す此擴張の意味は質の改良に在りて數の增加に在らず即ち現在の兵工廠を整理併合して改良を圖れば可なり

(五)陸地測量局の擴張　精確なる一地圖をも有せざる支那は軍事上の絕對必要事として陸地測量局を擴張せざるべからず

●外交委員會規則　十二月十八日第一次會合を行ひたる外交委員會規則左の如し(七、二二、二九、晨報)

第一條　總統府に外交委員會を設け大總統の命を承け外交事件を調査審議す

第二條　外交委員會は委員長一人委員若干人を以て之を組織す

第三條　委員長及び委員は大總統より左列各項人員中に於て之を選派す

(一)現任國務員

(二)曾つて國務員に任せし者

(三)現任或な曾つて特任官に任せし者

(四)現任或は曾つて外交次長或は駐外公使に任せし者

特別の需要に遇有せし時は大總統は上項人員外に於て臨時に學識經驗ある者を選派して委員に充當することを得

り擔任し一は年九千元一は年七千元一は年三千元なりと。（七、一二、一二、國民公報）

●第三回金券條例抗議　英國公使前きに金券條例抗議に關する中國の回答に接到せる後四國銀行團に異議ありや否やを諮詢せしに該團は曰く中國の回答は從前の主張と毫も變更なしと故に四國公使亦中國の答覆に滿足せず特に各本國政府と接洽せしが頃ろ各本國政府の回電を得すでに昨日に於て中國政府に向つて第三次抗議公文を提出せり公文前半段は金券の發行は銀行團所訂契約の利益に碍げあり中國政府は銀行團從前の契約に對し責任を負有せり亟かに應さに維持すべし從前所訂の辨法によれば銀行團は中國幣制改良に參預するの權利あり中國政府は竟に此を置いて顧みず遽ちに金券條例を發布せしは妥當ならずといひ後半段には

中國は既に濫發下落せる鈔票を收回せんと欲しながら完善なる原理原則の辨法に根據仰賴せず將來の恐慌は必らす今日より甚しからん幣制改良辨法大綱未だ規定せざる以前徒らに金券を發行するは中國及び關係有る者に大いに妨碍あり依つて此に特に再び抗議す

といへりと（七、一二、七、國民公報）

●關稅修正經過　東方新聞社北京特約通信に云ふ中國關稅修正委員會會長蔡廷幹君今晨天津より東車に乘じ來京し總統に該會議の結果を報告せり記者期せずして車中に相遇ふ談次蔡君云ふ

中國關稅の修正前週に於て終を告げたり關稅修正會は世界各國の代表四十餘人を以て組織し討論すでに一年十二月二十三日正式に會議事務を結束し各代表より新編の稅則に簽名せんとす中國は此の修正稅則によりて每年將さに稅款約八百元を增收すべく此の新稅則は明年（一九一九年大正八年）歲首に於て實行せられんとす

と記者初め所爲へらく關稅修正の事たる何等の困難ぞ恐らくは一九一九年年末に至らざれば完竣する能はざるべしと蓋し中國政府稅率增加の議は某々數國加つて極力破壞し議事程序の規定すら二ヶ月を空費せる狀態なりし然るに今乃ち期望の外に出で該委員すでによく制定の新稅表を以て關係各國政府の核准を呈請せりと且つ此新稅表即ち將さに明年一月或は二月の間に於て施行せられんとすと該會辛苦一年今已に此成功を獲たり洵に高尙の贊譽を博得するに堪へたり而して蔡君の善く友邦人士に周旋して大事を處置せる才能卓著といふべし蔡君次で又會議經過談を試みて曰く

予は委員會長として六月一日上海に到着し先づ一九一二年—一九一六年を以て新稅率基本年度と定め同月末第一次會議を開き十二月初に至るまで三十餘回の會議を爲したり新稅は切實百抽五（現實五分）の定例に依る又新稅則は大戰停後二年にして又修改を行ふの定めにして今日暴騰を告げつゝある貨物も其時に至らば必ず平常に復せん又貨物の分類は貨物各枚のアルファベット順を以てせず貨物の性質に依つて分類し英文に依り納稅せんとする者のためには別に英文索引を附する等なり尙海關報告にも改良を加へ日報（英支兩文）を發行し商務消息散佈に便す

べし云々(七、一二、二一、上海中華新報)

●關稅金款提用に關する外交部の咨文

從前財政部は四年公債抽籤還本のために二百五十萬兩を提用せんと擬せしが聞く關稅餘款は控して年終に至り此數に止まらずと適々出使の經費缺撥過多駐外使領各款待款甚だ急にして年內百二十萬元を要し議和經費の花旗銀行より立替使用せしもの六十萬元も急早撥還せざるべからざるにより領衙公使の同意を經閣議をも通過したれば外交部より財政部に咨し稅務司に飭し遵辦せしむべし相應さに領使に咨請し各公使に轉商し從速同意せられんことを財政部より日前提用を請ひたる二百五十萬元は公債償還のためにして國家の信用に關す應さに總稅務司經理に交すべく決して他の用に挪せず故に請ふ一併同意提用を允されんことを(七、一二、三一順天時報)

●西南八厘內債

廣東軍政府舉辦の「維持紙幣八厘公債」の條例原文左の如し(七、一二、二五、上海中華新報)

(第一條)廣東省政府爲維持中國銀行紙幣之用發行短期公債以大洋一百五十萬元爲定額(第二條)此項公債利率週年八厘定名曰維持紙幣八厘短期公債(第三條)此項公債以部年六月十二月爲給付利息之期(第四條)此項公債一年以內先付利息一年期滿用抽籤法每半年抽籤一次償還三分之一至二年止全數償淸前條規定八年十二月二十五日爲第一次償本期最年六月二十五日爲第二次償本期最年十二月二十五日爲第三次償本期(第五條)此項公債專收中國銀行大元券(第六條)此項公債收入中行大元券悉數儲存不再發出(第七條)此項公債專爲維持紙幣之用以廣東中國銀行爲收款總機關(第八條)此項公債應付息銀由財政廳指定黃沙厘廠廣州泰稅廠二處全年收入項下限定每月撥交一萬元存儲總商會轉存中外殷實銀行到期發息(第九條)此項公債應付本艮由財政廳指定烟酒公賣每年額收三百餘萬元項下撥還自八年七月分起按月撥存九萬元(至足額爲止)交由總商會轉存中外殷實銀行其本息悉數充公債還本之用(第十條)此項公債償本付息由廣東省政府委託總商會及廣東中國銀行爲經理總機關其在省外者得由本省中國銀行委託各地中國銀行爲代理機關(第十一條)次項公債每百元實收大元券一百元本息到期一律發付現毫按加一升合大洋(第十二條)此項公債在用行最初二個月內應募者得預扣一年之息(第十三條)此項公債票面慨不記名其有會求記名者亦准照辦(第十四條)此項票額分爲五種如左(一)五百元(二)一百元(三)五十元(四)十元(五)五元(第十五條)此項公債之債票得自償本到期之日起用以完納租稅及一切應繳政府之公款前項規定於利息到期之息票亦通用之(第十六條)此項公債得爲銀行之保證準備金(第十七條)此項公債得隨意買賣抵押及其他公務上須交納保證金時作爲擔保品(第十八條)此項公債經理規則經售人員獎勵規則另定之(第十九條)每屆還本抽籤之時由督軍省長財政廳會同總商會善堂及各團體監視(第二十條)本條例應由提需省長核准咨請軍政府政務會議備案斷行

印刷することが出來ませぬのでございまして、其第十卷湖南省の如きは本年三月中印刷所に交付して置きました、然るに漸く本月二十一日に納入の手續を了するといふやうな次第でございます、斯樣なことのないやうに當時に於て心配して最も信用ある所の秀英舍に注文して急ぎ督勵して居つた所が、其契約を結ぶ際に於て十分契約してありましたが、だん〳〵已むを得ざる事情を訴へられまして遂に斯の如く漸次延びることになりました、さうして秀英舍のみでは到底豫定通り印刷事業を遂行するの困難なるを認めまして兵林館印刷所に於ても談判致しまして兩所で之を印刷を致さすることになりました、さうして第十一卷を十月二日に第十二卷を十月二十九日に各印刷所に交付して目下印刷中でございます、さうして十一卷は十二月末に出來上ります、十二卷も十二月末に完成することになつて居ります、今日以後は毎月一卷づゝ出來八年六月迄に間違なく十八卷全部出來上る豫定でございます、讀約部數は大體春期大會に御報告した通りでありまして再版四百部に對してだん〳〵申込がございまして今日では剩す所僅に百部餘りだけのものが未だ讀約がないのであります、併し之も追々讀約申込者を得る見込でございます、故に再版に就ても豫定通り出來る積りであります、且亦紙代印刷料等の騰貴の爲に非常な困難を致しました結果勝讀者に對して郵便料を負擔して吳れますやう交渉を致しました所が、殆んど全部之が承諾を得ました、更に一册に就て四十五錢增額の交渉を致しましたが之も全部の承諾を得ましたやうな次第で本事業も先づ滯りなく遂行することが出來るであらうといふ譯であります、其次に寄附金のことに就て一寸申し上げます、春期大會以前に受領せる寄附金を今日御報告申しますと二十二萬八千九百五十圓、春期大會以後に於て受領の分が一萬七千四百圓、合計金二十四萬六千三百五十圓といふものが受領濟になつて居ります、御募集を繼續し相當の寄附金が集る見込でありまして、夙に本年に入つて以來關西方面の募集に就きましては上海同文書院長根津一氏を初め非常に盡力されましたのでありまして、又上海の同文書院の卒業生が各會社銀行等に會員入つて居りますが、是等の人々の非常なる盡力が寄附金を募集するに就て與つて力ありましたことを私は此大會に於て御報告申し上げて置きたいと考へます、寄附金の細かいことは此帳簿に記載してございますから若し御希望の方は後に於て御覽を願ひます、其次は東京同文書院並に目白中學校の學生の狀況でございますが、東京同文書院の學生は之も矢張り春期大會の時と餘り大した相違はございませぬ、現在學生は第一班が九名、第三班が七名、新班が二十名合計三十六名だけしかございませぬ、支那學生中最も多いのは廣東省で十九名あります、後は各省共三名乃至二名或は一名よりないといふことになつて居ります、細かいことは此帳簿に書いてございますから御覽下さつたら分ります、目白中學校の方は今日迄追々申し上げたやうに現在の狀況は五年が六十七名四年が百名三年が九十六名二年が九十九名一年が百二十六名合計四百八十名ございます、他に別段變りましたことはございませぬが茲に一つ申し上げて置きたいことは、春期大會以後に於て理化學實驗室を新たに設けました、之は學生の爲には勿論便利となる次第でございます、之れだけのことを申し上げて置きます、支那學生の現狀と致しましては、理由も種々ございませうが本年五月には外交上の問題に關係して大部學生が動搖したことは御承知の通りで同盟退學などして歸つた者も大部あります、九月頃になつて漸く少し此方へ遭入つて來るやうになつたのでありますが未だ十分に學生を取返すといふ迄に至りませぬ、甚だ振はざる狀況にあるのは遺憾の至りでございます、次に上海同文書院の概況を申し上げます、上海同文書院は新校舍の竣成以來院長を初め教員職員等協力一致して主として學生の精神の陶冶に重きを置くは勿論でありますが學術の教養にも努力を致しまして、さうして諸規則の改正等を致しまして此規則の實行を督勵して一般氣風の改善に努めて居ります、既に去る六月に卒業致しました第十五期生に於きましても卒業生に對する所の需用の數が非常に多ふございまして、到底其需用の數を充たす譯に參りませぬ、從つて卒業生も各自十分自分の希望する所に就職することが出來るといふ次第でございまして卒業生が非常に足りないといふことになつて居ります、此狀況は前年度と餘り變りませぬ次第でございます、學生の風紀に就きましては教職員は勿論のこと學生自身も大に注意致して居りますので是亦初めと比較して益風紀は宜しい傾になつて居ります、又體育の方も近頃は前同にも御報告申し上げた通り體育に關する設備も相當に完備致しました、又學生自身も餘程體育の方を熱心にやるやうになつて

參りまして、數年前に較べますと體育を非常に盛んにやる有樣になつて喜ぶべき現象となつて居ります、衞生狀態は春期大會以後の狀況は餘程宜しいのでございます、五月六月の候に於きましても別に多數の脚氣患者等の發生もございませなかつた、之は此學校が新らしくなりまして、衞生に關する設備其他だん〳〵完備して參りましたが學生自身も或は體育を重んずるとか、或は衞生を重んずるといふことが大事でございませうと思ひます兎に角脚氣患者の發生が餘りございませなんだのは喜ばしい現象でありまず、唯六月になりまして少し感胃患者を出したのでございます、九月になつて新入學生が病氣を致しました、每時新入學生は氣候風土の違ひ或は食物の相違等よりして多數の消化器病者を出しますが今回も矢張り消化器病患者を出しまして、遂に一名の死亡者を出しましたのは遺憾に堪へざる次第でございます、併しながら其他の者は漸次恢復致しました今日では餘程患者は減つて居ります又本年度以後傳染病患者が一人もございませぬ、今日の所では僅に熱のある者と、下痢をして居る者との四名の入院患者があるのみでございまして、健康狀態は大に善くなつて居る次第でございます次に目下の所在學生の總數は三百十九名で其內政治科十七名、商務科二百四十九名、農工科第一部が二十二名、第二部が三十七名、詰り合計三百十九名といふことになつて居ります、それから尙御報告申して置きたいことは、此政治科といふものが事實に於て入學の志望者が少ふございます、卒業後の就職に於ても、當初政治科卒業生を向ける時のやうな方面からして招聘さるゝといふやうなことも漸次無くなりました、さうして政治科を卒業したものも商務科の卒業生の行く方面に從事する傾になつて來まして、政治科に這入つて居るもので商務科に轉ずることを希望するものが多くなつて參りました、現在卒業に近づいて居る所の即ち第三年級の者を除く外今後政治科を廢するといふことに決定致しました、詰り第一年、第二年の方の者は商務科に轉科することを許すといふことになります、さうして皆喜んで轉ずるといふ次第でございます、實際の經驗に鑑みまして、又其希望に從つて今後は政治科を廢めることにしました、次に內地旅行調查報告の件でございます、之は前會の春期大會に於て決定を御報告して置きましたが、其決定に基いて陝西四川班が六名、六月三十日に上海を出發して十一月三日書院に歸つて參りました、內一名だけ病氣のため途中から退散致しました、奉天吉林班が七名之は七月七日上海を出まして十月七日書院に歸つて居ります、是亦一名だけ途中から病氣のため班を離れて了ひました江西兩湖班が九名、之は六月三十日上海出發九月四日解散して居ります、兩廣湖南班が九名、之は多數の病人が出來まして九名の內四名病氣のため途中から退散致しました、其他は六月二十六日上海を出發してから九月八日に解散致しました、安徽河南班が十一名、之は六月三十日出發九月八日解散する迄全部が旅行調查を繼續することが出來ました、河南山西班が十名是亦退散者なく六月三十日上海を出發し八月二十五日に解散して居ります　江蘇山東班が六名、之は七月一日上海を出發して八月十六日青島で解散して居ります、直隸山東班が六名、六月三十日上海を出て八月二十六日に解散して居ります、京津駐在班七名之は北京天津邊でございますが之は六月三十日上海を出で八月一日解散して居ります、政治科班が六名七月三日上海を出て八月二十六日解散しました、農工科一班が四名同二班が四名之は途中二名程病氣のため退散致しました、其他は六月三十日上海を出發して調查を繼續して九月三日解散して居ります、農工科三班が六名之は六月三十日上海を出て八月十二日解散して居ります、農工科四班が六名之は六月三十日上海出發七月二十九日調查を終了して解散致しました、上海調查班が六名、之は上海にあつて調查を終了致しました、是等は皆病氣にも罹らないで完全に調查を遂行して來ることが出來た次第でございます、次に山東者に於ける同文商務公所之は別段改めて申し上ぐる程のことはございませぬ、春季大會に申し上げた狀況と大差なく相變らず事業を繼續して居るのであります、又上海に於ける亞洲日報は本年春より新らしく輪轉機の設備を計畫致しまして七月六日に輪轉機の据付工事を竣成致しましたから新聞紙上に益々改良を致して居ります、讀者も漸次增加して居りますので蘇州の昌門內に家を一軒借りまして其處に出張所を設けることに決定して居ります、之が若し成功すれば同一の方法で其他にも設けて見やうといふ計畫をして居ります、それから新事業のことに就て尙申し上げます、春季大會に報告致しました如く、上海に於ける東亞同文書院を擴張して支那實業學校を新築することになりました、上海の東亞同文書院長根津一氏は

直に上海に歸りまして技師を會同して綱密なる設計を作りまして、根津氏が委員長となり書院の教職員其他適當なる人を委員に囑託致しまして工事を監督致して居ります、尙之は本會に取つて極めて重要なる事業でございますから、萬遺算なきを期するため本部から特に柏原幹事を上海に出張せしめまして、嚴重に設計其他に就て調査監督等を致しました、其建築工事は支那人の何紹庭（カショウテイ）といふものに請負をさせることゝなりました先般請負契約を締結して工事を進行して居ります、之は來年即ち大正八年八月末日迄には全部竣成することになつて居ります、此豫算のことは大體御承知でございませうが、土地は一部分は今日迄本會で使用して居ります東亞同文書院の敷地の一部を當て、殘る分だけを新たに購求することに致しました、斯の如くにして建築の費用を成るべく減少すること、致しまして、尙に當つて居る者が夫々苦心の結果建築費總額が東亞同文書院擴張增設費が六萬二千二百四十弗十仙、支那實業學校費が五萬三千二百四十八弗、附屬工事費が八千七百七十七弗四十仙といふ金高を以て建築工事を請負はしめることになつたので請負業者も十分信用あり經驗ある者でございます尙ほ其外最も有力なる保證人を立てまして後日間違のないといふことに就ても手落なく注意々して居る次第でございます、尙ほ昨來懸案になつて居ります支那內地に日本語の學校を設けること、又邊境の調査、新疆伊犂の如き所に通信員を置くといふやうな新らしい事業を計畫してございます、此事は目下着々進行中に屬して居りますが、今日の大會で御報告申し上げる程運んで居りませぬ、で進行中であるといふことだけ申し上ぐることが出來る次第でございます、前申し上げた上海書院の建築に關する精細なる議算は茲に記錄がございますから御希望のお方は後に御覽を願ひたいと考へます、大體春季大會以後今日に至る迄の本會の事業報告は只今申し上げたやうな次第でございます。（拍手）

○鍋島侯爵　今日は之で閉會致します

○小川幹事長　序でに申し上げますが支那公使館に館員を今晩の晩餐會に招待して置きましたが急に差支ない差支が出來たがため今日は何うしても出られぬといふことで鄭重なるお斷りが參りました、で支那公使は出席されませぬ內田外務大臣にも御通知申し上げた所出席はするが差支ない差支があつて六時半迄に伺ふ、詰り遲刻するから宜しくお詫び申し上げて呉れるやうにといふことでございましたから左樣御承知を願ひます。

午後五時五十分閉會

當日出席會員氏名及新會則に基き當選せる役員の氏名左の如し

出席者氏名

來賓

外務大臣子爵　內田康哉

會員

井手三郎　井上敬次郎
伊東知也　井上雅二
五百木良三　一宮房次郎
遠水一孔　波多野乾一
西村虎太郎　侯爵　細川護立
堀內干城　小川平吉
岡田晉太郎　大久保高明
大間知芳之助　河原橘彌
河合秋平　何盛三
金子昇作　笠羽清吉
笠島戊太郎　吉永保三郎
高木肇寬　田鍋安之助
男爵　田野邊英書
田邊爲三郎　田中德藏
田代亮介　伯爵　津輕英麿
谷森眞男　侯爵　鍋島直大
對島健之助

公爵　中野正剛　中山成太郎　長岡外史　野村傳四郎　郡島忠次郎　山崎長吉　松本良雄　福迫龜太郎　近衛文麿　寺尾亨　佐藤遼次郎　箕浦勝人　宮島大八　清水壽　森田龍太郎　鈴木恭堅　鈴木一重雄

中野天心　中西正樹　上野岩太郎　野口三郎　山本市太郎　松本忠雄　藤井元一　男爵　藤村義朗　後藤武夫　寺中猪介　清藤幸七郎　三浦彌五郎　白岩龍平　森猛熊　關菊麿　鈴木梅四郎

△改選本會役員氏名

總裁　侯爵　鍋島直大

會長　男爵　牧野伸顯

副會長　男爵　福島安正

副會長　（缺員）

幹事長　小川平吉

幹事（イロハ順）　井手三郎　大內暢三　田鍋安之助　江藤哲藏

相談役　犬養毅　原敬

子爵　加藤高明

根津一

男爵　澁澤榮一

評議員　犬養毅　井手三郎　林民雄　早川千吉郎　埴原正直　花田仲之助　堀啓次郎　一宮房次郎　柏原文太郎　山內嵓　白岩龍平　伊集院彥吉　大石正己　子爵　曾我祐準　子爵　清浦奎吾　伊集院彥吉　花井卓藏　男爵　林權助　濱口雄幸　原敬　侯爵　細川護立　頭山滿

公爵　徳川慶久
伯爵　徳川達孝
男爵　床次竹二郎
　　小澤武雄
　　大谷嘉兵衛
　　岡崎邦輔
伯爵　正親町實正
　　奥繁三郎
　　小田切萬壽之助
　　門野重九郎
　　鎌田榮吉
　　竹越與三郎
　　谷森眞男
　　添田雄飛太郎
　　根津一
　　中島眞雄
　　中村純九郎
　　中橋徳五郎
　　宗方小太郎
　　野田卯太郎
　　桑田熊藏
伯爵　柳澤保惠
　　柳生一義
男爵　牧野伸顯
　　藤瀨政太郎

侯爵　徳川賴倫
男爵　東郷安
　　徳富猪一郎
　　大岡育造
　　大石正己
　　押川方義
　　大久保利武
　　大島新
　　加藤正義
　　川島浪速
　　高田早苗
　　田鍋安之助
子爵　曾我祐準
伯爵　津輕英麿
侯爵　鍋島直大
　　鍋島桂次郎
　　中西正樹
　　長島鷲太郎
子爵　内田康哉
侯爵　黒田長成
　　倉地鐵吉
　　山成喬六
伯爵　松浦厚
子爵　牧野忠篤
男爵　福島安正

　　小松原英太郎
男爵　近藤廉平
公爵　近衛文麿
　　河野廣中
　　江口定條
男爵　有地品之允
　　淺田徳則
男爵　阪谷芳郎
　　阪本金彌
男爵　南岩倉具威
　　宮島大八
　　柴四朗
　　元田肇
　　關直彥
　　杉田定一

會計監督
男爵　森村市左衛門

　　小幡酉吉
　　小山秋作
　　小池張造
　　氷瀧久吉
男爵　田健次郎
　　安達謙藏
男爵　齋藤實
　　澤柳政太郎
子爵　清浦奎吾
　　水野錬太郎
　　箕浦勝人
　　勝田主計
　　本山彥一
　　鈴木梅四郎

彙報

自大正七年十二月十六日
至同年同月卅一日

外交關係

▲日本總領事非難事件　（上海特電十五日發）今朝居留地ミューニシパルカウンシル警察辯護士ニウンはミューニシパルの名義にて當地上海ガゼット主筆コリンヘンが日本總領事を非議せる廉を以て之が處刑を求め居留地の治安を害する行爲を爲せるものとして訴へたり本官は當地の會審衙門に同人を支那人として訴へたるも同人の國籍調査を爲すことゝし辯論を延期したり被告の國籍は英國にあるもゝ如く來週英國ポリスコートにて本件を審理す可く起訴するに至る可しと云ふ。（十六日、時事）

▲張李兩氏を遣歐　（上海特電十五日發）廣東政府は張繼及李煜瀛の兩氏をして、直に歐洲に赴き其情勢を調査せしむることに決議せり。（十六日、時事）

▲米國は遣使贊成　（上海特電十五日發）廣東來電に曰く王正廷氏は米國より軍政府宛に米國政府は軍政府にして若し使を歐洲に遣はせば必ず贊成す可しと云へりと。（十六日、時事）

▲參陸處講和條件　（十五日上海特派員發）北京參陸辦公處は歐洲講和會議に提出すべき條件四箇條の意見を提出せり。

（一）青島を回收する事（二）東清鐵道は郭宗熙ホルワートの締結せる條件の現狀を維持する事（三）天津に各國の軍隊を駐むる條約を取消す事（四）各國は支那の軍隊の數を制限することを得ざる事。

右の意見は外交部に送り陸徵祥に轉電を求めたり。（十六日、朝日）

▲青島問題協議　（青島特電十六日發）山東にては講和に伴ふ青島の善後問題講究の爲過日商擧會なるものを設け昨日午後會議會にて各界代表者會を開催し意見を徵したり。（十七日、日日）

▲和蘭公使歸國　（北京特電十五日發）本國政府より召喚の命を受けたる和蘭公使ブロックランド氏は十五日北京發歸國せり。（十七日、日日）

▲藏支和解　（北京特電十五日發）西藏を代表して川邊鎭守使陳遐齡氏とは英國副領事タイクマン氏の調停にて十一月十日一箇年間停戰し双方の軍勢を撤退し正式の平和條約は民國大總統速經與藏との間に締結すべき契約調印せる旨報道ありたり。（十七日、日日）

▲我同情を感謝　（上海特電十六日發）當地民團の代表は寺尾博士、大木伯等の支那問題聯合大會關係者に對し左の如く本日打電せり。

先生等の主唱にて支那問題聯合大會を開るゝ由新聞電報にて承知せり我同志は悉く先生等始め諸君の熱心なる同情に感激す支那問題解決の根本は民心立憲に基く平和的建設にあり之を導く方法は第一舊國會同復第二督軍制の撤廢第三軍隊の制限を以て必要とす若し此の根本問題を解決し能はされば騷亂底止する處なし今や我が教育家並に各方面の有識者の意見は總て之に一致したり此意味に於て貴國有識者諸賢が同情と聲援を我國民に與へらるゝは兩國親善の爲め最も有力なる保障たりしなり。（十八日、時事）

▲中亞過激派　（北京特電十六日發）中央亞細亞と支那新疆省との境界に蟠居せる過激派は依然優勢にして反過激派は北方より攻撃を加へつゝあるも作戰不便なるを以て最近軍隊をして新疆省を通過して過激派の背後を衝かんと計畫しつゝあるが若し支那が反過激派軍隊の支那領土通過を許さる時は聯合國より支那を促し新疆省軍隊を國境に出征せしめ北方の反過激派軍隊と相應じ過激派を挾撃せんとする議あり同方面の形勢注意さる。（十八日、日日）

▲阿片密輸入說　（上海特電十七日發）今朝のノース　チャイナ　デーリー　ニュースは日本が支那各地に於て阿片モルヒネ等を盛に密輸入し居れりとて其遠かに之を停止するの道を講ずるの必要を述べたる通信を載せ之に對し社說を揭げ青島其他軍需品として輸入し或は支那海關にある日本人も之に關係ありなど記し其通信員の所言頗る正確なる故疑ひを容るゝの餘地無しと云ひ此事件は頗る重大にして且つ頗る不快のことなるを說き結論して

公爵 徳川慶久
伯爵 徳川達孝
男爵 床次竹二郎
小澤武雄
大谷嘉兵衛
岡崎邦輔
伯爵 正親町實正
奥繁三郎
小田切萬壽之助
門野重九郎
鎌田榮吉
竹越與三郎
谷森眞男
添田雄飛太郎
根津一
中島眞雄
中村純九郎
中橋徳五郎
宗方小太郎
野田卯太郎
桑田熊藏
伯爵 柳澤保惠
柳生一義
男爵 牧野伸顯
藤瀬政太郎

侯爵 徳川頼倫
男爵 東郷安
徳富猪一郎
大岡育造
大石正己
押川方義
大久保利武
大島新
加藤正義
川島浪速
高田早苗
田鍋安之助
子爵 曾我祐準
伯爵 津輕英麿
侯爵 鍋島直大
鍋島桂次郎
中西正樹
長島鷲太郎
子爵 内田康哉
侯爵 黒田長成
倉地鐵吉
山成喬六
伯爵 松浦厚
子爵 牧野忠篤
男爵 福島安正

小松原英太郎
男爵 近藤廉平
公爵 近衛文麿
河野廣中
江口定條
男爵 有地品之允
淺田徳則
男爵 阪谷芳郎
阪本金彌
男爵 南岩倉具威
宮島大八
柴四朗
元田肇
關直彥
杉田定一

會計監督
男爵 森村市左衛門

小幡酉吉
小山秋作
小池張造
氷瀧久吉
男爵 田健次郎
安達謙藏
男爵 齋藤實
澤柳政太郎
子爵 清浦奎吾
水野錬太郎
箕浦勝人
勝田主計
本山彥一
鈴木梅四郎

彙報

自大正七年十二月十六日
至同　年同　月卅一日

外交關係

▲日本總領事非難事件　（上海特電十五日發）今朝居留地ミューニシパルカウンシル警察顧問ニウンはミューニシパルの名義にて當地上海ガゼット主筆コリンヘンが日本總領事を非議せる廉を以て之が處刑を求め居留地の治安を害する行爲を爲せるものとして訴へたり本官は當地の會審衙同に同人を支那人として訴へたるも同人の國籍調査を爲すこと、し歸論を延期したり被告の國籍は英國にあるもの、如く來週英國ポリスコートにて本件を審理す可く起訴するに至る可しと云ふ。（十六日、時事）

▲張李兩氏を遣歐　（上海特電十五日發）廣東政府は張繼及李煜瀛の兩氏をして、直に歐洲に赴き其情勢を調査せしむることに決議せり。（十六日、時事）

▲米國は遣使贊成　（上海特電十五日發）廣東來電に曰く王正廷氏は米國より軍政府宛に米國政府は軍政府にして若し使を歐洲に遣はせば必ず贊成す可しと云へりと。（十六日、時事）

▲參陸處講和條件　（十五日上海特派員發）北京參陸辦公處は歐洲講和會議に提出すべき條件四箇條の意見を提出せり。

（一）青島を回收する事（二）東清鐵道は郭宗熙ホルワートの締結せる條件の現狀を維持する事（三）天津に各國の軍隊を駐むる條約を取消す事（四）各國は支那の軍隊の數を制限することを得ざる事。

右の意見は外交部に送り陸徵祥に轉電を求めたり。（十六日、朝日）

▲青島問題協議　（青島特電十六日發）山東にては講和に伴ふ青島の善後問題講究の爲過日商擔會なるものを設け昨日午後會議會にて各界代表者會を開催し意見を徵したり。（十七日、日日）

▲和蘭公使歸國　（北京特電十五日發）本國政府より召喚の命を受けたる和蘭公使ブロックランド氏は十五日北京發歸國せり。（十七日、日日）

▲藏支和解　（北京特電十五日發）西藏を代表して川邊鎭守使陳遐齡氏とは英國副領事ダイクマン氏の調停にて十一月十日一箇年間停戰し双方の軍勢を撤退し正式の平和條約は民國大總統追頒制廉との間に締結すべき契約調印せる旨報道ありたり。（十七日、日日）

▲我同情を感謝　（上海特電十六日發）當地民黨の代表は寺尾博士、大木伯等の支那問題聯合大會關係者に對し左の如く本日打電せり。

先生等の主唱にて支那問題聯合大會を開るゝ由新聞電報にて承知せり我國志は悉く先生等始め諸君の熱心なる同情に感激す支那問題解決の根本は民心立憲に基く平和的建設にあり之を導く方法は第一舊國會同復第二督軍制の撤廢第三軍隊の制限を以て必要とす若し此の根本問題を解決し能はざれば禍亂底止する處なし今や我が教育家並に各方面の有識者の意見は進て之に一致したり此意味に於て貴國有識者諸賢が同情と聲援を我國民に與へらるゝは兩國親善の爲め最も有力なる保障たりしなり。（十八日、時事）

▲中亞過激派　（北京特電十六日發）中央亞細亞と支那新疆省との境界に蟠居せる過激派は依然優勢にして反過激派は北方より攻撃を加へつゝあるも作戰不便なるを以て最近軍隊をして新疆省を通過して過激派の背後を衝かんと計畫しつゝあるが若し支那が反過激派軍隊の支那領土通過を許さゞる時は聯合國より支那を促し新疆省軍隊を國境に出征せしめ北方の反過激派軍隊と相應じ過激派を挾撃せんとする議あり同方面の形勢注意さる。（十八日、日日）

▲阿片密輸入說　（上海特電十七日發）今朝のノース　チャイナ　デーリー　ニュースは日本が支那各地に於て阿片モルヒネ等を盛に密輸入し居れりとて其逸かに之を停止するの道を講ずるの必要を述べたる通信を載せ之に對し社說を揭げ青島其他軍需品として輸入し或は支那海關にある日本人も之に關係ありなどゝ記し其通信員の所言頗る正確なる故疑ひを容るゝの餘地無しと云ひ此事件は頗る重大にして且つ頗る不快のことなるを說き結論して

曰く吾人は近く日本政府に對し遠に此密輸入事件を停止する手段を取らんことを訴へざる可からず萬し日本政府は之を停止せんとせば直に之を爲し得ければなり日本は當然支那の通商貿易の上に特別の利益を要求し居り又日本は支那の利益の爲めに其爲す可きを爲すと稱し居れり阿片の貿易は頗る有利なるは勿論なり左れど之が爲めに日本が阿片の價値よりも更に眞好なる日本の名聲を支那及び世界各國より失ふ可きなり日本は英國が印度の阿片を支那に輸入するを責めたるに徴し何等の思慮なく之に代る阿片を支那に輸入し金錢上の利益を收めて其名聲を傷けんとするか是れ決して武士道の精神にあらずと。（十八日、時事）

▲梁氏の渡歐期　（北京特電十八日發）梁啓超氏は十九日入京し徐總統に謁見告別し各方面より歐洲平和會議に關する意見を聽取したる上二十三日出發二十六日上海出帆の横濱丸にて渡歐すべしと。（二十日、日日）

▲財政援助差控へ　（桑港電報十九日發合同通信）倫敦來電＝天津よりの報道によれば日本は支那に對し財政的援助を差控ふることに決せり。（二十一日、日日）

▲支那の海軍條件　（北京特電二十日發）支那海軍部より平和會議海軍部員吳振南氏に對し左の如き訓令を發せり。

（第一）青島は日本の聲實の如く還附せしむ。

（第二）各國の租借地は全部の還附を望むも不可能なれば租借國に於て大なる利害なき物を先づ還附せしむべし。

（第三）海洋自由問題に列國と同一歩調を取るべし。

（第四）海上に關する海牙條約決定事項を變更する場合は一方に偏する勿れ

（第五）軍備縮少問題に對し支那海軍は尙幼稚にして自衛上將來の擴張を要する物來を受くべからず。

（第六）償金問題は列國と同一態度を採るべし。

（第七）將來支那港灣の租借をなさざる事。（二十二日、日日）

▲支那海軍武官紹介　（華盛頓特電十九日發國際通信）在華盛頓支那公使館付として派遣せられたる支那一等海軍武官薩元侶大尉は十九日支那代理公使容氏によりて海軍卿ダニエルス及國務卿代理ポルク兩氏に紹介されたり。（二十二日。晨日）

▲日支諒解成る　（奉天特電二十一日發）二十日夜小幡公使は張巡閲使の晩餐會に臨みたるが開宴に先だち別室に於て張巡閲使と會見し主戰派軍連は動もすれば大勢に逆行し武力解決を主張し而も張巡閲使其急先鋒たりとの風説あるは和平統一の上に障碍あると同時に日支の將來に鑑みて甚だ遺憾なる旨を述ぶるや張巡閲使は誠意を披瀝し政變の裏面を叙説し其結果東三省に於ける日支關係に就き兩者の間に完全なる諒解を得たるものゝ如く公使は二十一日朝多數官民の見送りを受けて赴任せり。（二十三日、日日）

▲小幡公使　（北京特電二十二日發）小幡公使は二十二日午前十時着京日支人多數の出迎へを受け公使館に入れり新公使は同日芳澤代理公使より事務の引繼を受け各國公使を歴訪し近く日を定めて徐總統に謁見し國書を捧呈すべし尙芳澤參事官は二十三日夜北京發歸朝の途に就く筈。（二十四日、日日）

▲邦人毆打眞相　（濱口特電二十二日發）道次の支那兵邦人毆打事件は王汝賢氏部下の兵の荷物が大倉組店員二名に衝き當りしより爭論となりしものにて二人は日清汽船事務所に入りしが支那兵三十餘名追躡し來りて之を亂打し二人の内なる廣瀬某を兵營に拉し去り負傷せしめたるものなり同人は目下入院中なるが生命には別條なし。（二十四日、日日）

▲傳望氏暗殺さる　（桑港電報二十二日發國際通信）當地に於ける支那居留民中の最も著名なる一人にしてチャイナメール汽船會社支配人傳望氏（當年五十歳）は二十一日何人とも知れざる暗殺者の爲に狙撃せられ後刻絶命し兇人は逃走せり。（二十四日、日日）

▲外交團の調停を望む　（北京特電二十四日發）南方は依然として陝西調處問題を先決せざれば平和會議を開かずと固執し在廣東の各國領事を介して北方が陝西、甘肅にて停戰を肯ぜざれば平和進行に妨害あり各國公使より北方政府に對し其不誠意を責め速に解決せんことを勸告されたしと。（上海特電二十五日發）廣東國會參議院議員九十四名は連名にて日、佛、英、米、伊五國公使に對し支那の内爭原因を明瞭に述べたる長電を送れりと。（二十六日、日日）

▲日本を中傷す　（二十五日哈爾賓特派員發）東清鐵道紙（ボルワート鐵道紙）漢字新聞遠東報の日本に對する記事は支那新聞東華報と共に最近

に至りて益辛辣を極め二十四日の遠東報はセミヨーノフがコルチャックを承認せざるは實にセミヨーノフの後に日本在るに依るセミヨーノフの獨立宣言の如きは畢竟日本の贊助に俟たずんばあらず是れ要するに日本が四伯利に野心を有する事明かなり杯と一段餘りに亘りて盛んに我國に對し誹付きつゝありホルワート派の露支兩國の新聞が最近我に日本に對し不穩當の記事を掲載するに至りし事は大に注意を要すべし。（二十六日、朝日）

▲阪谷男招聘英佛贊同　（二十四日北京特派員發）　阪谷男を支那財政顧問として招聘する件に關しノース、チャイナ、デリーニュース記者は小幡公使に對し外國は何れも相談に與らずと語れる由なるも日本公使館側の語る所に依れば四國銀行團の關係上日本政府より先づ英佛政府に内意を問ひしに何れも贊同の意を表し來れるは事實なりと。（二十六日、朝日）

▲日本の態度を攻撃す　（桑港電報二十四日發合同通信）　華盛頓來電――當地に於て聞知せらるゝ所によれば支那講和委員は亞細亞大陸に對する日本の侵略的態度を攻撃し自國内の不統一に就ては自ら之を處理すべく敢て他國の干渉を望まず又借款は自ら之を改革し且支那に於ける外國の企業は之を整理するの意ありと主張し居り。（二十七日、日日）

▲膠州灣問題附託　（北京特電二十六日發）　本日の國務院會議は外交部提出の膠州灣回收に就き討議せり其結果之を國務院各部及び參陸辦公所にて組織せられたる委員會の研究に託することに決定せり。（二十八日、時事）

▲小幡公使國書捧呈　（北京特電二十七日發）　小幡新任公使は二十七日午前十一時總統府差廻しの馬車にて總統府に赴き徐總統に謁見し信任狀及天皇陛下の御親書幷に御眞影を奉呈し新任の挨拶を述べ歐洲戰爭終了し支那南北の内訌既に融和の緒に就き國内の平和實現されんとする際兩國の親睦を計り共に世界永遠の平和に貢獻する爲大總統の尊遇を蒙り益力を盡すを得ば欣幸なりと述べ之に對し徐總統は公使の言は予の全然同感し且欣悦する所なり殊に日本天皇陛下より御親書御眞影を受領せしは最も歡喜する所なるが公使より予の深厚なる謝意を傳達されん事を乞ふ日支兩國は國境を相接せるを以て予は兩國の睦誼日に益々强固なるを希ふ今や歐洲戰爭終了し我國の時局も安定を見んとしつゝあり世界永遠の平和を實現せんとするは予の欣幸とする處なり公使は久しく我國に在勤し今日公使に榮進して來任されしは予の又欣ぶ所なり希くは貴國天皇陛下に予の衷心よりの敬意を傳達されたしと答へ小幡公使は茶菓の饗應を受け退出せり。（二十九日、日日）

▲王氏を講和使節に　（上海特電二十八日發）　北京國務院は目下來國に在る王正廷氏を歐洲平和會議特使中に加ふべき旨陸徵祥氏及駐米支那公使顧惟鈞氏に打電せり但之が發表は南北統一後となすべしと。

（備考）　王正廷氏は廣東參議院副議長にして南方承諾運動の爲目下滯米中のものなるが之が講和特使任命は南方よりも講和特使を派遣すべしとの南方派の主張を容れたるものと見るを得べし。（三十一日、日日）

▲公使團會議　（北京特電二十七日發）　二十七日午後三時英國公使館にて聯合國公使會議を開き痴漢人處分其他の重要問題に就き審議せり。（二十九日、日日）

南北情勢

▲總理同意案可決　（北京特電十四日發）　十四日午後二時より衆議院開會總統府秘書長吳笈孫氏は錢總理の同意を求め次で投票に移り其の結果總數二百五十二名中二百三十六票を通過せり參議院は來る二十日投票す可し。（十六日、時事）

▲議和會地決せず　（上海特電十五日發）　北京來電に曰く南北會議地點に關し南方は倘ほ上海を固持し又昔後の二字に反對す故に總統府國務院共に十三日十代表者と接見せず唯四川に王克全汪有齡を天津に派し朱啓鈐の北京に來るを促さしめたり。十六日、時事）

▲唐氏を代表に贊成　（上海特電十五日發）　岑春煊氏は唐紹儀氏を南方代表とするを贊成する旨返電を發せり。（十六日、時事）

▲湖北議長當選　（十四日漢口特派員發）　湖北省議會は十四日議長選擧を行ひたるが出席議員百三名投票の結果風佩蘭五十七票を以て當選せり副議長選擧は十六日行ふ筈。（十六日、朝日）

▲南支の代表者　（十四日北京特派員發）　廣東軍政府は十二日の政務會議に於て歐洲講和會議に派遣せしむべき南方代表者として伍廷芳、孫文王正廷、汪兆銘、伍朝樞の五名を選定し先づ李煜瀛外一名を歐洲に派して調査

せしむる事に決定せり。（十六日、朝日）

▲王寵惠歐洲派遣　（十五日上海特派員發）徐總統は王寵惠を歐洲に調査員として派遣すへく命ぜり。（十六日、朝日）

▲徐總統廣東へ回答　（十四日北京特派員發）廣東軍政府七政務總裁より福建及び陝西に於ける北軍の軍事進行に關し詰問し來れるに對し徐總統の回答要領左の如し。

陝西方面には土匪の首魁盧占魁あり郭縣胡景翼等と結びて城を燒き掠奪を爲し陝西督軍陳樹藩之が勦滅に努むと雖も及ばす依つて別に勢援を出し速かに平定し民を安んぜんとす今遽かに停止すべからす、福建方面は前線防守の軍隊の後方に土匪起り現駐の軍隊にては力足らざる爲め一旅の援兵を送つて後方土匪の討伐に當らしむのみ。（十六日、朝日）

▲梁士詒氏辭職す　（上海特電十五日發）梁士詒氏は參議院議員及び參議院議長を辭する旨天津より書面にて要求し來に職に就けるは內外の形勢險惡なるに鑑み力を致す所あらんとし紛糾を解き民望に副ふ旨を宣言したるに今や障碍多く力夫れに遠ふ故責を負ふて辭職すと云へり。（十二日、時事）

▲李純和議を悲觀す　（北京特電十六日發）錢總理は十五日夜李純氏より長文の密電を接受せり內容左の如しと云ふ。

（一）軍政府は北方政府が唐紹儀の南方代表者たるに贊成せざるに對し軍政府は朱啓鈐の北方代表者たるを承認せず。

（二）岑春煊より北方が福建、陝西に於ける態度は明かに誠意なきものと認むるを以て南方より代表派遣のことを暫く見合す可く又會議地點を南京となすことに就きても四南各省同意する能はず。

（三）余自身の意見として前述の知くなるを以て和議の前途暗黑となり來れり中央政府は速かに具體的辨法を講ぜられたし。（十七日、時事）

▲曹錕英官憲招待　（十五日天津特派員發）直隸省長曹錕は十六日午後八時英國駐屯司令官、正副領事等を省長公署に招待し招宴を張る由近來支那官憲の英兵に接近せんとするは可笑しく電車破壞事件に關聯し日本人に含む所ありしとの說ある折柄注目に値すべし。（十六日、朝日）

▲省國琮廣東代表　（十六日廣東特派員發）廣東省議會は十五日開會出席議員六十四名にて南北和平會議に送るべき代表者の選擧を行へる結果曾國蓂當選せり。（十七日、朝日）

▲丁少將北行す　（奉天特電十七日發）支那四伯利駐兵慰問の爲め徐世昌氏侍從武官丁志源少將一行は十七日北行せるが二十一日浦潮着大谷司令官と會見す可しと語れり。（十八日、時事）

▲南北軍撤退を始む　（漢口特電十七日發）北軍の撤退兵每日汽車にて長沙より岳州及び武昌に向け出發す長沙の紙幣相場騰貴す湖北の南北軍も撤退を始めたり。（十八日、時事）

▲王芝祥北方に勸告　（上海特電十七日發）王芝祥氏は廣東より北京總統府國務院和平期成會に對し打電して曰く岑春煊氏は自ら代表の職に膺るを願はす尙ほ唐繼堯氏は總代表たるを望むあり政府に於ても堅く辭することと無くこれを容れられたしと。（十八日、時事）

▲張巡閱使に印信送達　（十六日奉天特派員發）東三省巡閱使令發布以來內部の組織未だ完備し居らざりしが張巡閱使は今回入京中新制度經營及び軍事權限を協商確定し十五日徐總統より印信を送達し來れり。（十八日、朝日）

▲錢總理の進兵辯明　（北京特電十七日發）錢總理は廣東軍政府七總裁に打電し陝西、福建の進兵は土匪討伐の外に他意なし平和を渴望するも其爲土匪の橫行を放任し兩省を紛亂せしむるに忍びず若し土匪討伐が平和を妨害し表面和を云ひ裏面に作戰すと云は苛酷なり且福建よりの報道に依れば陳炯明の部下は既に永泰を陷れ尙進軍中なりとされど中央は一部分の違約を以て平和主張を變ずる事なし中央は既に停戰令を出し講和代表を任命し會議を待つことも平和を渴望する眞實の表示となさざるか若し諸君が中央の意を了する能はざれば唯國民と友邦の公論を待つの外なし所謂時日の遷延は陝西福建を敎拾すべからざる狀態に陷る一而其責は誰に歸すべきや國步艱難太平の促進の外は他に途なき際障害を除き共に誠意を披瀝し早く代表を派し會議を開かんことを望む旨を述べたり。（十八日、日日）

▲北方總代表聲明　（十八日上海特派員發）北方總代朱啓鈐は西南より正式に承認さるゝまでは政府の辭令を受けず其間決して意見を發表せず人にも接せずと聲明せりと。（十九日、朝日）

▲岑春煊の和平談　（十七日北京特派員發）岑春煊の談に曰く和平會

議は福建陝西問題の解決前に之を開くも不可なく議和問題として差支なし但し和平會議を一日も早く開くを要す議和代表は總代表とも十名とするも可なり因に南方議和代表の人選は十六日の政務會議に提出されたりと。（十九日、朝日）

▲徐段倪張懲罰論　（上海特電十九日發）孫洪伊氏は又復廣東護國會軍政府各總裁其の他に宛て通電を發し段祺瑞、徐世昌、倪嗣沖、張作霖等を懲治するの必要を說き此問題を先づ決せざれば必ず和平の云ふ可きなく如何なる條件を議するも必ず齟齬に歸す可しと痛論せり。（二十日、時事）

▲湖北兩軍撤退　（漢口特電十七日發）湖北の南北兩軍は共に撤退を開始し宜昌にて船舶の徵發を爲しつゝあり。（十九日、日日）

▲北軍の撤退兵　（漢口特電十七日發）北軍撤退兵每日汽車にて長沙より岳州及武昌に向ひつゝあり。（十九日、日日）

▲岑氏の意嚮　（北京特電十七日發）廣東來電——岑春煊氏は福建陝西問題を先決するにあらざれば平和會議を開く能はずと主張し居れるも同問題は平和會議にて解決するも可なり故に必ずしも前議を固執せず速に平和會議の開催を希望する爲十六日政務會議を開き南方の代表者を正式に決定すべし歐洲平和會議に對する支那代表は南北協議の上決定するを適當とすべく北方のみの代表にては全國の使節と認め難しと語れり。（十九日、日日）

▲四川內訌漢中危機　（十八日漢口特派員發）四川軍劉存厚熊克武と陝南守使曾金案との間に不和を生じ戰亂は再び漲らんとし漢中又危機を告ぐるに至り直隸混成第四旅及駐蘭州の奉天軍は潼關を經て急進中なり。（二十日、朝日）

▲和議事務所設置命令　（十八日北京特派員發）徐總統は秘書長に對し南北議和に關する事務を處理せしむるため總代表辦公處を總統府內に設置すべき旨を命ぜり因に北方議和代表朱啓鈐は十八日天津より入京せり。（二十日、朝日）

▲龍濟光軍解散　（香港特電十九日發）南軍に降服せる海南島の龍濟光軍は今回解散し夫々歸鄉せしむることゝなり軍政府は彼等に旅費を支給したり。（二十日、日日）

▲行政刷新命令　（北京特電十八日發）徐總統は各省行政の擧がらざるを慨し是行政會議が精勵治を計らざるなりとなし山西に於ける實業の振興奉天に於ける土匪の肅淸、河南に於ける農工業の振興は成績顯著なり他の各省も宜しく選擇を嚴重にし民治を擧げよと長文の命令を發せり。（二十日、日日）

▲第一次外交調查會　（北京特電十八日發）十八日第一回外交調查委員會開會汪大燮、周自齊、孫寶琦、林長民、曾汝霖、王寵惠、周樹模、陸宗輿、斬雲鵬、張一鏖、高而謙、陳錦、張志潭の各委員出席今後の方針に就き協議したり。（二十日、日日）

▲總理承認案參院通過　（北京特電十八日發）十八日參議院出席議員は百九名にして百五名の多數にて錢總理承認案を可決通過せり。（二十日、日日）

▲唐氏承諾　（上海特電十八日發）唐紹儀氏は廣東軍政府に對し和議總代表承諾の旨を答へ且陝西、福建問題に就き直ちに交涉を爲すこと及南方の代表を速に指名するを求めたり又北京側より依然南京を以て會議の場所たるべきを固執するを以て上海ならざるべからずとの旨を申出たり名稱は地名に依るに決し平和とも善後とも別に附せざる事となれりと。（二十日、日日）

▲北方和議三案　（北京特電十八日發）北京政府は和議大綱三案を定めたるが左の如し

一、立法は須く全國の公意を合すべく專ら南方の意に依て決を採る能はず

二、軍事は先づ範圍を定め以て統一を圖るべし

三、財政は双方の協議に依るべしと。（二十日、日日）

▲和議速開決議　（北京特電十八日發）廣東來電＝十六日南方議和代表選定に關し政務會議を開き岑春煊氏は唐紹儀氏を總代表に推薦せるに對し湖北、陝西、福建三省の代表は唐氏の總代表に贊成なるも北軍は前記三省に於て南軍を攻擊しつゝあれば之を先決するに非ざれば代表を出す能はずと抗議し穩和派なる冷通、章行嚴兩氏は南方は軍費軍器缺乏し此上戰爭を繼續する能はず一部分の爲大局を誤るべからずと反駁し三省代表は三省の安危を度外視するものに對し吾人は根本より平和會議に贊成する能はずと激論ありしも伍廷芳氏の調停にて唐紹儀氏を總代表に擧げ速に平和會議を開くと共に北方に對し嚴重に詰責し前記三省の停戰を實行せしむる事に決議せり。（二十

日、日日）

▲小幡公使着奉　（奉天特電十九日發）小幡駐支公使は松島哈爾賓領事と共に着奉大和ホテルに入り赤塚奉天、森田吉林、山口元長春、小倉鐵嶺、酒匂營口各領事を會して打合を爲し正午奉天總領事館に於ける赤塚總領事の午餐會に臨み再び領事會議を開き同夜奮軍公署に於ける張巡閲使晩餐會に列したるが滯奉中の孟吉林督軍吳淞、張各師團長陪席せり。（二十一日、日日）

▲唐氏に全權一任　（上海特電十九日發）廣東來電＝舊國會衆議院は十七日會議を開き全權を總代表唐紹儀氏に與ふる事を以てし唯署名調印の前に國會の同意を受くる事を議決し且又軍政府に對し陝四、福建問題解決の後に非ざれば代表を派遣する勿れと決議せり。（二十一日、日日）

▲南北提戰提言　（上海特電十九日發）熊希齡氏は國務院に對し陝四、福建問題は暫く進擊を中止して南北相圍つて停戰地域を定め以て和議の進行に便せられたしと述べ國務院は熟考すべき旨答へたりと。（廿一日、日日）

▲福建前進停止　（上海特電十九日發）參陸辦公處は王永川氏の旅團は既に福建援兵に至れるも之に對し前進を中止し後の命令を待てと命せり（二十一日、日日）

▲陝西益亂る　（漢口特電十九日發）陝四は先月末陳樹藩氏が南軍の首領井口幕氏を誘殺したる爲戰爭は益々劇烈を極め當地より向ひし張錫元旅長の兵は一部漸く渭南に進し一部は尚潼關附近にあり政府は張鳳翽氏を急派し南軍を和解せしむるに決せる旨武昌に宣告せり。（二十一日、日日）

▲陝西問題　（北京特電十九日發）北方が陝四問題に就き苦慮する處は平和會議開催に就き徐總統と段祺瑞氏との間に密約あり當時段氏は四川省を以て西南勢力の外に置かん事を提議せしも徐氏は事實上不可能なりとて之に反對し段氏は然らば陝四、福建を土匪討伐區域として北方の勢力下に置かんと主張し徐氏が之を承認せし行懸かりあれば同問題に關し改めて段氏と意志疏通を圖らざれば斷然たる回答を爲す能はざる狀態にあり故に徐總統は十九日徐樹錚氏を介し陝西問題に就き段氏と協議せしめつゝあり平和期成會に於ては段氏に對し干右任、張紡兩氏は地方に人望ありて其勢力實軍陳樹藩氏に優り土匪とは認め難き事及干右任、張紡兩氏は軍政府よりの委任狀を有し護國軍と認めらるべき證據ある事を告げ段氏の讓歩を請はしむる筈なるが徐總統は固より異論なく陝西問題は段氏の諾否に據りて決定すべき次第なりと因に段氏は實軍陳樹藩氏を後援し居れり。（二十一日日日）

▲北京代表出發期　（上海特電二十一日）十九日午後三時北京側議和代表九名は朱啓鈐氏の求めに應じ宅を同して中央公園に到り會議し朱啓鈐氏は總統徐世昌氏の意見を述べ各代表に對し一週間内に出發し速かに和議を爲す可く議和の地點は未だ定めざるも正に南京に充つる事を得可しと述べ總に二十九日同車して南京に赴き會議を待つ事となれり尚ほ夫れまでの日程として二十三、二十四、二十五日の三日間各政團各地議和團體代表と會見し二十七日徐總統に謁して請訓し二十七日錢總理閣員を訪ひ辨法を商議し二十八日各代表會議の上南下の準備を爲す可し。（二十二日、時事）

▲國防軍の編成　（二十日北京特派員發）從來編成中なりし參戰軍は今回改めて國防軍と爲し四師に編成して傅良佐、曲同豐、陳文運、馬良各師長となり段祺瑞は國防軍總司令官、徐樹錚は國防軍參謀長に任命せらるべしと。（二十二日、朝日）

▲支那北兵亂暴　（二十日漢口特派員發）沙市日清汽船會社出張所へ十九日夜北兵三十餘名亂入し器物を破壞し邦人及支那店員を毆打負傷せしめ悠然として引揚げたり。（二十二日、朝日）

▲錢能訓國務總理任命　（二十日北京特派員發）錢能訓國務總理同意案は兩院を通過せるを以て十九日附にて錢能訓は正式國務總理に任命せり。（二十二日、朝日）

▲李王福陝問題電照　（二十日漢口特派員發）福建陝西に對する局部討伐續行問題の爲め妥協の進行を阻害せんとするや湖北王督軍は李江蘇督軍と頻繁に電報を往復し一面中央政府と陝西問題に就き電照中なるが陝四の靖國軍は劉存厚、鍾體道が靖國軍を土匪と布告して北兵を以て之を討伐せんとするを憤り進軍を止めず漢中は危機に迫りしより陝四省白河縣に在る援陝軍總司令に前進を命令し又許蘭州張錫元兩旅長にも前進を促せり尚鄂西、鄂北に在る北洋軍は當分撤退せざる事に決定せり。（二十二日、朝日）

▲伍朝樞上海派遣　（二十日香港特派員發）廣東軍政府外交部副總裁伍朝樞は歐洲講和會議に南方代表者派遣の問題に關し北京政府との交渉委員に任命せられ之れが交渉のため十九日香港發上海に向へり。（二十二日、朝

日）

▲對陝閩政策　（北京特電二十日發）錢總理より平和期成會に與へし回答に依れば福建問題に對して目下增員中の奉天軍の進行を中止し薩鎭冰氏をして土匪討伐の實に當らしむること、陝西問題に對しては南軍司令于右任氏は地方を擾亂せざりしを以て之を優遇し又平和會議に對しては外交切迫し猶豫すれば災害あり四南は疑惑を除き一致して外國の干涉を免れ歐洲平和會議に列席の權利を保つべし對外的に二の政府なし南北もと一家なりと述べたりと之を以て見るも政府の對陝西福建政策を知るを得べし。（二十二日、日日）

▲馬賊團の掠奪　（長春特電二十一日發）南北滿洲にて名高き馬賊の頭目老開儒は此程部下四十名を引連れ吉林省の北方なる松花江の沿岸に現はれ通行の荷馬車百輛を襲ひ目星しき馬匹七十頭を强奪して西方に走り新城縣城、（伯都納）に到り富豪を襲撃せんとせしが早くも官憲の知る所となり伯都納駐屯の騎兵隊は直に討伐隊を編成し之を途中に邀撃し十二月七日より九日まで三晝夜の間官賊兩軍の間に激戰ありしが馬賊側にては早くも形勢不利なりと察し官兵の銃彈に仆れたる戰友を篤く弔ひ盛なる告別式を擧げたる後隊伍堂々北方に向け退却せり。（二十三日、日日）

▲兩督肝膽相照　（奉天特電二十一日發）東三省巡閱使張作霖氏と吉林督軍孟恩遠氏とは從來犬猿も啻ならざる關係にありしが大勢主戰派督軍に不利なるより同病相憐む意味に於て兩者の間漸く接近しつゝあり孟督軍は歸任の途次奉天に立寄り督軍公署に宿泊し張氏と肝膽相照らし遂に兄弟の好を結べりと。（二十三日、日日）

▲伍廷芳氏哀訴　（上海特電二十二日發）伍廷芳氏は更に在北京英國公使ジョルダン氏に宛打電して曰く

護法政府は永遠の平和を得んとする外何等目的なし北方と平和を締結するの機熟すると共に直に停戰の命令を出し適當なる地點に於て和議に就き會議せん事を提議せり是益し日佛英米伊五箇國の好意的覺書提出を懇期し且之に對し用意ある事を示さんが爲なりしなり然るに北方は表面上和平を求めたるに拘らず陝西及福建に於いて軍事行動を繼續し南北當局者が相互に停戰命令を出せる後北方は陝西に對し土匪討伐の口實の下に兵を送れり予は軍政府外交部長として此事を貴國政府及閣下の同情により各國政府に打電せられん事を請ふと。（二十三日、日日）

▲梁氏辭職許可　（北京特電二十一日發）二十一日の參議院は議長梁士詒氏の辭職を許可せり。（二十三日、日日）

▲錢總理の辯駁　（北京特電二十一日發）錢總理は李純氏に打電して南方が歐洲平和會議に使節を派遣せんとするに對し七箇條の辯駁を試み李純氏より速に南方に交涉し双方より使節を派遣し國內の分裂を證據立て外國の嘘ひを招く勿れと述べたり。（二十三日、日日）

▲錢閣承認案　（北京特電二十一日發）中央政府は衆議院に各總長承認案を提出せり其顏觸は內務錢能訓氏兼任、陸軍靳雲鶚氏、財政龔志湲氏等にして其他は變更なし。（二十三日、日日）

▲錢氏正式任命　（北京特電二十一日發）錢總理承認案は既に國會を通過したるを以て二十日同氏は正式に國務總理に任命されたり。（二十三日日日）

▲政府南方非難　（二十一日上海特派員發）北京政府は二十日附にて過去數週間に於て南方と和平問題に就き交涉せる北方の態度を辯護すべく公表せり南北の間に取換されたる電報をも之に附して發表す右聲明中に七箇條の說明あり北方の態度を辯護し南方首領の態度を非難せり

第一、は十一月十六日停戰命令に就き

第二、は南方より對等會議を求めたるに對し北方の讓歩せる事

第三、は會議の名稱を會議地點の名を以て會議の名と爲すに同意せる事

第四、北方の南京を會議地點とするを主張し內政問題を議するには上海よりも自國の完全なる國土に於てするを可とし且又政府は李純が仲介者として奔走せる事を度外視する能はざる故南京を選びたるなり

第五、北京は平和に就て北方より提議せるに拘らず軍事行動を執りありとの攻撃を承認せず事實は土匪の鎭壓、陝西に彌蔓しつゝあるを述べ是等の土匪を討伐する爲北兵を出動せしめたるなりとて其行動を辯護し四川よりの報道に依れば南軍司令官を陝西の南郷縣城に進軍せしめあるを示し南方が却つて和を言ひつゝ軍事行動を續行するを唱し

第六、は南方が歐洲講和會議に南北協同して委員を出すを求め來れるは理由なき要求にて却つて支那代表權を無效ならしむ

第七、國內問題の會議に對する北京の代表者は既に派遣されしに南方は其代表を派遣せず是れ誠意あるや否やを疑はしむ。(二十三日、朝日)

▲岑錢停戰應答　(二十一日上海特派員發)　岑春煊は錢能訓に對し關應の事は既に唐天爵、陳炯明と會商し停戰の區劃を定めて土匪を剿討爲さしむる放實方にても李厚基に對して同樣の方法を執らしめられ度し若し兩軍の委員に於て直接に接衝する事湖南の如くせば更に妙なりと云へり右に關し錢能訓は岑春煊に對し返電して曰く關應會にては王永川旅團の前進を停止するの手續を爲せり但し陳炯明の部下が尙猛進しつゝあるに就き先づ是が退去を命ぜられ度し陝西省を以て土匪搖蕩區域と爲すを免れしむるの議は友邦の言論に照し行ひ今公に依り力を盡して剿討せられ度く依頼す。(二十三日、朝日)

▲廣東議會決議　(二十一日北京特派員發)　廣東議會は十九日左の決議を爲せり

一　陝西湖南湖北關應に新に增派せる北軍全部を撤去せしめ停戰するにあらざれば軍政府が講和代表を派出するを得ず

二　軍政府が外交團に對して北方土匪討伐の口實の下に該各省に進擊し和議の進捗を阻害する歟を宣明する事

同日軍政府にては同問題に關し錢能訓を反駁し同時に外交團に對し北方の不誠意を訴ふる決議を爲せり。(二十三日、朝日)

▲戰時委員會成立　(二十一日北京特派員發)　戰時委員會は二十一日總統府に於て成立會を開き徐總統の開會の辭及委員長周自齊の答辭ありて後中國、交通銀行紙幣の價格維持に關し討論ありたり。(二十三日、朝日)

▲王芝祥南下使命　(二十一日上海特派員發)　廣東來電＝王芝祥曰く今回の南下は北京平和期成會の希望に依り各省平和期成會及び商務總會と連絡を取り平和促進に實する爲めなりと尙彼は十八日廣東平和期成會開會式に臨み其趣意を演說し十九日夜南寧に行き三週間後廣東に戻るべしと。(二十三日、朝日)

▲錢國務總理の返電　(北京特電二十二日發)　南方總代表唐紹儀氏より陝西關應問題は平和會議開催の後同會にて解決すべし北方に於て先づ一切の作戰計畫を停止せよと要求し來り錢總理は平和會議にて陝西關應問題を議することに贊成し只關應問題は一切兵を進むるを停止すべきも陝西問題は土匪の擾亂甚だしきを以て護法軍と土匪とを分ちて處置すべしと回答したり。(二十四日、日日)

▲和議準備委員出發　(北京特電二十三日發)　北方代表施愚氏準備委員として二十二日南京に向け出發せり。(二十四日、日日)

▲南方停戰要求　(北京特電二十二日發)　徐總統は南方七政務總裁より左の電報を接受せり

陝西省に增援しつゝある北軍は合計四箇旅團あり南軍の第四路總司令井勿幕が陝西督軍陳樹藩の爲殺害されしは十一月二十一日即ち停戰命令公布後なりとを以て見るも陝西に於ける北軍は停戰せりと云ふべからず又陳炯明の報告に依れば北軍は十二月五日聯奉を攻擊し奉天軍は日夜猛行追擊しつつありと陳軍の永泰を攻めしを告むる能はず湖南にありては湖北督軍王占元は施南一帶を討匪區域となし四週間を限り恩施縣、鶴峰縣を恢復せんとし同方面の南軍築才、唐克明は護法軍の旗幟鮮明なり名づけて土匪と云ふべからず速に諸將に命じ陝西、關建の援軍を停止し王占元に命じて停戰命令を遵奉せしむべし和議の成否は此一擧にあり確答を望む。(二十四日、日日)

▲鈕永建氏遭難　(廣東特電二十一日發)　廣東兵工廠長鈕永建氏は市街に於て狙撃されたるも難を避けたり通行人は之が爲めに負傷せり。(二十四日、日日)

▲善後討論會　(北京特電二十四日發)　平和善後討論の目的にて新設されし善後討論會は二十三日開會會長錢能訓氏外周樹模、張國淦、汪大燮、徐樹錚氏等出席目下の緊急問題たる關應、陝西問題を議し政府は兩省に於ける護法軍と土匪とを區別し夫々の處置を取る方針なれば南方の主張全部を容るゝ能はざるに決せり。(二十五日、日日)

▲平和期成會の宣言　(上海特電二十三日發)　北京の和平期成會は左の宣言を發せり

一、本會は省議會、總商會、教育會等の法定團體に據りて組織せられ眞正の民意を代表するの機關と爲し若し和平會議に於て南北の衝突ある際多數の利害に就き意見を發表し第三者として仲裁の地位に立つべし

二、善後問題に就ては研究部を設置し練め討論すべし
三、對内對外問題は重望ある者を推擧し之を支持せしむ本會の一部分は會議地に移して結合を堅うし其主張を貫徹すべし。(二十五日、日日)

▲葉恭綽氏出發　(北京特電二十三日發)　歐洲交通事業視察の命を受けたる前交通次長葉恭綽氏は二十三日午前出發途中滿洲經由日本に立寄り二十日間滯在鐵道事業を視察すべしと。(二十五日、日日)

▲梁氏出發　(北京特電二十三日發)　歐洲講和會議に參加する梁啓超氏は二十三日北京出發上海より橫濱丸にて渡歐すべし又先般來日本に赴き居りたる外交部參事劉崇傑氏は陸氏の隨員に新任され同船にて渡歐すべし。(二十五日、日日)

▲和議破壞を責む　(上海特電二十三日發)　林森、吳景濂、褚輔成外議員百十五名は連名通電を發し北方兵を派して陝西、福建兩省に入り和議を破壞するの擧の逃べ各省に之を外國に通告せんことを求め且つ西南の軍隊に對し戰ひに備ふる處あるを求めたり。(二十五日、時事)

▲軍政府に質問す　(上海特電二十三日發)　二十日廣東國會議員連は參議院林森、衆議院議長吳景濂及び衆議院副議長褚輔成をして軍政府に赴き左の三件を質問せしめたり
(一)軍政府の三政務總裁岑春煊、伍廷芳、林葆懌は伍朝樞、王寵惠を歐洲講和の爲めに派遣すること徐世昌と協議せる由なるも何故に政務會議の通過を得ず國會の同意を得ざりしか
(二)袁天才よりの電報に據れば軍政府は湖北の南軍を見捨てゝ西南に入れざるかとあり軍政府は果して南北和議に貴州、雲南、湖南、廣東、廣西、四川の六省のみを代表せしめ陝西、福建、湖北を放棄するか
(三)陝西、福建に對する出兵問題は未た解決せざるに何を以て俄かに議和總代表として唐紹儀を派遣する旨公表せるか國會の決議と合致せざるにあらずや
右に對し軍政府の伍廷芳、章士釗は答へて曰く
(一)伍朝樞、王寵惠歐洲派遣のこと未だ確かならず唯彼等上海に赴かしめて北方の同意を受けしむるのみ若し正式に派遣する場合には國會の同意を經可し
(二)袁天才より斯くの如き電報に接せず軍政府は之に就き通電宣告する處ある可し
(三)總代表派遣の議は國會の議決に先ちて議決せるものなり何れ再び國會を經て解決す可し
軍政府は總代表を決定せるも若し陝西、福建、湖北三省に於て北軍停戰を實行せざる時は南方の代表は北方と談判を開始せずと云へり又衆國會參議院議員は軍政府に出願して曰く軍政府は果して朱啓鈐を北方の議和總代表として承認するや否や彼は帝政派にして議和代表たる資格なきにあらずや三日以内に答辯せられたし。(二十五日、時事)

▲北方の意見尙纏らず　(北京特電二十五日發)　北方議和代表は各政黨と意見を交換中なるが研究會は對外關係及平和會議の期間を短縮せん事を望む外代表の行動を束縛するが如き意見なく七號俱樂部(舊交通系)は法律事實の兩問題を共に解決し新舊兩國會を同時に解散し討論會は別に具體的意見を發表せず唯安福俱樂部は徐總統の位置を保存するに口を藉り新國會機關を固執し現在の國會組織法、兩院議員選擧法等は共に新國會の同意なくして修正する能はずとの意見を以て平和會議に於ける代表の主張となさんと主張しつゝあり右に對し議和代表等は如何にして徐總統と安福俱樂部との意見を調和すべきかに就き苦心し居れり。(二十七日、日日)

▲世界和平會　(上海特電二十六日發)　汪兆銘、徐紹楨氏等の發起にて世界平和協進會成立し會則十箇條を決定せり。(二十七日、日日)

▲南方の態度　(二十六日上海特派員發)　軍政府各政務總裁連命にて徐世昌に對し更に陽建、陝西出兵の不法を反覆論駁し遽かに軍事行動を中止し軍隊を現駐地に中止せしめ各地の外國領事に監視歩哨を依頼し以て違約を防ぎ又唐紹儀をして南方議和總代表の資格にて上海に於て陝西、福建、湖北出兵問題を完全に解決するを待ち和議に着手せしむべく北方が尙依然平和方針を改めざるに於ては國民と友邦の公論に訴くべしとの意味の電報を致せりと。(二十七日、朝日)

▲代表發表督促　(上海特電二十七日發)　上海の伍朝樞氏より唐紹儀氏の意見なりとて北方が既に議和代表を任命發表せるに對し南方も代表を發表するを得策とす然らば南方が却つて外國より議和の誠意を疑はるゝに至

らんとの意を廣東當局に打電せるが國會側は陝西福建出兵取消前代表のことを協議せざるに決定せる以上其國會決議案を輕々に取消す能はざる困難事情ありと。(二十八日、日日)

▲一方に停戰一方に討伐　(北京特電二十六日發)　北京政府は南方に對し陝西福建の停戰を承諾する樣聲明せるに拘らず參陸辦公處は陝西督軍陳樹藩氏に對し平和會議開始以前に土匪を討伐せよと密令せり。(二十八日日日)

▲上海說を變へず　(上海特電二十六日發)　和平會議地點に關し今日唐紹儀の語るところに據れば軍政府政務會議は固く上海說を持し居れり決して之を變更することなし又南方代表は昨二十五日の政務會議に於て決定報告ありし筈なり會議は如何にするも上海ならざる可からず是れ今日に於ける最も重要なる問題なりと。(二十八日、時事)

▲黃種の爲めに孟督氣を吐く　(長春特電二十七日發)　吉林督軍孟恩遠氏は據報の如く北京よりの歸途二十三日來着したるが長春在留日本人有志は二十四日督軍歡迎の晩餐會を催したるに對し督軍は其返禮として今回北京公使館書記官に幾轉せる山田領事官の送別會を兼ね二十五日午後三時より吉長道尹公署に於て午餐會を開き在留日本人五十餘名及支那文武官等を招待せり席上督軍は吉林省に於ける日支人の親善は過去に於ては誠に厚かりしが今後一層敦厚ならんことを望むと述べ且歐洲を中心とせる世界大戰も今や終了を告げ今後益人種的競爭激烈ならんとする秋に方り日支人は最早一局部的の親善をなすのみにては不十分なり此際大に努力して黃色人種の完全なる同盟を結び此貴重なる機會に相携へて他人種に當らざるべからずとて日支同盟論を主張し杯を擧げて日本人の健康を祝せり。(二十八日、日日)

▲軍閥陰謀を働く　(北京特電二十八日發)　南北妥協の障碍となりし陝西、福建出兵問題に對して李純より仲裁意見として一定の分界線を定め其範圍內に於て南北兩軍分擔的に土匪の掃蕩を行ふ可しと打電し來り徐總統を始め國務院總統府側皆贊成し徐總統より其旨承知の旨返電に及びたるに段祺瑞氏は之を非とし北軍に向け飽まで南軍に對抗し進軍す可き旨電命を發したり斯る軍閥一派の陰謀的行動に依り南北和議の狀態は列國勸告以前と同樣の危險狀態を現出するに至れり斯くの如く和議を力說する文治派は軍閥の陰謀的行動あるに拘はらず代表を南京に派して其誠意のある所を示して廣く天下の輿論に訴へん覺悟を爲し居れり。(二十九日、時事)

▲議會に同意を求む　(二十七日廣東特派員發)　軍政府は歐洲講和會議に南方政府の代表として伍廷芳、孫文、王正廷、王兆銘、伍朝樞、王寵惠を派遣する爲議會の同意を求めたり。(二十九日、朝日)

▲錢氏更に南方に詰る　(北京特電二十七日發)　錢總理は二十六日南方七政務總裁に宛て大要左の電報を發せり。

陝西福建の土匪は地方を擾亂し人生を傷け掠奪强姦人道公理に叛く國家として討伐せざるべからず福建に於ける土匪の頭目たる盧祥、吳二、藍本、陝西の盧占魁、樊老二、高峻の如きは馬賊又は火賊の張本にして法の許さざる所之を護法軍となす能はず況んや是等土匪の起れるは南北戰爭前なり故に停戰命令にも土匪を討伐する事を言明し南方正式軍隊の名を關る能はざらしめたり是等土匪の橫行にして若し南方にてもこれを討伐するが當然なり然るに南方は政府の忠誠を察せず土匪討伐の名を借りて陰に兵を進むと責む政府は南軍を尊重する爲土匪と別たんとす南方强てこれを一にせんとするは解鄕に苦しむ和平會議に於ては必す軍隊を縮少せざるべからず是等の土匪を保護し地方の擾亂を奬勵せば平和後に至り地方の安寧を計るべからず又南方は四箇旅團の陝西增援、井勿幕の暗殺、福建軍の聯皐攻擊奉天軍の福建增援湖北督軍の施南地方攻擊等を告むるも皆事實にあらず停戰命令は十一月十六日にして許蘭州の陝西增援は九月なるのみならず兵數は四箇旅團にあらず井勿幕の暗殺は郭堅が李厚材をして爲さしめたるものなり福建北軍は停戰し河南は攻擊せざるに南軍は十一月二十日、二十一日二十四日に涵江蒲田縣等を攻擊し永泰は十二月九日に陷落せり奉天軍の福建增援は薩鎭冰に隸屬し專ら土匪討伐の爲なり湖南西部に於ては北軍より挑戰せず停戰前北軍の防禦線は寶鄕、陽平、博坪縣等に亙り居りしが今や寶鄕益陽望城縣等相次で陷落せり是四川軍が約に背き攻勢を取れる證據なり自ら原線に退くべきにあらずや返電を待つと。(廿九日、日日)

▲南方和議代表　(北京特電三十日發)　南方の代表は唐紹儀氏の外左の諸氏に決定せり。

章士釗(岑春煊代表)、唐體禹(雲南代表)、王伯群(貴州代表)、程潛(湖南

代表)、魏子浩(福建代表)、胡漢民(孫逸仙代表)、曾彥(廣東代表)、郭椿森(廣西代表)、趙世鈺又は李述膺(陝西代表)、吳永珊(四川代表)(三十一日、日日)

▲國本鞏固策　(北京特電二十八日發)　錢總理及各總長は二十七日朱啓鈐氏各代表者と平和會議を開き錢總理より左の通り述べたり。

第一、徐總統は歐洲戰爭終了し平和の潮流旺なる時支那南北相爭ふを停め一致して外に對する必要を認め諸君を選べり諸君は國家の爲平和統一を招徠するを第一義とすべし。

第二、法律問題の解決は多數の輿論を基礎とする國家を前提として討議すべし。

第三、今後の問題は地方の現狀を觀察し各省の過剩軍隊を陶汰し土匪を鎭定するを要す善後經費は必要を限り支出す。

第四、今後は世界の大勢に鑑み民治を盛んにし新國家を肇造し國本を鞏固とするを要す。(二十九日、日日)

▲北方代表出發　(二十九日北京特派員發)　和平會議の北方代表朱啓鈐以下九名二十九日午後二時北京出發南京に向へり錢總理各閣員其他の見送り盛んなり一行は天津に立寄り南京には六日到着の豫定なり。(三十一日。朝日)

▲馮玉祥の暴擧　(二十九日長沙特派員發)　本月十七日湘西鎭守使馮玉祥は常德に於ける日商佐藤洋行(?)に對し家賃値上問題より不法にも家宅捜索を行ひ商品及家財全部を押收し同店の閉鎖を命じ多數の巡警をして監視せしめたり之に對し在留邦人等は治外法權を無視せる無法惡例なりと非常に憤慨し居れるも馮に對しては張督軍及北京政府の力及ばざる爲め解決の前途に對し悲觀し居れり。(三十一日、朝日)

▲議和地點と外人　(二十九日上海特派員發)　南方主張の和議地點上海說にして通らされば和議の成立不可能なり故に當地の外國人の意見は若し北方にして南京說を固持せば五國は必ず北方政府に勸告し上海にて會議するを承諾せざるに於ては遂に和平を見る能はずとて其再考を促すの要あるべし其勸告は一日早ければ早き程和平を速かならしむべし地點問題は平和成否の岐るゝ所なるを知らざるべからずと稱しつゝあり。(三十一日、朝日)

▲唐氏の和議五箇條件　(廣東特電二十八日發)　二十七日烏衣鎭氏は南方議和總代表唐紹儀氏を代表して廣東國會兩院議員に對し唐紹儀氏は國會の意見を尊重して行動するは勿論其他和議の根本條件たる舊國會の恢復以外に尙左の五箇條を有すと告げ之が實行を希望する旨附言せり。

第一、歐洲平和會議には北方と協議の後委員を派遣すること。

第二、南北議和會議に際しては速に代表を上海に派して誠意を示すこと。

第三、會議地點は必ず上海たるべきこと。

第四、段祺瑞の國防事宜實辦を取消すこと。

第五、督軍制度を廢止すること。(三十一日、日日)

▲議和代表に訓示　(北京特電二十九日發)　總統は昨日議和代表を招き諸氏は今回の和議は敵國との和議と異り國內紛糾を一擧するを目的とするにあれば胸中に南北の溝を置くこと勿れ且つ國家を前提として之に違ふ者は如何なる主張も採用す可し然らざるものは爭うて可なりと訓示せり。(三十一日、時事)

財政關係

▲關稅剩餘金交付要求　(十四日北京特派員發)　支那政府は曩に關稅剩餘金の交付を要求して外交團の拒絕に會ひたるも十二日再び民國四年公債の償還に充つる目的を以て關稅剩餘金二百五十萬元の交付を要求せり。(十六日、朝日)

▲支那稅法改正運動　(漢口特電十六日發)　張謇氏等は上海に國際稅法平等會なるものを起し米國大統領ウィルソン氏の助力を求め平和會議に於て支那稅法改正を主張する爲め代表者を米國及び歐洲に派遣する計畫なるが北京商會商業會議所は全國の商會に通電して贊成を勸告中なり。(十七日、朝日)

▲南北戰費支出額　(上海特電十五日發)　北京參陸處の調査に據れば南北內爭の爲め要せる軍費は北方三億四千萬元南方七千萬元なりと。(十七日、時事)

▲關稅改正終了　(北京特電十六日發)　上海に於ける關稅改正委員會

は既に討議終了し委員長蔡廷幹氏は十四日來京し中央と打合せの結果十六日再び上海に向ひたるが二十日最後の會議を開き調印を爲し其翌日盛餞の意味にて宴會を開くことゝなれり。（十八日、時事）

▲鹽密輸入警告　（北京特電十七日發）厦門、汕頭の日英米各領事は北京公使館會議の決議に基き南北兩軍の首領及交涉使に對し鹽の密輸入販賣を爲し外國借款の擔保たる鹽稅收入の妨害を爲す勿れと警告せり。（十九日、日日）

▲財政最高機關　（十八日北京特派員發）支那の財政に關する最高顧問機關として總統府内に設置すべき財政委員會は二十日成立會を開く委員長に周自齊委員は張弧（事務主任）熊希齡、汪大燮、梁士詒、周學熙、曹汝霖、朱啓鈐、王克敏、陸宗輿、陳振先、張謇齡、葉恭綽、吳鼎昌、李士偉、徐恩元の諸氏なり。（二十日、朝日）

▲對支借款問題　（北京特電十八日發）米國駐劄支那公使顧維鈞氏より米國政府は支那南北平和會議終了し統一成り次第善後借款に應ずる旨聲明せりとの報告支那政府に達したるが右に就き消息通は米國の聲明は米國のみにて善後借款に應ずる意味にあらず支那の政治借款は四國銀行團に優先權あり即ち銀行團に復歸しての借款引受の意味ならん銀行團に於ても米國の復歸を歡迎し且白國銀行團に於て加入の希望ある由なれば之を許すや否やの問題を解決し或は組織を一變するの必要あるべしと語れり。（二十日、日日）

▲關稅借款の拒絕　（北京特電二十一日發）二十日協約國公使會議の結果義に支那より要求し來れる關稅剩餘借款は目下尚ほ其時期にあらずとし拒絕することに決せり。（二十三日、時事）

▲政府銀行團に借款申込　（二十一日北京特派員發）支那政府は財政窮乏に付二十日四國銀行團に對し鹽稅剩餘金を引當に二百十五萬元の融通を要請せり。（二十三日、朝日）

▲關稅率の改正　（二十三日北京特派員發）支那關稅改正委員會に於て今後の物價の變動を豫期し今回改正せる關稅率は歐洲諸和條約批准二年後に於て再び改正する旨決議されたるが支那政府も右に對し承諾の旨二十二日回答せりと。（二十五日、朝日）

▲米支借疑交涉　（二十三日天津特派員發）北支那駐屯米國軍司令官及び在天津領事は二十三日午前十一時黎元洪氏を訪問し會談せり。其内容に付近侍者より探聞する處に依れば右は米支借款問題にして其代償として蕃薯邊租界の讓渡案を提議し黎氏の盡力を求めたり黎氏は之を諒とし梁士詒、周自齊、汪大燮の三氏に直接協議されたき旨を答へ本件に名を連らぬるを忌避せりと。（二十五日、朝日）

經濟關係及其他

▲京奉鐵運賃抗議依賴　（十四日天津特派員發）京奉鐵道運賃問題は是迄各國官憲及會議所より支那側當局に向ひ個々の行動を執り居たるが今回天津聯合商業會議所決議案として領事團を通じて北京外交團に抗議方を依賴せり。（十六日、朝日）

▲長春取引所　（長春特電十五日發）昨年八月より新築中なりし都督府長春取引所は落成し昨日日支官民數百名を招待し盛なる移轉式を擧げたり其工費二十五萬元頗る宏壯を極む同所一日の穀類其他の取引一千元に達し頗る盛況なり。（十六日、時事）

▲廣東小錢輸出禁止　（十六日廣東特派員發）廣東財政廳は小錢五十弗以上省外に持出す事を禁止する旨命令を發せり。（十七日、朝日）

▲長沙紙幣相場　（漢口特電十七日發）長沙の紙幣相場は騰貴せり（十九日、日日）

▲煙濰鐵道促成運動　（芝罘特電十八日發）在留英人は此講和の期に乘じ煙濰鐵道速成運動方を英國公使ジョルダン氏に請願せり又當地商務總會も北京政府に同鐵道促成方を請願せり。（二十日、日日）

▲清津築港運動　（清津特電十九日發）清津築港問題に對し羅南市民も蹶起し清津と呼應して其目的を遂成すべく十九日市民大會を開き本問題に就き努力すべき決議し且關係當局に向つて速成方を電請せり尙清津よりも該問題運動の爲來年一月初旬委員として二名を京城に派遣することに決せり。（二十一日、日日）

▲米國の吉林投資　（長春特電十九日發）米國人の實本家等が最

哈爾賓米國總領事を通じて吉林省の森林、鑛山等に對し多額の資金を貸與せん事を申込みたる事は既報の如くなるが今回上海にある米人は吉林電燈會社の擴張に對して低利の資金を貸與し且機械一切を米國より買はしむる事を契約し又吉林省に要する銃器彈藥其他の武器をも米國より買はしむる事を契約せりとの説あり眞偽未だ明かならざるも米國人の活動盛んなる際なれば注目に價すべし。(二十一日、日日)

▲國際貿易協會　(上海特電二十一日發)　今回上海に在る南北兩支那人實業家は國際貿易協會なるものを發起し戰後歐米商人と互に聯絡を取ることを目的とし數箇條の議決をなせり。(二十三日、日日)

▲麥酒原料栽培計畫　(二十一日北京特派員發)　米國麥酒醸造者組合が支那に於て麥酒原料栽培の計畫あるに對し南京米國人會は北京米國公使に宛て該計畫に反對の旨電報を發すると同時に該計畫に對し極力反對されたき旨の請願書を送れり文に曰く

大多數の在支米人及び支那人民は米國にて法律にて禁ぜられたるが如き企業を支那領土内に起すは支那に對し甚だ不親切の行爲にして且米國の名譽を毀くるものと云ふべし米國は今日支那に於て廣く正義と自由のチャンピオンとさる然るに之を以て憐むべき援けなき支那を呪はんとするは米國人の忍ぶべき所にあらず云々。(二十三日、朝日)

▲金銀禁輸改正　(北京特電二十四日發)　外交團にては支那政府の提出せる金銀銅輸出禁止條例案中に若干の修正を加へ出施行に同意せるが修正の主なる點は個人の携帯輸出する額を原案には百圓と制限せるを二百圓に改め特別の場合多額の貨幣を輸出する際支那官廳の特許を受くべしとありしを銀行協會、領事團、支那税關の合議制にて特許を與ふること等なり。(二十六日、日日)

▲國際税法大會　(二十六日上海特派員發)　二十五日國際税法平等會大會は各方面の實業家代表二百餘名列席し張謇會長として首席に着き副會長沈聯芳は本會成立の經過を報告し次で張謇は

一　物價は將に近日委員會の定むる所に依り根據とすべし

二　税率は既定の約定に依り一割二分五厘を實行し國内の釐金も條約に依り之れを廢止する事

三　方針を改め條約と同じものたらしめず條約に依り拘束せらるゝ性質を除却すること

四　唯だ國内國外平等を求めて決して保護税の方針を執らず先づ極端なる國定税を取らず唯だ各國自由對等の協定を求む

との意見を述べ之れに依り代表を歐洲に赴かしめ講和委員に附隨せしむることを決議し又政府に對し釐金廢止、關税增加に依る政府の決心如何につき表示を求むべきを決議せり。(二十七日、朝日)

▲阿片の密輸入　(上海特電二十九日發)　支那海關總税務司サーフランシスアグレン氏の乘船たる海關巡邏船ピンチアオの二十五日上海入港の際同船乘組支那人の阿片密輸入を企て居れるを探知し捜索の結果多數の密輸入を企てたること判明し多量の阿片を發見せり目下其眞相調査中なり。(二十一日、時事)

支那省

天覽

第十一卷

第十一卷內容

目次

第一編　總說……一—二五
第二編　開市場及貿易……二六—五七
第三編　都會……五八—二〇〇
第四編　交通及運輸機關……二〇一—四三三
第五編　郵便及電信……四三四—四四四
第六編　主要物產及商業慣習……四四五—六三三
第七編　工業及礦產……六三四—七四七
第八編　輸移入品……七四八—七九六
第九編　商業機關……七九七—八四六
第十編　貨幣金融及度量衡……八四七—九八四

地圖寫眞　**江西省全省**（百五十萬分四色刷）外都會圖寫眞百餘

本書は本會附屬上海東亞同文書院に於て一千餘の人員と二十萬金の資とに依り十年間實地踏査をなさしめたる資料三十萬頁を基

支那

第十卷 第三號

要目

論說
- 關稅改正と我實業家……一—四

資料
- 中國銀行營業成績……五—一三
- 湖南米の近況……一三—一五
- 冬防期間の兵艦配置……一六—一七
- 湖南省西部駐軍隊員數……一七

雜錄
- 幣制局と財政部の權限……一八
- 支那に於ける鐵道と其の材用……一九—二〇
- 支那の鐵道……二一
- 支那婦人の變化……二二—二三
- 低廉なる勞働……二三
- 米國の對支貿易の活況……二三—二四
- 米國と支那……二四

事業界
- 支那事業界近況……二五—二九

半月史
- 半月間の支那重要事件……三〇—三四

時報
- 支那最近時事要項……三五—四二

彙報
- 支那關係諸報道……四三—五六

東亞同文會調查編纂部

株式會社

臺灣銀行

（臺北）

支店出張所

臺灣　基隆　臺中　嘉義　臺南　打狗
　　宜蘭　淡水　新竹　桃園　阿緱
　　臺東　花蓮港　澎湖島
內地　神戶　大阪　橫濱　東京

支店出張所

支那　上海　九江　漢口　福州　廈門
　　仙頭　香港　廣東
南洋　新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ
歐米　孟買　倫敦　紐育

酸素療養器

オキシヘーラー

治病實驗例附

說明書申越次第贈呈

オキシヘーラーは其効力の顯著なる事使用僅か五分間を出でずして三乃至五㎜の血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十㎜の活力を增進す試に血壓計、脈波計、等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸の整調に依て自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應明の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏强實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡、解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟也

Thos. A. Edison.

says, "The doctor of the future will not dose ns with drugs' but will instruct his patients as to the cause aud prevention of al maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

特色

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟練を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして效力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は微痛だも感せず治療に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

正價金三十五圓

東京市牛込區簞笥町三十一番地

オキシヘーラー奬勵會

電話番町四六八九

特長三〇七【振替東京二七七一二】

大正八年二月一日發行「支那」第十卷第三號

目次

論說

關稅改正と我實業家……一——四

資料

中國銀行營業成績……五——一三

湖南米の近況……一三——一五

雜錄

冬防期間の兵艦配置……一六——一七

湖南省西部駐在軍隊員數……一七——一八

幣制局と財政部の權限……一八——一九

支那に於ける鐵道と其の用材……一九——二〇

彙錄

支那の鐵道……二一

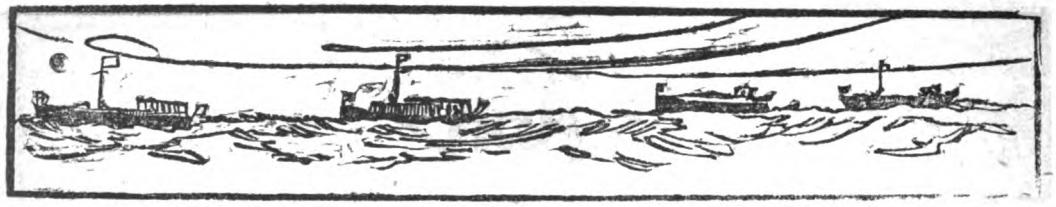

支那婦人の變化……二二——二三
低廉なる勞働……二三——二三
米國の對支貿易の活況……二三——二四
米國と支那……二四——二四

事業界

福公司事業成績—漢冶萍鐵公司營業狀況……二五——二九

半月史

錢內閣成立—參戰借款及國防軍計畫—北方參議院議長改選—南方代表確定—國會第四次宣言—京綏鐵道借款成立……三〇——三四

時報

（內治外交）
記者團の南北調停案—北京政府最近の政略—廢督と毀法造法と—西南の內裂と和議の前途—第三團體の標榜—歐戰に對する支那の態力—鴉片燒棄規則—萬國禁烟會成立

（財政經濟）
關稅剩餘金問題—軍政府財政の近況—財政部の戰時費用調查—鳳凰山鐵鑛案の內幕—江西省借款說……三五——四二

彙報……四三——五六

ABK

株式會社 安部幸兵衞商店 機械電氣部

營業科目

羊毛、豚毛、毛皮、棉花、絲布、其他輸出入品一切、原動機、製造機械、工作機械、試驗機械其他機械工具材料
發電機、電動機、變壓機、水車其他電氣機器具、軌條、鐵板鐵棒、鐵管其他船舶、建築用金物材料

營業所 東京市麹町區內幸町一丁目三番地

電話新橋 局 五一八 二七七二
五八三 二〇九一

本店 橫濱市南仲通三丁目五十番地

支店出張所 東京、名古屋、大阪、神戸、下關、長崎、沖繩、打狗、臺中、臺南、嘉義、北京、天津、上海、濟南、漢口、沙市、青島、大連、紐育、マニラ、カルカッタ

大正八年二月一日

第十卷　第三號

關稅改正と我實業家

一

我邦實業家間の一大問題たりし支那現實五分稅改正は、舊臘二十日關稅改正委員會の議定を經たり。大正二年十月十四日、支那政府が各國に向ひ改正の提議を爲せしより約五年餘の歲月を閱みし其間波瀾重疊し、幾多の曲折を經て纔かに決定せり。如何に本問題が我國に重要視せられたるかを察するに足るべし。改定稅則及其會議の經過は未だ公表せらるゝに至らざれば、之を批評すること能はざるも、本年夏期までに實施せらるることなれば、我邦實業家たるもの、之に關し相當の覺悟なかるべからず、殊に吾人の我邦實業家の注意を喚起せんと欲するは、裁釐加稅の遠からず提議せらるゝこと是れなり。世上往々現實五分稅改正が、大行惱を生じたる事實に鑑み、流石健忘症の支那政府も、現實五分稅改正後、直ちに裁釐加稅を提議し來らざるべしと樂觀するものある

も、是は非常なる迷想たるを免れざるものなりとす。裁釐加稅は支那上下の宿望にして、支那政府が曩に現實五分稅改正の提議のみ爲したるも、是は其本意にあらずして、裁釐加稅の前提たるに過ぎず。現實五分稅改正の後、機會だにあらば、裁釐加稅の提議を爲し來ること疑ひなし。此間の消息は、前署理總稅務司ぶれとん氏頗る了解し居れり、ぶれとん氏の說に據るに、「支那政府は、一九〇一年關稅改正の時より、裁釐加稅の主義を懷抱し、未だ決して之を拋棄したることなし、今日未だ其說を公にするに至らざるも、まつけー條約の規定を實現せんとの意思あること確實なり。彼が先づ議論多からざる現實五分稅問題を解決せんとするは、頗る其策を得たるものにして、該問題にして解決せんか、裁釐加稅の問題を提起すべき機會生ずべきなり」と。支那政府は何れの日を以て該問題を提起すべき時機と爲すや、固より測り知るべからざるも、最近米國大統領うゐるそん氏が、正義人道を高唱するに及び、支那朝野之に感化せられ苟くも條理を具ふるものは、何事にても之を主張し、之を貫徹し得べしと信ずるに至りたるに依り、主義上既に列强の承認を得たる裁釐加稅問題を、現實五分稅議定せられたる今日を好機とし、豫想外に速かに提議するならんと思考せらる。彼の現實五分稅改正の葛藤を回顧し、

樂觀するもの、如きは、日既に三竿に上り、尙快夢を貪るものに異なるざる也。

二

今回の關稅稅則會議は、略ぼ我邦の主義の如く決したりとの說あるも、其內容の發表せられざる今日、其當否を判斷することを許さざるも、其我邦の權利を增加せるものにあらずして、若干の負擔を增加したるものなること疑ひなかるべし。負擔增加額は、之を見積ること容易ならざるも恐らく四五百萬圓を下らざるなるべく、我邦輸出品に對し多少の打擊を加ふべきものあるは、論を待たざるなり。例之棉絲の如き、支那政府が外國型機械製品を保護する爲め、我二十番手以下のもの、支那棉絲の競爭を被むり、既に少なからざる打擊を受け居るものなれば、新稅則に依り、二十番手以下のものが、現行稅則に比し、四割內外の增徵せらるゝことあらんか、我棉絲の被むるべき打擊、更らに大なること疑ひなかるべし。其餘の我輸出製品は、固より棉絲の如き打擊を受けざること明なるも、是れ亦既に支那製品の競爭に苦しめられつゝあるものなれば、關稅增徵の爲め、更らに幾分の惡影響を被むること知るべき也。されば當初支那政府より關稅改正の提議あるや、我邦の輿論沸騰

し、是れ日本品の支那に於ける市場を閉鎖し、日本商工業を根本的に破壊するものなりとし、斷然該提議を拒絶すべしとの說ありたる程にて、假令之を承認するも、相當の條件を提出せざるべからずとは、我國論の一致する所なりしは、當然なりと謂ふべし。

三

世上往々支那關稅は、從價五分を基礎として換算せられたる從量稅にして、現行稅則は十餘年前に協定せられたるものに係り、之を現今の物價に照らし、五分に適合せざるを以て、現實五分に引直さんとするに過ぎざれば、我邦が之に對し條件を提出するは不穩當なりと論ずるものあり。謂ふに、現行稅則は一九〇二年の改訂に係り、一八九七年以降三ヶ半間の平均物價を標準としたるを以て、其名は從價五分なるも、其實四分五厘に過ぎざりき。爾後十餘年の間、物價益々騰貴し、歐洲戰爭前に於ては、更らに三分五厘內外に減じ、一分五厘の輸入稅即ち約六百萬兩の損失を被むりたり。支那が契約上の權利に基き、輸入稅則の改訂を請求するの理由あるを見る。然れども、前署理總稅務司ぶれとん氏の說に據るに「支那は實際上輸入稅一分五厘の收入を失ひつゝあるが如きも、該損害は全然不當に被むりたりと謂ふことを得ず、何となれば、陸路貿易に於て、條約上五分以上の稅則用いられ居ればなり。即ち露領亞伯利亞佛領東京、英領緬甸、日本領朝鮮間の國境貿易に於ては、輸入に對し三割、輸出に對し四割、減稅せられ、尙ほ其徵稅は一八五八年の舊稅則を適用し、一九〇二年改訂稅則に據らざればなり。支那が國境貿易に限り、減稅するの必要なきに拘らず、一八六九年露國に該特權を賦與せしより、漸次英佛日の諸國に及ぼし、前後數十年間、何等の改訂を加ふることなきに、僅かに十數年を經過せるに過ぎざる海上貿易に對する課稅を改正せんとするは、不合理なりと謂ふべし。加ふるに、支那が海上貿易に於て平均一分五厘の減收を見つゝありと雖ども、一旦輸入稅を支拂ひて輸入したる外國貨物に對し、子口半稅、又は抵代稅なるものを課し得るなり。該稅は支那が內地を往來する貨物に對し賦課し來れる通過稅に代るべきものにして、輸入稅を支拂ひたる外國品が、更らに五割の附加稅を納入せざるべからざるを意味す。而して此附加稅を支拂ひたるときは、通過證を與へられ、之を所持するものは、豫め申告したる仕向地に輸送する途中に於ては、何等の課稅を受けざる特權を有するも、此附加稅の支拂は、輸入稅の平均減收率たる一分五厘を掩ふべく、支那が現實に從價五分の輸入稅を得る爲め、稅率改正を主張するの失當なることを示すに足るべし」と。現實五分稅改正の爲め、何等の影響を被むることなく、支那に對し深厚なる同情を有する英國人すら、斯の如し、現實輸入稅改正の爲め、少なからざる打擊を被むるべき日本が、條件を提出したりとて、之を失當と謂ふべからず。然るに、寺內々閣、無條件贊成を爲し、將來我邦製品の輸出をして困難ならしめたるは、吾人の同意する能はざる所なり。唯我關稅改訂委員の努力に依り、前回に比し、遙かに

公平なる協定を爲し、我邦輸出品が、關稅改訂の爲め、被むるべき打擊を輕減することを得たるを、幸とするのみ。

四

現實五分稅改正丈にても、我邦製品に對し少なからざる打擊を及ぼすべきものなれば、一旦裁釐加稅にして實行せられ、關稅が一割二分五釐に增加せんか、本邦製品に對し絕大なる打擊を與ふべきこと論を待たざるなり。支那朝野か、裁釐加稅に熱心なるは、收入を增加し、財政の窮乏を補塡せんとするにあらずして、列國品の輸入を防遏し、土貨を振興せんとするにあり。裁釐加稅に關する支那當局の意向は「支那商人機器を以て製造せる貨物に對し、マッケー條約に從ひ、外國人と同一の課稅を爲すも、年末に及び補助奬勵金の名目を以て、原支那商人に割戻さば、外國人も亦反對の口實を失ひ、產業保護の目的を達すべし、從來支那政府が減稅又は免稅したる支那工場の製品は、裁釐加稅を實行するに、依然として舊の如くなるべし」と爲し此政策を實行せんか、其我輸出品に對し如何なる打擊を加ふべきか、殆んど想像するに難からざるなり。卽ち海產物、鐵道枕木、鉛寸軸木、日本酒、二十手以上の棉絲、精製棉布、銳、玩具、其他の雜貨等、未だ支那に生產せられざるか、若しくは其生產困難なるべきに依り、當分其負擔する關稅を支那人に嫁し得べき望なきにあらざるも、二十手以上の棉絲、精製棉布、各種の雜貨は、早晩支那に生產せらるべきものなるを以て、關稅率一割二分五釐に增加せらるゝ如きことあらんか、此等商品の製造業の發生を促進し、遠からず同種の日本製品を驅逐すべきこと、疑を容れず。換言すれば裁釐加稅は、日本品の對支輸出を劇減し、又は杜絕し、我商工業の限本を動搖せしむべき憂あるべき也。

五

裁釐加稅の我邦商工業に及ぼす影響の絕大なること、上述の如し。然るに我朝野未だ之につき思を致すものあらざるは、何ぞや。或は現實五分稅改訂會議が、略ぼ我主張の如く決定せしに滿足し、裁釐加稅の提起、目睫の間に迫まれることを閑却しつゝあるにあらざる乎。現實五分稅改正の提議ありし前、我邦實業家の多くは、漫然支那の工業を以て幼稚のものなりと爲し、長く本邦粗製品を以て、支那市場に濶步し得るものと、樂觀したり。然るに、一旦支那政府より現實五分稅改正の提議に接するや、俄かに狼狽し是れ我商工業の基礎を破壞するものなりと絕叫したり。其迂遠にして先見の明なきや斯の如し。若一朝裁釐加稅の提議に接せんか彼等は果して何の言を爲さんとするや、現實五分稅改正は、我邦商工業に及ぼす影響尙ほ輕きも、裁釐加稅は極めて深し、吾人は我實業家の猛省を促がさざるを得ざる也。

中國銀行營業成績

中國銀行營業成績は或は發表せられざる事あり、又發表せらるゝも各支店についての損益を擧ぐるのみなる事あり、其詳細正確の事を知り難きも今發表せられたるものを併記し之れを知るの材料とすべし。

民國三年中國銀行資產負債表

民國三年十二月三十一日

負債之部		資產之部	
科目	負債	科目	資產
株金總額	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇元	未拂株金	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇元
積立金	一二、〇六八・九五	定期貸付金	一二、三八九、四七五・五六
前年度未拂配當	九、五六七・六〇	貸付金	三六、四九八、〇五二・六一
定期預金	八、九〇九、三七九・五七	他店貸勘定	一、〇七九、七九六・五〇
預金	四九、四八二、三〇六・一三	各種有價證券	七、一三九、二八・一〇
兌換券發行	一六、三九八、一七一	營業用家屋土地器具	一、八〇五、六三五・二三
本年純利	一、三六八、七一九・七三	兌換券準備金	一六、三九八、一七一
		現銀在高	一〇、九九〇、三九一・六九
		合計	一三六、二八一、二一〇・六九

民國三年中國銀行損益表

民國三年十二月三十一日

損失之部		利益	
科目	損失	科目	利益
			一三六、二八一、二一〇・六九

各項支出　一、一五七、七二〇、八八元
營業用家屋土地器具償却金　二四、四七九、二一
雜損　八、五〇六、一三
本年純利　一、三六八、七一九、七三
利益之部
爲替手數料　—
利子　—
他店勘定利子　—
雜益　—
合計　二、六五九、四二五、八五

四年度營業成績

中國銀國四年度の營業成績は、純益三百五十八萬千六百五十三元〇二仙にして、其本支店出張所の損益計算左の如し。

總管理處	上半期		下半期		全年	
北京分行	損	九九、一八六、一一元	益	二五四、四二六、一七元	益	一五五、二四〇、〇六元
張家口分處	益	三四九、五三五、七〇	益	四三三、九七九、七六	同	七八二、五三五、四六
勝芳滙兌所	損	一五八、〇四三	損	四、三六五、三三	損	四、三六五、三三
磨縣	同	一、〇八八、六五	同	一、四一三、〇一一	同	二、八九三、四四
臺縣	同	二、四二二、九八	同	一、六八三、八〇	同	二、七五二、四五
涿縣	同	一、九六九、一五	同	二、二八六、六三	同	四、六九九、六一
雲縣	同	二、二九七、一三	同	六五五、二〇	同	二、六二五、三五
海州	同	—	同	一、一二六、七九	同	二、三二八、九二
通縣	同	—	同	五七一、九一	同	二、八六九、〇四
化支所	同	—	同	八一、六三	同	八一、六三
縣	同	—	同	一、一三五、四〇	同	一、一三五、四〇
州分行	同	—	同	六二六、一六	同	六二六、一六
津分行	同	—	同	八七八、三三	同	八七八、三三
山分行	同	—	同	一四七、九九	同	一四七、九九
定保分行號	益	八四、八〇六、〇四	益	一四九、二九三、八八	益	二三四、〇九九、九二
	損	五、四〇六、五九		七、八六一、五一	同	二、四五五、九一

		上半期		下半期		全年	
邢臺滙兌所	同	同	六三四、五一	損	三四六、六五	損	九八一、一六
滏縣	同	同	三四一、八四	同	九五七、九四	同	一、二九九、七八
唐山	同	同	七六六、七一	同	一、二〇四、七一	同	一、九七一、四二
滄縣	同	益	四七五、三三	益	一、三七六、五二	益	一、八五二、八五
鄒縣	同	同	四六、〇七	同	一、三七一、六四	同	一、四一七、七一
磁州	同	損	一、〇三〇、一九	損	一、九八二、五八	損	三、〇一三、七七
泊頭	同	益	九〇、一〇	益	二五、九五	同	六四、一五
濮陽	同	同	一六、一〇一、六七	同	八〇八、二七	同	二四、一八三、九四
石家莊支所	同	同	一	同	五六八、三一	同	五六八、三一
青縣	同	同	一	同	九六二、九六	同	九六二、九六
獻縣	同	同	一	同	八五〇、七〇	同	五八〇、七〇
肅寧	同	同	一	同	三五三、二四	同	三五五、二四
景縣	同	同	一	同	一、三五三、四七	同	一、三五三、四七
吳橋	同	同	一	同	七〇二、六八	同	七〇三、六八
交河	同	同	一	同	五七一、七八	同	五七一、七八
遵化	同	同	一	同	七六四、三〇	同	七六四、三〇
安平	同	同	一	同	八〇〇、三五	同	八〇〇、三五
黎里	同	同	一	同	八二五、三八	同	八二五、三八
潤豐	同	同	一	同	五三四、二四	同	五三四、二四
閻集	同	同	一	同	三六一、〇八	同	三六一、〇八
陽定	同	同	一	同	九〇九、八四	同	九〇九、八四
高正	同	同	一	同	一、〇八五、九九	同	一、〇八五、九九
辛河	同	同	一	同	一七三、九三	同	一七三、九三
城欒	同	同	一	同	七三〇、八一	同	七三〇、八一

縣	同	八六五、一三	八六五、一三
深縣	同	一九〇、三四	一九〇、三四
濮陽縣	同	六二五、八七	六二五、八七
大名	同	六三〇、九四	六三〇、九四
內邱	同	二六九、四五	二六九、四五
永年	同	六四五、一九	六四五、一九
新城	同	一四六、二四	一四六、二四
冀縣	同	七五五、七二	七五五、七二
南宮	同	七九六、一〇	七九六、一〇
晉	同	四五九、九六	四五九、九六
上海分行	益	一九一、六五一、五〇	三〇四、二三、七九
漢口同	同	六二、九七二、一三	八八、五二三、九八
宜昌分號	損	四、〇五五、〇九	一一、九七、三七
長沙同	益	二一、四七〇、四九	二八、五一四、二八
沙市滙兌所	損	三、四三一、五六	二、八三四、六一
南京分行	益	六二、三六〇、七七	七三、一五四、七九
蘇州分號	同	三、四八二、六三	九、二二、五九
鎮江同	同	二一、四三八、四八	三〇、四八八、九七
揚州分	損	五六、七七、二八	五一、九〇一、五三
清江浦同	同	一〇、八三四、五五	一一、三一〇、六三
無錫同	同	六、〇八五、九九	一三、一四、六四
徐州滙兌所	損	一、七八一、三八	一四五六、七七
下關同	益	二、六六八、五〇	三、一一、三一
南通同	同	六八〇、〇七	六八〇、〇七
蚌埠同	益	一、一五三、三〇	一、一七七、一四

| | | |

| | | |

| | | |

成都分號	損	一、八七二、三二	同	四、八一三、五九	同	二、九四一、二七
萬縣同	同	—	同	五、四〇八、一〇	同	五、四〇八、一〇
自流井同	同	—	同	三、二三〇、一六	同	三、二三〇、一六
瀘州滙兌所	損	一、〇三八、七九	同	八三一、一一	損	二〇七、六八
貴州同	同	六八〇、一三	同	五三、七一九、四二	益	五三、〇三九、二〇
陝西同	益	七〇八三、五九	同	二一、二八、四六	同	二八、九五九、〇五
三原分行	同	—	同	二、三二一、二〇	同	二、三二一、二〇
江西分行	同	六一、〇一〇、〇八	同	四八七、三八、五九	同	五四八、一四八、六七
歸綏同	同	五六八、〇七	同	一〇、三〇七、一七	同	九、七三九、一〇
包頭鎮分號	同	—	同	六、四七一、八六	同	六、四七一、八六
豐鎮滙兌所	同	—	同	九六、八三	同	九六、八三
安徽分行	同	二、〇二四、四一	同	一七、三八〇、九五	同	一九、四〇五、三七
蕪湖分號	同	一一、七五、二六	同	二五、九三七、六七	同	二四、七三一、四一
大通滙兌所	同	二〇二九、三〇	同	三、一三、七〇	同	五、一四一、〇〇
宣城同	同	—	同	一、〇〇四、三八	損	一、〇〇四、三八

全年合計純益三百五十八萬一千六百五十三弗〇二仙

（本表中上半期分は各處の決算報告表により下半期分は二月三十一日限況當報報告によるを以て當時未着の分を含まざるも大體に於て大差なし）

中國銀行累年資產負債表

負債の部

年次	股本總額	公積金	定期預金	當座預金	兌換券發行高	當期純利	其他總計
民國元年	七、五〇〇、〇〇〇	—	二〇九、一二六	一、八二三、一四七	一、〇六一、六三六	二五、四三三	二、九〇七、六八四
二年	七、五〇〇、〇〇〇	一一、五三一	七〇二〇、八四	四、二四六、六四一	五、〇三〇、九九五	三〇〇、〇一六	三、一七三、一五八
三年	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一一三、〇六八	八、九〇九、三七九	四九、四八二、三〇六	一六、三九八、一七九	一、三六八、七一九	一三六、二八一、二一〇
四年	六〇、〇〇〇、〇〇〇	八一八、〇六八	二八、三八六、八二一	八六、九七三、二一八	三八、四四九、二三八	三、五三四、二七	二〇八、一六一、五六四
五年	六〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八九二、五六四	一〇、三六二、八五六	一〇三、二一三、四八八	四六、四三七、二三四	二、九三九、四六一	二三四、八四五、六〇六
六年	六〇、〇〇〇、〇〇〇	二、七一四、九四八	二〇、三三〇、三六〇	一三八、三九四、六〇五	七二、九八四、三〇七	二、〇七三、〇三二	二八六、四八七、二五四

資産の部

年次	未拂込資本	定期貸金	割引貸金	當座貸金	有價證券	營業用土地家屋什器	兌換準備金	現金	其他總計
民國元年	四、八三四、六六一	九〇〇、六六七				三、五六八	一、一三三、三六	一、九七四、四七七	二、八六四
二年	四、三六九、四一八	六、四二九、〇四三			五三、九二二	一、八六六九	五、〇三〇、九五	一、八八八、三六一	三一、七三、一五八
三年	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二三、三九、九四七			七、二九、三六八	一、八〇五、六三五	二六、五八、一七八	一〇、九三〇、三九一	二三六、三六一、三三〇
四年	四七、六三五、六四五	二九、四九八、六七四	一、〇七九、七六六	三六、四九八、〇五三	四、〇六六、一四四	三五、三七一、八七八	二、七二八、六四三	三八、四四九、三三八	三〇、三六八、六六六 二〇八、二六一、五六四
五年	四七、六三五、七一五	二三、九二七、一四九	二、五三二、八三	七五、四六〇、六四一	一〇、〇九六、五九六	三、六九、一〇〇	四六、四三七、一三四	一五、一〇八、三三	三三四、八四五、六〇六
六年	四七、七二〇、一〇〇	二六、六三七、〇三	三、〇三五、七四六	一〇七、六六六、九七三	四、〇六二、四三二	三、四一〇、八九二	七二、九四四、三〇七	一八、三四七、〇五五	二六五、四七、二四四

本表は民國六年度の中國銀行貸借對照表の科目に基き編成したるものにして民國元二年度は科目これと同じからざる爲此に編入し難きものあり之れを略せり。

湖南米の近狀

湖南の米産に豊富なるは、古來詡稱せる所にして、前清時代の統計に依れば、民田三十一萬二千二百八十七頃九十八畝とす、一頃は百畝にして一畝は日本の六畝二合七勺に相當するを以て、湖南省の民田は我が反別に換算すれば百九十六萬二千七百七十三町餘歩となる、其産米額は民國四年農商部の統計には穀(籾米)二億萬石とす。

湖南の一石は日本の五斗四升八合に當る、即ち我一億一千萬石の産額を有す。

産米地

産米地方の重もなるは湘潭、長沙、常德、零陵、湘鄉、岳州、芷江、衡陽、湘陰、衡山、益陽、瀏湯、醴陵、寶慶、沅陵、桃源、龍陽、華容、臨湘、攸、寧鄉、澧、の諸縣にして、以上の中最も收獲の多きは、桃源、常德、岳州、寶慶、等にして、一畝に籾米十四石餘を收獲す、之に次ひで湘鄉、長沙、瀏陽、安化新化、永明、諸縣の一畝に十三石を收獲し、他は概して一畝に十石内外の收獲なりとす、之を平均一畝に十石と見積り、我一反歩に對し約九石餘の收獲あるが如きも、其中に稗等の雜物を混せるもの約一割五分乃至二割を除き、十石の正味約七八石なり、最近に於ける實際の産額は上田に五石内外となり、六七石を獲るは稀なり、一般の平均四石内外なりと云ふ。

植附の狀態

苗代は三月下旬より四月上旬頃に播種し、廣く一面に整地して、其間を足跡にて分ち、施肥に便たらしむ、種子は何等撰擇をなさず、總て厚播きなるを以て、苗莖は纖弱なり、挿秧は五月上旬より、六月初旬に至り、稀には七八月頃に植苗するあり、（晩植は水害の虞ある地方なるか如し）肥料は、堆肥、菜種油粕、大豆粕、胡蘇粕、石灰等を用ふ。

苗株は一株十五莖乃至二十莖を植へたるものあり、株の間隔は日本九州地方のものと大差なき地方あり、稍廣き地方も見受くることあり、植付け後の手入は施肥と除草の外には中耕をなさず、施肥（中肥）は殆稀にして、除草も多くは手を用ひずして、足にて土中に踏込めり、手入は極めて粗略に附せり、苗床以來害蟲驅除をなさざれども、稻の種類稍野生的にして、一見稗の如き形狀をはし、其蟲害を蒙ること日本種に比して少きが如し、苅込期は八月下旬より十月に亘りて行はる、其方法は日本と異なり、三蓆蓆にて圍みたる大桶を、田の中に据へ、一束づゝ刈て其中に打ち落し、籾米として運搬し、其儘乾燥して貯藏す、稻扱機械を用ひず。

藁は中程より刈るを以て、丈短く乾燥不完全なる爲め、繩又は蓆を製するに適せず、多く家畜の敷き草等に用ふ。

貯藏は籾米の儘にして、精米は踏搗にして、米商が小賣りの際又は自家食用の都度籾米を踏搗す。

湖南省の稻の種類は甚多く、何れも莖長く丈夫なれども、野生的にして穗先き小に、籾粒は五十位あり、百粒に及ぶもの稀なり、籾の形狀は日本產に比し其形稍長く扁平にして不揃なり、精米の際碎米甚多く、碎米を混入せる儘にして、市場に買賣さる、品質は一般に粗笨にして、滋味を缺く、精米は上述の如く人力を用ひ、其賃銀は一石に銀二十錢內外を要す、最近長沙に於て電力を應用し、新式精米所を設立せんと企畫し居るものありと。

輸出の情況

湖南の產米を省外に輸出するには、省政府の命令によりて左右され、往々輸出禁止をなすことあり、近年は禁止期多し、輸出米は籾と白米の二種にして、汽船及民船にて運漕され、宣統三年の稅關報告には輸出高一百六萬九千九百九十二石に達し、民國二年には三十二萬四千七百十二石に減し、民國四年には十萬七千三百九十一石となり六年には二萬四千四百六十七石に減せり、然れども民船を以て運送し稅關を經ざるもの多く、稅關を通過するは其一部に過ぎず、民國二年湘潭より漢口に輸出せしもの八十餘萬石を超へ、長沙釐金局を通過せしもの又三十餘石に上れり、其他の各地釐金局を通過して輸出せるもの少なからず。

近來の米價

民國六年の收獲は極めて豐饒なりしも、兵亂連續して紙幣は暴落し、且屢次軍糧として不時の徵發を蒙り、更らに運漕上の困難を來せしため、六年一月は一石七串文にて市

場に取引せられしか、次第に昂貴し、一方には紙　の價値日を遂うて落下し、七年二月は一石二十串文となり、貧民蜂起して米商を襲撃し、米價の引下を強請し長沙の米店は一空に歸するに至れり其後五月七日より省政府は紙幣價格の保持をなしたるも、元來硬貨の準備を缺きつゝ紙幣を濫發し、且內債及外債政略を企畫せしも遂に効なく、紙幣は更に下落し、昨年十一月は銀一元に對し紙幣十五串文以上の兩換相場を現出して、爾來下落の趨勢底止する所を知らず、米價も一石五十五六串文を呼ぶに至り、湖南未曾有の米價となれり、但之を現銀にて購へば四元乃至五元なるも其銀貨拂底せるを奈何せん。

七年度の米產は其出來ばへは可なりに宜しかりしも、水害に襲はれたる地方あり、又兵災に荒蕪し、又耕作を妨止されたるため、約六割の秋收を見るに至れり、此より年末（舊曆）の節季に向ひつゝ一般に益窮狀に向ひ、米價も何程まで騰貴するや豫測に苦しむ有樣なり。

（附言）耕作の改良、耕地整理、種子の撰擇、肥料の研究及手入の周到を得ば、湖南產米の增加と品質の進化は益々驚くべきものあらん。

寄贈書目錄（第十五號）

水產界	大日本水產界	四三六號
紡織界	其　社	一號
貿易通報	其　社	一三八號
毛織物及原料毛の需給關係	東洋拓殖會社	一三九號
月　報	青島實業協會	一二號
東方時論		一號
化學工藝	其　社	一號
大　陸	其　社	一號
臺灣商工月報	同總督府	一一六號
商ト工	其　社	一號
宮城教育	其　會	二五七號
臺灣貿易概覽	臺灣總督府財政務	
大連亞業會議所統計年報	大連商業會議所	一一一號
月　報	木浦商業會議所	三三號
新着書	丸善株式會社	五八號
岐阜商報	同商業會議所	二六號
國民經濟雜誌	其　社	五五號
大陸工報	大瀧工報社	一月號
三田評論	其　社	正月號
いんさつ	古島印刷所	一號
法學論叢	京都法學會	

冬防期間の兵艦配置

第一艦隊

艦名	官	名	碇泊地			
海籌	艦長	林頌韋	福建馬尾	同	永績	同
海容	艦長	鄧家驊	福建馬尾	同	建康	同
海琛	同	林建章	海參威	同	豫章	同
海圻	同	程耀垣	廣東	同	安瀾	同
海鵬（砲艦）	同	湯廷光	上海	同	靖安	同
海鳧	同	鄧慥慈	上海	同	福安	同
舞鳳	同	吳喜炤	廣東	同	聯鯨	同
飛鷹	同	邱寶祥	廣東	同	楚泰	同
永翔	同	李國堂	廣東	同	楚豫	同
永建	同	陳鵬翔	廣東	同	楚同	同
永豐	同	付以新	馬尾	同	楚有	同
		魏子浩	廣東		楚謙	同

第二艦隊

艦名	官	名	碇泊地			
應瑞	艦長	任光宇	廈門	同	楚同	同
肇和	艦長	蔣斌	銅山	同	楚豫	同
海籌	艦長	吳光馨	廣東	同	楚泰	同
海容	艦長	温樹德	同	同	楚有	同
海琛	同	甘聯璈	福州	同	楚謙	同
海圻	同	方佑生	廣東	同		
海鵬（砲艦）	同	劉永詰	（未定、修理中）			
海鳧	同	杜錫圭	上海	同		
舞鳳	同	饒鍚昌	廣東	同		
飛鷹	同	鄭祖怡	同	同		
永翔	同	陳訓泳	福州	同		
永建	同	余振興	同	同		
永豐	同	王克熊	武昌	同		

楚觀海	同	沈繼芳	岳州	海鶴	同	王定中	武昌	昌通	大
建威鴻	同	郁邦彥	南京	辰字	同	薩福疇	武昌	上海	象
建中利	同	揚慶貞	岳州	宿字	同	高憲乾	上海	武昌	岳
建安利	同	許建廷	上海	列字	同	彭瀛	湖口	廣東	銅
江元通	同	賈勤	同	張字	同	羅致通	大通	上海	山
江亨拱	同	陳世英	馬江	湖鷹	同	李君武	上海	武昌	未詳
江利永	同	朱天森	南京	湖鵬	同	鄭碩簡	象山	廣東	
江貞安	同	杜宗凱	馬江	湖鶚	同	薛啓華	岳州	上海	
江鯤江	同	吳廷光	岳州	湖隼	同	林承啓	武昌	武昌	
江犀永	同	薩成	武昌	廿泉	同	張兆宣	上海	海	
永安辰	同	王濟業	岳州	練習艦隊					
拱辰	同	林振鏡	同	通濟	司令官	蔣極	銅山		
利川	同	林天壽	上海	肇和	艦長	楊樹莊	廣東		
利通	同	周翰勳	武昌	應瑞	同	林永謨	未詳		
海鴻	同	吳應輝	未定			楊敬修			

湖南省西部駐在軍隊員數

辰州方面は舊式の軍隊即ち道標、鎮標、協標等の種別あり、又近年外來の兵あり其數左の如し。

一、道標は舊來辰州、沅州、永靖の兵備にして辰沅道の所轄に屬し精練なりと云ふ目下約二營の兵數あり胡學紳に部隷す。

二、鎮箪鎮は前清時代は勇敢にして苗國藩の長髮賊征討に用ひしと云ふ現在約三營の兵あり田應詔に屬す。

三、綏靖鎮は專ら邊防守備にして土匪討伐に用ふ約二營の兵あり。

四、茶洞協は四川雲南の衝に當り屢次陶汰せられ目今約一營の兵數を剩せり。

五、乾城協　目今は鎮箪鎮に隷屬し民國五年に一營を編制し七年に一營を加へ現今二營を有せり。

六、保靖參將　各[illegible]に分駐せるも目下約一營あり。

七、古丈都司　二百名古丈縣内に在り。
八、鎮溪游擊　鎮溪は乾城縣の小港にして此處を根據として縣城其他の地に分駐せしが陶汰を經て目今約三百餘名の兵數あり。
九、洪江守備隊　民國五年は周則范の統率に屬し第五區守備たり七年增募して約五營の現數あり。
十、辰州守備隊　從來六營を有せしが目今三營を留め居れり。
十一、胡軍　は胡瑛の統率せるものにして柳林坌に駐在し約一營あり。
十二、林軍　は林德軒の部隊にして永順縣に駐し一營未滿の兵數なり。
十三、方軍　は方漢如の新募兵にして各地の游民を烏合せるもの約二營を有して前項の林軍に屬す。
十四、雲南軍　盧濤旅團長に屬し約一混成旅團を有す。
十五、洪軍は洪靈宣の率る四川軍にして保邑に駐し約二營の兵あり。

幣制局と財政部の權限

幣制局官制は既に閣議を經て、泉幣鈔券兩處及秘書調査員を設置するに決定したるものなるが、該局の職務權限は財政部管轄範圍と相抵觸する所多しとて、此程該局總裁陸宗輿氏と財政長曹汝霖氏と協議の上、之が權限範圍を決定することゝなれり、即ち左の如し。

甲、幣制局管轄に屬する者。
(一)全國貨幣の整理に關する事項。
(二)印刷局、造紙廠、公估局の指揮監督に關する事項。
(三)全國造幣廠指揮の監督に關する事項。
(四)金屬貨幣及生金銀出入に關する事項。
(五)全國貨幣に關する統計事項。
(六)外國貨幣に關する統計事項。
(七)國内外造紙廠に關する統計事項。
(八)其他貨幣に關する事項。

以上各事項は泉幣局に由て之を職掌す。

(九)中國交通兩銀行發行紙幣の監督に關する事項。
(十)中交兩行準備金に關する檢查事項。
(十一)各省紙幣に關する整理事項。

政府は、彼等をしてかくの如く實行を急務とする事業に速かに任用すべきである。吾人は、ワング博士の此度の擧が一のインスピレーションとなり、交通部も速にこれに倣ひ國利民福を計らんことを希望して已まない。閣省のなす處も須くかくの如き目的に立つ改新事業に責を負はなければならぬ。政府は、後世永久に、鐵道用材の自給を可能ならしめ、現時國民、否後代の國民も恐らくは未だ曾て見ざる廣大なる森林を展望し、これを利用するの歡びを分ち、以て一新記錄を留めんとするの意なきや否や。

（千九百十八年十月發行遠東時報より）

(十二)各省官銀錢行號の發行紙幣に關する監督事項。
(十三)各省官銀錢行號の準備金に關する檢査事項。
(十四)其他銀行の發行紙幣に關する監督事項。
(十五)其他銀行準備金に關する檢査事項。
(十六)各省官銀錢行號監査官の指揮監督に關する事項。
(十七)印刷局所印紙幣の指揮監督に關する事項。
(十八)各現在紙幣に關する統計事項。
(十九)其他紙幣一切に關する事項
以上各事項は鈔券處に由て之を職掌す。
乙、財政部管掌に屬する者。
(一)中國銀行官株に關する事項。
(二)中交兩行則例內に規定されたる財政部の認可を要する事項。
(三)中國銀行籌備に關する事項。
(四)普通商工業銀行に關する驗資註冊事項。
(五)農工銀行籌備に關する事項。
(六)儲蓄殖業等特種銀行に關する核定事項。
(七)各種私立銀行章程規則に關する核定事項。
(八)外國私立銀行に關する設立事項。
(九)銀行公會に關する監督事項。
(十)各種私立銀行取締に關する事項。
(十一)國家銀行と各省財政機關の貸借處理に關する事項。
(十二)各省官銀行號と各省財政機關の貸借處理に關する事項。

支那に於ける鐵道とその用材

本年專務の地位を贏ち得た、京漢鐵道のワング博士は仲仲の實行家である。殊に京漢鐵道に對し、將來木材の需要を充たすべき養林地設定の實を擧げた點に於て、其の同僚より一日の長ありと云ふことが出來る。即ち頃日、彼は造林地域選定の目的で、鐵道に隣接する土地を檢分する爲めに、一委員會を設け Megan Han. W. Purdom 二氏を農商工部から Lang 氏を京漢鐵道から擧げて委員に任命した。是等の諸氏は、其の任務を遂行するの傍ら、地域を選定しこれに關し其土壤、氣候及び該地方、並に鐵道用として、最も適當した樹木の性質を報告した。そしてワング博士はこの報告に基いて、敏速に實行に着手したのである。

元來造林事業は、支那に於ける最も重要な問題で、支那當局者は何人も、數百年來山野を濫伐した、數多の思慮なき燃料採集者の行つた、荒廢を償はんとして非常なる努力をして來たものと想像することが出來る。然るに事實はこれに反し、過去數世紀の燃料採集者の全責任であるべき、

この枯渇した丘、泥濘多き河川、定時の洪水に對して、支那の官憲は殆んど全く無關心である。假令、今日に於て一見造林事業とか、洪水豫防に對し、多少興味を有する支那人があるとしても、それは近時の洪水に於て、天津條約港を殆んど全く浸水せしめたることに依つて、始めて餘儀なく眼を覺まさせられたと言つてもよい。この恐るべき災害が、外國人を起たしむるに至つた以前は、支那官憲は、丘だの、河だの、國だの、人民だのが、何うならうと全然無關心であつた。否、支那人一般が全く無頓着であつた。遺憾ながらそれが事實であつた。併し、此の時に當つて獨り造林事業の必要を認めた者は、かの周自齊氏である。即ち、彼が農商工部に總長となるや、部内に山林局を設け、シェルフェシー氏、バードム氏等の專門家を聘し、年々種々の原因に依つて生ずる災害の原因を研究し、これを未然に防がんと盡力した。全國に亘つて造林の企圖を見んことこそ、實に彼の希望するところであつた。然るに、この機關を設立せんとするや、間もなく政變の爲めに職を退くの已むなきに至り、彼の企畫はその後繼者に依つて、全く徹回せらるゝに至つた。そして其後、彼の素志を繼いで遺業を再興せんとするものは一人もなかつた。唯非常なる困難に遭遇しつつも、實施せられた該機關の專門家を用ひんとする此度の措置は、極めて價値多きことにして、この評論を草するも亦此の點に由來するのである。然れども、その措置たるや、多大の進歩なりとは云へ、未だなさゞるべからざる種々の事業に比し、極めて微々たるものと云ふべきである。

周自齊氏の企てた新林設置、遠林保存の國策は、兎も角今後に於て、支那全國に亘る鐵道に對する木材の需要を充たす爲めに、特に政府は何等かの策を施さねばならぬ。即ち、交通部は先づ山林局を設置し、これが經營に當り、專門家を聘用し、地を選び、これに栽植せしめ、時の推移と共に、これが管理の任に當らしむべきである。繫材、即ち枕木に就いてこれを見るも、既に鐵道丈でも、優に、全國の木材を必要してゐる。今日存する僅かな鐵道哩程を以てしても、他材はこれを別とし、枕木の需要だけでも、かくの如く著しいものである。將來、支那の必要とする鐵道の全部が完成した曉は、果して何うであらう。上海杭州上海南京鐵道の現在毎年用ひる枕木の數は、十萬本、京漢鐵道は四十一萬本に達してゐる。其上、代柱其他一般材料に必要としてゐる量を加ふれば、莫大な數に上るであらう。此の二線の需要から推しても、他の各線が幾何を要するかは略、想像することが出來る。而して、事實支那に於ては、一本の然るべき枕木を製作しても割に合はない。それ故、その大部はこれを外國、殊に日本から現在の相場で一本約二弗半の割で輸入しなければならぬ情況である。この計算に依れば、支那から流出する金額は實に莫大である。吾人はかの荒廢したる丘、不毛の山を顧みてその罪の輕からざるを思ふのである、然しながら、近き將來、耕作不能の故を以て、閑却せられてゐた廣大な地域も、專門家の殖林に依つて、やがて豐富なる木材を供給するに至るべきは吾人の信じて疑はざるところである。而して、專門家を有する

彙錄

支那の鐵道

支那に於て最近第一回鐵道年報發表せられたるが、該年表は一九一五年十二月末迄の鐵道關係事項を載せたり。支那には鐵道發達の餘地綽々たるものあり、米國投資家の支那に着目するに至る可きは當然の歸結にして、今や支那の鐵道經營なるものは合衆國に於る興味ある一問題となりたり。

該鐵道年報記載の時期に於る支那の既成鐵道の全延長は五、一九三哩にして、其中三、七〇三哩は支那政府の管理に屬し、地域四六〇方哩に對し鐵道一哩宛の割合なり。今之を合衆國通商局（Bureau of Foreign Commerce）の發表せる統計と比較するに左の如し。

	支那	米國
地域	一、〇〇〇方哩に付鐵道 一、五哩	七三、三哩
人口	一〇、〇〇〇人に付同 〇、二哩	二五、三哩

次に米國實業家、特に工業家は支那の使用せる車輛に興味を感するならむ。該年報の示す所に依れば、支那に於ては鐵道毎一〇〇哩に付機關車七輛の割合にして這は九ケ年間の平均數なり、是れ三ケ年前の事なりとす。而して支那の機關車の樣式は種々雜多なり、其理由は支那に借款關係を有する各國が競うて自國製の機關車の採用を强ひたるが爲めなり、近き將來に於て此の機關車の樣式は統一せらるるの機運に遭遇すべし。此時果して其の採用する所の樣式は米國式たる可きか。

更に支那に於ては毎百哩に付客車十四輛、貨車百二十一輛の割合にして、之を貨物の積載噸量に就きて看るに、一ケ年間に於て貨車一輛は更に六十九倍の積載能力を有するものゝ如し。而かも一哩に付鐵道積載量の豐富なる點に於ては合衆國を除けば、世界各國中支那に匹敵するものなし。

支那政府の理管に屬する鐵道を資金に換算すれば、一哩に付一二一、〇〇〇支那弗なり。されど一九一五年度の爲替相場は、一支那弗に付四十一仙（金）なりしことは記憶を要す。而して支那政府管理に屬する鐵道の資本金額は四一〇、〇〇〇、〇〇〇弗にして、此中の大部分は爲替相場不況の際に諸外國より借入れたるものなり。

鐵道收入毎一弗の中、五十三仙は鐵道營業費に其他の三十仙は利子及び他の負擔に充當せられたり。該鐵道年報に依れば、凡ての負擔額を控除したる純益金は支那政府投資額の九パーセントを示したり。

支那の運河事業の進歩に對して充分なる考慮を拂ふも尚且支那の鐵道發達の分野は廣大なる餘地を存するや明かなり。先に Mr. Hill は、鐵道は實業の先驅者なりと喝破せるが、未だ開發せられざる富源を有すること世界第一なる支那は、Mr. Hill の如き人士に對しては大なる可能性を提供するものなり。

（一九一八年十月二十八日）

（Mr. York Wall Street Journal）

支那婦人の變化

——近頃の支那の少女は、從來の種々な慣習を脫れやうとしてゐる。そして往々、公園等を附添人もなく、獨りでブラ〳〵してゐる姿を見受ける。——

若し、諸君が六月の日曜日の午後、北京に居つたら、是非こゝにある英支公園を忘れてはならぬ。そこには、華麗な赤と黃とに色彩られた城壁の陰に未だ曾て支那のあらゆる土地にも見たことのない事實を發見するであらう。それは、丁度ペテログラードの冬宮に、平民の子が侵入した樣なものである。お內儀さんと言はず、子供連と言はず、凡ゆる階級の人間が、その昔皇太后が、人目を避けて散步された、樹陰の小徑や、水道のほとりに雲集してゐる。帝都の眞中を、西瓜や南京豆やアイスクリームを齧いでゐるばかりではなく、呼賣して步くから驚く。

この英支公園に來て、偶々、支那の婦人を觀察して見ると、彼等の進步の程度に從つて、自ら四つの部類に區別されてゐる。即ち、第一の部類に屬するものは、公園などにやつて來ないもの、次に、夫とか父に連れられて散步に來るもの、第三に、父兄や夫の後に跟いて步いて、腰をかけるにも近くのベンチに獨りで掛けるもの、そして最後に、父兄や夫の附添もなく、周圍の誘惑を餘り恐れない種類の婦人である。そして、後者に屬するものは、大抵、十六七歲の妙齡の女子である。彼等は、叮嚀に髮に油をつけて、奇麗に編んでお下げにしてゐる。そして、その淡紅色の袴を舞踏靴の邊まで、いゝ加減に着けてゐるが、決してその派手な藍色の靴下を顯はすこと丈は忘れない。こゝ云ふ種類の子女の中には、卷煙草を燻してゐるものさへある。

支那婦人の社會生活に關しては、二個の兩極端が公衆の眼に現はされてゐる。下流の婦人は、依然として田畑に耕作に從事したり、櫓を執つて生活して、あらゆる不當な重荷を負ふてゐる。下はかゝる社會の婦人から、上は高貴な上流婦人にいたる迄、一樣に支那婦人の多數の生活は、或る不思議な衣を以て纏はれてゐる。何人か支那を以て、デモクラシーの家庭なりと主張せんとしても、支那のデモクラシーは、あからさまに言へば、男性のデモクラシーとでも云ふべきものである。東洋に於ける婦人の地位は、決して深い根蒂を有するものではなく、所謂、派生物に過ぎない。彼等は昔ながらに娘であり、妻であり、養女であり母であり、養母であり、さもなければ後家さんである。

吾人は、かの競技會や敎會に或は又、上海の街路に、自動車を走らす所謂支那の開放された婦人を見る。然しながら、かく言つたからとて、決して同じやうな婦人を必ず敎會や競技會に見ることが出來ると云ふ意味ではない。いやそればかりぢやない。多くの人々は、競技や遊園地や公園の途上に於て、輕卒に支那の婦人を批判すべきでないと抗議するかも知れぬ。慥に、その非難は正しい。勿論、吾人はこれ等の婦女子が代表的なものだと主張しやうとはしない成程彼等は支那婦人の典型ではないけれども、彼等が年毎に增加して行く或る行列の指揮をとりつゝあることは事

實である。そして、將來の重大な問題の原因をなしつゝある或る傾向を指示してゐることも事實である。

（米國「フリー、プレス」所載）

低廉なる勞働

將來の商業戰に對する準備の一部に供せむが爲めに、帝國主義者（資本家）は支那の苦力に對して親しげなる數瞥を投げつゝあり。其の人種の如何を問はず、且又其の國籍の異同如何に拘らず、勞働者が世界の或地方に向ひて正規に、且自由に移動するは何人も妨ぐ可からざる一個の特權なりとす。然共從來の歷史に徵するに、多數の勞働者が一國より他の一國に輸入せらるゝ場合、若くは同一國內の一地方より他地方に移動するに際しては、常に被移住地又は被移動地の勞働者組合は之に反對せり。斯くの如く資本家階級が一時に多數の勞働者を輸入するに當りては常に一個の目的を有したり、即ち其の輸入に依りて既成勞働者組合の團結を破壞し、而して、生活標準を低下せしめむとするに在り。

交戰諸國の資本家階級は今や勞銀低廉なる亞細亞勞働者に囑目しつゝあり。米國に於ても戰後經營の爲めに大に亞細亞勞働者を輸入すべしと說くものあり。目下加奈陀のケベックに開會中の勞商會議(andThen Tradesa Labor Congress)に於ても該問題を攻究しつゝあり、ノバ・スコチア諸鑛山にては既に支那苦力を輸入して、之を使役しつゝあるが、該地方の勞働者は之に反對し、彼等は前記勞商會議に對して、若し支那苦力輸入の方針を飽く迄踏襲するに於ては、加奈陀自治領全般に亘りて總同盟罷工を行ふべきことを通告せり。此問題に關して如何なる最後の措置を採りたるかに就きては吾人は未だ其報に接せず。

白色人種勞働者を以て他の有色人種勞働者よりも優秀なるものなりとする國民的ジンゴイズムに陷ることなくも社會主義者も、亦支那苦力輸入政策に對する抗議に加入するを得べし。彼の勞働の僭用者壟斷者なるものは人的物質たる勞働を購ふに當りては、其間何等の民族的若くは國民的愛國心なるものあるなし。此點に於て彼等は正に世界共通主義者なり。工業に從事して利を獲むが爲めに來る所の勞働者が、其の黃色なると、黑色なると、而して褐色なると將た又白色なるとは、毫も彼等世界共通主義者の意に介せざる所なり。而して其勞働者がプロテスタントたり。舊敎徒たり、猶太敎徒たり、將た又不可思議論者たるとを顧みざるなり。勞働者の國籍、人種及び信仰等は資本家の何等顧慮する所に非るも、彼等の要求する唯一事は、其の使用する勞働者が最も多額の利益を生產するに最も適合せるものなること之れなり。是れ即ち雇主階級の抱持する所謂『愛國主義』の精髓なるものなり。

（一九一八年九月廿四日　New York Eve, Call）

米國の對支貿易活況

"The American Express Co." の外國貿易部の發表せる報告書に依れば、一九一七年度に於る米國の對支貿易の特

色は輸出入共に優勢なるに在り、戰爭の結果支那物產の歐洲諸港に對する輸出の杜絕せることも其の一原因にして、且又合衆國に於て原料品の大需要ありしことも其の一原因なりとす。

現時米國の極東輸出品は極東に於て使用せらるゝ殆んど凡ての種類の商品を包含するものなるが故に、未だ極東方面に發展せざる米國實業家は、大に自家の極東貿易に對する能力如何を考慮するは決して徒事ならずと信ず、何となれば合衆國の對東洋貿易は或る種の商品に就きては多年間獨自の地位を保持し來りたるも、之を一般的に觀察する時は多少其範圍制限せられつゝあるの憾あるを以てなり。

若し米國商工業者が今にして到底避く可からざる戰後の貿易戰に備へむが爲めに鞏固なる基礎を確保せむか、戰後の東洋貿易に於て米國商品は各方面に於て從來に異る優勢の地位を獲得し得可きは疑を容れざる所なりと。

（一九一八年九月廿日　New York Times紙 Annalist）

米國商と支那語

近來天津に於ける米國商人間に、其青年店員をして支那語を學習せしむるの傾向大に盛となれり、これ蓋し彼れが從來久しく輸出入の貿易取引に關し支那人と直接取引をなし、且支那人と密接なる關係を結ばん事を希望しつゝありしが爲にして、此傾向の結果は必ずや此久しき間の希望を達するを得るに至るべし。

（米國バルチモアー發行「アメリカン」紙所載）

寄贈書目錄

實用新案公報	特許局	自五一五號至五一七號
宮城縣教育	其　會	
臺灣商工月報	總督府殖産局	一一五號
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	一一三號
報　德	其　會	一一五號
東拓十年史	東洋拓殖株式會社	一一二號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	四二號
通商公報	通商局	五八一號
國際法外交雜誌	其　社	五八二號
東洋經濟新報	其　社	十號
學　燈	丸善株式會社	八三六號
貿　易	大日本貿易協會	一三七號
地學雜誌	東京地學會	一二號
新刊月報	博文館	三六〇號
日本及日本人	政教社	一四號
日本及支那	日支時論	一五號
月　報	名古屋商業會議所	七四七號
上海經濟時報	其　社	一四〇號
會　報	熊本海外協會	五〇號
帝國鐵道協會會報	其　會	五一號
財政經濟時報	其　社	一二號
商標公報	特許局	一號
特許公報	特許局	四三九號
東洋時報	其　社	三〇二號
新公論	其　社	二四三號
地學雜誌	中國地學協會	一號
經濟資料	東亞經濟調査局	一〇一號
		一號

事業界

福公司事業の成績

延引され居りたる該シンジケートの株主通常總會は、昨年九月十六日倫敦に於て開催せられたるが、議長たるThomas A. Barson. 氏の席上試みたる演說の要領を記せば左の如し。

諸君、余は創立以來當組合と關係深き會記帳 Thomas Gilbert 氏の逝去を、茲に報告せざるべからざることを衷心より悲しむものなり、取殘されたる家族に對しては誠に御同情に堪へず、六月末日に終る一九一七年度の報告及勘定を裁決するに先立ち、各項に就き簡單に說明すれば、本年度に於けるバランスシートは諸君の見らるるが如く、頗る良好なるものなり、借方勘定に於て第一に評論を呼び起すものは、各種の貸方及貸方殘高にして、其額一九、九八二磅に達し、主として石炭採掘權に對する支那政府及地方地主への借款に係るものなり、損益勘定の殘高は前年度の五四、八四〇磅に對し、今年度は五七、九二八磅となれり、一九一六年に於ける投資額を控除せざるべからざる三〇、〇〇〇磅の項目に關しては、我等は前年に比し殆んど一五、〇〇〇磅の增額を見るものにして、之は支那側擔保の見積價格騰貴に基づくものなり、各種持株の未拂込金額は前年の二六七、九八八磅に對し、本年度に於ては二五二九四〇磅に減少したるが、約一五、〇〇〇磅の此差額は既に其利益の仕拂ひを見たる、福中公司に於ける四三、〇〇〇磅の深少及 Grand Travaux de Pekin に對する一、〇〇七磅の新拂込と、一時的現象に過ぎざるも Syndicat Bateau Japonais の二三、二〇〇磅の未拂込及爲替相場の變動に依りて生じたる中法實業銀行株の未拂込金に對する五、七七九磅の增額とに依りて說明せらるゝものなり。

現金及投資額　貸方勘定に就きて一言すれば、銀行及手許現金高は二〇九、三四〇磅にして、前年に比し四八、六五九磅の增加を示し、投資額に至りては前年と變化なく六二四、四九四磅に止まれり、他會社の株式額は一六一、一四四磅にして、約五五、〇〇〇磅の增加を見たるが、こは福中公司株に對する最終拂込 Grand Travaux de Pakin 株に對する拂込等の外 Syndicat Bateau Japonis 株の拂込金に對する利子に基因するものなり、各の借方及借方殘高は四九、八五〇磅にして、前年度と變化なし、礦山及其他の資產は三八、二七八磅にして、約一四、〇〇〇磅の增加を見たり、採炭所の支出高は擴張、器械一般什器及雜費を含み一九一六年には五、〇〇〇磅以下の殘高なるに對し、今年は石炭の賣却減少に拘らず三七、三八三磅の貸方殘高を見るに至りたるは、諸君も亦滿足を以て之に報ゆるならん、而して此項目に關しては將來尙一層の良好を見る事を得べしとは余の深く信ずる所なり、損益勘定によりて見るに倫敦に於ける費用は九〇〇磅以上の減少を示し、巴里の支出

は前年と大差なけれども、支那に於ける支出は余の支那訪問に依り、八〇〇磅以上の增加を見たり、投資に對する利益は前年に比し五、三六八磅を增加して、七九、一五一磅に達したり。

支那漫遊　余の英國を出發したるは一九一六年十二月九日にして、支那滯在約一年有半に亘り、本公司の現情と支那に於ける一般事業界を仔細に視察攻究する所ありたるが、此興味ある經驗の詳細に關しては、後日に讓り、茲には極めて簡單に本公司の現情と將來に關して述ぶる所あるべし、余の滯支日數の大部分は現在我社の主要事業たる炭礦にて送れり、北京より京漢鐵道に乘り漢口との中央部新鄭にて之を乘り棄て、更に新鄭より道清鐵道に投じて西行すること四十五哩、道に焦作(河南省)に達す、是れ即ち福公司採炭所の在る所にして、海岸より相距たる實に五百哩に位置し、聊か不利の點あれども、現在採炭額を增加するとも內地消費に向ひ供給せんには、些の支障を見ず、即ち現在も同採炭所は主として道清鐵道、京漢鐵道、津浦鐵道、隴海鐵道等の諸沿線に供給しつゝあるものにして、之等の諸鐵道は共に連絡せり、輸送費の嵩むは免れ難きも、北京、天津、漢口、浦口及上海等の重要都市向としては、炭價割高なるを以て、販賣上何等の障害を見出し能はざるも、將來之等都市に於て我河南炭販賣の增加を阻害するものありとせば、そは鐵道貨車の缺乏に外ならず、現時の南北紛爭は支那事業界に對し著大なる損失を與ふるものにして、余の觀察する所にては京漢鐵道貨車の二割五分は陸軍當局に依りて左右せられつゝあるが如し。

次に議長は支那の鐵道が各線共貨車運轉數の極めて尠小なることを、氏の直接目擊經驗せる所を以て說明したる後更に話頭を轉じて福公司經營の礦山に就き、其現況を述べたり、即ち曰はく。

本公司所屬の各礦山の現況は良好なり、其採掘面積は二十七平方哩以上の擴大に亘り、現時一日の採炭高は二千五百噸乃至三千噸にして、今後輸送上の困難除去せられんには、更に採炭高の著しき增加を見るに至るべし、而して埋藏炭量幾何に達すべきかは、專門家も尙之を正確にする能はざる程豐富にして、殆んど無盡藏なりと稱し得べく、此點に關しては何等顧慮するに足らず、一九一六年余は我會社の損失を招きつゝありたる日は、既に去つて過去となれりと斷言したるが、今や此言の全く立證せられたるを見て實に欣喜に堪へざる所なり、今後不可抗方の發生せざる限り、採炭所は顯著なる利益を齎らすべし、而して河南省に於ける炭礦は排水の困難なきにしもあらざれども、現時唧筒にて每時四二〇、〇〇〇哦の水を排出しつゝあれば、遠からず完全なる排水を見るに至るべく、此排水の利用としては、四個の支那製粉場に動力を供給しつゝあり、昨年Kenrick氏の英國訪問中、再度の水害に襲はれ、頗る不安に驅られたれども、已に之に對する防禦設備整ひたれば、將來再び其轍を踏むこと萬なかるべし、加之諸器械は全部完備せられ、病院及社宅も竣成を見たれば、今後は單に生產に向ひ全力を注がるに至るゝべし、茲に忘るべからざる

は總代理店たる I. P. Kenrick 氏の不休の努力にして、本公司の發展は實に氏に負ふ所多く、感謝措くところを知らず、尙ほ余の滯支中社員の惜まざる助力に對し、茲に亦感謝の意を表するものなり。

福中公司　同公司は世人周知の如く、我最近の競爭者たる中原公司と本公司との合同經營に係るものにして、兩者の代表者にて組織せられ、各種石炭の價格を協定して兩者に支拂ふものなるが、其營業は一の獨立せるものにして、兩者の利益の爲め石炭の全生產を擧げて之に委托するものなり、總支配人は一人は支那人たる Wang Chen Fang 氏一人は英人たる E. W. Fitchford 氏の二人にして、共力以て熱心に執務しつゝあり、シンジケート及中原公司に支拂ふ炭價は夥しきものなれども、同公司の收益は積立金及減價償却金を控除して尙餘剩あり、本年は前年に比し一層の增加を見るに至るべし、該地方は現今不安狀態にあるを以て武備の必要あり、軍隊によりて警衞せられつゝあれども營業には何等支障を見ざるが如し、同公司の貯炭所、代理店及出張所の數は今や一三〇ヶ所の多きを算し、其供給範圍頗る廣汎に亘れり、山東省德州との中央部臨清にも貯炭所を設立し、同市に各種石炭の販賣を開始し、其供給は Gan Li Wan 大貯炭所より補ぎつゝあり、非常なる努力の結果今やボイラー用石炭の販路を漢口に開拓し、同地の一大汽船會社に謀り、實際使用を試驗したるに、其成績極めて良好なりとの報告に接したり、該地方の新販路は頗る重大なる意義を有するものなれども、如何せん京漢鐵道に於ける現時の輸送能力不足のため阻止せられつゝあるは心外に堪えず、此障害にして除去せられんか、此種石炭の販路は激增せらるゝに至るべし、現時石炭の價格は異常の昂騰を見つゝあれども、假令戰爭終結するとも、戰前の狀態に復歸すべしとは豫想せられず、よしまた復歸するとも、我石炭の生產費は頗る低廉なるを以て、何等懸くに足らざるなり。

國內貿易計畫　既に設立せられたる許多の貯炭所及代理店を利用し、國內貿易計畫を開始するに至れり、差當り現在の場所と現社員とを以て、一般貿易に從事せしむべく、此新計畫に對しては、福中公司の現情最も好適なるものなれば、成功疑ひなかるべく、而も英支合辦會社なるを以て支那內地にて屢々見受けらるゝ土人の迫害は除去せらるべし、既に二三の或る重要なる會社と連絡成りたれど、戰爭の爲め輸送能力不足の結果、戰前狀態に復歸するときを俟て、直に事業を開始せんと欲し目下準備に忙殺せられ居る次第なり。

中法實業銀行の發展　我財源中亦重要なる意義を有する同銀行は、既設銀行との競爭の爲め、創立當時は實に慘憺たる苦痛を經驗したるが、幸にも Mons A. G. Pernotte 氏の統率宜しきを得たる爲め、今や鞏固なる地盤を樹立し、將來極東に於ける重要銀行の一たる豫望を負ふに至れり、去る七月十九日の株主總會に於てなされたる報告に據れば、頗る良好なる成績を示し、當座預金額の如き一九一四年十二月末には一、一四八、五七一法（預金者一二四人）

に過ぎざりしもの、一九一五年五、〇七七、一一五法（四四九人）一九一六年には二〇、四〇三、二三〇法（三、〇八六人）に增進し、一九一七年末に於ては預金者五、〇八六人其額實に七三、一〇七、〇〇六法の多額に達するに至れり、總收入に就て云へば一九一四年末には四、四七〇、三八三法（1914 Chinese Industrial 5 Percent Gold Ooan 發行の爲增加せり）一九一五年には二、九七〇、六〇九法、一九一六年には四、〇一三、〇〇五法、一九一七年には五、七〇六、四〇八法となり、累年健實なる增加を示せり、而して積立金及次期繰越金は一九一四年は一六、七八四法なりしも一九一五年には一躍一、三四四、一〇七法に增進し一九一六年には更に增大して二、一八三、一三六法となり、一九一七年に於ては三、二三〇、二六三法の巨額に達せり、亦以て同銀行健實なる發展を想見するに至るべし、同銀行の事務は單に「爲替屋」に止まらず、其名稱により示す如く極東に於ける一般有利事業に投資し居るものにして、今日迄毎年八分の配當をなし來れり。

支那中央鐵道（Chinese Central Railway）　同鐵道との利益關係は、從前通りにして、其後何等の變化なく一九一六年十二月末に終る損益勘定は四、六三三磅の貸方殘高を示せり、之に加ふるに前期よりの繰越金二二、六三一磅合計二七、二六四磅を全部後期に繰越したり、重役の報告に據れば津浦鐵道の借款は七歩の利廻にて今日迄に三〇〇、〇〇〇磅の支拂を見、會社に對する鐵道材料購入の手數料及利子も亦既に支拂はれたり、尙其後該鐵道に對しては約八、五〇〇磅を七歩利にて貸付け、且つ又一九一三年十一月十四日獲得せられたる浦信鐵道敷設に關し、北京政府に對し約二〇〇、〇〇〇磅の貸付を增加したり。

支那に於ける資產　支那に於ける資產は帳簿面約五五、〇〇〇磅にして、之は數ケ年前輸出可能の採炭所を建設せんが爲め購入したる四ケ所の土地に對する價額面よりなるものなるが、該計畫は遂に實現されずに今日に及べり、其中餘り重要ならざる一ケ所は、我會社と間接關係を有する一會社に約五割の利益にて本年賣却したるが、同所にはやがて新工場の設立を見るに至るべし、現在所有にかゝるものは漢口、天津、浦口の三ケ所にして、價額の大部分は前二者にて占めらるゝものなり云々、更に進んで議長はマルコニー無線電信會社との特殊關係を明かにし、次で戰爭後に於ける經濟競爭が必然的に支那に殺到し來るべき事を述べて、遂に該演說を終りたり、尙福公司は今年も遂に無配當に終れり。

漢冶萍鐵公司營業狀況

十二月二十九日漢冶萍鐵工廠は第十期株主總會を開催したるが、來會者は農商部代表江蘇實業廳長張軼歐、交通部代表上海交通銀行長陶蘭泉、河南省代表畢先疇、同公司重役沈仲禮、周金箴、劉襄蓀、傅筱庵、總支配人盛擇臣等約三百人に達し、同總會副會長李士偉は本年十二月を以て終れる第十期營業成績及損益決算報告を爲したるが同席上に於て李副會長は次の如く語れり。

本年度に於ける營業成績を昨年度に比較すれば頗る發達の跡を示したり、こは固より歐戰勃發以來鐵價暴騰に伴ふ必然の結果なるが、慨むらくば尚未だ各種機械の設備整はざる爲め、多額の生產を爲し得ざると、運輸機關の不備の爲め採礦の輸送困難等幾多の事情に阻められて充分なる發展を爲し得ざりしは遺憾に堪えず、既に歐洲戰亂も終息し近く媾和會議を開催さるゝに至りたれば、曩に外國に向て注文したる諸機械も漸次大冶爐鑄工場に到着するに至らば、必ずや多額の生產を見るべく、尚湖北靈鄉及江西城門屬兩地方に於ける鐵鑛も、既に總支配人盛澤臣の交涉に依りて、近く之が讓渡契約を結ばるゝに至るべければ、今後に於ける本公司の發展擴張は益々刮目すべきものあるべし。

戰後鐵價は尠からず低落を見たるも、各國に於て未だ俄かに之が輸出を爲さゞれば、我國に於ける鐵工業の前途極めて樂觀すべき狀態にありと言はざる可らず、本年度に於ける總利益金は三百四十八萬六千餘圓にして、之を昨年度と比較するに著しく增加したり。

上記總利益金の中より本期配當として一等優先株一株に付き五弗四拾仙、二等優先株一株に付き五弗二拾仙、普通株一株に付き五弗を支拂ひたる殘額の十分の一を敎員慰勞金として配當し、純利益金百九十八萬九千餘兩を得たり。

然れども創立當初より本期に至るまでの缺損繰越金は尚百七十三萬餘兩を殘せりと。

最後に同廠創立以來二十年間精勤したる故盛宣懷（元郵傳部尚書）に慰勞金として四十萬元贈呈案と決議したるが盛氏子息の辭退により贈呈を止め、其の代り上海に盛の祠及銅像を建て以て永久に盛の德を表徵すべき事に決定したり。

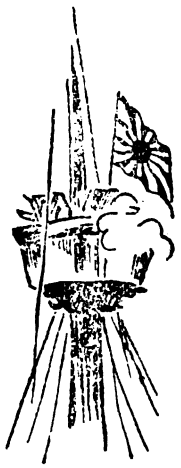

支那半月史

大正八年一月上半

錢內閣成立

錢能訓の國務總理任命は昨大正七年十二月二十日總統令を以て發表せられたるが、閣員たるべき陸徵祥（外交）錢能訓（內務）龔心湛（財政）靳雲鵬（陸軍）劉冠雄（海軍）朱深（司法）傅增湘（敎育）田文烈（農商）曹汝霖（交通）各總長同意案は一月七日衆議院、九日參議院に附議、何れも大多數を以て通過し十一日正式に任命發表あり、即ち左の如し。

外交總長　陸徵祥（不在中次長陳籙をして部務を代理せしむ）
內務總長　錢能訓（兼）
財政總長　龔心湛（着任迄次長李思浩をして部務を代理せしむ）
陸軍總長　靳雲鵬
海軍總長　劉冠雄
司法總長　朱　深
敎育總長　傅增湘
農商總長　田文烈
交通總長　曹汝霖

同日參謀總長靣昌侍從武官長に轉じ、張懷芝參謀總長の後任を命せられたり。猶ほ閣員中の新顏觸れたる陸軍總長靳雲鵬、財政總長龔心湛兩氏の略歷次の如し。

靳雲鵬　字は翼青（又は翼卿）武備學堂卒業後浙江巡撫增韞の部下に隷し記名標統より升つて提督と爲る第一革命の際段祺瑞に隨つて武漢を攻め軍功を以て陸軍中將を授けられ民國二年八月山東都督と爲り三年六月泰武將軍、督理山東軍務に任ず袁世凱皇帝と爲るや錫ふるに伯爵を以てせしが五年六月袁逝くや山東將軍を辭し果威將軍を以て將軍府に入り六年十月大演習陪觀を名として來朝し種々劃策する所あり七年日支軍事協定成るや支那側を代表して斡旋最も努め次で督辨參戰事務處參謀長と爲りしが幾くもなく辭して待標錚に讓り以て今日に到れり山東省濟寧の人本年四十三歲。

龔心湛　字は仙舟安徽省合肥の人本年五十歲英國留學生に出身し佛伊白英日秘各公使館員に歷任し歸國後廣東省某縣知縣より知府道台を經て按察使提法使に升り民國後中國銀行漢口分行長、三年安徽省長四年六月財政次長十一月經界局督辨兼任五年四月參政院參政を授けられ袁の政治研究會を組織するや龔が英語に通せるの故を以て會員に加ふ蓋し外人會員（モリソン、ウヰローピー、有賀）の便を謀りてなり七年冬安徽省長と爲り今又た財政總長に任ぜらる。

參戰借款及び國防軍計畫

寺內內閣時代日支軍事協定の契約に依り參戰借款二千萬元の成立を見(勝田前藏相著「菊の根分け」其一一四五頁參照)其中三百七十萬元は交附濟みとなり、殘額は某銀行に預金となり居れるが、原內閣成立し我が對支政策變更の噂あるや支那側は(北方主戰派を指すことは勿論なり)急遽これが引出し方を運動する所あり、原內閣は十二月二日列國と協調して熄爭覺書を支那に交附し、別に單獨に南北統一迄財政援助を中止する旨の聲明を發したる關係上、支那側をしてこれが引出しを見合はさしめたり。本問題は原內閣の對支新方針に對する第一の試練にして、南方派は原內閣が如何なる態度を以て北方主戰派の參戰借款引出要求に對するかを熱心に注視し、日本に於ける南方派同情者たる日支國民協會の如きは委員を擧げて當局を訪問忠告したるが政府に於ても此際引出を爲すは妥當ならずと認め、支那側に忠告する所あり、固より契約上日本に右引出しを拒否せしむべき權能なきも政治上の實情よりして事實上引出しを見合はしむべき力あるが故に、支那側もやむなく之を中止したり。然るに一月初旬に及び國防軍計畫なるもの發表せられ、三師四獨立旅の組織成れるを傳ふ、即ち次の如し。

第一師　(師長)　曲同豐
(旅長)　苑尙品　程長發　(參謀長)　裴建章(第一團々長)
李景霖(第二團々長)姜炳炎(第三團々長)韓賓禮　(第四團々長)　馬登瀛　(騎團々長)朱瀛海(砲團々長)宋玉珍(工兵營長)　李嘉林　(輜重營長)　江銘忠　(機關檢連長)王體乾

第二師　(師長)　馬良
(旅長)　丁錦　王得志　(第五團々長)　吳毓麟　(第六團々長)楊承杰　(第八團々長)　程貴　(騎團々長)　馮玉榮　(砲團々長)楊吉輝　(工兵營長)　歐陽新　(輜重營長)汪邁(機關檢連長)　岳邦爵

第三師　(師長)　陳文里
(旅長)　張濟元　宋玉峰　(參謀長)　楊杰　(第九團々長)徐爲靈　(第十團々長)　杜經田　(第十一團々長)安桂馨(第十二團々長)　蔡弼臣　(騎團々長)　靳同明　(砲團々長)　王坦　(工兵營長)　顧浩　(輜重營長)　趙協彰　(機關檢連長)

劉兆坤
獨立旅　(旅長)　宋子揚　宋邦翰　褚其祥　張鼎勳

蓋し北方主戰派は借款引出しに成功せざりしものから、猶ほ表面を粉飾して南方派に對する示威に資すべく、かゝる計畫を發表せしものなるべし。一月二十二日我が衆議院に於ける望月小太郎氏の質問によれば、氏は北方主戰派が現實に引出しに成功し、その結果國防軍計畫を實現し得たりと解せるものゝ如し、之に對し內田外相は何等明確なる答辯を與へず、眞相如何は猶ほ知るに由無し。

北方參議院議長改選

李盛鐸氏當選

北京國會參議院議長は、昨年十二月梁士詒氏辭職以來空

席となり居たるが、一月九日參議院にてこれが選擧を行ひ、出席者九十四名中八十六票の多數にて全院委員長李盛鐸氏當選就任せり。李氏、字は木齋、江西省九江の人にして前清の進士、明治三十一年駐日公使、三十三年順天府尹に任せられ、三十八年有名なる考察憲政大臣の一人として日本及び歐米を巡遊し、清朝の末年には駐白公使たり、民國成立後は引續き野に在り、大正六年六月農商總長と爲り、七月張勳復辟の事あるや農工商部大臣に任せられしが復辟失敗して又野に下れり。壯年應袁派官僚の尤として策士の名ありしが今や年すでに六十歳安福派議員中の長老として議長の職をかち得たるに過ぎず。

南方代表確定

和平會議促進條例公布

行惱み中なりし南方和平代表は、一月十日の政務會議にて左の十名と決定せり。之に總代表唐紹儀を加ふれば總數實に十一名なり。北方側にても之に對し一名を增加すべく研究會系の籍忠寅、直隸系の張紹曾最も望みありと。

章士釗　字は行嚴、秋桐と號す。湖南長沙の人儒家に成長し容貌秀偉、幼より書を讀むに時文を厭薄し學官に試むれども程式に中らず、年十八武昌に遊んで兩湖書院に入らんとせしも諸生に非ざるの故を以て試に與かるを得ず、轉じて江南に遊び陸師學堂に入るや總辨俞明震その才を愛し甚だ禮重せり君は本と文士にして將才にあらず且つ國難に感觸して喜んで革命を言ひしを以て退學を命せられ上海に赴き「蘇報」記者と爲る、革命の鉅子章炳麟、張繼、鄒容と慷慨共に約して兄弟と爲る、當時著はす所「孫文沈蓋記」「黃帝魂」等世に行はれ文譽大いに振ふ、次で萬福華の王之春刺殺事件あるや氏は弟勤士及び辭大可等と共に牽連下獄數日にして出づるを得たり、之より心を文學に專らにし東京に留學し小說「双枰記」及び國文典の著あり、次で英國エヂンバラ大學に留學し、政治學研究の傍ら北京帝國日報の通信員を兼ねたりしが第一革命起るや夫人吳弱男を携さへて歸國し「民立報」主筆と爲り、能く浮議を裁抑して導くに法理を以てせしより老學文儒手を斂めて歎服せり、第二革命には討袁大元帥岑春煊の下に秘書長とし事敗るゝや東京に遁れて雜誌「甲寅」を發行し論壇の權威と目され、袁の帝制運動には軍務院秘書長として岑春煊を輔け南北統一後參議院議員に選出され、得意の法理論を以て一院制を主張したり、第四革命には終始一貫岑に隨つて劃策し、岑の軍政府政務總裁首席となるやその秘書廳長となり昨年十月南方の眞意を訴ふべく來朝し使命を果して歸國せり。氏は第四革命に於ける南方主和派の急先鋒たり、完全に岑春煊氏を代表す。本年三十七歳。

胡漢民　本名は衍鴻、漢民はその字なり。廣東番禺の人にして本年三十七歳。我が法政大學を卒業し、同盟會の有力者として汪兆銘と共に孫文門下の双璧を以て稱せられ、第一革命の際は新嘉坡より歸つて廣東都督に推され、孫文臨時大總統に擧げらるゝや總統府秘書長となりしが、孫の大總統を辭し廣東に歸るやその日代として再度廣東都督と

なり、第二革命には李烈鈞（江西）柏文蔚（安徽）譚延闓（湖南）三都督と共に袁反對を唱へ當時袁派と通じ居たる陳炯明に取つて代られ日本に亡命し、引續き野に在り今回は孫文を代表して出席するものなり。

郭椿森　廣東督軍公署參謀長にして陸榮廷氏の代表として督軍莫榮新を輔け事實上廣東督軍の事を行ひつゝあり、廣西選出參議院議員なれども先づ廣東省の代表と見るべし。

曾彥　廣西選出參議院議員にして陸榮廷氏との關係深くさきに廣東財政廳長たりき。陸氏及び廣西を代表す。

彭允彝　湖南選出衆議院議員にして全院委員長なりき。早大出身、第一革命の際統一共和黨領袖を以て參議院議員に擧げられ第三革命には上海中華新報に據つて大いに活動し、第四革命には政學會領袖の一人として南京上海の間に在つて主和論を呼號し功勞多し。湖南を代表し一面政學會を代表す。本年四十二歳。

李曰垓　雲南督軍公署秘書長なり、唐繼堯氏及び雲南を代表す。

李述膺　字は龍門、陝西耀縣の豪商に生れ十八發憤學に志し提學使沈衛の指導に依り諸生を以て三原宏道高等學堂を卒業し次で省費生として東京に留學し第一高等學校豫科より第七高等學校に入りしがその法科三年時代第一革命勃發するや上海に入り民立報記者と爲り參議院議員に擧げられ國會解散後早稻田大學に入り卒業後第三革命の際は上海中華新報主筆となり第二國會には財政股委員長たりき。于右任、故井勿幕、趙世鈺（參議院全院委員長）張熾昌等と共に陝西民黨の領袖にして今回陝西代表として出場す。本年三十七歳。

劉光烈　四川政務廳長、四川省を代表す。

王伯群　貴州政務廳長、貴州省を代表す。

饒鳴鑾　獨立海軍の參謀長にして福建人なる關係上海軍及び福建を代表す。

一月十六日衆議院を通過したる和平會議促進條例を見るに次の如し。

第一條　和平會議代表は護法政府（後出）より總代表一人代表若干人を選派す但し總代表の選派は國會の同意を要す。

第二條　總代表は護法政府を代表し和平會議事項を全權を以て辨理す。

第三條　代表は總代表の指揮を受け和平事項を辨理す但し代表にして護法に違反する主張あるときは總代表に於て之を撤消し護法政府より改派せしむることを得。

第四條　和平條件の決定は國會の同意を要す。

第五條　本條例は和平會議終了の日を以て之を廢止す。是れ即ち總代表及び代表の權限を規定せるものなり。

是より先一月十四日の政務會議は重大なる決定を見たり、即ち同日の會議には伍廷芳以下各總裁（岑首席總裁は病氣缺席）以下唐繼禹（唐繼堯代表）各省軍事代表、衆議院副議長褚輔成（國會代表）章士釗以下十和平代表、蔣尊簋等軍事委員（註）數名出席、伍氏より章代表等に對し、議

和會議に提議すべき條件六條を提示せり、曰く

（一）國會恢復

（二）地方制度は正式憲法制定以前は軍政府內政部の制定せる地方制度に據るべし、

（三）軍區を決定し裁兵の辨法は軍事委員（註）より決定して議和會議に提出す。

（四）護法各省軍費の補充に就ては各省より詳細なる表を提出す。

（五）善後借款は南北政府より共同に辨理支配すその金額及び監督方法は議和會議より協定す。

（六）軍政府公布の命令の有効を承認せしむべし。

（註）軍事委員會は一月六日組織せられ次の諸人軍事委員に任命せられたり。

鈕永建　李書城　蔣尊簋　林虎　馬濟　劉祖武
陳强　金永炎　張孝準　呂公望　魏士厚　魏邦平
繆嘉壽

國會第四次宣言

軍政府を護法政府と改稱

一月十一日、廣東國會參衆兩院は聯合會を開き、焦易堂等の提議せる「軍政府應改爲護法政府案」を可決し、次の宣言を議決せり。即ち爾後軍政府は護法政府と稱する事となれるなり。

中華民國々會第四次宣言

中華民國八年一月十一日兩院聯合會議を開き、軍政府を修改して護法政府と爲すことを議決せり。あらゆる軍政府に委託せる國務院職權の代行、大總統職務の攝行、護法政府の名義を以て之を行ふ。謹んで此に宣言しみな聞知せしむ。中華民國八年一月十一日宣布。

京綏鐵道借款成立

我が東亞興業會社と京綏鐵道管理局との間に昨年十二月七日三百萬圓の借款契約締結せられたり、京綏鐵道は云ふ迄もなく北京より張家口に至る京張線、張家口より更らに綏遠城に至る張綏線とを併せ稱するものにして、從來支那人に依りて建設せられ、且つ外資を混入せざる唯一の鐵道として有名なりしものなるが今回終に日支の混入を見るに至りしなり。右金額中米國に注文せる鐵道材料百二十萬圓同運搬費七十萬圓、日本に注文せし枕木代金十萬圓を支拂ひ殘額百萬圓は將來鐵道材料購入の場合に使用すべく日本に預金せられたり。用途に關しては日本官憲の監督を受くる事とし政費への流用を防ぎ、將來資金借入の必要生じたる時は先づ東亞興業會社に交涉するを要する外特別條件なく純然たる經濟借款なりと。

內治外交

●記者團の南北調停案　一月七日ルーター電報、中西獨立報館の新聞記者北京に在つて彼此詳細討論し南北和平の公道主張のために後列の數款を通過せり。

國會と制憲問題　廣東舊國會即一九一三年召集の國會はまさに繼續してその制憲の責任を完成すべしあらゆる去歳制憲の時相持して未だ決せざるの總統制と內閣制、及び大總統に國會解散權ありや無しや等の七項問題は南北和議代表より其大綱を議定し然る後廣東舊國會より其條文を規定すべし唯だ舊國會制憲繼續の時期は一ヶ月を以て限りと爲し期限滿れば即ち解散を行ふ北京新國會は第三條（下出）の手續完了後立ろに解散す其期限も亦一ヶ月を以て限らと爲す。

總統問題　現今の時勢を觀察するに廣東舊國會はまさに徐世昌を追認して大總統と爲し並びにその任期をして五ヶ年ならしむべし。

副總統問題　廣東舊國會より選擧し北京新國會の承認を經べし此項手續の完了も亦一ヶ月を過ぐるを得ざらしむ但し副總統の資格は非軍人を以て合格と爲す。

武人問題　中國は各國陸軍の中央に直轄せらるゝの成例に照し改革を實行し袁世凱時代定むる所の督軍巡閱使鎭守使護軍使等の官消す職を取べし各省の政權は完全に省長に操り省城內に軍隊の駐留を許さず省內治安の責は警察より擔任し凡そ軍事獨立の機關各國防軍等は一併取消し並びに北京に於て裁兵善後局を設け以て被裁の軍人を按揷して相

當の職業あらしむ。

●密約及借款問題　歐洲開戰以來中國と各國と訂する所の密約及び借款はまさに完全に宣佈すべく凡そ中國の利權と妨害ある者は應さに即ち取消を行ふべし。

會議地點問題　西南代表の自由及び安全を保持するために計るに此次會議はまさに一九一二年の先例に照し上海公共租界内に於て擧行すべし。

友邦の輔助問題　中國は協約國の一たり則ち協約國はまさに中國を輔助し南北和平會議商定の一切條款を實行せしむべし。

財政問題　嗣後中國友邦に向つて借款するときは須らく一九一一年所定の幣制改革を以て借款條件内に加入し以て中國經濟の整理を期すべし。（八・一・八、順天時報）

●北京政府最近の政略

戊午編譯社北京通信に云ふ北京政府は武力に非ざれば國權を壟斷するに足らざるを知り歐戰終了し擧國裁兵を倡言するの日に於て國防軍の組織ありその豫定によれば總數四師團混成旅にして第一師は北苑に駐し師長は曲同豐なり第二師は山東に駐し師長は馬良なり第三師は保定に駐し師長は陳文運なり第四師は河南に駐し師長は傅良佐なり四混成旅中宋子楊は廊坊に駐し宋邦翰は洛陽に駐すこれ參戰督辨段祺瑞の計畫に出づと雖も黑幕には徐世昌其人あり徐は文治派にして武人派を兼ねたる一老猾官僚にして袁世凱の精神を具し袁世凱の知遇に際せり唯袁の魄力と手腕となく群帥を駕策して指揮自如なる能はざるのみ。

徐樹錚の赴日は全く賣國借款繼續の爲めなりき日政府は去歲十二月三日借款の打切の宣言をなせるも契約締法せられて金額を交附せざる者あり一部分交附せる者あり軍械借款四十萬電報借款二千萬吉會鐵路借款二千萬森林借款二千萬金幣借款八千萬等の借款は皆な附して期限あり期限既に滿つれば北京政府に在つては固より金額交附の履行を要求する權あり日本も亦此有利の借款を取消すを願はず故に徐の赴日は此點の借款の收束と大關係あり最も解すべからざる者は日本なり一面借款停止を宣言しながら十二月十七日復た山東滿洲及び蒙古鐵道借款二千萬圓を以て北京政府軍事の用に供し借款條件中日本教練官を聘して中國々防軍を教練せしむ等の事ありと。（八・一・一八、民國日報）

●廢督と毀法造法と

南北の和議は法律問題を以て難解と爲し就中新舊國會の處置を以て最難と爲す頃ろ聞く上海に於ける南方要人唐紹儀の如き均しく督軍制度裁撤と毀法造法とを以て交換條件と爲し北方にしてもし裁督を實行せば南方は即ち新舊國會の同時解散を承認すべく唐より此程意見を北方に提出せりと。（八・一・六、國民公報）

●西南の内裂と和議の前途

上海歸客談、國人の平和を希望する者毎に南北の接近する能はず或は北方内部の一致する能はざるを慮りしが今や南北の問題に非ず亦北方内部の問題にも非ず實に南方内部破裂の問題なり上海南京地方を視察せる予の推測によれば南方代表の擧出せられ地點問題も亦解決に難からざるべきも和議の前進は未だ樂觀するに足らざるなり何となれば南方の内部已に氷炭の

相容れざるが如ければなり彼等の內部は本と兩派に分つ一を激烈派と爲し一を温和派と爲す若し南北議和の事なければ兩派尙ほ相敷衍すべく俄かに破裂の觀を呈するに至らず今則ち內外情勢の迫る所和に非ざれば不可なり激烈派は温和派に對し本と許多の信せざる處あり此に到つて愈温和派の北方に對して獨り秋波を送り以て舊日の政友を賣るを疑ふ於是舊國會を藉りて武器と爲し種々温和派の肘を掣す最近の陝閩問題地點問題代表同意權問題の如き知らざる者はまさに北方に對し故意に難を爲すものなりと思ふべきも實は則ち温和派に對し掣肘を爲すの文章のみ軍政府の章士釗を派して赴東遊說せしめしは唐氏をして歸つて調停に任せしめんと欲せし也幸にして唐氏は日本に旅居すること半年頗る國內平和の必要を知り是に於て慨然歸國せしより温和派は所爲へらく唐氏或は能く我が用を爲すべしと料らざりき唐氏一たび國門に入るや激烈派の包圍する所と爲り空氣既に變じて故態遂に崩し始めは尙ほ兩方に敷衍せしが近ろは則ち絕對に激烈派と同一の高調を唱ふるに至れり故に地點問題や代表同意權や唐氏の主張する所は皆舊國會と符節を合するが如く上海の温和派と唐氏と說話の餘地無きが如く議者は南方の破裂して平和の悠々期なきを憂ふ是に於て熊希齡張一麐谷鍾秀諸人の南下に對して非常に歡迎し所爲へらく此數人者は能く言を唐に進め略激烈派の圍みを解くべきかと誰か知らん一場の希望又復た空と成り唐氏は張谷等の來談に對し便ち說客を以て之を待ち語挪揄多く貌極めて冷峻谷等を

して言を進むべき無からしめ徒らに輿に乘じて來り輿を敗つて返らしめし而已故に日來上海の空氣は沈寂已に極まり殆んど大家手を束ね面々相覷るの勢あり予の上海より南京に至るや空氣の上海に比較して活動せるを覺ゆ然れどもその活動たるや平和の本體と相關するなし固よりその官場の準備委員の高輿北方代表の應酬新聞記者の奔走と旅館酒樓等の生意の發達とは表面より之を見れば大喜事の目前に在るが如きの觀あれどこの裏面を按ずるに沈寂又た上海と異るなし和議と關係ある某要人の言によるに督軍李純は近日異常に高輿ならず謂ふ岑春煊は既に西南を代表するの實力なし何を苦しんでか早く揭穿せざる西南我に對し既に此の如く相信せざる我亦何ぞ必ずしも空しく苦心を費やさんや和議の南京に開かるゝも上海に開かるゝも我が面子に於て何の關係もなしたゞ準備の手續を無駄にするのみ上海にて開議すとせば和議の前途は知るべく唐紹儀今日已に自主の權なし和議愈〻開かれんか唐氏不自由の狀況當さに如何ぞやと此言や西南今日の眞相を包括するに足るのみならず並びに平和前途の悲しむべきを豫定せしむるものなり。

（八・一・一五、晨報）

●第三團體の標榜

北方議和代表出發の後京津各要人多く連袂南下せしが熊希齡張一麐莊蘊寬丁世嶧以下期成會員八人亦一月三日午前三時天津發南京に赴けり熊君人に語つて曰く。

此行は各團體を聯合し歐洲議和會議に對し吾國々民の意見を表示せんとせしにて初め南北の和議に對し何等の卑

動ありしに非す南北の爭執は南北代表より解決すべく萬一成らすんば則ち國民或は當さに自から解決を行ふべし今則ち決して干預せす。

と熊君等又元旦に於て通電を發し申明すらく。

此行仍は當初平和期成會を發起せし宗旨に係り純ばら斯世に忍びざるの心に出で絕へて權位を覬覦するの念無し至誠の意を以て双方に忠告し双方苟しくも聽かすして事敗るゝも固より罪を國民に謝せんと願ふ即ちその聽かれて事成るも亦平素の志のみもし自から前言を食み政治に投身し政黨を組織する者あらば敢へて請ふ金國の人これを不齒の列に置かんことを。

と熊君等南下後期成會の會務は谷鍾秀君之に當るべく又た新に米國より歸國せる范源廉氏も亦平和を主張せるの一人にして近ろ政府の委託を受け和局に周旋すべく昨已に個人の名義を用ひて南方各領袖に致電し中央の和平を希望せる苦衷を詳解せりと。(八・一・五、國民公報)

●歐戰に對する支那の盡力

政府は歐洲和議開かれ我國派員列席するを以て此次戰爭に對し盡力を經たるの各事を明白宣布し以て協約各國の善意を起さんとし陸使(徵祥)出發前曾つて大體を預議したり玆に政界某要人の談に據るに政府は此事に對し詳細研究を加へ條分縷析昨日陸使に專電し以て參考に供したり原電大要次の如し。

(一)軍事上の盡力

先年獨に對し宣戰するや原と數個師團を歐洲に派遣せんとし佛政府と數次磋商しもし船隻あらば立ろに運兵出發せしめんとせり案牘具さに在り考査に難からす船隻短少により未だよく願の如くならざりしも猶は大軍を派して本國の北方全部の邊界を防守し以て獨墺俘虜の南侵を阻みセミョノフを助けて過激派を攻擊し浦鹽緊急なれば曾はち陸軍及戰艦一艘を派して準備を協助し以て遠東の和平を維持したり。

(二)工事上の盡力

歐戰以來歐洲に派赴せる華工の數たる甚だ夥しく在佛華工の英國の管理に歸せるもの約十五萬佛國人の管理に歸せる者約五萬人あり此等華工の協約國人力を補助せる處甚だ大なり蓋し此等の人物は決して全く尋常の勞働者に非す其中各種手藝の械器匠あり戰線後方の各項製造事業皆華工の參與するあり其間工作に從事し傷亡せし者甚だ夥しく敵人飛艇の攻擊を受け敵人砲火の下に在りて盡せし所の責任幾んど作戰の兵士に同じ。

(三)物資供給上の盡力

歐戰以來我國より出口の商船は戰時必需の物品を裝載せざる者なし我國輸出の絲の如きは協約國の飛行事業に助けありアンチモニー、食料品、石炭、鐵の輸出は勿論我國造船所に於ける造船引受の如き物資供給上の盡力努めたりといふべし。

(四)敵僑處置に關する盡力

宣戰後獨租界は一概收回し在留獨人も現に甚だ少く多きも三千五百人を適へすその中の大半は婦女兒童にして危險分子はすべて收容せりたゞ放逐問題の未だ解決せざる

は此中頗る難題あるを以てなり然れども我政府は此事に對し始終善意を表示せるは固より信ずべし。

原電末電には協約國の慈善事業に對する贊助の件をも述べありと。（八・一・一三、國民公報）

●鴉片燒棄規則　中央此次存土（土は鴉片）を焚燒するの事は實に鉅帑を犧牲にするを惜まず以て積毒を廓清せんと期する者にして年來政治のやや人意を强くする者はたゞ此一端なり此れ中外輿論の同じく認むる所なり故に一切の辨理手續は格外嚴密にして「實事求是」の効を收めんと期し財政部より邵福瀛を先發せしめ關監督交涉員稅務司と會同して一切を預備せしめ次で司法次長張一鵬を特派して會同辨理せしむることゝせり聞く浦東煤窯を以て焚燒の場所と爲し一月八日焚燒を開始し先づ關監督より部派員（超福瀛）に交附し部派員より稅務司に交附し稅務司より焚燒を執行し張特派（一鵬）より領事團及び省議會商會青年會萬國禁烟會並びに中外の鉅紳名士五十餘人を招待し監視すべしと張特派が最近呈報せる存土焚燒規則左の如し。（八・一・八、晨報）

第一條　存土の數を悉して焚燬するに便せんがために見を起し原存の棧房に就き先づ日を分ちて查驗を行ふ。

第二條　一月八日より起し午前九時より十二時迄午後二時より四時半迄查驗時間と爲す。

第三條　存土は現に怡和沙行に分存せり先づ怡和を驗し次に沙遜を驗す。

第四條　查驗の時特派專員部派員交涉員關監督稅務司の外政府より江蘇省議會教育會上海南北商會青年會を指定し及び各公署並びに中外公正の士紳を函請し公同監視す。

第五條　特派專員部派員交涉員關監督稅務司は均しく技術師を聘請し隨同場に到ることを得。

第六條　稅務司はまさに工匠を還派し開箱剖土封鎖等の役に分別充當せしむべし。

第七條　第四第五各員は特派專員より徽章を分送す第六條の各役は稅務司より號衣を分給し以て入場に憑とす。

第八條　開箱後查驗の秩序下の如し。

一特派專員二部派員三交涉員四關監督五稅務司六其他各員。

第九條　查驗の方法は先づ手術目方を用ふもし疑義あらば則ち剖驗を用ひ更に疑義あれば則ち化驗を用ふ。

第十條　每箱驗し畢れば仍ち原箱に貯へ鐵絲を用つて纏繞し特派員部派員關監督稅務司より簽字封固す。

第十一條　浦東煤窯を定めて焚土の場所と爲し全數驗し畢るを俟つて日を分ち押運して浦を過ぎ公同驗視す原封決して移動の痕迹なければ窯に入れ焚燬し餘す所の灰燼は大海に投入す。

第十二條　焚燬の時は查驗各員の公同監視を除く外何人に論なく均しく欄外に在つて參觀するを得。

第十三條　查驗焚燬は定期外は日曜と雖も休息するを得す。

●萬國禁烟會成立　一月十七日上海四川路青年會に於て萬國禁烟會成立大會を開き焚土監視專員張一鵬米國法院長羅賓傑醫士伍連德省教育會副會長黃炎培其他朱葆三以

下數百人出席、陳貽範主席となり徐總統の訓詞を朗讀し張一麟黃炎培諸氏の演說あり唐露園を會長に、羅賓傑聶雲臺を副會長に朱葆三伍速德穆藕初等六人を董事に推し辦法六條を定めて散會せり辦法の主旨は中國政府に請求して鴉片等の毒物の私種私運を嚴禁せしめ犯す者には重刑を加へて各國に對しては鴉片等の毒物の私運を禁止せんことを要求するに在りと。（八・一一・八、民國日報）

財政經濟

●關稅剩餘金問題　北京通信社通信、財政部が四年公債の元利抽籤償還のために外交團に向つて關稅剩餘金交附を請ひたること、其後又た在外公使館領事館經費及び講和會議に關する立替借入金（六十萬元）償還のため昨年十二月二十九日外交團に向つて關稅剩餘金百八十萬元の交附を請求せしことはさきに報道せり茲に聞く外交部咨文到着後各公使は昨年十二月三十一日會議を開き提用准允を議決し一月十日外交部に咨覆せるが外交部は、

陰曆年關近きに在り一切の經費籌措によしなし各公使は關稅餘款に對しては只保管の責を盡すべきのみ斷じて提用を允るさゞるの理なし關稅餘款の現存せるもの九百餘萬兩（銀洋一千三百餘萬元）あり中國政府は陽曆一月十五日前後に支出すべきもの七八項の多きあり特別通融を與へられたし。

との要求を外交團に提起したり外交團は前回要求の百八十萬元には提用を許可したるが今回の要求に對しては尙會議の上決定すべしと、而して外交部の指定せる使途は次の如し。（八・一・二二、順天時報）

（一）上海紗廠救濟費	一百萬元
（二）四年公債償還費	三百七十萬元
（三）外交兩項經費	百八十萬元
（四）廣東沿河經費	一百萬元
（五）軍　餉	一百四十萬元
（六）撤防經費	一百四十萬元
（七）裁兵經費	二百四十萬元
（八）教育經費	三十萬元

●軍政府財政の近況　廣東省は元來南方最富庶の省分たりしも近數年來その景象大いに前に如かず護法軍興つてより後財政更に支絀を形はし且つ一省を以て各路の軍費を支持し大小偉人の羅掘に供す富庶なりと雖も亦支へ難きを覺ゆ外强中乾の軍政府は西南の謀主たりと雖もその根據地たる廣東省既にかく窮せる以上何の活動をかなし得べき故を以て先後王正廷章士釗を日米に分派し交戰團體承認を運動して借款交涉に便ならしめんとせしが共に失敗に歸せり幸ひにして截留せる鹽稅剩餘金あり以て日を度るべし然らざれば廣三粵漢兩鐵路數萬元の收入を以ては何事をもなし能はざりしなるべく軍政府の運命孫文に隨つて去り岑春煊の改組を待つに及ばざりしならん近頃鹽稅既に截留を許さず即ち所謂七年八厘內國公債一千萬元を發行して補

救を圖らんとすと是れ實にやむを得ざるに出づるなり而もその擔保はなほ鹽稅餘款なりと鹽稅は外債の抵當にしてさきに孫文の鹽稅餘款を截留するや五國領事抗議を提出したり五國駐京公使亦最近廣東駐在領事に訓電し莫榮新督軍に抗議を提出せしめたりと軍政府が如何に此後を善くせんとするかは近來の見物なり。(七、一二—上海時事新報)

●財政部の戰時費用調査

北京財政部は日前國務院及外交部の公函に根據し陸軍內務敎育農商四部及び各省區軍民長官に密咨し戰時費用の詳細なる調査を命じたるがその陸軍部に宛てたる咨文左の如し。

財政部密咨を爲すの事、前きに外交部の公函に接せり曰く將來歐戰和議の時戰事賠償及び損害賠償の二者必らず會議の重要問題たらん現に戰時會計處を組織しあらゆる一切歐戰に關する直接間接費用及び損失數目を詳細に調査せんと擬すと嗣いで國務院秘書廳より戰時國際委員會の說帖を送附し來れるが內に曰く戰時會計處は執行機關に係り財政部に附設するを便とす此れ對外の事に係り對內と同じからず決算と同視して辦理する能はず凡そ國際通例應さに有るべきの費用に屬せば均しく須からく登錄し務めて詳備を求むべし應さに各部より主管情形に就き各省區長官及び使領各館に分令して詳細報告せしめ前項の冊報は各主管部に分送して審定せしめたる後戰時會計處に送り簿記法に依り分類登錄せしむべしと本部は當さに卽ち戰時會計處を設立し各部と會同し一再協商すべし此項の戰時費用及び損失は應さに三時期に分つべし民國三年八月六日の中立宣布より起し六年三月十三日迄を中立期間とし民國六年三月十四日外交關係斷絕より八月十三日迄を絕交期間とし民國六年八月十四日對獨墺宣戰以後を宣戰期間とし中立及び絕交兩期間の費用及び損失は分期登錄し宣戰期間の費用損失は民國七年十一月末迄を限り先づ登錄を行ひ十二月以後は每月登錄し隨時彙報す現在內務敎育農商三部所管の費用及び損失はすでに本部より各省區行政長官に咨行して分別造報せりあらゆる陸軍に關する費用及び損失は貴部より各督軍都統及び其他軍事機關に分行し詳細調査し先づ中立及び絕交兩期並びに宣戰期中の七年十一月末迄の費用及び損失を咨文到達後二ヶ月內に分別造報せしめ七年十二月以後は每月造報せしめ貴部にて審定後中央直接所管費用及び損失と共に彙編表冊し本部に轉送登錄せしめられたし云々。

陸軍部は咨文到達後參戰督辦處と辦法を議訂し兩類に分ちて登記する事とせり卽ち、

第一類　(甲)國防軍隊增調費(乙)國防軍添練經費(丙)各軍調遣經費(丁)機關設立費

第二類　(甲)聘用獨墺職員の損失(乙)購置裝械の損失(丙)文電郵件の損失

の如く第一類は「費用」に屬するもの第二類は「損失」に屬するものなり參戰督辦處は此費用の關係に因りて極力參戰軍を擴充し以て多額の軍費を占むるに便せんとす三師六混成旅每月の經費は每師十二萬元合計三十六萬元每旅九萬元合計五十四萬元總計九十萬元加ふるに各師旅の開辦費每師一百五十萬元每旅一百萬元合計一千五十萬元亦段派籌款の妙

法なりとす。(八・一・九、民國日報)

●鳳凰山鐵礦案の內幕

日來喧傳す南京鳳凰山鐵鑛又た某國商人より來華運動し復た開採を行はんことを希圖せりと茲に該鑛發現以來今日迄の種々の經過歷史をもつて縷晰之を述ぶること下の如し。

民國元年中央鑛務總監督署を特設し全國を八大區に分ち各區監督分署を設立し江蘇省城には第三區鑛務監督を設立せしが當時の分署主事本省鑛產を實地調查したる結果南京の南鄉秣陵市に此の鳳凰山鐵鑛あることを發見せり民國四年秋袁世凱の帝制を圖るや同派の策士は右經費を捻出すべく鳳凰山鐵鑛に着目し日本資本家大倉氏と商議して華寧公司を設立し鳳凰山を開採し鑛砂を大倉に售與する事とし大倉と華寧公司との間に購砂契約を訂立し鐵砂四百萬元を購入すべく大倉はその代金前渡しとして一百萬元を交附せるが此金額は帝制費として消費せられたりと一方華寧公司も採鑛執照も下附せられ官督商辦の法に依り張弧を督辦とし某氏を總理とするの手筈迄整ひ居りしが南北統一して農商總長に谷鍾秀就任するに及び鐵鑛條例を新訂し鑛砂は政府より買收し鑛商にして外人と鑛砂を交易せんと欲せばその契約草案を政府に呈して核定を請ふべく否らざれば効力を生ぜざる事と定め華寧公司は違法なればとて取消したり是に於て江蘇省紳商は自から開採を行ふべしと主張し終に官商合辦秣陵公司を組織して採鑛執照の下附を請ひしも一方華寧公司の交涉案未了なるを以て下附せられず第四革命起るに及びて此交涉全部一時中絕のやむなきに至りしが西原龜三氏は裏面に在りて劃策し鐵鑛は軍事の範圍に屬すれば之を參戰督辦處の辦理に歸せしめ以て我國某々等と合辦せんと運動せしが米國は此中の眞相を探知して非公式の抗議を提出し英國亦利益範圍云々を言立てゝ抗議し來り西原の計畫は頓挫せり。

此時に當り江蘇議會は鳳凰山開採の議案を可決し資本一百萬元中官股五十萬元は江蘇省公債を以て之に充て商股五十萬元は紳商より籌集することゝし名稱は秣陵公司を繼承することゝし齊江蘇省長より中央に轉電したるに農商部は趣旨は極めて贊成なるも前項の交涉未了なればとて執照を下附せず省議會は秣陵公司籌備處を設けて執照の交附を待ちたるも六年末より今日迄終に下附されず議員中には江蘇全省の廢鐵(此價格約八百萬元)を變賣して鳳凰山鐵鑛の資本とすべきを提議するものありしも通過せず以て今日に及べるなり云々。(八・一・一〇、晨報)

●江西省借欵說

江西省當局はさきに幣制整頓を名とし臺灣銀行より日貨百八十萬圓を借入れたるが七年々末該行九江支店次席塚本惠南昌に來り償還を求めしを以て財政廳は塚本と商議し續借契約を締結せり當時又新たに新借款日貨二百萬圓を交涉し塚本は之を承諾せしも擔保品たるべき內國公債票無かりしを以て中止せしが最近右公債票も到着せしを以て該行九江支店長松尾文雄と省長戚揚との間に交涉進行中なりと。(八・一・一五、民國日報)

江西省當局は財政困難を以て郝財政廳長、傅潯陽道尹の手を經て臺灣銀行九江支店と日貨二百萬圓の借款交涉を開始しその條件中「茶稅を以て擔保と爲し償還第一期たる民國八年七月を過ぐる時は茶稅管理を該行に允るす」の一項あり北京財政部に交涉の結果許可され該行支店次席塚本惠南昌に來り調印を了し現金一百萬圓の授受を了したりと。(七・一二・二七、海上中華新報)

彙報

自大正八年一月一日
至同　年同月十五日

外交關係

▲膠州灣還附要求　（紐育電報三十日發國際通信）本日當地に到着したる支那講和特使は聲明して曰く

支那は講和會議に於て戰爭の當初日本軍により占領されし膠州灣の還附及支那を他の各國民と同等の位置に置くやう國際通商關係を整理せん事を求むべし。（二日、日日）

▲鐵道管理と支那　（北京特電三十日發）東清鐵道總辦廉宗燕氏三十日政府に電報し黑龍鐵道と東清鐵道は今回日英米佛四國に依りて管理さるゝに決定したれば支那は之に對し如何なる處置を取る可きかに就き至急訓令を仰ぎ來れり之に就き政府は三十一日閣議を開き協議する筈（二日、時事）

▲議和に記者の參列　（上海特電三十一日發）上海支那新聞社は連名にて北方の總代表たる朱啓鈐氏宛に電報して曰く此度の南北代表會議は國家の前途に關係多し新聞社の代表を列席せしめ傍聽を許し事の眞相を傳へたしと之に對し其返電を乞ふと云へり。（二日、時事）

▲日本巡査殺害事件交涉　（上海特發三十一日發）上海日本巡査殺害事件に關し有吉總領事よりミュニシパル　カウンシルに對し十一月四日附にて最ミュニシパル　カウンシルよりの該事件に對する判定に就き駁論せる書面を送りしが十二月二十七日附にて其會長たるヒイアース氏より有吉總領事宛返事ありたり今其往復文書公表されたるが要するにカウンシル側は支那巡査（加害者）の措置は刑事問題と爲すに足る證據不充分なる故、警察側の處分以上のことを爲す能はざること、損害賠償の責任はカウンシルにあらざるも多少の慰問金を出すことを來年の納稅者會議に提出し其贊同を得て行ふ可しと上海日本人中には無職業の遊民者多きに就き其取締を爲されたきこと、居留地警察日本巡査增員の件は其必要を認むるも納稅會議の贊同を得たる上爲す可きことゝ云ふにあり。（二日、時事）

▲巴里駐在支那總領事　（北京特電三日發）佛國政府は在佛支那勞働者を本國送還等のことに助力せしむる爲め在佛支那商人李士對氏を巴里駐在支那總領事に任命するに同意せりと推せらる。（五日、時事）

▲軍役日支人歸化權　（ホノルゝ國際特電二日發）聯邦判事ホレースヴォーン氏は米國軍隊に服務せる日支兩國人は國會最近の法律に依り市民權を獲るの權利ありと判決せり歸化試驗委員長にして市民權を求むる日支兩國人を試驗せざる場合には判事ヴォーン氏は其處置を強制せんが爲め命令狀を發す可し此の判定の影響を破り日支兩國人少くとも一千名を算す。（五日、時事）

▲支那苦力送還　（倫敦電報二日發國際通信）聯合軍に屬傭されたる支那勞働者の本國送還は愈開始されたり。（五日、日日）

▲倫敦總領事館　（北京特電四日發）日支那政府は在英華僑保護の爲倫敦總領事館を設置することに決せり。（六日、日日）

▲對支政策を評す　（上海特電八日發）民國日報は曰く日本の對支政策は近來屢其公正なる意見を表明せらる甚しきに至つては支那に於ける日本の特殊の地位を放棄せんとするの說あり頗る好評を博するに足る然れども其實其舉措自ら矛盾の處甚だ多し靑島還還の如き賠償金減免の如き遲々として實行せられず且つ交換條件あり又外國新聞は我國の內亂を挑發して暗中段派を援助すとて日本の行動を批評する等是れなり日本果して能く日支の眞正なる親善を圖る覺悟あらば中外輿論の攻擊を防ぎ疑惑を去ることに努力す可し僞かに宣言或は新聞政策にて之を救ふ能はざるなり先哲曰く政を爲す多く言ふにあらず實行如何を顧みるのみと此の言を以て日本政府の對支方針に對する忠告と爲す望むものなり。（九日、時事）

▲外人記者團の南北調停案　（北京特電七日發）支那新聞記者及外

▲宣傳論　（上海特電十四日發）十四日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースは東京日々社說として支那に於ける列國のプロパガンダを說明し日本のプロパガンダの振はざるを說けるもの、英譯論文を掲載し之に就き社說として論じて曰く

英國は元來プロパガンダなるものを知らざりしが歐洲戰爭後獨逸の爲せる處を見て正しき新聞の報道を頒布する爲「誠報」なるものを發行して支那各地に之を配布し歐洲戰爭の事實に據り報道を傳播せしめ其効力を認めたるなり自國の商品の高價を誇大するが如きは却て勝者の實驗に據る理由なる故單に普通の廣告に一任するの風あり今東京日日に於ける宣傳と稱するは是と異り居れり日日の所謂宣傳といふは單に目下發刊となれる獨逸のオースト・アジアッセ・ロイド紙に止まり他の各新聞は決して宣傳の目的の爲に依るにあらず彼等は更に正確なる報道を賣るの機關なるのみ此意見を掲載する場合に自國の利益よりして論ずるは蓋し自然の事たらんのみ又排日的傾向あるを論ずるも是其批難を爲すべきを批難せるのみなり友人としての苦言を以て排日とするは宜しからず日々の記者は之を諒とせられたし日本と支那の間を離間するが如き記事を掲載するは優秀なる外字新聞の爲す所にあらず若し支那に於ける日本の宣傳にして日日の云ふが如き效果なしとせば這は日本の記者に於て日本自らが支那に於て日本の最も悪き敵なるを反省せられたし例へば鄭家屯事件の如き二十一箇條要求の如き支那に對する濫りなる借款の如き是等は皆外國新聞が一年かゝりて日本の悪口を云ふよりも五分間にして支那人をして日本に憎惡情を生ぜしむるの害を爲すものなり最近の日本は國家としても多くの批評を免れざるもの多し若し日本人自ら各國の是等批評が果して批評さるゝの價値ありや否やを反省し過ちを改むるに於ては寧ろ宣傳を熾んにするよりも日本國民に取りて更に多くの利益あるを思はしむ。（十五日、日日）

▲米公使の觀測　（上海特電十三日發）廣東駐在の米國領事は北京駐在の米國公使より左の電報に接せり

南方國會にして若し速に代表を派遣し議和會議を開會せざるに於ては再び軍閥は武力解決主義を取るに至るべしと。（十四日、日日）

▲香港旅券檢査　（在香港鈴木總領事電報）從來香港に於ては同地に上陸する日本人に對し旅券の檢査を施行し居らざりし處一月十日より之れを施行し十五歲以上は同地に入國する者は勿論單に同地を通過する者と雖も其所屬團當該官憲の發給し英國官憲の査證せる旅券を有するに非されば上陸を禁止さるゝことゝなりたり。（十四日、朝日）

南北情勢

▲參議院議長豫算　（三十日北京特派員發）安福俱樂部にては二十九日參議院議長の豫選會を行ひたるが李盛鐸氏滿場一致當選せり多分參議院に於ても當選疑ひなかるべし。（一日、朝日）

▲徐氏李純に命令す　（上海特電三十一日發）徐世昌氏は李純氏に命じて曰く唐紹儀氏に對して最後の勸告を爲し努めて南京に於て會議を開き目的を達するやうにす可しと。（二日、時事）

▲議和開會近し　（上海特電三十一日發）江蘇督軍李純氏は上海の文武官憲に對し和議の近く開會さるゝこと及び地點として南京の太倉苑を準備せりとの旨を通達せりと。（二日、時事）

▲南方の主張條件　（上海特電三十一日發）政務會議は北方に於て先づ南方總代表たる唐紹儀氏と福建問題を解決せしめ然る後初めて廣東軍を永泰より退去せしむることを議決せりと又廣東よりの別電に據れば國會は福建陝西、湖北西部、湖南西部に於て北軍が停戰撤兵せずんば代表を派遣す可からず又各省より代表一人宛出す事に反對し人材を以て代表たらしむることを主張せりと。（二日、時事）

▲南方代表發表せず　（上海特電三十一日發）廣東軍政府は其擬定せる代表の姓名は福建陝西問題解決されず且つ廣東國會參衆兩院の反對ありたる爲め之を發表せずと。（二日、時事）

▲陸氏の提言　（上海特電三十一日發）廣東來電＝陸榮廷氏は岑春煊氏に宛て打電して曰く南軍は福建永泰より撤退し福建問題の解決條件と爲すべしと。（二日、日日）

▲陝西問題反駁す　（上海特電三十一日發）唐紹儀氏は徐世昌氏に對

し陝西問題に就き打電せるが其内に盧占魁は曾て孫麗行が歸化城經遠方面の都統時代に孫をして軍隊を編成せしめたるが當時段祺瑞は陸軍總長たりし故若し盧を土匪と云ふ可くば段祺瑞は土匪の首領とも云ひ得可く測餉及び奬育秀、黄春等は曾て鎭樹藩の部下なりしもの土匪なりとせば鎭樹藩も亦土匪の首領と云ふ可きが陝西のこと決せられず進行し難し口を土匪討伐に假りて大局を誤る勿れと云へり。（二日、時事）

▲唐紹儀議和意見　（三十日上海特派員發）　廣東來電＝二十七日廣東國會兩院聯合談話會にて唐紹儀の代理易次乾は意見を述べて曰く

甲、南方代表を速に式定すべし

乙、會議地點は上海たらしむべし

丙、議和の意見

一、國會を回復すること

二、段祺瑞の參戰督辦處を撤銷すること

三、今後の軍費は國會より制限すること

四、歐洲講和代表は南北兩派にて決定任命すること

五、講和條件は國會の意思を尊重すること

次で國會議員は時局の現狀を討論し唐紹儀を南方總代表となすを承認し其餘の代表は軍政府より國會の意見を尊重し各省にて分派する能はずと決定せり又易次乾が唐紹儀の上海租界以外を議和地點とする時は議和總代表を辭すべしとの電報を國會及軍政府に傳へたる結果軍政府は護法各省相一致して議和地點は絕對に上海租界とすべく各方面に通電せり。（二日、朝日）

▲進攻を詰る　（上海特電三十日發）　廣東軍政府の徐世昌氏に對する通電左の如し

錢能訓氏は依然として陝、福兩省に土匪ありとなし且許及張の兩軍が陝西に入り吳旅團の福建に入れるを容認し更に何等憚る所なし和を云ふの時忽ち此枝節を生ず不幸甚だし錢能訓氏は郭賢盧占魁兩氏を土匪となすも郭賢氏は最に陝西省長公署警備隊統領たり何を以て盧占魁氏等を土匪となすか尙褒天才氏の電報する所に依れば王占元氏は施南の南を土匪區域となし四週間内に是を恢復せんとしつゝありと褒天才唐克明兩氏は或は鎭守使たり師團長たり護法の旗幟鮮明にして强ゆるを得ず即ち陝西、福建に土匪ありと云ふも何を以て停戰後始めて發見せるや況んや既に停戰を得たる上は現有の軍隊は餘裕あり土匪を討伐するの力あるべきに何故に兵を增したるか錢能訓氏は王永川氏の一旅團の福建に入れるは土匪討伐の爲なりと云ふも湘鄂と策戰は其分界明白ならず輿論友邦必ず是を辯別し得べきなり又陳炯明許崇智兩氏の電報に依れば停戰の命令と共に攻擊を中止せるに北軍は永泰を收め永泰を失へる故是を取戻せるものなりと云へり若し北方にして誠意和を云ふなれば明に陝西、福建、湖北西部等にて兵を進むるを停止し且各軍隊を嚴重原地に就かしめ双方各防禦線を護り其地方の外國領事をして保障し連絡を免かれしめん事を求む。（三日、日日）

▲廣東議員の主張　（一日上海特派員發）　廣東國會參議院議員の一部は軍政府に對し軍政府をして正式に米國大統領に支那南北戰爭仲裁者たるを求め

一、國會は國民外交の名義にて正式に米國國會に此事を通知し之を辨理せん事を求むべし

と主張せりと云ふ。（三日、朝日）

▲兩院談話會　（上海特電三十日發）　廣東來電＝二十八日軍政府は國會兩院議員の談話會を開き伍廷芳、章士釗、郭松年、趙藩、徐謙氏等も出席したるが伍廷芳氏先づ開會の理由を述べ夫より

徐世昌、錢能訓兩氏議和に誠意なし但し既に代表を派したるより南方も代表を派せざる能はず然らずんば外國の疑を招く故に代表九名を特に速に定むべし

と云ひ又章士釗氏は岑春煊氏の代表として語りて曰く

岑春煊氏の憲法を擁護し國會を尊重し力を竭して持する事一に炳日の如し唯だ國會は發言一方面にあり軍政府は實行の一方面にあり故に双方動もすれば誤解多し正に知るべし西南の護法は即ち國會の爲にて國會亦軍政府の困難を知るべし故に今は國會諸君の代表を派遣するや否やを討論されたし

と次で參議院議長林森氏は

軍政府は國會の決議を實行すべし唐紹儀氏の總代表には反對せず唯北軍福

位置より罷め吳佩孚をして速かに之に代らしむれば湖南省の將來に利益ありと永州より北京政府に打電せり。（六日、朝日）

▲熊希齡等南京着　（四日上海特派員發）　熊希齡、蔡元培、丁巒世、谷鍾秀其他は四日朝南京に到着し歡迎を受けたりと。（六日、朝日）

▲朱啓鈐の代表　（四日上海特派員發）　朱啓鈐の代表者上海に來り唐紹儀其他と會見せり。（六日、朝日）

▲南方和議應諾理由　（上海特電五日發）　廣東來電＝南方議和代表派遣問題に關し國會は福建、陝西問題解決前は南北妥協に應ぜざるも代表を上海へ派遣するを承認せる以上軍政府は國會の主張は勿論其當を認むるも內外の形勢に鑑み代表は上海に派遣するのみならず進んで議和會議を開き萬事解決するを急務とすとて其理由として七箇條を揭げたり

一、北方代表南下し北方は頻に南方代表派遣を要求すに應ぜずば南方の議和は誠意なしと內外より誤解さるゝ不利あり

二、目下外字新聞に福建陝西問題の如きは議和會議にて代表會見の上解決すべし時局遷延の罪は南方が代表を派遣せぬ爲なりと云へり

三、國民は戰に飽き各省議會總商會等は時局解決の上商業の障害を去り國家の秩序恢復を要求し來れり之を捨てゝ顧みざれば民心遂に南方を去るに至らん

四、軍政府は護法各省軍民を基礎とし督軍其他各省團體の代表を送り速に和議會議に派遣するを要求す軍政府が之を承認せずば困難なる立場に陷るべし

五、既に相互に代表を派遣し對等に會議する以上總代表を派し其他の代表を派遣せずと云ふは意義を爲さず其儘にては福建、陝西問題又は湖南、湖北問題解決せず各省の不利益愈々大ならん

六、福建、陝西軍隊に對し北方は土匪と稱し南方は義軍と云ひ相爭ふも到底電報解決は困難なり第一次革命當時袁世凱が陝四軍を土匪と主張せしも議和會議は民軍反對にて屈服せる前例あり

七、北方が代表を派遣せしも南方が代表を派遣せざる故議和不成功の罪は南方にあらずとし再び軍隊を進むるに於ては南方は各國の誤解を遂くとの事容易ならず。（七日、日日）

▲峇の七條件　（六日上海特派員發）　廣東來電＝南方議和代表派遣問題に關し國會は福建陝西問題解決以前は南北妥協に應ぜざるも兎も角も代表を上海迄派遣するを承認せるが軍政府岑春煊は國會の主張をも勿論至當と認むるも內外の形勢に鑑み代表を上海に派遣するのみならず進んで議和會議を開き萬事を解決するを急務とし其理由として七箇條を擧げたり

一、北方代表南下し北京は頻りに南方代表派遣を要求すに應ぜずんば南方に議和の誠意なしと內外より誤解さるゝ不利あり

二、目下外字新聞に福建陝西問題の如きは議和會議にて代表會見の上解決すべし時局遷延の罪は南方が代表を派遣せざる爲めなりと云ふものあり

三、各省々議會總商會等は時局解決の上商業の障碍を去り國家の秩序恢復を要求し來れり之を棄てゝ顧ざれば民心遂に南方を去るに至らん

四、軍政府は護法各省各軍民を基礎とし今督軍陸榮廷其他各省團體より代表を送り速かに議和會議に派遣するを要求す軍政府が之を承諾せずんば困難の立場に陷るべし

五、既に相互に代表を派し對等に會議する以上總代表を派し其他の代表を派遣せずと云ふは意義を爲さず其儘にては福建陝西問題又は湖南湖北問題解決せず各省の不利益愈々大ならん

六、福建陝西軍隊に對し北方は土匪と稱し南方は義軍と云ひ相爭ふも到底電報にては解決困難なり第一次革命當時袁世凱が陝西軍を土匪と主張せしも議和會議にては民軍反對にて屈服せる前例あり

七、北方が代表を派遣せしも南方が代表を派遣せざる故議和不成功の罪は南方に有りとし再び軍隊を進むるに於ては南方は各國の誤解を解くこと容易ならず云々。（七日、朝日）

▲倪嗣沖も撤兵贊成　（上海特電五日發）　朱啓鈐氏は手塲にて倪嗣沖氏と會見したる際倪嗣沖氏も軍隊裁撤に就ては之を四五年以前の狀態に恢復するを希望し且つ武力にて最後の解決を爲し難きを悟り前敵軍隊の宜しく速かに撤退す可きを說き安武軍も二箇月內に撤退するを遁べたりと云ふ。（七日時事）

▲四川進軍說否認　（漢口特電五日發）　唐繼堯氏及び廣東議會は王占元氏が四川境にて攻勢を取るを非難したるか王は政府に打電して之を否定し

て曰く十八師の一部は半年前に巴東縣に駐屯するも其後更に進軍せず十一月十九日敵軍鶴峰縣を占領せしも我軍攻めず唯だ李純に託して敵の退去を求め居れり元來兩軍停戰令前の地域に撤退すること種宮の處置なるも之を主張すれば又誤解を生ずる可きを以て唯だ現狀維持に甘んずと。（七日、時事）

▲谷氏上海主張（上海特電六日發）谷鍾秀氏は六日唐紹儀氏を訪問し會議地點問題に就き協議する處ありたる結果谷鍾秀氏も上海にて會議するを主張するに至れり。（七日、日日）

▲福建督軍兼任（上海特電五日發）林葆懌氏は福建督軍兼務の任に着けり。（七日、日日）

▲二艦南方に反く（四日香港特派員發）數月前廣東省所管軍艦廣亨廣利の二隻は廣東軍政府に反抗し龍濟光軍に投ずるため投錨したるが今回龍濟光軍の全滅を期する目的の下に軍政府は使者を香港に遣はし右兩艦の復歸を要請せしめたり。（七日、朝日）

▲北方停戰令出づ（北京特電六日發）錢總理は五日江蘇督軍李純氏に宛て福建方面に對しては薩鎭冰氏に對し陳炯明氏と李厚基氏との間を調停せしめ且其守備區域を確定せよと訓令し又陝西方面に對しては四川雲南軍をして現駐地に退かしめ北軍より再び攻撃を加へざる事を約すべく右は閣議の決定に依り北方最後の聲明なり速に南方に對し議和代表を派遣すべく督促せよと打電せり。（八日、日日）

▲閣員同意案通過（北京特電七日發）七日午後衆議院開會出席者二百八十一名錢總理閣員同意案の說明を爲し次で投票に移り左の如く全部通過せり

外交總長陸徵祥氏同意	二百七十一票
不同意	十票
內務總長錢能訓氏同意	二百五十票
不同意	三十票無效一票
財政總長龔心湛氏同意	百四十九票
不同意	百三十票無效二票
陸軍總長靳雲鶚氏同意	二百六十八票
不同意	十三票
海軍總長劉冠雄氏同意	二百六十一票
不同意	二十票
司法總長朱深氏同意	二百六十二票
不同意	十九票
教育總長傅增湘氏同意	二百六十三票
不同意	十七票無效一票
農商總長田文烈氏同意	二百七十票
不同意	十票無效一票
交通總長曹汝霖氏同意	百七十五票
不同意	百〇三票無效三票

尙ほ參議院は九日投票の筈。（九日、時事）

▲民黨逮捕令取消（北京特電七日發）孫逸仙、吳景濂氏等民黨首領の逮捕命令取消は昨年來懸案となり居りしが南北平和會議の開始も近づきし爲此際右取消實行は南方の感情を融和するに便なりとし七日の閣議にて愈該取消命令發布を可決せり

（上海特電八日發）徐世昌氏は和議漸く近づける故國事犯人を特赦する事と爲し命令を出すべしと。（九日、日日）

▲李純南方に派使を促す（七日廣東特派員發）江蘇督軍李純は電報を廣東軍政府宛發し北方の和議代表者は既に南京に到着したれば南方も速かに代表を派遣せんことを求むる旨を述べたり。（九日、朝日）

▲歐洲派遣同意案提出（七日廣東特派員發）廣東軍政府は歐洲講和會議に南方政府の代表として伍廷芳、孫文、王正廷、汪兆銘、伍朝樞、王寵惠の六名を派遣することに決し國會の同意を求めたり。（九日、朝日）

▲錢總理軍政府要求拒絕（八日香港特派員發）廣東軍政府は徐總統に對し南北議和に各國領事を立會はしめ且つ南方代表者を保護すべき旨提議せんと申込めるが錢總理は之を拒絕し議和不調に終るも危險の身に迫る事なき事を以てせり尙李純は軍政府に打電し速かに南方代表者を派遣されたし代表者の南京滯在中は全力を盡して保護の實に任すべき事を以てせり。（十日朝日）

▲陝西軍停戰（上海特電九日發）錢總理は李純氏に打電して曰く陝西

省に於ける北軍に對しては既に暫らく進攻することを停止する樣電命せり故に南軍も現戰線を固く護り平和會議の解決を待たんことを四南に電告せらるべしと。（十日、日日）

▲湖北問題調停　（上海特電九日發）湖北西部の問題に就き江蘇督軍李純氏は南北兩軍共各現線を護り同區域內の土匪を討伐して相犯さず靜かに和議を待つ可しと調停し北京の參陸辦公處も北軍に對し之を遵守すべく電命せりと。（十日、日日）

▲總長案通過　（北京特電九日發）九日の參議院は議員百名出席し左の如く各部總長案を通過せり

陸徵祥（外交）百票錢能訓（內務）九十六票龍心滇（財政）九十八票劉冠雄（海軍）百票傅增湘（教育）百票田文烈（農商）百票朱深（司法）百票曹汝霖（交通）九十七票靳雲鶚（陸軍）九十九票。（十一日、日日）

▲參議院議長　（北京特電九日發）九日の參議院は出席者九十四名にて議長の選舉を行ひたるが李盛鐸氏八十六票にて當選せり

▲備考　新參議院議長李盛鐸氏は前清の進士にして明治三十一年駐日公使三十三年順天府尹（我か東京府知事の如し）に任ぜられ三十八年考察憲政大臣の一人として日本及歐米を巡遊し清朝の末年には白耳義公使たり民國成立後は引續き野に在り大正六年六月農商總長となり張勳復辟の際には農工商部大臣に任命せられたり壯年慶哀派（慶親王哀世凱一派）官僚の尤として廉士の名ありしが年六十歲議員中の長老を以て梁士詒氏辭職後の議長に擧げらる江西省九江の人木齋は其字なり。（十一日、日日）

▲軍政府代行權繼續　（上海特電十日發）去八日廣東國會談話會に於て軍政府の大總統職權代行期限問題に就き協議せるが大總統の任期は一月十日を以て滿期となるも國會の第三次宣言には國內異常の政變に依り次期總統を選舉する能はざるを以て正式に任命を見るまで職權を軍政府に委任すとあれば軍政府は勿論代行權を繼續すべきものなりとなせり。（十一日、日日）

▲南方代表資格　（上海特電十日發）去八日廣東國會談話會に於て南方代表派遣問題に就き協議し大要左の如く決議せり

一、代表の選定は各省本位を止め人材本位を採用すること

二、國會議員は代表たるを得ず代表たらんとする者は國會議員辭職後にすべし

三、以上の決議を各省に通電する爲に起草委員四名を選ぶこと

等なり又歐洲講和會議の代表は國會より選定派遣することに決議せり。（十一日、日日）

▲徐總統の催促　（上海特電十日發）十日徐總統は岑春煊氏に對し北方議和代表は既に南京に赴きてより旬日に及ぶも南方は今に代表の派遣を遲疑しつゝあり平和の趣旨より見れば甚だ相悖れるを感ず現に內は國民の奮促あり外は友邦より誠意を疑はれ反對者をして藉口する所あらしめ飢を好む者をして議論の餘地あらしむこれ眞に危機一髮の秋なれば勞めて日を刻して代表を定め一月中旬南京に至り速に會議を開かるゝ事を希望に堪へずとの親電を發せり。（十二日、日日）

▲南方代表發表遲延　（上海特電十日發）熊希齡蔡元培諸氏は陸榮廷、唐繼堯、劉顯世、熊克武、譚浩明、譚延闓軍政府各政務總裁等に宛て南方の代表を速かに發表し其出發を促し早く會議を開かん事を請ひ且つ双方の間に調停疏通を努むるにあることを述べたり。（十二日、時事）

▲北方委員南京を去る　（十一日上海特派員發）南京なる北方代表は北京にて一もなすところなき爲め汪有齡は其故邑なる杭州に方樞は常州に向け九日南京を去り王克敏は上海の自宅に向け十日南京を出發せり。（十二日、朝日）

▲兩院過半數に達す　（上海特電十一日發）廣東國會にある參議院議員は百九十名に達しこれにて兩院議員とも全議員の三分の二に達せり。（十二日、時事）

▲憲法審議會開會　（上海特電十一日發）八日廣東國會に於て憲法審議會開かる參議院は百八十三、衆議院は四百三名の出席あり未定個條二十二個條の審議を終り憲法起草委員會にて條文を起草することゝなれり右起草後直に第二讀會に入る可し。（十二日、時事）

▲王占元省長を辭す　（九日漢口特派員發）王占元は數日前徐總統に向け湖北省長及び第二師長の兼務辭職を申請し省長には段書雲及び荊佩瑢兩人中より第二師長には王金鏡孫傳芳兩人中より採用任命方を申請し若し中央にして他人を擧任せんとする時は謀め照會せられたき旨附言せり。（十二日、

朝日）

▲莫氏督軍辭任　（上海特電十一日發）廣東來電‖廣東督軍莫榮新氏は陸榮廷氏に辭意を致し馬濟氏若くは陳鴻英氏を其後任たらしめん事を乞ひたるが陸氏は莫氏に留任を勸めたり。（十二日、日日）

▲南方代表決定　（北京特電十一日發）廣東軍政府は北京政府に向け左記十一名を南方和議代表と確定せる旨打電し來れり

唐紹儀（總代表）章士釗（岑春煊代表）胡漢民（孫逸仙代表）郭椿森（廣東代表）曾彥（廣西代表）唐繼禹（雲南代表）王伯群（貴洲代表）劉光烈（四川代表）李遹膏（陝西代表）彭允彝（湖南代表）饒陽鑒（海軍代表）

外に代表諮問機關として軍事委員長黨尊、委員、林虎、馬濟、鈕永建、魏邦平、呂公望、劉顯武、李書城、魏子浩、金永炎氏等十四名任命されたり。（十三日、日日）

▲參謀總長更迭　（北京特電、十一日發）十一日省令にて國會を通過せし各總長の任命を發表したるが陸徵祥氏不在中は次長陳錫氏を外交事務代理に又陳心湛氏を任迄次長李思浩氏を財政部事務代理に各任命し參謀總長壇臨昌氏は侍從武官長に轉任し張懷芝は參謀總長に任命されたり（十三日、日日）

▲北軍侵入　（漢口特電十一日發）劉存厚氏は漢中に在ること三箇月南軍に圍まること十七日なりしが先月下旬張錫元氏の援兵到り圍を解き茲に北軍勢ひに乘じ褒城縣、沔縣、寧羌を恢復し四川に侵入せりと。（十三日、日日）

▲改稱承認　（上海特電十四日發）廣東國會兩院聯合會は軍政府を護法政府と改稱するを決議し宣言書を發表し凡そ內閣と總統の職務とを問はず軍政府に委託せるものは軍政府の名義を以て之を施行せしむと云へり。（十五日、日日）

▲南京にて命を待つ　（上海特電十三日發）南京の北方總代表朱啓鈐氏は北京政府に打電して曰く四南代表者は未だ確定せず然も唐紹儀氏屢々國會軍政府に疏通して速かに代表を派するを求めたるに未だ派定せられず故に北方代表者は只南京にありて命令を待つのみと。（十五日、時事）

▲陝禍問題の提案　（上海特電十三日發）熊希齡、張一、谷鎭秀氏等は徐世昌氏に對し陝西禍亂の境を訓して停戰すること湖南に於けると同じく同區域內にて停戰するとせば中央の威信も南方の體面も共に全くせらるゝを以て其の事を陝西禍亂督軍に照會せられたしと云へり。（十五日、時事）

▲張作霖孫文捕縛固執　（十四日上海特派員發）奉天の張作霖は孫文吳景濂等の捕縛命令取消に反對の旨を北京政府に電報せりと。（十五日、朝日）

▲黎元洪渡歐せん　（十四日上海特派員發）黎元洪は長文の書を徐總統に送り南北議和は群衆の贊助あり日を期して成るべし余は歐洲に赴き世界和平の成るを參觀せんと欲す既に張謇と電報にて同行を約せりと云へり。（十五日、朝日）

▲在支回教徒勝起　（北京特電十三日發）回教徒馬神龍なるもの支那は奎喪徵を來しつゝあるを以て我五十萬の同教徒は誓つて其位置を保たざるべからずとて猥頭會なるものを組織し義勇兵を募集し同教徒統一運動を企て檄文を撒布せりとの說あり政府は教徒の根據地たる甘肅督軍張廣建、新疆督軍楊增新兩氏をして事實の調查を命じたり。（十五日、日日）

▲津浦鐵道沿線警戒　（十二日青島特派員發）津浦鐵道沿線各地には今尙土匪橫行し鐵道線路を破壞する等のことあり目下南北和議に關し各代表者の往復頻繁なれば中央政府は此際沿線の警戒を嚴にすべきを命じたり而して山東土匪討伐は客臘末を以て終了の豫定なりしも今回更に三箇月期限を延期せり。（十五日、朝日）

財政關係

▲支那關稅收入　（北京特電四日發）千九百十八年度支那海關稅收入總額は約三千六百三十三萬四千兩にして前年度收入に比して百八十萬兩餘の減收を示せり各稅關收入中大連の徵稅額最大なり、關稅を擔保とする對外債務は右徵稅額を以て全部千九百十八年末に支拂はれたり。內國徵稅總額は三百九十七萬二千兩にして前年に比し約十九萬六千兩餘の增加なり。（六日、時事）

▲鹽稅交付交涉　（北京特電二日發）支那政府は講和特使陸徵祥氏に封し旅費として一時米國銀行より七十萬圓を借受け交付したるが外交官經費

中より返還すべき途なきを以て鹽稅剩餘金中より二百萬圓を交付されたしと外交團に對し交渉を開始せり。（八日、日日）

▲京綏鐵道借款　（八日北京特派員發）東亞興業會社と京綏鐵道の三百萬圓借款契約は十二月七日締結せられたる旨發表さるる是れ鐵道擴張費に使用さるゝものにて百二十五萬圓は亞米利加より輸入さるべき材料代七十萬圓は其運賃、十萬圓は日本よりの枕木代にして殘餘は尙日本に殘しある筈

備考　京綏鐵道は京張（北京鹽臺張家口間百二十五哩）張綏（張家口より綏遠城間に至る）鐵道を合併經營するものにて將來は外蒙古庫倫に達する蒙古貫通の大鐵道となるものなり。（十日、朝日）

▲新借款成立　（北京特電八日發）東亞興業會社と京綏鐵道管理局と十二月七日三百萬圓の借款を締結せり該借款は直に日本に預金せられ米國に註文せり鐵道材料代金として百二十五萬圓、同運搬費として七十萬圓、日本に註文せし枕木代金として十萬圓を支拂ひ殘り百五萬圓は將來鐵道材料購入の場合に使用すべく既に支拂ひたるもの及將來支拂ふべきものは總て日本官憲にて正當の用途たるを確認せし上交付し政治上に轉用することを豫防しあり純然たる經濟借款にて將來尙資金貸入の必要生じたる場合には第一に東亞興業會社と協議するを要し別に利權に關する條項なきが支那側にては從來外資を混入せざりし唯一の鐵道京綏線が初めて外國より借款せしに對し議論多し。（十日、日日）

▲廣東軍政府借款　（香港特電九日發）廣東軍政府と臺灣銀行との間に電話事業を抵當とする百萬弗の借款成立せるが右は支那銀行紙幣の相場下落せるを恢復する目的の爲使用せらるべしと。（十日、日日）

▲支那財政狀態研究　（八日國際社紐育發）モルガン商會の發表に依ればジェー・ジェー・アボット氏は最近に對支借款問題を考慮したる米國銀行團を代表して支那の財政狀態研究の爲め近く渡支すべしと尙國務省は目下特殊の借款計畫考慮され居らずと雖も同氏の使命に對して贊成せらる旨附言せり。（十日、朝日）

▲鹽稅剩餘金交付　（北京特電九日發）四國銀行團は支那政府の要求に應じ十二月分の鹽稅剩餘金四百九十萬圓を交付せり。（十一日、日日）

經濟關係及其他

▲漢冶萍株主總會　（三十日上海特派員發）二十九日の漢冶萍株主總會にて第十回計算の結果一等優先株に對し一株に就き五元四角、二等優先株に對し一株に就き五元四角二等優先株に對し一株に付き五元二角普通株に對し一株に付き五元を配當し利益の十分の一を辨事人に賞與すること盛宣懷の遺族に對し第十一回の計算より年々支出し四十萬元を贈ること上海に盛宣懷の祠と銅像を設け春秋二季に祭禮を行ひ其地點に漢冶萍俱樂部を設け精煉及營業の研究所となすの議を通過せり。（一日、朝日）

▲歸還兵輸送　（大連特電一日發）四伯利出征軍は八年四月頃より引揚の見込なりしが其內豫後備のみは急に一月中より引揚ぐる事となり政府は滿鐵に對し之が準備開始の命令を發せり然るに滿洲地方は露に出征軍輸送の爲經濟界に大波瀾を生じ今復右命令あり營業者は勿論一般に非常なる困苦に遭遇し尙其乘船地を釜山に命ぜられしは機關車不足の際殊に經濟界の打擊甚大なるべく爲に大連より乘船せん事を一般に希望しつゝあり。（二日、日日）

▲金銀銅禁輸同意　（北京特電三十一日發）支那政府は昨年八月二十四日附を以て金銀及び銅は地金貨幣若しくは製造品たると問はず一切之が輸出禁止せんとする法案を在支外交團に提出したるが之に對し外交團は十二月二十三日之に答へて外交團は愼重熟慮の結果左の修正を施すを條件として右提出の案に同意を與へんとすと云へり。

一、輸入貨物の支拂を爲し同上の貨債を支拂ひ若しくは銀貨を以てする給料其他の手當支拂若しくは其他の大損失を惹起する如き其他の方法に依つて送金を爲す場合は銀塊及び銀貨の輸出に關し除外例を與ふべし後者の場合に於て若し稅關長が右輸出を好まずと思惟したる場合には其港灣に於て利益を代表せる領事及び外國銀行と協議をなし其の意見に從つて事件を決定す可し然れども領事及び銀行が之れに同意せざる場合には稅關長領事銀行間の多數決に依つて決定せらる可し若し又稅關長が右輸出を必要なりと思惟する場合には何人とも協議を行ふことなく特許を與ふべし

二、銀若しくは銅が五割以内を含む地金に對しては除外例を行ふ可し

更に右通牒は左の條項を規定せり支那聯合國米國及び中立國人旅行者の携帯する銀貨の最高額は百弗の代りに二百弗と定めたり然れども特別短時間内に屬國境を通過する旅客にしてその目的を證明せざる限り百弗以上を携帶すべからずとの條項を適用す金の輸出取締の條件は銀に於ける場合と同樣たる可し右規則は利權を有する各國が最早必要に非ずと思惟する迄は有效たる可し最後に右通牒は印度支那を經て雲南に輸送する場合と同じく支那を最後の目的地とする銀其他の輸出に對して規定を施したるを指摘せり。（三日、時事）

▲押收獨公文整理　（三日青島特派員發）　青島陷落後我軍にて押收せし獨逸公文書圖書雜誌類は此程整理一段落を告げたるが獨逸軍の圖書にて支那方面に關する物は新界の研究者に多大の稗益あるべしと。（四日、朝日）

▲兩鐵道交涉開始　（上海特電三日發）　歐洲戰爭の爲め中止となれる龍海鐵路及び道清鐵路に關し財政次長張孤白耳義銀行と交涉を開始し技師の着任と共に正式に會議行はる可しと云ふ。（五日、時事）

▲博覽會開催提議　（北京特電三日發）　大總統徐世昌氏は講和會議後支那に於ける商工事業促進の爲め南京に支那博覽會を開催せんことを提議せり。（五日、時事）

▲正金支店取付　（北京特電四日發）　正金銀行支店は四日突然十三萬餘弗の取付に遭ひたり原因は明かならざれども俗間日本の鐵成金某々等か沒落せる爲金融界に多大の影響を及ぼせりとの謠言行はれ居る爲なるべく直に鎭靜すべしと揣測さる。（六日、日日）

▲兩行取付輕微　（漢口特電六日發）　正金銀行、臺灣銀行の取付は四日より始まりたるも今日午前迄合計五萬元に過ぎず孰れも小口にて大口のものなし今回の取付は上海の影響を受けたるものなるが我銀行商店の信用に關し外人側が虛說を捏造流布せる形跡あり尤も上海の取付略止みたるを以て當地も大事に至らざるべし。（八日、日日）

▲獨亞銀行淸算　獨亞銀行は既に解散する事に決定せしが今回支那政府及聯合國公使の承認を經て香港上海銀行支配人は獨亞銀行淸算の任に當る事となれり。（八日、日日）

▲酒精禁止要求可決　（漢口特電八日發）　英國愛國同盟會支部は昨年十二月十七日重慶に於て疾病不具犯罪及び戰爭中發見せる職工の不健康及び鉄勤に鑑み酒精飲料の釀造販賣禁止案提出を政府に要求することを可決せり。（九日、時事）

▲英字紙誹謗事件棄却　（上海特電七日發）　上海ガゼット主筆コリヘン、ヘンリー、リーに對する誹謗控訴事件は本日、英國ポリースコートに於て棄却せられたり判事ロビンソン氏は其判決中に左の如く云へり。

余は上海ガゼットの記事を愼重に閱讀せり右記事は確かに日本人に對し頗る惡感情を記しあり然れどオウダー、イン、カウンシルの規定を見るに單に日本臣民と英國臣民との間に敵意を有せしむるが如き記事を記載するに止まらず更に之を爲すに於て成功するを要す然るに該記事に記されたる三項共に事實無根なること證明せられたり該記事が事實なりとするも其記す所のもの一として日本人をして何等恥づ可き事にあらざるのみならず之が爲め英國人其他一般日本人に對し敵意を生ぜしめざるなり故に余は本文の記者がこれを記述するも其目的に於て成功せざりしを示すを以て本件を棄却せるものなり。（九日、時事）

▲支棉改良計畫　（上海特電十日發）　當地支那紡績聯合會は棉産地に植棉場を設け米國人を聘して支那棉の改良を計り一面には上海に紡織專門學校を設け國内産出の棉花に依り精良品を作ることゝし此事を農商部へも申出で既に米國植棉專門家調査旅費一千元を農商部より補助することを許されたり。（十一日、日日）

▲在露支那勞働大會　（ストックホルム發十日某所着電）　在露支那人勞働者は客年十二月三十日莫斯科に大會を催し支那に革命鼓動者を送るべき事を決議せり。（十一日、朝日）

▲國立商船建議　（北京特電九日發）　上海船舶業者廣和惠氏等は國立商船會社組織に就き政府に對し左の建議案を提出す

第一　資本金一千萬圓内四百萬圓は政府より無利子にて貸與し殘額は國内及び在支外邦人より支出すること

第二　官督商辦と爲すこと

第三　招商局及び各商船會社を合併すること

第四　航路は上海歐洲線、上海桑港線、芝罘浦鹽線となすこと

之に對し政府は諸建議案を交通部農商部に交付し審議したる後之を採用し又六百萬圓の資金の募集に成功せば政府は貸渡金を決定すべしと通告したり。（十二日、日日）

▲正金取付止む　（漢口特電十日發）當地正金銀行支店の取付は全く止みたり（十二日、日日）

▲大連金融界の多忙　（十一日大連特派員發）大連金融界は昨年非常なる膨脹を示せるが昨七年末に於ける正金、朝鮮外日本側五銀行の金勘定預金は合計三千七百五萬元を同年一月末に比すれば九割方の增率を示せり又銀勘定預金は年末現在百六十八萬圓にて一月末に比し五十三萬圓の減額を呈せるが是は昨年末の銀市引締に依る現象なり次に一月末に於ける前記七銀行貸出高は金勘定にて二千二百四十九萬圓、銀勘定にて千六百七十六萬圓を算し之を一月末に比すれば金勘定にて十六割五分の增率を示せるが銀勘定は殆ど同額にあり勿論銀は預金貸出し等格別增加なきも金勘定は二者共に躍進的增率を示せるは畢竟諸企業の勃興に依り資金の需用を喚起せるが一因なると同時に鮮銀が比較的低率の金利を以て多額の資金を放資し正金亦資金の貸出に於て朝鮮に拮抗し居れるも原因し居れり然るに昨年末に百萬圓の資本にて大連商業銀行の創立を見今又三百萬圓の資本にて滿洲銀行を計畫しつゝあり更に近く第一銀行支店を開設の計畫ありて八年初頭の大連金融界は可なり多事なる狀態にあり。（十三日、朝日）

支那

第十卷　第四號

要目

論說　平和會議と支那……一—一四
資料　支那鐵道借款……五—九
　　湖南省内の現駐軍隊……一〇—一四
雜錄　内亂の支那共和國……一五—一八
　　支那救濟策……一九—二一
　　湘西の會匪の近狀……二二
　　支那に於ける熟練せる化學者の缺乏……二二
　　南支那に於けるオルフラム鑛の重要なる根源……二三—二四
彙事業界　支那事業界近況……二五—二八
半月史　半月間の支那重要事件……二九—三六
時報　支那最近時事要項……三七—四三
彙報　支那關係諸報道……四四—六二

東亞同文會調查編纂部

常盤商會

資本金　五百萬圓

社長　松方五郎

株式會社

本社　東京銀座

支店
營業所
出張所

大阪市東區今橋四丁目十三番地　電話本局　特長七五五二番
福岡市博多蓮池町十一番地　電話福岡　特長六四〇五番
朝鮮京城支大平通二丁目三六番地　電話京城　特長二一九三番
橫濱市山下町二十五番地　電話本局　特長五七六九四番
吳市本通七丁目百二十番地　電話　八六二〇番
佐世保市松浦町五十二番地　電話　三一五番
上海施高塔路十三のA號

電話　特長九五八番（營業部）
特長九五九番（營業部）
一三五一番（保險部）
一九七五番（電氣部）
二五八一番（外國部）
三〇〇六番（會計部）
新橋　三四四九番（總務部）
三五八二番（輸出輸入部）
三五八七番（社長專用）
三七四五番（支配人專用）
三七六二番（工業部）
振替口座東京二九八一〇番

工場
岩手縣上閉伊郡宮守村大字下宮守　電氣製鐵所
豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷九一一　合金製作所
電話番町一七三三番

主なる取引國
支那　南洋　印度　米國　英國
佛國　伊國　露國　其他

營業概要

◆內地製品直輸出入品種目◆

鋼材類　藥品塗料類
金屬地金類　織物毛類
特殊高速度鋼類　自動車及附屬品類
鑛產物類　軍需品類
機械器具材料類　食糧品類
調帶革類　雜貨類
電氣製鐵　銑鐵類

▲特殊合金　眞鍮、砲金、燐銅、燐錫、滿俺銅、硅素鋼、脫酸元素合金、線鈑用合金、耐酸滅合金、電氣抵抗線合金、含有鐵合金、各種耐酸合金、同用鑄作物、トキワメタル

▲鐵合金　フエロタングステン、フエロシリコン、フエロマンガニース、メタルタングステン其他

▲電熱器　家庭用電熱器、工業用電熱器、醫療用電熱器、艦艇船舶用電熱器、鑛山用電熱器、一般電熱裝置各種設計

坩堝類　耐酸耐火煉瓦類
耐酸陶磁器類　硅砂　銀砂一號より七號迄大小各種

外國火災保險

▲日本代理店　英國リバプール・ロンドン、グローブ保險株式會社英國サウスブリチシン保險株式會社英國スコツチシュ・ユニオン、ナショナル保險株式會社英國ニュージランド保險株式會社英國カーデアン保險株式會社佛國ルニヨン保險株式會社

▲特約代理店　英國ヨークシヤイヤー保險株式會社英國ユニオン保險株式會社英國ノース・ブリチシュ保險株式會社英國バラタイン保險株式會社英國ノーザン保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外國海上保險

▲日本代理店　英國ニュージランド保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外務省通商局御編纂

北滿洲

□本書は外務省當局者が在北滿地方の帝國官吏に命じ、周到なる實地踏査を行はし□め、其の報告を基礎として編纂せられたるもの、北滿地方の歴史、地勢、人情、□風土、交通等の狀況は一として漏らす所なく、特に商工貿易の實狀を述ぶること□精細を極む。是れ北滿洲に關する唯一の權威ある出版物にして、對滿貿易業者並□に一般商工業者必讀の好羅針盤なり。

最新北滿洲地圖一葉付
菊判總クロース綴上製美本本文紙數八百八十余頁
（再版）定價金參圓也
送料（内地金十六錢・臺灣樺太金卅五錢・朝鮮支那四十五錢）

蘭領東印度事情

▲四六倍判總クロース綴上製本文四百余頁
最新南洋地圖一葉寫眞版口繪廿葉簡易馬來語の栞付
（再版）定價金貳圓五拾錢也
送料（内地金八錢・臺樺卅錢・朝支金卅錢）

香港事情

■四六倍判總クロース綴上製優美本文紙三百五十頁最新香港地圖一葉口繪寫眞版五葉入
（三版）定價金貳圓也
送料（内地八錢・臺樺二十錢・朝支三十錢）

香港は東洋屈指の良港にして、南清一帶の各地と、日本、米國、南洋諸島、海峽植民地、濠洲、印度等とを連接する一大物貨集散地に當り、貿易額の多大なる驚く可きものあり、本書は外務省通商局が精密なる調査を遂げ編纂せるもの、實に是れ對支貿易業者必讀の好書なり。

本書は在バタビヤ本邦領事官の調査に係り爪哇、スマトラ、ボルネオ、セレベス其他南洋諸島の事情を說きて詳細を極む、近時南洋に關する書籍簇出すと雖も本書の如く權威あるものを見ず、本書は曩に洛陽の紙を貴めて忽ち品切となりしが爾來江湖の需要太甚しきものあるを以て特に版を新にして再版せり。

福建事情

■菊判總クロース綴上製美本本文紙數百頁福建最新地圖數葉寫眞版口繪二葉凸版插畫數葉入
定價金壹圓八拾錢
送料（内地十二錢・臺樺卅錢・朝支四十錢）

本書は在福建本邦外務官吏の多年實地調査せられたる所に係り福建全省の歴史地理風俗民情產業交通貿易教育衛生等の實情を說きて盡さゞる所なし、加ふるに幾多の貴重なる統計及最新の地圖を收む、是又對支貿易業者必讀の書なり。

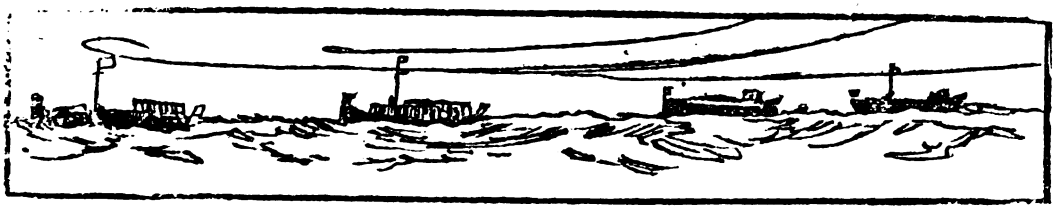

大正八年二月十五日發行

「支那」目次

第十卷第四號

論說

平和會議と支那……一——四

資料

支那鐵道借欵……五——九

湖南省内の現駐軍隊……一〇——一四

雜錄

内亂の支那共和國……一五——一八

支那救濟策……一九——二二

彙錄

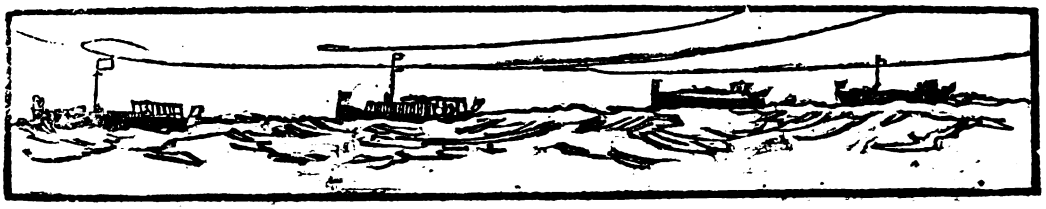

湘西の會匪の近狀……二二
支那に於ける熱練せる化學者の缺乏……二二
南支那に於けるオルヲラム鑛の重要なる根源……二三―二四

事業界

怡和紡績株主總會―カルチー搾乳
會社營業成績―井陘炭鑛と農商部……二五―二八

半月史

雲南代表變更―講和全權委員任命―對支方針―關
匪事件償金免除―敵國人追放條例―會議規則問題……二九―三六

時報

（内治外交）南方議和大綱―南北代表の人的研究―華僑教育
―條陳―山東民政撤廢眞相―中日談話會創立
（財政經濟）棉業局設置―鹽稅徵收取締令―戰後經濟調査會
―鳳凰山鐵鑛問題―江西省借款―農商部借款……三七―四三

彙報……四四―六二

發行書目錄

支那經濟全書（第四版）全拾貳册　菊版總紙數約一萬二千頁　特價金貳拾八圓　郵稅（內地）一圓八十錢（支那）二圓五十錢

日露之將來（第三版）全壹册　菊版紙數三百頁（非賣品）印刷實費三十錢　郵稅金八錢

大清律　全壹册　菊版紙數約四百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地）十二錢（支那）十三錢

樺太及北沿海洲　全壹册　菊版紙數約五百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地）十三錢（支那）十二錢

蒙古及蒙古人（再版）全壹册　菊版紙數約八百頁　正價金貳圓五拾錢　郵稅（內地）十四錢（支那）十二錢

文學士大村欣一著

支那政治地理誌（上卷）全貳册　菊版布製約九百六十頁　正價金五圓　郵稅（內地）二十四錢（支那）四十五錢

支那政治地理誌（下卷）　菊版布製約千七十頁　正價金四圓　郵稅（內地）二十四錢（支那）四十五錢

現代東部蒙古地圖　四色刷峽寸縱一尺八寸橫二尺六寸入　正價金六拾錢　郵稅金四錢

東部蒙古　全壹册　菊版洋裝七百八十六頁　正價金貳圓五拾錢　郵稅（內地）十錢（支那）四十錢

改訂支那全圖　全壹枚　橫縱五尺一寸四尺四寸　正價金貳圓　郵稅（內地）十二錢（支那）三十錢

最近支那貿易　全壹册　菊版紙數七百頁　四六倍版背皮總クロース紙數八百頁餘　正價金貳圓五拾錢　郵稅（內地）二十錢（支那）四十錢

第二回支那年鑑　全壹册　菊版クロース紙箱入四百五十八頁　正價金五圓　郵稅（內地）十二錢（支那）三十錢

支那の工業　全壹册　菊版總クロース製約八百頁背皮クロース製約四百頁　正價金參圓五拾錢　郵稅（內地）十二錢（支那）四十錢

歐米人の支那觀　全壹册　菊版クロース製約四百頁　正價金六圓　郵稅（內地）十二錢（支那）五十錢

第三回支那年鑑　全壹册　菊版クロース製約千二百頁

東京市赤坂區溜池二番地　東亞同文會調查編纂部　電話芝四五番　振替東京九三〇七番

大正八年二月十五日

第十卷　第四號

論說

○平和會議と支那

一

內外新聞電報の傳ふる所に據れば、巴里平和會議に於て、支那全權委員顧維鈞、王正廷の兩君、山東鐵道延長に關する日支の密約を暴露し、日本が山東に對し禍心を抱藏せるかの如く吹聽し、且つ山東は孔子の故郷にして、其支那國民に於ける、猶ほ基督敎徒のゼルサレムに於けるが如くなるを以て、支那國民は之を外敎徒の手に委すること能はず、死を以て之を防衞せざるべからざることを切言し、又唐紹儀君が、小幡公使が王顧兩君が日支密約暴露に關し、北京政府に抗議せし事實を針小棒大にし、是れ支那の主權を浸害するものにして、支那は一切の日支密約を平和會議に暴露し、曲直を天下に訴へ、第二の朝鮮たることを免るべしとの

支那新聞紙の論調を見るに、支那は平和會議に於て、正義人道に訴へ、從來喪失したる權利々益を恢復せざるべからずと主張しつつあり。唐顧王三君の言動は、恐らく此論調に迎合せんが爲めなるべし。支那の權利々益を喪失せるは支那人の怨望する如く、必ずしも、外國人橫暴の罪に歸すべからず、支那朝野外交當を失ひ、國際信義を無視せんこと、重大なる原因たらずんばあるべからず。恰も猶ほ家翁放蕩濫費にして、家產を典當に供し、衣食に苦しめる子弟が、家翁を咎めずして、債權者を怨むが如し。平和會議が如何に正義と人道とを標榜するも、正當の理由に依り獲得せる債權國の權利利益を抛棄せしむる能はざるべし。但我邦は支那と特殊の利害關係を有するを以て支那國民の疾苦を傍觀し、我が權利を主張して止むべきものにあらず。支那人の正當なる希望は、之を貫徹せしめ、其國運の隆盛に資するに吝なるものにあらず。內田外相の聲明、之を徵すべき也。然るに唐君等は支那歷代外交失敗の跡を繰返し、我邦が仁慈の處置に出でんとするを拒み、得々として矜るの色あるは何ぞや。

六

日本全權委員珍田大使の巴里に於て聲明する處に據るに、外交總長陸徵祥君が、支那全權委員の首席として平和會議に臨むの途次、東京に立寄り、會議に於て日本と協調を保つことを誓ひ、今尙ほ之を變ずることなく、日支兩國政府は、益々親密を加へつゝありと、然らば則ち顧王兩君の言動は、陸君の贊成せざる所なるのみならず、支那政府の反對する所たり、支那政界の元老たる徐總統始め、內閣諸公は、大勢に通じ、決して唐君等の如く、國際信義を破壞せんとするものにあらざるを知るに足る。今や世界の大戰纔かに收まりたるも、列强國命の岌々たる決して戰時中に劣らず、善後策の困難は、寧ろ戰鬪に捷利を博するに超ゆるものあり、吾人東洋に國を建つるもの、永久に沈淪すると、一時に勃興するとは、此際に於ける處置何如に存せり。支那國民たるもの、活眼を開ひて大局に處するの法を講ずべく、平和會議に於て區々たる小策小術を弄し歷代外交失敗の覆轍を履むべきにあらざる也。

支那鐵道借款（一）

第一　既成鐵道借款

一、京奉鐵道

本鐵道は光緒三年塘山開平礦務局總辦唐景崇直隸總督李鴻章の許可を得て建造に着手す、當時塘山より胥各莊に至る迄僅に二十支里にして專ら該公司運炭の用に供し、七年竣工せり、後十二年胥各莊より延長して蘆臺に至り、開平鐵路公司を設けて之れを管理す、十三年改めて中國鐵路公司となし株式を發行せり、十五、十六年の間に其兩端を展長して天津に達せしめ、東線を開平より古冶に延長せり、之れ純粹の商辦時期なり、十七年に至り旨を奉じ官資を用ひて古冶山海關間の鐵路を建設す、二十年天津古冶間の商辦鐵路を回收して國有となし總公司の管理に歸せしむ、二十四年山海關内外鐵路督辦大臣胡燏棻英國中英公司との間に借款契約を締結し、英金二百三十萬磅を借入れ、以て線路を延長して一方新民府に達せしめ、併せて又溝營支線建設の用に供せんとす、該支線は溝幫子より營口に至るものにして、其長さ百二十七支里なり、二十八年直隸總督袁世凱等英國公使と關内外鐵道交還章程を訂立し之れを回收し、庚子年間に英國武員の續築せる通州正陽門及永定門間の軍用鐵道を中國政府の管理に歸す、三十三年外務部と日本公使との間に契約を締結し、日本の建造せる新奉間の軍用鐵道を買收す。

三十四年郵傳部鐵路總局々長梁士詒新奉鐵道續約を締結し京奉鐵道遼河以東の本路に要する資金の半數を南滿洲鐵道會社より借入るゝ事とし、日金三十二萬圓を借入れ、全路を續成せり、之れ京奉鐵道開辦より完成に至る迄の大略の情形なり、民國四年に至り交通總長梁敦彥中英公司との

間に短期借款契約を締結し、規銀二百十萬兩を借入る、之れ蓋し本路の名義を用ひ商借を暫行し津浦、浦信、韋湖各鐵道借款前渡金利息の支拂に充て、並に本路豫算中の各項費用に充てたるものにして、本路建築の借款にあらざるなり。

線路は北京より起りて奉天に達する迄計長二千百九十五支里、總局は天津にあり、山海關内外第一の要路にして、商貨の盛旅客の多各路に冠たり、其營業及歲計收支民國四年度統計によるに收入計一千五百四十二萬五千九百九十八元支出計九百萬七千七十一元、差引收益六百四十一萬八千九百二十七元なり、茲に京奉新奉兩鐵道外債を詳列すれば次の如し。

イ、京奉鐵路借款

借款稱名　關内鐵路借款

契約人及契約日光緒二十四年八月二十五日（一八九八年十月十日）

契約者胡燏棻、光緒二十八年三月二十二日（一九〇二年四月廿九日）袁世凱、胡燏棻、英國公使と關内外鐵路交還を商訂し光緒三十四年二月二十三日（一九〇八年三月廿五日）梁士詒京奉鐵路撥項契約を了結す。

債權者　英國中英公司

借款用途　（一）津榆津蘆鐵道各銀行よりの借入金返却、（二）天津山海關各路工事車輛添設工事、（三）新民府延長及營口支線工事費

起債總額　英金二百三十萬磅

年利　五厘

實收價格　九十

實收總數　英金二百七萬磅

擔保　北京山海關豐臺正陽門及北京通州各鐵道財產及收入

借款年限　四十五年

元金償還期　第六年より四十年間に均分償還

元金償還始期　光緒三十一年八月一日

元金償還完了期　民國三十三年八月一日

元金償還利子支拂手數料　百分の二五

ロ、新奉鐵路借款

借款名稱　新奉鐵道遼河以東借款

契約人及契約日　光緒二十三年三月一日（明治四十年四月十五日）那桐、瞿鴻禨、唐紹儀協約に調印、光緒三十四年十月九日、（明治四十一年十一月十二日）梁士詒續約締結、宣統元年七月三日（明治四十二年八月十）盧祖華細目契約締結

債權者　南滿洲鐵道株式會社

借款用途　新民屯奉天間鐵道改造の遼河以東線に要する處の資金の半額

起債總額　日金三十二萬元

實收價格　九三

實收總數　日金二千二十九萬七千六百元

擔保品　本鐵道遼河以東線財產及收入

借款年限　十八年

元金償還　借款の日より十八年間に三十六回に均分償還

元金償還開始期　宣統二年陽曆三月十四日

元金償還完了期　民國十六年九月十四日

八、中英公司短期借款

名　稱　中英公司短期銀借款
契約人及契約日　民國四年（一九一五年）十二月四日梁敦彥
債　權　者　英國中英公司
借款用途　華中鐵路有限公司の津浦、浦信兩路借款前渡金利息及中英公司の章湘鐵道借款前渡金利子支拂（共に民國四年十月末迄の分）、並に京奉鐵道豫算內各項の費用
起債總額　規銀二百十萬兩
年　利　七　厘
實收總額　規銀二百十萬兩
擔保品　京奉鐵道の收益中より京奉鐵道、滬杭甬及滬楓鐵道三借款の支拂ふべき元金利息を差引ける盈餘
年　限　四　年
元金償還　民國六年より三年間に六回に分ち償還
元金償還開始期　民國六年六月八日
元金償還終了期　民國八年六月八日

二、京漢鐵道

本路は張之洞これを倡議し、盛宣懷により成就せるものにして、延ひて三省に亘り、南北を貫通す、原は蘆溝橋より起れるを以て蘆漢鐵道と稱せしが、庚子の後更に延長して北京に至りしより、京漢鐵道と改名せり、本線は支那現在の鐵道線路中の最長者にして、其創議の始に當りては商辦によらんとせしも、株金の募集容易ならず、收效期無きを以て、張之洞より盛宣懷を奏保して其事を總理せしむる事とせり、盛事に任じて後即ち部款一千萬兩を撥用し、並に南北洋存款三百萬兩を指撥し、商股七百萬兩を募り、不足の數は借款により之れを補ふ事とせり、前清光緒二十四年直鄂兩督中國鐵路總公司督辦と會同して白耳義シンジケートと借款契約を締結し、總公司既成の資本一千三百萬兩を除くの外、英金四百五十萬磅を借入れ、並に白耳義シンジケートに建設工事を委任せり、三十一年盛督辦白耳義シンジケートと一千二百五十萬法の續借款契約を締結し、以て本路並に支線續成の費となせり、即ち此年全路通車なるに至り其長二千六百三十支里にして、北京より漢口に達し、腹地交通の要路たり、然れども其後利權回收運動盛行するや借款契約關係上諸多の窒礙ありとて、三十四年郵傳部は滙豐、滙理兩銀行より、英金五百萬磅を借入れ、其八割を以て白耳義借款を償還し、二割を以て實業興辦費に充て、尙又本鐵道を以て擔保となさず、郵傳部より京漢鐵道贖回公債一千萬元を發行し、內英國倫敦の菲色爾公司に賣却せるもの五百萬元則ち英金四百五十萬磅、日本正金銀行に賣れるもの計二百五十萬元則ち日金二百二十萬圓なり、其外英國倫敦菲色爾公司及密德綸銀行を經て賣出せるもの計二百六十萬元にして、英金十九萬四千四百磅に當れり、其餘に公債を中國商民に賣れるものあり、遂に以て白耳義シンジケート兩次の借款を完全に償還し、前に該公司と締結せる契約は全部之れを取消し、同時に當時既に布設せられたる新易支線を本路に歸併せり、宣統三年郵傳部日本正金銀行よ

金一千萬圓を借入れ、本路の度支部より借入れたる官金、償還し並に其他各種の用款に充てたり、民國五年八月德華銀行より九十五萬元を借入れたり、之れ本鐵道開辦以來の外債商借の情形なるが、民國四年の統計によるに、營業及總計收入一千七百二十三萬七千九百五十元、支出一千九十六萬八千三百七十八元にして、差引六百二十六萬九千五百七十二元の利益なり。

イ、整與實業借款　一名京漢鐵道收回資金借款

借款名稱　滙豐、滙理銀行借款

契約人及契約日　光緒三十四年九月十四日（一九〇八年八月十八日）陳璧、吳郁生、沈雲沛

債權者　英國滙豐銀行（香上銀行）佛國滙理銀行

借款用途　八割を以て歐洲に預置き鐵道借款償還の資に充て、二割を以て實業整與に充つ

起債總額　英金五百萬磅

年　利　第十六年前五分、第十六年後四分五厘

實收價格　九四

實收總額　英金四百七十萬磅

擔保品　浙江省房酒當契各捐、新舊鹽斤加價、江蘇省鹽斤新案加價及房捐、湖北省川滙鹽新舊加價及各煙酒糖稅、田房契稅、直隸省烟酒雜稅及運庫均價鹽斤新案加價業各種雜項收入中計庫平銀四百二十五萬兩を限度とす

年　限　三十年

元金償還期　第十一年より二十年間に二十期に分還す

元金償還開始　民國八年九月二十五日

元金償還終了期　民國二十七年九月二十五日

ロ、京漢贖路公債甲項

名　稱　收贖京漢鐵路公債

契約日及契約人　宣統二年六月二十六日（一九一〇年八月一日）李佳方

債權者　英國倫敦菲色爾公司

借款用途　京漢鐵道收回資金

起債總額　英金四十五萬磅　券面總額五百萬元

年　利　七　分

實收價額　九七五

實收總額　英金四十三萬八千七百五十磅

擔保品　京漢鐵道餘利

借款年限　十二年

元金償還金　本公債發行の日より起り第八年より第十二年迄の五年間に償還

元金償還開始期　民國五年陰曆九月一日

元金償還終了期　民國九年陰曆九月一日

活　利　本鐵道每年の餘利の四分の一を以て全鐵道の資本五千八百萬兩に對し均分し、活利と名け翌年陰曆九月一日に於て付給す

ハ、京漢贖路公債　乙項

名　稱　收贖京漢鐵路公債

契約日及契約人　宣統二年七月十一日（一九一〇年八月十五日）李經楚、袁鑑、陳炳鏞、丁志崗

債權者　橫濱正金銀行
借款用途　京漢鐵道回收資金
起債總額　日金二百二十萬圓
年利　七分
實收價額　九七五
實收總額　日金二百十四萬五千圓
擔保　京漢鐵道餘利
年限　十二年
元金償還期　本公債發行の日より起り第八年より第十二年に至る五年間に償還
元金償還開始期　民國五年陰曆九月一日
元金償還完了期　民國九年陰曆九月一日
活利　本鐵道餘利の四分一を以て全路資本五千八百萬兩に對し分配し之れを活利と稱し翌年陰曆九月一日に付給す

ニ、京漢贖路公債　丙項

名稱　收贖京漢鐵路公債
契約人及契約期日　宣統二年(一九一〇年)十二月二十一日劉玉麟
債權者　英國倫敦　敦菲色爾公司　密德綸銀行
借款用途　京漢鐵路贖回資金
起債總額　英金十九萬四千四百磅
年利　七分
實收價格　九一
實收總額　英金十七萬六千九百四磅
擔保　京漢鐵道餘利
年限　十二年
元金償還期　本公債發行の日より起り第八年より第十二年に至る五ヶ年間に償還
元金償還開始期　民國五年陰曆九月一日
元金償還完了期　民國九年陰曆九月一日
活利　本路每年の餘利の四分の一を全路資本五千八百萬兩に對し均分しそれを活利となし翌年陰曆九月一日に拂得すべく、其額は期日十四日前に通知すべし

ホ、正金銀行借款

名稱　宣統三年中國國家鐵路五分利借款
契約日及契約人　宣統三年二月二十四日(一九一一年三月二十四日)盛宣懷
債權者　橫濱正金銀行
借款用途　京漢銀行借用の度支部官金償還及各路借款元利支拂
起債總額　日金一千萬元
年利　五分
實收價格　九五
實收總額　日金九百五十萬元
擔保　江蘇省漕糧折價度支部收入金庫平銀一百萬兩
年限　二十五年
元金償還期　第十一年より十五ヶ年間に十五回に償還
元金償還開始期　民國十一年五月二十一日
元金償還完了期　民國二十五年五月二十一日

元金利子支拂手數料　百分の二五

へ、德華銀行借換借款

名　稱　德華銀行展期借款

契約日及契約人　民國五年（一九一六年）八月四日、許世英

債權者　德華銀行

借款用途　一九一六年八月十八日期日の德華銀行の短期借款元利支拂の用に充つ

起債總額　中國通用銀幣九十五萬元

利　息　月利八厘

實收總額　中國通用銀幣九十五萬元

據保品　京漢鐵道收入中償還期に達せる欠款の數に足る額を銀行或は其の承繼人に擔保として提供し、契約に從ひ元利を償還する特別擔保品となす

借款期限　四ヶ月

元金償還期　四ヶ月を四期に分つ

元金償還開始期　民國五年十一月十日

元金償還完了期　民國六年二月十日

湖南省內の現駐軍隊

駐在地	分駐地	隊名	隊數	長官氏名
長沙	中央陸軍第七師團		師團長	督軍　張敬堯
			參謀長	郭世綸
	第十三旅團		旅團長	田樹勳
	第十四旅團		旅團長	吳新田
		步兵	十二大隊	
		騎兵	三大隊	
		砲兵	三大隊	
		工兵	一大隊	
		輜重兵	一大隊	
	同　第七師團補充第一旅團		旅團長	劉振玉
		步兵	六大隊	
同				

同	第七師團補充第三旅團	六大隊	旅團長	顧　琢塘
同	督軍署衞隊	一大隊	司令	楊　周中
同	湖南第一混成旅團		旅團長	張　敬湯
	步兵	六大隊		
	騎兵	一大隊		
	砲兵	一大隊		
同	湖南第二混成旅團		旅團長	劉　振玉（兼任）
	步兵	六大隊		
同	中央第十一師團		師團長	李　奎元
			參謀長	邊　玉珂
	第二十一旅團		旅團長	張　綸璜
	第二十二旅團		旅團長	周　蔭人
劉陽縣	步兵	十二大隊		
	騎兵	三大隊		
	砲兵	三大隊		
	工兵	一大隊		
	輜重兵	一大隊		
同	奉天暫編第一師團		師團長	張　惠景
			參謀長	毛　遇風
	醴陵縣分駐　第一旅團		旅團長	鄒　芬驟
	株州分駐　第二旅團		同	關　朝聖
	步兵	十二大隊		
	山砲	十二門		
	機關銃	十二挺		
同	奉天暫編第六混成旅團		旅團長	梁　朝棟

	步兵	六大隊		
	機關銃	六挺		
	山砲	六門		
湘鄉縣	中央第七師團補充第二旅團		旅團長	劉朝臣
	步兵	六大隊		
岳州	中央第二十師團		師團長	范國璋
			參謀長	馬凱人
	湘潭縣分駐第三十九旅團		旅團長	周蔭人
	域陵磯分駐第十一旅團		同	孫積孚
	步兵	十二大隊		
	騎兵	三大隊		
	砲兵	三大隊		
	工兵	未詳		
	輜重兵	未詳		
攸縣	山東軍中央第六混成旅團		旅團長	張宗昌
			參謀長	余壽良
	步兵	十五大隊		
	機關銃	十二挺		
	山砲	十門		
同	中央第一混成旅團		旅團長	潘鴻鈞
	步兵	六大隊		
	機關銃	十挺		
同	山東暫編第一混成旅團		旅團長	張克瑤
	步兵	六大隊		
	機關銃	十一挺		

同	山東暫編第一混成大隊	三大隊	大隊長	張文瑜
	歩兵			
醴陵縣	中央第七混成旅團	六大隊	旅團長	孫宗先
	歩兵			
	山砲	六門		
	機關銃	十二挺		
常德縣	中央第十六混成旅團		旅團長	馮玉祥
			參謀長	張樹聲
	歩兵	十二大隊	司令	陳德修
寶慶縣	安武軍			
	歩兵	五大隊		
	砲	八門		
衡陽縣	直隸軍中央第三師團		師團長	吳佩孚
			參謀長	李濟臣
	安仁縣分駐 第五旅團	六大隊	旅團長	張學顏
	歩兵			
	衡陽縣分駐 第六旅團		旅團長	張福來
	歩兵	六大隊		
	騎兵	一聯隊		
	砲兵	一聯隊		
	工兵	一大隊		
	輜重兵	一大隊		
	直隸軍第四混成旅團		旅團長	不詳
同	衡陽縣城守備 歩兵	三大隊		
祁陽縣	同 第一混成旅團		旅團長	王承斌

同	同第三混成旅團		旅團長	商耀南	
	白川分駐	步兵	六大隊		
	祁州分駐	騎兵	一大隊		
		砲兵			
耒陽縣	同第二混成旅團		旅團長	閻相文	
		步兵	六大隊		
		騎兵	一大隊		
		砲兵			
南縣	湖南軍中央第五混成旅團		旅團長	朱澤黃	
		步兵	六大隊		
澧縣	常澧鎮守使署		鎮守使	王正雅	
		步兵	七大隊		
慈利縣	常澧鎮守副使署		副使	卿衡	
		步兵	五大隊		
衡陽縣	湘南鎮守使署		鎮守使	趙春霆	
		步兵	五百人		

以上は最近に於ける湖南省軍隊種別なり。

內亂の支那共和國

（合衆國及び英國の調停）

今や支那は其領土の大半を擧げて內亂の渦中に沒頭しつつあり、卽ち四億の民衆の大多數は此の擾亂の爲めに苦みつゝあり。支那の中原に於て北方政府軍八師は約同數の南軍と戰ひつゝありて、農業爲めに放棄せられ、商業萎微振はず、而して南北兩地方の逃亡者は土匪に變じて良民を惱しつゝあり、加之洪水と饑饉とは死の響を以て迫りたり。

世を擧げての大混亂、歐洲戰爭より見れば支那の內紛は一小事に過ぎざるなり。素より支那の革命を露西亞の反動革命に比するは、其の當を得たるものに非れども、露西亞の反動革命は英語系統の諸國に於て支那の革命よりも興味多きものと看做さるゝの狀態なり、何となれば露西亞の運命如何は歐洲戰爭に對して凱切なる影響を與ふるものなるが故なり。而して支那南北の首都たる北京と廣東とは共に世界の中心點を離るゝこと遠く、世界の中心に對して大なる關係を有せざるなり。支那が其の與國に大なる援助を與ふるを得むが爲めに米國は支那を助力するの意ある旨を最近に於て米國々務卿代理 Frank L. Polk が聲明せることは多大の興味を喚起したり。斯くて英米兩國が支那に對して調停の勞を採るや否や國際間の注意は期せずして北京に集中せり。

七年前第一革命の勃發以來寧日なく、戰亂は支那を寸斷せり。今回の爭亂は第四回目にして、抑も國會の解散が其の原因にして、卽ち一の憲法上の爭なり、英米兩國公使は和平の望みありと信じて、此の長き紛爭の調停を爲さんことを申出でたるなり。北京駐劄英國公使 Sir John Jordan は公式に調停を申出でたるも、馮大總統は之に隨ふを欲せ

ざりき、何となれば彼は近く十月十二日に到れば去る九月大總統に選擧せられたる徐世昌に其地位を讓らざるべからざるの狀態なりしが故なり。

一面支那を擾亂せしめたるは歐洲大戰の餘沫此處に及びたるものにして、獨逸人は支那の內亂を煽動せり。一九一七年六月時の大總統黎元洪は國會に對して對獨參戰案を提出せり。時の駐支獨逸公使ヒンツェ（嘗てマニラ灣に於てデードクックス提督の參謀大尉たり、次にウエルタの全盛時代に駐墨獨逸公使たりしことあり、現に獨逸外務大臣たり）は支那の國會議員の間を巧みに遊說したり。斯くて當時陸軍總長兼攝の國務總理段祺瑞は國會に對して參戰案と共に若干の軍隊を送り、國會の入口及び構內に配置せり。

國會が聯合國側に對して同情を有したることは之を信ずべき理由あり、然るに此時に際して段は極めて拙劣なる方法に出でたり。即ち軍隊を以て壓迫したることは國會議員の痛く反感を招き、彼等は參戰案に反對せり。

段國務總理は黎總統に說くに報復手段として國會を解散すべきことを以てせり、此の權力の濫用に對する批難は喧噪を極めたり、遂に支那共和國の存在する根基たる臨時約法に相反するの行動を採るを宣明するに至れり、斯くて當然南北分離せり。

黎元洪は眞に衷心より聯合國側に同情を有するに非ず、段祺瑞も亦然りと爲すものあり。黎總統は單に段の强硬手段を採るに反對せるのみ、勿論此の强硬手段を實行せる結果は甚だ面白からざるものあり。實に東洋政治の眞相なるものは歐米人の到底捕捉する能はざるものにして、支那よりの歸國者は、彼等が歸國後の支那の出來事に對して皆各人各樣の見解を持するの狀況なり。

北方と分離せる西南諸省は廣東、廣西、雲南、貴洲、湖南及び四川なり。此等西南諸省は廣東に一の軍政府を設立し、支那共和國第一次の總統たりし孫逸仙其の大元帥となりたり。

總統は段總理を免職し、段は天津に退きて、此處に北方の督軍及び自己の部下を糾合して、一團體を作り、黎元洪を斥けて、南方を壓服するに足るべき有力なる政府を組織せんことを企てたり、而して之を成就せむが爲めに彼は一の戲的クーデターを斷行せり。即ち近く滿洲朝廷の復辟を敢行すべしとの盟約の下に猛將張勳を招き、張勳は其の手兵を携えて北京に入り來れり。

斯くの如くにして茶番的の復辟は實現せられ、宣統幼帝は僅々十日間帝位に在りて國家を支配せり。然るに段前總理は北京に兵を送りて張勳を攻擊せしめ、遂に幼帝を和蘭公使館に避難せしめ、再び共和制を恢復せり。

斯くて段の目的は達せられたり、此の騷動の勃發するや否や公使館區域に避難したる黎元洪は、再び出で大總統の職を行ふの意なく、段の懇請に依りて副總統馮國璋代りて大總統の位に即きたり。

段祺瑞は國務總理に復活し、共和の救主として一部より尊敬せられたり。段の二大强敵たる將軍張勳及び前總統黎元洪は遂に排斥せられて、段は自由に南方を討伐し得るこ

となりたり。然れども段の政策の發する所、世人は彼の黨與を目するに軍閥なる名稱を以てし、立憲主義者たる西南人士に對する世人の同情は大に高まりたり。

段は舊國會を再び召集することを好まずして、新國會を召集せり。之に對して、南方は國會は故なくして停會若しは解散せらるべきものに非らずとし、且つ國會は憲法上其の會期充つるまでは當然合法的存在を有するものとして段を批難せり。故に南方は如何なる新國會と雖も皆不法にして、且又副總統の總統就任も合法に非ずとして頑強に反抗せり。

支那第一艦隊も亦南方諸省と共に獨立を宣言して廣東に走れり。前の米國公使伍廷芳も南方に與みして廣東に赴きたり。戰爭の當初は、孫逸仙部下の軍隊は連に勝利を獲たるも、本年三月頃には形勢些か逆調の氣味ありて、南方は岳洲を失ひ、湖南の首府たる長沙の守を撤退し、爾來形勢南北共に隆替あり。

次に本年に於ける一、二箇月間の南北交戰の日記を掲げんに、戰爭の過程中に如何なる暴逆行はれたるか、及び如何なる主要なる戰鬪の行はれたるかを示すものにして、興趣深からむ。

四月十二日　北軍湖北に於て南軍を敗る。

四月十七日　長沙附近に於て第七師猛烈なる掠奪を行ひたり、又福建沿岸の海賊は H. F. C. Graham 宣教師を殺害せり。

四月十九日　北軍湖南攸縣占領。

四月二十日　土匪老開鐵道の列車を要して、來客二名を殺害し、十數名を傷け、十五名を人質となせり。

段總理北京を發して漢口に赴く、是れ北京政府と湖南討伐司令官との間隙を調理せむが爲めなり。

四月二十三日　北軍湖南に於て更に勝利を獲たり。

四月二十六日　米國技師 Kyle 盜賊に誘拐せらる、支那政府の屈辱的讓歩によりて釋放せられたり。

五月一日　湖南の北軍敗北し、第二軍死傷者二千人及び三千人の行衞不明者を出せりと。

五月二日　廣東省に侵入せる北軍南雄に於敗戰、南雄は南軍の占領する所となる。

五月三日　北軍再び南雄を奪還せり。

五月四日　先きに北京政府の强硬政策に順應せざるに座して官を罷められたる陳光遠は再び江西督軍に任命せられたり。

五月六日　湖南の北軍屢々勝報あり、爲めに北方の意氣盛なり。

五月十四日　湖南省境に近き廣東省内に於て大激戰あり北軍は湖南の要邑 Paocling を再び占領したり。

五月十六日　孫逸仙は廣東非常國會の決議を認めて軍政府大元帥の地位を退きたり。

廣東中國銀行は支拂猶豫を開始せり、是れ北京政府當局者の訓令に隨へるなり。

五月十八日　南雄又南軍の有に歸し、北軍の湖南省境方面に退去せりとの報あり。

五月二十四日　北京政府は三週間內に湖南を完全に平定する者に對して五十萬弗を與ふべき旨湖南討伐諸司令に懸賞せり。

五月三十日　福建に於て政府軍敗北。

六月五日　土匪直隸省の Luancheng を襲ひ、多數の巡警を殺害し、同邑を掠奪せり。

南北合して約三十萬の軍隊互に戈を交へつゝあり。北軍は野砲及び機關銃等の軍器の準備に於て南方よりも有利なり。

雲南の唐繼堯及び廣西の陸榮廷は共に孫逸仙麾下の南軍統領なるが孫逸仙の目的とする所は純然たる省務のみを南方各省政府に委任するにありしが、南方督軍連が彼の命令（軍事上の）を報せざるを見るや孫逸仙は強硬手段に訴へたり。米國に於て教育を受けたる彼の年若き妻女を伴ひ、孫逸仙は廣東沖の砲艦に座乘し、廣東督軍の本部を砲撃せり、此の砲撃は大なる損害を與へざりしも、廣東督軍に深甚の印象を與へ、爾後再び軍政府の權限を云爲せざるに至たり。孫逸仙は司法監獄局 Kwongsam 鐵道及び鹽稅剩餘金を自己の掌中に收めたり。

孫逸仙は非常國會を召集して、內閣を組織したれども、其閣員の統御すべからず、且つ又軍隊の彼に柔順ならざるが爲めに孫は五月大元帥の位を退きたるなり。然れども彼の辭職の布告は戰爭の續行を要求し、爲めに戰爭は今尙進行中なり。

江西、江蘇兩督軍は中立の態度を採りたり、正規軍隊の大部分が各省により占められ、督軍の支配下に在ることは北京政府の一弱點なり、而して中立的態度を採れる督軍連は常に和平を要求して北方政府を惱ましたり、此の和平なるものは天津商務總會其他の商館の絕叫せる所のものなり。

此等のものは幾度となく和平の要求を繰返し、孫逸仙の辭職と共に南北互に和平の氣分漂ひ來れり。先きに支那共和國の副總統たりし徐世昌は其の立候補に就きて南方側にも同情者を有するが故に、南北妥協に成功すべしと期待せらる。徐世昌は清朝末期に於て大に其名を顯したり。即ち日露戰爭後日支露三國の關係に就きての樽俎折衝の任に當りたる支那政治家の一人なり。宣統幼帝在位短く退位の後徐世昌は師傅となり、賢明の聞えあり、聯合側外交家の望む所は徐世昌に依りて支那の內爭鎭定し、以て支那の軍隊を西伯利亞に派遣し得るに至らむこと之なり。（一九一八年九月二十九日 New York Times）

支那救濟策

勞力不足の米國は須く支那勞働者を輸入し戰後これを本國に歸還せしむべし

ガーツルード、アサートン

紐育タイムス記者足下

吾人は屢ば勞力不足が、如何に急迫せる問題なるやを報ぜられたり。而して、又アメリカ婦人が、强壯なりと言はんより寧ろ神經質なりとの理由に依り、出征兵員に代ふるに婦人を以てすることの種々の點に於て不可能なるを聞けり。然れども、余輩の知悉せる範圍に於ては、戰爭中米國に、支那勞働者を輸入すべしとの意見に對し、何等明確なる解決を與へられたるを聞かず。蓋し、米勞働者は、一種の頑迷なる準則を固持するが如し。即ち「合衆國は白人のためにのみ存す」てふ思想これなり。この準則は、勞力の事業に對し、著しく超過せる平時に於ては可ならんも、事業の勞力に過剩せる現時戰爭中に於ては如何。今回の戰爭の結果は、種々の習慣、我欲、偏見の總ての階級を通じて跡を斷ちしは、吾人の既に知る處なり。實に、戰爭は幾多の奇異なる現象を伴ふものと云ふべし。

現戰爭が一日も早く勝利ある終局を告げんことは、單に米國勞働者の利益たるのみならず、又以て勞働階級に於ける熱血兒をして全く奉公的精神を度外しても銃を擔ひ畢生の大冒險を企圖せしむるに至るや、推測するに難からず。然るに、何ぞこれに代るものをして惟々以て業に服せしめざるや。仕事は、以て善く爲さるれば足れり。支那人の輸入は、單に戰時手段にして何等米勞働者の將來を危險に導くものにあらず。如何となれば、吾人は支那人をして休戰條約締結後直ちに自働的に本國に歸還せしむるてふ拘束的條約を締結するを難しとせざればなり。而して、吾人がこれが歩調を進むるの速なればなる程、伯林に近くの期早く、而してこの事の平和を齎すべきは言を俟たざるところなり。

支那人は、世界に於ける最も勤勉誠實忠實なる國民なり。而して、これ實に吾人が彼等を排斥する主因ならずや。而して、若し彼等を雇傭せば、その待遇は佛蘭西の彼等に對してなせると同一條件を以てするを得べきは疑を容れず。即ち、一ヶ月八弗とこれに加ふるに家族扶養料として八弗を支拂へば足る。これ或は識者の信ずる能はざる處ならんも、支那人中には、これ以下の經費を以て生活するもの決して尠しとせず。蓋し、一ヶ月十六弗は彼等の生活を豊に

し、尙ほ將來貯蓄の餘裕を生すべし。

若し讀者にして、支那勞働者の力量を疑ふものあらば、余は答ふるに、聯合太平洋鐵道の西半が彼等支那勞働者に依り完成され、米國勞働者に依りて完成されたる東半部と等しく、時を經るも堅牢なるの事實を以てせんとす。鐵道を敷設するに何ぞ必ずしもウイスキー(米勞働者)を要せん茶(支那人)を以てこれに代ふる豈不可あらんや。

多數の支那勞働者を輸入するに關し、この他二個の理由あり。一はその唱る如く單に愛他的のものにあらず。

日清戰爭の報知の國内の某僻地に達したるは、多年の後なりしは世人の周知するところなり。これによつてこれを觀るも、如何に其の地域の廣大にして貧窮の極、交通資源の乏しきを推するに難からず。昨年支那に在りしロバート敎授の談によれば、「支那の多くの州にありては自國の共和國たるを知らず、況んや大總統の何者なるをや」と。彼等の無智なると、貧窮なるとは、實に信ずるに餘ありと云ふべし。然れども、この辛き生存に對し、冷酷なる土地と、不斷の爭鬪は、精神上且つ肉體上、鋼鐵の如く堅固にして然かもこれに抵抗すべき脊梁と忍耐力とを與へたり。加之、自然はこれに與ふるに怜悧を以てせり。即ち彼等は學び且つ驚くべき速度を以てこれに順應せんことを努めたり。現時英佛に在る支那人の數は實に數十萬人に上れり。吾人今百萬を輸入し、一年間こゝに滯在せしむると假定せよ。彼等が一年後に於てその廣漠なる自國に歸還するや、その三億乃至四億の同胞に傳ふるに電光石火の如く音信の町村を馳驅する文明の奇蹟を以てすべし。或は網の目の如き鐵道、公道、電信、電話の偉蹟を報導し且つかの明朝の亡靈と共に眠れる國民と、大陸を隔てゝ通信し如何なる偏陬の村と雖も、その日の事變をその日に知り、支那に千倍する鐵道を所有する西洋諸國との差異の如何に隔絶せるかを彼等の同胞に語るべし。而して、この差異こそ、實に永遠の貧困と無窮の可能性との差異に基くものたるを悟らしむべし。

却說、世界にとりて最も恐るべき危險は即ち支那が失望の極、日本の手足となるやも知れざることこれなり。吾人は今、共和國の姻戚として切に支那を必要とするものなり。これ、單なる他愛主義に基くものにあらず。且つ又徒に廣漠にして救濟の望みなき、一國民に對する溫情に出づるものにあらずして、民主々義を全世界に徹底せしむるの日の一日も近からんことを希望するが故なり。支那にして一朝民主化せられんか、赫々たるジブラルターとなるべきや必せり。然るに、若し支那にして區々たる野心と非民主的帝國の尨大なる家屋として止まらんか、全世界の民主々義をしてその道德價値を低下せしむるに至るべく、遂にはかの國民的存在の權利を享有せんために、チユートン、マジヤール の暴虐なる羈絆を脫せんとせるボーランド、ルーマニヤ、チエクスロバック及びセルビヤ人を包含するユゴスラブ等東方歐洲の小國民とその悲慘なる運命を共にするに至るべし。若し、吾人が眞に民主々義を愛し、この主義の爲めに戰ふならんには、假令如何なる小國とは言へ、分離せ

る國民が確固たる獨立を得るに到る迄は平和を締結すべきにあらざるなり。而して、一度此の自發心に乏しき大國民が自覺せる民主國として起たんか、その鑛物より享くる富力を以てするも如何なる覇業をも成就し得べきや必せり。而して、かゝる國民の倒壞は敵國に對し由々しき利益となるべきや疑を容れず。

今日、合衆國に於てアイルランド人は何故に最も旺盛なる勞働者なりや。彼等の怜悧にして勤勉なるは疑なきも彼等も亦最も低級なる難業に服せし時代ありしなり。而して彼等に比し劣等なる伊太利人の渡來するや、彼等の地位は一段高められしが、其後南歐人中無智勇敢なるギリシャ農民のファンデー灣の潮に竿さして伊太利人の脚下に伏すや、伊太利人の地位の高められるゝと共にアイルランド人をして更に一歩を進ましめたり。かくて在來のアメリカ人は遂に百萬長者となるに至れり。而して、こは又疑もなくアイルランド人最後の願望なるべし。

千九百十八年九月二十六日

紐育市

ガーツルード、アサートン

寄贈書目錄

ヘラルド、オブ、アジヤ	ヘラルド社	十六號 十七號
大日本紡績聯合會月報	其社	三一六號
奉公	其會	一九二號
特許公報	特許局	三〇三號
通商公報	通商局	自三八五號 至三八七號
東洋經濟新報	其社	八三八號
實用新案公報	特許局	自五一八號 至五二〇號
統計年報	名古屋商業會議所	
東清鐵道商業部事業成績概況	宮村寛	
滿蒙研究彙報	其社	三五號
山林公報	山林局	一號
鐵ト鋼	日本鐵鋼協會	一二號
報德	其會	一號
地學雜誌	東京地學協會	三六一號
商標公報	特許局	四四〇號
水交社記事	水交社	一二號
會報	熊本海外協會	一號
東京文具新聞	其新聞社	四一號

彙錄

湘西の會匪の近狀

湖南省の西部芷江、黔陽、麻陽、會同、靖、瀘溪、辰谿、溆浦等の諸縣には匪徒の團結せるもの三種あり孰れも幾百年の歷史を有せり一は洪會と他は哥老會と稱し其起源遠く明朝以來勢力を逞うせるものなり。

洪會の會員に左の如き名稱あり、老帽、大爺、二爺の名目あり其首領を指す、大爺たる資格は必財力あるか勢力あるものを要す、二爺は管理者にして一名は之を神仙と云ひ會務以外の事に預らず其下に乾兒あり「小兄弟」と稱して奔走の勞に服し此等には六大么、大么滿等の名稱あり此等乾兒の種類は甚複雜にして掠奪強盜等の任務に服するものあり此等は老帽の命令の儘に忠勤を擢んで自己の生命を顧慮せず。

哥老會　は湖南省全部に、散在するも其西部に於けるものは鳳凰、乾城、永順、古丈、保靖、永綏等の諸縣に跋扈し會中の首領に大爺、神仙、當家三爺、六大么、大么滿、十牌等の名稱あり其性質は洪會と大差なし地方の擾亂に際すれば此等の會匪は勢力を擴大し無業の游民は入會して衣食の計を求め又家富みて資望ある者も多額の義捐金をなして入會し其生命財產の護符となす而して甲會と乙會と互に聯絡應援し會規を遵奉する甚嚴にして到底政府の法令が民間に行はるゝが如くアヤフヤのものに非す洪會も哥老會も其會規及信條は相似たるものなり會匪と云へば一概に强盜の如く外間に忌避され居るも其實は之に反し多數の會匪は職業あり財產あり名望ある紳士少なからず戰時の際の如きは鄉土の安寧を保つべく團結して軍隊の亂暴を制肘して地方を安靖せしものあり一方には放火强奪をなして良民を苦しめ居るものあり同一會にして兩面の功罪を貽しつゝあるは奇怪なりと謂ふべし目下南北媾和問題のため北軍撤退しつゝある地方には上述の會匪は逸早く勢力を擴けんとして良民を侵害し居るものあり此種の會匪は一つは自己の活路を求むる貧民と他は之によりて匪禍を逃るべく入會する資產家も漸次增加し今後益勢力を扶植しつゝあり。

支那に於ける熟練せる化學者の缺乏

頃日支那にあるウイリアム、エイチ、アドルフ博士よりペン大學々長スミス氏に宛て東洋に於て化學者の不足に關し通信ありたり。アドルフ博士は曾てペン大學に於て學長にして化學敎授たるスミス氏の下にありて專心斯學の蘊奧を極めたる人なり。

アドルフ博士の記する處に據れば支那に於ては高等敎育に英語を用ふべきか自國語を用ふべきかは未だ確定せざる問題なり、如何となれば支那語は科學上の語彙に乏しく從てこれが普及は極めて困難なり而して支那の醫學はロックフエラー基金の醫務局の設立により非常なる刺戟を受けつ

つあり。と更に書中の一部を左に摘記せん。

『山東大學の化學實驗所は新に竣工し小生は同所に入り申候然れども所内の設備に關し甚だ遺憾に堪えざるもの之れあり候、元來支那は此種の凡ての供給は英米二國に仰ぎ來りし處最近兩國の輸出禁止の爲め全く入荷なきに至り申候小生は支那が一日も速に機會を利用して一部にても此種の製造工業の獨立を翹望して已まざる處なれど未だ支那はかかる化學工業の時代には入らざる次第に御座候。

小生は上海に於て開かれたる化學專門語協議會に出席して最近歸任いたし候、十四人よりなる調査委員會中に二人の外國人ありて小生はその一人たるの光榮を得申候而してこの委員會は支那に於て化學專門語の標準を規定すべく開かれたる最初の試みにして委員は英米日に留學したる人々と北京政府の代表者より組織せられ居り候、無機物に關する術語を規定する爲め前後四年を費し申候、更に來夏よりは有機物の術語に就き協議致すべく候而して此會合にありては全く支那語のみを使用いたし申候。

暑中休暇時節となり候へば上海は支那全國に亘る外國留學の諸人士の集合地と化し申候小生は東部合衆國の諸大學にて知合となりし舊友と會し久し振にて幾多の非公式の會合を催し申候席上常に議論となるは高等教育は英語を用ふべきや又は術語の不完全なる支那語を使用すべきやの問題に御座候濟南に於ける醫學校は現在北支那にある唯一の醫學校に候が同校に於ては學生を教授するに全く支那語を使用仕り候、彼の北支那に於ける二大外國大學は凡ての教授に支那語を用ひ候。

此處に最も困難とする問題は教科書に御座候。

本大學の學生は常に飜譯をこれ事とするの狀態に有之現在大學程度の化學教科書無之爲め小生は目下一書を飜譯中に御座候、されど現在にありても高等の課程に就きては全部英語を以て教授いたし居候。

少くとも學術上の研究方面に就きては未だ極めて幼稚なるもの有之極めて單純なるものに關しても爲さざるべからざるもの數多有之候、鑛石研究者には廣大なる研究範圍あり食料學者には幾多の新しき研究材料提供いたされ居候支那に於ては農業化學の方面に關しては全く何人も手を下すもの無之候、されど小生等は諸學校の化學教師を充す爲めこれ等學生の養成に全力を傾注いたし居り候而して最近漸く職業的化學者の出現を見るに至候へども一般支那人の化學上の智識は全く原始時代の盛有之候目下小生はこの實驗所に於て主として自然物の組織的分析を試み居候云々』（一九一四年十月二十九日フイラデルヒヤ紙所載）

南支那に於けるオルフラム鑛の重要なる根源

アンダーソン總領事報告

最近商務局より發表されたる香港總領事アンダーソン氏の報告の内容は左の如し。

香港居留地の土地をも含める南支那に於けるタングステ

ン即ちオルフラム鑛の載積に付きて當局が豫告をなせしは實に昨年の事に屬す、而して近年發見されたるこの鑛石は世界の供給に重要なる寄附をなし工業の發展に充分なる滿足を與へたることは明なり。

廣東汕頭或は又他の地點即ち上海とか若くは他の積換港を除きたる香港のみの船荷にても時價にして年產額總計金百八十三萬一千五百九十弗を計上し而して此の鑛石は概略噸金千圓に當るものなり、然して此最初の一月より三月までに於ける鑛石の船荷は十二萬四千二百八十六弗に當り次の三ヶ月間に於ては六十九萬六千八百九十九弗に當れりと云ふ。

最近に於ける二ヶ月間に於ては二百〇一萬六千三百八十八磅を出し積荷證書の示す處によればこは百〇一萬四百五弗に當れりと船腹は今や餘す處なし。

廣東廣西及雲南の諸省より發見さるゝ種々の鑛產地より出る鑛石の大量より生ずる利益は益々增加して商狀は空前の大活況を呈するに至れり今やこの事業が支那の勞働に大なる便益をもたらすことゝなれり。

元來の支那の斯業は他の航路に對する輸出禁止の爲めに閉止せられ居りし有樣なりき。

前報告に揭載せられ居りし如くこの鑛石は宏大なる地域上に洞窟或は單體の集積として散在するを見る、鑛山發掘の種々なる方法は試みられたり其結果鑛石の大部分は支那中產階級の企業家に支配され香港、廣東、汕頭等に於て彼等の勝手に獲得し買賣せらるゝに至れり、其鑛石の輸出の所有にかゝる鑛山と雖もその採掘は細片を本位として多く行はる、而して其產出額の減少を憂ふる理由は更に無きものゝ如し、現今產出さるゝ鑛石の大部分は香港より輸出されつゝあり。(一九一八年十月二十八日紐育 (Journal of Commerce).

事業界

胎和紡績株主總會

（Ewo Cotton S. & W. Co. Ltd.）

同社の第二十三回年次通常株主總會は十二月三十日總代理店たる上海怡和洋行事務所にて開催、I. Folnstone. E. Clark. I.W. C. Bowmar Zee Quai Yuen. Zau Sing-dam 等の役員の外多數の株主出席せり、Fames Kerfoot 氏の秘書役を務めて開催の主旨及監査役の報告を朗讀し、次で議長たる Folnstone 氏は大要左の如き演說を試みたり。

昨年當社の前途を豫想することの困難なるを述べたるか本年に於ても棉花の異常なる騰貴及製品價格の動搖極りなく、頗る不安なる狀態にありたり、最初の六ケ月間に於て當社紡績の利益は、レコードを示したるも、五月より八月に至る間に於いてこの利益の半は損失に歸したり、之れ棉花の高價、生產地の動亂及運送途中に於ける盜賊の危險等に原因するものなり、而して之が爲め北方商人の前述期間に於ける買付は妨碍せられ、從つて會社は棉花に對し未だ曾て經驗したることなき高價を支拂はざる可からざりしにも係らず、綿糸の暴落を來したり、然れども幸にも他の營業に於いては景況宜しく、棉花の下落と製品の價格好くして十月三十一日に終りたる過去滿一ケ年の利益は五萬六千四百拾兩七五にして、これに前年度繰越金を加算して計五萬六千拾三兩七拾三を得たり、而して普通株の各株に付き拾七兩の配當を爲す取く提議したるが、八年前當社が初めて紡績を開始してより各株に付き配當したるは百七兩にして、平均年二六%七五に當れり、報告書記載の如く營業機械器具に昨年同樣九萬兩を支出す可く提案されたるが、將來十ケ年間同額だけ支出し能ふならば、工場の主要なる部分は全く償却し終るに至るべし、建築物に對する償却額は三萬五千兩にして、近年增設されたる工場の爲め、昨年に比し五千兩の增加となれり、一九一〇年以來機械器具の增加せられたる價格は九拾壹萬七千九百六拾八兩五八にして建築物は四拾壹萬六千百七十二兩參參なるも、この經費補充のため僅に四拾萬兩の七分利附漸加優先株を發行したるに過ぎず、而して同期間に於ける機械器具の減價償却せられたるは四拾四萬七千兩、建物に對しては拾參萬七千兩にして、修繕及新規購入特別基金に尙ほ參萬兩を增加することゝなれり、第一工場の主要機械は過去二十一ケ年半の間大部分晝夜運轉を繼續し來りしが、今や之を新規にするの必要となれるが、余はこゝに此の機械の製造者たる Platt Bros. & Co. Ltd. 及支那に於ける工場に關係を有する製造業者に對し、此機械がかくも長年月の試練と、烈しき使用に耐え、而かも尙今日の如き有効なる能率を持續しつゝあるを告げんと欲す。

諸經費殊に石炭の價格昂騰したる爲め、其消費價格昨年に比し拾參萬一千兩を增加し、金利亦昂騰を見、昨年に比

し貳萬參千貳百拾七兩を增加したり、單に此兩項目のみにても優に普通株一株に就き拾兩以上の配當を實行し得べし。

棉花價格變動準備勘定　此の項目は當社の經費に初めて計上せられたるものなるが、之を設くるに至りたる理由を少しく說明せんと欲す。諸君の既に御承知の如く、當社の商策は常に安全の手段を執り、原料を充分に保有し、以て不可抗力に供へんとするものなり、勿論この事は棉花の市價降落すれば、非常なる損失を招くも、若し反對に騰貴せんか、大なる利益を收得することゝなるは明かなり、日本に於ては製造業者は三品市場に於て綿布を販賣することに依りて、棉花購入の安全を期するを得るが、當地に於ても最近設置されたる取引所が活動するに至らば、安全なる同樣の方法を執ること可能なるべきも、然しながら吾人を保護するかゝる安全の途なき以上は、叙上の危險は避く可からざるべく、從て棉花の騰貴に對し新たに準備金を設け置くことは、上述の危險を最小にすべき所以のものなり、休戰條約調印の報一度傳はるや、米國棉花の金貨二十五仙乃至三十仙の下落を演じたるは、多少の恐慌を意味するものにして、他の損失に對する防衛上先物を投出して單に金利上の利益を得たる人々によりて釀生せられたるものなり、然共日本紡績業者は支那棉の買付を休止せざりしを以て、米棉下落の影響は支那棉に對しては鋭敏ならざりき、將來の棉花市場に對して觀測を下せば、米國及印度の收獲減少は世界の需要を滿たすに充分ならず、中歐諸國は直接市場に殺到し來るべく、解放せられたる船舶上の能力と共に棉花價格は反撥するに至るべし、現に紐育市場は既にリヴァプールの買入に依り金貨三十仙方の昂騰を見たり。

次に綿布の狀態如何と云ふに、全世界に於ける紡錘及織機の四分の一は、此數年間其繰業を中止したる結果、世界市場に於て綿布の缺乏を來し、引いては今後歐洲戰場にありたる兵が再び平常生活に復することに依り、益々棉布の需要を喚起すべきを以て、更に一層缺乏の度を深くするに至るべし、支那に於ては今尚南北の紛爭を繼續し居れども近き將來に於て和平を見るに至るべきを以て、全支那に於ける綿布市場は急速に恢復するならん、現時各地方市場の在荷は皆無にして、市價の昂騰は購買心を抑制しつゝあるは疑ひなき事實なれども、然し年明けとならば取引好況を呈するならんと思ふものなり」と云々。

尙其一九一八年十月三十一日に終る損益勘定の貸方殘高五六九、〇一三兩七三を左記の如く分配することに決定せり。

優先株の配當（年七步）	二八、〇〇〇、〇〇
普通株の配當（一株に對し一七兩　一五、〇〇〇株）	二五五、〇〇〇、〇〇
器械及什器償却	九〇、〇〇〇、〇〇
建築物償却	三五、〇〇〇、〇〇
家具償却	一、〇〇〇、〇〇
修繕及改造費資金	三〇、〇〇〇、〇〇
原棉價格變動資金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
戰時公債	一〇、〇〇〇、〇〇

社員賞與　一五、〇〇〇、〇〇
後期へ繰越　五、〇一三、七三
計　五六九、〇一三、七三

カルチー搾乳會社營業成績

(Cultey Dairy Co., Ld)

同社の第七回年次株主總會は十二月二十四日其代理店たる上海の長利洋行 (T. P. Bisgett & Co) の事務所に於て開催されたるが、各重役の外五、九〇五株を代表する株主の出席ありたり、席上議長たる Philip peebles 氏の試みたる演說に依り、同社の最近營業狀態を記せば左の如し。

本年度に於ける同社の營業狀態は良好なる成績を示し、畜牛二十頭(內乳牛十五頭、牡牛及其他五頭)を消失したれども、一方同期間に於て十九頭の乳牛を購入したると、免疫幼牛の二十二頭は搾乳し得るに至りたる結果、差引き二十六頭の乳牛增加を見たり、之に加ふるに二十五頭の幼牝牛は近々搾乳し得らるゝに至るべし、全頭數二百二十四頭の內死亡及屠殺したるもの二十頭以下に過ぎざれば、同社の置換頭數は年一割弱に相當するなり、乳牛の經濟的生命は單に健康なるのみならず、搾乳量の經濟的生產不能を以て定まるものなれば、同社に於ては常に此點に留意し絕えず善良にして健康なる乳牛を繫留し、一年の搾乳量四七六、〇〇〇瓶に達し、一頭の泌乳量は頗る佳良なる成績を收め得たり。

本年度に於ては一頭の牛疫に犯されたるものもなく、新らたに購入したる乳牛は、特に其管理に注意したる爲め、今日何れも滿足なる健康狀態を保ち居れり、免疫注射は依然之を施行し居ることゝて、同社の畜牛は牛疫に對し以前困難したると異なり、現今に於ては頗る安全なる狀態にありと云はざるべからず、總會の延引したるは副支配人雇傭の爲めにして、今回新らたに丁抹より招聘することゝなり今や其途次にありと云ふ。

營業勘定　牛乳賣上高は一四、三六一兩二二に增進し、一般支出亦增加したれども、唯だ二、一七八兩九〇に過ぎず、株主に對する割引に於ても七八四兩六八の增加を見るの好況を示し、營業勘定の殘高は一一、二四二兩四七の增加を來したり。

損益勘定　此勘定項目に對しては說明するまでもなく、頗る良成績を示し、例年の如く各種償却をなして尙多額の利益を收め得たり、償却資金の程度は前年同樣にして變りなく、新建物に對する償却は今迄一項目として記載せられざりし古き資產より厩舍の再造費として調節せられたり。

疑はしき掛貸は多少の注目を要すべきものなるが、七三、〇〇〇兩を回收し、殆んど每月之が收入を見、其回收人數約六百口の多きに達せり、故に該項目に對する總額は單に三〇〇兩强の小額に過ぎざることゝなりたるが、這は代理店たる I. P. Bisgett & Co. の愼重なる注意に依るものなり、損益勘定に於て八、六七五兩の一項目は、牛畜價格の騰貴見積金にして、約五割强の騰貴となり、貸借對照表の上に

は家畜資金に振替へられたり。

昨年度よりの繰越殘高は一、五二二兩八八にして、本年六月七歩の配當（六、三八一兩九〇）をなしたれば、本年度末の貸方殘高は一五、一八三兩八〇となれり、之を處分すること左の如し。

後期配當八分（前期配當七分を加へ年一割五分一株に付〇兩八〇）	七、二九三、六〇
信用積立金	三、九九九、〇〇
次年度繰越	三、八九一、二〇
計	一五、一八三、八〇

井陘炭礦と農商部

直隷井陘鑛山は全然農商部の手に委せられ、以後は該部の監督下に採掘開始することゝなれり、抑も該礦務局は支獨合辦事業にて、前清光緒三十四年以來今日まで繼續したるが、其實獨人の經營事業に係り、表面上支獨兩側より各二十五萬兩を出資したる如く裝ひ（支那側は礦區を提供したる者）、礦區内に支人の總辦督辦各一員と、獨人總辦を設け、技師には支獨各一技師長を置き、總事務員數共計五十餘人と註せられ而して官憲の監督下に礦區三十方支里即ち一萬六千二百餘畝を所有し、開業以來既に十年を閲して、其間成績頗る顯著の聞えあり、毎年產炭數量約四五十萬噸、收入炭價約百五六十萬兩なりき、直隷省中の規模較大なる炭礦と謂ふべし、蓋し資本上より論せば開灤炭礦に及ばざるに似たれども、其内部設備の完成せる點に就ては決して遜色なきを認むるを得べし、採炭には專ら獨國製最新機械を用ひ、礦工人數毎日約一千五百人乃至二千人に及び、局内員俸給年十二萬兩、職工賃金約二十五萬兩乃至三十萬兩、毎年納稅額約五六萬兩に上り、總局を天津に設けて一切事務を總括し居たりしが、歐戰終熄後獨人の勢力漸次驅逐さるゝと共に、獨人の在支所有財產は當然沒收すべき性質のものなりとの説、支那當局の間に多數を占め、是に於て前日閣議の結果愈々該礦務局所屬の獨人側財產は一切を擧て沒收することに決定せしなり、現に聞く所に據れば農商部は礦政司長邢端氏を同處に派遣して、該礦事務總辦と爲し別に張景光氏を派して、該礦工事監督に任せしめ、不日邢張兩氏は出發の豫定なりと。

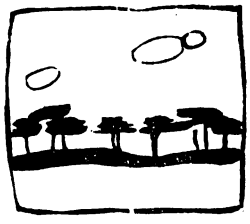

支那半月史

大正八年一月下半

雲南代表變更

和平會議の雲南代表は曩きに李曰垓と決定せしが、都合に依り繆嘉壽と變更、一月十四日軍政府七政務總裁より北京政府に通告したり。繆嘉壽氏は前雲南財政廳長にして現に廣東に在りて軍事會議員たる人物なり。

講和全權委員任命

一月二十一日左の如き命令出づ。

特委陸徵祥顧維鈞王正廷施肇基魏宸組充赴歐參與和會全權委員此令。

王正廷氏は南方派の正系たる益友社の領袖にして、現に參議院副議長たる人物なり、今此人にして擧げられて全權委員の一人となる、知るべし對大戰平和會議方針の既に南北兩派の間に一致を見、兩派は共に異常の決心を以て平和會議に發途せしことを、而して委員は五人共外國留學生出身にして、駐佛公使胡惟德氏が會議地たる巴里に駐紮しながら委員の選に入らず、駐白公使汪榮寶氏が魏宸組氏に取つて代られ、駐瑞西公使に轉任せしめられしが如き、多少の意味なきを得ざるべし。全權委員には非ざるも二月六日香港發渡歐せし伍朝樞氏（伍廷芳の息）亦外國留學生出身生なり、此外梁啓超氏と前後して渡歐せしものに顧問モリソン氏あり此の如き人物關係は爾後の局勢に多大の關係あらん。五全權委員の略歷次の如し。

陸●徵●祥　字子欣、上海の人本年四十八歲、幼少より外國語に習ひ上海廣方言館卒業後北京同文館に入り高第を以て卒業し殊に露語に巧みなりしを以て出使俄國大臣行館の繙譯となり在露十四年にして官二等參贊官に至り明治三十八年和蘭公使に進み四十年五月ヘークに於ける萬國平和會議に列席し發言要を得て頗る名聲あり四十三年駐露公使に進み革命起るや駐外各使臣を連ねて清朝退政を奏請して一時に名を知られ民國元年歸國して外交總長となり國務總理を兼任して國會の彈劾を以て辭職し十一月再び外交總長に任じ二年八月解任八月駐佛公使四年又外交總長となり袁の帝制運動あり徐世昌の隱退するや國務卿を代理し第三革命後野に在りしが王士珍內閣に入りて外交總長となり今日に及べり夫人は白耳義人なり。

顧●維●鈞　江蘇嘉定縣人本年三十三歲、上海セント●ジョンス●カレヂ卒業後米國に留學しコロンビア大學を卒業して法學博士の學位を受く「支那に於ける外人の地位」は當時の著なり時の駐米公使は即ち唐紹儀なり君の才を偉とし取つてその女婿となしその推薦に依つて歸國後國務院秘書外交部秘書を經て大正四年外交部參事となり日支交涉に際して總長陸徵祥次長曹汝霖を助けて令名あり陳友仁（英國留學出身）經營の「北京ガゼット」に寄書して排日を煽り

新聞を操縦し功に依りて同年七月二十九歳の弱年を以て一躍墨西哥公使に擢んでられ任に赴くに及ばずして駐米公使に任ぜられ引續き其職に在り西人にはドクトル・ウエリントン・クウを以て知らる。

●●●王正廷　字儒堂浙江の人三十七歳其父は基督教徒なり北洋大學を卒業後湖南高等學堂教授となり日本を經て米國に留學しエール大學を優等を以て卒業せり孫文と知り同盟會の一員となり革命起り武昌軍政府成るや胡瑛の下に外交副部長南北統一後の唐紹儀内閣に工商次長に任ぜられ總長陳其美就任せざりし爲め部務を代理せしが唐内閣瓦解後下野し國會開かるゝや參議院議員に當選し副議長に擧げられ昨大正七年廣東國會より米國に派遣せられ交戰團體承認の運動を試み居たるがシャトル迄歸りしとき全權委員に任ぜられ渡歐せり西人にはシー・テイー・ワンを以て知らる。

●●●施肇基　廣東省廣東の人字植之本年四十六歳上海セントジョンス・カレッヂ卒業後米國に留學し明治三十一年康乃爾大學卒業三十五年博士號を得歸國後湖廣總督張之洞の洋務文案となり三十六年留學生監督として渡米三十七年考察政治大臣一行の參贊官となり四十年京漢鐵路工事正監督郵傳部參議四十一年哈爾賓に關道四十三年吉村交涉使署理外務部右丞革命後唐紹儀内閣の交通總長に任じ（施は唐の娚なり）唐内閣瓦解するや野に下り三年六月駐英公使に任ぜられて今日に及べり西人にはアルフレッド・スウを以て知らる。

●●●魏宸組　字注東湖北人三十餘歳佛國留學生出身にして佛語に巧みなり革命後南京政府の外交次長、唐紹儀内閣の秘書長となりしことあり今回は汪榮寶に代つて白耳義公使に任ぜられ講和會議に參列することとなりしなり。

對支方針

内田外相の外交方針演説

内田外相は客年十二月二十日の豫算内示會に於て對支方針を演述し、特に督軍整理問題に重きを置きしが、一月十六七兩日更に議員招待會席上に於て内示會以後支那時局の發展に關し説明する所あり。四十一議會開かるゝや、一月二十一日貴衆兩院に於て次の如き外交方針に關する演説を試みたり、其中對支方針に關する最重大なる聲明は、言ふ迄もなく青島還附聲明なり。

諸君私は曩に大命を拜しまして外務の重任に當ることになりましたが茲に諸君に向ひ政府の外交方針に關し聊か所

見を開陳するの機會を得るに至りましたることは私の甚だ光榮とする所で御座ります。

戰爭の終局

顧みますれば昨年九月末勃牙利の單獨休戰に次ぎ十月初め獨墺側より米國に對しまして聯合側と即時休戰を行ふこと並に米國大統領の平和條件を基礎と致しまして講和に着手せんことを提議したので御座いますが爾來約一ヶ月に渉り米國との間に數回の交渉を重ねましたる結果米國政府は右の交渉公文を聯合各國政府に移牒し是に對する右各國政府の意見を求めました仍つて聯合諸國は若干の留保を附しまして獨逸と休戰及講和の商議を行ふの意嚮あることに決し米國政府より其の旨を獨逸政府に通牒致し次で聯合國及米國代表者は對獨休戰條件を議定して之を獨逸に通告いたしましたが獨逸は遂に其條件を受諾し十一月十一日愈々休戰規約に調印致しました猶ほ獨逸の同盟國たる土耳其は既に十月卅日又墺匈國は十一月四日を以て何れも聯合側に對し殆ど降伏に均しき休戰規約を締結致し斯の如くにして過去四ヶ年餘に亘り世界を震憾したる大戰爭も聯合側の全勝に終はりまして講和會議は既に其事業に着手するに至りたる次第で御座ります此光榮ある結果は一々我協同戰鬪國に屬する各國民の勇氣耐忍、組織力及び犧牲の精神に基くものでありまして畢竟正義の自覺が絶大なる威力を有することを說明したるは洵に欣快に堪へざる所で御座ります。

講和會議

惟ふに今回の講和會議の目的は單に聯合國と獨墺側との間に於ける平和を恢復するに止まらず世界全體に亘りて強固なる平和の基礎を確立し今日に於ける戰爭を終熄するのみならず永遠に亘りて戰爭の發生を防止せんとするに在るものと信じます政府は此信念を以て講和會議に臨みまして此目的に貢獻す可き各般の提案に對しては誠意聯合國と協力して是が成立を圖らんことを期するもので御座ります。

宮殿下御使命

帝國と聯合諸國との國交は互に戰局の發展に利害休戚を共にしたる結果と致しまして一し著しく親密を加へたので御座りますが此關係に於きまして私は東伏見宮殿下の歐米御渡航に就き一言するの光榮を得たいと思ひます殿下に於かせられましては英國皇帝陛下に我元帥徽章及元帥刀を贈進せらるゝ大命を奉ぜられ戰時海上の危險正に酣なるの秋に當り奮つて英國御渡航の途に就かせられ極めて御滿足に此大命を果されましたのみならず更に佛白伊米諸國をも御歷訪遊ばされ各國皇室及大統領との御會見並に戰場に於ける將卒の御慰問等の爲め數ヶ月の久しきに渉りて極めて繁忙なる御旅行を遂げさせられ到る處熱誠なる歡迎を享けさせられたので御座ります私は殿下の各國御歷訪も帝國と聯合諸國との親交を敦くする上に於て如何に適切且つ偉大なる効果があつたかと云ふことを恐察致し唯々感激致すの外ない

次第で御座ります。

西伯利一段落

次で露國問題に關しては御説明致したいと思ひます帝國は客年八月米國政府の提議に應じ且英佛伊及支那とも協調を保ちまして東部西伯利に出兵することゝなりましたが其當面の主要目的は同地方に於てチエック●ロスバック軍隊が獨墺武裝俘虜及獨墺の勢力指揮に服する過激派軍隊の壓迫を受け形勢危殆に墜りたるを救援せんとするに在つたので御座ります爾來帝國軍及列國派遣軍は我國司令官最高指揮の下に沿海州及黑龍江州方面に策動すると共に帝國一部隊がザバイカル地方に進出しまするや一時西伯利内地に孤立無援の狀態に在りましたる所のチエック軍は忽ち其同胞軍隊及同軍との連絡を恢復しチエシク軍の存在を脅威したる危險は茲に排除せられまして西伯利に於る我軍事行動の主要目的は已に達成せられたのであります只此際直に全部撤兵を行ひます時は地方秩序の維持に及ぼす可き影響甚だ憂慮す可きものがありまするに依り仍は當分若干の兵力を東部西伯利の各地に駐屯せしむるの外なき次第で御座りますが其の兵數は事態の發展に伴ひ絕對的必要なる限度に止め苟くも此限度を超過するものと認められるゝ兵員は着々送還することゝ致しました。

對露方針

政府は露國が戰爭の初期に於て聯合諸國共同の目的の爲に勇戰奮闘して莫大なる犧牲を供し獨逸の各方面に對する軍事的活動を牽制阻止したる赫々たる功績を忘るゝものでは御座りませぬ不幸にして大戰猶央なるの秋に際しまして突然露國内部に勃發致したる爭亂は遂に同國をして對獨戰爭より脫退するの止むなきに致らしめましたることなれども露國々民の地位は洵に同情に堪へざるものが御座ります政府は露國に於て統一且秩序ある政府を樹立せんとする各方面愛國者の努力が其効を奏し露國が再び大國の一として世界の進歩文明に貢獻するに至らんことを切望するもので御座りまして之が爲には應分の援助を提供することを辭せない覺悟で御座ります元より政府は露國の内政に何等干渉するの意思は毛頭有しませぬ況んや露國の困難に乘じて領土侵略又は利益壟斷を圖る如き政策は政府の斷じて執らざる所で御座ります。

對支政策

次に私は支那問題に關し茲に一言致したいと思ひます政府は支那に於きまして所謂南北兩派乖離の情態久しきに亘りて解けませず爲に同國の康寧を害し列國の利益を損傷すること鮮からざるを憂ひ英、佛、米、伊諸國政府の贊同を得まして客年十二月二日南北双方に對し友交的勸告を致しましたる顚末は當時政府の公表致しました通りで御座りますが猶以上の如き内訌の現狀に鑑み對支借款は動もすれば内外の誤解を惹起し延いては支那統一の促進を阻害する樣のこと無いとも計られませぬ結局日支兩國双方の爲不利を生ずるの虞が御座りますから政府は支那國内の政局に紛糾

を加ふる樣な慨ある借款其他財政上の援助を差控ふることに決定致したる次第で御座ります尤も支那に於ける我國民の財政經濟上の企畫にして隣接友好國間の特殊關係に基く當然且つ正當の成果たるものは政府に於て之を阻止するの措置を執るべきものではないことは申す迄もないことで御座ります其後支那南北双方共に干戈を戢め速に和平會議を開催する議漸く熱するに至りましたのは洵に祝すべき傾向でありまして政府は支那各方面の政治家が區々たる感情の見地を捨て法律論の末節に拘泥することなく一に四億の民衆全體の幸福を念と致しまして世界大勢の赴く所を察し之に順應せむが爲め速かに國内の統一平和を確立し以て友邦の期待に背からざらんことを切望せざるを得ないので御座ります。

日支關係

我對支方針に關しましては往々にして生ずる無稽の風説に顧み特に茲に明白にせなければならぬことがあります即ち帝國は隣邦支那に對しましても毫も領土的野心を有せざるは勿論有形無形共に支那の正當なる國利民福の發達を阻害するが如き何等の行動に出でんとするものでは御座りませぬ帝國は從來屢々聲明せる如く支那の獨立及領土保全を絶對に尊重し商工業上の機會均等門戸開放主義を恪守すると共に日支兩國の永遠且つ眞實なる諒解親善を齎す可き公正共益の方針を基幹として隣邦に對する我友誼を盡し支那が光輝ある發達を遂げ國民全般の幸福を增進することに力を致さんことを期して居ります從つて又歐洲講和會議に際しまして帝國は公正友好の精神を以て支那關係の問題を措置したいと云ふことは最も深く觀念して居る所で御座りまして彼の膠州灣租借地の如きも帝國政府に於て追つて獨逸國より其自由處分權を獲得するに至りましたならば大正四年五月二十五日山東省に關する日支條約關係交換文の條項を遵行し該租借地を支那國に還附すること勿論で御座ります將又日本は其經濟的生存上直接間接支那の豐富なる資源に俟たねばならぬものが多々ありまして此點に就きましては支那朝野が我邦との隣接友好の關係を尊重し特別懇切なる援助を吝まないことは私の確信する所で御座ります是と同時に支那一般の康寧福祉の爲必要なる財政經濟上の援助は勿論其他事件の大小性質の如何を問はず苟くも支那全般の利福に貢獻し得可き支那國民の正當なる希望は帝國に於て率先是が達成に助力するに躊躇致しませぬ。

世界皆大革新

終りに國際政局の大勢に關し私の所感を一言致しまして諸君の御考慮を求めたいと思ひます今や獨墺勢力の潰滅と共に世界は一大革新の道程を進みつゝありまして此運動の根抵たる理想が正義に基く恒久の平和を確立せんとするに在ることは敢て多言を要せないことと考へまするが之れは實に帝國傳來の國是に合致するもので御座りまして元來帝國は正義と平和の公道により國家の自由なる生存發達を遂げ世界の門戸が帝國の適法且つ正當なる活動に向つて開放

せられんことを求むるの外何等他意あるものではありませぬ公平に帝國の歷史を觀察するものは必らず前述の根本要義が終始帝國外交方針を支配して居ることを認識するに躊躇せないでせうと信じます國家の運命は永遠なものでありまして侵略主義又權謀術數的政策は結局國家百年の長計に大害を貽すに止まり國家の威信を永遠に發揚する所以ではありませぬ政府は此の確信を以て公正なる對外政策を遂行せんとするもので御座ります。

外相演說に對する世評は惡からず、今その二三を摘錄すれば次の如し。

チャイナ・プレス（在上海、米國機關紙）吾人は初めて青島還附に關する責任ある言明を聞くを得たり右は日本の國際道德上の地位を高め世界の信任を大にするに足る這回の演說は日本が支那に對し從來把持し來れる侵略的政策が日本の識者の間に排斥せらるゝに至れる必然の結果なり要するに支那に關する正義及び友好的精神の標度の表明は日本及び日本人の一變化を劃するものとして大いに歡迎す。

上海タイムス（在上海、英國機關紙）聯合與國に誠心誠意の協同は全世界の均しく歡迎する所これ聽がて東西兩洋接近の氣運熟せるを示す又日本の對露對支兩政策は全世界等しく同感なるべし要するに今回の聲明は世界的にして其對亞細亞政策は豫ねて世人が日本に對して懷ける疑念を一掃せしめん。

ワシントン・ポスト　此演說は率直の言一切の誤解を一掃す殊に注意すべきは露國問題にして支那問題に就ても重要なる聲明あり此種の宣言は曩きに屢々爲されたるも吾人は日本が其約束を實現しつゝあるを見て欣快に堪へず外相の表明は日本が國際義務に忠實なるを事實に於て裏書するものなり現に西伯利に於ては日本は事情の許す限り減兵しつゝあり要するに現戰爭約諾を重んずること日本の如きはなく獨逸と顯著なる對照をなせり一は條約を一紙片視し他はあらゆる負擔危險若くは利益を顧慮せず國際義務を履行せり。

晨報（在北京研究會系機關）內田外相の演說に對しては深き注意と同情とを拂ふ但し從來の借款は往々經濟の名に依り政治の紛糾に惡用せらるゝは危懼に堪へず領土保全門戶開放等は表面極めて公明正大の文字なるも實は分割論の變形にして列强侵略の便に資したるのみ隣邦の親善說は聞き飽きたり願くは事實に於て之を示せ。

ジュルナール・ド・ペカン（在北京佛國機關紙）借款の形式に於ける援助の中止は支那に對する中立的態度が漸く日本政府に正解されたるを喜ぶも其實行は疑ふべし領土問題に關する聲明は公正なるも滿洲行政に就ては論ずべき事あり。

大公報（在天津、研究會系機關）青島還附聲明は感謝する所なるも先年の日支條約に依るものにて無條件還附にあらず支那の得る所從つて僅少なるも條約の存する限りやむを得ず唯支那の最も苦痛とする所は領事裁判權及び片務的協定關稅なり內田外相は支那の正當なる希望は率先援助すと云ふに顧み日本は講和會議に於て支那を援け稅法兩權恢復

の希望を達せしむるに於ては支那朝野の日本に感謝する所青島還附に十倍すべく今後第三者の挑撥も日支關係を動搖せしめ得ざるべしと。

團匪事件償金免除

一月二十三日の衆議院豫算委員會に於て內田外相は鈴木梅四郎氏の質問に對し義和團事件賠償金の殘額支拂を支那に向つて免除しその使途に就いては日支親善的施設に費さんことを希望せる旨辯せるが、右は前寺內內閣時代に支那との間に交涉を開始せしものにして、同內閣は賠償金免除の交換條件として鐵道敷設權若くは半官半民の實業會社設立を爲さんとするの意見なりしが如きも、原內閣は之をさる使途に使用するを欲せず、平和的又は文化的使途に限定せんと欲するものの如し。因みに支那側より帝國に支拂ふべき額は元利合計約七千百九十萬圓なりと。

敵國人追放條例

敵國人送還借款

久しき間の懸案たりし敵國人送還に關する件は、一月二十四日の國務會議にて決定し、二十五日命令を以て對敵四條例一細則を發布したり、即ち

(一)管理敵國人民財產條例　九條
(二)管理敵國人民財產事務局條例　十條
(三)管理敵國人民財產事務分局條例　十條
(四)遣散敵國人民事務局條例　五條
(五)管理敵國人民財產施行細則　十五條

なり、次で二十八日命令を以て淞滬護軍使盧永祥を派して敵僑遣送事務を督辦せしめ、蔡廷幹（前關稅委員會々長）を合會辦とし、曾摯進（國務院參議）を管理敵國人民財產事務局々長に任じたり。送還費に就いては支那政府と橫濱正金銀行、香上銀行、チャータード銀行、花旗銀行、中法實業銀行、印度支那銀行、露亞銀行、白耳義銀行の八銀行との間に五十萬元の借款成立し、一月二十七日五萬元を交附せり。年利八分、本年八月より十二月迄の鹽稅剩餘金中より每月十萬元宛償還すべき豫定なり。

會議規則問題

南北兩代表は何れも大部分南京上海に到着し、會議は愈二月中旬に開かるべき形勢となりしが、二月二日北方總代表朱啓鈐氏より左の如き會議規則卒業を南方總代表唐紹儀氏に提示せり。

(一)議案は南北總代表の協定を待ち正式に提議すべし。
(二)開會の時は南北總代表のみ發言す但し双方各一名の代表をして意見を陳述せしむ。
(三)南北總代表の必要と認めたる場合には審査會又は豫備會を開き其時各代表は自由に發言することを得但し討論終結の後南北總代表の協定を經ることとすべし。
(四)會議は公開せず但し議事協定後公布すべし。

右に關し四日上海なる唐紹儀氏邸に於て南北代表の打合會議を開き徐佛蘇汪有齡江紹杰李國珍王克敏方樞吳鼎昌（以

上北方）唐紹儀胡漢民章士釗饒鳴鑾經嘉壽王伯群彭允彝（以上南方）十四氏會合討議せしも一致せず、五六兩日再會議の結果左の點に於て一致を見たり。

（一）本會議に於ては南北總代表のみ發言權を有す但し豫備會議に於ては總代表のみならず各代表も如何なる問題に就いても自由に發言し得。

（二）會議地點は上海とす。

（三）陝西福建問題は北方に於て南方の意見を容れ軍隊引揚を開始せるを以て南方も本問題を以て和平會議の先決問題とせず全國に亘る軍隊處分問題を一括して會議の議定事項とす。

華南銀行創立

豫ねて開設準備中なりし華南銀行（南洋日支銀行、又は南洋華僑銀行と通稱す）は一月二十九日台北に於て創立總會を開き、左記重役を選擧したるが、本行は日本の法人として一般銀行業を營み、且つ海外に在りて信託業務を營むべく、本店を臺北に支店を新嘉坡、スマラン、廣東に設置すべしと。

總理　林熊徵　副總理　池田常吉　鄭俊懷　專務取締役
小笠原三九郎　取締役兼支配人　山瀨肅　清水孫平。
顧問　柳生一義　中川小十郎　郭春懸
相談役　山本悌二郎　下阪藤太郎

定款要項左の如し。

一、當銀行は華南銀行と稱す。

一、當銀行は一般銀行業務を營み且つ海外に於ては左の事業を營むを以て目的とす。

信託業務（擔保附社債信託業務を除く）

一、本店を臺北に置く。

一、支店を廣東、新嘉坡、スマランに設置す。

一、當行は日本法人とし日本の法律に從ふ。

一、資本金は一千萬圓とし之を十萬株に分つ。

一、取締役五人以上監査役四人以上を置き取締役及び監査役は百株以上を所有する株主中より株主總會に於て選擧するものとす。

一、當銀行の營業は左の如し。

爲替に關する一切の業務、貸附及び割引、預金。

保護預り、公債社債の應募引受、債務又は信用の保證、有價證券又は地金銀の賣買及び兩替、金錢及び有價證券出納保管事務取扱、他銀行業務代理、代金取立。

內治外交

●南方議和大綱　一月十八日の廣東軍政府政務會議に於て決定せし議和大綱左の如し。

先決問題四條

(一)外交團交附の鹽稅關稅餘款は南北均等分用し並びに南方政府政費若干を先づ支出すべし。

(二)福建陝西湖北出兵問題を解決すべし。

(三)郵便電信檢閱の撤銷。

(四)裁兵實行以前各省は現狀を維持すべく前參戰督辦處即ち現今の國防軍督辦處は應さに即時裁撤すべし。

根本問題七條

(一)國會恢復。

(二)地方自治制度を決定すべし。

(三)軍區を確定し督軍制度を廢止し軍隊を裁撤すべし。

(四)護法各省軍費を補償すべし。

(五)善後借款は南北共同に辦理すべし。

(六)從來軍政府公布の命令はその有効を承認すべし。

(七)段祺瑞以下の禍首を懲辦すべし。

右の外必要あらば隨時條件を提議すべし。(八・一・二二、國民日報)

●南北代表の人的研究　南北代表確定せり各代表に就き個別評論し將來會議結果を推察するに便せん亦一必要の擧なり。

(一)南方代表

●●●唐紹儀　廣東非政學會派と政學會派の暗潮甚だ烈而して唐氏は局中に在らず政務總裁に擧げられて後も一度も廣東に至らず故に廣東各派中やゝ超然の地位に處り岑孫兩方面に對し俱に友誼關係を保持せるもやゝ孫に近し此頃唐氏代表を廣東に派して和議意見を發表せるが其中國會職權恢復參戰處取消等の事あり一班を見るべし將來唐氏は大低將さに一面廣東國會の意見を顧全し一面孫文の意思を參酌し時勢に順應して手腕を運用し以て之を處理すべし唐氏本人には必ずしも堅執すべき具體的主張あるに非ざる也猶ほ一注意すべき點は徐世昌出でゝより彼初めて議和を倡へしことなり唐は蓋し徐を認めて目下適當の行政官長と爲せるならん此一點は南北妥協の樂觀材料たるべし。

●●●章士釗　章氏の爲人は世の周知する所惟だ亦誤解を受くるの處ありもし章を認めて政學會の人となさば即ち根本錯誤なり章は始終未だ嘗つて該會に入らず國會時代純粹的中立派を以て世に標榜せりその政學會と相同じきは岑春煊と親近せるの一事のみ章の政治問題に對する主張は一般南方派と略同じく惟だ國會憲法問題に對しては昔曾つて自から見解あり近日如何は則ち知る可からず大低憲法完成後國會自から解散すべしとなせるならん章氏は此方に在つて信用最も佳而して此に因つて遂に南方一部分の忌を受く其實南方此の如く政敵に信せらるゝの人あるは固より南方の利なり。

●●●胡漢民　舊同盟會の幹部にして孫文と相處る二十年、故に世孫派を以て之を目す其實胡氏は僅かに孫派を以て自から限る者に非ず其爲人極めて冷靜明晰近年南方政治上に在つて亦逆境に處す故に北方は認めて過激派領袖と爲す氏の不平や知るべし將來會議の時將さに如何の態度を取るべきかは豫料し難きも氏は政治問題に對し絶對に急進を主張するものに非ず北方代表もしよく之と誠を開いて相見えば則ち南方領袖中最も事現に明かなるの一人なるを知らん。

●●●郭椿森　陸榮廷を代表し政學會の强硬派に屬する者其人平日政論を以て長とせず。

●●●李述膺　政學會の强硬派なり。

●●●曾彥　政學會に屬し而して民友社の孫洪伊派に接近せり郭椿森と共に完全に陸榮廷の指揮を受く故に此二人の主張は章士釗と相去る甚だ遠からざるべし。

●●●劉光烈　多年政界に在り性格溫和にして四川の國民黨各派と俱に相善し。

●●●王伯群　貴州は全く研究會の地盤にして王氏亦同會の一人たり。

●●●彭允彝　國會時代亦政學會に隷せしも但だ同時政余俱樂部に在り又嘗つて李經羲と政黨を組織せんと謀りしことあり廣東に入つてより後は政學會と一致行動を取れり。

●●●饒鳴鑾　海軍參謀長にしてさきに未だ政界に入らずその主張は未詳なり但だ强硬派の一人たるべきは信ずべし。

●●●繆嘉壽　唐繼堯信任の一人なり。

(二)北方代表

●●●朱啓鈐　純粹の徐派なり而して梁士詒との關係甚だ深けれど最近の行動は必ずしも一致せず此次南來するや徐及び

交通系は十分信任し段派亦甚しくは反對せず彼和議問題に關して毫も成見なし惟だ武人政治改良はその甚だ提倡を願ふ所の者なり。

●●吳鼎昌　徐段梁士詒徐樹錚と深交あり國務院方面にては認めて段の代表となせり吳かつて人に語つて曰く北方代表には極端主義を持する者無く多く第三者を以て自から命ずと抱負の一斑を見るべし北方代表中最も注意すべき一人なり。

●●王克敏　馮國章を代表し又和平期成會幹事たり一切の問題に對し成見なく北方純粹の主利派たり。

●●施愚　李純の代表なりと爲人才略多し。

●●汪有齡　和平期成會有力の幹部にして和議に奔走すること最も熱心なり段派は南方派を以て之を目せり彼れ同時に梁士詒と關係最も密なれば認めて交通系代表と爲すべし又政學會人と提携すること一年に近くその主張全然政學會と同じ。

●●劉恩格　張作霖代表、たゞ劉氏は自から徐派と稱す。

●●方樞　徐樹錚代表、北方法律家、吳鼎昌と共に最も注目すべき一人なり。

●●李國珍　研究會系の人なれど該系を代表するには足らず爲人短長する所なし。

●●徐佛蘇　國務院にては氏を中立代表と認め居れり和平期成會の重要幹事にして章士釗と關係甚だ深し其時局意見は政治問題に關しては南方派と同じく唯だ法律問題に關し特別の見解あるに似たり。

以上に由りて之を觀れば南北代表中極端の主張を持する人を發見し難く即ち之れあるも極めて少數なりこれ樂觀論の一論據なり此次會議は總代表の職權最も關係大なり南方總代表唐紹儀の才力勇氣は北方總代表朱啓鈐に比し勝れるが如くたゞ唐の缺點は自負心高きに過ぐることなり分代表中にては北方の吳鼎昌汪有齡と南方の章士釗胡漢民と双々相對す其行動は最も注目すべし又南方の省を代表し靖國軍を代表せるの關係極めて確實なるに反し北方はその代表關係疏淡にして皆結局徐世昌に統屬す故に北方は一致し易く南方は行動一致し難かるべし。（八・一・二三、廣東嶺南新報）

●華僑教育條陳

日本在留華僑の日に益々多きを加へ尤も福建廣東兩省の人民を以て夥しと爲す此頃華僑子弟の教育問題に關し若し速かに提倡を行はずんば教育の權勢必らずや彼國の奪ふ所とならん幼齡兒童にして彼邦教育の染化を受けなば祖國觀念亦必らず蕩然として存するなけん此實に最も注意すべきの一事なり日本留學生監督江庸氏此れが爲めに政府に條陳し華僑學校を速設し祖國文明を灌輸し將來國家人材を造就するの豫備となさんことを請へり原文甚だ長しその扼要の處三あり。（八・一・二六、民報）

（一）華僑學校は國内の國民學校の組織に彷照し國内師範生を專聘して教授と爲すその歷史地理國文三科の課本は純ばら中國を以て主體と爲す。

（二）華僑學校卒業生は國に回りて國家大學に入ることを得且つ應さに同等の待遇を受くべしその程度少しく差ふ者と雖も亦應さに兼容並畜し以て鼓勵を示すべし。

(三)國家應さに輔助金を與へて以て與學者の興趣を助くべし僑民殷富固より國家の輔助を需むるなきも但だ此の如くならざれば以て國家の愛護を示すに足らずもし財政窮乏ならば政府の名義を以て各華僑に勸めて捐輸せしむるも不可なし。

●山東民政撤廢眞相

山東衆議員が日本民政署設立に關し山東父老に報告するの書に云ふ。

去年訥等(衆議員王訥、さきに山東代表と稱し入京せり)吾が山東父老昆季の託を受け民政署交涉を以て政府に呼訴せしより奔走半載有餘にして終に未だ解決せず上月訥衆議院より質問書を提出し政府の答復を經たりいふ濟順高徐借款案を以て日本に民政署取消を要求せりと訥疑ふらく此次の借款は權利を失ふの處必ずや民政署に數倍せんと遂に又質問書を提出せしが之に對し政府の答復はなほ民政署撤廢の崖略に限られ終に未だ借款の原文及び用途を宣佈せず再び借款內容を質問する外先づ民政署交涉答復の情形をもつて吾が山東の父老に報告すと。

國務院の衆議院に答復せる原文を節錄すれば左の如し。

(八・一・二八(國民公報))

(一)質問書第一節に謂ふ此頃借款內容の失敗は當さに必ずや主權を妨害するの民政署に數倍せんと査するに借款造路は自から普通の辦法あり此次民政署問題延びて解決せず適々借款の動機あり遂に機に乘じて民政署撤消を以て日本政府に向つて要求せしにて我國に在りては益ありて損無し借款內容に至りては政府自から必らず向來の借款造路契約の辦法を援照し且つ聲明す有利の方面より進行し自から歷來の契約に較べて岐異する所あるを致さず。

(二)質問書第二節に謂ふ民政署撤消の後憲兵隊依然たるべしと査するに日本政府すでに膠濟鐵路沿線の日本國軍隊は濟南に一部隊を留むる外全部撤退することを允認せりあらゆる鐵路の警備は中國政府より巡警隊を組成して之に任ず現在該項鐵路接管の警察は已に政府より籌辦せり將來決して憲兵隊の存在を認めず。

(三)質問書第三節に謂ふ膠澳條約既に應さに撤廢すべく青島及び鐵路は均しく應さに收回すべく即ち民政署及び憲兵隊は更らに存在の根據なしと査するに膠澳條約を撤することは政府の極めて盼望する所なるも惟だ青島が日本の占領に歸せしより條約又枝節を生じ且つ和會の解決尙ほ時日を需む而して民政署は一日早く撤廢すれば國權一日早く恢復せらる政府は人民呼籲の切なるに鑒み機に乘じて交涉し幸に範に就くを獲たり。

(四)質問書は高徐濟順借款の條件原文及び用途の併案答復を請へるが査するに借款條件は現在正式契約尙ほ未だ訂立せず自から應さに歷來の借款辦法に比照し利權を力顧し務めて益を獲んことを期す用途は益す應さに會計則例に遵照して辦理し嚴重監督すべく決して濫費を致さいるべき也。

●中日談話會創立

中畑榮牛島吉郎賀嗣章陳啓修周龍光諸氏發起の中日談話會は一月二十七日午後三時大和俱樂部に於て發起會を擧行し首め中畑氏より開會の辭を述べ

繼いて北京大學の鄒氏より祝辭を述ぶ賀嗣章氏流暢の日本語を以て演說し又中畑氏の答辭あり是の如くにして一同園坐して茶點を享用し中日兩國語の談話を爲し後遂に散會せり此日出席者は靑木中將船津書記官西田通譯官等あり會員には北京大學六名中國大學十四名同學會十一名三井書院二十三名三菱書院四名あり會則左の如し。（八・一・二八、順天時報）

（一）本會は北京大學中國大學の各日本語科及び中國語同學會三井三菱兩書院學生を以て之を組織し中日兩國語の實際的練習並びに知識の交換に便にす其目的は專ばら兩國親善を媒介するに在り故に各方面の教習職員は隨意出席することを得。

（二）開會の日期は定めて每月一次と爲す北京大學中國大學日本側の三方面は預かじめ互相之を指定することを行ふ。

（三）三方面より各理事二名を擧げ一切の會務事宜を處理せしむ。

財政經濟

●棉業局設置　一月十六日大總統令、棉業の功用至つて廣く其種植紡織の諸法は世界各國孳心研究日に精進を求めざるはなし吾國風に產棉と稱せられ輸出原料の大宗と爲す乃ち衣被資する所仍ほ給を舶品に仰ぐ計るにその展轉製運利を獲る何ぞ倍蓰に止まらん徒らに民業與らざるを以て坐して利源の外溢に任す良とに惜むべき也近歲海內の人士要圖たるを知り漸く創導を籌る而して商力未だ充たず成効著るし鮮し亟かに應さに政府より切實提倡しもつて進行を策すべし玆に農商部の呈稱に據るに棉業は關係重要なり整理棉業局を設け並びに員を派し督辦せしめんことを擬す等の語あり應さに即ち設置を照准すべく周學熙を派して督辦と爲すべし此後棉業各項の計畫に關しては均しく該督辦より農商部に商承して心を悉し籌擬し隨時核奪を呈候せしめ總べて綱領を挈提し工商を振導せんことを期す專門の學識を以て審別改良し積極の精神を以て振興推應し實効を收めて利權を挽かんことを期す此に合す。（八・一・一七、國民公報）

●鹽稅徵收取締會　一月二十六日大總統令、鹽稅は國家の正供にして歲額甚だ鉅なり近年官銷漸やく暢び稅源を增益し頗る成功を著はす惟是れ各省引地の攸判稅則各殊なり鹽價亦之に隨つて異り往々貿利の徒私かに夾帶を行ひ藉つて衝銷に便にす其交通便利の區に在りては運轉既に靈なれば走私尤も易し亟かに應さに切實整頓し嚴に奬端を杜ぐべし財政部鹽務署に著し所屬の鹽運使權運局及び緝私統領等を督飭し認眞取締らしめその鐵路已に通せるの各處は並びに交通部より路局に轉飭し隨時偵查せしめ凡そ鹽觔を載運して未だ鹽務官署の運照を領せざる者は一律扣留して裝運するを得ず扣する所の鹽觔は近きに就いて鹽務官署或は地方官に交由し法に依りて處置せしむもし名義を假借し鹽觔を私運する等の事情あらば並びに應さに各督軍省長より飭屬し認眞稽查せしめ一たび查出を經ば軍民と否とに論

なく均しく律を按にて嚴懲せしめ以て紀綱を整へ國紀を肅しむ此に令す。（八・一・二七、國民公報）

●戰後經濟調查會　國務院の戰後經濟調查會は會址を天安門内の東偏に擇定し一月二十日成立大會を開けり委員長錢總理主席、副委員長孫寶琦は南下し周學熙は天津にて病氣中にて均しく出席せず委員及び名譽委員の出席する者約一百四五十人午後二時半開會錢委員長より戰後國内國外經濟狀況調查の必要及び本會發起の理由に關する演說あり專任委員易宗夔の提議に依り主席より辦事細則起草委員七名を指名し午後三時半散會せり。（八・一・二一、國民公報）

●鳳凰山鐵鑛問題　鳳凰山鐵鑛の危運に瀕せるの一節は本報すでに吳楚容政府に呈請せるの日に於て之を揭布せり但だ未だ能く十分其内容を查悉せず惟だ知る此事果して批准せば則ち日本人の資本必らずや其大多數に居らん茲に查するに此案は政府も亦關係太だ大にして將さに人民の大反對を激起せんことを知り未だ敢へて輕ろしく批准を與へず然れども又以爲へらく此案の内幕は吾國達官鉅公と關係極めて多く未だ遽かに批駁を與ふるに便ならず故に遷延今に至りて尙ほ未だ閣議に提出せず聞く吳楚容氏と日本人大倉公司と訂する所の契約草案僅かに一ヶ月を限り有效とすと轉瞬已に將さに期に滿たんとす故に日來正に極力奔走中なりと茲に某西報載する所の草案内容を照錄すること左の如し。

（一）本契約有效期限は二十年とす。

（二）資本金は二千五百萬元と定む。

（三）右資本金中五百萬元は支那側に於て募集し製鐵爐一架建築の用に充て同二千萬元は日本側に於て募集し之を以て一造鋼廠を建築す。

（四）あらゆる鑛中の出產は一定の價格に依り日本人に售り造鋼廠落成後再び鑛砂處置の法を籌る。

（五）造鋼廠建造以前は資本金は唯その一部を動用すべし。

（六）鑛の工作は全く日本人より監察す。

（七）鑛石運搬に關しては鑛產地より日本に至る迄日本人をして與聞せしむべし。

（八）秣陵公司は日本顧問一人總工程師一人を雇用すべし。

（九）日本人は鑛の出產に對し優先權あり。

（十）合資の權利に酬報する爲め一九一五年袁世凱訂する所の鳳凰山鑛を以て抵當となす所の一百萬元借款の契約は支那政府より秣陵公司に鑛照（採堀許可證）交付を俟ち即日金額を償却し該契約を取消す。（八・一・二一、晨報）

▲江蘇人陶保晉仇繼恒等は北京政府に打電し鳳凰山鐵鑛問題に就き力爭して曰く、

新聞紙の報道によれば吳楚容等秣陵關鐵鑛公司籌備處の名義を盜用し擅まに日人と合辦契約を訂立し政府に核准を查請せりと查するに鳳凰山は早くすでに寧屬人民より自辦するに決定し誓つて日人の加入して我が主權を損するを承認せず願くば速かに查明咨復せられんことを、

と此の反對あるに拘はらず一方面竟然進行し靜龍山より蛟龍廟に至る十一里の輕便鐵路建築に着手し鑛石を上海大陸鐵廠に送つて分析試驗せしめつゝあり株式募集さへ濟まば

直ちに一煉鐵廠を設立すべく頗る積極進行の勢ありと。（八・一・二六、民國日報）

▲江蘇省民は日支合辦鳳凰山鐵鑛公司の大株主たるべしと稱せられつゝある馮國璋氏を動かして日支合辦を取消し若しやむを得ずんば日本人のみならず西洋人の資本をも導き入れ外支合辦とすべく運動し居り大倉洋行は馮をして此運動に引込まれざるやう奔走しつゝあり小幡駐支公使は此問題に關し外交部に交涉する所あるべしと。（八・一・二五、北京タイムス）

●江西省借款　江西財政廳は年末に於ける地方金融救濟のため省長及び中央方面と商准し某國に向つて三百萬元を借款せりとその契約要項左の如し。

（一）金額　三百萬元（江西財政廳長調印財政部批准）

（二）抵當　江西省龍開河景德鎭二會口三處の統捐（每地每年三十萬）及び九江保商局收むる所の統捐（每年約十萬）

（三）年利　六分

（四）償還　六年に分つ

（五）用途　地方金融救濟及び實業創辦。（八・一・二九、國民公報）

●農商部借款　農商部と日本安川製鐵公司代表實相寺貞彥と交涉中の三百萬元借款成立せりと擔保は山西省某炭坑及び鐵鑛の開採權なりと。（八・二・二、民國日報）

寄贈書目錄

帝國鐵道協會會報　其會　一八號
ヘラルドオブアジヤ　ヘラルド社　二〇號
月報　名古屋商業會議所　二一四號
特許公報　三〇五號
朝鮮彙報　同總督府　四八號
東洋經濟新報　其社　五三九號
岐阜商報　岐阜商業會議所　五四〇號
滿蒙實業彙報　大連商業會議所　五一九號
新著書　丸善株式會社　四三四號
貿易時報　大日本貿易協會　三五號
東洋時報　東洋協會　二四四號
上海經濟時報　其社　五二號
學燈　丸善株式會社　一號
水交社記事　水交社　六號
支那側ト金融機關ト通貨南滿洲鐵道株式會社　五八號
通商公報　外務省通商局　五九一號
亞細亞公論　黑龍會　二號
月號　木浦商業會議所　一二號
實用新案公報　特許局　五二三號
臺灣商工月報　同總督府　一七號
日本及日本人　政教社　九號
日本及支那　日支時論社　一六號
財政經濟時報　其社　二號
商標公報　特許局　一號
三田評論　其社　四四九號
岐阜縣教育　同縣教育會　二五四號
大陸工報　興亞技術同志會　二三號
南洋協會　同維誌社　五六號
紡織界　其會　一號
大陸　其社　二號
化學工藝　其社　二號
水產界　大日本水產會　四三七號
國民經濟雜誌　其社　二號
圖書月報　東京書籍商組合　一號
ミツワ文庫　丸見屋商店　二月號
經濟資料　東天商業會議所　七四號
鐵ト鋼　月報　日本鐵鋼協會　一二號
朝鮮及滿洲　其社　一四〇號

彙報

自一月十六日至一月卅一日

外交關係

▲**西伯利貫通線**　（華盛頓電報十五日發國際通信）石井大使は十五日國務卿代理に對し西伯利直通鐵道の計畫案を提出したり。（十七日、日日）

▲**聯合國東清鐵道管理**　（十四日國際社組育發）華盛頓來電によれば西伯利鐵道及び東清鐵道を聯合國の管理とすべき協約事實上成立したりとの報道は確實にして駐日米大使モーリス氏は協約細目決定會議に列席する爲め浦潮斯德へ出張を命ぜられたり。（十七日、朝日）

▲**敵國人送還使法**　（北京特電十六日發）支那閣議に於て決定せられたる敵國人をして歸國せしむるの使法大要左の如し即ち送還すべきものゝ內譯は、

一、現在收容所に收容のもの及協商國の指定するもの

二、商人

三、以上學校工場廠其他に傭聘せられ現在自ら商業を營めるもの

又支那に滯在を許すもの

一、六十歲以上の老人

二、病氣中のもの

三、學校に傭聘の教師及び醫者等にして速に歸國し得さるもの。（十八日、時事）

▲**支兵邦人拘禁**　（十六日奉天特派員發）本月十三日與京縣に於て在留邦人新年宴會の最中一名の支那兵突然會場に飛込み來り直に退出せし所宴會散會後約三十名の支那兵途中に待ち伏せ其內の下川某を毆打負傷せしめたる上支那兵營に連れ行き今に至るも取戻しの交涉に應ぜず十五日に初めて同地醫官より奉天警察に報告し來たりたれば十七日警部一名與京に向け出發せり。（十九日、朝日）

▲**瀋門支那兵の暴行**　（長春特電十五日發）十五日午後七時東淸線瀋門日本料理屋東昇行方へ支那兵三名入り來り同家下婢に凌辱を加へんとするを以て同女は悲鳴を上げて叫びたるに行圭柴田文吾と居合せ居たる湖月正雄等仲裁せんとせしも支那兵抵抗して手も附けられざるより我官憲に急報して田北、皆川の兩巡査、居留民江副某の三名現場に馳せ付け取調の上支那官憲に通報せんとするに先立ち將校の指揮せる支那兵五十名ピストル及び棍棒を携へ東昇行を包圍し居り尙ほ一名の小隊長行內に入り來りたるより田北巡査は暴行人引渡しを要求し同巡査は「聯隊長來れ」と談判中早くも多數の支那兵亂入し來り機を狙ひ田北巡査を屋外に引出しピストルを發射し且つ棍棒にて滅多打ちに亂打し同巡査及び皆川巡査外三名に重輕傷を負はせ暴行兵を奪ひて引上げたるを以て居留民等は負傷者を赤十字病院に舁つぎ込み手當を加へ同領事館より河野書記生立川警部以下急行し事實調査の上暴行支那兵三名を受取り十六日當地に送致し支那官憲に對し嚴重交涉を開始すべく目下準備中なり。（十九日、時事）

▲**暴行兵は吉林督軍部下**　（長春特電十七日發）瀋門支那兵暴行の際莉谷同地民會長の負傷せる爲め居留民は憤慨し我官憲の保護に不安を感じつゝありと而して右事件應援の爲め寬城子守備の加藤大尉は十六名の兵士を率ゐて急行せり右支那兵は吉林督軍の部下なりと。（十八日、時事）

▲**南方講話委員六名**　（十七日廣東特派員發）十七日廣東國會參議院は歐洲講和會議に就き護法政府より六名の委員を派遣するの件に對し承認を與へたり右委員は伍廷芳、孫文、王正廷、伍朝樞、王龍惠、汪兆銘の六名なるが汪兆銘不承諾の上は委員數を五名とすべしと。（十九日、朝日）

▲**獨逸電氣會社沒收**　（漢口特電十八日發）舊獨逸租界に在る獨逸電氣會社は久しく問題たりしが遂に公共團體の所有なりしこと證明せられ支那政府の沒收する所となり廣東人の經營に移れり同租界の市街の名は支那の名に改むることに決せり。（十九日、時事）

▲**敵人放逐費**　（北京特電十七日發）支那政府は獨墺人放逐の費用（各一人に付五百圓）を關稅剩餘金より支出せんと欲し居れるが英國公使ジ

ヨルダン氏は支那の態度に尚滿足せざる點あるを以て外交部と交渉中なり。（十九日、日日）

▲日本忠告せん　（十八日北京特派員發）支那の參戰軍は國防軍として二個師に改編せらるゝことゝなり一師長も既に任命されたるが今後支那に於ける施政の大方針として軍民分治の實現を見んとする形勢に在るに拘はらず若し民國防軍が北洋軍閥の勢力の根源となる事ともなれば將來の禍根を貽す事となるを以て日本は該軍隊の組織に就き密接の關係を有せる理由よりして支那當局が該軍隊を北洋軍閥に任すことなく又斷じて國内の騷亂に使用せしむることなく將來支那の軍民分治に障碍となることを避けしめ國家の治安に任ずる國防軍たらしむることを忠告するに至るべしと。（二十日、朝日）

▲支那の發言權　（二十日上海特派員發）巴里に在る支那講和委員陸徵祥、王正廷、胡惟德等は連名にて政府に打電して曰く聯合國に支那の内爭止まざるを以て若し會議前に尚南北統一を見ざれば發言を止めんとす云云。（二十一日、朝日）

▲支那の講和條件討究　（十九日北京特派員發）徐總統は歐洲講和會議に於て支那側の主張すべき案件を討究する爲め二十一日總統府に外交會議を招集する筈該會議には閣員の外外交官總統府其他の職員列席すべしと。（二十一日、朝日）

▲利權回收計畫　（紐育發某所着電）十七日の紐育タイムスは北京通信員アッケルマン氏と徐總統との會見談を掲載せるが要項左の如し。

一、南北妥協は漸く成らんとし國内紛爭の危險は去れり。

二、支那は平和を愛好し國際聯盟の成立に對しては全力を擧げて之を援助せんと欲す不幸有にして失敗に終らば第一に危險を感ずるは極東なり。

三、支那は又歐洲其他に於ける勢力範圍及權力平均の廢止に對し衷心より贊同す。

四、歐米人中には支那の既成及未成鐵道を國際管理に移すを以て支那の爲有利なりと云ふものあるも支那人一般の感情は之に反す領土保全の目的を達する爲一切の鐵道及租借地等を回收し自ら完全に之が管理を行はんとす國際管理等の如きは思ひもよらざる事なり但し右は支那の實力及其程度如何による事なるが鐵道敷設權其他外國の既得權は何れも協約に基くものなるが故に支那の獨斷を許さざる事情あり政府は目下此問題に就き愼重なる考慮を爲しつゝあり。（二十二日、日日）

▲獨人送還手配成る　（北京特電二十日發）支那より獨逸人を歸國せしむる手配は殆ど完成し二三の例外を除き執れも舊曆一月一日までに支那を出發する樣取り計はれたり但しフオンハンネッケンは其年齡制限以上なるを以て歸國者の中に加へず其他のものは何人たるを問はず送還せらるゝ之に對する配船の都合は豫期したる故障なし。（二十二日、時事）

▲敵人放逐實施　（北京特電二十一日發）敵國人放逐は三月一日より既報の條件にて實施すべく目下船舶の備入に就き聯合國と交渉中なるが戰時の俘虜は平和會議にて賠償問題を決定したる上にて處分すべく今回の放逐中には含まず又敵國人の財産沒收に關しては二月一日迄に具體的決定を見る筈なり。（二十三日、日日）

▲支那全權委員公式任命　（二十一日北京特派員發）特に陸徵祥、顧維鈞（前駐米公使）王正廷、施肇基（駐英公使）魏宸組（新任駐白公使）に委任して歐洲に赴かしめ講和會議に參與する全權委員に充つるの總統令二十一日發布せられたり。（二十三日、朝日）

▲歐洲講和代表投票　（上海特電二十二日發）廣東國會の參議院は歐洲講和代表の投票を爲せるも伍廷芳、孫文兩氏のみに同意を示し他の三名に對しては反對せり。（二十三日、時事）

▲剩餘金交付に異議　（上海特電二十二日發）伍廷芳氏は廣東領事團に對し軍政府を代表して曰く北方が兵を進めたる爲め議和問題行惱み中なり若し各國にして關稅剩餘金を北方に交付せらるれば軍政府は當然其一部分を取得す可し其方法は適法と爲す今南方代表既に途に上り上海に向へり但し先決問題あり二十五日に會議を開くこと難かる可し故に若し關稅の剩餘金を北方に交付の期日を定めず南方代表を介し議和の時先づ之を提議せしめ決定せられたしと。（二十三日、時事）

▲鎭門事件解決　（長春特電二十一日發）去る十五日の鎭門支那兵暴行事件は當地領事館にて嚴重取調中なりしが孟吉林督軍は右に關し部下の兵卒三名が日本側に抑留され居るを以て自己の職責上頗る苦慮し昨日當地の警鎭守使唐道尹に其引渡交涉方を命じたるを以て警鎭守使外三名領事館に來り

事情を述べて懇請せる爲め新山領事代理は日支國交親善の見地より特に其請を容れ左記の條件を附し該兵を引渡無事解決せり。

一、暴行兵の營長（大佐）領事館に來り謝罪する事。

二、聯長配長を處罰する事。

三、該部隊の一營（二百四十名）全部を陽曆二月末までに訓練ある部隊と更迭せしむる事。

但し部隊更迭の事は督軍の權限なるを以て孟督軍の回答を得るまで二日間の猶豫を乞へる爲め是れな承認せり而して實際には二營あり一營は優良なる兵隊なるも他の一營は訓練規律なき新兵のみにて常に暴行を働き居留民の被害多く非常に恐怖の念を懷き閉店轉居するもの多き有樣なり。（二十三日、時事）

▲支那と東清鐵　（二十一日北京特派員發）　日本が東清鐵道を管理すべしとの說に對して支那當局は曰く東清鐵道に最も關係深きは支那なるを以て東清鐵道の管理に關し支那を措き日本が行ふべき理由なし日本が若し現在の該鐵道總裁の任命權を支那より奪ひ又は從來の支那の權利を蹂躙するが如き場合には支那は之を默視する能はざるべしと。（二十四日、朝日）

▲支那三名列席要求　（二十三日北京特派員發）　支那政府は二十二日陸徵祥に宛て五大强國の講和委員の出席數は各五名なるに支那側を二名とするは不公平なり各國委員の出席數は國の强弱を以て差別すべからず支那も宜しく五名の列席を主張すべし若し各國の同意を得すば最少限として三名の列席を要求すべしと打電せりと。（二十四日、朝日）

▲泰平寺問題解決　（本天特電二十二日發）　數年來より紛爭を極め日支官憲間に交涉を重ねつゝありし大興會社の泰平寺農場問題は今回大興會社より一、泰平寺土地利益の不讓渡放棄二、泰平寺領土地安全三、住職を處罰せざる事の三條件を提議し赤塚總領事より支那側に交涉の結果支那側に於て快諾解決せり。（二十四日、時事）

▲亞細亞擾亂煽動　（倫敦ロイテル二十一日發）　ロイテル社の探聞する處に據れば英斯科よりの信憑す可き最近の報道を見るに過激派は最近若干月に亘り支那印度及び波斯に革命を起さしめんとて大規模のプロパガンダを組織しつゝありたり從つて機至るや否や彼等は亞細亞至る處に擾亂を惹起さしめんとす加ふるに彼等は此の目的の爲めに巨額の運動費を有せりとあり。（二十四日）

▲對支賠償金免除　團匪事件賠償金免除に關する前內閣の方針は所謂利益交換主義とも稱すべき者なりしが支那國民及政府は團匪事件賠償金問題を不名譽とする事甚しく議に參議院及國務院等に於ても本問題は屢次論議され日支親善の二大障碍たる觀ありたり即ち前內閣は克く之を免除する其代りに鐵道敷設權等を支那より獲得せんとするに在りたるもの、如くなるが現內閣の方針は右と趣を異にし日支親善の爲該賠償金を免除するも鐵道敷設權等交換代償を求むるの意思無く時期より云へば支那が從來の紛爭を解き南北の妥協成就したる時又方法より云へば學校、病院の如き精神的方面に使用せば喜んで之を免除せんとするものにて二十三日の衆議院豫算委員會に於て鈴木梅四郎氏の質問に對し內田外相が該金を日支親善の施設に費さん事を希望せしは此間の消息を漏せるものなりと云ふ。（二十五日、日日）

▲東淸問題協議中　（北京特電二十三日發）　東淸鐵道管理に就き目下米國間に協議中なるが近く纏まる可く然る後は列國協同管理となる可きが右に就き支那政府は吉林督軍孟恩遠氏の要求に依り近く大官を北滿に派し列國使臣との間に交涉を爲さしむる筈なり是れ支那として此際少くとも鐵道管理監督關係に加入せんことを求むるにあり。（二十五日、時事）

▲一時的管理のみ　（北京特電二十三日發）　二十三日支那政府は人を派して西伯利鐵道東淸鐵道管理問題に就き露國公使に其眞相を質したるに該問題は既に聯合國間にて一定の方針を定め變更を許さず唯此事たるや露國の統一恢復する迄暫時管理するに過ぎず彼の東淸鐵道に關しては支那にも一部の權利ある事諒解され居れりとの囘答を得たるを以て支那も聯合國側に加入の運動をなすに決せり。（二十五日、日日）

▲東淸線を除外せよ　（北京特電二十三日發）　吉林督軍孟恩遠氏より政府に向ひ、英、佛、米、伊五國協同して東淸鐵道及西伯利鐵道を監督せんとす東淸鐵道は支那主權の下にあり是を列國監督の下に放任せば默許すると同樣事態重大なり地方に於ても夫々交涉し居るも宜しく政府よりも大官を派し聯合國委員と直接交涉し東淸鐵道を除外すべしと進言し來れり依つて政府にては目下委員派遣の準備中なり。（二十五日、日日）

▲東淸線管理員　（北京特電二十三日發）　支那政府は東淸鐵道管理委

員會支那側委員として顧士清氏を派遣する事に決定せりと。(二十五日、日日)

▲支那へ軍馬讓渡　(二十三日奉天特派員發)　西伯利歸還の我軍馬千五百頭は目下計畫中なる段祺瑞の模範國防軍編成用として支那側に讓り渡すことに決定し北京政府より右軍馬受取委員として派遣せられし四十餘名は既に來奉せり。(二十五日、朝日)

▲支那の要求　(巴里電報二十二日發國際通信)　支那講和委員王正廷氏は米國聯合通信社員に語りて曰く。

支那の南北兩派は外交問題に關して完全なる一致を有す目下巴里に滯在中なる講和委員は他の諸國とは關係なく聯合國の一員として支那を代表するものにして且支那主權の完全なる復舊を求むると共に講和會議に於いて支那の經濟的發展を阻害する諸條約及協約の羈絆を脫せん事を要求せんとするものなり現今支那に執りて最も大なる不利益は外國借款及鐵道利權附與の制度にして此制度は諸外國が其「勢力」に乘じ支那に強制したるものなり若し講和會議にして斯くの如き外國との諸協約を除去するに於てはあらゆる國民に對し支那に投資すべき幾多の機會を與ふべしと。

(巴里電報二十三日發國際通信)　支那講和委員王正廷氏は往訪の米國聯合通信社員に對し更に語りて曰く。

支那も亦衷心より治外法權の廢止を期待す列强講和委員は支那現在の裁判所が英米の如き進歩せる國民の要求を滿足せしめ得る程充分に近代的ならざるを認め居るべし然れども日本の裁判所が改善されたる如く支那の裁判所も漸次改善さるべし。

と尙氏は此外支那が關稅制度を整理するの權利ある事を述べ且從前屢〻支那に於て支持し居たる領土全部の恢復を要求すべしと云ひ支那講和委員は講和條約に依りて支那全部を外國市民の爲に開放し且あらゆる外國人に商業上均等の機會を與ふるに至らん事を希望しつゝあり。(二十六日、日日)

▲領事裁判撤廢尙早　(淺田特電二十五日發)　領事裁判撤廢の說に就きて支那在留外國人及び公平なる支那人は皆今は尙ほ時機に非ずとせり目下支那には殆ど一定の法律無く法典は草案の儘にて効力なく裁判は常識に據り行はるる判決下るも執行力殆ど缺乏す判事は概ね法律學の素養を缺き稍複雜の件は十數年を經て了案せず其の間種々の弊害行はるる初級及び外國關係の件は縣知事の官權に屬す民事被告は監獄に投ぜらるる革命以來裁判無くして死刑に處せられしもの幾百なるを知らず陸總章は其例なり奴隷賣買は適法行爲と認められる若し領事裁判撤廢されれば外國人の生命財產は一日も安んずる能はざるなり。(二十六日、時事)

▲講和委員同意案　(上海特電二十五日發)　廣東政務會議は王正廷、伍朝樞兩氏及び王寵惠氏を歐洲に派遣し特別代表とするに就き廣東國會に對し同意を求むることとなれり。(二十六日、時事)

▲支那新聞歡迎　當地夕刊上海マーキュリーは昨日日本の政府と題し今回內田外相の試みたる外交演說の主要部分は勿論支那問題に關するものなるが是に關する同外相の聲明は旗幟鮮明にして從來の疑惑を一掃し且又其なすべからざることをなさゞるを表明せるものとして吾人の大に歡迎する所なりとて進んで從來の借款政策の改まりたること、日本が支那に對し領土的野心なき事、及び今後日本の對支政策は正義及び協力の精神に基くものなること並に靑島還附等に論及し是れ吾人の宿論と一致す斯る聲明及び政策は日支親善の關鍵たるのみならず思ふに又是れ國際問題の新たなる處理方法として日本が先づ其先例をなしたるものなりとし且曰く國際聯盟も亦斯くの如き方法に依り世人(?)の之に疑念を懷ける者を納得せしめ以て其目的を貫徹する事を得ん此意味に於て內田外相の演說は全世界の注意を喚起すべきものなり云々。(上海資二十五日某所着電)(二十七日、朝日)

▲外相聲明反響　(支那新聞の註文)△申報　內田外相の演說に對しては深き注意と同情を有す但し從來の借款が往々經濟の名に依り政治の紛糾に悪用せらるゝは危惧に堪へず領土保全、機會均等、門戶開放等は表面極めて公明正大の文字なるも實は分割論の變形にして列强侵略の便に資したるのみ隣邦の親善說も聞飽きたり願くは事實に於て之を示せ。

△北京リーダー　曰く外相の公正なる約束は深く滿足す友好なる隣人が恒久の友好關係を促進する樣實行に於て示されんことを望む要は言說にあらず。

△佛字新聞　ジュルナールドペガン曰く支那に關する借款の形式に依る援助中止は支那に對する中立的態度が漸く日本政府に正解されたるを喜ぶも其實行は疑ふべし領土問題に關する聲明は公正なるも滿洲行政に就ては論ずる事あり。(以上北京發二十六日某所着電)

△大公報　は青島還附聲明は感謝すべき處なるも先年の日支條約に依るものにて無條件還附にあらず支那の得る處從つて僅少なるも條約の存する限り止むを得ず唯我國の最も苦痛とする所は領事裁判權及び片務的協定關稅なり外相は支那の正當なる希望は率先援助すと云ふに願み日本は講和會議に於て支那を助け右稅權及び法權の恢復の希望を達せしむるに於ては支那朝野の日本に感謝する所青島還附に十倍すべく今後第三者の挑戰も日支關係を動搖せしめざるべし。（天津發二十六日某所着電）

△瀋陽新報　西伯利出兵に關する宣言は公明正大なり對支方針亦野心なきを示す必要なる援助を率先供與は最も喜ぶし支那朝野共に此演說に對しては異論なかるべし且つ歐米及支那の友情を增進するに足るべし。（瀋陽發二十六日某所着電）（二十七日、朝日）

▲日支協約改訂を主張

（華盛頓國際特電二十四日發）　支那代表者は講和會議に於て支那委員は一九一五年に締結せられたる日支協約の修正を要求すべしと發表せり其陳述に據るに支那國民は該日支協定を以て戰時協定と認めブレスト、リトウスク及びブカレスト條約と同じく講和會議により改訂さるゝことを要求するものなり日支條約は、中歐諸國に對抗し米國及び其聯合國と同盟せし國家に對して課されたるものなるを以てブレスト、リトウスク及びブカレスト條約と同樣に此強要は近代的獨立國としての支那の自由發展と相容れざるものなり尙ほ又支那と列國間の諸條約に據り保證せらるゝ支那の獨立及び領土保全の大本に照し、日支協定は米國の主義とする所の支那の門戶開放に背反するものなり此協約締結後米國政府が日本に正式抗議を送り米國此協約に拘束さるゝ事なきを通告したるは實に以上の如き理由あるによる此支那の主張に對する日本政府の措置こそ內田外務大臣の「歐州講和會議に際し帝國は公正友好の精神を以て支那關係の問題を處說したい」と云ふ願念に對する「試驗藥」たるべし。（二十七日、時事）

▲支那を味方に引入

（上海特電二十六日發）　北京來電に曰く巴里よりの電報に據るに英米は世界主義に日佛伊は國家主義に傾き互に支那を其各自の側に加入せん爲め勸めつゝあるを以て徐世昌氏は右を外交委員會に諮問討議せしめ居れり。（二十七日、時事）

▲講和會議と吉林省

（長春特電二十五日發）　廣東國會に臨み居る吉林省選出議員（？）十二名は連名にて吉林各團體に向ひ列國講和會議に對する支那の要求條件に關して其聲告書を送り來れり支那は戰勝國の一にして獨逸に期待する損害賠償要求（？）は勿論將來世界平和の保證條件に各國より受けつゝある不平等の待遇に對し相當の解決を求め殊に露國に近接せる吉林省の蒙むれる損害は實に大なり講和會議には南方政府よりも代表者を派遣し民國の國權主張に努むるを以て何等顧慮せず損害程度及び希望條件を詳細に提示せられたしとあり而して北方勢力下にある吉林の事とて今何等の反響なきも或は國權擁護大會あらん。（二十七日、時事）

▲公使會議の結果

（北京特電二十五日發）　二十四日公使會議の結果左の如し。

對敵條例承認　支那政府の敵國人放逐及敵國人財產處分に關し前會議の時米國公使は之に反對し歐洲平和會議の決定を俟つて實行すべしと主張せしが二十四日の會議にては該主張を撤回せるを以て公使會議は支那側の原案全部を承認したり、

宣教師は除外　支那政府は獨逸宣教師を放逐者より除き支那法權の下に在留を許すべしとの提議を有せしも英國公使ジョルダン氏の反對により拒絕に決せり。

敵財の管理者　公使館區域內にある敵國財產管理は從來和蘭公使にて取扱ひ居たるも今後聯合國に引渡さしめ聯合國にて處分する事に決せり。

剩餘引渡拒絕　支那政府より請求中なりし鹽稅剩餘金二百萬圓の引渡しは拒絕に決せり。

更に東淸鐵道管理委員會問題に就き討議する處ありしも各國公使は本國政府の訓令を仰ぎたる後更に討議する事となれり。（二十七日、日日）

▲對敵四條例發布

（北京特電二十五日發）　二十五日大總統令を以て敵國人民財產管理條例九箇條、敵國人民財產管理事務局條例十箇條、敵國人民財產事務分局條例十箇條、敵國人民送還事務局條例五箇條を發布したり。

（上海特電二十五日發）　敵國人民財產管理條例內容左の如し。

第一、敵國人の遺留せる動產不動產は地方長官に引繼ぎ管理す。

第二、敵國人の委託其他の關係に依る敵國人財產を管理又は占有する者は一箇月以內に報告し商店又は會社にして敵國人の持株あるものも同じ。

第三、敵國人に引渡すべき金錢物品も地方官廳に送り管理せしむべし。
第四、違反者は有期徒刑一箇月又は千元の罰金に處す。

（北京特電二十五日發）　敵國人民送還事務局條例の内容大略左の如し。
本局は國務總理に直屬し上海に設置し敵國人歸國の事項を辦理し終了後撤廢するものにして上海護軍使を督辦とし江蘇省交涉員上海道尹上海警察廳長江寧鐵道局長津浦鐵道局長を會辦に任じ委員若干を置く。（廿七日、日日）

▲獨墺人送還費用　（二十五日北京特派員發）　在支那敵國人本國送還に要する費用は日本は他の聯合國と共に分擔するに決せり然れども本問題は支那の自發的意志にあらず主として英佛の主張に依るものにして日本も單に其主張に從へるに過ぎずして態度は寧ろ冷淡なり。（二十七日、朝日）

▲窯門事件解決　（長春特電二十五日發）　既報窯門支那兵の暴行解決條件の主眼たる第三條の暴行兵士所屬部隊一營の交代する事は二十二日孟督軍も快諾し任意交代する旨回答あり第一條長營長は一昨日領事館に來り誠心を以て部下の不都合を陳謝し第二條の聯長、團長の處罰實行上通報する旨聲明せり其後窯門支那兵は督軍の嚴命により一切日本人方に來らず平穩なり而して負傷せる瀧田巡査は今尚重體也。（二十七日、時事）

▲日支協調の要　（二十一日巴里特派員發）　支那講和特使陸徵祥氏微恙にて引籠り中なるを以て予（重德特派員）は前白耳義駐劄支那公使汪榮寶氏を訪ふて講和問題に關する意見を叩きたるに汪氏は語りて曰く。
講和會議に於て日支兩國に直接利害關係を有する問題は青島及山東問題の解決なり爲に日支兩國政府間に交換されたる覺書には日本は青島を支那に還附する代償として戰前獨逸が山東に於て權利を悉く繼承することを指定せり當時支那は猶中立國にして獨逸と外交關係を繼續しつゝありたり然るに爾來形勢一轉し支那は獨逸に對して宣戰し交戰國の一員となりたれば獨逸の有せる權利が自然的に直に日本の手に移りたるものと認むる能はずさりとて支那は無償にて青島を返還さるべしとは夢想だもせざる所なり要するに直接日支兩國に利害關係を有する問題は講和會議に提出するに先立つて日支兩國間に完全なる協調を遂ぐるを可とすべし日支兩國の親善は予の臆耳にする所なるが今日親しく講和使節として巴里にありて特に此感を深うするものあり東清鐵道問題は露支兩國間の問題なれば恐らく講和會議の問題とならざるべく又人種問題は徒らに講和會議を熱狂せしめ議事の進捗を妨ぐるの虞あるを以てウイルソン大統領にして提案するにあらざれば議事に上ることなかるべし之を要するに支那の獨逸に對する宣戰は講和會議に於て日本と歩調を共にするの意思を反映せるものならずや。（二十九日、朝日）

▲支那紙日本を疑ふ　（上海特電二十七日發）　民國日報は曰く中國の戰亂は段氏に發す段氏の國中を亂すに至りたるは日本前政府の段氏を援助するの政策を用ひたるにあり日本政府も未だ曾つて其非を云ふを憚らざるものなり日本現政府の成立するや中國人民は謂へらく是れ即ち日支國交刷新の機會なりと故に一般輿論は之れが爲め一變せり然かも深く思ひ遠く慮るものは尚ほ未だ遽に決然たる言を加へず空言の徒に信ず可からざるや今の日本政府の寺內內閣と異ならざるを稱す野砲を融通する日下交涉中の某事件等あり我等は之が爲め憂喫措かざるなり云々。（二十九日、時事）

▲剩餘金愈々交付　（北京特電二十五日發）　聯合國公使は二十五日迄に南北平和會議開會の運びに至らざりしを以て十五日宣言せる如く愈關稅剩餘金千二百萬圓を北京政府に交付する事に確定し關係銀行に夫々命令を發し受渡の詳細を支那政府と銀行團をして隨時協議せしむることとなせり。（二十九日、日日）

▲敵人送還條例內容　（北京特電二十七日發）　敵國人送還條例は二十七日徐總統の裁可を得內閣に還付一兩日中に發布さるべく其內容は支那政府又は學校に傭聘せる技師及醫者並に六十歲以上の者を除くの外の者は皆送還さるべく各人には百圓の現金及百五十斤の荷物携帶を許し病氣の爲送還する能はざる者は上海に於て嫁賣し他の便船を待たしむべしと尙支那政府は在留敵國人に對し支那は獨墺に宣戰せしも支那在留人民に對しては何等之を憎む者にあらず故に送迎の途中は十分なる待遇を與へ且危險を感ぜしめざるやう諸般の措置を取り中立國に無事上陸せしむべければ決して危險視する勿れと論告せり。（二十九日、日日）

▲支那委員增加運動　（倫敦特電十八日發）　倫敦モーニングポスト紙巴里通信員の聞知する處に據れば支那は今回の講和會議に於ける同國代表者の數が極めて少數に限定せられたるに對し抗議せんとしつゝあり而して

里在留同國人等は元支那の紊戰は講和會議に對する參列權を得ん事を第一目的としたるものにして最近南北妥協を策しつゝあるも擧國一致を以て講和會議に臨まんとするが爲に外ならずと爲し米國の援助に據りて支那の代表者數を增加せんとしつゝあり彼等は日本人を以て講和會議に於ける敵なりとし六週間前に日本政府の爲したる『日支兩國は此度の講和會議に於いて兩國の利益に關し協同動作を執るべき協定を見たり』との聲明を非認し且曰く我等は領土及政治上の地位に關し之を日支兩國間の解決に委するを好まず聯合國全體が日支兩國の各自の要求に對し公正なる判決を下さん事を望むものなりと。（三十日、日日）

▲東清管理權問題　（二十八日北京特派員發）　支那政府は二十七日附を以て日本に對し左の抗議を提出せり。

外間傳ふる所に據れば日本は英、米、佛と商議の上東清鐵道を管理すべしと云ふ該鐵道が支那の主權の下にあるに拘らず支那に諮らずして外國が妄りに之を管理せんとするは無禮なり該鐵道の管理權は當然支那に屬すべきものなり云々。

之に對し日本は該鐵道の管理問題は目下英、米、佛と交涉中に屬し未だ決定に至らざれば支那政府の抗議に對し回答の時期にあらず將來決定の上にて支那側の意見を聽取するを便とする旨を回答したる由尙支那側は以上の抗議に對し滿足の回答を得ざるに於ては共同管理に參加せんことを申出でんと觀測せさる。（三十日、朝日）

▲敵人取締條規を承認　（北京特電二十八日發）　聯合國公使團は敵國人財產賣却を管理する爲め最近發布されたる規則を全部承認せり。（三十日、時事）

▲敵人送還事務長任命　（北京特電二十八日發）　大總統令は盧永祥氏を上海に於ける敵人送還事務局長に蔡廷幹氏を副局長に任命せり而して蔡大將は事實上敵人送還事務全體を管理すべしと云ふ大總統令は曾彙進氏を敵國人財產管理局長に任命せり。（三十日、時事）

▲岑氏剩金引渡反對　（北京特電二十八日發）　岑春煊氏は依然關稅剩餘金の引渡しに反對し居ると共に北方政府の資金缺乏を認め居れり氏は曰く廣東政府も亦國稅剩餘金を北方政府へ引渡す事を以て聯合國が北方政府を援助するものと見做して之に反對す可し北方は此の剩餘金交付に依りて更に強硬に南方に敵對す可く國內の平和は棄さるゝに至らんと。（三十日、時事）

▲北方援助批難　（上海特電二十九日發）　南方派が國防軍の裁撤を主張しつゝある際日本が其編製に助力を與へ最近奉天にて武器軍馬等を供給したりとの風說に對し批難の聲あり若し國防軍編製の必要ありとしても南北妥協成立の後に爲さば異論なからんも南方派が當面の敵と爲し居れる段祺瑞徐樹錚氏等をして之が編製を急がしめ殊に西北邊防と云ひ乍ら右國防軍を洛陽山東等に配置し恰も南方に對し威嚇的態度を持せしめつゝあるに對し憤慨する者多し。（三十日、日日）

▲家宅捜索問題　（北京特電二十八日發）　齊々哈爾來電——愛琿に於て日本駐屯軍の松山大尉が過激派の殘黨隊匪の嫌疑を以て支那騎兵聯隊長吳某の家宅捜索に向ひ其妻の承諾を得て家宅捜索を實行せし件に就き支那側より權利侵害の抗議を提出し裁判中なりしが今後は支那官憲の手を經ざれば家宅捜索を行はざる事に決し圓滿に解決せり。（三十日、日日）

▲支那代表者陳述　（巴里國際特電二十八日發）　支那代表者連は二十七日午後最高講和評議會に於て大平洋及び極東に於ける獨逸植民地問題に就き意見の交換中招致せられて陳述する所ありたり。（三十一日、時事）

▲支那新委員任命　（巴里國際特電二十八日發）　各國代表者は講和會議各委員會の委員を任命せり支那は順維鈞氏を國際聯盟委員に王正廷氏を港口水路鐵道法委員に任命せり。（三十一日、時事）

▲敵國人送還決定　（上海特電三十日發）　獨墺等敵國人民の支那にあるもの一部特別扱の者を除き他は之を本國に送還することに決定し其の多くは上海に集め上海より歸國せしめらるゝ可く第一回の汽船は三月上旬當地を出帆の筈なり敵國民の財產に就きては整理處分管理等を爲すことゝなり既に敵國人民財產管理事務局條例等も決定せり右事務局は或は上海に設立せらるゝやも知れず目下問題は獨逸國民其他に對する債權を審理する付當地にて從來會審衙門を經て爲せるも之を其儘繼續するや否やにあり一說には三月一日以後會審衙門を經ず各國領事若くは公使を經て申出で處理す可しとの說あり。（三十一日、時事）

南北情勢

▲朱啓鈐意見開陳　（上海特電十五日發）南京に在る北方の總代表朱啓鈐氏は間接に唐紹儀氏に、直接に熊希齡丁世澤氏に對し其意見を述べたり其内容を聞くに此度の南北會議に於て各派共に共同の勝利を得るを望む即ち各方面の意見を容れて國家共同の目的を遂するに努め甲勝ちて乙敗るゝに至らば却つて反響を生ず可し財政軍事の善後問題は多數輿論の精神を取る可し其方法の如きも決して杜撰なるものと爲す可からず各省長官も世界潮流に鑑みて極めて大なる覺悟あるを要す又法律問題は既に會議中極端の論を許さず南北互に其合法なるを爭ひ又各相衝る苦痛あるを悟り此後更に兩派共に萬全の法を求むるを諒とするの要あり云々と。（十六日、時事）

▲西南代表護衛訓令　（上海特電十五日發）當地護軍使は西南代表の上海に到るに就きては絶對に之を保護す可きを命ぜられたり而して彼は保護の責に任ずる旨北京政府に返電せり。（十六日、時事）

▲和平會議の條例　（十四日北京特派員發）廣東國會にては上海和平會議條例を規定せんとし既に草案を作製したるが右草案は十四日の會議に附議さるゝ筈にて多分通過すべしと同條例の大要に曰く。

一、和平會議の總代表を一名、代表を若干名とし護法政府より選派す。

二、總代表の任命は國會の同意を要し各代表は總代表の指揮を受く。

三、和平條件は國會の同意を經べし。（十六日、朝日）

▲熊梁兩氏の野望　（上海特電十四日發）當地に於て熊希齡梁士詒氏等は此際全國實業商務總會平和期成會聯合して政界の一勢力を作り副總統又は總統の位置を狙ひつゝありとの觀察行はれつゝあり。（十六日、日日）

▲督軍廢止反對　（北京特電十四日發）北方講和代表吳鼎昌氏は總代表朱啓鈐氏の命を受け北京政府と講和問題に就き重要なる打合をなす爲十四日歸京せるが吳氏が蚌阜通過の際督軍倪嗣冲氏と會見せしに倪氏は平和會議に於て不法軍隊の裁撤を議するには贊成なるも督軍制度を廢止せんとするが如きは無謀なり若し強ひて行はんとせば北方督軍中獨立を宣言するものなきを保せず予も友誼上默視する能はずと語り暗に東三省巡閲使張作霖氏と同一强硬意見なるを洩せりと。（十六日、日日）

▲陸軍次長增員　（北京特電十五日發）十四日閣議の結果陸軍部に次長一名を增加することに決し前國務院秘書長張志潭氏を任命し尚現次長張士鈺氏辭職に就き軍需司令編開榜氏を後任となすことゝせり。（十六日、日日）

▲廣東國會宣言　（廣東發十六日某所着電）一月十四日國會の名を以て左の通り宣言せり。

講和に際し各國何れも全權代表を派し永久平和問題を解決せんとしつゝあるが我が中華民國は自ら正に議んで代表を選び議に與らしむべし但し臨時約法第三十四條の規定に從ひ正に國會の同意を經べし從つてあらゆる今回特派の外交人員は民國全部の代表の資格たるものと認められざるを以て中國を代表し歐洲講和會議に出席することを得ず其の協定する處の事項又は締結する處の條約は我が中華民國人民全部が承認を與ふることを得ざる次第なり謹んで宣す。（十七日、時事）

▲廣東護法政府　（廣東發十六日某所着電）一月十一日參衆兩院聯合會に於て軍政府の名を改め護法政府となしたるが一月十四日國會各議長連名を以て右は（一）歐洲講和會議へ代表を派遣するに際し軍政府なる名稱は恰も武人の機關なるが如く見ゆること（二）今日世界に於て法律勝ち强權消滅する時勢なるを以て吾人も飽くまで法を根據とし一方内に對して護法の決心を示し一方外に對して平和を希望するの誠意を示さんが爲めにして實際の組織は毫も變更せざる旨宣布せり。（十七日、時事）

▲南方代表確定　（廣東發十六日某所着電）南方代表左の通り確定せり、各代表は遲くも一月二十日頃迄には全部出發上海に向ふ筈。

一、總代表　唐紹儀

一、章士釗（護法秘書廳長參議院議員護法政府駐劄岑春煊代表）

一、李日垓（雲南督軍府秘書長唐繼堯代表）

一、胡漢民（孫文代表）

一、廖仲愷（廣東督軍所參謀長參議院議員廣東代表）

一、曾彥（前廣東財政廳長參議院議員陸榮廷代表）

一、劉輝烈（四川政務廳長四川代表）

一、王伯群（貴州政務廳長貴州代表）

一、饒鳴鑾（海軍參謀長福建及海軍代表）

一、彭允彝（衆議院議員湖南代表）
一、李述膺（衆議院議員陝西代表）（十七日、時事）

▲總統の中庸主義　（北京特電十七日發）徐總統は十六日午後二時兩院議員四百八十名を招待し新年宴會を催し「新年に當り舊習を去り新生面を開かんと欲す千九百十九年の社會は平和の新紀元にして民國の八年は自ら國の生命を新にす」と冒頭し施政方針に論及し「外にしては支那は物質上世界先進國に劣るも精神的文明は其紀元古く世界平和に盡力し共に安寧を圖り內にしては南北戰爭收まり平和來らんとする時黨派的境界を去り人民の心理を審かにし共和の實を擧ぐべし夫の軍國主義及極端なる社會主義等は極力之を避け廉恥公平を以て民國人の眞習慣を作らば國運必ず振興せん」云云と述べたり。（十九日、日日）

▲在外使臣より統一勸告　（上海特電十六日發）在佛支那公使胡德惟氏は十一日徐世昌、錢能訓兩氏に宛て左の如く電報せり歐洲講和に就きては其部署を定めんが爲め目下豫備會議を開き居れり。

各國人物の余を訪ふや辱めるに必ず我國時局統一の情況如何を以てす此事永く決定せざれば余は何の辭を以て人に對し答へんか玆に切實に政府に請ふらくは時局全きを求め南北をして早く妥協せしめ歐洲講和の影響を被ることを免れしめんことを、露國は代表を送れるも一はチエツクの代表他は過激派の代表なる爲め列國の委員は皆露國は統一を缺くを以て是等委員の列席を拒むに決し且つ期限を限りて秩序を回復す可しとの勸告を爲せり彼を以て之が例とせば心を寒からしむ此事南方に通告せられ度しと。

右は北京より既に既に岑春煊氏にまで轉電せられたりと。（十八日、時事）

▲唐紹儀に全權附與　（上海特電十六日發）廣東國會は其代表唐紹儀氏に全權を附與し他の十名は單に顧問たるに止むるに決せりと云ふ。（十八日。時事）

▲講和全權を認めず　（上海特電十六日發）十四日廣東國會聯合國は第五次宣言を議決し約法に據れば歐洲へ派遣の講和代表は國會の同意を經居らざるを以て將來締結の條約は有效と認むる能はざることを聲明し之を各國に打電し其意を徹明すべしと云ふ。（十八日、時事）

▲軍事問題解決法　（上海特電十六日發）南方は陝西福建湖北問題の解決を待つて和平會議を開く旨を正式に北方に申出でたりと云ふ而して其解決方法は（一）先づ兵を退け委員を福建陝西に派し監視せしむ可し（二）福建陝西湖北各省の双方軍隊を同時に撤退し各省の防禦線に歸らしむ可し（三）陝西の土匪蔓延せるに付双方各之が討伐に任ず可し（四）土匪討伐の各軍は隨時報告を爲すべし（五）撤退後若し再び犯すことあらば國人俱に之を捨つ可し（六）以上各說は南北宜しく共同遵守すべき事。（十八日、時事）

▲南方の希望條件　（上海特電十六日發）伍廷芳氏より議和代表任命の經過を述べ議和會議に提出す可き意見六箇條を擧げたり。

（一）國會恢復（二）地方制度決定は憲法制定以前軍政府決議の地方制度に依ること（三）軍隊の決定及び軍隊撤退法は豫め軍事委員に於て決定し議和會議に提議すること（四）護法各省の軍費補償は各省より明細書を提出すること（五）善後借款は南北兩政府共同裁理し其金額分配及び監督方法は議和會議にて協定すること（六）軍政府公布の命令を有效と認むること。

次に唐繼堯代表張菉氏は唐繼堯氏の意見として。

（一）議和會議に平等の資格を失はざること（二）法律問題に第一に重きを置き事實問題を第二とすること（三）議和に關しては護法團體一致事に當り一部の意に依り行動を許さざること。

を述べ胡漢民氏の議和條件は。

（一）必ず國會の同意を得ること（二）前提條件として必ず讓步す可からざる條件を先づ會議劈頭に提示すること（三）總代表と其他の代表との權限。

を主張し章士釗氏は各代表の希望として議和會議は種々の風說を生ず可きも冷靜の態度を持し聞じて謠言を信ぜざることを希望し唐繼堯其他各省軍事代表も其れ〳〵意見を述べたるも國會代表褚輔成氏は默して語らざりしといふ。（十八日、時事）

▲國會穩健の原因　（上海特電十六日發）今回廣東國會が軍政府の決せる議和代表同意問題に就き其意見を固執せざるは（一）唐紹儀氏より國會の重要人物に對し代表の人物其のものは和議に關し直接大なる影響なし速かに軍政府の希望する代表を派遣するを可とすとて國會軍政府間の意思疏通を促せること（二）北方が議和地點を上海に讓ること明かとなれること（三）軍政府が唐紹儀氏に議和全權を附與し各代表は局部的委任權を附與することを內

諾せること、(四)陝西問題湖北問題の解決するまで會議を開かざること等の理由に依り國會議員多數が唐紹儀氏の意中を諒とし態度靜觀となれるが爲めなりと但し民友派一部は依然激烈に反對し居れりと。(十九日、時事)

▲彭允彝の任命に反對　(上海特電十六日發)　南方代表彭允彝氏に對しては同鄉の湖南議員連の反對あり既に同人を罷めて他の人とせんとし運動中なりと。(十八日、時事)

▲北軍陝西進軍　(十七日上海特派員發)　和議會議問題に關し又一故障の生ぜるあり即ち陝西省の戰雲急にして北軍の許蘭州は既に其司令部を陝西省咸陽に設け陽錫元其軍を高陵に進めつゝあり現に北軍の計畫は先郭縣樊鍾秀の軍を攻め破り三原に迫り靖國軍の根據を一掃せんとするものゝ如し是に就き唐紹儀は前日此事を徐總統に質問の電報を送り又熊希齡も十六日特に李純に打電し此事に就き北京政府に交涉せん事を請へりと恐らくは南方代表の上海著と共に問題となるべし會議地點に就ても結局唐紹儀の主張の如く上海居留地となるべきが熊希齡も唐に對し何等提議せざりしとの事なり又萬に徐總統は更に北方武力派に對し私人の名義にて通電を發し和議に干涉せざるやう戒めたるも其効なく依然種々の主張を爲し來り直隸督軍曹錕など連名にて要求する所あるなど大局に影響甚だしき爲徐世昌は錢總理に命じ速かに之を止むるやう勸告する事を段祺瑞と商議せしめたりとの報あり是亦問題を生じ居れり。(十八日、朝日)

▲湖北兩軍撤退着手　(漢口特電十六日發)　湖北西部に對峙せる南軍は四萬なるが最近商議纏まり北軍は巴東、歸州、宜昌、沙市に南軍は利州建始各方面に退き和議の成立を待つ事となり退軍着手中なり、唯政府直轄の兵は給料停滯三箇月に及び內部の不平多し。(十八日、時事)

▲交通部葉派を淘汰　(十六日、北京特派員發)　交通部は總長次長を除き各局長以下殆と全部更迭されたり是交通系中の曹汝霖一派が葉恭綽一派を淘汰せるものと認めらる。(十九日、朝日)

▲王占元の季末警戒　(十六日漢口特派員發)　王督軍は陰曆正月に近づき武漢の市面に於ける商取引繁盛を極め此機に乘じて騷動を企つるやも保し難きを以て速かに嚴法を施す必要あり十四日特に軍警を初め各界に訓令し巡防隊を增加し尙督軍處憲兵隊に命令し隨次督軍の命令を奉じて市街を巡查し以て治安の維持に努むべく命令せり。(十八日、朝日)

▲南方北方に通告　(十七日北京特派員發)　廣東政府の七政務總裁連署を以て徐世昌宛で通告せる全文左の如し。

茲に唐紹儀を派遣して總代表と爲し伍士鈐、胡漢民、鍾嘉蕤、郭椿森、曾彥、劉文烈、王伯群、饒子和、李述膺を代表とし即日上海に送り陝西、福建、湖北問題の解決次第會議を開かしむ特に之を通告す。(十九日、朝日)

▲護法政府議和協議　(十七日北京特派員發)　廣東來電——護法政府は十四日各政務總裁各省各軍代表軍事委員國會議長等出席の上南方代表の送別を兼ねて議和問題に就き協議したるが其內容として傳ふる所に依れば議和の商議は對等の事、護法各省は一致の步調を取り單獨に講和せざる事、法律を尊重し事實問題を後にする事等なりと。(十九日、朝日)

▲岑春煊の議和意見　(十七日北京特派員發)　岑春煊の議和意見として傳へらるゝもの左の如し。

(一)國會の恢復(二)軍政府發布の命令は總て有效と認むる事(三)善後借款は南北政府協同にて辦理し金額の分配監督方法は議和會議にて決定する事(十九日、朝日)

▲軍事委員亦上海に來る　(上海特電十八日發)　軍事委員鈕永建、李書城、蔣尊簋、林虎、馬濟、劉宗武、陳強、褚嘉樹、魏邦平、陳永遠、魏斯昊、侯旬、呂公望など十四名議和代表に從ひ上海に軍事會議を開く可しといふ。(十九日、時事)

▲廣東政府の名稱　(十八日北京特派員發)　廣東軍政府と改稱するの舊國會の決議に對し軍政府は十六日の政務會議に於て討議せるが李根源、陳強、郭松年等は大局の定まらざる今日に於て改稱するの必要なしとし伍廷芳、趙世鈺等は國會の決議に從ふべしと主張したるも結局當分改めざることに決したり。(二十日、朝日)

▲和平會議條例　(十八日上海特派員發)　十六日廣東國會聯合會は南北和平會議條例を附議し之を通過す。

一、和平會議代表は護法政府より總代表一名代表十名を選派す但し總代表の選派は國會の同意を經べし。

二、總代表は護法政府を代表し和平會議事項全權を辦理す。

三、代表は總代表の指揮を受け議和事項を處辦す但し代表護法に違反する主張ある時は總代表先づ之を提示し護法政府より解職せしむ。
四、和平條件の決定は國會の同意を經べし。
五、本條例は平和議終了の日より廢止す。

▲唐紹儀條件提出　（十七日北京特派員發）唐紹儀は總代表を增任するに當り左の三條件を提出せり。
一、總代表に全權を授與する事。
二、舊國會の議定は上海平和會議條項の拘束を受けず。
三、完全に國家の代表を爲すを以て何れの指揮をも受けず。（二十日、朝日）

▲雲南代表變更　（十八日上海特派員發）南京來電——北方總代表朱啓鈐は北京政府より南方代表十一名既に護法政府より正式に通告ありたりとの來電及び徐世昌より南方代表中雲南の李日垓は趙嘉銘に改められたりとの來電に接せり。（二十日、朝日）

▲湖北匪徒蜂起の報　（十八日漢口特派員發）鄂北の兵禍終熄せりと雖も匪徒又復起れりとの報あり竹山縣一帶殊に其害を蒙り慘憺たるものありと之れが爲め王書軍は直に襄鄖鎭守使張聯陞に宛て速かに部下を各地に分駐せしめ不逞の徒をして跋扈せしむる勿れと命令せり又襄陽附近にも匪徒蜂起せる由にて當局は第五團を急派彈壓に從事せしめ居れり。（二十日、朝日）

▲和平先決問題讓步　（北京特電二十日發）北京政府は平和會議開會前に陝西禍、琿問題を先決せんとする南方の希望を容れ一面軍政府が林葆懌氏を福建督軍に任命せるに協議すると共に一面福建督軍李厚基氏に命じ委員を章州、厦門に派し陳炯明氏の停戰及兩軍の守備區域を決せしめ且增援の奉天軍に對し本陣を浦城線に駐屯し延平邵武線の線より一步も出づる勿れと訓電せり。（二十一日、日日）

▲孫洪伊氏再通電　（上海特電二十日發）孫洪伊氏は又もや廣東護法政府及國會維持海軍並に各省護法軍將帥に宛通電を發し西南及各軍の師を起す約法を擁護し國會を恢復し禍首を懲罰するの三事を誓へり而も今和議の開かれんとするに際し禍首に對する問題未だ意を置くに遑なきが如しとて段祺瑞傀儡馮、陸樹鐸、張作霖四氏の罪を鳴らし且つ今回の錢能訓內閣の成立に就ても陸軍、財政交、通は依然段祺瑞派の存するあり帝政の餘孽も亦潛伏して勢力の恢復に努めんとすと云ひ結局段祺瑞氏の一派は國家とも西南とも兩立する能はず段派去らずば如何なる條件にて和議を爲すも虛語を爲す丈れ段氏の實力京畿にあるを以て之を懲罰すること能はずと云ふ者あらんも段氏を去らずんば禍尙在すべきなり吾若し嚴正に主張せざれば必ず能く外國人の積極的の贊助を得べし勢ひの赴く所來遠の治安を圖り賊を討ち禍を止むる非戰ひに於て中止すべきにあらずと。（二十一日、日日）

▲軍費節減　（北京特電二十日發）北京政府は軍費節約の爲第一着手として各師團旅團に附屬する輸送隊を裁撤するに決し第一回は湖南、江西にて四萬人を直ちに解散し第二回は湖北、福建にて六萬人を一月中に解散すべく其經費百四十萬圓支出の件を決定とり。（二十一日、日日）

▲北方國會延長　（北京發二十日某所着電）三月一日を國會通常開會期とする議案は兩院を通過せり隨つて現在の北京の新國會は六月末迄連續開會し得ることと成れり。（二十一日、日日）

▲各省代表和平會議參與　（上海特電二十一日發）直隸、山東、安徽、江西、江蘇、湖北各省は員を發し和議地點に赴かしめ之に參與せんことを求めたるに對し北京政府は之を許可せり但し一切議事に干涉するを得ずとのことを條件とせりと。（二十二日、時事）

▲南方代表上海に向ふ　（上海特電二十一日發）南方代表章士釗、王伯羣、饒鳴鑾及び彭允彝氏等は十九日香港を發せりと其他趙秉鈞、曾彥、廖棒森、李述膺氏等は今二十一日香港を出發上海に來る可し劉光烈氏は揚子江より昨日常地に來れり。（二十二日、時事）

▲廣東代表に異議　（上海特電二十一日發）在上海國會議員揚開等は廣東の伍廷芳吳景濂其他に對し通電を發し廣東の代表廖松年即ち廖棒森は廣西人なるに廣東を代表せる南方の代表となれりとのことなるが各省は自省の人を出せるに我が廣東のみ廣西人を選べり我廣東は廣西の一部と心得居りや彼は廣東督軍署の參謀長なり軍人を一代表とするは不可ならややとの趣意を以てせり。（二十二日時事）

▲和平會議傍聽規則　（上海特電二十一日發）西南側は和平會議の傍聽規則を協定し以て各方面の人物をして傍聽を許すこと傍聽人は單獨發言を得ずとのことを包含せしむる考へなりと云ふ。（二十二日、時事）

▲南方の議和大綱　（上海特電二十二日發）廣東來電に曰く十八日政務會議の決議せる議和大綱（先決問題）は（一）外交團より受く可き關稅剩餘金は南北等分に使用すること先づ南方政府に政費として若干を南方に交附すること（二）福建、陝西、湖北問題の解決（三）郵便電信檢閱廢止（四）軍隊の裁撤實施まで各省の兵を現狀に止め隨意に增減を許さず又國防軍西北邊防軍は直に廢止す可し。

根本問題は（一）國會恢復（二）地方自治制度決定（三）軍區界確定、督軍制度廢止（四）軍隊裁撤（五）國防各省軍隊軍費補充（五）善後借款は南北共同整理（六）軍政府命令の有效（七）禍首即ち段祺瑞以下を懲罰すること上記の外必要に應じ隨意に條件を揭示すること。（二十三日、時事）

▲軍政府を改稱す　（上海特電二十二日發）廣東政務會議は遂に軍政府を護法政府と改稱するに決し四南各省の同意を求めたり。（二十三日、時事）

▲北方上海說に讓る　（上海特電二十三日發）二十一日南京湖北會館にて北方魂代表朱啓鈐氏は北方代表と會議地點問題の協議を爲せるに皆上海にて開會のことに讓歩せんことを願ひたり故に朱啓鈐氏は唐紹儀氏と此事を協議し直に決定するに至れり。（二十四日、時事）

▲軍閥を葬れ　上海の孫洪伊、廣東の李烈鈞兩氏を始め民黨の有力者は和平の先決問題として現に北方が陝西福建に進兵し或は廣東舊國會議員の切崩しを企畫し國防軍編成に名を藉り私兵を養成せんとするが如き平和攪亂運動を繼續せる段祺瑞、倪嗣沖、張作霖の三氏を政界より葬り去るべしと主張し居れるが之に對し唐紹儀、岑春煊兩氏は露骨の論を爲さゞるも事實上之に贊同しつゝありと。（北京發某所着電）（二十四日、日日）

▲督軍廢止問題　廣東護法政府政務會議は督軍制度廢止及び從來の十八省に據らざる所謂軍區問題の解決を行望しつゝあるが督軍廢止問題は和平會議の重大問題たらんとするものゝ如し。（北京發某所着電）（二十四日、日日）

▲外交委員會設置　（香港特電二十二日發）廣東護法政府は外交委員會を設置せりこは歐洲講和會議に關聯せる外交案件其他の外交問題を調査研究するが爲なり。（二十四日、日日）

▲南方和平問題決議　（上海特電二十四日發）廣東來電——二十日午前政務會議を開き平和問題に關して左記數項を決議せり。

（一）唐紹儀を總代表となすに付國會の同意を求むる事。

（二）軍事委員會條例を議決し大體の決議は政務會議の決定を經て講和會議に提出する事。

（三）陝西問題に就き趙世鈺より現在北方尙陝西省內に於て兵を進め居る故軍政府は唐紹儀に對し此事を知らしめ且北方に打電し言葉を嚴にして質問し一面北方が和議を破壞するの罪を外交團に知らしむべしとの提議をなしたる件を可決する事。（二十五日、日日）

▲陸榮廷氏の心事　（北京特電二十三日發）北京の使節として最近陸榮廷氏を訪問し歸京せし林紹斐、關冕鈞兩氏の語る所左の如し。

陸氏は徐總統、錢總理が共に文治派に屬し熱心に平和に盡力せるを喜び今や外患急にして內訌の久しく延長すべからざるを自覺し平和の速に成立せん事を望めり其證據には湖南方面の軍隊撤去に就ても極めて眞面目に辨理し兵亂を厭ふ事を明言し居れり且國會に對しては議論するを好まず總て平和會議の決定に一任すべしと述べたり廣東の諸問題に對しては意見を述べざりしと。

尤も別報に依れば陸氏は廣東に於ける岑春煊氏及政學會の跳梁に對して不愉快の念を懷き居れりと云ふ。（二十五日、日日）

▲李督軍に電訓　（北京特電二十三日發）二十二日國務院は南京李督軍に宛て左の電報を發せり。

陝西、福建問題に對しては貴下の提議せる三箇條（停戰する事、區域を區分して各々土匪を討伐する事、威望ある大官を陝西省に派遣し監視の任に當らしむる事）は夫々當局者に命じ辨理せしめつゝあり湖北督軍王占元よりの來電に依れば湖北西部に於て侵略の事實なし誤解の致す所なりとあり尙會議地點に至りては最初の計畫通り南京にて開會するを可とす又南方の主張せる陝西、福建の停戰に就ては外國人を保證となすべしとの一箇條は妥當を缺くを以て採用する勿れ。（二十五日、日日）

▲張敬堯鹽密輸　（上海特電二十五日發）湖南督軍張敬堯氏が其軍隊を北方に送り返すに際し鹽を密輸せりとのこと發覺し大問題となり江蘇、山東、湖南の鹽運使も處分を免れざるべく目下嚴重に取調中なりと云ふ。（二

▲北方和議代表權限　（北京特電二十六日發）　政府は北方和議代表の權限に關し參議院議員の質問に對し左の意味の回答をなせり。

一、今次の會議に依り事實を主に討論し法外の行動はこれを爲さず且つ公民會議にて憲法を制定せしむとの議も發生せしめず。

一、議決は多數決に依らず各省區に亘る事は政府は隨時該省區と協議す。

一、總代表及代表は發言權あり。

一、總代表は其の議の模樣を報告して許可を求めしめ專斷の恐れなからしむ。（二十七日、時事）

▲國會法と議院法　（二十五日北京特派員發）　新國會にて修正を議決されたる國會組織法第六條及び議院法第二條は二十五日大總統令にて公布されたり之に依れば參議員の任期は六年とし三年毎に二分の一を改選する事となり又兩院議長副議長の任期は三年となれり。（二十七日、朝日）

▲元老院組織建議　（北京特電二十五日發）　張謇、熊希齡兩氏より徐總統に對し善後處分の爲元老院を設け馮國璋、段祺瑞、岑春煊、陸榮廷氏等有力者を網羅し南北和平に關し解決困難なる事柄は元老院に付議することとすべく且該院は南北妥協成立後も之を存置し南北潛勢力の爆發を防ぐべしと建議し來れり徐總統は之に對し贊成の意ありと。（二十七日、日日）

▲國防軍官制發表期　（上海特電二十六日發）　國防軍官制は將に發表されんとす徐世昌氏は其設置の必要を江蘇督軍李純氏に打電し南方に向ひ諒解するやう依賴せりと又國防軍第三師新兵は河南省衞輝及鄭州に於て之を募集するに決し二十四日陸軍部に依賴し右募集員二百名を得て二十四日夜汽車にて河南に赴かしめたりと。（二十七日、時事）

▲過剩軍隊解散異議なし　（北京特電二十五日發）　過剩軍隊解散に就ては北方側に於ても異議なく唯之が實行に當りては刻下の財政狀態を考へ以て其緩急を圖るべしと又督軍廢止問題は其影響する所大なるを以て平和會議にて軍民分治方針を解決したる後之に觸るゝを穩當なりとなしつゝあり。（二十七日、日日）

▲張作霖傍觀態度聲明　（二十五日奉天特派員發）　南方討伐派の領袖たる巡閱使は其意圖を遂げん爲に內外平和の大勢に反抗するの不可なるを察し今回北京政府及び各政黨に對して南北和議に關しては各省一致して傍觀的態度を取り徐ろに中央の解決を待たんと電告して自己の態度を表明せるが其眞意は此後南方の主張行詰まるを見て更に聯南の運動を開始せんとするものゝ如しと。（二十七日、朝日）

▲湖南窮民乞憐　（二十四日漢口特派員發）　湖南省の人民は一昨年の兵禍に加ふるに昨年の水禍に遭遇せる其苦痛實に言語に絶するものあり聞く所に依れば湖南省臨湘、湘陰等には窮民多く彼等は隨所に群集して黨を集め救助を乞ひ殊に岳州上流には此種の難民數知れずと大湖北督軍は是等難民が境界を超え匪徒と結合して治安を妨害せんとする形勢あり目下新堤蒲圻に駐在する水陸軍警に對し嚴重取締るべく嚴命せり。（二十七日、朝日）

▲革命黨員捕縛　（長春特電二十六日發）　吉林督軍孟恩遠氏が一萬弗の懸賞にて搜索中なりし革命黨員王毓五氏は此程天津にて捕へられ吉林に護送されたるが王氏は孟督軍よりも先輩にて吉林にて大隊長たりしことあり孟督軍の就任に反對せしことありと。（二十七日、日日）

▲統一促進を求む　（上海特電二十七日發）　陸徵祥氏は北京政府に電報して支那の內爭未だ止まざる爲め各國の注意を煩す憾あり英米佛の委員連は頗る支那國內の講和に注意し今如何なる程度にありやを問へり此事たる將來極東の事に處せんとするに極めて關係あり速かに統一を恢復するに努められたしとの意を以てせりと云ふ。（二十八日、時事）

▲軍人を參列せしめず　（上海特電二十七日發）　徐世昌氏は鍾龍訓氏と連名にて南方に對し双方軍人は南北當局を經て代表に意見を申出づるを得せしむるも傍聽を爲すを得ざらしむると云へり。（二十八日、時事）

▲大勢解散說に傾く　（北京特電二十七日發）　南京より歸京せし孫寶琦氏の徐總統に報告したる所に依れば國會問題に關しては南北代表間に非公式の意見交換されつゝあるが北方代表中最も强硬の意見を有する劉恩格氏（安福俱樂部員にして張作霖氏の代表）の如きも新國會の存續を固持せず汪有齡氏は舊國會を留めて憲法を完成せしめたる後解散し新國會は副總統選擧を行はしめて解散せしむべしと主張し國民會議の憲法制定に贊成せず南方代表中之に贊同する者多し尙研究會派の李國珍氏は兩國會を共に解散し新たに國民會議を開き憲法を作る事を主張し居れりと因に入京中の代表吳鼎昌氏は軍隊解散に關する材料として民國五年の陸軍決算其他の書類を携へ二十六日

夜南京に向け出發せり。（二十九日、日日）

▲支那過激派發生　（二十七日北京特派員發）最近支那に於ても三二會と稱する過激思想鼓吹を目的とする秘密結社成立し天津を中心として活動を開始せりと。（二十九日、朝日）

▲南方軍事代表派遣反對　（北京特電二十八日發）支那新聞所報に據れば朱啓鈐氏は南方政府が軍事代表者を任命して講和會議に派遣せんとし南へある旨を政府に報告し且つ政府は同樣の手段を執るを得策とせずやと勸告したるが大總統徐世昌氏は斷然之に反對せり。（三十日、時事）

▲和議督促　（北京特電二十八日發）南北平和會議は二月一日（陰曆元旦）開會の豫定を以て南北代表間に交涉中なりしも地點問題其他に關する妥協未だ成らず遷延しつゝあるが右に就き徐總統は李純氏に對し平和會議は必ず二月十五日迄に開會し陝西問題は二月十日迄に之を解決する樣打電せり。（三十日、日日）

▲孟督軍の苦悶の原因　（長春特電二十九日發）孟吉林督軍は昨今自邸に引籠り精神興奮苦悶しつゝある由其原因に就き某氏の談に依れば張督軍が東三省巡閱使となれる爲め孟督軍は勢力對抗上遽に吉林の軍備擴張を圖りつゝある多大の樺林軍費を地方農民より强制徵發せる爲め農民は憤慨し暴動勃發の徵ありしが漸て巡閱使の意を受け居たる吉林省の省議會議員三名は本天に赴き巡閱使と密議を爲し孟督軍彈劾書を中央に出せる爲めなりと云へり。（三十日、時事）

▲南方和議代表打合　（上海特電二十九日發）南方代表者は相次で當地に來り既に到着せる胡漢民、章士釗、李烈鈞、王伯群、彭允彝、饒鳴鑾、劉光烈の七氏は今日午前唐紹儀氏の宅に集まり第一回の打合會を爲せり今後南方代表會議の本部は唐紹儀氏の宅を以て之に當てらるべく昨日廣東護法政府より唐紹儀氏に對し全權總代表特任の辭令到着せり但唐紹儀氏は未だ正式には之に對し承諾せず。（三十一日、日日）

▲南北妥協遲延事情　（上海特電二十九日發）陸軍中將李耀滋氏を密かに其部下なる袁帶氏を段祺瑞に紹介し袁帶氏は小銃二百挺機關銃二十四門砲數門を持つて近く福建に入るべしと尚此事實と陝西督軍陳樹藩及許蘭州氏とが今尚兵を進めて歇まざるの事實と相俟つて主戰派たる段派の活動と

し消息通は問題は要するに南北の爭ひにあらずして徐世昌氏と段派の爭ひなりと解釋しつゝあり現に唐紹儀氏は今や北方代表の朱啓鈐氏等と既に十分の意思疏通を見たるものゝ如く南北會議其物も大したる困難もなかるべしと解せられつゝあり。（三十一日、日日）

財政關係

▲航路改良提議　（北京特電十四日發）福州稅關稅務司ファーガソン氏は福州出入汽船の航路改良の爲閩江川口パゴダ・アンカレージ（羅星塔と云ふ川口上流三十五哩に位する良港の錨地なり）より福州に至る川底を浚渫するの急務を認め當地領事團の贊成を得て將來噸稅に五パーセント附加稅を課し領事團、稅關支那官憲の共同監督の上該工事を進捗する案を建て英國公使ジョルダン氏を通じ支那政府に交涉を開始せるが支那側は未だ回答を與へずと。（十六日、日日）

▲剩餘金交付決定　（北京特電十五日發）關稅剩餘金に關する昨日の公使團會議は午後開會されたるが公使間に種々の議論出でたるも結局來る二十五日までに支那南北和平會議の開かれざる時には北方側の要求通り交付することゝ決定散會せり是北方は既に妥協の誠意あるものと爲し南方をして速かに妥協に應ぜしめんとの趣旨に出でたるものにして若し二十五日以前に和平會議を開くを得すとせば是れ南方の責任なれば外交團は北方に右剩餘金を交付す可く若し右期間に會議を開き得れば其會議にて双方の當局者をして協議の決定を爲さしめ其決定に依りて外交團も之に從ひ交付の可否を爲すの意嚮なりと。（十七日、時事）

▲賓黑鐵道借款　（北京特電十五日發）資國鐵道（哈爾賓黑河間）敷設に就き黑龍江督軍鮑貴卿氏は急設の必要を北京政府に進言しつゝあるも借款の相手方たる露國の今日の狀態は到底交涉に應ずる能はず最近米國より露國に代りて資金を融通せんとする意嚮を示し來り秘密裡に交涉中なり支那側にては北滿に關係深き日本を疎外して米國の提議に從へば外交上の紛糾を來す慮れ未だ充分なる意思の合致を見ざる模樣なるが米國側の計畫は直接借款形を式を避け名義を露國借款として裏面より出資するか又は支那直營とし支

那が之に投資するかの二法中何れかを選ばんとしつゝあるものゝ如し。（十七日、日日）

▲剩餘金引渡方法　（北京特電十六日發）鹽稅剩餘金の一部なる二百萬弗を直隸省保河事業費として政府に引渡すの件は未だ決定するに至らず但し聯合國政府は引渡しに同意を表し銀行團に之を移牒し而して英國銀行は同意を表せるも他の銀行は未だ何等の決定を爲さず關稅剩餘金一千二百萬弗に就ては第四年度內債支拂、支那在外々交官俸給及び雜費、廣東保河事業費、上海製系所費、支那軍隊撤退費として之を支那政府に引渡すことに各國は同意したり南方は西南諸省の鹽稅を管理しつゝあるが故に北方鹽稅の處分に就ては南方の關係なき所なりと認めらるゝ然れども關稅に至つては自ら別なり故に各國公使館は一月二十五日を以て關稅剩餘金引渡期日と定め廣東駐在各國領事より南方政府に向ひ通告するに若し南北にして本問題に就き協定を遂げずんば同日を以て北方に引渡しを行ふ可く又何等かの協定成らざれば之れに從つて引渡しを行ふ可きことを以てせり。（十八日、時事）

▲剩餘金問題回答　（北京特電十六日發）外交部は關稅剩餘金交附の要求に對し一昨日公使團會議の議決通りの回答を本日接受せり。（十九日、時事）

▲剩餘金交付延期か　（北京特電十八日發）廣東來電——岑春煊氏は北京公使團の提議に係る關稅剩餘金千二百萬元交付の件に就き語つて曰く南方が一月二十五日迄に代表を派し平和會議を開く事は到底不可能なり故に公使團の提議は無條件にて該剩餘金を北京政府に交付する事を承諾せよといふと同樣の結果なるを以て之を承認し尙更に二月二十五日迄延期せん事を希望す。

（北京特電十七日發）北京外交團は十七日廣東護法政府より關稅剩餘金の交付期日を二月二十五日迄延期せられんことを要求せる電報に接し英國公使ジョルダン氏は第一に之に贊成し十八日米佛伊三國公使を訪問して意見を交換せるが三國公使も英國公使と同意見なるより更に日本公使とも交涉の上廣東政府に回答すべしと。（二十日、日日）

▲財權自立　（上海特電十九日發）當地稅法平等會代表張謇、朱葆三、沈聯芳氏及び支那各省總商會の名にて在巴里列國講和代表各委員宛にて長文の電報を送り協定稅率を止め國定稅率となすことを求めて曰く、吾人は協約各國政府が其條約上の權利を捨て、支那財政上の自主權を恢復し協商國及其他各國と同等の利益を得せしめ我國の實業製造業を振興し天然の產物よりの利益を發展せしめ更に能く世界の貨物を消費せしめん事を請ふ。（二十日、日日）

▲日支借款成立　（十九日北京特派員發）支那農商部と安川敬一郎氏との間に山西の某炭礦及び鐵鑛の採掘を擔保として三百萬元の借款成立せりとの報あり。（二十日、朝日）

▲百萬元借款締結　（二十日香港特派員發）廣東省當局は滙豐銀行と一百萬元の借款契約を締結せり右資金は廣東中國銀行兌換維持のため使用せらるべく借款契約は同省督軍省長及財政廳長調印したりと。（二十二日、朝日）

▲吉會借款の交涉　（北京特電二十日發）吉會鐵路借款に就き日本公使は先月末支那と協議を繼續する旨申込みあり湯漪代表も明日若京の筈なれば近々交涉開始せらるゝ筈が只本契約調印までには尙ほ二箇月位を要す可しと。（二十二日、時事）

▲剩餘金交附豫定通り　（北京特電二十日發）關稅剩餘金交附に就き既電の如く南方側より抗議ありたるに關し當地某關係國公使館側の云ふ所に據れば外交團の意嚮は日下南方の抗議に依りて交附を取消すが如きことなく二十五日を經過すれば約束通り北方政府に交附す可しと。（二十二日、時事）

▲鹽稅剩餘金引渡　（北京特電二十一日發）鹽稅剩餘金一千二百萬圓引渡には南方側より抗議あるも聯合國側にては若し南方の意思に從ひ延期するが如き事あらば五國は南方首領の意見を尊重し軍政府及舊國會を承認し居るとの誤解を與へ南方側の主張を增長せしむる嫌ひあると共に北京政府は從來聯合國側の忠告を入れ誠意を以て和平促進に努め居れり茲に於て聯合國側が北京政府の誠意を疑ふ如く想像さるゝ處あり且法律上より見るも一定の擔保を有する剩餘金を差押ふるは不法なりとの事に鑑み既定の時日一月二十五日迄に南方側が支那の改善を主張する平和會議の開會を確實に實現せざる限り該剩餘金は北京政府に引渡す事に決定し居れり尙一方關稅剩餘金處分に關しては外交團（聯合國以外の公使も參加）の決議として北京政府に與へたる言質あれば到底南方の要求を容るゝ能はざるべしと。（二十三日、日日）

▲關稅剩餘金の使途　（北京特電二十一日發）北京政府と外交團と

の間に協定せる關稅剩餘金の用途左の如し。

上海江浦淩漢費百萬圓、民國四年公債償還費三百七十萬圓、外交費經費百八十萬圓、廣東河治費百萬圓、上海方面の軍隊經費未拂額百四十萬圓、參戰軍隊撤退費百四十萬圓、軍隊解散費百四十萬圓、教育費經費三十萬圓。（二十三日、日日）

▲二億圓以上の大借款　（二十一日北京特派員發）日本興業の朝鮮臺灣の三銀行の代表たる興業銀行理事岩佐項藏氏は二十一日北京に入れり吉會滿蒙高徐濟順の鐵道借款の本契約は同氏に據りて締結さるゝ筈にて間もなく支那側と折衝を始むべし本借款は昨年の豫備契約に依り六月と九月の二回に三千萬圓の拂渡しありしが吉會鐵道に約六千萬圓內外、滿蒙四鐵道に一億圓濟順高徐兩線に四五千萬圓、合計二億圓以上の大借款となるべく借款成立せば支那政府に於て金貨公債を發行せしめ之を我銀行側にて引受け又は我市場に公賣する筈にて同工事は本契約調印後直に着手すべし未定工事は滿鐵にて全部請負ふことゝなるべし。（二十三日、朝日）

▲對支協同貸付問題　（二十二日國際社華盛頓發）日、英、米、佛の銀行家をして支那に共同貸付を行はしめんとの米國政府の提議は未だ協定を見るに至らず本日聞知する處によれば日本は此の政策に贊成の意を表したるも英佛兩國政府は今尙考慮中なり。（二十五日、朝日）

▲二百萬借款成立　（二十五日長春特派員發）朝鮮銀行は此程吉林勸銀號に對し二百萬圓の借款を成約せし由右は吉林省の軍備擴張に充つるものにして支那官憲の保障ありて無擔保期限六箇月なりと又朝鮮銀行及交通銀行の後援にて益通銀行（？）（資本金百萬圓四分一拂込）開店せり同銀行は銀進取引を目的とする者にて正金銀行の銀取引引繼りの結果生れたるものなりと傳へらる。（二十六日、朝日）

▲日本百萬弗支給　（北京特電二十四日發）日本は交通借款及び支那銀行證券の償還費一億弗の一部として百萬弗を支拂へりとの說あるが是等の證券が此程來四十七仙より七十四仙に急騰せるはこれが爲めなり。（二十六日、時事）

▲剩餘金分配不能　（北京特電二十五日發）總統府側の消息に曰く南方總代表唐紹儀氏より一月二十五日を以て交附さるべき關稅剩餘金の一半を南方に分配すべしとの朱啓鈐氏の希望を提出し來りしも今回の剩餘金一千二百萬圓は外交團との間の約束にて其費途に就き夫々制限を設け居れるを以て北京政府に利用し得べき金額は四百萬圓內外に過ぎず北方も財政困難の場合其半額を南方に分配する事は到底不可能なりと。（二十七日、日日）

▲關稅剩餘金一部交付　（二十五日北京特派員發）外交團より支那に交付を約せる關稅剩餘金一千百萬元の內五百十萬元は二十五日上海に於て交附したる筈なるが該剩餘金の交附に附いては曩に英國側の主唱にて拒絕したるを今日日本側の運動に依りて交付に決したる次第なり。（二十七日、朝日）

▲鐵道借款未し　（二十四日北京特派員發）吉會、高徐濟順等の鐵道借款契約交涉は未だ開始に至らず吉會鐵道督辦に任ぜられたる權量は吉長鐵道局長を兼任することゝなり其事務引繼きの爲め一旦長春に赴くべきに就き同人歸京の上にて交涉を開始することゝなるべし但し鐵道工事の件に就ては吉會鐵道は滿鐵にて引受くる事となり高徐、濟順兩鐵道は東亞興業會社にて引受くることゝなるべしと推測せらる。（二十七日、朝日）

▲吉林省銀行の借款　（長春特電二十五日發）吉林省銀行は本月初旬朝鮮銀行より二百萬元の借款を爲せり斯は吉林軍募兵、軍器購入費等に當つるものにて官憲の保障あり八ヶ月の期限なりと又朝鮮銀行及交通銀行後援の當地益通銀行（資本金百萬圓）は最近開店せり同行は正金銀行の銀取引引締めの結果に鑑み銀元取引を主眼として成立せる由にて成績如何は注目し難し。（二十七日、時事）

▲諾威資本團活動　（上海特電二十六日發）諾威の資本團代表ヌクバ氏は二十四日北京に至り農商總長田文烈氏と實業借款に就き打合せたりとの報あり。（二十七日、時事）

▲敵國人送還借款　（北京特電二十八日發）敵國人送還費に就き支那政府より五國銀行團に對し五十萬圓の借款交涉中なりしが正金銀行、香港上海銀行、印度支那銀行、露支銀行、佛支實業銀行等にて分擔應募することに決し既に二十七日五萬圓を交付せり條件は年利八分にして本年八月より十二月迄關稅剩餘金中より每月十萬圓宛を償還する筈なりと。（三十日、日日）

經濟關係及其他

▲阿片處分法を建言す　（上海特電十五日發）唐紹儀氏は昨日徐世昌氏に宛て打電して曰く阿片禁止を奬勵し阿片燒棄を爲すの擧は中外人の敬服する處なり左れど數百萬の價あるものを一朝に燒き棄つる其費用莫大にして經濟の原則と大に背くのみならず檢査に遺漏あるの弊害あるを伴ひ笑ひの種となるは中外人の見る處國民の憂慮する處なり右阿片燒棄委員の一人たる吳瀛德博士は有らゆる阿片を歐米赤十字社に寄贈し歐洲戰爭傷病兵醫藥の資として寄附すれば一瞬間に廢物利用を爲し支那參戰の義務を聊かなりとも盡すを得べしと云へり、吳瀛德博士の主張至當と爲す余の更に云はんとする處は右阿片の買入れに就き種々の內幕あり中外人士の殊に注意する所なり阿片燒棄は素より阿片禁止の熱誠を表示するも此間掏り替へ盜まるゝ等の危險あり故に我が公の爲めに圖るに又我國の爲めに圖るに友邦に對する義務及び信用に就き圖るも阿片燒棄ての代りに之を歐米赤十字社に贈るの方法を取るを以て中外の希望に副ふ可きなり我が公即日之を施行せられ第一回の阿片は其檢査を終りて後之を燒くを延期されたし幸ひに之を承認實行の返電に接せんことを待つと。（十六日、時事）

▲各鐵道全く無秩序　（漢口特電十四日發）京漢粵漢線孰れも車中は無警察の有樣なり一等室食堂を問はず無切符の兵卒充滿し普通の旅客は座す可き所なく若し少しく座を求れば忽ち彼等の侮辱を招くなり鐵道員は兵を恐るゝこと甚しく毫も干涉の權力なし最長の貨車は武官の住所として用ひられ途中之に會へば郵便客車は之を避く。（十六日、時事）

▲廣東米價騰貴　（十四日上海特派員發）廣東にては米價騰貴の爲め形勢重大となりつゝあり廣東省長汪精は救濟策を講ずる爲商業會議所の會合を促せり尙上海より敏隻の船舶は米を搭載し廣東に向ひつゝあり。（十六日、朝日）

▲阿片寄附說勢を增す　（上海特電十六日發）廣有爲熊希齡氏等も亦徐世昌に對し阿片を燒く代りに赤十字に寄附を爲さんことを主張せり當時支那人間に此の說漸く行はれんとす。（十八日、時事）

▲阿片燒棄を決行す　（上海特電十七日發）今朝より阿片燒棄を決行することゝなり阿片百二十箱を埠頭の燒捨場に持ち行き張一麟其他上海交涉員稅關監督並にドクトル伍連德等政府特派の檢査員上海稅務司ウエイド各國領事館員其他內外各團體代表者等立會ひの上本日夕刻五時迄に燒棄す可しジヤーデンマテソンの倉庫にありし阿片の檢査燒棄は四五日を要す可し其れより更に多數の倉庫にある分の檢査に移る筈なり。（十七日、時事）

▲支那棉花局　（十八日大阪電話）支那棉花發達を期する爲綿花局を新設し前財政總長周學熙氏を督辦に任ずる事に決したりと。（十九日、日日）

▲無電設立計畫　（長春特電十九日發）黑龍江督軍鮑貴卿氏は昨年の夏支那の出兵以來軍事行動の敏速を計る爲通信機關の完備を喫緊の急務なりとし畫策怠らざりしが此程に至り黑龍江、吉林兩省間に無線電信所の設立計畫を政府に稟申せり。（二十日、日日）

▲電報解禁命令　（上海特電十九日發）交通部は通電して曰く、現在軍事は終熄せるを以て有らゆる四南往來の各電報は皆之を留め置くを止め自由に發すべし。（二十日、日日）

▲戰後經濟調查　（北京特電二十日發）戰後經濟調查會は二十日開會式を擧げたるが出席者百四十名會長錢總理より戰後東洋に於ける經濟戰の猛烈なるべきに對し支那產業の發達を圖らざる可らざるの急務及徐總統の民生政策を實現する爲本會を設置したる旨述ぶる所あり議事細則起草委員七名を擧げ散會せり。（二十二日、日日）

▲江蘇米輸出許可　（二十日北京特派員發）支那は日本の要求を容れ數量を限りて江蘇米の輸出を許可せり。（二十二日、朝日）

▲支那鹽對日輸出困難　（二十日北京特派員發）日本は支那鹽の輸出を尙繼續請求しつゝあるも値段の點にて折合はず目下の所前途悲觀すべき狀態にあり。（二十二日、朝日）

▲鳳凰山合辦計畫進行　（二十日北京特派員發）鳳凰山鐵鑛を滬國瑋などゝ大倉組との合辦と爲すの計畫は目下進行中なり。（二十二日、朝日）

▲米國より船舶註文　（二十日北京特派員發）昨年米國は上海の江南造船所に四隻の大型汽船を註文し之が建造に要する船渠の擴張及材料購入に要する經費を供給し事實上の借款によりて同造船所を其勢力の下に收めん

と計畫せしが此程同造船所より右駐文船建造の準備として差當り六十萬元の立替を申込み來りし故政府は交通部より之を融通せしむることとなれり。(二十二日、朝日)

▲造幣廠の罷業　(奉天特電二十一日發)　奉天省造幣廠にては東三省官銀號貨幣百萬元鑄造の爲晝夜兼行にて作業中の處職工等は其給料を大洋元に改むる事舊年末には十日間の休暇を與ふる事等を要求し全部同盟罷業をなしたるが結局職工側の要求全部を容れ無事解決し漸く復職せり。(二十二日、日日)

▲毒藥密賣取締　(二十二日奉天特派員發)　既往十年間官憲の取締あるに拘らずモルヒネ、コカイン及び阿片の密賣を行ひ一時滿洲全體を傾けて此不法不正の商行爲を敢てし滿洲成金をも多く出せし程癈んとなり近來幾分下火となりしも尙法網を潛り居るもの勘からざりしが今回我が外務當局は人道上より之が取締に關し支那各地駐在當局に嚴重訓令を發し今後是等不正品取扱者に對しては少しも顧慮斟酌する所なく立所に永久的退去處分を行ふことゝし且支那政府に對しても不正業者は發見次第領事館に引渡さるべく通告したるが滿洲に於ては各領事館夫々此旨示達に及び奉天に於ても二十一日藥種業者を呼出して嚴重警告を爲したるが不正品取扱者に對する一大鐵槌なり。(二十三日、朝日)

▲四鄭延長線　(大連特電二十一日發)　四鄭鐵道延長線は洮南線を本線とし開魯線は支線として後週にする事に內定せり。(二十三日、日日)

▲四鐵道本契約交涉　(北京特電二十一日發)　日本興業銀行理事岩佐堪藏氏は二十一日着京せり同氏は昨年朝鮮興業の三銀行と支那政府との間に豫備契約締結せられたる吉會、滿蒙、高徐、洛順各鐵道の本契約締結の任務を帶ぶるものなり以上各鐵道の建設費は總計二億圓に達すべく工事は滿鐵をして請負はしむる方針なるが若し本契約成立せざる場合には支那政府は昨年六月及九月豫備契約の際受理せる手渡金三千萬圓を償還せざるべからざるが日本は主義として純然たる經濟借款の範圍を出でざる方針なれば多少の波瀾は免れざるべきも結局本契約の成立を見るべしと。

▲鳳凰山定款合辦內容　(二十一日北京特派員發)　鳳凰山鐵鑛を經營せんと計畫せる日支合辦の株權公司定款中の重要なる箇條左の如し。

(一)　合同經營期間二十箇年
(二)　資本總額二千五百萬元
(三)　五百萬元は支那側出資とし製鐵所建設の費用に充て二千萬元を日本側出資とし製鋼所建設費に充つ
(四)　製鐵所は一定の價格にて日本人に賣渡し製鋼所落成後は製鐵製鋼に關し更に協定す
(五)　製鋼所建設前は資本の一部を使用するに止む
(六)　製鐵所の作業は日本人之れを監察す
(七)　日本人顧問一名技師長一名を招聘す
(八)　日本人は該公司製鐵に就き優先權を有す
(九)　袁世凱時代に鳳凰山鐵鑛を抵當として大倉組より借入れたる百萬元株權公司設立認可の日を待つて償却す。(二十三日、朝日)

▲支那財況調査　(桑港電報二十一日發國際通信)　米國商業トラスト並に市俄古貯蓄銀行副頭取ジョン・ジー・アボット氏は米國銀行團の委任を受け支那の需給狀態を取調べ且其財政事情を報告する爲渡支の途次當地に來着したり氏は支那に六箇月間滯在する筈なり。(二十四日、日日)

▲阿片更に燒棄　(上海特電二十三日發)　當地阿片檢査中サッウン倉庫內の分は明日終りを告げ二十五日より之を燒棄する筈。(二十四日、時事)

▲吉長鐵道は預かり　(開原特電二十三日發)　滿蒙五鐵道中吉長線を引離し他の四鐵道は北京にて支那政府と我銀行團との間に近く本契約締結さるべし。(二十五日、日日)

▲留日俱樂部　(漢口特電二十三日發)　漢口鎭守使杜錫鈞漢陽兵工廠長劉慶恩氏等を初め日本留學生出身の人々は今回留日俱樂部を組織し十九日第一回の懇親會を開きたり。(二十五日、日日)

▲實業團派歐　(北京特電二十三日發)　支那政府にては歐洲實業視察の爲農商部僉事王治昌氏を團長とする四名の視察員を派遣するに決せり。(二十五日、日日)

▲吳淞に海軍大學　(上海特電二十四日發)　北京外交部は吳淞にある海軍學校を南京の魚雷銷毀校と合併し吳淞には新に海軍大學校を置く事となれり。(二十五日、日日)

▲阿片委員彈劾さる　（上海特電二十五日發）阿片委員たる趙一鵬氏は當地海關監督馮國勳氏が阿片委員として不正の行爲ありたりとて之を彈劾し昨日長文の電報を徐世昌氏及び錢能訓氏に發し彼れを懲戒されたき旨を求めたり尙ほ本日より最後の阿片燒却を開始し明後二十七日に終る筈なり。（二十六日、時事）

▲支那僧侶渡日　（上海特電二十五日發）當地日本人佛教青年會の發起にて支那佛教僧侶四月頃渡日す可く目下計畫進行しつゝあり四月八日までに到着の豫定なりと云ふ尙ほ其團長は諦閑和尙にて其團員は多く浙江省の相當の僧呂なりと云ふ。（二十六日、時事）

▲殖邊銀行破綻か　（長春特電二十五日發）兎角の評ありし吉林殖邊銀行は當期缺損額三十萬圓に達し到底繼續の見込なく支那年末の前後には閉店の不幸を見るに至る可し同行は孟督軍の出資十五萬圓ありて本店とは會計上の關係なく孟督軍憤慨す。（二十七日、時事）

▲兩替商の打擊　（長春特電二十六日發）吉林官銀號は盛んに新たなる官帖を發行して留の資買を爲しつゝあり爲に吉林長春等の兩替商は大影響を蒙り將に破產せんとするものあるを以て是等兩替商等は督軍孟恩遠氏に向ひ新官帖の發行停止、留投機を止むる事を强硬に交涉し居れるが場合に依りては北京財政部に向つて運動し以て其目的を達せん意氣込みなりと。（二十八日、日日）

▲金資本の銀行　（長奉特電二十六日發）支那人資本家等の組織せる株式會社益通銀行なるもの長奉城內に設立せられ資本金百萬圓四分一拂込みにて去る二十日より營業を開始し朝鮮銀行及び支那交通銀行之が後援を爲し居れり支那人にして金資本の銀行設立は頗る破天荒の事にして日支經濟關係上洵に喜ぶ可き事と云ふべし。（二十九日、日日）

▲日本に對抗の製鐵所　（上海特電二十八日發）安徽省太平府附近に鐵山を有する寶興公司と海蘭炭礦會社との間に漢冶萍公司關係の某國人の斡旋に依り楊子江地方にて日本に對抗す可き製鐵所建築の議進行中なりとの說あり又鳳凰山問題に就き英米伊一部人士の間に日本との關係阻害の行動を取らんとするの形勢ありと云ふ。（二十九日、時事）

▲支米對日輸出　（北京特電二十八日發）米の輸出問題に就き更に閣議ノ結果左の如く決定せり。

第一、日本側より米穀輸出地に就き蘇州の外蕪湖をも加へられたき旨要求中なるが支那政府にては別に輸出地を指定せず。

第二、米穀輸出問題を江蘇省に一任せず中央政府と日本政府と交涉する事

第三、最初は日英兩國に對し各百萬石輸出の豫定なりしを改めて日本と四百九十萬石の輸出を契約し三年間に分ち輸出し英國とは別に契約する事とし一擔に付一圓の輸出免許稅を日本より前貸金の形式を以て豫約せしむる事。（三十日、日日）

▲新邱炭坑の競爭者　（奉天特電二十八日發）滿鐵が第二の撫順として經營すべく採掘設計中なる新邱炭坑に對し昨日由々しき勁敵現れ滿鐵の恐慌一方ならざる由風說されつゝあるが右は段祺瑞氏を初め北方派の有力者數名に日本の某資本家を加へたる三千萬圓のシンヂケートを組織して同炭坑を採掘せんとするものにて之に依れば滿鐵が自己の坑區と信じ居れる坑區の大半を奪取せらるゝ事となるべく既に農商部の許可を受けたりとも傳へられつゝあるが採掘許可の上は直に新邱より連山灣に至る運礦線を敷設すべしと云ふ。（三十日、日日）

支那

第十卷　第五號

要目

論說　支那門戸開放と我國……一—四
資料　支那鐵道借欵(二)……五—一〇
　　修訂長沙錢業公所章程……一一—一三
　　支那農業の改良(一)……一四—一九
雜錄　米國の支那紛爭に對する憂慮……一九
　　經濟會の調査事項……二一—二四
　　支那の豐富なる財源……二五
　　移民の公平なる處置に對する
　　支那人の要求……二五—二六
彙錄　馬來諸國の支那人……二六
　　不滅の支那……二六—二七
事業界　支那事業界近況……二八—三一
半月史　半月間の支那重要事件……三二—四二
時報　支那最近時事要項……四三—五二
彙報　支那關係諸報道……五三—七二

東亞同文會調査編纂部

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗
宜蘭 淡水 新竹 桃園 阿緱
臺東 花蓮港 澎湖島
內地 神戸 大阪 横濱 東京

株式會社

臺灣銀行

(臺北)

支店出張所

支那 上海 九江 漢口 福州 厦門
仙頭 香港 廣東
南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ
歐米 孟買 倫敦 紐育

著者曩きに支那政府に聘せられて永らく天津に在り公務の傍ら支那特殊の對外關係を攻究す、一言一句著者の明級なる頭腦を通せる實見の結果なれば權威的ならざるはなし。所説泰西學者も未だ手を染めざりし所。

法學博士　今井嘉幸氏著

菊判背皮洋裝全壹冊
正價　金參圓五拾錢
郵稅　金拾八錢

文學士　大村欣一氏著

判洋裝全貳冊
上卷　金參圓
下卷　金四圓
郵稅　各金拾八

支那の山系水系より歷代の中央地方の關係、支那の政治法律財制、裁判制度、自治、內外債、民國の新稅、人口及民族、度量衡、貨幣、金融機關、外國銀行、鐵道、外國鐵道郵便電信等に亘り詳細なる叙述を試みたるもの、蓋し內外類書中之に如くものなからむ。

東京日本橋通

丸善株式會社

大阪心齋橋筋　京都三條通

仙臺上町　岡山西分町　臺北國町

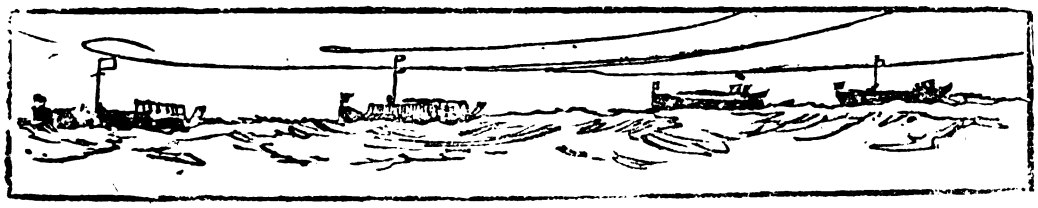

大正八年三月一日發行

「支那」目次

第十卷 第五號

論說

支那門戸開放と我國……一——四

資料

支那鐵道借款(二)……五——一〇
修訂長沙錢業公所章程……一一——一三

雜錄

支那農業の改良(一)……一四——一九
米國の支那紛爭に對する憂慮……一九
經濟會の調査事項……二一——二四

彙錄

支那の豊富なる財源……二五
移民の公平なる處置に對する支那人の要求……二五——二六

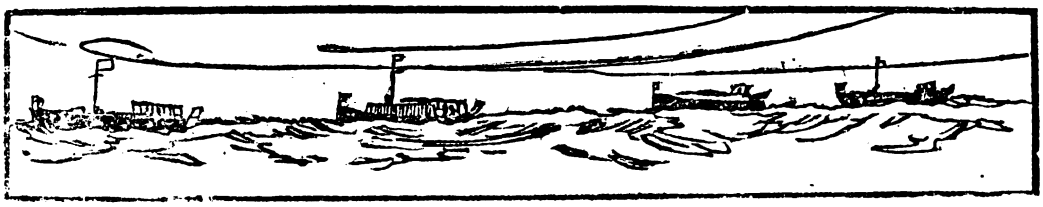

馬來諸國の支那人……二六
不滅の支那人……二七

事業界

中法實業銀行—怡紡紡織聯業成績
上海製油株式會社……二八—三一

半月央

密約暴露問題—巴里に於ける支那全權の行動—所謂密約の内容—小幡公使の抗議—諒解と曲辯—日本委員の公文書提示—全權委員牧野男の聲明—外交部の聲明—國防軍に關する注意—新國會開院—和平會議規則決定……二三—四二

時報

（内治外交）
求賢佐治の明令—馬厩首戰記念日—儒商奬勵令—國際聯盟同志會—北京の萬國禁煙會—龍口開埠計畫—東三省十六處の開埠—日支密約は悉さに一律宣布すべし—國防軍三機關の添設—軍事委員會組織條例—各省軍隊の概數—最近調査軍艦表
（財政經濟）
八年短期公債—中日鐵路本契約の商訂—粵漢線商辦問題—南潯鐵路の近情—求新廠佛支合辦問題……四三—五二

彙報……五三—七二

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造
發售

本舖

西尾商店

大日本東京

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舖開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮蒙官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不可缺之要品也其用途廣大必贅述凡掃除洗刷等等非用此品不可・於各家厨房洗刷一切最爲清潔衛生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告即請購備爲荷

請立刻函致本舖試用實爲至盼

尺寸

	橫	長
第一號	二寸八分	四寸二分
第二號	三寸	四寸八分
第三號	三寸三分	五寸四分
第四號	三寸六分	六寸六分
第五號	四寸二分	七寸八分

用紙包裝縅封如此能可完全預防塵埃實爲衛生而美觀且使用利便

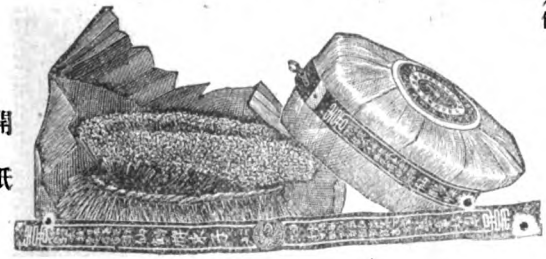

開紙

賜宮內省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

西尾正左衛門商店

電話小石川 長九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

大正八年三月一日

第十卷　第五號

支那門戶開放と我國

一宮房次郎

一

門戶開放の語我國民の耳目に熟すること既に久しく、苟も對支政策の根本方針を言ふ者にして、門戶開放を說かざるものなし。而も我が對支政策が果して門戶開放を撤底せしめつゝあるや否やは、吾人大に其疑なき能はず。世人或は其語の餘りに耳目に熟せるに馴れて、其事實の如何を點檢するを忘れたるにはあらざるか。

曩日歐洲大戰の影響を蒙むり、歐米よりする鐵材の供給杜絕するや、我國に於ては大に鐵材の不足を來たし、時勢の要求は鐵の自給自足を要求し、我國內に於ける鐵鑛の貧弱なるに鑑み、日支共存の大義に顧み、鐵鑛石の供給を支那に仰がんことを期せり。然に支那は鐵礦暫行辦法を施行して、鐵礦內外人合辦並に鐵礦石の輸出を禁止し、曾て鑛業條例に依りて外國人に認めし權利をも制限したり、是れ正に支那の門戶閉鎖にして、我が傳統的對支政策たる開放政策に對する一種の挑戰にあらずや。而も我國の對支

政策を論ずる者多くは措て之を顧みず、輿論も亦殆んど之に觸れたるを見ず。門戸開放の實果して何處にかある、我國民は門戸開放の語を以て全く之を念佛視せるにあらざるか。

近來我國に於て米價昂騰して食料問題の囂々たるや、我國論者多く西貢米の輸出制限を論じ、或は闍棍米の輸出禁止を說く、而も支那米の制限又は輸出に論及する者に至つては寥々曉星の如し。一衣帶水を隔てゝ彼岸に於ける江蘇浙江等の如きは年穀豐收にして米穀堆積、米價下落して生產者は皆其損失に苦みつゝあるに拘らず、此岸なる我國に於ては米穀の供給不足を憂へ、他日國民が飢餓に瀕するの日あらんことを懼れつゝありと言ふに至つては、矛盾も亦甚しと言はざるべからず。我國に於ける米の問題は必要を超過して既に死活の吃緊問題なり。然るに支那に於ては有り餘まる剩穀を擁しながら國法を楯として之が輸出供給を肯んぜずと言ふに至りては、日支親善の實果して何處にかある、門戸開放の實果して何處にかある。而も我國民が徒らに門戸開放の口頭禪に馴れて、毫も其徹底的遂行を絕叫せざるに至つては、門戸開放の中毒も亦甚だしと言はざるべからざるなり。

二

我對支政策の根本方針として門戸開放の唱道せらるゝこと既に久しくして其實の擧がらざる亦斯の如し。而も門戸開放は列國の共存上國際關係に於ける通義にして、殊に日支關係に於ては我國の生存上一日も缺ぐべからざる必然的要求なりとす。殊に糧食問題の如き、山岳重疊耕地甚だ狹少なる我國に於ては、如何に農事の改良を行ひ、食糧の增殖を謀かるとするも、每年增加する六七十萬の人口に對して到底供給の滿足を期すべくもあらず、マルサスの人口論は痛切に我國に適用せられ將來我國は年々食糧問題に禍ひさるべき運命に在りと謂ふべし。之を豫防するの手段としては我國に於ける原野開墾を助成奬勵する等種々の方案あるべしと雖も、地積にして限りある以上、此の無制限なる人口增加によつて生ずる食糧問題を根本的に解決する能はざるは明かなり。是れ支那をして門戸を開放して米穀輸出禁止令を撤廢せしめ、我國に對し其無限の供給力ある米穀の流入を圓滑ならしむる必要ある所以なり。彼の穀物輸出禁止令の如きは全く舊時代の謬想にして、單に我國に對して有害なるのみならず、支那自身に於ても百害あつて一利なきは今更論ずる迄もなき所なり。其他鐵鑛に對する閉鎖主義の如きも、資本と技術とに於て、共に窮乏の極に在る支那に於て、徒らに外資外力を排斥して天賦の富を埋藏す

るが如きは、所謂天物を暴殄する者にして、亦世界共存の點よりするも其だ理由なき制限なりと言はざるべからず。要之支那の閉鎖主義は單に世界に於ける最新思潮たる通商交通の自由主義に反するのみならず、支那自身に於ても其れが爲に自國産業の發達を阻害し、國民に對して無用有害なる桎梏を加ふる者にして、殊に我が日本に對しては重大なる惡影響を及ぼす者と言ふべし。

三

聞く所に依れば我政府に於ては世界的門戸開放の新方針を決定し、單に通商交通の自由に止まらず、廣く移民居住宗教土地等に對しても、此の主義を高調し、今回の媾和會議に於ても此の新方針を主張するに決せりと。蓋し國際聯盟の説既に具體化せんとして、世界一家の思想既に各國民の間に共通せる今日に於て、徒らに差別的障壁を設けて自我の待遇を殊にするが如きは、今日の思想と相容れざる謬想にして、徒に國際的猜疑を挑發する者と謂ふべく、我が世界的門戸開放の高調は誠に機宜に適する者と謂ふべし。此の意味に於て吾人は先づ我當局者が其の前提として、曩年帝國議會に於て議決せる外國人土地所有法案を實施して其の範を示すと共に我國と尤も密接なる利害關係を有する支那に對して先づ門戸開放の徹底的實行を要求せざるべからず。支那に於て内地居住土地鑛山所有の如きは今日に至る迄絶對的に禁止せられ、我國が所謂特殊地位を有する滿蒙地方に於ても、土地商租、鑛山合辦の如き殆んど條約上の空文たるに過ぎず。所謂支那に對する門戸開放主義の如きは全く我が對支論者の口頭念佛に過ぎず。吾人は此の新機運に乘じ、我が傳統的對支方針たる門戸開放論を高調し飽くまで其徹底的實行の急務を主張する者なり。

蓋し内地居住土地鑛山所有の如き權利を外國人に承認するは、支那の如き領事裁判權によつて其主權を制限せらるゝ國家に於ては、其の實行上甚しき不便を感ずる者あるべし。若し此等の權利を外國人に承認するとせば、支那人自身の權利を擁護する爲領事裁判權の撤廢又は別種の司法機關を設置するの必要あるは勿論なり。故に支那をして若し徹底的に門戸開放の實を擧げしめんと欲せば、先づ其の前提として支那の裁判權に對して多少の制限撤廢を容認せざるべからず。之をしも容認せずして只管支那に門戸開放を迫るが如きは、是れ全く片務的要求にして斷じて公明の手段にあらず、吾人は支那に對して徹底的門戸開放を要求すると共に、支那人の權利を擁護し、支那の主權を尊重する

爲め、領事裁判權に對しては相當條件の下に其撤底又は緩和を必要とする者なり。

四

曾て我國が領事裁判權を撤廢するや、同時に外國人の內地雜居を承認し、全然門戶開放の實を示めせり。近來支那に於ても法權回收の說大に行はれ、領事裁判權を撤廢して司法權の獨立を謀らんとするの運動漸く盛なるに至れり。是れ支那人の覺醒によつて生ずべき、必然の道程にして、吾人は我國過去の歷史に鑑みて滿腹の同情を禁ずる能はず、然りと雖現今に於ける支那の司法は尙ほ頗る幼稚にして司法權の獨立を實現せんが爲には、法典の改正、法官の改善等、尙ほ尠からざる努力を要すべし。然りと雖も尙ほ一段の努力を要すと言ふに止まり、或條件の下に司法權の回復を期待するは、決して不可能にあらず。而して司法權の回收は完全なる文明國たる一表徵にして、完全なる文明國は徹底的門戶開放の實行を伴ふ。曾て我國が領事裁判權の撤廢と共に、內地に於ける外國人の自由居住其他の權利を承認せるも亦此の一例に外ならず。故に支那國民にして領事裁判權の撤廢、又は緩和を望むが如くんば、是れが前提として先づ其の閉鎖主義を棄てゝ、徹底的門戶開放の方針に進まざるべからず。所謂世界共存主義の根本方針なる門戶開放を拒絕しながら、領事裁判權の撤廢を要望するが如きは、徒りに勝手がましき主張なりと謂はざるべからず。

吾人は我が國の生存上、支那に於ける徹底的門戶開放を要求し、門戶開放が支那自身に取りても亦繁榮を齎らす者なるを疑はず。而して其の門戶開放が支那自體の權利擁護上司法權に對する多少の要求を伴ふべき者たるを信んじ、又吾國の苦がき經驗によつて其主張に滿腔の同情なき能はず、加之我國は善隣の誼により東亞に於ける先進國として支那に對し必要なる助言を與ふるの責務を有す。此の意味に於て我が國は先づ世界に於て門戶開放の大義を力說する以前に於て、支那に對し先づ其閉鎖主義を脫して徹底的に其門戶を開放せしめ、單に通商交通のみと謂はず、居住土地等に對しても之を世界に開放せしめ、世界共存の大勢に順應して其繁榮を謀らしめ、是れと同時に其司法權の確立治外法權の回收等に助力して、日支共存の實を擧ぐるの急務なるを信せずんばあらざるなり。

支那鐵道借款（二）

三、津浦鐵道

本路は前清光緒三十三年梁敦彥德華銀行及英國華中公司と借款契約を結び、英金五百萬磅を借りて、本路建設の用となしたり、三十四年六月工を興し南北兩段に區分し山東省嶧縣下の韓莊を以て兩段の限界とし、北段は獨逸技師の承築に歸し、南段は英國技師の承築に歸せり、次いで原借款が造路の用に足らざるを以て、宣統二年郵傳部は續借款四百八十萬磅を起せり、其內三百萬磅は旣に拂渡せしも其餘の百八十萬磅は債券を未だ賣出さゞれば尙拂渡すに至らず然かも本路工費の需要急なるより民國元年本路督辦朱啓鈐は借款公司と協商し一時借入金をなす事とし、德華銀行より借入れたるもの北段の用款民國五年六月末に至る迄の分元利合計九十萬四百二十四磅六志四片華中公司より借入れたるもの南段の用款計英金三十萬磅なりとす、此項の借入金は專ら舊債未償還額支拂、車輛購備費、渡江設備費並に全路中の未了工事費に充てたるものなり、民國二年より全線開通し天津より浦口に至る迄計長二千百七十支里、又兗州より濟寧に至る支線五十三支里、臨城棗莊支線五十三支里あり、民國四年度營業報告によるに收入計八百五十五萬六千三百四十五元、支出計一千百二十一萬三千七百九十九元にして、差引不足額二百七十二萬七千三百九十四元たり。

イ、津浦鐵道借款

名　稱　中國國家天津浦口鐵道五分利借款

契約日及契約人　光緒三十三年十二月十日（一九一〇年一月十三日）梁敦彥

債　權　者　獨德華銀行
　　英華中鐵路有限公司

借款用途　天津浦口間鐵道建設費及建設期間中の本借款利子支拂

起債總額　英金五百萬磅
年　利　五　分
實收價格　九三　三百萬磅、九四五　二百萬磅
實收總數　英金四百六十八萬磅
擔　保　直隸山東兩省及江寧蘆金局、江蘇省淮安關等の蘆稅計每年關平銀三百八十萬兩、將來若し海關稅改修により蘆稅を減免したる時は、銀行等と豫め協議の上務めて新增海關稅中より數の如く出して補抵すべし
年　限　三十年
元金償還期　第十一年より起り二十年間に四十回に分還
元金償還開始期　民國七年九月十七日
元金償還完了期　民國二十七年三月十八日
元金利子支拂手數料　百分の二五

ロ、津浦鐵道續借款

名　稱　中國國家天津浦口鐵道五分利續借款
契約人及契約期日　宣統二年八月二十五日（一九〇年九月二十八日）徐世昌、沈雲沛
債權者　獨德華銀行
借款用途　英華中鐵路有限公司
天津浦口間鐵道建設費並建設期內の本借款利子
起債總額　英金四百八十萬磅
年　利　五　分
已發行額　英金三百萬磅
未發行額　英金百八十萬磅
實收價格　九五
實收總額　英金二百八十五萬磅
擔　保　（一）原借款の擔保たる蘆稅を第二擔保となす
（二）別備抵押、直隸、山東、安徽三省及江寧蘆金、江蘇省淮安關等の各蘆稅每年關平銀三百六十萬兩、將來海關稅修改により蘆稅を減免する時は、務めて新增海關稅中より擔保を提供すべし。
年　限　三十年
元金償還期　第十一年より起り二十年間に二十回に分還
元金償還開始期　民國十年十月十七日
元金償還完了期　民國二十九年十月十七日
元利支拂手數料　百分の二五

ハ、德華銀行津浦鐵道墊款

名　稱　津浦鐵道臨時墊款
契約人及契約日　民國元年（一九一二年）七月十一日及八月十一日朱啓鈐
債權者　德華銀行
借款用途　津浦鐵道北段の急需各款支拂
借款總額　元利合計英金九十萬四百二十四磅六志四片
年　利　七分
擔　保　德華銀行貯存の津浦鐵道續借款の未發行債券
償還期限　隨時償還するを得
備　考　此項の墊款は第一次四萬磅第二次四萬九千磅にして、其後陸續墊支して六十七萬七千四百六十七磅八志三片に至れり、此外に民國五年六月末迄に支拂ふべき利息を合し前揭の數字に達す、尙本墊款は元來民

國元年末に償還すべき筈にして、未發行の本鐵道續借款債券を以て擔保とし、若し期限に至り償還する能はず、公債亦賣出す能はざる時は銀行は隨意に之れが償還に足るべき數の債券を按照し、利息及控除すべき五磅半の手數料を除去し、每百磅を八十八磅となして購買する事と定めなり、其後再三延期して然かも償還する能はず債券亦未だ發行せず而して銀行も約の如く購買する事を諾せず、償還遂に一定の期なきに至り、現に半年每に其利子を元金中に繰込みて計算しつゝあり。

二、華中公司津浦鐵道墊款

名　稱　津浦鐵道臨時墊款

契約日及契約人　民國元年(一九一二年)八月二十八日、朱啓鈐

債　權　者　英國華中鐵路公司

借款用途　(甲)津浦鐵道南段の各種未拂金支拂、車輛購入、南京浦口間渡航設備費等(乙)南段工事繼續資金

借款總額　英金三十萬磅

年　利　七分

實收總額　英金三十萬磅

擔　保　津浦鐵道續借款未發行公債

年　限　最初は民國二年三月三十一日の定なりしが現在は期限なし。

備　考　此項墊款は民國二年三月三十一日迄に償還すべき筈のものにして、未發行の本鐵道續借款公債を以て擔保とせり、而して若し期に至り該公債賣出す能はず、本借款亦償還する能はざる時は公司は隨意に本債を支拂ふに足るべき額の公債を按照し、利子並に控除すべき五磅半の費用を差引き、百磅を八十八磅の價格にて購買する事とせり、後期に至つて還償する能はず、公債亦賣出す能はず、而して公司亦約に照して購買する事を肯んぜず、遂に償還期を定めざる事に改む、民國四年十二月に及び中英公司短期銀借款成立したるより、此墊款に對しても同年十月三十一日迄の利子を支拂ひ、而して今後每半年に利子を支拂ふ事とし、第一次利子民國五年四月迄の分一萬九百四十九磅五志四片を同年五月一日支拂へり。

四、滬寧鐵道

支那に於ける最初の鐵道は上海吳淞間にして、同治五年江灣に通じ、光緒二年延長して吳淞に至れり、其長さ三十支里餘、然かも開業後一年にして之れを撤去せり、後光緒二十二年に至り南洋大臣奏請して之れが修復を企て、二十四年竣工し滬寧鐵道に歸併して辦理する事とせり同年鐵路督辦盛宣懷英國中英公司代表怡和洋行及滙豐銀行と滬寧鐵道借款假契約を締結し、潘祖同並に英人コリソンに命じて協同測量せしめたり、偶ま拳匪の亂あり開工するに至らず、二十九年に至り盛宣懷當時の江蘇巡撫と會同して中英公司と正式契約を締結し、英金三百二十五萬磅を借入れ、之れが建設に着手し、總管理處を上海に設け英人三名支那人二名を以て之れを組織せり、三十四年總管理處辦事章程の改

正を行ひ、從來總管理處に屬したる主權は均しく總管理處主席に於て代行する事とし、主席を以て鐵路督辦に任じ、其各部分の權限は總管及各科主任に於て行ふの制を立て、總管理處の職員は每年一回集會して全路一年度內の報告及帳簿を審査する事とせり、民國二年工事費中本鐵道購地用各款を歸還するが爲に周自齊は中英公司との間に購地借款契約を締結し、英金十五萬磅を借入れたり、本鐵道は上海より南京に至る迄六百十支里にして、設備の完全せる事支那各鐵道中隨一なり、民國四年度報告によれば其收入計三百四十四萬二千五百九十六元、支出計三百九十二萬九千八百八元にして差引四十八萬七千二百十二元の缺損たり。

イ、滬寧鐵道借款

名　稱　滬寧鐵道借款

契約人及契約期日　光緒二十九年閏五月十五日（一九〇三年七月九日）

盛宣懷

債　權　者　英國中英公司

借款用途　(一)上海南京間鐵道建設並各種設備費

(二)淞滬鐵道買收資金

(三)建設期間內の本借款利子支拂

起債總額　英金三百二十五萬磅

年　利　五分

既發行額　英金二百九十萬磅

未發行額　英金三十五萬磅

實收價格　九五、二百二十五萬磅

九五、六十五萬磅

實收總額　英金二百六十四萬五千七百五十磅

擔　保　本路財產及收入

年　限　五十年、若し期限滿ちて全部償還する能はざる時は、未だ滿期に達せざる二年前に公司と協議すべく、六ヶ月內に延期契約成立せざれば則ち延期する能はざるものとす

元金償還期　第二十五年より二十五ヶ年間に償還、但し滿二十五年後則ち民國十八年後隨時償還するを得

元金償還開始期　民國十八年十一月十七日

元金償還完了期　民國四十二年十一月十七日

元金利子支拂手數料　百分の二、五

ロ、滬寧鐵道購地借款

名　稱　滬寧鐵路出售購地債票

契約日及契約人　民國二年（一九一三年）十月三十日　周自齊

債　權　者　中英公司

借款用途　工事費中の上海南京間土地購入資金の返還

起債總額　英金十五萬磅

年　利　六分

實收價格　九二

實收總額　英金十三萬八千磅

擔　保　滬寧鐵道借款と同一

年　限　十年

元金償還期　六ヶ月前の豫告を以て隨時償還し得、最も遲くも第六年末即民國八年十二月一日より五年內に償還すべし。

元金償還開始期　民國八年十一月十七日

元金償還完了期　民國十二年十一月十七日
元金利子支拂手數料　百分の二、五

五、滬杭甬鐵道

本路は前清光緒三十四年外務郵傳兩部中英公司と借款契約を締結し英金百五十萬磅を借入れ建設資金となしたるものなり、然れども當時利權回收熱猛烈なる時なりしかば、本契約の締結に對し江蘇浙江兩省の官紳の反對甚だしく、遂に之れを實行する能はざりき、而して其結果蘇浙兩省に於て商股を募りて自辦する事となりしが、後民國三年に至り蘇浙兩段の商辦鐵道を回收して國有となし、復中英公司と契約を締結し、借款を以て商路收回の用に供する事となせり、是より先民國元年第一革命の際南京政府は我大倉洋行との間に日金三百萬圓の借款契約を締結し、本鐵道の江蘇省内の分を以て擔保に供せり、然るに之れに對し英國側より之れ英國の既得權を侵すものなりとの反對あり、遂に民國三年中英公司と英金三十五萬七千磅の續借款契約を締結し、大倉組の借款元利を悉く償還せり、此續借款は交通部其當事者となり元利支拂は財政部に於て取扱ふ事となり本鐵道とは直接の關係なし。

本鐵道は元上海より寧波に至るべきものなるも未だ全線の開通を見ず、現に開通せるは上海杭州間約三百五十支里、寧波紹興間約二百二十支里なり、其營業統計によるに民國四年度收入計二百七萬二千四百元、支出計二百五十一萬六千七百八十四元にして差引四十四萬四千三百八十四元の損失なり。

滬杭甬鐵路借款

名　稱　中國々有滬杭甬鐵道五分利借款
契約人及契約日　光緒三十四年二月四日（一九〇八年三月八日）高而謙、胡惟德、梁士詒
債權者　英國中英公司
借款用途　上海杭州寧波間鐵道建設並車輛購入等の資金
起債總額　英金百五十萬磅
年　利　五分
實收價格　九三
實收總額　英金百三十九萬五千磅
擔　保　京奉鐵道餘利
年　限　三十年
元金償還期　十年後より二十年間四十期に分還
元金償還開始期　民國七年十一月十七日
元金償還終了期　民國二十七年五月十八日
元金利子收扱手數料　百分の二、五

六、正太鐵道

本路は前清光緒二十四年山西商務局と露清銀行との間に借款契約を締結し、佛金二千五百萬法を借入れ之れが建設を約せるものなり、然るに當時偶拳匪の亂あり、本契約を履行するに至らざりしが、二十八年に至り露清銀行より該契約を廢棄して新契約を締結せんとの提議あり遂に山西巡撫岑春煊奏請して契約を改訂し佛金四千萬法を借入れ之れ

が興築に從事し三十四年に至り竣工せり石家莊より太原に達する全路計長六百二十三支里正借款を除くの外巴里銀公司より一百萬法を借入れ材料購入代價の支拂に充てたり、是れより先本鐵道は行車契約により露清銀行に於て代つて行車事務を經理すべき筈なりしが、光緒三十年露清銀行は該契約上の權利を佛國の中國鐵路工事行車受負公司に讓與し、該銀行の有する權利は本公司にて承辦する事となれり、本鐵道營業統計によれば民國四年度總收入二百十四萬三千六百三十四元、總支出二百二十六萬一千六百十元差引損失十一萬七千九百七十六元にして、交通部の各路餘利項下より之れを補償せり。

イ、正太鐵道借款

名　稱　一九〇二年中國々家鐵道五分利借款

契約人及契約日　光緒二十八年九月十四日（一九〇二年十月十五日）盛宣懷

債　權　者　露清銀行

借款總額　四千萬法

借款用途　正定府太原府間の鐵道建設資金並建設期中の本借款利子支拂

年　利　五分

實收價格　九十

實收總額　佛金三千六百萬法

擔　保　本鐵道財產並收入

年　限　三十年

元金償還期　第十年より二十年間二十期に分還

元金償還開始期　民國二年二月一日

元金償還終了期　民國二十一年二月一日

元金利子取扱手數料　百分の二、五

ロ、正太鐵道墊款

名　稱　正太鐵道墊款

契約人及契約日　宣統三年（一九〇九年四月二十三日）當時の本鐵道技師長

債　權　者　巴里銀公司

借款用途　本鐵道材料購入代金支拂

起債總額　佛金百五十萬法

年　利　七分

發行日期　民國元年二月二十一日二十五萬二千五百法

同　八月　十　日　三十六萬法

同　八月二十一日　四十七萬二千法

同　八月三十　日　八萬五百法

同　十月　二日　九萬一千法

既發行額　佛金百二十六萬三千法

未發行額　二十三萬七千法

實收價格　一〇〇

實收價額　百二十六萬三千法

年　限　始め一ヶ年の期限とし、期限に至り延期せんとする時は四十日以前に銀公司に其旨交涉すべき事を定めたり。

已償還數　民國四年末迄に二十六萬三千法を償還せり。

備　考　此墊款は始め宣統元年陽曆四月中、時の正太鐵道技師長、百五十萬法を借入れしが、其後之れは全部償還し而して前揭のものは民國元年二月以後の分なり。

修訂長沙錢業公所章程

第一章　總　綱

第一條　本公所は錢業者の組織に成り長沙錢業公所と名く

第二條　本公所は感情を連絡し團體を連結し金融の活潑を謀るを宗旨とす。

第二章　總　則

第三條　本公所は職員及び同業者を以て組織す。

第四條　本公所の職員は同業者中より公選す。

第五條　本公所職員は品行學術優良にして經驗あるものを選擧す。

第六條　本公所は評議部執行部を設け外に糾察課、交際課、文書課、庶務課會計課を置く。

第七條　本公所職員の任期は三箇年を限度とし但再選するを得。

第八條　本公所職員は同業者中より選定す但文書、庶務會計の主任は評議部の選定に由るものとす文書員は主任の同意を得たるものを採用し庶務會計は同業者中信用確實なる者を任用す。

第九條　評議長が事故ある時は主任者之を代理す主任者事故あるときは評議員中より一人を公選して代理せしむ。

第三章　職　員

第十條　本公所の職員は評議長一名、評議員十名、主任一名、文書一名、會計一名、庶務一名、糾察四名、交際員若干を置く。

第十一條　本公所、職員評議部は概ね純粹の義務にして執行部は所内に常駐し事務を分掌す月俸額は事務の煩簡によつて酌給す。

第四章　權　限

第十二條　評議長は本公所内部一切の事務を總攬し特別の事故ある時は評議會を開きて決議をなすの權あり

第十三條　評議員は本公所一切の進行すべき事務を評議して考察、動議、整飭の權を有す會議の時は參議及表決の權を有す。

第十四條　主任は本公所一切の事務を總攬し事故發生せる時は評議部を召集して議決し評議長の捺印を經て代理執行の全權を有す會議に於て參議表決の權有るものとす

第十五條　文書員は本公所一切の公文書類及電信の記帳すべき事故を掌り議事錄保存の責を負ふ

第十六條　會計は本公所一切の出納を掌り每年一回大會に於て決算報告をなすものとす。

第十七條　庶務は本公所一切の雜務及物品を掌り保存の責を負ふ。

第十八條　交際員は本公所及同業者に對する應接一切の事宜を掌とり會議に於て參議の權あり

第十九條　糾察員は第八章第三條の各項事務を掌どり會議に於て參議の權あり。

第五章　牌費

第二十條　凡そ新に營業をなすものは其牌名、地點及組織者經理者等逐一本所に詳報し銀一百元を會計部に納附すべし。

第二十一條　凡そ中途にして營業を停止して以來一年內に復舊し或は其名稱を改め株金を增加せしものは前條の半額を納金すべし。

第六章　記帳

第二十二條　凡そ新に營業するものは現銀一萬元以上の資本あるを要す。

第二十三條　同業各店は勿論新舊營業は其資本金總額を本公所より報告す。

第二十四條　凡そ新に營業するものは前條の手續により本公所に報告し評議部の審查にて確實なるを認めたる時は同業組合の證書を給して同業團員となす。

第二十五條　凡そ各店舖の習業の年期滿ちたる者は同業者二名以上の紹介に由り姓名年齡原籍を本公所に報告せば證書を與へて同業者と認む見習生には本公所より習業證書を交附す。

第二十六條　凡そ本業見習にして相當の經驗を有し同業者三人以上の紹介ある者には前條の手續に依りて評議部の審查を經て確實と認めたるものには證書を給與す。

第七章　懲戒

第二十

所の公益事項を破壞せる證據ある者は評議會に於て決議し之を撤廢す。

第二十八條　凡そ本公所の章程に違反し或は本公所の名譽を毀損せる實證あるものは政府に申請して處罰す。

第二十九條　凡そ同業人員は各店に於て買賣に從事し如し弊害を生せし場合は評議部の審查の上同業者たる資格を取消し給與せる證書を回收す。

第八章　交易場（爲替買賣、手形交換）

第三十條　凡そ同業團體が本公所に入りて交易をなすには先づ本人の履歷書を本公所に差出したる者には本公所は審查の上交易場に出入するため出入證書を給與す或は中途に於て之に從事するものは此に依つて辨理す。

第三十一條　凡そ交易者は各店舖の大小に論なく均く一名を限る但臨時に發生せる要務に遭遇せる時は受附けの取次ぎにより場內に入るを得。

第三十二條　交易時間は午前八時より同十一時に至る凡そ入場者は當日の交換又は買賣を本公所に報告し本公所は其多寡を算して官立銀行員と商議し多數の同意を取りて漢口の相場に按して之を周知せしめ人爲的の相場の激變又は空賣をなすを得ざらしむ。

第三十三條　湖南の現行貨幣各種は漢口の相場に據り官立銀行員と商議し多數の同意に從て價格を定め新舊紙幣の

等差を生せざらしむ

第三十四條　凡そ上海漢口及其他の爲替劵の取引に時期を誤ちて損失を生じたる場合は概ね引受人より損害を賠償するものとす。

第三十五條　前項の爲替劵が其取引をなす錢號が營業を停止し時期を誤りし者は停業の日を標準とし月半は十六日を準とし月末は來月一日を準となす期間前なれば引受人に於て其責任を負ふべく期限後なれば賣手より其責に任すべし。

第九章　義　務

第三十六條　凡そ同業團體及同業者は本公所に對して章程を遵守して維持の責を負ふものなり。

第三十七條　本公所は實業、教育及び社會の公益に對して贊助進行の責あり。

第三十八條　行政、司法各機關に對し委託されたる調査及和解等の事件は公平に執行すべし。

第三十九條　同業者に對して生命財產は勿論或は不正當の侵害を受くる時本公所は實際を調査して評議會を開き地方長官に具申して之を救濟す。

第四十條　本公所の敷地は本公所完全なる所有權あり又本公所前の舖屋は皆地界に石を建てたり何人も永遠に横領又は變更するを得ず。

第十章　會　期

第四十一章　本公所は評議會の外に通常會、大會、臨時會の三種に分つ皆評議長及主任により召集す大會は一年一回通常會は毎週一回、臨時會は定期なく特別の事故ある時評議長、主任、或は評議員三名以上、同業者十名以上の提出によつて擧行す。

第十一章　經　費

第四十二條　本公所一切の費用は牌費記冊費及毎月の寄附金を以て之に充つ。

第四十三條　同業各店は毎月寄附金を本公所に納むべし其毎最少額を銅貨二百枚（二串）を以て限度とし毎月十五日納附すべし。

第十二章　附　則

第四十四條　本章程は行政機關に呈出許可を得たる日より効力を有す從前の章程は今回の修正せるものと衝突なき部分は繼續有効とす。

第四十五條　本章程に未完全の點あらば職員五名以上或は同業者十名以上の提議により大會に於て修正すべし。

（終）

支那農事の改良（上）

日高進

一、支那研究の新時代

過去に於ける列國人の經濟的支那研究は、多くの場合に於て、其の目的とする所、自國に豐當なる資金の投資及び自國に過剩なる生產品の販路を見出だすにあり、隨つて、鐵道の布設、鑛山の開發、紡績業の經營等の如き有利なる投資事業の發見、銀行投資機關の設置、航運の整備、通信機關の設備等の如き通商貿易の發展に關する問題に在りては、外人の調査研究比較的進捗したれども、總つて、支那土地自體の開發、就中農業に關する研究の如きは、今日に至る迄殆んど全く閑却せられ居れりと稱するも不可なき狀態に在り。

然れども徐ろに支那經濟の實情を考察するに、其の面積の廣大にして地味の肥沃なる、又人口の饒多にして勞力の無限なる、將來必ず世界の大農國として雄飛するに足るものあり。今日に於ても、國民の大部分は農事に從事し居りて資本及び勞働熟練の程度に鑑み、此の國が工業國又は商業國として世界に重をなすに至るには猶多大の時間を要すべく、今後支那國民經濟の根源が依然として農業にあるべきは何人も異論無き所なるべし、殊に、歐洲戰亂發生後、諸種の原料品の世界的供給不足に伴なひ、支那の農產品は大いに世界の注目する所となり、就中我が日本の如き、將來工業の命脈を支持するに、支那の原料品を措いて殆んど策無きを自覺し來たりたるのみならず、近年食糧問題の發生に遭ひ、支那米の輸入が其の有力なる解決案の一なりと目せらるゝに至り、支那農事の研究は內外等しく重要視する所となり、支那は單に投資の目的、商品販售の目的以外

に、原料供給の目的に向つて、深く調査研究せざるべからざる新時代となれり。

二、支那は農産國なり

支那農事の研究は、獨り之を列國の立場より觀て然かく重要なるのみならず、之を支那自體より觀るも忽にすべからざる喫緊事たり。蓋し、現時支那は防穀令を布いて主要農產品たる米の海外輸出を禁止せるに拘らず、其の對外貿易に於ても、輸出貿易の殆んど大部分は農產品を以て占められ居る有樣なるに、將來支那財政の改善經濟の發達、皆農業の開發に負ふ所甚大なる後述する所の如くなればなり。

今、支那海關の發表する所に基き、支那輸出貿易の內容を檢するに凡そ次の如し。——數字單位海關兩以下皆同じ——

種別	戰前一九一三年	戰後一九一六年
農產品	三三一、五五九、三七二	三五二、一七一、四四三
內譯 耕作物	一二四、七八八、四七九	一一四、七一四、五六〇
內譯 畜產物	五五、九〇七、一二七	六一、七九一、二四七
內譯 農產加工品	一五〇、八六三、七六六	一七五、六六五、六三六
農產以外	七一、七四六、一七四	一二九、六二五、九二三

即ち農產品以外の輸出貿易額は七千二百萬兩乃至一億二三百萬兩なるに農產の輸出額は三億三千萬兩より三億五千萬に達せるを觀るべく、其の全輸出貿易に對する割合を算定すれば、

	一九一三年	一九一六年
支那の全輸出貿易額	四〇三、〇〇〇、〇〇〇	四八二、〇〇〇、〇〇〇
農產品の輸出額	三三二、〇〇〇、〇〇〇	三五二、〇〇〇、〇〇〇
割合	八二%	七三%

右の如く戰前に於ては支那農產品の輸出額は、全輸出貿易の八割二分を占め、戰時、船腹の缺乏、海外市場の閉塞、銀塊相場の昂騰等、種々支那輸出貿易就中農產の輸出を困難ならしむる事情ありたるに拘らず、尙七割三分を占むるの盛況を持し得たるは、以て支那の經濟に於て農事の如何に重んずべきか之を證して餘あり。

參考のため支那の輸出する農產品を(一)純農作物(二)畜產(三)農產加工品の三種に種別し其の種類及び數量を示せば左の如し。

種類	戰前一九一三年	戰時一九一六年
(一)純農作物		
豆類	二三、二九六、八七六	一八、八三九、八九八
穀類	九、五一三、九四七	三、〇四八、三九二
棉花	一六、五八六、六三一	一七、六二七、一四八
麻類	三、八九八、四〇四	五、〇七四、四一六
藥材	三、四一七、九七四	三、二〇一、一〇九
茶	三三、九三六、七六九	四三、五六〇、四一七
參稈眞田	五、〇七四、〇四三	三、一四三、二七五
葉菸	二、五五八、九三二	三、〇四四、七七一
落花生	五、〇三二、一九八	二、六一五、七二八
種子類	一七、八七三、七一二	一二、三〇二、九九五
果實	一、二一九、五一四	一、一一五、九九二
其他	二、三七九、四七九	二、二五六、四一一
合計	一二四、七八八、四七九	一一四、七一四、五六〇
(二)畜產		
豚毛	四、四三五、三三六	五、五三四、六八四
畜類	六、六三七、六三〇	五、〇四一、四四七
卵類	三、八八七、一〇一	四、六二九、〇七四

羽毛	一、五九六、四八五	七八九、八一七
皮革類	二四、三七一、一七三	二八、六五八、六七八
獸鳥類	二、七二八、七〇五	三、七五六、九七六
獸毛	一、五九四、二四二	一、一八五、九〇六
羊毛	六、六五六、四五五	一二、一九四、六六五
合計	五五、九〇七、一二七	六一、七九一、二四七
(三)農產加工品		
油(植物性)	一一、四一四、一九二	二五、三七七、七〇三
脂(動物性)	一、二七五、六八七	五、〇五五、〇七一
脂(植物性)	二、二六六、九六一	三、〇一一、六九五
漆	八四一、三〇七	七八八、六五八
生絲	七三、五〇九、六七五	七八、二六二、一五九
紬(綿物其他)	二九、〇一四、三六八	三〇、一五三、一四一
繭	二、三二八、〇九八	二、六〇二、一四〇
蓆	三、八三八、六七〇	三、一四七、二九七
豆粕	二四、九六二、七八七	二六、一二二、七五一
種子油	一、四一二、〇二一	一、一四五、〇二一
合計	一五〇、八六三、七六六	一七五、六六五、六三八

三、支那の農產は世界的必需品なり

支那の農產物は、前述の如く支那對外輸出貿易の大部分を占むるのみならず、其の輸出先を觀るに、我が國を初め廣く歐米諸國全般に亘り、その需用は年々世界的に增大して止まざるの狀況にあり。例へば現在支那の重要輸出品となれる豆類（大部分大豆）の如き、一九〇〇年より一九〇七年の八ヶ年間に於ける輸出額は一ヶ年平均四百三十七萬兩に過ぎざりしも、一九〇八年滿州大豆が初めて倫敦に輸出せられ一商品として海外市場に紹介せらるゝや、其輸出額は俄然增大し一九〇五年には一躍三千二百七十八萬兩の巨額を算したるが如き、その適例にして、戰後諸種の原料の世界的供給不足に伴なひ、支那農產物の海外市場に紹介せらるるの機會愈々頻繁ならば、之が需用を惹起すること無限なるものあるべく、支那農產品が世界的必要品なりと稱せらるるの不可なきを證するに至るべし。

試に現時支那農產物中主要なる豆類、棉花、種子類、茶生絲の五大商品が、英獨佛露日米及び香港其他に輸出せらるゝ狀況を示せば次の如し。以て其の分配の如何に廣汎なるかを知るに足るべし。

輸出先	戰前一九一三年	戰後一九一六年
(一)豆類		
香港	一、六一五、〇三五	一、〇〇六、七三五
英國	一、九四六、一七八	一、一〇九、一六〇
獨乙	四八、八八〇	○
佛國	一、二五九、二七〇	二八、二七四
露國	八、八六三、八三九	八、二九五、七八四
日本	六、〇五八、七四七	三、四七二、二八二
米國	一〇、五一四	四、四〇七
右合計	一九、八〇二、四六三	一三、九一六、六四
其他	三、四九四、四一三	四、四二三、二五七
總計	二三、二九六、八七六	一八、八三九、八九八
(二)棉花		
香港	八五〇、六六三	一四七、〇五八
英國	一一四、一六三	九一九、六一六
獨乙	一、七七九、六八二	○
佛國	二四六、九一五	三八、六九〇
露國	一二五、一四二	四八六、四七八
日本	一一、六三六、四一七	一三、三四二、三二一

米國	一、三六七、三七六	二、五八七、二五〇	一六、〇五七、一六〇
以上合計	一六、一二〇、三五八	一七、五二一、四一三	一、三一二、九三八
其他	四六六、二七三	一〇五、七三五	二、一二一、六五六
總計	一六、五八六、六三一	一七、六二七、一四八	二一、三五六、九七一
(三)種子類			七二、九六三、一四四
香港	八九七、五二七	九五三、三六八	五、二九九、〇一五
英國	五一三、二三七	二、六八〇、八五二	七八、二六二、一五九
獨乙	四、七〇一、九九四	〇	
佛國	一、三二一、八八一	一、三四五、三九六	一九、〇六九、七一八
露國	五六〇、八二六	二七四、九〇二	六六五、四九六
日本	一、七二五、八〇一	四、三六〇、六六七	八五三、六五一
米國	一三、七〇九	二六、七四〇	一三、九一五、六八六
以上合計	九、七三四、九七三	九、六四一、九二五	六四、四六四、六七〇
其他	八、一三八、七三九	二、八六七、〇七〇	九、〇四五、〇〇五
總計	一七、八七三、七一二	一二、三〇二、九九五	七三、五〇九、六七五
(四)茶			
香港	二、八一二、六六九	三、一五六、三六八	
英國	二、〇四六、八八〇	四、四二七、八二五	
獨乙	一、三七三、七五三	〇	
佛國	二、八四三、三五九	一、二七六、七八四	
露國	一三、六五一、〇六三	二四、九六六、〇二五	
日本	一三四、三四二	一、八四二、一四一	
米國	三、九八二、四七四	五、四九七、七〇〇	
以上合計	二六、八四四、五四〇	四一、一六六、八四三	
其他	七、〇九二、二二九	二、三九三、五七四	
總計	三三、九三八、七六九	四三、五六〇、四一七	
(五)生絲			
香港	二九、一四一、四八〇	三〇、三九四、三八一	
英國	五七八、四七九	一、七二〇、〇三八	
獨乙	二四〇、一六〇	〇	

四、支那の發達は農産に伴なふ

支那の農產物が支那の貿易上に於て、將又世界原料の供給上に於て、至大なる關係を有すること前述の如くなるが飜つて支那輓近の經濟的發達の實情を檢するに、支那內地の繁榮は支那が外國に開放せる開港場の繁榮より始まり、開港場の繁榮は之と連絡する支那國內に於ける鐵道の開通によりて、內地農產物の集散が其の數量を增大したるに歸因するもの其の例尠なからず。靑島及び山東鐵道を基幹とする山東一帶の開發、漢口を中心とする中部支那一帶の發展、及び天津を根脚とせる西北支那の經濟的向上の如き、其の顯著なる好適例にして、漢口の如き一九〇四年、七百十四萬兩に過ぎざりし輸出貿易が一九〇九年に一千七百八十三萬兩に上り、僅々五六年の間に二倍半するの盛況を呈したるが、其の原因は京漢鐵道の開通に伴なふ、湖北、河南の胡麻の出廻り增大したるがために外ならず、又天津に於ける亞麻子の如き、一九一一年までは曾て輸出の認むべきもの無かりしも、張綏鐵道の一度山西北部に延長せらる

△註、豆類は北滿より一度露領に入り浦鹽より更らに米國その他に輸出せらるゝが故に露國への純輸出額は本表より遙かに少額なり。

ゝや、亞麻子の集散俄然增大し、一朝にして天津重要輸出品の列に入り、一九一二年には四十四萬二千擔約三百萬兩の輸出を見るに至りて、天津の繁榮を助成する所尠なからざるが如く、支那市場に於ける農產物の集散增加は、內地に於ける鐵道交通の發達と因果相關連して開港場の殷賑を誘致し、延ひて支那全土の經濟的發達を促して止まず。加之、農產物集散の增加に伴なふ支那の經濟發展は、自然內地に於ける農民を豐裕ならしめ、其生活程度を向上せしむるの結果、勢彼等の購買力を養成して、逆に支那輸入貿易の繁賑をも招き、支那の經濟的向上、支那文化開發の機會期せずして臻るべし。

五、支那の財政と農事

支那の農事の重んずべきは、獨り支那の對外貿易上に於て然るのみならず、又支那內地の經濟發達のためのみにあらず、支那國家財政の根本に於て亦關係寔に輕視すべからざるものあり。

支那財政の窮乏は近年のことにあらず、支那は現在驚くべき債務國にして其の對外債務の總額は約二十九億七千一百萬圓の巨額に達し、內約十一億三百萬圓は鐵道關係の借款にして稍怨すべしとなすも、殘餘の十八億五千八百萬圓は、日清戰爭團匪事件等の如き純然たる政治上の原因より支那が餘儀なくせられたる債務、又は革命の善後費南北政爭の政費等の如き、不生產的原因より起債せられたるものなれば、之が元利の償還が支那現在及び將來の財政上甚大の重荷たるは言ふ迄も無し。今や支那は、單に政治借款の利息支拂のためのみにても、年額約一億萬圓の支拂を負擔せざるべからざる狀態にして、關稅及び鹽稅を初め國家必須の財源は盡く外國借款のために外人に占有せらるるの悲境にあり。

故に、支那が斯くの如き原因による國際貸借を決濟せんがためには、其の貿易の情勢輸出超過の狀態にありて初めて均衡を得べき道理なるに、支那の對外貿易は、反つて連年輸入の輸出に超過すること次の如きものあり。

年次	輸入	輸出
一九〇八年	三九四、五〇五、四七八	二七六、六六〇、四〇三
一九〇九年	四一八、一五八、〇六七	三三八、九九二、八一四
一九一〇年	四六二、九六四、八九四	三八〇、八三三、三二八
一九一一年	四七一、五〇三、九四八	三七七、三三八、一六六
一九一二年	四七三、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	四〇三、三〇五、五四六
一九一四年	五六九、二四一、三八二	三五六、二二六、六二九
一九一五年	四五四、四七五、七一九	四一八、八六一、一六四
一九一六年	五一九、四〇六、九九五	四八一、七九七、三六六
一九一七年	五五四九、五一八、七七四	四六二、九三一、六三〇
合計	四、八八三、〇三四、八四五	三、八六七、四六七、四四九

六ヶ年間輸入超過額　一、〇一五、五六七、三九六

貿易の狀勢すでに右の如く、每年平均一億萬兩餘の輸入超過を見るの狀態なれば、支那は現在何を以て國際貸借を決濟し得るや或は曰く、支那人の海外にあるもの、其の數五百萬人に達し、其の送金額は卽ち支那の國際貸借の均衡を保たしむる所以なりと、外國に於ける支那出稼人の送金額は、之を知るに資料なく其の額必ずしも尠少ならざるべ

きも以て前記の輸入超過額と相比すべしとは想はれず、支那が國際債務を決濟せんが爲め外債を必要とし、外債の負擔は又他の外債を呼ぶの作用を致しつゝあるは決して否定すべからず、事情斯くの如くなれば支那は年と共に債務の負擔を增大し國富を枯渇して財政亡國の悲運に遭ふこと、印度埃及の如くなるの外なかるべしと爲すもの、獨り支那借款亡國論者の憂のみにあらざるなり。

然かも斯る大勢を挽囘して支那財政の破綻を救濟せんがためには須らく貿易の逆勢を匡正し、輸出超過に依りて對外債務の決濟に資するの策を樹立するの外なく、抑も之がためには支那內國の富源を開發し生產力の增進を期するの外なきに、支那內國の生產は農業を以て大宗とすること既述の如くなれば、支那農事の改良は之を支那財源上より見るも、決して忽諸にすべからず、否支那の亡國を救ふもの亦支那農事改良の一事にありと稱するも決して過言にあらざるべし。

米國の支那紛爭に對する憂慮

Elmer Murphy

合衆國政府は支那の南北兩派の軋轢を調停せむと試みたりとの說を國務卿ランシング氏の公式に否認したるは會々歐洲諸國の不幸なる共和國支那の紛爭に對する憂慮に裏書するものなり。

ランシング氏の陳述は、道途風說するが如き方法を以て今支那南北の紛爭を一氣呵成に解決せしめむと計るは米國政府の目的とする所に非ることを明白に物語るものなり。然れども若し支那自身が國內の秩序を保持する能はざるか又は斯くすることの不可解なること歷然たる場合には或る種の助力を與ふるの必要あるは最も明かなる事なりとす。

支那の大總統徐世昌氏の前途に橫はれるは實に恐るべき一大難事業なり。歐洲戰爭の勃發以來支那は愈々政治的並に財政的困難に陷り各省當局者は其の管轄區域內に於ては絕大の權力を振ひ實に支那は封建時代に逆轉したり。

督軍即ち各省の軍事統領なるものは多くの事故に於て中央政府より獨立して專斷の振舞を爲し中央政府は其の兵力の及ぶ小範圍內に於てのみ僅かに其の威嚴を支持するに過ぎざるなり。斯くして南北兩派の爭は進行し、南北共に小官史と雖も暴君的に其の特權を濫用して國利民福を損ひたり。

來る十月十日大總統に就任すべき徐世昌氏が、立憲政府を樹立し、南北兩派の軋轢を協定して責任的中央集權の實を擧ぐるに努力すべしとの公約に對しては多少の希望を懸けられたり。徐世昌氏は南北兩派に對して多少獨立的地位を占むるの便宜を有するが故に其他の何れの支那政界の首領連よりも南北兩派を妥協せしめ得る便宜を有すること多かるべし。

徐氏にして成功せむか、列强と支那との諸問題は大に改善せらるゝに至るべしと雖も、支那共和國が現在苦心しつゝある財政上の難問題は依然として殘存すべし。支那は現戰爭に對して何等積極的行動を採らざる他の諸國とは異り戰爭によりて何等利する所なかりき。支那の商業は不振の狀態を繼續し而して支那の瓦解を豫想せしむるが如き政治的騷擾未だ尙ほ休まず。種々なる名目の下に借款を締結せるも、其の大部分は皆政治家の野心遂行の爲めに或は私利の爲めに浪費せられたり。此の異常なる事態は決して之に止るものに非ずして、其の借款額は其の全額一億圓乃至一億五千萬圓に達し、何れの場合に於ても其の主導者は日本人なり。多くの場合に於て借款は日本政府の認許奬勵の下に日本政府認定の金融機關によりて爲されたり。其他の借款に於ては前者よりも小規模なる日本の金融機關が多少自己の獨斷にて締結せるもの多し。されど支那は財政的に依然たる舊來の支那たる以外何等改善の實を擧ぐることなく其の借款の多數は支那當局者の奢侈に耽るものなるが、之れ徒に支那をして財政的負擔の昏迷に陷らしむるに過ぎず、而かも支那を債權者の自由に委するものにして、即ち債權者に支那の富源に對する所謂優先權と支那の工業的將來に對する質權を與ふるものなり。

一九一〇年度に於る諸借款

說明の便宜上最近の借款の一部を擧ぐれば左の如し。

日支滙業銀行の電信借款（四月三十日）

二千萬圓、利子年七分五厘、割引歩合一分五厘、擔保、電信材料。

朝鮮銀行の奉天省借款（四月二十二日）

二千萬圓、擔保、奉天省所有の本溪湖煤鐵公司株。

江西省徐千鐵山借款

三百萬圓。

日本銀行團の吉林省森林借款（七月）

三千萬圓、擔保、吉林省及び黑龍江省の金山及び森林竝に之より生ずる收益。

財政總長曹汝霖は此の吉林森林借款なるものは支那政府が南方討伐費を得むがために締結せるものなることを言明せり。

此の非常の時局に際する日本政府及び日本金融家の對支策は、戰爭遂行の爲めに擧げて其の財源を傾けつゝあり聯合諸國政府の看過する所に非ず。

斯る非常の時に際して、均等なる機會は歐米の資本家にも提供さられたるものなりとする辯解の如きは到底許容せらるべきものに非ざるなり。而して日本の對支方針に關する不滿は支那のみに存するに非ずして、日本に於ても亦所

謂實業借款政策なるものに對して善意の反對的感情を抱懷するものあると共に、日支兩國相互の利益に相反する此種の行動を許容する日本政府の方針に就きて同國内にても多少の批難を試むるものあり。

日本政府の目下行ひつゝある所のものは悉皆明白に非れども、これまで此の種の金融策を否認する決定的態度を採るに至らざるは明かなり。

故に種々なる理由よりして、支那共和國に責任的中央政府を復活せしむることに對して合衆國政府が興味を有するものなることを推測すべき理由あり。（一九一八年九月二十五日）

（New York Times）

經濟會の調査事項

北京農商部内に設置したる經濟調査會は、此程各地總商會に向て、指定事項の調査を要求せり、其調査事項とは左の如し。

第一款

第一、經濟生產に關する事項

（一）全國土地の面積及利用面積の廣狹
（二）土地生產力の優劣
（三）全國人口の總數及富量の概算
（四）生產勞力者の多寡及職業の類別
（五）全國資本の多寡及其用途
（六）外資輸入の多寡及其用途
（七）貯蓄及保險の情狀
（八）協同企業の情狀

第二、經濟分配上に關する事項

（一）全國各級社會富量の分配
（二）全國地代の差異
（三）全國利潤の差異
（四）金國勞銀の差異
（五）各地方失業者の多寡及其原因並に救濟方法

第三、經濟交易上に關する事項

（一）全國各地貨幣流通の概況
（二）全國信用及銀行概況
（三）全國交通機關の概況
（四）外國爲替の情況
（五）歐戰前及歐戰中の國内外輸出入物品の類別及其影響
（六）各國相互間に於ける戰時戰後經濟上必要需要の情狀
（七）全國各地物價昂落の情狀及國内外需要供給の關係
（八）戰時輸出禁制品の類目

第四、經濟費上に關する事項

（一）全國各級社會生活の程度
（二）食料其他必要品供給の充否
（三）全國公共娛樂及奢侈の消費

第五、經濟政策上に關する事項

（一）各國戰前の經濟經濟政策及戰時の影響
（二）各國戰時經濟上の施設及其の戰後の計畫
（三）各國對支經濟政策の變遷及我國に於ける利害
（四）各國最近採用の社會政策及其施行の各種法則制度

第二款

第一、絹糸業

（一）絹糸
甲、支那蠶糸の産地及産額
乙、支那絹糸の種類及價格
丙、支那蠶糸の販路及所占の地位
國内（一）一般絹織物に供用する消費額
（二）各國絹糸の特性及消費額に影響する情況
（三）消費國に依り各國の消費額を調査す
國外（四）産糸國に依り其毎年の産糸額及供用量を調査す
（五）近數年世界絹絲の供用量及各産糸國絹糸の輸出增減額比較
（六）世界産糸國の絹絲價格及産額並に人工物力地價に關する比較
丁、輸出絹糸の種類及販賣並に製糸業
戊、國内製糸場の釜數及其設立年月
己、各製出額及其使用機械
庚、絹糸の販路及金融情況
辛、各種絹糸稅の國家收入及其改良すべき點

（二）繭
甲、繭の種類及産額
乙、繭の産出地及價格
丙、繭の出糸量及絹糸成本の比較
丁、繭の出糸量と蠶種優劣の關係及蠶種産額比較
戊、採繭量と食桑量の比較
己、繭商蠶釜の增加と各種絹糸業及養蠶糸の關係
庚、繭の販路及輸出禁止
辛、繭稅の收入

（三）蠶種
甲、蠶種の製造業及産額
乙、蠶種の販賣及分配法
丙、蠶種の收獲成績及分配量の比較
丁、養蠶家の增減
戊、蠶種の産額と桑葉出量の比較
己、蠶病と蠶種の關係及絹糸産出量に對する影響
庚、蠶種の價格

（四）桑葉
甲、全國桑園の總額及其耕地面積
乙、桑樹の種類及桑葉の出産量
丙、桑樹の面積並に供給幾何蠶種の分配量及絹絲の産出量
丁、桑葉の産量及收蠶量の比較
戊、桑園の擴張量及各國の物力人工地價を比較して全國絹糸産出量の增加を謀る
己、桑葉の價格

（五）蠶業政策
甲、世界各産糸國の蠶業政策
乙、世界蠶糸業の趨勢及支那蠶糸業の救濟策
（一）國内蠶糸業政策
（二）國外蠶糸業政策
（三）直接保護政策
（四）間接保護政策
（五）支那蠶糸業の將來

第二、茶業

甲、支那産茶情況
（一）産茶省區
（二）本國各處の茶消費額及種類

（三）本國各處の販路地點
（四）實出方法
（五）各省の產茶量及其價值
（六）全國種茶區域の畝數
（七）各省種茶區域の畝數
（八）各省の產茶適地
（九）各省摘茶法の異同
（十）各省製茶法の異同
（十一）每年各處摘茶の次第
（十二）每年摘茶の時期
（十三）生葉斤の乾葉製出量
（十四）產茶の費用
（十五）茶市時の金融

乙、製茶工場

（一）產茶區域の茶號數目
（二）商港の茶莊數目
（三）商港の製茶場數目
（四）商港製茶場の製茶法
（五）製造機械及種類個値且つ機械製造地點
（六）每日の製茶量
（七）每年の開工休工時期
（八）茶場の資本金
（九）新舊製茶機及製茶法の比較
（十）粉茶碾茶の用途

丙、茶の輸出

（一）製茶輸出國別
（二）製茶輸出額
（三）製茶輸出法
（四）各國の支那茶需要額及其種類
（五）各國の支那茶消費の消長
（六）戰時輸出情況

丁　製茶輸入

（一）製茶輸入額
（二）輸入茶の種類
（三）製茶輸入國別
（四）製茶輸入地點

戊　茶稅茶厘金

（一）每年收入茶稅の數目
（二）每年收入茶厘の數目
（三）各處の茶厘徵收法

己、製茶改良

（一）輸出茶減稅後の影響
（二）華茶會の影響
（三）農商部模範種茶場設立の影響

庚、外國製茶

（一）印　度
（二）錫　蘭
（三）爪　哇
（四）日　本
（五）台　灣

第三、棉業

世界の棉花

（一）世界棉花の生產量
（二）世界棉花の消費量
（三）最近世界棉花の交易

イ、市場及其交易狀況

ロ、商品種

ハ、價　格

（五）世界棉花需供上支那需要供給の趨勢
（六）歐羅巴（イ）英國（ロ）獨逸（ハ）佛國（ニ）露國（ホ）墺國

（ハ）白國　（ト）伊國　（チ）其他各國
（七）亞米利加　（イ）米國
（ロ）加奈太　（ハ）南米諸國
（八）亞弗利加　（イ）埃及
（九）亞細亞　（イ）印度　（ロ）露領亞細亞　（ハ）日本朝鮮
（十）支那の棉花
（一）江蘇　（イ）生產の區域　（ロ）生產量　（ハ）品質及種類（二）栽培法
（二）湖北、直隸、京兆、陝西、
（三）棉花の消費　（イ）產地消費　（ロ）工場消費　（ハ）工場表　（ニ）工場の分布　（ホ）工場數　（ヘ）機械數　（ト）錘數　（チ）全年消費額
（四）棉花の輸出入
（甲）輸出　（イ）輸出數量　（ロ）輸出國別　（ハ）輸出港　（ニ）輸出關稅　（ホ）輸出上の商習慣及含水問題　（ヘ）輸出の將來
（乙）輸入　（イ）輸入數量　（ロ）輸入國別　（ハ）輸入關稅　（ニ）輸入の將來
（丙）棉花の集散中心地
（丁）棉花生產の監督奬勵
（戊）棉花價格の消長
（已）棉花の風稅
（五）支那棉花振興策
（甲）最近對內對外供給の缺乏
（乙）品質の改良
（丙）栽培面積の擴張
（丁）栽培方法の改良
（戊）棉花賣買上の情弊革除
（已）稅制上の缺陷補救策

寄贈書目錄

調査資料　臨時產業調査局
實用新案公報　特許局
大日本紡績聯合會月報　其社
日本及日本人　政教社
特許公報　特許局
月報　宇都宮商業會議所
月報　青島實業協會
青島に於ける物價　青島守備軍民政部
通商公報　外務省通商局
斯文　其會
貿易通報　大阪商業會議所
支那輸出入稅率表　大連省會議所
法學論叢　京都法學會
東洋經濟時報　其社

ヘラルドオブアジア　ヘラルド社
山林公報　農省務省山林局
日本及支那　日支時論
北海道帝國大學一覽　同帝國大學
商標公報　特許局
宮城教育　宮城縣教育會
東京文具新聞　其社
外事彙報　外務省
地學雜誌　東京地學教會
朝鮮彙報　同總督府
上海經濟時報　其會議所
標準商報　同會議所
滿蒙實業彙報　大連商業會議所
商人　其社
工報　其社
德國協會會報　其會
帝國鐵道國有法　其會
國際外交雜誌　其社
新着書　丸善株式會社
貿易　大日本貿易教會

二一一號	
二二號	
五二四號	
五二七號	
三一七號	
七五〇號	
三〇六號	
三〇七號	
一七八號	
一三號	
五九二號	
五九五號	
一號	
一四〇號	
二號	
八四一號	
二一號	
二二號	
四四二號	
二五八號	
一二號	
一七號	
二號	
三六二號	
四九號	
五四號	
六〇號	
四四號	
二二號	
二號	
六號	
二號	
三六號	
二號	

彙錄

支那の豊富なる財源

桑港支那總領事 Chao Hsin Chu 君は同市アドヴァタイジング倶樂部に於て次の如き演說を試みたり。

「支那は商業的大を致す爲めに、四個の大なる資源を有す。第一に、勞力の多きこと、第二に、無限の原料を有すること、第三に、土地と氣候の差は凡ゆる種類の貨物を產出すること、第四に、未だ何人の手にも觸れざる無盡藏の鑛山あることこれなり。此等の財源は資本を投せざるべからず。これ支那が特に米國の資本を歡迎する所以なり。

支那人は商業上の科學を辨へず。彼等は如何に廣告すべきやを知らず。其結果、優れたる香氣を有する支那の茶を廉價に求むるを得べきに、今日の合衆國は茶の供給を主として錫蘭茶と日本茶に仰ぎつゝあり。米國は日本及び佛蘭西より以前より多く絹を輸入しつゝあり。然るに絹の本場たる支那よりは以前より少量を輸入しつゝあり米國は將來當然支那の商業關係に於て優越權を掌握すべし。然れども、米國人は吾人支那人の問題に關し研究を怠るべからず。而して將來必ずかくあらん爲め準備せざるべからず」と。

（一九一八年九月フィナンシアルアメリカ所載）

移民の公平なる處置に對する支那人の要求

支那慈善協會其他數會社の法律顧問たる辯護士ジョン、エル、マクナブ氏はウイルソン大統領に送電して、合衆國より支那人を放逐せんとする企畫に對し、移民局のある私心を有する屬員の下に働ける桑港駐在の移民檢査官を告發したり。而して支那人は大統領自身の撰擇に依る公平無私の委員に依り、これが調査を行はれんことを求めたり。同電文に依れば、佛蘭西に於ける米國軍隊に參加せる支那人の勇敢なる行動支那人たる Edward G. Chew 氏の士官として服務しつゝあること、及びこの地に在住せる支那商人が如何に合衆國に對し奉仕せるかの事例を引用し、「吾人は貴下に對し、吾人の尊敬する國より著しく減退しつゝある支那人を放逐せんと企つる一部私心を挾む檢査官の官僚思想に對し、保護せられんことを求む」と述べたり。

この大統領に對してなせる訴願は、昨日支那國會創立七週年紀念祝賀會に於てなされたる或る行動の結果として行はれしものなり。

コーリンガの檢査官バーンハード氏は、この電報に記名せられたる唯一の官憲なり。その起訴せられしところは即ち、彼が何等の法律手續を經ずして Chin You なる支那人を捕縛し、六月十五日これを獄に投じたり。同月十九日迄同人は何等自己の起訴され理由の通告を受くることなく獄内に留置せられたり。而して、同日「彼の放免せられし

時も入獄當時と等しく依然野鄙狂暴たるを免れざりき

一米國軍人の息にしてデル、ヲングなる十一歳の少年の死に關し、移民官は間接の責任を負はざるべからず。その陳述するところに依れば、三ケ月間抑留せられたる彼は、上陸權の一週間内に決せられんとせし時、孤獨の寂寥に堪え兼ねて九月二十四日病を得て斃れたりと。

更に支那人の起訴せるところに依れば、前記少年の遭難に對し證人たるべき一少年五月二十三日に到着したりしが遂に四ケ月余、上陸を許されざりしと。

Chin You 事件に對し支那人は、彼のこの國に在留する權利に關し爭ふべからざる證據ありと主張せり。移民局も亦これを確認したりと傳へらる。而して更に移民局は「此の同一檢査官の無辜の商人に對し不法なる凌辱を與へしことは數々當局に通告せられし處にしてこれが爲め吾が國民の體面を汚しつゝありと」述べたり。

當局に關しこの電文に記されたるところ次の如し。

「以上述べ來りし處は決して勞働卿或はホワイト事務官又は副事務官たる桑港のウイルキンソン氏に對し、批評を試みしにあらず。是等の人々の個人的に、又公事に公平なることは、吾人の等しく認むる處なり」と。（一九一八年十月十日桑港クロニクル紙）

馬來諸國の支那人

馬來諸國に在る支那人は、極めて有力なる地歩を占め居れり。彼等は數世紀に亘り、同地方に活動し來り、數代の間未だ支那本國を見ざる家族多しと稱せらる。然れども、彼等はその國語と、宗教と、習慣と精神に於て依然支那人たるを失はず。彼等は支那の革命運動に對し莫大なる經濟上の援助を與へたり。これ彼等が著しく進歩せる爲めなり。彼等は永年新嘉坡附近の錫の産地に居住し來れり。而して彼等は政治問題に對しては、何等の興味を有せず、又これに關與するところなかりき。若し、支配者又はその後繼者に對し、貢物を献せざるべからざれば、貢物を見るに獲物の一部なりとし、これが損耗を他の生産費の一部となしたり。彼等は常に平和を保持し、（支那人相互間に生ずる葛藤は例外として）錫の採鑛に從事し來れり。彼等は敎育ありて、同地附近の小貿業を掌握し居れり。新嘉坡の郊外には富裕なる支那人の宏壯なる別莊ありて、彼等の有する自動車は歐米人の有するそれの如く立派なり。海峽植民地に於ける錫の採鑛は、事實上彼等支那人の管理する處にして、諸株式會社の統轄は、英國人經營の諸種の地下事業に遜色する處なし。"Bulan" と稱ばるゝ植民地生れの支那人の外に、常に苦力の移民あり。而してこれ等の移民はある組織せられたる救助機關に依り、多數支那より補充せらるゝものにして、政府の特別なる制度を以てこれを保護せり。彼等は勞働組合を有し、この組合に依り勞働の狀態に就き智識ある管理をなし、大規模の企業にかゝる錫及び護謨の生産に對し、彼等の寄與する處を正當に評價せり。彼等は又相互間に種々の救濟機關の設けあり。

（一九一八年十月四日米ジャーナル紙）

不滅の支那

今や、偉大なる露西亞はみづからの重量の壓迫に堪えかねて支離滅裂の狀態に陷り、あらゆる利己的の力の前に委ねられたるを見る時、團結的要素の一層弛緩せる支那は、近き將來に於て必ずかくの如き狀態に崩潰すべきを思はざるを得ず。

然れども、支那は自己の運命に對して殆んど交渉を有せざる國家なり。支那は決して侵略的國家にあらず。而して、その海外に出づるや、決して征服の爲めにあらず。支那人の海外に向ふは麵包と牛酪とを獲んが爲めなり。而して、更に適確に言はゞ、即ち米と大豆の爲めのみ。その夥しき人口の隣國に氾濫するも、決して銃と劍を持たずして空丼を携へたり。されど何處に至るもその地に止り、依然として明白に支那人として存せり。如何なる時、他人に支配せらるゝも、彼等は甘んじて支配者の足下に屈從せり。然れどもこの無抵抗主義は、彼等をして缺くべからざるものたらしめ、永久的のものたらしめ、終に有力のものとなさしめたり。

支那の政治家は二つの理由に依り支那は征略せられざるものと思惟したり。即ち、支那は極めて少量にして廉價なる食糧にて生活し得べき國民にて充滿せること、及び支那人は地球上に於て最も繁殖力を有する國民なることこれなり。

ダビデ王の治世に於ける猶太人種も、ウイリアム帝時代の獨逸人も、未だ支那人の如く大家族を尊重したる國民はあらず。加之、支那人は著しく有力なる人種にして、一度他國民と雜婚せば、必ずそこに支那人の特性を印するを常とす。

（一九一八年九月米コンマーシヤル紙）

事業界

中法實業銀行

中法實業銀行理事會は此程昨一九一八年に於ける、同行の營業報告を公布したり、今之を摘載すれば左の如し。

本行の最初設立したる各支店は、其後特に良好の成績を擧げつゝあり、巴里本店も漸次聲名を博するのみならず、直接極東貿易に從事する商工業者、即ち地方事業を營む商人及實業家も、亦漸次本行と取引を開始する者增加しつゝあり、就中北京支店の顧客は、支那人を以て最多と爲し、而かも其數益々增加しつゝあるは、殊に吾人意想の外に在り、天津、上海兩支店は當地市場の疲弊甚しく、殊に天津の如きは水災の餘慘著しきに拘はらず、營業日々擴張さるゝ盛況にあり、本年度本行は香港及西貢に各支店を設置せり、香港支店は一方面北部支那及日本と聯絡を取ると同時に、他方面には南支那、安南及印度と聯絡を取れり、本行の對南方營業方針は香港支店を其策源地に充て、極力之が擴張に努めし結果、同支店開業以來僅に數月を經過せしに拘はらず、其營業頗る發達の域に進みたる狀況を呈せり、又西貢支店の設置は、本行の進行計畫の一種にして、現に當地の工商界は誠意より之を歡迎して止まず、曩に第二佛國銀行は佛領植民地に設立されたるが、目下營業中止せり、西貢には三銀行あり、一は特許植民銀行にして、其他は英國銀行と爲す、西貢支店の最初營業の成績は、樂觀派意想の外に出でし程の盛況を呈せし爲め、將來極東に於ける佛國基本商店の一と認めらるゝに至れり、本年度の初本行は海防及雲南府にも支店を設置せり、海防支店設置の目的は東京の實業家及礦業上勢力を發展せしむるにあり、雲南支店設置は一九一四年一月本行の曾て支那政府と締結したる、鐵道敷設契約に基因せし者なるを以て、同支店は實に該鐵道敷設に對する準備事業と認むべきなり、雲南府の外國銀行開設は本行を以て嚆矢と爲す、吾人の權利は今より豫想し得べきなり、支那は歐戰終熄後正に商戰逐鹿場と化すべし現在の戰鬪員は將來必ず此間に在て一層の奮鬪を繼續するや疑ひなく、獨逸も此方面に於て決して放棄せざるべく、更に捲土重來の勢を以て之に臨むを覺悟せざるべからず、英國も戰時中受有せし商業上危險の境より脫出せんが爲め、必死奮鬪其舊位を恢復するに努力するなるべし、以上各國は歐戰前の競爭者にして、米國も復戰後其競爭者中に加入するや必せり、支那及歐洲間の交通困難なりしより、大部分の原料は歐西市場に輸送せられたるが、今後は更に道を改めて米國に輸送するに至るべく、米國も亦便宜の航路に依り機械及貨品等を支那に賣込むに至るべし。

佛國は此競爭場裡に立て、其實業家及商人の勇氣と企業心を恃て其尊嚴の位置を保全するを得ると同時に、國內の立法者が斷じて阻碍を加へざるべし、唯競爭激烈なる結果、其市場は米國人を肥すに至るやを注意せざるべからず、支那人は現に科學利用の方法を知得するの機運に向ひ、各省

悉く鐵道材料、水道材料、電燈材料、採礦材料等の購買に熱心しつゝあり、支那の幅員佛國に十倍し、人口亦之に十倍せり、此後三十年間は支那の經濟實業開發時代と爲す。

怡和紡績營業成績

去る十二月十一日同社の重役會議が開催せられたるが、一九一八年十月三十一日に終る、損益勘定の貸方殘高五六九、一〇三兩七三を左記の如く分配することに決定せり。

優先株の配當年七步	二八、〇〇〇、〇〇
普通株の配當（一株に對し一七兩、一五、〇〇〇株）	二五五、〇〇〇、〇〇
器械及什器償却	九〇、〇〇〇、〇〇
建築物償却	三五、〇〇〇、〇〇
家具償却	一、〇〇〇、〇〇
修繕及改造費資金	三〇、〇〇〇、〇〇
原棉價格變動資金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
戰時公債	一〇、〇〇〇、〇〇
社員賞與	一五、〇〇〇、〇〇
後期へ繰越	五、〇一三、七三
計	五六九、〇一三、七三

上海製油株式會社

今回上海なる申享洋行は上海樞司非而路曹家元上海搾油廠（Shanghai Oil Mill Company 英支合辨）製油工場を買收し、大阪の吉原定次郎、服部新次郎、松元千代助、森田屯治、森本眞治郎、東京の豐田敎嘉上海の鈴木鋼作等の諸氏發起となり、資本金二百萬圓を以て上海製油株式會社を組織したるが、今資本使用概算書營業收支豫算書を示せば左の如し。

資本金使用概算書

一金五拾萬圓　總株數四萬株第一回拂込金
一金參拾萬圓　同　上第二回拂込
合計金八拾萬圓

內譯

一金四拾七萬七千貳百七拾圓　上海搾油廠買收代金
元價貳拾壹萬兩爲替四拾四兩換
但地所約參千六百坪建物七百七拾坪〇參機械の重なるもの
英國グラスゴーウイルソン會社製造ランカシヤー型汽罐　一臺長さ　參拾呎　徑八呎
ランヂン復式汽機（ゼット凝結機付）機械（トリップ式）汽筒直徑貳拾參吋　拾六吋　四拾貳吋　經濟的壓力百貳拾五封度最大馬力四百五十一臺スタンダーアングロアメリカン式壓搾機　二十四臺及附屬品一切
一金貳萬貳千圓　工場買收に關する附隨費用
一金壹萬五百圓　增設機械買入代金及据付費
一金壹萬貳千圓　精製工場增設費備品
一金貳萬圓　事務所及社宅等建築費
一金四千四百圓　棧橋及護岸工事費
一金壹萬貳千五百圓　倉庫建築費
一金壹萬八百圓　工場及機械修繕費

一金貳拾壹萬九千五百參拾圓　運轉資金
一金壹萬圓　創立費
以　上
營業收支豫算書
收入之部
一金參百六拾六萬八千九拾六圓　總收入年額
內　譯
金百五十八萬五千九百貳拾圓　菜子油收入高
但搾油機十二臺を運轉し一晝夜の作業料六百擔宛毎一ヶ年の作業日數三百二十日間と見積り其消費原料合計十九萬二千擔より生ずる菜子油原料一擔に付二十九%二分の一宛其製油高五萬六千六百四十擔を一擔に付工場居拂金二十八圓換賣却收入金
金五拾壹萬八千四百圓菜子粕收入高
但同上原料十九萬二千擔に對し製粕六十%とし其總製粕十一萬五千二百擔を一擔に付工場居拂金四圓五拾錢換賣却收入金
金七拾九萬〇貳百七拾貳圓　棉子油收入高
但搾油機十二臺を運轉し一晝夜の作業原料千二百擔宛毎一ヶ年の作業日數三百二十日と見積り其消費原料合計三十八萬四千擔より生ずる棉子油一擔に付九、八%宛其製油高三萬七千六百三十二擔を一擔に付工場居拂金貳拾壹圓換にて賣却收入金
金六拾九萬參千五百〇四圓　棉子粕收入高
但同上原料三十八萬四千擔に對し製粕四十二%とし其粕十六萬千二百八十擔を一擔に付工場居拂金四圓參拾錢換賣却收入金
金五萬圓　油精製副產粕加工石鹼製造收益
金參萬圓　油脂及同原料賣買收益
支出の部
一金參百參拾八萬貳千五百五拾圓總支出年額
內　譯
金百八拾四萬參千貳百圓　菜子買入代金
但一ヶ年間所要原料菜子消費高十九萬二千擔に對し一擔に付工場受取金九圓六拾錢換買入金
金百貳拾六萬七千貳百圓　棉子買入年代金
但一ヶ年所要原料棉子三十八萬四千擔に對し一擔に付工場受取金參圓參拾錢換買入金
金參萬七千五百圓　石炭消費高
但燃料に棉子引殼十六萬五千擔を使用するも同品製造休止の場合あるものと見做し全石炭消費見込三千三百噸の三分の一を計上す
金貳萬五千九百貳拾圓　人毛袋代金
金參萬〇四百四拾圓　職工賃金
金貳萬九千貳百八拾圓　機械修繕費
金壹萬四千貳百四拾圓　工場消耗器具及消耗品
金壹萬五千六百圓　重役報酬及旅費
金壹萬八千八百八拾圓　事務員給料及手當
金七千九百四拾圓　旅費
金九千百貳拾圓　通信費

金壹萬貳千圓　稅金
金參千四百圓　保險料
金壹萬四千四百圓　原料搬入費
金壹萬八百八拾圓　買入原料麻袋損料
金貳萬貳千五百圓　借入金利子
金貳萬五拾圓　交際費及雜費

損益勘定

一金參百六拾六萬八千〇九拾六圓　總收入金額
一金參百參拾八萬貳千五百五拾圓　總支出金額
差引貳拾八萬五千五百四拾六圓　純利益金

利益分配豫算

一金貳拾八萬五千五百四拾六圓　一ヶ年純益金

內譯

金參萬圓　積立金
金貳萬圓　創立費消却
金貳萬八千圓　賞與金
金拾六萬圓（年二割）　株主配當金
金五萬七千五百四拾六圓　後期繰越

支那半月史

大正八年二月上半

密約暴露問題

一月二十八日、巴里に於ける五大國最高協議會に參考人として參列を許されたる支那全權委員顧維鈞氏が、青島の無條件直接還附則日本の手を經すして講和會議より直接に支那に還附するの意を主張し、同全權委員王正廷氏が新聞記者團と會見の際、昨年九月二十四日日支兩國の間に交換されたる公文書(密約に非す、內容後述)を發表し、その內容を誇張して一種のプロパガンダを試みたるの事實を不穩當なりと認めたる日本政府は、二月二日小幡駐支公使をして抗議を支那政府に提出せしめたり。然るに此に對し在支外字紙の一部に甚しき曲辯を爲すものあり、支那新聞之に作用せられて盛んに排日を鼓吹するものを生じ、南方和平代表唐紹儀氏亦不謹愼なる通電を發するに至りしが、我が全權委員は一面小幡公使をして抗議せしむると共に他面右公文書を米國其他に提示し、牧野男珍田子より七日右に關する實明をなし、九日支那外交部亦正確なる聲明書を發表するに及び疑雲幸ひにして一掃されたるの觀を呈せり。所謂密約暴露問題の眞相此の如し、今項を分ちて之を詳述せんとす。

巴里に於ける支那全權の行動

一月二十一日命令を以て陸徵祥、顧維鈞、王正廷、施肇基、魏宸組五氏を講和全權委員に任命せしこと、並びに五委員の經歷、政治的地位に就いては前號本欄に於て詳述せり。五委員の內政上に於ける立場は必すしも一致せざるにも拘はらす、其間の協調は頗る圓滿にして、共に異常なる決心を以て發言の機會を待望しつゝありしが、一月二十八日好機は終に來れり。即ち同日の五大國協議會に獨領植民地處分問題の上程せられ、支那全權は白耳義塞耳維諸國委員と共に參列を許可されたり。是に於て全權顧維鈞氏は膠州灣問題に關し。

(一)山東は支那北方の門戶たること

(二)民族宗教は他國の管理に依り難し

(三)該地方は孔子の生れたる神聖なる土地にして支那文化の母なり民意を以て死守せざるべからず。

(四)支那の對獨宣戰に依り膠州灣租與に關する獨支條約は廢棄されたり

といふ四個條の理由に依り、膠州灣は講和會議より、直接支那に還附さるべきものなりとの要求を爲したり。之に對し我が講和全權は「膠州灣を支那に還附する事に關しては日本にその用意あり」と述べたるのみにて、終始他國委員と同じく聽者たるの態度を持したり。蓋し帝國委員の見解は、膠州灣還附に就いては日本に還附の用意あるは勿論なるも、本問題は日支兩國間の協議を以て決せらるべき問題

にして、講和會議に附議さるべきものにあらずといふに在り。此見解は當然列國の諒解を受くべきものなり。青島還附に關しては大正四年五月二十五日、日支兩國間に交換されたる「膠州灣還附に關する公文書」あり、即ち

(一)膠州灣全部を商港として開放すること

(二)日本國政府に於て指定する地區に日本專管居留地を設置すること。

(三)列國にして希望するに於いては別に共同居留地を設置すること

(四)右の外獨逸の營造物及び財產の處分並びに其他の條件手續等に就いては還附實行に先ち日本國政府と支那國政府との間に協定を遂ぐべきこと

の四條件附にて支那に還附すべきを規定せるものにして、一月二十一日貴衆兩院に於ける內田外相の演說中にも繰返し此意を聲明する所あり、支那にして若し無條件還附を欲せば、直ちに日本に向つて右公文書の更改を商議すべきのみ。

帝國委員の見解は至當なり、而して支那委員の言說が何等の効を奏せざりしは亦當然の順序なり。

支那全權の第二の行動は、所謂密約暴露事件なり。全權の一人たる王正廷氏は、會議席上に於ける顧維鈞氏に策應し、新聞記者團に對し昨年九月二十四日日支兩國間に交換されたる公文書の未だ公表せられざるものを、相手國たる日本に無斷にて擅まに之を公表し、且つ多少の誇張を交へて之を宣傳の用に供したり。

所謂密約の內容

右の事實こそ小幡公使の抗議を誘起し、爾後日支外交に波瀾を生せしめたる密約暴露事件の發端なるが、右に所謂密約なるものは牧野男の陳述(二月七日附)にいへる「山東省に於ける日支協調の將來に關し千九百十八年九月締結の協約、日支兩間當面の問題を解決するに當り相互に利益あり且つ公正なる規約」にして、一般には山東民政撤廢協約、或は山東鐵道協約を以て呼ばれ、其中毫も秘密條項なるもの無し。二月十八日北京發國際通信に據ればその內容左の如し。

第一條　山東鐵道沿線に駐屯する日本軍隊及濟南に駐屯する日本軍隊は濟南駐屯の一個中隊を除く外全部青島に撤退す。

第二條　支那政府は山東鐵道の警衛を管掌するため巡警隊を設置することあるべし。

第三條　山東鐵道管理官憲は右巡警隊の費用を支辨するに充分なる金額を準備すべし。

第四條　日本臣民は警察本部、重要なる停車場全部及び巡警教習所に雇傭さるゝことを得。

第五條　支那臣民は山東鐵道從業員に加へらるゝを得。

第六條　山東鐵道の所屬權確定後同鐵道は日支兩國共同經營の下に置かるべし。

第七條　現存民政部諸官廳は之を廢止すべし。

一見他奇なく、何れも大正四年日支協約の趣旨に基き、山

東に於ける獨逸權利の繼承に關し細目を協定せしものに過ぎず、山東鐵道日支共同經營を規定せる第六條の如きも何が故に秘密にせざる可からざるかの理由を解するに苦しむ否毫も其理由無きなり。

山東鐵道延長線即ち濟順高徐兩鐵道借款權に關する假契約は、右山鐵協約と同時に締結せられ、之に關する要項は寺内内閣の末期に於て發表せられ、唯その内容は假契約に屬するの故を以て未だ公表せられざりしのみ、亦斷じて秘密條約に非ざるなり。

小幡公使の抗議

所謂密約の内容は上述の如し、帝國政府に於ては毫も之を秘密にするの理由無し、但だ支那委員が締約の相手方たる日本の同意を得すして之を公表せるの甚だ外交的慣例に違反せるを遺憾とせり。是に於て外務省は小幡駐支公使に訓電を發し、此意を以て支那政府に致し、その反省を促がさんことを命せり。二月二日午後三時半小幡公使は西田通譯官を帶同し、外交部次長官舍に代理總長陳籙氏を訪ひ、大要次の如く陳述せり。（當時座に在りしもの小幡、陳、西田及び外交部參事施履本四氏）

在巴里牧野全權よりの來電に據ると在巴里の支那代表は未だ日本代表と接洽することなく新聞記者に對し日支兩國が山東問題に關し訂する所の秘密文書は何時にても發表し得べしと謂へりと此擧は外交の慣例に違反し頗る日本政府をして不快の感あらしむ日本も亦その相當の國際地位を維持せざる能はず政府の訓令を奉じ中國政府の注意を請ふ日本政府は決して發表に反對なるにあらず但だ支那代表の行動はその手續に於て未だ合はずとなすのみ。

と。支那政府は此抗議に關し四日國務會議を開きて愼重なる討議を爲したる結果、在巴里全權委員に對し事實調査を電命せり。

誤解と曲辯

誤解起り、曲辯之に次げり。北京外交界にては小幡公使の抗議を目して、支那全權委員中の排日派たる王正廷、顧維鈞兩氏の召還を高壓的に要求せるものと誤解し、若し支那政府にして右兩全權員委員を召還せざれば日本は巨額の借款前渡金の拂戻しを請求すべし、と威嚇せりと誤傳し殊に米國側は王、顧兩氏が米國育ちの外交官たるを以て其地位に同情したるもの、如く、米國公使ラインシュ氏は二日、英國公使ヂョルダン氏は四日、何れも陳代理外交總長を訪問し、日本の抗議内容に立入りて質問する所あり。二日の北京天津タイムスを筆頭に

ルーター電報、北支スター、東方新聞社、北支デイリーニウス、チャイナプレス、上海ガゼット

等在支英米人の宣傳機關は、一齊に起ちて排日を煽動し始めたり。曲辯の内容は

（一）日本は支那が日支間の密約を宣布し又は講和會議に洩らさゞるべきを承諾せんことを希望せり。

(二)日本は支那委員が講和會議に提出する一切の事件に關し必ず日本代表と一致行動を取るを要すと主張せり。

(三)小幡公使は、英國はストライキと内亂あり、政治上經濟上共に支那を贊助する能はず、反之日本は何時にてもその經濟的壓力を支那に加へ得べしといふを以て支那政府を威嚇せり。

(四)昨年九月二十四日締結の山東鐵道協約は同鐵道を日支合辦とし此協約は歐州平和會議の影響を受くることなしと規定しあり。

(五)日本は陰暦新年にて支那新聞停刊せる時期を選びその要求を提起したり。

(六)日本は支那にしてその要求を聞かざれば參戰借款前渡金三百七十萬元を即刻償還すべく若し要求を容れなば殘額千六百三十萬元を交附すべしといへり。

凡そ此の如きの類、誣妄殆んど辯解の余地なし。上海よりの報道に據れば、東方新聞社長カールクロウ氏及び英米煙草會社が裏面に在りて煽動に努めたる形跡ありと。かくて外字紙の煽動は無定見にして事大思想に富める支那新聞によりて追隨倡和せられ、敵國外患の到れるかの如き狼狽の狀、むしろ笑ふべきものあり。其極終に南方和平總代表唐紹儀氏の不謹愼なる通電を見るに至れり、氏は二月五日附を以て徐總統、廣東軍政府、北方和平總代表朱啓鈐氏に宛て打電して曰く

萬急北京徐東海先生鑒ルーター電報に據るに稱す日使我に對し警告し我が外交主權に干渉して謂ふ政府は當さに在巴里代表に訓令し凡そ主張する所日本の同意を經るに非ざれば和平會議に提出する能はず中日締結の密約も發表する能はざることゝすべく中政府もし同意せば則ち昨年九月の參戰借款二千萬元中未交附の一千七百萬元は以て照付すべし然らざれば則ち該借款契約をもつて取消しすでに交附せる二百萬元を索還すと此事果して確かならば殊に聽聞を駭かす我國自から主權あり豈能く此無理凌辱を受けんや四百萬國民の未だ死せざる豈能く此屈辱を受けんや公は莫大の責任を負ひ全國具瞻す請ふたゞちに所部に飭し理に據り答覆し迅速該款を籌償し軍事協約を取消し凡そ中日一切の秘密條約は我國全權代表より隨時提出して之を萬國の公論に訴ふるを得せしめんことを公之れをして瞻顧する所あらしむる能はず以て民意に違ふか日使指す所の三百萬元の款はもし公にして籌償する能はずんば我が全國國民自から應さに力任すべし然らざれば則ち公以て自から天下に解くべきなく國民亦將さに公に對する所以を謀らんとす一髮千鈞宜しくたゞちに裁斷すべし。

前號本欄に詳述したる支那全權委員の人物系統は、唐紹儀氏の右の通電と照合して頗る興味ありといふべし。

日本委員の公文書提示
全權委員牧野男の聲明

在巴里帝國全權委員は、小幡公使をして抗議を提出せし

めたる一面、五大國協議會に所謂密約なるものを提示せしめたり、前揭山東鐵道協約は即ち是れ。見るべし我が政府の意、支那が外交慣例に違反せるを責むるに在りて公文書發表に反對せしにあらざることを。二月七日牧野全權は新聞記者團に對し右に關する陳述を與へたり、ルーター電報に依り長文を厭はず次に採錄す。

吾人は日本の爲め吾人が正義且公平と認め而して之に就て曾に獨り講和會議に於ける各國代表者のみに限らず彼等が代表する國家の人民をして首肯せしむるを得べき事柄以外何等求めんとする所なし吾人は別に要求なるものをなさず吾人は單に或る問題を提出し以て吾人自身が、吾人の現在の地位及び極東の將來に對する權利を以て他國に向つて顧慮を與へたる如く同樣に他國の顧慮を求めたるに過ぎず吾人が以て公平公正なりと認むる所の結論に達せんが爲には吾人は過去數年の歷史を回顧するを必要とす。

獨逸陰謀遠大　最近十年乃至十五年支那に於ける及び支那との通商は夥しく增加し支那は日本に對し激烈なる反感を抱けりとの流說に頓着なく兩國の貿易業者は極めて密接に取引を行ひ且行ひつゝ各相互の利益を非常に增大せり利權開發の目的を以て支那に來りし列國中獨逸は最近數年に通商利權獲得若くは借款のみならず特に政治的陰謀に甚だ努め靑島に極東海軍根據地を建設し進んで其地に莊大なる築港と市街を造營せしが其の景觀、其の方式、其の事業徹頭徹尾獨逸式なり彼等は靑島より山東省の首府濟南の大都に鐵道を敷設し南北に靑島と濟南を連絡せしめ以て北上して天津に至る鐵道の聯結を作り天津に於ては彼等は又同地より揚子江岸なる南京の對岸浦口に至る鐵道に聯絡を通じ而して亦揚子江に於ては上海より漢口の中心市場に至る間に盛んに獨逸船舶を浮べ遂に支那全土に其手を擴ぐるに至れり斯くて獨逸は漸次三千萬の人口と莫大なる資庫及び富源を有する山東省の主人公の地位を占め來れり利權は相次いで獨逸の手中に歸し靑島の港は益々重要を加へ而して獨逸は山東省に於て主人顏に振舞ひたりと云ふも敢て過言にあらず獨逸は恣に金錢を散じ其事業の發展と共に生ずべき利得の配分を得んとする他國の企圖を殆ど封鎖し常に極東に於ける諸外國人の勢力を弱めん事を圖れり一九一四年八月英佛露により對獨宣戰布告せらるゝや太平洋及び印度洋に於ける平和的通商は大いに靑島に於ける獨逸海軍根據地に在りし獨逸艦隊によりて脅されたり。

靑島戰の經過　獨逸は日本が宣戰すべしとは信じ居らざりき然れども大英國の同盟國として日本は開戰後數週を出でざるに日本も亦獨逸に對し宣戰し次いで獨逸に向つて在靑島陸海軍裝備を撤去すべしと告げたり最後通牒に於て日本は獨逸に對して膠州灣を支那に還附すべき旨要求せり其文に曰く「帝國は現下の狀勢に於て極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは該協約の目的とする東亞の平和を永遠に確保するか爲め極めて緊要の事たるを思ひ茲に誠意を以て獨逸國政府に勸告するに同政府に於て左記二項を實行されん事を以てせり。

第一、日本及び支那海洋方面より獨逸帝國艦艇の即時に退去する事、退去する事能はざるものは直ちに其武裝を解除する事。

第二、獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那に還付するの目的を以て一九一四年九月十五日を限り無償無條件にて日本帝國官憲に交付する事。

右最後通牒は最後に叙上の條件に對する回答の爲め七日間の猶豫を與へ而して無條件應諾か然らずんば最後手段を取るべきを聲明せしものなり日本は該地方を自己の領土として獲得し若くは租借者として獨逸に代らんとする何等の希望をも述べ居らず獨逸は之を拒みたるを以て日本艦隊は英國軍艦と共に數日後青島港外に至り直ちに軍隊を上陸せしめ同地を包圍攻撃せり此の事業は別に甚だ困難なるものにはあらざりき日本軍は入渠中の堂々たる一隻太利最新型巡洋艦を砲撃して之を撃沈したれども不幸にして獨逸艦隊の主要船艦は港口封鎖前に逃走したり斯くて青島は陷落し日英兩軍の占領する所となれり此戰鬪に於て日本は數千萬の戰費と三千の人命とを失ひたり茲に特筆大書すべきは青島占領戰に於て英國軍が陸に海に日本軍と克く協力一致して其任務を全うしたる一事なり青島占領戰は這次大戰爭史中の一些事に過ぎずと雖も尙此戰爭の初期に於ける重大事件にして且一千九百十四年より一千九百十八年に至る間に於ける有意義の一事變たるを失はず日本は私かに其貢獻と成果とを誇とす。

支人對日猜疑　日本は獨逸に對する最後通牒中に獨兵撤退に對する理由即ち青島の對支還付及び極東の平和維持を聲明したり此聲明に基き極東の平和は維持されたり而して過去四箇年に亘りて太平洋上の通商は攪亂されたる事なく印度、米國、支那、日本、比律賓諸島、香港は其通商上に障碍を蒙りたる事なし、既に述べたるが如く獨逸の青島占領期間中に於て同港は暴風雨時に於けるジヤンク船の一避難所より變じて一大海軍根據地と化したり獨逸は同港築造のため莫大なる投資を爲したるが日本は日支兩國政府の協約に基き同港を支那に還付せんとす之に依りて日本は曩に支那が獨逸に附與したる利權の恢復に對し支那及び其他の國民と相協力して其任務を全うすべき適當なる機會を得たるなり此の協約により支那は既定期限に先つ事八十箇年前に莫大なる經費を投じて築造せられたる青島と膠州灣とを恢復するに至るべし山東半島及び山東鐵道は日本の手中に歸する迄は獨逸の管理に屬したり一方獨逸官憲は山東省一帶に亘りて一大活躍を試み其活動振たるや到底他國官憲の及ぶ所にあらざりき加之日本が獨逸に對し宣戰を布告するや獨逸は支那領土を經て青島に軍隊を輸送せんがため山東鐵道及び津浦鐵道を利用したり青島戰役中獨逸は山東鐵道全部を軍用に供したり而して愈々日本が之を占領するや獨逸租借地の喪失に憤慨せる支那在留獨人の煽動に依り日本に對する傳來の反感は愈々昂り日本に對する舊來の猜疑心は日本が支那領土内の一港を占領せるが爲に再燃したり斯くて南滿洲鐵道の場合に於ける如く不幸なる擾亂と紛議とを釀すに至れり。

日本野心絕無　此の三年間支那は中立國なりき支那は中立を守る間に獨逸は支那の各方面に於て最も活動し且其の勢力は頗る大なりしと信ず可き理由あり獨逸銀行は支那全國に亘りて營業を行ひ且つ千九百年の團匪事件の爲め支那が年賦に依りて支拂ひを強制せられたる巨額の償金を規則的に蒐集を繼續せり千九百十五年日本は支那と和解し諸地點に起れる紛擾の爲に生じたる未濟の爭議を解決するを希望し同國に對して或要求を爲したるが其の要求中には支那が自ら進んで許容する場合の日本の希望につき或る言明を爲し置きたり予は或範圍迄一般人心に疑惑を與へたる諸問題に就て其眞相を明かにせんことを欲して之れを明示せり思ふに是等要求の內容及び其の附帶條件の追加は著しき誤解を惹起し且つ多くの非難は日本の門戶に殺到せり予は今此席上に於て既往に起れる形勢の正邪を論議する準備なし然れども談判の結果日支兩國間に協約を締結しその協約に基きて日本は膠州を支那に還付するに同意せり此條約は公然の文書にして且つ全文を發表せられたり更にこの協約には何等世に知られざる秘密の條項なし是等の契約は支那に依つて締結せられ其後千九百十八年青島に於ける國際的解決と更に支那が爲したる讓步即ち青島膠州還付の代りに山東省の發展に就き支那と相提携する機會を日本に與へたる事に關しその準備に着手せり然れども予は本協約が毫も壓制的ならず又日本が支那領土若くは支那の領土權に對し不法なる或は擅斷的なる管理を加ふる事を規定するものにあらざる事を言明せんと欲す本協約の細目は日支兩國間の了解に基き發表されざるが幷は本協約が未だ不完全の域にある業務の豫備なるが故にして勿論其業務に關係する實業家並に各國政府の能く理解する處なるべし本協定は全く支那の信任の下に締結されしものなり吾人は從來千九百十八年の本協約を目するに公正合法にして未決問題を解決するに相互に扶翼する處多く吾人をして一層完全なる了解を遂げ相提携して講和會議に臨む事を得せしむる者なりといふ以外に嘗て何事をも想到せし事なし。

對支要求程度　青島占領二年後即ち千九百十七年支那は獨逸に宣戰せるも日本は千九百十五年膠州を進んで支那に還付するの保障を與へたり又日本は屢々支那に對し毫も領土的野心を有せず唯善隣の好誼を持續する事を希望する旨聲明せり或一國に屬する領土を自國の利益の爲にのみ開發せんとする意志を以て獲得するは親善好感を齎す所以にあらず從つて一方に日本が親善隣好の持續を求むと言ひながら一方其領土の領有國を除外して獨り全利權を壟斷せんとするが如き眞に迂愚の事ならずや日本が支那より山東省に於ける利權を獲得せんと欲するは他無し支那と和衷協同して公平なる分前に與らん事を求むるのみ日本が他國と同樣なる基礎の上に立ち支那開發のため均等なる機會を有する事を求むるは支那を喰物となし居るものと云ふべきにあらず支那は原料を藏し吾人は原料を求む吾人は日支兩國の利益の爲めに圖りて支那富源開發の爲め放資すべき資本を有す予は此點に就き特に力說を惜まざらんとす蓋し是は吾人が公正なる和衷協同の目的を有せるに全く正反對の目的を

有するものなりとの非難を受け又愚かにも善隣國を喰物とせんと努力せるが如く取沙汰せらるればなり吾人は國家と國家の間に行はるゝ交渉の方式に大變化を來したる事又は大變更の來らざるべからざるを知る昔日の所謂開發若しくは他國に金毛の羊を求めんとするが如き時代は過ぎ去れり而して若し何等かの價値ある國際聯盟にして組織されんか該聯盟の規定は利己的濫食若くは利己的開發を禁止するものならざるべからず吾人は國費を費し且今次の恐怖すべき大戰に喪はれたる莫大の人命に比すれば少なりと雖も而かも二千八十名の貴重なる生靈を犧牲に供したる今日吾人は獨逸が其正當なる所有者に還付する爲めの引渡を拒絶したる所のものを獨逸より引渡さるべき權利ある事を思惟するものなり予は聲を大にして聲明せん山東省に於ても又滿洲に於ても日本は支那より不當なる利權を獲得せんと求むるものにあらず日本は極東の二國間に機會均等門戶開放及び和衷協同の利權を求むるものなり。

兩島領有至當　西伯利に就て一言せんに千九百十八年聯合國の請求に依り日本は過激派及び完全に武裝して過激派と協力しつゝありし數千の前獨逸俘虜によつて其の存在を脅かされつゝありたるチェック・スロバック軍の西漸を援助し並びに浦港西伯利鐵道沿線或は黑龍江沿岸イルクックに迄貯藏されたる國際軍需品を保護すべき目的を以て其軍隊を西伯利に派遣したり此出兵の結果其軍事行動により日本は其の聯合國と協力し浦港、ニコラエフスク及びブラゴエチェンスク附近に集合せる武裝せる軍隊を掃蕩し之を潰散せしめ夥しき武器及び獨兵によりて使用され居たる小型河艦數隻を押收せり予は此の出征に關して特に言はんとせず亦何等其功績を誇るの意なし唯だ日本は聯合國との協約に遵ひ秩序の回復及び基礎ある政府の樹立を見たる時は聯合國と共に西伯利を撤退すべきを宣明したるを言へば足れり日本は今や派遣軍隊の大部分を召還したり而して右協約の下に外國軍隊が悉く西伯利或は露西亞より撤退し是等の地方に正規の政府設立さるゝの日來らば吾人は之を喜ぶべし赤道以北にありて日本に隣接せるカロリン及びマーシャル二群島は獨逸支配の下にありき是等群島は日本の爲め奪取占領せられたり日本は平和的開發及び收利の目的を以て是等群島を占據すべき權利を主張し公明と正義との觀念を以て此の主張を固持す吾人は是等群島は其天賦の資源に關し吾人は之を開拓するに便宜あり吾人が其土民を支配するは他の國家が之を爲すよりも遙かに便宜ありと信ず更に日本全國民は同群島を斯の如く處分するを以て太平洋に於ける日本の貢獻が認識せられたるものなりと感ず然らずして同群島を他國民支配の下に置かばこれ自づから日本に對する非難を形成し日本國民の反感を招くに至るべし此の國家威信の念は此主張に於て重要なる一部を成すものなり然れども吾人は同群島が日本によりて支配さるべきものなるを主張し今後も主張せんとするものなり。

誠意ある貢獻　問ひを爲すものあり曰く日本は這次の大戰に於て何を爲したる乎と、予は唯だ答へて日本は其最善を盡したりと言はん此の場に於て日本の艦隊は太平、印度

兩洋及び地中海に於て運送船及び商船を潛航艇より保護する爲めに百二十萬哩以上を遊戈し佛英援助の爲め急派されたる七百五千萬の兵を護衞して克く其使命を果したりと陳述するも予は此の言の誇張に過ぎざるを信ず。日本の地理的位置其資源及び太平洋が他の海洋の自由を脅したると同じき脅威より放免されし事實は日本をして露國、英國佛國に多數の軍需品及び物資を供給する事を得せしめ且つ露國の借款にも應じ之に要せし經費は日本の政府豫算中尨大なる項目たりき然れども是等の物は我西方の聯合國が拂ひし偉大なる犧牲に比すれば物の數にもあらず、日本の政府及び其民衆は英國及び佛國の忠實なる聯合國たると共に露國及び米國の眞友たりき吾人の行ひたる所を詳細に亘りて述ぶるは予今日の任にあらず唯だ聯合國が之が爲めに戰ひ而して勝利を得たる其主義目的に向つて日本が與へたるもの費消したるもの及失ひたるものは總て是れ忠實と同情の精神を以て貢獻されたるものなりと云ひ又吾人が此處にあるは戰爭に對し障壁を築かんとする事業の爲め且つ東洋と西洋の國民間に友誼と了解の連鎖を作らんがためなりと言へば足る。

外交部の聲明

二月九日、支那外交部は本問題に關し次の如き聲明を發表したり。前項牧野男の陳述と相俟つて謠言と誤解と曲解とを一掃するに足る。果然支那側の反感も此二聲明に依りて稍下火となり來れるの觀あり、是に於いて一先づ本問題に關する叙述を打切り、推移を見んとす。（八・二・二一）

日本小幡公使歐洲和議問題のために外交部陳代理總長を訪問して以來報紙誤載し謠言繁興し世人察せず僞を以て眞と爲せるは誠に遺憾と爲す茲に當日會見の情形をもつて左に披露し以て世人萬一の誤會を免かれしめんとす。

是より先一月三十一日晩間日本公使電話を以て見えんことを約し聲言すらく早日接見を希望せり正に陰暦年假に値ひ陳代理總長外出して接見するを獲ず乃はち二月二日（日曜日）午後會見の事を訂せり是日午後三時半小幡公使西田通譯官を帶同し外交部次長官舍に來訪するや陳代理總長出でゝ見え並びに外交部參事施履本座に在り當時談話重要の點は即ち小幡公使巴里日本代表牧野男爵の來電に接到せり謂ふ在巴里の中國代表未だ日本代表と接洽せず遽かに新聞記者に告げて謂ふ中日兩國訂する所の山東問題に關する秘密文書は何の時に論なく以て發表すべしと此舉認めて外交の慣例に違反すと爲し頗る日本政府をして不快の感あらしむ日本亦その相重の國際地位を維持せざる能はず茲に其國政府の訓令を奉じ中國政府の注意を請ふ並びに中國代表に電知せられたしと且つ謂ふ日本政府は決して發表に反對せるに非ずたゞ中國代表の行動と其手續の未だ合はざるあるを以てせる耳云々と乃はち世人察せず謠言繁興し中外の報紙一月三十一日ルーター電報に中國代表顧王二氏日本代表と辯論するの消息あるを以て日本政府必らず此時に於て法を設けて中國政

府を壓迫するならんと群疑し又小幡公使陰曆年假の期に於て急に見ゆることを求むるに値ひ乃ち此に於て種々の揣測あり甚しきに至つては謂ふ日本政府中國政府に願王二使の撤回を要求し否らざれば則ち永久に青島を佔有すべしと此れ全く眞相に明かならざるの誤傳にして之に因つて兩國民妄りに疑慮を生じ日本報紙亦日內閣現に常に公平の聲明を爲し以て中日親善の實現に努力せり而して北京政府察せず反つて日本政府の眞意を諒解せず以て今日の現象を致せり等の語あり是を以て世人揣度の詞中國政府に詆及する殊に解せずと爲す但だ果して該日報所載の如く日本政府事實上より日本政府の誠意を表示せば中國朝野の人士自から日本の親友的精神を諒解せざるなし總之各國代表の巴里會議席上に在るや本國の利益を顧みて正確の主張を爲すは今日國家獨立自存應さに有るべきの義と爲し他國絕へて干涉の理無し世人何ぞ得て妄りに揣測を爲し世界各國公平自由の正義を忘れんや中日兩國現に正に親善の實現を謀る更に何の誤解あらざるべし盼望す我が兩國代表巴里會議中に在つて再び何等の誤會を生ずる勿れ庶くば相互對等の主義及び世界和平維持の旨に合せん云々。

國防軍に關する注意

小幡公使は二月上旬支那政府に對し、目下南北妥協上問題となり居れる中央政府の新編國防軍に就き忠告を發し、該軍隊を南方壓迫及び國內個人の爭鬪に使用する事なく南方の誤解を惹起せざるやう北方政府の注意を喚起せり。此事たる國防軍撤廢を叫びつゝある南方派に對し一の保障たるべきものなれど、南方側は固より之に滿足せず、益々聲を大にして裁撤を迫り、北京外交團の一部にも此主張に同感を表するものなり、公使會議の議に上りしも何等決定を見ざりき。因みに國防軍三師四混成旅計畫に關しては前々號本欄に記載せしが、右は南方派機關通信の報道にして實際は未だ其所迄進み居らず、元來此國防軍なるものは、昨年日支軍事協定の結果成立せる參戰借款を以て編制せられし參戰軍三個師團（幹部のみ教育濟、兵卒は直隸河南山東地方にて募集中）と大正七年一月編成濟となれる徐樹錚部下の二混成旅團とを以て組織せんとせしものなれど、未だ之を國防軍として發表せしことなく、尙ほ參戰軍を以て呼ばる。その將校は軍官學堂卒業生及び講武學堂尉官學生中より選拔され昨夏以來日本將校の補助に依りて嚴格なる訓練を受け居り兵卒の募集に就いても嚴重なる選拔を行ひ居りて南方派の稱する如く倪嗣沖、張作霖等部下の苦力兵を其儘受入れたるものに非ずと。

新國會閉院

二月十一日午前十時衆議院に於て第一回新國會閉院式擧行、徐總統以下國務員一同列席、衆議院議長王揖唐の式辭、徐總統錢總理の祝辭あり、記念の撮影を爲して散會せり。

和平會議規則決定

和平會議規則は起草員章士釗胡漢民（南方）、汪有齡方樞（北方）四氏の手にて起草中なりしが二月十四日愈々左の如く決定せり。

第一條　會議の時は双方總代表及び各代表列席す。

第二條　會議の時は双方總代表より發言す。

第三條　議題は双方總代表より協定す。

第四條　議題既に開議を經、總代表認めて應さに準備會或は審査會を開くべしとなす者は双方總代表より各代表若干人を指定し聯合して之を行ふ。準備會或は審査會擬議の事件は仍ほ總代表より決を取る。

第五條　會議の時双方總代表より各々秘書二人を派して記錄せしめ並びに會同して記錄文件を整理保管せしむ。

第六條　會議未決事件及び準備會或は審査會擬議事件は双方代表及び秘書均しく完全に秘密の責任を負ふ。

第七條　會議の時は傍聽を許さず。

第八條　本規則は双方總代表より簽定施行す。

內治外交

●求賢佐治の明令　二月一日大總統令、任賢無方は古訓の尙ぶ所時艱康濟は群才に攸賴す歐戰既に平ぎ內爭漸く戢まる正に我が政府惕厲修明の會亦我が國人馳驅振奮の秋なり玆に及び民治を敷揚し新機を淪導し振瞶發蒙責有位に在り各省々長及び兼任省長は一省政令の寄る所自から應さに治理を勤求して庶政を刷新するの基と爲すべく尤も必らず賢才を甄采して以て匡助に資すべし平居延攬務め心を悉して鑑察するに在り廉潔を登進して必らず貪汚を黜ぞけ勤能を奬掖して必らず忘弛を懲らせよ老成なる者は固より經驗饒く新進なる者儘英賢あり任用は但人を得るを貴び遴選は一格に拘はらず總べて庶僚奮勵し百政昌明にこれが風聲を樹て玆の弊俗を挽せんことを期すその治行卓著或は學專問を擅まにし及び山野隱逸聞望昭著なる者あらば均しく隨時意を留めて考察し切實の事蹟を臚舉し呈して擢用に備へよ民政の要端は興利除弊に外ならず而して今日保民の計は則ち當さに世界の大勢を詳審し吾國の內情を斟酌し時に因りて宜しきを制し折衷至當なるべし各省長は責旁、貸なし務めて當さに所屬を督勵し認眞籌辦すべし一命の秩心を濟物に存すれば閭閻已に其賜を受く矧んや專圻の長吏に在つておや共れ各々之を勉めよや此に令す。（八・二・六、順天時報）

●馬廠首戰紀念日　二月七日大總統令、國會議決して七月三日馬廠起義共和に再進せし日を以て民國紀念日と爲せり玆に之を公布す此に令す。（八・二・九、順天時報）

●僑商奬勵令　二月七日大總統令、實業は立國の要

計たり迭りに明令の提倡を經たり尤も必らず商民の貲力を集合し奮勵進行するに賴り乃ち實効を收む吾國僑民の海外に轉輸し居積致富頗る人に乏しからず近年資を挾んで里に歸り各項の事業を經營する者成績昭彰として人の耳目に在り方今世界重ねて和平を親亞かに康濟を謀る神精の注ぐ所勢將さに經濟の一途に趨重せんとす玆に及び僑民を保惠する宜しく勞來の政あるべし內務農商兩部に著して各省軍民長官に通行し該省に籍隸するの僑商に於て均しく應さに法を設けて招徠し隨時揄喻し並びに國外各中華商會に曉諭し切實勸導せしめ各商の貲を集めて國に圖り實業を興辦しそのすでに歸國せる者は尤も必らず心を悉して保安し務めて居に安んじ業を樂しましむべし即ち海外に居留せる僑商の本國實業の規畫に對しもし眞知灼見あらば亦原委を指陳し隨時主管官廳に呈明核奪すべし僑商投貲實業は應さに如何して優予奬勵し以て激勵を示すべきかに至つては並びに該部より辦法を妥擬し呈候施行せしむ此に令す。（八·二·九、順天時報）

●國際聯盟同志會　國際聯盟問題は已に今次和會中の最重要職務と爲す歐美人士は團體を組織して熱心に鼓吹する者幾んど目的を達せずんば止まざるの勢あり吾國人士は尤も此事の成功を希望し近ろ汪大燮張謇熊希齡蔡元培林長民王龍惠諸氏より多人を邀集し二月五日午後二時石駙馬大街督辦賑災事宜處に在つて商議し國際聯盟同志會を組織せり出席者は汪大燮蔡元培林長民王龍惠李盛鐸梁士詒王揖唐王家襄沈瑞麟沈金鑒張國淦馮耿光陳漢第王世澂胡適陶履恭葉景莘藍公武劉道鏗梁秋水林桐實霍堅梁敬錞孫潤宇金紹城魏斯炅宋春舫汪庚等三十餘人汪大燮を公推して主席と爲し林長民より章程を報告し旋いで在歐諸公（全權委員を指す）に致電して極力贊助し該會抱く所の目的を達せんことを期すと理事に汪大燮梁啓超蔡元培王龍惠李盛鐸嚴修熊希齡張謇八氏を推し汪氏を代理々事長とし林長民を總務幹事に林桐實胡適陶履恭葉景莘劉道鏗梁敬錞霍堅七氏を幹事に選定せり章程左の如し。（八·二·一〇、一四、民國時報）

第一條　本會は定名して國際聯盟同志會と爲す。

第二條　本會は國際聯盟を主張し及び其實行を援助し其發展を促進するを以て宗旨と爲す。

第三條　本會の事務は左列の三項と爲す。

（一）國際聯盟の各種問題及び其他の問題にして國際聯盟と關係ある者を研究す。

（二）講演或は中外の文字を刊布して國際聯盟の主張を鼓吹す。

（三）他國同類の團體と互ひに聲氣を通じ提携進行す。

第四條　凡そ中華民國人民にして會員の介紹を經職員會の通過を得たる者は即ち會員と爲す。

第五條　凡そ他國人士の本會を贊助する者は皆職員會より推舉して本會名譽會員と爲すことを得。

第六條　本會は分會を設けず凡そ各地方會員の國際聯盟に對する意見は本會職員會に送り審定して之を發表すべし。

第七條　會費は會員より隨意捐納することを得。

第八條　本會に職員を設くること左の如し。
理事長一人　會務を綜理し本會を代表す。
理事十人　會務を協理す。
總務幹事一人　本會の事務を執行す。
文書部幹事十人　中外文牘事務を掌理す。
編輯部幹事十人　中外文辭の編輯撰譯及び書籍保管事務を掌理す。
會計部幹事二人　款項の收發保管事務を掌理す。
庶務部幹事五人　印刷購置及び其他一切の庶務を掌理す。
第九條　各部幹事中主任一人を設け各本部の事務を總理せしむ。
第十條　本會理事長理事は本會成立の時に於て之を推擧す其他職員は理事長より之を指定す。
第十一條　理事長事故あり事務を執行する能はざる時は理事中より一人を公推して之を代理せしむ。
第十二條　本會は雇員を招用し職員の命を承け一切の事務を處理せしむることを得。
第十三條　本會は隨時大會を開くことを得理事長より之を召集す。
第十四條　本會職員は隨時職員會を開き一切の會務を執行す。
第十五條　本會の事務所は北京に設く。

●北京の萬國禁煙會　二月八日午後四時中華萬國禁煙聯合會は東城米市大街基督教青年會に於て大會を召集し出席者約二百人大總統代理黎開文の歡迎の辭、總稅務司アグレン氏北京大學校長蔡元培氏伍連德醫士等の演說あり（一）中華萬國禁煙會を組織し現北京禁煙委員會員を第一期董事と爲すこと（二）中國各處の中外紳士と聯合し政府の此項奸惡營業を禁絕するを贊助すべき事の二項を議決し六時散會せり。（八・二・九、順天時報）

●龍口開埠計畫　山東龍口商埠局與築公司は商埠圖說を擬具して云ふ。
（一）本埠は完全なる自闢商埠たり大總統令を遵奉し山東黃縣の龍口地方を以て歸化城張家口等の處と一律自から商埠を開き內務部より章程十二條を厘定せり與築公司は凡そ工程建築及び租建等の事項に關し均しく中央公布の商埠章程及び公司條例に遵照し並びに省部に呈明核准し龍口商埠事業を經營し純ばら商務を發展し地方主權を鞏固にするを以て宗旨と爲す況んや龍口は黃海に濱臨し天然の形勢海工碼頭成るを告げ輪船停泊せば航路交通利便第一の商港たるおや埠務の發展亦此に基づく是を以て濟南商埠市街の設施に仿照し中國の習慣方向を按じ詳しく規定を爲し以て推行盡利を期す埠界の地分つて四等と爲す頭等の地は每年每畝租價洋三十元二等地二十五元三等地二十元四等地十五元凡そ中國人にして租地を欲する者は須らく先づ與築公司に報告し租せんことを願ふの地點を登記し定洋を酌留して應に有效と爲す。
（二）公司の商埠を建築する利商便民に非ざるなく自から利源を闢くが爲めに計り開埠の利益をもつて各項の章程及び

圖式を擬具し山東省長に呈由し內務農商財政外交各部と會同立案し信用鞏固商界個人の名義の比すべきに非ず亦約開商埠と同じからず。

(三)本埠の面積計地八千八百六十畝有余あり街道は均しく長方及び正方形に照し施設し華式房屋の修築に便にせり且つ光線空氣に於て均くして妨碍なし三馬路以東の地畝毎方六十畝を按じて劃定し埠界の東及び西北に余地を酌留す惟ふに龍口は南北運輸の中心點にして北は津沽に至り南は上海香港寧波に達し且つ旅順大連營口に接近し輪舶の交通共に二十余の海口あり商務の經營最も便利と爲す豫かじめ準備を爲し以て他日の擴張に便せざるを得ず。

(四)本埠繫輪碼頭は三處を擬定し第一處は七年九月開工せり八年六月全工竣を告ぐべし其余二處は商埠の發達を俟ち次に依り建築す。

(五)烟濰鐵路は政府興築を決定せり東は芝罘に達し西は濟南に通じ以て津浦に達す海陸の交通最も優勝を占む特に碼頭附近に於て空地一段を擬定し將來鐵路を商埠に引入し車站を設置し出入貨物の、裝卸轉運に便せしむることゝせり。

(八・二・九、民國日報)

●東三省十六處の開埠

前清光緒三十一年の中日條約上に規定せる東三省に十六處商埠自開の案は民國以來日本方面屢々提議を經政府方面も此事に對し亦迭次會議しすでに數年を經たるも條例規訂上の爭持により議を成さず茲に聞く日前東三省張巡閱使及び孟鮑二督及び吉林郭省長の連名要電到着府院に呈遞し司法農商內務交通外交各部に分交し速きに從つて會商し外交部より日本公使に提出磋商せしめられたしといふに在り電中擬する所の條例四種は概括主義を取り各國の市政條例の辦法に仿照し且つ決定後中央より市政監督を設立し一切の事務を管理せしめんことを請へり擬する所の條例四種次の如し。(八・二・一一、上海時事新報)

(一)開闢商埠總章(十三條)內容は政府より一切を規定し派員查勘適宜の地點を定めんことを請ふに在り。

(二)租建條例(十七條)寬大主義を取りあらゆる時間地域は政府より指定す馬路電燈汽車(自働車)等各種の事業は均しく華商より組織し政府より一切を劃定す。

(三)課稅條例(九條)厘稅は貨物出入に對し稅章に照し一律の辦理す。

(四)警察條例(六條)中日人民を論せず治外法權未收回以前統べて中國警察より天津上海の例章に照し拘捕或は引渡す。

●日本密約は應さに一律宣布すべし

ルーター社二月七日北京電報に云ふ日使小幡は現に山東鐵路契約を兩國より發表すべきことを提議せりと某方面の消息に據るに政府は此外兩種の密約を訂せりと其一は福建省に關係あるものにして日本は同省の路鑛の實權を取得せりと其二は國防同盟即ち徐樹錚日本滯在中々日軍事協定によりて與ふる所の利益の繼續存在を談判せりといふ者是れ也此兩種密約亦應さに宣布すべきなり北方報紙小幡事件に於て均しく冗長の記載を爲し英文北京日報は中日兩國の關係を詳述

し乃ち曰く顧維鈞公使は政府の訓令を奉じ已に二十一條要求の取消を力請すべしと一九一五年の條約は兵力を以て脅かして勒索せしものなり於是日本代表は大いに窘しめらる蓋しその處する處の地位中國は原告にして日本代表は則ち待質の犯なればなり是に因り乃ち中國代表の箝制を力圖せしなり而も此舉既に暴露し且つ失敗に遭へるなり矣。（八・二・一〇、上海時事新報）

●國防軍三機關の添設　段祺瑞練る所の國防軍は二月内に於て三師四旅を成立し近ろ復た大いに擴充を加へ十師を改練するの計畫あり軍事人材の收羅に關しては下の各機關を設くべく擬定せり。

（一）軍事研究社　凡そ將軍府の將軍參軍及び參陸兩部の部附調査諮議及び閒職の各員を社中に集め統率及び戰略戰術を研究し以て統一の將才を養成す此項の章程は開く已に脫稿し不日發表すべしと。

（二）軍官補助團　靳雲鵬は軍官教導團現に已に畢業せるに因り各地に派赴して招兵せしめ此間黃寺の教導團舊址は一軍官補助團を改組し凡そ各師旅の初級軍官は抽調來京せしめ更番訓練し此項教育を以て各軍に普及し以て同式教育の幹部を養成す。

（三）講武堂　續辦講武堂は將さに畢業に至らんとす現に該堂學員尚七百余人の多きあり其中優秀軍人亦少なからざるに因り一時位置を易へず前日羅開榜講武堂教育長龔某と傳見し整頓方法を詳詢せしに龔云ふ舊堂長他遷し新堂長未だ到らず良法ありと雖も未だ施行する能はずと羅の意相當の人員を以て先づ堂務代理を行はしめ以て整頓に資し並びに聞く該堂學員をもつて軍官補助團に調入して軍官の用に充て今後の解散臨時補充軍隊に至つては軍官の數たる必らず多からん即ち之をもつて講武堂に歸納しその退休の余暇に在りて軍事上の各種學術を研究せしめ將來の用を爲さんとすと。（八・二・五、廣東嶺南新報）

●軍事委員會組織條例　廣東軍政府軍事委員會組織條例左の如し。

第一條　軍政府は國内永久の和平の爲めに國防計畫の基礎を樹て軍事委員會を特設して民國軍制の改良及び軍隊の裁汰安置整理の辦法を討論せしむ。

第二條　本會各委員は軍政府より陸海軍上級軍官に命令し之に充任せしむ。

第三條　本會に委員長一人を設け軍政府より命令を以て之を派充す。

第四條　本會は左列各項を議決するの職責あり。

（一）政務會議交議の者。

（二）各部及び各省各軍建議の政務會議を經由して提出せらるゝ者。

（三）軍政府議和總代表交議の者。

（四）委員長提出の者。

（五）委員三人以上連署提出の者。

第五條　本會は軍政府所在地に設け南北和平會議開會期間に在つて軍政府認めて必要となせる時は委員若干人を和平會議所在地點に約派し以て諮詢に備ふることを得。

第六條　本會議々決事件は軍政府政務會議に呈由核定し議和總代表に提交す。

第七條　本會開會及び閉會日期は軍政府命令を以て之を行ふ。

第八條　本會は書記錄事若干人を酌派して記錄文件會計庶務事宜を分掌せしむることを得。

第九條　本會議事細則は委員會より別に之を定む。

第十條　本條例は公布の日より施行す。

●各省軍隊の概數　最近調査の各省現在軍隊の概數左の如し。

（近畿）參戰甲第一師　第九師　第十三師　第十五師　禁衛軍半師　京師憲兵　步軍統領　以上約官兵八萬余人

（直隸）新振武軍　奉軍一旅　參戰軍第一旅　新編混成旅　憲兵營　第一路巡防　第二路巡防　第三路巡防　第四路巡防　第五路巡防　第六路巡防　第七路巡防　第八路巡防　左翼巡防　保定衛戍營　以上約官兵五萬五千餘人

（山西）第一混成旅　第二混成旅　第三混成旅　第四混成旅　第五混成旅　以上約官兵三萬五千餘人

（河南）第一混成旅　第二混成旅　第八混成旅　先鋒隊毅軍　前路巡防　宏威軍　毅軍右路新線巡防隊　遊擊隊　西路巡防　右路巡防馬隊　親軍左右營　以上約官兵四萬四千餘人

（奉天）第二十七師　第二十八師　第二十九師　騎兵第二旅　後路巡防　前路巡防　前路巡防遊擊隊　右路巡防　左路巡防　以上約官兵四萬八千餘人

（吉林）第一師　第一混成旅　第二混成旅　第三混成旅　以上約官兵三萬三千餘人

（黑龍江）騎兵第四旅　新成陸軍第一旅新成陸軍第二旅　以上約官兵三萬一千餘人

（甘肅）新建左軍　新建右軍　新建後軍　壯愷軍　振武軍　昭文軍　寧夏巡防　寧夏新軍　西軍精銳軍　肅州巡防　甘州巡防　涼州巡防　西寧巡防　南路巡防　建福軍　威武軍　親軍衛隊　以上約官兵二萬四千餘人

（貴州）暫編第一師　暫編第二師　暫編第二旅　以上約官兵二萬七千餘人

（四川）暫編第一師　暫編第二師　暫編第三師　暫編第四師　暫編第五師　邊軍第一旅　滇軍第一師　滇軍第二師　黔軍新編第一師　以上約官兵十二萬二千餘人

（福建）福建第一師　第十混成旅　第十一混成旅　第二十四混成旅　浙江第二師　粵軍暫編第一師　粵軍暫編第二師　以上約官兵七萬一千餘人

（江西）第十二師　第九混成旅　贛軍第一旅　贛軍第二旅　步兵第一團　省防陸軍第四團　警備隊　安武軍　以上約官兵五萬餘人

（山東）第四十七旅　第七混成旅　第一混成旅　第二十三旅　第一混成團旅　前路巡防　左路巡防　右路巡防　後路巡防　新編混成旅　沂防巡防　新防巡防　以上約官兵六萬四千餘人

（廣西）暫編第一師　暫編第二師　中區步兵連　右區步兵連　左區步兵連　憲兵連　以上約官兵四萬七千餘人

（廣東）陸軍第一師　桂軍新編第一師　桂軍新編第二師　擊軍三十營　第一混成旅　第二混成旅　滇軍暫編第一師　滇軍暫編第二師　以上約官兵六萬九千餘人

（江蘇）第十四師　第六師　第十九師　第九混成旅　第七十四混成旅　第七十五混成旅　第七十六警備隊　第十師　以上約官兵八萬八千餘人

（湖北）第二師　第八師　第二十師　湖北第一師　援川軍第一旅　援川軍第二旅　援川軍第三旅　第六混成旅　獨立第三旅　憲兵營　警備隊　以上約官兵八萬四千餘人

（雲南）暫編第一師　暫編第二師　憲兵營　以上約官兵二萬六千餘人

（安徽）安武軍第一路　安武軍第二路　安武軍第三路　安武軍第四路　安武軍第五路　安武軍第六路　以上約官兵三萬五千餘人

（陝西）第一混成旅　第二混成旅　第三混成旅　新編混成旅　鎮嵩軍　晉軍援陝第一旅　奉軍援陝暫編旅　第十五混成旅　參戰軍第一旅　劉鍾各一師　于張所部　以上約官兵十三萬一千餘人

（湖南）陸軍暫編第一師　陸軍暫編第二師　第七師　陸軍第一補充旅　陸軍第十六混成旅　援湘軍第三師　直隸第一混成旅　直隸第二混成旅　直隸第三混成旅　奉天第一混成旅　奉天第二混成旅　魯軍暫編第一旅　魯軍暫編第二旅　西路巡防　陸軍第十一師　蘇軍獨立旅　以上約官兵十六萬五千餘人

（浙江）第一師　中央第四師　新編混成旅特別遊擊隊　以上約三萬八千餘人

（新疆）陸軍混成旅　新編騎兵營　混成第一團　陸軍第一營　陸軍混成團　搭城陸軍　東路巡防　西路巡防　北路巡防　南路巡防　喀什巡防　以上約官兵一萬二千五百餘人

（察哈爾）新編第一旅　新編第二旅　兩翼巡防　騎兵隊　以上約官兵二萬五千餘人

（綏遠）陸軍第一師　混成第一旅　遊擊隊　騎兵獨立團　混成第一營　以上約官兵二萬一千餘人

（熱河）毅軍中路　毅軍左路　毅軍右路　熱河陸軍　熱河巡防　以上約官兵一萬五千餘人

以上合計一百四十餘萬にして前清時代に四倍し袁世凱時代の一倍半に當る而して臨時補充の輸送隊等は多からざるなり應さに裁すべきの數は百萬左右に在るべく將來如何に安插し如何に分配すべきかは千頭萬緒其中困難の點甚だ多し是れ南北代表の預かじめ協商を爲すべき重大問題也。

（八・二・一四、上海中華新報）

●最近調査軍艦表

廣東軍政府海軍部の調査せる艦隊練習艦隊軍艦表左の如し。（八・二・七、順天時報）

艦名	種類	艦長	停泊	艦名	種類	艦長	壞泊
海壽	軍艦	鄧家華	馬江	海容	同	林建章	浦鹽
海琛	同	程耀垣	廣東	海圻	同	湯延光	同
海鷗	砲艦	鄭體慈	上海	海鳧	同	吳禧召	同
飛鷹	軍艦	李國棠	廣東	舞鳳	同	烏賓祥	同
永翔	同	張壽勛	同	永健	同	曾以鼎	馬江

永豐	同	魏子浩	廣東	永績	同	任光宇	厦門
健康	同	莊斌	銅山	豫章	同	潘文治	廣東
同安	同	饒鳴鸞	同	靖安	同	甘聯敦	福州
福安	同	方佑生	廣東				

第二艦隊　軍艦砲艦二十一艘
水雷艇九艘

艦名	種類	艦長駐在地	艦名	種類	艦長駐在地
楚泰	軍艦	饒涵昌　上海	楚豫	同	鄭祖怡　廣東
楚同	同	陳訓泳　同	楚有	同	余振興　福州
楚泰	同	王光熊　武昌	楚觀	同	沈總芳　岳州
建威	同	郁邦彥　南京	建中	同	楊慶貞　岳州
建安	同	許建廷　上海	江元	同	賈勤　同
江亨	同	陳世英　馬江	江利	同	朱天森　南京
江貞	同	杜宗凱　馬江	江餛	同	吳廷光　岳州
江犀	同	薩夷　武昌	永安	同	王濟業　岳州
拱辰	同	林振墉　同	利川	同	林天壽　上海
利通	同	周翰勳　武昌	海鴻	同	吳應庠　未詳
海鵠	同	王定中　同	辰字	雷艇	葆嗣疇　武昌
宿字	同	高憲乾　上海	列字	同	彭瀛　湖口
張字	同	羅致通　天通	湖鷹	同	李君武　上海
湖鵠	同	薛啓華　岳州	湖隼	同	林承啓　武昌
甘泉	同	張兆宣　上海			

練習艦隊（軍艦三艘）

艦名	種類	艦長駐在地	艦名	種類	艦長駐在地
通濟	軍艦	楊樹莊　銅山	肇和	同	林永謨　廣東
			應瑞	同	楊敬修　厦門

楚泰司令杜宗錫通濟司令蔣拯

財政經濟

●八年短期公債　民國七年度短期公債は信用頗る佳良にして既に全數消盡せり聞く財政當局は八年短期公債を續發せんと擬しつゝありと其條款下の如し。

（一）額數　四千萬元、概して現洋を收む。
（二）利息　年八厘
（三）用途　金融整理
（四）償還　民國九年十二月より五年間
（五）擔保　津浦鐵路礦稅礦厘等

以上の各項につき國務會議にて詳細の辦法を商定せり尚ほ一度商議の上發表すべしと。（八・二・一〇、國民公報）

●中日鐵路本契約の商訂　中美通信に云ふ最も慶るべき消息に據るに云ふ去歲曹汝霖濟高徐及び蒙古五路の路權を以て日本に許給し日本と二億元借款の草約を訂し九月二十四日駐日章宗祥公使より簽字せり前渡金三千萬元は四ヶ月を期として正約を訂立しもし期に至りて正約成立する能はざる時は之を還附すべきを言明せり本年一月二十四日はその滿期の日なり日本方面は興業銀行理事岩佐を派し華に來り正約を商訂せんとし該氏は已に十二月に於て入京し訂約を催促すること甚だ急なり曹汝霖は已に權量を派して此事を處理せしめつゝありと某方面より聞く所に據れば

權量は去年以來青島に居住し日人と過從すること甚だ密にして曹等と日人の交涉にて權氏與り聞く所多ければ此次の訂約は日人必らず志を得て以て去らん云々と。（七・二・二一、國民公報）

●奧漢線商辦問題　粵漢鐵路は全國五大幹線の一にして歐戰以來借款中斷され今に至る迄未だ竣工せず而して粵省の一段は早く行駛を經每年收入の車利夙に豐裕と稱す惟だ舊歲は則ち然らず查するに舊歲該路公司全年收入五百餘萬元に過ぎず之を前數年に比ぶれば相去る天壤も啻ならず蓋し舊歲北江の兵燹頻りに經水災迭りに起り該屬の商務大いに減色を來せるが故なり現に聞く該路公司は今年より起し法を設けて車務を整頓し並びに期を本月二十日に定め新總協理を選擧し選擧後株主大會を開いて商辦問題を研究する由。（八・二・一二、民國日報）

●南潯鐵道の近情　南潯鐵路公司の經營困難は盡人皆知る坐辦張佩衡去歲臘底に當り自から漢口に赴き成田と一再籌商せるか意現洋二十萬元を暫借するに在り時に成田氏漢口に現金なくたゝ該公司償還の利息金洋十三萬元あり之を以て借款となすも可なりと返答し張は此項の金額を以て取り歸り年底に於て九江に携さへ歸り會計司長李少海に交附して本路員司夫役薪工に發給し並びに營業科と會同し各車站を清查しもし解款の未だ逕附せざるもの及び公司の公款を返却せざる者あらば一律「薪水」の項に於て控除することゝせしに德安の解款最も多くして一千余元あり余各車站々長及び各車長均しく一として虧欠なきは無くよつて薪金を發給する時一律照控せり而して各站服務人員之を聞いて大いに不平の鳴を爲し站長車長等の缺款は我等と干涉なし然るを我等の薪水中より控除するは不當なりと鼓噪せしを以て李少海もやむを得ず全額を支給せりと。（八・二・一二、國民日報）

●求新廠佛支合併問題　朱志堯創辦の求新廠去年債務關係に因りて佛商に資却の事を締約し次で我國官商の收回提議と爲り佛商允さず改めて佛支合辦を議し今尚解決せず茲に北京外交部より國務會議に提出せし說帖下の如し該廠の前途之に依りて推知すべし。

求新船廠案は本部さきに克魯索鑄廠代表魏武達と中法（佛支）合辦の辦法を商議し曾ち陸總長より法使（佛國公使）に告知して合辦を承認し資本は各半とせり後ち法使より該國政府に報告し並びに來函承認せり旋いで該公司應さに何國の法律に歸すべきかの問題につき復た爭執を起せり今も し前議を推翻せんと欲せば本部に在りては府外の信用を失し法使に在つても亦轉圜に難し並びに謂ふ若し現在の情形を以て政府に電達せば恐らくは兩國の感情を傷つけ將來和議席上影響を發生するを免れざらんと半月以來該使屢次部に來り聲明すもし中國方面中法合辦の成議を取消さんと欲せば惟だ自から原訂合同（契約）を履行し並びに損失を索償するあるのみと詞甚だ堅決なり當初本部と魏武達と中法合辦を磋商せる時股本（株式）兩方平均を主張し魏は中國方面百分の四十を主張し力めて磋磨を經て彼れ百分の四十五を允るせり嗣いで法使來函聲明す該公司は法國法律に照

し駐冊しその股本は假定して二百萬兩と爲し中國方面は五分の二を以て限りと爲せんと盧護軍使は主張して曰く法國方面の資本は半を過ぐるを得ず須らく我國に在りて註冊すべく外人の法律制裁を受けずと本部以爲へらく此案は糾葛太だ多く磋磨すでに半載を逾ゆ若し再び遷延せば勢必らず我が要求を取消さん原訂合同の一節轉た推翻せられ更に範に就き難し華洋合資公司に至つては政府尙未だ制裁の專法を頒たず現に尙辦理憑るべきなし況んや中外合資公司は中日實業公司中法實業銀行等先例に乏しからず暫らく法國法律に准照するを妨げざるに似たり今農商部法領館に在つて同時に註冊し一面本部より法使に條件を提出すること下の如し。

（一）政府頒布の華洋合辦專章は該公司應さに遵守すべし。

（二）現在該公司の各處或は內地に在つて分公司及び他種連屬機關を設立する時は須らく完全に我國法律に照し註冊すべし。

本部擬する所の解決辦法此の如し應さに公決施行を請ふべし。（八·二·五、民國日報）

彙報

自二月一日至二月十五日

外交關係

▲青島還附條件　（華盛頓ロイテル特電二十九日發）廣東支那政府非公式使節は一月二十七日巴里に於ける牧野男の聲名に關し若し日本が支那に於ける活動を止めば支那問題は直に解決せんと云ひ彼等は膠州灣還附條件の一として支那は日本が指定する場所に日本居留地を許可するものにして是れ殆ど青島若しくは最も重要なる地方の占有に均しきものなりと云へり。（一日、時事）

▲領土權恢復希望　（倫敦特電二十日發）デーリー・クロニクル紙北京特派員の電報によれば同特派員は最近支那大總統徐世昌氏に謁見したるが其節大總統は語つて曰く

支那は平和を熱望する國家なれば今回の巴里會議には特に利害關係を感ずる事切なり支那は國の內外を問はず平和を熱望するものなれども西歐諸國との距離餘りに大なる爲支那の目的理想の了解せられざる恨みあり又ウィルソン氏の國際聯盟案は予の衷心より贊成せんとする所のものなり若し國際聯盟にして成立せざらんか今後最も列國競爭の脅威を受くべきものは極東の地なればなり支那の鐵道及外國人居留地を支那の利益の爲國際聯盟の管理の下に置かんとする西歐人の說は予の最も排斥せんとする所のものにして支那の方針は全然之と反對なり即ち鐵道租借地居留地の安全なる管理を支那に委し現行條約の下に著しき不和を被り居る領土權を恢復せんとするにあり云々。（一日、日日）

▲日本武器引渡憤慨　（上海特電三十日發）譚濟光氏の部下たる袁海氏は梁勵氏の紹介にて北京に行く可く氏は小銃二千、機關銃二十四、大砲若干を得て之を携へ福建に向ふ可し同省にては龍濟光氏部下の四散せるものを集めんとすとの風說あり又段祺瑞氏は國防軍の爲めに日本の武器を一列車に積めるだけ引渡せりとの風說ありて同方面の支那人は憤慨し居れり。（一日、時事）

▲南方對日反感　（二十九日上海特派員發）南方國防軍の裁撤を主張するに對し日本が國防軍の成立に頗る助力しつゝありとの說に對し當地に於て非難する者少からざるに今又奉天にて軍馬及武器をも供給せりとの事傳へられ非難の聲を高めつつあり若し國防軍編成の必要あらば南北妥協成立の上行ふは異論なけれど南方が當面の敵とせる段祺瑞徐樹錚等をして之が編成を行はしめ段派の勢力をして依然北方にあらしめ延いて其部下なる陝西督軍は中央の命を聽かず陝四に兵を進めあるなど日本政府は援段主義の拋擲を證明せるに拘らず行ふ所之に伴はざるを非難しつつあり特に西北邊防と云ひながら右國防軍を河南、山東等に置き恰も南方に對し威嚇するの態度を持せしむるに付き憤慨する者多し。（一日、朝日）

▲東洋人排斥　（晚香坡特電三十一日發）晚香坡地方に於ては近時出征軍隊の歸還するに從ひ勞働問題の見地より東洋人排斥熱漸く旺んとなるに至れり尤も右は主として支那人排斥を主眼とするものなるも日本人をも含める事明かなり現に巢實組合總會に於て日本人の排斥を仄めかせる決議を爲せる事實あり晚香坡市中に於ても支那人排斥運動は漸次猛烈を加へ支那領事は之が善後策に就き奔走中なるが更に近日歸還兵士の一團が日本人排斥の示威運動を行ふべしとの噂あり爲に浮田領事は市長に會見して種々協議する處あり市長も亦此形勢を憂慮し警察官憲と協力して事前に之を防止するの策を取りつゝあるが目下在日本人一同は戰々兢々たる狀態にあり尙右に關し勞働組合會長ゴタルド氏は浮田領事に對し說明して曰く

吾人は日本人に對し斯くの如き感情を全然有せず日本居留民諸君が義勇兵として盡されたる崇高なる貢獻に對しては吾人の等しく認むる處なりされど唯社會黨機關紙『赤旗』が近時東洋人排斥運動に努めつゝあるは事實なり。（三日、日日）

▲武器引渡を憤慨す　（上海特電二日發）當地南方主要人物は秦皇島に武器を送りその國防軍に渡すは日本政府が支那に於ける南北の和平解決

を希望すと云へる其聲明に背反するものなりと頗る不滿の意を表し居れり。（三日、時事）

▲獨領協議經過　（倫敦ロイテル特電三十一日發）デーリー・ニュース紙在巴里通信員の所報に曰く植民地問題解決に關し困難の存するを傳ふるも其の實際大に失す英國自治植民地代表者も各植民地が國際聯盟下の委任國として指名せらるゝに於ては其利益は適當に保護せらるゝものなりとの見解を承引せりと推せらるゝ斯くして南阿聯邦は獨領西南阿弗利加及び東阿弗利加に對し新西蘭はサモアに對し、濠洲は赤道以南なる太平洋諸島に對し各受託國となる可し日本は膠州に對しては右と同一主義を適用し若干の保留條件の下に之を支那に還附することゝす可しと推せらる唯殘れる問題は日本の要求せる赤道以北なる太平洋諸島の處分のみと。（四日、時事）

▲支鐵協同管理力說　最近支那の諸新聞は支那に於ける鐵道の國際共同管理を力說しつゝあり即ち一月二十日のノースチャイナ、スター同二十二日のジュナール・ド・ペカン、天津タイムス及同三十日ジュナール・ド・ペカンに再び之を論ぜり其起意は要するに鐵道に依りて支那が各國の勢力範圍に分たるゝの傾向あり今日世界の大勢は自然に勢力範圍の意義を失はしめつゝあり列國は支那の爲に其利源を共同開發する事は必要なり是が爲には日本始め各國は種々の犧牲を覺悟せざるべからず是等の犧牲は利源開發に依りて受くべき永遠の利益に比すれば極めて微々たるものなるべし日本が支那の開放に依りて受くべき利益は測り知るべからざるものありと是等は英米佛の新聞之を主張しつゝあるのみならず佛國側の新聞も論ぜり。（三日其筋着電）（四日、日日）

▲支那委員の主張　（巴里特派員二十五日發電）支那講和委員陸徵祥氏は國際聯盟に賛同し領土保全の必要及び主權の尊重を主張し國際勞働及び港灣委員會の委員たらんことを要求せるが最後に氏は世界の共和化は永久の平和に對する最必要事なりと主張せり。（四日、時事）

▲過激派宣傳隊　露國過激派の四伯利及支那中華民國方面の煽動擔任者バクネヒト氏は一箇月前四伯利に到着し同じくソルムウィネフ氏は昨年十一月來朝鮮に在り同じくウラルベエン氏は支那に潛在し共に過激派の宣傳を行ひつゝあり。（三日其筋着電）（四日、日日）

▲青島を自由港に　（巴里電報三十日發合同通信）市俄古トリビューン紙巴里版の報ずる所に依れば支那講和委員顧維鈞氏は支那は膠州灣の還附を得んとす而して青島は之を自由港となすべしと聲明せり。（五日、日日）

▲膠州問題の結局　（巴里國際特電一日發）土曜日（一日）には講和總會議を開かざる旨昨曜日（一月三十一日）公表せらるる聯合通信社所報に據れば支那及び日本の膠州に關する要求は國際聯盟の協定に委附することゝならんと云ふ。（六日、時事）

▲敵盛に流言蜚語　（巴里國際特電二日發）現下の如き時期に於て獨逸側は偶々英佛新聞を通じて流言蜚語を盛んに流布し居れり是等の流言は先週中に於て忌々しく活動せり英國官憲は日支問題に關する惡意ある危險なる言論に對し警告を發したり不幸にして日本新聞記者の或者は此敵の陷穽に陷り昂奮の餘り日本委員及び米國大統領ウィルソン氏に對し脫線的の批判を加へたり。

日本人の此態度は一兩日不愉快なる感情を惹起したりしも今や幸ひにしてこの空氣は消失せり。

英國最高官憲より確聞する所に據れば敵の手先は到る所に入込み惡意と不信の種を播布せんとして盛んに前記の如き手段を弄しつゝありと又米國新聞は獨逸人の盛んに排佛運動を揚めつゝあるライン戰線の狀況を摘發し居れりと。（六日、時事）

▲小幡公使の抗議　（北京特電三日發）小幡公使は二日外交總長代理陳籙氏を訪ひ支那講和全權員中顧維鈞、王正廷氏等は未だ講和會議に提出せられざる問題に關し秘密を漏洩し日支國交を破壞すること甚だしさより嚴重なる抗議を提出したるが本件は北京外交界にて多大の注意を惹起しつゝあり。

（北京特電四日發）小幡公使が外交部を訪問せしは支那講和全權委員が巴里に於て兩國の國交を害する言動ありし事を抗議し右は支那政府の意思なるか又は全權委員の任意の言動なるかを質し其回答の次第に依つては日本政府に於て執るべき手段ある事を諷刺せり之に對し陳外交總長代理は小幡公使の述べたるが如き事實が支那全權委員によりて發表せられたるや否やに就き未だ報告に接し居らざるも支那政府の意思に非ざるを斷言し尙充分事實の調査を

行ふべき旨を附加せり或は一部全權委員の召喚となるやも知れずとの風說あり。（六日　日日）

▲支那の要求根據　（二十六日タイムス社發）　タイムス・トロン特電　支那政府の顧問モリソン氏は平和會議に赴くの途次當地に於て語りて曰く支那の要求は英米國委員の感情に依りて主として指導せらるべしと。（六日、朝日）

▲日本に對し辯明　（北京特電四日發）　前電歐洲講和會議に於ける王正廷、顧維鈞の言動に關する小幡公使の警告に對し外交部は支那の本旨は斯くの如きものにあらず彼等の言動は政府の本意を超越せるものなりとの意味を回答せり。（六日、時事）

▲外交團の曲解　（北京特電四日發）　北京外交界にては小幡公使の抗議を目し支那全權委員中の排日派たる王正廷顧維鈞兩氏を召還せざれば日本は巨額の借款前渡金の拂戻しを請求すべしと傳へ殊に米國人間にては王正廷顧維鈞兩氏が米國育ちの外交官たるを以て其地位に同情し居るもの、如く米國公使ラインシュ氏は三日午後、英國公使ジョルダン氏は四日何れも陳外交總長代理を訪問し日本の要求內容に立入りて質問を試みたり然れども日本は決して支那政府を壓迫するが如き意思無く唯兩國政府間に今次の歐洲講和會議に於ては日支兩國全權委員は歩調を一にするを必要とする諒解あるに拘らず支那委員の偶之に反する言動あるを指摘し其注意を喚起せるものにて何等他意あるに非ず外國人の批難は寧ろ事實の眞相を誇張せる嫌あり。（六日、日日）

▲日本の威嚇を恐れず　（北京特電五日發）　北京天津タイムスは小幡公使の抗議を評して曰く休戰條約後日本は支那に於ける壓迫を中止すべく且講和會議にて日本の橫暴が問題となるべしと信ぜられたり然るに日本は講和會議に支那の全權委員を拘束するとの風說生ぜり支那委員の沈默は日本及支那一部の不忠實なる政治家の好む所ならんも海外に於ては早くも反對の議論湧き日本か實明なれば過去の誤りを是認し再び之を繰ねず支那より橫奪せる特權及利權を放棄すべかりしなり之をなさゞる日本は文明國全權を侮辱するか支那を强迫するかの二方法あり果然日本は第二の方法を採れり然れども支那は沈默を守る能はず日支間の眞相を暴露する必要ありて强迫を正義に求めたりかくて日本の信用を傷つけ日本が國際聯盟に加はる資格を疑はれたり故に支那政府は東京よりの强迫を恐るゝの必要なし更に膏島山東の問題は日支の問題ならず世界の問題なり日本が勝手に是等の問題を處分せんと試むるならば四方より之を禁止する事實現はれ來らん（英國艦隊の大西洋出現を暗示す）支那は日本の强迫を怖れず一切を暴露せよ支那政治家にして愛國心あらば外交に瞞着さるゝ勿れ現に日本の政治家中にも少數者を除き日支協約を失敗と認め日支親善を眞面目なる且健實なる基礎に立脚せしめんと希望し那然日本の孤立を救はんとするものあるに於てをや吾人は日本が文明國全體を敵する愚かなる外交を固執する能はざるを知る。（六日、日日）

▲小幡公使說明す　（北京特電四日發）　小幡公使は今朝ロイテル米國聯合通信社ノース　チャイナ　デイリー　ニュース、チャイナ　プレス、ミラードレビュー及びノース　チャイナ　スター各通信員と會見し去る一日同公使の外交交訪問に關連して流布さるゝ重大なる巷說に就き述べて曰く余が外交部に赴きたるは單に巴里の日本講和委員より『支那講和委員が日支兩國の相互承認あるにあらざれば發表す可からざる或秘密外交文書の發表を約諾したるに就き支那政府の注意を喚起するやう』電命に接したるが爲めにして此件に關し余は東京より何等の命令に接せず又本國外務省が此件に關して駐日支那公使に交涉したるや否やを知らず余は支那政府が右文書を發表せざる旨保證を與へざりし場合は干戈に訴へんと脅かしたることなく又某々新聞紙に傳ふる如く英國が支那に對し政治的及び財政的援助を與へざる理由は同國の內紛に困るものなりと決して言及せず又支那に對し財政的壓迫を加ふ可しと威嚇したることもなし外交部は余の注意に對し答辯をなさゞるも本件を聯合國公使館に照會したりしと了解す余は日本が右文書を發表することを承認す可しと信ず余は千九百十六年の武器契約日支軍事協定及び千九百十八年の山東鐵道協約を秘密に附すべき理由竟も存せずと思惟するものなり余の外交部訪問は何等支那人を驚かしむるものなきに何故彼等が愕きたるかを解するに苦しむものなり一國の公使が本國政府と關係無く講和委員より命令に接し之に基きて行動する事は毫も不思議とす可きにあらず日本が滿州に於て軍事的示威行動を行ひたりとの說は事實無根なりと支那が小幡公使の訪問を無視して回答せず又訪問の趣意に應ずることを拒絕したる場合支那の地位

危態に陷る可きや』との質問に對し公使は『否』と答へ『日本は事態斯くの如きに於ては支那に對し賠償を強要し又は財政的壓迫を加ふるの意ありや』との質問に對し『否毫も左る意圖無し支那が日本の要求に應ぜざるも詮方無し』と答へたり。（六日、時事）

▲列國の援助を求む　（上海特電四日發）　唐紹儀氏は昨日英國公使ジョルダン氏其他友邦各公使に對し其政府に左の意を傳達せんことを求めたり。

北京政府が國防軍を編成する事並に武器輸入を爲すを以て停戰の約束に反き南北和議の進行を阻碍するものとし之を止めしむるに就き各國の援助を乞ふ旨を以てせんことを求む。（六日、時事）

▲青島還附要求現由　（上海特電六日發）　顧維鈞氏の述べたる青島を還附せしむ可しとの理由を聞くに（一）領土は完全に支那北方の門戸たる事（二）民族宗教は全く支那としては他國の管理に依り難し（三）孔子の生れたる神聖の地にして支那文化の母たり民意は死を誓ひて之を固守せんとするに在り。（七日、時事）

▲日支委員激論　（巴里アヴア社二十九日發）　講和會議に於ける重要なる問題は太平洋諸島の處分並に占領獨逸植民地を植民地領土として聯合國間に分割すべきか或は大統領ウィルソン氏の提案通り之を國際管理に委すべきかの問題なり。

二回の會議は專ら極東太平洋及び阿弗利加の獨逸植民地に關する討議に充てられたるが支那委員王正廷氏顧維鈞氏と日本委員牧野男珍田子松井氏との間に烈しき論難を見たり青島問題附議せらるゝや支那委員は四億の人口を擁し勞力と戰爭材料の大資源を有する一大民主國の要求を無視す可からざる事の當然にして且つ必要なるを特に訴へたり王氏は講和會議が支那の爲めに主權侵害に亘る一切の事項を恢復せしむる必要なるを勸說せり日本代表者は支那代表者の說を駁擊して青島は戰爭に依りて獨逸より奪取せるものなりと云へり。（七日、時事）

▲事實調査電命　（北京特電五日發）　小幡公使の抗議に對し支那政府は四日の閣議に於て愼重なる討議を爲したる後錢總理は其結果を徐總統に報告し直に巴里の全權委員全體に對し事實の調査を命じ且將來を戒飭する電報を發したり支那政府にては全く全權委員に對し日支密約を發表せよとの命令を與へ居らず且陳籙祥氏は多年外交上の經驗あれば間違ひなき事と信じつゝあるも南方の委員もあること故特に注意して事實の眞相を調査したる後日本に回答すべしと。（七日、日日）

▲聯盟期成會成る　（北京特電六日發）　多數の有力者及び知識階級者は國際聯盟を進捗せしむ可き目的を以て國際聯盟期成同盟會を組織せり同期成同盟會は勸告するに各所に同一團體を組織せんことを以てし目下渡歐の途にある梁啓超氏前駐英公使にして外交委員會長汪大燮氏北京大學總長蔡元培氏法律委員會長王寵惠氏及び上院議員李盛鐸氏より成る五名の委員を指命せり尙ほ同期成會は近日大會を催さんとしつゝあり。（七日、時事）

▲秘密條約公表論評　（上海特電五日發）　今夕の上海マーキュリー紙は歐洲平和會議に關する評論中に論じて曰く。

▲今や歐洲戰後に於て決せらる可き一切の秘密條約を放棄す可しとの論あり然れど玆に之れを行ふに就き困難あり條約は其の當時契約者雙方の承諾なくしては之を廢すこと能はず若し玆に羅馬尼又は他の國民が其の秘密に約せる事を實行するを求むる時は其要求を拒む能はざるなり太平洋に於ける諸島に就き日本は其の約せる處を實行す可く要求し居れりロイドジョージ氏はウィルソン氏の意見を贊成し居るが如きも結局滿足なる取極めを見るならん勿論國際聯盟の爲め秘密外交をして遂に存在せしめざるに至らしむるは望ましき事なるも支那と日本との間の秘密條約に關し北京にて起れる出來事に就き北京よりの報道に接せるが此事件の事實は二樣の報道ある爲め不明なるが不幸にして北京にある外國新聞通信員の報道は公平を缺くものなり而して日本が支那に對して日本の承認なくして秘密條約を公表せんとするに就き故障を申出でたるは日本の主張を認められたるに疑ひなしと世界何れの國と雖も當に秘密條約を締結せる場合あり是等の國が他の一方が自國に協議せず之を公表するに付故障を申出でざる事なければなり若し秘密外交の存在を不可能ならしむれば秘密條約の存在も其無效を宣言されて此問題も解決さる可く之を公表するに及ばざるに至る可し云々。（七日、時事）

▲國防軍に關する勸告　（北京特電五日發）　小幡公使は支那政府に

對し目下南北妥協上の問題となり居れる中央政府の新編國防軍に就き忠告を發し該軍隊を南方壓迫及國內個人の爭鬪に使用する事なく南方の誤解を惹起せざる樣北方政府の注意を喚起せり。（七日、日日）

▲講和全權を支持す　（上海特電五日發）支那輸出商組合、西洋雜貨組合、國民平和聯合會總商會、教育協會、各省々議會、農會、人道協會、廣東人會其他の各團體は北京大總統、國務總理、外交總長に宛本日左の如く打電せり。

歐洲講和會議に於ける我が國の代表は其發言に於て當に全權ある可し他國の口を藉りて事を爲すの要なし外交代表及び外交部は此無謀の要求に對し斷然之を拒絕す可く以て本邦の希望に答へ國民の公評を察す可し（七日、時事）

▲英人の對日不信　（四日天津特派員發）天津に於て發行する北京天津タイムス三日及四日の兩日に亙り「日本は北京を威嚇せんとす」「日本は北京に對し威勢を張れり」と二樣の貼紙を英國租界內の各所に貼り出せり此は數日前我政府が歐洲講和會議に關し支那政府に致せる警告を好機とし英國側が支那人の反抗心を煽り以て吾を排斥せんとの目的に出でたるもの、由なるか假令事實とするも攻守同盟の約ある英國人にして而も英人代表の言論機關が此の擧に出るは國交を重んぜざる措置にして邦人の憤慨する者多し。（七日、朝日）

▲膠州灣還付要求　（二十九日巴里特派員發）一月二十九日のタン紙は支那講和委員の意見として揭げて曰く。

支那は直に膠州灣の還附を要求するものなり蓋し千九百十五年の日支協約は支那の對獨宣戰以前に於て締結されたるものなれば支那の參戰に依り當然決行さるべきものなりと云ふにあり

猶ほ二十八日の聯合國最高委員會に於て膠州灣に對する支那側の意見を陳述せるが這は支那の講和正使なる陸徵祥自身にあらずして駐米公使顧維鈞と前駐白公使汪榮寶の二人なるは事實なれども陸徵祥が右二人者の陳述を聞知せると否とは毫も重要視するに足らず該問題に對する支那使節の行動は日本の特に注意に値する所なり。（七日、朝日）

恢復運▲利權動　（北京特電六日發）國民外交研究會は巴里に於ける支那全權委員に對し左の如く打電せり。

今回の平和會議には支那の主權を尊重すべく支那國民の意見は第一對獨宣戰後山東省に於ける獨逸の權利は總て獨逸より直接支那に還付すべし第二歐洲戰爭中各國間に締結されし密約中支那の土地に關するものは支那を賣買品と認めたるものにして支那人民は斷つて承認する能はず第三歐洲戰爭中日支間に締結されたる各條約及契約は日本が武力を以て契約せるものなれば全部之を取消す事を要望す貴下等は宜しく此全文を平和會議に提出し列國の同意を求められたしと。（七日、日日）

▲日支交涉問題質問　（北京特電六日發）衆議院は六日臨時會議を開き議員克什克圖氏の提議にて錢總理の出席を求め日支交涉の眞相を質問する動議を可決せしが錢總理は公務にて出席する能はず外交總長代時陳錄氏代りて出席し秘密會議を要求し本件の經過を報告し小幡公使の陳述は一種の希望にして外間傳ふるが如き脅迫的の意味なかりし事を斷言し支那政府としては本件に對しては(第一)支那の主權を害せざること(第二)日支國交を傷けざることを方針として回答する筈なるも其具體的說明は尙閣議の決定なきを以て明言する能はずと答辯せり。（八日、日日）

▲唐紹儀の恫喝呼はり　（六日上海特派員發）五日唐紹儀は南方代表と會議の結果左の如く徐昌世に打電せり曰く

路透電報に依れば日本公使は政府に對し警告し且つ我外交主權に干涉し政府に對し巴里代表は凡そ其主張する所日本の同意を經るにあらざれば和平會議に提出し能はず日支の密約を發表する能はず若し中國政府同意ならば昨年九月の參戰借款二千萬元中未だ交付せざる千七百萬元を支拂ふべし若し聽かざれば該借款契約を取消し尙既に交付せる三百萬元を還付せよと云へりとあり此事果して確かなれば殊に驚くべき事なり我國自ら主權あり豈克く此無謀の恫喝を受けんや四億萬の國民未だ死せず又豈克く此屈辱を受けんや講和使は莫大の責任を負ふ全國審さに見るに即ち其關係各部に命じ理に依り答復し迅速に該借款を返濟し軍事協約を取消し他の總ての中日一切の祕密條約を我全權代表をして隨時提出し萬國の公論に訴ふべし公之を爲す能はざれば萬民の意に違ふ公にして三百萬元の金を返濟せざれば我全國民自ら正に努めて之に任ずべし然らざれば公は以て自ら天下に德なく國

民又正に計あらんとす公に對し一髪千鈞宜しく直に裁斷せられよ。

と、又朱啓鈐に對しても右の電文を傳へ且曰く

參戰借款たるや歐洲戰爭緊急危險の時に成立し國會の同意を經ず今や情勢變更弱國元より承認の必要なし日本公使之を以て脅迫する殊に驕横無理なり我れ若し之を聽かば何を以て國を立てん唯速に借款を返濟し同時に軍事密約を取消さば近くは朝鮮に次くを免れん四億民意のある所萬國公論のある所免れ遂くるなし貴總代表も是を以て徐世昌に電を發し迅速に裁斷するを以てせられたし事大局に關す云云。

軍政府に對しても徐世昌朱啓鈐宛の電報の寫しを打電し且北軍和平前途に於て關係至つて大なり速かに之に對應する事を爲すを乞ふと云へり。（八日、朝日）

▲支那人在留權保障　（シンシナチ國際特電五日發）米國巡回控訴院はドレド地方裁判所の判決を棄却し「支那人民が商人として正規の手續を經て米國に入國したる場合は同人が其後勞働者となれるの事實あるも其事柄に依りて同人の米國内に在留するの權利を失ふものに非ず」との判決を下せり此裁判はトレドのローホップと云へる支那人に關するものなり。（八日、時事）

▲國務卿の盡力　（上海特電七日發）當地交涉委員陳貽範氏は同地の總商會に對し在巴里支那代表にて駐米公使顧維鈞氏より支那の關稅問題に關する張謇、朱葆三、沈聯芳氏等の米國大統領ウィルソン氏宛ての電報を既に米國國務卿ランシング氏を經てウィルソン氏に提出したりランシング氏は支那の關利に關する問題に就ては將に力を盡すべしと云へりとの電報を取次ぎたりと。（八日、日日）

▲軍需品北送　（長春特電六日發）北京第九師團官周葆霖氏は部下六名を隨へ一月二十九日北京より邊境出動の支那兵軍需品として毛皮附外套二千五百枚及支那米五百俵を長春に送り更に東清線にて北送し五日夜北京に歸れるか右軍需品は果して我官憲より輸送の承諾を受けたるや否や疑はしきに付目下其筋にては調査中なりと。（八日、日日）

▲敵人送還會辨　（上海特電七日發）當地敵國人送還事務局會辨となれる蔡廷幹氏は本月十日當地に來り督辨たる上海護軍使盧永祥氏と協同事務を見るべし。（八日、日日）

▲對支忠告問題　（七日北京特派員發）小幡小使より巴里に於ける支那講和特使が日支間に纏め打合せある國際問題に就き不謹愼なる發表を爲せるに詰問せる事件に對し北京天津の外字新聞は盛に論難し日本中傷の記事を以て排日を煽りつゝあるが支那新聞は支那政府の忌諱を恐れ自發的記事を差控へ居るも外字新聞は本事件を得たりかしこしと掲げ且日本が支那特使の自由なる發言を壓迫し主權を蹂躙するものと主張し盛に毒舌を弄しつゝあり本件は小幡公使が巴里に於ける日本講和特使よりの直接の打電に接し單に支那使節が日支間に打合せある事項を日本側に諮らず且時機にあらざるに勝手に發表せる故國際道義の上より忠告せるものにて支那に對しては何等壓迫の形跡なし又聞く所に據れば徐總統は小幡公使が外交部に右の申入れを爲す以前即ち先月二十八日既に巴里に滯在の支那特使に對し日本使節と協議の上行動すべき旨打電したる程なれば支那政府に於ては既に十分諒解あることなり然るに曾て陸徵祥氏は出發の時日本に立寄りたる際病氣の爲なりとて東京に行かず又日本當局との打合せんとしたるに徐總統は之を聞き大に意外として陸特使に向ひ病氣を努めて是非とも日本當局と會見すべき旨嚴命したることあり陸特使等の意嚮は是を以て見ても察するに難からず兎に角重大責任を有する支那講和使が國際の大變局に際し特別の地位に立つて日支兩國が相提携して東洋永遠の幸を爲さざる可からざる今日新る心掛にて行動すること如き又支那新聞の多くが外字新聞の敵本主義よりする排日煽動に乘せられ日本中傷に腐心するが如きは思はざるの甚だしきものなりと言はざる可からず。（九日、朝日）

▲日支新交涉質問　（北京特電七日發）七日の參議院は緊急動議に依り秘密會を開き陳外交次長の出席を求め日支間の新交涉に關し質問せるが次長は昨日衆議院に於けると同樣其の眞相を說明し外間の一浮說の虛傳なる事を述べたり。（九日、時事）

▲對日交涉意見を聽く　（北京特電七日發）徐總統は六日段祺瑞氏を招致し日支間の新交涉につき意見を問ひ更に南方の國防軍取消を要求することに及び段は若し南北果して統一し得べくんば政府の處置に從ふべきも然

も四南軍事の未解決以前は尚更是を取消す能はずとの意を述べたり尚ほ明日徐總統は段及び徐樹錚を招待し宴を張り更に此の件を協議す筈。（九日、時事）

▲支那の立場陳述　（巴里國際特電五日發）米國聯合通信員の報道に據れば支那講和委員は北京より日本政府が巴里に於ける支那委員の行動に關して苦情を申込み來れりとの警告を接受せり。

顧維鈞氏其他の支那講和委員は此の警告を意外とするの意を洩らし且つ彼等は僅か一時間三十分前通告に接して五大國協議會に出席し正々堂々と支那の立場を陳述し尚を協議會の一員の提議に從ひ日支兩國間の秘密協約全部を提出す可き旨を申立てたりと語り更に支那は是等の協約を提出せんとす而して其結果に關しては之を世界各國の裁決に仰がんと云へり。（九日、時事）

▲支那過激派頭目　（倫敦電報七日發ロイテル）五日ストツクホルム發電＝彼得具羅土に於いて在露支那人執政たりし支那過激派頭目は多くの殘虐行爲を行ひ居りしが遂に殺害されたり。（九日、日日）

▲追放費分擔　（北京特電七日發）敵國人の追放は愈々二月二十五日より執行すべく送還費用は聯合國にて分擔の筈なりしが米國は主義上敵國人放逐に反對なる爲右分擔を肯ぜざる結果日英佛三箇國にて分擔する事となれり。（九日、日日）

▲對支注意を說明す　（北京特電八日發）支那外交總長代理陳籙氏は小幡公使の外交部訪問に關し北京の有力者及び國民外交協會代表者と會見し述べて曰く小幡公使は始め氏が東京より受領せる電報三通を示せり右電報には在巴里支那委員が非友誼的態度を採り日本の利益に對し甚だ強硬に反對し在巴里外國通信員に向ひ支那委員は何時にても日支秘密協約を公表し得可しと公言したる旨記載しありたり小幡氏は之に就き該協約は普通の外交的慣習に基き日支兩國間に協定したるものなるを以て之を公表する以前に兩國相互の同意を要する旨を指摘し二箇條の要求をなせり即ち第一、日支秘密協約は日本委員の承認なしに公表す可からざること第二、支那政府は至急在巴里支那委員に訓電を發し其態度を緩和せしむ可きこと是れなり尚ほ小幡公使は若し此等の要求にして承引せられざるに於ては日本は自國の利益を擁護する爲め必要と認むる手段を採る可しと附言せりと陳籙氏は會見者の質問に答へて曰く大總統及び首相は此問題に就き何等の意見をも表明せず此事件は徹頭徹尾外交部の手に附託せられ陸徵祥氏外交部の總長なるが故に萬事氏の態度及び意見に依りて定まるものなりと。（十日、時事）

▲平等發言權を得よ　（北京特電八日發）七日參議院は緊急動議に依り日程を變更し陳外交總長代理の出席を求め日支新交渉の經過を質問し同時に議員魏斯昊氏等より青島還附に關し日支密約ありや否やとの質問及政府は速に國際聯盟に加入し巴里講和會議に於て各國平等の發言權を獲得せよとの建議案を提出せり。（十日、日日）

▲章駐日公使の密電　（北京特電八日發）駐日支那公使章宗祥氏は日本政府の對支政策は巴里平和會議を機會として公正の態度に立歸らんとする際今回の如き出來事ありしを惜み支那講和委員陸徵祥氏が日本通過の際外交當局と隔意なき意見の交換をなしたらんには總て圓滿に運びたるならんに陸氏は病氣と稱し東京に滯在せず形式的會談にて十分意見の疏通をなさゞりし譯なりとの意味にて此際速に溫和なる解決を勸むるの密電を寄せたり。（十日、日日）

▲支那政府の聲明　（十日北京特派員發）外交部は小幡公使の警告事件に就き左の通り正式に聲明せり。

日本の小幡公使歐洲和議問題の爲に外交部に陳代理總長を訪問してより新聞紙上誤れる記事に依り謠言起り世人察せず欺を以て信と爲すは眞に遺憾とす茲に當日會見の狀況を發表して世人萬一の誤解を免れんとす、一月三十一日夜日本公使電話を以て翌早朝接見せんとの希望を述べしも舊曆正月の休暇に當り陳總長外出の爲接見し得ず二月二日午後會見する事となり同日午後三時半小幡公使は西田通譯官を隨へ外交部總長官舍に來訪し陳代理總長出でゝ會見せり當時談話の要點は即ち小幡公使巴里の日本代表者牧野男の來電に接したりとて曰く「巴里滯在中の支那代表未だ日本代表と打合せざる以前に於て新聞記者に對し日支兩國の山東問題に關し締結せる秘密文書を發表せり無論其何れの時發表するも可なりとするも斯の如き擧動は外交上の慣例に違反するものにして日本政府なして頗る不快の感あらしめたり日本も亦相當の國際上の地位を維持せざる能はず茲に本國政府の命を奉じて支那政府の注意を乞ひ支那代表に此事を電致あらん事を希望す日本

政府は決して發表に反對なるものにあらず特に支那代表の行動其手續に於て合はざるを云ふのみ云々と然るに世人察せず譏言頻りに起り中外新聞紙一月三十一日路透電報に支那代表顧惟鈞、王正廷二氏日本代表と辯論の消息あり世人皆日本政府法を設けて支那政府を壓迫せんと疑ひ又小幡公使舊曆新年休暇に當り會見を求めたりとて種々の憶測を生じ甚しきに至りては日本政府は中國政府に顧惟鈞王正廷二使節の召還を要求し若し肯かざれば膏島に永久に占領せんとの語あり是れ全く眞相不明なる訛傳に係る是により而國民濫りに疑を生じ日本新聞紙も亦日本內閣は現在公平の聲明を爲し日支親善の實現に努力しつゝあるに北京政府察せず反つて日本政府の其眞意を諒解せず今日の現象を致せり抔論じあり斯の如き盲目に解し得ず日本新聞の記するが如く日本政府が事實上より誠意を表示せば日本朝野の人士は自から日本の親友的精神を諒解せざるなからん之を要するに各國代表巴里會議席上にありて本國の利害を正確に主張せん事を願ふべく今日國家獨立自存す義として他國干涉するの理なし世人何ぞ濫りに揣摩憶測して世界各國公平自由の正義を忘れんや日支兩國現に將に親善の實現を計る更に何の誤解あるべからず我兩國代表巴里會議中にありて再び何等の誤解を生ずるならん冀くは相互對等主義に合して世界の平和を維持せん云々。（十一日、朝日）

▲國權を失ふ可らず

（北京特電九日發）南方岑政務總裁は江蘇督軍李純氏を通じ世上傳へらるゝ所の日支新交涉に關し中央政府は如何なる態度を採るかを明かにし退讓して國權を失ふ可らずと打電し來れり。（十一日、日日）

▲委員等の意見を求む

（北京特電十日發）支那外交部は七日在巴里陸徵祥氏に宛て左の如く打電せりと傳へらる。

支那政府は講和全權委員の職權を充分尊重し之に干涉せんとするものにあらざるも唯日支關係は他の外交關係に比し一層重要にして其間に締結せられたる條約及附屬文書には夫々多少の束縛あり之が發表に關しては政府の苦衷を諒とし且日支間特殊なる關係に鑑み充分愼重にせられたし政府は敢て全權委員に對し訓令を發するものにあらざれども速に其意見を返電せよ（十一日、日日）

▲支那委員悶に乘る

（紐育特電七日發）紐育タイムス巴里特電に曰く講和會議に於ける支那代表者は今や世界は正義公正並に公開外交主義の時代に入れるを以て先年日米間に成立せる石井ランシング協定の如きは當然消滅すべきものなると同時に千九百十五年日本が支那に對して協定したる二十一箇條に亘る要求の如きも同樣の理由によりて當然放棄さるべきものなり日本は膠州灣を速に返還すべしと主張し且曰く若し今次の講和會議に於て支那が日本の有ゆる主權侵害的事實より解放せらるゝ事ならんか支那國民は憤然起つて反抗の行動に出づべしと。（十一日、日日）

▲支那委員躍起となる

（巴里特電二十九日）講和會議に於ける日支委員間の爭論なるものに關し信憑し得べき筋より聞き得たる處によれば支那委員王正廷顧維鈞の兩氏は二十九日の五大國會議に證人として出席し講和會議に於て膏島の對支還付を決定すべしと主張し。

膏島を獨逸より日本に引渡すは罪惡を償ふに更に罪惡を以てするに等しく山東の支那史上に於ける地位は頗る重要なるものなれば講和會議は特に此點に關し愼重なる考慮を拂はれたし。

と述べたり右に關し紐育ヘラルド巴里版は頗る誇張的の記事を掲げたるが日本委員牧野男、珍田子及松井氏等は之に對し何等强硬に抗辯したる事なく三氏は他國委員と同樣終始傍觀者たるの態度を持し以て日本が支那に還付の用意ある旨を明かにしたる外一言も述ぶる處なかりき斯くして支那委員其主張を述べ終れる後議長クレマンソー氏散會を宣し當日は何等決定する所なかりしなり。（十一日、日日）

▲帝國委員の見解

（巴里特電二十九日發）膏島問題に關する日本の態度に就き予高石特派員の親しく探知する處によれば日本は最初より膏島を支那に還付すべき用意あるも還付問題は日支間の協議に於いて決せらるべき問題にして講和會議の席上討議するべきものならず會議に於いて討議すべき唯一の點は獨逸に膏島を還付するや否やにありと信じ居れり尙米國側に於いては支那が此機會を利用して滿洲諸港及鐵道を含む他國へ割讓されたる支那主權の恢復を極力主張すべく千九百十五年の日支條約の廢止をも要求すべしと傳へられつゝあるも巴里に於ける日本の代表者は此主張が假令支那政府の公認せるものなりとするも斯くの如き法律行爲は日支兩國間の自由意思を以

て決定さるべきものにして講和會議とは全然無關係のものなれば講和會議の問題とはならざるべしと確信しつつあり。（十一日、日日）

▲牧野委員の陳述　（巴里電報七日發）（國際通信）米國聯合通信者は日本講和委員牧野男の陳述書電達せり同陳述書は日清戰爭以來二十年間の史的事實を概說し獨逸の活動を述べたる後日本が赤道以北に位する太平洋諸島を要求する所以を縷述せり同陳述書に曰く

日本がポーツマス條約に於て獲得せる權利に基き鐵道に依りて滿洲に勢力を確立したる後極東に反感を挑發せんとし又日支間の外交及通商關係に對して種々の紛糾を生ぜしめたるは多くは獨逸の所業なり。

と同陳述書は日本が日清戰爭後東洋の平和の爲讓歩を續けたる事を概說し又日露戰爭に於て主張すべき償金全部を拋棄したる事を述べ進んで青島問題に及び千九百十四年八月日本が獨逸に對し青島より撤退せんことを要求せる最後の通牒が獨逸の容るゝ所とならず遂に青島を占領するに至りし次第を述べ尙更に述べて曰く

日本は今や支那に對し獨逸が其黃白を散じて膠州地方と共に建設せる此港灣を還付すべき事を保證し居り其結果支那は同地を獨逸の掌裡より恢復し得べき期限より八十箇年早く其手中に收むるを得べし青島還付を約せる千九百十五年の日支條約中には一も秘密條項と稱すべきものなく又山東省に於ける日支協調の將來に關し千九百十八年九月に締結せられたる日支協約は日支兩國間當面の問題を解決するに當り相互に利益となり且公正なる規約を結べる以外何物も存せず而も之等公文書は其全文を米國其他各國に提示せり日本の求むる所は支那開發の事業に對し公平なる配分に與らんとするにあり吾等は國際聯盟に加入すべき諸國間の國交に大變化の起りたる事を認む國際聯盟にして何等かの効果を期せんとせば聯盟規約は私利的侵略經濟上の橫取及不公平なる差別主義を禁ぜざるべからず日本は支那に於ける領土獲得を求めず專心日支兩國の協調と親善なる國交を維持せん事を冀ふ外他意あらずと。

（紐育九日發）　日本講和委員牧野男は紐育タイムス紙巴里特派員に語つて曰く日本が他方面に對する海外發展の門戶を閉鎖されたる結果勢ひ支那に向つて發展せんとしたるは極めて當然の事なり滋る〻如き人口を有する日本には海外の門戶を必要とす勿論其發展地に於ける日本人は同地所屬國民と共に相互利益主義を念として活動すべく隣國としての友情厚誼の念を失はず更に同地の國威を傷つけざるやう注意すべきものなるは自明の理なり然れども國際間に於ける大國として我日本國民は一部外國人の想像するが如く世俗功利的人種にあらず否吾々日人は理想主義者なり吾人の聯合國側に起て戰ひたるも全く吾人の天性に驅られて參戰したるもの而して正義の目的の爲に忠實なる終始渝る所なかりし吾人は千九百十四年に參戰の決心をなしたること毫も悔いる所なく吾人は講和會議の公正なる決定に信賴するものなり而して日本は聯合諸國と肩を並べて協力し一層崇高なる問題を建設しつゝ日本國民を偉大ならしむべく努力すべし更に東洋諸國は世界の進運の爲に滿腔の援助を致すことを辭せざるべしと。（十二日、日日）

▲珍田大使の辯明　（巴里電報九日發）（國際通信）日下講和委員として巴里滯在中の駐英日本大使珍田氏は日本が在巴里支那講和委員に對し何等か干涉したる事ありと云ふは全然根據なき流說なりと述べ且曰く

日本政府も在巴里又は在北京日本代表者も未だ曾て支那政府又は其代表者を威嚇したる事なく又未だ曾て講和會議に於て支那が獨立を守らんとするを妨げんとせし事なし日支間には何等秘密條約の締結されし事なく又日本に山東其他支那の領土を割讓せんとする如き文書を交換せんと提訂せし事すらなし此の危險極まる虛報に對しては予は如何に峻烈に之を攻むるも其足らざるを覺ゆ而して北京の支那政府は將來に於ける日支間の友誼的提携を希望する日本の政策に對し非友誼的態度に出で若しくは反對なりと想像すべき何等の理由を見ず吾人は何等威嚇をなさず而して日本に對する此反抗態度に就ては在巴里支那委員に實任ありとの非公式的報道に接し居るも予は支那外交總長が巴里への途東京に日本外務大臣を訪ひ自ら進んで巴里に於ける友誼的日支提携を約したるにも拘らず今や其態度を變更したりとは信ずるを得ざるなり。

支那に對し財政上の援助を中止すべしと脅迫したりと云ふ件に關しては予は外相が一月二十一日帝國議會に於ける演說中日本政府は支那南北間の紛爭の解決する迄借款に對し何等進捗手段を講ぜざる事に決したり日下之を爲さんか必ずや一方を援助する者と見做さるゝが故なりと述べたる事實を

指摘せんと欲す駐支日本公使は北京に於て支那外交總長と會見し昨年九月兩國政府間に交換されたる世上謂つて之を秘密條約と稱する秘密文書の發表を討議せり千九百十五年五月以降日支兩國間に調印されたる條約は秘密にあらず何等秘密條項を含まず千九百十八年九月の覺書は日支兩國將來の關係に關するものにして有は東京駐劄支那公使と前內閣の外相との間に交換されしものなり同條文は毫も支那の國威を毀損するものにあらず又毫も支那領土を割讓せんとするものにあらず將亦不公平なる利權を獲得したる者にあらず然るにノース・チャイナ・スター新聞及北京天津タイムスは二月三日の紙上に日本政府が支那政府に對し壓迫を試み巴里に於ける支那委員の行動を掣肘せんが爲歪曲なる脅迫をなしたる旨記載せるも同記事は毫も根據なく全く揑造にかゝるものなり日本は何等の壓迫を試みず毫も脅迫を行はず又何等の秘密條約も締結せず將亦山東省又支那領土に對し毫も交涉を進めたる事なし吾人は支那を操縱せんと欲したる　なく又講和會議に於て支那を代表せんと欲するものにあらず吾人と支那大總統及其國人との關係は益々親善を加へつゝあり吾人は大總統が吾人の精神の存する處を了解し居る事を確信して疑はず從つて吾人は目下極東に於て新たに紛糾を挑發せんとする陰謀が成功すべしと信するものにあらず吾人の注意を惹ける此記事は全く無稽虛構なり。（十二日、日日）

▲駐日公使に訓電　（十一日上海特派員發）北京來電＝外交部は駐日章公使に對し左の如く打電せり。

中日兩國は晉鐵輔車の國なり何程の問題を發生するも等しく交涉すべく決して世間に傳ふるが如き惡感を發生す可からず膠州灣、青島山東鐵道等の諸問題は政府は歐洲講和會議に於て其伸張に盡き處斷するに決したれば此時互に私に爭ひを遏うし正義に背く能はず速に此事を日本政府に告げ懷疑國交を妨ぐるを免れしめよ。（十二日、朝日）

▲ウ氏支那援助　（上海特電十日發）梁啓超氏は既に巴里に着しウィルソン大統領に會見したるがウ氏は東亞問題に就き支那を助くべき旨北京政府に報告せりと。（十二日、日日）

▲日本嫉視の的となる　（北京特電十日發）英國公使ジョルダン氏は公使團會議の席上日米佛伊公使の居殘りを求め支那國防軍存廢問題を議せるが一部は南方の要求を援け廢止論を唱へ一部は將來國防軍を內爭に使用せざる保障の下に存續を許すべしと述べ意見一致せずして解散せり蓋し國防軍が日本の武器を用ゐ日本の武官を招聘せるに對し外國側の嫉視を招き某國人の如きは支那當局者に戰後精練にして銳利なる武器と實戰に經驗ある將校は之を大陸より求むるを得べし何を苦しんで日本より高價の武器と實戰に經驗なき將校を借る必要あらんやと勸告せる由なるも國防軍編成は既に其中途にあるを以て支那政府部內にては之を廢止し能はざる狀態にあり。（十二日、日日）

▲米國側の中傷手段　（北京特電十日發）日支新交涉の內容に關し支那外交部の聲明書は其要を盡し內外人の議論を解くに充分なり且小幡公使は過般の公使會議に於て座談の序に該交涉の內容を打明け聯合國公使に說明する所あり事情明白なるにも拘らず米國側は小幡公使は七箇條の要求をなせりとの誹言を支那新聞に漏し離間に努め居るも其陰險なる旨を信ずるものなし。（十二日、日日）

▲支那委員を激勵せん　（上海特電十日發）昨朝當地南方代表は外交問題に就き協議し唐紹儀氏は朱啓鈐氏と連名にて巴里の王正廷、顧維鈞氏に打電し激勵するを決し其事を朱啓鈐氏に囑り其同意を求めたり。（十二日、時事）

▲支那學生の感違へ　（北京特電十日發）北京大學校其他專門學校生徒一萬五千の名を以て巴里支那全權委員に對し吾人は國權を擁護する全權委員の擧動に贊成し全權委員が日支關係に就き最後迄固く其態度を取つて變らざらん事を要望すと打電せり。（十二日、日日）

▲奉天敵人追放　（十日奉天特派員發）張巡閱使は中央政府の命に依り十日在奉獨逸人を招集し其財產を處分し本月二十一日迄に支那國境へ退出すべき旨を嚴重に申渡せり。（十二日、朝日）

▲徐總統の訓示　（十日上海特派員發）徐總統は段祺瑞、徐樹錚、梁士詒、王揖唐等を招きたる時彼等に對し中日交涉は萬國の永久平和の目的と密接の關係あり茲に多くの意見を發表するを必要とせず既に外交當局に囑し之を公理に訴ふるを以てせり公理は能く一切の物を說服せしむることを深く信ずと言へりと。（十三日、朝日）

▲支那運動打切　（八日巴里特派員發）巴里のアントランヂジャン紙は論じて曰く聯合國會議に於ける支那使節の爲くべき陳述に對して北京駐劄日本公使小幡氏は北京政府に對して膠州灣問題は日支兩國間に於てのみ商議すべきものにして獨逸以外の列國は毫も利害關係を有せざる旨警告する所ありたり然るに駐支米國公使に聲明せる所に依れば本問題に對する支那政府の運動は既に殆ど打切りとなり唯だ英米兩國の提案に係る或條項が日本並に佛國に對して重大問題を惹起するに至りたるも之れさへ目下の所にては甚だしき難問題にあらざるが如し。（十三日、朝日）

▲支那英米に媚る　（十一日國際社紐育發）在華盛頓聯合通信社支局は報道して曰く華府に達せる外交官の公報に據れば日本は若し支那にして日支兩國間の秘密條約を公表し且つ又歐洲戰爭勃發の爲め戰前獨逸の保有せし一切の權利財源利權を繼承せしむべきを相約せる協約を實行せざるが如きことあらば開戰に訴へんとするが如き語氣を以て支那を脅威せりと又曰く華盛頓に於て漏れ聞ゆる所に據れば在巴里支那代表者は各秘密條約寫しは日本經過中行李の中より偸み取られ此に由て講和會議に之を公表するを得ざる旨を報告し支那は目下頻に米英兩國の援護を求めつゝありと米國官吏此等の事に付き何等の批評を下す事を拒めりと。（十三日、朝日）

▲獨逸の魔手　（十日國際社巴里發）米國聯合通信の報ずる所（れば獨逸のプロパカンダは極東及び米國に於て再び猛烈となれる證跡明瞭（て其北京來電に曰く米國聯合通信員は「小幡公使が支那を壓迫し若在巴里支那委員の態度を改變せしめざるに於ては武力及び財力を以て之に對すべしと脅嚇したり」との半官的報道に接したりと又米國來電に曰く日本は法外なる要求をなせりと此等の報道は明かに近時華盛頓に設立されたる支那通信社筋より出でたるものなり又別報に曰く日本は在巴里各日本大使の行動に失望し全國騷然として國民の不幸愈甚だしと又他の報道に曰く日本の態度は國際聯盟の前途を脅かすものなりと此等の流說に對する牧野男の辯駁書は佛國及び波蘭に廣く播布され其効果著大なるものあり而して珍田大使の一斷なる辯妄書も亦然り獨逸は英佛人が日本の事情に就き全く知る所なきに乘じて虛說を流布しつゝあるを以て新聞紙は確實なる意見を傳へ眞の事實を報道する通信を歡迎し居れり。（十三日、朝日）

▲日本の行動を難ず　（上海特電十一日發）當地米國人カールクロー氏の往訪新聞通信社員に語れる談話として今日發表せられたる所に據れば日本は現に尙ほ北方軍人を贊助し將に獨逸が歐洲西部に於て襲擊を行へるに際し日本は段祺瑞曹汝霖と一密約を締結し

▲名義上參戰條約として之を提出し此條約に依り朝鮮銀行北京支店に日本金三千萬元を預入れたり右は寺內々閣最後の數日內の事にて余は日本に滯在すること八箇月、余の日本を去るの前日政界の重要人物たる原總理內田外相床次內相田中陸相の諸大臣と會見せるが皆之に對し南北統一前日本は決して一錢たりとも前渡を爲さずとのことを承諾せり然るに余の支那に歸るや忽ちにして日本は前記參戰借款の一部より三百萬元の金を段祺瑞に交付し又一月二十一日多數の日本軍器彈藥を秦皇島より荷揚したり是れ段祺瑞に渡せる武器の第二回のものにして其後尙ほ第三回の受渡ありたり是れ皆日本政府が北方軍閥を贊助せるものなり蓋し斯くの如き多數の武器は日本政府の認可なくしては決して運送し能はざるものなればなり北方軍閥は曾に金錢の援のみならず軍器彈藥を得る時は國內にて和議を爲すも何の得る所あらんや段派の目的は三師團四旅團の軍隊を編成するにあり日本人は曰く是等の軍器は參戰上の用に供したるものなりと是れ辯疏の言にて事實と合はず余は曾て五大強國の公使に對して

▲抗議する處ありたり蓋し五大國は昨年十二月內爭を停止するに就き勸告し日本も亦五國の一たり支那は該勸告に對し同意を表示し居れり今日の此の支拂は彼れ直接此の停戰約定の精神を破壞するを以てなり若し參戰承諾を取消さずば一切のこと爭ふべき無きなり彼の日本總理は余に承諾せる時余は之を信じて歸國し之を國民に傳告せり今日本斯くの如く嘘言、約に違ふ余の解する能はざる所なり彼れ時局を大變せしむ日本は日本の汽船に日本の軍隊を以て段派の人と聯絡し其の目的は曾に支那の軍隊を作るにあるのみならず一に支那にありて日本の軍隊を作らんとするにあり南方の人は法律の主義の爲め及び民國を維持する爲め一切を

▲犧牲にし居れり北方の人は主義なく個人の利益の爲めに日本の武力を藉るなり余が日本にある八箇月間未だ南方の爲め日本人に向ひて金錢上若しくは軍事上の贊助を求めざりしのみならず彼の人をしても之を爲すを許さ

す蓋し余は北方に於ける日本の北方に得せしめざるものを南方に求むるを欲せざるなり日本は未だ其の公共の宣言を守らずして屢々余に對し私人として承諾せる聲明を守らず然らば日本胡爲れぞ歐洲講和會議に際し王道を以て支那に對するを求むるを得べき支那の求むる處は王道にあり若し日本支那の武人を贊助せず內亂を奬勵せざれば支那の內亂繼續せざるなり凡そ友誼の宣言たる信義に依りて支ふる事あるを要すなり云々と。（十三日、時事）

▲條約改正希望　（紐育特電十日發）紐育在留支那人は支那街に於て會議を開き其議決事項を巴里滯在中なる米國大統領ウィルソン氏の許に打電して曰く

東洋における諸問題も亦米國大統領ウィルソン氏の提唱したる重要箇條の講和基礎條件に準據して決定さるべきものなり吾人は目下巴里にある支那講和委員の聲明せるが如く我支那民族の正當なる發展を期せんが爲千九百十五年に日支間に締結されたる條約の根本的改正を希望するものなり。（十三日、日日）

▲在支敵人手續　（上海特電十二日發）在上海の敵國人は每日敵國人逆選事務所に朝九時より午後五時迄の間に在上海のことを報告することとなり居留地內に在る者にて十六歲以上の男子は當地警察署に赴きて其在留許可證を受けしむることとなれり。（十三日、日日）

▲西鐵管理內容　（十二日國際社華盛頓發）米國國務卿代理ポルク氏は十二日國務省に於て西伯利鐵道運輸事業の復舊を發表したり有陳述書に曰く

協定の目的は露領西伯利を助けて其平時生活狀態を回復せしむるにあり而して此の協定は西伯利人の利益の爲めに鐵道を運轉すべしとの確然たる理解に基きて成立せるものなり日米兩國は明らかに露西亞の權利又は東清鐵道に關しては支那の權利を侵害せざるべしとの意志を表明したり此の計畫に依れば西伯利鐵道系統中には東清鐵道をも含み其の管理は露國人を委員長とする聯合國委員に委せらるべし即ち露國以外に日米英佛伊支諸國も各其の代表者を出す事となれり。（十四日、朝日）

▲支那政府の取消　（巴里電報）（十一日發國際通信）支那政府は日本が支那講和委員の行動に掣肘を加へつゝありと云ふは全く事實無根なりと聲明し居れり。（十四日、日日）

▲支那鐵道管理案　（北京特電十三日發）支那政府は國內の各國借款に依つて建設せる鐵道を統一し國際管理の下に置く事を決議し一部の反對を排除し之を歐洲平和會議の問題と爲すべく巴里全權委員に打電すると共に米國政府に向け右提議に贊成を求むる電報を發せりとの風說あり此案たるや支那を列國協同監督に導く第一步にして頗る危險なる政策なりと批評する者多し。（十四日、日日）

▲聯盟同志會の決議　（北京特電十三日發）國際聯盟同志會は十二日午後二時北京大學校に開會約一千名出席汪大燮氏を座長に推し左の決議案を可決せり。

（一）本會は國際聯盟に贊成し其成立を促進す（二）支那の之に加盟することを贊成す（三）國際聯盟の組織は各國夫々相當の代表者を出すべし（四）國際間の爭は仲裁々判に附し從はざるものは同盟國より之を制裁す（五）即ち仲裁裁判を受けざるものは國際裁判に其の判決を受けしむ（六）同盟國は互に國家の獨立領土保全を保障す（七）條約は總て國際聯盟本部の批准を受くべし

倘梁啓超、梁士詒、熊希齡、王揖唐　王家襄、張謇、嚴修、汪大燮、王寵惠、李盛鐸氏等を理事に李兆民氏を幹事に選舉し梁啓超氏を巴里に於ける代表者と定め支那全權委員を援助し目的を達成するに決せり。（十四日、日日）

▲工務局評議員改選　（上海特電十二日發）上海列國共同居留地工務局評議員改選に就き其候補者は十三日午後四時までに申出る筈なるが從來の評議員中エズネ、ホワイト、クータ、リチヤードヂョンソン及びゼルスキー伯爵等は退任して再び候補者たらずビーアス、メリマン、ホワイイ、伊吹の四名のみ殘りて候補者たらんとし新に候補者たるものはブレース、スシス、ハウワード、ダムマクベーン、コクレー（英人）及びハラウドダラー（米人）あり倘ほ明日までに新候補者出るやも知れず九名の評議員に對し日本人一、米人一、英人七の候補者あり在來の九名中米人一、日本人一、露人一、英人六、なりしが露國のゼルスキー出でず英人七を出すに止め選擧なしとする筈の所米二名の候補者を出し選擧を爲すの必要生じたるなり選擧は三月二十日及び二十一日行ふ可し。（十四日、時事）

▲在濟南獨人愈々引揚　（濟南特電十二日發）在濟獨人は愈々宣教師病人を除き總て二十六日までに上海へ引揚げを命ぜられ本國へ送還せらるゝこととなり而も其財産は自由處分を禁ぜられたるより狼狽一方ならず種々善後策を始めたるが其家には監視兵を附して出入を監視せられ取締り嚴重なり此取締の背後に英米の勢力あり獨人の日本に依らんとする風あるを以て取締を嚴にせしめたるものゝ如し因に在濟獨人は現在四十五戸百七名あり貿易商三、雜貨商四、旅館二、醫師一、會社員官吏三、技師一、敎師二、宣敎師三、無職二十六戸にて無職者は窮乏特に甚しく悲觀の極罪を仰ぎて自殺を謀れるものもあり。（十四日、時事）

▲秘密條約提示要求　（紐育ロイテル特電十二日發）聯合通信社に達したる所報に曰く五大國協議會は山東及青島に關する日支協約のみならず戰前及び支那參戰後に於て日本及び其他の列國が支那と締結したる一切の秘密協約を提示せんことを求めたりと。（十五日、時事）

▲日本式軍隊敎育　（十四日上海特派員發）上海時事新報に曰く北京政府は中日軍事協定に依り軍官補助を設け楊組德を團長に日本の阪西少將を總敎習に任じ敎習は日本士官等十二名にて本月十五日正式に成立すべく各師團旅團の諸軍官を三期に別ち北京に來らしめ訓練し第一期を二千人とし第二期は一連（中隊）毎に二名とす毎期を四箇月とす一期にて完成し各師團の士官をして一に日本式の敎育を受しむ、地點は北京の黃寺なりと。（十五日、朝日）

▲對支壓迫說打消　（巴里國際特電十二日發）小幡公使が支那をして昨年の日支協約發表に同意せしめ且つ在巴里支那委員の行動を非と認めしめんが爲め支那を壓迫したりとの北京電報は珍田大使の明快なる陳述書に依りて全然否認排斥せられたり。（十五日、時事）

▲虹口事件交涉成行　（上海特電十三日發）上海虹口事件日本巡査殺害事件に關し有吉總領事は一月十一日附にて工部局の去る十二月二十七日の意見に對する返書及び之に對する一月三十日の工部局の返書本日公にされたり結局工部局は支那巡査の關係者は既に其處分を終り居りて在來の彼等の位置より下級に下げられたりと云ひ又日本人の生命を失ひたるもの負傷せるもの財産に損害を來せるものに對しては責任なきも特に好意として慰勞の意味にて相當の高を來る三月の納稅者會議に提出し其決議にて之を贈る可し又職務に斃れたる日本巡査に對する葬儀費用は要求多額にて到底之を承認する能はず職務に斃れたる巡査に對する相當の葬式費用のみを支出す可しと爲し最後に日本總領事が今回の事件に關し不幸にして犧牲となれる者に對しては遺憾の意を表示され又再び斯る事件の發生を見ざることを希望せられたるに對し深く感謝の意を表したり工部局と閣下の間に親密なる關係を保持するを玆に明言するの光榮を有すとの意を表白せり。（十五日、時事）

南北情勢

▲國防軍編成に反對　（北京特電三十日發）二十八日岑春煊氏は總統に對し國防は自ら辨理すべき機關あり然るに參戰特辨處を國防軍編成處に改め且つ外國人を之に參與せしむることは支那の主權に關するものにて强いて南北和議にも障害あるとの意味を以て段祺瑞氏の國防軍編成を取消す可しと申來れり。（一日、時事）

▲張督軍慰撫使　（北京特電三十一日發）總統府側の消息に依れば徐總統は最近奉天督軍張作霖氏より第一、公民權恢復要求第二、京奉鐵道乘車貨銀貨使用の廢止第三、軍費百萬圓要求及南方誠意なきを詰責され措辭極めて强硬なる特電に接したるが徐總統は張作霖氏の態度如何は南北和平に影響するを以て張督軍の主張を緩撫すると同時に中央政府の意見を傳達する爲前東三省將軍趙爾巽氏を奉天に特派する事に內定せり。（二日、日日）

▲兩軍對陣　（重慶特電三十日發）陝西省西南部にて激戰中なりし南北兩軍は兩三日來休戰狀態となり廣元（四川）省附近にて對陣中なる旨確なる筋に入電ありたり。（二日、日日）

▲南方代表者歸來す　（上海特電二日發）南京に於ける南方代表中章士釗氏の外は皆上海に歸り來れり南方代表は南京に行けるも彼等は單に李純氏に對し南北妥協を爲すに至れるに先き李純氏の努力に感謝の意を表し且つ朱啓鈐氏に會見の爲めなりとのことなり。（三日、時事）

▲北軍進軍繼續　（上海特電三日發）當市にある南方代表者は北軍が依然陝西省にて軍事上の重要地點に進軍を繼續するの報道に接し是段派の國防軍が編成進行の爲陝西督軍陳樹藩氏をして此行動に出でしむるものとなし

頗る慎し居れり。（四日、日日）

▲會議規定を打電す　（上海特電三日發）南京にある北方代表者朱啓鈐氏は左の如き會議規定を唐紹儀氏に對し打電し來れり。

（一）議案は南北の代表協定の後正式に提議す可し。

（二）開會の時は南北總代表のみ發言す但し双方各一名の代表をして意見の陳述を爲さしむることを得。

（三）南北總代表は必要と認めたる場合に審議會及び準備會議を開き其時各代表は自由に發言するを得討論終結の後南北總代表の協定を爲すことゝす可し。

（四）會議は公開せず但し議事決定の後内容を公表す可し右の中（一）（二）（三）、は多分南方の同意を得べく（四）は不明なり。（四日、時事）

▲朱氏に來滬を求む　（上海特電三日發）唐紹儀氏は昨日朱啓鈐氏に對し左の如く打電せり。

南方代表上海に會合の上、貴代表に對し上海に於て會議するを欲する南方側の希望を貴代表は速に之を決定し上海に來り會議を爲すに便せられたし會議の繼續は貴代表等が上海に來られし上面議す可し。（四日、時事）

▲陝西軍總攻撃　（四日上海特派員發）一月二十七日陝西督軍陳樹藩及び許蘭洲、張作源など陝西北軍を率ゐ陝西三原府に於る南軍に對し總攻撃を開始し既に渭河を渡るとの報あり三日唐紹儀宅に集まれる南方代表者等は之に對して頗る憤慨し居り所謂境を定めて停戰するは空言に止まると爲し南方は總徐統に對し奉天軍の撤退と陳樹藩の免職を求め又復紛議を生ずるに至れり。（五日、朝日）

▲境界委員派遣　（北京特電三日發）南京の朱啓鈐氏より陝西南北軍境界確定に關し張瑞璣氏を委員として派遣せる爲め北方よりも委員餘貽林景雨氏を派遣するに決し二日北京を出發せり。（五日、日日）

▲和議密電　（北京特電三日發）錢總理より朱啓鈐氏に宛左の密電を發せり。

一、軍事に關する件は民國六年黎元洪が辭職せし當時の狀態に復歸すること。

二、南方首領に相當の官職を與ふる事。

三、北京政府は廣東廣西雲南軍の消費せし軍費を負擔すべきが右は朱啓鈐隆榮廷の手を經て交付する事。

四、法律問題は南北代表の意思疏通を計りて後改めて中央政府より贊否を言明する事。（五日、日日）

▲靖國軍總司令暗殺　（上海特電四日發）湖北西部の靖國軍總司令蔡濟民氏は二十九日四川萬縣にて暗殺されたり。（六日、時事）

▲國防軍三師長決定　（五日北京特派員發）參戰軍より國防軍に改められたる三個師の師長は既に第一師長曲同豐、第二長馬良、第三師長陳文運に決定せるが不日正式に發表さるべし。（七日、朝日）

▲陝西解決策　（北京特電六日發）南北講和代表は協議の結果前陝西省選出議員張瑞麒氏を南北双方の代表として陝西に派遣し軍隊と土匪の區別問題を解決せしめんと欲しつゝあるが北京政府も之に贊成せり。（七日、日日）

▲陝西の戰鬪　（上海特電六日發）陝西督軍陳樹藩氏は許蘭洲、張錫元氏等の兵と南軍を挾撃し勝利を得南軍は蘭湖に退きたるが北軍は更に攻勢に出でんとしつゝありと。（七日、日日）

▲南北代表會見　（五日上海特派員發）北方代表徐佛蘇、汪有齡、江紹杰、李國珍、王克敏、方樞、吳鼎昌及南方代表章士釗、胡漢民、饒鴻鑾、程德全、王伯群、彭允彝等は四日正午上海唐紹儀宅に會合せり北方の代表某先づ發言して曰く、朱啓鈐總代表の

會議規則四箇條を提出せる趣意は總代表一人にて互に折衝し特殊の事件ある場合に他の代表（分代表）にして其詳細を知る者をして會議に際し特に指定の上其事情を陳述せしめ互に協助して會議の進行を謀らんとするものなり南方代表は此の議に對し同意ありたしと。

唐紹儀答へて曰く

總代表と分代表の間に差別なし同じからざるは只總代表の會議の時發言權と議案決定の時、之に署名するの權あるのみ是迄外交を辦ぜるに其先例常に然り萬一議場の發言は雙方一人に限られざれば恐らくは秩序維持不能なるべし。

北方代表某曰く

此度の會議は國際間の會議と同じからず會議の内容は極めて複雜なり若し

漫然として規則なくば和議の前途進行頗る困難なるを恐ると。

唐紹儀は答へて曰く

予は朱總代表と多年の老友なり事として面談すべからざるなし會議規則を定むるの必要なし。

夫より談論久しかりしも要領を得ず最後唐紹儀は審査會を開くの一說につき隨時協定するを得べきを云ひ之を規則の內に定むるに及ばずと云ひ會議規則案の第二條につき唐紹儀は絕對に贊成せず是に於てか北方の代表は今日語る所の情況を先づ朱總代表に電告し其返電によりて更に商議すべしと云ひ更に會議を公開するか否やにつき語り合しに唐紹儀は曰く

予は秘密を主張するものにあらざるも新聞記者をして傍聽せしむる可らず。

次で某氏に傍聽者は何種の人に限るべきかを質問せしに唐紹儀は和平聯合會和平期成會、の人は參加傍聽を妨げずと、斯くして北方代表は退散して散會せり北方七代表は極めて四日の會議につき意に滿たざるあり某代表は人に語りて曰く

此事一たび解決せば直ちに開會し得べし若し唐紹儀にして少しも妥協的精神なくば前途悲觀すべし

と、南方代表は唐紹儀の主持する所に從ひ全く發言せず又南方代表は此會議規則の問題にて和議の障害を來すべしと懸念するものなきも北方根本上の問題に於て絕大の疑問を發生しあり即ち徐世昌、錢能訓等が和を謂ひて北方を統一するの實力なく主戰派の段祺瑞一派が外國の力を借りて猶逸陣伏の後尙參戰軍の編成を計畫し機に乘じて再び武力を逞しうして南方を征服するの意あり陝西に對し作戰し總攻擊を開始したるが如き其の一端を示すものなり然るに徐世昌、錢能訓は之を制止する能はず却て是等の不法行爲を辯護するに至り是等の形勢漸く明白となれる爲南方代表等は是れ和議に對する絕大の危機となし居れり斯の如き情況にして依然繼續せば和議をなすとも是れ空言に止まるべし況や和議の最も大問題は軍隊解散なり然も北方の一派は全力を盡して其軍を擴張しつゝあり所謂南北會議も茲に至りて全く意義を失ふとて南方代表の憤慨甚だし北方代表は此數日上海に止まり形勢を察して其行止を定むべし若し唐紹儀にして其意見を固持し北方代表南京に歸ることあらんも是れ決して和議の眞正の危機にあらず和議の眞正の危機は寧ろ北方根本の態度如何に存するなり又一說に據れば北方代表は會議規則第一項は南方の提案を制限するものにあらず只提案の前に雙互相通知し準備に便するのみと特に唐紹儀は別に反對せざるが如く三、四兩項も略同意せるも第二に至りては最も反對し居れり。

（備考）北方代表者の提出せし會議規則左の如し。

一、議案は南北總代表の協定に待ち正式に提議すべし。

二、開會の時は南北總代表のみ發言す但し雙方各一名の代表を指定し意見を陳述せしめ得。

三、南北總代表の必要と認めたる場合に審査會議或は擇備會議を開き其時各代表者は自由に發言する事とすべし。

四、會議は公開せず但し議事決定の後酌量公布すべし。（八日、朝日）

▲和議規則修正案　（上海特電六日發）南方側會議規則修正案に就き聞く所左の如し。

第一條　議題は南北總代表の協商による。

第二條　會議は雙方總代表により發議す。

第三條　即ち大體を承認し只雙方代表審查の人數若干は須らく兩代表臨時指定すと改む。

第四條　別に改めず。

右修正案は汪有齡李國珍氏之を携へ南京に赴き朱啓鈐氏に報告せりと。（八日、時事）

▲軍人列車を獨占す　（漢口特電六日發）鐵道が軍人の私有物たるの觀あるは依然たり實見者の證に據れば此程張敬堯氏の弟張敬禹氏が武昌より長沙に歸りし時の如き武昌出發を七時間延期せしめ滿坑縣にて地方官の饗應を受け其終るまで出發を止め湘陰縣にて汽車の速力不充分なりとて列車を解きて此處に止め置き唯々一等客車及び其荷物貨車のみ出發を命ぜり是れ一例たるが粵漢鐵客車一等の如きは普通客あるを見れば軍人來りと之を押し出し自ら座するを常とすと。（八日、時事）

▲唐繼堯議和意見　（七日上海特派員發）雲南督軍唐繼堯は廣東國會參衆兩院に宛て書面を送り法律を基礎として議和を爲すべきを主張し國會憲法を制定し總統を選舉し新總統は新憲法を實行し現在の新舊國會は憲法の

權力を以て消滅せしめ又蔣國會非法解散以後北京政府の爲せる各借款に就ては其用途を闡明せしめ國會の協贊を經ざる借款返濟は西南各省其負擔に任ぜざるべしとの意見を述べたり。（八日、朝日）

▲護法政府改稱反對　（上海特電七日發）譚浩明氏は軍政府を護法政府と改稱することに反對する旨軍政府に返電せり。

▲廣東募兵嚴禁　（上海特電七日發）廣東來電＝廣東軍政府は自由に兵を募集することを嚴禁する旨各省に通告せり。（八日、日日）

▲伍朝樞氏出發　（上海特電七日發）廣東來電＝伍朝樞氏は六日香港より佛國郵船にて佛國へ向へり。（八日、日日）

▲南北和平會議順序　（上海ロイテル特電七日發）唐紹儀はロイテル通信員に語りて曰く。

『南方委員は今朝會合し余の提案に係る和平會議規則四箇條を議し總會議に先だち南北兩總代表者は要目に就き討議し總會議に於ては兩總代表者を議長とし詳細の事項は特別委員の審査に附し該特別委員は之を總代表者に報告することに決定せり和平會議は上海の支那商業會議所或は前獨逸俱樂部にて開會の筈なるが可成り時日を要す可きを以て後者宜しからん會議には委員のみ出席す可きし會議後公平なる公報を發表すべし』（九日、時事）

▲外國新聞記者係　（上海特電七日發）平和會議にて外國新聞記者と接觸するは唐紹儀氏自ら之に當り其差支へある時は容て上海南京鐵道の局長たりし是文膺之に當ると云ふ。（九日、時事）

▲正式起草委員指名　（上海特電八日發）南北總代表及び代表間に會議規則に對する南方側修正案の同意を見之を正式に起草することを章士釗胡漢民方樞王有齡の諸氏に委託せり會議の場所は當地の元獨逸人俱樂部コーデクアを以てすることゝし目下交涉中なり會議の時日は辛亥革命當時の南北統一記念日たる二月十二日としたしとの說あるも未だ協定に至らず多分會議は一切傍聽を許さず單に會議の結果を隨時公表することゝなる可しと云ふ。（九日、時事）

▲督軍廢止と軍區制　（北京特電六日發）軍事當局者の意見に依れば督軍廢止と共に全國を七八軍區に分ち各軍區に軍事長官を置き別に中央に元帥府、軍事參議院を新設し軍事長官には素養ある軍人を配置し其他督軍は軍事參議官に段祺瑞、黎元洪馮國璋氏等の如きは元帥に任命し直接軍隊と關係なき好地位を與ふる事に依り解決するを得策なりと思惟し居れりと。（九日、日日）

▲禍首懲辦問題再燃　（上海特電七日發）曩に當地の民黨によつて主張せられたる段祺瑞張作霖氏等主戰派に對する禍首懲辦問題は唐紹儀氏の緩和により南北和平會議に提出されざる事に決したるも最近國防軍問題起るや共に陝西省に於る奉天軍の活動日に甚しく段派は南北會議開會前武力を以て陝西問題を解決すべしとの意を有せりと傳へられ再び當地にては之に對する反對熱起れり即ち國防軍反對問題は前記禍首懲罰問題の變形として現はるべく民黨以外の南方代表中には國防軍反對のもの多く此問題にして解決せざれば會議を開くとも何の益なしと云ひ新に一の障害起るに至れり。（九日、日日）

▲北滿土匪猖獗　（奉天特電七日發）最近黑龍江省拜泉縣地方に匪賊約一千名の大集團橫行し更に蒙匪約三百餘名之に投じて放火掠奪を逞うせるより前縣龍江第一旅團長巴英額氏は部下を率ゐて討伐に向ひたるも賊の勢ひ猖獗にて討伐意の如くならざるのみならず一時影を潛めたる北滿方面の過激派は日本軍の一部撤退によりて又もや頭を擡げ來り右匪賊等と連絡して益跋扈跳梁せんとする形勢あるより鮑督軍は中央及東三省巡閱使張作霖氏に討伐援助を求め張氏は第二十九旅團長吳俊陞氏を邊防總司令として一個旅團を率ゐ滿州里方面に出動せしむべしと。（九日、日日）

▲國防軍は非理也　（八日上海特派員發）某支那主要人物の南北平和會議に關し述ぶる所左の如し。

（一）兵を裁撤するの議は國論となれり此際直に全部を裁撤し能はずんば期を分ちて必ず實行すべし國防軍は今將に募兵中なり是れ軍隊裁撤の議行はれず兵を增すの惡例にして斯る惡例を示せば各省も之に倣ふに至り其弊甚しかるべし（二）全國の陸軍を國防の要に供して可ならざるなきに今殊ち全國陸軍の外に一國防軍を置かんとす段派の軍隊のみを國防の爲と稱し其他の軍を國防と云はずとせば其名を顧み意義を思へば實に非理と云ふべし（三）蓋世凱時代統率辦事處を設け模範團を訓練せるも然も皆陸軍の範圍内にありたり當時段祺瑞は之に反對するに努めたるに今や國防軍は當時の模

範圍と等しく反つて自から震に儆ふものなり(四)國防軍督辦處は參謀處の改名にして日支軍事協約に基く故に國防軍督辦處中の日本人重要職務を執るの如きも現に獨逸に降伏し戰の參すべきなく軍事協約は當然之を排除すべきなり段派若し國防處を保存し其排撥を肯ぜずんば是れ外國人に與ふるに我國軍事の操縱するの機會を以てするものにして其危險云ふべからず是れ國防軍の存在する理由なき所以なり但し南方代表のみならず北方代表も亦之に同情を表すべし云々。(十日、朝日)

▲孟督軍彈劾　(吉林特電八日發)　吉林督軍孟恩遠氏の非法行爲に關し省議會を開き協議の結果斷乎として猛烈なる彈劾運動を起すに決し議員楊紀輔氏を代表として北京に急派したるが是より先北京政府に於ては孟督軍に對する今回の彈劾運動が非常の勢なるを察知し孟督軍に對しては斷乎たる處置を取るべしとの內意を北京に在る孟氏の知己に傳へたれば右の知己より此旨を孟督軍に打電し來りたり爲に孟督軍は周章狼狽一方ならず直に第一師團長高士賓、第三混成旅團長閻祥貴吉長鎭守使袁其勳氏等を非常召集し目下頻りに秘密に協議中なるが袁師長は表面孟督軍に同情を表し居れるも裏面は然らず或種の野心を藏し居るもの、如しと因に北京政府より派遣し來れる孟督軍の非法行爲調查委員等は今尙調查中なり。(十日、日日)

▲議和目的　(北京特電八日發)　北京政府は張作霖倪嗣沖氏等の質問に對し南北平和會議の目的は

(第一)中央政府は國基を鞏固にし大局を統一すること(第二)陝西、福建問題及一切の國家の重大問題を一掃すること(第三)軍區を劃分し減兵を實行し全國軍隊の數は勞めて民國三年度の僕算に結合せしめんことを期す(第四)軍民分治を實行し省長を專任とす爲す。(十日、日日)

▲李氏の武事案替成　(上海特電九日發)　廣東の政府は江蘇督軍李純氏が二十八日附を以て、湖北問題武事處置に關する解決案に贊成の旨電報し然るに北京政府は陝西の戰事を停止せしむるにあらずんば到底圓滿なる解決は困難なる可し。(十一日、時事)

▲國會一先閉會　(北京特電十日發)　北京新國會は十一日徐總統の出席を請ひ閉會式を擧ぐべきが首は會期の最大期限を經過せし爲一應閉會するものにて國會自由開會主義を楯に遠からず再び第二期國會を召集すべしと。(十一日、時事)

▲唐紹儀邸凝議　(上海特電十日發)　昨日朝の南方總代表唐紹儀宅に於ける會議の內容として南方側の傳ふる所に據れば先づ外交事件を議したり其內容は不明なれど聞く所に據れば朱啓鈐氏は此事に就き唐總代表に親翰を寄せて其意見唐總代表と同じ唯だ電命にて北京に電報する能はずとて茲に各自別に電報す可しといふ此事國家の主權問題に關係する故北京政府をして慎重に處理せしめんことを請ふに決せりと又在巴里の顧維鈞王正廷氏に對し激勵の電報を爲すことは朱啓鈐氏は同意を表せりと夫れより南方代表者は憲政問題を議したるが彼等は左の如き意見に於て一致せりと卽ち

議和將に開始せられんとするの秋に當り北方一意黷政に對し誠意を用ひ我方面より電求せるも北方より返電なし又之を阻止することも爲さず北方の考那邊に存するか解す可からず卽時に議を開き之に就き解決を要するを以て南方代表者は責を負ひ北方代表者にも責を負はしめ一致して主張するの要あり唐總代表に南方代表中數名を指定することを求め北方代表と專ら交涉することゝしたりと。

此事を議したる際陝西靖國軍の上海駐在代表者より手翰あり其文に曰く北京陸軍部は山砲彈二十五箱及び小銃彈二百萬を二月四日以來隴縣として河南定州間等に運び今正に民間の騾馬車に移し陝西に送るの準備を爲せり云々とあり唐總代表は曰く會議地及び會議規則問題は均しく旣に解決し雙方代表會にも未だ上海に來らず是れ果して故意に遷延を爲し北方をして兵を陝西に用ゐしめ得る處あるを待つて上海に來らんとするにあらざるか正に嚴重に質し質む可きなりと直に胡漢民李烈鈞彭程萬熊克武劉公烈の四氏を指名し北方代表吳鼎昌王揖唐氏等と會見せしめんとせるも昨日不能に終りし爲め十日會見の豫定なりとぶ。(十一日、時)

▲和議會議規則決定　(上海特電十日發)　決定せる會議規則左の如し。

一、會議に於て議せらるゝ事項は先づ雙方總代表に依つて協定せらるゝ可し。

二、會議に於て雙方總代表は雙方の發言者たる可し。

三、會議々案にして雙方總代表に於て委員に附託して準備を爲し若しくは

審査を爲すを必要と認むる時は双方兩代表より一定の數の双方代表を示し右委員たらしむることを得可し。

四、右委員會の結果に就きては双方の總代表間に之を決定す可し

方振武汪精衛の二氏は多分十一日朱啓鈐施愚氏と共に上海に來るとのことなるも唐紹儀氏は未だ正確なる通知に接し居らず會議の日取りは未だ決定せず。（十二日、時事）

▲國防軍問題未決　（北京特電十日發）最近の公使團會議終了せる際英國公使は日米佛伊の四國公使の殘留を請ひ五國聯合して支那北方政府の國防軍編成取消に關し勸告す可しとの提議を爲したるに小幡公使は之に關し國防軍を內爭に供せずとの保證を旣に求めあれば必ずしも此の擧に出づる必要なかる可しと述べ何等決議を見ずして散會せり。（十二日、時事）

▲廣東軍事會議創設　（八日廣東特派員發）廣東軍政府は軍事會議を設立し李烈鈞を委員長に推薦せしも李烈鈞は之を固辭しつゝあり。（十二日、朝日）

▲南北妥協主意辯明　（上海特電十日發）本天督軍張作霖安徽督軍倪嗣沖兩氏より南北妥協の主意何れにありやと問ひ來りたるに對し北京政府は左の如く答へたりといふ。

一、國基を強固にし大局を統一するを目的とす。

二、陝西、福建軍務の問題其他國家重要の問題は竝しく南北會議にて公平に解決せん爲め先づ撤兵方法及び防禦事務を議す可し。

三、軍區を定め採兵政策を實行せんとす。

四、軍區未だ確せられざる間は軍民分治の實行に努め且つ用ゐるに足る民黨人材の登用に便せしむ可し。

五、双方の軍隊は先づ所場地に撤兵せしめ之を解散せる時兵を開墾に從事せしめ又は商工業に從はしむ可し。（十二日、時事）

▲國會閉院式　（北京特電十一日發）十一日午前十時徐總統及び閣員一同列席し衆議院に於て第一回の新國會の閉院式を擧げ衆議院議長王揖唐氏の式辭、徐總統、錢總理の祝辭ありて記念の撮影を爲せり。（十三日、日日）

▲四川督軍就職　（成都發十二日某所着電）熊克武氏は廣東軍政府の命を奉じ二月九日正式に四川督軍に就職せる旨公表したり。（十三日、時事）

▲張勳氏の轉居　（北京特電十一日發）復辟失敗後一年有半和蘭公使館に雌伏し居たる張勳氏は旣に特赦を受けたる後徐總統の斡旋にて薬兒胡同に新邸を構へ移轉を勸められたるを以て十一日正午愛妾及侍者と共に四輛の自動車に分乘移轉せり。（十三日、日日）

▲唐氏總統に質問　（上海特電十二日發）唐紹儀氏は十一日徐世昌氏に打電して曰く陝西省の局面紛糾する故速かに命令し停戰を實行し原防地に兵を撤退せしめ且つ命令に背き禁を犯す者のみを懲しめられん事を請ひたるも未だ返電に接せず又朱啓鈐氏は今尙は上海に來らず協議するに由なし近時三原案よりの急報に接するが之に依れば陳樹藩、張錫元麾下の軍は全部聯合し陝西湖北甘肅山西の軍と相踵で來り蔡成勳氏亦綏遠より榆林に移り來り双方將に衝關に入り多數軍貨の運輸絶すとあり和議將に開かれんとする際期に迫りて一律に軍事行動を開始するに至る試みに問ふ和議開かれて後紛糾斯くの如くなれば進行不可能ならん知何にして誠意を示さんとするか玆に質問し恭しく政府の返電を俟つ。（十四日、時事）

▲停戰實行を勸告す　（上海特電十二日發）朱啓鈐氏に本天より昨十一日長電を北京政府に送る曰く陝西の事紛糾は宜敷く速かに停戰を實行し以て誠を明かにす可し若し更に切實なる辦法無ければ和議一度開かるゝも南方代表の詰問に會へば一言の南方に應ふるを得る無しと云へりと。（十四日、時事）

▲停戰の斡旋を求む　（上海特電十二日發）左の電報唐紹儀氏より北京英國公使ジョルダン氏に宛送られ北京外交團に傳達を求めたり。

停戰の約成りてより京漢及び汴洛鐵道に於ける北方軍隊の紛爭熄まず最近の報告に依れば更に曾寶蓀國防軍旅團長の軍隊及び多數の砲銃彈定州に着し連絡鐵道にて河南省より陝西に輸送さると云ふ此報道たる余の抗議を申込める處にして北京政府が停戰の約に明白に背せるものとす故に余は玆に此問題を我が友邦の各公使に提出して是等の鐵道にて北兵を陝西に輸送するを直に全く停止し同時に陝西に於ける軍事行動の繼續を如何なる途よりも停止するやうに盡力を乞ふ。（十四日、時事）

▲唐代表就職報告　（上海特電十二日發）昨日唐紹儀氏は廣東軍政府政務會議に宛て左の如く打電せり。

長に會議の議決を以て唐紹儀を南方講和全權總代表と爲し章士釗胡漢民褚嘉樹曾彥郭椿森劉光烈、王伯羣彭允彝饒鳴鑾、李述膺を代表と爲し並に委員を派し總代表證書を齎らし送らしめたり玆に各代表前後して上海に至り會議地點問題も亦漸く上海とするに決せり余は二月一日より正式に職に就けり云々。（十四日、時事）

▲會議の速開を促す　（上海特電十三日發）唐紹儀氏は本日南京にある南方總代表朱啓鈐氏に宛て左の如き急電を發せり。

昨日前北方代表の一人たる汪有齡氏に託したる會議規則に貴代表は署名さるゝことならん中外人は會議の直に開かれんことを類りに期待し居れり其遲延するだけ害毒の增すのみならず南北間の問題を遲延せしむる故に余汪精衞（即ち汪兆銘）盧信の二名を南京に特派し貴代表を一度上海まで迎へ來るやう命ぜり斯くして成る可く速に會議を開くの日を定めんと欲するものにて貴代表の速に來られんことを類りに待つものなりと。（十五日、時事）

▲國防軍籌備所改稱　（十四日上海特派員發）北京にては徐樹錚の建議により國防軍、西方邊防籌備處を廢止して近畿陸軍專司訓練處と改正し親日の名を避くる事段祺瑞邸の會議にて決し段は之を徐總統に告げたるに徐總統は同意し之を朱啓鈐に傳へ「國防軍漸く收縮せる故攻擊甚だしきに過ぐるなきやう之を各方面に告げん事を乞ふと云へり。（十五日、朝日）

▲孟督軍彈劾眞相　（長春特電十三日電）職權を濫用して百萬圓を獲得し免官されたる劉前吉林財政署長は政府より上京を命ぜられたるに拘らず孟督軍は同人を秘書に任命する豫定なりと是れ督軍彈劾理由の一たる劉署長との秘密關係自發の豫防策ならんか而して吉林各會代表者は劉署長不正行爲を廳勸長に彈劾せるも廳省長は孟督軍の在任せる爲め形式的に取調べを爲したるに止り斷乎たる措置を圖躍し吉林の現狀を具申し孟督軍彈劾眞相査問の爲め二三日內に北京に向ふ豫定なりと。（十五日、時事）

財政關係

▲更に借款を要せん　（上海特電三十一日發）愈々約二千五百名の敵國人民は三月一日頃より浚渫さるゝことゝなりたり其汽船は英國より準備され右の費用の中に英、米、佛、露、白及び日本の八銀行より五十萬元を貸附し其利息は八分にて鹽稅剩餘金中より支辨し本年八月より十二月迄に償却の筈なり其費用の爲め更に借款を要することゝなるべしと云ふ。（二日、時事）

▲西支借款交涉　（北京特電三十一日發）西班牙當事者と支那政府との間に福州造船所を擔保とする一千萬弗の借款商議行はれつゝありとの報道あり但し日本公使館は右に關する報道を全然否認し居れり日本の同意を經すして前記擔保を以て借款を締結さるゝ事は有り得べからざる事なり然れども右の交涉が餘程進み居ることは殆ど疑ふ餘地なし。（二日、時事）

▲新短期公債計畫　（九日北京派流員發）財政部にては民國七年公債の好成績なりしに乘じ更に八年短期公債四千萬元を發行せんと計畫し居れりと其條件は利率年八朱、用途は金融整理償還期限は民國九年十二月より五箇年內、擔保は津浦鐵道鐵物稅及鹽金稅なり。（十二日、朝日）

經濟關係及其他

▲支那米輸出交涉　（二十日、北京特派員發）支那政府は支那米輸出許可に關する日本の交涉に對し大體許可する方針に決定せるも其數量に關しては未だ決定せず行惱み居れるを以て遂に寧ろ日支軍事協定の範圍にて決定するを便利とせるもゝ如く該交涉は今や軍事當局の手に移り日本陸軍の需要米を一箇年五十萬石と見積り之を往年支那より供給することに交涉しつゝあり。（一日、朝日）

▲米國銀行家活動せん　（上海特電二日發）米國各銀行代表としてジョージ　アボット氏は桑港を一月二十二日出發支那に向へるが右は米國銀行團の正式代表として來るものにして銀行團は米國各地の主要なる銀行より成るものなり其組織されたるは米國國務省の希望に依るものにして對支借款に對し各銀行團に加入するの考へを有し且つ支那佛國英國日本と協力して支那に於ける投資に就き一定の計畫を立て支那に於ける鐵道の整理と今後中央管理の目的にて鐵道を敷設するに要する資本と專門家の實驗の下に支那に

制の改革を爲すの資本とを供給せんことを希望しありと云ふ。（三日、時事）

▲無線電信實現　（長春特電三日發）黑龍江督軍鮑貴卿氏が軍事通信機關の緊要なるに鑑み吉林黑龍江間に無線電信を設置せん事を先頃中央政府に電請せる事は既報の如くなるが同督軍は此程吉林督軍孟恩遠、東三省巡閱使張作霖の兩氏に對し該無線電信の設置計畫に贊成されんことを求め來れるに對し孟張兩氏も之に贊成し近く同樣の電請を北京政府に致す筈なりと云へば早晩實現の運びに至るべしと。（三日、日日）

▲吉會鐵道契約が第一　（三日北京特派員發）吉會、滿蒙、高徐濟順各鐵道の假契約締結に關する日本側の提案は既に支那政府に提出しあり交涉開始は五日吉會鐵道督辦權量長春より歸京の上なるべく先づ吉會鐵道の件より開かるべし。（五日、朝日）

▲米支電燈事業　（安東縣特電三日發）安東縣鳳凰城に於て某米國人と支那人との合辦にて電燈事業經營の契約成立せる由なるが資本金を八萬圓とし米人五萬圓支那側三萬圓を出資し建設する筈なるが支那側にては米人出資を秘密に附し居れり。（五日、日日）

▲遼河浚渫交涉　（四日北京特派員發）滿洲遼河の民船貿易を發達せしむる目的を以て同河の浚渫工事を日英兩國の手に依つて經營せんと支那政府に交涉中なりしが支那政府は之を許可せん方針にて奉天督軍張作霖に諮りしに張作霖は已の管轄區內の事業を中央政府が勝手に決定するは不法なりと唱へ遼河地方の道尹をして反對せしめつゝありしが此程張作霖も中央政府との意志疏通し贊同の意を表し來れるを以て不日圓滿に解決するに至るべし同工事の要領は

（一）浚渫は日英兩國の借款に依る事（二）民船の噸稅を以て借款の擔保とする事（三）遼河の上流は日本人技師長下流は英國人技師長と爲し區域を分ちて浚渫する事等にして借款總額利率期限等は未だ決定に至らず。（六日朝日）

▲鐵道建設方針　（北京特電八日發）支那政府は將來支那鐵道を國際資本團の資金にて建設し或る一國の資金を以て建設することを避け以て鐵道敷設地方に勢力範圍の一國を作らんとするを除かんと欲し之を巴里講和會議の問題となさんとの意圖あるが如く傳へらる道は歐洲戰爭以來幾多の鐵道が日本の借款に依り建設せられ又は建設せられんとする形勢を敵視せる外國人側の煽動與つて力あるもの、如しと。（十日、日日）

▲長沙市場澁滯　（長沙特電九日發）湖南省內各種の紙幣は百分の二より百分の八の價格を保てるに過ぎず尙低落の模樣あれば漸次現金取扱に變じつゝあるも現金の缺乏極點に達せる實狀なれば市場は著しく澁り氣味にて各種貨物の下落は一般の洗衰を來せる一原因なり。（十日、日日）

▲滿蒙鐵道會議　（北京特電八日發）滿蒙其他諸鐵道の本契約締結に關する日支委員會議は十日より交通部にて開始し第一に吉會鐵道本契約を討議すべく日本側委員は三銀行代表者岩佐量藏、谷直諒鐵道院松本參事、滿鐵牛島吉郎氏等にして支那委員側は吉會鐵道督辦兼交通部鐵道局長黃贊燕の諸氏なりと。（十日、日日）

支那

第十卷　第六號

要目

論說　全支那鐵道の國際管理問題……一—一四
資料　支那鐵道借欵(三)……五—八
　　支那の海底電線……九—一〇
雜錄　支那鐵道の各國協同管理論……一一—一四
　　支那農事の改良(二)……一五—一九
　　支那取引に就いて……二〇
彙錄　南支那獨立承認要求……二一—二二
　　日本對支借款……二三—二四
　　支那に餘裕多し……二五
事業界　支那事業界近況……二六—二八
半月史　半月間の支那重要事件……三〇—三九
時報　支那最近時事要項……四〇—四七
彙報　支那關係諸報道……四八—六七

東亞同文會調查編纂部

株式會社

臺灣銀行

第二十九回（大正七年下半期）決算公告

貸借對照表

負債

一資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇●〇〇
一諸積立金	六、〇三〇、〇〇〇●〇〇
一銀行券	四二、一〇八、一〇九●〇〇
一支拂手形	三、三八五、九七五●六八
一諸預金	三八九、二〇一、三三一●四〇
一代理貸付保證及支拂承諾	七〇、七一六、五四七●二一
一他店借	三五、四一二、二四九●二〇
一信託預金	三八、八七一、七九六●八八
一信託受金	二三、〇三四、六九一●〇六
一假受金	三六、二二〇、三〇九●三九
一支拂未濟配當金	一一、一九二●七〇
一前期繰越金	四六二、三六五●六一
一當期純益金	一、八七三、九六八●九三
總計	六七七、三二八、五三七●〇六

資產

一拂込未濟資本金	五、〇〇〇、〇〇〇●〇〇
一政府貸上金	三、一〇五、七〇〇●〇〇
一諸貸出金及買入爲替	四五四、一六五、七四九●九五
一代理貸付及取引先支拂承諾金	七〇、七一六、五四七●二一
一預ケ	三六、六五一、三一五●四九
一他店貸	四、九九六、五〇五●六四
一諸有價證券	六六、〇四〇、一一〇●七六
一營業用所有物	三、一三八、七六一●二〇
一假拂金	一〇九、七一五●一五
一地金銀	七、五三七、九九六●九九
一金銀在高	二五、八六六、一三四●六七
總計	六七七、三二八、五三七●〇六

損益勘定

一當期純益金	一、八七三、九六八●九三
一前期繰越金	四六二、三六五●六一
合計	二、三三六、三三四●五四

右利益金ノ分配左ノ如シ

一諸積立金	五〇〇、〇〇〇●〇〇
一賞與金	七五、〇〇〇●〇〇
一配當金（年壹割）	一、一八六、〇〇〇●〇〇
一後期繰越金	五七五、三三四●五四

右ノ通ニ候也

大正八年三月

株式會社 臺灣銀行

頭取 櫻井鐵太郎
副頭取 中川小十郎
理事 佐田家年喬
理事 山成新吾
理事 南喜八郎

前書之事項ヲ審査スルニ總テ相違無之候也

大正八年三月

監査役男爵 大倉喜八郎
監査役 大谷嘉兵衛
監査役 辰野宗義
監査役 下阪太郎
監査役 土岐債

横濱正金銀行

第七拾八回（大正七年下半季）決算報告

負債

一佛込株金	四二、〇〇〇、〇〇〇●〇〇
一諸積立金	二四、三〇〇、〇〇〇●〇〇
一滯貨準備金	二、六五九、〇九五●〇二
一銀行券	二二、六〇二、七四一●〇七
一諸預リ金及手形內入金等	五四六、一七〇、三五〇●七二
一賣高替、再割引、支拂承諾、他店勘定等	七九七、八九九、六〇二●二八
一支拂未濟配當金	九、二二〇●七七
一前半季繰越金	三、一〇四、〇〇二●九二
一當半季利益金	三、三一七、五六一●〇四
總計	一、四四二、〇六二、五七三●八二

資產

一金銀勘定	一五三、三五九、〇二二●〇九
內手許有高	四八、五四八、五〇八●六二
銀行預ヶ金	一〇五、〇一〇、五一三●四七
一諸公債證書	一〇三、二七一、四一一●七二
一諸貸金、割引等	四八七、八三六、二四六●九九
一買爲替他店勘定等	六九〇、七七〇、五三三●〇〇
一地金及外國貨幣	三、二六六、〇三三●二四
一營業用地所家屋等	三、五五九、三二六●七八
總計	一、四四二、〇六二、五七三●八二

損益勘定

一總益金	七八、八六八、〇一六●八七
內前半季繰越金	三、一〇四、〇〇二●九二
一總損金	七二、四四六、四五二●九一
差引純益金	六、四二一、五六三●九六
利益金分配	
一積立金	七〇〇、〇〇〇●〇〇
一配當金（年壹割貳分）	二、五二〇、〇〇〇●〇〇
一後半期繰越金	三、二〇一、五六三●九六

右報告候也

大正八年三月

横濱正金銀行

頭取	井上準之助
副頭取	梶原仲治
取締役	相馬永胤
同	男爵 園田孝吉
同	木村利右衛門
同	原六郎
同	山川勇木
同	小田切萬壽之助
同	男爵 岩崎小彌太
同	巽孝之亟
同	鈴木島吉

前書ノ事項ヲ審査候處總テ相違無之候也

監査役 淺田德則

同 渡邊福三郎

追テ改選ノ結果前記取締役及監査役總テ再選重任ノ外新ニ松尾吉士氏監査役ニ當選就任

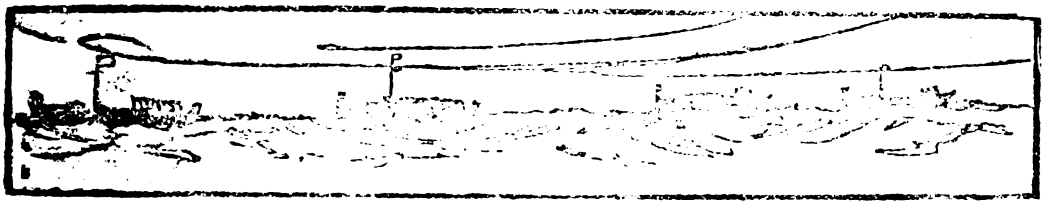

大正八年三月十五日發行

「支那」目次

第十卷第六號

論說

全支那鐵道の國際管理問題……一——一四

資料

支那鐵道借款(三)……五——八
支那の海底電線……九——一〇

雜錄

支那鐵道の各國協同管理論……一一——一四
支那農業の改良(二)……一五——一九

彙錄

支那取引に就いて……二〇
南支那承認要求……二一——二二

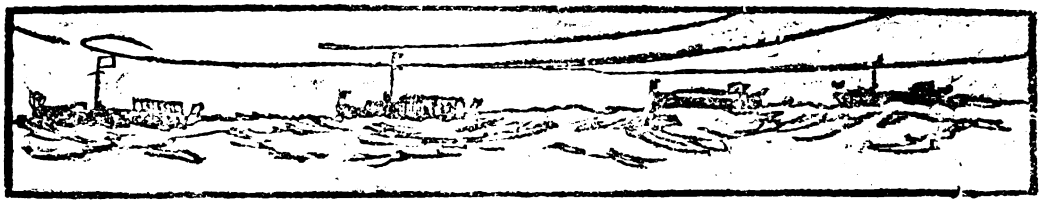

日本對支借款……二三——二四
支那に餘裕多し……二五

事業界

昨年の上海各業營業成績—支那礦業會社營業成績—鐘紡綿の配當率……二六——二八

半月史

和平會議—開會式—第一回會議—第二回會議—第三回會議—二十五日の談話會—第四回會議—第五回會議—陝西停戰令布告—鐵道國際管理—起債及び計畫內容—外交委員會の議決—國際院外交委員會聯合會議—反對論相踵ぐ……三〇——三九

時報

（內治外交）

阿片禁種令—北廷對內對外の詭略—段派の和議破裂策—兩方側の軍事計畫—鐵道共管反對陣情……四〇——四七

（財政經濟）

八年公債條例—所得稅條例內容—北京政府昨年度外債表—棗莫山鐵礦の內幕—支那十大炭礦

彙報……四八——六七

續支那研究叢書

絶無！絶無！！絶無！！！

世界に絶無の支那勞働調査すら完全に提供す

會員募集

會則内容略解御報送呈

在來の皮層的調査の舊套を脫せる嶄新にして有益無比殊に戰後支那に於ける歐米新勢力との爭覇戰に必要不可缺の調査書にして新進支那通の苦心と努力との結晶たる左記五卷五冊を三月末より順次刊行す請ふ奮つて入會あらんことを

第一卷 支那の政黨

東京日日新聞記者　波多野乾一氏　大阪毎日新聞記者　松本鎗吉氏共著

利權の壹買外貨排斥等の常習者にして支那に於けるあらゆる問題の主人公たる政客の團體たる政黨の起源沿革現況等を詳査し昨大正七年末迄の支那政界の表裏政客の活動狀態等を明かにし支那憲政發達史たる一面支那近代政治史たる稀有の名著なり

第二卷 支那の勞働

小山清次氏著

支那を旅行せる歐米人及び支那在住英米佛等の宣教師等は勿論支那研究の爲め南北各方面に世界的學者を派遣し或は地理學上より或は社會學經濟學上より支那を解剖せんと試みたる獨逸すら支那勞働者の專門的研究には一指を染むる能はずして止めり著者は慶應大學理財科出身の秀才十有餘年支那に在住し不斷の努力を以て支那勞働問題を研究す本書は學界の開拓者たる著者が半生の心血を注げる無二の大著なり

申込所　東京市芝區櫻川町二〇　東亞

大正八年三月十五日
第十卷　第六號

論說

全支那鐵道の國際管理問題

一宮房治郎

一

支那が稅關によりて國際共同管理の端を啓らきしより、列强の勢力は支那の行政的缺陷に乘じて滔々として侵蝕し、次いで郵便電信を其共同管理下に置き、更に進んで鹽務行政をも侵蝕するに至れり。吾人は面のあたり支那國權の喪失を見て唇亡びて齒寒きの感に堪へず、曾つて支那の財政狀態と五國財團との因果關係が終に恐るべき結果を生むに至るべきを內外に警告する所ありき。而も吾人は多大の希望を支那國民の覺醒に繫ぎ、吾人の憂慮が必ず杞人の過慮に終らんことを豫期し、單に親愛なる友邦の爲に轉ろばぬ先に棒を送くるの老婆心に過ぎざりき。然るに近くは支那に於て自ら進んで其全鐵道を國際管理に移さんとするの說、堂々たる一流政治家の間に唱導せらるゝを聞き、吾人が數年前に抱きし危惧の決して杞人の過慮にあらざりしを思ふて憮然として長嘆せずんばあらざるなり。曾て吾人が憂へし所は其財政的缺乏の推

理的結果として外國借款の增加を來たし、支那自身が之を望まざるに拘らず、列國の共同管理が其擔保物件に及び延いて之に關する行政に對し共同管理權を設定する他力的國際管理にありしなり。然るに今日唱導せらるゝ鐵道管理問題は支那に於ける一流政治家の自發的共同管理要求にして、之を他力的共同管理に比すれば大に其動機を異にし、其結果たる更に恐るべく憂ふべき者なりと言はざるべからず。夫れ天の作せる孽は或は之を除くべし、自ら作せる孽は除くべからず。若し彼等にして果して眞に衷心より全支那鐵道の國際管理を企圖しつゝあるものとせば、正に支那をして自滅の第一步に陷れんとするものにして其危險や關稅の比にあらざるなり。蓋し鐵道は國家の血脈にして國家死命の關する所、其の運用如何は以て國家を振興すべく以て國家を破壞すべし。然るに之を虎視眈々たる列强の管理に移つさんとするが如きは、實に國家殺活の權を列强に與ふる者にして支那の危險恐らく之れより甚しきはなからん。而も所謂支那先覺の士を以て任ずる汪大燮林長民等の諸氏が極力之を提唱し、社會の木鐸を以て任ずる新聞紙中之に附和雷同する者の多きは吾人其用意の存する所を知るに苦まざるを得ず、吾人は諸種の報導によりて其內容を討究し、其計劃の如何に危險なるかを說明せんと欲す。

二

全支那鐵道の國際管理問題は、最近支那政府の最高諮問機關たる外交調查會に於て研究提唱せられたる者にして、其內容は支那全鐵道を既設未設共一例外なく、國際共同委員會の管理に附し、同委員會は交通總長次長を正副委員長とし、委員の數を約七十名とし英米佛日支五國より之を選出し、此等委員をして實際的管理に當らしめんとするにあり。而して其委員の割合は英國二十二名、米國二十名なるに對し、日本は僅に九名、支那も亦十三名の少數に過ぎず同案の主張者たる外交委員會は、我日本の外交委員會に倣つて組織せられたる大總統の最高諮問機關にして、熊希齡汪大燮、林長民等所謂進步黨系の一流人物を網羅し、其勢力下に在りと傳へらる。同案は既に支那政府より佛國に於ける代表者に訓令せられ、更に米國の委員の支持によりて平和會議に提出せられたりとの說あるも其眞相未だ明かならず。唯だ一度國務院及外交調查會の聯合會に於て同問題の附議せらるゝや、交通總長曾汝霖氏は、同案は支那を亡國に導かんとする自殺政策にして國家の前途を誤まる者なりとし、滔々一時間に亘たる長演說をなし、爲に一時撤回の餘儀なきに至れるは事實なりとす。然るに外交調查會員等の熱心なる運動により死灰復た燃へ、近來外交調查會員等の機關紙を以て目せらるゝ民國日報及晨報等は、極力鐵道國際管理の急務なるを提唱し、各委員亦極力暗中飛躍を試み、內外相應じて其の貫徹に努め、外交調查會長汪大燮氏の如きは、若し本案にして實行せられずんば、外交調查會を辭すべしと放言しつゝありと傳へらる。而して前交通次長葉恭綽氏一行の歐米行は本案實行の瀾踏みなりと觀測せられ、同問題に對する一派の運動は頗る用意周到なる者

の如し。故に同問題が如何なる形式を以て現はるゝやは疑問なるも、他日必ず何等かの形式を以て出現すべきは殆んど疑ふの餘地なく、而して米國が大に之を歡迎し陰に陽に其の實現に助力しつゝある形跡あるは大に注目すべき現象なりとす。但し本問題に對しては單に曹汝霖氏に止まらず前交通總長梁士詒氏及び支那鐵道界の先覺者詹天佑氏の如き有力なる反對者あり、孰れも同案が支那を驅つて自滅的深淵に臨さしむる者なるを高調しつゝあるは、是亦注目すべき現象なりとす。

三

支那外交調査會が其全鐵道を國際管理の下に置かんとするの論據は、蓋し各鐵道に對する借款が漸次其償還期に到來するに拘らず、其財政の貧弱にして信用の薄弱なる、到底之が償還を實行するの希望なきのみならず、有利なる條件を以て之が借換へを行ふも亦困難なるを以て、寧ろ支那官憲を以て會長とせる國際委員會を以て管理するの得策なりと言ふにありと雖も、其眞意は寧ろ英米の資を仰ぎて南滿鐵道、山東鐵道、東清鐵道及び雲南鐵道等外國の勢力下に在る各鐵道を回收せんとする所謂夷を以て夷を制するの傳統的政策に外ならず。蓋し米國は歐洲大戰に依て贏得たる多大の遊資を擁し、戰後經濟界の安定を保つが爲、之を支那に放資して其鐵道に干與せんとの希望旺盛なるものあり。故に斯の如き計劃は米國の大に歡迎する所なるべしと雖も對支鐵道借款團に於ては四國財團の組織せらるゝあり同財團にして其投資權を放棄せざる以上、米國の鐵道放資は決して容易の業にあらず、況んや米國は自ら其財團より脫退せるの行懸りあるに於てをや。

蓋し外交調査會の主張する交通總次長を以て委員長又は副委員長とする國際管理は其形式に於て主權を害する者にあらざるやの觀ありと雖も、結局其實權は各國委員の掌握に歸し、支那正副委員長は單に虛位を擁するに過ぎざるは從來の沿革的事實之を證して餘りあり。彼の關稅の如きも所謂委員長たり總裁たる稅務督辦なる者ありと雖も、其實全く空位空權を擁するに過ぎずして、實權は悉く委して外人の手に在り。近年各國の共同管理に移つされたる鹽務行政の如きも亦然り。鐵道國際管理の如きも交通總長を以て督辦とし、次長を以て會辦とし、其柄を支那官憲に於て把握せば、實權決して外人に移らず、主權を損失するの虞なしと言ふと雖も、是れ全く一時を糊塗するの辭令にして般鑒遠からず關稅鹽政の實例之を證して餘りあり。豈慄然として懼れざるべけんや。蓋し支那の鐵道に對する技術經驗の乏しき、又其材料の貧弱なる、一度國際的共同管理に移つさるゝに於ては、適者生存の法則により、支那の技術家從業者等は必然的に外國人技師の下に驅使せらるゝに至るべく、其材料の如きも高價なる外國の材料を購入するの餘儀なきに至り、終に名實共に全鐵道を擧げて外國人の絕對的支配を受くるに至るや必せり。是れ支那鐵道技師會長詹天佑氏の意見にして、其の技術上經營上より得たる多年の經驗に基づく結論にして吾人と其憂慮を均ふする者なり。且つ又其一國に對する借款は、支那の經濟的狀況により之を返還し、又は借換へにより、或は之を回收し、或は其條件を輕減すること容易なりと雖も、一度之を國際的管理に移つす時は、其借款の返還決して容易ならざるのみならず其權利の回收の如きは絕對に不可能なるべきは稅關鹽政等の實例に照らして明かなりと言ふべし。殊に鐵道の如きは國家の血脈にして、經濟又は文化を始め國家社會の營養は

悉く其の血脈によつて傳播せられ、政治的勢力も亦之れが媒介によつて消長す。斯の如き重要機關を擧げて國際管理に移すは、吾人が前に論せしが如く、支那内政に對する國際管理の先驅をなさしむるものにして、支那自身の自滅策なりと言ふも敢て過言にあらざるなり。然るに支那一流政治家が今尚此問題に執着して國家前途の危險に想到せざるに至つては、眞に我友邦の危機焦眉に迫まれりと言はざるべからず。

四

夫れ各國の支那に對する鐵道權及借款は、其由來する所既に遠く、其獲得に對して相當なる犧牲と歷史的沿革とを有す。而して友邦與國が此條約上の既得權に對して相當なる敬意を拂ふの義務あるは國際的信義の命令する所にして、單に一片純理的議論を以て之を律すべきにあらず。如何に英米兩國が戰後に於ける經濟的安定を維持するの必要上、支那に對する投資を必要とするも、徒に他國の既得權を侵害して自己の資本的勢力を確定するの理不盡を敢てするものなりとは想像する能はず。曾て我が大倉組が蘇杭甬鐵道に對して借款契約を訂結するや、英國は强硬に我國に對して抗議を提出し、終に大倉組をして其借款契約を取消さしめたることありき。蘇杭甬鐵道は單に英國との間に借款を有すと言ふに過ぎず、而も終に斯の如し。況んや東清南滿山東雲南諸鐵道の如き、其關係更に一層密接なる者に於てをや。蓋し米國は支那鐵道に對し放資干涉の希望を有すること既に久しく、曾て國務卿ルート氏によりて東清南滿兩鐵道國際管理の提議を日露兩國に致せし歷史を有す。故に今回も支那の希望に援助して國際管理問題を列國會議に提倡することなきを保せずと雖も、斯かる國際關係を無視せる提議が關係列强の容るゝ所とならざるは勿論にして、斯の如きは徒らに國際的信義を破壞する無益有害の手段たるに過ぎざるべし。殊に從來支那鐵道に對して何等の犧牲と因緣とを有せざる米國にして、國際管理委員會に於て英國と均等優越なる地位を獲得せんとするが如きは、餘りに傍若無人の我儘にして、列强の忍ぶ能はざる所なるべし。殊に我國の如く有らゆる關係に於て密接なる利害關係を有し、且つ又事實上優越なる地位を有する國家にして、英米の二十二又は二十に對し僅に九名の委員を出だすに過ぎずと言ふに至つては、誰か其沒常識に驚かざる者あらんや。殊に支那の十三名に至つては、餘りに支那を侮辱する者にして、同案の實行が如何に支那を無視せる者なるかは是によつて其一班を窺ふべし。自ら侮つて人之を侮る、蓋し斯かる自殺的外交の斃らす當然の結論は、終に斯の如き侮辱を見る所以にして、斯の如き侮辱は終に支那を騙つて滅亡に陷れずんば已まざるべし。或は曰く、本計劃の如きは一部失意政治家が其政權的慾望を滿足せしむるの機會を提へんが爲、國民の親米的輿望に迎合して、政局を混亂せしめ、之に乘じて政權を獲得せんとする敵本主義なり、其企劃の成否の如きは固より問題にあらずと。蓋し本計劃に對して極力運動しつゝある一部政治家は、多くは政權に離れたる舊進步黨系にして、彼等が大に局面打破に焦慮しつゝあるは、疑ふべからざるの事實なりと雖も、吾人は此等諸氏が熱心なる愛國者たるのみならず、又責任を重んずる一流政治家を以て任ずるを知る、豈に區々たる政權の獲得に對して國家を窮地に陷るるの無責任を學ばんや。唯だ一種の謬想に囚らはれて斯の如き企劃を提倡するに過ぎず。必らずや他日飜然として猛省するの時機あるを信じて疑はざると共に、一日も速に其日の到來せんことを希望して已まざるものなり。

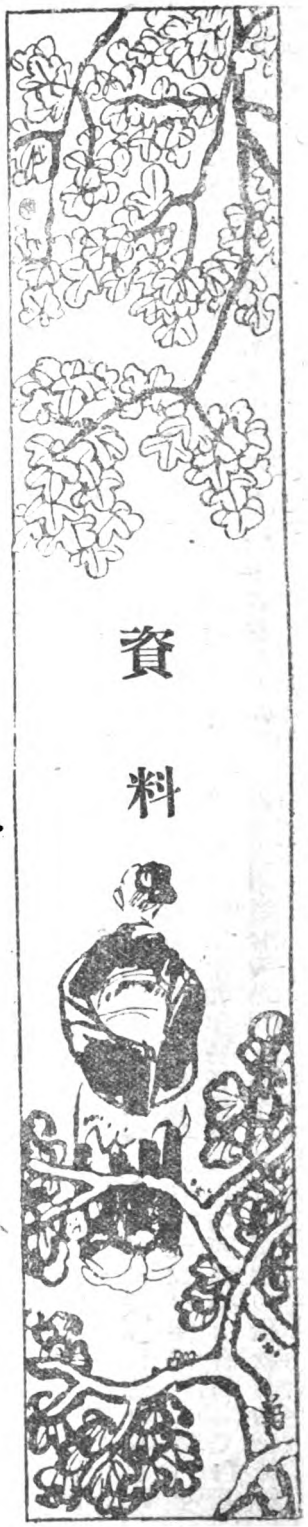

支那鐵道借欵（二）

七、道清鐵道

本鐵道は前清光緒二十四年豫豊公司と福公司との間に契約を結び、專ら石炭運送の爲に布設する事に決せるものなり同二十八年總理衙門より之れが建設を奏請し鑛山（河南省修武縣內）より道口鎭に達する間に布設する事とせり、第一段則ち道口鎭柏山間は三十一年竣工し、福公司道澤鐵道と命名せり、是年鐵路總公司盛宣懷と福公司との間に契結を締結し、各鐵道の條款に照らし福公司鐵路名義を取消し中國鐵路總公司の監督に收歸し、並に該公司より英金七十萬磅を借入れ以て該鐵道建設費償還資金並に擴張經費に充てたり、此項の借款は後に增加して十萬磅となし、專ら柏山清化間の延長工事費、借款利子支拂材料購入費等に使用せられたり。

本鐵道は道口より清化に達するものにして其延長三百三十支里、其後民國五年六月借款第一回元金償還及第二十二期利子支拂困難なるより、福公司より臨時に英金四萬四千三百十磅十志を借入れ該元利を支拂へり、民國四年度營業報告によれば其總收入六十三萬三千五百七元、總支出八十七萬九千八百九十一元にして差引二十四萬六千三百八十四元の損失にして交通部の各鐵道餘利項中より融通せり。

イ、道清鐵道借款

名　稱　一九〇五年中國々家河南鐵道五分利借款

契約日及契約人　光緒三十一年六月一日（一九〇五年一月三日）盛宣懷

債權者　英國　福公司

借款用途　福公司に償還すべき道口清化間鐵道建設資金　行車經費、本借款利子

起債總額　英金八十萬磅

年　利　五　分

實收價格　九　十

鐵道の行車事務を滿鐵に於て引受くる事となれり、其營業報告によれば民國四年總收入九十一萬四千三十一元、總支出百三十六萬七千三百七十元にして、差引四十五萬三千三百三十九元の損失なり。

イ、吉長鐵道借款

名　稱　吉長鐵道借款

契約人及契約日　光緒三十三年三月一日（明治四十年四月十五日）那桐　瞿鴻禨、唐紹儀、光緒三十四年十月十九日（明治四十一年十一月十二日）梁士詒、（續約）、宣統三年七月三日（明治四十二年八月十八日）盧祖華

（細目）

債　權　者　南滿洲鐵道株式會社

借款用途　吉林長春間鐵道建設資金の半額

起債總額　二百十五萬圓

年　利　五　分

實收價格　九　三

實收總額　百九十九萬九千五百圓

擔　保　本鐵道財產及收入

年　限　二十五年

元金償還期　第六年より二十ヶ年四十回に分還

元金償還開始期　民國四年三月十四日

元金償還終了期　民國二十三年九月十四日

ロ、吉長鐵道新借款

名　稱　吉長鐵道新借款

契　約　日　民國六年十月十二日

債　權　者　南滿洲鐵道株式會社

借款用途　吉長鐵道改良費及舊債償還

起債總額　六百五十萬圓

年　利　五分

實收額　舊債未償還額百九十八萬七百五十圓を差引き四百五十一萬千三百五十圓

擔　保　吉長鐵道財產支收入

年　限　三十ヶ年

經　營　借款期間中本鐵道經營を滿鐵に委任し滿鐵は報酬として每年純益の二割を受く

十一、四鄭鐵道

本鐵道は民國二年南京事件後他の滿蒙に涉る四鐵道と共に、其布設の約日支兩國間に成立せるものにして、其後本鐵道を最先布設する事となり、民國四年借款契約成立し、其建設に着手し、全線五十餘哩に民國七年八月を以て開通せり、然れども第一回の借款にては全線の設備に不足なるより更に第二次借款契約成立せり。

イ、四鄭鐵道借款

名　稱　中華民國政府五分利四鄭鐵道公債

契約日及契約人　民國四年（大正四年）十二月二十七日、周學熙、梁敦彥

債　權　者　橫濱正金銀行

借款用途　四平街鄭家屯間鐵道建設資金設備費鐵道建設期間內の本借款利子

起債總額　五百萬圓

年　利　五　分
實收價格　八　一
實收總額　四百五萬元
擔　保　本鐵道財產及收入
年　限　四十年
元金償還期　民國十六年より三十ヶ年六十回に分還
元金償還開始期　民國十六年四月十一日
元金償還完了期　民國四十五年四月十六日
元利支拂取扱手數料　百分の二、五
ロ、四鄭鐵道續借款
名　稱　四鄭鐵道續借款
契約期日　民國七年二月
債權者　橫濱正金銀行
借款用途　四平街鄭家屯鐵道建設資金
起債總額　二百六十萬圓
擔　保　本鐵道財產支收入
期　限　一ヶ年

支那の海底電線

支那の海底電信には(一)支那自有のもの、(二)他國と合辦に係るもの、(三)他國の海底電信にして支那が密接の關係を有するものの三種あり、之れを分別掲出すれば次の如し。

一、支那自有の海底電信

イ、徐口海線

本線は廣東省徐闥に起り瓊州の海口に達するものにして、光緒十年大北公司の代設せるものなり。

ロ、滬煙沽正水線

本線は上海より芝罘大沽に至る單線にして、北清事變の頃内地陸縣不通なりしより、東北公司の建設せるものなり、事後支那は其回收を交涉し、遂に其布設費二十一萬磅、利子十九萬七千六百四十磅を六十期に分ち毎年三月九月の二期に分ち元利計六千七百九十四磅宛を支拂ふ事とし、之れを買收せり。

ハ、煙沽副水線

本線は芝罘より大沽に至る双線にして、性質正水線と同じく、其布設費四萬八千磅、利子四萬三千四百八磅は五十八回に分ち毎年三月九月の兩回に元利一千五百七十六磅を仕拂ふ事となり居れり。

二、他國との合辦に係るもの

イ、中日煙大水線

本線は芝罘より大連に至るものにして、元露國の布設したるものなりしを日露戰爭の結果日本の占有に歸し其後交涉の結果中日合辦となし、支那領海内の七哩間

は支那の所有に歸し、其他は日本の所有に歸する事となれり。

三、他國海底線の支那と密接の關係あるもの

イ、英　國

英國大東公司海底線三條

A、香港より川石山に至るもの

B、川石山より上海に至るもの

C、香港より印度に至るもの

ロ、丁　抹

丁抹大北公司海底線三條

A、香港より厦門に至るもの

B、厦門より上海に至るもの

C、上海より長崎に至るもの

ハ、獨　逸

A、上海より太平洋小島ユヱポに至るもの

B、上海より青島芝罘に至るもの（日獨戰爭の結果一部分日本の占有に歸す）

ニ、佛　國

厦門の鼓浪嶼より海防に至るもの

ホ、米　國

上海より布哇ホノルヽに至るもの

ヘ、日　本

A、長崎より上海に至るもの（日本文電報取扱）

B、川石山より臺灣に至るもの（元支那の布設したるものを日本にて十萬元にて購入せり）

C、大連より佐世保に至るもの

支那鐵道の各國共同管理論

（ミラード、レヴエー所論）

支那に於ける世界列強國として英米佛日伊獨等が鐵道に對する管理者企業家及資本家として是等の人民が最近三十年來の努力に對し七千哩迄敷設されたる支那鐵道の爲に祝杯を擧げざる可らず、此事たる正直に謂へば支那に於ける世界最良の財源と機械的主腦の建設にして合衆國の地方鐵道が一ヶ年二百三十哩丈け餘分に敷設され得る事を意味す乍併吾人は爰に支那鐵道敷設權につき其制度の缺點を指摘せざる可らず、蓋し支那は豐饒の地域にして農產地あり鑛產地あり將た旅行せんとする多數の支那人ありて敷設されたる鐵道は何れも相當利益を擧げつゝあり、然れども其鐵道の敷設權は舊式の外國人免許主義にして恰も基盤上に基石を弄ぶ碁客の遊戲に異らず、黑白の石を以て自ら欲する所の盤面を占領すること單純なる一片の免許證を握れる者は自ら欲する所の鐵道沿線を地圖面上に劃し宛ら碁盤面上の雌雄を爭ふに異らず、最近三十年來殊に此遊戲的競爭烈しきを加へ謂ゆる向ふを張る運動熾烈にして米國が一方に或鐵道に事を始むれば英露佛獨白日本等の企業家資本家は直に支那地圖を提げて協議を凝らし支那政府に運動を試むる時は米國は之が妨害を試み各國は北京駐劄の各自國公使に訴へて初志を貫かんとし當の支那政府は徐ろに事件及時日の進行を待て事を決しつゝありしなり、而して若し其鐵道敷設の問題が滿洲に起りし時は日本及露國は起て直に之を抗議し若し其敷設が支那中部又は北部に起りし時は日本及佛國は之を抗議し若又南部支那に於て起りし時は英佛又は白耳義は之抗に議し東部に於ては獨逸が議抗を試むる等吾人は支那の何れかの地方に鐵道敷設の議起る每に每度是

等の障礙となるべき事實を經驗せり。

現今支那に於て交通の手段として鐵道の敷設を有する事を利益とする國民は米英佛支那及日本にして獨露及白耳義の如きは本件に就ては餘り深き關係を有せざるなり而して何人も支那自體が豫算上何事をも成す能力を有せざるを知るも然れども支那を度外して先きに與へられたる權利又は優越權を有する者は無き筈なり故に將來總ての國民に就て最も有利なる方法として吾人は此際米英佛日本及支那等が協同合議の上支那に於ける從來の免許等に關する一切の事情を一掃したる後何事も一切新に始むるを可とすること是なり、然らざれば歐洲媾和終結の後には又々各國の爭が始まり過去に於けるよりも一層悲慘の結果を齎す事となり他方に於ては各國共互に惡感情を懷き葛藤を生ぜずとも限らざるなり。

是を以て此問題に就き予の愼重考慮したる私見を披瀝せば此問題に就ては各國所屬の商業會議所等の機關をして研究せしめ其調査に基き各本國政府の決定したる勸告を成さしめ從來の事情を一掃し更に新しき計畫の下に鐵道の敷設をなし近代式の交通機關として支那各地方に通ずる發達せる交通機關たらしめ更に又支那が世界の趨勢に並行し得る地位に到達する迄各國の財政家實業家を之れに參加せしむる時は世界各國は其缺乏せる諸種の原料を豐富なる支那に要する事を得べければなり。

吾人の上來述ぶる所は謂ふ迄もなく支那鐵道の商業化又は國有化の問題にして世界各國は愼重なる愼議を遂げつゝあり又支那側より派遣さるゝ媾和委員は必ずや此問題を媾和會議に提出することなるべし若し支那に於ける鐵道免許主義に對する免許證附屬書類としての地圖署名捺印されたる諸書類を集めて此媾和會議に提出する時は極めて興味ある材料殊に國際聯盟の好材料たるを得べし。

以上述べたる吾人の私見に據り要領を摘記すれば

第一　今後新に敷設さるべき鐵道に就ては中央鐵道省を設け之を交通總長の管轄の下に置き支那、英國、米國、佛國及日本より選出したる五名の組合員を以て組織し支那側の組合員は交通總長の任命したる者なる事、外國側に在ては組合銀行團中より各一名宛指命に依り支那政府の任命したるものなること而して是等の組合員の俸給並に諸費用は支那政府の負擔たるべき事。

第二　中央鐵道省總裁は支那人又は外國人中の功勞者の中より選拔する事。

第三　鐵道は管理作業の便利上地方別又は地域別に區劃さるゝも總て一體系の組織の下に之を置く事、且地方鐵道吏員は外國人又は支那人中より選拔すべく其選拔は適材優秀の支那人に優先權を與ふる事。

（一）中央鐵道省は總ての新設鐵道の上に一切の管理權を有し交通總長の下に在て外國借款に由る財政を掌り而て一切の外國借款は凡べて組合銀行團を通じて支那政府に渡すべき事。

（二）各組合員は各借款につき其百分の二十五以下を所有する權利を有する事、但組合員の一人が其割當を取得せざ

りし場合にも其合計金額は金融市場の最有利なる時に於て公募する事。

（三）中央鐵道省は如何なる種類の公債を問はず最初五十年間は之を發行せざること。

（四）中央鐵道省は如何なる特種の鐵道に於ても外國の同一なる勢力に對しては之を除去することに努め總ての未拂借款は償却すべし。

（五）或特種の鐵道に投資したるの理由により其損害の賠償に就ては判決により全部償却せざる可らず。

（六）中央鐵道省は免許によりて支那各地に敷設されたる外國鐵道其他の鐵道につき支那政府の發行に依る鐵道公債の買却の進行により諸外國に對する償還又は支拂額に達する上に便利なりと見做されたる時は其協定又は適當に評價されたる價格により支那政府の計算に於て買收すべし。

（七）右鐵道公債の保證は既に整理されたる國有鐵道の財產及支那政府の一般の信用を以てすること又新設鐵道に付き新に起さるべき公債に就ては支那政府の許諾なくして之を發行することを得ざること。

（八）鐵道純益は整理鐵道につき其資本管理維持減價償却前年度の缺損及其他固有の費用等を除去したるものの收益の合計とす。

（九）組合銀行團は其純益の五分の一を超へざる範圍に於て之を受くる資格を有し殘り五分の四の利益中、其二分の一を支那政府に於て取得し殘り二分の一の內より中央鐵道省の事業の擴張費及整理用に充當する事、其剩餘は支那政府に於て自動的に再貸する事を得るものとす。

（十）中央鐵道省は支那に於ける鐵道及港灣發達の爲必要なる豫備的調査を遂げ以て出來得る限り速かに其完成を期すること。

（十一）新に敷設さるべき鐵道及港灣の修築等に就ては人種の國籍又は競爭者の如何に關することなく最も有利なる條件の下に進行せしめざる可らず又諸器具材料等の買入に就ても亦國籍人種の情實如何に拘はらず最有利なる條件の下に買入るべし但し支那產の材料に就ては出來得る限り之を奬勵して買入るゝ事尙中央鐵道省及組合銀行團は諸材料器具の買收に關與したる手數料を徵收す可らず。

（十二）新に敷設さるべき鐵道の建築維持等に就ては鐵道省管理者の直接命令の下に置くべく支那政府其業務の執行に關し其利益を代表する支那管理者を任命すること、又新に起さるべき港灣の修築鐵道等に在ては港灣管理者の直接命令の下に置くこと支那政府は其事業の續行期間其利益を代表する支那管理者を任命すること。

（十三）中央鐵道省は支那政府と協議の上新設鐵道表に含まるゝ鐵道線を合理的比例に之を內外に分割し其外部に在て數年間收支相償はざるが如き鐵道に就ては全體としての合理的計算又は利益上より之を引合ふ樣愼重計算處理すべきこと。

（十四）中央鐵道省は支那政府と協議の上勸業局又は拓殖局を設け以て各鐵道沿線の居住民を奬勵し其農工商貯蓄山林牧畜其他の改良事業及地方利益となるべきものの開發に

産は不確實にして効率は驚くべき低位にあり、且その生産する所の物資多くは品質劣惡にして、直ちに以て對外貿易の目的たる商品となす能はざるの狀態にあり。試みに、支那の富庫なる揚子江流域に生産する二三の耕作物の上海市場に出廻るものに就きて之を見るも、

大豆	一五%—二〇%	菜種	一〇%—一五%
豌豆	八%—一〇%	胡麻	八%—一〇%
小麥	八%—一〇%		

右の如き挾雜物を混入し居る有樣にて、今日支那農產物は市場出廻品其儘にては到底進歩したる歐米の市場に輸出すること能はず、之がため支那の失ふ所誠に甚大なるものあり。今や支那は、窓しく世界の大農國たるべしとの希望を抱いて、其の農事の不振實に斯くの如きものあり、之豈支那の開發を稽ふるものゝ看過すべき所ならむや。

茲に於て、近時支那農事の改良は廣く內外人の間に提唱せらるゝに至り、支那に在りても、政府二三の法令を發布し、地方數多農會の設置を傳へらるゝと雖ども、從來事の實際に於て、支那國民の熱心及び餘力の缺乏と、支那輓近政治の不安と相俟つて何等施設の實現せらるゝを見ず、支那農事の改良、土地の開發の殆んどその緒に就く無かりしは深く遺憾となすに堪へたり。

然れども最近—一月十六日—大總統令を以て、支那政府が『綿業の功用は至つて廣く、其種植紡織諸法は世界各國の日に研究せる所、我國は棉產國として棉花の輸出は重なるものゝ一なり。而かも、我國は原料を輸出して精製品を外國に仰ぐ。是民業振はざるに由る。政府は當然奬勵せざるべからざるが、茲に農商部の呈稱によれば、棉業奬勵のため棉業局を設けんとし、其の督辦を任命せんことを要求す。呈請を許し、周學熙を督辦に任じ、諸種の棉業改良を實施し工商を指導せしむ』と發表したるが如き、又、上海支那紡績聯合會が、棉產地に植棉場を設け、米人を聘して支那棉の改良を計り、一面には上海に紡織專門學校を設け國內產出の棉花に依り、精良品を作ることゝし、此事を農商部へも申出で、既に米國植棉專門家調查旅費一千元を農商部より補助することを許されたりと傳へらるゝが如き、策の當否、事の成否を問はず、近時支那の朝野が農事の改善に就き漸く覺醒し來りたるを知るに足るべし。

加之現在支那農事の不振農產物の品質不良不定に就き、最も利害を痛切に感ずるは支那に於ける對外輸出業者なるが如く、在上海英國商業會議所の如きは、久しく之が研究を重ね、昨年支那總商會の代表者と會合し、支那より海外に輸出する豆類、種類等の不純挾雜物を除去し品質を改良するの件に就き協議し、遂いに農產物に多量の不純物を挾雜せしめ居るため貿易上蒙る損害の甚大なるを指摘し、今後支那の問屋をして內地商人より買付の際、不純分を混入せる荷物の引受を拒絕せしめ、以て支那農產物の改良を期せんことに就き協同努力せんことを、我が上海日本人實業協會に申込み來れり。

斯くの如き、之を實行し得ば、支那農產品の品質を陶汰し、支那農事の改良に資する所尠からざるべきは固より疑無き所たりと雖ども、廣く支那開發の大目的より之を觀る

に、今後支那農事の改良は、斯の如き姑息的方策によつて効果を期待せんこと不可能なり。須らく、土地生産運輸其他の條件に就き、一層根本的なる一大政策を樹立し、充分なる資力と智術と熱心とを以て、之を斷行するの企圖に出でざるべからず。

八、支那農事改良の策如何

支那の農政農事を改善し、支那の開發を促進するの急務なるすでに前述の如し。果して然らば今後之が目的を達成せむがためには如何なる政策の具體案を定むべきや、之寔に重要なる問題なり。而して人々各其の觀る所を異にするを以て、政策とする所亦自ら多岐多端ならざるを得ざるべしと雖ども、根本の要は、生産及び分配の二項に就き、

（一）農事直接の改良

（二）現に農事の發達を阻碍しつゝある支那國内諸條件を除去し、新たなる農政及び組織の根本を定むる事

の二點に歸すべく、（一）は土地氣候風土の調査研究及び種子耕作收獲牧畜園藝施肥農具等に關する智識技術の注入より、之を大にしては土地の開墾、干拓、灌漑等の諸問題に亘り、主として農事の生産的方面に關し、（二）は田賦釐金其他中央地方の諸稅雜捐に關する稅制の改善、及び幣制の改革統一鐵道の布敷、運河の浚渫等、交通機關の整備及び農家に對する金融機關の設置等の如き、農政又は農産の分配的方面に關する施設を講ずるにあらんか。但し稅制幣制の改革統一、交通金融機關の整備の如きは、支那一般政情の改善と相關し、商工業其他國家の一般經濟政策に亘り範圍廣汎なるを以て茲に深く論せず。第一の農事直接の改善に就いて稽ふるに支那が速かに南北の擾亂を停込して國家の統一を圖り、和平稍就るを待つて直ちに中央地方に夫々の機關を設置し農事改良の實際的運動に着手すること最要の急務たらずんばあらず。

私見を以てすれば、支那は先づ各省に『全省農會』と稱する一機關を設置し、省下の各縣に亦『縣農會』を與し、而して中央に此等の全部を統括せむがため『中華民國全農會』と稱する中央機關を設置すべし。而して此等の機關は凡て官民合同の組織となすべきも、後述するが如く一個の督辦制度を執り、嚴に之を支那政爭の外に置き、進んでは土地の開墾、干拓、整理灌漑等の事業を目的とする私人の經營を奬勵し、全農會は我が開墾助成案の如き、法規を定めて之を助成すべく、又政府並に輸出業者等と連絡を保ちて改良の施行せられたる農産品を優待するの法を講じ、以つて全支那擧つて不斷農事振興のの機運を催進せんことを期すべし。又前述の全省農會は、必ず一個以上の『農事試驗所』を經營し、之に課程三年内外の『農産講習所』を附設せむことを要す。斯くて農事試驗所に於ては省下の氣候土地風土凡そ農事に關する自然條件の研究より、耕作、牧飼、施肥、農具の研究等今日最も進歩せる先進國の農事試驗所に範を執り更らに省下の農事に關係ある事項の調査研究報告に力めしめ、農産講習所に於ては各縣農會より數名の講習生を簡派入學せしめ農事試驗所と協力して近代の科學的農政農事上の智識技術を有する青年を養成し、成業の後、

此等を各縣農會に附屬せしめ、地方農民を指導し官廳及び農民と協力して實地支那農事の改良刷新に當らしむべし。斯くて中央機關は此等一切の經營を總括し時々各省の調査報告に基き、內外の經濟關係を研究し絕へず、新らしき農事農政上の方策を授くるのみならず、時に各地に展覽會を催し、講習會を開き、また幻燈活動寫眞等を携帶する地方巡廻講演隊をして不斷支那內地を巡廻せしめ、農民をして新らしき農事上の智識に觸れ、技術に親しみ、其の舊慣古法に勝る萬々なるを識らしむに力めば、五年の後十年の後支那の農業は必然隆興の域に向かひ、農民は收獲の不確、饑饉の襲來等の如き生活的不安を除去せられ、地方經濟生活の向上と共に、支那の經濟狀態はその面目を一新すべし然かも、そは獨り支那經濟的開發の大眼目たるのみならず支那政治の根本的改善の核心に觸るゝものと謂ふべきなりたゞ現在の支那に在りては、斯の如き計劃を實現せんとするに當り、之を困難ならしむる幾多の障碍あるは遺憾ながら之を否定すべからず。支那內政の紛亂絕ゆるなくして國基定らざる固より其一なり。資金の缺乏せるその二なり。總ての經營に任すべき智識の乏しきこと三なり。而して支那政局の紛亂は獨り支那の農事のみならず、抑も支那が國家としての生存發達全般に亘る根本の問題なるを以つて茲に深く之を論せずとするも、智識の缺如資金の窮乏は之を如何にすべきか、之亦寔に重要の問題なり。

九、農事改良と資本及び智識

或は謂はん。支那の農事を改良する如きは、支那農政の一部にして、須らく支那政府の農商部之に任ずべきなりと誠に然り。然れども吾人が特に『中華民國全農會』なる一獨立機關の設置を主張するは、漫然理由無きに非ざるなり。

從來支那に於て、政治經濟上の改革實際の議に上るもの尠なからず。然かも、其の計劃の進捗するもの甚だ少きは支那人の國家觀念に於て缺くる所ある固より其の一因なりと雖ども、抑も支那の政治上の變動甚だ急にして、假令當局者名案も樹つるも之を實行的領域に就かしむるまで其の地位に安んずるを得ざらしむるが如き、亦其の最大の原因たるを失はず。是支那政治の通弊にして、殊に農事の改良の如き、事永年に涉り、遠大の計劃を以て着實進行すべき業に於て、政變と共に其の人を換へ計を變ずるが如くんば到底實蹟を期待すること能はず。是吾人が全農會なる特別の機關を設け、斯業を政治上の關係より分離し、一の督辦制度とし始終一貫農事改良のことに當らしめんと欲する所以にして、形式上之を支那政府農商部の下に置くも何等妨なく、又將來支那の政情大いに改まりて前述の如き憂無きに至らば、全然之を農商部の事業に併せ去るも固より不可なし。要は、改良事業進行の途中に於て、該計劃が政治上の變動如何によりしば〳〵中止改廢の厄に遇ふこと無きを誠しむるのみ。

すでに督辦制度を採り、全農會を組織するに於ては、支那は其の經營に當つて智識の缺乏を憂ふるを要せざるべし何となれば、督辦は必要に應じて盛んに外人を聘用することを得べく、中央機關は固より、各省全省農會、農事試驗

場の技師農產講習所の教習の如き、農政農事に智識あり經驗ある外人を聘用配置するに、何等の不都合あるを見ざればなり。然らば餘す所は資金の一事のみ。

今日の支那に於て、其の最も困憊窮乏の極にあるもの財政の一事なるはすでに論述したる所の如し。支那は之がため國家必要の政務も之を措いて顧みる能はず。國利民福增進の計一切施政するなし。故に農事の改良を企劃するに當つても、資金を國內に得ること恐らく不可能なるべく、農事改革は勢外國に對して『農事改革借款』の必要を伴はざれば止まざるべし。吾人は、支那の開發を念とする關係列國が、喜んで此の種の借款に應ずべきを信じて疑はず。又斯の種の經濟借款によりて支那が幾何對外債務を加重するも、尠しの不可なき信をずるものなり。

雖然、借款の加重はともかく支那の負擔を增大し、支那をして國際貸借上憂ふべき不均衡の地位に立たしむること亦吾人の當初に論述したる所の如くなれば、支那のために計るに、能ふべくんば之を避けざるを得ず。然らば資金を得るの途如何、一あり。即ち列國をして彼の一九〇一年の最終議定書によりて議定せられたる、匪亂賠償金の殘額全部を免除せしめ、之を以つて農事改良の資に當てしむること之なり。蓋し、匪亂賠償金は舉匪事件の結果、支那が負擔したる對外賠償なるも、爾來星霜十數年、現時列國とも舉匪事件の瘡痍の如きすでに全く癒へたるの時代に當り、猶多額の元本利息の支拂のため、貧弱なる支那財政を苦しむるは當らず、之を免じて支那農事改革の如き生產的使途に供せしむるは、列國支那開發の大理想に副ふ所以たるのみならず、之がため支那の生產增大し、通商貿易伸張し、產業振興せば、其の惠澤は獨り支那自體のみならず、列强等しく與らざるなき吾人の前に論述したる所の如く、列國の利は到底今後引續き賠償金の元利交附を受くるが如き有限的のものにあらず。吾人は列國人が此の擧を以て、一擧萬全の策たるを是認し、其の實現に努力せむことを希望して止まず。況んや列國巴里に會盟し、世界改造の大會議を開かむとする今の時に於てをや。

彙錄

支那取引に就いて

紐育アドヴアタイジング倶業部の輸出部の主催にかゝる午餐の席上に於て、聯邦造船會社の會計係にして、多年合衆國製鋼會社の支那駐在技師たりし、フレデリック、アール、サイト氏は、支那に於ける經濟事情に關し次の如く述べたり。

貿易を營む上に幾多の困難あり。然れども、正當なる行爲を以て仕方書に背かざる取引をなさば、決して恐るゝに足らずと說き、且つ、一度失ひたる信用を恢復するの極めて困難なるを擧げて、支那人より背信の怨を買はざるやう米國製造業者を警告せり。

氏の曰く、「凡そ支那に二種の取引あり。一は即ち大會社に對する政府の契約取引なり。然れども、この取引は、不幸にして數々詐取又は强請を伴ふものなり。他の一は個人商人の取引にして、これは一般にかゝる弊害なし。如何となれば、この取引は當事者に依り直接に行はるゝものなればなり。或る政府の經營する鐵道にありては、材料は決して必要なる修繕、更新の爲めに購入するにあらずして、反つて官憲の懷を肥やすが如きこと往々あり。然れども、これは外國商人にとりては、幸にもかゝる後暗き契約の渦中に投せらるゝこと極めて稀なり。そは、かゝる材料が鐵道若くは最終の買手に到達する迄に、多くの商人の手を經ること慣例なればなり。この場合、コムミッションの行はるゝは永年間、一の慣習を形成するに至りしものなれば、吾人が米國に於て非難する如く支那に於て非難すること能はず。然しながら、この慣習が發展して、遂に私利を圖ることが最上なりてふ思想を生ずるに至り、一方に於ては事務に對する能率、或は熱心を一般に輕視するに至れり。政府の事業に伴ふ幾多の困難にして特別なる事情を引用したれどもこれに依りて直に米國製造業者を失望せしむべきにあらず。面白からざる紛爭、賣買契約、遁辭を避くる爲めに製造業者はその生產品を東洋に於ける米國人の仲介商に賣渡すを常とす。これ等仲介商は種々の東洋の慣習を知り、如何なる地方的問題に對してもこれに順應する用意あり。之等の商館は銀行其他より資金を融通するを得べき準備あるを以て製造業者は安心して確實なる銀行の信用に依り保障せられたる貨物の準備と積荷を續行して然るべし。將來の對支貿易は極めて好望なり。そは、支那四億の人民の必需品を供給し、政府の經營する取引の好策と苦痛を免れたる日常の取引より成立す。而して、これは全く價格と荷渡しの如何と評判の如何に基くものなり。支那商人は極めて機敏にして、その約束の信賴するに足るべきや否やを知るに敏し幾多の米國人の手腕ある販賣課長は、上海の經濟界に於て貨物を約束期日迄に供給せざりし爲め困難なる立場に見捨てられたるを氣付きたり。或は又、仕方書の細目に誤謬をなしたるを發見し、又は取引に於て保證されざる機

會を捉へし爲め、甚大なる損害を蒙りたるを悟りぬ。併し乍ら、この苦き經驗は、米國製造業者をしてその生產高の定量を配付し、以て積荷の約に背かざる刺戟となさしめざるべからず。而して、更にこの經驗に依り彼等をして、市場の必要品を充分知得せしめ、地方の事情に精通せる活潑なる米國人商館或は箇人の手を借りて取引を行はしむるやう覺醒せしめざるべからず」と。次に氏は支那に於ける貨幣狀態に關し述べて曰く。

「支那に於ける貨幣狀態は地方通貨と、外國爲替を指示するなり。旅行者が、上海に於て兩替店に入り、金貨若くは裏面の黃色の外國手形を出さば、これに代ふるに銀行紙幣又は大銀元を與へらるべし。而して、この紙幣は周密に檢查せざるべからず。何となれば、香港上海銀行或は國際銀行の如き外國銀行の發行にかゝるものならざれば、信用する能はざればなり。諸君は買物をなす場合に於て、大銀元と小銀元の差違を發見するならん。何となれば、大銀元は十一乃至十二角に當ることあり又或場合には一錢の銅元十二三枚にて一角に相當することを發見すればなり。これ主として小銀元の重量の輕きことに因するなり。

銀貨本位の國たる支那に行はるゝ外國爲替は、金貨本位たる歐洲其他の諸國に於ける一般の思想とは大に趣を異にせり。金銀相場の變動は、極めて甚だし。例へば、數年前にありては、支那の大銀元は米金四十仙に當りしが、今日に於ては殆んど八十仙にて賣買せらる。この變動は、主として大戰の結果より生じたる銀相場の暴騰に起因するものなり。

この銀相場の變動は、支那の貿易に莫大なる利益を齎したれども、亦數々損失を蒙らしめたり。支那人は大賭博者なり。即ち、彼等は交換に際し大なる勇氣と冷性を以て幾多の機會を捉へたり。米國製造業者はかゝる交換に關係する機會殆んどなし。何となれば、銀行及び仲介商はかゝる危險を豫知しこれが準備をなし居ればなり。

諸君の輸出部の如き組織の重要なる目的は、我國を通じて外國に於ける一般の利益を創造し、これを支持するものたるを信ず。吾人は、諸君が他の同樣の機關と相提携し、製造業者は貿易雜誌に依り、一般公衆は新聞雜誌に依り、兒童は讀本又は敎科書に依り、以てこの敎育運動を遂行する爲めに果斷なる處置に出でざるべからざるを思ふものなり。云々。

南支那獨立承認要求

ポール、ワレース

南支那は合衆國に對し、その北京政府よりの獨立を承認せんことを求めつゝあり。コール通信員の情報に依れば王正廷を首領とする代表者の一行は、最近同地を出發し、南部諸省を一の獨立せる國家として承認せられんことを米國々務省に開陳すべしと傳へらる。

最近の支那大總統は、徐世昌にして十月十日その職に就きたり。彼は孫逸仙氏が清朝の滅亡後起りたる共和國の臨時大總統を辭したる後常に北京政府を支配し來りし保守主

義者の後援を受け來りし人なり彼の就任が果して如何なる程度迄、南方諸省の獨立心を變更したりしやは知るべからざるところなれど、少くも彼の後援者は必ず彼が獨立運動を抑壓し能ふべしと期待したるは想像するに難からず。獨立運動の中心地たる廣東に發行せらるゝチャイナプレス紙は、徐總統の選擧前彼に就いて論述して曰く「南北兩派に對し共に滿足を與へ得べき國家の首領たるに近し。彼は幾多の紛爭せる徒黨を統一和合せしむべしとの衆望を一身に荷ひたり。……假令、彼は進歩したるデモクラシーの見地よりすれば必ずしも最適の人物たらずと雖も、彼の選出は一般の形勢に對し一進歩を齎すべし」と。又一般地方新聞の說くところに依れば、彼は外國の侵略に備へ、通貨の改革をなし、全國に亘る軍備の制限をなすため內國の鬪爭を鎭定すべきことを約したりと論ぜり。南方政治家は長く專制政治家の解散に遭ひたる舊國會を恢復すべきことを强硬に主張したりしが、更に一層、數々募られたる外國借款の政策に對し、手嚴しき反對をなしたり。是等の借款の擔保として、北京政府は國民の最も貴き自然の資源を以てするが如き思慮なき政策を用ひたり。而してこれ等資源の或るものは、北方政府を否認せる南部の諸省に存在するものすらありたり。

天津タイムスは前總統馮國璋がその後任者として南部の叛亂を鎭定するに足るべしと思惟せる某を選出せん爲め、八月新國會を召集したる時北京の狀況に關し極めて嘲笑的筆鋒を以て次の如く論じたり。

「新しき群衆を迎ふる爲め、再び机其他の備品を以て裝飾せられたり。然れどもこの裝飾法は徒らに吾人をして兒童のクリスマスのそれを思はしめたり。議席に架せられたる鐵柱には白色赤色の薔薇の造花を付し、場內をして極めて低級なる外觀を呈せしめたり。假令會期は短かゝりしものとは言へ決して人をして深き感銘を與へたりとは言ふべからず」凡てのものは唯單に劇的氣分を與へたるに過ぎず。選擧の劇的性質より考ふるも、この印象は極めて自然なりと云ふべし。

國會の議事に參與せる人々は、指命せられし軍閥の士を大總統に推擧すべしとの條件に依り、その地位を獲得したりしは何人も知るところなり。首相はこれ等の人々に對し「各地よりの通信なり」と語りし時必ずや袖の陰に笑を洩したるなるべし。如何となれば彼は凡ては一の狂言にして彼自身も亦この喜劇の一役を演じつゝあるを知ればなり。

支那四億の民は殆んど何人もこの大規模の詐欺的行爲に對し關知する處なきは吾人の知るところなりこの冷淡氣を象徵する例證として通信員は述べて曰く「議事堂內に八個乃至十個の柱時計あり。これ等の時計は何れも動きつゝあれど同時刻を指し居るものなし」と。

北京の人士は全く無關心なり。警察は强制的に商店其他の家屋に對し祝意を表さん爲め國旗を揭揚せんことを命じ彼等も亦不本意ながらこれに從へり。然れど多數の國旗は甚だしく汚れ殆んどその色を識別することを得ず。而して國旗は宛然喜悅を表はすにあらずして弔意を表はすが如き

觀あり。多數民衆は現在何事の起りつゝあるやに就き何等知るところなく一巡査に余の自働車運轉士が道を訪ねしに彼は議會の何處に在るやも知らざりき。

廣東に於ても亦北方に反對せる南部諸省を代表せる國會を召集せり。

同國會は諸外國政府に通告して廣東政府の承認を得ずして北京政府と締結せられたる協定又は契約は凡て無効に歸すべしとなしたり。

上海に於ける支那商業會議所は日本總領事に對し一の覺書を送り東京政府が北京政府に對し資金を供給せしことに依り支那に重大なる損傷を蒙らしめしことを日本政府が記臆されんことを求めたり。該覺書は先づ北京に於ける武斷派の官僚的支配に因する長き擾亂より說き及ぼし、更にこの狀態の延引せるは全く北京政府が外國に募集せる多數の借款に起因せることを指摘したり。覺書に依れば十一個の借款が募られその中大多數は日本に於て募集されたり。是等借款はその目的は通貨改革其他種々の目的あれどその實全く南方改革派を抑壓せん爲めに要する軍費に徒費せられたり。

上海覺書は日本政府が從來支那國民の大多數の意志を顧慮せざりしことを遺憾とすとの旨を述べ、更に將來若し現狀の儘にて進まんか二國民の平和的關係を維持するは極めて困難ならんと附記したり。（一九一八年十月二十五日ニューヨークコール所載）

日本の對支借款

北京電報によれば、北方主戰派に停戰を強要せんが爲に前總統馮國璋梁士詒及び其の他の國會議員が相集りて一つの有力なる團體を組織しつゝあり。即ち彼等の一團は議會に缺席して、議會の法定數を缺かしめ以て副總統の選擧を妨害せり。贈賄と背德の行爲によりて其の推薦者を副總統に當選せしめんとしたる武斷派は斯くて脫くも一敗せり。南方派より副總統を選擧せば、以て南北をして妥協せしむるを得べしとの意見を有する穩和派は此の方針によりて行動しつゝあり。

更に報道する所を見るに、又もや日支借款交涉中にして、北方主戰派は此の借款によりて軍資金を得、以て支那國民の意志に反する聲を物ともせず、南方討伐を爲さんとしつゝあり。最近三年來日本は借款によりて支那の南北兩派に軍資金を供給し、支那の內亂を助長したる事は不偏不黨なる新聞紙の悉く批難する所なり。

若し日本にして眞に支那の平和を欲するものならんには須く斯る借款を拒絕すべかりしなり。然るに之に反して日本は連りに借款を締結せるが故に、日本は道義的にも支那の內爭に對して責任を有するものなり。聯合諸國は對支借款が實業上の目的を有するものなる事の保證なき限りは悉く之を拒絕し來れり。日本は又銀行團の聯合借款に加入する事を承諾せり、而かも是等銀行家は支那と政治借款を締結するに當りては相互に共同すべき事に同意せり。日本と

前記財團の一員たるにも拘らず、爾後一再ならず、團員たる共通の責任を無視するの行動に出でたり。而かも之に對する抗議は無効なりき、即ち日本公使館は或は借款を否認し、或は其の借款は實業上の目的を有するものなりと辨疏せり。日本に對して其の責務に忠實ならん事を强制せんとするも聯合諸國に於ては戰爭の爲め此の事遂に不可能なりき。支那の內紛にして持續せんか、日本は支那をして世界に不信用ならしめ得べき機會多かるべし、若し斯くの如くんば、列國は支那の平和會議に參加するを拒絕するに到るべし、而かも是れ日本の恐るる處なり。列國は支那が今や軍國主義によりて支配せられつゝあるを知るが故に、支那の軍閥並に日本人に對して好意を表する能はざるなり。支那は孤立無援なり、故に支那の秩序を回復し、支那をして支那人の支那たらしめ、更に軍事的、政治的並に經濟的に完全に支那を支配せんとする日本の野望を阻止せんが爲に支那に對して同情と援助とを與へざるべからず。

支那共和國の擧立以來未だ嘗て今日の如き政治的陰謀及び腐敗の狀態に陷りたる事なし。徐世昌の大總統に當選するや、南北は和平解決すべしとの一縷の望を懸けられたり然れども軍閥が一般形勢を支配し居るが故に、今尙賣國奴閣員が其の職を去らず、斯る輩に對して和平妥協運動を望み、支那の改造事業を期待するが如きは、無稽も亦甚だしと云はざるべからず。

支那の親日的閣員は日本より多額の借款を獲得せんと企てつゝあり、此の借款にして成立せんか、日本は支那の軍隊を改造し、訓練するの特權、兵工廠を管理し、日本の軍器軍需品を支那に供給するの特權を付與せらるべし。過去二箇年間に於て日本は外國の權利を無視して諸多の鐵道鑛山の管理權並びに經濟的利權を贏ち得たり。借款交涉進行中なるにも拘らず、北京及び東京の當局者は之を否認せり然るに後に到りては日本は借款交涉中なる旨を公式に承認せるなり。不誠實なる支那官憲は外國より資金を得て武斷的專制を行ひ、彼等の目前の費用に充當せんとするものにして、實に支那の國家を賣るものなりとす。

日本の對支金券借款に對して、列國は强硬なる抗議を提出したるに拘らず、該借款交涉は今尙進行中なり。本借款にして其の成立を見んか、北方主戰派は南方討伐の爲に充分なる軍資金を得べし。

一ヶ月前に於て南方派は妥協の意志ありたるも而かも、亦一方南方諸省が北方より獨立する場合には、日本は南方の獨立を承認すべしと一時信じたり吾人が確かなる筋より聞く所によれば、在廣東臺灣銀行は廣東軍政府に對して資金を供給しつゝあり。

日本が支那の南北兩派に對して資金を給し、以て南北相互をして相背かしめ、相戰はしむるの心事に至りては、其の動機誠に惡むべきものあり。

支那の不正なる官吏が、彼等が其の軍隊を支配するが如く、支那人民の意志幸福を念とせず、只管に其の專恣放行をなしたるが爲に支那は今や容易ならざる形勢の下にあり即ち支那は悉く日本の支配下に立たんとする危險の狀態に

あり、此時に際して思慮ある支那人は誠實なる政府を樹立し弱小國を保護せんとする聯合諸國が支那を現下の狀態より救出するならんと期待するものの如し。（一九一八年十月二十二日ニューヨーク、グローブ）

支那に餘裕多し

最近紐育商業倶樂部の歡迎午餐會の席上に於て、其來賓たる駐支米國公使 Dr. Paul. S. Reinsh は一場の演說を試みて曰く。

『一般世人の想像にては支那は人口極めて稠密なるかの如き觀察を爲せども、事實は決して斯程に非ずして、支那は優に現有人口の二倍を吸收することを得可く、且つ又支那の各方面に餘裕綽々たるものあるが故に、支那に於て實業上に發展せむと欲せば、如何なる國の實業家と雖も、從來見るが如き、他國人を排斥せむが爲めに無益の精力を費したる固陋なる競爭を爲すの必要なかる可し、』と。

公使は既に華聖頓政府と協議を遂げたるを以て、近く極東に歸任の途に上る可し、一九一二年のウイルソン大統領選擧運動に際して、民主黨財政委員會副委員長たりし、Charles. R. Crane 氏は公使と同行する筈にして、同氏は一九〇九年嘗て駐支特命全權公使に任命せられたることあるも未だ其の任に就かざるに先ちて辭退せることあり。

更に公使の曰く前代の支那に於ては各省總督絶大の權力を振ひ、法律及び政府の命令等は前者の威力に比して左迄大なる權威を有せざるの狀態なりき。支那人が從來官吏の命令に服從したるは單に彼等が其官吏に對して信用を置くの故に過ぎざりしなり。然るに今や個人崇拜の時代は去りて法律尊重の時代は來れり。而して之に關する幾多の困難は協調以て芟除せられつゝあるなり。

次に古來の個人組織の營業は會社組織に變化しつゝあり從來支那人は一割二分乃至二割四分の利廻ある短期の投資を事とする慣習なりしが故に、約六分利益を擧ぐるに過ぎざる會社組織の營業に就いては最初支那人の之を好まざりしは蓋し故あることなり。爾後支那人は漸次に其の營業方法を變更し終に會社組織に必要なる資本の一部を外資に仰ぐに到れり。支那人は元來極端に節儉性に富み、寧ろ吝嗇なるが故に問題は如何にして支那人各自の資本を連結せしむるやに在り。約一萬二千人位の人口を有する支那の都邑の大部分には皆二、三人の富豪の住するを見る。彼等の大半は絹布又は茶の取引によりて巨萬の富を獲得せるものなり。

今や在支外國資本團の代表者等は從來の態度を改めて努めて支那の內地に活躍しつゝあり。從來に於ては彼等は支那開市場に於てのみ投資せるものなるが、吾人は支那人の立脚地に身を置きて支那を觀察せざる可からず。

科學の力に依りて洪水の害を滅却せむには、支那は優に現有人口の二倍を支持し得可し支那の人口過剩なる地方は極めて小部分に過ぎず。即ち眞の建設の時代は今や將に支那に起らむとするの勢なり。而して支那は綽々たる餘裕を有す然れども、他國人を排斥せむが爲めに精力の大半を徒費するが如き無益の、時代遲れの競爭は決して支那に行はしむ可からざるなり』と。（一九一八年十月二十五日）

New York Financial America

事業界

昨年の上海各業營業成績（一）

錢莊

上海南北市の各錢莊は去年金融の逼迫せるに拘はらず、上半年に於て尙ほ平穩狀態を維持しつゝありて、寧ろ同業者は投機的行動に出でず、頗る穩健主義を抱持したるの觀あり、去れはこそ外間の倒產者に因り其影響を受けし者尙ほ多きを見ざりき、是年北市には新開の恒隆、志豐及南市より移轉し來れる茂豐の三莊を增せり、南市は源裕の開業ありしと同時に、元孚の支拂停止せるを見たり、以上は匯劃錢莊に係る、今各錢莊の是年取得せし利益を擧ぐれば即ち左の如し。

南市

錢莊名	收益額	錢莊名	收益額
元春	二五、〇〇〇元	茂豐	二五、〇〇〇元
義昌	二〇、〇〇〇	衡九	一八、〇〇〇
乾元	一五、〇〇〇	徽祥	一五、〇〇〇
益康	一〇、〇〇〇	源昇	一〇、〇〇〇
益愼	一〇、〇〇〇	致祥	一〇、〇〇〇
晉德	七、〇〇〇	元孚	二、〇〇〇
（未入園）			
元發	一五、〇〇〇	豐昌	二〇、〇〇〇
生大	一一、〇〇〇	志成	一一、〇〇〇
祥康	三、〇〇〇	合計	二二七、〇〇〇

北市

永豐	九一、〇〇〇	鼎康	二五、〇〇〇
安康	四〇、〇〇〇	祥生	二五、〇〇〇
滋康	九〇、〇〇〇	同餘	二八、〇〇〇
安裕	五〇、〇〇〇	振泰	一五、〇〇〇
恒祥	二一、〇〇〇	恒興	三〇、〇〇〇
永餘	一〇、〇〇〇	光裕	三三、〇〇〇
元甡	二一、〇〇〇	順康	二九、〇〇〇
元盛	二〇、〇〇〇	長盛	三〇、〇〇〇
存德	二〇、〇〇〇	瑞祁	一五、〇〇〇
信元	三〇、〇〇〇	寶豐	三一、〇〇〇
彙康	四〇、〇〇〇	廣裕	三一、〇〇〇
信裕	二五、〇〇〇	祥裕	四〇、〇〇〇
豫源	五〇、〇〇〇	信威	五〇、〇〇〇
益大	三三、〇〇〇	潤餘	三三、〇〇〇
怡大	三一、〇〇〇	志慶	三二、〇〇〇
義生	五〇、〇〇〇	益昌	六、〇〇〇
承裕	四五、〇〇〇	志誠	六、〇〇〇
潤祁	四〇、〇〇〇	益豐	二〇、〇〇〇
福康	四〇、〇〇〇	鴻勝	四〇、〇〇〇
泰康	二五、〇〇〇	大成	一五、〇〇〇
兆豐	四〇、〇〇〇	鴻祥	三五、〇〇〇
聚康	三三、〇〇〇	寶祁	二〇、〇〇〇

晉安	一二、〇〇〇	合豐	一二、〇〇〇
信孚	二三、〇〇〇	德康	一五、〇〇〇
滙祥	四〇、〇〇〇	衡通	一四、〇〇〇
（未入園）			
敦餘	二〇、〇〇〇	瑞康	一〇、〇〇〇
大德	一六、〇〇〇	久和	四〇、〇〇〇
致和	一六、〇〇〇	同豐	二〇、〇〇〇
信康	三〇、〇〇〇	鼎姓	一〇、〇〇〇
元順	一二、〇〇〇	鼎大	六、〇〇〇
同益	六、〇〇〇	慎益	一〇、〇〇〇
同德	一六、〇〇〇	正和	三、〇〇〇
源和	一六、〇〇〇	源成	五、〇〇〇
滙和	一〇、〇〇〇	久大	八、〇〇〇
長和	五、〇〇〇	議成	二七、〇〇〇
慶祥	一五、〇〇〇	隆泰	五、〇〇〇
合計	一、八五六、〇〇〇		

金業

昨年金業は一般に活發ならず、上半年に於て尙ほ平穩狀態を保ちしが、秋冷に至りて漸次凋落の氣配を現はし、就中冬季に及び歐戰終熄の聲を聞くや、各同業悉く國外金融の活發なるを豫想せると、同時に志相場縮小して金價必ず昂騰するならんと見込み居りしに、却て嗣後金價は却て漸落するに至り、大影響を受け、頗る猥狼氣味なりき、蓋し獲利者も尙ほ少からざりしが、大體より言へば勝利者少く、失敗者多かりし情況にありき、茲に利益を擧げたる金業者のみを列示せば即ち下の如し。

金店名	收益額	金店名	收益額
恒裕祥	一〇〇、〇〇〇兩	裕豐永	七〇、〇〇〇兩
宏興永	六〇、〇〇〇	乾亨	五〇、〇〇〇
義豐永	三〇、〇〇〇	天昌祥	二〇、〇〇〇
合計	三三、〇〇〇		

綿糸業

上海の紡績業は昨年中甚だ發達を爲し、綿糸業も從て其餘澤を蒙り昨年度利益頗る見るべき者あり、同業中大利を獲たる者には益大號の三十萬兩を筆頭として、二十萬兩十餘萬兩を獲得したる者亦多數を見受けたり、今綿糸業者の利益額を列擧せば即ち下の如し（單位兩）

商店名	收益額	商店名	收益額
益大	三〇〇、〇〇〇	崇德	二一〇、〇〇〇
商公茂	一五〇、〇〇〇	裕亨	一二〇、〇〇〇
福泰	一〇〇、〇〇〇	中興	一〇〇、〇〇〇
達生	九〇、〇〇〇	裕豐	八〇、〇〇〇
亞東	八〇、〇〇〇	吳仲記	七〇、〇〇〇
惠泰	五〇、〇〇〇	嚴蘭記	五〇、〇〇〇
盤康祥	五〇、〇〇〇	立大長	五〇、〇〇〇
懋昌	五〇、〇〇〇	葆昌	五〇、〇〇〇
協泰升	四〇、〇〇〇	北公茂	三〇、〇〇〇
壽昌	三〇、〇〇〇	榮豐恒	三〇、〇〇〇
義和	二〇、〇〇〇	川源	二〇、〇〇〇
賈永興	二〇、〇〇〇	聚昌永	二〇、〇〇〇

支那半月史

大正八年二月下半

和平會議

南京に滯在中なりし北方總代表朱啓鈐氏は二月十六日夜上海に到着、十七日南方總代表唐紹儀氏と會見、同日南方分代表と會見したる結果、愈々和平會議を二十日開會の事に決し、二十日舊獨逸倶樂部に開會式を擧げ爾後二十一、二十二、二十四、二十六、二十八の五日に正式會議を、二十五日、三月一日の兩日談話會を開きたるが、陝西問題に關し北方代表は南方側の意見と合致し、北京政府之を容れざりしため二月二十八日辭職を申出でしを以て、北京政府は三月三日南方の意嚮を容れ大總統令を發して陝西に於ける停戰を命じたり。和平の決裂は之を以て僅かに救はれたりと謂ふべし。

開會式

二月二十日午前八時五十分南方總代表唐紹儀以下十代表北方總代表朱啓鈐以下九代表何れも黃浦灘路なる和平會議議場に集まり、九時開會式を行ひ、國旗に向ひ三鞠躬の禮をなし、次で各代表及び秘書（南方易次乾鍾文耀、北方賈士毅周詒春）列席の上唐朱兩總代表より宣言を發表し、記念撮影の後散會せり。兩總代表の宣言左の如し。

唐紹儀氏宣言　今日は和平會議開幕の期たり鄙人躬から其事に與かるを獲、欣愧交併す溯るに法紀凌夷し生民塗炭せしより年來南北受くる所の痛苦人民蒙る所の損失縷述すべからず國家の不幸此に逾ゆるなし然れども今日兩方代表猶は幸ひに一堂に聚首して國家百年の大計を討論するを得たり實に人民厭亂の心理と各友邦の友誼的忠告と交々相促迫して始めて此の和平會議の組合あり此れ不幸中の幸と謂はざるべからず今日は第一次會議たり國家具體問題に對しては以後期を逐ひて會議し詳細に討論すべし惟だ一事の先づ聲明を爲さゞるべからざる者あり此次西南護法の爭はこれを正誼公理に撥るに實に已むを得ざるの正當防衞にして決して意氣を挾持し故さらに北方と難を爲せるに非ず所謂西南北方に反對す等の不當の名詞は西南絕へて承認する能はず年來戰事の蔓延民生の憔悴に至つては南北兩方同じく此痛を感ず然れども世界の趨勢を審かにするに公義の方さに張れるを知る敢へて信ず以後世界上必らずや戰事の發生なからんことを米國大統領ウイルソン氏の演說に徹するも當さに瞭然たるべし況んや吾國數千年來人民の心理皆和平を酷愛せしこと歷史具さに在り班々考ふべし民國成立以來國家の政權多く武力派の手に握らる故に戰爭の紛亂今にいたり寧歲無きのみ通者時勢の趨く所潮流相迫り將さに干戈を化して玉帛と爲さんとし一切の干羽戈矛皆應さに視て過去陳舊の骨董と爲すべく此れより後戰爭當さに再び起る無かるべし西南唯一の希望亦豈に他あらんや合法の和平をし

てその千萬世ならんことを期し不祥の兵氣を銷して日月の光と爲し戮力同心以て民治の精神を發展せしめ國家の鞏固を圖謀せんと欲するに過ぎざる而已若し夫れ外に對しては則ち双方戰爭に在りと雖も而も彼此實に共同一致此の歐洲和平會議時期に際しては吾國は尤も國際上の地位を爭はざる能はず西南は本と極めて國に强固の政府あり敎育交通實業の事項をして積極發展せしめ以て民生を利せんことを顧へり內政修明なれば外侮自から侵入に由なし況んや世界和平の說米國大統領前に唱へ舉世の人後に和す近ろ且つ國際聯盟の議まさに事實に形はれんとす則ち外侮の慮更らに虞るゝ無かるべし且つや近世の外交は多く秘密を主とす故に爾虞我詐は誠に免かれざる所茲に外交主義世界已に共に開明に趨く則ち詐虞の患無かるべく侮辱の虞自から免かるべし我が西南の主張は宜しく此の世界の推誠相與の時を趁ひ全國開放主義を實行し友邦の資財に藉つて吾國の實業を發展せしめ吾人の物產を以て世界の需求に供給すべし民國の前途殊に未だ悲觀すべからざる也今日諸公と第一次の會晤を爲し鄙人の最も感觸安んぜざる所の者は南北の二字と爲す吾國は實に一家耳安んぞ所謂南北なるものあらん卽ち此次双方代表を以て論せんか南方の派出する所の者固より北人あり北方派出する所の者尤も南人多し鄙人は極めて願ふ爾後南北の線界復た再び腦際に印するなからんことを此外更らに最要切の事あり鄙人の舌敝れ唇焦れ今に至り未だ解決を得ざる者それ陝西問題と爲す停戰より今に至るまでは兩月而して陝西の戰事仍ほ未だ停止せず陝民何の辜あつて此荼毒に遭ふぞ鄙人各代表の未だ滬に抵らざるの前に於て徐菊人先生と函電交涉せしこと十數次に下らず直ちに今に至つて仍ほ効果無し今且つ和平會議已に第一次開會せり矣而して昨日の消息に據るに尙は三原失守の事あり果して爾らば則ち以前下す所の停戰令は一紙の空文と成らざる耶務めて望むらくば諸公陝西人民の此の額外の痛苦を受くるに鑒み首として此事をもつて解決し全國をして皆和平に躋らしめ西陲の一隅をして尙は塗炭に遭ふを免かれしめんことを國內の戰爭今日に至つて已に一結束を告ぐ然れどもその禍源を推すに外力實に以て之を助長せるあり蓋し武人派苟しくも外力を借るに非ざれば金錢自から來るなく軍械購ふに由なく兄弟鬩牆早くすでにこゝに好に歸せん何ぞ兵連禍結延いて今日に至り人民の痛苦をして此極に至らしめんや此れ着要の點務めて望むらくは諸公格外注意し今より後双方代表彼此相見るに誠を以てせんことを蓋し會議討論の範圍は悉く國家の大計に關す一人一家の事に非ず惟だ推誠相與始めて解決し易し並びに願ふ此等不祥の會議をして從速結了せしめ人民をして早日の安寧を獲せしめんことを亦當さに諸公の贊許する所と爲るべき也。

朱啓鈐氏宣言　唐總代表述ぶる所の各節と啓鈐の感想と亦同じき者あり通年以來內爭擾攘今日に至り國民の和平を希望する飢渴の如きあり又た歐戰終を告げ列邦將さに大同主義を以て世界に貢獻せんとするに値ふ我國豈此の紛爭を長すべけんや故に政府代表を派遣して會議せしむるの擧あり今や兩方代表團一堂に團聚し畛域を捐除し共に國是を謀

る自から應さに解決の辦法の內外の望を慰さむるあるべし惟是れ南北糾紛各事原因複雜その造因は盡くは民國八年中に在らず歷史に因沿して來る者甚だし自から應さに根本の觀察を爲し遠大の計畫を定むべし唐總代表謂ふ所の外交問題は一致外に對し國際上の地位を爭ふべしとの一節に至つては啓鈐極めて贊同を表す民國六年政府の參戰せる亦國際地位に注重するが爲めに起見し一心難を排して之を爲せるものなるは久しく人の共に知る所經營年余始めて此結果を獲歐洲和會席上に在つて公允正當の言論を以て各友邦の前に供獻するを得たり我國民は自から應さに一致の精神を以て政府の後盾と爲るべきなり唐總代表謂ふ所の強固の政府を建設すべしとの一節は啓鈐尤も同感を爲す政府の強固を求めんと欲すれば必ず須からく內外相維共に進行を策すべきなり軍事方面に至つては尤も應さに世界の潮流に順應し國民の責望に副ふべし財政の狀況は力めて裁汰を事とすべし惟だその辦法は極めて應さに詳愼なるべく當さに妥籌收束正軌に引歸すべし兵禍を消弭するに因り轉じて爭端を啓き人民をして瘡痍未だ蘇せず又塗炭に遭はしむべからざる也また停戰以來地域遼闊なるに因り一時衝突あるを致せり辛亥和議の時亦此の種現象あるを免かれざりき自から當さに速かに法を設け以て民困を紓ふべし今日は會議開始の期にして具體辦法を討論するに及ぼす一二を略述する而已務めて望むらくは諸公國家の安危を以て重しと爲さんことを啓鈐不敏なるも願くば共に之を勉めん。

第一回會議

二月二十一日第一回會議開會、唐總代表より陝西問題を提議し、同省に於ける最近の狀況を述べ北方の停戰せざる責任を問ひ朱北方總代表は、二月十三日停戰辦法を宣布せる位なればその以前の事は追及し難し、十三日以後の出來事に就いては責を負ふべしと答へたり。唐氏「靖國軍の郭堅、盧占魁等はかつて北方の陸軍士官たりしもの而も段內閣當時之を任じて官と爲し其後靖國軍に與すれば匪と稱するは矛盾ならずや」、朱氏多く辭せず唐氏「督軍陳樹藩を免職し北方軍隊を潼關以東に撤退せしむべし」朱氏「同意する能はず」、次に停戰方法に就き朱氏より張瑞璣の意見を徵して後會議を進むべく差當りは李純の停戰辦法五ヶ條に照し處置すべしと主張し、唐氏之に同意し散會せり。

第二回會議

二十二日午前九時第二回會議開會、陝西問題に關す朱總代表より「二十一日張瑞璣に面會、同氏の陝西の狀態に通曉し且つ直ちに陝西に向つて出發し得る事を確めたり」との報告あり、協議の結果南北議和會議の名を以て張瑞璣氏に對し公文を送りその直ちに陝西に向つて出發せんことを促す事、並びに二十三日午後朱氏は更に張氏と會見することの二個條を決定したり。

次で軍事外交問題に入り唐總代表より「双方代表の連名にて北京政府に對し日支軍事協定及び附屬文書を和平會議

に交附し閲覧せしめんことを要求すべし」と提議し、朱總代表之に賛同し、各別に北京政府に右の旨打電せり。

同日朱總代表より(一)全國軍事計畫（五十個師團）に關する件（徴兵の制度、軍隊兵數確定の件を含む）(二)軍民分治案、地方制度制定案の二議案を提出せり。

第三回會議

二十四日午前九時第三回會議開會、陝西問題に關し朱總代表は、北京に打電し五條停戰辦法を遵守すべき旨前敵將領に嚴飭せんことを要求することを承認せり。日支軍事協定及び附屬文書は、北京政府より寫しを送附し來るべき旨返電ありたりとの報告あり。北京政府發行計畫中の民國八年公債案は胡漢民劉光烈(南)吳鼎昌王克敏(北)四委員に附託、湖南省災民賑濟案は章士釗彭允彝(南)方樞徐佛蘇(北)四委員に附託せられたり。

二十五日の談話會

二十五日談話會を開き、左の二件を北京政府に打電す事に決せり。

(一)昨年公布の停戰令に反する出先司令官は處罰する旨更に大總統令を公布すること。

(二)陝西の事情を電報する樣北京政府より陝西當局に電命すること。

次で左の如く日本に對する感謝を決議せり。

日本の對支政策變更に關する報告は公然確かめられたり日本政府の此懇切なる決意は日本政府の支那に對する友情の一層の證左と看做すべきのみならず又本和平會議の事業はこれが爲めに多大の利便を得延いて支那の平和的發展に貢獻すべし。

第四回會議

二十六日第四回會議開會、陝西問題は尙議論の中心たり。唐總代表は陝西督軍陳樹藩の免職を要求し、北京政府にして之を容れざる以上他の問題を討議せずと激語し、朱總代表は會議狀況を北京政府に打電することを承諾し尙會議後の談話會に於て、若し政府にして停戰令を發せざれば北方代表全部を率ゐて辭職すべしと聲明したり。

第五回會議

二十八日第五回會議開會、朱總代表より日支軍事協定及び附屬文書を交附し唐總代表は「北京政府にて此四種の文書以外何等附屬文書なしと云ふとせば若し此外に日支軍事協定に就き密約若くは協約ありとするも之を國民に於て認めざるべく何等の効果無しとすべし」と聲明し、更に陝西問題に關し次の重大なる提議を爲したり。

二月十三日停戰履行の命令ありし後于右任氏よりの手紙に據れば北軍は依然進軍し居り十九日附同氏の手紙には攻擊愈々猛烈とありコハ北京政府が之を處置する力なきか北方に誠意なきか又は會議を進行するの意無きか其一なるべし若し北京政府より四十八時間內に滿足なる囘答

到着せざるに於ては北方代表は北京政府に對し今後起る事件に責任を負はずと打電し且つ南北兩代表連名にて北京外交團に之を通告すべし。

之に對し朱總代表は

北京政府にして相等の手段を執らざれば北方代表は之に抗議し辭職すべしされど外交團に通告することは同意する能はず。

と返答し、唐總代表は更に

四十八時間内に滿足なる返答なくば南方代表は單獨にて外交團に會議を停止すること及び事玆に至れる一切の事實を通告すべし。

と述べ散會せり。

陝西停戰令布告

三月一日の談話會に於て朱總代表より北京委員全部辭表を提出したる旨の報告あり。事態漸く重大、さきに第三團體を標榜して上海に來りし和平期成會の熊希齡谷鍾秀張耀曾氏等は、玆に至り南北兩代表の間に奔走し、唐氏に對しては四十八時間經過後と雖も尙和議に盡力すべき旨を、朱氏に對しては辭職を決行するなからんことを、又北京政府に對しては即時停戰を要求する旨打電せり。三月三日午後五時、陝西停戰令愈々發布され、陝西問題は玆に一先づ解決せり、命令概要左の如し。（八・三・六）

陝西省に戰亂續けるを痛む遠かに平和を促進せしむべし曩きに國務院より命令せしが法に從ひ戰を收め境を劃ち並に張瑞璣を陝西に派し一律劃界を實行し日を定めて事を竣へしむべく將領共に其意を體し謹んで辦理せよ若しこれが實行に努めざる者あらば咎辭する能はず。

鐵道國際管理

頃來支那鐵道國際管理論高唱せられ、在巴里支那全權委員は本國政府より何等か本問題に關する訓令を受け居れりと信ぜらる本問題は支那に關係ある列國何れも吃緊の利害を有せざるなきも、特に帝國の利害關係の緊密は他國と日を同じうして語るべからざるものあり、依つて左にこれが起源計畫より現狀に及び比較的詳細に記述する所あらんとす。

起源及び計畫內容

本問題は三四年前英米人に依りて提唱されしことあり、最近再び問題となり來りしは大戰終熄と共に支那が發言權を認められ、所謂講和條件の盛んに研究せられし時期に在り。當時米國機關誌チャイナ●プレス、及びミラーズ●レビューは、支那は講和條件の一として本問題を巴里會議に提出すべしとの議論を發表したり。次で天津にて發行する英字紙ノオスチャイナ●スター（華北明星報、米國機關紙）は本年一月二十日、同北京天津タイムス（米國機關紙）は二十二日、佛字紙デュルナール●ド●ペカン（佛國機關紙、外交部と關係あり）は二十二日及び三十日の各紙上に於て、特に勢力範圍の破除といふ點に重きを置きて國際管理の時宜

に適せるを論じ、支那新聞紙（主として研究系機關紙）の之に唱和する者少なからず。而して管理案内容として今日迄報道せられし所を綜合すれば左の如し。

（一）外資外債を以て建造せる既成或は未成若くは契約成立せるも未だ工事に着手せざる各鐵道を統一しその資本及び債務を合して一鐵道總債と爲し各鐵道を以て共同擔保と爲す、右鐵道總債は外國經營鐵道（東清南滿山東滇越四鐵道）回收費五千六百萬磅、借款鐵道借款三千二百四十八萬磅合計八千八百四十八萬磅と概算す。

（二）共同管理の機關は略鹽務署の組織に倣ひ交通總長を督辦に次長を會辦に任じ其下に英佛米日四國の委員會を設け一切の鐵道行政を行ひ支那政府及び公債所有者に對し責任を負ふ。

（三）既設及び契約濟未設十八鐵道を左の如く十三組に組合せ其管理のため英（二十二人）米（二十人）佛（十六人）日（九）白（九）露（二）六國より七十八人の鐵道委員を出す。

（1）東清（露二佛二米二）
（2）南滿（日四英一米一）
（3）山東（米二白一日三）
（4）滇越
（5）京奉、津浦
（6）京漢、正太
（7）滬寧、滬杭甬、寧湘
（8）粵漢、廣九
（9）海蘭
（10）浦信
（11）川漢
（12）京綏
（13）吉長

（四）鐵道材料の買入は委員會にて執行す。

（五）委員會は鐵道の收支を支配し利益金を鐵道擴張に用ふる權限あり。

外交委員會の議決

右の如き案を提げて支那政府の間に運動最も努めたるものに交通部顧問米人ベーカー、中英公司支配人メーヤース の二人あり、交通部及び外交部内に於ける英米留學生出身者之に附和し、特に交通部に在つては曹汝霖一派の新交通系（親日派と目せらる）の勢力の增進に嫉妬心を懷ける者全部結束して本案贊成を唱へ（京漢鐵路局長にして前交通次長葉恭綽に從ひ米國に在る王景春實にその急先鋒なりと云ふ）外交委員會に據れる汪大燮、熊希齡、周自齊等の失意政治家並びに林長民等の研究系は、政略上の理由に依り本案に贊成し（英米の勢力に依賴して失意の境遇より浮び出さんと企畫しつゝありと一般に信せらる）、二月初旬の外交委員會は、周自齊の提案に依りて本案を可決せり。即ち左の如し。

凡そ外資外債を以て建造せる既成或は未成或はすでに契約を締結せるも未だ工事に着手せざる各鐵路を統一しその資本及び債務を合して一總債と爲し各路を以て共同擔

係の生產を發達せしめ國人經營の生產及び內地國貨上の發達に於て大いに阻礙あらん試みに觀よ南滿鐵路建設以來滿洲經濟の狀況頓みに前觀を易へたるを若し全國の鐵路を以て外人より共同管理せしめんか將來國內富藏の產鑛及び豐產必ずや盡く中外合辦或は外人獨辦と爲るに至るべし。

(四)全國鐵路の資本はすでに莫大の基金たり更に益すに全國鐵路每日の收入を以てすその全國金融に關係あるや明かなり若し外人より共同管理せしめんか勢必らず此項莫大の資金と收入とを以て盡く之を外國銀行に鎖し徒らに外國銀行のために流動の資力を加へ中國の金融界に大いに影響を生じ社會の金融に害を及ぼさん。

(五)吾國は固より對外作戰の想をなすなし然れども土匪の內亂は年として無きはなし軍機は速を貴ぶ交通運轉不靈なれば勢必らず誤を戎機に貽さん試みに觀よ現在の滬寧隴海の兩路の記帳を肯んぜず往々付償問題に因りて即運を允さず時に行軍を誤まるを若し管理權を以て外人に歸せば則ち困難必ずや更らに該兩路より甚しからん。

(六)吾國は現に人材欠乏せるに因り固より應さに材を他邦に借るべし然れども相等の人材あらば即ち相等の位置を與ふべし將來人材輩出自から本國の人に易ふるに難からず日本はこの先例也若し外人の共同管理に歸せば則ち第一流の地位は必らず永く外人の占據する所と爲らん即ち相等の人材あるも亦必らず相等の位置無からん試みに觀よ海關郵政吾國人にして海關稅務司郵務局長たる者幾人かある是れ豈吾國盡く相等の人材無からんや。

(七)現在各路各材料を買ふ尙ほ操縱の權あり若し外人の共同管理に歸せば材料價值盡く外人の壟斷に歸し我に在つては取舍操縱の處なく鐵路に於て實に莫大の損害あらん。

反對論相踵ぐ

交通行政の責任者たる曹交通總長の反對論は國際管理論者に取りて一大痛棒なりき、次で起てるものに梁士詒あり梁氏の交通行政界に於ける勢力は比肩すべきものなく、所謂交通系の總大將として絕大の發言權あり、氏は今や反對論者の立場を擇び、二月二十日頃鐵路協會にて反對演說を爲し、二十一日附にて氏及び關賡麟並びに鐵路協會の名を以て在巴里全權委員に宛て反對の意を打電せり、その內容は要するに曹汝霖氏の議論を出でざれども用語は頗る激烈にして「我の死命を制するもの」と言ひ「英米人甘言を以て我を誘ふ、彼れ他人の慷を慨するに過ぎず」と言ふ、堅決の意見るがごとし。續いて發する者曰く詹天佑曰く丁士源、曰く徐世章、詹氏は米國留學生出身の支那第一の技師にして、支那唯一の自造鐵道たる京張鐵道の建設に當りし人、現に川漢鐵路督辦全國鐵道技師會々長たり、而して氏の反對意見の眼目は「一國と關涉せる鐵道は數國と關係あるそれに比し交涉容易にして面倒なし」といふに在り、即ち現在の借款鐵道制度を維持せんとするもの、其人米國學生出身なるは一皮肉にあらずや。丁士源氏は京綏鐵路局長に

して京漢鐵路局長を兼任せるが、徐世章氏（津浦鐵路局長にして徐總統の從弟）と共に外交委員會の越權を駁撃し此事交通部内にて自から決すべしと敦圍きつゝあり、反對論大いに勢を得て國際管理論漸く衰へ、先づ一時中止の姿態を呈せり、されど執念深き英米側の劃策は今後も繼續さるべきを以て、支那側に於ても對策の研究に餘念なきものと察せらる。

寄贈書目錄

通商局	自五九六號	
同　圖書館	至五九九號	
其社	一一〇號	
現代學生社	二四五號	
其社	一號	
其社	三號	
其社	三號	
南北社	七五一號	
政教社	自五二八號	
特許局	至五三〇號	
中國地學協會	一〇二號	
特許局	四四四三號	
其社	三六號	
	二三號	
ヘラルド社	二四號	
丸善株式會社	二號	
名古屋商會議所	一四二號	
其社	三號	
其社	二六〇號	
兵社	八四三號	
木浦商會議所	一一三號	
其社	四三號	
其社	三號	
其社	三號	
特許局	三〇八號	
東亞經濟調査局	三號	
其社	一四一號	
丸善株式會社		

商工公報	
名古屋通俗圖書館館報	
東洋時報	
現代ノ科學	
財政經濟時報	
新公論	
日本一	
日本及日本	
實用新案公報	
地學雜誌	
商標公報	
滿蒙研究彙報	
ヘラルドオブアジヤ	
學鐙	
月報	
大陸	
三田評論	
東洋經濟新報	
月報	
東京文具新聞	
紡績界	
東方時論	
特許公報	
經濟資料	
朝鮮及滿洲	
新着書	

するは得策に非ずと考ふ故に一面段派を猜疑しながら一面養賊以て自から重んず國防軍及び陝西問題は暗中皆徐の允諾を得たるものなり徐の段派に於ける所謂「又驚又愛」なり倪氏の蚌埠會議の如き徐實に暗中より之を促成せるなり聞く奉天の張作霖は師長孫烈臣をして徐に向つて和議成らずんば仍ほ備戰を爲さんとの意を表示せしめたりと是れ倪氏の電報に應ずるもの段派最後の策略漸々に呈露せりといはざるべからず。（八・二・二三、民國日報）

◉南方側の軍事計畫　軍政府軍事委員會（委員長李烈鈞）にて決定せる全國軍事計畫左の如し。（八・二・二七、順天時報）

（一）國防計畫は外に對しては和睦方針を取り國內及び邊境に最少限度の軍隊を置き以て防備に資し警察と協力して治安を維持す。

（二）全國防備軍隊は國內邊境の形勢及び人口地理國家財政の現狀に鑑み四十混成旅を置く。

（三）現在の海軍を整頓して以て國防を固む。

（四）軍隊の戰略は一混成を以て單位と爲す即ち步兵團を以て本體と爲す而して歐洲戰爭の經驗に據り若干の特科隊を酌備す。

（五）全國兵備軍は徵兵制度（その制度は別に定む）を以て原則と爲しその實行困難の地方は特に募兵方針を取る。

（六）軍事系統及び裁兵所並びに軍事教育等の辦法を齊一にす。

（七）將校を養成し陸海軍學校海外留學停學進級等の制度を定む。

（八）兵器軍需品の獨立即ち砲兵糧秣被服軍馬養成所等を完成す。

（九）裁兵所を設立し以て裁兵を實行す。

（十）海外留學生を派遣す。

（十一）軍事參議院を組織す。

（十二）解散兵を邊境に遣送し屯田に從事せしめ同時に屯田制度を發布す。

（十三）政府國會所在地に警衞軍二旅を置き全國軍隊中より之を選拔す。

◉鐵道共管反對陳情　鐵道國際管理問題に關し鐵路協會より在巴里支那全權委員に宛てたる電報左の如し。（八・二・三三、順天時報）

巴里中國使館胡公使轉陸顧王施魏各專使鑒聞く英米等の國新銀行團の名に藉りて中國各鐵路を收めて共同管理と爲さんと欲し口を列強の中國に於ける勢力範圍破除に藉ると此項の問題は我國の存亡に關係す現在我國の鐵路は借款關係に因り人の鼻息を仰ぐと雖も管理の權は仍ほ之を我れに操る若し一たび國際の共同管理を經ば則ち必らず外人より財政を監督すべく進んで內務に干涉せんすなはち鐵路を以て論ずれば人材は遏抑せられ材料は壟斷せられ工程設計には參與に由なく款項の調撥は自主に由らず國防軍隊は秘密に征調する能はず內地土貨は廉價運輸するを得ずこれ皆國脈に關係し己に我の死命を制して餘りあり況んや邊防を鞏固にするには必ず須らく鐵路を修

通すべく若し利害衝突の故を以て賠損に藉りて名と爲し我が進行を阻み他の資本家は又接洽するを得ざるに於ては是れ我が手足を斷つと何ぞ異ならん危險殊に甚し英米の此計畫を爲せる名は其國の年來經濟を借りて路權を攘みしを憤りて公義を提倡するといふと雖も實は則ち陰に利己を圖れるなり蓋し路權の一國の下に在る猶ほ休養生息徐ろに補救を圖るべし共同管理のごときは事に遇ひ比較する所なく競爭する所なきもその損失は仍ほ我國に在り我に於て又何ぞ擇ばん且所謂勢力範圍を破除せんといふ者は列强に在ては均しく一臠を食はんと欲するも勢力範圍ある時は均霑するを得ざるを以ての故にして我國の力之を禦侮するなく均勢に賴りて存を求むるものと其利害適ゝ相反す近ろ我國人士一部分此項の計畫を利用して主權を收回し己に失へる南滿東清滇越等の路を收回せんと擬し故さらに伴つて贊成を爲す者あり英米人亦かつて甘言を以て我を誘ふ彼れ他人の慨を慷するのみ其利を久有する者果して能く拱手人に授くるや既に辦到する能はず而して之に苟同すれば徒に國際上の惡感を增すべく外交の宜しき所に非ざる也利害の在る所國命之に隨ふ心に危しと謂ふ所安んじて緘默し和議席上もし提議あらば務めて乞ふ庸駑拒絕以て主權を保たば幸甚感甚鐵路協會梁士詒關展麟等同叩二十一日。

財政經濟

◉八年公債條例　八年短期公債一行の一事はすでに閣議の議決を經正に財政部にて籌辦に着手し日前財政部より各省に專電通知せり此項の條例は名けて民國八年短期公債條例と爲し凡そ十四條あり條文左の如し。（八・二・二一、國民公報）

第一條　政府は歲計不足補助のために起見し公債を募集し四千萬元を以て額と爲し定名して民國八年短期公債といふ。

第二條　此項公債の利率は定めて按年七厘と爲す。

第三條　此項の公債は每年二月二十八日八月三十一日を以て利息給付の期と爲す。

第四條　此項公債は還期五年第一年は專ら利息を付し民國五年八月より起し民國十二年二月に至りて止め每年抽籤還本すること二次即ち總額の八分の一計五百萬元を還償す。

前項抽籤は每年二月底及び八月底北京に在つて執行するの抽籤辦法は別に都合を以て之を定む。

第五條　此項公債は財政部より指定し鹽務餘款の項下に在つて附表列する所の應付本息數目に依り月を按じて總稅務司に撥交し專款存儲して擔保と爲す每次還本付息は即ち此項の擔保を以て付還的款と爲す。

第六條　此項の公債は票面に按照し每百元の實收九十三元とす。

第七條　此項の公債は概して記名せず其の記名を請求する者あれば亦照辦すべし。

第八條　此項公債の票額は定めて五種と爲す左の如し。
（一）一萬元（二）千元（三）百元（四）十元（五）五元。
第九條　此項公債の債票及息票は還本付息の日より起し用ひて以て一切の租稅を完納し及び其他種々現款の用に代ふることを得。
第十條　此項の公債は隨意買賣抵押し得べし其他公務上須らく保證金を交納すべき時擔保品と爲すことを得。
第十一條　此項公債を經理する人員にして此項の債票に對しもし信用を損毀するの行爲あらば內債信用妨害懲罰令に依照し分別懲罰す。
第十二條　此項公債每次の還本付息は十五日以前財政部より大總統に呈請し審計院審計官二員を特派し債款帳目を稽查し並びに還本付息の款を檢驗す每次抽籤還本の時亦審計院審計官より財政部長官と會同し一切を監視す。
第十三條　此項公債の經售債票及び還本付息は中國交通總分各行及び財政機關及び政府委託の各官署銀行殷實の商號より分別辦理す。
第十四條　本條例は公布の日より施行す。

◉所得稅條例內容　昨日國務會議通過の所得稅條例はその內容二種に略分すべし。
第一種　法人所得稅　即ち當商質商鹽商銀錢商等、各所得を按じ百分の四を課稅す公債新債の利息は各百分の三を課稅す。
第二種　官吏議員及各業に從事する者の所得稅　五百元より二千元迄百分の二、二千元より三千元迄百分の三、三千元より五千元迄百分の四、五千元より一萬元迄百分の五、一萬元より二萬元迄百分の六、二萬元より五萬元迄百分の七、五萬元以上百分の八。（八·二·一六、民國日報）

◉北京政府昨年度外債表　王雲喬氏より和平總代表唐紹議以下各代表に提出されたる民國六年八月より七年十二月迄の北京政府外債表左の如し。（八·二、一六民國日報）

民國六年八月
（一）收回中國銀行紙幣借款　五百萬元（二）中國銀行第一次墊款　一千萬元（三）第一次交通借款五百萬元

十　月
（四）水災借款　五百萬元　（五）吉長鐵道借款　六百五十萬元

十一月
（六）運河借款　五百萬元

民國七年一月
（七）水災借款　二十萬元　（八）第一次奉天借款　一百萬元　（九）第二次奉天借款　二百萬元　（十）第三次奉天借款　三百萬元　（十一）印刷局借款　二百萬元　（十二）吉長路補充借款　六十三萬元　（十三）直隸軍用借款　一百萬元　（十四）正金銀行第二次墊款　一千萬元（十五）湖南借款　二百萬元　（十六）福建借款　一百萬元　（十七）綿紗借款　三百萬元（十八）軍械借款　一千四百萬元　（十九）交通部第二次借款　二千萬元

二　月
（二十）四鄭借款　二百六十萬元（二十一）南潯借款　十萬元

四　月

（二十二）防疫借款　一百萬元　（二十三）電報綫增設借款二千萬元　（二十四）奉天借款　三百萬元

五　月

（二十五）直隸借款　一百萬元

六　月

（二十六）擴充吉長路借款　二千萬元　（二十七）陝西借款四百萬元　（二十八）廣東鑛務借款　五百萬元　（二十九）湖北借款　一百萬元（三十）山西大倉組借款　一百萬元　（三十一）征粵大倉組借款　二百萬元　（三十二）廣東水門汀借款　三百萬元

七　月

（三十三）森林借款　三千萬元　（三十三）大借款　第三次借款　一千萬元　（三十五）雲南借款　三百萬元　（三十六）餘千借款　三百萬元

九　月

（三十七）山東借款　一百五十萬元

十　月

（三十八）北京電話借款　五百萬元　（三十九）滿蒙鐵路借款　四千萬元

十一月

（四十）山東鐵路借款　二千六百萬元　（四十一）軍務合同借款　二千萬元

十二月

（四十二）京綏借款　四百萬元

◉象鼻山鐵鑛の內幕

象鼻山鐵礦の湖北金融に關係する最も重大と爲す故督辨高佑儲慘憺經營せしも庫款の空虛を以て今に至る迄未だ開辦の目的を達せず但だ象鼻山を圈購するために前後官錢局に挪借せるの款三千萬を下らず蓋し該山は湖北絕大の利源なるを以て宜しく速かに開辦を行ひ以て錢局を扶持して金融を活動せしむべきなり金崎生礦署に任官してより後亦象鼻山に注意せり故に王局長（占元）より北京政府に電陳し並びに幣制局に商同し湖北官票六百萬を加印し以て開採の經營と爲さんとし北京政府既に認可せり一たび開採を俟つて後礦利を以て收囘し並びに餘利を以て全數票額を收縮するの用となすと現に官礦署督辨金崎生は米商アンダーソン・メイヤー商會に向つて契約を暫定し暫便礦道を敷設し米國技師二人を聘して裏理に資すべしといふ。

漢冶萍公司の礦產は大冶獅子山諸處を以て大宗と爲す近ろ礦苗幾くも無く供求に敷かざるに因り日人に積欠せる礦砂頗る少なからず初め象鼻山礦を謀つて得ず次いで全力を靈鄉に注ぎ接濟に資せんとす靈鄉は最佳の礦區たり此次交涉あるや省議員中の稍血性ある者反對の態度を表せざるものなし。（八・二・二〇、民國日報）

◉支那十六炭鑛

農商部の調査に係る支那全國炭礦は現今採掘中のもの一千六百八十三礦區三百四萬六千五百七十八畝にして其產額二千四百餘萬元に達すと果して右の數字なるものは確實なるや否や保し難しとするも民國以來續て起れる政界の動搖に時局は依然として闇雲に覆はるゝ

第八條　此項公債の票額は定めて五種と爲す左の如し。
（一）一萬元（二）千元（三）百元（四）十元（五）五元。
第九條　此項公債の債票及息票は還本付息の日より起し用ひて以て一切の租稅を完納し及び其他種々現款の用に代ふることを得。
第十條　此項の公債は隨意買賣抵押し得べし其他公務上須らく保證金を交納すべき時擔保品と爲すことを得。
第十一條　此項公債を經理する人員にして此項の債票に對しもし信用を損毀するの行爲あらば內債信用妨害懲罰令に依照し分別懲罰す。
第十二條　此項公債每次の還本付息は十五日以前財政部より大總統に呈請し審計院審計官二員を特派し債款帳目を稽查し並びに還本付息の款を檢驗す每次抽籤還本の時亦審計院審計官より財政部長官と會同し一切を監視す。
第十三條　此項公債の經售債票及び還本付息は中國交通總分各行及び財政機關及び政府委託の各官署銀行殷實の商號より分別辦理す。
第十四條　本條例は公布の日より施行す。

◉所得稅條例內容　昨日國務會議通過の所得稅條例はその內容二種に略分すべし。
第一種　法人所得稅　即ち當商質商鹽商銀錢商等、各所得を按じ百分の四を課稅す公債新債の利息は各百分の三を課稅す。
第二種　官吏議員及各業に從事する者の所得稅　五百元より二千元迄百分の二、二千元より三千元迄百分の三、三千元より五千元迄百分の四、五千元より一萬元迄百分の五、一萬元より二萬元迄百分の六、二萬元より五萬元迄百分の七、五萬元以上百分の八。（八·二·一六、民國日報）

◉北京政府昨年度外債表　王雲喬氏より和平總代表唐紹議以下各代表に提出されたる民國六年八月より七年十二月迄の北京政府外債表左の如し。（八·二、一六民國日報）

民國六年八月
（一）收回中國銀行紙幣借款　五百萬元（二）中國銀行第一次換款　一千萬元（三）第一次交通借款五百萬元

十　月
（四）水災借款　五百萬元　（五）吉長鐵道借款　六百五十萬元

十一月
（六）運河借款　五百萬元

民國七年一月
（七）水災借款　二十萬元　（八）第一次奉天借款　一百萬元（九）第二次奉天借款　二百萬元（十）第三次奉天借款　三百萬元　（十一）印刷局借款　二百萬元　（十二）吉長路補充借款　六十三萬元　（十三）直隸軍用借款　一百萬元　（十四）正金銀行第二次墊款　一千萬元（十五）湖南借款　二百萬元　（十六）福建借款　一百萬元　（十七）綿紗借款　三百萬元（十八）軍械借款　一千四百萬元　（十九）交通部第二次借款　二千萬元

二　月
（二十）四鄭借款　二百六十萬元（二十一）南潯借款　十萬元

四　月

（二十二）防疫借款　一百萬元　（二十三）電報綫增設借款二千萬元　（二十四）奉天借款　三百萬元

五　月

（二十五）直隸借款　一百萬元

六　月

（二十六）擴充吉長路借款　二千萬元　（二十七）陝西借款四百萬元　（二十八）廣東鑛務借款　五百萬元　（二十九）湖北借款　一百萬元（三十）山西大倉組借款　一百萬元　（三十一）征粵大倉組借款　二百萬元　（三十二）廣東水門汀借款　三百萬元

七　月

（三十三）森林借款　三千萬元　（三十三）大借款　第三次借款　一千萬元　（三十五）雲南借款　三百萬元　（三十六）餘干借款　三百萬元

九　月

（三十七）山東借款　一百五十萬元

十　月

（三十八）北京電話借款　五百萬元　（三十九）滿蒙鐵路借款　四千萬元

十一月

（四十）山東鐵路借款　二千六百萬元　（四十一）軍務合同借款　二千萬元

十二月

（四十二）京綏借款　四百萬元

◉象鼻山鐵鑛の內幕

象鼻山鐵礦の湖北金融に關係する最も重大と爲す故督辨高佑儲慘憺經營せしも庫款の空虛を以て今に至る迄未だ開辦の目的を達せず但だ象鼻山を圈購するために前後官錢局に挪借せるの款三千萬を下らず蓋し該山は湖北絕大の利源なるを以て宜しく速かに開辦を行ひ以て錢局を扶持して金融を活動せしむべきなり金崎生礦署に任官してより後亦象鼻山に注意せり故に王局長（占元）より北京政府に電陳し並びに幣制局に商同し湖北官票六百萬を加印し以て開採の經營と爲さんとし北京政府既に認可せり一たび開採を俟つて後礦利を以て收回し並びに餘利を以て全數票額を收縮するの用となすと現に官礦署督辨金崎生は米商アンダーソン・メイヤー商會に向つて契約を暫定し暫便礦道を敷設し米國技師二人を聘して裏理に資すべしといふ。

漢冶萍公司の礦產は大冶獅子山諸處を以て大宗と爲す近ろ礦苗幾くも無く供求に敷かざるに因り日人に積欠せる礦砂頗る少なからず初め象鼻山礦を謀つて得ず次いで全力を靈鄉に注ぎ接濟に資せんとす靈鄉は最佳の礦區たり此次交涉あるや省議員中の稍血性ある者反對の態度を表せざるものなし。（八・二・二〇、民國日報）

◉支那十六炭鑛

農商部の調査に係る支那全國炭礦は現今採掘中のもの一千六百八十三礦區三百四萬六千五百七十八畝にして其產額二千四百餘萬元に達すと果して右の數字なるものは確實なるや否や保し難しとするも民國以來續て起れる政界の動搖に時局は依然として闇雲に覆はる〻

爲め國内の諸事業亦其影響に依りて發展の跡を示さゞるは遺憾なりとす。

支那に於ける炭礦の主なるものは殆んど日支合辦或は英米支合辦に係り眞の支那人資本家を以て採掘せる炭礦は僅かに山西省の保晉公司、河南省の中原公司、直隸省の鷄鳴山炭礦局等の數者に過ぎず。

今各省に於ける重なる炭礦の概觀を記さば、直隸省に於ては開灤を主とし次で臨城、井陘とす然して三者は總て外人と支那人の合辦に係るものなり。

開灤の資本金は英貨二百萬磅礦區五ヶ所鑛稅約六十萬元に達し毎年產額凡そ三百餘萬噸其の價格一千二百餘萬元を算しつゝあり。

臨城炭鑛は白耳義の盧漢公司と支那人合辦に係り、本鑛山は京漢鐵道の敷設と共に發見せられたるものにして、資本金は白耳義より二百五十萬元、支那側より五十萬元合計三百萬元を以て光緒三十一年より開掘せられたるものにして其の產炭額は遙かに開灤に及ばざるも礦區稅は六十餘萬元に達せり。

井陘炭礦は初め獨支合辦として採掘せられ資本は前二者よりも尠く獨逸側より五十萬兩、支那側より土地を以て五十萬兩合計百萬兩なりしが對獨宣戰と共に之を農商部の管理に收めたるが、本礦山は其の炭產額極めて豐富にして毎年能く五十萬噸を產し其の價格一百六十萬元純利約百萬元を得べしと云ふ。

鷄鳴山炭礦局は本省に於ける純支那人資本を以て開掘せられたる唯一のもの資本七十萬元、京綏鐵道局に係屬し面積約一萬九千餘畝、毎年所產の石炭僅かに六萬七千餘噸其價格約二十萬元に及ばず、然して礦稅其他諸掛り等に十三萬元程支出するが故に純利は到底開灤、井陘に比すべくも非ず。

河南省に於ては主なる炭礦二あり其一を福公司とし、他を中原公司と爲す、福公司は英米合辦にして其資本金百二十四萬磅、光緒三十年の創立に係る、礦山技師の如きも總て英人を使用し、支那人は僅かに總辦一人なるが、其の炭產量比較的豐富ならず毎年約五十萬噸を產出すと云ふ（本公司昨年度營業成績は別項にあれば參照）

中原公司は純支那人を以て組織せられ總資本金三百萬元（拂込濟二百萬元）にして民國三年に創設せられたるもの、其の大礦區として一は修武に他は沁陽に在り、未だ創業以來日尙淺く成効顯著ならずと雖も、毎年の炭產額約四十萬噸に達す。

山西省の保晉公司は初め外支合辦なりしも、其後丁寶銓の運動に依りて支那人資本家の掌中に收めたるもの資本總額二百萬兩、本礦山の產炭は其の質極めて佳良なれば需要頗る多しと云ふ。

山東省に於ける中興炭礦亦支那人の經營に屬し礦區は嶧縣に在り、光緒二十五年創立せられたるも民國三年に至りて始めて正式に登記を濟し資本金五百萬元と定め既に五分の四の拂込を爲し、產炭極めて豐富、津浦鐵道開通以來該採炭の販路益々發展し來り、將來頗る有望なる礦區と目せら

る。

江蘇省に於ける炭礦は徐州銅山に在りて實汪炭礦公司と稱し礦權は袁世傳氏の所有に屬す、資本金二百萬元既に拂込濟のもの百三十萬元、產炭量甚だ尠く且礦內の整理極めて紊亂せりと聞く。

江西省の萍鄉炭礦は漢冶萍公司に屬し其資本金は支那人の出資する所にして總額千四百餘萬兩と云ふ、然れ共外人よりの負債尠からず其經營容易ならずと傳へらる。

以上列擧したる各省の大炭礦を通觀するに鷄鳴山炭礦を除きたる外は其の資本額は皆百萬元以上にして、而も外支合辦は其の四割を占む、開灤及福公司の資本は各千萬元以上の支那側投資を見ると雖も外支合辦炭礦の資本總額は當に一億元に達せんとして而も其の負債は過半外人の掌握する所となれり。

尙外支合辦炭礦として奉天の本溪湖、京奉の門頭溝及其他の小炭礦あり、最後に支那人經營の炭礦にして資本金五十萬元以下なるも尙將來有望なるものを擧ぐれば直隸省の柳工炭山、磁縣の怡立炭山、井陘の正豐炭山、京兆の齊堂炭山、等を重なるものとす、最近熱河地方一帶に於て炭礦の開採に從事するもの續出し、其規模の大なる者を記さば奉天の復森、通裕二公司を以て最とし、之が將來の發達は頗る嗚目に値すべしと云ふ。（八・二・一九・民國日報）

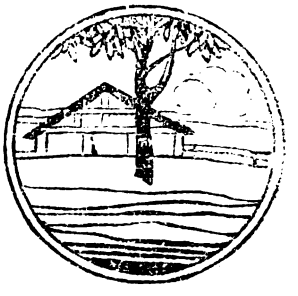

彙報

自二月十六日至二月二十八日

外交關係

▲日支協約提示訓令　（北京特電十四日發）支那政府が支那講和委員長陸徵祥氏より接受せる電報に曰く日本講和委員牧野男は左の諸協約を講和豫備會議に提示す可しとの訓令を受けたりと。

一、支那特に山東省に關係ある日英、日佛、日露及び日伊諸協約

二、日本の對支二十一箇條の要求並に之に次で千九百十五年に締結されたる日支條約。

三、千九百十八年九月締結されたる山東鐵道協約

四、千九百十八年九月に成立せる滿洲及び蒙古鐵道諸協約。

但し日支諸條約中最も重要にして且つ最も嚴肅なる政治的性質を帶べる千九百十八年の日支軍事協約、千九百十六年の軍器契約、吉林省森林鑛山借款協約並に千九百十八年福建省協約に關しては日本委員は何等の言及する所なし故に前記諸協約の發表は國際聯盟をして日支間の形勢を了解し若しくは理會することを援くるものに非すして寧ろ之を妨ぐる意圖なりと思惟せらる。（十六日、時事）

▲支那委員に聲援　（巴里國際特電十四日發）米國聯合通信社電報に據れば在巴里支那講和委員は本國の各團體及び個人より送附し來る頻々たる聲援狀を接手しつゝあり右の內歐米留學生出身者より寄せる電報は同團幹事ヘンリー張氏署名し居れるが述べて曰く

吾等歐米留學生出身者は貴下等の見解及び態度を飽くまで後援し且つ貴下等が巴里講和會議に於て職責を盡くされたるに對し感謝の意を表する事を聲明し進んで貴下等の言論及び行動の自由が毀損さるゝ事なからん事を要求するものなり。（十六日、時事）

▲協約公表希望　（晩香坡特電十三日發）晩香坡の在留支那人は十二日夜會合し巴里なる支那講和委員に向つて左記電報を發したり。

吾人は日支間の秘密條約の公表を希望し之に關して貴下の御援助を求むるものなり。（十六日、日日）

▲敵人退却準備命令　（漢口特電十四日發）當地の敵國人に二十日上海にドろの準備を命ぜられたり六十歲以上のものは此限りに非す不動產及び携帶し難き所有物は官廳に於て之を保管し平和成立の日を待つ可しと。（十六日、時事）

▲在米學生妄動　在米支那學生團は十一日在佛國支那講和委員及支那大總統に電報し支那國民全部の後援あるを以て日本の要求に對し斷じて強硬なる態度を持續せんことを希望する旨申送れり。（十五日、其筋着電）（十六日、日日）

▲支那紙付上る　（北京特電十四日發）日本政府が全權委員に秘密條約發表の訓電を發したるに對し支那側は之を好意として感謝せず一種の輕蔑心を起したるは遺憾なり現に北京リーダーは此報道を揭げて支那の大勝利なりと叫び日本の發表すべき秘密條約とは日英、日露、日佛、間の秘密條約二十一箇條の問題、山東鐵道假契約、滿蒙鐵道假契約等ならんが尙進んで軍事協定及軍事借款等をも發表すべしと論ぜり。（十六日、日日）

▲日支離間策　（北京特電十四日發）各方面よりの情報を綜合するに支那一部民間政治家と一部外人との陰謀に成る平和會議に於ける諸計畫は。

第一、千九百十五年の日支協約を破棄し青島及山東に於ける獨逸の諸權を平和會議より直接支那に同收す。

第二、日本と諸外國との間に日本の支那に於ける特別關係を規定せる條約例へば石井ランシング協定等を廢棄す。

第三、歐洲戰爭中日支間に締結せられたる鐵道借款を廢止し支那鐵道の國際管理を主張す。

第四、軍事協定、軍事借款を廢止し日支の軍事提携を妨害す。

第五、國際同盟に加盟し之に依りて支那將來の危險を豫防す

第六英米の同情に依りて支那南北平和會議に於ける民黨を後援す。

等にして外國人等の計畫は日支の離間にあり支那人は其歡瞞を受け日本を敵とし排日行動に出づる傾向を免れず但北京政府自身に於ては日支關係に對し恩ひ切つたる果斷に出づる能はず一部分は用意し居れるも全部に亘りては然らざるが如し然れ共今後平和會議の形勢次第にて如何なる突飛の提議を爲すや計り難く識者間には彼等の誇大妄想を警戒するもの多し。（十六日、日日）

▲秘密協約は存せず　（巴里ロイテル特電十三日發）日本講和委員は宣言して曰く日支秘密協約なるもの存せず然れども今や日本は日支兩國間に締結せられた或若干の協約公表に對する支那の同意を求めたり尙ほ日本が支那を威嚇せりと云ふが如き報道は全然事實無根にして日本公使も軍人側も何等北京政府を壓迫せることなしと。（十七日、時事）

▲日支協約廢棄論　（上海特電十五日發）在上海國會議員連は廣東にある國會議員に對し左の如く打電す。

歐洲戰爭勃生し列強東亞を顧る暇なきに乘じ日本は利慾私利を以て誘ひ我國の主權を劫奪せること一にして足らず民國四年の二十一箇條民國七年の軍事協約及び山東鐵路契約皆武力を以て吾を脅迫し吾をして強いて服從せしめたるものなり今や歐洲戰局を結び強權失敗し公理を宇內に延ぶウイルソン氏既に密約取消の建言あり巴里會議も交世界の和平を以てして極東問題の全局に關係あるを證す若し一國なりて壟斷せしむる時は必す紛爭を生す特に中日兩國の利に合はざるのみならず列強の幸にあらざるなり要するに中國にて條約を締結する須く國會の同意を得べく此時に際し米國大統領其他各國に通電し歐洲戰爭中締結する所の不公平なる條約にして未だ國會の同意を得ざるものは一概に之を撤廢するを以てす可きなり速に兩院聯合會を開き決議を行ひ此事を各國に通知されんことを祈る。（十七日、時事）

▲外交團會議の討論（十五日上海特派員發）上海支那紙時事新報に曰く先般北京に於て外交團會議ありし際國防軍撤廢問題を議し英公使は五強國共同にて支那に國防軍の撤廢を勸告すべきを主張せるに米國公使之に贊成したるも日本公使之に反對し國防軍をして內爭に關係せしめざるの條件を得るに止めんことを主張し英國公使は此方法を得易からずと爲し撤廢說を維持せり之に對し日本公使は辯駁し討論に時を費し更に會議決定することゝなり此事を英國公使より倫敦に致せり。（十七日、朝日）

▲對支特權廢案　（北京特電十五日發）四國銀行團にて昨年來時來善後借款を引受くるに就いての準備及銀行團の組織變更に關し協議しつゝあるが米國側は國際團體が支那に投資するに方り從來各國にて獲得せる種々の特權權利を放棄し或るものは之を國際的協同管理に移す主義の下に銀行團の組織變更を希望し居り鐵道の國際的管理の如きも右の新箇條に含まれ居れるが日英佛三國は自國の利害關係上未だ直に米國の提議を容るゝに至らず而して支那今回の協同管理運動は米國の主張に迎合するものにして米國が後援を與へ居るものと認むるを得べし。（十七日、日日）

▲一次敵人追放　（上海特電十六日發）英國ピーオー汽船會社汽船ノレ及びノバレの二隻は英國砲船護衞の許に支那より放逐さるゝ敵國人の第一回分を運ぶべし右敵國人中日下既に各地にて一定の所に監視されあるものは英國の砲艦上に移さるべしと昨日迄の調査によれば放逐さるべき敵國人の上海に送られつゝあるもの一千二百名なりと。（十七日、日日）

▲協約發表訓電　（北京特電十六日發）外交部は十五日在巴里支那講和委員長陸徵祥氏に宛て左の如き電報を發したり。

貴下が所持する日支條約日本の二十一箇條の要求日支軍事協約及び義に本省より打電したる吉林森林鑛山借款の正文、滿蒙鐵道借款協約草案、山大鐵道協約草案及び膠州灣鐵道共同經營に關し交換したる公文書は講和會議に於て事情の許す限り其全部を發表し引續き貴下の判斷に依つて行動せらるる可し。（十八日、時事）

▲日支協約廢棄主張　（上海特電十七日發）孫洪伊氏は更に廣東國會兩院に書を送り日支兩國間の一切の不正當條約を當然取消す可きを主張し一々理由を附して說明せり即ち不正當の條約は左の如し。

一、民國四年の二十一箇條の條約
二、民國七年の軍事協約
三、日本の段祺瑞と爲せる借款
四、段祺瑞國務總理の爲せる日本との鐵道借款（吉會鐵道、濟順鐵道、高徐鐵道南滿鐵道等なり）

彼等は國會兩院に對し兩院の名義にて米國大統領巴里講和會議々長クレマンソー氏英國代表者に在北京英米公使に通告打電し其後援を求む可きを主張せ

り。（十八日、時事）

▲日本の不法を鳴す

（上海特電十六日發）　參院東國會兩院議長議員連名にて各新聞宛に左の如き寄書を爲せり。

巴里和平會議各國代表將に發言の自由を有せるに新聞紙の傳ふる所に據れば我國代表は中日密約を宣布し且つ膠州灣を還附する問題を說けるに對し右はウィルソン氏の和平條件第一條に依つて爲せるに在北京日本公使は我國に向ひ恫喝して我代表の發言を干涉せりと是れ曾に國際慣例に反くのみならず此際の會議原則に反く我國會六年六月武力に依り解散を迫られて以來中日締結一切密約借款は既に我國民に於て斷然承認せずと宣言せる所に、して又四年恫喝されて成立せる三箇條の條約も東亞永久の和平に妨害あり故に之を巴里會議に提出し一切取消を要求する要あり斯くて我全國々民一致の方針を執る可く全國一致にて我代表の後援となり其進行を期す可きなり卽ち日本公使の非理干涉の狀況を各友邦に告げ國際上公平の批判を受く可し我代表をして自由に其主張を發表せしむ可し若し日本人民は東隣と言ひ反つて我國を輕視し彼に違反せば心を同うして蔑を防ぐべし責は國民にあり。（十八日、時事）

▲借款鐵道引續要求中止

（北京特電十七日發）　英米人等と氣脈を通ずる當地外交委員會は支那に於ける借款鐵道全部引繼ぎの要求を爲すことを平和會議に提出す可き旨陸徵祥氏に打電せるが直接交通の首班に在る曹汝霖氏に何等圖る所なかりしを以て素より其事實を知らざりし曹は錢總理に對し强硬の抗議を申出でたる結果最近に於て錢總理は陸徵祥氏に向け會議に提出するなかれと取消の訓電を發し一先づ其進行を阻止したるも英米派の運動盛んなれば今後何等かの形を變じて再燃し來る可しと觀測さる。（十八日、時事）

▲陸徵祥氏辭任申出

（北京特電十七日發）　支那全權委員陸徵祥氏は過般來病氣請暇中なりしが最近重大責任を負へるに病體にては時局を誤る慮れあるにより辭職せん事を請ひ來れるが政府は首席委員たる陸氏の辭職は國家の信用を失墜すべきを慮れ安心して療養を加ふべく辭職には及ばずと返電せり。（十八日、日日）

▲支鐵管理監返計畫

（北京特電十四日發）　鐵道國際管理案は閣議にて否決されしも交通部にては英米留學生出身職員全部の意見なれば何時再燃するやも知れず彼等の計畫は既設借款鐵道將來の借款鐵道を統一するに止まらず日本より南滿鐵道、露國より東淸鐵道、獨逸より山東鐵道、英國より香港九龍鐵道、佛國より雲南鐵道を回收し列國管理の下に實權を支那に握らんとする遠大の目的なるを以て該計畫を實施する方利益ある外國と協同し今後も機會ある毎に之を繰返し主張すべしと。（十八日、日日）

▲決議否認

（北京特電十六日發）　支那鐵道國際管理案は外交委員會にて而も會員たる交通總長曹汝霖氏缺席の際決せるものにて正當の閣議を經過せず閣議にては却つて外交委員會の決議否認の電報を巴里支那全權委員に打電せり。（十八日、日日）

▲敵國人第一回の送還

（上海特電十六日發）　英國ピー、オー汽船二隻は帝國砲艦の護衞の下に追放せらるゝ敵國人の第一回分を運ぶ可く敵國人中目下既に各地にて一定の處に監視せられあるものは英國の保管所に移さる可しと昨日迄の調査に依れば追放さるべき敵國人の上海に送られつゝあるもの千二百餘名あり。（十八日、時事）

▲東淸管理協約

（北京特電十七日發）　東淸鐵道に關する協約は左の如く協定せられたり。

（一）目下聯合國軍隊の行動しつゝある地帶に於ける東淸鐵道の一般管理は西伯利に出兵し居れる各聯合國及び露國の代表者を以て成る特別聯合委員會に依りて行はる可し而して其委員長は露國人を以て任命す可し聯合國委員は左の諸局を設け其管理を司る可し。

（イ）前記地帶に於ける鐵道の技術及び經濟的監督をなすの目的を以て聯合國の鐵道技師より成る專門的事務局。

（ロ）或る特別なる官廳の命令の下に軍隊輸送上の統一を計る目的を以て成る聯合國軍隊輸送局。

（二）東淸鐵道の保護は聯合國軍隊に依りて行はる可し各鐵道の長官として露國の支配人或は現行露國法律に準據して聯合國の監督者を置く可し。

（三）專門事務局は諸鐵道の專門的經營を委任す可き一名の長官を選擧す可し長官は運輸に關しては前項の露國官憲に對し諸命令を公布す可し長官は鐵道局の事務に關し各停車場に副檢査官を任命す可し是等各停車場の軍隊保護に

關する聯合各國の利益は之を考慮す可し長官は自己の判斷を以て事務局員の負擔を分擔せしむ可し。

(四)聯合國委員會の事務局員は委員長之を任命す尙ほ委員長は事務局員の事務配分及び事務局員の解雇の權利を有す。

(五)本規定は西伯利より軍隊を撤退すると同時に廢止し本規定に依り任命せられたる外人鐵道技師全部は直に召還さるる得し。(十九日、時事)

▲日本批難は當らず　(倫敦特電十五日發)　マンチエスクー・ガーデアン紙は日支問題に關し左の意味の評論を掲載せり。

日本は今日條約書類一切を講和會議に提出せんとしつゝあり今日歐洲諸國が日本に對し直に非難の聲を發するは頗る輕卒なり何となれば日本の締結せる秘密條約が歐洲聯合國の戰時中に締結せる秘密條約に比し特に擴乐すべきものなりとは信ずること能はざればなり惟ふに日本は最近に至るまで今回の講和會議は從來の講和會議の如く戰利品の分配をなすの會議なりと信じ居たるならん然れ共日本が今や今回の講和會議が從來の講和會議と全く相違するものなることを發見せり從つて日本は今後此新形勢に適應するの手段を執るに至るべし何となれば新形勢に適應するの能力は日本國民の特長なればなり然れども之と同時に支那も亦自ら反省するを要す支那が殆ど日本に屈服せしめられんとしつゝあるは要するに支那國民の腐敗及愛國心の缺乏に基くものにして好機會が常に支那を自己の罪過より救ふものなりと思惟し居るは大なる誤なりと。(十九日、日日)

▲鐵道外債案見合　(北京特電十七日發)　錢總理は英米兩國政府の建議を容れ支那鐵道統一外債案を巴里會議に提出せんとせるが巴里に在る支那交通委員は是れ英米が國際平均投資の性質にて支那の鐵道を處理せんとするにありては戰利品と同樣に見做せるものなりとて極力反對し且つ此報、北京に傳はり政府部內の有力者亦此の外債案に極力反對し來り、錢總理は已むなく、一昨日巴里の支那委員に電報して提出見合せを命令し同時に總統は昨今鐵道に關係ある有力者を集め之に對し協議中右外債案內容は要するに外國借款の既成未成の鐵道を一括して大借款を起し交通總長、次長及び英、米、佛、日より各委員を出し委員會を組織して右委員間に支那政府が直接に干涉を爲し得さる各種の權能を附與し且つ鐵道には多數の外國人を入れ其割合は英米兩國が少くも過半數以上を占むるにあり支那鐵道の國際管理に關し錢總理は徐總統の命により明十八日午後國務院に熊希齡、梁士詒、周自齊、曹汝霖、林長民陸宗輿の六氏を招き意見を聽取することに決定せり。(十九日、時事)

▲唐朱兩氏會見　(十七日上海特派員發)　北方總代表朱啓鈐は十七日午前十時唐紹儀を其邸に訪ひ二時間餘の會見を遂げたり唐紹儀は記者に向ひ朱啓鈐は予の舊友として個人資格にて來訪せるものにして談時局に及ばず故に開會期日も決せざりしが講和會議場として獨逸俱樂部借入の交涉も濟み準備整ひ居り南方は今日開會するも差支なく兩三日中には開會の運びに至るべしと信ずと語り尙日本國民中には信を以て支那に對するもの少からずとせるも其筋の人(田中中將)最に繰返して言明しながら其實に背くの行動を執りつゝあれば北方軍閥を援助せずとの言明は吾人には援助すと云ふに聞ゆるなり如何せんと語れり。(十九日、朝日)

▲陝西事件議和先決　(十七日上海特派員發)　上海國會議員等は緊急談話會を開き南方總代表唐紹儀氏に書を送り陝西に於ける北軍の軍事行動を糊塗し現に北方總代表朱啓鈐氏既に上海に來るは特に我公極めて嚴重に抗議を提出し陝西事件を議和の先決問題と爲し若し攻擊行動を停止するを實行する能はずんば議和の誠意なきものと認め破裂を宣示し以て之を各國公使に通告すべし若し敢くして我破壞せば北方責を負ふ可く護法政府に電達し作戰を準備せんことを請ふ同人等思へらく斯の如くに爲さゞれば陝西の危急を救ふ能はず和議の進行を促す能はず採納を賜はり返書を賜はらんことを冀ふと。(十九日、朝日)

▲陝西停戰嚴命　(十六日上海發)　陝西督軍陳樹藩は停戰命令を受けたるが之に對し南軍の勢力は薄弱にして若し彈藥の供給あり急遽攻擊するに於ては之を平定し得べしと北京政府に打電したるに北京政府は既に境を劃して停戰するを命じたれば攻擊を爲すべからずと再び命令したり。(十九日、朝日)

▲徐樹錚の暴令　(十六日上海特派員發)　徐樹錚氏は陝西督軍陳樹藩に打電し陝西の事關係重大なり政府は停戰の命令を出すとも速かに南軍を平げん爲積極進攻せよと。(十九日、朝日)

▲山東鐵道協約　(北京國際特電十八日發)　千九百十八年九月二十四

日締結せられたる山東鐵道協約左の如し。

第一條　山東鐵道沿線に駐屯する日本軍隊は濟南駐屯の一箇中隊を除くの外全部青島に撤退す。

第二條　支那政府は山東鐵道警衛を管掌する爲め巡警隊を設置することある可し。

第三條　山東鐵道管理官憲は右巡警隊の費用を支辨するに充分なる金額を準備す可し。

第四條　日本臣民は、警察本部重要なる停車場全部及び巡警教習所に屬託さるるを得。

第五條　支那臣民は山東鐵道從業員に加へらるゝ事を得。

第六條　山東鐵道の所屬權確定後同鐵道は日支兩國共同經營の下に置かる可し。

第七條　現存民政部諸官廳は之を廢止さる可し。（二十日、時事）

▲内田外相に打電

（上海ロイテル特電十九日發）　唐紹儀氏は日本外務大臣内田子に宛て左の電報を送りたり。

參戰借款未濟額一千七百萬圓は北京政府に交附さる可しとの報道ありたり然れども南北和平會議が上海に於て將に開會されんとする事實に鑑がみ且つ余の日本出發に先ち閣下が南北の統一成立するまでは北京政府に對し何等の財政的援助を與へざる可しとの保證を與へられたるの事實を想起して余は此報道が事實無根なる事を希望して已まず閣下は此際此借款の支拂ひを中止する事によりて支那に對する日本傳來の友誼を示すに絶好なる證左を表示し得可し。（二十日、時事）

▲日支誤解辯明希望

（上海國際特電十八日發）　北京外交部は當地駐在外交部特派交涉員に對して二月十日の北京諸新聞に揭載されたる會見談記事は最近の日支誤解問題に關して外交部より發せる眞相を含めるものなり若し今尚ほ民衆の間に誤解の存するあらば乞ふ必要なる辯明を爲せと電訓しこれを唐紹儀朱啓鈐兩氏に傳達せしめたり唐紹儀氏は外交次長陳籙氏に對して左の如く返電を發したり。

貴下の電報に懇篤にして理解し難し民衆に北京に於ける最近の外交事件に關して深く疑念を懷けり右に關する事件及び事情全部明白に發表せらるゝにあらずんば吾人は貴下が懇請せられたるが如き辯明をなす可き確信を生ぜず若し北京當局にして輿論の價値と重要の度を感ぜば余の警告を眞摯に考慮せざる可からず、唐紹儀（署名）（二十日、時事）

▲國防軍使途制限

（北京特電十八日發）　國防軍問題に就き日本は小幡公使より支那に對し内爭に使用せざるの保證を求め居りしが支那側は此件に就き協議の結果略ぼ同答案を決定し居れば數日内に正式の同答ある可しと謂はれ右答案の内容は要するに國防軍は專ら對外國防に使用するの制限を附せるものなりと。（二十日、時事）

▲外交文書紛失諾言

（北京特電十八日發）　陸徵祥氏が日本經由渡歐の際秘密書類を盜まれたりとの諾言又復起りたるを以て支那外交部は近く此報道は全然無根なる旨を聲明す可しと。（二十日、時事）

▲日支協同を勸說

（倫敦ロイテル特電十三日發）　デーニューエース紙は日支間の意見の衝突ありしとの報道に關し述べて曰く吾人は日本が巴里に於て凡らゆる場合歐洲聯合諸國と歩調を一にして行動し且つ萬事一方に偏する事なく公平の立場よりして解決せんとする用意あるを認めざる可からず日支問題は決して單純なる問題に非ずして實に新舊外交に關する根本的問題に觸るゝものと云ふ可し巴里講和會議は關係諸國の承諾なくしては公に發表せられざる諸條約は勿論秘密條約をも之を無效となすの權能ありとは主張せず然れども從來此種の會議の精神と相容れざる協約は締約國に勸めて以て自發的に之を廢棄せしむる事に於て甚だ成功を收め來れり故に日本及び支那の共同聯合國たる者の仲裁により此の二大國の要求と希望を調停し得べく兩國の眞の利益は相背反する事にあらずして相提携し行くにあるものなりと。（二十日、時事）

▲參戰手段繼續無用

（上海國際特電十八日發）　南北議和總代表は昨日互に往訪答禮せり唐紹儀氏は南方議和代表諸氏に代りて大總統徐世昌氏に左の電報を發したり。

ロイテル電報の報ずる所に據れば内閣は陸徵祥氏に訓電を發して鐵道協約全部を巴里講和會議に發表せん事を命じたり又内閣は參戰借款殘額一千七百萬圓を日本より受領するに同意せりとあり余は歐洲戰爭の終結せるに當り參戰手段を繼續せんとするの理由存せざる況んや參戰なる名義の下に新借

款債務の契約を締結せんとする理由殆ど是れなし斯る性質の借款に對しては國民は決して承認を與へざるべし加之國會の批准を經ざる軍閥の鐵道協約其他の秘密協約は巴里講和會議に發表を許されたりと雖も然かも之を以て發表と見做す能はず余は閣下が外交總長に命じて陸徵祥氏に訓電を發して右の如き聲明を爲さしめん事を切望すと。（二十日、時事）

▲梁啓超氏の談　（倫敦ロイテル十七日發）　支那前財政總長梁啓超氏は講和會議に參列の爲め巴里に赴く途次倫敦に到着せり氏は非公式に會見を爲し支那は鐵道水運等の資源を開發せんが爲めに多額の資本を要することを切言し支那は支那人と外國資本家との間に共同經營の方法を執ることを希望すと云ひ氏は對支企業は私人經營の方針を執り且つ支那政府と直接の接觸を保つを以て便利なりと爪かせり又支那は一日も早く國内平穩に歸し秩序の恢復を見ることは各人の最も希望する所なり但し通商上の企業に就ては今日とても支那の大部分の地方に於て安全且つ有利なり支那は少くとも其歳入の五割はそれを軍事上に費消しつゝあり故に講和會議に於て軍備撤廢の議成立するに於ては是等の金額は之を教育並に貿易發展の爲めに使用するを得べしと（二十日、時事）

▲借款無効を主張す　（上海特電十八日發）　ロイテル電報に北京國務院は國防軍借款の殘餘一千七百萬圓を受け取ることとなれりとの報道に接し遂に南方代表は唐紹儀氏の名を以て次の如く徐世昌氏に打電せり曰くロイテル電報は國務院が陸徵祥氏に電報にて巴里の會議にて一種の鐵道契約を説明することを命じたること及び國務院は日本の參戰借款の殘餘一千七百萬圓を受け取ることとなりたりとの報道を爲せり歐洲戰爭既に終り今や參戰の計畫を繼續す可き理由も存せず更に又參戰の口實の下に借款の支拂ひを求むるの理由も無し此種の借款は國會の決して承認せざる所なり又幾多の鐵道及び其他の密約は國會の承認なきを以て有効と認め難し故に北方政府の外交部は直接に巴里の陸徵祥氏に對し前記の如く巴里に於て宣言する樣命ぜられたしと。（二十日、時事）

▲殘留敵人内譯　（北京特電十八日發）　支那政府は聯合國公使に提議し敵國人の退去を免ずることとしたるが右は稅關吏、教師、技師等二百三名（内北京在住二十一名）六十歳以上の老人五十名（内北京在住二名にして前年陰炭坑總辦ハンネッケンを含む）藥品商及藥劑師十七名、醫師三十二名（内女子十五名）實數師七十九名、（内女子二十一名）にして現に確定議となり居れり此外聯合國より提議せし特種の關係ある若干名の退去をも猶讓すべしと（二十日、日日）

▲廣東反日決議　（廣東特電十九日發）　十八日廣東に於ける國民大會は左の如き決議をなせり。

一、外交後援會を組織す

二、在巴里支那委員に激勵の電報を發すること

尚十五名を外交後援會委員に選擧し左の如き電報を在巴里支那委員陸徵祥、王正廷、顧維鈞氏等に打電する件を可決せり。

日本の無法の要求に對し擧國一致憤怒しつゝあり十八日廣東に開會の國民大會は二十一箇條の要求を廢棄し且北方不法政府と日本との締結に係る凡ての秘密條約は國會が承認せざるもの故當然無効とす我國の提議には極力援助し其貫徹を期することに一致せり諸公の背後には全國の聲援あり强硬の態度を持して一步たりとも退くべからず。（二十一日、日日）

▲日本中傷記事續出　（十九日天津特派員發）　虚構捏造の記事を以て我日本を誹謗せる北京天津タイムスは其反響期待に副はざるより米友基督青年會を介して默契を有する漢字紙益世報に之を委ね同紙は十九日より朝鮮に關する記事を掲げて又もや我國の聲譽を毀けんとしつゝあり。（二十一日、朝日）

▲英米人の妄動　（北京特電十九日發）　鐵道國際管理案に對し英米人黒幕となり支那人を操縱し居る形勢あり殊に交通部顧問ベーカー氏の如きは本件に就き狂奔的運動をなし歐洲留學生を糾合して排日的氣勢を煽り又陰に印刷物を外交官側に配布し居れり外交委員會にては汪大燮、周自齊、林長民等は主なる贊成者にして交通總長曾汝霖氏は反對側に立ち錢總理とも激論せし程なり而して支那側表面の主張は列國の有する鐵道利權を回收するの目的に出づとなすも之が實現の結果として共同管理機關の組織が稅務所同樣となり鐵道に關する主權が全然外人の手に移る事を免らざる者多きが如し。（二十一日、日日）

▲鐵道管理案立消　（北京特電十九日發）　鐵道國際管理問題に關する

外交委員會及び國務院との會見に於て追究の結果巴里に電報を發したるは外交委員會としてにはあらず單に有志として送れるもの從つて政府の意見又は政策にあらずと云ふに歸決したれば反對者も然らば國務院會議は今後斯かる政策を取らずとて正式決議を爲す可しと迫り今日國務院會議を爲し其旨決議することとなれり因に外交委員會に提出せるものは熊希齡周自齊の兩氏にて梁士詒氏は今日となりては反對の態度を示し居れるが如くなれども氏も亦事實は贊成論者の一人なる可しと云ふ。（二十一日、時事）

▲管鐵審議電訓　（北京特電二十日發）　十九日夜錢總理は鐵道國際管理問題に就き在巴里全權委員陸徵祥氏に左の電報を送りたり。

鐵道問題に關しては政府は二回の會議並に特別會議（國務院と外交委員會との聯合會議）を召集し討議せしが該案を巴里平和會議に提出するは容易なるも果して各國の債權を平均せしむる事を得るや、聯合國より完全なる同情を得る見込ありや又借款引換の方法を如何にすべきや等の難問題ある爲更に外交委員會經濟委員會に命じて充分なる研究をなさしむる事に決せり貴下よりも顧維鈞、王正廷、施肇基、魏宸組、胡惟德氏等と共に詳細研究し適當なる方策を立て回答されたしと之に依れば政府は主義としては共同管理案に贊成なるも方法に就ては尚審議を要するものゝ如し。（二十二日、日日）

▲支鐵管理案內容　（北京特電二十日發）　支那鐵道協同管理案に關し英米人間に於て論議せられたる所に依れば該案の討議は

第一、支那人が鐵道管理を爲す能力なく既に一部の鐵道管理は數年ならずして現金償却の時期に到らんとするも到底之を償却するの見込なし。

第二、英米は戰後支那に於ける經濟上の利益を安固ならしむる爲支那鐵道の改革を希望し居れり支那が此際日本の滿州鐵道、露國の東清鐵道、佛國の雲南鐵道獨逸の山東鐵道を回收せんと欲せば英米の助力を借りて目的を達するに難からず。

との二理由により支那が各國の勢力範圍を脫せんとする目的に合致して計畫せられたるものなり而して其具體的管理方法としては

第一、借款鐵道の元金を新たなる公債に借換へ外國經營の鐵道を評價して回收することとなし新公債の額は外國經營鐵道五千六百萬磅借款鐵道三千二百四十八萬磅と計算せり。

第二、共同管理の機關は喀驗務處の組織に倣ひ交通總長を管掌の長官とし會辦に任じ其下に英、佛、米、日四國の委員會を設け一切の鐵道行政を行ひ支那政府及公債所有者に對し責任を負ふ該委員會は白耳義、露國の委員なく佛國委員之を代表す。

第三、各鐵道委員は均一の方法にて任命さるべく外國人の各鐵道に配付さるべき數は英國人二十二名米國人二十名、佛國人十六名、日本人九名、露國人九名、白耳義人二名にして日本人は滿州、山東、京綏、吉長各鐵道に配付さるべきも滿州に米國人一名白耳義人一名山東鐵道に米國人二名、白耳義人一名を配付す會計官視察官は委員會に任命權あり。

第四、鐵道材料の買入は委員會にて執行し自由入札に依り公平を期すべし

第五、委員會は鐵道の收支を支配し利益金を鐵道擴張に用ゐる權限を有す等の各條を設けんとする計畫にて英米に取り最も有利なるが此計畫を發表せば支那側の反對を買ふ虞ありとて之を秘密に附し居れり支那側が此內容を知らず徒に鐵道統一の名に眩惑され居るは憂慮まれりといふべし。（二十二日、日日）

▲敵人退去一千餘名　（上海特電二十一日發）　敵國外人は全部三月一日を以て上海を退去する筈なるが退去を命ぜられたる者一千四百六十名に上れり。（二十二日、時事）

▲支那政府の聲明　（北京特電二十二日發）　支那政府は二十一日午後參戰軍即ち國防軍を內爭の具に行使せざる旨の聲明書を小幡公使に送付し來れり。（二十三日、日日）

▲支那政府管鐵同意　（北京特電二十二日發）　外交部は日米兩國公使に對し西伯利に於ける各國軍隊の撤退迄を期限とし日米兩國の鐵道管理に同意する旨回答せり。（二十三日、日日）

▲日支交涉條件を示せ　（上海特電二十一日發）　唐紹儀氏は外交部に打電し日支交涉の條件を示し研究に資せしめられたしと申出でたりと。（二十三日、時事）

▲管鐵案撤回事情　（北京特電二十一日發）　鐵道協會長梁士詒氏は同會にて演說し

鐵道の協同管理は英米側の主張にして五國銀行團は政治、經濟兩借款を壓頃せんとしつゝあり外交委員會の決議は。

(一)外債を以て建設する既設、未設の鐵道中未だ工事に着手せざる鐵道は其資金を合し各鐵道を共同抵當となし外國專門家を傭聘すべし。

(二)各國と締結せる鐵道に關する附屬地及類似附屬地を回收すべし。

との二個條にて之を巴里の全權委員に打電せしも其後徐總統は外交委員會國務院聯合會議を召集し討議の結果外國人をして鐵道を管理せしむるは國家人民に有害なるを以て外交委員會の決議を平和會議に提出せざる事に決し陸徴祥氏に其旨打電せり而して予の意見は左の如し。

(一)外國所有の鐵道即ち南滿東清山東等の諸鐵道は國有鐵道と區別すべく就中山東鐵道は外國に支拂ふ賠償金を受取るべき國に對し支那は借款の形式にて債務を負ひ該鐵道の主權と管理權とを支那に回收すべく其他の鐵道も外國を債權者と爲し支那は所有者且地主となるべし。

(二)國有鐵道は絶對に支那自身にて改良すべく現に車輛運輸、材料等の統一を計畫中なれば外國の力を借る必要なし。

(三)未だ工事に着手せざる鐵道にして列國勢力範圍關係より問題を惹起し交通の發達に害あるものは國際聯盟會議に提供すべく將來支那は區域を分たずして直接外國より借款するの自由を有すべし(即ち某鐵道は某國の資本に據るとの形式を避くる事)

尚曹汝霖氏は將來鐵道借款に應ずる爲內外の新銀行團を組織する必要ありと述べ之を實行するに當りては先づ中國交通二大銀行をして國內の銀行を誘ひ銀行團を作り之に外國銀行の加入を求むべしと演說せり。(二十三日、日日)

▲東清守備と支那

(北京特電二十一日發)昨日在浦鹽劉鏡人は政府に打電し駐日米公使の斡旋に依り東清鐵道守備に支那軍警をも入るゝことゝなりたれども自分としては全部支那軍警を以て之に充つる事を主張し居る旨報じ來れり。(二十三日、時事)

▲外蒙古と日本

(上海特電二十二日發)在北京ノース チャイナ デーリーニュース紙通信員が其筋より聞知する處に據れば目下哈爾賓及び庫倫に於て日本は外蒙古に於ける露國の權利及び特權を引繼ぐ目的を以て協議進行しつゝありと。(二十三日、時事)

▲鐵道管理反對打電

(二十三日北京特派員發)梁士詒氏を會長とする支那鐵道協會は外資に依る支那鐵道の列國共同管理は支那の主權を害するものにして軍事上經濟上支那の死命を制せるものなりとて之に反對し巴里に於ける講和特使の下に斯かる提議は絶對に拒絶すべしと打電せり。(二十四日、朝日)

▲參戰軍問題回答

(北京特電二十二日發)參戰軍問題に付き昨二十一日陳外交總長の名義を以て簡單なる回答を爲し來れり其內容は參戰軍は歐洲戰爭に關聯して編成せられたるものなれば巴里講和會議の終了まで之を取消すこと能はず但し右の軍隊をして內爭に使用せざる旨聲明し居れり。

▲唐紹儀氏語る

(二十三日上海特派員發)唐紹儀は二十二日予(特派員)に對して貴國軍閥の行動に慊らざるも予は貴國民に對し何等反對する者にあらざるのみならず貴國民の友誼的同情に依頼するものなりと語れり。(二十四日、朝日)

▲秘密外交廢棄慫慂

(二十一日上海特派發)雲南督軍唐繼堯は徐總統に打電して曰く

北京の日本公使が日支間の秘密條約を公表するに就き支那の委員に對し先づ日本の承諾を要する旨を主張し支那之を承諾せざれば參戰借款を取消すとて脅迫せしとの報に接し驚けり右參戰借款は國會の承諾すべきにあらず又之を繼續すべきにあらずウイルソン大統領の言へが如く斯る秘密外交は世界の平和の爲に廢棄すべきものとす日支の契約にして支那の權利に直接間接干涉するものは世界の平和を害す我が代表者が之を巴里會議に提出せるは當然にて承認されたる我が代表者の發言に干涉するは頗る不條理なり右借款は歐洲戰爭終局の今日無効なり既に費消せる三百萬元は段祺瑞に於て其費途を明かにすべし之を明かにせば吾等は之を返却すべし金額の如何を問はず決して我が國權を捨つべきにあらず。(二十四日、朝日)

▲借款殘額受領反對

(上海特電二十二日發)北京政府は參戰借款殘額を受領するに決したりとの報道に關して本日唐紹儀氏より左の電報發せられたり。

徐世昌閣下本日發表せられたるロイテル電報に據れば政府が參戰借款の殘金一千七百萬圓を支拂はんとする日本の提議を承諾せる旨日本公使館に移

縻せられたりと余は前電に於て歐洲戰爭の終結に依り自然結末の姿となれる參戰計畫の繼續を必要とするの不合理なるを抗議したり吾等の和平會議は既に開始せられたるに當り若し該借款より更に資金を求むることあらんか余は敢て問ふ閣下は和平會議をして成功的結末に達せんことを冀望するや將た又閣下は和平會議の前途に障碍を置かんとするものなるか。（二十四日、時事）

▲東清共同管理保留　（北京特電二十二日發）東清鐵道共同管理に關し過日日米兩國公使より外務省に通告せるが之に對し支那政府は昨日西北軍事行動終熄せざる間は兩國の提案たる共同管理に贊成せざる旨回答し來れり。（二十四日、時事）

▲國際聯盟贊助決議　（上海特電二十五日發）唐紹儀氏は廣東國會に對して聯盟贊助の決議を爲さんことを求め二十二日廣東國會は之を議したる筈なり。（二十五日、時事）

▲英國領事負傷　（上海特電二十四日發）去二十一日廣西省梧州英國領事館前にて同省の兵士と土民との爭鬪あり英國領事官の警吏が之に干渉せる爲多數の兵士は警吏を毆打し尙英領事負傷せり。（二十五日、日日）

▲薩鎭冰氏派歐　（北京特電二十三日發）支那政府は歐洲平和會議の海軍々事會議に薩鎭冰氏を派遣する事に決せりと。（二十五日、日日）

▲日支密約一部發表　（北京特電二十四日發）北方代表朱啓鈐氏より南方代表等の主張により二十三日中央政府に宛今日迄中央政府と日本政府間に締結せる各秘密條約の全部を南北平和會議席上にて發表せんことを電請し來りたる爲二十四日錢總理は直に徐總統に謀見し來電の趣旨を陳述し協議の結果遂に密約中の一部分は留保して他は總て同會にて發表すべしと返電せり。（二十六日、日日）

▲管鐵附加條件　（北京特電二十四日發）吉林省長兼東清鐵道督辦郭宗熙氏は日米の東清鐵道共同管理案に對し別に反對の意味なきも唯契約條件中尙一二名の支那人技師を傭聘するの條項を附加せんことを中央に要求し居るもの、如く容れられざる時は督辦を辭すべしと稱し居れりと。（二十六日、日日）

▲日米管理容認　（二十五日北京特派員發）日米兩國の西伯利東清鐵道管理に關する支那側回答の內容は日米兩國の兩鐵道管理に就ては戰時狀態の繼續中之れを擔當し且東清鐵道區域は支那の領土權の尊重せらるゝことを信じ意を安んずる旨を述べ居れり。（二十七日、朝日）

▲日本對支態度好評　（二十五日上海特派員發）日本の對支政策に關し上海の新聞に依り傳へられたる事の確なる旨我が公報に依りて知られたる爲二十五日の南北代表談話會の話題となり日本政府の此賢明なる決斷は實に日本が善隣に對する友情の確證たるのみならず此が爲南北和議の進行に就きても速かならしむるものとして認められたり。（二十七日、朝日）

▲租借地獲得運動　我社北京特電は支那政府が北京在住歐國人の送還を開始したる旨傳へ來れるが斯くして獨逸人一掃後米國は獨逸租界を一時支那に還附することとし歐洲講和會議の終了を俟ちて之を自國の租借地と爲さん希望あり目下前民國總統黎元洪氏を經て北京政府に對し運動中なりと傳へらる。（二十七日、日日）

▲薩鎭冰渡歐辭退　（北京特電二十五日發）薩鎭冰氏は最近政府に對し巴里會議に赴くことを辭退し來れり政府は薩氏に對し承諾せんことを慫慂しつゝあり薩氏の辭退には其間何等かの理由伏在するにあらずやと疑はる。（二十七日、時事）

▲日支密約を提出す　（上海特電二十六日發）二十四日の南北議和談話會に於ける日本の支那に對する方針變更の件に關する談話要領を聞くに先づ朱北方總代表より二十三日東京電報により日本新聞が國際聯盟成立せざる以前に日本內閣は深く對支政策に就き改正變更すべきものあるを悟り支那と締結せる密約參戰借款等一切を廢するの意ある旨を報じ居れりとて「今や日本の態度を變更するに於ては支那も亦此時機に於て速に軍事外交の調査を計るべし」と言ひ唐南方總代表も亦然りとなし其結果双方の總代表は更に各北京に電報を發し日支密約全部の內容を會議に提出し且參戰借款を中止すべしと言へり斯の如く此問題に就ては南北兩代表とも完全に一致し居れり然るに北京政府のみ尙依然として曖昧模糊として陝西問題、軍事協約參戰借款等に就き大勢に遵行するは和議の將來に對し悲觀の念を與へしむるのみならず之が爲北京政府に於てクーデターを生ぜずやと心配し居るものあり。（二十八日、日日）

▲日本の厚誼を謝す　二十五日南北和平會議にては非公式に集會を開き左の二件を北京政府に電報するに決定せり。

（一）昨年發表せられたる休戰に關する大總統令に反する出先司令官は處罰する旨更に大總統令を公布する事。

（二）陝西の事情を電報する樣北京政府より陝西省に電訓する事。

又同日の集會に於て左の如く日本に對し感謝の決議をなせり（某所着電）

日本の對支政策變更に關する報告は公然確かめられたり日本政府の此懇切なる決意は日本政府が支那に對する友情の一層の證左と看做すべきのみならず又本和平會議の事業は之が爲に多大の利益を得延いて支那の平和的發展に貢獻すべし。（二十八日、日日）

▲國際管理に反對　（北京特電二十六日發）陸徵祥氏は二十五日密電を政府に致し支那鐵道國際管理案に反對の意見を述べ來れり其の理由とする所は假令國際的に統治をなすとも各國の勢力範圍は依然として存在す可く唯共同の名を置きて却て更に其の範圍を廣めらるゝに過ぎず且つ斯る問題は如何にして外債を償還す可きかの計畫を定めて後解決す可きものなりと云ふに在り。（二十八日、時事）

▲鐵道管理對案　（北京特電二十六日發）某通の報道に曰く、鐵道協同管理に關する日米の通告に對し支那は左の四箇條を要求せりと。

（一）支那、露西亞合意にて技師を派し列國と共同にて西伯利鐵道を管理す

（二）東清鐵道に對する支那の職權地位等は露支協約に規定されたるものたる可し。

（三）軍事運輸部は支那より定員を出し其任務に當らしむ。

（四）東清鐵道の警察は支那之を設置す。

支那は右に關する回答を待ちつゝあるが該問題は困難且つ複雜となるに至らず近く解決を見る可しと爲し居れり。（二十八日、時事）

▲郭宗熙の東清管理論　（二十七日奉天特派員發）東清鐵道管理問題の爲め到着したる東清鐵道督辦郭宗熙は張巡閲使と協議の結果左の意見を發表せり。

西伯利鐵道の列國共同管理は機宜を得たるものなるも東清鐵道には露支條約の關係あり露國動亂の爲條約履行の能力なく又總辦を囑託する時は當然對手國たる支那の辦理に歸すべきものなるのみならず歐洲戰爭中支那は大兵を派して鐵道沿線の治安を圖り其經費亦頗る巨大なり又參戰の義務に對しては借款を情まずして平和の確立に盡力したれば平和後に於て別に問題の生ずべき理由なし故に支那は列國に對し十分是等諸點の了解を求めざるべからず而して其管理方法は（一）鐵道は支那にて管理し（二）協定條約を年限に照して改修し（三）線路の警備は戰爭終了後警察に改編して沿線の治安を維持し（四）改修に要する經費は協約國銀行團より借款し（五）鐵道收入を以て年賦償還す（六）技師及職員は自由に協約國より招聘すべし。二十八日、朝日）

南北情勢

▲確定せる議和規則　（上海特電十四日發）確定せる南北會議規則左の如し。

（一）會議の時總代表及び各代表列席す。

（二）會議の時双方總代表と發言す。

（三）議題は双方總代表と協定す。

（四）議題は既に議を經たる後總代表準備或は審査會を開く可しと認むれば双方總代表各代表者若干名をして之を行はしむ可く準備會或は審査會の事件は總代表に依り決を取る。

（五）會議の時双方總代表は秘書二名を派し記錄せしめ且つ記錄を整理保管せしむ。

（六）會議未定事件及び準備會或は審査會事件は双方總代表及び秘書等しく全然秘密の責任を負ふ。

（七）會議は傍聽を許さず本規則は双方總代表にて檢定執行す（十六日、時事）

▲國防軍問題展開　（上海特電十三日發）國防軍問題は南北會議の一重大問題となるべく右に關する南北双方の意見左の如し。

南方側は最近小幡公使問題の起りし以來殊に反對を主張するに至り絕對に國防軍の存在を否認し同問題にして解決されずんば議和會議を開きて如何なる決議をなすも効果無かるべしとなし極力反對の氣勢を上げつゝあり又北方側は國防軍が陸軍以外に獨立し其裏面には某國の野心ありとの二點に

就き反對し此點は南方側の意見と一致するも南方側の如く其存在を否認するに非ず單に國防軍司令部を廢し陸軍部の管轄とせば可なりと云ふにあり尙如何なる程度まで其存在を認むるかに就ては彼等に於ても意見なきもの、如し要するに南北共にあらゆる手段を以て反對の氣勢を煽り南北會議を中心とする文治派を造り段祺瑞氏一派と對抗するの形勢を馴致しつゝあるは極めて注目に價すべく南北會議は今や南北の對峙よりも寧ろ段派對文治派の對峙的形勢を呈するに至れり。（十六日、日日）

▲意見衝突　（北京特電十四日發）外交委員會長汪大燮氏は會員たる曹汝霖氏との間に外交上の意見衝突を來し居れるが右は外交委員會に於て交通總長たる會員曹汝霖氏の缺席せる際に支那鐵道の國際管理に關する決議をなし曹汝霖氏に對し日支間の鐵道秘密條約全部を一週間以內に提供せよと命じたる爲曹汝霖氏は所管總長たる自己を無視せるに憤慨せる爲なりと傳ふ。（十六日、日日）

▲北方の誠意を望む　（上海特電十五日發）唐紹儀氏の昨日徐世昌氏に送れる電報全文左の如し。

錢能訓よりの十三日附電報本日接手せる所に據れば十二日の電報に對する彼の態度に余の云ふ所なり以て徒らに時日を消するに過ぎずとなすものゝ如し左れど双方の間に停戰を爲すを約する所に依り北方の先づ取るべき途は命令を發し軍隊に戰爭を停止せしむるにあり然るに今尙ほ此事に付き南方より屢々要求する所ありしに拘らず何等爲す所無く奈天軍は去る一月二十日頃陝西に入り張鎔元の兵は二十五日頃同じく陝西に入る此外多量の彈藥は陝西の北軍に供給せられ監金屯の兵は寶鷄（鳳翔府）を占領し甘肅の兵は縣を目し蔡鍔勳は湯林に其兵を駐屯せしめたるなど皆是れ停戰の約成りてより行はれ和平會議の南北の間の開かれんとする際に爲されたり、其後陳樹藩劉鎭華、許蘭州等停戰の約に違反せる爲め陝西省全部は戰區となりたり此事實は我國民及び外國人の好く親しく見たる所にて北方政府のみ之を知らざる可き筈無し之に依りて北方政府が一面和を持ち一面戰爭を繼續するの備進を爲し居れりとするは過言にあらざるなり又彈藥及び借款の件に就ても昨年十月初め日本より三百萬圓を受取りたること世人の好く知る所なり之を如何に說消せるか又一月二十一日秦皇島に於て一萬四千挺の小銃と野砲山砲機關砲等を陸上げしたるが如き右は南方に渡されたりとするか此等の事實は風說に非ず此等の問題は一笑に附する能はざるなり今や和平會議開かるゝの準備既に成りたる際北方政府たるもの余の十二日の電報に云へる點に付き明白に之等を解決するを必要とす誠實虛心坦懷に何事も打合せを遂ぐることを希望す徒に空言の議論を試るに於ては何等得る所なかる可し。（十七日、時事）

▲陝西北軍命を俟つ　（上海特電十五日發）北京よりの來電に據れば陳樹藩、劉鎭華の兩氏は陝西より北京政府に左の如く打電し近頃醴泉を攻めたるに城高く濠深く防守堅固にして急に攻落し難く既に休息して戰ひの止むを俟つ張作霖は李江蘇督軍の陝西省停戰電報五條に接せるか如何に遵止す可きか指命を乞ふと。（十七日、時事）

▲借款をも破棄せよ　（北京特電十八日發）唐紹儀氏は徐總統に向ひ北京政府が歐洲講和會議に於て密約を發表するに滿足せず事協約を存續し參戰借款を繼續する必要なきを以て總て協會の協贊を經ざる借款は支那人民の承認する所に非ざる事を支那全權委員の手にて平和會議に發表せよとの意味を打電し來れる。（二十日、日日）

▲陝西問題激論起る　（上海特電十八日發）朱啓鈐氏は獨逸銀行に住居するに決し北方代表も事務所を同所に決したり昨日北方代表は午後七時より事務所に會議を開き和平會議の期日を二十日とすることとし此事に就いて唐紹儀氏と本日協定す可く陝西問題に付ては各代表は停戰を實行せざれば不可なりと認めたるも如何にして有效に之を行ひ得可きかに付ては依然として策なきもの、如し南方代表は昨日午後の會議にて陝西問題を議し頗る爭論する所ありたるが唐紹儀氏は十二日內の停戰命令は無效なる事說明されたる上は北方に對し最後の交涉を爲すに決し今は和平會議を速かに開くを第一とす可しと主張したりと。（二十日、時事）

▲和平會議第一日　（二十日上海特派員發）南北代表會議開會式は今朝九時前に南北双方總代表以下各代表其會場たる獨逸俱樂部に集まり九時に至り國旗に對し三回敬禮を爲し双方總代表和解に就て互に宣言する所あり、夫にて今日の會合を終れり昨夜北方代表者朱啓鈐は唐紹儀其他の南方代表を招きパレースホテルにて彼等を饗應せり。（二十一日、朝日）

▲南方陝西問題決議　（上海特電二十日發）廣東來電に曰く廣東軍政府は十八日陝西にて戰爭を繼續し居れりとのことに就き會議を開けり唐紹儀よりは北軍尙ほ南軍を攻擊し武器彈藥を加充し居れる故之に對する方法を準備せよとの報告ありたるを以て左の決議を爲せり。

（一）唐紹儀に北に對し電詰を爲すやう電報すること。

（二）各友邦に通電し北軍が和平を破壞するの罪を定めんとするを告ぐること。

（三）護法各省に打電し戰ひを續くる準備を爲すを以てすること。（二十一日、時事）

▲北方の責任を問ふ　（上海特電十九日發）唐紹儀氏は十八日徐世昌氏に對しても左の如く通電せり。

十五日附錢能訓氏の電報を見るに余の十二日附電報に對し正に深く求めざるを便とす實に余の見る所と相違あり借款と軍器買入れとは參戰問題に由來するものなるが現在歐洲戰爭既に熄む、進行繼續するの理由なし故に十二日の電報にて一切を停止するを要求せるなり然も今相當の方法を執るを肯ぜず唯だ此際に起りたるに非ずとを行はんとするも何を以て人を服せしめ得可きや陝西に於ける保定甘肅軍の關係を以て南軍攻擊に加入せしめたるに蓋し北方、戰ひを止めざるなり十一日十四日附電報にて之を示せり停戰命令を宣布せる後、許蘭州陳樹藩等にして尙ほ命令に背き爭ひを挑むとせば即ち和局破壞の責當に北方にある可し公も亦戰禍の責を免れざるに至るを慮る和議進行即時にあり敢て誠を以て之に留意せられんことを恭しく祈る。（二十一日、時事）

▲對支注意と唐氏　（上海特電十九日發）昨夜外交部より唐紹儀、朱啓鈐の双方總代表宛外交部が十一日北京新聞にて公表せる處即ち小幡公使と外交部と交涉せるは事實なるを以て若し之に誤解を懷く者あらば必要なる說明を爲さんことを乞ふとの電報當地に着せり之に對し唐紹儀左氏の如く答へたりと。

貴電頗る簡單にて明瞭ならず一般に疑惑に滿たされあるを以て本件に關し其事の起に至りし事情より本日までの由來及び當時の事情一切を打明け之を示すにあらざんば要求せられたるが如き說明を爲すこと不可能なり北京當局にして輿論の價値を重んずるに於ては此忠告に對し十分考慮を費されん事を望む。（二十一日、時事）

▲公債發行取消を迫る　（上海特電二十日發）唐紹儀氏は昨日徐世昌氏に對し左の如く打電せり曰く新聞紙の傳ふる處に據れば財政總長諸心潛は民國八年短期公債四千萬元を鹽稅剩餘金を以て擔保とし發行せんとの議ありと約法の規定を按ずるに凡そ國家の負擔ある契約は國會の同意を經べしとあるに此公債は國會の同意を經ず當然有效と認むる能はず國民も非法の負擔を受くる能はず且つ今正に和議の開始せられ諸事を解決するの時に當り何の特別の必要ありて急に此多大の公債を發せんとするか此種の公債を取消し以て國人の疑惑を免れしめんことを望むと。（二十一日、時事）

▲北方代表記者招待　（上海特電二十日發）今朝十一時北方總代表朱啓鈐氏及各代表は外國人及支那新聞記者を瑞逸銀行の北方代表事務所に招き左の演說をなせり。

先年來支那に內爭ありて止まず民生苦しみ百業共に廢れ各方面の時を憂ふる君子は平和鼓吹し始めて今日の會議を得るを得たり其中主張に最も力ありし者は內外の言論界の諸公にして是れ夙に同人等の國民の爲め深く誠意を致すものなり唯夫れ國內會議の性質は國際會議と同じからず此度の問題の複雜なる辛亥と又別なり蓋し五千年の歷史ある國家其制度習慣皆淵源ありて來る民國基を始めて固有の舊文明と世界の新思潮と相對抗し新たなるもの未だ其精神を得ず古きもの亦其據る所を失へり故に國家の政治社會の道德一落千丈扁舟の大海に在り兩岸茫々風雨遒遽未だ屆る所を知らざるが如し是れ素より一國改革の當に是れ踏む可きの階段なり而も歷史最も古き國家最も甚だしとするものなり是れ一國政治革命に起り全國經濟絕大の變動を生じ前淸末以來其勢ひ最も激しく申亥の革命素より其末期整理の不良に依るも實は數千年來の變動の結果なり民國今八年となり其間革命屢々起り凡そ政治上多く一時の破壞を經たり卽ち經濟上更に一層の衰殘を加へたり蓋し一國政治の施設は經濟狀況と相應ずる能はず因果相生じ永く寧日なし是又一國革命の將に踏む可きの階段にて我中國今日の狀況最も甚だしとするものなり故に此度の會議既に一時の紛糾を艾除す可きも更に將に進みて久遠の建設を圖る可きなり凡そ歷史の舊文明と世界の新制度となし

結して一路と爲し新舊兩派の思潮をして調和するを得て確かならしむ可き根本の計畫即ち今後政治の施設即ち經濟狀況と相應じて進むるに在るなり同人の意は文明最高の國家をして眞正の方途に依賴せしめんと欲すれば蓋し之を棄てゝ途の賴る可きなし會議開始後正に此精神に基き當代表南方代表總員と誠を開き協調す可し諸君も之に關し胸襟を開きて他岸の救を爲すことを希望すと。（二十二日、時事）

▲廣東省民大會決議　（二十一日上海特派員發）　十九日廣東省議會にて省民大會を開き左の決議を爲せり。

一、外交後援會を組織する事。

二、代表を擧げ歐洲和會に赴かしめ日支間不平等の各條約取消を要求せしむべし。

三、北京に對し日支軍事協約を取消し全國衆つて三百萬元の前渡金を償却すべし。

四、北京國防軍を裁撤する事。

五、日支密約を締結せるものを懲罰する事。（二十二日發）　二十一日の會議に就き更に詳細なる消息を聞くに唐總代表は

陝西問題を提議尙ほ陝西に於ける最近の眞相情況を陳述し北方が停戰せざる責任を問へるに朱總代表は北方は元陝西を停戰區域内に入れざりしが其後初めて劃界停戰互讓の解決に任じ二月十三日漸く宣布せるに付き其後の停戰に關しては其責を負ふ可きも其以前のことは追及の限りに非ずと答へ唐氏は其說に對し不滿の意を表白せり次に團體と土匪との區別に就き議論を進め北方は依然陝西靖國軍を土匪と見做し停戰區域外にありと爲せるも軍政府は之を承認せず若し名義を以て論ずれば皆軍隊に屬す實質を以て論ぜば靖國軍兵隊中に假りに騷擾の行爲あるものあらんも決して北軍及び陳樹藩の其の如く甚だしからざるなり況んや北ヶが認めて土匪とせるものは皆共に北方の陸軍士官にて然も段内閣時代任命の人當時之を任じて官と爲し其の後靖國軍側に入れば之を土匪と稱す此種の矛盾何を以て自ら解せんとするか況んや近日北軍の靖國軍に對し總攻撃を實行せる並に世間認めて軍隊と爲すものを攻撃す此責任は畢竟何人之を負はんとするか云々と云へり朱總代表は之に就き多くを辯ぜず夫れより唐總代表は

停戰保障の方法を提出し陳樹藩を免職し北方軍隊の潼關に入りたるものを撤退せしめんことを主張し其理由を述べたり朱啓鈐氏は之に對し陳樹藩のことに關し辯護の言葉なし唯だ此事は紛糾を惹起するに至る故同意するに愼ならずといひ會議を開くの初めに當り若し北方にして西南軍人中の人に對し此種の要求を爲さば豈に徒に紛糾を惹起するなしとせんやと云へり唐氏は之に對し主たる問題にして今回和平會議の重要目的の一と云ふ可きは先づ暴戾無法の軍人連を免職すること是れなり若し貴總代表にして南方中能く暴戾陳樹藩の如きを指示せば乞ふ之れを云へと述べ朱啓鈐氏は之に對し辯ずるなく只此種の議論に同意する能はずとて遂に此問題は中止となれり次いで又劃界停戰の方法に就き議論せるも亦協議を見ず朱啓鈐氏より張瑞璽の罪を徹して何等かの辨法を定めんことを提議し刻下の事は互讓の辨法に依り至急實際に依りて之を調停せんことを主張し唐紹儀氏は之れに同意を表せり又二十二日の問題は此事を中止して別の問題を議す可し昨日の會議にて明瞭となりしは北方總代表が陝西問題に就き十三日以後の停戰に就き責を負ふとのこと是れなり其他は皆懸案となれり。（二十三日、時事）

▲國防軍問題前途　（上海特電二十二日發）　張瑞璽氏は今夜上海を發し陝西に急行す又本日の議題は國防軍問題にして双方代表間に決定せる國防軍問題は軍事外交上の關係重大にして兩代表共に之を重要なりとし次回は之を先づ提議するに就き意見一致し居れり然れば先づ眞相を調査し情況を明かにするに努め其上にて南北力を合せ公正の解決を圖る可しと聞く又一說に據れば國防軍問題に關し先づ密約の宣布を求めんとし之に對し北方代表も贊成なるが國防軍の辨法に就ては双方意見相距る遠きものあり唐紹儀氏は明朝内外新聞記者を招致すと云ふ。（二十三日、時事）

▲陝西停戰監視員　（上海特電二十一日發）　昨日陝西の各線停戰監視員として南方の推薦せる張瑞璽氏は廣東より當地に到着せりと云へり多分今日の會議にて双方代表の間に此の事に就き協議ある可く其の上にて張瑞璽氏の監視員たることを協定し張氏は直に戰線に急行す可しといふ。（二十三日、時事）

▲督軍廢止の第一步　（上海特電二十一日發）　南方側の今日の消息

に據れば唐紹儀氏は兩南側の一般の意見を代表し陝西軍の陳樹藩は單に停戰命令に服從せざるのみならず陝西民に對し並に全國民に對し不法の行爲を爲せるものにして免職せんことの必要を主張せり若し此事の實行を見るとせば支那に於ける督軍を全然廢止する第一歩たるを得可しとなり。(廿三日・時事)

▲和平會議第二日　(二十三日上海特派員發)　二十二日の南北和平會議に關する詳報を聞くに左の如し先づ北方總代表朱啓鈐は總理錢能訓よりの電報を提示せり卽ち

陝西に就ては既に五箇條の報告を通電せる以後北方の軍隊は次第に收束し三原涇陽一帶は南軍司令子右庄の駐在地なる故今迄進み攻めたる事なし上海にて傳られある三原の陷落說は誤れる風說なり十三日五箇條の電報を交付せし以前の事は當然五箇條の拘束を受けず十三日以後は停戰せり尙兩方代表より張瑞璣を推擧して劃界せん事を正式に北京に電告し卽日之を實行し結束に便せられ度し。

南方代表は此電報を見終り電報中に三原涇陽を未だ攻めずとあれど其他の地方は將に進み攻めあるに似たりと云へるに朱啓鈐氏は是れ十三日以前を指して云ふものにして今は當然一齊に停戰し居る事に完全に責任を負ふべしと述べ夫れより更に議事を進めて劃界辨法を議し又論辯な生ぜり北方總代表は朱啓鈐氏は第三條に双方の司令官は直接に停戰區域辨法を商定すとあるに徵し劃界辨法を竝に議するを得ずと云へるに對し南方總代表唐紹儀氏は單に是れ陝西南部と示し居り第四條に陝西南部は双方代表より德望風に現れある人を推舉し劃界分區を監視せしむとあり故討論すべしと說き辯論三十分に及び朱啓鈐氏は之を同意せるも唐紹儀氏が主張せる劃界の標準には遂に同意せず唯劃界委員に全權を以て臨機辨理するを求め和平會議之が後楯となるを主張し唐紹儀氏は若し張瑞璣が之を擔任せば之を辨理せしむべしと云ひ此事は暫く斯くの如くに決せり夫れより軍事外交問題に移り唐紹儀氏は簡明なる演說を爲し且參戰軍に關し左の二事を報告せり。

一、此際多數の人民は日支軍事協約を取消すを希望し居れり然らば日本に對し惡感情を抱むる慮れあり。

二、松井大佐の日本參謀本部よりの訓令(但し此訓令の分は幷に會議の列席者にて秘密を守るべしと)を示し是れ支那の國內に外國軍隊を養成するに等し其一點先づ解決せざる能はずと爲し北京政府に對し先づ此軍事協定及び關係文書一切を和平會議に交附し其調覽に備ふるを求めこが對策を講ずるに便せん。

と主張せるに朱啓鈐氏は完全に之に贊同し遂に各別に電報を北京政府に打電せり又參戰借款殘額交付の件に就ても之が交付を止むべく打電せり又二十一日朱啓鈐氏は二個の重大議案を提出し唐紹儀氏に交付せり。

一、軍政計畫案裁兵及び將來の軍隊兵數を定むるの件にして是れ財政の現狀に根據を置き編成せんとするにあり聞く所に據れば其兵數は全國五十師團とするに在り。

二、行政改革案軍民分治を主張し且明かに地方制度を定めんとするを聲明しありと。(二十四日、朝日)

▲劃界停戰便法監視　(上海特電二十三日發)　張瑞璣は昨日來滬唐紹儀、朱啓鈐と會見し唐紹儀朱啓鈐より正式公文にて張瑞璣をして劃界停戰便法を監視實行することを請し且つ狀況を觀察して妥當の處置を爲すことを乞ふと聲明せるものを受け取り今朝南京に赴き江蘇督軍李純と會見の上北京に赴きたる上陝西に行き之を行ふ筈なり陝西の問題之にて一段落を告げたるが如きも最近の報告によれば尙ほ停戰を實行せざるが如し若し其確報至らば更に問題を生ずる可し。(二十四日、時事)

▲督軍朱氏を困らす　(北京特電二十三日發)　和平會議開會と俱に北方督軍中には直接に朱啓鈐氏に宛て種々の主張を爲しつゝある者ありて朱氏は之が回答に窮し居る旨朱氏より中央政府に電報し來たれり右に付き昨日錢總理は中央政府を經由せざる電報には回答の必要なしと返電せり。(二十四日、時事)

▲廿四日の會議　(上海特電二十四日發)　二十四日會議公報　十一午前九時全代表出席し第一陝西問題に關し唐紹儀氏の要求に依り朱啓鈐氏は直に北京政府に對し十三日交附の停戰電報を嚴重に執行すべく陝西に在る北軍に對し此旨命令する樣打電するを承諾せり第二日支軍事協約及附帶文書に關する件に就き朱啓鈐氏は北京よりの來電を示し右文書の寫しを會議に提出すべしと返答をなせり又第三參戰借款問題に關し唐紹儀氏は此借款に就き更に支拂ひを受くるに對し抗議する旨を論せり第四民國八年公債及湖南に於ける

狀に對する問題は各別の委員に附託する事となり是等の委員は會議に提議するに先だち審査をなすに決し委員の選定をなせり（二十五日、日日）

▲南兆意見背馳　（二十三日上海特派員發）　總理錢能訓は二十二日南方總代表唐紹儀に宛て左の電報を送れり。

各省は類紛として經費の交付を請求し來り中央政府をして困難ならしむ故に已むなく八年度公債を發行す歐洲和議未だ定まらず國内の亂將に盛なり督辨參戰處を中止し雖く陝西省には群盜毛の如く土匪討伐の事亦進攻を停止し難し。

參戰借款停止を唐紹儀が主張せるは輿論を代表せるのみならず最近の報道は東京にても日本政府の態度頗る變更を示し南北會議にて參戰借款廢止を決議せば日本も亦之が交付を停止するの途を執るべしとの說さへあるに錢總理が段派に脅かされ今に至るも尙此借款を用ひんとす是南北會議根本の目的に反す特に交付せざるも可なりとするに北方は之を受取らんとするに於て北方の責任は重大なり之が爲め和議停頓の虞なきにあらず陝西停戰問題も北方代表は既に十三日以後は完全に責を負ふと聲明しながら陝西北方は依然土匪討伐の名に藉り進擊を續行しつゝあり南方代表は此問題を以て大に爭ひ且北方代表の責任を問ふに至るべきを以て二十三日の會議は頗る世人の注目を惹きつゝあり。（二十五日、朝日）

▲和平會議に要求　（上海特電二十四日發）　在上海舊國會議員二十七名は唐紹儀氏に宛て長文の書面を送り西南出征の初め宣言あり（一）反逆者を討つこと（二）法を護ることを主要の目的とせり又軍政府の定むる所の和議大綱二目は之を主張するを當初より期し居れり今、段祺瑞、徐樹錚、斬雲鵬、曹汝霖、陸宗輿等は倪嗣冲、張作霖等と共に日本の軍閥と結合し窃に密約を定め國權を賣し外國の武器と金錢とを以て同胞を虐殺するの要と爲し鬼を引き室に入らせたる賣國の賊なり彼等は日本軍閥の援助を得て黎總統を驅逐し國會を破壞し刑法上内亂罪を犯し國家の政權財權を以て恣に利益を圖れる刑法上所謂外患罪を犯せるものなりとし國防軍を裁撤するに止めず彼等魁首を除去するの要を說き快刀亂麻の手段を以て是等の魁首を懲罰若しくは今後悉く除去す可き事を以て和平會議に求めたりと云ふ。（二十五日、時事）

▲湖北軍隊の裁撤　（漢口特電二十四日發）　政府の命に依り湖北省は軍隊裁撤の準備中なるが解散すべき雜兵は約五千人にして湖北軍は石星川の亂に離散せる第一第二第八第九第十八師は暫く留まり秦天直隸安徽山東兵は撤退す可しと。（二十五日、時事）

▲唐紹儀の演說　（二十三日上海特派員發）　二十三日午後三時唐紹儀氏は上海の内外各新聞記者を招き南方代表と共に茶話會を開きたるが席上左の如く演說せり。

本日言論界諸君と會合し一の感想あり蓋し先年來政治上の變遷は皆輿論の力を以て之を終結せしめ得たればなり袁世凱が洪憲帝たらんとせる際輿論が一致して反對し失敗に期し復辟も亦輿論一致して之れを攻擊し張勳失敗せり民國の政爭既に二年に亘り輿論和平を鼓吹し始めて今回の會議あり苦し輿論にして能く援助を與ふれば本會議の圓滿の解決も甚だ易きに似たり但し今回の會議は素より和平を希望せるが爲めに起れるものなるも和平の基礎確立せずば會議の結果は單に一時を糊塗するに過ぎず再び民國五年の狀態に復すべきのみ所謂和平の基礎とは永久にして合法なる建設是れ也故に吾人は前提として一方面には政治の障碍を排除し一方面には法律の効力維持を主張し此種の建設にして成れば和平の基礎確立すべし先年來循環して起れる政變の原因の重なるものは（一）政治を目前の現象に適合せしめんとせる事（二）法律が武力の爲めに支配せられたる事之れ也卽ち一國の政權が常に强力ある者に依りて壟斷せられたる爲めなり何れの方面に於ても從容として其能力を發揮し建設に從事し能はず之れ蓋に南北ともに覺えある事なり此强力者は總て政治上の障碍たり此度の會議にて吾人は努めて之れを去るを期す武力主義にして一度奪ふを得ば政治の障礙は自然に消滅し法律の効力も亦自然に存在すべし此外吾人の政策は敎育と交通の二事なり一國の經濟狀況と交通とは密接の關係あり敎育事業は國民の常識を增進し學術の進步は政治經濟上の人材養成の基ひなり此二者は世界各國の文明を輸入する媒介にして最近數年來内亂の爲め交通も敎育も一時停滯し敎育最も甚しく害を受けたり先づ之れを整理し其擴張を圖らざれば政治の發達に由なし輿論も亦其遂行に影響あるべし之れ諸君の研究に待つべきものなり一は根本問題にして他は善後の問題なり善後の問題は着手するに易きも其進行の順序は愈討論に俟つべし根本問題は易からざるも全國人民一致して

輿論を起さば武力主義何ぞ存在せんや予の主張に内に對しては護法と永遠の建設を求め外に對しては國際上の地位を增進するに在り私人の權利地盤の勢力の如きは皆予の知る所にあらざるを諸君に告ぐ之れ和平の前途に圓滿の結果を得て民國の地位を日に益强固と爲し世界和平の議に符合するを得ればなり諸君又同じく此希望を抱かるべきを知るものなり。（二十五日、朝日）

▲全國軍事改革案　（上海特電二十四日發）廣東にては李烈鈞氏は全國軍事改革のことを軍事委員會に提出せり其の項目十二ありといふ大要は（一）全國陸軍を常備兵四十混成旅限りとし（二）南北共に全軍隊解散の機關を設立すること、三軍務院を設立すること也田軍を設け西北に駐屯せしめ西部方面には衞軍を二箇混成旅置くこと等なり。（二十五日、時事）

▲陝西進攻戰績　二十三日上海特派員發）陝西省渭南の張錫元は十九日國務院に對して報告して曰く十七日部下を率ゐて西に進み十九日省境に至り土匪討伐を爲すと又西安より唐紹儀は二十一日報告して曰く命に從ひ前方に赴き區を劃して土匪を討伐す但し干右任の一部は陝西の軍と共に會同して保護す。（二十五日、朝日）

▲廣東兩分計畫　（北京特電二十三日發）國務院側の消息によれば最近陸榮廷岑春煊兩氏より頻りに電文交換し岑氏は李根源氏を廣東省長に陸榮廷氏は馬濟氏を廣東督軍に任命せん事を滅決し當分平和會議の進行中は他の者をして代理せしむとの密約を爲せる事を民黨の一派にて聞込み岑陸兩人は廣東を割分するものなりとて非常に憤慨し居れり。（二十五日、日日）

▲南北和平會議經過　（上海國際特電二十四日發）和平會議第四會議は本日午前九時開會し討議中諸種の文書朗讀等あり討議は十一時二十五分迄繼續して休會となれり本月十三日布告されたる休戰に關する條件五箇條を嚴格に强制せよとの唐紹儀氏の請求に對し朱啓鈐は即時北京政府に打電して在陝西省北軍に撤退の命令を發せしむ可きを約したり。

朱啓鈐氏は日支軍事協約並に附帶條件の寫を和平會議に提示すべしとの北京政府より接受したる電報を提示せり唐紹儀氏は再び參戰借款問題を論じて更に支拂を受くるに對して抗議する旨議事錄に記載せり。

民國第八年に於て內國債を發行せんとする計畫並に湖南省の慘狀甚だしきに鑑がみ之等の問題を和平會議が何等かの行動をなすに先ち調査の爲め二個の委員會に附託することに決せり。

（上海特電二十四日發）本日の會議方法は午前九時全代表列席。

第一隊西岡問題　唐紹儀氏の要求に依り朱啓鈐氏は直に北京政府に對し十三日布告の停戰電報を嚴重に實行すべく陝西にある北軍に確と命令する樣打電する事を承諾せり。

第二日支軍事協定及び附帶文書に關する件　朱啓鈐氏は北京よりの來電を示し右文書の寫を會議に提出す可しとの返答を爲せり。

第三參戰借款　唐紹儀は借款に付き更に支拂を受くるに對し抗議する旨を述べたり。

第四民國八年の公債及び湖南に於ける慘狀に對する問題　は各別の委員附託となりたるの議案は會議に提出するに先ち審査を爲すに決し委員の選定を爲せり。（二十六日、時事）

▲參戰借款反對　（二十四日上海特派員發）二十四日得たる別報に據れば同日の南北議和會議の實狀左の如し。

北京政府の逆電に八年度內國債は必ず發行するの要ありと爲し之を國會に提出すべしとありたるを以て南方總代表唐紹儀氏は之に對し嚴重に駁論を爲して曰く妥協を爲さんため國會問題を最初に提出せざりしに北京政府は此事を言ふは是れ故意に爭を挑發するものなりと北方總代表朱啓鈐は唐紹儀氏の言ふ所至當なり且つ財政整理の爲め八年度公債を發行するの計畫に反對なりとし遂に代表者四名卽ち北方より吳鼎昌、王克敏南方より胡漢民劉烈の四氏を指定し審査を爲さしめたる上反對するや決議し既に各之を北京に電報せり又北京政府の返電に參戰借款は契約の關係に依り中止するに不便なりと云へるが南北代表者共に此返電を不得要領と爲し再び電報にて之を阻止することゝなし且つ軍事協約の附帶文書をも提出することを催促することゝなれり蓋し北方より單に密約の正文のみを送ると云ふに止りあればなり右を送り來れるとにて更に審議を爲すことゝせり南北代表は共に參戰借款の各問題に就き其意見極めて然らずと言ひ目下の形勢は北方の如何に關せず和平會議は約に照して進行せしめ頓挫の廢れなく會議を中心として北方に干涉するの態度を有はんとするもの、如く又湖南人民は今回

和平會議は其救濟と督軍張繼堯の免職を請願せるに就き四名の委員を指定し北方は方樞徐佛蘇を南方は章士釗彭允彝を指定し二十五日審査會を開きたる上決議すべく聞く所に據れば即日張繼堯の免職を請求するに至るべしと北方代表も此事に關し既に南方代表と一致ありと又陝西にて停職し居らざるに就き朱啓鈐氏は二十四日貴陽を發し再び北京に請問の電報を出すべしと聲明せり。（二十六日、朝日）

▲張督軍免職要求　（上海特電二十四日發）湖南人民は今回の和平會議に其救濟と督軍張敬堯氏の免職を請求せるに付き四名の委員を指定し北方は方樞氏徐佛蘇氏南方は章士釗、彭允彝の兩氏を指定し二十五日審査會を開きたる上決議す可し聞く所に據れば即日張敬堯氏の免職を請求するに至る可しと北方代表は此事に關し既に南方代表と一致ありと又陝西に於ては停戰し居らざるに付き朱啓鈐氏は本日責任を帶び再び北京に質問電報を打電す可しと言明せり。（二十六日、時事）

▲省議會開會通告　（南京特電二十四日發）江蘇省議會は三月一日頃臨時議會を開催す可く昨日一般の議員に對し召集の通告を發したりと云ふ。（二十六日、時事）

▲日本の政策變更好影響（上海特電二十五日發）今朝の和平會議第一回非公式會議にては重なる議題は陝西問題なりしが北京政府に左の二通の電報を發するに一致せり。

（一）休戰に關する明確なる大總統令を發布して休戰を強制す可き二月十三日發布の大總統令に違反する軍司令官は所罰せらる可しとの警告を與へんことを政府に要請すること。

（二）陝西省に調電を發して事情を調査せしめ現在の實狀を電報を以て通報せしめんことを北京政府に要求すること。

更に重要にして且つ極めて興味ある他の問題は日本の對支政策變更に關する報道公式に確報せられたることにして這は和平會議の事業を大に促進せしむべしと信ぜらる。（二十七日、時事）

▲停戰實行電詰　（二十五日上海特派員發）二十五日南北代表の談話會は陝西省三原より二月十六日附の來書に尚決戰行はれ居りと報ぜるを以て南方代表よりこを嚴重に質問し若し眞に此問題を解決せずば只全體辭職するあるのみと云へり北方代表數名も發言して同感なりとの意を表したれば遂に協議の上左の電報を北京政府に打電するに同意せり。

一、北京政府は停戰に關する嚴重なる命令を出し十三日の停戰實行命令に違背せる前敵軍隊指揮官を處罰すること。（二十七日、朝日）

▲南北會議行惱む　（上海特電二十六日發）本日の正式會議は双方各代表全部列席せり先づ陝西問題を議し唐紹儀氏は十七日附于有仁氏の書面に尚ほ戰爭繼續しつゝあり靖國軍は遂に二十六日豐屋縣を退却せる事を語り故に督軍陳樹藩の在るは陝西人民一切の困難の唯一原因なり陳樹藩の督軍たるを罷めずんば此問題は解決せずと論じ朱啓鈐氏に對し此旨北京政府に對し電報されん事を要求し且つ陳樹藩の免職が命令にて宣布せらるゝ迄は他の一切の問題の討議を停止す可しとの事を附言せり朱啓鈐氏は之れに對し其事に付二十四日詳細に貢りて北京政府に對し報告を爲し陝西問題にして解決せざれば和平會議は進行する能はず故に陝西に在る軍指揮官に對し嚴命を下し停戰の五箇條を嚴守すべく命令せん事を要求し置けり併し右に對し今尚ほ何等の返電北京より來らず故に討議を進められたしと答へたるも唐紹儀氏は陝西問題の滿足に解決せらるゝ迄は他の問題を討議する能はずと拒絕し十一時半散會せり。

（上海特電二十六日發）本日會議の模樣を聞くに專ら陝西問題を議し討議は陳樹藩氏を免するに非ずんば停戰不可能なる可きに就き陳氏を免ぜずんば其問題を議する能はず國防軍問題は之を論ぜずと迫べ朱啓鈐氏は唐氏の議を正當と認めたるも又紛糾を來すを虞るゝを以て陳氏の免職を主張するを暫時延期し北京よりの返電にて停戰命令の實際無效なること明かとなれる後之を提出せられんことを求めたるも唐氏は先づ陳樹藩氏の北京の命令に從はざる決心を爲したりとの確報を得たるを以て直に陳氏の免職を要求する旨を聲明し最後に朱啓鈐氏今日の會議の狀況を北京政府に電報にて知らしむ可く承諾せり夫より正式會議を止めて談話會に移りたるが北方代表中陳氏に左祖する者なく且つ時機に就き疑ひを抱き居れるもの、如く朱啓鈐氏は二十一日北京に電報せる際若し停戰を嚴命せずば北方代表も亦辭職せんことを云へりと聲明し唐紹儀氏に對し極力南軍を安慰して之が爲め意外の波瀾を起さしめざるを求めたり陳樹藩氏の命令に關はざるは南方の使嗾を受け居ること確なるを以

て問題は頗る重大なりと。（二十八日、時事）

▲撤兵か繼戰か　（上海特電二十六日發）二十四日廣東國會兩院聯合會は軍政府軍事委員を列席せしめ逃べしめて曰く岑春煊氏の陝西問題に對する態度は若し北方をして陝西内に入りたる軍隊を撤せしめずば軍政府は三日以内に上海代表者に打電して議和を停止せしめんとすと又廣東國會兩院は陝西に駐屯する北軍若し停戰せずんば西南は自衛の爲計りて唯戰を續くるのみと。（上海特電二十六日發）二十四日廣東國會兩院聯合會は左の事項を議決し軍政府をして實行せんことを要求せり。

（一）陝西に入れる北方軍若し完全に撤退せずんば議和を停止し代表を召還すること。

（二）軍政府は二十五日會議の際軍事上進行の方法を豫備すべし。

（三）中外に通電し北方が和平を破壞するの罪を宣布すべし。（二十八日、日日）

財政關係

▲公債募集案可決　（北京特電十四日發）十三日國務會議にて民國八年七分利國公債四千萬元募集を可決せり擔保としては鹽稅剩餘金を以てすと。（十六日、時事）

▲煙酒借款に躊躇　（上海特電十七日發）支那煙酒借款に就て過般來國市俄古銀行より五百萬元の前渡金を爲せるが今回米國銀行團より張壽齡氏に對し之に就き打合あり且つアボット氏は近日北京に至り之が交涉を爲す可しとのことなるが張氏は煙酒稅にて年收二百萬元の多額の借款を得る見込ある爲め今尚ほ之に對し囘答を爲すを見合せ居れりと。（十九日、時事）

▲米國との借款計畫　（北京特電十七日發）財政總心洪氏は一昨二日前天津に赴けり用向は米國と二百萬弗の借款を締結にありしが米國駐劄公使は此際借款を爲さず價値ある擔保にて大借款を締結せしめんとするの意ありしが爲め煙草稅を擔保として米資本家と借款をなさんとするの議再燃しつゝあり。（十九日、時事）

▲所得稅條例　（二十日北京特派員發）新たに制定されたる所得稅條例二十日國務會議にて通過せり之に依れば官吏議員及び各從業者は所得年額五百元より二千元迄は百分の二、二千元より三千元迄は百分の三、三千元より五千元は百分の四、五千元より一萬元迄は百分の五、質商鹽商錢莊等は所得年額の百分の四、公債利息は百分の三なり。（二十二日、朝日）

▲鐵道借款難澁　（二十日大連特派員發）目下北京にて岩佐興業銀行理事と支那側代表と交涉中なる吉會借款及び滿蒙五鐵道借款は成行甚だ面白からず爲めに大連より參考人として同行せる滿鐵設計課長谷直諒氏は憤慨して辭表を提出せりとの風說あり。（二十二日、朝日）

▲米支大借款　米國人アボット氏は同國資本家を代表し近く北京に到るべく其任務として傳へらるゝ處左の如し。

一、既に五百萬元の前渡しを了せる煙酒借款三千萬元の正式調印をなすこと。

二、民國鐵道の國際管理に關し意見を交換すること。

三、五國財團を組織し米支大借款を起すこと。

尚最近傳ふる所に依れば民國財政部と米國資本家との間に五百萬圓借款交涉中にして支那政府は之を以て應急軍費に充當すべしと。（其筋著電）（二十六日、日日）

▲日支航空借款說　（二十五日發）中美通信は參謀本部參謀課長靳雲鵬、陸軍中將徐樹錚氏等が日本政府と交涉し一千萬圓の借款を起し飛行機百臺を購入して一大飛行局を設け丁士源氏京綏鐵道督辦を同局長に推薦せんと運動中なりと報道せり。（二十七日、日日）

經濟關係及其他

▲洮南の商埠地　（奉天特電十三日發）四鄭鐵道延長線が略洮南線に決定し同地は將來滿蒙開發の中心地たらんとしつゝあるに對し奉天省長張作霖氏は此際同地に商埠地を設定すべく就に商埠地經營局を設けたるに調査の結果今回洮南城の南門を去る一支那里の地點に約十二方里の地を選定して省

長の許可を申請し來れり更に北京政府の同意を經て正式に開埠すべき計畫なりと。（十六日、日日）

▲東三省商埠案提出　（十五日奉天特派員發）張巡閱使吉林孟督軍黑龍鮑督軍、吉林郭省長は連名にて東三省六商所の商埠（開放地）案を支那當局と小幡公使の交涉の參考に提出せり右の商埠案は中國の市政條例に倣ひ決定し後中央より市政監督を各商埠に設け一切の事務を管理せしむるものなるが該案は商埠開放總則十三條、組織條例十七條、課稅條例九條、警察條例七條の四種にして大體の趣旨は第一種（政府一切の法規を制定し適當の地域を踏査し支那より之を監理す）第二種（時日及地域は政府指定に依るも之を寬大に取扱ひ街路電燈汽車等の各種事業は支那商人より組織す）第三種（貨物輸出入稅は稅則に依り日實を設けて損害賠償を要求するを得ず）第四種（日支人民の犯罪逋匿は治外法權撤廢前に於ては支那警察より上海天津の警察法令に依り逮捕引渡すと云ふにあり。（十七日、朝日）

▲兌換延期　（奉天特電十五日發）日支金融界の大問題たる兌換停止問題は十五日を以て終了するに付き過般來日支金融調査委員會に於て協議中の處支那側は金缺乏の爲準備金充實の目的を達する能はず更に一箇年延期を要求し來れるより各銀行紙幣の整理償却の回收を條件として之を諒め其旨十五日附を以て發表せり。（十七日、日日）

▲阿片官營　（旅順特電十五日發）阿片問題は國際間の重要問題となり我國にても愼重なる攻究を重ねつゝありしが今回都督府にては阿片の取締を嚴重にする意味にて之が官營を廢止する方針に決定せりと。（十七日、日日）

▲四鄭線延長　（北京特電十五日發）十五日の閣議にて四鄭鐵道延長線として鄭家屯より洮南府白音太拉迄支線を布設し四鄭鐵道と同一の借款となすに決せりと。（十七日、日日）

▲滿鐵批難さる　（奉天特電十五日發）滿鐵にては貨物一掃策として奉天以北の各主要地附近を複線に改築し更に貨車機關車を增加する事に決定し此經費三千萬圓の社債六種を申請中の處本年は政府に於ても募債計畫あるを以て滿鐵の申請は却下せられたりと傳へらる元來滿鐵當局は鞍山製鐵所設立以來全力を之に注ぎ交通機關たる鐵道の施設を放任し來れる結果今日の狀態に至りしものにして面も製鐵所工事は意の如くならず且長春線に於て輸送上の疑獄を惹起し其他主要職亦盜語紛々として幹部の無能を攻擊する者多く幹部更迭は滿鐵改革の第一步として一般に期待せられつゝあり。（十七日、日日）

▲對日米取引制限　（香港特電十九日發）廣東、香港の主なる支那米穀商は廣東に集會を開き安南暹羅の大精米場に左の電報を發することを決議せり。

一、安南、暹羅の大精米場が日本の米穀仲買人と從來より以上の商取引を爲さゞる事を要求する事。

一、廣東香港の米穀商は合同して間接に日本商人より米穀を購入し又は同精米場に秘密に註文せざる事。

一、右規程に違反する者はボイコットさるべしと但右規程は實行確實なきものゝ如し。

◎北京政府より江蘇米四百五十萬石を三箇年總額輸出の契約とし一石の關稅見積り一圓とし總額五百萬圓を借款の形式にて前借せん事を我政府に申込み來りたるは既報の如くなるが其後我政府にて種々考慮の末該支那政府と交涉する所あり支那側に於ても上海に梁希曾、孫寶琦兩氏等は食料研究會を設くる等大に奸都合に運び居たるも江蘇督軍李純氏近時遽に省內の秩序保持を理由とし產米輸出に反對の意を表し又省議會議員中にも李氏の說に贊同する者輩出するなど形勢急轉し解禁困難に陷りたるより北京政府も神持て餘しの觀あり我政府に於ても西貢米の關係もあり種々手を盡し支那側に對し交涉を進め居れるも目下の形勢にては兩政府及江蘇省との交涉圓滑に纏まる迄には尙相當の時日を要すべしと云ふ。（二十日、日日）

▲阿片取締愈々嚴　（北京特電十八日發）徐總統は阿片栽培に對し地方官憲の注意を促し違反者を罰する事及阿片吸飮禁止は國家の威信と自治の能力を中外に試驗するものにて政府は巨費を惜しまず上海の阿片を燒棄せし決心に鑑み充分取締法に違ふ勿れ地方官にして之を看過する者も亦嚴罰を免れずとの長文の命令を發せり。（二十日、日日）

▲支那林業顧問　（北京特電十八日）今回交通農商兩部にては英人ボート氏を林業顧問として招聘することに決したるが交通部の林業に關係せるは鐵道枕木の自給政策を樹つる爲なりと。（二十日、日日）

▲京奉支線敷設請願　（北京特電十八日發）　一支那人の語る所に依れば某支那商人は直隸省遵化縣より通州に到る京奉線支線三百支那里の鐵道敷設を計畫し交通部に請願中なりと該鐵道は曾て佛國人の計畫にて遵化縣より京奉鐵道の旅客驛に連絡せんとせし事あるものと同一なり。（二十日、日日）

▲上海市議選擧　（上海特電十九日發）　支那に於ける列國の勢力を表現すべき上海市會議員の選擧は二十二十一日の兩日を以て擧行せらるべきが九名の定員に對し十二名の候補者あり日本より郵船支店長伊吹山氏候補を宣言したるが昨夏の支那運動以來日本人の人氣惡ければ是迄になき不利なる地位にあり選擧權者數は二千五十二名にして英國人其內千二百票を有す投票は連記制度なる關係上英國人の態度は注目に値す英國人中知識階級にては上海市制の圓滿なる進行の爲日本人側よりも必ず一名の議員を出さしめん事を希望し居れるが他の英人は必ずしも然らざれば是等の一派の運動は或は日本側の不利となるやも知れず米國人は約五百票の投票權を有し從來一名の議員を出し居しりが此度は之を二名に增加する目的なるが如く之に就ては英米公使間に何等かの默契あるやに傳へらる尙日本人の有權者數は二百八十三票なり。（二十一日、日日）

▲支那教育委員補缺　（華盛頓國際特電十八日發）　駐米支那共和國代理公使容揆氏は發表して曰く此程當地の視察委員事務所に於て助手と共に射殺せられたるドクトル王氏の後任として公使館二等書記官劉氏を教育視察委員長に任命せられたりと。（二十一日、時事）

▲米銀行團代表北京着　（二十日北京特派員發）　米國銀行團代表アボット氏は十九日北京に着したり米國の四國借款團加入鐵道管理問題其他米國の對支經濟政策に就き大活動を開始すべしと頗る注目を惹き居れり。（二十二日、朝日）

▲西伯利鐵道修繕工事　（二十一日奉天特派員發）　西伯利鐵道の修繕工事の爲め露に滿鐵より職工五十餘名を派遣したるが今回鐵道院は第一回として技師一名技手二名職工五十四名を派遣する事となり二十一日奉天通過北上せり。（二十三日、朝日）

▲廣東厦門鐵道敷設　（上海特電二十三日發）　近頃廣東の新政府は二百萬元を集め交通部より廣東厦門間の鐵道敷設に關し要求せるに既に許可を受け三月一日より工事を開く可しとの說あり。（二十四日、時事）

▲京漢線不備を指摘す　（北京特電二十二日發）　最近外交團は京漢鐵道貨客運輸狀態甚だ不備不都合なるを指摘し支那政府の注意を促せり。（二十四日、時事）

▲支那米輸出條件　（二十四日北京特派員發）　支那米輸出解禁問題は尙交涉中なるが財政部より最近日本に向ひ提出せる條件の重なるものは

一、百五十萬擔（凡二百萬石）を限り三箇年間に輸出す但一箇年の輸出額は財政部より時に應じて定む。

二、輸出地點は財政部より之を指定す。

三、米價暴騰の際は輸出を停止する事を得。

四、日本商人は一擔に付一元を納附し各種の擔金權を負擔すべし。

等にして斯る條件にて日本が承諾すべきかは尙未定なり。（二十六日、朝日）

▲全國交通會議　（北京特電二十五日發）　交通總長曹汝霖氏が支那鐵道の列國共同管理問題に關し猛烈なる反對論を唱へつゝあることは既電の如くなるが該問題に就き全國國有鐵道從業者の誤解を避けんが爲最近北京に各鐵道督辦及外國顧問を召集し交通大會議を開き該問題に關する意見の貫徹を圖らんと計畫中なりと傳へらる。（二十七日、日日）

前號要目

論說（支那門戶開放と我國……一―四
資料（支那鐵道借款(二)……五―一〇
（修訂長沙錢業公所章程……一一―一三
雜錄（支那農業の改良(一)……一四―一九
（米國の支那紛爭に對する憂慮……一九
（經濟會の調査事項……二一―二四
（支那の豐富なる財源……二五
（移民の公平なる處置に對する
彙錄（支那人の要求……二五―二六
（馬來諸國の支那人……二六
事業界（不滅の支那……二六―二七
（支那事業界近況……二八―三一
半月史（半月間の支那重要事件……三二―四二
時報（支那最近時事要項……四三―五二
彙報（支那關係諸報道……五三―七二

支那　第八卷第六號

大正八年三月十四日印刷
大正八年三月十五日發行

發行兼編輯者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽

印刷者　東京市麹町區飯田町二丁目三十三番地　三澤善哉

印刷所　東京市麹町區飯田町二丁目三十三番地　株式會社兵林館印刷所

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話芝一一一四番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所
東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一二　同　有斐閣
東京市京橋區西紺屋町一六　同　良明堂

每月二回發行	定價	冊數	定價	郵稅無料
	一冊（半年分）十二冊（一年分）二十四冊	二冊	二十五錢	四圓五十錢

支那

第十卷　第七號

春季特別號

重要記事

■改訂せられたる支那輸入稅率

■米國銀行團の對支發展

東亞同文會調查編纂部

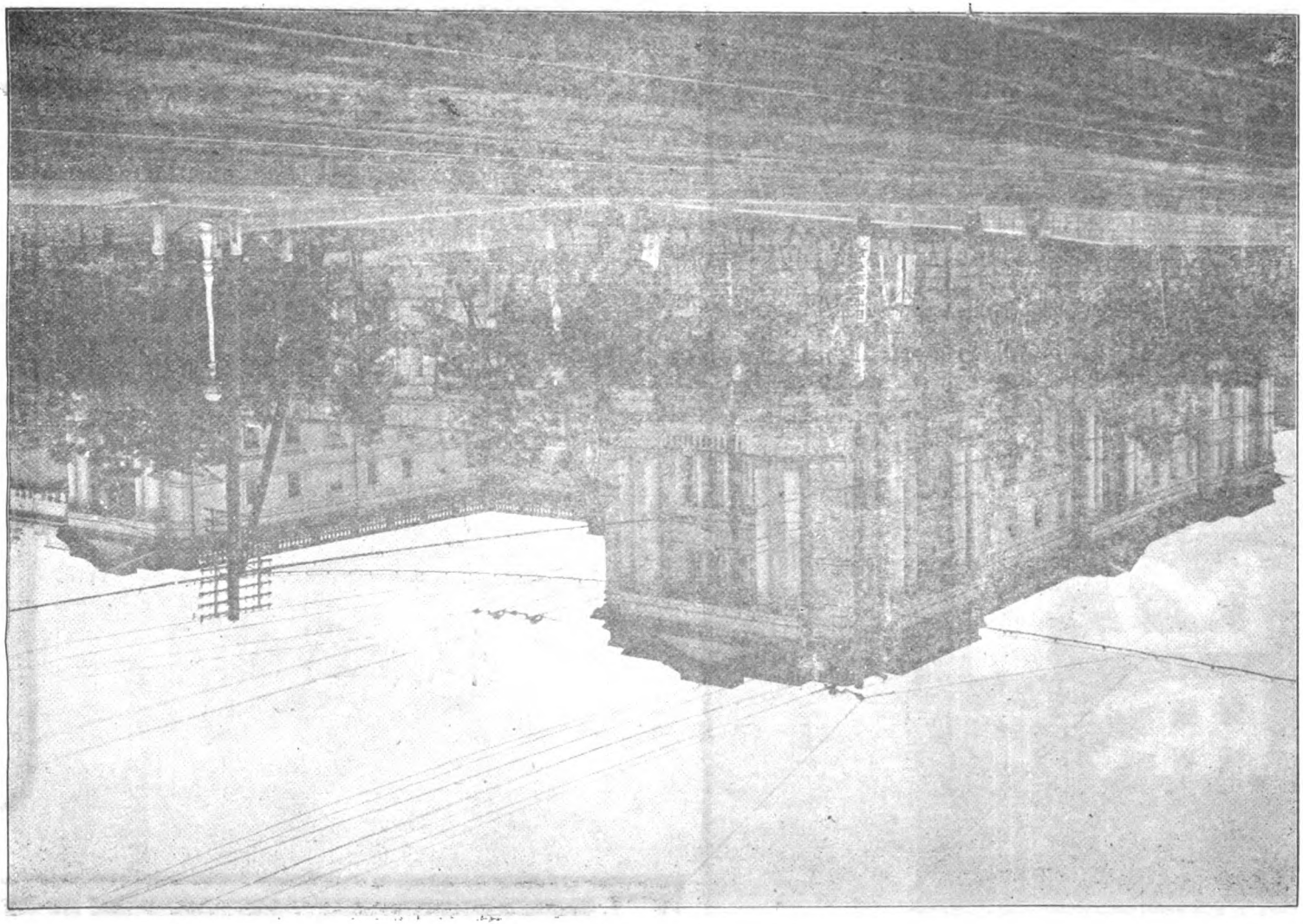

資本金　貳千萬圓（拂込濟）
準備金　壹千六百萬圓
（大正八年一月調）

東京市日本橋區駿河町壹番地

株式會社 三井銀行

深川支店　同箱崎出張所　小樽支店　横濱支店　名古屋支店
京都支店　大阪支店　同中野島出張所　大阪西支店　大阪川口出張所
神戸支店　廣島支店　下關支店　門司支店　同若松出張所
福岡支店　長崎支店　上海支店

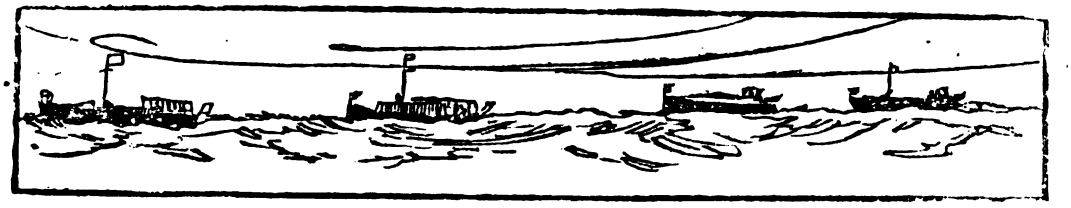

大正八年四月一日發行

「支那」目次

第十卷第七號

論說

二部目稅の改訂……一——四

資料

支那輸入稅率の改訂……五——八

米國銀行團の對支發展……九——一〇

雜錄

米國製機械工具の市場たる支那……一一——一四

支那農業の改良(三)……一五——一九

彙錄

支那人の戰時利得……二〇

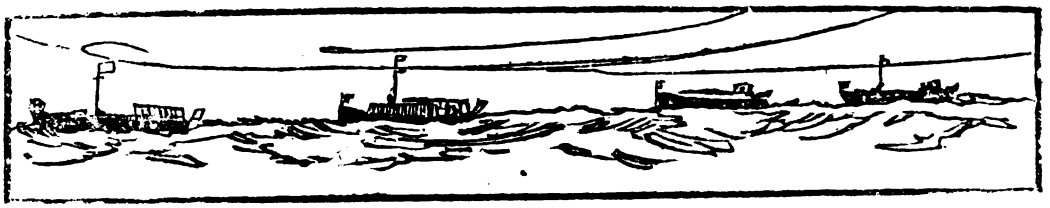

支那留學生東西結合の必要を説く……二一——二三

事業界

香港上海銀行營業成績
昨年度上海事業界……二六——二八

半月史

軍戰借款不引出通告—五國公使團會議—日支軍事協定—
南方の和議停戰通電—第二次新國會開院—鳳凰山借款に
關する風說—新郵政協合辨……三〇——三九

時報

（内治外交）モルヒネ禁止令—武官犯人銃殺禁止令
—南方の講和專問委員—梁啓超の外交
報告—裁兵案及び軍民分治案—和議經
過に關する北京政府の通電

（財政經濟）本年豫算の概況—詹天佑の鐵路統一案
反對—南滿鐵路延長線借款—望總長の
財政計畫—鐵路案一案一段落……四〇——四七

彙報……四八——六七

支那新舊輸入稅率對照表……一——四七

RING.

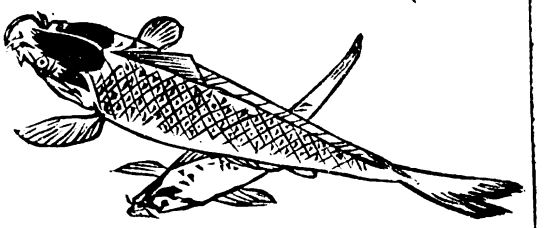

KANEGAFUCHI
SPINNING CO,,LD.
HYOGO

東京府下隅田村

本社 鐘淵紡績株式會社

神戸市兵庫東尻池村

同營業所

大阪市東區備後町參丁目九番地

大日本紡績株式會社

電話本局
長四〇一番 三五八三番
長四〇三番 三五八四番
長四〇四番 三五八五番
コ五八〇番 三八〇六番
三五八一番 三八〇七番
三五八二番

資本金 貳千五百萬圓
拂込濟資本金 壹千八百五拾五萬圓
積立金 壹千六百六拾萬圓
精紡絲數 四拾八萬貳千參百六拾八錘
撚織機數 貳萬貳千壹百八拾四錘
壹萬貳千九百九拾壹臺

TC

東洋紡績株式會社

營業所
大阪市北區堂島濱通二丁目
電話北一六〇〇番 一六〇〇一 一六〇〇二

名古屋市西區中ノ町一丁目
電話 二四六番 九四二

東京出張所
東京市日本橋區小網町一丁目
電話 根岸 長三七六 長一六〇三 長一六〇四 長一六〇五 長一六〇六 長一六〇七 長三二四二 長四一四

大正八年四月一日
第十卷　第七號

論說

支那關稅の改訂

一宮房次郎

一

關稅改訂問題は、支那多年の宿望たりしが、遂に支那政府の參戰に對する代償として、關係列强の承認する處となり、昨年一月十七日以來支那及關係十四ヶ國は委員を派遣し、上海に於て會議を開き討論商榷、約一ヶ年の久しきに亘り、今年正月に至り始めて其の討議を終れり。我國に於ては去月中旬既に樞密院の諮詢承認を經たるを以て、遠からず公布を見るに至る可し。

關稅改訂は、關係列强に對し、通交上利害の關する處重大なるを以つて、改正關稅の根本基準たる價格は如何なる年度に依る可きか、又價格の基準（Base of Valuation）を如何に決す可きか、等に關し、關係國の意見區々に分かれ、甲論乙駁、議論容易に決定せざりしが、結局各國委員の互讓妥協に依り、支那稅關官吏の調製せる支那物價表に多少の修正を加へ、過去五ヶ年の平均價格を標準價格として、現實五分に關稅を改訂する事となれり。而して

新稅則は、支那側の希望により、關係列國も速かに調印の手續を了しつゝあるを以つて、其の實施を見る決して遠きに非らざる可し。但し新稅則は過去五年間の平均價格を標準とせるものなるを以て、物價の標準は戰時に於ける物價騰貴の影響を受くるもの少しとせず。若し之を以つて永久の課稅標準とする時は、支那に對する貿易國の損害は、決して鮮少に非ざるべし。是を以つて新稅則は戰後經濟界の平靜に歸するを待ち、更に當時の物價を基準として現實五分に改訂するを至當とし、該協定中に、新稅則は戰後二ヶ年に於て、更に改訂する事を規定しありと傳へらる、蓋し時勢の變兆に順應せる機宜の協定なりと言ふ可し。由是觀之、本協定は一種の暫行稅率に過ぎずと雖も、物價は一度び騰貴する時は容易に低落するものに非ず。戰時に於ける物價騰貴は一種の變兆たるに相違なしと雖も、戰後二ヶ年間に於て、果して何程の低落を見る可きや。他日稅率の改正を見るとするも、今日の新稅に比して甚しき低減を見る可しとも想像する能はず。然らば我國の對支貿易業者は新稅則を以て一時的と看做す事なく、是に對して詳細なる研究を遂げ、以つて他日支那に對する商戰の籌算を講せざる可らず。

二

治外法權の撤去と關稅の改正とは、覺醒せる支那が高調し來れる二大要求なり。殊に關稅改正は產業の保護と、財政の補救との爲めに要求せらるゝ支那焦眉の急なり。蓋し支那の如く產業幼稚なる國家に於て、苟くも產業の保護を謀らんと欲せば、關稅の賦課に依り、他國の發達せる商品に依つて、自國產業の摧殘せらるゝを豫防せざる可からず。然るに支那は、其の關稅は各國の協定に依つて拘束せられ、自由に其の欲する處の保護關稅を決定する能はざるの不幸に在り。斯かる國家に於ては、多少とも現行關稅を加徵して自國產業の發達に資するが、責てもの產業保護政策と云ふ可し。支那が物價騰貴に依りて、現實三分五厘以下に低下せる現行關稅を、現實五分稅に改訂して多少の增徵をなさんとするは至當なる要求なりと云はざる可からず。多年協定稅率の拘束に苦しみし經驗ある我國民は、此の點に對して多大の同情を支那に表せざる可からず。且つ又支那の如く財政困難の極に達し、借款又借款、殆ど破產を見んとするが如き國家に於て、關稅の收入は實に好箇の財源と言はざる可からず。支那政府が今日の財政狀態に於て是が補救の策として關稅の改訂を企圖するは、蓋し無理からざる要求なりと言はざる可らず。況や且つ現行稅則は一九〇一年に於て協定實施せられし者にして、十年後に於ては當然改訂せら可き筈なりしなり。然るに內外の事情は、遂に遷延多年、始めて支那の參戰に依り、代償條件として茲に現實五分の改訂を見るに至れるなり。蓋し現行稅率は一八九七年以降三ヶ年間に於ける陸揚價格即ち卸賣值段より關稅五分、金利二分半、仲買口錢一分陸揚げ其の他の費用一分、手數料二分半、合計一割二分を控除せるものを基礎とし、從價五分稅を基準とせるものなるを以つて、爾後年々歲々、

騰貴し來れる今日の市價に照せば、名稱は五分稅なりと雖も其の實從價の三分內外に過ぎず。支那の受くる損害亦莫大なりと言ふ可し。

抑々從價五分稅は一九〇一年の關稅改正會議に於て、既に列強の承認せる根本稅則なり。既に列強が此の原則を承認せる以上、其の課稅の基本たる物價にして變動を見る時は、其每度變動に應じて物價表を改訂し、新稅則を定む可きは、國際信義上當然の責務なりと言ふべく、其の改正により受くる損害程度の多少の如きは、友邦に對する犧牲として是を忍ばざる可らず。吾人は今回の稅則改正に依りて、支那が多年の宿望を達し、國內產業の保護上、多大の利益を享受せると共に、國家財政上潤澤なる好財源を得たるを賀せざる可らず。而して其の改訂に依り通商貿易上甚大の打擊を受くる日英の二大對支貿易國が、支那に對する睦誼に鑒がみ多大の犧牲を忍べる勇氣と好意とを感嘆せずんば非らざるなり。

三

新稅則は過去五ヶ年の物價平均價格を標準とし、是より關稅金利等合計一割二分を扣除し、從價五分稅を基礎とせるものにして、是を現行稅則に比較すれば、平均五割乃至六割を增加するに至る可し。從つて列國は、通商上五割乃至六割の新負擔を增加するものにして、非常なる大打擊と言はざる可らず。英國の如く、支那の參戰に依り利益を享受せる國家に於ては、是を東隅に失ひて桑榆に收むるの利ある可しと雖も、我國の如く、支那の參戰に毫も痛痒を感せず、而も對支貿易に於て英國に次ぎ、約三億に近かき貿易額を有する國家に於ては、實に忍び難き犧牲なりと言はざる可らず。

夫れ我國の對支貿易品中新稅則の適用に依り最も打擊を受くるものは、恐らく紡績業者なる可し。若し新稅則が現行稅則に比し五割を增加せるものとせば、日本綿糸の海關を經るものは、每俵六兩八四七二五、簸金局を通ずるものは五兩六二六〇三五を課せられ、是を支那綿糸に比較すれば、每俵の課稅差額四兩二〇七九三五乃至四兩六四二一二五となる可し。而して日支兩國綿糸の支那に需要せらるゝ番手を見るに、支那綿糸は十四手最も多く、總生產額の四割を占め、十六手是に次ぎて約三割を占め、十手、十二手、二十手等各々一割を占む。又日本綿糸は、十六手以下の輸入最も多く、三十數萬俵に達せるに拘はらず、二十手は六萬俵、中糸は三萬五千俵に過ぎず。而して支那紡績工場の內情は、十四手、十六手等の太糸を製造すること、我國に比し遙かに有利なるを以つて、若し新稅則の適用に依り、彼此の課稅額、上記の如く大差を生ずるに至らんか、日本綿糸は二十手以上を除き、其他は皆慘憺たる打擊を蒙る可し。我國紡績業者が、支那關稅の改正を以て致命的大打擊なりとし、極力反對するもの亦所以ありと言ふ可し。其の餘の日本製品に至りては、其の影響綿糸の如く甚だしからざる可しと雖も、由來我對支輸出品は、歐米諸國の製品と異り、多くは半製品、又は粗製品にして、支那產業の勃興に依り

其の競爭を受くるもの少なからず、故に今回の稅則改正に依り、受くる處の打擊は決して鮮少に非らざる可し。況や支那は更に釐金免除等の方法に依りて。國內產業の保護助長に餘力を遺さゞるに於てをや。故に支那に於ける同種產業の輸出に從事する我商工業者は、支那の新稅則適用を機として更に新時運に順應する一大方針を樹立せざる可らず。

四

夫れ支那の如き原料豐富にして、勞力の供給多く而も勞銀低廉なる地方に於ては、時勢の進展に伴ひ原始的工業漸次勃興するに至るものとす。是れ產業發達上必然の趨勢にして支那は正に此新時代に入れるものとす。曾て支那全國を風靡せる利權回收熱は、產業方面に於て、紡績業其の他の原始工業に依りて其の果實を結び、漸く發達の機運に進みつゝあり。殊に紡績業の發達は、大に顯著なるものあり、十四、十六番手の太糸に至つては、原料の豐富と勞金の低廉とに依り、我が紡績業者に對する一大勁敵たり。故に稅則の改正なしとするも、我が紡績業は早晚其の方針を一變せざる可らざりしなり。蓋し我國の如く原料に於て何等有利なる條件を有せざる國家に於ては、多年熟練せる技術と經驗とを利用して精巧品を製出し、以つて我が不足せる條件を補はざる可らず。然るに今尙ほ十六番手以下の粗製品を以つて、對支貿易の大宗に供せるが如きは、時代の趨勢に適合せざるものと言はざる可らず。我紡績業者は將來の趨勢に鑑がみ、二十番手以上の精製品、又は綿布として、之を支那に供給するに力め、十六番手以下の粗製品に至りては、條約上の權利を利用し、支那開港場に於て工場設置の方針を取り、支那紡績業者と同一なる利便と條件とを獲得し、以つて支那紡績業の競爭に對抗せざる可らず。元來國民の慾求は、粗より精に向ふものなるを以つて、支那國民の紡績に對する需要も、必ず、粗より精に入るものと看做すを得べし。而して精製品の供給に至つては、多年の經驗と熟練とを有する、我が紡績業の擅場たるや必せり。其の他對支輸出を目的とする產業に於ても亦然り。我が國の如き原料に乏しき國家が、支那の如き原料豐富なる地方に對して、產業上競爭に堪へ得るの希望は、僅かに熟練なる技術と資本とに過ぎず。故に支那に對し飽く迄其の貿易上の優越を維持せんと欲せば、先づ從來の方針を一變し、低級なる粗製商品の供給を去つて精製品の輸出に依りて、支那の競爭を免るゝの方針に出でざる可らず。此の意味に於て支那關稅の改訂なしとするも、我が支那に對する商工業は早晚一新轉機を爲さざる可らざるなり。果して然らば、新稅則の適用は或は我が對支商工業者をして覺醒せしむ可き一大警鐘に非らざるか。

支那輸入稅率の改訂

多年來の懸案たりし支那輸入稅率改訂問題は、昨年末を以て上海に於ける該委員會の討議を終り、列國委員の調印を經此に解決を見我國にありては目下樞密院に於て審議中なるが、遠からず批准交換を終り其公布を見るに至るべきが、其結果對支貿易業者の蒙るべき打擊影響等決して少しとなすべからず、吾人は茲に關稅改訂問題の大體の經過と、新舊對照稅率とを揭げて、當業者の參考に供せんとするの途を採りたるが、其我對支重要輸出品に及ぼす影響の如何については、更に他日考究の結果を擧ぐべし。

關稅改訂問題の經過

支那人は久しく其關稅の改訂を希望して止まざりしが關稅改訂問題は二ヶの內容あり、則ち

一、釐金稅を廢止して輸入稅率を從價一割二分五厘に引上ぐるもの

一、物價騰貴の趨勢に鑑み從價稅を從量稅に換算したる該評價を高め從て稅額を引上ぐるもの

これにして、先年來支那と列國間の懸案となり、而して過般漸く其解決を見たるは此第二に屬するものとす。

抑も日支兩國間にありては從前は支那の輸入稅率については別の條約なく英支兩國間決定の稅率に日本も均霑しつゝありたり、日淸戰後明治二十九年七月二十一日新に日淸通商條約の締結を見たるも、該條約に於ても稅率は決定せられず、其後一九〇一年(明治三十四年)北淸事變後の最終議定書第六條に於て調印日附の二ヶ月以後に於て從來の輸入稅を現實五分に引上げ、從價にて徵收し來れる輸入稅は成るべく從量稅に改定すべく、只從價稅より從量稅に改正

せらるゝ迄暫く從價稅の儘徵收するを得る事とせり。

其結果支那稅關は一九〇一年十一月一日告示を發し外國米、穀類、穀粉、金銀貨及金銀地金、在北京各國公使館用品及外國陸海軍用品を除く外一切の輸入品に從價五分を賦課すべく、關稅率の改訂を終り其公布を見る迄は、稅關統計官の作成したる一八九七年に於ける平均物價表に基き、其從價五分を徵收する事とせり、其翌年則一九〇二年日、英、獨、白、西、墺、蘭七ヶ國の委員支那委員と上海に會議を開き、一八九七年以降三ヶ年間に於ける各商品の陸揚價格即ち卸賣値段より關稅五分、金利二分半、仲買口錢一分陸揚其他の費用一分、手數料二分半合計一割二分を控除せるものに基き、從價五分の稅率を算出し、之れを從量にて徵收する事とし、其他稅率表に揭げざる貨物と雖も無稅品にあらざる限は一切從價五分を賦課する事とし、玆に輸入稅率の改訂を終れり、時は一九〇二年十月三十一日なり。

然るに其後支那に於ては稅權回復の議盛にして、或は裁釐加稅を主張するものなり、又騰貴せる物價に基き現行稅率を現實五分に相當せしむべしと說くものなり、其結果一九一二年八月十四日に至り支那は關係列國に左の同文通牒を送りて輸入稅を現實五分に改訂せん事を求めたり、

現行輸入稅率は一八九七年以後三ヶ年間に於ける陸揚貨物平均價格により從量稅率に換算したるものなるを以て實施既に十年を閱し各貨物の價格增減著しきが爲既に現實五分に適合せざるを以て換算の基礎たる價格を改め條約原有の趣旨に副はしめん云々

然れども當時支那は革命後にして列國は尙共和政府を承認せざりしを以て、各國は支那の此提議に接するも敢て願る事をなさず其儘に放置せり、其後民國政府の承認を得るや一九一三年十月十四日更に次の同文通牒を列國公使に致して重ねて其改訂を要求せり。

光緒二十八年の英清通商條約內に稅則の改正を欲する場合には十年滿期の六ヶ月以內に知照すべしとの規定あり、現今其期限に到達したを以て、玆に稅則改正の提議をなす

是れにつき英國は其支那との條約に基き當然其提議に應すべき義務あるも日本の如きは必ずしも之れが義務なきなり、即ち明治二十九年七月二十一日の日清通商條約第二十八條には

締盟國の一方は本條約批准交換の日より十箇年の終に於て、稅目及本條約の通商に關する條款の改正を要求することを得然れとも若し最初十ヶ年の終より起算し、六ヶ月以內に兩締盟國の何れよりも右要求を爲さず、改正を行はさるときは本條約並に稅目は前十ヶ年の終より起算し更に十ヶ年間其儘效力を有すべし、而して其の後各十ヶ年の終に於けるも亦同樣なるべし

と規定しあり、從て三十九年に於て兩國政府より何等の提議なき時は、當然次の十年たる大正五年迄は支那の提議に應ずべき必要なきもののみならず現行稅率の決定したる一九〇二年六月の支那と列強間との協定には、稅則有效期限につき何等の規定なければ、現行稅率は無期限なるものに

して、列國は單なる支那に對する好意の外、支那政府の稅率改訂提議を應諾するの義務なきものなりとの解釋をもなし能はざるにあらず、然れども當時我國に於ては一般物價の騰貴と、支那の財政の窮乏の狀況に鑑み特に支那提議に主義として應ずる事とし、只支那の關稅取扱上の不都合の點を改善せしめ、且又通商條約の趣旨に反せる國內產業保護政策を改めしめんとして、次の諸條件を提出せり。

イ、外國輸入品は現在及將來に於て各種課稅上其他一切の特權特典、利益及免除につき支那に於て製造せらるゝ同種の機械製洋式貨物より不利益なる待遇を受けざる事

ロ、條約を厲行して輸入稅納付濟の貨物が開港場間に、又輸入稅抵代稅納付濟の貨物の內地に販運せらるゝ場合一切の內國稅を課せず、其他何等の負擔を課せざる事

ハ、條約を厲行し條約國商人が三聯單により買出したる支那土貨に對し輸出稅及抵代稅以外何等の內國稅を課せず、其他何等の負擔を命ぜざる事

ニ、三聯單、子口單及免稅單の發給其他輸出入品に關する現行諸規則を條約の規定に適合する樣改正し、且三聯單若しくは子口單によらざる輸出入貨物に對する厘金其他內國稅に關する手續を改良し、條約國商人をして不當の負擔と不便とを免れしむるの方法を講ずる事

ホ、速に支那商標法を制定する事

然るに右に對し支那政府は無條件承諾を求め來り、其折衝中に偶歐洲大戰亂勃發の爲右關稅改訂商議は一時中絕の姿なりしが、大正六年支那が聯合國側の勸說に應じ獨逸に對し參戰するや聯合國は此報償として輸入稅五分稅改訂の同意を與へたり。其趣旨たるや我國にありては支那が獨逸に對し宣戰し、聯合與國と協力策應して作戰に當る事となれるより、之れと密接なる連絡を保ち、且其財政上の援助をなさんとするにあり、條約上の義務としてこれを承諾したるにあらざりき、斯くの如く列國が改訂に同意するや、支那政府は一九一七年十一月十日各國公使に對し

關稅改訂の終了するに至る迄の間各國の既に主義上承認せる現行の輸入稅率を現實五分に引上ぐると同樣の事態を生ぜしめんが爲、暫行的處置として、現行輸入稅の外に其八割八分に當る附加稅を課徵するか若しくは前回の關稅改正の場合に於ける例に倣ひ輸入品に對し現實五分稅を從價にて課徵せんと欲す

と提議したりしが列國の之れに應せざるや、大正七年一月十七日初めて上海に關稅改訂會議の開催せらるゝや、支那委員は劈頭重ねて同一の提議をなし、或は之れに贊成を表せる國ありしも、遂に該提議は實際に容るゝ處とならずして、支那は稅則の改訂を俟つの外途なきに至れり、該會議は爾來引續き開會し、大に議論紛亂せる事あり、決定迄に幾多の困難なる問題生せしが、同年十二月二十日に至り始めて議定を終了し各國委員の調印を見、此に支那年來の懸案たりし關稅改訂の議は解決を告ぐるを得たり。

改訂稅率

今回の關稅會議に於て議定せられたる新稅率は之れを舊稅率と對照せしめて、卷末に採錄せり、該新稅率算出に就いては如何なる標準によりたるか、則ち孰れの時期に於ける何處の物價を以て標準としたるか、之れ實に重大なる關係を有する問題にして、現に歐洲戰前と戰後とにては、物價に著しき變化あるを以て其孰れによるへきは、稅率にも大なる影響あり、又市價も地方によりて相違あるを以て、之れ亦稅率に影響を及ぼすべきなり、前回は一八九七年以後三ヶ年間に於ける陸揚貨物の平均價格を以て其標準とし、該物價の調査は支那海關より提出したるものを斥けて支那協會上海支部の調査に係るものを採用したりき、而して今回は是等の標準は何によるべきかにつき多大の議論ありたりき。

則ち支那側は暴騰せる現時の物價に基き、稅率を算出せん事を主張したるも、現時の物價は歐洲戰爭なる特殊の原因に基き異常に暴騰せるものなるを以て、之れを標準として稅率を算出せんか、輸入貨物は過重なる負擔を受くる事となり、決して公正と稱すべからず、然れども戰後は當然物價は低落すべきも、到底戰前と同一程度に至るべしとは思れず、從て一九一三年以前の物價による能はざるは又當然なるがさりとて戰爭中の異常の場合の物價を採つて平常の場合の標準となす能はず、此點は極めて重要なる問題なると共に、併せて最も困難なる問題なりき、蓋し我國の調査によるに戰前の物價を標準として五分稅額を定めんか、現行稅に比し平均僅に一割五分を增加するに過ぎざるも、戰後の物價による時は六割六分七厘弱の增加となるべく、又支那側の調査によれば八割八分の增加となるべしと云ふ、故に此點は支那にとつても極めて重大なると共に、列國にとりても亦重大なる關係あり、爲に其孰れに決すべきかにつき大に議論あり、列國委員中には便宜の方法として現行稅則に若干の割增を加へて、以て此困難なる問題を簡單に解決せんとせしものもありしが、種々論議の後一九一二年より一九一六年に至る五年間の平均物價を算出し、之れを標準として從價五分の稅額を定むるに決し、新稅率は之れに基き算出せられたり。

又同じく同一年間の物價にても、甲地と乙地とは同じからず、支那南北の大都市たる上海、廣東、漢口、天津、大連等の各地に就いて見るも、上海、廣東は其他の都市に比して、概して生活程度高く、比較的上等の物資を需要すれば、其物價亦自ら貴し、從て上海廣東の物價に基き稅額を算出せんか、天津、漢口、大連のそれを標準となせる場合に比し、過重の負擔を受くる事となるべし、然れども上海、廣東方面に輸入せらるゝ外國貨物は其他の各地に輸入せらるゝものよりも多ければ、是等他地の物價のみを標準となすは勢不公平を免れず、依つて今回の關稅會議に於ては、大連、天津、漢口、上海、廣東五港の平均物價を以て稅額

算出の根據となすを原則とせり、然れども是等五港の平均物價を算出する事困難なるを以て一種の便法を用ひ、支那貿易の中樞にして、其物價亦比較中庸を得たる上海の物價を以て大體の準據となし、只特に一地方に限り多く輸入せらるゝ貨物については其地の物價を參酌するの方法を採れり、斯くの如くする時は、最も公平なる結果となり、殊に我國の如く北支那に偏する、貿易狀態を持し、楊子江沿岸及南支那に需要少く、北支那に需要多き商品を輸出する事夥しき國にありては、從來の如く上海一地の物價に準據して過重なる輸入稅を納付するの不利益を免るゝを得る次第なり。

次に貨物の品質による分類如何も稅額に多大の關係あり、現に前回の關稅改訂に際しては此分類粗大に過ぎしが爲に、歐米の精製品と我國の粗製品と同一稅額を負擔せざるべからざる結果となり、歐米品獨り利益を占むる事となれり、今其一二の例を求めんか綿絲の如き生地晒白染色等により區別を設け、番手の細大により分類せざりし爲に、日本の太絲も英國の細絲も同一の稅額を納入せざるべからざるに至り、又棉布の如きも單に重量及長幅より分類し一定面積に於ける經緯の數を顧みざりし爲日本の粗布と英國の細布と同樣に取扱はるゝに至り極めて不公平の結果を生じたり、依りて今回は我國委員は貨物の品質により分類し以て稅額の公平を保たしめん事を主張したり、蓋し元來從價五分稅を便宜の爲に或時の物價に照して算出し、これを從量によりて徵收するものなる以上、品質の精粗則ち價格の相違は稅額の相違を來すべく、斯くの如き分類法による事當然なりと謂ふべし、而して會議の結果は幸に我國委員の主張容れられて品質による區別を設くるを得、綿絲の如き現行稅率に於ては生地晒白の綿絲には一律に每擔銀九錢五分を賦課し其他に從價五分稅を賦課せるに對し、新稅則に於ては綿絲を番手により五種に分ち十七手以下に每擔一兩二錢八分を、十七手以上二十三手以下に一兩三錢八分、二十三手以上三十五手以下に一兩九錢、三十五手以上四十五手以下に二兩一錢八分を、四十五手以上及其他のものに從價五分を課する事とせり。

斯くの如くして制定せられたる新稅則の稅額は、是れを現行稅則に比し大概幾何の增加歩合となるべきやは、尙精密なる調査なきも大體に於て歐米品に對しては三割八分內外、日本品に對しては二割八分內外に當るべしと云ふ、是れを支那委員最初の提議たる八割八分の引上說に比すれば、遙に少額の增加にして、到底支那は此結果を以て滿足となす能はざりしなるべきが、現行稅率に比し直ちに三割乃至四割の增稅を受くるに於ては外國品の打擊亦決して少しと云ふ能はざるなり。

新稅則と日本商品

新輸入稅則が愈實行せらるゝ場合日本商品は如何なる影響を被るに至るべきかは、到底一概に論ずる能はざるも、

一律に稅額を引上げられたるものなるを以て、外國品間にありては別に變化あるべき筈なきも、外國品が多額の負擔をなせば、夫れ丈け支那國內產品は保護に浴する事となり、外國品と支那國內產品との間の競爭に於て外國品は不利の地位に立つべし、されば現今尙支那に於て製出せられざるか、又は支那に於て產出せざるが如き貨物なるに於ては今回の稅則改訂の爲何等影響を蒙る事なく、增徵せられたる稅額は直にこれを支那の消費者に轉嫁するを得て、爲に苦痛を感せざるべし。

然れども支那に於ける生產品と競爭せざるべからざる立場にある貨物は、此關稅改訂の爲打擊を蒙るを免る能はざるなり、殊に近來の如く支那政府が國內產業保護の爲有らゆる手段を採りつゝある時に於て然るべし、蓋し支那の國內產業保護政策の行はるゝや決して一朝一夕の故にあらず、光緒十六年時の直隸總督たる李鴻章が上海に機器織布局を創設し、同十九年湖廣總督張之洞が武昌に織布、紡紗、繅絲、製麻四局を設立するや、其製品に對しては正稅五分を納入するに於ては沿途の釐金を全免するの特典を與へて以て之れを保護せり、蓋し支那に於ては支那產品が一開港場より他開港場に輸出せらるゝ場合には輸出稅五分沿岸貿易稅二分五厘を要し、更に內地を通過する時は到處常關釐金局に於て徵稅せられ、其負擔決して尠少にあらず、之れを外國品が五分の輸入稅と二分五厘の仔口半稅を支拂ふに於ては沿途一切の釐金其他の通過稅を免除せらるゝに比すれば、支那商品は甚だ不利益なる地位に立つものと云ふべし然るに今正稅五分を納入するに於ては其他一切の負擔を免除せらるゝとせば、其利益甚大にして、十分保護の實を擧げ得べし、爾來此方法次第に擴大せられたるが光緒の末年直隸官憲が省內工業保護の爲工場製品に對し一切の內地通過稅を免除したるに、之れに對し天津海關道は不當の措置となし稅務處に其取消を求めたるに、稅務處は審議の結果、

支那に於て機械を以て製造せらるゝ外國型商品は製造地及其附近に於て消費せらるゝ場合には、一切の關稅又は釐金稅を免除せらるべく、又之を他の開港場間に輸出する場合には輸出稅を納入するのみにて、沿岸貿易稅及釐金稅を免除せらる、其內地に輸入せらるゝものは輸出稅のみを納入すれば復釐金を賦課せらるゝ事なし

と決定し、之れを各海關に通牒したり、これ實に明治四十一年十月二十六日にして、爾後此方法により釐金免除の特典を得るもの頻出したり、而して當初支那政府の意は此特典を支那商人のみに許す意なりしも、馬關條約によれば日本臣民は開港場に於て各種工場を經營するを得、又其課稅は同一種類の支那製品と同一たるべきものにして列強は最惠國約款により之れに均霑するを以て、支那に於ける外國人の工場製品亦此特典に浴するを得る事となり、上海の紡績會社の如き皆此特許を受け、一九一三年十二月迄に該特典を受けたる工場數八十八を算するに至れり。

斯くの如くして支那國內製品が特別の保護に浴しつゝある際に、同種の外國產品が輸入稅を引上げられ、從て抵代

税亦引上げらるゝの結果を見るに於ては、該外國品の受くる不利益は甚大なるべく、遂には支那國内産品との競爭に堪えずして輸入不引合に終るの結果を見る事となるべし、而して此點に於て我國は支那に於て生産し得るが如き商品を輸入する事多ければ今回の關稅改訂の結果本邦品は大なる打撃を蒙る事あるべきを覺悟せざるべからず、此點に關し如何なる對應策を講ずべきかは今日より當業者の大に考究を怠るべからざる處なり。

米國銀行團の對支發展

米國資本家は久しく支那に對する投資について考究する處あり、往年故ストレート氏の四國借款團を計畫せし以來、大に其勢力支那に延びんとせしが、ウイルソン氏の始めて大統領たるや從前の政策を一變し米國銀行團をして六國財團より脫退せしめしより、茲に米國資本家の對支發展は一時中絶の狀あり、其後米國銀行團の五國財團復歸の議ありしが、其迂餘曲折決せざるに先ち米國の有力なる銀行は一財團を組織し、コンチネンタル、エンド、コンマーシャル、トラスト、エンド、セーヴイング銀行副頭取アボット氏を支那に派遣し、各般の調査をなさしむる事となり、同氏の渡支は米國資本團の對支活躍の第一歩として非常の注目を國新聞受けつゝあり、同氏は過般東京を經て北京に入れるが、米紙上等に散見せる米國銀行家の活動に關する記事を採錄して以て米國資本團の對支企圖を知るの一助となさんとす。

支那に於ける銀行設立の好機

最近紐育市の「マガヂン、オブ、ヨールスツリート」誌上に現はれたる、興味ある論說中に、北京國際銀行團の前理事、オリン、デ、モット、ヨルカー氏は、次の如く述べたり。

「極東殊に支那に於て要求する米國銀行は、以下述ぶるが如き種類のものなり。即ちこの種の銀行は、商業取引に從ひ且つ米支の直接取引にして、支那國民の開發に與ふるものたらざるべからず。而して又この種の銀行は、銀相場或は外國爲替の投機的事業は、正當なる業務の次位に位せしめ、米國貿易に裨益し、米國の貿易業者に對し、公平なる信用報告をなすものならざるべからず。且つ又他の銀行と競爭して同一條件と同一見返擔保を以て、貸附をなし、顧客に對しては、慇懃懇切ならざるべからず。而して、この種の銀行の業務は、米國精神に依り、特に從業員は米國人を雇用し、その經營法は、米國式に依らざるべからず。叙上の方策に依る、米國銀行は、支那に於ては、全く無競爭

なるが如し。

支那との直接取引を考ふる場合に於て、吾人は道德的危險を看過すべからず。然れども恐らくは世界の如何なる國も、この道德的危險性に關しては、同一なるべし。この國の習慣として、新年に於ては、あらゆる負債は返濟すべきものとせり。されば、その支那の會社たると、箇人たるとを問はず、債務の償還に關しては、假令一族同類の各員が如何なる算段をなしても、必要なる金額を調達するを常とす。

支那に於ける既成の外國銀行の一も、未だ支那人の開發、及び彼等の商業の發展に關して、何等眞面目に企圖する處なかりしは、余の異とする處なり。米國銀行業者にして、支那語を流暢に語り得るもの殆んど稀なり。然れども、彼等支那人の間に、銀行の普及を圖る爲めには、語學の智識は最も尊き資產なり。何故ならば、この語學の力は、箇人的に支那の顧客と直接接近するの機會を與へ、支那人の信用と、其力とを獲得するを得べければなり。而して、この信用と其力とは、實に支那の商業開發に關して、最も必要なる二大要素なり。筆者の支那に於ける商業上の成効は、實にこの點に負ふ處大なり。

米國商業銀行が、米支貿易に貢献するこれ等種々の業務の外支那の產業開發上、大にその活動を待つべきもの多々あり。この方面は、支那に於ける如何なる銀行も、未だ手を觸れたることなし。勿論、この方面に入るには、幾多の困難のあるべきは事實なれど、この困難とて、決して打ち勝ち難きものにはあらず。支那との吾が條約は、外國人の不動產所有權を禁じたり。而して又この條約は、抵當權を擔保とすることを禁じたり。これ等の困難に拘はらず、銀行がこの方面に全く安全にして利益ある活動をなし得べき方法數多あり。日本及び佛蘭西は、巧にこの行詰りを免れたり。而して、その方法の一は、支那政府より銀行團に對し特許を與へらるゝものにして、他は特別なる許可又は特權これなり。

支那人は、特にこの方面に於て、何等拘束をうけずして、自由に活動することを得べき米支銀行の設立せられんことを、望むや切なり。彼等はかゝる共同事業に、米國財政家を誘引するの目的を以て、既に數百萬弗の醵金をなせり。この共同事業に依り、幾多の利益を得べきは言を俟たず。而して、この利益は、支那の如き富裕なる國家の自然の資源を開發することが、何を意味するやを知る思慮ある米國人の、考慮に價する問題なり。米國の投資を俟つべき支那の產業界は、全く等閑視せられたり。そは余りに遠隔の地にしてこの方面に關する特別なる智識を缺き居れり。而して、この特別なる智識とは、一般的智識に關して云ふなり。吾人は、余り重要ならざる事件が、新聞の好題目となりしを見たり。吾人は輸出に關しても輸入に關しても、殆んど知る處なかりき。海運の不振と、米國船舶の不足は見逃すべからざる事實なり。而して吾人は全く支那人を理解する點に於て失敗せり。吾人はこの國の特種の習慣に從はんとせず、又商業上の實際的事務に通曉せんことをせざりき。

かの支那に於ける銀相場の變動と、外國爲替の煩雜は吾が商人と財政家をして太平洋の對岸に足を踏み入るゝの勇氣を挫かしめたる問題なりき。

然るに、最近數ヶ月間に於て、少くも米國の與る處にては支那に於て、全く新しき局面展開せられたり。倫敦は、最早銀の價格を決する能はず。支那に對する米國の借款は、吾人をして、支那が商業上援助する吾人の努力を、後援するものなりとの、確信を抱かしめたり。

戰後に於て、爲替交換率、及び銀相場は、或る條約、又は協定に依り、決定せられ、銀相場の投機は、支那に於ける過去の事件とせられ、この二個の事實が、必ず將來解放せられたる貿易を著しく增進すべきは疑ふべからざる處なり。

吾人が此處に、米支貿易の發達及びそが現在第二位に位する事實、而して支那人自身が米國人及び米國商業及び企業に對し、他の如何なる國民に對するより深く信賴せること、而して、一ヶ年一億五千萬弗の取引を營む七千人の米國人が、米國人の幹部に依り米國式に經營せらるゝ眞個の米國商業銀行の設立を希望せる事實を考ふる時、必ず吾人は支那に於て、かくの如き銀行を設立すべき好機會なるを感ずるものなり。

筆者は痛切に、支那に於ける米國貿易が、國際貿易の競爭に應ずる爲め、支那に所在する米國銀行の經濟上の援助に俟たざるべからざるを思ひ、且つ支那がかの米國の產業を建設したると同一の建設的經濟素質を要求しつゝある事實を信ずるものなり。更に、支那は、若し吾人がこれを導く處あらば、必ずこれが開發に要すべき、金額を提供すべく、且つ米國が今日世界に於て獲得したる地位の與つて力ある我が產業銀行の主義に從ひ、眞個の米國商業銀行を支那に建設することに依り、吾人が米國に對して大なる奉仕をなし、我が國と支那とを永遠に結合せしむる點に、與つて力あるべきを確信するものなり。」(New York Financial America 一九一八年十月十七日)

ア氏の支那財政研究

"The Continental & Commercial Trust & Savings Bank Chica go" の副頭取ジョン、ジエー、アボット氏(John Jay Abott)は米國銀行團を代表して支那の財政狀態研究の爲めに北京に派遣せられたる旨一月八日モルガン商會(J. P. Morgan & Co.)より發表せられたり、アボット氏の支那行が米國々務省の承認を經たるものなることは左の同省の告示によりて明かなり。

數ヶ月前に組織せられたる米國銀行團は國務省の承認を經て、支那の財政情態を研究し之を報告せしむる爲めに代表者一名を北京に派遣すべきことを決定せり。

然れども同銀行團は支那に對して特定借款を締結するとは目中考慮中に非ず。

"The Continental & Commercial Trust & Savings Bank of Chicago"副頭取ジョン、ジエー、アボット其代表者に選任せられ、近く渡支の途に上る可し云々。

對支借款交涉の再計畫に關しては本誌昨年八月三日號（四四五頁）に於て之を詳述せり。

前記米國銀行團の組織せられたるは昨年八月の交にして、米國に於ける大銀行約三十行及び各都市に於ける主要銀行によりて組成せらる。然れども同銀行團は今日に至る迄對支借款に就きて確定的計畫を爲したること無し、同銀行團の組成銀行を擧ぐれば次の如し。

J. P. Morgan & Co., New York City. 1st Nat. Bank, City of New York. Guaranty Trust Co. of New York. Central Union Trust Co., New York. Harris, Forbes & Co., New York. National City Bank of New York. Chase Nat. Bank of New York City. Bankers Trust Co., New York City. "

本銀行團成立の當時本銀行團は五千萬弗の對支借款を計畫中なりと一般に信ぜられたり。抑タフト大統領時代に組織せられたる第一次米國銀行團は湖廣鐵道借款三千萬弗を契約するに當りて、International Group"として知られたる歐洲銀行團と協力せり該資本團は後に至りて所謂「六國財團」となり、該財團は米●英●佛●獨●露及び日の六國の代表銀行團によりて組織せられたり。戰爭の勃發と共に獨逸銀行團と聯合國銀行團との協調止み、且又露國は內亂の爲めに六國財團を脫退したるを以て、最近に於ける對支借款商議は米●英●佛及び日の四箇國の間に爲さるゝに至れり。然れども曩に五千萬弗借款の計畫せられたる當時に於ては英佛兩國は該借款に加入する能はざる可しと觀測せられたり、何となれば兩國は當時金融動員の狀態に在りしを以てなり。假りに米●英●佛●日四國財團が對支借款を締結せりとするも恐らく米日兩國は一時英佛兩國に代位せしなる可し。（一九一九年一月十一日米國コンマーシャル・セントル・フイナンシヤル・クロニクル）

アボット氏の渡支

▣市俄古市コンチネンタル、アンド、コムマーシヤル、トラスト、コムパニー副社長なるジョン、ジエイ、アボット氏は米國銀行團の代表者として、昨日支那に向け出發したるが、その際意見を發表して曰く

「吾人の調査は、先驅的のものなるべし、近き將來に於て、合衆國の對支貿易が、盛大に赴くべきは疑を容るゝの余地なし。而して、我國の銀行家は、これ等諸種の取引を處理せざるべからず。米國銀行團が、余をして有益なる調査をなさしめんと決したるは、將來對支貿易の最善の方法を研究せしめんが爲めなり。

支那が借款を希望するや否やは、吾人の知らざる處なれど、彼の國現在の財政狀態より觀察すれば、借款の募集は已むを得ざるべし」と。（一九一九年一月十七日紐育トリビューン）

市俄古諸銀行の支那借款援助

今回の支那借款は、從來我國に於て募集したる借款の中にて、最も確實なるものゝ一にして、事實上米、英、佛、日の諸國家の關係する借款なりと云ふを得べし。而して、これが擔保は現時世界に於ける四富强國たる前記諸國家の管理を受くるものなり。

募集に關する商議は、數ヶ月前に開かれたりしが、未だ充分なる決定を見ず、併しながら、大體に於て滿足なる進渉をなしつゝありと稱せらる。今日迄の處にては、この商議は、主として、諸國政府の外交的活動に依る處大にして、合衆國は、專ら、これが指導者たるの地位に在り。

ジオン、ヂエイ、アボット氏自己の意見を語る、コンチネンタル、コムマーシャル、ツラスト、コムパニーの副社長ジオン、ヂエイ、アボット氏は、東部に於て開かれたる借款相談會に出席し、最近當地に歸り來りて語る處に依れば、前記外交上諸問題の全く解決を見ざる限り、借款募集額及び

オー、エム、スマッカー氏

利率、返濟期日等の事項は協議に上らざるべしと。

コンチネンタル、コムマーシャル、ツラスト、コムパニーは、この商議に參加せる銀行團中、市俄古所在の唯一の銀行なり。而して、殘餘は、凡て紐育所在の銀行なり。されど、この銀行團の背後には、合衆國の各都市の代表的銀行より成る銀行組合あり。

この組合は、國務省の慫慂に依り、設立せられたるものにして、その任務は、該借款が募集せられし時、これを實際に分配するにあり。この後者に屬する機關の中には、多數の市俄古市の銀行あり。イリノイスツラスト及び貯金銀行等もこの組合に屬せり。

アボット氏は、國務省の當局者と、該借款に關する各種の事項を協議する爲め、モルガン氏に同伴して華盛頓に赴きたり。（一九一八年九月二十七日シカゴ、ヘラルド、エキザミナー）

米國銀行家の對支借款計畫

市俄古市、コンチネンタル、エンド、コムマーシャル、トラスト、エンド、セービングス、バンクの副社長たるジオン、ヂエイ、アボット氏は、米國銀行團の委任を受け、支那の經濟事情を視察し、且つこれが報告をなす爲め、最近支那に向け出發すべしとのテイー、ピー、モルガン、コムパニー

の昨日の發表に依り、所謂米國銀行團が、再び支那に對し、借款を提供する爲め、交涉を開始したるを一般に知らしめたり。而して、アボット氏の任務は、米國々務省の贊助を得たるものなり。

未だ特定の借款に關しては、何等考慮され居らずと雖も、

アボット氏が支那の債務者側と、米國銀行團との間に立ちて、仲介の勞を執るべしと一般に信ぜらる。而して、支那に於ける各種の緊急なる必要の阻止せられたる場合、比較的大なる借款協定せらるゝに至るべし。對支借款に關する協商が、再び問題となりし事實は、昨日發表せられたるジエーピー、モルガン、コムパニーの下の如き報告に依り、これを知ることを得。

「數ケ月前、組織せられたる米國銀行團は、國務省の贊助を得て、支那の事情を研究し、これが報告をなさしむ爲め、北京に代表者を送ることに決せり。未だ特定の借款に關しては、考慮せられ居らず、而して、市俄古市のコンチネンタル、エンド、コムマーシャル、トラスト、コムパニーの副社長なるジオン、ジエイ、アボット氏は、選ばれて此の使命を帶び、最近支那に向け出發すべし。」

此の度の米國銀行團は、合衆國主要都市の有名なる銀行三十個より成り、これが設立に關しては、米國々務省の贊助を得、昨年初秋に組織せられたり。されど、今日迄の處にては、支那に對する確定的提議に就き、何等考慮したることなし。而して、六國團の米國銀行組合（アメリカンバンキングシンヂケート）に參加せる地方銀行には、ジエイ、ピー、モルガン會社クンロープ會社、ファーストバンク、ナショナル、シチー、バンク等あり。

對支借款の再興を目的とするこれ等銀行團の外、尙チエーズ、ナショナル、バンク、市俄古市コンチネンタル、エンド、コムマーシャル、トラスト、アンド、セービングス、バンク、及び其他大都市の諸銀行あり。而して、國務省の贊助を得て組織せられ、極東問題に對し、特別なる利害關係を有する種々の財政制度の細目は、目下の處その發表を差控へ居れり。

この度の米國銀行團の組織せられたる當時に於て、支那が通貨制度を確立する目的を以て、米國に對し五千萬弗の借款を要求したりしとの說專らなりき。併し、この問題は不成立に終りたり。昨年初秋に於て、支那に對し或る借款を起すべしとの論議盛んなりき。そは英佛二國が外國爲替の混亂狀態の爲め、到底かゝる借款に參加することは不可能なるべきを以て、日米が彼の二國の地位に代るべしとの思想に起因せるなり、されど其後何等確實なる發展を見ざりき。

米國國際組合（アメリカンインターナショナルコーポレーション）の手を經て、鐵道及び水道の建設の爲め、支那に對して提供したる比較的小なる借款、及び千九百十七年にコンチネンタル、エンド、コムマーシャル、トラスト、エンド、セービングス、バンクを首頭とせる市俄古銀行團が提供せる五百萬弗の借款の外、支那に對し、實際に與へたる借款はかの六國團の六百萬磅の中の一部なり。即ち、この六百萬磅の中、米國側に於て提供したるは、百五十萬磅、即ち七百五十萬弗なり。而して、この計畫は湖廣鐵道借款として有名なるものなり。

米國銀行家が、始めて支那借款に關係するに至りしは、千九百九年、かの三千萬弗（六百萬磅）の湖廣鐵道借款に、米國が七百五十萬弗を提供して、これに參與する爲め、一の財團を組織せんとの米國々務省の公表せる希望に基けるものなり。而してこの三千萬弗の湖廣鐵道借款協約は、

當時英、佛、獨間に協議せられたるものなりき。この四ケ國の銀行團は、國際團と稱せられ、彼等の手を經て該借款を支那に提供したり。然るに、千九百十二年二月、國際團は各自國政府の要求と、支那の承諾を得て、善後大借款に關する協商をなす爲め、日露兩國の銀行團を同團に加入せしめたり。かくの如くにして、成立したるものが、かの所謂六國團なり。

其後、數ケ月間の交渉と、その間或る外國團が支那に對し資金の前貸をなしたる事件ありしが、遂にこの六國團と支那政府との間に一の協約成立するに至れり。この協約の條件二あり。第一に支那は確乎たる基礎の上に立ちて、行政組織を改正すること、且つ未濟負債を償却して、世界に支那の信用を確立すること。第二の條件の要點は歐米の投資家を保護することこれなり。而して、この保護とは各國政府及び銀行團の解釋に依れば、如何なる政治上の不安が再興するも、支那は貸與せられたる資金を正當に支出することを保證し、且つ公債の元利を保證するところの歳入の處分を保護するの方策これなり。

米國團が、善後借款協定に從つて、何等の借款も起さざる中に、ウイルソン氏大統領となり、當時の國務卿ウキリアム、ジエイ、ブライアン氏の爲めに米國の六國團參加は、阻止せられ、米國團は全くこの交渉より手を引くに至れり。千九百十六年六月、リー、ヒツギンソン、エンド、コムパニーは、米國に於ける支那政府の財務代理店として設けられ、支那政府に依り、幾度か借款募集の計畫をなされたりしが、米國政府は、依然としてその政策を支持したりき。千九百十七年の初め、コンチネンタル、エンド、コムマーシャル、トラスト、エンド、セービングス、バンクが五百萬弗の借款を起しゝ時、リー、ヒツギンソン、エンド、コムパニーに代り、財務代理店となれり。

戰爭勃發の爲め、獨逸は他の諸國家とより成れる團體中より排除せられ而して其後革命の爲め、露國の國狀は全く渾沌狀態に陷りたるを以て、最近に於ては、主として英、米、佛、日間に論議せらるゝに至れり。此度の交渉に於ては、米國々務省は、每回その協議を受け、ウイルソン大統領就任當時に於ては、到底拒絶せらるべき事も、現今に於ては承諾を與ふるに至れるが如し。（一九一九年一月九日紐育サン）

亞細亞銀行組合支店

紐育市、亞細亞銀行組合上海支店は、來る二月七日に開店すべし。又漢口支店は、三月十五日に、天津及び北京の兩支店は、何れも五月一日開業の豫定なり。

ガランチー、トラスト、コムパニーの副社長、ダブリユーシー、レーン氏及び亞細亞銀行組合の副組合長なるラルフドーソン氏は、共に、海外支店監督の爲め、當分支那に滯留する筈なり。ロバート、ブッチャン氏は、亞細亞銀行組合の會計補に任せられ、上海支店に關係すべき豫定なり。

（一九一九年二月一日フィラデルヒヤ、パブリック、レヂガー）

上海亞細亞銀行の開業

國際銀行としての全設備を完成し、又顧客との交渉も無事終了して本年二月七日より營業し居りたる、亞細亞銀行は愈々二月十二日を以て正式に營業を開始したり、事務所は九江路十五號エドワード、エズラ、ビルデング中の江西路との角にして、入口は角の外九江路及び江西路の兩方面にも各一ヶ所宛設けられたり、當日午前中は同行の買辦たる傳筱庵氏の名にて招待せられたる支那側の來客あり、午後は各方面を網羅したる外人側の來客ありて共に盛大を極めたり。

同行の設備は當地の他銀行と大同小異なれども、一二新奇の特色を有せり、上述したる如く同行は國際的銀行事務を執るものにして、行員は皆仕事に慣れたるもののみなれば、上海の通貨のみならず米弗、英磅、佛國法及日本圓等の諸貨幣に通曉し、取引及預金は以上何れの通貨にても取扱ふべしと云ふ、尙漢口支店は三月中に開店せらるべく、追て北京、天津、哈爾賓及浦鹽にも支店を設置する由なり、同行の資本金は金貨二百萬弗の外に五十萬弗を追加し、必要に應じては尙ほ追加すべく、其本店を紐育リバアテー街六六號に置き、同行の背景には米國に於ける最大有力の財團を控へ、其資本主の重なるものは左の如し、

The Guranty Trust Company of New York;

The Bankers Trust Company;

The Mercantile Bank of America;

The Ang O & London-Paris National

Bank of San Francisco;

The Fist National Bank of Portland, Ores

The National Bank of Commerce of Seattle, Was.

役員は左の如し

President Charles. H. Sabin　（保證信托會社々長）

Albent Breton　（同　副社長）

Vice-Presiclent Ralph Dawson　（同　秘書）

Robert A. Shaw　（同　外國課長）

Direcions Charles H. Sabin Seward Prosser　（銀行信托會社々長）

Thatcher M. Brown Brothers and Campany　（アーカンタイル銀行を代表す）

Eugene W. Stetson　（保證信托會社副社長）

Allert Breton

F. J. Kent　（銀行信托會社副社長）

Ralpn Dawson

Herbert Fleish Agcr（桑港のアングロ、エンド、ロンドン、パリス、ナショナル銀行の頭取）

M. F Bickus（シャトルのナショナルバンク頭取）

C. J Adams（ポートランド第一國立銀行副頭取）

アボット氏の使命

George E. Smith
（ローヤル、タイプライター會社々長米國製造輸出協會々頭）

今回アボット氏の支那に赴くに當り世上には往々同氏に於て米國資本團を代表し、日本を疎外牽制して一大經濟的活動を支那に試みむとするの計畫を有するやの臆說を傳ふるものなきに非ず、自分は其の無稽の流言たるを信じ、今仍ほ日米兩國の離間を事とするものあるを遺憾とす、同氏は今回渡支の途次本邦に立寄りたる節、自分とも親しく面談し、對支投資に對する日米の關係に付隔意なく所見を交換し、又外務、大藏兩當局とも同樣腹藏なき會見を遂げたり、殊に同氏は自分と會見の際米國銀行家に於ては、對支投資に付日米協同せむことを切望し居れる旨を述べたる尙同行の支那名は友華銀行なり。（上海週報）

原首相議

が、支那に關する日米協同投資は日本も亦夙に切望する所たるや申す迄もなし、是れ實に日米兩國の爲に等しく得策なるのみならず、同時に支那の眞正且永遠の利益と合致するものなり、惟ふにアボット氏今回の極東來遊は、日米兩國資本家の共同提携に一新時期を劃せるものと言ふべきなり、尙對支借款團に米國銀行團の復歸せむことは、日本の豫て希望せる所にして、屢米國側に勸誘を試みたることありしが、アボット氏の來遊は本件をも更に促進する有力なる動機たるべし。

米國製機械工具の市場たる支那

支那に在りては、未だ全く、各種の機械工具の輸入を見ず。而して、米國製機械工具の景況は、その品質、信用共に甚だ有望なるものあり。然れどもこの種の貿易も亦、主として、最初に、最良なる機具を、最多量に供給せるものゝ手に依り、獨占せらるべきは、他の各種の輸入品と同樣なり。機械工具が、鐵道其他修繕工場に對し、且つ又、道路、橋梁の建造に對し、必要缺くべからざるは、言を俟たず。而して、米支兩國間の貿易をして、一層圓滑ならしむべき要素は、實に、かの米國諸通運會社の近時に於ける財政、運輸の擴張にして、次に述べんとするも、敍上の事實を目的とするものなり。

地方工業の發展、建築修繕事業に關する內地利便の增加、及び勞働賃銀の値上は、相俟つて支那機械工業界の革命を誘起し、且つ、支那に對し輸出さるゝ、米國機械工具の品質に、著しき影響を與へたり。

支那は、前年、工業製作品の殆んど全部を、歐洲諸國に仰ぎ、其後、濠洲、米國、日本の製品のこれに代りたるは、幾多の事實に徵して明なり、然れども、支那は工業發達上に一新紀元を劃し、既にその影響の及ぶところ大なるものあり。而して、今や、支那は正にその無限の資源を以て生產的基礎の上に立ち、歐洲品を產出せんとしつゝあり。

戰前、支那に於ける製造工場が、この種の製品を製造しつゝありし當時は、常に歐洲製品と激甚なる競爭を闘はさゞるべからざりき。然れども、この競爭が戰爭の爲めその跡を斷つや、從前輸入に依り手にするを得たりし貨物の大部を、自國の工業の力に俟たざるべからざるに至れり。其結果、地方工業は、重要なる地位を占むるに至り、從來歐洲より輸入したりし貨物の製造に從ふ各工場は、著しく多忙を極め、これが爲め、その規模の擴張を計るもの多く、且つ新しき工場の建設、發展を見るに至れり。

現今の支那に於けるが如き發達に際して、先づ、影響を蒙るは、全世界の機械工業これなり。今日、近代的製造法の行はるゝ處、機械類の使用せられざる處なく、支那の工業上の變革の初徴と共に、各種機械類に對し、著しき需要を增すに至れり。されど、不幸にも、この需要は、歐洲其他の製造業者に依り充たされず。更に、戰爭は歐米の機械力をして、全く窮境に陷れ、支那はこれ等緊急の需要の充たさるゝを待ち、後始めてこれを充たすの已むなきに至れり。

これ等幾多の障碍あるにも拘はらず、支那は、よく來るべき工業發展の基礎を固め、決して戰前の沈滯に復歸せざるが如き觀あり。されば、世界の機械工具、及び一般製造業は、將來支那に於て新に一大顧客を有するに至るべし。一旦その緒に着かんか、數年ならずして支那はその機械工業を自營するに到るべきや必せり。而して、支那は、先づ、自國の新工業、及び鐵道に對し、修復する利便を有すべき必要あり。こは、最近の機械工具の助力を俟つて、初めて行ふことを得べし。

支那に於て大規模に機械力を使用し始めしは、諸外國に於て、既に機械製造業の著しく進歩せし時なりしを以て、支那の工場内の設備は、他國の諸工場に優れたるものあり。されば、各工場の有する舊機械を載積し置くの要なく、且つ、これを拂ひ渡す等の煩なし。而して、機械工業に就いては、支那は全く、處女地とも言ひ得べきを以て、一度最新式の機械を購入せんか、必ずこれが需要を增すべきや必せり。而して、こは、米國の械械工業をして、一層有利なる地歩を占めしむるものなり。

勞力節減の必要は、支那の機械工具購入者に影響するところ甚だしからざりき。如何となれば、近時に至る迄、支那は勞賃銀の最も低廉なる國なりき。然るに、近時漸く勞働問題の生ずる傾向あり。即ち戰時中鐵その他の工業に從事せる熟練なる職工の賃銀の値上は、遂に勞力節減の必要上、機械力を使用せんとするに至れり。且つ、現時戰亂の爲め、歐洲に向けられたる支那勞働者は、將來に於ても、人力補充の爲めこの方面に於て各種の業務に服すべく、こゝに支那勞力市場に一の新しき地位を占め、機械使用に影響するところ大なるは疑ふべからず。

次に、支那に於ける電力を觀察するに、近時漸く見るべきものあり。而して、この電力に依り、最近迄全く不可能なりし地方迄、機械使用の新途、開かれたり。而して、動力問題も亦、支那の憂慮するところにして、電力不足の地方は、燃料供給の困難の爲め、工業の不振を齎せり。石炭の供給は、通常以下と稱せられ、地方炭山はこれが救濟にあたるべからず。これ往年の革命の結果、鐵道運輸の障碍官有鐵道一般の荒廢に由來するものと云ふべし。

電力と工業の發達

近來、廣東の工業界の重視せらるゝは、主として、廣東電力會社(支那商社)の經營にかゝる動力裝置を有する爲めにして、同會社は、更に、これを擴張し、新しく設備に要

する金額は、實に四十萬弗に達すべく、その殆んど全部は、これを米國に仰ぐべしと云ふ。現今、支那に於ける主なる都市の多くは、何れも、電力設備を有し、鐵道鑛山等も亦概ね動力自給の設備ありて、近隣に對し動力を供給し、又燈火の用に供せり。これ等は、皆より重要なる機械の使用に資しつゝ、その愈增加しつゝある機械工場の需要に應ずべき經濟力の源泉を以て、新しき工業の中心を創設し、工業發達の促進を計りつゝあり。

香港、及び上海の如き、共に廣大なる動力設備を有し、此等の都市に於て、作業に從事せる主なる工場に電力を供給し居れり。就中、香港に於ては近年著しき進歩を示し、東方亞細亞大陸に於ける工業の中心地たらんとするの觀あり。香港に於ける工業の發展と、これに從ふ機械類の需要の增加は、言ふまでもなく、現時戰爭の結果なり。今日に於ては、支那に於ける歐米貨物の製造地として、數多の點に於て歐米に代らんとするの概あり。この進歩の如何に著しきかは、現在、香港に於て製造せらるゝ、主要機關、補助機關、汽鑵、喞筒、發動機、其他一萬噸以上の船舶に備ふべき大推進機、發電機等各種の機關、及び機械類の製造さるゝ事實よりするも、推測するに難からず。更に昨年上半期迄に建造せられし大船四隻あり。而して、各機械工場は、これが成功を計らん爲め造船所と協力する處ありたり。今日、香港に於ける支那及び歐米の機械商甚だ多く、何れも將來米國製機械工具の好顧客たるべし。

戰亂當時迄は、機械商の所有にかゝる機具は、二造船所を合するも漸く、輸入機具、及び船舶の修理に供せらるゝに過ぎず。而して、戰爭勃發以來、各地共に、多大の修復事業起り、各修繕工場、造船所は、又專心これが努力をなし來りしが、現在の裝置のみにては、到底需要の全部を充たす能はず、こゝに於てか、新に製造工業を起すものあり、又諸會社は、機具設備の補充を企圖したりしも、好果なく、今日に於ては、機械類購入の難全く戰前に倍加するに至り、注文に對し、受渡の敏活を缺くに至れり。

戰時注文

歐米機械製造業者は、軍需品支給の爲め、忙殺されつゝあり。而して、軍需品は、他品に優先すべきものなれば、箇人的取引は、これが支給を俟つて後、行はるべきなり。是は、支那に於て、充分理解され居るところにして、送達の遲延も亦、已むを得ざるものとせり。然れども、支那に於ける需要者は、支那の製造工業は、諸外國に於けると同樣、正當なる働をなし居れるを以て、今少しく、好都合なる待遇を與へらるべきものと思惟せり。例へば、再び航海の用に供せんとする船舶を、迅速に修復するは、東西の交通貿易上、一日も忽にすべからざるものなり。而して、これ等船舶は、歐米に於て修復するは不可能なるが故に、支那に於ける造船所に於てなさざるべからざるが如きこれなり。

既に、前述せる如く、香港其他各都市に於て、新工業勃興し、各種の機械類を必要すること言を俟たず。これが往

年ならんには、勿論、輸入を待たざるべからず。されど、新工業が支那に於て大なる意義を有する現時に在りては、その必要する機械の如何なる部分が、支那工場に於て製造するを得べきやを研究せざるべからず。而して、その今日迄の結果は、甚だ有望なるものあるが如し。例へば、香港の機械商は、内部燃燒機關の製作に從事しつゝあり。輸入機械は、勿論、尚ほ全然阻止すること能はざるも、必要なる場合には、内地製品を以てこれに代らしむるを得べし。少くも、香港に於ては機械の輸入價格は、例年より著しく低下せりと稱せらる。就中織物に用ふる特種機械は、著しくその需要を減じ、舊機械に更に愼重なる修理を施し、これが加工を計れり。

然れども、機械類の輸入減少は、決して支那全般に亘るものにあらず。機械製造の便宜に乏しく古機械修繕の不可能なる地方に於ては、如何に高價なるも新機械の輸入を講せざるべからず。例へば、製鐵事業の擴張を急とする漢口に於ては、千九百十六年製鐵製棟の機械を輸入せしこと、實に二十三萬四千弗の多額に及べり。機械殊に機械工具を輸入せし鐵道修理工場の總支出は、千九百十四年には、四萬六千弗に上り、翌二年間に購入せる額は三萬四千弗に及び、動力機械の需要又盛んなりき。

支那に於て、最も廣く機械工具を使用し、且つ、最新機械の購入に力を致すは、鐵道にして、その多くは歐洲技師の部分的、又は全部的管理の下にあり。而して、何れも優秀なる修理所を設け、新製造事業に多大の貢献をなせり。

戰前、支那鐵道は、車輛、軌道材料を、歐洲諸國に仰ぐの有利なるを認めたれど、今日に於ては、その機械設備は全然歐洲各國の助力を排除するに到らざるも、内地製造工業は、著しき進歩をなせり。今輸入品につき、一例を擧げんに、機關車の大部分は、尚ほこれを海外に仰ぐ要あり。然れど、歐羅巴諸國よりこれを迅速に得るは、極めて困難なるを以て、勢これが供給を米國に求めざるべからず。即ち最近一米國會社は、「ミカド」型新貨物機關車五輛を京奉鐵道に供給し、更に同型機關車十四輛の注文を受けたり。

滿洲鐵道工場

大連に於ける滿鐵の製作所にては、同線所要の蒸汽機關車の大部を製造し、且つ、又、電氣機關車の製作にも從事せり。而して、最近その數輛を完成したりと稱せらる。これ等の機關車は鑛山に使用せらるゝものにして、これが製作に從事する滿鐵製作所は、亞細亞に於けるこの種の工場の最良のものなり、而して、これが設備に要する地域は、二百「エーカー」にして、二千八百人の從業員を有し、日支兩國人各その半を占む。技術部も亦廣大にして、製圖者五十人を有し、その建坪十六「エーカー」に及べり。而して、その職務甚だ繁忙にして、一年間に、機關車三百輛、客車三千四百輛、及びこれに相應する多數の貨物車の修繕に從へり。遠東時報に記載せられたるこれ等工場に關する記事は、使用せらるゝ機械の最も重要なるものを述べたり。支那鐵道修理工場の業務に與からんと欲する讀者の爲めにこ

ゝに再びその表を繰返さん。

汽繕工場には、一個の Riveting tower 三個の移動 Hydraulic riveting machine 數個の Drilling machine, radial arm drills, boiler tube, sheet drilling machine, 及び Plate-edge planing machine, plate-bending rolls, boiler shell dailling machine, 各一個 Shearing and punching machine, 數個及び Hydraulic press 一個あり。

扨て、其他の鐵道修理工場の設備は、概ね、これに劣るが如し。鐵道の增加、及び修繕量の增加は、技師をして各鐵道に修理場を設定せしめ、從つて、機械設備に影響する處大なり。支那の、各種鐵道は、今回の大戰と國內の動亂に基く鐵道一般の不況の爲め、最近數年間に輸入せし新設備は、甚だ多しと言ふべからず。然るにこれに反し、修繕事業は甚だ多忙なりき。過去數年間に亘り、多數軍隊の輸送を行はざるべからざりき。殊に、支那軍隊は亂暴なる乘客を以て有名なるが故に、鐵道はこれに課するに、著しき稅金を以てし、軍隊の輸送に使用したる客車は、先づこれに大修理を施し、然る後、再び、通常の運輸に使用するを常とせり。

日本製品の影響

支那に於ける機械類取引に及ぼす日本の影響は、現在の處、餘り甚だしからず。日本機械製造業者は、巧に、且つ低廉なる價格を以て、簡單なる數種の機具を供給しつゝあり。されど、事業の安全を望む顧客は、優秀なる米國製品、高等なる歐洲品を用ふるを常とす。然れども、通常の機械工具に就きては、日本も相當の發展をなせり。これ主として、日本が獨逸鐵道、及びその修理工場を占領したるが爲めにして、こは支那に於て、日本の機械製造者にとりて、絕好の廣告なりき。次に、日本製機械類が餘り支那に用ひられざる他の理由は、即ち、日本が戰前支那に對する國際借款に加入する能はざりしことこれなり。

歐洲諸國の借款政策と機械貿易の影響

多年歐洲の各國政府により與へられたる、財政援助は、支那に於ける歐洲の機械類、及び鐵道原料の賣捌に關係する處大なりしは、疑なきところなり。借款の大部分は、歐洲銀行に依り、所謂鐵道借款、若しくは、鐵道を擔保として成立したるものなり。而して、その契約は、常に鐵道の建設、及び管理は其の借款を與へたる國の人民の手によつて、爲されざるべからずと規定せり。從つて、これ等技師は、當然何處に於ても、これが建設に要する機械類は、自國製のものを使用し得るの撰擇權を有したり。されば、吾人は獨支鐵道の修理工場に於て、使用せらるゝ機具の大部分は、獨逸製たるを發見す。而して、かゝる事實は英佛の支配の下にある鐵道に於ても同樣なるを知るべし。

日本は、嘗てかの廢止せられたる六國借款に、最小の仲間としてその協定に加盟し、日本の在野財政家も亦、支那に於ける多くの經濟的企業に投資せり。されど、支那の經

濟的企業に日本が投資したる眞の着手は、實に青島陷落の日を以て始まる。この事件に依り、日本は事實上戰前の獨逸利權を獲得し、而してこの利權は、他の大なる獲得物と共に、直に日本人に支那に於ける有力なる財政上商業上の地位を與へたり。この時に際し、日本の製造業者、及び商人は、大にこれが利用に力を致さんとしつゝあり。かの日本に於ける大會社たる三井、古河、大倉、久原、鈴木の諸會社、及び東亞興業會社は、合同して、支那の或る方面に於て、大に利權の開發に努力せんとしたり。而して、その結果は、恐く近き將來に於て、支那の經濟界に及ぼす影響大なるべし。而して、現在迄の處にては、この新合同の結果電氣事業は大に恩惠に浴する處ありたり。

日本の機械製造業者は、日本の管理の下にある蒙古鐵道の新擴張の結果、必す大に獲る所あるべきを期待せり。而して、この新企畫も、必ず米國製造業者にも、好取引を齎すべし。何となれば、この新鐵道に要する機械設備の或る部分は、必ず米國に注文せざるべからざるを以てなり。而して、又日本技師も、常に、米國製品の優良なることを認め居れり。

支那に於ける獨逸商人

戰前支那に於て、各種の機械類を販賣したりし獨人の將來に於ける成功は恐らくは、覺束なかるべし。戰前、支那に於ける獨逸人の機械販賣業は、全支那に支店を有せし大なる輸入商の手に依り、行はれたり。獨逸の機業商は、これ等の商館と共に、直接本店との取引に依つては得ること能はざる幾多の讓歩を、顧客に對してなしたり。支那に於ける獨逸の機械販賣は、主として信用取引に依り行はれたり。而して、英佛の資本も、この信用取引をなす爲めに、大に援助するところありしが、一方英國の機械輸出商は、自國の需要者に對しては、信用取引をなすことを好まざりき。この信用取引の制度は、戰後に於ては必ず復活するならん。現在支那に於ける新機械購求者は、現金を以て支拂はざるべからず。これは、需要者にとり甚だしく不利益なり。然れども現在迄の處現金拂を主張する商館は、未だその主張を固執するに左迄困難を感せざりき。

支那貿易の將來

支那に於ける機械貿易の將來は、直接現戰爭と密接なる關係あるは言を俟たず。而して、その主なる問題は、平和恢復後果して支那が歐洲諸國との競爭に堪へ得るや否や、又最近數年間に發達し、未だ成熟の域に達せざる自國工業が、よく自力を以て持續すべきや否やの問題これなり。支那事情に精通せる人々の意見に徴するに、支那の工業は、漸くその緒に着きしのみにして、將來大に期待すべき點多々あり。例へば、支那にとりて、國家的大問題たる、道路改良の實を擧げんか、內地の製鐵事業愈々多忙なるべしと。今日支那に存在する道路は、概ね近代式の改良を要すべきものにして、この改良の行はれし處は、著々その効果を擧げつゝあり。即ち、舊橋梁は、鐵橋或は石橋に代はり、國

家的製鐵業の進歩と共に、鐵橋を以て遂に支那路改築上、これが標準橋梁となさんとしつゝあり。而して、是は今迄單に、鐵道に對する需要にのみ應じたる橋梁建築業者に對し、新事業を齎すものと云ふべし。

米國機械工具、及び一般機械業が、支那に於けるこの發達に依り、幾何の利益を受くるやは、全く米國機械製造業者の如何に依る問題なり。米國は、今日速に支那の國際借款に應ずべきものにして、米國の政策上のこの變革は、やがて兩國間の貿易關係に一好結果を齎すべし。米國の諸銀行は、支那全國に亘り、目覺しき活動をなし、取引者間の金融に資する處大なり。而して最後に米國通運會社は支那に於て確固なる地歩を獲得せり。

通運會社の擴張に就いて

世界の如何なる地に於ても、輸入機械の使用上、生ずる大なる障害の一は、即ち機械の復雜なる部分の破損したる時、これを修理するの困難これなり。比較的大工場に於ては、勿論、これを修復する設備整へり。されど、如何なる場合に於ても、この際執るべき最善の方法は、能ふ限り、迅速に、その機械の製造工場より代りの部分を取り寄することこれなり。扨て、この機械の一部分を積荷し、或は代金の支拂をなすは、常に煩雜なる事柄にして、戰爭は一層この困難を增ざしめたり。されば、香港、上海に代理店を有する、米國の大通運會社の提供する利便を利用して、各種の貿易、及び金錢の支拂をなすは、米國の機械工業にとり、最も望ましきことなるべし。而して、この米國通運會社の東方亞細亞に對する業務擴張に依り、受くべき恩澤は、勿論戰後に於て充分顯るべきものなり。

合衆國に於て、製造せられたる機械工具の一大市場が、支那に於て開かれつゝあるは、疑ふべからざる處なり。期待せられたる大なる運動が、開始せられたる今日、支那市場に於て、米國機械製造業の地歩を確立せんが爲め、我が米國に於て、一日も早くこの事實の一般に認められんことを望むや切なり。（一九一八年十一月十四日紐育AmericanMachinist.）

支那農事の改良（三）

日　高　進

十　日本の原料政策と支那の農産

支那の富源開發の緊急肝要なるは、列國の均しく是認する所にして、農事改良の如き實に其の現實の第一歩とも稱すべきものなるに、改良より生ずる直接間接の惠澤は、列國の等しく均霑する所たること前述の如くなれば、支那農事の改良に對して列國の力を致すべきは固より當然なり。

たゞ、各國は各國情を異にする所あるを以て、對支關係に於ても、利害の程度關係の性質亦自ら異らざるを得ざるものあるべく、隨て農事改良の如き其の根本の趣旨に於て何國も異存なかるべしとするも、匪亂賠償金を免じて改革の資に當つるが如き實際的手段方法に至つては、列國の意見必ずしも一なる能はざるもの無きを保せず。斯の如き場合に於ては我が國は、單獨にても之が實行に着手するの覺悟なかるべからず。蓋し、支那の農事改良こそ、彼の我が恒久不變の對支國策たる日支共存日支共益の大政策を、最も容易に最も大に實現せしめ得べき業たればなり。

列國の匪亂賠償金は、大正六年支那參戰の代償として大正六年十二月一日以後五箇年間支拂延期せられたるが、聞く所に依れば、日本は寺內內閣時代に於て、將來之が使途を指定し、殘額を支那に返還するの議を非公式に通じありと。而して大正七年一月以後支那政府が帝國政府に支拂ふべき償金額は合計約四千四百六十五萬圓にして、之が利子として支拂ふべき額亦約二千七百二十六萬圓あり。故に、元利を合算すれば約七千百九十萬圓の巨額に達すべし。今日本獨り之を免ずるも、支那は其の將來に約七千餘萬圓の巨資を得べし。之が一半を以て支那農事改良の資に當てしむるも、其の效果の著大なる想像に苦しまざる所なり。

近時我が國の製造工業は長足の進步を致し、其の產物は啻に國內の需用を充たすに止らず、海外に輸出して外國の需用を充し得るの時代となり、特に歐洲戰後我が對外貿易の一大發展と共に、內國の事業は一層その規模を擴張し、國富の增進に資するの盛況を見るに至りたりと雖ども、此等製造業の原料は、盡く國內の供給に待つ能はず、單に農產的原料品に就いて見るも、棉花羊毛トップ皮革穀物種子の如き、或は米國濠州より或は支那印度よりの輸入に仰ぐ狀態にして、是國土狹隘天惠寡に薄き我が國情止むを得ざる所なり。

雖然、歐洲戰亂の如き事變一度突然するありて、列國原料品の輸出制限、其の他海上の危險、船舶の不足、價格の昂騰等の理由に基き、一朝原料供給の不安定を來すや、平素原料の供給を遠く海外よりの輸入に仰げる我が國は、其の工業の維持存續に容易ならざる障碍を誘かざれば止まず、是此次の戰爭の痛切に吾人に示したる敎訓たらずんばあらず。故に、我が國が遠く印度米國濠洲等より主要工業の原料品を輸入するは我が工業の基礎に於て聊か不安無き能はずとの論漸く盛んにして、國人の注意は一齊に支那に注がれ、支那產出の原料品は、逐年輸入額增大しつゝあり。就中農產品の一二に就き之を見るも、（單位千海關兩）

種目	一九一三年	一九一四年	一九一五年	一九一六年	一九一七年
棉花	二、六三六	七、九八〇	一〇、九五五	一三、三四三	一五、一三六
麻類	一、八五八	一、五〇三	一、九八六	二、七六七	三、二七七
豆類	六、〇五五	八、六九二	四、八三一	三、四七三	五、四九三
植物油	五六三	四六九	二、八九六	七、八九〇	四、九三五
種子類	一、七七七	二、三五三	四、六六五	四、三六〇	二、八〇六
豚毛	二〇四	四九六	六八八	一、一四九、六七二	一、〇九九
羊毛	二六三	一、一〇八	二、五九七	二、六八六	三、七五五

右の如く今後支那に向つて我が國が經營の步を進め、富

源の開發に力を致さんか、凡そ我が製造業所要の原料品を擧げて支那をして其の供給に當らしむること決して難事にあらず。斯く我が工業原料供給の一點より觀るも、支那農事改良の必要なる、益急なるを感せずんばあらず。近時、支那の棉花羊毛の如きに關し、我が國人の調査研究漸く盛んなるものあるは慥ぶべし。而も此の問題は、獨り我が國と至大の關係を有すること前述の如くなるのみならず、列國人も亦多大の趣味と期待とを以つて之に莅めるものゝ如く、現に、上海に於ける英字新聞 North China Daily News の如き、最近一月二十二日紙上に於て、日支棉花會社の設立計劃を傳へて曰く、

『棉花貿易に關係ある日支兩國の資本家は、數ケ月に亘り日支棉花會社の設立を協議せり。其の目的は最新方法を以つて支那の棉花栽培をなさんとするにあり。之がため日本は匪亂賠償金を免ずるの議あらと、總統令の報ずる所に依れば、前財政總長周學熙氏は棉花栽培局總裁に任命せられ、農商總長と連絡を保ち、支那各省の棉花栽培法改良に盡力することゝなれり。周氏の第一に行はんとする所は、日支兩國の資本家を以て、棉花栽培並に改良を計らんとするにありと云ふ。而して、該會社の支那側株主の資金は、彼等の株券を擔保として、日本棉花商人より支出せらるゝことゝなるべく、隨つて新會社は全然日本人の勢力下に置かるるに至らん』と。

此の報道（ニュース）は必ずしも據る所無きに非ざるなり。吾人の知れる範圍に於ても、從來日支兩國人の間に、此の種の計劃の行はれつゝあるは事實にして吾人は日支兩國のため、その必ず實現の緒に就かむことを切望して止まずと雖ども、斯く紡績關係者は棉花に對し、織絨企業者は羊毛に對し、各自利害の關する範圍にて支離滅裂に支那農事改良の計を樹つるは、其の勞多くして効尠きの嫌無しとせず。寧ろ前節に吾人の提唱せる『中華民國全農會』の如き組織に參劃して、支那農事全般に亘る改良に就き、日支經濟提携の根本を確立するに如かず。之を支那のために計るも、單に棉花のみのために棉花栽培局を創設し總裁を任命するが如きは、未だ不徹底なり。須らく『全農會』の如き統一的組織を創設し、棉花以外農事全般の改良に當らしむるを以て策の得たるものとせざるべからず。

十一　日本の食糧問題と支那の防穀令

我が國が支那の農事改良に參與して充分の貢獻をなすべきは、啻に我が製造工業原料供給に就き支那に負ふ所甚大なるがためのみにあらず、我が國の食料問題の解決に關しても、亦關係頗る大なるものあるを閑却すべからず。

食料問題は、實に我が國刻下の最大問題の一にして、我が國民生活は之がため其の安定を脅かされ、種々畏るべき社會現象を誘致しつゝあること、今更ら贅說を要せず。學者の報ずる所によれば、我が國現在の米穀消費高は、約六千萬石と見積るべきに、一方其の供給に就き、農商務省の發表する所に隨へば、日本の米收獲高は平年作五千三百八十九萬石に過ぎず、食料問題は其の根本に於て米穀供給不足の事實に基くこと牢として動かすべからず。而して之が

補給の途は、朝鮮臺灣米の移入及び外國米の輸入に俟つ外無しと雖ども、前者は其の能力に自ら限度あり、後者に就いて見るに、食料品の缺乏は今や世界的現象にして、主要の供給地たる蘭貢はその輸出を禁止せるあり、佛領印度邏羅の如き未だ其の事なしと雖ども、その產米の我が國人の嗜用に適せざる、又輸送力の不便値段の不引合等の理由により、此等の國々よりの輸入を以て我が不足額を滿たし得るや否や頗る疑問とせらる。

茲を以て、一面米の消費を節約し、一面土地の開墾によりて其の供給を補給せんとするの策種々考究せられ、米の消費節約のためには飯米の節減、釀造の制限等その主要なる方法として提唱せらるゝに至れり。酒の釀造制限は吾人甚だその希望に堪へざる所なるも不幸にして政府之を斷行するの勇氣と誠意を缺ぎよし之が半減を斷行し得たりとするも節約二百萬石に過ぎず、未だ我が食糧問題全部の解決に當らず。米食は我が國民因習の久しき、今遽かに之を制限すること困難なるのみならず、之を强制するに於ては、國民の活力能率に影響するなきを保せず。國民の理想は、寧ろ國民皆粟一石を食んで千里の馬たるにあらん。

次に未墾地の開拓によりて米穀の增收を圖り、所謂自給自足の目的を達せんとするは、此頃我政府の計劃する所、食料の如き絶對必要品は、成る可く國內の生產に俟たざるべからずとなすの理論に於ては、何人も異存無かるべく、現に我が國內に於ける未開墾地は、五六百萬町步にも及ぶとのことなれば、之が開墾利用は、人々最も贊する所なりと雖ども、さりとて吾人は、我が食料問題の久永的解決策を、政府の計劃せる開墾助成案の如きに一任して委如たる能はず。

今政府の開墾助成案なるものを聞くに、今後十五年間に二十五萬町步の土地を開墾せしめ、之に依つて二百七八十萬石の米と同量の雜穀とを得べしと。然れども、我人口の增加率は、每年六七十萬人にして、米穀の消費料を一人に就き一年一石と假定するも、全體の消費量は十五年間には一千萬石內外を增加するの計算なれば、二百七八十萬石の米と同量の雜穀との增加を以てしては、到底全國民の需要に大なる補給たる能はず。米の自給自足論は、之を行ひ得ば誠に望む所なるも、土地狹小富源貧弱なる我國に於て、到底出來ぬ相談なり。斯る相談を强ひて、我が國多額の資本と勞力とを土地開墾に注入せしむるの結果、自ら資本勞力の最も有利なる產業上の使用を妨げ、將來の日本に取り不得策たるなきか、最も研究を要す。故に、我食糧問題の永久的解決策は、最も有利に之を生產する國より自由に輸入して、內地產の供給不足を補ふを以て問題解決の根本方策と爲さざるべからざる次第なり。斯かる事情の結論として、我が國が支那の農業に着目し、支那米の輸入に想到するは當然の道理なり。

支那の米產額幾何なりや、之を知るべき資料無きも、支那の米產地は、江蘇、江西、安徽、河南、兩湖兩廣等にして、最近の調查によれば、其の輸出餘力は豫想以上にして、江蘇省其他南支米のみにても、五六百萬石を輸出し得べし

とせられ、現に江蘇米のみにても、無錫其他に於て二百萬石の餘裕ありと傳へらる。現時、支那がその原始的なる生產に依頼して猶斯くの如し。今後その耕地を開拓整理し、耕作收穫の法を改良せば、その勞力の豐富なると共に、支那の米產額は無限に增大して止まざるべし。故に、若し吾人にして、食糧の自給自足を論せば、そは日本と支那とを包容したる一大經濟單位とし、此の上に下さるべき政策にして、獨り力を日本の未墾地開拓に專らにせんとするが如きは、自給自足政策の方向を誤れるものと云ふべきなり。此を以て、支那の農事改良は實に我が食糧問題の見地よりすると亦緊急肝要の問題たる自ら明かなり。但、現在に於ては、支那は防穀令を布いて嚴に米の海外輸出を禁止せり。故に我が政府は昨年來其の一部解禁を以て我が米穀の不足を救濟せんことを支邦政府と交涉し、近時其の交涉は大いに具體的進捗を見つゝあるものゝ如し。

然れども、防穀令の一部解禁の如きは、未だ甚だ姑息たるを免れず。抑も支那が防穀令を施行せる所以は、米の自由輸出を認むる時は、內國の米價騰貴し、小民の生活を不安ならしむるの虞ありと言ふにあるものゝ如きも、實情必ずしも然らず。支那國民の大部分は農民にして、米穀の出廻旺盛なるは彼等の經濟生活を向上せしむる所以たるのみならず、米の輸出は內地の米作を刺戟してその生產額增大して、相當の時間を經過せば、支那の米價は必ずしも昂騰することと無かるべし。彼の一地方に紡績會社の設立せらるゝや、その地方の棉作俄かに增大するが如きは、吾人が支那に於て從來屢々見聞したる所、防穀令の撤廢によつて支那國內の米價が永久に昂騰して國民生活を不安ならしむと杞憂する如きは、支那の農業が如何に偉大なる彈力を有するかを沒却したる所論にして、今日支那の農業の最も必要とする所は、防穀令の如き鎖國的政策にあらず、實に其の生產を增大し改良すべき刺戟に外ならず。我が國が食料問題の安固を期せんがためには獨り米及び雜穀の輸入稅を廢止し支那をして防穀令の撤廢を斷行せしむるに止らず深く進んで支那農事の根本改良に力を致さざるべからざる愈以て燎然たり。之を支那のために稽るも、支那は現在防穀令の如き鎖國的政策を施行して、國富開發の機會を逸すべき時代にあらず、其の資本の豐富、技術並に勞働者の熟練等の要件に鑑み、支那が立國の基礎を工業に定めんとするは尙早なり。支那は經濟發達の階程に於て、實に農業漁業牧畜業の如き天然力に依頼する產業を國本と定め、斯る產業の生產を海外に輸出して、先づ國富を增進し、國力を培養し徐々に資本を蓄積し、國民の技術勞働者の熟練を養成し、然る後天然資源の一部を國內に留保して、工業を起すの時代にあり。此の意味よりするも、支那が防穀令の如き自殺的政策を斷然廢止すると共に、直ちにその農事の根本改革に着手すべきは剩下の急務なり。

十二　日支共益と支那の世界的使命

親じ來たれば、支那の農事改良は、支那がその國富を增進し、國力を培養し、國家の繁榮を求むべき唯一の政策たるのみならず、之に依つて我が國は製造工業の原料供給を

安固にし、我が食糧問題の永久的解決に資すべし、世界は通商の繁榮投資事業の振興によつて、又其の惠澤を頒つべし、是一擧にして萬全の策寔に支那が世界に國する意義を充分に發揮する所以たり。たゞ現在の支那に在りては、その國情政情より支那が獨力此の事に當るの甚だ困難なる事情あるを以つて、惠澤を蒙ること最も大なる我が國人が資力及び智識の兩面より最大の援助貢獻を　すべき事當然の責務と云ふべきのみ。

今や我が國人は、徒らに日支親善、日支提携の一の死語杯乾酔を以て日支經濟同盟の空疎を云爲すべき時代にあらず。須らく進んで支那を誘ふて其の農事の改良に着手し、吾人の提唱する匪亂賠償金を免じて『支那全農會』を組織せしむるが如き實行的方途に就かざるべからず。是、彼の日支共存日支共益の大理想を實現する所以なればなり。又支那は徒らに國力を擧けて無益の政爭に廢し、防穀令の如き鎖國的政策を以て國家の自滅を招くべき時代にあらず。須らく、廣く門戸を世界に開放し盛んに列國の資本と智識とを輸入して產業の改良振興を劃すべきなり。是支那が眞に世界の文明に貢獻し人類の幸福に寄與する所以たればなり。吾人は斯くの如き見地に於て支那農事の改良を希望して止まざるなり。（八、二、一六）

彙　錄

支那人の戰時利得

支那を旅行せるものは毎年二月十一日が支那に於ける年中行事の最も興味ある一日なることを知るならむ。二月十一日は新年（舊曆）にして而かも凡ての債務を決算すべき日なり。

本年度に於ては香港の支那商店の破產せるもの殆んど存せず。更に南支那一體に於ても支那商人の失敗せるものは比較的少數なり。次に南方支那の銀行業に就きて看るに、過去三年來一般に融通資金に對する需要激減の狀態なり。

戰前及び其以前に於ても、此の二月十一日は定期の決濟日なるが故に、當日支那人は彼等の債務辨濟の爲めに凡ゆる手段を以て資金を獲得するの必要生じたり。且又其の貯藏商品及び其他の財貨を投賣するの必要生ずるに至れり。

斯くて二月十一日には、香港に於ては、支那人各自の所有する凡ゆる種類の財貨を賣捌く市場の成立を見、支那人は之を以て、支那若くは外國銀行より多額の資金の融通を受くるに代るべき辨法と爲したり。然るに最近三年來の狀況にては、此の二月十一日の市場なるものは、元來支那人が其の財貨を外國人に賣却するものなるに反して、却つて外人が其の財貨を支那人に賣捌くの市場と變化するに至れり。加之其他の證據に依るに、支那商人は他より資金の融通を必要とせざるに至れること明かなりとす。

戰時狀態に入りてより信用取引著しく制限を受けたるを以て、支那人は益々現金取引を爲すに到りたるの事實を以てするも、支那人が一般に利得を獲たることを察知し得可し。

取引の量は從前に比して減少せること勿論なりと雖も、支那人には之にも拘らず、巨大の利益を收め、最早新年の決算日を目當てに取引を爲すもの無し。斯くの如くにして、支那人は借方を免れ、年內に其の債務を償還したるを以て、每年遭遇する所の恐慌を除去することを得たり。即ち支那人は最早債務辨濟の爲めに、其の所有財產を賣却するの要なく、支那商業界の一般景氣は著しく從前と變化せり。

（一九一八年九月二十八日米ガゼット）

支那留學生東西結合の必要を說く

最近、シラキユース大學に於て、支那學生東部同盟會の第十四回例會開催せられたり。この例會は、合衆國に於ける、支那學生の機關の一特色にして、二個の目的を有す。一は即ち、米支兩國民間の眞の了解を招致せんとするにありて、他の一は即ち、合衆國に在住する支那留學生間に、一致の行動を促し、共同の精神及び進步せる思想を鼓吹する機關たらしめんとするにあり。この目的を遂行する爲めに、同盟會の委員は、シラキユースの會合に、極めて有益なるプログラムを提供したり。

この例會に於ける重要なる事項は、講演懸賞、學術會及

び公開討論の三となす。而して講演會に於て、范源濂氏及び張伯苓氏は、支那語を以て演說したり。范氏は數々教育部總長に擧げられし人にして、目下米國の教育制度視察の爲め我國に在り。又、張氏は、かの南開學校の設立者にして、且つ、現に、同校の校長の職にある人なり。而して、英語を以て講演したる人に、ジオン、エイ、マスー博士、及びジオージ、エイ、ウイルソンの二氏あり。本例會の最終日に、講演する筈なりし、支那全權公使顧博士は、病氣の爲め、遂に出演する能はざりき。

范源濂氏は、學生に說いて、彼等が故國の事態に精通し、米國人と密接なる接觸を持續すべきことを慫慂し、且つ、世界の凡ゆる運動、思潮、傾向に對し、周到なる注意を拂はんことを希望したり。而して、更に彼は、支那に關する眞相が、米國人の多數に徹底せざる事實を擧げて、彼等學生に對し、この眞相を米國公衆に知らしむるの必要を論じたり。張氏は、學生の歸朝せる後の任務に就き論じ、將來同胞に奉仕する爲めには、眞の智識と犧牲的精神とを兩立せしむべき必要を切言せり。ウイルソン教授は、「戰爭より得たる貴重なる副產物」なる題下に、講演をなしたり。而して、彼の信ずる副產物とは、即ち神に對する自覺にして、この自覺は轉て凡ての人類に對して、好意を表すべき世界的團體の新紀元を劃すべしと論じたり。シラキユース商業會議所會頭マスュー博士は、「科學の建設者」なる演題を掲げて近世科學の發達に關する歷史的考察をなしたり。

思ふに今回の例會に於て、最も有益なる効果を收めたるはかの公開演說なるべし。而して、幾多の演說は國家的又は國際的に凡ゆる問題を論議したり。コロムビヤ大學のF. H. Huang 氏は、「對獨宣戰後の我か外交關係」と題し、關稅改正問題、ランシング石井協約、西比利亞問題或は千九百十八年五月十六日に調印せられたる日支軍事協約の例を擧げて、盛に國防の必要を指摘せり。彼は、支那國民が國家を外國の屈辱より救ひ、且つ、支那が一國家として世界に有力なる地歩を占むる爲めには、國民がこの重大なる國防問題に對し、全力を傾注せざるべからずと痛論せり。「支那に於ける政黨と政黨政治」と題し、ジオンス、ホプキンス大學の George Wan 氏は、先づ支那に於ける政黨發達の歷史を述べ、その綱領、主張及び現在の地位を論じたり。ハーバード大學の C. T. Chu 氏は、「過去に於ける支那經濟史」と題し、借款の危險に關し、大に聽衆の注意を喚起し、財政整理に關する幾多の提議に就き、指摘する處ありたり。又ハーバード大學の T. Li. 氏は、悲觀的、樂觀的の兩現象を擧げて、政治史に就き講演したり。

次に懸賞學術會に於ては、幾多の高尙なる研究發表せられ、極めて興味あるものなりき。支那語を用ひたる學術會には、六名の學生參加したり。而して、一等賞はウエスレイヤンカレッヂの C. Chao の獲るところとなれり。彼は、「極東平和の基礎」と題し、これが解決策として、支那分割門戶解放主義の實際的適用、或は、支那の國際管理、又は日本の支配等の幾多の政策を擧げたりしが、最後に、彼

は、極東に於ける永遠の平和を望む爲めに、最も確實なる基礎は、强大なる支那の統一なりと論結せり。而して、彼の言ふ處に從へば、かくの如き統一せられたる支那は、啻に支那國民に對してのみ福利を齎すのみならず、世界の一般國民に對しても同樣の幸福を齎すべしとせり。英語講演に於て、コロムビヤ大學の C. T. Tang 氏は、「支那と新しき教育」と題し演說して一等賞を獲たり。

大體に於て、シラキユースに於ける例會は成功なりき。而してこの會に出席せる多くの米人は支那の青年學生の講演に依り大なる印象を得たりき。（一九一八年十月二十日米國 Brooklyn Eagle）

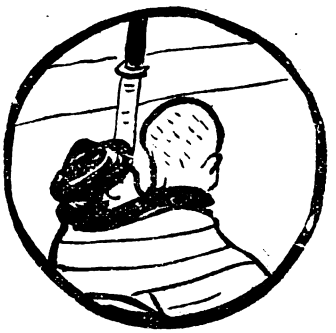

寄贈書目錄

亞細亞時論	黑龍會	三號	
鐵ト鋼	其社	二號	
臺灣商工月報	臺灣總督府	一八〇號	
水產界	其會	四三八號	
大日本聯合會月報	其會	三一八號	
特許公報	其社	自三〇九號至三一〇號	
化學工藝	其社	五五號	
上海經濟時報	其社	五六號	
水交社記事	水交社	六〇〇二號	
通商公報	通商局	六〇〇三號	
會報	熊本海外協會	六〇〇三號	
實用新案公報	特許局	五三一號	
國民經濟雜誌	寶文館	五三三報	
商標公報	特許局	四四四號	
月報	小樽商業會議所	一二一號	
法學論叢	京都法學會	三二五號	
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	二二六號	
東洋經濟時報	其社	八一〇號	
山林公報	山林局	三四四號	
東京交具新聞	東京地學協會	三六三號	
地學雜誌	日支時論	一四一八號	
日本及支那	其社	一一二號	
貿易通報	水交社	七五二號	
海外事情	政敎社	一九一號	
日本及日本人	本公會	三三號	
來公	青島守備軍民政部	七五三號	
青島ニ於ケル物價	大日本貿易協會	六一七號	
貿易報德	公報	五〇一號	
月報	奉天商業會議所	三三號	
國際法外交雜誌	其社		
東岐阜商報	岐阜商業會議所		
朝鮮彙報	同總督府		
商ト工	其社		
同業組合名簿	メリヤス同業組合		

事業界

香港上海銀行營業成績

香港上海銀行百三回營業報告は去二月二十一日香港シティーホールに其通常總會を開き、次の如き大要を發表せられたり。

一九一八年度即同年十二月三十一日に於ける同年度の純利益は、前年度の繰越金三、二二三、二三三、一八弗を加へ、諸種の經費を支拂ひ、又既に支拂濟の利息及當然支拂ふべき利息を控除し、取立不能其他不時の出來事に因る貸倒勘定を差引き九、八二〇、四二〇、九二弗なり、取締役會長は銀準備資金二一、〇〇〇、〇〇〇弗貸方勘定へ損益勘定一、五〇〇、〇〇〇弗を振替へん事を提議し、又同時に銀行建物勘定に於て七五〇、〇〇〇弗の減價消却を提議し、又昨年八月十二日臨時配當として支拂ひたる額二十五萬八千磅三志三片四分の一即ち一、五七七、五七九、六二弗及び重役報酬として五、九六二、八四一、三〇弗を充當し、其內より既定配當一株に二磅五志計二十七萬磅を特別配當に一株に付一磅十志計四十五萬磅を支拂ひ、目下の爲替相場三志四片四分の一とすれば銀合計二、六八三、三二九、八二弗を要す、而して合計三、二七九、六一一、四八弗、を新規損益勘定に上ぐべし。

重役の改選　重役就任の件を此に報告せんに、I. A. Plummer 氏は一九一九年度の取締役會長に E. V. D. Parr 氏は同副會長に改選の上就任されたり、元會長 F. C. Butler 氏は英國殖民地に赴任されしを以て、其後任としてブロムヤー氏の就任を見たり。

會計の檢査　は再任せる監査役メートランド氏及ウキリアム兩氏の檢査を受けたる事を此に報告す

資產負債の梗概　財產目錄

資產の部

資本金（拂込濟）	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗
英貨準備金（一、五〇〇、〇〇〇磅二志）	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗
銀準備資金	一九、五〇〇、〇〇〇、〇〇弗
海上保險勘定	二五〇、〇〇〇、〇〇弗
銀行紙幣（殖民地及其管理者に對する保證に對し紙幣及證券發行權を附與せられたるもの）	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗
香港政廳に對する擔保の貨幣に付き同廳の法令により其附屬的發行權を附與せられたるもの	一〇、三〇五、六四四、〇〇弗
現金	二五、三〇五、六四四、〇〇弗
定期預金	二三五、〇八九、八五七、九四弗
支那手形（當座貸及倫敦銀行短期一覽拂手形を含む）	一〇六、〇八〇、九〇四、〇七弗
倫敦銀行宛爲替手形	五、一二五、四七九　八九弗
代理指命者の爲め爲替手形の引受	五七四、八三六、〇九弗
	五、七〇〇、三一五、九八弗
	一、八二四、五〇四、〇〇弗

損益勘定

為替手形再割引資金　八、二二一、八四一、三〇弗

右流出高　五、四七五、二九四磅〇志十片

四、六六三、五四八磅〇志三片

四三一、九六四、〇六七、二九弗

負債の部

現金（委任により香港政廳に擔保せられたる貨幣及限外發行紙幣一五、五〇〇、〇〇〇弗を含む）　七七、四四三、一五〇、三五弗

銀塊（手許及輸送中のもの）　二、五四三、五八八、六一弗

諸證券（英國政府印度及殖民地）

英貨準備資金（拂込濟）の內　二一、九一八、一二五、八六弗

一、五七八、九四七磅七志五片

五分利付軍事公債　一、五〇〇、〇〇〇磅七志五片（二志替）　一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗

割引手形及信用貸　一五一、七九六、二一三、五九弗

受取手形　一五四、八一四、七一七、二八弗

引取に對する代理者の資產（資產部に於ける）　一、八二四、五〇四、〇〇弗

銀行建物　六、六二三、七六七、六〇弗

計　四三一、九六四、〇六七、二九弗

損益勘定

臨時配當　一九一八年八月十二日一株に付二磅三志の配當總株數十二萬株計二五八、〇〇〇（三志三片四分の一替）　一、五七七、五七九、六二弗

重役報酬　三〇、〇〇〇、〇〇弗

今期配當　一株に付二磅五志總株十二萬株計三七〇、〇〇〇磅（三志四片四分の一替）　一、六〇九、九三七、八九弗

特別配當　十二萬株一株に付一磅十志計一八〇、〇〇〇磅（三志四片四分の一替）　一、〇七三、二九一、九三弗

銀準備資金振替勘定　一、九〇〇、〇〇〇、〇〇弗

銀行建物振替勘定　七五〇、〇〇〇、〇〇弗

次年度へ繰越　三、二七九、六一一、四八弗

計　八、二一二、八四一、三〇弗

合計　九、八二〇、四二〇、九二弗

貸方

前年度利益一九一七年度に於ける利益　三、二二三、二三八、一八弗

本期末利益　諸種の費用當然支拂ふべき利息を差引又取立未濟貸倒勘定を整理したるもの　六、五九七、一八二、七四弗

計　九、八二〇、四二〇、九二弗

借方

英貨準備資金一、五〇〇、〇〇〇磅（二志替）　一五、〇〇〇、〇〇〇弗

軍事公債（一九二九年一九四七年五分利付）　一五、〇〇〇、〇〇〇弗

貸方

一、五〇〇、〇〇〇磅（前年度末合計）　一五、〇〇〇、〇〇〇弗

借方

銀準備資金　二一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗

貸方

前年度末合計　一九、五〇〇、〇〇〇、〇〇弗

損益勘定振替　一、五〇〇、〇〇〇、〇〇弗

計　二一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇弗

總支配人　N. J. Stabb

常務會計主任　H. C. Sanford

取締役　P. H. Holyoak
David Lanbade
J. A. Plummir

昨年度上海事業界（二）

米麥

昨年一月以後米價漸落せるが、往年新舊米入替期節には、新米上場前必ず一番の漲跌あるを例とせり、蓋し一般商況より見れば、昨年は平穩にして左したる動搖なしと言ふを得べし、故に各同業者は其間に於て投機取引を行ふの餘地なかりしが如し、而して同業中の獲利者は大都麵麥等を取扱ひし者に多くして、米取扱者には獲利少かりし由、今南北兩市米店にて利益を擧げたる者のみを列擧せば左の如し（單位元）

南市

商店名	收益額	商店名	收益額
同順行	二〇、〇〇〇	萬興	三、〇〇〇
惠昌	三、〇〇〇	振餘	三、〇〇〇
潤泰	二、〇〇〇	宏元	一、〇〇〇
同和	一、五〇〇	義順	一、〇〇〇
周義記	一、〇〇〇	周義泰	三、〇〇〇
周義大	四、〇〇〇	祥和	一、〇〇〇
同泰	一、〇〇〇	正興	一、〇〇〇

北市

同興	二、〇〇〇	錢恆泰	二、〇〇〇
恆隆	二、〇〇〇	慶盛	一、〇〇〇
恒德豐	一、〇〇〇	裕通祥	一、〇〇〇
恆昌	二、〇〇〇	瑞昌祥	一、〇〇〇
長豐義	一、〇〇〇	合計	五八、五〇〇

豆油及餅業

南市の豆油餅業は昨年國內の兵亂頻起せし結果、廣幫生油及客幫は悉く停滯して動かず、秋頃銀相場暴騰せし爲め、貨價又奔騰したりき、豆粕の販路逐漸減退し同業者は此種の打擊を受けしより、昨年中利益を擧げたる者も亦多からずと聞く、左に獲利商行を列擧せば卽ち下の如し、

闕貨行

商行名	收益額	商行名	收益額
生源	一六、〇〇〇	駿源	一〇、〇〇〇
正大	一〇、〇〇〇	鼎泰	一二、〇〇〇
和泰	五、〇〇〇	裕泰	一〇、〇〇〇
元和	八、〇〇〇	生泰	八、〇〇〇
三泰	三、〇〇〇	泰豐	五、〇〇〇
新豐	二、〇〇〇	叙源	一〇、〇〇〇
肇康	三、〇〇〇	長義	六、〇〇〇
恆源	二、〇〇〇	晉泰	二、〇〇〇
恒盛	七、〇〇〇	恆豐	四、〇〇〇
叙泰	三、〇〇〇	元生	一、〇〇〇
元德	一、〇〇〇	永愼	二、〇〇〇
洪泰	一、〇〇〇		

轉口行

大正行	八、〇〇〇	萬豐	三、〇〇〇
全安	三、〇〇〇	協順興	三、〇〇〇
大隆	三、〇〇〇	合計	一五一、〇〇〇

石炭業

上海の石炭業は從來より三種に分たれ、一は卸賣專業の問屋、二は小賣兼業の問屋、三は小賣專業の店舖是なり、南北西市內凡て煤業公所登記を經たる大小行店共計百七十五軒あり、更に新開店十一軒を加へ閉店六軒を除けば、現在營業者數實に百八十軒の多きに達せり、商界中頗重要地位を占むると謂ふべし、其同業者にて取扱はるゝ石炭類は日本英米諸國及開平萍鄉河南陝西等の來貨なるが、其數量多からざる爲め、需要を滿たすに足らず、且つ近數年來歐戰の影響を受け外國炭の輸入欠乏を來たし、市價日々昂騰せるより各同業意外の厚利を占むるに至れり、但し問屋筋は小賣店よりも獲利較少き怪現象を呈せり、卽ち昨年決濟期に於ける營業成績を見るに、小賣店六七分、問屋筋三四分の割合なり、茲に昨年利益を擧げたる各行店を列載せば卽ち左の如し（單位元）

純問屋

湧記	三五、〇〇〇	義泰興	三五、〇〇〇
裕昌	三五、〇〇〇	信義公	三五、〇〇〇
泰記	二六、〇〇〇	協成興	二六、〇〇〇
三和興	二六、〇〇〇	敦大	一六、〇〇〇
榮昌	一六、〇〇〇	信昌	一六、〇〇〇
愼昌	一六、〇〇〇	宏順	一六、〇〇〇
義成新	一六、〇〇〇	元一	一〇、〇〇〇
義盛	一〇、〇〇〇	森茂	一〇、〇〇〇
寶興長	一〇、〇〇〇	宏昌	八、〇〇〇
源豐順	八、〇〇〇		

准問屋

永昌	一六、〇〇〇	外和	一六、〇〇〇
仁記	一六、〇〇〇	立大	一〇、〇〇〇
森盛和	一〇、〇〇〇	成泰	八、〇〇〇
協盛和	八、〇〇〇		

小賣店

瑞大	一〇、〇〇〇	明發	八、〇〇〇
營昌興	八、〇〇〇	源威	八、〇〇〇
同和	六、〇〇〇	泉泰	六、〇〇〇
捷成	六、〇〇〇	汪萬利	六、〇〇〇
人和	五、〇〇〇	聚順	五、〇〇〇
外泰	四、〇〇〇	元成永	四、〇〇〇
大昌生	四、〇〇〇	四豐	二、〇〇〇
錦泰	二、〇〇〇	合計	五四〇、〇〇〇

銅錫業

金屬業中の銅錫商は歐戰以來該貨價暴騰せしため、皆大に其利益を獲收せしが如し、蓋し昨年中の獲利者多くは上半年に於て成績を擧げたるに止る、冬季に至り歐戰忽ち終熄するや、海外航路漸く開通し、市價暴落せるより、秋冬後各同業均しく損失を受けたり、昨年の獲利者下の如し（單位兩）

宏承	三〇、〇〇〇	恒順	二五、〇〇〇
泰順合	二〇、〇〇〇	湧興裕	二〇、〇〇〇
茂興	五、〇〇〇	景康	二、〇〇〇

同順祥	三、〇〇〇	鼎泰	二、〇〇〇
合計	一〇七、〇〇〇		

銀樓

上海南北市の各銀樓は近年來皆相競ふて高樓巨廈を建築したり、聞くに營業も昔時に數倍する由、昨年志相場高低甚からず、寧ろ平穩の狀態にありしと赤標金等の出入甚しからざるより、左程影響を受けざりしが唯一般市場金融逼迫せしが爲め、商內は一昨年に較べて約三割方成績良からず、茲に各銀樓中の收益者を擧ぐれば下の如し

北市

寶成裕記	二〇、〇〇〇	楊慶和久記	一〇、〇〇〇
恒孚	一五、〇〇〇	老鳳祥	一〇、〇〇〇
慶雲	二一、〇〇〇	費文元	七、〇〇〇
老方九霞	七、〇〇〇	楊慶和福記	一〇、〇〇〇
楊慶和發記	一五、〇〇〇	新鳳祥	五、〇〇〇
裘天寶	六、〇〇〇	永豐餘	五、〇〇〇
泰享源	三、〇〇〇		

南市

景福	二八、〇〇〇	裘天寶	二六、〇〇〇
老慶雲	一六、〇〇〇	老寶成	七、〇〇〇
合計	二二、〇〇〇		

圍を以て限りとす

五、作戰區域内に於ける軍事衞生事項に關しては相互に輔助して遺憾なからしむ

六、直接作戰上に關する軍事技術人員の輔助の必要あるときは一方の請求に依り他方は之を輔助し以て任使に供す

七、軍事行動區域内に諜報機關を設置し並に軍事所要の地圖及情報を相互交換す

諜報機關の通信聯絡に關しては彼此輔助して其便利を圖る

八、共用の軍事暗號を協定す

本條列する所の各項にして豫め計畫を要するもの及豫め施行すべきものは作戰未實行前に別に之を協定す

第八條　軍事輸送の爲東清鐵道を使用するときは該鐵道の指揮保護管理等は本來の條約を尊重し其輸送方法は臨時之を協定す

第九條　本協定實行に要する詳細事項は日支兩國軍事當局の指定する各當事者に於て之を協定す

第十條　本協定及本協定附屬の詳細事項は日支兩國に於て均しく之を公布することなく軍事の秘密として取扱ふ

第十一條　本協定は日支兩國陸軍代表者記名調印し各自本國政府の承認を經たる上効力を生ず其作戰行動は適當の時機を俟ち兩國最高統帥部商定して之を開始す

本協定及本協定に基き發生する所の各種細則は日支兩國獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時を俟ち即ち其効力を失ふ

第十二條　本協定は日本文及漢文各々二通を作り對照して記名調印し双方各一通を保有し證據と爲す

大正七年五月十六日（中華民國七年五月十六日）於北京

日本帝國陸軍軍事協約委員

委員長陸軍少將齋藤季治郎、委員陸軍少將宇垣一成、委員陸軍步兵中佐本庄繁、委員陸軍砲兵少佐川崎吉五郎、委員陸軍步兵大尉山田健三

中華民國陸軍軍事協商委員

委員長果威將軍靳雲鵬、委員陸軍中將童煥文、委員陸軍中將曲同豐、委員陸軍少將田書年、委員陸軍少將劉嗣榮、委員陸軍少將江壽祺、委員陸軍少將丁錦、委員督辦參戰處參議劉崇傑、委員陸軍少將張濟元、委員陸軍步兵上校陳鴻逵、委員陸軍步兵上校秦華

日支陸軍共同防敵軍事協定實施に要する詳細の協定

日支軍事協定第九條に基き日支兩國軍事當局の指定する各當事者は同協定第六條第七條に關し左記事項を協定す

第一條　日支兩國は各其軍の一部を派遣し後貝加爾州及黑龍州に對し軍事行動を執る其任務は「チェックスロワック」軍の救援並に獨墺兩國及之に加擔する勢力を排除するに在り指揮の統一協同の圓滿を期する爲め該方面に行動する支那軍は日本軍司令官の指揮下に入るものとす

滿洲里方面より後貝加爾方面に行動する軍と策應する爲め支那軍の一部は庫倫方面より貝加爾湖方面に行動す而して支那軍の希望あらば日本軍も該方面に一部の兵力を派遣し

支那軍司令官の指揮下に入らしむるものとす

以上の外中部蒙古以西の邊境は支那自ら其防備を鞏固にす

第二條　兵器及軍需品の供給は緊急已むを得ざるものは出先司令官相互の協定に依り之を行ふべきも其他のもの及原料の供給は東京及北京の最高補給機關より交渉して之を行ふ

第三條　衞生業務に關し若し支那に於て之を希望するあれば日本軍は爲し得る範圍に於て便宜を提供すべく而して情況進展せば病院及休養所の施設等に關し日本軍も亦支那の助力を受くるものとす

第四條　南滿鐵道に依り輸送せらるべき支那軍隊及其軍需品は支那より大連、營口若くは奉天に搬出し爾後長春までの輸送は日本軍之を擔任す庫倫方面より貝加爾湖方面に出動する支那軍に一部の日本軍隊を參加せしむる場合には該軍隊及其軍需品は太沽又は秦皇島若くは奉天まで日本軍に於て輸送し爾後の輸送は支那軍之を擔任す

東清鐵道輸送は東清鐵道當局をして之が實施に當らしむ該當局との交渉日支兩軍及「チエックスロワック」軍の輸送の調節按排を計る爲め日支協同の機關を設く此の機關には將來與國軍にして此の方面に行動する場合に於ては其軍より所要の人員を參加せしむることあるべし

第五條　連絡職員の派遣に關しては既に交渉を了し或は交渉中にあるものゝ外差當り出先司令部と將來之を要する場合東京及北京に於ける最高補給機關に相互職員の派遣を爲すべく爾後必要に應じ隨時協議す

第六條　兵器其他軍需材料並に其原料の供給及一方軍の爲めに擔任したる輸送等の費用は有償とし其決濟は隨時又は軍事行動終了後に於て之を行ふ

第七條　本協定は日本文及漢文各二通を作り對照して記名調印し雙方各一通を保有し證據と爲す

大正七年九月六日　於北京

中華民國七年九月六日

大日本帝國陸軍軍事當局の指定する當事者

陸軍中將　齋藤季治郎

大中華民國陸軍軍事當局所指定之當事者

陸軍中將　徐樹錚

日支陸軍共同防敵終了時期の聲明

日支兩國最高統帥部協議の上日支陸軍共同防敵軍事協定第九條に基き第十一條第二項中戰爭狀態終了の時期に關し左の通協定す

獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時とは歐洲戰爭の平和會議に於て平和條約締結せられ日支兩國之を批准し日支兩國軍の支那國境外より及同地方に駐在する協商國軍の同時に撤退するに至る時を謂ふ

本協定は日本文及漢文各二通を作り對照して記名調印し雙方各一通を保有し證據と爲す

大正八年二月五日

中華民國八年二月五日

日本帝國陸軍代表者

陸軍少將　東乙彥
中華民國陸軍代表者
陸軍上將銜中將　徐樹錚

海軍共同防敵軍事協定

日支兩國政府協商の結果大正七年三月二十五日中華民國七年三月二十五日東京に於て兩國政府間に交換せる文書に據り兩國海軍當局互に委員を派し左の事項を協定す

第一條　日支兩國海軍は敵國勢力東漸し其の結果極東全局の和平及安寧將に侵迫を受くるの危險あらむとするに因り此の情勢に適應し且兩國此の次歐洲戰爭參加の義務を實行せむが爲共同防敵の行動を執る

第二條　協同軍事行動に關し兩國の地位と利害とは平等の見地に於て相互に尊重するものとす

第三條　日支兩國當局は本協定に基き行動を開始するに方り各自本國艦船及官民の軍事行動區域內に在るものに對して命令又は訓告を發し彼此誠意親善同心協力以て共同防敵の目的を達せしむ

第四條　作戰區域及作戰上の任務は共同防敵の目的に適應する如く兩國海軍當局に於て各自本國の兵力を量り別に之を協定す

第五條　日支兩國海軍當局は協同作戰期間に於て協同動作の便利を圖る爲左の事項を行ふ

一、直接作戰上に關し各軍事機關は彼此互に職員を派遣し往來聯絡の任に充つ

二、軍事行動及運輸補充の敏活確實を期する爲海陸運輸通信諸業務は彼此共に便利を謀る

三、艦艇兵器及軍事機具等の造修並に之に要する材料に關しては爲し得る限り相互に輔助す軍需品亦同じ

四、直接作戰上に關する軍事技術人員は日支兩國海軍相互輔助の必要あるときは一方の請求に依り他方は之に應じ派遣服務せしむ

五、日支兩國海軍は各自必要なる地點に諜報機關を設置し又行動上必要なる水路圖誌及情報を交換す通信聯絡の敏活確實を期し相互に輔助して其便利を圖る爲必要なる設備は兩國當事者臨時之を協定す

六、共用の軍事暗號を協同商定す

本條列する所の各項にして豫め計畫を要するもの及豫め施行すべきものは作戰未實行前別に之を協定す

第六條　本協定實行上必要なる詳細事項は日支兩國海軍當局各當事者を指定し之を協定す

第七條　本協定及本協定附屬の詳細事項は日支兩國に於て均しく之を公布することなく軍事の秘密として取扱ふ

第八條　本協定は日支兩國海軍代表者記名調印し各自本國政府の承認を經て効力を生ず其作戰行動は適當の時機を俟ち兩國海軍最高統率部商定して之を開始す

本協定及本協定に基き發生する所の各種細則は日支兩國の獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時を俟ち其の効力を失ふ

第九條　本協定は日本文及漢文各二通を作り彼此對照して記名調印し双方各一通を保有して證據と爲す

日本大正七年五月十九日　於北京
中華民國七年五月十九日

委員長　海軍少將　吉田增次郎
委員　海軍大佐　伊集院俊
委員　海軍大佐　樺山可也
委員長　海軍中將　沈壽堃
委員　海軍少將　吳振南
委員　海軍中校　吳光宗

海軍共同防敵軍事協定說明書

一、日支兩國海軍は共同作戰の圓滿を圖り以て軍事協定第一條の趣旨に副はむが爲和衷協同相互輔助して用兵計畫に遺憾なきを期す

二、軍事協定第五條各項の說明左の如し

第一項の職員は差當り公使館附海軍武官及各處駐在海軍武官を以て之に充て其の他は必要に應し臨時協定派遣す

第三項の材料即ち金屬物件類の如き又軍需品即ち燃料糧食類及軍事上必要なる彈丸火藥等の如きは兩國均しく爲し得る限り相互に輔す

第五項の水路圖誌交換は他方の請求を俟て之を行ふ

軍事行動區域內に於ける港灣にして雙方其の補測の必要を認めたるときは該港灣所屬の本國海軍自ら之を行ふ

日本大正七年五月十九日　於北京
中華民國七年五月十九日

委員長　海軍少將　吉田增次郎
委員　海軍大佐　伊集院俊
委員　海軍大佐　樺山可也
委員長　海軍中將　沈壽堃
委員　海軍少將　吳振南
委員　海軍中校　吳光宗

日支海軍共同防敵終了時期の聲明

日支兩國最高統率部協議の上日支海軍共同防敵軍事協定第六條に基き第八條第二項中戰爭狀態終了の時期に關し左の通協定す

獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時とは歐洲戰爭の平和會議に於て平和條約締結せられ日支兩國之を批准し日支兩國海軍の鎭領より及同地方に駐在する協商各國海軍の撤退するに至る時を謂ふ

本協定は日本文及漢文各々二通を作り對照して記名調印し双方各一通を保有し證據と爲す

大正八年三月一日

日本帝國海軍代表者
海軍大佐　伊集院俊
海軍中佐　八角三郎

中華民國八年三月一日

中華民國海軍代表者
海軍少將　謝葆璋

海軍少將　陳　恩　藩

右に關する我が政府當局の公式說明左の如し。

本月始め以來支那政府と小幡駐支公使との間に支那和平促進の見地より萬一の誤解を防止せんが爲めに軍事協定發表に關する協議を開始せり本來事軍機に屬し且つ內容極めて專門的に亘れども大局上之を發表するは上海に於ける和平會議促進に好影響ありと認め三月十四日午後四時を以て支那に於ては陸軍部及海軍部日本に於ては陸海兩省より一切の文書を發表するに至れり

公表文書は大正七年三月二十五日東京及北京にて發表せし協同防敵に關する交換公文に基くものにして陸海兩軍略々同樣なるが只注意すべきは陸軍の部は昨年五月十六日の協定及昨年九月六日の細目より成り海軍の部は昨年五月十九日の協定即ち之なり以上兩者を通じて本年二月五日及び三月一日陸軍に屬する協定第十一條海軍の部の第八條中にある本協定有効期間に關する解釋の決定を見たり即ち陸海軍を通じて講和條約が日支兩國に依り批准せられ兩國軍が支那國境外より撤退し又協商國の軍隊及海軍も露領より撤退する時期と決定せり

軍事協定陸軍の部第一條にある如く本協定は西伯利問題に關するものにして且つ同第二條にあるが如く日支兩國全然平等たり又同第三條に明白に支那の主權及習慣尊重を規定せり又共同防敵の爲めの日本出兵は戰爭終了を俟ち支那國境外へ一律撤退する事を規定せり陸軍の部細目第一條にある如く日本軍も亦支那軍司令官の指揮の下に入る場合をも豫想せり同細目第二條に兵器及軍需品の供給は緊急止を得ざるものに非ざる限り兩國の最高補給機關の間に於て交涉する事とす海軍に於ても兩國の平等主義其他大體同樣にして事純然たる軍事に屬し支那の一部に誤解ありし如く何等支那の和平を害し若くは何等支那の主權を損傷するが如き規定なきは他言を俟たず一々日支兩國が聯合國共同作戰に參加して其防敵行動を取るの便を計り急需に應するが爲めなる事明文に徵して之を見るべし

南方の和議停止通電

南北和議停頓するや南方總代表唐紹儀及び十代表は三月二日附を以て次の如き通電を發し、以て南方の立場を明かにせんとしたり。曰く

各省々議會商會敎育會各團體各報館均鑒中華民國は世界大戰爭の際に當り不幸にして自から內爭に陷るもの年余軍政府は國民の公論及び友邦の勸告に鑒み北京政府と畝を開きて和を言ひ全權代表を特派して國家一切の根本問題を徹底解決し以て永久の和平を達せんことを得んと冀へり此志や諒ふに中外の周知する所と爲らん不幸にして二月二十日開會より以來會すること凡そ六次乃ほち理宜しく先決すべきの陝西停戰と參戰軍停募の大事件の橫生梗阻するあり遂に所謂根本問題の討議に遑あらざるを致せり蓋し議する所の者は和なり和戰は並立する能はず今一面和を言ひ一面戰を主とすこれ北京政府和を得るの誠

意無きに非ざれば即ちその威信の行はれざるなり查するに去年十一月十六日北京政府の頒發せる停戰命令は本應さに陝閩一律なるべし乃ち詞を劉匪に藉り機に乘じて進取し陝西人民停戰後の痛苦を受くる者三閱月なるを致せり延いて二月十三日に至り始めて陝西鄂西に對し江蘇李督軍擬する所の五條辦法に根據して停戰命令を頒てり北方代表始め會議席上に至り聲言す十三日以後陝西の停戰事件に關しては當さに完全の責任を負ふべしと乃ち十四日より二十一日に至り陝西前敵日に快郵の報告あり皆稱す北軍大舉來襲し西東各路失地差あり三原の本部且つ搖動を見ると儀等の要求三原と通電するを停戰の初步となせり今に至り一電の三原なり來れるあるを見ず儀等言和の職責を負有せり果して何を以て陝民に對し何を以て天下に對せんや遂に二十八日午前九時に於て停戰實行と陝督陳樹藩撤換との兩條件を提出し四十八小時を限りて答復すべく時に屆りて答復意に滿たず或は竟に答復なければ則ち北京政府の和議に誠意無きを證明す勢停議せざる能はず今限期已に屆り復文至らず和議は明日より起し卽ち進行に法無く北方代表已に總辭職の表示あり儀等才短く識闇く中外想望の和平をして驟かに挫折に遭ふを致さしむ深くもつて心を疚ましむ唯だ軍政府の和平を酷愛し甘居退讓する及び俄等の委曲全きを求むるの苦衷は苟しくも萬やむを得ざるに非ざれば決して此頓挫あるを願はず參戰軍の應さに停募すべきに至つては理尤も顯然たり蓋し和とは不戰の謂也此の歐戰終を告げ本會正に大舉裁兵を謀るの始に當り乃ち國防の名を利用してその增兵の實を行ふ蒼頭突起其意何くに居る儀等は北京政府と日本と結ぶ所の軍事協定の正附各件と參戰借款の條約全文を宣布せんことを要求せるに今交到する所は僅かに協定の正文のみにして亦決して未だ議及に暇あらず之を總ぶるに和平は「謀根本」と「去障礙」の二義を以て相表裏を爲す障礙の去る能はざる尙は何の根本をか謀らん今舉步未だ終らず大波以て起る凡そ中外の罪を儀等にあつむる所の者は俱に樂受する所唯だ絕へざること線の如き國本を水深火熱の人民に於て公等何の良策か挽救に資するに足り儀等をして力を用ふる所を得せしめ以て時艱を補ふあらば儀等不才なるも竊かに教を承けんことを願ふ唐紹儀章士釗胡漢民繆嘉壽曾彥郭椿森劉光烈王伯羣彭允彝李述膺叩 三 月 二 日

要するに責を北方に歸せんとの意、亦是れ南方御得意の宣傳のみ、事態は決して此通電の如くならざるは讀者の旣に曉知せる所なるべし。

陝西停戰令公布

北京政府は和平會議の意見に從ひ、三月三日大總統令を以て陝西に於ける停戰劃防を令したり。全文左の如し。前號本欄に於ては本停戰令の發布を以て陝西問題一先づ解決を豫想せしが、此豫感は見事に外れ紛糾依然たることは上來敘述せし所に依つて明かなるべし。

陝省兵燹頻年瘡痍滿目民瘼を審言し軫念殊に深し頃かに

應さに和平を促進し早く安集を謀るべし前きに國務院より協定辦法に依照し停戰劃防を通飭せりその陝省内部は並びに第四項の辦法に照し張瑞璣を派し馳往して區分を監視せしむ務めて一律實行し期を尅して事を竣へしむるに在り各該將領は自から應さに共に斯意を體し恪遵辦理せよ倘し或は奉行力めざるあらば職責の在る所其咎を辭するを得ざる也此に令す

第二次新國會開院

二月十一日閉院式を擧げたる北京新國會は、閉會僅かに二十日にして三月一日午前十時衆議院に於て第二次通常會開院式を擧行、徐總統代理(總統府秘書長吳笈孫)錢總理以下各國務員臨席、參議院議長李盛鐸の式辭徐總統及び錢總理の祝辭ありて式を閉ぢたり。

鳳凰山借欵に關する風說

三月十日北京發國際通信は傳へて曰く

大倉組は一億圓借款を含む新鳳凰山契約を殆ど完成せり此契約は鳳凰山と其周圍五十里の地域を含むものにして其目的は所謂日支會社を組織せんとするにあり本會社は大倉組に對して其生產全部に關する第一の優先權を附與し日本は造船及び支那への銃器供給に就いても先取權を有するものなり會社は陸軍部に三千萬圓の前渡しを申出で之に關し協議行はれつゝあるが大倉組は陸軍に對し此前渡金受理を勸めつゝあり然れども此問題は、目下日本政府が支那に對し參戰借欵の使用中止を忠告しつゝある折柄なることゝて此會社が支那人に取り參戰借款同樣に好ましからざる事情の下に多額の金を陸軍部に貸付けんと努めつゝありとの理由を以て北京に於て、手嚴しく批難せられ居れりと。大倉組にては右の風說を以て全然無根なりとし、昨年十二月秣陵公司との假條約成立後交涉一步も進み居らずと言明せり。一奇とすべきは右借款條件の、昨年寺内内閣倒壞前發表されたる國營製鐵廠借款(當時計畫中の旨發表)のそれと同じき事なり。國營製鐵廠借款は、原内閣成立後各方面の反對に依り全然立消となりしものなるに、北方主戰派は之を今回愈成立せるやに吹聽し、以て南方に對する示威の用に供したるものなるべしと。

新邱炭合辦

滿洲阜新縣新邱炭坑は、今回愈日支合辦大新鑛業公司に依りて開掘さるゝことゝなれり。目下每日の出炭量百五十噸、全部滿鐵にて買受くる事となり居れり。因みに本公司は例の曲同豐等の三興公司とは全然別物なり。

內治外交

●モルヒネ禁止令　三月二日大總統令嗎啡（モルヒネ）の害たる雅片より甚しく懸りて禁令と爲し治罪專法を頒定するを經たり近歲禁煙の厲行せらるゝ無知の愚民往々代ふるに嗎啡を以てし鴆を飲んで自から甘しとし流毒寖く廣く沈痼を積成し害民生に及ぶ而して廛市の痞徒或は違禁販運し或は製藥朦售し稽察偶々疏なれば流弊錯出す亟かに嚴に從つて查禁し煙禁ともに一律肅清せんことを期すべし各省區軍民長官をして屬を飭し認眞查察せしめ嗎啡を私運私售するの情事あるに遇へば法を按じて嚴懲し稍寬縱するなかれその嗎啡毒質を撮合し藥品に製成せる者も亦應さに切實檢查し隨時懲禁すべく以て隱患を弭め羣生を惠めよ此に令す。（八·三·三、順天時報）

●武官人犯銃殺禁止令　三月一日大總統令、陸軍總長靳雲鵬の呈核に據るに新疆督軍楊增新武官の人犯を槍斃することを禁止せんことを電請す准るして請ふ所の如くせん請ふ明令を特頒して申誡せられんことを等の語、軍事機關辦理の案件は均しく法令の規定あり豈司法を破壞し範圍を逾越するを容さんや陸軍部をして各省區軍隊長官に通行し嗣後審判人犯は戒嚴期間の戒嚴令に依照して辦理するを除く外その通常案件は均しく應さに陸軍審判條例及び懲治盜匪法に遵照し分別辦理稍權限を越ゆるを得ざらしめ以て刑典を重んぜしむ此に令す。（八·三·二順天時報）

●南方の講和專問委員　廣東軍政府は二月二十日命

令を以て郭泰祺陳友仁を歐洲和平會議專問委員と爲せり。（八・三・二、順天時報）

●梁啓超の外交報告

二月二十六日汪大燮林長民等梁啓超の巴里來電に接せり曰く

譯送汪林總長英に抵り即ち聞く和會すでに青島問題を提せりと頃ろ法（佛國）に抵り略此間の經過情形を悉せり大致吾輩在京時の主張と相同じ頗る欣慰と爲す宣戰後中德（支獨）條約根本より取消され青島の歸還はすでに中德直接問題となれり日は兵を出せりと雖も地位は諸協約國と等しく斷じて我が領土主權に於て侵犯する所ある能はず更に權利繼承問題を發生する能はず超、京に在りし時曾つて此義をもつて該國外交界の要人に向つて剴切忠告せり彼の朝野覺悟ある無きやを審かにせず吾輩の着眼は歸還の名義に在らずして主權の實際に在り膠濟の諸路は切膚の利害に關す青島と分ちて兩案と爲す能はず若し再び出兵に藉口し當さに獲得すべしと謂はゞ試みに問はん白耳義塞耳維は將さに何を以て英佛に報せん之を總ぶるに此次議和會は國際の一新局面を開くもの我れ當さに機に乘じ力めて自由の發展を圖るべし所謂勢力範圍特殊地位は皆當さに切實打破すべく凡そ約章の此原則に戻る者あらば當然廢棄すべし青島はその一端耳內外の當軸切に宜しく統籌すべし關稅領判兩事に至つては此を失うて圖らざれば更に機會無からん亦斷じて延遲を容るさず又裁兵は救國の第一義たり國際草案已に專條を列す我れ宜しく首先自から兵額を定め誠意勵行して他人の越俎を待つなかれ凡そ此の諸端望むらくば政府方針を確定し民望に辜くなかれ乞ふ大總統に代呈せよ啓超二十三日。（八・二・二八、國民公報）

●裁兵案及び軍民分治案

軍興つて以來任意招募し兵數驟かに增し最近調査に據るに民國四年度と最近兵力との比較增加五十五萬八千九十人に達す（同年度八十七萬八千九十人最近百四十三萬六千一百八十人）而して百四十三萬の兵方を以て軍需薪餉各費約二億二千萬元の巨額に上り幾んど全國歲入十分の八を占め收支足らず各種主要事進行に由なし最近裁兵の主張幾んど南北兩廣の同じく囑望する所と爲り上海會議朱唐兩總代表最初即ち甚だ此事に注意し各全力を以て法を設けて解決せんと欲せり政府因つて各種の材料を搜集し裁兵及び軍民分治案各案をもつて、上海會議に提出したるが今に至るまで未だ審議せず聞く當局昨特に朱總代表に電囑し開會を催促せり原文大意下の如し。

裁兵及び軍民分治の各案は對內重要計畫にして國內趨向の同じき所たるのみならず且つ世界大同の趨勢乃ち他種の枝節問題に因りて此の根本要案をもつて久擱議せず善後の計畫進行に由なきを致せりたゝに開會集議の初意を失ふのみならず且つ輿論の在る所丞かに宜しく尊重すべし請ふ兩代表に忠告し日を剋して開議せられんことを盼と爲す。（八・三・一、順天時報）

●和議經過に關する北京政府の通電

近日陝西問題及び參戰軍問題につき外間頗る種々の謠言あり當局特

に經過情形をもつて各處に通電せるが原文下の如し。（八・三・八、順天時報）

南北紛爭こゝに兩年なり政府和平の議を首倡し七年十一月十六日に於て明令を頒發して戰を罷め兵を退け各方に通電して敦切商洽し復た江蘇李督軍より意見を疏通し函電交馳せり西南一たび名稱を爭ひ再び地點を爭ふや政意皆曲意之に從へり中央代表すでに出發せしに迨び之を久しうして南方代表始めてよく滬に集まれり又陝閿問題を以て開議せず政府は和平促進のために計り斷じて一隅の故を以て全局に牽及せしめず遂に陝民をして暫らく痛を忍ばしめ李督軍擬する所の五條辦法を允准せり辦法の大要は停戰、劃界、「双方各任剿匪」に在りてすでに西南の同意を徹し得て本年二月十三日に於て電令して宣布施行せり。

双方代表は始め二十日に於て滬に在つて集議し公同して張瑞璣を推定し陝に赴き區分を監視せしむ政府に在つて所爲へらく陝事一結束を告ぐべしと乃ち唐總代表迭りに于右任連日の來函に接せり謂ふ陝省今に至る迄未だ停戰せずと遂に二十八日の會議に於て陳督樹藩の撤換を要求し並びに四十八小時を限りもし滿足の答復なくは即ち外交團に向つて停議を聲明せんと國際の慣例を以て之を國内に施す寧ろ怪事に非ずや溯るに二月十三日五條辦法をもつて陝に電せしより嗣いで復た迭電陳督に申告せるが均しく先後遵辦を復電せり固より未だかつて命令に抗違せず于右任十七日の去函に至つては其間相距る僅かに四五日耳十三日以前當然拘束を受けざるは論なく即ち該電省に到り再び省より前方各軍隊に轉達する試みに問ふ四五日内に能く周知せしめ得るや否や即ち當日西南の停戰を通飭せる該軍隊の何の日に奉到し何の日に遵行せる中間亦展轉多時なりしは事實具さに在り覆按すべき也此次唐總代表僅かに于右任の私函に據り遂に要求を强制し停議を以て挾持の具と爲し政府各代表をしてやむを得ず相率ゐて辭職せしむ政府はすでに陝事の確況及び彼方誤會の情形をもつて實に據り宣示せり大局を念ふに重ねてその破裂を聽くに忍びず一面代表を慰留して開議を催促し一面前方の將領に明令し五條辦法に依照して格遵辦理せしめ一律實行期を尅して事を竣らしめんことを期す復た切電を經在陝軍隊は各原防を守り靜かに劃界を俟ち劃界實行の後再び後方剿匪辦法を定め劃切申諭務めて共に曉らんことを期す現に張瑞璣期を尅して馳往し監劃に着手せり唐總代表が滿意なるや否や上海會議が停止するや否や政府唯だ當さに五條辦法を抱定し陝省劃防等の事をもつて積極推行し以て信誼を重んぜんのみ。

開戰以來唐總代表の斷々爭持する所の者に至つては約數端あり曰く參戰借款の取消曰く參戰軍の取消曰く軍事協定條件の取消これなり中央に在りては歐戰未だ終らず取消は暫らく其時に在らずと認む既に取消す能はず則ち參戰借款は當然支付すべく歐戰簽字し軍隊撤退せる後を俟ち所謂軍事協定及び所謂參戰軍なる者は皆應さに同時に消滅すべし彼時參戰軍の應さに裁すべきか否か應さに陸

軍部より裁兵案内に併入し統籌辦理すべきか此中重要爭點は目前歐戰終了せりと認むるや否やに在り政府の認めて尙未だ終了せずと爲す者は遠きは則ち和平條件德國未だ悉く履行せず近きは則ち俄（露）邊激黨の尙ほ肇擾に在り在華敵僑の尙ほ須らく驅遣すべきに見るあればなり然れども歐戰情形を默揣するに和約の簽字期たる遠からず彼時自から正當解決あらん且つ此次會議の緣起や乃ち護法に因りて以て兵事を啓けるもの則ち議題列する所自から應さに法律を以て重しと爲すべし即ち護法問題に因りて事實に牽及す亦必らず一定の範圍あり乃ち迭次の開議彼方根本關係の法律問題に於て未だ嘗つて一語も道及せず即ち政府代表提出する所の裁兵及び軍民分治各議案は皆な善後重要計畫に關するあり亦開議以後枝節糾紛せるを以て之を高閣に束ね徒らに外交內政種々の事實を撫舉し以て政府を詰難す既に集議の本旨を失ひ且つ權限範圍を軼せり果して一切の外交內政皆決を此の會議に取るか則ち政府なるものは固より設けざるべし日に和平促進を以て中外に舉げずしてその爲す所を究むるに乃ち和平の曙光をして相去る益遠からしむ則ち會議の延滯は中央固より其咎に任せざる也此中經過情形我が國人或は未だ得悉せざるべしもつて特に實に據りて摘告し群疑を釋かしむ凡そ我が邦人それ共に之を鑑みよ國務院三月六日印

財政經濟

●本年豫算の概況　龔財政總長就任後本年の豫算は編造に着手しすでに旬を逾へたり中央方面すでに趕造を通飭し各省區分方面の通咨連日陸續として接到せり凡そ軍政經常臨時兩項均しく陸軍部の直接編造に歸し各省區及び中央方面の政費は均しく財政部より編造せるが軍費項下に於ける奉天直隸兩省の如きは數たる最多く每年の軍費計七百萬弱に達し最小の額數察哈爾綏遠城等の特別行政區域も亦三四百萬の間に在り之を六年度小省分の一百萬上下なる者に較ぶれば幾んぞ天淵の別ありその二百萬以下に在る者は此次實に一省も無し而して臨時軍費即ち招募補充輸送の如き者は且つ計らず焉此れ亦以て最近軍費の鉅なるを見るべし矣各省區政費に至りては此次亦均しく增加あり均しく百萬以上を超過す其最多の省分は約三百五六十萬上下に在り最少なる者も亦一百二十萬上下に在り且つ此次の豫算編造には二異點あり（一）軍政費臨時項下一省區として增加あらざるなし地方稅と中央直接國稅修入と軍事未定の故を以て一切均しく攷稽すべきなく之に因り支出方面は直ちに之を捕風捉影といふべく毫も規定なし其他則ち鹽稅と善後費の兩項亦種々の原因を以て此次編造の難題と爲れり龔總長は本年度豫算に對し仍は去年度を以て標準と爲せり然れども去年度の豫算は即ち亂七八糟名實符せざるものに係る本年度豫算案は樣に依りて胡蘆を畫くものに過ぎずその實行し得べきや否やは恐らくは計較せざる能はざるべき也。（八·三·四、順天時報）

●謄天佑鐵路統一案反對　中華總工程師學會が各

國中國全鐵路共同管理に反對し巴里中國專使に致せる公電に云ふ。（順天時報八・三・五）

巴里中國使館轉陸顧王施魏專使鑒鐵路統一案は前きに尚之を傳聞するを得たり近ろ恐らくは演じて事實と成らんとす憂國の士引いて亡徵と爲す天佑さきに路工に習ひ久しく路事を歷深く弊害を知り切痛尤も多し我國工程人員訓練已に久しく其中學識經驗外國專家と相頡頏する者頗る人に乏しからず歐戰平息し正さに金融の恢復し材料の流通し路工廣續進行せんことを盼ふ外人共同管理の如きは則ち同類を引置するもの我國工程學員は學識如何に優異なりとも終に不位に沈み斧柯に暇なく更に連茹の望なく永く借材の苦を受けん其害一』鐵路工程は最も圖式を重んず若し外人の統一を經ば權我れに操らず徒かにその偏する所あるを論すれば即ち各その習慣に本きて以て從違を爲す我國已に暗に損耗を受けん憶ふ天佑等京張鐵路總工程司に任せる時該路の橋梁は多く我國の洋灰石料を用ひ以て旋橋を造成せり乃ち該路原來の地勢及び我國固有の材料に因りて變通して之を利用し耐固今に至れり米人の若きは則ち必らず鋼橋を用ひん是れ反證すべし蓋し鐵路の資本は工程その大部分を占むもし完全手を外人に借らば糜費必らず多からん其害二

鐵路の材料は固より投標を貴ぶ然れども操縱予奪は仍ほ標式を訂定するの人に在り倘しその人平日習用する者を以て懸けて標準と爲さば卽ちその主顧の廠家の得る所と爲らん名は競爭なれど實は專賣に同じ此等の事もし我が國人主持の權無くば流弊言ふに勝ふべからず其害三

凡そ事、一人の圖謀は拙にして多人の圖謀は工みなり一國に對待するは易く多國に對待するは難し現在我國各路は款を借り築造せるもの多しと雖も然れども對待する者はたゞ一國圖謀するものはたゞ一人抵禦尚易し近ろ隴秦豫海鐵路と漢粵川鐵路とを見るにその交涉困難の情形相彷彿たりたゞ隴海は白耳義代表一人の同意を商得すれば尚一事を舉辦すべし漢粵川の如きは則ち四國銀團及び各總工程司の間に周旋するを要し良法善政ありと雖も頗る意見一致し難し左右難を爲し實に進行の梗と爲す時を滯らし詞を費すに至つては猶ほそれ小事これ比較して而してその得失を見るべき者也是故に我國鐵路若し更にこれを萬國銀行團管理の下に置かば則ち將來の用人施工購料必らず川具漢の現狀に視て更らに束縛を加へん此れ必然の勢なり其害四

此四端は皆天佑の親しく痛苦を歷、去らんと欲して未だ能はざる所の事たり今聞く我國鐵路國際共同管理問題將さに巴里和會に提出せられんとす則ち天佑の引いて痛苦と爲す所の事更に將さに紛至沓來してやむことある無けんもつて敢へて弊害を縷陳して淸聽を奉瀆し聊さか解決を助く均勢破除の說に至つては贊成者有力の論據たり天佑亦相對贊同す但だ均勢破除の後完全に我國の自由を恢復すれば則ち誠に善し否らざれば則ち多數の勢力を引出し破除する能はずして之を厚集す則ち天佑仍ほ期す以て不可と爲す耳抑も尤も說く者あり我國各路現在皆單獨借

款に係る將來即ち單獨款を還し逐件收回し徐ろに統一を圖るべくんば力たる尙易し倘し資本一國に厚集し主權外力に刼かさるゝ彼時收回して自から統一を謀らんと欲するも得べからず尤も慮からざるべからず統べて垂察を乞ふ中華總工程師學會會長詹天佑

●南潯鐵路延長線借款　南潯鐵路總經李盛鐸及び在京江西出身者は去歲嘗つて英國印度公司に提議し款若干を借り以て南潮鐵路（南昌より福建潮洲に至る）延長建造の用に供せんとせしが印度公司にては南潯鐵路が全く日本借款に成り英人の長江經營計畫と障碍あるを知れることとて此機會を逸すべかずとて公司重要要職員某を派し舊曆年終に至り接洽し李盛鐸と面商すること多次、事すでに成熟せりと債款若干目下尙未だ知るべからず然れども至つて少きも二千萬元以上に在るべしと並びに聞く此項の大宗借款成るを告げなば仍ほ李盛鐸を推擧して該路の總辦と爲し以て熟手に資すべしとの說ありと云ふ。（八・二・二六、國民日報）

●龔總長の財政計畫　財政總長龔心湛氏は連日部內に在つて人員を召集し財政計畫を討論しすでに端倪ありの豫擬して未だ決せざる財政各目共に數端あり。（八・三・一四、時事新報）

(甲)軍費項下に關する者

一、臨時軍費を修縮す臨時軍費は去年度每月すでに四百餘萬元に達す目前百餘萬元を損減せしが茲に再び收縮を行はんと擬す

二、各軍輸送隊裁撤の恩餉は原と三ヶ月を放給すと定めしが現に損減して一ヶ月乃至二ヶ月と爲さんと擬し既でに參陸辦公處と磋商せり

三、軍費豫算を規定し本年度豫算はすでに六七年度の數目を超過するを得ざることに決定せり

四、特別軍費の制限す兩年以來各省臨時軍費の外又特別軍費を增すもの異常に多し茲に一律絕對に禁止せんと擬す

(乙)政費項下に關する者

一、緩急分別は隨時部より討論して之を決定す

二、不急の政費修理工程等は一律絕對に限制し核准を予へず

三、直ちに支出すべき行政費は別に部中より分別列表し分別次第すべし

四、京外の駢枒機關を裁撤す此議は現になほ法を設け進行を疏通せんと擬す其中最も重要なる者は即ち各省實業教育兩廳合併の一事なり但し此項は仍は須らく分別調查詳細に討論すべしと

此外政費項下になほ數目あれど未詳なり

(丙)中央收入に關する者

數目未詳、但だ聞く各省煙酒印花常關官產等の項に對し核准を經たる者あり、各省は此後裁留挪用するを得ざるべし

(丁)財政及び金融に關する者

一、田賦稅增收の籌備

二、所得稅實行とその推行辦法

三、裁厘後加稅の籌備
四、八年公債票變通の推行辦法
五、金融救濟の計畫

●鐵路統一案一段落　日前春藉齋第二次會議は列席者に錢總理梁士詒曹汝霖陸宗輿汪大燮林長民周自齊沈瑞麟王寵惠諸人あり會議約小時梁曹二氏よりの提出案につき討論の結果左の四項を決議せり

(一)政治性質を含有せる借款鐵路、南滿東淸滇越膠濟吉長安奉等の如き路は我國政府より別に外國資本團に向つて總債を借りて贖回す
(二)外債を借り建築せる既成鐵路、京奉滬甯津浦等の如きは暫く提出せず
(三)外債を借り未だ工事に着手せざる路或は已に工事に着手せるも未だ修成せざるの路は中國資本家より資本團を發起し外國資本家の加入を請ひ交通部より一標準合同を定め路債を統一し別に新票を發す
(四)その將來豫備擴張の線は如何にすべきかの辦法は即決を延期す

此決議は陸專使に打電せられ機を見て提出すへき事を命せりと。(八・三・一三、上海時事新報)

彙報

自三月一日至三月十五日

外交關係

▲日支密約原案交付　（二十八日上海特派員發）北方總代表朱啓鈐は二十八日の會議席上にて日支軍事密約の原案を唐紹儀に交付せり。（一日、朝日）

▲邦人退去を命ぜらる　（北京特電二十七日發）唐山の日本人二十名（全部にあらず）は支那官憲より退去を命ぜられたり其理由は禁制品販賣の爲なるが日本官憲の調査に依れば三名は犯跡ありて拘禁中なるも他は犯罪なし而して本事件の發端は昨年十二月三十日米國兵が某日本人の家宅捜索をなしたるにモルヒネ販賣の事實を發見しそれより二月に至り在天津の英米人は拒毒會を組織しモルヒネ販賣を防止する爲唐山の日本人全部を退去せしむべしと支那官憲を煽動せる結果に出づるものにて英米人の惡辣驚くに堪へたり日本側としては有罪者の處分は別として日本人の退去に對しては當然抗議をなすべく又米國兵の家宅捜索に關する不法行爲に就いては現に外交上の問題となり居れり。（一日、日日）

▲外蒙古獨立企畫　（北京特電二十七日發）外蒙古の王公は庫倫に集合し露國の勢力を失ひ混亂の狀態にあるに乘じ聯合國に訴へて露蒙條約を破棄し露國の勢力を驅逐し獨立を圖らんとする計畫あり之に對し支那政府は露蒙條約の破棄と共に外蒙古の自治を取消さしめ再び支那政府に服從せしめんと欲し參議院をして蒙古王公にして歸順するものには夫々優待恩賞を與ふる案を起草せしめ不日國務會議に提出すべしと。（一日、日日）

▲露國日本を疑ふ　（北京特電二十七日發）露國側にては外蒙古に關する露蒙條約破棄運動の裏面に日本の援助あるが如く邪推し外蒙古は日本より武器及軍費の供給を受けつゝありと種々の風說を傳へ居るも日本政府に於ては外蒙古獨立運動に關し何等援助を與へしことなしと。（一日、日日）

▲借款交付停止依頼　（上海特電二十七日發）當地新聞報の得たる北京電報は唐紹儀、張謇氏は英米公使に日本の參戰借款を交附するを停止せんことの勸告電報を依頼し英國公使は極めて贊成の意を表し二十六日外交部に對し「若し國防軍を取消さず日本の借款を停止せずんば余は英國政府に電報し南方を保障し西南を承認して正式政府と做す可し」と云へりと報ぜり又英米公使外交部に對し日本よりの借款の交附を繼續す可く北京政府より日本に要求せるや否やを質問し陳錄氏は參戰軍の軍費の支出無き故日本よりの借款支拂無くば兵變ありて北京の治安を破壞せんことを慮ると答へしに英國公使は之れ人を欺く言なりと云へり。（一日、時事）

▲南方英米に縋る　（上海特電二十七日發）當地新聞報の得たる北京電報は唐紹儀、張謇氏等は英米公使に對し日本が北方政府に對し參戰借款を交付することを停止すべく勸告せん事を電報にて依頼せるに英國公使ジョルダン氏は贊成の意を表し二十六日外交部に對し若し國防軍を取消さず日本の借款を停止せずんば英國政府に電報し南方を助け西南政府を承認して正式政府となすべしと云へりと報じ又英米公使は外交部に對し參戰借款の交付を繼續せんことを日本に對し要求せりや否やと質問せるに外交次長陳錄氏は參戰軍の軍費を支出するの途無し日本より借款の支拂を受けざれば恐らくは兵變起り北京の治安を害せんと答へしにジョルダン公使は是れ人を欺くの言なりと云へりと報ぜり。（一日、日日）

▲支那鐵道共同管理案　（二十七日北京特派員發）最に問題となりたる支那鐵道の共同管理案として外交委員會の決議を經て巴里の支那講和委員に打電せるもの左の如しと。

凡そ外資外債を以て建造する既設、未設、或は契約成れるも未だ工事に着手せざる各鐵道は皆之れを統一して其資本及び債務を加へて一債務とし各鐵道を以て共同擔保とし支那政府は外國の鐵道專門家を聘し支那人を補助せしめ之れを經理し支那が右債務を償還し終るの日的を以て之れを止め各鐵道の行政及び運輸事務は皆交通部より之れを指揮す。（一日、朝日）

▲管理贊成言明　（北京特電二十七日發）東清鐵道督辦郭宗熙氏は入

京以來西伯利東清鐵道共同管理に就き反對運動をなせりとの風說に對し英國公使ジョルダン氏は二十五日外交次長陳籙氏を訪問し支那政府の眞意を叩きしに支那政府は劉鏡人氏を管理委員として詹天祐氏を技術方面の代表として共同管理委員會に出席せしむる事に決し日米の協定に參加する決心にして何等不平なく從つて反對運動に耳を傾けずと言明せり。(一日、日々)

▲薩鎭泳渡歐承諾　(北京特電二十七日發)　薩鎭冰氏は二十五日更に復電して渡歐に就き大體承諾し且つ福建西境督辦の後任に李厚新氏を推薦し來る。(一日、時事)

▲梧州事件謝罪　(上海特電二十七日發)　香港來電梧州事件に就き蘇知事、鎭守使等英國公使に對し謝罪の意を表し英國砲艦も命を得て內地に急行せり。(一日、日日)

▲英米支俱樂部　(上海特電二十七日發)　上海に於て支那、英國及米國の三國共同にて俱樂部を組織する事となり支那側は朱葆三氏等三名、英國はジャーデン・マテソンの支配人、米國はスタンード石油會社及ロバート・ダラー汽船會社支配人等を發起人とし當事に英、米、支各三名を擧ぐべく目下某辨護士に託し規則を起草せしめつゝあり設立の場所は多分舊獨逸人俱樂部を以て之に充つべしと尙同俱樂部の會員を三百名とし支那人の入會者は商務總會の紹介を要すべしと。(一日、日日)

▲支那人の排日運動　(紐育特電二十六日發)　在米支那人は日本に對し惡感を有すと傳へらるゝ彼等は新聞に依りて排日運動に着手せり但し其效果殆ど無し。(二日、時事)

▲邦人退去命令曖昧　(二十七日天津特派員發)　京奉線鐵道沿線唐山在留邦人退去問題に關し龜井書記生は二十六日交涉處を訪ひ事實の眞相を質問せるに左る命令を發したる事なしと答へたるが同地に急行せる我當路の官憲の內偵せる所に依れば命令は同地支那巡警當局の下せるものにして或る者には交涉員よりの電命なりと告げ或る者には日本官憲と會議の上なりと唱へ居り命令の出所不明なるが何人か背後に潛めるもの、如し同地は米兵駐屯軍守備區域にして殊には米國兵が上官の命令を受け在留邦人の家宅搜索を行ひたる不法事件あり當時我官憲より嚴重なる抗議を爲し今尙未解決の問題の地にして又一方在住支那人は炭鑛セメント鐵道の工場に勤むる職工大部分を占め其多くは排日の色彩多き廣東人なり。(二日、朝日)

▲英公使の警鐵暗示　(北京特電二十八日發)　浙江省杭州、溫州間の鐵道敷設は支米兩國間に借款契約成立し居るも英國は昨年來該鐵道が滬杭甬鐵道支線に當るを以て他國の借款にて敷設するは不當なりと抗議中にて最後に英國公使ジョルダン氏より交通部に對し支那鐵道は國際間の爭點となり解決困難なり宜しく歐洲戰爭終了後英米より關係諸國に協議し各國協同出資にて辨理すべしと申出でたるが如き鐵道協同監督の暗示とも見るべき點あるを以て最近曾總長はジョルダン氏に鐵道の建設は國家行政の重要事なり今若し貴意を容れゝば各國共同して監督を爲すに異らずして交通部の行政權を侵害し遂に內政干涉の端を開かん本官は特に其承認し難き事を聲明すと回答したるが間接に協同管理反對を聲明せるものと解せらる。(二日、日日)

▲東清問題を質問　(北京特電二十八日發)　英國公使は昨日午後外交部を訪問し東清鐵道に關し更に支那側の主張及び讓步の程度につき質問する所ありたり。(二日、時事)

▲追放敵國人來着　(上海特電一日發)　昨夜汽車にて北京天津等より追放の敵國人百七十九名當地に到着し上海南停車場側の收容所に送られたるが上海には目下五百名の敵國人追放の爲收容され居れり又敵國人八百名當地への途中にあり右敵國人等は三月十日頃出發すべし吉林より十一名奉天より十一名當地に來れり又カロリン島ポナペよりの四名も日本より當地に送られたり。(二日、時事)

▲軍事協定存續期　(北京特電二日發)　日支軍事協定改訂說傳へられつゝあるも北京にては信を置く者なし尤も日支軍事協定の有效期限に就いては種種の議論あり中には戰時は既に終了せるを以て有效期限は經過せるものなりと唱ふる者あるを以て兩國當事者は解釋の紛議を防ぐ爲日支軍事協定を西伯利方面に於ける日支軍隊が全く撤退する迄は有效と認むる事に協議纏まり公文書を交換せり改約云々は右を誤傳せるものなり。(三日、日日)

▲日支密約發表　(巴里特電二十七日發)　所謂青島に關する日支秘密協約と稱せるもの二十七日巴里に於いて發表せられたり。(三日、日日)

▲唐氏外交團に訴ふ　(上海特電二日發)　二日朝朱啓鈐氏は唐紹儀氏を訪問せるも北京より何等の回答なく依つて唐氏は北京外交團に對し會議の

經過及其滯頓せる事情を述べ其曲直何れにありや判定を乞ふ旨打電し午後南方代表の會議に赴けりといふ目下の處唐紹儀氏も朱啓鈐氏も意見に於て異る所なく徐世昌氏は周圍にある武斷派の爲に掣肘せられ自己の意思により動く能はざる位置にあり其情恰も袁元洪、馮國璋氏等と等しく右武斷派を除くにあらざれば到底和平會議の成効を期する能はず。(三日、日日)

▲送還獨人輸送終了　(漢口特電一日發)　今夜出發の獨人は七十三名にて之にて送還獨逸人の輸送終る合計百三十名なり病氣にて殘れる數は四川より來る連中と共に下る可し。(三日、時事)

▲廣東敵人還送令　(上海特電二日發)　廣東軍政府は敵國民還送條令を宣布して敵國民還送及び敵國民財產管理上專任者を任命したり。(三日、時事)

▲米人議場にて演說　(上海特電二日發)　昨日南北會議談話會の際米國總領事は米國資本家代表アボット氏と共に會議所に入南北代表と會見せり其の際唐紹儀氏はアボット氏を紹介し氏も一場の談話を爲せり。(三日、時事)

▲外蒙問題密議　(北京特電一日發)　外蒙古獨立運動に關し蒙古王公は露國との關係を破棄し民族自決主義に依つて獨立せんと欲し之に反し支那政府は露蒙條約を取消すと共に外蒙古對支那の關係は民國二年以前の狀態に復歸せしめんと欲し兩者の間に意見の扞格あり蒙藏院總裁貢桑諾爾布は以上の計畫に對し徐總統に謁見して密議する所ありたり。(三日、日日)

▲唐紹儀承服せず　(上海特電三日發)　日本が軍閥を支持しつゝありとの報道は全然無根なりと斷言せる報、東京より來れるに對し唐紹儀氏は往訪のロイテル通信員に指摘して曰く千七百萬圓の參戰借款殘額は目下北京の朝鮮銀行支店に保管中にて指圖人は段祺瑞曹汝霖二人なり尤も日本政府は小幡公使に命令するに此殘額に手を付けざるやう支那政府に勸告せんことを以てせるも小幡公使は一日夕まで右勸告を外交部に通達せざりき且つ日本軍閥は右殘額が受け取人に依りて使用さる可きを十分承知し居れりと。(四日、時事)

▲二次勸告要求　(上海特電三日發)　本日の正式會議は開會せざることに決定せり尙昨日唐紹儀氏が英國公使ジョルダン氏を通じて北京外交團に宛たる電報左の如し。

南北相互に停戰を約して以來既に久しく斯くて北京政府は特に二月十三日更に北軍をして停戰を實行せしむべく命令を發せるに陝西督軍は之に服せず絕えず陝西の護法軍を攻擊し人民爲に痛苦を受け北軍の通過せる地方は全く荒廢に歸せり南方代表は屢北京政府に對し陝西の停戰を確實に履行せんことを要求せるも毫も實行されず故に南方代表は右紛糾の原因の除去せられ停戰の完全に履行さるゝ迄和議を停止す是單に吾人の意思のみに止らず實に陝西省人の要求にして且全國民の一致せる公論に基けり然るに北京政府は南方の一致せる此要求に應ずるの意を示さず又停戰の誓約を誠實に履行せしむる能はず斯くの如くんば吾人如何に和議の進行に努力するも何等効果なく公理と兩立する能はず茲に於て予は四南を代表して再び閣下に訴へ五友邦公使が更に北京政府に向ひ(一)停戰を誠實に實行すべき事及(二)停戰の約に背き陝西人の苦痛を顧みず國內和平の進行を妨げつゝある陳督軍の免職を爲す樣勸告せられ以て和議停頓の原因を除かん事を請ふものなり云々。(五日、日日)

▲預金引出中止を勸告　(北京特電四日發)　去る一日船津書記官は外交部に陳次長を訪ひ日本政府の訓令に從ひ左の通告を爲せり。

軍器購買契約は支那に續々交涉の峯なるも支那南北の和平正に進行中にして此際軍器を交附することは其進行に阻害あるを以て和平會議終了まで交附を中止す又參戰借款に至りては既に成立の際支那政府代表者に交附し且つ銀行に預金しあるを以て之を商法に照らすも受取方を中止せしむる法なし唯支那政府が大局に顧み此の預金を引出さず南方統一を促進せんことを希望す。(六日、時事)

▲管鐵支那委員　(北京特電四日發)　外交部は日米公使に向ひ支那政府は西伯利東清鐵道に關する日米協定に從ひ劉鏡人氏を委員に齋天佑氏を技師に任命し共同管理委員會に出席せしめ且支那政府は技術部に於ける支那技師の位置を高むることを希望すと通告せり蓋し支那政府は東清鐵道に於ける技師長は齋天佑氏に委任せんことを希望し浦鹽會議に於て之を提議すべしと察せらる。(六日、日日)

▲支那政府提議　(四日北京特派員發)　支那政府は日米兩國政府に向ひ東清鐵道管理に就きて支那より派遣せる技師に最高の地位を與へ領土主權

を保有する支那の體面を完うせんことを希望する旨提議せり。(六日、朝日)

▲英使總統に勸告　(北京特電四日發)　英國公使ヂョルダン氏は四日午後四時總統に謁見し最近唐紹儀氏より打電し來る電報に基き北方側の意嚮なも聞き此際萬難を排し速かに圓滿解決を希望する旨勸告せり但し此勸告は協商國全體の決議に出たるものに非ず。(六日、時事)

▲外交後援會成立す　(上海特電四日發)　廣東の外交後援會は三月二日同地省議會を會場として成立し林森を其の會長に擧げたり。(六日、時事)

▲日支條約發表さる　(倫敦ロイテル特電二十五日發)　左の日支條約巴里及び倫敦に於て發表せられたり。

(一)山東省に於ける獨逸の權利を日本に引渡すことに關する千九百十五年五月二十五日の日支條約

(二)日本の對支膠洲灣還附條件を列擧せる同日附日本の宣言書

(三)支那をして更に鐵道を敷設せしむる爲めの青島、濟南鐵道借款に關する千九百十八年九月二十四日の日支協約。(七日、時事)

▲支那委員の減らず口　(巴里特電二十日發)　支那講和委員は再び通告を發して曰く

新聞紙上に發表せられたる陳述によれば日本委員は過般の日支協約中には山東省に於ける支那領土保全を侵犯するの條項を含まず且支那の威信を傷くるものに非ずとなし更に日支協約の締結に當り支那も自發的に日本と交渉の對手方たりしなりと云ふも事實は全然之に反す支那委員は眞事實を闡明するの通牒を發表するの準備あるも日本講和委員が新聞紙を通じて上記陳述が日本官廳によりて公表されしものなる事を公式に打消したる以上支那講和委員も亦當らく反駁的陳述の發表を遠慮すべしと。(七日、日日)

▲支那委員に注意　(北京特電五日發)　國務院は四日在巴里の支那講和委員に電報を發し南北和議頓挫の狀況を報じ陝西問題は委員張瑞璞の到着後解決す可し朱啓鈐等代表の辭職は之を慰留すること、日支軍事協約及び參戰借款は中止或は取消すこと困難なり和議頓挫は近く解決す可きに就き外國の干渉を受くるを欲せざるが故に支那は各國委員に說明して南方側の通告に迷はされざるやう取計らへと云へり。(七日、時事)

▲領事捕縛事件　(廣東特電五日發)　二月二十日廣西省梧州駐在の英國副領事及英人巡査は該領事館の料理人と支那人との喧嘩を仲裁したる際支那兵の爲捕縛され鎭守使署に連れ行かれたるが同署にて捕縛されたる英人が副領事なるを知り直に之を釋放し百方謝罪したるが其後英國側より左の如き要求をなし來れり。

第一、右巡査の治療費及本國に送還する費用を支給すること

第二、副領事夫人の歸國費を支給すること

第三、督軍或は統領自ら領事館に來り謝罪すること

第四、梧州の支那文武官吏を全部更迭せしむること

第五、將來梧州には英國兵三百名を駐屯せしむること。(七日、日日)

▲參戰借款と總統府　(北京特電五日發)　參戰借款に對する日本の通告に關し總統府側の消息に據れば日本の希望は大に諒とするも已に參戰軍を編成せる以上必需の用に迫られ多少之を引出すことは免れざる可く決して內爭に使用することなしと云々。(七日、時事)

▲經過發表電訓　(北京特電五日發)　國務院は四日午後巴里に於ける支那全權委員に打電して曰く

南北和平會議は二十日開會既に六同の會議を重ねたり南方委員は參戰軍の撤廢を主張し之に對し政府は四伯利の形勢尙不定せず之を取消す能はざる旨返電せり又南方委員は參戰借款の廢約及日支軍事協約の取消を主張せるも政府は既成契約は之を中止又は取消すこと能はずと返電せるが六日日の會議にて陝西問題に關し紛糾を來し朱總代表は遂に辭職せり然れども政府は朱氏に對し留任を命じ陝西問題を解決すると共に南北和平會議の繼續を勸告中なれば南方委員の報告に惑はず右の概略を聯合國使節に發表すべしと云々。(七日、日日)

▲段督辨諦めず　(北京特電五日發)　四日の國務院會議は日本政府の通告に就き種々協議する所ありたるが陸軍總長靳雲鵬氏は參戰軍に關する事務は陸軍部の所管にあらざるを以て意見を述ぶる能はずとなし一應參戰督辨段祺瑞氏に交涉する事となり外交次長陳箓氏は五日朝段氏を訪ひ日本の通告を傳達せしに段氏は

日本政府の意のある所は十分に了解せるも差當り參戰借款を使用せざる時は參戰軍隊の給養をなす能はざるを以て參戰軍隊の給養に必要なる額に限

り除外例を求め右の費目に關しては詳細なる報告書を作成し國務院及日本公使に提出したし

と答へたるより陳氏は右提案を基礎とし各方面と協議の上小幡公使に回答する筈へ(七日、日日)

▲佛國公使の忠言　(北京特電六日發)　佛國公使ボップ氏は五日午前十一時徐總統に謁見し非公式の談話を爲せるが公使は英國公使と同じく上海平和會議の停止は巴里會議に於ける支那全權委員の位置に動搖を來たすなきやを恐れ成るべく速に會議を開會し國際上の紛議を招く勿れと忠言せり。(八日、日日)

▲支那の和平必要　(巴里國際特電五日發)　支那講和委員陸徵祥氏は聯合國新聞記者代表者を招待して中華民國の一般形勢を說き而して列國と提携して世界の進步に貢獻せんとする目的を以て支那の國民的發展を促進せしめんが爲め國內和平の必要を述べたり。(八日、時事)

▲西藏自治問題　(倫敦發某所着電)　三月四日下院に於て西藏自治問題は平和會議に提出せらるべきや政府は千九百十三年の協約の批准を得る爲め及支那西藏間戰鬪を止むる爲何等かの(說)等の質問に對し政府の與へたる答辯左の通り。

西藏問題は平和會議に提出せらるゝこと無かるべし政府は本問題の滿足なる解決を得る事を重要視し居れども其手段は茲に言明し難し支那西藏間の一時的休戰は昨年八月締結せられたり。(八日、朝日)

▲公使團會議　(北京特電七日發)　六日の聯合國公使團會議は唐紹儀氏より外交團の主席公使たるジョルダン氏に宛てたる前後二回の電報に就き種々討議する所ありたるが主として陝西問題と參戰軍問題に關し議論沸騰し某國公使を除く四國公使は第二回勸告の必要なるを唱へ參戰軍問題に就いては猜疑心尙去らざる模樣にて支那政府が日本に與へたる參戰軍を內爭に使用せざるべしとの證言を四國公使にも與ふるの至當なるを述べ近く四國公使は支那政府と交涉を開始するに至るべしと。

(北京特電六日發)　六日の公使團會議に就き外人側の傳ふる所によれば英國公使は前日徐總統と會見せし際の談話を披露し唐紹儀氏の電報に關し更に北京政府に對し第二次勸告を爲すべきや否やに就き諮りたるに佛國公使は南北共に表面の責任者に勢力なく其裏面にある勢力家を排除する能はざる實狀なれば勸告のみにては效果乏しかるべしと述べジョルダン氏は參戰軍問題に論及し

小幡公使は皆て本公使團會議の席上軍器引渡及參戰借款の停止に就き聲明せる事ありしも右は未だ確實に實行され居らざるにあらずやと質問し小幡公使は

軍器の引渡は現に確實に停止せり參戰借款の停止も日本政府の最も希望する所なるが該借款は契約當時既に支那側の代表に引渡し某名義にて銀行に預入しあり之を差押ふる權利なし故に本公使は支那政府に向つて大局に鑑み南北平和を促進する爲右借款の引出を見合はされ度旨勸告せり日本としては敢て最善の努力を惜まずと明快なる說明をなし最後に第二次勸告は今日直に之を行はず尙數日間事態の推移を見たる上次回の會議にて決定する事とし散會せり。

▲四國公使の訪問　(北京特電八日發)　英、佛、米、伊四國公使は七日午後四時外交總長代理陳籙氏を訪ひ參戰軍及參戰借款に就き支那政府の說明を求めたるも南北平和會議に關しては何等言及せざりき。(九日、日日)

▲協商國勸告の形式　(北京特電七日發)　六日協商國公使會議の結果支那政府に勸告することに決したるか其形式に就ては正式勸告の形式を執らず參戰軍問題に付き質問し內爭に使用せしめざるの保證を求め勸告の主旨を強むるの形式を執れるものなり。

(記者曰く協商國が此決議に基き愈七日午後北京政府に勸告を爲したることは八日の本紙北京電にあり)(九日、時事)

▲敵國人用汽船訪問　(上海特電七日發)　陸海軍及び新聞記者代表者は送還敵國人に對する設備を視察せんがため今朝汽船ノア、ノヴァラ、アトリユスの三隻を訪問せり、同一行は事情の許す限り出來得る丈けの安慰を與へんことを計りたるに對し滿足なる印象を得たり各船の什器は全部新しくなり各船醫棚浴場病院其他優良なる設備をなす可し。(九日、時事)

▲四國公使贊同　(八日北京特派員發)　八日英、米、佛、伊四國公使の外交部訪問の際には日本政府の聲明せる參戰借款引出延期の希望は四國政府に於ても至極贊成なる旨を述べたりと。(十日、朝日)

▲東清協定に不服　（七日北京特派員發）支那側にては東清鐵道管理問題に關して尚考究する所あり浦潮に開かるゝ列國委員會に於て東清鐵道は西伯利鐵道と全然別個の關係にありとの理由にて支那に於て管理權を得んことを提議すべしと。（十日、朝日）

▲敵人二千五百愈還送　（上海特電九日發）今朝當地に來りたる敵國人二千五百名は運送船スラヨビソフアラ號に移され其他は明朝アドリエー號に移さるべく乘船する迄十分の警戒を加へ英國軍艦サフォーク號之を警戒する筈なり。（十日、時事）

▲鐵道管理腹案　（北京特電九日發）米國公使ライシンュ氏は梁士詒汪大燮、曹汝霖、周自齊、熊希齡、陸宗輿、林長民等を晩餐會に招待し支那鐵道管理問題に就き左の如く述べたり。

協同管理の後と雖も運輸事業を行ふの權利は支那政府に存し唯鐵道の借款を一個に纏め外國の投資を安全にする爲交通部の下に一機關を設くるのみなり而して鐵道には成るべく支那人を用ゐ總司配人技師長の如き支那に人材無き者は外人を使用し材料供給建築等は一切入札と爲し支那の材料にして用ふべく鐵道收入は支那銀行に預金するを防げず要は列國協同して鐵道の發達を圖り列國は唯會計の檢査をなすのみ。

之に對し梁士詒氏は曰く

現今の支那鐵道は多く外債にて建設し各國共利害あり若し公使の言の如くするに於ては各國の勢力團結して中央を監督し弊害更に大なるものあるべし。

米國公使曰く

予は列國の勢力を團結して中央を監督するの意思を有せず。

梁士詒氏曰く

鐵道統一の後南滿、東清、山東、雲南諸鐵道を回收するを得るや。

米國公使曰く

是實國にとりて最も重大なる事にして予の云ふ能はざる所なり。

最後に米國公使は交通順問ベーカー氏、北京シンジケート代表者メーヤー兩氏の計畫は個人の意見にて米國公使館は全然之に關係せず近來外間にて外國人が支那鐵道を沒收すべし等唱ふる者あるは事實無根なりと辯護に勞めたり（十一日、日日）

▲山東省鐵道問題　（芝罘ロイテル特電七日發）當地支那商務總會は在巴里支那講和委員に對して電報を送り山東省內に於ける鐵道敷設計畫問題を講和會議に提出せん事を求めたり其電報に曰く多年問題に一千九百八年以來締えず芝罘鐵道敷設運動行はれたるも膠州灣協約に依り山東省鐵道敷設資金調達に關して獨逸に依りて課せられたる條件（卽ち日本が今や獨逸の後繼者として要求する條件）の爲め支那政府は絕えず鐵道敷設事業の有利なる事を認むる旨を表明したるに拘はらず自ら鐵道を敷設すること若しくは純然たる民營事業として同鐵道の敷設を許可することを拘束せられたり山東省の開發に關し支那が行動の自由を保障せらるゝは緊要の事なり此方針に依りてこそ初めて芝罘の開港は商業の衰滅を免るゝのみならず支那の主權は確保せらるゝと在留外人の輿論代表機關とせらるゝ芝罘デリーニュース紙は右電報の主旨に贊成の電報を發せり。（十一日、時事）

▲汎蒙古會議　（九日哈爾賓特派員發）哈爾賓の一露紙が北京佛字ジュルナルド・ペカン紙の所報として傳へらるゝ所に據ればチタ方面への消息として最近該地に於てセミョーノフ擁護の下に組織されたる汎蒙古會議は米國大統領ウイルソン氏に電報を發して蒙古民族自決主義の實現に對して米國民の援助と其委員を平和會議に列席せしめたき旨を傳へたり之に對するウイルソンの回答は未だ來らず云々因みに汎蒙古西藏一部後貝加爾州の一部（ブリアード族部落所在地方）の獨立期成會とも見るべきものなり。（十一日、朝日）

▲人種差別撤廢運動盛ん　（七日北京特派員發）北京に於ける人種差別撤廢運動は漸次盛んとなり有志團體の蹶起あり同時に衆議院にては總議案として提出せんと計畫中なり。（十一日、日日）

▲汪大燮氏　（北京特電九日發）外交委員會長汪大燮氏は鐵道協同管理問題に對する自己の意見を貫徹する能はざる爲辭表を提出せり。（十一日、日日）

▲四國公使覺書　（北京特電八日發）英、米、佛、伊四國公使が七日外交部を訪ひ提出せる覺書左の如し。

四國公使は既に日本公使の支那政府に忠言せし趣意に贊同し支那の統一を計るべき上海會議の進行を阻碍せざらんが爲日本銀行に預金せる軍事借款

な引出し使用せざる事を希望す。（十二日、日日）

▲四公使勸告底意　（北京特電八日發）參戰軍存廢問題は內政外交の焦點となり居れるが日本は大勢に鑑み軍器及軍事借款の宣言を中止したるも參戰軍の存廢は支那政府自身の處決に依るべきものなりとし內政干涉の嫌ひを避けんと努め居れるが四國公使は唐紹儀氏との間に一脈の關係あり未來の總理と豫測せられ居る唐紹儀氏の歡心を買はんとし南方の主張を助け壓迫的に北京政府をして參戰軍を廢止せしめんとし徐總統及陸軍總長靳雲鵬氏等に向ひ參戰軍存續の不可なるを力說し日本の勢力の支那陸軍部內に扶殖することを阻止するも諸外國と共に既電の如く日本との諒解を破り外交部に向ひ非公式に忠告を發せるなり。（十二日、日日）

▲團匪償金返還條件　（九日北京特派員發）巴里陸徵祥の來電に依れば各國の北淸事變賠償金返還は有望なり唯各國は之れに依つて支那に於て特殊の大學を設立せんとの意向なりとあり之れに就き閣員協議したるが傳敎育總長の意見は大學の設立は必ずしも外國に依るを要せず支那自ら之を設立し敎師を招聘するに努むべしとて此旨陸氏に返電せり。（十二日、朝日）

▲干涉の端開く　（北京特電八日發）英佛米伊の四國公使は昨日外務部を訪問し覺書を提出せる後更に口頭を以て既に軍事借款の使用不可能にして參戰軍を養ふ財源なきを以て寧ろ同軍を撤廢する事を希望する旨輕き意味の忠言を附加へたる由なるが元來日本は軍事借款の中止を希望せしも支那の內政に關する參戰軍の存廢に干涉せざる意思なるに英國側は飽迄參戰軍撤廢を希望し七日の忠告は六日の五國公使會議にて小幡公使の諒解を得たるものなるに拘らず口頭にて日本と諒解以外の干涉を行ひたるは四國公使の越權不信を示すものなり。（十二日、日日）

▲統一鐵道案の贊成　（北京特電八日發）七日午後總統府にて外交委員會代表と各部總長等集まり支那全國鐵道問題を討議せるか外交委員會側は其當初の主張なる國際共同管理說を取消し交通總長曹汝霖氏の單なる統一鐵道案に意見一致し來れり。（十二日、時事）

▲鐵道中立案贊成　（北京特電十日發）鐵道に關係を有する支那名士の聯合會に於て一同は若し左の條件採用せらるゝに於ては鐵道中立案に贊成するに決せり。

（第一）支那は東淸、吉長、南滿、山東及び安奉線の如き政治的鐵道全部を大外國借款により買戻すこと。

（第二）外國資本に依る鐵道（既定未設共）にして其借款調印のものを支那シンヂケートの所有に移すこと而して該シンヂケートは外國資本を使用し得ること。

（第三）滬線、津線の如き非政治的鐵道は現在通り支那の經營下に置くこと

（十二日、時事）

▲佛國公使要求　（十一日北京特派員發）北京駐在佛國公使は十日外交部を訪ひ支那政府より獨墺兩國に支拂ふべき債務は今後一切支拂を停止されたしと申込めり其の理由とする所は今回の大戰に獨墺側より最も損害を受けたるは佛國にして佛國は將來獨墺側より賠償を得ることゝなる可く其の準備として獨墺兩國の支那に對する債權を留保する必要ありと云ふにあり。（十三日、朝日）

▲管理提案を延期せよ　（北京特電十一日發）國務院は十日在佛講和會議委員陸徵祥氏に對し左の如き電報を發せり。

鐵道共同管理問題は關係極めて重大にして政府に於ては的確なる辦法法定せず現に具體的立案の研究中にして主權を損ぜざるを期し且國民をして誤解ながらしめんことを圖りつゝあり此旨ウィルソン氏に陳述して前回の提案公文書は修正すべき個所あるを以て請ふ暫く提出するなかれ。（十三日、日日）

▲日露支人衝突鎭撫　（哈爾賓特電十日發）昨九日朝哈爾賓驛にての日露支人の衝突は直に鎭撫し其後重大事に至らず平靜に歸せり尙ほ負傷者を出したるも極めて輕少にして何等國際間の紛議を來さず。（十三日、時事）

▲梧州事件解決す　（上海特電十日發）梧州事件（廣西兵と警官との衝突起り英國領事其他負傷せる事件）に關し廣東駐在英國總領事ジェームソン氏と黃將軍との間に二月二十八日梧州に於て締結されたる公式解決文書左の如し。

（第一）馬大佐は部下兵士の暴行に關しジェームソン氏に對し謝罪文書を提出し且つ速に部下を代表して梧州に赴きワイエットスミス及びクローヴスの兩氏に對して親しく謝罪の辭を述ぶ可し。

（第二）梧州守備隊は出來得る限り多數河岸に集合し將校は全部正裝の上英國々旗に對して敬禮を行ふ可し軍隊分列式に於て司令將官は兵士の犯したる暴行の性質重大なること及び國旗に對する敬禮の意義を說明し分列式及び敬禮模樣を撮影し其寫眞を英國政府に送附す可し尙ほ英國政府に敬意を表する爲め二十日發の禮砲を發射す可し。

（第三）謝罪行爲及び各種形式に關する報告を作製して英國總領事に提出し其の承認を經たる後之を兩廣新聞紙全部に發表す可し。

（第四）暴行兵士中の軍曹は死刑に處せらる可し殘餘の兵士は死刑に該當す可きものなれどもワイエットスミスの懇請に依り最重禁錮刑に處せらる可く之れに關する報告も新聞紙上に發表せらるべき報告中に含まる。

（第五）ワイエットスミス及びグローヴス兩氏並に其家族の被りたる心身の傷痍に對する賠償として一萬元を支拂ふ可し。

同夜上記の條件は督軍に打電せられ二十四時間以內に承諾の返電を接受せり條件中の第二項は三月二日實行せられ英國旗揭揚せられたる梧州城周圍の全兵及び要塞より集合せる諸隊は禮砲交換裡に分列式を行ひ規定通りの說明を與へられたり。

議定書署名の後領事ジェームソン氏は英艦タラチュラ號に搭乘廣東に歸還しムープレム號は一時梧州に碇泊することゝなれり此の事件に對して廣西省上下官吏全部の執りたる行爲は何等の遺憾を見ず彼等は深厚なる同情と遺憾の意を表し出來得べくんば如何なる非をも改めんとする彼等の誠意は特に著しきものありたり。（十二日、時事）

▲支那委員の陳述

（巴里ロイテル特電一日發）過去三年間に交換されたる日支條約及び覺書に關し目下新聞紙上に誤りたる記事あるに鑑み支那講和委員は左の如き明白なる陳述を爲したり。

一、支那國民は秘密外交を避くるを以て支那の利益なることを熟知するが故に日支條約及覺書全部の發表に就て曾て反對したることなく又現在に於て反對し居らず。

二、支那講和委員は當に右と同樣の態度を維持せり。

三、秘密文書を要求したるものは五大國會議にして日本委員は第一に其の要求を發したり日本委員は該會議の要求を應諾するの意圖なるも只一應東京政府に相談し度しと云へり支那委員はその要求を受くるや異存なき旨を述べたり。

四、支那委員は日々北京及び其他の地方並に英國、同自治領、同殖民地、米國、南米、玖馬、瓜哇、其他各地方に於ける同胞より此態度に對して衷心援助を保護せる勸告書を接手しつゝあり。（十四日、時事）

▲支那は駐屯軍を善す

（巴里アヴア社三日發）支那の一講和委員は支那は其國土內に於ける獨立發展の自由を欲す國都北京守備兵を見るは支那肯年の感情を害ふものなりと云へり。（十四日、時事）

▲西藏問題を議せず

（倫敦ロイテル特電三日發）英國下院に於てフィッシター氏は印度事務大臣モンテギュ氏に代りて質問に答へて余の知る限りに於ては西藏問題が講和會議に持出さるが如き事無し政府は該問題が圓滿なる解決に至る事の重要なるを十分承知し居れども如何なる手段を採るが望ましきかと言明する事能はずと云ひ又東西藏に於ける支西兩軍間の一時的休戰が昨年八月締結されたる事を指摘せり。（十四日、時事）

▲露支國境閉鎖說

（十二日哈爾賓特派員發）最近の露國新聞中露貨の國外流出防止策として露支國境閉鎖說を報ずるもの多し之が理由として露國には奢侈品を除き必要品には甚だ乏しからざるも輸送の困難は地方生產品を市場に搬出する能はざる狀態にあれば一般鐵道輸送狀態にして復活せんか一部の物資を除き自國生產品の補給決して至難にあらざれば此際銳意輸送の改善を圖り外國品の輸入を阻止し以て露貨の低落を防止すべしと云ふにあるが如し。（十四日、朝日）

▲日支協約問題

（一日紐育特派員發）支那委員が講和會議に於て大正四年（一九一五年）の日支密約を發表すべしと聲明したる件に付華府に於ける日本官憲は非公式に發表を爲して曰く支那委員は千九百十五年日支間に締結せられたる條約を講和會議に於て廢棄すべしと聲明し居る根據として該條約は強制的に協定せられたるもの也云云と呼號し居れども近世の支那對外關係を一瞥する時は同國の諸外國に對する條約は何れも（時には大に、時には若干）所謂強壓的に締結せられざるものなきが如し從つて假に日支間の條約乃至協定が廢棄さるべきものとせば諸外國との條約も當然同樣に廢棄さるべきなり日本は千九百十五年の條約に於て膠州灣を結局支那に還付する事を

約束したるが若し支那にして該條約を全部廢棄するに於ては日本は占領權に依り獨逸が嘗に支那より獲得せし租借權を讓受し之を支那に還付等の事なくして殘餘年間同地を保有し得る事となるにあらずや是を以て觀れば支那委員今回の冒險は支那自身の利益に省みて自殺的なりと謂ふべきなり。(十五日、朝日)

▲支那と參戰意思　(巴里國際特電四日發)　支那委員一行中の張氏は往訪者に語りて曰く支那は聯合軍に對して夙に千九百十四年八月參戰せんとの意を表白せり然るに此提案は支那の參戰は某々國との間に紛擾を釀すことあるやも知れずと仄かされたる爲め實行せらるゝに至らざりき千九百十五年に於ても同樣に支那は參戰準備を整へたるも日本政府は之に同意するを拒絶せり駐日露國大使クルペンスキー氏は千九百十七年本國外務省に書を送り氏が日本に對して支那參戰の得策なることを腹々懇諭したることを報告せり然るに日本外務大臣は之に贊成せずして日本が山東の利權を繼承せんが爲め且つは現に日本軍に依りて占領せらるゝ赤道以北の太平洋諸島を領有せんが爲め聯合國の支持を得ること必要なりと宣言せりと。(十五日、時事)

▲青島還附聲明を　(倫敦合同通信社三日發)　巴里よりの報道に曰く齋藤書記官は西園寺侯に代りて次の如き陳述書を發せり。

日本は青島を保有するの意圖なし即ち日本は獨逸より奪取したるものなるを以て之を支那に還附す可し其代償として日本は他國と同樣の條件にて青島に居留地を得んことを求むるものなりと。(十五日、時事)

▲支那の諸要求　(巴里特電四日發)　講和會議に於ける支那の要求中には膠州灣の還付千九百十五年締結されたる日支協約の廢棄、領事裁判權及治外法權の撤去、關稅率の整理、外國駐屯兵の撤廢、關係事件償金の返還、門戸開放主義の支持等を含めり。(電通着)(十五日、日々)

▲敵人出發　(上海特電十三日發)　支那在住の獨墺人は過日來嚴重なる警護の下に支那各地より上海に向け護送されつゝありしが愈本日朝英國商船ノバラ、ノア、トレウスの三隻に分乘して英國一等巡洋艦サッフォーク號護衛の下にロッテルダムに向け出帆したり人員全部千七百九十七名中男九百九十一名女四百名小兒四百六名の外七百四十名の殘留者あるが近々第二回の輸送行はるべし。(十五日、日日)

南北情勢

▲參政借款取消勸告　(上海特電二十七日發)　唐紹儀氏は本日總總徐世昌氏に向け左の如き電報を送れり。

「昨日余が通電せる參戰借款の取消を勸告せる電報は貴下の洞鑑を得たることゝ信ず參戰軍は支那民衆に不安の念を抱かしむる唯一のものにして民衆は此不安より逃かれんと切望し居れりそは新たに外國の特殊なる勢力を誘致して各國間の勢力の均衡を破り少數者の飽くこと無き野望を滿足せしめ公安を危地に陷るゝものなり外國の利益たるや否やに關せず參戰軍を存置すべき理由毫も無し本軍は事實上參戰借款により其費を償はるゝを以て鋤を未然に防遏せんがため右借款は即時取消さゞるべからず從來民國政府當局側に於て躊躇する處ありしは民國が該契約中民國に關する部分を履行するの餘儀無きに至るやも知れざるを恐れたるに因るものなり然るに今や歐州大戰熾み吾國が之に參加するの必要消滅せるの時依然參戰軍を維持し政府は之に對し幾多の不滿足なる說明を與へたるが其說明たるや悉く公衆をして參戰軍維持の裏面には何等かの祕密すべからざる理由の存するが爲めなりとの信念を一層堅からしむるものなり。

本日本政府は世界的政治の一般的趨勢に鑑み且輿論の壓迫を蒙り貴下の外交部に對し最早我國をして該契約に應ぜしめんがため脅迫するの意圖なき旨聲明するを以てせり吾人自ら我國を救ふの時機は今の時なり貴下が威嚴あゝ地位に就き重大なる貴務に當られし唯一の目的は國民を塗炭の苦より救はんが爲め努力するにあるのみ萬一貴下にして該借款の實行を許さんか貴下は百行不一致の罪を受くるのみならず亦惡事を行ふの徒と共謀するものなりとの疑を受け然れども余は貴下の心事は全く之に反するものなり和平の障碍となるものを助成し又は和平會議進捗中如斯行動を默過する事は貴下の知き自ら愛國家たる事を聲明せられたる愛國的精神に基きて發動する人に之か責任を嫁する事能はざるべし亦吾人にして國の內外の輿論により指導さるゝとせんも借款反對に對し殆んど一の反對する聲を聽かざるなり若し貴下にして民衆の意の有る處を覓んぜられんか貴下は確かに之に反對する行動を採られざるならん恐らく貴下は事實を公衆の眼より隱す

事能はざるべく又貴下にして毫も外部の強制も無きに進んで難國を實る事を容認せんか公衆の批判を免かるゝ事能はざるべし今や不秩序と衰亡は我國を脅かし實に危急存亡の秋なり此時に當りて貴下が何故國際の態度を續けらるゝか理解に苦しむものなり余は貴下が此好機を利用して速に決斷する所あらん事を切實に確信するものなり。

北京　　唐紹儀

徐世昌閣下

（一日、時事）

▲北方誠意を示す　（北京特電二十七日發）南北議和會議にて陝西問題沸騰しつゝあるを以て北京政府は一面北方總代表朱啓鈐氏に向ひ政府は誠意を以て停戰を實行しつゝありと聲明すると共に他面陝西の實狀を調査中なるが陝西よりの報道によれば二月十三日夜發したる停戰命令は督軍陳樹藩氏の手に握潰され聯隊長の許に達し居らざる疑あるを以て二十六日北京政府は更に特派監視員宋聯奎氏に向ひ右命令を各方面に傳達すべく命令せり。（一日、日日）

▲和議停止は見合せ　（上海特電二十七日發）廣東政務會議は二十四日陝西問題を討論し唐紹儀氏に對し若し北兵にして攻撃斯の如しとせば和議を停止せよと電告す可く決議せり然るに唐紹儀氏より錢能訓氏への電報に據れば李純氏の停戰電報五箇條に贊成し來り張瑞璣氏をして陝西に赴かしめ停戰劃界の監視を爲さしむることとなれりとの報告に據り右決議案を一時實行を見合せ唐紹儀氏に對し陝西問題に就き滋項談判す可く電報することを決議せりと云ふ。（一日、時事）

▲北京より確答なし　（上海特電二十七日發）支那南北和平會議第七回の會合は井公式のものにして別に何等處理せられたる事項なかりしも唐紹儀氏は北京より斷乎たる回答來りたるや否やと質問したるに回答は來らずとの答辯を得たり陝西よりの其後の報道に據れば南軍は北軍の前進の爲め依然壓迫を被る爲め再び退却せざるを得ざるに至れり。

▲軍政府の態度　（二十七日上海特派員發）二十四日廣東に於て國會兩院聯合會開かれたるが軍政府は軍事委員を出席せしめ述べて曰く岑春煊の陝西問題に對する態度は若し北方にして陝西に入りたる軍隊を撤退せしめざれば軍政府は三日以内に上海代表に打電して和議を停止せしめんとすと岑春煊氏は徐世昌に對し左の如く打電せりと。

陝西に駐屯する北軍にして若し停戰せざれば四南は自衛の爲め計りて唯だ戰を續くるのみ。（一日、朝日）

▲廣東國會決議　（二十七日上海特派員發）廣東國會參衆兩院は左の三項を決議し軍政府をして實行せしむるを要求せり。

一、陝西に入れる北軍若し完全に撤退せざれば直に議和を停止し代表を喚び戻すこと。

二、軍政府は二十五日會議の際軍事上進行の方法を豫備すべし。

三、中外に通電し北方が和平を破壞する罪を宣布すべし。（一日、朝日）

▲南軍隰縣退却　（二十七日上海特派員發）二十七日陝西より得たる報道によれば先般隰縣に退却せる南軍は北軍の攻撃に堪へず更に隰縣より退却するの已むなきに至れり。（一日、朝日）

▲和平會議危殆　（上海特電二十八日發）本日正式會議によれば二名の代表病氣缺席せる外全部列席朱啓鈐は唐紹儀に日支軍事協定、共同防備契約、海軍共同防備契約及びこれの契約期限に關する解釋に就きての文書の寫を示せり附屬文書其他總て四種朱は此四種を即ち巴里和平會議に提出され講評の自由を能ふるものなりと云へり唐紹儀は之に對し若し北京政府にして此四種以外に何等附屬文書なかりしとせば若し此以外に

日支軍事協定に就き其他に密約若くは他の契約ありとするも之を國民に於て認めざる可く如何なる効果もなしとす可し又此四種の書類をも愼重に閲讀せる上にて附議す可しと云ひ又唐紹儀氏は朱啓鈐に陝西問題解決に就き北京より回答ありしや否やを問へるに氏は何等正式の答なしと答へたり依て唐紹儀は二月十三日の劃界停戰辦法履行の命令ありし後烏有人よりの手紙を得たるが北軍は依然南進しあるを示し十九日の手紙には

攻撃更に猛烈となり北軍は東より草橋其他（地名略す）を攻略し三原附近に進めりとあり斯かる形勢にては北京が此形勢を處置するの力なきか若くは和平の誠意なきか又此會議を進行するの意なきか若くは一般の和平を得せしめんとしつゝ陝西の民のみを苦しめんとしつゝあるかならざる可からず若し滿足

なる返電にして北京政府より四十八時間内に來らざれば北方代表は北京政府に對し今後に取る可き行爲に對し責任を負はずと電報し且又南北双方代表連名にて北京外交團に此事を通告すべしと主張せり朱啓鈐は陝西問題に就き歷北京に嚴命すべしと打電せるが北京政府は陝西の北軍に打電し何等かの手段を取る爲めに返電の遲れあるが如く思はる若し政府にして正當なる手段を取らずんば北方代表は抗議を爲し辭職す可し左れど外交團に電報する如きは更に考慮を要し同意する能はずと唐紹儀は其聲明を繰返して曰く四十八時間内に滿足なる返電なくば南方代表は單獨にて外交團に南北會議を停止すること及び事此處に至れる事實一切を通告す可しと云ひて散會せるは十二時四十分なりき。(二日、時事)

▲北方代表連辭職　(北京特電一日發)　北軍が休戰條件に反して戰鬪行爲を繼續せるより南方代表之に抗議せるに北方議和代表連は此抗議に對する北京政府の態度を不滿足なりとして辭表を提出せり。(二日、時事)

▲王廷楨氏議和補助　(上海特電二十八日發)　長江巡閱副使王廷楨氏は昨日南京より上海に來り徐世昌氏の希望により南北議和の補助を爲す可く昨夜北京代表連と接衝せりと。(二日、時事)

▲陝西方面激戰中　(上海特電二十八日發)　十九日附陝西省西安來電に依れば鄠縣、寶雞縣等しく守りを失ひ風翔、岐山、陽平等の地に於て日々激戰あり汗驛最も激しく中部の停戰實に容易にあらずと又別信に據れば中央陷落の際城内全部を燒き城外にても陳樹藩氏の部下七百村を燒き又許蘭州氏の兵は大砲を無闇に發し人命を損ずること悲慘の極みなりとあり。(二日、時事)

▲政府の反省を促す　(上海特電一日發)　二十八日夜當地北方代表は北京よりの返電に接せるも尙ほ南軍と土匪との分別を論じつゝありて毫も反省する所なく唯南方に對し一隅の爭ひを以て大局に及ぼす勿れとのことを通ぜよと逃べ居るに止まるを以て北方代表は頗る不滿足の態にて辭職することに決し昨夜遂に北京政府に向つて其旨を通電し其内に一隅の爭鬪より大局に及ぼしたる以上是より疏通するも何の要あらむや第一の要は立所に停戰するに在るのみ土匪討伐の如き劃界停戰の後にして可なり南方代表既に會議の繼續を許さず若し北京政府にして爲すなくんば北方代表は唯全部辭職するのみなりと。(三日、時事)

▲唐紹儀の論駁　(二日上海特派員發)　唐紹儀は錢總理の電告に對し打電して曰く

日前屢々公に電致して參戰借款を停止し軍事協定を廢するを謀りしも公の自ら動きて憂を去り滅ぶるを救ふを欲せざりなり、凡そ言葉を進めたる所は國の爲に計り又公の爲に計ればなり、即ち錢能訓の二十八日の來電を得たるも唯だ氣を癒んにし人を凌ぐの言を爲し一切を顧みず、此電報は嘗て目を通されしものなりや否や、余の前電に云へる所と錢能訓の返電は其儘中外に宣布し天下の人をして其是非を斷ぜしむべく今筆墨の訴を爲すの暇なし國民は口を緘し舌を結びて是等の誤れるものを坐視する能はざるを恐るゝのみ責の歸すべきは逃るゝ能はず、公夫れ之を思へ。(三日、朝日)

▲北方の罪を問へ　(上海特電二日發)　廣東軍政府は陝西省に於ける南方代表李述膺氏より急電に接し强硬なる態度を以て陝西問題に對せられんことを求め來れるに鑒し緊急會議を開きたるが其結果唐紹儀氏に對し若し北方にして直に停戰を實行せざるに於ては速に其罪狀を宣布すべきを以てせり(三日、日日)

▲段祺瑞氏の警電　(北京特電二十八日發)　段祺瑞氏は北方各督軍に對し警電を發して曰く上海に於ける和平會議は元地方長官の異動に干涉せざる筈なりしに今や陝西督軍陳樹藩氏の免職を要求し來れるが霜を踏んで堅氷到るの戒めあり速に意見を述べよと。(三日、日日)

▲李純緩和策を講ず　(一日南京特派員發)　上海和平會議は陝西にて北方の停戰が實行されざる爲め南方派の態度一變し延いて和議進行頓挫の已むなきに至れり之が爲め李純は巡閱副使正廷楨をして緩和策を講ぜしめんが爲め上海に派遣せり。(三日、朝日)

▲和平聯合會勸告　(二日上海特派員發)　當地の全國和平聯合會は一日大會を開き代表五名を擧げ南北代表と會見し唐紹儀に對し四十八時間の期限を過ぐるも尙努めて和議の維持を爲すを乞ひ朱啓鈐に對しては責を負ひて北京に對し懇切に交涉し俄に辭職する勿れと云ひ又北京に對しても長電を發し即時停戰を爲すを要求せり各省平和期成聯合會は二日南京に大會を開き無錫も之に出席すべく上海北京和平期成會幹事谷鍾秀、汪有齡、徐佛蘇其他

雲南平和期成會代表者張耀曾、上海和平期成會代表孫發緒氏も南京に赴き是亦一切の　　を發表すべく何れも今回の北京當局の擧動に反對するものなる事實を俟たず。(三日、朝日)

▲國會第二期開會式　(北京特電一日發)　新國會第二開會式は一日午前十時衆議院にて擧行出席兩院議員約三百名錢總理以下各總長出席、議長李盛鐸氏開會の辭を述べ總統代理及び總理の祝辭朗讀ありて同三時半散會したり。(三日、時事)

▲過剩兵解散提議　(北京特電一日發)　北京政府の計算に據れば現在の正規兵數は百四十三萬六千八十人にて之を民國四年の兵數八十七萬八千九十人に比すれば五十五萬八千九十人を增し一年の軍費二億二千萬圓即ち歲入の十分の八を軍事に消費しつつあり故に平和會議にて眞先に過剩兵の解散を實行すべきに拘らず枝葉の問題に囚はれ何等進行を見ざるは會議の目的に反すとて北京政府は朱總代表に向ひ速に平和會議に於て本問題を解決せよと打電せり。(三日、日日)

▲徐法院の刷新建議　(二十八日北京特派員發)　徐法院は國政刷新に先づ着手すべき軍民分治、軍隊裁撤、軍制統一、民治及び警察整頓等の事業なりとし之に對する成案を國務會議に提出すべしと。(三日、朝日)

▲張巡閱使の魂膽　(二十八日奉天特派員發)　張巡閱使は初め徐總統に和議一切のことを一任し世界の大勢に順應する平和を主張し南北代表にも形式の和議を避け根本解決を慫慂したるが其實張巡閱使は武斷を離れて勢力の維持不可能なるより竊に自己の腹心たる北方代表の一人奉天出身の劉恩格に意を含め南方省長の軍民分治、督軍制度の撤廢、軍備縮少に極力反對せしめ且北方議員を買收して南方に對抗せしむる段派の活動に聲援を與へつゝありて其南方平和主張の全く眉睫物なることを認めらるゝに至れり。(三日、朝日)

▲南方の要求を承引　(上海特電三日發)　徐總統は北方和議委員の辭任を聽許せず南方の要求に係る左の三箇條を承引せり。

一、在陝西省南軍と上海間の電報往復を自由ならしむること。

二、大總統令を發して在陝西省北軍司令官に戰鬪中止を命ずること。

三、今後陝西省に於ける所謂匪徒討伐行動全部を中止するに同意すること。(四日、時事)

▲南方の宣言書　(三日上海特派員發)　南方代表の各省議會商會教育會各團體各新聞社に寄せたる宣言書の全文左の如し。

中華民國は世界大戰爭の際不幸にして內爭に陷りてより年餘軍政府は國民の公論及び友邦の勸告に鑑み北京政府と誠を披き和を言ひ特に全權代表を派し國家一切の根本問題を徹底解決し以て永久平和を得んとせり此志中外の遍く知る所なるべし、不幸にして二月二十日會を開きて以來會するもの約六次偶々先決すべき陝西の停戰、參戰軍募集停止の兩　事件により梗阻を遂げ所謂根本問題の討論に入るの遑なし、蓋し期する所のものは和なり、和と戰とは併立するを得ず、今一面和を言ひ一面戰を主とす是れ北京政府和を圖るべきの誠意なきにあらざれば即ち威信行はれざるなり、去年十一月十六日北京政府停戰命令を頒發し將に陝西福建も一律に此範圍內にあるべきに、即ち言葉を土匪征伐に藉り機に乘じて進攻し、陝西人民の停戰後に苦痛を得るもの三箇月に及び延いて二月十三日初めて陝西福建湖北西部に對し江蘇督軍李純の議せる五箇條の辦法に根據し停戰命令を頒發し北方代表は會議席上十三日以後陝西停戰事件將に完全に責任を負ふべしと豫言せり、然るに十四日より二十一日に至り陝西前敵より日に飛信警告あり、即ち北軍大擧して來り襲ひ西路東路斯くて地を失ひ本部且つ動搖を見たりと、予等は三原と通電するを要求し停戰の初歩と爲せるに今尙一電の三原より來るを見ず、是れ戰ひ且和せんとするに似たり、予等、和を言ふの職責を負ふ果して何を以て陝西の民に答へん、何を以て天下に應へん、遂に二月二十八日午前九時停戰を實行し陝西督軍陳樹藩を罷免するの二條件を提出し四十八時間を限り回答を得んを求む、其時に至り其回答にして若し意に滿ち難きか或は遂に回答なくば即ち北京政府の誠意なきを證明する故勞ひ和議を停止せざるを得ず、今右限られたるの期既に到り回答未だ到らず、和議は三月三日より進行せしむるに方なし、北方代表既に總辭職を表示せり、予等は才短く識なく中外の希望せる和平をして俄かに挫折せしむるに至らしめ深く自から咎むる所あり、唯軍政府和平を酷愛し甘んじて退讓し予等又萬已むを得ざるにあらざれば決して此種の頓挫を願はず、參戰軍の停止せざるべからざるは理最も明かなり、蓋し和は戰はざるの意

なり、將に歐洲戰爭終り本會又兵を裁撤すべきを議するの初めに當り即ち國防の名を利用し其兵を增すの實を行ふ、其意何處にありや、予等は北京政府の日本と結べる軍事協定の正文及び附帶條件、參戰借款條約正文の全部を要求せるに今迄り來れるものは僅かに軍事協定の正文のみ、之を要するに和平會議は本を圖ると障害を去るとの二議を以て相表裏を爲す、障害を去らんとして能はずんば尙何の根本を圖るべき今會議の初めに於て大波既に起る中外の予等に罪を被らするは予等の甘んじて受くる所、予等素より非才諸君の教を受くるを希ふ云云。（四日、朝日）

▲陝西人決議す　（上海特電三日發）上海陝西人は會合して左の決議を爲せり。

一、先づ停戰を實行す可し。

二、陳樹藩を止め北方停戰の命下りたる後陝西に入り兵を撤廢せしめ以て市民の保護を爲す可し。

三、北方須らく命に從ひ命に反し檄を冒すものゝ非を嚴に罰す可し。

四、民國七年十一月十六日の靖國軍原防地に同復す可し。

以上完全を爲し得ざれば再び和議を開くを得ず。（四日、時事）

▲武力派に制則せらる　（上海特電二日發）今朝朱啓鈐は唐紹儀氏を訪問せるも北京より何等の回答なく唐紹儀氏は北京外交團に對して會議の經過と其停頓せる事情を述べ其曲直何れにありやの判斷を乞ふ旨を打電午後南方代表の會議に赴けりと云ふ今日の場合唐紹儀氏も朱啓鈐氏も意見に於て一致し居れり徐世昌氏は周圍にある武力派の爲めに制肘せられ自己の意思により動く能はず又語る能はざるの地位にあり其狀恰も袁元洪馮國璋と等しく武力派を除くにあらざれば到底和平會議の進行を期する能はずとのことなり。

▲莫氏の留任を希望　（上海特電二日發）廣東の紳士は廣東督軍莫榮新氏轉任の說を聞き同氏に面會して其辭職の有無を尋ねたるに莫氏は辭職せる事なしと答へたる故廣東の紳士等は軍政府及陸榮廷氏に莫榮新氏を廣東軍督軍として留め置くやう請願せりと云ふ。（四日、時事）

▲南方聲明要旨　（三日上海特派員發）二日唐總代表は朱總代表に會見して通牒の期限內に北京政府より何等回答なかりしを知りたるを以て午後三時南方代表全體會合協議の結果和議頓挫の原因に關し內外に聲明するに決し既に昨夜北京外交團及び各省團體に發電せり外交團首席公使ジョルダンに宛てたる宣言には北軍休戰の約に違反して南軍を進擊し議和談判を無意味ならしむる請ふ五大友邦の公使は我全國民の幸福に願み適當の方法を以て北京政府に勸告し依つて北方をして誠意を以て休戰の約を守り陝西の民を蹂躙し國內の和平を妨害するの督軍を除かしめ以て和平會議の障害を除くを得ば和議談判は再び進行し速かに全國の平和を恢復する事を得んとありて全國に通電せる宣言には陝西問題と議和頓挫の經過を詳述せる外參戰軍に反對し且日支軍事協約に關しては其全文を交付されたるも未だ議するに遑あらざる旨をも附加せり。（二日、朝日）

▲庫東政務會議激昂　（三日上海特派員發）去る二十七日廣東政務會議は陝西問題に就き緊急會議を開きたるが其節岑春煊は其意見を發表して曰く

各方面の消息によれば北方が議和の際主として策戰せざるなく屢陝西省を攻めあるを證明す北方議和に對して誠意なきを見るに足る陝西劃界委員既に派出されたるも之を實行するの力なく軍人の爲に妨げらるべし唐紹儀の報告によれば和議を暫らく停止し陳樹藩を除き陝西の停戰實行を俟つて再續せんとすとありされど北方能く陳樹藩を去り得るや否や疑問なり故に南方は宜しく速かに和議決裂の準備を爲すを要すと。

座に在りし各主要人物皆岑春煊の言に感じ殊に參議院議長林森の如きは頗る激昂せる言辭を爲せり遂に唐紹儀並に各省に電報にて陳樹藩を免職するの要求を爲すに決し之を打電せりと云ふ。（五日、朝日）

▲陝西停戰下令　（四日北京特派員發）四日大總統令を以て陝西省に對し再び停戰命令を出し張瑞璽を派し同省內の土匪暴徒と靖國軍との區分を完成せしむ可ければ同地將士は此意を體すべし若し命に從はざれば其咎めを受くべしとの命令出でたり。（五日、朝日）

▲唐紹儀氏の宣言　（上海特電四日發）四日唐紹儀氏は大要左の如き宣言書を英文にて公表したるが二月二十八日附錢能訓氏の電報に對する答辭と看做し得べし。

錢能訓は長文の電報を發し參戰軍督辦處の存在を辯護し該處は我國參戰の結果聯盟國共同の希望に從ひたるものなりと云へり此點に於て彼の戰く所

に誤りなし故に若し北京政府にして參戰の爲至急軍隊を組織し歐州の急に赴かしめしならんには吾人敢て之に反對せず只北京政府は歐米其他直接戰爭に從事せる各國が軍隊を日々解散し軍費を節減しつゝある際に新軍兵を召集し國家の負債を增さしめんとするが故に之に反對するものなり參戰借款を締結せる日本も今や其軍隊をして滿洲より歸還せしめつゝあり今更參戰軍の存在を必要とすといふは論理に合はざるあり又參戰借款契約期限の如きも久しく以前に協定したるものゝ如く言ふも實は歐洲戰爭の休戰となれるは十二月十一日にして右の文書の眞に決定せるは二月五日なり此等の事實に照し北京政府は聯盟國公使の勸告により和平をなすに至りたるも果して國民をして國內の紛擾より救ふの希望を有せりや否やは疑ひあり北方は何故に該勸告を受けたる後も國防軍の組織を急ぐや吾人が玆に此の宣言をなすを必要とする以所なり。（六日、日日）

▲和議繼續希望　（北京特電四日發）　徐總統は四日江蘇督軍李純氏に向ひ南方の要求に係る三箇條は之を承認すべく政府は成るべく南方の意思を尊重することとすべし故に右の旨を朱啓鈐氏に通告し會議の繼續を勸告すると共に贛督軍一度上海に赴き疏通を計られたしと打電せり。（六日、日日）

▲陳督軍に彈藥交附　（四日上海特派員發）　申報の報道に據れば二日午前八時弘瑞艦は彈藥六十萬發を携へ北京より陝西に向ひ督軍陳樹藩に交附すべしと。（六日、朝日）

▲平和期成聯合大會　（上海特電四日發）　二日の平和期成聯合會は南京にて成立し大會を開き三日北方政府に電報して陝西に對し即時停戰命令を出し命令に反抗する各軍を嚴重に懲罰せんことを要求し又唐紹儀朱啓鈐兩總代表に對し尙ほ和議を維持せんことを乞ふ旨電報せりと云ふ。（六日、時事）

▲李烈鈞氏辭職す　（上海特電四日發）　李烈鈞氏病の爲め參謀部長軍事委員會長の職を辭せりと。（六日、時事）

▲陳樹藩戒告電請　（五日上海特派員發）　四日午後北方代表者等は會議を開き北京政府に打電し遠かに陳樹藩に命令し三原よりの電報を取押ふる勿れと云へり。（七日、朝日）

▲陝西代表唐氏に陳情　（五日上海特派員發）　陝西人の代表四名は唐紹儀氏と會見し陝西問題に就き陳情する所ありしが唐紹儀氏は答へて曰く南方代表者は何處までも陳樹藩の免職と陝西に入れる北軍の撤退とを求めく實行を見れば初めて會議を續行すべく若し右の議容れられずば南方代表者全體は廣東軍政府に對し辭職するの外なしと。（七日、朝日）

▲陳唐紹儀の電報差押へ　（五日上海特派員發）　唐紹儀氏は十九日陝西省三原の子右任に電報を發せるが其返電未だ來らず是陳樹藩の差押へたるものなり。（七日、朝日）

▲撤兵會議不日開會　（漢口特電五日發）　湖北の南北軍撤兵會議は襄天才氏と唐克明、柏文蔚兩氏との間に意見の衝突ありしが爲め實行する能はざりしが軍政府及び唐繼堯氏の仲裁に依り不日開會に至る可し唯鄂峰縣を南軍が北軍に返す可きや否やが難問題なる可しと。（七日、時事）

▲北軍の索制を主張す　（上海特電四日發）　廣東國會衆議院議長副議長吳景濂氏、精鍊成氏は李根源氏に打電し兵を江西、福建に進め以て北軍の陝西を奪る兵力を分たしむ可しと主張せりと。（七日、時事）

▲和平期成聯合會　（四日上海特派員發）　二日和平期成會聯合會は南京にて成立大會を開き三日北方政府に電報し陝西に對し即時停戰の命令を出し命令に反抗する各軍を嚴重に懲罰せんことを要求し又唐紹儀朱啓鈐兩總代表に尙和議を維持せんことを請ふ旨を打電せりと。（七日、朝日）

▲大勢和議に傾く　（上海特電六日發）　南北代表は五日別段折衝することなく南方代表少しく不快なりし爲會議なし聞く所に依れば南方代表は依然陳樹藩氏の免職と軍隊の撤退を主張して止まずされど目下の狀勢を見るに左の事實は見逃すべからざるものなり。

（一）各方面の報告に依れば外交團か南方の主張に極めて同情を表し來れると共に和平會議の不調に至らざることを希望せること。

（二）廣東軍政府及南方將卒は確かに最後の準備を爲すに至り若し陝西問題にして能く解決せられずんば大局に變動を來さんとしつつあること。

（三）長江の軍人は從來調停に力を盡せし關係上目下の時局を打棄て置く能はず既に活動を始めんとしつゝ居ること。

（四）和平各團體も一致して和議を維持することを主張し國防軍に對して停戰令に背反せる軍人を嚴罰に處するを求め居ること。

（五）上海の各商業團體が和平の障碍を除き會議を繼續せんことを政府に請

願せること。

（六）徐總統の命に依り當地に在る王廷楨氏の如きすら陳樹藩氏を處置することを北京政府に申出たること。（八日、日日）

▲岑春煊氏怒る　（上海特電六日發）　廣東來電――岑春煊氏は唐紹儀氏の電報を見て非常に憤激し四日莫榮新、李烈鈞、李根源、唐繼禹、林虎、陳光遠、林葆懌の諸氏を召集し緊急會議を開き對時局策を商議せり。（八日、日日）

▲議和決裂後の處置　（上海特電六日發）　廣東政務會議は三日和局に對する方法を討論し李純氏に對し其辦法五條に關し効力發生せざるに就き意見を電報して尋ねること及び憲法各省に和議決裂後當に行ふ可き政策を準備せよと電報するを議決せりと云ふ。（八日、時事）

▲軍政府決心　（上海特電六日發）　廣東軍政府は西南各省に打電し最後の手段に就き意見を求めたり。（八日、日日）

▲陝西停戰實行　（北京特電七日發）　北京政府は六日夜陝西督軍陳樹藩氏より左の電報に接せり。

四日附の電報は確に之を受領せり依つて予は直に命令を遵奉し其旨部下にも傳達し之を嚴守せしめ各地の守備隊をして一切進軍を停止せしめ且三原に在る南軍司令于右任氏に對しても右狀況を上海會議に宣布する樣打電せり。

と右電報は六日付なるを以て北京政府の諒解にては之より完全なる停戰實行さるる可しと信じ居れり。（十日、日日）

▲湖北兩軍劃界會議　（漢口特電七日發）　湖北の南北軍地域分劃會議は柏文蔚、唐蟒芝、唐克明の三氏と王懋賞の參謀長柳氏との間に施南府にて二日より開始し巴東より鶴峰縣、施南の順序にて議決す可しと。（九日、時事）

▲議和頓挫の責を負す　（八日北京特派員發）　北京政府は南北各省軍民長官各新聞社平和期成の各會に對し陝西問題に就て今回第二回の停戰命令を發せし迄の經過を述べ軍事協約及び參戰軍は歐州講和成立後當然消滅すべきものなるを說明し和議頓挫に就ては北方側の責にあらざる旨を辯明せり。（十日、朝日）

▲議和繼續請求　（七日上海特派員發）　朱啓鈐は六日唐紹儀に宛て左の如き書面を送れり。

陝西問題は北京政府との間に五箇條の辦法を商定し北京政府は二月十三日之を通電して之に照らし履行すべき事予の屢々聲明せる所なり又全體辭職して責を負ふの意を表示し政府の停戰を嚴命すべきを主張せるに國務院及び陸軍部は既に電報を發して之が履行を命令し陝西督軍も之に從ふべしとの返電あり各文書は既に取揃へ貴總代表に送れり思ふに既に査閱み經たらん五日又國務院陸軍部は別に軍令を發し陝西省劃界停戰辦法は二月十三日電報したり然るに其後命令を奉ぜざるにより嚴重十三日電報し辦法により停戰すべき防禦地點の區劃は張瑞璜の陝西に至るを待ちて定むべし土匪討伐の計畫は現在和議進行し中外環視の際速かに切實辦法に照し以て紛糾を定むべく命令に照らし嚴重に部下を戒飭して現在の防地を確守し輕々しく戰端を開くなかれと云へり今や陝西に在る各軍は之に照らして省內の軍事は專に靖國軍に對し停戰せるに止まらず劃界以前土匪討伐の事をも皆一切停止し以て誤解を免れしめたり之を要するに陝西の軍事は政府既に中外に表示せり願くは即日會議を繼續し重要なる議案の討議を延期せず國內の和平を促し以て人民の希望に副はん事に勞めん云々。（十日、朝日）

▲停戰の實情を探る　（上海特電八日發）　朱啓鈐は陝西省西安の電報局長に對し八日附にて三原にある于右仁宛の電報を西安電報局經由にて送るに就き傳達されたし若し三原との電報通ぜざれば特に急使を發して配達せしめ過つ勿れ又于右仁の電報を受け取れる日、時間及び若し于右仁より返電あらば速かに上海に轉電するを要すといへり是れ朱啓鈐氏が先づ陳樹藩及び于右仁に對し停戰を實行せられしか否や其他の情況を問合せ双方よりの正確なる事實の報道を得て南方に對し會議續行を爲さんとするものにて于右仁よりの返電を得る事肝要にして之に就き朱啓鈐氏が腐心しつゝあるを示すものなり。（十日、時事）

▲唐紹儀答へず　（七日上海特派員發）　唐紹儀は依然上海に引籠り中にて朱啓鈐よりの會見を繼續し開く事の申込に對し南方代表者は未だ陝西其他の確報なく陳樹藩は免ぜられざる爲め回答を爲さずと。（十日、朝日）

▲王廷楨陳免職電請　（六日上海特派員發）　四日長江巡閱使王廷楨は北京政府に對し左の意味の電報を發せり。

朱總統代表等辭職し唐總代表宣言を發表してより連日南方電雲人物と會見したるに皆形勢轉化の途は陣樹藩を免職するにあらずんば絶對に折衝の餘地なし此機を持すること極めて難し個人と國家と何れが重く何れが輕き今個人を庇護して輿論を瞞みす國本をも問はずとせば加何でか良心に恥なきを得べきぞ既に幾多の國難に場へ心を發して漸く今日の和議を生じたるに旬日ならず解散の形勢を現はせり我公能く焦眉の急を救ふに力を致されよ民の欲する所天下必ず從ふ心に危ぶむ所敢て告げざるを得ず云々。（十日、朝日）

▲南雄戰線に派兵　（上海特電八日發）廣東來電に曰く各首領は和議の停頓に對し皆沈靜の態度を示すも唯だ李根源氏は三營を南雄の戰線に赴かしめ又陳烱明氏は彈藥を廣東督軍に求め督軍は之を送る事を承諾せりと。（十日、時事）

▲南軍引續き增援　（七日香港特派員發）雲南督軍唐繼堯より廣東軍政府に宛てたる電報に依れば唐督軍は陝西省にて敗戰したる南軍應援の爲め四川陸軍第五師を同地に派遣せり尙更に引續き雲南軍を增援すべしと。（十日、朝日）

▲借款使用中止　（北京特電九日發）八日の閣議に於て參戰借款を使用せざる件に就ては各國の希望に應ずべきも參戰軍の撤廢に就ては何等決定せず財政部の發案に係る各部の俸給二割減は各方面の反對多き爲之を取消す事に決定せり。（十一日、日日）

▲徐總統の苦慮　（八日漢口特派員發）徐總統は特使を漢口に遣はし王督軍と和議善後策に就き協議せしめたり徐總統は和議成立後に於て陝西督軍陳樹藩を轉任せしむべき意向なり。（十一日、朝日）

▲南北代表折衝　（十一日上海特派員發）唐紹儀は閣外出を許されざるを以て十日朝南方代表を自宅に招き協議會を開けり曹汝霖より平和會議繼續の提議に對し未だ回答を發せざるも膏面にては意を盡さざるべきを恩ひ南方代表全體なして北方代表に對し返事を爲さしめん爲めなり斯くて南方代表は唐氏を除く全體にて北方代表を訪問せり。

南方代表章士釗先づ曰く

陝西にては既に停戰せる故曾議を開くべしとの事なるも尙未解決の點多く會議を開くに同意するを得ず卽ち(一)陝西の戰事は于右任三月二日附の書面に依るも尙甚だ劇しく未だ停戰の證據なし且つ北方は陳樹藩の免職に就き一も言ふところなし和議如何でか進行し得んや(二)參戰軍の取消竝に參戰借款の受取る可からざるは中外の公論之れを主張するに北方却つて獨り固持するは人民の望みを失ふものなり(三)法律問題は素と重要なる我國の案件たるも陝西問題の結果として解決を見ず故に之を提議するの時機に適せざるのみ今會議繼續の條件を陳樹藩の免職と昨年十一月十六日の狀態に恢復するに在り貴代表之を北京に說明し能く之れが實を貫ふや如何

之れに對し

北方代表吳鼎昌　此事は既に早く北京政府に電報し且つ予等が其事に同意し能はざる所以を詳細報告しあり

と答へ朱氏は夫れより陳樹藩の八日附の電報を示し停戰の嚴守せられ居る事北京よりの命令ありし以來北軍の進行を停止せる事、十日以來于右任と折衝しつゝある事を說き之にて陝西問題一段落を告げたりと見て會議を繼續の希望を述べ

陳樹藩の免職、昨年十一月十六日當時の狀態に恢復することは北方にて實行困難なり軍事協定參戰軍參戰借款は南北代表等しく之が撤廢竝に交付の停止に就き同意見にて密約全文は上海及び巴里の平和會議に於て宣布すべく既に揭示しあり法律問題を先にするに就ては會議繼續の場合に事實問題として一旦提出せられ双方の意見合はざる時亦阻害を生じ和議の進行を困難ならしめざるべしと。

茲に於て南方の李述膺は陝西の戰事に就て陳樹藩の言ふところは事實に合はずとて一々之れを反駁し

十日以來于右任と交涉しつゝありと云ふも于右任の方面は戰事益と激烈なるを說き然かも本月二日の書にも尙何か言へり故に陳の所言の眞にあらざるや明白にして陳の在職が和議に障害たる以上は双方代表之れを除くの義務あり今和議の續行を求むる上は先づ戰はさらしむるの外なしと說き朱氏は陝西の戰爭を止むれば一段落なりとし其餘の事は會議にて解決すべしと論じ李述膺は

平和會議は素と事實上解決し能はざるものを解決する爲にて若し之を一に

事實の儘に任すとせば平和會議の必要なかるべし唐總代表も亦和議の障害旦に去れば夕に會議を繼行すべし我れ病むと雖も將に努めて列席し予一人の病の爲めに會議を止むるを欲せずと言へりと。

斯くて辯論に時を費し朱氏は何處までも停戰に就ては責を負ふも陳を免ずる事昨年十一月十六日の狀態に恢復するの件に就ては責を負ふ能はずとの事を聲明し南方代表は去つて此狀形を唐氏に報告せり。（十二日、朝日）

▲唐紹儀氏の通電　（上海特電七日發）　唐紹儀氏は錢總理の三月六日發表せし宣言に對し左の如き通電を各省督軍、省長、省議會、商務會、各團體及各新聞社長に向け發送せり。

錢能訓氏の六日附電報は諸公既に閱讀されしならん電報の趣意は內爭の原因を護法に基くとなし且護法の主張を尊重し其言嚴にして章正しく實に我心を得たる者なり氏が若し果して此義に基きて和平を求めば和平立所に來るべしされど氏の電文中陝西の戰爭、軍事協定、參戰借款、國防軍將校に對し言を強ひて自ら辯するものあり而も南北會議は和平を求む先づ和平の障害を去らずんば會議は何を以て自ら進行すべきや全土の空氣和平に向ひたるに何ぞ陝西の一隅に獨り兵火を伸ぶるに忍びんや既に重きを義兵に注ぐと云ふ何ぞ以て双方停戰の後尙外國の資金を借り以て兵を增し名目を藉りて國を賣らんとするか而して最も奇なるは北方主として和議を唱ふるといふにあり然れども軍政府が對等和議を要求せるの公電は十月三十日既に發表し北方政府は友邦の勸告に迫られ十一月六日に於て軍政府の要求を承諾せり凡そ此種の事實は天下自から公論のあるあり筆墨の能く辯ずる所にあらず抑も錢能訓氏は既に法律の範圍にありて解決するを斷定せり國民は速んで其說を改むるに努めたるを嘉すべし。（十二日、日日）

▲南方の主張は變せず　（北京特電十日發）　八日朱總代表より左の報告に接せり。

政府の訓令なき唐總代表に傳へ平和會議再開を促せしも唐總代表は病氣の爲未だ面會せず平和會議の再開に關し南方代表は于右任氏より停戰の確報なきを以て未だ其時期に達せず縱令陝西問題解決すと雖も陳樹藩免職せられず參戰借款及參戰軍に關し北京政府が讓歩せざれば再開する能はずと主張せり予は北方總代表として之等の事故發生せるに對し能く命を全うするを得ざるを悲しむ。（十二日、日日）

▲南北代表滿足　（上海特電十日發）　南北兩代表は日本の新方針に對し共に頗る滿足の意を表しこを以て和平會議の進行を促ならしむるに足ると稱し居れり。（十二日、日日）

▲參戰軍廢止せず　（北京特電十一日發）　四國公使の勸告に對し支那政府は近く回答する筈なるが其內容は四國の好意ある勸告に對して感謝の意を表すると共に參戰軍は其目的聯合國と共同して敵國に備ふるにありて南北の抗爭に使用せざる旨文書にて答へ且口頭にて參戰軍は平和條約調印され四伯利亞方面の聯合國軍隊撤退するに至らざれば之を撤廢する事能はざる理由を述ぶべしと。（十三日、日日）

▲二次勸告行惱む　（北京特電十一日發）　第二回勸告は外交團にて考慮中なるも日本政府が內政干涉とならんことを恐れ躊躇し居る爲行惱みつゝあり第一回勸告の際五國は支那內政に干涉する意思なき事を繰返し宣言せるに拘らず唐紹儀氏の電報に動かされて勸告の範圍を內政干涉に迄擴張せんとするは前後矛盾の行爲なるは勿論上海會議停頓の事柄を一々取上げて干涉せんか陝西問題參戰軍問題等あり且平和會議の終了後將來國會憲法總統督軍の大問題にて會議停頓せし際一々南北の曲直を分ち之に干涉することとせば聯合國は支那の內政に對して重大なる責任を擔ふこととなり頗る困難なる地位に立たざるべからざるも各國とも斯かる大責任を負擔することは好まざるものゝ如く聞く所に依れば某國公使等は日本に對する嫉妬より參戰軍撤廢强行の私心を藏し此形勢を進めんとするものにて其結果は頗る憂慮すべきものあり。（十三日、日日）

▲朱氏政府非難　（十一日上海特派員發）　北方總代表朱啓鈐は錢能訓に電報し三月六日の電報の誤れる點を指摘し政府にして再び斯の如き擧動あれば北方代表は代りて解釋を爲す能はず言へりと。（十三日、朝日）

▲陳樹藩朱に答ふ　（十一日上海特派員發）　朱啓鈐は氏の七日發電報に對し十一日陳樹藩より返電を得たり曰く

予は大總統令及び國務院陸軍部の命令に依り前線に在る各軍隊に對して停戰訓筋五箇條の辦法を守るべく訓令せり最近南軍も各省に於て北軍に對し攻擊を爲す可からずと命ぜり過去十日間南方の司令官子右仕と相互間に意

恩の疏通を爲すべく意見の交換を爲しつゝあり上海會議の速に繼續して開かれんことを希望す予は代表諸公と齊しく和平を愛するものなり。（十三日朝日）

▲陝西戰鬪熄まず　（上海特電十日發）三月二日の陝西よりの書面に據れば富平縣尹家は北軍の攻撃を受け決戰七晝夜にて南軍は十七箇所の要地を失ひ北軍は富平鎭を進撃し又交口にても北軍の攻撃繼續し激戰あり北軍は同時に經陽方面の攻撃を開始し居れりと又干右仁氏は北方總代表及び代表等に書を寄せて陝西戰鬪熄まず北京軍閥の陳樹藩氏と結託して陝西に於ける地歩を固めんとして止まざるを說き南北代表の協力して能く軍閥の陰謀を破らんことを依頼し和議の速かに時局解決をなすに至り其議決の履行を可能ならしめんことを希望し來れり。（十三日、時事）

▲會議停止難詰　（北京特電十一日發）徐總統は安徽督軍倪嗣沖、熱河都統姜桂題奉天督軍張作霖氏等より時局に關する密電に接せるが右は上海平和會議の停止を攻撃せるものにして就中姜桂題氏の電報は猛烈にして自身出京して意見を述ぶべしとあり總統は是等の電報は人心を刺戟する虞ありとて一切公表を禁じ居れり。（十三日、日日）

▲陝西問題詰問　（十二日上海特派員發）唐紹儀氏は十一日北方朱啓鈐に對し陝西問題に就き詰問して曰く近頃北京よりの書面に接せるも參陸處は三月一日夜汽車にて陝西に彈藥六十萬を發送せりとの語あり又陝西省視察堂よりの書面に據れば北京陸軍部は漢冶萍工廠より劉存厚に彈藥三十萬を供給せしめ既に劉存厚は觀音堂に在る事務員をして卽日陝西に運び込ましむとの語あり要するに北京政府は既に命令を出し陝西の北軍に停進せしむるの時機に當り尙汲々として武器彈藥を增加するは其意如何速かに實狀を調査し回答あらん事を乞ふ。（十四日、朝日）

▲陝西戰鬪尙終熄せず　（十二日上海特派員發）陝西三原の南軍總司令干右仁は三月四日附を以て唐紹儀朱啓鈐兩氏に宛て大要左の如き書面を送り來れり。

錢能訓二十日の電報によれば二月十三日停戰劃界五條の方法を通電せる後北方軍隊は次第に終熄せりとあるも大に事實に符合せず所謂北方軍隊とは陳樹藩、劉成龍、張錫元、許蘭州、管金峯等の軍隊ならん然も今や龍、許、管等の軍隊は岐山鳳翔を攻め陳樹藩は三十營餘の兵を以て乾縣を包圍し礬城、富平、臨潼、渭南、高陵、交口、相橋、江崖渡、關山、交斜、施家等に於て北軍の東路（張錫元、陳樹藩）は我軍と或は對峙し或は激戰す所謂次第終熄すとは何處にかある、之を以て停戰の證據と爲すを得んや要するに錢能訓の電報は誤りにあらずば詐りなり五條電報宣布後北京の陝西に對する決して停戰の意なく啻に停戰せざるのみならず反つて日に烈しきを加ふ若し諸公予の言を以て反抗の言と爲さば之を各外國政會に電報にて訊ねらるれば自ら眞相を得べし。（十四日、朝日）

▲徐樹錚嚴懲案　（十一日上海特派員發）江蘇省議會議員三十五名は徐樹錚を以て利平妨害者實國者と認め之を嚴懲して天下に謝すべしとの緊急議案を十日提出したり。（十四日、朝日）

▲陸榮廷氏辭任　（廣東特電十二日）兩廣巡閱使陸榮廷氏は病氣職に堪へざるを理由として辭任を欲する旨廣東軍政府に打電せしが廣東國會參議院議長林森氏は現下時局危殆の際今暫く留任せんことを望むと返電せり。（十四日、日日）

▲軍隊の定員減少案　（北京特電十二日發）參戰軍撤歸に就き參陸處は目下案を作成中なるが其の要旨は軍隊數を減少せずして定員を現在の八割となし民國三年の數に復すにありと。（十四日、時事）

▲和議善後策　（上海特電十四日發）十三日南方代表は朱啓鈐氏と會見の後唐紹儀氏を訪問し右會見の結果を報告したるが右に就き唐氏は曰く北方に停戰の誠意なき事既に明かなり此上再び遷延を事とするに於いては愈收拾の途なかるべく而も和議の決裂は中外の欲せざる所なれば之が解決に最善の努力を爲さゞるべからず。

と斯くて十四日午前十時より代表は再び緊急會議を開き之が救濟に關して協議する事となれり。（十五日、日日）

▲直接の交涉を避く　（上海特電十三日發）當地北方代表より北京の錢能訓氏に對し以後直接唐紹儀氏と交涉する勿れ蓋し之が爲めに支障を生ず

るを以てなりと錢能訓氏は之に對し朱啓鈐氏に返電して以後直接に電報せず必ず代表の手を經べしと云へり尚ほ朱啓鈐氏は唐紹儀氏に對しても和議中は北方に對し直接電報されざるやう求むる考へなりと。（十五日、時事）

▲陝西問題交涉　（上海特電十四發）北方側の消息によれば陝西問題に關し于右任氏の南方代表に宛たる書信によれば同書内に於いては斷じて停戰の事實なきのみならず戰鬪更に激烈を加へつゝありとあり南方側の憤慨一方ならず北方政府の態度に依然誠意を認むる事能はずとし十三日南方代表會議の結果茲に至りて北方代表と重要會議を開く事となり十三日夜遲く打連れて北方代表を其本部なる獨亞銀行に訪問し陝西の停戰猶止まざる旨を告げ之に對する北方政府の責任を問ひたるに朱啓鈐氏以下の北方代表等も未だ停戰せざるの事實を承認し北京政府に質問すべき旨を以てしたるが朱啓鈐氏は直に北京政府に對し左の意味の質問電報を發せり。

一、陳樹藩氏の言は何等信用するに足らず。

二、政府の停戰命令は如何なる効力ありたるや。

三、政府は果して如何なる方針の下に今後同問題を處置せんとするか。

尙從來北方代表者は陳樹藩氏免職問題に就き南方側と意見一致せず穩健なる方針を取り居りしが近來漸く其態度を變するに至り此上南方側にして尙陳樹藩氏の處罰を迫るに於ては北方側も南方側と同一態度を取るに至るべく右にして復容れられざるに於ては再び總辭職をなすの外なしと稱し居れりと。（十五日、日日）

▲陝西の北軍既に停戰　（漢口特電十三日發）王占元氏の停戰勸告に對し陳樹藩氏は九日返電して曰く各北軍は既に停戰せり本日又參謀長を派し各前線を巡視せしむと。（十五日、時事）

▲和平期成會勸告　（上海特電十二日發）當地の和平期成會及び和平聯合會は連名にて錢能訓氏に對し十日長文の電報を送り。

（一）陝西の停戰を履行せずして徒らに其命令に背きて停戰を爲さゞる陳樹藩の辯解を爲し自ら尊嚴を失ふを說き此問題の爲め和議を妨ぐるの非を鳴し。

（二）參戰軍問題の如きも之を止めずば國内の統一不可能なり。

（三）法律問題を重しとして會議を進行せしむと云ふも五條辨法の如く法律を出し之を實行せず法を實せば問題解決容易なるに之を爲さゞるは不都合なり。

（四）又代表が權限外に出で一切の外交内政に付き決を採るとせば政府の存在無用と云ふも双方の代表は全權を以て委任せられ居れり代表の意志は政府の意を代表するの全權を有す若し政府代表をして任ぜずば全權を委ねたる全權を與ふる能はずば何故に會議を開けるか政府は全權を與へたる代表に信賴す可きなりと。

右四箇條の注意を爲したり。（十五日、時事）

▲新兵三大隊解散　（漢口特電十三日發）張錫元氏の當地に殘せし新兵三大隊は解散せられたり。（十五日、時事）

財政關係

▲善後借款交涉準備　（二十八日北京特派員發）上海和平會議若し成功するに於ては軍隊裁撤と政治刷新とに多額の經費を要すべければ北京政府は米國の銀行團加入を俟ち善後借款として銀行團に交涉せんと準備中なり。（三日、朝日）

▲財政緊縮の命令　（漢口特電六日發）督軍は本月より一切の諸費を八割に減少して給與さる可き通知を財政部より受けたり。（八日、時事）

▲内債發行に反對　（上海特電九日發）唐紹儀氏は尙ほ病氣引籠りつゝある然れ共北京財政總長の行動は緊急を要する爲め唐紹儀氏は南方代表と協議の上徐世昌氏に宛て左の意味の電報を發せり。

上海新聞紙の報道に據れば壟財政總長は民國八年公債を發行し其中二千萬元を各地の軍費に一千萬元を參戰軍督辦處の經費に充てんとすとあり二月十九日此内債を發行す可からずとの抗議を余等既に申出で又二十四日の當地に於ける會議にて更に之を議するまでは何等此問題に就き手を觸るべからずとせり然も之を顧みず中外の公論を無視し會議の精神に反き單に非法なるのみならず軍閥援助の爲め前記のことあらんとす斯かる非法の目的は之を調査するまでもなし故に中外に對し該内國債は正當なる國會の協贊を經ず南北會議の承認を經ざるものにして無効なり故に余は我が公に對し

特に此電報を致し我が公が和平會議の成功を希望し且つ民意を尊重する上は此和平の障害を除かる可く此自殺的政策を爲すことは軍閥に許さゞる可きを電報にて申出づる次第にして若し我が公にして之を肯かざれば公論は我が公の和平に對する誠意を疑ひ且づ我が公を非難するに至る可し故に我が公はこの事の公に有利なるや否や我が忠言を容るべきや否やを能く判斷せられたしと尙唐紹儀氏は商會教育會新聞社其他に對し此問題に就き右國債發行及び其外國銀行に抵當として軍閥を助長せんとするは非法にして無効なるを說き人民の之を反對するなきやう電報せり。（十一日、時事）

▲阪谷男招聘延期　（北京特電八日發）　阪谷男の幣制顧問々題は主として米國側の主張即ち借款團の方針改訂を要する新なる狀態より考慮する必要ありとの理由を以て支那政府に臨み支那政府も亦之に應じ無期延期に決せりと。（十二日、時事）

▲支那財政援助　（十一日北京特派員發）　新聞利川の目的を以て英米人の斡旋に依り組織され多數の支那新聞記者を網羅せる英國新聞記者俱樂部は十日夜總會を開きたるが米國銀行團代表アボット氏は之に出席し左の意味の演說を爲せり、米國各銀行は昨年八月一銀行團を組織し政府の許可を得たり是に千九百十二年米國銀行團の組織ありしも今回新組織の銀行團は米國金融界を代表するものにして規模更に擴大され米國の大銀行は皆加入し支那の財政援助せんとするものなり併し支那の米國と相距ること遠く米國に於て支那の狀況を審かにせざる所多し故に銀行團は特に予を代表として支那に派遣し一切の事情を觀察せしめたる次第なり予の支那に來れるは決して支那と共同事業を爲すの意味にあらず傍觀の地位に在りて其如何に進歩發達せしむべきかの趣旨に就き研究せんが爲なり云々。（十三日、朝日）

經濟關係及其他

▲張作霖と鑛山　（二十七日奉天特派員發）　東三省巡閱使張作霖氏は奉天省の有望なる鑛山の官營（四字不明）に依り自ら其採掘權を欲し最近日支合辦に依り採掘を出願するも瓦鑛は許可せざる方針にて日支企業者は其壟斷を憤慨しつゝあるが張巡閱使の一子張漢卿が土地測量と稱し數日前北行したるは康平縣の炭礦視察の爲めなりと。（一日、朝日）

▲龍煙鐵鑛許可　（北京特電二十七日發）　陸宗輿氏の經營する龍煙鐵鑛は米國人技師二名を傭聘し農商部の許可を得たり右米國人の傭聘に關しては別に借款談を伴ひ居るやの風說あり。（一日、日日）

▲威海衞山東角電信架設　（芝罘特電二十八日發）　支那政府は威海衞より山東角に至る電信を架設すべく本日當地より架設隊を派遣せり三月中旬迄に竣工の豫定なりと。（一日、日日）

▲東淸送貨中止　（哈爾賓特電二十七日發）　露紙所報によれば西伯利鐵道の輸送難は益極度に達し來り現に最近の如きイルクーツク以西貨物は交付を停止し居れりこれ石炭貨車及人夫の不足に伴ふ結果にして最近イルクーツクに向け漸く積出したる麥粉二貨車すらも旅客列車に連結して送られたる位なりといふ。

◎東淸鐵道西部線の滯貨整理の爲不定期間安達、滿洲里各驛及後貝加爾線宛貨物の引受を中止し既に引受けたる同上の貨物は輸送速度に對する實に任ぜず又手荷物の取引も之を廢止せりと云ふ此結果差向き當市經營の電燈は石炭の缺乏を告ぐるも之が補給を爲す能はず久しく今日の如き狀態繼續せば近き將來に當地方も亦非常なる物資の缺乏を告ぐるに至るべしと想想せらる。（滿洲里發其筋着電）（一日、日日）

▲滿洲過激派思想取締　（二十七日奉天特派員發）　露國及び歐洲方面に出稼したる支那勞働者の歸國並に露國過激派の買收もありて過激思想吉林方面に傳播したるより張巡閱使は彼等の當地に侵入し過激思想宣傳を計るを恐れ軍隊と警察をして旅館飮食店を嚴に檢查すべく命せり。（一日、朝日）

▲アボット氏着滬す　（上海特電二日發）　米國銀行家アボット氏は昨日伏見丸にて到着當分當地に在りて對支放資問題に付研究す可しと。（三日、時事）

▲米國資本家代表紹介　（二日上海特派員發）　一日南北會議談話會の際米國總領事は米國資本家代表アボット氏と共に會議場に入り南北代表者と會見したり其際唐紹儀氏はアボット氏を紹介しアボット氏も一場の談話を爲せりと。（三日、朝日）

▲新邱炭鑛擴張　（奉天特電二日發）　新邱炭鑛の經營に就いては愈資

本金を日支折半とし百九十萬圓の大新公司及八十萬圓の大興公司を組織して合同經營と爲すことに決し炭質は撫順炭と同質なれば市場の競爭を避くる爲採炭後の販賣は滿鐵に委任することに協定成り昨今は一日百五十噸内外の採掘を爲し居れるに過ぎざるも既に採掘機械其他の輸送も終りたれば小林理事は一兩日中に從業員三十名を率ゐて赴任し機械採掘に着手すべしと。（三日、日日）

▲江蘇米輸出反對　（上海特電二日發）江蘇省議會は二月二十八日對日第一次臨時會を開けり右は米の輸出に關する件を討議するに在り各派の議員の意見は何れも單に外國に輸出するに反對するのみならず廣東福建等への輸出に反對の意を表せり三日多分江蘇省長の諮問案に對し米の輸出を解禁するの案を否決す可しと云ふ。（三日、時事）

▲モルヒネ禁止　（北京特電二日發）二日徐總統はモルヒネの害毒阿片よりも甚だしきを說き愚民の之を使用するは民生を毒殺するものなりと痛嘆し阿片禁止と同時にモルヒネの密用、密賣、密輸入、輸出等を嚴禁し地方長官には民間使用の目的を以て明確に調査し犯人は假借なく倘に附すべしとの命令を發布せり。（四日、日日）

▲米密輸出を攻擊　（上海特電三日發）目下密に米を外國に輸出するを企て居る者あり當地の米價を騰貴せしめ居れりとが爲め當地支那紙は其關係支那人を攻擊し始めたり。（五日、時事）

▲亞細亞銀行支店　（漢口特電三日發）米國の數箇の銀行の團體たる亞細亞銀行は當地に支店を置き事務員も來着せり今月内に開業する筈上海にては先月開始し追々天津、北京にも發展す可し。（五日、時事）

▲アボット氏北京行　（上海特電四日發）米國銀行團の代表者アボット氏は四日北京へ急行せり。（六日、時事）

▲米買約取消要求　（五日上海特派員發）四日南京江蘇議會は全會一致にて江蘇米輸出禁止を解くことに反對し中央政府に對し日本との米買約契約の取消を要求し又安徽會議會に電報を發し一致して日本に米を賣ることを拒絕するを以てすべく決議せり當方面にて外國に米の輸出を腐に計畫し密輸出を試みんとするものある事明白となり當地の米價日に騰貴の傾向あり各方面にて米の輸出を嚴禁すべしとの論を高めつゝあり又江蘇督軍省長等に對し請願するもの漸く世論を喚起し頗る疑問題を醸すに至らんとする傾向あり。（七日、朝日）

▲日支鐵道連絡會議　（四日北京特派員發）日支鐵道聯絡會議は四月七日より交通部内に於て開かるゝ事となり支那側出席者は交通總長、同次長各鐵路局長等なり。（七日、朝日）

▲實業計畫書を發表　（上海特電六日發）孫逸仙氏は本日國際共同中國實業計畫書を發表せり其趣意は支那は今尚ほ手工を用ひて生産を爲すあり今や機械工業を起す可き秋なり機械を以て農業を營み豐富の鑛産を出し無數の製造所を設け運輸擴張其他を爲す時は歐米は歐洲戰時の機械戰時の組織と熟練なる技師を以て中國の利源を開き外國工業の競爭を爲す可しと云ふにあり。（八日、時事）

▲鳳凰山契約完成　（北京特電十日發）大倉組は一億圓借款を含む新鳳凰山契約を殆ど完成せり此契約は鳳凰山と其周圍五十里の地域を含むものにして其目的は所謂日支會社を組織せんとするにあり本會社は大倉組に對して其生産全部に關する第一の優先權を附與し日本は造船及び支那への銃器供給に就いても先取權を有するものなり會社は陸軍部に三千萬圓の前渡しを申出て之に關し商議行はれつゝあるが大倉組は陸軍部に對し此前渡金受理を勸めつゝあり然れども此問題は目下日本政府が支那に對し參戰借款の使用中止を忠告しつゝある折柄なることゝて此會社が支那人に取り參戰借款同樣に好ましからざる事情の下に多額の金員を陸軍部に貸付けんと努めつゝありとの理由を以て北京に於て手嚴しく批難せられ居れり。（十二日、時事）

▲前帝御雇敎師　（北京特電十日發）英國人ジョンソン氏は宣統帝の英語敎師として聘せられたり氏は香港政廳の秘書官威海衞の地方官等に歷任し支那に在る事二十年にして支那語に熟達す。（十二日、日日）

▲大資本團組織　（北京特電十三日發）梁士詒氏は交通銀行總理曾汝霖中華滙業銀行總理陸宗輿、中國銀行總裁馮耿光氏外各銀行首腦者より成る一シンヂケートを組織せんとし種々協議する所ありたるが既に交通中國兩銀行は各三百萬圓、滙業銀行は二百萬圓金城銀行は百萬圓其他合計千百五十萬圓の申込あり該シンヂケートは鐵道資金の供給を目的とするものにして鐵道の共同管理に對抗せんとするものなり。（十五日、日日）

支那新舊輸入稅率對照表

（新稅率ハ一九一八年十二月二十日議定　舊稅率ハ一九〇二年十月三十一日議定）

改訂輸入稅表

番號	品名	單位	稅率
	綿及綿製品		
	生綿布		
一	生金巾及生「シーチング」（幅四十吋長四十一碼を超えさるもの）	海關兩	
	（イ）重量七封度を超えさるもの	一疋	〇、〇九一
	（ロ）重量七封度を超え九封度を超えさるもの	同	〇、一三〇
	（ハ）重量九封度を超え十一封度を超えさるもの	同	〇、一八〇
二	生金巾及生「シーチング」（幅四十吋長四十一碼を超えさるものにして一平方吋内に於ける絲數百十本を超えたるもの）		
	（イ）重量十一封度を超え十二封度二分の一を超えさるもの	同	〇、二〇〇
	（ロ）重量十二封度二分の一を超え十五封度二分の一を超えさるもの	同	〇、二三〇
	（ハ）重量十五封度二分の一を超えたるもの	同	〇、二七〇
三	生金巾及生「シーチング」（幅四十吋長四十一碼を超えさるものにして一平方吋		

現行輸入稅表

品名	單位	稅率
綿布類		
生金巾又は「シーチング」幅四十吋及長四十碼を超えさるもの	海關兩	
（イ）重量七封度以下の	一疋	〇、〇五〇
（ロ）重量七封度を超え九封度を超えさる	同	〇、〇八〇
（ハ）重量九封度を超え十一封度を超えさる	同	〇、一一〇
（ニ）重量十一封度を超えたる	同	〇、一二〇
雲斎布（生地又は晒白）但幅三十一吋長四十碼を超えさる		
（イ）重量十二封度四分の三以下のもの	一疋	〇、一〇〇
（ロ）重量十二封度四分の三以上のもの	同	〇、一二五
ジーンス」（生地又は晒白）		
（イ）幅三十一吋長三十碼を超えさるもの	同	〇、〇九〇
（ロ）幅三十一吋長四十碼を超えさるもの	同	〇、一二〇
天竺布（生地又は晒白）		
（イ）幅三十四吋長二十四碼を超えさるもの	同	〇、〇七〇
（ロ）幅三十四吋を超えす長二十四碼を超ゆると雖も四十碼を超えさるもの	同	〇、一三五

內に於ける絲數百十本を超えさるもの）			
（イ）重量十一封度を超え十五封度二分の一を超えさるもの	一疋	〇、一六〇	
（ロ）重量十五封度二分の一を超えたるもの	同	〇、二〇〇	
四　生雲齋布及生「ジーンス」（幅三十一吋長三十一碼を超えさるもの	同	〇、一五〇	
五　生雲齋布及生「ジーンス」（幅三十一吋長四十一碼を超えさるもの			
（イ）重量十二封度四分の三を超えさるもの	同	〇、二〇〇	
（ロ）重量十二封度四分の三を超えたるもの	同	〇、一六〇	
六　生天竺布（幅三十四吋長二十五碼を超えさるもの）			
（イ）重量七封度を超えさるもの	同	〇、〇八六	
（ロ）重量七封度を超えたるもの	同	〇、一二〇	
七　生天竺布（幅三十四吋を超え三十七吋を超えさるものにして長二十五碼を超えさるもの）	同	〇、一五〇	
八　生擬土布（幅二十四吋を超えさるものにして一平方吋内に於ける絲數百十本を超えさるもの）但し機械織のものを含む	一擔	一、六〇〇	
九　綿「フランネル」又は「フランネレット」（平織又は綾織のものにして生のもの）			
（イ）幅三十二吋長三十一碼を超えさるもの	一疋	〇、一七〇	
（ハ）幅三十四吋を超ゆると雖三十七吋を超えす且長二十四碼を超えさるもの	一疋	〇、〇八〇	
擬土布（手織機製）生地若は晒白の			
（イ）幅二十吋長二十碼を超えさるものにして一疋の重量三封度以下のもの	同	〇、〇二七	
（ロ）幅二十吋を超えたるもの	従價	五　分	
晒白金巾、晒白「アイリシ」、晒白「シーチング」、晒白「ブロケード」、晒白縞織又は班紋金巾、幅三十七吋長四十二碼を超えさるもの	一疋	〇、一三五	
晒白「モスリン」晒白寒冷紗、晒白「カムブリグ」、幅四十六吋を超えす長十二碼を超えさるもの	同	〇、〇三二	
色染綿布類			
（ト）色染、モスリン」、寒冷紗及「カムブリク」幅四十六吋長十二碼を超えさるもの	同	〇、〇三七	
（ホ）色染綿絹及綿吳呂幅三十一吋長三十碼を超えさるもの	一疋	〇、〇九〇	
（ヘ）色染紋絽	従價	五　分	
（ヲ）色染金巾及「シーチンゲ」幅三十六吋長四十三碼を超えさるもの	一疋	〇、一五〇	
（リ）香港染金巾幅三十六吋長二十碼を超えさるもの	同	〇、一〇〇	
（ニ）色染雲齋布幅三十一吋長四十三碼を超えさるもの	同	〇、一七〇	
（ル）色染天竺布（色染「アルピシアノ」を			

（ロ）幅三十二吋を超え四十吋を超えさるものにして長三十一碼を超えさるもの	同	○、二四○
晒白又は染色綿布（仕上の如何を別たす）		
一○　無地晒金巾及晒「シーチング」（幅三十七吋長四十二碼を超えさるもの）	同	○、二一○
一一　白「アイリッシ」（幅三十七吋長四十二碼を超えさるもの）	同	○、二五○
一二　晒雲斎布及晒「ジーンス」（幅三十一吋長三十二碼を超えさるもの）	同	○、一六○
一三　晒雲斎布及晒「ジーンス」（幅三十一吋長四十二碼を超えさるもの）	同	○、二二○
一四　晒天竺布及晒「メキシカン」（幅三十二吋長四十一碼を超えさるもの）	同	○、一八○
一五　白の「ディミチイ」「ピケ」「ヴユスチング」「クイルチング」及「ベッドフォード、コード」（幅三十吋長三十碼を超えさるもの）	同	○、二四○
一六　白のカムブリック」、寒冷紗及「モスリン」、（無地のものにして幅四十六吋長十二碼を超えさるもの）	同	○、○四一
一七　白の「カムブリック」寒冷紗及「モスリン」、（紋織のものにして幅四十六吋長十二碼を超えさるもの	従價	五　分
一八　染色したる「カムブリック」寒冷紗及「モスリン」、（無地又は紋織のものにし		

包含す）

各種の本染、擬染絣金巾幅三十二吋長二十五碼を超えさるもの

（一）重量三封度四分の一以下のもの　同　○、○六○

（二）重量三封度四分の一以上のもの　同　○、一○○

（ハ）色染繊織

（一）幅三十吋長六碼を超えさるもの　同　○、○二七

（二）幅三十吋を超えす長六碼を超ゆると雖十碼を超えさるもの　同　○、○三五

（三）幅三十吋を超えすと雖長十碼を超えさるもの　一碼　○、○○三五

（イ）無地染綿布類卽織紋壓搾紋なきもの（但無地「イタリアンス」、「ラスチング」畝織畦織及別項に掲けさる色無地染綿布又は「マーセライズド、フヒイニシ」「シユライナー、フヒイニシ」、「ガスド、フヒイニシ」、「シルク、フヒイニシ」、又は「エレクトリック、フヒイニシ」の如き特種の整理法を施したる綿布を包含す）

幅三十六吋長三十三碼を超えさるもの　一疋　○、二四○

（ロ）色染紋織卽織紋壓搾紋あるもの（紋「イタリアンス」、紋「ラスチングス」紋畝織、紋畦織其の他別項に掲けさる各種の色染有紋綿布及「マーセライズト、フヒイニシ」、「シユライナー、フヒニ

て幅四十六吋長十二碼を超えさるもの）	従價	五	分
一九　白又は染色、無地又は紋織「モスリン」、寒冷紗、「カムブリック」、「リムブリック」、「ボンジー」、「プロケード」及縞、散點模様、筋入又は紋金巾			
（イ）幅三十吋長三十一碼を超えさるもの	一疋	〇、二二〇	
（ロ）幅三十吋を超え三十七吋を超えさるものにして長四十二碼を超えさるもの	同	〇、二五〇	
二〇　白又は染色絹（幅三十一吋長三十碼を超えさるもの）	同	〇、一一〇	
二一　白又は染色紋絹	従價	五	分
二二　染色したる金巾及「シーチング」、（無地のもの）			
（イ）幅三十吋長三十三碼を超えさるもの	一疋	〇、一四〇	
（ロ）幅三十吋を超えさるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えさるもの	同	〇、一八〇	
（ハ）幅三十六吋長二十一碼を超えさるもの	同	〇、一一〇	
（ニ）幅三十六吋を超えさるものにして長二十一碼を超え三十三碼を超えさるもの	同	〇、一七〇	
（ホ）幅三十六吋を超えさるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えさるもの	同	〇、二二〇	
二三　染色したる雲斎布及「ジーンス」、（無地のもの）			
（イ）幅三十一吋長三十三碼を超えさるもの	一疋	〇、一五〇	

シ」、「ガスドフヒイニシ」、「シルクフヒイニシ」又は「エレクトリックフヒイニシ」の如き特種の整理法を施したる綿布を包含す）幅三十六吋長三十三碼を超えざるもの

の	同	〇、一八〇
（ロ）幅三十一吋を超えさるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えさるもの	同	〇、二三〇
二四　染色天竺布、壓型付「カントン」、「アルパシアノ」、眞正又は擬染の土耳古赤布、（幅三十二吋長二十五碼を超えさるもの		
（イ）重量三封度四分の一を超えさるもの	同	〇、〇九四
（ロ）重量三封度四分の一を超え五封度四分の一を超えさるもの	同	〇、一二〇
（ハ）重量五封度四分の一を超えたるもの	同	〇、一七〇
二五　「マーセライズド」、クリンプ」（無地又は紋織のものにして晒白、染色又は捺染したるもの）但幅三十二吋長三十二碼を超えさるもの	同	〇、二七〇
二六　白又は染色「オートミール」縮、（無地又は紋織のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えさるもの）	同	〇、二六〇
二七　生、白、染色、捺染又は絲染の綿縮（「オートミール」縮を含ます）	従價	五　分
（イ）幅十五吋を超えさるもの		
（ロ）幅十五吋を超え三十吋を超えさるもの	一碼	〇、〇〇五三
二八　白又は染色は「ラスチングゲ」、「イタリアン」、繻子、畦織、「コード」「モーリーン」「ピートリス」、トウイル」、「テンシン」、トウィル」「サチン」、ドリル」、繻子縞、畝織		

及擬(緯表)「ヴエネシアン」、(無地又は紋織のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えさるもの)　一疋　〇、二三〇

二九　白又は染色したる「ポプリン」及「ヴエネシアン」(無地のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えさるもの)　同　〇、四〇〇

三〇　白又は染色したる「ポプリン」及「ヴエネシアン」(紋織にして幅三十三吋長三十三碼を超えさるもの)　同　〇、五〇〇

三一　綿「フランネル」又は「フラレネレット」(平織又は綾織のもの)

(一)白、染色、捺染又は絲染のもの(兩面捺染のものを除く)

(イ)幅二十五吋長十五碼を超えさるもの　同　〇、〇七〇

(ロ)幅二十五吋を超え三十吋を超えさるものにして長十五碼を超えさるもの　同　〇、〇八五

(ハ)幅二十五吋を超え三十吋を超えさるものにして長三十一碼を超えさるもの　同　〇、一八〇

(ニ)幅三十吋を超え三十六吋を超えさるものにして長十五碼を超えさるもの　同　〇、一〇〇

(ホ)幅三十吋を超え三十六吋を超えさるものにして長三十一碼を超えさるもの　同　〇、二二〇

(二)兩面捺染のもの　從價　五分

三二　染色綿「スパニッシ、ストライプ」

(イ)幅三十二吋長二十碼を超えさるもの　一疋　〇、一一〇

綿「フランネル」及綿「スパニシストライプス」

(イ)綿「フランネル」、廣東「フランネル」、駝毛綿布小幅綿「フランネル」及各種の起毛綿布(白地、生地、色染及捺染したるもの)

(一)幅三十六吋長十五碼を超えさるもの　同　〇、〇六五

(二)幅三十六吋を超えす長十五碼を超ゆると雖も三十碼を超えさるもの　同　〇、一三〇

(ロ)色染綿「スパニシストライプ」

(一)幅三十二吋長二十碼を超えさるもの　同　〇、〇八五

(二)幅三十二吋を超ゆると雖も六十四吋を超えす長二十碼を超えさるもの　同　〇、一七〇

綿天鵞絨、綿畝天鵞絨及「ファスチアン」

(イ)無地綿天鵞絨

（ロ）幅三十二吋を超え六十四吋を超えさるものにして長二十碼を超えさるもの　同　〇、二二〇

三三　染色綿天鵞絨（無地のものにして幅二十六吋を超えさるもの）　一碼　〇、〇一四

三四　綿天鵞絨（捺染、紋織又は厭型付のもの）畝織天鵞絨、「コール」天、「フアスチアン」、「モールスキン」及「ブラッシュ」　従價　五　分

三五　綿帆布（綿「ダック」（コットンカンバス）を含む）但し帆等に用ふるもの　一碼　〇、〇一五

三六　綿莫大小地　一擔　二、二〇〇

（イ）起毛したるもの　従價　五　分

（ロ）起毛せさるもの

捺染綿布

三七　捺染「カムブリック」、捺染寒冷紗、捺染「モスリン」、捺染金巾、捺染「シーチング」、捺染天竺布、（「プリュー」及「ホワイト」捺染天竺布と稱するものを含む）、捺染雲齋布、捺染「ジーンス」、捺染「ダイヤゴナル」、「トウィル」、捺染「トウィル、クレトン」、捺染「シレシア」、捺染畝織（畝織「クレトン」を除く）

（イ）幅二十吋を超えさるもの　従價　五　分

（ロ）幅二十吋を超え四十六吋を超えさるものにして長十二碼を超えさるもの　一疋　〇、〇五一

（一）幅十八吋を超えさるもの　一碼　〇、〇〇六

（二）幅十八吋を超ゆるも雖も二十二吋を超えさるもの　同　〇、〇〇七

（三）幅二十二吋を超ゆるも雖二十六吋を超えさるもの　同　〇、〇〇八

（ロ）捺染及厭搾絞を付したる綿天絨天鵞絨幅三十吋を超えさるもの　同　〇、〇一五

（ハ）各種の色染畝綿天鵞絨、「色染コルヂユロイ」色染「フアスチン」幅三十吋を超えさるもの　同　〇、〇一五

（ニ）色染「モレスキン」　同　〇、〇一五

更紗類

（イ）捺染「カムブリク」、寒冷紗「モスリン」幅四十六吋長十二碼を超えさるもの　一疋　〇、〇三七

（ロ）捺染「チンツ」捺染綿縮捺染雲齋布捺染「フアーニチユアース」、捺染金巾、捺染天竺布（白及藍色捺染天竺布ヽ稱するものを包含す）捺染綾綿布但（ホ）及（チ）に掲けたる布類を包含せす　従價　五　分

（一）幅二十吋を超えさるもの　一疋　〇、〇八〇

（二）幅二十吋を超ゆると雖も三十一吋を超えす且長三十碼を超えさるもの　同　〇、〇二七

（ハ）捺染繊織

（一）幅三十吋長六碼を超えさるもの

（二）幅三十吋を超えす長六碼を超ゆる

（ハ）幅二十吋を超え三十二吋を超えさるものにして長三十碼を超えさるもの　一疋　〇、一二〇

（ニ）幅三十二吋を超え四十二吋を超えさるものにして長三十碼を超えさるもの　同　〇、一五〇

三八　捺染「オートミール、クレープ」及「オートミール、クレープ、クレトン」幅三十二吋長三十碼を超えさるもの　同　〇、一四〇

捺染綿縮第二十七號參照

三九　捺染土耳古赤布、（眞正又は擬染のものにして幅三十一吋長二十五碼を超えさるもの）　同　〇、一〇〇

四〇　捺染絽（幅三十一吋長三十碼を超えさるもの）　同　〇、一二〇

四一　捺染繻子、捺染「ブロケード」（捺染したる織出し縞又は市松模様のものを含む）、捺染「イタリアン」、捺染「ダマスク」、捺染「ヴエネシアン」、捺染「ラスチング」、捺染「ピートリス、トウィル」、捺染「コード」、捺染「ポプリン」、捺染「モーリーン」、（幅三十二吋長三十碼を超えさるもの）　同　〇、二五〇

捺染「フランネル」第三十一號參照

四二　兩面捺染金巾（一色のみのものにと雖も十碼を超えさるもの　同　〇、〇三五

（三）幅三十吋を超えす長十碼を超えたるもの　一碼　〇、〇〇三

（ホ）捺染「シーチング」幅三十六吋長四十三碼を超えさるもの　一疋　〇、一八五

（ヘ）各種の捺染絣金巾幅三十一吋長二十五碼を超えさるもの　同　〇、一〇〇

（ニ）捺染綿絽及綿呉呂幅三十一吋長三十五を超えさるもの　同　〇、〇九〇

（ト）捺染綿繻子、捺染畝織、捺染綿「ラスチング」、其他（へ）及（チ）に掲けさる各種の色染又は捺染綿布及「マーセライズド、フヒイニシ」、「シュライナー、フヒイニシ」、「ガスド、フヒイニシ」、「シルクフヒイニシ」又は「エレクトリックフヒイニシ」の如き特種の整理法を施したるもの幅三十二碼を超えさるもの　同　〇、二五〇

（チ）兩面更紗又は兩面クレトンス（但藍色及白色捺染天竺布と稱する綿布を包含せす）　従價　五　分

捺染綿布即染絲にて織りたるもの但繻織綿布を除く　同　五　分

別項に掲けさる綿布類　同　五　分

綿「ブランケット」、（無地、捺染者は紋織のもの）　一枚　〇、〇三〇

して幅三十二吋長三十碼を超えさるもの）同　〇、一五〇

捺染天鵞絨は第三十四號參照

四三　捺染「ドメスチック、クレトン」、捺染「サチン、クレトン」、捺染「レップ、クレトン」、捺染したる壓型模樣布、捺染「アート、モスリン」及「ケースメント、クロース」捺染の綿「コーチング」、綿「トローサーリング」及綿「ガバーデン」其他の兩面捺染布（第三十七號及第四十二號に掲けたるものを除く）　従價　五　分

捺染「ブランケット」は第四十五號參照

捺染手巾は第四十五號參照

本稅表中「捺染」なる語は仕上法の如何を別たす顔料固着法、直接捺染法、蒸染法、拔染法、浸染型付法、防染法、防染引染法、金屬固着法等に依りたるものを包含するものとす

本稅表中「兩面捺染」なる語は一色又は數色を以て(イ)兩面に異りたる模樣を(ロ)兩面に同一の模樣を捺染したる一切の捺染綿布を包含するものとす

絲染の綿布

綿縮は第二十七號參照

綿「フランネル」又は「フランネレット」は第三十一號參照

莫大小地は第三十六號參照

綿「レース」但「オープン、ウォルク」又は「インサーション、ウォルク」（機械製）　十二打碼　〇、〇五〇

(イ)最高幅一吋を超えさるもの　同　〇、一〇〇

(ロ)最高幅一吋を超ゆると雖も二吋を超えさるもの　同　〇、一六六

(ハ)最高幅二吋を超ゆると雖も三吋を超えさるもの　同　〇、二一六

(ニ)最高幅三吋を超えたるもの　同　〇、二一六

「レース」但「オープン、ウォルク」又は「インサーション、ウォルク」（手工のもの）　一斤　二、四〇〇

綿手巾

(イ)染色せさる染色せる若は捺染せるもの但縫箔し、緣縫し若は「イニシアル」を縫箔せさるものにして一平方碼を超えさるもの　一打　〇、〇二〇

(ロ)其の他各種の綿手巾　従價　五　分

綿莫大小肌衣及下股引　一打　〇、一二五

綿靴足袋（「リール、スレット」、製のものを含む）

一等品（十二足の價格一兩以上のもの）　同　〇、〇七五

二等品（十二足の價格一兩以下のもの）　同　〇、〇三三

綿花　一擔　〇、六〇〇

綿浴巾

(イ)蜂窩狀若は「ハッカパック」狀無地又は捺染したるもの（但流蘇は寸法に算

別項に掲げさるもの	従價	五	分
別號に掲げさる綿布	同	五	分
棉花、棉絲、綿織糸及綿製品			
四四　腿帶子（無地又は模様あるもの）嚢（新しきもの）は第五百二十九號參照	一擔	四、〇〇〇	
四五　「ブランケット」、（無地、捺染又は紋織のもの但し絹又は其他の材料を以て縁取り又は縁絖りしたるものをも含む）及「ブランケット」地	同	二、〇〇〇	
綿帆布は第三十五號參照			
綿綳は第二十七號參照			
四六　被褥布、蜂巣織及「アルハンブラ」			
（イ）長二碼二分の一を超えさるもの	同	二、二五〇	
（ロ）長二碼二分の一を超えたるもの	従價	五	分
四七　刺繍したる縁飾又は「インサーション」（機械製のもの）「フラネレット」は第三十一號參照	同	五	分
四八　手巾（刺繍又は「イニシャル」を施さゞるもの）			
（一）白、染色又は捺染したるものにして縁縫を施したるもの（絲抜縁縫に非さるもの）			
（イ）十三吋平方を超えさるもの	一打	〇、〇一一	
（ロ）十三吋平方を超え十八吋平方を超えさるもの	同	〇、〇一八	
（二）幅十八吋長四十吋を超えさるもの	一打	〇、〇二〇	
（二）幅十八吋長五十吋を超えさるもの	同	〇、〇三〇	
（ロ）其の他各種の浴巾	従價	五	分

（ハ）十八吋平方を超え三十吋平方を超えさるもの	同	〇、〇二	
（二）白、染色又は捺染したるものにして絲扱縁縫を施したるもの			
（イ）十三吋平方を超えさるもの	同	〇、〇一八	
（ロ）十三吋平方を超え十八吋平方を超えさるもの	同	〇、〇三八	
（ハ）十八吋平方を超え三十吋平方を超えさるもの	同	〇、〇四六	
（三）捺染したるものにして縁縫を施さるもの			
（イ）十八吋平方を超えさるもの	同	〇、〇一〇	
（ロ）十八吋平方を超え二十五吋平方を超えさるもの	同	〇、〇三二	
（ハ）二十五吋平方を超え二十九吋平方を超えさるもの	同	〇、〇四〇	
（ニ）二十九吋平方を超え三十四吋平方を超えさるもの	同	〇、〇五二	
四九　莫大小製衣類（起毛したるもの）但し絹絲にて絓りたるもの又は絹其他の材料を以て前飾を附したるものを含む	一擔	三、七〇〇	
五〇　棉花	同	〇、八〇〇	
五一　肌衣又は股引（起毛せさるもの）但し絹絲にて絓りたるもの又は絹其他の材料を以て前飾を附したるものを含む	一打	〇、一四〇	

五二　靴足袋

（一）兩面共起毛せさるもの

（イ）瓦斯燒又は「マーセライズ」せさる絲にて製したるもの　一擔　三、五〇〇

（ロ）瓦斯燒又は「マーセライズ」したる絲にて製したるもの及絹絲にて絓り又は刺繍したるもの　同　七、五〇〇

（二）起毛したるもの　從價　五　分

（三）其の他のもの　同　五　分

莫大小地は第三十六號參照

五三　浴巾

（イ）「ターキッシ」　一擔　二、五〇〇

（ロ）蜂巢織又は「ハッカバック」　同　二、二〇〇

五四　綿絲、（染色し又は否らさるもの）但し仕上の如何を別たす

（一）綿縫絲

（イ）球造又は綛造のもの

三合絲　一擔　五、〇〇〇

六合絲　同　九、五〇〇

（ロ）管又は絲卷に卷きたるもの

二合絲、（五十碼を超えさるもの　一哥　〇、〇二九

三合絲、（同）　同　〇、〇三九

六合絲、（同）　同　〇、〇七三

其の他の長のものは右の比例に依る

（二）「レース」又は刺繍用綿絲（綛造又は球

綿縫絲

球形に作りたるもの（色染し若は然らさるもの）　一擔　三、〇〇〇

絲捲作五十碼　一「グロス」　同　〇、〇四〇

同　百碼　同　〇、〇八〇

同　二百碼　同　〇、一六〇

綿織絲（生若は晒白せる）　一擔　〇、九五〇

同　（色染せる）　從價　五　分

同　（瓦斯燒せる）　同　五　分

同　（「マーセライズド」）　同　五　分

	造のもの）	一擔	四、一〇〇	
五五	屑棉	同	〇、四八〇	
五六	綿絲織			
	（一）生のもの（合絲數を問はす）			
	（イ）十七番手を超えさるもの	一擔	一、二八〇	
	（ロ）十七番手を超え二十三番手を超えさるもの	同	一、三八〇	
	（ハ）二十三番手を超え三十五番手を超えさるもの	同	一、九〇〇	
	（ニ）三十五番手を超え四十五番手を超えさるもの	同	二、一八〇	
	（ホ）四十五番手を超えたるもの	従價	五　分	
	（二）染色、晒白、瓦斯燒、又は「マーセライズ」したるもの等	同	五　分	
	毛、絹、亞麻及大麻の製品			
	亞麻、大麻、及黃麻の製品			
五七	ガンニー嚢、（新しきもの）	一擔	〇、四二〇	
五八	同　（故きもの）	従價	五　分	
五九	大麻	一擔	〇、七〇〇	
六〇	大麻嚢又は「ヘシアン」嚢、（新しきもの）	同	〇、九五〇	
六一	同　（故きもの）	従價	五　分	
六二	「ヘシアン」布	一擔	〇、九〇〇	
六三	大麻又は黃麻製の帆布（カンヴアス）（帆等に用			

	同　（「ウーロア」又は「ベルリネット」）	一擔	三、五〇〇	
	「ガンニー」嚢	千箇	四、二五〇	
	故「ガンニー」嚢	従價	五　分	
	大麻製嚢	千箇	四、二五〇	
	故大麻製嚢	従價	五　分	
	「ヘスシアン」又は「バーラップ（黃麻粗布）」重量の輕重に拘らす	千碼	二、八五〇	
	麻帆布及綿帆布（幅三十六吋を超えさる）	一碼	〇、〇一〇	
	純絹織無地、紋織若は他の方法により顯紋せるもの	従價	五　分	
	絹交織物無地の、紋織若は他の方法により顯紋せるもの	同	五　分	
	純絹製長毛天鵞絨及天鵞絨	一斤	〇、六五〇	
	絹製獵虎織（布の裏面木綿製の）	同	〇、二〇〇	
	絹及他の纖維と交織せる長毛天鵞絨及天鵞絨（布の裏面木綿製の）	一斤	〇、一五〇	
	「リボン」（絹製、絹綿製又は絹と他の纖維と交織せるもの但擬金絲或は擬銀絲を使用すると否とを問はす）	従價	五　分	
	毛棉交織布			
	フランネル（毛綿製）幅三十三吋を超えさるもの	一碼	〇、〇一五	
	無地及顯紋「イタリアン、クロース」（經絲の全部綿絲にて一色なるもの若は經緯の全部毛絲にて一色なるもの）幅三十			

	ふるもの	一碼	〇、〇一九	
六四	亞麻製「エラスチック、カスヴアス」（服眞地に用ふるもの）	從價	五　分	
六五	大麻又は黃麻製の「クーポーリン」	一碼	〇、〇一一	
	絹製品、絹交織布			
六六	絹織物（純絹のものにして、無地又は紋織のもの）	從價	五　分	
六七	絹「プラッシュ」及絹天鵞絨、「純絹のもの」	一斤	〇、五五〇	
六八	絹シール（綿緯のもの）	同	〇、一五〇	
六九	絹靴足袋、（編みたるもの）但し人造絹絲製のものを含む	同	〇、三五〇	
七〇	絹交織の「プラッシュ」及天鵞絨（絹と他の纖維との交織にして綿緯のもの）	同	〇、一三〇	
七一	絹綿繻子、（白又は布染のもの）			
	（イ）無地のもの	同	〇、一三〇	
	（ロ）紋織のもの	同	〇、一六〇	
七二	絹綿繻子、（絲染のもの）	同	〇、二〇〇	
七三	別號に掲げさる絹綿交織布	從價	五　分	
七四	「リボン」（純絹のもの又は交織のもの）	同	五　分	
	毛綿交織布			
七五	交織「シャーチング」（幅三十三吋二吋長三十二碼を超えさるもの）	一正	〇、三七二	
	「ポンチョー、クロース」幅七十六吋を超えさるもの	一碼	〇、〇三〇	
	「スパニシ、ストライプス」毛綿交織幅六十四吋を超えさるもの	同	〇、〇一四	
	毛綿絨幅七十六吋を超えさるもの	同	〇、〇三〇	
	別項に掲げさる毛棉交織布「アルパカ」、「ラストルス」、「オルレアンス」、「シシリアンス」等を含む	從價	五　分	
	毛製品			
	「ブランケット」及「ラグ」			
	大幅羅紗幅七十六吋を超えさる	一封度	〇、〇二〇	
	旗布幅二十四吋長四十碼を超えさるもの	一碼	〇、〇四七½	
	和蘭呉呂幅三十三吋長六十一碼を超えさるもの	一正	〇、二〇〇	
	英吉利呉呂幅三十一吋長方六十一碼を超えさるもの	同	一、〇〇〇	
	「フランネル」幅三十三吋を超えさるもの	同	〇、五〇〇	
	「ハビットクロース」幅七十六吋を超えさるもの	一碼	〇、〇一五	
	「ラスチング」（無地顯地若は縮織の）幅三十一吋長三十二碼を超えさるもの	同	〇、〇四七½	
	「ラマ」小緣	一正	〇、四五〇	
	羅世伊多幅三十一吋長二十五吋を超えさるもの	一擔	五、〇〇〇	
		一正	〇、二五〇	

	を超えさるもの）			
七六	「メルトン」、「ヴィキュナ」、「ビーヴァ」、「アーミー、クロース」、「ユニオン、クロース」、「レザー、クロース」、「プレシデント」の如き反毛と綿との交織布（布面を修飾する爲少量の新毛を混入したるものを含む但し幅五十六吋を超えさるもの）	一碼	〇、〇二四	
七七	「イタリアン、クロース」（無地又は紋織のもの）「アルパカ」、「ラストル」、「オルレアン」及「シシリアン」	同	〇、〇四〇	
	毛及毛製品	従價	五　分	
七八	羊毛	一擔	〇、八五〇	
七九	「ブランケット」及旅氈	一封度	〇、〇二八	
八〇	旗布、（幅二十四吋長四十碼を超えさるもの）	一疋	〇、三三〇	
八一	臭呂、（幅三十一吋長六十二碼を超えさるもの）	同	〇、七八〇	
八二	「フランネル」（幅三十三吋を超えさるもの）	一碼	〇、〇二四	
八三	綾臭呂（無地、紋織又は縮にして幅三十一吋長三十二碼を超えさるもの）	一疋	〇、七三〇	
八四	「ラマ」小緣	一擔	七、五〇〇	
	●中幅羅紗幅七十六吋を超えさるもの 露西亞羅紗幅七十六吋を超えさるもの 「スパニシ、ストライプス」幅六十四吋を超えさるもの 別項に掲けたる毛織布 紡毛絲梳毛絲及線（「ベルリン、ウール」を除く 「ベルリン、ウール」 綿織絲（「ウーロア」又は「ベルリネット」）	一碼 同 同 従價 一擔 同 同	〇、〇四七 〇、〇四七 〇、〇二一 五　分 五、三〇〇 四、〇〇〇 三、五〇〇	

八五	羅世伊多（幅三十一吋長二十五碼を超えさるもの	一疋	〇、三三〇	
八六	「ルシアン」、「ブロード」、「スーパーファイン」、「メヂアム」及「ハビット、クロース」（幅七十六吋を超えさるもの）	一碼	〇、〇七六	
八七	「スパニッシ、ストライプ」（幅六十四吋を超えさるもの）	同	〇、〇三二	
八八	紡毛絲梳毛絲及線（「ベルリン、ウール」を含む）	一擔	六、〇〇〇	

金屬

八九	「アルミニウム」	從價	五	分	
九〇	「アルミニウム」板	同	五	分	
九一	「アンチフリクション、メタル」	同	五	分	
九二	安知母尼（粗又は精製のもの）	一擔	〇、七〇〇		
九三	安知母尼鑛	從價	五	分	
	眞鍮及黃銅				
九四	條及竿	一擔	一、五〇〇		
九五	牝牡螺旋釘、鉸釘（リヴエット）、座金（ワッシヤー）及附屬品	從價	五	分	
九六	塊	一擔	一、五〇〇		
九七	釘	同	一、八〇〇		
九八	管（改造用のみに適するもの）	從價	五	分	
九九	螺旋釘	同	五	分	
一〇〇	板	一擔	一、五〇〇		
一〇一	管	同	二、四〇〇		

金屬類			
「アンチフリクション」	從價	五	分
安質母尼	一擔	〇、七〇〇	
眞鍮及黃銅			
條及竿	一擔	一、一五〇	
牝牡螺旋釘及同附屬品	同	一、一五〇	
箔	同	一、六七五	
釘	同	一、一五〇	
螺旋釘	從價	五	分
薄板、板及塊	一擔	一、一五〇	
管	同	一、一五〇	
線	同	一、一五〇	
鋼			
條及竿	一擔	一、三〇〇	
牝牡螺旋釘、鉸釘及座金	從價	五	分

一〇二	線	同	一、五〇〇	
	銅			
一〇三	條及竿	同	一、七〇〇	
一〇四	牝牡螺旋釘、鈸釘（リヴエットワッシヤ）及座金	從價	五　分	
一〇五	塊及錠	一擔	一、四〇〇	
一〇六	釘	同	二、四〇〇	
一〇七	故（改造用のみに適するもの）	從價	五　分	
一〇八	板	一擔	一、七〇〇	
一〇九	鋲	從價	五　分	
一一〇	管	同	五　分	
一一一	線	一擔	一、七〇〇	
一一二	電線	從價	五　分	
一一三	線索	同	五　分	
	鐵及鋼、（電鍍せさるもの但竹狀鋼、彈條鋼及工具鋼を除く）			
一一四	鐵砧、型鐵砧、錨又は同部分品及鍛製品（一箇の重量二十五封度以上のもの）	一擔	〇、五七〇	
一一五	牝牡螺旋釘及座金	從價	五　分	
一一六	鑄物（粗なるもの）	一擔	〇、二六〇	
一一七	鏈及同部分品	同	〇、三八〇	
一一八	「コップル」、短截線、屑線及條の斷片（電鍍したるもの又は否らさるもの）	同	〇、一五〇	
一一九	交叉軌條	從價	五　分	
一二〇	「フイッシ、プレート」及「スパイク」	同	五　分	

	塊	一擔	一、一七五	
	釘	同	一、三〇〇	
	薄板及板	同	一、三〇〇	
	錠	同	一、一七五	
	鋲	從價	五　分	
	管	同	五　分	
	線	一擔	一、三〇〇	
	鐵及軟鋼（新らしきもの）			
	鐵錨及同部分品「ミルアイオン」、「ミル」用及船用「クランク」、汽船汽罐鐵道機關用の鑄成品（毎箇二十五封度以上のもの）	一擔	〇、二六五	
	角鐵	同	〇、一四〇	
	鐵砧及同部分品	同	〇、四〇〇	
	條	同	〇、一四〇	
	牝牡螺旋釘	從價	五　分	
	粗製鑄造品	一擔	〇、一四〇	
	鐵鏈及同部分品	同	〇、二六五	
	「コップルス」及短截線	同	〇、一三〇	
	箍	同	〇、一四〇	
	槍鐵	同	〇、〇七五	
	釘鐵	同	〇、一四〇	
	釘（線にて作りたる）	同	〇、二〇〇	
	其の他各種の釘	從價	五　分	
	塊	一擔	〇、〇七五	

一二一	鑵	一擔	〇、二七〇	
一二二	故（改造用のみに適するもの）	同	〇、一〇〇	
一二三	釘鐵、條、扭條又は畸形條、丁形、溝形、山形、桁、梁其他の形鐵又は成形鐵			
一二四	釘（線にて作りたるもの又は切りたるもの）	同	〇、二〇〇	
一二五	銑鐵及槍鐵	同	〇、三〇〇	
一二六	筒、管及其の繼手	同	〇、一〇〇	
一二七	板の斷片	從價	五　分	
一二八	軌條	一擔	〇、一二〇	
一二九	鉸釘（リヴエット）	同	〇、一六〇	
一三〇	螺旋釘	同	〇、三一〇	
一三一	板（厚八分の一吋以上のもの）	從價	五　分	
一三二	板（厚八分の一吋未滿のもの）	一擔	〇、二〇〇	
一三三	鋲	同	〇、二五〇	
一三四	線	同	〇、四五〇	
一三五	線索（電鍍したるもの又は否らざるもの）	同	〇、二六〇	
	工具鋼又は彈條鋼			
一三六	竹狀鋼	同	〇、七五〇	
一三七	彈條鋼	同	〇、二七〇	
一三八	工具鋼（高速度鋼を含む）鐵及鋼（電鍍したるもの）	同	〇、三二〇	
一三九	牝牡螺旋釘、鉸釘（リヴエット）及座金（ワッシヤー）	從價	五　分	
		同	五　分	

	筒及管	從價	五　分
	板鐵截片	一擔	〇、一一〇
	板及薄板	同	〇、一四〇
	軌條	同	〇、一二五
	鉸釘	同	〇、二五〇
	螺旋釘	從價	五　分
	大小各種の鋲	一擔	〇、四〇〇
	線	同	〇、二五〇
	各種の故鐵及鐵片（再製にのみ適用すべきもの）	一擔	〇、〇九〇
	鋼		
	竹狀	同	〇、二五〇
	條	同	〇、二五〇
	板及薄板	同	〇、二五〇
	工匠具用及鑄成（カスト）	同	〇、七五〇
	線及線索	一擔	〇、七五〇
	電鍍鐵		
	牝牡螺旋釘	從價	五　分
	「コップルス」及短截線	一擔	〇、一三〇
	波形薄板	同	〇、二七五
	平形薄板	同	〇、二七五
	管	從價	五　分
	線	一擔	〇、二五〇
	短截線	同	〇、一三〇
	鐵滓	同	〇、一六〇

一四〇	筒、管及其の継手	同	五 分	
一四一	螺旋釘	同	五 分	
一四二	板、波形又は平面のもの	一噸	〇、三七〇	
一四三	線	同	〇、三〇〇	
	線索及短截線は電鍍せさるもの〻項參照			
一四四	鐵及錫滓	同	〇、三〇〇	
	鉛			
一四五	故(改造用のみに適するもの)	從價	五 分	
一四六	塊及條	一噸	〇、四五〇	
一四七	管	同	〇、五〇〇	
一四八	板	同	〇、五九〇	
一四九	線	從價	五 分	
一五〇	「マンガニース」	同	五 分	
一五一	「フェロ、マンガニース」	同	五 分	
一五二	「ニッケル」	一噸	三、五〇〇	
一五三	水銀	同	六、三〇〇	
	錫			
一五四	「コムパウンド」	從價	五 分	
一五五	滓及屑	一噸	〇、五四〇	
一五六	塊及錠	同	二、三〇〇	
一五七	管	從價	五 分	

	鐵及錫滓	同	〇、三〇〇	
	鉛			
	塊	一噸	〇、二八五	
	薄板	同	〇、三三〇	
	管	同	〇、三七五	
	「ニッケル」(未製)	同	二、六〇〇	
	水銀	同	四、二八〇	
	錫			
	「コンパウンド」	從價	五 分	
	滓	一噸	〇、五〇〇	
	箔	從價	五 分	
	薄板	一噸	一、七二五	
	管	同	一、五〇〇	
	錠	同	〇、四〇〇	
	大小各種の錫鋲	同	〇、四〇〇	
	葉鐵(彩畫を施したるもの)	同	〇、三五〇	
	葉鐵(無地)(ホワイトメタル)白鉛(薄板)	同	〇、二九〇	
	同(線)	同	二、二〇〇	
	日耳曼銀薄板	同	一、五〇〇	
	同線	同	二、二〇〇	
	亞鉛鍍板	同	一、五〇〇	
	亞鉛粉	同	〇、六〇〇	
	同薄板(穿孔板をも包含す)	同	〇、四〇〇	
	亞鉛	同	〇、五二〇	
		同	〇、三七五	

一五八	板	一噸	二、一〇〇		
一五九	錫鍍鈑	同	〇、四五〇		
一六〇	錫鍍薬鐵、（裝飾を施したるもの）	同	〇、五一〇		
一六一	同　（無地のもの）	同	〇、三九〇		
一六二	同　（故）	従價	五　分		
一六三	活字用合金 白銅又は日耳曼銀	同	五　分		
一六四	條、塊及錠	一噸	二、七〇〇		
一六五	線 亞鉛	同	二、二〇〇		
一六六	粉及塊	同	〇、六五〇		
一六七	薄板（穿孔したるものを含む）、板及汽罐用板	同	〇、八四〇		

飲食物及藥材

漁獵物及海產物

一六八	石花菜	一噸	〇三、〇〇	石花菜	一噸
一六九	鮑（大最包裝のもの）	同	二、六〇〇	鮑	同
一七〇	海參、（黑色にして刺あるもの）	同	二、七〇〇	海參（黑）	同
一七一	同　（黑色にして刺なきもの）	同	二、〇〇〇	同　（白）	同
一七二	同　（白色のもの）	同	一、〇〇〇	揚捲貝（乾したる）	同
一七三	哈又は淺蜊、（乾したるもの）	同	〇、六九〇	蜊（乾したる）	同
一七四	同　（生のもの）	同	〇、〇六〇	同（新鮮なる）	同
一七五	貝柱	同	二、一五〇	貝柱	同

一七六	乾蟹肉	同	〇、八三〇	
一七七	魚骨	從價	五　分	
一七八	乾鱈	一擔	〇、二九〇	
一七九	鰑	同	〇、六八〇	
一八〇	乾魚及燻魚（乾鱈及鰑を含ます）	同	〇、四九〇	
一八一	鮮魚	同	〇、三二〇	
一八二	魚肚、一等品（一箇の重量一斤以上のもの）	一斤	〇、二五〇	
一八三	同　二等品（一箇の重量一斤未滿のもの）	一擔	二、八〇〇	
一八四	鮭魚腹	從價	五　分	
一八五	鹹魚	一擔	〇、一八〇	
一八六	魚皮	同	〇、六四〇	
一八七	乾淡菜、乾蠣及乾揚卷	同	〇、八〇〇	
一八八	乾蝦（大量包裝のもの）	同	一、一〇〇	
一八九	海草（刻みたるもの）	同	〇、一七〇	
一九〇	同（長きもの）	同	〇、一三〇	
一九一	同（調理したるもの）	同	一、三〇〇	
一九二	同（赤色のもの）	從價	五　分	
一九三	鱖鰭（背鰭及尾鰭）	一擔	四、四〇〇	
一九四	同（胸喈）	同	一、九〇〇	
一九五	同（調理したるもの）	同	六、四〇〇	
一九六	鱖皮	從價	五　分	
	動物產品、罐詰食物及食料品			
一九七	「ベーコン」及「ハム」（大量包裝の	同	〇、六〇〇	
	蟹肉	同	〇、六〇〇	
	鰑	同	〇、六六七	
	乾魚及燻魚（「ストックフヒッシ」を包含し鰑を除く）	同	〇、三一五	
	鮮魚	同	〇、一三七	
	魚膠	同	四、〇〇〇	
	魚肚	同	四、二五〇	
	鹹魚	同	〇、一六〇	
	魚皮	同	〇、六〇〇	
	「ストック、フヒッシ」	同	〇、三一五	
	淡菜	同	〇、四〇〇	
	乾牡蠣	從價	五　分	
	乾蝦（大形）	一擔	一、〇〇〇	
	昆布（刻）	同	〇、一五〇	
	同　（長）	同	〇、一〇〇	
	海苔（精製）	同	一、〇〇〇	
	鰭鰭（黑）	同	一、六〇八	
	同（淨清せるもの）	同	六、〇〇〇	
	同　（白）	同	四、六〇〇	
	乾蝦（小形）	同	〇、六三〇	
	「ベーキングパウダー」			
	四「オンス」入罐又は罐入のもの	一打	〇、〇八三	
	六「オンス」入　同	同	〇、一一〇	
	八「オンス」入　同	同	〇、一四五	
	十二「オンス」入同	同	〇、二二六	
	一封度入　同	同	〇、三〇三	

もの）				
一九八	「ベーキング、パウダー」	一瓩	一、八〇〇	同
一九九	鹹牛肉（樽入のもの）	従價	五　分	同
二〇〇	燕窩（黒色のもの）但し淨製のものの屑を含む	同	五　分	同
二〇一	同（白色のもの）	一斤	〇、一五〇	同
二〇二	「バター」	同	〇、九〇〇	同
	罐詰食物	一瓩	二、七〇〇	同
二〇三	「アスパラガス」	直接容器共一瓩	〇、八八〇	二封度半入の罐一打
二〇四	鮑	同	一、二〇〇	同
二〇五	蒸發又は殺菌したる「クリーム」及「ミルク」	同	〇、六五〇	同
二〇六	食卓用又は料理用の果實	同	〇、七三〇	同
二〇七	「コンデンス、ド、ミルク」	同	〇、九六〇	同
二〇八	別號に掲げさる罐詰食物	従價	五　分	同
二〇九	「チョコレート」	同	五　分	同
二一〇	「コーコー」	同	五　分	同
二一一	珈琲	同	五　分	同
二一二	「カーラント」及乾葡萄（大量包裝のもの）	一瓩	〇、六三〇	同
二一三	硝子器等に貯藏したる果實	従價	五　分	同
二一四	蜂蜜	同	五　分	同
二一五	「ジャム」及「ゼリー」	同	五　分	同
二一六	豚脂（大量包裝のもの）	同	五　分	同
二一七	「マカロニー」及「ヴアミセリー」	三封度入	〇、八一〇	同
		五封度入	一、三五〇	同
		牛肉「コーンドビックルド」樽入	〇、三七五	一瓩
		燕窩（一等品）	一、四〇〇	一斤
		同（二等品）	〇、四五〇	同
		同（三等品）	〇、一五〇	同
		乳油（罐、壺及其の他の器物に詰めたる）	二、〇〇〇	一瓩
		罐詰果實野菜等（但重量容積等は概算を以てす）		
		林檎子	〇、〇六五	二封度半入の罐一打
		杏　子	〇、〇五七	同
		葡　萄		
		桃　子		
		梨　子		
		李　子		
		「アスパラガス」	〇、一一八	同
		玉蜀黍	〇、〇五四	同
		豌豆	〇、〇六〇	同
		「ストリング、ビーンス」	〇、〇五四	同
		「トマト」	〇、〇五四	同
		其の他の罐、罎、壺に貯藏したる各種の野菜類（但容器の重量を算入す）	〇、五二五	一瓩
		「トマトー、ソウス」及「ケッチオップ」	〇、〇五四	一打
		半「パイント」入罎	〇、〇八七	同
		一「パイント」入罎		

（大量包裝のもの）

二一八　「マーガリン」　一噸　〇、四六〇

二一九　乾鹹肉　従價　五　分

二二〇　豚皮　同　五　分

二二一　乾「ソーセージ」　同　五　分

二二二　醬油　一噸　〇、二五〇

二二三　茶　従價　五　分

穀物、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜

二二四　大茴香

（イ）一等品（一噸の價格十五海關兩以上のもの）　一噸　一、〇〇〇

（ロ）二等品（一噸の價格十五海關兩未滿のもの）　同　〇、四五〇

二二五　生林檎　同　〇、二五〇

二二六　阿魏　従價　五　分

二二七　「パールバーレー」　同　五　分

二二八　豆類　同　五　分

二二九　乾檳榔　一噸　〇、二四〇

二三〇　乾檳榔殼　同　〇、一二〇

二三一　糠　同　〇、〇八〇

二三二　穀物及穀粉（大麥、玉蜀黍、「ミレット」、「オート」、粟、米、小麥及此等より製したる粉、蕎麥、蕎麥粉、「コーンフラワー」、「エーロー、コーン、ミール」、「ライ」麥粉及「ホヴィス」粉を含む）（アロールー「ジャム」及「ジエリー」

一封度入罐、罎又は壺　一打　〇、〇六〇

二封度入同　一打　〇、一一八

乳汁（乳膏を含む）　一封度入罐四打入一箱　〇、二五〇

「エヴアポレーテッド、クリーム」　一箱　〇、二三〇

「パイント」入四打「ファミリー」形）

「クオルト」入二打（「ホテル」形）　同　〇、二六〇

罐詰肉類

「ハム」「ベーコン」（截片）

半封度入罐　一打　〇、〇七七

一封度入罐　同　〇、一四四

「ドライド、ビーフ」（截片）　一封度入罐一打　〇、一四四

「ミンスミート」

入　一打　〇、一〇〇

三封度入桶　同　〇、一八一

小桶（キッツ）（半「バーレル」及「バーレル」入）　一噸　〇、七二九

豚肉及豌豆（單純なるもの若は「トマトーソース」を加味したるもの）

一封度入罐　一打　〇、〇四〇

二封度入罐　同　〇、〇七五

三封度入罐　同　〇、〇八五

「ボッテッド」及「デヴルド、ミート」

四分の一封度入罐　一打　〇、〇二二

二分の一封度入罐　同　〇、〇四二

「ボッテッド」及「デヴルド」鳥肉及鳥肉獸

	ト」、「アロールート」粉、碾割麥、「ヂャミア」、「ホミニー」、「パールバーレー」、馬鈴薯粉、「クェカー、オート」、「ロールト、オート」、「セーゴ」、「セーゴ」粉、「シユレッデット、ホイート」、「タピオカ」、「タピオカ」粉及薯粉を含ます）			
二三三	粗製樟腦及精製樟腦（形つくりたるものを含む）	無稅	一擔	三、三〇〇
二三四	氷片		一斤	三、一〇〇
二三五	屑氷片		從價	五　分
二三六	三奈		同	五　分
二三七	豈薩砂仁殼		一擔	〇、二五〇
二三八	砂仁		同	一、〇〇〇
二三九	白豆蔻		同	一〇、〇〇〇
二四〇	桂皮及桂子		同	〇、九〇〇
二四一	桂枝		同	〇、一八〇
二四二	栗		從價	五　分
二四三	土茯苓		一擔	〇、七〇〇
二四四	肉桂（大量包裝のもの）		同	五、〇〇〇
二四五	丁香（同）		同	〇、九〇〇
二四六	母丁香		同	〇、四〇〇
二四七	「コカイン」		從價	五　分
二四八	良薑		一擔	〇、一九〇
二四九	人參（揀淨したるもの）一等品（一斤の價格二十五海關兩を超え			

	肉混交物			
	四分の一封度入鑵		一打	〇、〇四二
	二分の一封度入鑵		同	〇、〇七二
	「スープ」及「ブーイ」			
	二封度入鑵		一打	〇、一〇一
	六封度入鑵		同	〇、二四四
	「タメールス、チクチン」			
	二分の一封度入		一打	〇、〇五一
	一封度入鑵		同	〇、〇八〇
	各種の舌			
	二分の一封度入鑵		一打	〇、〇九八
	一封度入鑵		同	〇、二〇四
	一封度半入鑵		同	〇、二八七
	二封度入鑵		同	〇、三三三
	二封度半入鑵		同	〇、四四五
	三封度入鑵		同	〇、五一五
	三封度四分の一入鑵		同	〇、五四五
	其の他各種の鑵詰肉類（獵肉類を含む且野菜を混和すると否とを問はす）			
	二分の一封度入鑵		一打	〇、〇五二
	一封度入鑵		同	〇、〇六三
	二封度入鑵		同	〇、一二〇
	四封度入鑵		同	〇、二一〇
	六封度入鑵		同	〇、三七〇
	十四封度入鑵		同	〇、八一〇

	たるもの）	一斤	二、八〇〇	
	二等品（一斤の價格十一海關兩を超え二十五海關兩を超えさるもの）	同	一、一〇〇	
	三等品（一斤の價格三海關兩を超え十一海關兩を超えさるもの）	同	〇、三六〇	
	四等品（一斤の價格三海關兩を超えさるもの）	同	〇、〇九〇	
二五〇	生人參、鬚人參、蒂人參及碎人參			
	一等品（一斤の價格三海關兩を超えたるもの）	同	〇、二二〇	
	二等品（一斤の價格三海關兩を超えさるもの）	同	〇、〇八五	
二五一	野生人參	從價	五　分	
二五二	落花生豆（脫殼せさるもの）	一擔	〇、一五〇	
二五三	同　（脫殼したるもの）	同	〇、二三〇	
二五四	「ホップ」	從價	五　分	
二五五	寒天	一擔	二、七〇〇	
二五六	生檸檬	千箇	一、五〇〇	
二五七	乾荔枝	一擔	〇、五三〇	
二五八	乾金針菜	同	〇、四七〇	
二五九	乾龍眼肉	同	〇、六五〇	
二六〇	乾龍眼	同	〇、三八〇	
二六一	麥芽	同	〇、四一〇	
二六二	「モルヒネ」（各種）	從價	五　分	
	「チヨコレート」（甘味を付けたる）	一封度	〇、〇一二	
	椰子	一擔	三、六〇〇	
	珈琲	同	一、〇〇〇	
	干葡萄及「カーランツ」	同	〇、五〇〇	
	貯藏果實（玻璃壜、壺、板紙又は木箱に填裝したるもの但容器の重量を算入す）	同	〇、六五〇	
	溫飩、素麵及類似の穀粉製品	同	〇、三二五	
	「マルガリン」（鑵、壺又は樽入の）	同	一、四〇〇	
	獸肉類			
	牛肉「コーンド」、「ピックルド」（樽入）	同	〇、三七五	
	乾鹹肉（箱又は樽入）	同	〇、四七五	
	腸詰肉	同	〇、八〇八	
	「ハム」及「ブレックファスト、ベーコン」（箱又は樽入）	從價	五　分	
	豚脂（純精又は複合の）	一擔	〇、六〇〇	
	豚皮	同	〇、五〇〇	
	醬油	同	〇、二五〇	
	茴香			
	一等品（價梅每擔十五兩以上のもの）	同	一、〇〇〇	
	二等品（價格每擔十五兩以下のもの）	同	〇、四四〇	
	杏仁	同	〇、九〇〇	
	阿魏	同	一、〇〇〇	
	黃皮（藥用）	同	〇、八〇〇	
	「バールバーレー」	同	〇、三〇〇	
	檳榔殼（乾燥せるもの）	同	〇、〇七七	
	同　（新鮮なるもの）	同	〇、〇一八	

二六三	椎蕈	一擔	二、四〇〇	
二六四	肉荳蔻	同	一、五〇〇	
二六五	橄欖實	從價	五　分	
二六六	阿片丁幾	同	五　分	
二六七	生橙	一擔	〇、一八〇	
二六八	橙皮（大量包裝のもの）	同	〇、六五〇	
二六九	黒胡椒	同	〇、九七〇	
二七〇	白胡椒	同	一、六〇〇	
二七一	馬鈴薯（生のもの）	從價	五　分	
二七二	木香	一擔	一、九〇〇	
二七三	杏仁	同	一、三〇〇	
二七四	蓮子（脫殼したるもの）	同	一、〇〇〇	
二七五	大楓子	同	〇、三五〇	
二七六	瓜子	同	〇、五五〇	
二七七	松子	同	〇、二四〇	
二七八	胡麻子	同	〇、二四〇	
二七九	蔬菜（乾したるもの、調理したるもの又は鹽漬のもの）	從價	五　分	
	砂糖			
二八〇	赤砂糖（和蘭標本第十一號未滿のもの）及綠砂糖	一擔	〇、二二〇	
二八一	白砂糖（和蘭標本第十號を超えたるもの）但し精製糖を含む	同	〇、三一〇	
二八二	角砂糖及棒砂糖（白）	同	〇、五〇〇	

	檳榔葉（乾燥せるもの）	一擔	〇、〇四五	
	檳榔子（乾燥せるもの）	同	〇、二二五	
	同　（新鮮なるもの）	同	〇、〇一八	
	樟腦	同	一、六五〇	
	精製龍腦	一斤	二、四五〇	
	粗製龍腦	從價	五　分	
	「カプール、カッチエリー」（三奈）	同	五　分	
	上等白荳蔻及「アモマムス」	一擔	一〇、〇〇〇	
	下等白荳蔻卽「グレイン、オヴ、パラダイス」（砂仁）	同	一、〇〇〇	
	白荳蔻殼	同	〇、二五〇	
	桂子	同	〇、七五〇	
	桂皮	同	〇、九二〇	
	桂枝	同	〇、一七〇	
	穀類　穀粉類		無　稅	
	大麥、王蜀黍、粟、稷、燕麥、籾米、米			
	小麥及是等にて製したる穀粉竝に蕎麥及蕎麥粉、玉蜀黍粉、黃色玉蜀黍粉「ライ」麥粉及「ホヴキス」粉を包含す但慈姑及慈姑粉漬碎小麥、「ゼルミア」、「ホミニー」、眞珠大麥馬鈴薯粉、「クエーカー、オーツ」「ローレド、オーツ」、「セーゴ」及「セーゴ」粉、「シユレデツト、ホウキト」、「タピオカ」及「タピオカ」粉及薯粉は包含せず			
	栗子	一擔	〇、一八〇	

二八三	氷砂糖	同	○、三七○
二八四	甘蔗	同	○、○五○
二八五	葡萄酒、麥酒、蒸餾酒、「テーブルウォーター」等「シャンパン」及「シャンパン」の「レーベル」を附し販賣せらるゝ其の他の葡萄酒	一箱（大體十二又は小體二十四）	一、○○○
二八六	沸騰性「アスチ」	同	○、五○○
二八七	其の他の沸騰性葡萄酒	同	○、六○○
二八八	葡萄の天然醱酵に依りてのみ醸造せる非沸騰性の赤葡萄酒及白葡萄酒（甘味葡萄酒を含ます）		
	一 罎入のもの	一箱（大體十二又は小體二十四）	○、三○○
	二 樽入のもの	一英「ガロン」	○、○三五
二八九	「ボルト」（罎入のもの）	一箱（大體十二又は小體二十四）	○、七○○
二九○	同（樽入のもの）	一英「ガロン」	○、一八○
二九一	「マルサラ」（罎入のもの）	一箱（大體十二又は小體二十四）	○、四○○
二九二	同（樽入のもの）	一英「ガロン」	○、一○○
二九三	「ボルト」及「マルサラ」以外の甘味葡萄酒（「マデーラ」、「マラガ」、「シェリー」等）		
	一 罎入のもの	一箱（大體十二又は小體二十四）	○、五○○
	二 樽入のもの	一英「ガロン」	○、一五○
二九四	「ヴェルモット」、「バイル」及「キンキナ」	一箱（十二リットル）	○、二九○

	土茯苓（全形、截片又は立方形の）	同	○、六五○
	肉桂	同	四、○○○
	丁香	同	○、六三○
	丁子	同	○、三六○
	良薑	同	○、一七○
	人參泥參一等品（價格毎斤二兩を超過せるもの）	一斤	○、二二○
	同 同二等品（價格毎斤二兩を超過せざるもの）	同	○、○七二
	同 淨參一等品（價格毎斤十一兩を超過したるもの）	同	一、一○○
	同 淨參二等品（價格毎斤六兩を超過したりと雖も十一兩を超過せざるもの）	同	○、三七五
	同 淨參三等品（價格毎斤二兩を超過したりと雖も六兩を超過せざるもの）	同	○、二二○
	同 淨參四等品（價格毎斤二兩を超過せざるもの）	同	○、○八○
	落花生豆	一擔	○、一五○
	苦草	從價	五 分
	寒天	一擔	一、七五○
	生檸檬	一千箇	○、四○○
	荔枝（乾したる）	一擔	○、四五○
	金針菜	同	○、三二五
	肉龍眼	同	○、五五○
	乾龍眼	同	○、四五○
	萱蕙花	從價	五 分
	「モールト」	一擔	○、三七○
	瓜子	同	○、二五○
	莫兒比涅（各種の）	一「オンス」	三、○○○
	椎茸	一擔	一、八○○
	肉萱蕙	同	一、五○○

二九五	清酒（樽入のもの）	一擔	大罐十二又は小罐二十四	〇、四一〇
二九六	同　（罐入のもの）			〇、一〇〇
二九七	「エール」、麥酒、林檎酒、梨酒其の他果實及漿果より製造したる類似の酒			
	一　罐入のもの	同		〇、〇七九
	二　樽入のもの	「一英ガロン」		〇、〇二七
二九八	「ポルター」及「スタウト」（罐入のもの）	大罐十二又は小罐二十四一英「ガロン」		〇、一二八
二九九	同　（樽入のもの）			〇、〇二八
三〇〇	「ブランデー」、「コンニャク」及「ウキスキー」（樽入のもの）	同		〇、一三〇
三〇一	「ブランデー」及「コンニャク」（罐入のもの）	一箱（大罐十二）		〇、六七〇
三〇二	「ウキスキー」（罐入のもの）同	同		〇、三五〇
三〇三	杜松子酒（罐入のもの）	同		〇、二三〇
三〇四	同　（樽入のもの）	一英「ガロン」		〇、〇九〇
三〇五	其の他の蒸餾酒（「ラム」、「アクオヴィット」、「ウオッカ」、「パンチ」等			
	一　罐入のもの	一箱（大罐十二）		〇、二〇〇
	二　樽入のもの	一英「ガロン」	大罐十二又は小罐二十四	〇、〇九〇
三〇六	「リキュール」			〇、五〇〇
三〇七	食卓用沸騰水及礦水	同		〇、〇七〇
三〇八	酒精	一英「ガロン」		〇、〇二八

	橄欖子（新鮮なる、酢漬の又は鹽漬の）	一擔		〇、一八〇
	橙皮	同		〇、八〇〇
	黒胡椒	同		〇、七六〇
	白胡椒	同		一、三三〇
	木香	同		〇、七一五
	杏仁	同		〇、九〇〇
	蓮子（殻を除かざるもの）	同		〇、四〇〇
	同　（殻を除きたるもの）	同		一、〇〇〇
	大楓子	同		〇、三五〇
	松子	同		〇、二〇〇
	胡麻子	同		〇、二〇〇
	赤砂糖　和蘭色相標本第十號に至る	同		〇、一九〇
	氷砂糖	同		〇、三〇〇
	白砂糖　和蘭色相標本第十一號以上角砂糖及精製糖を包含す	一擔		〇、二四〇
	酒類			
	「シャムパン」及他の泡沸葡萄酒壜詰	大罐十二箇小罐二十四箇入箱		〇、六五〇
	泡沸せさる赤色白色葡萄酒（葡萄の天然醗酵に依りて生産するものに限る）			
	（イ）十四度以下の酒精を含むもの			
	一、罐詰	大罐十二個又は小罐二十四箇入箱		〇、三〇〇
	二、樽入	一英瓦		〇、〇二五
	（ロ）十四度若は十四度以上の酒精を含むもの並に「ウアンド、リキュール」但「ポルト」を除く			

一、罐詰			
二、樽入			
「ボルト、ワイン」罐詰		大壜十二箇小壜二十四個入箱	〇、五〇〇
同　樽入		一英瓦	〇、一五〇
「ヴエモット」及「バー」		大壜十二箇小壜二十四箇入箱	〇、七〇〇
清酒　樽入		一英瓦	〇、一七五
同　罐入		十二「リートル」箱入	〇、二五〇
「エール」、麥酒、林檎酒及梨子酒罐入		一瓲	〇、四〇〇
同　樽入		大壜十二個小壜二十四箇入箱	〇、一一〇
「ボルター」及「スタウト」罐入		一英瓦	〇、〇八五
「ボルター」及「スタウト」樽入		大壜十二個小壜二十四箇入箱	〇、〇二〇
「ブランデー」及「ウヰスキー」樽入	同	一英瓦	〇、一〇〇
「ブランデー」及「コニヤク」罐入	同	大壜十二箇及小壜二十四個入箱	〇、〇二五
「ウヰスキー」罐入	同		〇、一二五
其の他の火酒（「ジム」「ラム」等）罐入同			〇、五〇〇
同　樽入	一英瓦		〇、三五〇
「リキユール」	從價		〇、二〇〇
「スピリツト、オヴ、ワイン」各種包裝の一英瓦		大壜十二箇及小壜二十四箇	〇、〇九〇
沸騰水			五　分
紙捲煙草			
一等品（價格每千箇四兩五匁を超えたるもの）	千箇		〇、五〇〇
二等品（價格每千箇四兩五匁を超えさるもの）	同		〇、〇九〇
葉捲煙草	同		〇、五〇〇

煙草

三〇九　紙卷煙草、（千本の價格四、五〇海關兩を超えたるもの及各紙卷煙草に判然たる商標又は名稱を附せさるもの）	千本		〇、三三〇
三一〇　同（千本の價格三海關兩を超え四、五〇海關兩を超えさるもの）	同		〇、一九〇

三一一	同（千本の價格一、五〇海關兩を超え三海關兩を超えざるもの）	千本	〇、一一〇	
三一二	同（千本の價格一、五〇海關兩を超えざるもの）	同	〇、〇六〇	
三一三	葉卷煙草	同	〇、八〇〇	
三一四	嗅煙草	從價	五　分	
三一五	葉煙草	一擔	一、一〇〇	
三一六	製造煙草（五封度未滿の罐入又は包裝のもの）	從價	五　分	
三一七	同（大量包裝のもの）但し罐又は內部葉鐵張の箱に入れざるもの	一擔	一、一〇〇	
三一八	莖煙草	同	〇、二八〇	

化學藥及染料

化學藥

三一九	醋酸	一擔	一、五〇〇	
三二〇	硼酸	同	一、一〇〇	
三二一	石炭酸	從價	五　分	
三二二	鹽酸	同	五　分	
三二三	硝酸	一擔	〇、七一〇	
三二四	硫酸	同	〇、一七〇	
三二五	「アムモニウム」（大量包裝のもの）	同	一、三〇〇	
三二六	鹽化「アムモニウム」	同	〇、八九〇	
三二七	硫酸「アムモニウム」	同	〇、三七〇	
三二八	漂白粉	同	〇、二七〇	

嗅煙草	從價	五　分	
葉煙草	一擔	〇、八〇〇	
製造煙草	同	〇、九五〇	
同五封度以下の包又は罐入のもの	從價	五　分	

硫酸	一擔	〇、一八七	
曹達灰	同	〇、一五〇	
硼砂（粗製）	同	〇、六一〇	
同（精製）	同	一、四六〇	
晒白粉	同	〇、三〇〇	
濃厚結晶炭及曹達	同	〇、一四〇	
生皮消毒劑卽「スペシフヒック」	從價	五　分	
化學肥料	同	五　分	
硝石及硝酸曹達	一擔	〇、三二五	
曹達灰	同	〇、一五〇	
重炭酸曹達	同	〇、一五〇	
苛性曹達	同	〇、二二五	

三二九	硼砂（粗製又は精製のもの）	同	〇、五八〇	
三三〇	炭化石灰	同	〇、三七〇	
三三一	硫酸銅	同	〇、六〇〇	
三三二	「グリセリン」	同	二、二〇〇	
三三三	生皮消毒劑	從價	五　分	
三三四	別號に揭げさる動物肥料、化學肥料及人造肥料	一擔	〇、一五〇	
三三五	「ナフタリン」	同	〇、六三〇	
三三六	硝石	同	〇、四七〇	
三三七	曹達灰	同	〇、一二〇	
三三八	重炭酸曹達（大量包裝のもの）	同	〇、一四〇	
三三九	苛性曹達	同	〇、三一〇	
三四〇	結晶曹達	同	〇、一三〇	
三四一	濃厚結晶曹達	同	〇、一六〇	
三四二	硝酸曹達（智利硝石）	同	〇、二七〇	
三四三	硅酸曹達	同	〇、一八〇	
	染料及顏料			
三四四	「アニリン」染料（別號に揭けさるもの）	從價	五　分	
三四五	栲皮	一擔	〇、〇八四	
三四六	梅樹皮	同	〇、一六〇	
三四七	黃柏皮（染色用もの）	同	〇、二五〇	
三四八	紺青	同	一、七〇〇	
三四九	青銅粉	同	二、六〇〇	

	結晶炭酸曹達	同	〇、一二〇
	同（濃厚）	同	〇、一四〇
	染料、顏料及塗料		
	「アニリン」染料（特揭せさるもの）	從價	五　分
	栲皮	一擔	〇、〇七三
	李梅樹皮	同	〇、一二〇
	黃皮（染料）	從價	五　分
	「パリスブルウ」（紺青）	一擔	一、五〇〇
	「プルシアン、ブルウ」（洋靛）	同	一、五〇〇
	青銅粉	同	二、二〇〇

三五〇	「カーボン、ブラック」（ラムプ、ブラック）	一擔	一、〇〇〇	
三五一	「カーザミン」	從價	五　分	
三五二	「クローム」黃	同	五　分	
三五三	辰砂	一擔	四、一〇〇	
三五四	酸化「コバルト」	從價	五　分	
三五五	「コチニール」	同	五　分	
三五六	「キユナオ」又は擬檳榔膏	一擔	〇、一七〇	
三五七	阿仙藥又は檳榔膏	同	〇、五〇〇	
三五八	其の他の染料及彩料	從價	五　分	
三五九	雌黃	一擔	二、八〇〇	
三六〇	花綠青（人造のものを含む）	同	一、一〇〇	
三六一	雄黃	同	〇、四八〇	
三六二	乾藍（人造のもの）	同	六、三〇〇	
三六三	同　（天然のもの）	同	三、〇〇〇	
三六四	水藍及泥藍（人造のもの）	同	二、〇〇〇	
三六五	同　（天然のもの）	同	〇、三〇〇	
三六六	「インドイン」	從價	五　分	
三六七	「ラカ」木	一擔	〇、一六〇	
三六八	鉛丹、鉛白及鉛黃	同	〇、五一〇	
三六九	「ログウード」越幾斯	同	〇、七七〇	
三七〇	五倍子	同	一、〇〇〇	
三七一	「オークル」	同	〇、三三〇	
三七二	紅花	同	〇、六五〇	
三七三	蘇木	同	〇、一四〇	

	「カーザミン」	從價	五　分	
	「クローム、エルロウ」	同	五　分	
	辰砂	一擔	三、七五〇	
	呀嚕蟲（コチニール）	從價	五　分	
	擬檳榔膏即「キユナオ」（「ヤム」根染料）	一擔	〇、一五〇	
	阿仙藥	同	〇、三〇〇	
	檳榔膏	同	〇、三〇〇	
	擬檳榔膏			
	雌黃	同	二、七〇〇	
	「エメラルド、グリーン」	一擔	一、〇〇〇	
	「シユワイン、ファート、グリーン」及其の模擬品	同	一、〇〇〇	
	石黃	同	〇、四五〇	
	藍靛（天然又は人造の）	從價	五　分	
	水狀青藍（人造の）	一擔	二、〇二五	
	同　（天然の）	同	〇、二一五	
	泥狀青藍（人造の）	同	二、〇二五	
	「ラカ」木	同	〇、一二五	
	鉛丹（油と混和せるものとも）	同	〇、四五〇	
	白色鉛粉（油と混和せるものとも）	同	〇、四五〇	
	黃丹（油と混和せるものとも）	同	〇、四五〇	
	「ログウード」越幾斯	同	〇、六〇〇	
	五倍子	同	〇、八七〇	
	代赭石（オークル）	同	〇、六〇〇	
	紅花	同	〇、五二五	

三七四	花紺青	同	二、〇〇〇	同	〇、一一二
三七五	姜黄	同	〇、二〇〇	同	一、六〇〇
三七六	群青	同	〇、六九〇	同	〇、一八五
三七七	朱	同	四、一〇〇	同	〇、五〇〇
三七八	同（人造のもの）	従價		同	四、〇〇〇
三七九	亞鉛白	同	千分	同	五分

蠟燭、樹脂、油、石鹸、假漆、蠟及其他の製品

三八〇	蠟燭	一擔	〇、六三〇	同	五分
三八一	蠟燭心	同	三、八〇〇	同	同
三八二	「ガソリン」、「ナフサ」及「ベンヂン」（礦物性のもの）				
	（イ）箱入に非さるもの	十米「ガロン」	〇、一五〇	六箇入二十五包入の一箱	〇、一〇〇
	（ロ）箱入のもの	一箱（五米「ガロン」入二箇）	〇、一八〇	同	〇、一三三
三八三	機械用「グリース」（全部又は一部礦物性のもの）	一擔	〇、三五〇	同	〇、七五〇
三八四	「アヲピアゴム」	同	一、二〇〇	十瓦罐	〇、一五〇
三八五	安息香	同	〇、六〇〇	一擔	一、〇〇〇
三八六	「コーパルゴム」	同	一、二〇〇	同	〇、六〇〇
三八七	麒麟血	同	三、〇〇〇	従價	五分
三八八	沒藥	同	〇、四八〇	一擔	四、〇〇〇
三八九	乳香	同	〇、四八〇	同	〇、四六五
三九〇	「ゴム、レジン」	同	〇、三四〇	同	〇、四五〇
三九一	「セルラック」	同	二、〇〇〇	同	〇、一八七
三九二	紫梗	同	〇、七五〇	同	〇、五一〇
	蘇木			同	一、〇〇〇
	花紺青				
	姜黄				
	群青				
	朱				
	同（擬製）				
	亞鉛華				
	別項に掲けさる塗料				
	密蠟（黄色の）				
	蠟燭九オンス物				
	同十二オンス物				
	同十六オンス物				
	此他の重量のものは此の比例に準して課稅す				
	各種の蠟燭（前項の包裝に異なる）				
	「ガソリーン」又は「ストーヴ、ナフサ」				
	亞剌比亞護謨				
	安息香				
	安息香油				
	麒麟血				
	沒藥				
	乳香				
	樹脂				
	蓖麻子油（機械用）				
	同（藥用）				

三九三	「トラガカントゴム」	一擔	〇、九〇〇	
三九四	莖麻子油(機械用のもの)	同	〇、六〇〇	
三九五	同(藥用のもの)	從價	五　分	
三九六	椰子油	一擔	〇、八〇〇	
三九七	石油			
	(イ)箱入のもの	一箱(五米「ガロン」入二罐)	〇、一一〇	
	(ロ)箱入に非さるもの	十米「ガロン」	〇、〇八〇	
	(ハ)空罐	一箇	〇、〇一〇	
	(ニ)空罐二箇及箱	同	〇、〇二七	
三九八	亞麻子油	一英「ガロン」	〇、〇六〇	
三九九	機械油			
	(イ)全部又は一部礦物性のもの	一米「ガロン」	〇、〇一五	
	(ロ)其他別號に掲けさるもの	同	〇、〇二五	
四〇〇	阿列布油(大量包裝のもの)	一英「ガロン」	〇、一〇〇	
四〇一	家庭用及洗濯用の石鹸(藍色の班點を有するものを含む)大量包裝のもの、棒狀のもの又は二箇連續のもの但し一箇の重量七「オンス」より少なからさるもの	一擔	〇、四四〇	關稅は公稱重量に依り課す但し公稱重量か實量より少なき場合は此の限に在らす
四〇二	「ファンシー」又は化粧用の石鹸	從價	五　分	
四〇三	「スチアリン」	一擔	〇、九八〇	
四〇四	「ターペンチン」			

	丁子油	同	〇、〇一五	
	椰子油	一擔	六、七五〇	
	菜子油	十米瓦入箱	〇、〇七〇	
	機械油			
	(イ)全部又は幾分鑛物質の	同	〇、〇一五	
	(ロ)其の他各種の(但莖麻子油を除く)	同	〇、〇二五	
	蠟　油	一擔	六、七五〇	
	石　油	十米瓦入箱	〇、〇七〇	
	同(槽入)	十米瓦	〇、〇五〇	
	石油空罐及空箱	二罐入箱	〇、〇〇五	
	橄欖油	一英瓦	〇、〇六二	
	白檀油	一斤	〇、二四〇	
	桐　油	一擔	〇、五〇〇	
	沙剌克	同	二、五〇〇	
	石鹸　家事用及洗濯用(藍色班紋石鹸を包含す)塊狀、棹狀及連製但各箇の重量半封度より少なからさるもの	一擔	〇、二四〇	
	同化粧用	從價	五　分	
	紫　梗	一擔	〇、七〇〇	
	洋漆、生漆、護謨漆又は油漆	從價	五　分	
	「ヴアセリン」	同	五　分	
	松精油	一瓦	〇、〇三六	
	蜜蠟(黃色の)	一擔	一、六〇〇	
	日本蠟	同	〇、六五〇	
	「パラフヰン」蠟	同	〇、五〇〇	

(イ)(ロ)	礦物性のもの 植物性のもの	一英「ガロン」	○、○三○
四○五	蜜蠟（黄色のもの）	同　一擔	○、○四○ 一、六○○
四○六	「パラフキン」蠟	同	○、五○○
四○七	木蠟	同	○、七六○

紙、ウードパルプ書籍及地圖

四○八	煙草用紙（「ボビン」に巻きたるもの）	「ボビン」共一擔	二、○○○
四○九	普通印刷料紙（光澤を附したるもの、光澤を附せさるもの、「サイズ」したるもの又は「サイズ」せさるものにして白色又は有色のもの）	同	○、三二○
四一○	「マーブル、ペーバー」「エナメルペーバー」及艶付「フリント、ペーバー」	同	○、六一○
四一一	有光紙（白色又は有色のもの）	同	○、三二○
四一二	包裝用紙（褐色又は有色のもの）	同	○、三二○
四一三	「メカニカルウートパルプ」を含まさる印刷料紙（光澤を附したるもの、光澤を附せさるもの、「サイズ」したるもの又は「サイズ」せさるものにして白色又は有色のもの）但し模造紙及「エム、ジー、ポスター」を含み別號に揭けたる印刷料紙を含ます	同	○、四六○
四一四	藁板紙	從價	五　分
四一五	別號に揭けさる紙	同	五　分
	封蠟	從價	五　分
	白蠟	同	五　分
	紙捲煙草用紙幅二吋長四吋を超えさる	十萬枚	○、一二五
	印刷用紙光澤を附したる又は糊料を用ひたる	一擔	從價五分又○、七○○
	同　光澤を附せさる又は糊料を用ひさる	同	○、三○○
	筆記用紙卽「フールスカップ」	同	一、二○○
	其の他各種の紙	從價	五　分
	支那書籍	無	稅
	書籍（印刷したるもの）海圖、地圖、新聞紙、定期刊行物	無	稅

四一六	光澤を附せさる「チユッシウー、ペーパー」及「エム、ジー、プリーチド、サルファイト、ペーパー」（「メカニカル、ウード、パルプ」を含まさるもの）	一擔	〇、五〇〇
四一七	筆記用紙、圖畫用紙、「アート」印刷料紙、銀行券紙、羊皮紙、「パーガミン、ペーパー」及蠟紙	從價	五　分
四一八	「ケミカル、ウード、パルプ」	一擔	〇、三〇〇
四一九	「メカニカル、ウード、パルプ」		
	(イ)乾きたるもの	同	〇、一七〇
	(ロ)水分を有するもの（百分の四〇より少なからさる水分を有するもの）	同	〇、〇八三
四二〇	書籍	無	稅
四二一	海圖及地圖	無	稅
四二二	新聞及雜誌	無	稅

動物材料（粗なるもの又は整理したるもの）

	皮、革及毛皮			
四二三	牛皮及水牛皮（生のもの）	一擔	一、一〇〇	
四二四	調革	從價	五　分	
四二五	犢革及幼羊革（塗りたるもの又は著色したるもの）	一擔	一五、〇〇〇	
四二六	牛革（靴底革及馬具用革を含む）	同	二、九〇〇	
四二七	牛革（塗りたるもの）	同	九、〇〇〇	
四二八	海狸皮	從價	五　分	

	水牛皮及牛皮			
	犢牛革	一擔	〇、八〇〇	
	色革	同	七、〇〇〇	
	牛革	同	七、〇〇〇	
	馬具用革（泌藥を施したるもの及豚革を除く）	同	二、五〇〇	
	山羊革	一擔	三、〇〇〇	
	「パテント」革	同	七、〇〇〇	
		同	七、〇〇〇	

四二九	犬皮	同	五	分	
四三〇	狐皮	同	五	分	
四三一	北極狐皮（白色のもの）	同	五	分	
四三二	狐足皮	同	五	分	
四三三	赤狐皮	同	五	分	
四三四	山羊皮（鞣したるもの）	同	五	分	
四三五	同　（鞣さざるもの）	同	五	分	
四三六	兎皮	同	五	分	
四三七	小羊皮	同	五	分	
四三八	同　（胎羊皮）	同	五	分	
四三九	水獺皮	同	五	分	
四四〇	山猫皮	同	五	分	
四四一	貂皮（鞣さざるもの）	同	五	分	
四四二	麝鼠皮	同	五	分	
四四三	浣熊皮	同	五	分	
四四四	黒貂皮	同	五	分	
四四五	綿羊皮（鞣さざるもの）	同	五	分	
四四六	栗鼠皮	同	五	分	
四四七	狼皮	同	五	分	
	骨、羽毛、毛、角、貝殻、筋、牙類				
四四八	虎骨	一擔	二、八〇〇		
四四九	印度牛黄	從價	五	分	
四五〇	鰐魚甲片及穿山甲片	一擔	三、〇〇〇		
四五一	象牙（全部又は一部）	一斤	〇、一八〇		
	革製金嚢（金銀金具を用ひたるものを除く）	一「グロス」	〇、五〇〇		
	靴底革	一擔	二、五〇〇		
	革帶	從價	五	分	
	其の他各種の革類	同	五	分	
	狸皮	一百枚	二、〇〇〇		
	狐腿皮	一百對	〇、三五〇		
	狐皮	一枚	〇、一三七		
	山羊皮	一百枚	二、五〇〇		
	小羊皮	同	二、六五〇		
	水獺皮	同	八、〇〇〇		
	「リンクス」皮	一枚	〇、二二五		
	狐熊皮	一百枚	二、〇〇〇		
	羊皮	同	三、〇〇〇		
	栗鼠尾	一百箇	〇、二〇〇		
	獸皮	一百枚	一二、五〇〇		
	其の他の獸皮	從價	五	分	
	鰐鱗（「アルマヂロ」鱗をも包含す）	一擔	二、七二五		
	虎骨	同	二、五〇〇		
	牛黄（印度產）	從價	五	分	
	象齒（象牙にあらさるもの）及腮骨の全部又は一部	一擔	三、〇〇〇		
	象牙全部又は一部	一斤	〇、一〇〇		
	翡翠羽毛軀の一部（翼尾又は背）	一百箇	〇、二〇〇		
	軀の全部	同	〇、六〇〇		
	孔雀羽毛	從價	五	分	

四五二	翡翠羽毛（全羽毛皮）	百箇	〇、六〇〇	
四五三	同（一部即ち翼、尾又は背部）	同	〇、四〇〇	
四五四	孔雀羽毛	従價	五　分	
四五五	馬毛	一擔	二、一〇〇	
四五六	馬尾毛	同	二、五〇〇	
四五七	牛角及水牛角	同	〇、六五〇	
四五八	鹿角	同	一、七〇〇	
四五九	老鹿角	同	七、〇〇〇	
四六〇	幼鹿角（北方産）	一對	二、五〇〇	
四六一	同　（南方産）	従價	五　分	
四六二	犀角	一斤	四、〇〇〇	
四六三	麝香	同	九、〇〇〇	
四六四	海馬牙	従價	五　分	
四六五	牛筋及鹿筋	一擔	一、〇〇〇	

木材、竹及籐

木材

四六六	條板	千箇	〇、二一〇	
	普通のもの（「チーキ」材及別號に掲げたるものを含ます）にして單に砍りたるもの	厚一吋にて千平方呎		
四六七	硬木	同	一、四五〇	
四六八	軟木	同	一、一五〇	
	普通のものにして挽きたるもの			
四六九	硬木	同	一、八〇〇	
四七〇	軟木	同	一、五〇〇	

	水牛角及牛角	一擔	〇、三五〇	
	鹿　角	従價	五　分	
	老鹿角	一擔	八、五〇〇	
	幼鹿角（北方産）	一對	二、五〇〇	
	犀　角	一斤	二、四〇〇	
	馬　毛	一擔	一、四〇〇	
	馬尾毛	同	二、五〇〇	
	麝　香	一斤	九、〇〇〇	
	海馬牙	従價	五　分	
	水牛及牛筋	一擔	〇、五五〇	
	鹿　筋	同	一、〇五〇	

木材

	梁　堅木の	一立方呎	〇、〇二〇	
	同　軟木の（「オレゴン、パイン」及「カリフオルニアン、レッド、ウード」を包含す）			
	但厚一吋にて	一千平方呎	一、一五〇	
	同　「チーク、ウード」の	一立方呎	〇、〇八一	
	條板	一千箇	〇、二一〇	
	桅檣及帆桁　堅木の	従價	五　分	
	同　軟木の	同	同	

普通の、加工木材（單純なる鋸挽以外に工を加えたるものを含み檣材及桁材を含まず）

四七一　硬木
（イ）「クリーア」　同（正味）三、〇〇〇
（ロ）「マーチャンタブル」　同（同）　二、一〇〇

四七二　軟木
（イ）「クリーア」　同（同）　二、五〇〇
（ロ）「マーチャンタブル」　同（同）　一、八〇〇

四七三　普通の檣材及桁材　從價　五　分

四七四　鐵道枕木　同　原一呎に六千平方呎　五　分

四七五　「チーキ材」（梁及板）　六、七五〇

木、竹、籐類

四七六　竹材　千本　〇、四二〇

四七七　皮籐　一捲　〇、七五〇

四七八　肉籐及丸籐　同　〇、三二〇

四七九　割籐　同　〇、三四〇

四八〇　「カマゴン」木　同　〇、一六〇

四八一　樟　從從　五　分

四八二　黒檀　同　五　分

四八三　香木　同　五　分

四八四　沈香　一斤　〇、一二〇

四八五　「クランジー」　從價　五　分

「ラカ」は染料類參照

四八六　「リグナムヴァイタ」　同　五　分

柱（「オレゴン、パイン、」「カリフォルニアン、レッドウード」を包含す）但厚一吋にて　一千平方呎　一、一五〇

板　堅木の　一立方呎　〇、〇二〇

板及床板軟木の（「オレゴン、パイン」、「カリフォルニアン、レッドウード（クングト グルード）」を包含す）但縁削法及究溝法を施すべきものは一回の積荷に一割の割引を行ふ厚一吋にて　一千平方呎　一、一五〇

同　縁削法を行ひ若は穿溝法を施したるものは前項に一割を加ふ　從價　五　分

板「チーク、ウード」　一立方呎　〇、〇八一

鐵道枕木　從價　五　分

「チーク」材　長短に拘らす各種の　一立方呎　〇、〇八一

竹竿　一千箇　〇、四〇〇

機欄藝長一呎のもの　一捲　〇、二〇〇

同　五呎のもの　一千箇　〇、三〇〇

肉籐　一捲　〇、二二五

皮籐　同　〇、七五〇

割籐　同　〇、三二五

籐（全形のもの）　同　〇、二二五

黒柿（カマゴン）木　一捲　〇、〇九〇

黒檀木　同　〇、二〇〇

香木　從價　五　分

沈香木　一斤　〇、一〇〇

四八七	油木	従價	五	分
四八八	「プル木」	一斤	〇、〇九〇	
四八九	紅木	同	〇、二一〇	
四九〇	白檀	一擔	〇、四三〇	
四九一	白檀末	従價	五	分
	蘇木は染料類參照			
四九二	秤桿木	一箇	〇、〇〇九	
四九三	薫香木	従價	五	分
四九四	檜經木	同	五	分
四九五	貼合板	同	五	分

本稅表に於て軟木と稱するは「パイン」、「ファー」、「スプルース」、「ラーチ」、「シダア」、「ユー」、「ユニパー」、「サイプレス」等總て針葉樹の木材を謂ひ濶葉樹の木材は總て之を硬木となす

石炭、燃料、瀝青及タール

四九六	石炭	一噸	〇、二七〇	
四九七	磚炭	同	〇、五〇〇	
四九八	木炭	一擔	〇、〇五〇	
四九九	骸炭	一噸	〇、五五〇	
五〇〇	燃料油	同	〇、七三〇	
五〇一	瀝青	一擔	〇、二四〇	
五〇二	石炭「タール」	同	〇、〇八〇	

	「クランジー」木	従價	五	分
	「ラカ」木	一擔	〇、一二五	
	「リグナム、ヴアイタ」	従價	五	分
	油木	一擔	〇、五〇〇	
	「プル木」	同	〇、〇七五	
	赤木（レッドウード）	同	〇、二〇〇	
	紅木（ローズウード）	同	〇、二〇〇	
	白檀木	同	〇、四〇〇	
	蘇木	同	〇、一一二	
	薫香木	従價	五	分
	檜經木	一擔	一、〇〇〇	

	亞細亞産煉炭	従價	五	分
	木炭	一擔	〇、〇三〇	
	石炭（亞細亞産）	一噸	〇、二五〇	
	同（他種の）	同	〇、六〇〇	
	焦炭（亞細亞産）	同	〇、五〇〇	
	同（他種の）	同	〇、九〇〇	
	瀝青	同	〇、一二五	
	鐵器（泌藥を施したるもの）			

陶磁器、琺瑯鐵器及硝子類

五〇三	錫鍍鐵製鉢	一哥	〇、三〇〇	
五〇四	陶磁器	從價	五　分	
	琺瑯鐵器			
五〇五	「マッグ」、「カップ」、鉢及「ボール」			
	徑十二「センチメートル」を超えさるもの	一打	〇、〇五〇	
五〇六	鉢及「ボール」(徑二十二「センチメートル」を超え三十五「センチメートル」を超えさるもの)	同	〇、一〇〇	
五〇七	別號に掲けさる琺瑯鐵器	從價	五　分	
五〇八	硝子器	同	五　分	
五〇九	鍍銀したる硝子板(斜面又は平面のものにして五平方呎を超えさるもの)	一平方呎	〇、〇二八	
五一〇	同斜面又は平面のものにして(五平方呎を超えたるもの)	同	〇、〇四二	
五一一	鍍銀せさる硝子板	從價	五　分	
五一二	尋常の窓硝子(一平方呎重量三十二「オンス」を超えさるもの)	百平方呎	〇、二五〇	
五一三	有色窓硝子	同	〇、六〇〇	
	鏡は第五八九號參照			

土、貴石、石及其製品

五一四	琥珀	從價	五　分	
五一五	「セメント」	一擔	〇、〇四五	
五一六	珊瑚珠	一斤	〇、八〇〇	
	碗、鐘、盂、鉢、直徑九吋以下にして畫著を施し又は施ささるもの	一打	〇、〇五〇	
	盂及鉢直徑九吋以上のもの瑪瑙色、藍色、及白色、灰色班紋あるもの但畫著を施ささるもの	同	〇、〇九〇	
	盂及鉢直徑九吋以上のもの金にて畫著を施したるもの	同	〇、一七五	
	盂及鉢直徑九吋以上のもの金を用ゐすして畫著を施したるもの	同	〇、一二五	
	泑藥を施したる器物(別項に掲けさるもの)	從價	五　分	
	錫盂普通のもの	一「グロス」	〇、二五〇	
	鑄たる窯器金屬を鍍し又は鍍錫せる	一擔	〇、五〇〇	
	陶磁器(粗器及細磁器)	從價	五　分	
	玻璃珠(各種の)	同	同	
	玻璃板(鍍銀せる)	一平方呎	〇、〇二五	
	同(鍍銀せさる)	從價	五　分	
	玻璃末	一擔	〇、一一〇	
	窓玻璃片(着色し研磨し若は冥暗に爲したるもの)	一百平方呎入箱	〇、三五〇	
	同(着色し若は冥暗に爲ささる普通の)	同	〇、一七〇	
	琥珀	一擔	三、二五〇	
	「セメント」	三百斤入樽	〇、一五〇	
	珊瑚珠	一斤	〇、七五〇	
	珊瑚(破壞せるもの及屑)	同	〇、五五〇	
	珊瑚	同	一、一一〇	

五一七	「コルネリアン」珠	從價	五	分
五一八	「コルネリアン」石(粗なるもの)	百箇	〇、三〇〇	
五一九	「コランダム、サンド」金剛砂及硝子粉は第五六四號參照 金剛砂布及砂紙は第五七七號參照	一擔	〇、一九〇	
五二〇	耐火煉瓦	從價	五	分
五二一	耐火粘土	一擔	〇、〇六一	
五二二	燧石(燧石礫を含む)	同	〇、〇四〇	
五二三	瓦	從價	五	分

雜品

	石絨			
五二四	「ボイラー、コンポジション」	一擔	〇、一八〇	
五二五	纖維及金屬入「パッキング」	同	三、二〇〇	
五二六	板	同	〇、四〇〇	
五二七	薄板及「パッキング」	同	二、二〇〇	
五二八	糸	同	二、〇〇〇	
	嚢、蓆及地蓆			
五二九	綿製嚢(新しきもの)	一擔	二、〇〇〇	
	「ガンニー」嚢(新しきもの)は第五七號參照			
同	(故きものは)第五八號參照			
	大麻嚢又は「ヘシアン」嚢(新らしきもの)は第六〇號參照			
同	(故きもの)は第六一號參照	千箇	一、五〇〇	
五三〇	嚢製草製嚢	一打	〇、四〇〇	
五三一	椰皮製靴拭			

	「コルネリアン」珠	一百斤	七、〇〇〇	
	「コレネリアン」石(人工を施さざる)	一百箇	〇、三〇〇	
	耐火煉瓦	從價	五	分
	耐火粘土	一擔	〇、〇五〇	
	燧石		〇、〇四〇	
	「コランダム」砂	同	〇、一九五	
	赤砂	一擔	〇、〇四五	
	磚 六平方吋	一百箇	〇、六〇〇	
	石絨製汽罐用塗料	一擔	〇、二〇〇	
	石絨纖維	同	五、〇〇〇	
	石絨纖維板	同	〇、五〇〇	
	石絨製「パッキング」(薄板及「ブロック」を含む)	同	三、五〇〇	
	石絨製メタリック、パッキング	同	五、〇〇〇	
	石絨糸	同	二、二五〇	
	草嚢	一千箇	一、二五〇	
	「ガンニー」嚢	同	四、二五〇	
	故「ガンニー」嚢	從價	五	分
	大麻製嚢	一千箇	四、二五〇	
	故大麻製嚢	從價	五	分
	葉嚢	一千箇	一、二五〇	
	機櫚製靴拭蓆	一打	一、〇〇〇	
	臺灣莚(臥床用)	一枚	〇、〇五〇	
	蘆蓆	一百枚	〇、五〇〇	
	藁蓆	同	〇、二二五	

五三二	「ファンシーマット」	従價	五	分
五三三	臺灣草蓆（臥床用）	一枚	〇、二四〇	
五三四	籐蓆	従價	五	分
五三五	蘆蓆	百枚	三、六〇〇	
五三六	藁蓆	同	〇、二六〇	
五三七	疊	一枚	〇、〇一六	
五三八	椰皮地蓆（幅三十六吋長百碼のもの）	一卷（百碼のもの）	一、九〇〇	
五三九	蘭地蓆（幅三十六吋長四十碼のもの）	同（四十碼のもの）	〇、二五〇	
五四〇	鈕釦			
五四一	「ファンシー」鈕釦（硝子製鈕釦、細貨類等）	従價	五	分
五四一	金屬製鈕釦（貴金屬製のもの及貴金屬を鍍したるものを含ます）	一哥	〇、〇二〇	
五四二	陶磁製鈕釦	十二哥	〇、〇一七	
五四三	貝製鈕釦	一哥	〇、〇二一	
五四四	扇子、團扇、傘及日傘			
五四五	椰葉製の扇子及團扇（粗なるもの）	千箇	〇、三五〇	
五四五	同「ファンシー」	同	一、〇〇〇	
五四六	同（精なるもの）	同	〇、六〇〇	
五四七	紙張又は綿布張の扇子及團扇	同	二、四〇〇	
五四八	絹布張の扇子及團扇	従價	五	分
五四九	傘及日傘			
	握柄の一部若は全部に貴金屬象牙、眞珠母、龍甲、瑪瑙等を用ゐ			

	疊	一箇	〇、〇四五	
	機櫚地蓆（幅三十六吋を超えさる）	一百枚卷	二、七五〇	
	蘭地蓆（幅三十六吋を超えさる）	四十枚	〇、二五〇	
	鈕釦（瑪瑙擬製及磁製）	十二「グロス」	〇、〇一〇	
	同（黃銅製及其他の種類但貴重細貨に屬せさるもの）	一「グロス」	〇、〇二〇	
	椰子葉製扇粗製	一千箇	〇、二八〇	
	同　中品（「ファイン」）	同	〇、四五〇	
	同　上品（「ファンシー」）	同	一、〇〇〇	
	扇（紙張及綿布張各種）	同	一、四〇〇	
	同（絹張）	従價	五　分	
	傘骨	一打	〇、〇八〇	
	蝠蝙傘、小傘及日傘全部又は一部貴金屬、象牙、眞珠母、鼈甲、瑪瑙等若は貴重細貨を以て製作せる柄を附したるもの	従價	五　分	
	其の他の柄を附せるもの（純綿張）	一箇	〇、〇二〇	
	同絹に非さる交織布張	同	〇、〇三〇	
	同純絹若は絹交織布張	同	〇、〇八〇	
	工匠類			
	鑢、片面鑢（ファイルブランク）、大錘（ラスプ）、粗鑢（フロート）（各種の）			
	長四吋を超えさるもの	一打	〇、〇四〇	
	長四吋を超え九吋を超えさるもの	同	〇、〇七二	
	長九吋を超え十四吋を超えさるもの	同	〇、一六八	
	長十四吋を超えたるもの	同	〇、二二四	

五五〇	たるもの又は寶玉を嵌めたるもの	従價	五　分	
	其他の握柄を有するものにして綿布張のもの			
	（イ）傘骨の長十七吋を超えさるもの	同	五　分	
	（ロ）傘骨の長十七吋を超えたるもの	一箇	〇、〇二二	
五五一	其他の握柄を有するものにして交織布張のもの（絹入に非さるもの）同		〇、〇三七	
五五二	其他の柄握を有するものにして絹布張又は絹交織布張のもの	同	〇、〇六五	
	鑢及針			
	鑢（各種）			
五五三	鑢面の長四吋を超えさるもの	一打	〇、〇六五	
五五四	同　四吋を超え九吋を超えさるもの	同	〇、一四〇	
五五五	同　九吋を超え十四吋を超えさるもの	同	〇、二五〇	
五五六	同　十四吋を超えたるもの	同	〇、六〇〇	
五五七	針七/〇號及六/〇號	十萬本	二、七〇〇	
五五八	同三/〇號及二/〇號	同	二、五〇〇	
五五九	同（取交せたるものにして第七/二號を含まさるもの）	同	二、〇〇〇	
	縫針（第七號）	十萬本	一、八〇〇	
	同　（第三號）	同	一、五〇〇	
	同　（大小混交但第七號を除く）	同	〇、九八五	
	燐寸「レインボウ」又は「ブリアント」	五十「グロス」入箱	一、五〇〇	
	同蠟製一箱百本を超えさるもの	十「グロス」入箱	一、六〇〇	
	同木軸安全製及其の他の種類（大形卽箱の寸法長二吋半幅一吋半厚四分の三吋を超えさるもの	五十「グロス」入箱	〇、六三〇	
	同木軸安全製及其の他の種類（小形卽箱の寸法長二吋幅一吋八分の三厚八分の五吋を超えさるもの）	一百「グロス」入箱	〇、九二〇	
	同木軸安全製及其の他の種類但し箱の寸法前二項に超過するもの	従價	五　分	
	燐寸製造原料			
	玻璃末	一撘	〇、一一〇	
	燐	同	四、一二五	
	軸木	同	〇、〇八八	
	「パラフヒン蠟」	同	〇、五〇〇	
	箱用木片	同	〇、一一三	
	箔（眞鍮及黃銅の）	同	一、六七五	
	同（錫の）	従價	五　分	
	擬金銀糸（絹糸地の）	同	同	
	眞正金銀糸	同	同	
	擬金糸（綿糸地）の	一斤	〇、一二五	
	擬銀糸	同	〇、〇九〇	
	燐寸及燐寸製造材料			
	木軸燐寸（安全製其の他）			

五六〇	小箱、長二吋、幅一吋八分の三厚八分の五吋を超えざるもの）	百哥入一箱	〇、九二〇	
五六一	大箱（長二吋二分の一幅一吋二分の一厚四分の三吋を超えざるもの）	五十哥入一箱	〇、八〇〇	
五六二	前二號の寸法を超えたるもの	從價	五　分	
五六三	鹽酸加里	一擔	一、八〇〇	
五六四	金剛砂及硝子粉	同	〇、一二〇	
五六五	「レーベル」	從價	五　分	
五六六	燐	一擔	三、五〇〇	
五六七	「パレフキン」類は第四〇六號參照			
五六八	經木	同	〇、一一〇	
	軸木	同	〇、一〇〇	
	金屬糸及箔			
五六九	擬金糸（綿心のもの）	一斤	〇、一五〇	
五七〇	擬銀糸（同）	同	〇、〇九〇	
五七一	擬金糸及擬銀糸（絹心のもの）	從價	五　分	
五七二	錫箔	一擔	三、二〇〇	
	雜　品			
五七三	竹籠、竹籠、其他の竹製品	從價	五　分	
五七四	曲木椅子	同	五　分	
五七五	椰皮線	同	五　分	
五七六	「コーデージ」及線	同	五　分	
五七七	金剛砂布及砂紙（百四十四平方吋を超えざるもの）	一「リーム」	〇、二五〇	
	維也納製曲木椅子	一打	〇、八〇〇	
	護謨長靴	一對	〇、〇八〇	
	同　短靴	同	〇、〇二〇	
	硫黃粗製	一擔	〇、一五〇	
	同　精製	同	〇、二五〇	
	金剛砂布及砂紙（各葉百四十平方吋を超えざるもの）	一「リーム」	〇、二五〇	
	金剛砂	從價	五　分	
	櫻欄線	同	同	
	繩索類（各種の）	同	同	
	阿膠	一擔	〇、八三〇	
	魚膠	同	四、〇〇〇	
	護謨及「ガタプルチヤ」製品（長靴短靴を除く）	從價	五　分	
	護謨及ガタルベルチヤ（粗製）	一擔	三、一四〇	
	護謨長靴	一對	〇、〇八〇	
	護謨短靴	同	〇、〇二〇	
	故護謨（再製用にのみ供すべき）	一擔	〇、二五〇	
	線香	同	〇、六四〇	
	裁縫機（手動又は足動の）	從價	五　分	
	「ランプ」心	一擔	二、〇〇〇	
	鏡香	從價	五　分	
	額緣及天井緣	千呎	一、〇五〇	
	「オークム」	一擔	〇、五〇〇	
	印刷用墨汁	從價	五　分	

五七八	家具其他の木製品	從價	五	分
五七九	阿膠(魚膠を含ます)	一擔	一、〇〇〇	
五八〇	牛膠屑	同	一、〇〇〇	
五八一	魚膠	同	三、八〇〇	
五八二	「インヂヤ、ラッバー」及「ガタバーチヤ」(生のもの)	從價	五	分
五八三	故又は屑の「インヂヤ、ラッバー」	同	五	分
五八四	「インキ」(各種)	同	五	分
五八五	殺蟲粉	同	五	分
五八六	「ラムプ」心	一擔	二、七〇〇	
五八七	革製錢入	一哥	〇、五六〇	
五八八	縫衣機及莫大小機	從價	五	分
五八九	鍼	同	五	分
五九〇	額椽	同	五	分
五九一	「オークム」	一擔	〇、六三〇	
五九二	「ロープ」	從價	五	分
五九三	短靴及長靴	同	五	分
五九四	澱粉	同	五	分
五九五	硫黃	同	五	分
五九六	火絮	一擔	〇、四五〇	
五九七	蟲下し藥(六十箇を超えさる儘入のもの)	一打	〇、〇三七	
五九八	別號に揭けさるもの	從價	五	分

	革製金嚢(金銀金具を用ひたるものを除く)	一「グロス」	〇、五〇〇	
	「ロープ」	從價	五	分
	火絨	一擔	〇、三五〇	
	双縷線	從價	五	分
	降蟲劑(儘入)六十箇以下を入れたる	一打	〇、〇〇五	
	別號に揭けさるもの	從價	五	分

稅表附則

附則　第一

稅目に揭げざる輸入品に對しては從價五分稅を課せらるべし而して地方の通貨にて稱へたる貨物の市價を以て課稅價格とす但し該市價は海關兩に換算したるときに課稅價格より一割二分高きものと思量せらるべし。

關稅納付申告書を稅關に提出する前に貨物が賣却せられたるときは善意の契約に基く總價格が市價を表したるものと承認せらる可し。

貨物の賣價か原價に運賃、保險料及手數料のみを加算したるもの、換言すれは關稅其他の諸費を加算したるものに非ざるときは該賣價を課稅價格と看做し前揭の割引を爲さざるものとす。

關稅納付申告書提出前貨物の賣却をなさざりし場合に於て貨物の價格又は類別に關し稅關と輸入者との間に異議を生じたるときは該異議を關稅異議仲裁會の裁決に付す可し、仲裁會は次の如く組織す。

稅關吏員　壹名
輸入者所屬國の領事の撰定したる商人　壹名
首席領事の撰定に係り輸入者と國籍を異にする商人　壹名

仲裁會の開議中起り得へき手續等に關する疑義は多數に依りて決定せらる可きものとす

仲裁會委員多數の最終裁決は係爭者の雙方を拘束す而して該裁決は異議提起の日より休日を除き十五日以內に通告せらる可きものとす。

仲裁會の委員に選ばれたる二名の商人は各海關兩十兩を手數料として要求することを得。

仲裁會か稅關の評價を正當と認むるとき又は之を正當と認めざりし場合に於て輸入者が七分五厘以上低價に申告したるものと裁決したるときは委員に交付すべき手數料は輸入者の負擔たるべし但し反對の場合に於ては稅關より支拂ふ可きものとす。

仲裁會か裁決したる貨物の正當價格が最初輸入者が關稅納付の爲め申告したる價格に比し二割若くは二割以上高價なりしときは輸入者か關稅の全額及脫稅を圖らんとしたる稅額の四倍に等しき附加稅を納付するまで稅關は該貨物を抑留することを得。

諸般の場合に於て稅關より貨物の送狀を請求せられたるときは差支なき限り之を提示すべし。

附則　第二

下の物品には輸入稅を課せず

外國產の米、穀類、穀粉、金銀地金、金銀貨幣、印刷書籍、海圖及地圖、定期刊行物、新聞、關稅を賦課せさる物品（金銀地金及外國金銀貨幣を除く）を運輸し之に對して全部若くは一部の運賃を取得したる船舶は其他の貨物を搭載せざる場合に於ても噸稅を納付すべき義務を有するものとす

船用品及船用石炭に對しては其船積の時に於て戾稅を交付すへし。

附則　第三

各種の兵器及彈藥は支那政府の必要の爲め、又は之等を購得するの權を正當に附與せられたる支那人に販賣する爲の外之が輸入を禁止す。

稅關は此等の物品を輸入するに必要なる許可を輸入者に付與せられたることの證明を得たる後に非されは是等の物品の陸揚に對し許可證を發給せず若し犯すものあるときは處罰として關係貨物を沒收す可し。

鹽の輸入は絕對的に之を禁止す。

支店出張所

臺灣 基隆 宜蘭 阿緱 臺中 淡水 臺東 嘉義 桃園 花蓮港 臺南 新竹 澎湖島 打狗 南投

內地 東京 横濱 大阪 神戸 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 汕頭 九江 漢口 香港 廣東 福州 廈門

南洋 新嘉坡 盤谷 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

三菱合資會社の沿革と其事業

有史以來未曾有の大戰亂も遂に獨逸の屈服により終熄を告げ講和會議も近く開かれんとするに至れるが之と同時に國民は次で來らんとする經濟戰に備ふる處なかるべからず。

回顧すれば過去數年間に亘り時局の影響は幸ひに我工業界に良好なる結果を與へ之が爲め各種工業は異常の發達をなしたるが就中其最も顯著なるものは化學工業、製鐵事業、機械工業なりとす。

第二は歐米各國より陸續として入り來れる軍需品の注文に應ずる目的を以て起りたる革製品及び、軍絨、兵器彈藥等の諸製造業第三は歐米工業國の製品世界市場へ輸入杜絕せる爲め補給として我國へ注文殺到したる陶磁器、硝子器、琺瑯鐵器、各種金屬製品及紙製品等にして其發達は戰前に倍蓰するに至れり第四は外國貿易の隆盛なる結果內地の金融良好にして一般購買力の增加せる爲め企劃せられし各種製造業にして今日迄此等の事業に投ぜられたる資本は實に莫大なるものにして工場の增加、擴張、製造能力の增率、一般技術の進步等戰前に比すれば隔世の感なくんばあらず。

然れども此等の中には勿論相當に基礎の强固なるもの尠からざるが又一面には戰時的幻影に煽られて起りたる根抵の薄弱なるもの亦頗る多く旣に媾和の風に驚かされて休業又は解散の運命に立到れるもの僅少ならずとせず。

殊に今次の大戰が國民思想上に及ぼせる影響の甚大なるは掩ふ可らざる事實にして將來事業をなさんと欲する資本主は宜しく此點に意を注ぎ使用人との融和を計り協力一致以て益工業の發展に努むるの覺悟なかる可からず此意味に於て三菱合資會社の如きは實に其間の融合宜しきを得たるものと謂ふべき也少しく同社の沿革及事業振りに就て記せんか同社は

明治實業界の偉人故岩崎彌太郎氏が明治初年、郵便汽船三菱會社を創立し我國海運の獨立を樹立してより三菱の名世に知られ爾來其經營する所の事業にして我邦產業の發達

に資せしもの勘からず。

明治十八年同氏歿後、實弟故岩崎彌之助氏之を繼承したるが同年營業の一部たる三菱汽船會社と共同運輸會社とを合併し日本郵船會社を新設せるに當り三菱社を組織せり次で二十六年商法實施に會し彌之助氏並に彌太郎氏長男久彌氏の合資を以て三菱合資會社を設立し久彌氏を社長に擧げ社務を管掌せり越へて三十九年故彌之助氏長男小彌太氏歐洲より歸朝し副社長に就任せしが大正五年、久彌氏に代りて社長となれり斯くて擴張は組織の改善の必要を來し大正六年社業の一部たる造船業及製鐵業を分離し新設の三菱造船株式會社（資本金五千萬圓）三菱製鐵株式會社（資本金三千萬圓）の經營に移し越えて七年東京倉庫株式會社を三菱倉庫株式會社（資本金一千萬圓）と改稱し尙三菱商事株式會社（貸本金一千五百萬圓（及三菱鑛業株式會社（資本金五千萬圓を新設し前者には從前營業部所屬事業、後者には鑛山部及び炭坑部の所屬業務を繼受せしめ其經營に當らしむるに至れり。

現在に於ける同社は資本金三千萬圓並に同額以上の積立金を有し其業務の重なるものは銀行業土地建物業等にして

國の內外に亘りて支店を有す而して內部の組織は業務擔當社員社長岩崎小彌太、業務擔當社員岩崎久彌兩氏監理の下に（祕書役課長羽野友二氏）總務部（部長青木菊雄氏）銀行部（專務理事串田萬藏氏）査業課（課長奧村政雄氏）地所部（課長赤星陸治氏）等に分ち社務を分掌す。

日本石油株式會社現況

同社現在（大正五年十一月末）所有の鑛區は、北海道四千五百六十萬八千三百三十六坪、青森縣千十五萬三千五百七十坪、秋田縣六千五百十六萬八千五百七十七坪、山形縣三千百六十萬七千九百九十二坪、新潟縣一億一千二百二十六萬九千九百六十坪、靜岡縣五百七萬二千二百二十七坪、臺灣其他二千八萬四千八百十三坪合計二億八千九百九十六萬五千四百七十五坪なり。

鑿井採油　同社が現在鑿井に從事しつゝあるは、左記の諸鑛場なり。

西山油田　宮川、長嶺、茶之木、瀧谷、鎌田、平井、伊毛、西ヶ崎、石地、尼瀬、勝見、七日市、雲出、

東山油田　浦瀬、加津保、椿澤、大面、

新津油田　小口、高谷、熊澤、朝日、前谷、馬寄、

頸城油田　牧、松代、玄藤寺、金谷、柿崎、

遠州油田　相良、

秋田油田　旭川、黒川、浦山、船川、澤目、

北海道油田　石狩、輕舞、留萌、

臺灣油田　六重溪、

製油所　同社の石油精製工場は新潟縣に三ヶ所、秋田縣と北海道とに各一ヶ所あり。

柏崎製油所　明治三十二年四月の創立に係り、新潟縣刈羽郡柏崎町鵜川の下流兩岸に跨りて、最も海邊に近き所に在り。又專用鐵道線路により、柏崎停車場との連絡を保つ。

直江津製油所　は、舊イントル石油會社に於て直接設計し巨資を投じて施設したるものにして、新潟縣中頸城郡直江津町の郊外に在り。專用鐵道線路によりて信越線黒井停車場に通じ、又保倉川より直江津港に通ず。其構內凡そ十萬坪にして、明治四十年六月本社の所有に歸したるもの也。

秋田製油所　明治四十三年七月、本社は地を秋田縣土崎港にトし、秋田製油所を設けたり。黒川、浦山、旭川等秋田諸油田より各數哩の間、送油鐵管線の敷設あり。

近年黒川油田の發展に伴ひ、同製油所の設備は俄に擴張せられ、大正四年露國式連續蒸餾法を採用して、大に其製油力を增加せり。同製油所は雄物川河口に在り、港を隔てゝ船川港に對し、奥羽線土崎驛より、構內線を敷設しあるを以て海陸の運輸最も便なり。

上記三製油所は、各五十石より六百石に至る蒸餾釜十數臺宛に之に伴ふ一切の機關を具備し、本社の新潟、秋田兩縣下各油田より、鐵管線、油槽車又は油槽船によりて送致する原油は、上記三製油所に於て夫々處理するものとす。

新津製油所　は、新潟縣中蒲原郡新津驛より岩越線に沿ひ行く事約二十町能代川の岸に在り。主として新津原油の荒引を司る所なり。

北海道製油所　は明治四十五年春の設置に係り、北海道石狩國札幌郡輕川驛に在り。北方石狩川を橫斷して鐵管線を敷設し、石狩油田より產出する原油を受入るゝ外、鐵道に依りて送致せらるゝ北海道各油田產の原油は、全部同所に於て處理するものとす。

送油設備　送油の設備には、鐵管線、油槽車、油槽船等あり。各油田より製油所へ原油を送るには、主として鐵管線により、製品又は半製品を送る場合には、多く油槽車又は油槽船を使用す。

送油鐵管線の主なるものを擧ぐれば、新潟縣に在りては西山油田、直江津製油所に至る間に三吋管の三十哩に亘るを以て最長とし、其他西山柏崎に三吋管一條、新津油田より新津製油所を經て新津停車場に至る間に四吋管一條、東山長岡間二吋管一條、七日市來迎寺間四吋管一條、牧直江津製油所間二吋半管一條あり。秋田縣に在りては黒川秋田製油所間八吋管一條、四吋管一條、旭川土崎間に四吋管一條あり。北海道には石狩輕川間に二吋一條あり。其他各鑛場間等に於ける本社送油鐵管線を合すれば其延長實に數百哩に及べり。

又油槽車は六噸車六輛七噸車九十五輛十噸車四十輛二十噸車百輛、合計二

百四十一輛にして其總噸數は三千百〇一噸なりとす。油槽船には虎丸（五百二十八噸）あり。

販賣機關　同社の製品販賣所は、販賣課、大阪販賣店、下關販賣店、柏崎出張所、秋田製油所、北海道製油所の六ヶ所にして、左の如く販賣區域を定む。

本社販賣課取扱區域　東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣（但名古屋市及其以西は大阪店に屬す）埼玉縣、山梨縣（但笹子峠以東は柏崎出張所に屬す）千葉縣、群馬縣、栃木縣、茨城縣、山形縣、福島縣、（但福岡驛以北は秋田製油所に屬す）宮城縣、岩手縣（但二戸九戸二郡は秋田製油所に屬す）

大阪販賣店取扱區域　大阪府、京都府、滋賀縣、岐阜縣（但飛騨國大野、吉城二郡は柏崎出張所に屬す）愛知縣（但名古屋市を除き其以西は本社販賣課に屬す）三重縣、奈良縣、和歌山縣、兵庫縣、岡山縣、廣島縣（但安藝國は下關販賣店に屬す）鳥取縣、島根縣（但濱田町及其以西は下關販賣店に屬す）四國一圓、滿洲、朝鮮、臺灣。

下關販賣店取扱區域　山口縣、廣島縣（但安藝國を除き其他は大阪販賣店に屬す）島根縣（但濱田町以西）九州一圓、沖繩縣。

柏崎出張所取扱區域　新潟縣、長野縣、山梨縣、（但笹子峠以西は本社販賣課に屬す）富山縣、岐阜縣（但大野、吉城二郡とし其他は大阪販賣店に屬す）石川縣、福井縣。

秋田製油所取扱區域　秋田縣、山形縣、（但大石田驛以西は本社販賣課に屬す）岩手縣（但二戸九戸二郡とし其他は本社販賣課に屬す）青森縣。

北海道製油所取扱區域　北海道、樺太一圓。

重役　同社現重役次の如し

社長取締役　内藤久寛
專務取締役　田中次郎
取締役　山口逸太郎
同　久須美秀三郎
同　松方乙彦
監査役　中野貫一
同　飯塚彌一郎
同　山口政治
支配人　中野鐵平

東亞同文會編纂

最新版

支那關係 特種條約彙纂

總革製紙箱入四六版 總六號七百五十頁

正價金四圓　送料 內地十二錢 支鮮四十錢

最近迄　支那關係の各種條約を網羅す

支那と列國との特種關係・支那に於ける列國利權・支那の國際上の地位悉く本書に依りて明瞭

發行所　東亞同文會調査編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話芝一二一四番

振替東京九七三〇番

滿洲の實業界

南滿州鐵道株式會社

南滿洲鐵道株式會社は資本金二億圓の大會社にして、我滿洲經營の根幹をなすものにして、其現在經營の事業大略次の如し

鐵道

現在に於ける本社營業鐵道は

一、本線大連長春間　四三七哩六（外長春寬城子間〇哩九）

二、旅順支線—大連基點十哩より二八哩九

三、營口支線—大石橋より　一三哩九

四、煙臺炭礦線　九哩七

五、撫順支線—蘇家屯より　三〇哩九

六、安奉線　一七〇哩八（本線安奉線共通區間五哩四分を除く）

計　六八七哩二

にして、廣軌開通以來旅客貨物の增加に伴ひ逐年車輛を增加し大正六年度末には機關車二百七十輛、客車類二百三十三輛、貨車類三千四百三十三輛を算するに至れり、運輸に關する諸般の設備は次第に改善を行ひ朝鮮鐵道との直通列車の運轉を行ひ、又其他の鐵道汽船との聯絡輸送の制備はれり、旅客及貨物の輸送竝に運輸收支は開業以來逐年增加し、大正六年度に於ては乘車人員五、八四四、九二九人貨物噸數七、二七四、一七七噸、收入三四、四五七、九二三圓、支出一〇、八五八、七三四圓に達せり。

船舶

本社は明治四十一年八月以來大連上海間の定期航路を開始し、後本航路に青島を加へ大正三年十二月より每週一回旅客及貨物の輸送取扱をなしつゝあり、又本社は香港航路を開き途中芝罘及青島に寄港せしむる事とせしが大正七年二月より本航路の經營を全部大連汽船會社に移讓せり、此外本社は大連と渤海沿岸各地との海運の爲淺喫水汽船を建造し之れを大連汽船株式會社に賃貸して近海航路に從事せしめしが、後之れを同社に讓渡せり。

港灣

大連港の設備は露國より引繼以來本社に於て銳意之れに努力し、東防波堤、第二埠頭、西部岸壁、第一埠頭其他各所の既成岸壁基礎改良、灣內浚渫、第三埠頭、乙埠頭築造等の各工事を完成或は起工し、同港築港及埠頭設備の完全を期しつゝあり、此外營口に於ても護岸棧橋其他の工事をなし、又安東にても護岸貯水地其他の工事をなし、旅順に於ても埋築棧橋等の工事を施行せり、船渠は大連に於ける露國のものを繼承し一時自ら其經營に當りしが、後川崎造船所に貸付し現に之れをして經營をなさしめつゝあり、

鑛山

現に會社が採掘中の鑛山は撫順、煙臺の二坑にして、內撫順炭田は東西延長殆と十哩に亙り炭層の厚は最薄七十八尺より最厚二百八十尺以上に及び、平

均百三十尺あり、炭量八億噸に達すと推算せらる、現在の營業坑には千金塞の大山坑、揚柏堡の東郷坑、古城子の露天堀等あり、一日の出炭量約七千噸とす、煙囪炭田は東西約十三町南北約五十町に亙り炭量約二千萬噸と稱せられ目下一日の出炭量三百噸内外あり。

製鐵　大正四年の日支交渉に基き鞍山站鐵山開採の權利を得しより、本社は奉天官憲と合辦にて中日合辦振興公司を組織し、該鐵山を採掘する事とし、而して一方本社に於て立山驛附近に一大製鐵所を設け、該鑛石を用ひ一ヶ年銑鐵約百萬噸を製出するの計畫に基き先づ第一期計畫として熔鑛爐二臺を設くる筈にて、目下工事進捗中なり。

工業

撫順炭礦に於ける動力用及燈光用電力を供給する爲會社開業以來施設したる蒸汽發電所の能力は四千五百「キロワット」なりしが大正二年度に至り、發電力三千「キロワット」の擴張を必要とせしより「モンド」式瓦斯發生爐十基竝副產物採收裝置を備へ、硬炭と石炭とを混したるもの一日二百四十噸を氣化し硫酸安母尼亞約十噸を製出し、而して其の發生したる瓦斯は汽鑵内に燃燒せしめ、二臺の千五百「キロワット」「ターボ」發電機に必要なる蒸汽を供給するの第二發電所を設置し、後更に發電容量九千「キロワット」を增加し、從來のものを合して總發電能力一萬六千五百「キロワット」を有するものと爲すの計畫に基き三千「キロワット」發電機三臺、附屬諸汽機、一時間二十五萬封度の蒸汽を發生すべき瓦斯燃燒汽鑵裝置、一基一晝夜二十四噸の石炭を氣化する「モンド」式瓦斯發生爐十一基一組の增設をなし大正七年三月を以て其の運轉を開始せり、而して此に於て硫酸及カーバイトの製造をなす。

電氣瓦斯　會社は大連、奉天、長春、安東に於て電燈事業を經營し、大連に於ては電車を經營す、尚又大連に於ては燈火、煖房、工業用として石炭瓦斯を製造しつゝあり。

旅館　會社は鐵道交通の便益に資する爲旅館を經營し現に大連、奉天、長春にヤマト、ホテルを建設し、又大連星ヶ浦、旅順黃金山に於て貸別莊等の經營をもなせり。

地方事業　會社は其附屬地内に於て敎育、土木、衞生等の施設をなし、十五尋常高等小學校、三尋常小學校を日本兒童の爲に、八公學堂、三日語學堂、一中學校、三十餘ヶ所の補習學校を支那人の爲に設立し、其他南滿醫學堂、工業學校、敎育研究所等を設け、十ヶ所の醫院と四ヶ所の分院を設けて一般住民の診療に從事す、尚其外中央試驗所、農事試驗場等の設備あり、附屬地内の戸口は大正七年末に於て戸數二萬九千七百餘、人口十二萬九千二百人に達せり。

三井物産株式會社大連支店

東洋屈指の大會社として本邦は固より廣く全世界に亘りて羽翼を伸長し商業に工業に運輸交通業に又代理業に常に偉大なる活躍を遂げ我が國殖產興業界の覇者として國運の進歩發達に勘からざる寄與貢獻を爲しつゝあるもの之を三井物產株式會社を初めとして三井合名會社、三井鑛山株式會社並に三井銀行等三井系の諸會社銀行なりとす。

三井物產株式會社は明治四十二年十月の創設に係り本社は東京市日本橋區駿河町一番地に在り資本金二千萬圓にして各種商品販賣、問屋業、運搬業、製材業並に代理業を以て主要なる營業課目となし支店は大阪、名古屋、門司、三池、長崎、小樽、横濱、神戸、京城、大連、臺南、天津、上海、漢口、香港、浦鹽、倫敦、紐育、桑港、新嘉坡、孟買、里昂、ペトログラード、シドニー等にあり、此他內外各樞要地に出張所二十餘所を開設し彼此連絡を通じ全世界に亘りて盛んに營業を行ひ洵に本邦事業界の一大偉觀たるを示せり。

三井物產株式會社(當時合名會社)は明治二十八年日淸戰役後營口に之れが出張所を開設せるを以つて滿洲活躍の第一歩とし明治三十七八年日露戰後に於ては屢一層業務を擴張し南滿各樞要地に出張所を置くに至れるが大連支店は大正元年十月從來の出張所を支店に昇格せしめ之れと同時に現在の宏壯雄麗なる大建築を爲したるも

古河商事株式會社大連出張所

古河合名會社は明治九年故古河市兵衛君草倉銅山を譲り受けたるに創まり同三十年東京市麹町區八重洲町一丁目一番地に鑛業事務所を設け三十六年市兵衛君の死去するや嗣子潤吉君之れを繼承し同三十八年會社組織に改め古河鑛業會社と稱し潤吉君之れが社長たり翌三十九年潤吉君歿するに及んで古河虎之助君社長に任じ明治四十四年古河合名會社と改め公稱金五百萬圓を有したりしが大正六年更に之れを合名會社古河鑛業會社並に古河商事株式會社の二に分ちたり滿鮮地方に於ける古河商事株式會社出張所營業課目は次の如し。

電氣銅、丸型銅、粗銅、銅線、銅棒、銅板、銅管、眞鍮棒、眞鍮板、眞鍮管、鉛管、鉛板、鉱力板、其他加工品、金銀、鉛、錫、亞鉛、安質母尼、鐵其他金屬類、被覆電線ケーブル鐵線、電氣雜品、石炭、コークス、丹礬、石灰石、蛍石、雲母、黑鉛、水銀、硫黄、セメント、人造肥料、大豆及豆粕、晒粉、曹達、護謨及其製品、各種鑛石賣買、船舶運送取扱、

本社を東京に置き營業所を東京、大阪、門司、上海、京城、大連、香港、紐育、倫敦、印度、ペトログラード、漢口、北京等に設け古河鑛業會社所有鑛山には栃木縣足尾銅山を初めとし内地朝鮮其他に亘り多數鑛山を所有經營するの外日光、尼ヶ崎等の各地には製銅工場を開設し盛んに業務を營みつゝあり。

古河商事株式會社大連出張所は明治四十二年古河鑛業會社時代の開設に係り主なる營業課目として輸出品にありては滿洲特産物一切、輸入品にありては電氣銅、丸型精銅、及加工品、金、銀、丹礬、及雜金物類、鑛石、石炭、雜貨類等とす。

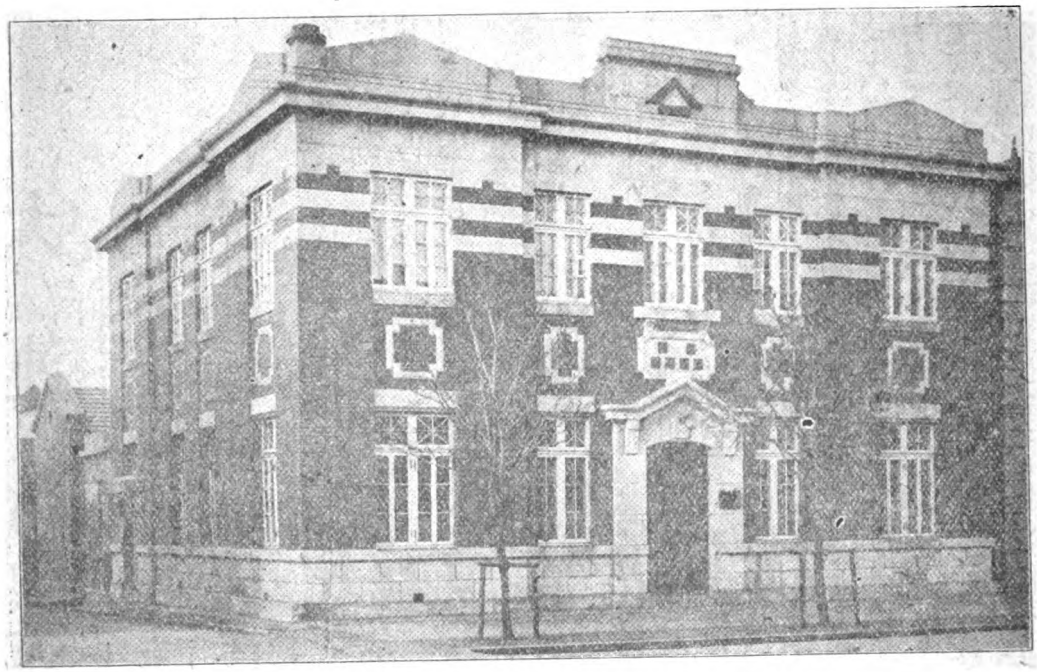

古河商事株式會社大連出張所

出張所開設の當時は小谷節夫君之れが主任として諸般の業務に當り上海支店の管下に屬したるが大正四年同店より分離獨立したる出張所に改められ同時に淺野貞一君出張所主任として東京の本社より着任し鋭意業務の發展改善に勗むる所あり業績甚だ擧がると同時に從來の營業所にては諸事狹隘を告げ支障尠からざるより現在の大連市山縣通へ十九番地に之れを新築し大正六年拾月竣成を見たるを以て移轉を了し今日に及べり。

出張所主任正八位淺野貞一君は明治十八年十一月二十六日岐阜縣羽島郡江吉良村に生れ同三十七年名古屋商業學校卒業同年一年志願兵として軍務に服し第三師團歩兵第六聯隊補充大隊に入隊し服務を終へて後四十年一月古河鑛業會社に入り同年四月上海支店勤務に轉じ大正二年三月本社詰に復歸し同四年六月前任小谷節夫君の後を承けて大連出張所長たり營業の才に長じて能く業務に精勤するの人現時大連市霧島町ヲ區四十一番地に住す。

大連の福昌公司

大連商業會議所會頭たる相生由太郎氏經營に係る

個人の經營　大連の福昌公司は相生由太郎氏が個人の經營に係るものにして本店を大連市内なる山縣通百六十三番地に置き其の業務分掌を左の如く定め

庶務係、會計係、用度係、金物機械係、雜貨係、穀肥係、石材係、保險係、鑛石係、鑛務係、分析係、土地家屋係、調査係、土木係、建築係、受渡係、埠頭人夫配給所、倉庫部、

營業科目は

金物、諸機械、ロープ、建築材料、雜穀其他特產物、麥粉、砂糖、調帶、麻袋、鑛油、硝子、石材、各種煉瓦及び瓦、滑石、螢石、ドロマイト、獸骨、獸毛、獸皮、各種ゴム製品、鹽酸加里、カーバイト、

其他諸雜貨を手廣く取扱ひ又滿洲各地に於ける土木建築の受負をなせる外豐國火災大阪海上火災ノースブリチッシ、エンド、マーカン、タイル等各保險會社の代理として著實の發展を示し更らに滿蒙諸鑛山開發のため特に本店内に分析室を設けて活動しつゝあり尚一般倉庫業務取扱の爲め店内に倉庫部を新設目下其筋へ向け營業許可の申請中にして不日福昌公司倉庫部の名稱には開業の筈なり。

以上の營業は年と共に繁榮に赴き大阪、青島、營口、鞍山、撫順、奉天、錦州其他の各出張所と相呼應し今や滿洲實業界の覇をなすに至れり。

埠頭荷役の請負　同公司は又大連埠頭海陸荷役を一手に請負ひ常に八千人其の最も盛んなる時にて一萬二千人の苦力を使役せり此等苦力の收容所を碧山莊と稱し煉瓦造二階建又は平家建の宏壯なる建物百二十餘棟あり一大部落をなせるの狀大連に於ける一大偉觀たり。

店主の關係會社　店主相生由太郎氏は大連商業會議所會頭たるの外

大連取引信託株式會社、株式會社大連機械製作所、大連油脂工業株式會社、大連土地家屋株式會社、滿洲水產株式會社、滿洲興業株式會社、滿蒙興業株式會社、滿洲パリユーム工業株式會社、大連工業株式會社、大連取引所錢鈔信託株式會社、南滿興業株式會社、大正海運株式會社、ジョホール護謨栽培株式會社、

其他の社長重役として滿蒙經濟界の發展に努力しつゝあり

石本鑛太郎氏閲歴

君は高知縣士族石本權七氏の長男にして元治元年四月四日を以て生れ明治三十九年十二月家督を相續す夙に大學豫備門に入り同十五年上海に赴き支那語英語を兼修す同十八年朝鮮事件の際聘せられて西郷副使の通譯官となり後海軍省屬三井物産支店員となる偶々日清の役起り第一師團司令部に召されて通譯官となり凱旋後更に占領總督府第二師團司令部臺灣總督府製藥所同專賣局飜譯官等に歷任し日露戰役に際し第三軍司令部附となり其後關東民政署阿片事業調査委員、關東洲總督府兩通譯官等に歷任同三十九年阿片事業の民間に委せらるゝに及び斯業を經營し大正三年關東都督府に之れが引繼をなし此の間大連市に於ける公共事業に干與し同四年同六年兩度の總選擧に際し高知縣郡部より選ばれて衆議院議員となり同四年十月大連に於て初めて市制の實施せらるゝや市長に推され以て今日に至れり御大典に際し特旨を以て正六位勳四等に敘せらる

理想

君は我國の存立の意義は東方問題の解決にありとなし弱冠にして支那に渡り年を閲する既に三十有餘年常に支那研究に沒頭し日露戰後は主として關東州租借を有意義ならしむるには邦人の發展を根本義となし大連に其本據を置き阿片事業の傍和盛公司を創立し滿蒙に於ける邦人發展の急先鋒として着々諸種の事業に多大の資を投し鐚錙の利を念とせず一に國家的事業の一助たらんとし或る時は時の日本政府の内命を受け多大なる自己の資を費し某事件に干與する等私を捨て公に任する主旨を貫徹せしむるを以て畢生の理想となし努力しつゝあり。

事業

一、本溪湖牛心臺炭坑

本炭坑の炭質は無煙粉炭にして主に支那人間に使用され其鑛量は貳千餘萬噸其坪數は五百萬餘坪にして明治四十三年日支合辨を以て同炭坑の經營に着手し經營十年具に諸種の障害に遭遇し約參拾萬圓の資を投し現在の出炭額は一ケ月約壹萬噸を算し益々經營の歩を進め外に田什附構炭坑採掘の免許を支那政府より得て目下日支合辨の組織を設け農商部へ認可の申請をなし近く許可の運に至るべしと云ふ。

二、農園

大連市松山臺の擴大なる地域(約拾萬坪)に果樹の栽培をなし李家屯農園に於て(約貳萬坪)主として佛國「マスカットハンブルグ」種の葡萄を栽培し大正三年度より最新式の釀造法により葡萄酒を釀造し年々釀石高を增し大正七年度に於て約五十石の釀造を終り爾後釀造高の增率を計畫し頗る順調に進捗し關東州産葡萄酒として大正七年宮内省に獻納し其純良なる品質を認められ國産葡萄酒の白眉として御嘉納あらせられ日一日其聲價を增し過去十年間苦心經營の實績を擧ぐ尚農園部の試作として李家屯に於て水田を經營し米作の可能なるを立證し現在に於て年度三十石餘の收獲を見つゝあり。

三、油坊

大連埠頭區に於て日産豆粕三千枚の製造能力を有する泰昌利油坊を大正四年買收し和盛利油坊と改め一面大連重要

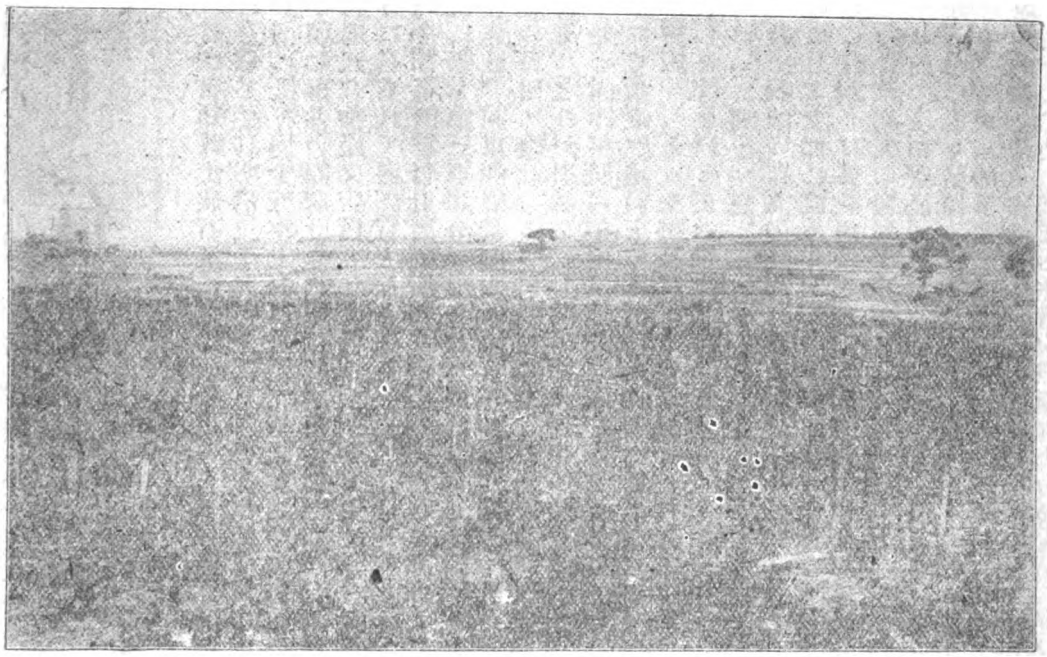

大連市外石本農園部葡萄園一部

物産取引人を兼業し年々多大の收益を擧げつゝあり。

四、錢　莊

大正四年八月大連錢業公所會員に加入し同六年五月關東都督府取引所規定改正の結果大連重要物産取引所錢鈔部取引人に轉じ爾來圓銀及露貨小洋貨の賣買に從事し最近圓銀露貨を通算して一ヶ年二億餘萬圓の賣買をなし好成績を擧げつゝあり。

五、和盛公司青島出張所

大正五年出張所を開設し諸種の事業に投資し現在に於ては石炭及博山コークス、及天津コークス年額拾萬餘噸を輸出しつゝあり。

六、滿洲興信公所々長

雜誌大陸社々長、奉天大陸日々新聞社長として滿蒙開發日支親善の機關として貢獻なしつゝあり。

七、關係諸會社

大正四年東京に於ける敎育貯金銀行（資本金五拾萬圓）株式の大部を買收し之れが頭取に就任し大正五年六月支店を大連市監部通に開店し現在預金九拾餘萬圓貸出額金百貳拾餘萬圓を算し專ら中流階級の金融機關として活躍しつゝあり其他滿洲麥酒株式會社、滿洲バリユーム工業株式會社、滿洲釀造林式會社の各社長、星製藥株式會社、大連油脂工業株式會社、滿洲殖產株式會社の各取締役、滿洲製麻株式會社、滿洲製糖株式會社、鴨綠江造船株式會社の各監査役等に就任。

八、其　他

內蒙古方面に於て十年來年々巨額の資を投しつゝ牧蓄及羊毛、皮革、甘草、採取の計畫を進めつゝあれば近く實現の期あるべし。

前途多望なる

日清製油株式會社

資本金參百萬圓(拂込百八拾萬圓)

同社は明治三十九年の創立にかかり本社を東京に置き日露戰役後一般邦人に率先して明治四十年大連軍用地に工場を設置し豆油豆粕の製造に從事する傍輸出業者として滿洲特産物の開發に力を致す事茲に十有余年社運年と共に隆盛を加ゑる基礎の強固にして信用の絶大なる幾多在滿同業者間嶄然頭角を抽するものあり其經營者に付き見るも吾財界の耆宿たる大倉系一派を中心とし加ふるに滿洲特産物貿易商として斯界の第一人者たる横濱松下久治郎氏を以てし現に同氏は社長として東京本社にあり獨特の着實堅固なる經營振を發揮しつゝあり又大連支社には新進氣鋭の古澤丈作氏取締役として專ら豆油其他特産物の海外輸出に力を居し今や「The Nisshin Oil Mills.」の名は廣く歐米市場に滿洲特産界代表的商賈として周知せらるゝに至れり。

今同社經營の一般を見るに豆油豆粕製造工場を大連横濱兩地に置き一ケ月壹萬余噸の製品を産出し別に大連に一般植物性油搾取の板粕工場を有し之等各工場原料買付の目的を以て開原長春哈爾賓浦鹽等滿洲各地に出張所を

設置し製品販賣の手段として內地には東京橫濱名古屋神戸の各主要市場に支店出張所を設け直接地方需要者に製品の領布を計り海外は英京倫敦に出張員を置き英、佛、蘭、瑞、典、丁抹の各市場と直接取引をなし米國は各地大倉組支店出張所を利用する傍彼の地有力なる商店と多年の取引關係を有し恰も斯界を從斷せるの概あり實に理想的の經營方法と云ふ可し

宣なる哉同社の商權は逐年擴大し今や歐米輸出年額貳千万圓を超え日本向輸出を合算すれば裕に參千萬圓に達すと云ふ。

同社は又滿洲產豆油初め一般植物性油か今日まで凡て原油の儘海外に輸出せらるゝは吾工業界の爲め遺憾の事とし之ガ利用加工が付き大連工場內に研究場を設け滿洲產植物性油に付き專ら化學的研究に力を致しつゝあれば遠からず或形式の下に植物性油を基礎とせる新事業に着手す可しと聞く此外副業として自家輸出用油容器たる木樽の製造工場を有し材料を亞米利加に仰ぎ一日約一千個を輸出しつゝあれば之のみにても年額三百萬圓に達すと云ふ。

茫漠たる滿洲の富源を背景とせる大連港は滿洲物資呑吐の要衝として貿易上洋々たる末來を有すると共に大連に強固なる基礎を確立せる日淸製油株式會社の未來も亦多望と云ふ可し。

大連油脂工業株式會社

滿洲に於ける豆油の年產額十五萬噸の巨額に達すれども是を原料とせる油脂工業の見るべきものなく全部原油の儘輸出せられしが南滿洲鐵道株式會社中央試驗所の研究に因り大成したる油脂硬化事業の有利有望なることを認識せられ茲に大連有力者の發起に依り大連油脂工業株式會社の創設を企畫せられ資本金壹百萬圓とし貳萬株の內七千株は滿鐵會社にて壹萬株は發起人に於て引受け殘り參千株を公募したるに未曾有の盛況を呈し大正五年五月一日會社の設立を見たり原料としては全部滿洲豆油を使用し製造能力は一ケ年硬化油二、五〇〇噸、ステアリン六〇〇噸、グリセリン一〇〇噸、オレイン三〇〇噸にして主なる仕向先は硬化油は米國、ステアリン及グリセリンは支那、露國、オレインは內地なり。

資本金百萬圓の內拂込額五拾萬圓にして營業成績は前期年壹割の配當をなせり、重役は取締役社長鈴木庸生、取締役相生由太郎、同石本鎖太郎、同栃內壬五郎、取締役兼支配人巖道圓、監査役佐藤至誠、同村井啓太郎なり。

百萬圓に增資せる 龍口銀行

龍口銀行の創立されたるは、今より六年前、大正二年三月十日の事にして現龍口銀行取締役田中末雄氏は當時にありて、山東省對滿洲の金融聯絡の不完全にして、且つ不安定なるに着眼し山東の一角龍口の地を相して、資本金三萬圓の日支合辦銀行を組織し、本店を龍口に置くと同時、支店を大連に開設したり。

蓋し當時にありては、獨逸の勢力は膠洲灣を中心として全山東に及び、滿洲に於ける日本の勢力を以てするも、容易にこれに拮抗し能はざるものあり爲めに滿洲雜穀の山東輸入路として、渤海沿岸に於ける重要港としての龍口を選定したる萬止むを得ざる所、こゝに創立者の非常なる抱負と自信とを見るべし。然れども其熱心て苦心となる首唱は克く地方華商を動かし、忽ちにして龍口銀行の創立を見たるものなるが、華商を主とする山東對滿洲の爲替業務尠からず、兩地有力なる華商の歡迎する所となり、一面には又關東都督府のこれに對する特別の庇護あるありて、取引は豫期以上に殷賑に行運は隆々として、信用の厚きを加へ來り期年ならずして資本金は十萬圓に增加せられ、滿洲對山東の金融機關として新たなる一勢力を開拓し其基礎漸く堅きを加へ來れり。

大正四年には山東の一角に毅然として一大勢力を擁したりしさしもの獨逸も、我軍の精銳に依りて其勢力は根本より顚覆され、山東に於ける邦人の商業的中心は、當然膠洲灣に集中せんとする東省對滿洲唯一の金融機關を以て任ずる龍口銀行の、直ちに其支店を青島に置けるは當然の事にして、其營業範圍は茲に於て一層擴大せられ、再び資本金增加の必要に逢着し、銀十萬元を加へて資本金は金銀合計二十萬圓となりて、資本金僅かに六萬圓の三年前にありて、資本金僅かに六萬圓の滯たる一小銀行は、忽ちにして二十萬圓の堂々たる銀行として、其根據を山東及び滿洲に張り來れり。

而も歐洲戰局の影響は、東洋市場に於ける空前の活氣となり、滿洲は勿論支那各港の對外貿易は驚くべき好況を呈し來りたる結果として、各方面の發展著しきものあり、龍口銀行又此間に處して、其營業範圍は次第に廣きを加へ、其業務は愈々多忙を極むるに至りて本店を龍口に置くは、既に青島に於て山東省に於ける羽翼を調へたる今日其必要の遞減されたると、取引中心地と大連本店說有力となり來り遂に大正六年十二月龍口本店の大連移轉を斷行し、龍口は支店として依然其業務を見つる事となり、其業務は著しく圓滑に且つ敏捷となり、山東及び滿洲に於ける日支の信用は、いよ〳〵厚きを加へ來れると同時に時代の趨勢に伴ひ必要上大正六年九月三日臨時株主總會を開き、日本商法の下に總資本金一百萬圓（株式二萬株一株金五十圓四分一拂込）の株式會社に組織變更を決議し、九月二十一日發起人田中末雄氏外八名の名義を以て日本政府にこれが設立の認可申請書を提出し十一月二十九日附を以て關東都督より認可せらるゝや、十二月十五日直ちに株式一百萬圓に對する第一回四分一拂込を了し、同日創立總會を開きて取締役、監査役を選擧し、七年三月五日の臨時總會に於て更らに取締役及び監査役增員を議決したり。

▲重役の顏觸

專務取締役　李子明、常務取締役　副總辦　木卯之吉、取締役支配人　半塚半治郎、同　田中末雄、同松村久兵衞、同　王惠堂、同張松山、同　張欽堂、同張丘襄二、同　傅炳昭、同隋石鄉、監査役　同　李連溪

宮崎製瓦所

大連市山城町ム號地

營業、各種屋根瓦、土管並化粧、耐火、煉瓦製造販賣

同所は宮崎重一氏の個人經營にして滿鮮各地に分工場を有し滿洲唯一の製瓦所なり

宮崎氏は明治四十年より屋根瓦製造の計畫に着手し四十一年四月開業せり初め日本形瓦に改良を加へ模範品を製出して專ら民政部及滿鐵會社の需要に應じ四十二年八月青島に於ける獨逸形瓦の不備なる点あるを研究改善して滿鐵沙河口工場及び星ガ浦に於ける大建築物所用の屋根瓦全部を供給し一般の愛用を博せり之れ我が日本に於ける獨逸形製瓦の嚆矢となす。

其後化粧煉瓦の製造を始め大連ヤマトホテルの大建築物に供給するあり尙ほ土管製造に着手し非常の困難を排除して孜々研究せる結果四十四年より製造販賣を開始せり之れ邦人の滿洲に於ける土管製造の元祖なり而して追年其の製産力を增加し歐洲戰亂突發して運賃未曾有の狂騰を來し內地製品の輸入杜絶せるの時に當り滿洲全體に於ける土木建築界の需要供給をなせるを特に大書すべきものなり同時に又屋根材料たる亞鉛引鐵板も同樣輸入杜絶し建築界に一大打擊を與へたれば宮崎氏と

意を決して屋根材料の革命を企畫し艱苦辛酸幾度の挫折に精勵倦まず大正四年末に至り遂に技術精巧一点の欠陥なき理想的屋根瓦の製出を大成せり之れに滿洲瓦と命名し民政部及滿鐵會社の需要供給をなすや一般建築界の僥望する所となり忽ち在來の屋根瓦を凌駕し年次其の販路擴大して今や滿鮮の斯界を風靡するの感況を致せり實に一大發明にして今や滿鮮經濟上及建築界に貢獻せる所甚大と云ふべし然るに不幸同業者の模造する所となりたれは氏は一意其の粗製を恐れ却て之れが製造方法を開放せり夫れ氏が如何に事業に忠實にして淸廉なるかを窺知し得べし。

分工場所在地

靑島濟南町　宮崎製瓦所分工場

鞍山南一條街　宮崎製瓦所分工場

奉天附屬地　宮崎製瓦所分工場

長春附屬地　宮崎製瓦所分工場

朝鮮龍山漢江通　宮崎製瓦所分工場

氏は明治七年九月二日熊本縣天草郡本戸村に生る同二十九年三井建築掛に入り其の間工手學校に建築科を專修し三十年卒業す同四十年三井を辭し大連土地建物會社の前身たる長谷川銈五郎氏の經營事業と關係し更に獨立して製瓦事業を開始し以て今日に至る。

滿蒙貿易の開拓者　永順洋行

松坂長井家の經營

永順洋行の資本主は伊勢松坂の富豪長井九郎左衞氏は明治三十八年の創立に成り兵馬倥傯の際大山通りは現在の營業所に其の根城を据えたのである。

綿糸布貿易界の鼻祖

綿絲布綿製品及び重要諸輸入品の販路開拓に就ては開店以來不斷の努力を傾倒したので今日の著しき繁榮と支那人間に博せる絶大なる信用とは其の努力の結果である殊に大尺布シーチング類の滿洲輸入に先鞭をつけ今日の盛況に導いた點に至つては正に三井銀行と其の功を分つべきである。

營業科目

イ　綿絲布部　綿絲、綿布、綿製品

ロ　雜貨部　麥粉、砂糖、洋紙、燐寸、朱子、石鹼、其他雜貨、大和元染料、孔雀印帶子一手販賣

ハ　特產部　大豆、豆粕、雜穀

ニ　貸家部　貸家業、生命保險代理業

本支店所在地

一本店　大連市大山通三十五號地

一出張所　東三城內四平街、長春大街

一出張員代理店　南北滿洲北支那山東各首要都市

本行の特色

日本商店經營法に加味するに支那式の長所を以てし支那人顧客を優遇するは勿論多數の使用支那人を意の如く且つ精神的に操縱し行くことで日支親善の好實例は曩年のボイコット騷にもよく顯れて居た、店是としては華を去り實に就く支那人の所謂「老實」是と本行の標語（モットウ）である。

本行の首腦者

太田伊之助氏故長濱氏の後を襲ふて現支配人となり幹部としては藤沼、上野山田の諸氏何れも創業以來の經營者で他に日支人店員五十餘名を算する滿洲に於ける老牌洋行として殊に支那人間に絶大の信用を博せる本行は今回の戰亂に處して善戰善謀累年著しき好成績を收めた、今や充實せる資力と信用を以て戰後の滿蒙貿易に處し先驅者開拓者たる自己の天職に向つて最善の努力を盡しつゝある。

大連汽船株式會社

其前身を北清の輪船公司と稱し明治四十三年川邊田中兩君の組合組織であつたが四十五年一月大連汽船合名會社と改稱し更に大正四年二月十日滿鐵會社出資の下に茲に合名會社の全部を繼承して現在の名稱組織となし同時に合名會社を解散した初めて大連汽船株式會社の創立を見るに及べり大連汽船株式會社は本社を大連市山縣通に置き資本金二百萬圓を有し大連を中心とする海運並に倉庫業を營むを以て目的として安東天津青島神戸に出張所を旅順龍口芝罘膠子窩上海の各地に代理店を置き多數の船舶を使用して大連安東天津線（毎月六回）大連青島線（毎月五回）青島上海線（毎月五回）大連龍口線（毎月六回）大連膠子窩線（毎月十回）大連柳樹屯線（毎日三回）の各航路を開始し以て貨客の運輸交通に當て常に業績の好況なるを示しつゝあるが同社の今日あるを致せる仰々創始時代に於ける兩君の力與かつて其多きに居らずんば非ざるなり。

當社所有船舶竝當期中使用船舶左の如し

船名	總噸數
隆昌丸	二千八百八十噸〇六
泰昌丸	二千五百七十九噸二七
興順丸	二千一百七十八噸〇三
長順丸	同
博進丸	一千四百八十二噸三〇
一進丸	一千四百四十噸七四
益進丸	一千二百六十一噸八一
天潮丸	同
濟通丸	一千三十噸五九
龍平丸	七百二十四噸一〇
蔚山丸	二千三百四十噸
利濟丸	六百二十三噸九七
東晃丸	一千二百三十噸
辨天丸	一百九十七噸四八
海州丸	一百七十二噸二四
鶴丸	三十六噸五五

大連取引所錢鈔信託株式會社

大連港は滿蒙貿易の中心市場として比年急速なる發展を遂げつゝあるも此發展に伴ひ貿易上常に苦心を免れざるは流通貨幣多種多様なるにあり故に之れが需給調節を按配し爲替決濟を容易ならしめんが爲め完全なる補助機關を設備するを急務なりとし此種の機關として大連取引所錢鈔信託株式會社の設立を企畫し發起人は創立委員長桐生由太郎創立副委員長郭學純創立委員原田虎太郎同趙懷玉同李子明同神成幸吉同古澤丈作同安承生同柴田虎太郎其他の諸君にして資本金を一百萬圓となし株式の割當は一萬株を大連錢業公所會員に於て七千株を前記會員外の日支人發起並に賛成人に於て各之れを引受け他の三千株は一般より募集することゝなりたり。

斯くて大正六年五月之れが成立を遂げ本店を大連に置き次の業務を行ふを以て目的となせり

一　大連重要物産取引所に於て成立したる錢鈔先物取引の履行を擔保し其清算及び受渡の業務を爲すこと

二　大連重要物産取引所の錢鈔先物取引に資金の融通を爲すこと

素より時勢の要求に應じ取引の圓滑に資せんが爲め設立せられたるものなるを以て開設以來實に豫期以上の好成績を示し第一期總會は大正六年十二月二十三日大連實業倶樂部に於て開催し同期純益金八萬四千五百餘圓を下の如くに分配したり

五千圓法定積立金、一萬圓命令積立金、二萬五千圓特別積立金八千圓役員賞與金一萬五千圓株主配當金(年一割二分)一萬圓特別配當金(年八分)一萬一千餘圓後期繰越金にして株主配當實に合計二割に及ぶの好況を示したり。

專務取締役神成幸吉君は現下大連實業界に錚々の名を馳せ大連市會議員大連商業會議所議員滿洲製麻會社專務取締役の職に在り各方面に信望を博す。

●大連取引所信託株式會社

滿洲第一の特産物取引機關

南滿洲に於ける農産物の總額は年額高粱、粳、玉蜀黍、大豆、小豆、粟、燕麥、落花生、胡麻、蕎麥、小麥、稗、黍、綠豆、棉花、麻、煙草、藍、蓖麻子、甜菜、馬鈴薯、蔬菜、果實、蠶繭、羊毛、牛皮、羊皮、鹿茸、麝香、熊膽、其他の畜産物、林産物、水産物、鑛産物、製造品等を網羅し、其數量は實に莫大なるものがあるが、此内高粱、大豆、粟、小麥、玉蜀黍、粳、稗、綠豆、小豆、燕麥、蕎麥、落花生、胡麻

原田洋行

大連市山縣通五十三號の同洋行は明治四十一年現行主原田光次郎氏の設立經營せられたるものにして、主なる營業種目は滿洲に於ける特產物の輸出、其他一般商品の輸出入、滿鐵會社の用達等なり。同氏は元農商務省海外實業練習生として明治三十三年滿洲にありて同地の事情を調査研究したるものにして氏が天稟の才智と手腕と精力とは克く今日の成功を贏ち得たる素因にして現に大連取引所信託株式會社專務取締役を始め外二三會社の重役たり。

大連製氷株式會社

本社は元現社長兒島幸吉氏の個人經營に係り明治四十四年七月竣功せり冷藏庫は三室より成り收容量三十四萬封法式は第二酸化炭素瓦斯鹹水式にして汎く保管物の依頼に應じ陸海軍州内及沿線各地青島天津等に冷藏魚を移出す製氷は三十九年より天然氷の貯藏販賣を爲せしが地方風土の關係上雜物多く衞生上危險なるに鑑みて四十四年アンモニア瓦斯鹹水式に依る製氷工場を起こせり販路は船舶各病院魚菜冷用飲料用等なり清涼飲料水は四十一年より開始し遂改善を加へ新機械を購入し品味優良なり販路は旅連及全線各地其他上海等なり。

製罐工場を大正五年十月老虎灘會西里家屯に創設せり。

山口運輸株式會社大連支店

本社は神戸榮町三丁目に在り山口嘉吉、山口武、山口壽山口久吉四名の合名出資を以て組織さる明治二十六年山口嘉吉氏神戸に山口運送店を開始し同四十二年十二月其組織を合名に改め大連には明治三十九年五月山口運輸公司を開設せしが本店の組織變更と共に合名會社支店に改め昨年十二月株式會社とせり。

大連貯金株式會社

大連の金融界に新進の勢ひを以つて目覺しき活躍を示めして來た大連貯金株式會社は大正二年十二月創立せしもので資本金一萬圓の大連共信貯金合資會社が創業早々業務好況なるにより資金の充實を要する爲め該共信貯金合資會社々員に新なる發企人を加へ以て同會社の營業を繼承する新會社を設立せしものである同社は創業以來大に江湖の信用を博し社務の發展著しく遂に時運の要求によつて一萬圓の資本を一躍一百萬圓に增資せり。

大阪商船株式會社大連支店

明治三十八年開設せり會社は三十七年の日露開戰中開港の當初より日滿間の航海を始め三十八年四月政府の補助を得てより定期航海を開始し勉めて良船を船繰りして同航路に當り以て日滿交通の便を資けて滿洲の開發を圖れり。

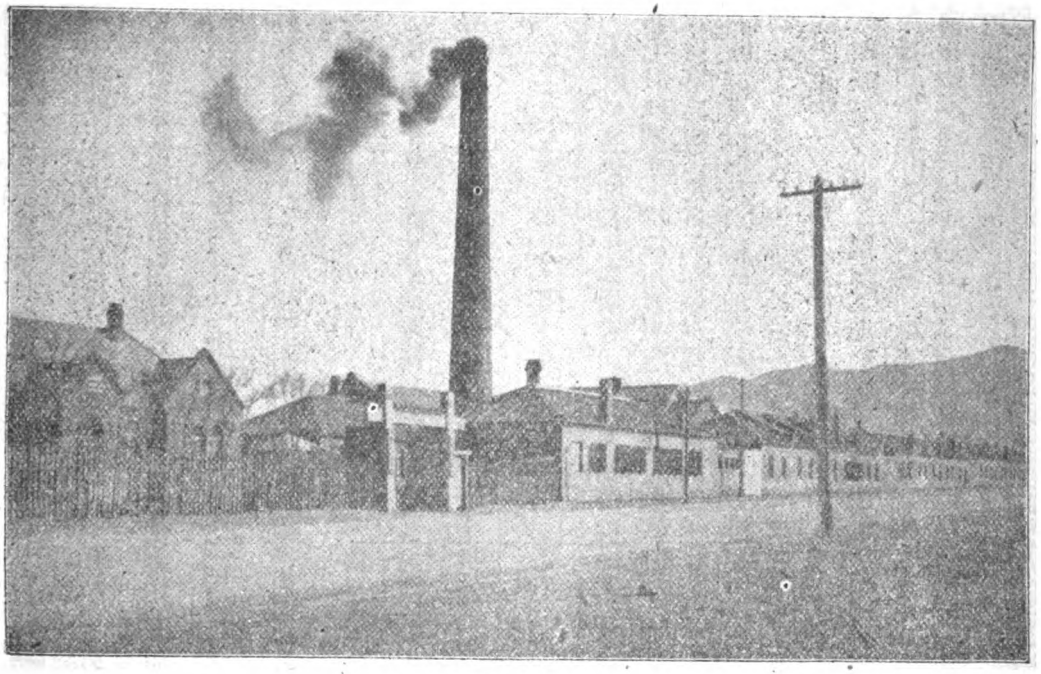

株式會社三泰油房全景

株式會社 三泰油房

日露戰役の後南滿洲が帝國の勢力圈下に置かるゝや滿洲の開發は日支合辨にて滿洲特產物を原料とする工業を興すにありとの主旨を以て三井物產にて營口の豪商東永茂西義順を說き資本金銀五十萬圓を醵出し滿洲特產物の大宗たる大豆を原料とする豆粕豆油の製造工場を設立せんことを議し明治四十年五月會社の創立を決議し工場は輸出に最も便利なる大連の地を撰み六月工を起し翌四十一年五月竣工六月より製造を開始せり動力には三百馬力蒸汽機關を用ひ壓搾器百六十臺を据付け工場上方に矗々として天を摩するの大煙突あり不斷の濛々たる煤煙を擧げ以て事業の甚だ盛んなるを語りつゝあるを目擊すべし一晝夜に豆粕五千枚豆油約二萬斤を製造せり四十四年に至り從來の手絞式を改め水壓式となし製品の改良を謀る大正元年十一月不幸火災に罹り工場全部を燒失し一ケ年を費して復舊工事を行ひ資本を三十萬圓に減ず製造能力は以前と同じく一晝夜に豆粕五千枚豆油約二萬五千斤なり又一日原油約五噸を消費してグリスリン竝にオレーンの製造を行ひ製出品の一割はグリスリン八割五分オレーンなりとす尙ほ現下大豆の蛋白質よりペイント塗料を製出するの計畫を樹て着々試驗を行ひつゝあるが若し之れにして成功するに至らんか將來油房業者の一福音たるを失はざるべし。

專務取締役長谷川潔君は東京高等商業學校の出身にして三井物產株式會社より三泰油房に入り專ら業績の向上隆昌を策しつゝあり。

滿洲に於ける東洋拓殖會社の活動

殖民地の經營拓植、富源の開拓を目的として政府保護の下に明治四十一年創立せられたる東洋拓殖株式會社は從來專ら朝鮮に於ける土地の經營、殖產事業、殖民事業、拓殖資金の供給等に止まりしも時勢の進展は營業の地域を朝鮮外に擴張すると同時に業務の範圍も亦之を擴大するの必要を促進せるを以て昨年七月東洋拓殖株式會社法中に改正を加へ營業地域に對する制限を撤廢し業務の範圍著しく擴大せられたり其結果多年滿洲方面に於ける邦人の熱望する所に副ひ且つは或意味に於て帝國を代表し滿蒙經營の大經論を行はんがため滿蒙に進出する事となり昨年十月一日奉天及大連の兩地に支店の開設を見るに至れり。

兩店の開始以來先づ不動產に對する一般的企業並に事業資金の供給を主たる業務とし或は直接に放資し或は各地に於ける地方銀行其他の金融機關並に支那人經營の有力なる地方金融機關と親密の聯絡を取り此等を介して放資せる額は開店後日尙淺きに拘らず大正七年十二月末現在の貸出總額は實に左の如き金額に上りたり。

	口數	金額
奉天支店	三一一	七、八三三、二三一、五一
大連支店	四二六	三、四七六、〇四三、三七
計	七三七	一一、三〇九、二七四、八八

此の如く兩支店の投資累計一千一百三十萬九千二百七十四圓八十八錢に達し僅々一年餘に於ける營業成績としては大に見るべきものあり此內奉天支店に於て他の金融機關を通じて放資せる金額は實に一百九十萬六千六百九十萬圓に上れり、尙同會社は以上の外滿蒙昨今の情況に鑑み地方に適合せる仲介機關を通じて放資するの要あるを察し其第一步として本年四月日支合辨東省實業株式會社の設立を見たり該會社は資本金三百萬圓四分の一の拂込にして總數の四分の一は同社之を引受け營業科目及地域は範圍極めて廣く本店を奉天に置き滿蒙の要地に支店出張所を設けて業務の進展を圖りつゝあり、去十一月第一期決算をなし株主に對し年八分强の利益配當をなせり。

東省實業會社は開店以來先づ東拓に對する仲介機關の意義に基き動產不動產に對する一般的金融並に事業資金の供給を主として力め更に各種生產品の賣買並に仲介、家屋の設計並に建設、土地家屋の賣買並に仲介諸株式債券の引受及諸信託業等の業務に從事す十二月末に於ける貸出總額

一五五口　二、〇二四、七八五、四七六〇

の成績を收め得たり右貸出額の中營口、四平街、長春及范家屯の四代理店を通じて投資し其額一一二、六〇〇圓を算す。

尙奉天信托株式會社、奉天窯業株式會社、滿洲ベンヂン工業株式會社、東洋畜產興業株式會社、北滿製粉株式會社哈爾賓印刷株式會社、北滿倉庫株式會社、北滿セメント瓦

株式會社、天原開墾公司惠通錢號等の株式を引受け且株式引受豫約確立せるものは長春實業棧、開原市場會社及東益豐等を數へ滿洲の事業界に貢獻する所少からざるものあり、其他滿洲各地に於ける日本人經營の地方銀行支那人又は日支合辨の地方的金融機關に資金を供給しつゝあるもの數個あり、其一例を擧ぐれば普蘭店に本店を有し主として支那農民を株主とする株式會社遼東銀行との關係に於ける如し關東州農業地は昨年不作に遭ひ支那農民にして農業資金に窮するもの多かりしを以て東拓に於ては地方官憲と打合せの上之が救濟の途を講じたり然るに多數農民を相手に零碎の資金を直接融通するは現在の狀況を以てすれば煩に堪へざる所なるを以て同銀行を一百萬圓に增資し首腦者を推薦し本店を大連市に移さしめ極力之が援助に努めつゝあり。

猶哈兩賓に於て露國人の經營せる發電所二個所を買收合併して新に日露兩國人を株主とする資本金百二十萬圓半額拂込の北滿電氣株式會社の設立を援助し之が資本金の四分の一を引受けたり、本事業は實に滿洲に於ける日露合辨事業の嚆矢にして北滿に於ける邦人企業の先驅をなすものなり而して該會社は將に哈爾賓市に於ける電車水道下水等の特權を獲んとし又將來北滿一帶の電氣事業に向つて活動せんとするものなり、同社は去る十一月第一期決算をなし年一割二分の利益配當をなせり。

又豫て民間緊切の事業にして同時に重要なる國家的事業として有志の間に計畫せられたる滿蒙毛織株式會社は大正七年十二月資本金一千萬圓にて創立を見るに至れり、其目的とする所は豐富なる滿蒙に於ける產毛を利用し製絨工業を起し兼て支那羊毛の移出及之に附帶する業務を經營するにありて同社は進んで其創立を援助し同株式四萬株を引受けたり。

其他同社は滿蒙開發の使命に副はんがため蒙古方面土地買收資金の供給、吉林省方面に於ける支那開墾會社に對する貸出、南滿重要工業の一たる製鐵事業に對する貸出滿洲石綿株式會社株式引受等著々所期の計畫の實行に任じつゝあり。

尙目下進行中の事業としては既に試驗時代を經過し正に實行期に入れる滿洲水稻の耕作に關し同社は南滿に於て數萬町步の水田適地を穫るの見込を立て目下調查進行中なり更に又東洋一帶に於ける木材供給の將來並に木材の世界的需要に鑑み豐富なる北滿地方の森林調查の必要を認め着々研究の運に在り。

斯くの如く滿蒙に於ける事業資金の供給と其功績見るべきものありて將來は必要に應じ同社は直接農業、牧畜植林水利、土木、移民事業及び土地の經營又は工業等に指を染むる方針にして是等の經營は啻に吾國人のみならず延て露支兩國人を利益することなれば其歡迎を受くべきは必然の事にて東拓會社は斯の如くにして誠意誠心事業に處するの方針を採り以て日支並に日露親善の實を擧ぐるに熱心努めつゝあるが故に必ずや將來に於て大なる美果を收め得べきは吾人の信じて疑はざる所なり。

南滿洲製糖株式會社

近時勃興せる滿洲の事業界に於て尤も有望視せらるゝものゝ一に我が南滿洲製糖會社あり同社は甜菜より製糖せる會社にして由來製糖業は甘蔗製糖の有利なるは絮說するを要せざるも甘蔗は熱帶地域圈でなくば成育せぬに反し甜菜は寒帶地に成育するにとり栽培地を廣く諸方に求め得らるゝ便あり、又甜菜糖業の成否は重に氣溫、雨量、雨期、天候及び土壤等天然的要素の如何に歸するも所にして之れが適合と恩惠を享有せる奉天を中心とする廣漠なる滿洲の大平原に甜菜を栽培するの有利なるは夙に滿鐵產業試驗場が多年研究調査せる成績に依つて明白なる事にて澁澤男、大橋新太郎、荒井泰治、馬越恭平氏等知名の實業家は本邦の製糖事業が甘蔗にのみ偏せるを遺憾とし帝國製糖業の完璧を期すには甘蔗製糖が豫定の收穫を得る能はざるとするも大陸甜菜製糖の必要上玆に大陸甜菜製糖を企圖したるものにて蓋し考慮する必要を見ざる譯なり、朝鮮及び滿洲の土地は其氣候風土恰も歐米の甜菜園と匹敵して此地に甜菜製糖業の興すは自然的歸趨にして國策として經濟的發展必要の業なり。惟ふに我國の糖業獨立法と共に甘蔗、甜菜兩業併進の必要あり、南滿洲製糖株式會社の設立を見たるも決して偶然にあらざるなり。

▲會社組織　大正五年十月創立趣意書、定款目論見書等を作製し發起人百七十餘名にて全部株式引受申込あり公募せずして成立を見たるが如き當社の創設が如何に緊要であり又國策遂行上必要なりしかを知るべく同年十二月二十五日創立總會を開きて資本金額一千萬圓（現在三百五十萬圓拂込濟）と爲し本社及工場を滿鐵奉天附屬地內奉天驛西南約十町餘に置き出張所を東京京橋區元數寄屋町二丁目七番地に設け大正六年十二月十五日より事業の開始を見るに至れり。

▲本邦の甜菜糖事業と補給利子　我國に於ける甜菜栽培は明治八年の頃外國より種子を輸入して東北及北陸に分配試作したるを其始めとす、然して明治十三年北海道紋別に地を卜したる機械を佛國より求めて製糖業を開始したるが之れ本邦甜菜糖事業の嚆矢にして其後札幌に大規模の甜菜製糖工場の設立を見政府の保護奬勵あり經營者亦鋭意奮闘努力する所ありしも常に收支相償はず全く不幸解散の已むなきに至り爾來甜菜糖業は本邦に於て其跡を絶ちしが本社の創設に際し關東都督府は大いに鑒みる所あり特典指令を與へたるが甜菜事業に關し都督府が如何に多大の注意を拂ひ居れるかは此一事を以ても推知するに足るべし。

▲工場設備と能力　歐洲戰爭の結果外國より製糖機械の輸入意の如くならざるに依り會社は時機を失せん事を顧慮して全部本邦に於て製作する事に決し汽罐、發電機等は三菱造船所に其他の製糖機械は製糖機專門ノ重量物は滿鐵沙河口工場に建築其他の製作所に各注文して豫定の期日に納入せしめ於げる製糖業は實に我國將來糖業上の大策にしてそれと同時に當會社の使命も亦決して輕からざるものあり。

据付け悉皆を了し又建物は會社事務所、倉庫、工場は三田下工務所、桂商會等に請負はしめ四月より工事に着手し九月旬機械据付と共に全部の工事を完了せるが工場構内の敷地は五萬五千坪にして工場建坪九百六十九坪外に酒精工場、九十七坪徐坪、此他事務所、宿舎、倶樂部、醫務室、警官詰所、購買組合、共同炊事場、浴場、倉庫、修理工場、木工場等計三千五百坪餘の建坪にして構内縦横の線路を敷設し居れり、然して工場設備の主なるものは熱機、硫酸槽、ポンプ、石灰混合機、炭酸瓦斯飽和機、昇送機、壓濾機、蒸發罐、亞硫酸瓦斯發生機、及び溶解機、砂糖上袋機、水戸、給水ポンプ、蒸出機、加熱機、散糖室、包裝室、炭酸瓦斯全部の動力を供給する千二百馬力の汽罐及び發電機二臺を据付け消費電力は一日平均一萬五百瓩（外に酒精工場の動力並に點燈用電力を供給する千二百五十馬力の發動機一部）にして其製造能力は一日十石徐を製産し居れり之要するに甜菜栽培地としての滿洲の價値は既に確定的になると加ふるに都督府よりの補給利子の下附あり南北滿洲に於ける廣漠なる販路を有する本會社の將來は近く滿洲に於ける我産業界の覇者たるに至るべく帝國産業の爲め切に同社の降運を祝福して已まざるなり。

因に現重役及主任者氏名左の如し

取締役社長　荒井泰治、常務取締役　橋本貞夫、取締役　大橋新太郎、同槇哲、同東京出張所業務擔當　白石重太郎、同小西和、監査役　藤崎三郎助、同吉村鐵之助、同石本鐵太郎、同濱田正稻、同安部幸兵衛、相談役　馬越恭平、技術顧問　岡田祐二

本社

庶務主任　鞠尻彌太郎、販賣主任　藤垣正平、經理主任　芳賀靜農場部主任　下山恪三、製糖主任　成田一雄、機械主任　高橋德藏、分析主任　鷲山義宣、開原農場主任　佐藤方平、撫安農場主任　山下肇

當會社は甜菜栽培章程を制定して一般農家をして之が栽培を爲さしむるに至れり。

▲甜菜栽培と自營模範農場

甜菜の實地耕作は工場附近に於ける適當なる耕作地を選定するを第一とし更に鐵道線路に接近せる耕作地を第二としたる會社は之れ收穫後に於ける搬出の便と栽培監督と耕作指導並に視察の便を計りしものにて即ち前期に耕作人と契約を結びし確定畝數は三萬九千二十一畝（支那一畝は我が六畝餘に當る）我が二千三百四十一町二反六畝歩なり。

▲製品種目及産額

同社は支那市場の嗜好に鑑み商品の種類は車糖を五種とし隻目糖を三種とし居れるが其商標は左の如し

車糖（星印M、月印A、華印N、富印T、盛印O

双目標（㊉星双、㊉月双、㊉華双、

東亞煙草株式會社の發展

往年の煙草界に於て偉大なる飛躍をなし滿鮮方面に於て踞然として之が覇を稱し殆んど斯界獨占的の觀を以て跨りし彼の英米煙草會社に對抗し多年惡戰苦闘漸くにして其勢を朝鮮國境外に驅逐し而して尚滿洲に於ける其牙陣に肉薄し兩々鎬を削りて激烈なる白兵戰を演じ而もその餘力を以て漸次西比利亞、蒙古、支那、本部、南清地方にその雄翼を伸しつゝあるは之實に東亞煙草會社なりとす。

東亞煙草會社は明治三十九年帝國大藏省專賣局特許各種煙草輸移出販賣及朝鮮、支那に於て煙草の製造販賣を行ふを以て目的とし同四十年十月之が成立を遂げ現に資本金參百萬圓を有し東京麹町區有樂町に又朝鮮、滿洲その他各地に支店、製造所、出張所を設け鋭意販路の擴張を行ひその營業年と共に好況に向ひつゝあり殊に最近に至りて英米會社側に於て歐亂の影響を受け原料、材料共多大の打撃を受けたるに乘じ同社はこの機會を逸せず巧妙なる商策と多大の努力を以て敵煙の地盤を蠶食し著しく販賣を進開するに至り滿洲一帶は勿論北は西比利亞より南は廣東、香港迄その製品を供給するに至れり由來滿洲及南清方面の供給煙草は主として營口製造所より供給せしも前述の如く今や需要大膨張の爲同所のみにては到底之を充すことを得ず同社もこの趨勢に鑑み一昨年五月上海東洋煙草會社を買收し續いて天津に製造工場建設を企圖し昨年十二月を以て之が落成を告げ尚近く滿洲の重要地點に工場を增設す可き計畫ありと聞く。

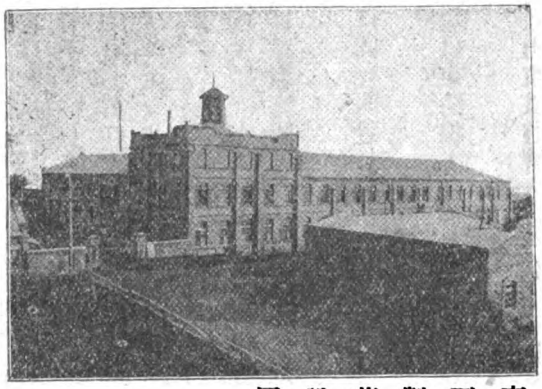

同社の幹部及營業所製造所處在地左の通り

社長菅野盛次郎、專務取締役藤田虎之助、

本　社　東京市麹町區有樂町一ノ一

總販賣所　京城、奉天

製造所　京城、大邱、平壤、全州、營口、天津、上海

販賣所及出張所

京城、木浦、釜山、仁川、清津、群山、元山、間島、奉天、大連、遼陽、鐵嶺、四平街、長春、哈爾賓、安東、天津、北京、濟南、青島、上海、漢口、香港

滿洲製粉株式會社

同社は明治三十九年十二月資本金百萬圓を以て創設し事業の好調に伴れ七年四月一躍三百萬圓に增資（百五十萬圓拂込）爾來事業の大擴張をなし現在鐵嶺長春二工場の外更にハルピン濟南の二工場を增設しハルピン工場は既に一切の機械据付を完了し來る三月早々より製造に着手すべし次に濟南工場は目下尙建設中なるも既に機械類到着し居れるを以て之れ遲くも本年四月より作業開始の運びに至るべしと。

今左の各工場の製造力運輸の連絡を見るに

鐵嶺工場一晝夜の製造力五百バーレル（工場は鐵嶺驛附近にして南滿線の引込線を有す）

長春工場一晝夜の製造力七百バーレル（工場は同驛附近にして南滿線及東淸線の引込線を有す）

哈爾賓工場一晝夜の製造力八百バーレル（工場は東淸線と一方松花江を控へ水陸の利用に適す）

濟南工場一晝夜の製造力八百バーレル（工場は山東鐵道濟南驛附近にして一方津浦鐵道の便を控ふ）

以上の如く同社は販路、運輸、原料生產等の關係を探究し戰後に於て一大飛躍を試みんとしつゝあり前記の如く各地に工場を有し居れるを以て一地方に於ける原料小麥の不作等に依つて大體の生產能力に變化を來たす等の憂ひなく常に補給關係を鹽梅し得るは蓋し同社の最も特徵とし且つ研究せし點なると同時に又た今日の成果ある所以ならん其の一ケ年の生產力又た優に四百萬袋以上を算し正に支那に於ける各製粉業者中最大なるものにして上海長江筋、天津哈爾賓の同業中之れに次ぐものは遙かに下つて某社の年產額二百五十萬袋の能力あるに過ぎざるのみ其の如何に同社の優勢なるかを知るべし從つて其の販路の如きは各地を蓆捲し就中朝鮮に至つては全需要高の約七割を供給しつゝあるの盛況なり。

想ふに歐亂平定後中歐の食料問題は最も注目に値するの際船舶の餘裕と相待つて同社の製粉は今後ドシ〳〵歐洲に向つて吐き出さんとするの傾向あるやに聞く前途の多望推して知るべきなり要するに本事業は戰後と雖ども相當の好況を持續するや勿論にして少なくとも全世界の國民生活の多數と最も交涉を有する事業の性質上寧ろ平和事業としてより多く將來を有するものと見るを至當とす。

次に同社の事業成績は既に世人周知の如く優に二割六步の株主記當を持續し來りつゝあるが來る二十五期の決算に於ても依然として同樣の配當をなし得る豫想なりと云ふ。

終りに臨み一言せんに哈爾賓工場の機械は特殊のボイラ等を除くの外一切鐵嶺長春の二工場に於て製造したるものにして曩きに試運轉の結果成績頗ぶる良好なりしと我國に於て製粉機を製造せしは實に同社を以て嚆矢とす。

豊材股份有限公司

同公司は大正七年十月中華民國前財政總長周自齊氏と大倉喜八郎男との提唱に依り、晩近世界的欠乏に苦しみつゝある木材の供給を行ふべく日支合辦資本金五百萬圓の株式組織として設立せられたるものにして、本社を長春日本橋南に置き吉林新開門外及哈爾賓トルゴワヤ街に支店を有し事業地は吉林省に於ける松花江並に其支流及東清鐵道沿線の森林一帶に亘る廣大なる地域なり、由來松花江流域の森林は其面積五百萬町歩材積十五億尺締と稱せられ樹種は樺松、杉松、黄花松、赤柏松等の針葉樹と柞木水曲柳、黄波羅、楡木、刺楸木、胡桃楸、楊木、樺木等の濶葉樹等にて千古斧鉞を入れざる原生林なり、同公司は此の大森林中に於て木材搬出に關する河道の修理林道の開鑿等に對して巨費を投じ完璧を期する豫定なり。

事業の概略としては、一木材の製產賣買、二木材業に關する資金の貸付、三木材業及林業の委託經營、四木材業に關する各種の副業等にして木材の生產に付ては直營、請負及貸金の三種に分ち直營方法は目下僅少の數量に止まり居れるが請負方法は伐木造材、運材等の作業全部を請負者に負擔せしめ同社は着材後之を檢收販賣とする方法にして此の方法による材木數量最も多額を占め、請負者は日支人中確實なる木材業者に就き之を定め居れり、貸金方法は更に把頭貸金、料棧貸金の二種に分ち把頭貸金は木材採代業者に對し資金の貸付を爲し木材を擔保として提供せしめ資金には利子を附し着材後價格を協定して同社に買收し買收價格中より貸金元利を回收する方法にて、料棧貸金は木材問屋に對し資金を貸付くるなり、料棧貸金の把頭貸金と異る點は着材買收に關する何等の取極めなき點なり。

以上各方法により契約後之れを監督の必要上支店は各事業地に購木所を設け實地に就き事業の進捗を調査し作業を監督しつゝあり、既設購木所は樺甸縣樺樹林子及懷江縣大甸子の二ヶ所にあり、尚將來各地に之を設置し各種副業等も其進捗を見つゝあり、特に製材工場は近く大規模の下に設置せらるゝ計畫なりと。

然して同公司の伐出すべき木材は吉林長春及九站の三ヶ所にて直營の貯木場に檢收し貯木販賣し、貯木場は穉曳及流筏による木材の引揚等に付き完全なる設備を施す豫定にして、販路は滿鐵、四鄭、京奉の各鐵道沿線一帶を主眼とせるも將來は大連、營口を輸出港として南北支那は勿論歐米各國へも輸出を試むべく尚近き將來に於て吉會鐵道の完成後は清津を輸出港として日本方面の需要に應すべき計畫をも成し居れり。

尚同公司本年度木材生產量は約四十萬尺締にて吉林材及北滿材の本年度生產量合計約百萬尺締なれば同公司は其の四割を生產しつゝある譯なり。

因みに同公司重役は左の如し

總理、董事、曲卓新、副總理董事、大倉喜七郎、專務理事董事彼末德雄、董事張正坊、董事洪侶裘、同曲志雲、同式村茂、同薗村楠太郎、監事黄藻奇、同林幾太郎、相談役周自齊、同男爵大倉喜八郎、顧問林學博士村田重治

營口水道電氣株式會社

創立　明治三十九年十一月十五日

事業　水道、電燈、電話、

經營者　社長　村井啓太郎
專務取締役　木下銳吉

所在地　本社　營口新市街南本街

資本金　二百萬圓（半額拂込濟）

本邦人三十九人　二萬六千八十六株
支那人百七十六人　一萬三千九百十四株

使用人員　二百十六人

水道　水源地を田庄臺の對岸立科（營口ヲ距ル日本里程五里餘）に置きジューエル式濾過機二臺（濾過力一時間約三萬加侖）に依り遼河の河水を清澄し營口新市街北本街所在高七十五呎の配水塔に送水し更に配水す

配水管の延長　四里十丁三十一間水栓個數は專用栓五百三十七個所　切符給水所　三十一個所　防水栓五十四個所　船舶給水所一個所

電話（大正七年十月三十一日現在加入者數）
日本人　二三八　歐米人　三七　支那人　四八七
通計　七六二　內長距離加入　二四七

電灯（大正七年十月三十一日點灯數）
日本人　戶數　五五七　點灯數　五四四四
支那人　同　二、〇一三　同　一三、五八九
歐米人　同　五五　同　二、〇四五
計　同　二、六二五　同　二一、〇七八

發電所々在地　北本街配水塔東側
發電機　三百キロワット機二臺二百キロワット機一臺

新事業　大正八年一月九日新に鞍山、立山、及千山各鐵道附屬地に於ける電氣事業經營の認可を受け目下起工中

正金銀行大連支店の沿革及現狀

橫濱正金銀行が滿洲に於ける邦人發展の急先鋒にして初めて開設したる支店は即ち今日の牛莊支店にして實に明治三十三年一月なりとす、當時營口は遼河々口に位し地の利を占め百貨の呑吐港として滿洲貿易の樞軸を掌握し居たりしが牛莊支店は此地に占據し對外貿易に對する唯一の爲替銀行として日滿經濟の伸張に資する所頗し甚大なるものありき、而して明治三十七年設置せられし靑泥窪出張所、同三十八年五月開店なし奉天支店及三十九年七月設置せられし安東縣出張所等の在滿各店の統轄店として邦人の經濟的發展に幇助すると共に一面に於ては舊日本日銀を兌換の基礎とする銀行券を發行し以て特產物取引價格の標準を示し紛糾錯雜せる滿洲貨幣界の統一を期し同時に日露戰役の際使用せられし巨額の軍用手票の回收整理の任に當り來れり、然るに邦人經濟力の增進と滿鐵會社の諸般の施設漸次確立整備するに伴れて滿洲大豆の海外輸出次第に盛大を致すや大連港の發達は頓に著しく輸出入貿易額は異常に增進を見るに至りしかば滿洲對外貿易の中心は漸く營口を去りて大連に移らんとするの趨勢を示すに至れり、即ち日露戰前には大連港の貿易額と云ふに足らず營口獨り連年第一位を占め來りしが明治四十二、三年の交に及び大連港は一躍して營口を凌ぐに至れり、是に於て三十八年七月靑泥窪出張所を改稱したる正金大連支店は三十九年十月牛莊支店に代りて銀行券の發行店となり次いで四十三年七月又同店に代りて在滿各店の統轄店となれり而して此時に及びては支店出張所も其數大に增加し南北を通して八箇所を算するに至れり、即ち大連、牛莊、旅順、安東縣、奉天、遼陽、鐵嶺、長春の各支店出張所是也斯くて在滿邦人の經濟的進運は遂年盛況を告ぐるに至りしが此秋に方り尤も不便を感じたるは不動產を抵當とする金融の途全く缺如せるにあり、蓋し正金銀行は本來爲替銀行として不動產抵當により長期金融を行ふの自由を有せざりしが明治四十三年五月時の政府は滿蒙經營策に基き正金銀行をして特に不動產抵當による金融の途を開かしめたり、是れ所謂正金の特貨制度にして此が資金として政府は日本銀行をして金三百萬圓を正金銀行に融通せしめ越へて大正二年七月に至り更に二百萬圓を增加せり、特貨による金融は最高七歩、最低六歩、最長期十年、最短期七ヶ月とせり、此制度の創設は大旱の慈雨に似たり、滿洲に於ける邦人經營の大小各種事業は爲めに面目を一新せりと云ふも過言にあらざる可し、次いで大正二年に至り勅令第二五〇號を以て金券發見の特權を賦與せられたり。

如斯にして正金銀行は爲替業務を行ふの傍一面には金、

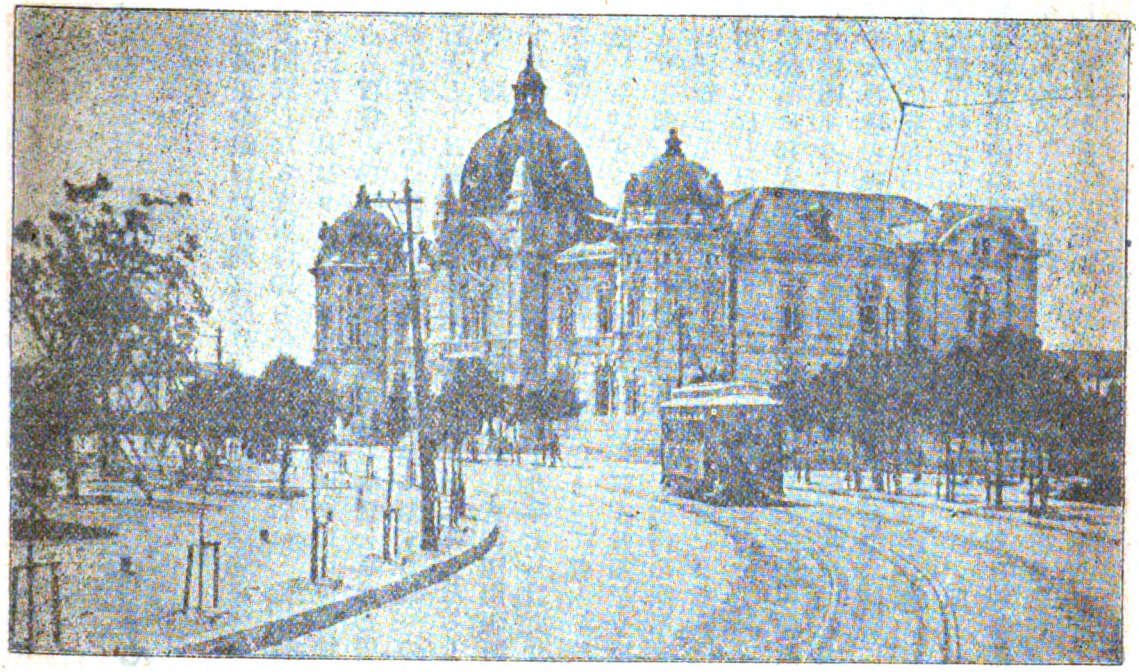

横濱正金銀行大連支店

銀券の發行を司り、他面に於ては不動產抵當による特貨制度を運用し、中央銀行の任に當り兼ねて興業、勸業兩銀行の特色を具備し南北各店互に呼應提携し大正六年に至る十有八年の久しきに至り植民地銀行の天職を完ふし來れり、斯くて滿洲の產業界、事業界は昔日の幼稚なる面目を改めて世界的に重要なる地歩を占むるに至れり、然るに大正六年政府の命あり、正金銀行は同年十一月末日特貨事務を東洋拓殖會社に、同十二月末日金券發行權を朝鮮銀行に讓渡し同時に金庫事務をも鮮銀に移管せり、此結果從來金庫事務を主として開設せられ旅順、安東縣、遼陽及鐵嶺の四出張所を閉鎖し新に開原に出張所を創設せり、這般の變革を以て世上時に滿洲に於ける正金の將來に對し悲觀說を唱ふる聲を耳にせしも、熟々思ふに是は蓋し政府者の遠大なる滿蒙經營策に職由する所なる可く、同行が過去十數年の努力を以て荊棘を芟除し滿蒙經濟界を開發し事業界に產業界に將金融界に坦したる大道を開拓せる曉に於て特殊金融業者の來りて同行の分派的業務を繼承し各其特徵を發揮し倶に滿蒙の發展に貢獻するは寧ろ同行の本懷とする所なるべし、今後同行が爲替業務を經とし普通銀行業務を緯とし益々其全力を傾倒し戰後の難局に處し滿蒙の產業界、貿易界に盡瘁す可きは明なる事實なる可し、滿洲に於ける正金銀行の功績は永久に沒す可からず。

●滿洲興業株式會社

一　創立の由來

滿鐵鞍山製鐵所建設に伴ふ鞍山新市街經營に關し滿鐵より特殊の利權を得東京安田家を中心として資本金五百萬圓を以て大正六年八月十八日創立せり、

一　大正七年度事業

滿鐵と契約せる鞍山製鐵所職員代用社宅を鞍山新市街に創めて建設に從事し七月迄に百五十餘戸、十月迄に百二十餘戸、十二月迄に三百七十餘戸合計六百五十餘戸此建坪數約一萬坪、敷地約四萬坪工事約百三十萬を費し之れが竣工を見たり、更に奉天に於ても約一萬坪の土地貸下を得て之れが半分の地の上に七十七戸の貸家を建設、建坪約三千坪の建築を了せり、

一　今後の事業

鞍山に於て八年は滿鐵代用社宅、及新市街一般貸家經營に從事すべく七年度の約倍數の建築を爲すべく奉天も亦昨年度の倍數の建設を爲すべし、當社役員左の如し、

社　長　安田善三郎　常務取締役　福山義春
取締役　藪田岩松　同　大橋新太郎　同　加藤定吉　同
相生由太郎　同　伊臣眞　同　永瀧久吉　同　齋藤恂
同　堤定次郎
監査役　皆川廣量　佐藤至誠　原田虎太郎　中村敏雄

小寺洋行出張所

南滿に於ける洋行の發展とロンドン出張所開設とに伴ひ南滿大豆買付のみにては滿足する能はず大正元年當地に出張所を開設する事となり隨時大豆生產重要地點たる綏化巴彥安達滿溝双城堡三叉河陶賴昭、烏去密河等に出張員を派遣し大豆を買收し重に之れを歐洲に輸出したり大正三年度よりは丁抹克商ワスサールド商會三井洋行と鼎立して北滿大豆を三分して其の一を取扱ふに至れり。

大正四年度には邦商の嘗て經驗せざりし松花江黑龍江を下りて同河口ニコライスクに大機模の大豆輸出をなし大正六年夏期には又松花江を溯航して去林に送り共に大なる成效を收めたり大正六年よりは其の發展に連れ輸入をも兼業する事となり麻袋綿絲布砂糖其他雜貨の輸入販賣をなし大正七年十月には西伯利亞發展の急先鋒として軍隊出働と共に知るに出張所を設けて砂糖茶石油燐寸麥粉等を賣込たり。

株式會社 川崎造船所大連出張所

大連市濱町電話長七一〇番一四七五番
電略ドック

營業　造船、舶渠

本店は資本金一千萬圓の株式組織にして故川崎正藏氏の創立に係り明治二十九年十月之を株式組織に變更して其營業を繼承し同時に松方幸次郎氏之が社長となり今日に迄ぶ。

大連出張所は明治四十一年十一月開設さる元と露人經營のドックを海軍防備隊の管轄より滿鐵會社之れを引受け更に當社に於て引受け大正三年四月頃より工事に着手し同年十一月工事竣成し從來三千噸迄の入渠を六千噸迄入渠する事とせり工場は滿鐵會社の五百噸以下の土運船及小蒸汽船數集を新造せしが一千噸以上のものは設備の都合上未だ建造せず入渠船及機關豆粕製造器製造其他器械の修繕は年々增加しつゝあり技師事務員約二十名職工日支人共五百二十名を有す神戸は本店及分工場にて當出張所の外東京麹町區八重洲町に出張所あり、社長　松方幸次郎　副社長　川崎芳太郎

滿洲水產株式會社

同會社創立の起原は日露戰後水產物の委托販賣を目的とし大連及旅順に設立せる魚市場に胚胎し爾後邦人渡來者の漸增と共に各地の秩序恢復し又其の地勢廣茫なる渤黃兩海に面し漁業頗る多望なるを以て徒らに小資本を擁し制壓するは時勢の推移に反し其發展に非なれば之を一括株式組織となし以て經營するに若かずとの說議漸く熟し遂に明治四十一年一月兩市場を經承資本金五十萬圓を以て成立したるものなり而して滿洲に於ける株式會社の嚆矢なりとす、本店を大連に支店を旅順に設置し滿洲水產界の先達を以て自任し斯業開發を以て社是となし魚市場漁業、運搬業、製造業等の經營を主とし之に附隨して資金及漁船、漁具、貸附、餌料及日需品の販賣、販路の調查開拓軍隊供給等にも銳意努力せり是等事業中成敗は常に免れ難く又一般經濟界の不振時に際會する等幾多の困苦艱難に相遇し就中創業早々漁業の失敗に依り滅資するの已むなきに至りたると雖も其經營方針は之が爲に毫も渝ることなく終始一貫し幸に數年來頗る堅實に發達以て今日に及べり、大正七年魚市場取扱高金百萬圓を超へ僅々二年前に比し倍加するの盛況を呈し又時勢の進運に鑑み更に製氷冷藏事業を開始し其他資金を要すること益々多く現在資本金十八萬圓(拂込濟)のみにては甚だ不足を告ぐるを以て最近一百萬圓に增資を決行し滿蒙に於ける水產界の權威を以て一層邁進するところあるべし現在役員は專務取締役福田顯四郎、取締役相生由太郎、高田友吉、山口世基、拓殖忠夫　監査役　長曾我部基なり。

北滿製粉株式會社

北滿製粉株式會社は大正二年晩秋資本金五十萬圓を以て生れたる北滿洲に於ける嚆矢の邦人計營工業なり

爾來四百バーレルの全能力を運轉して南北滿洲其の一製品販路を擴張し今や製品象標の名聲馳遠し現在の能力のみにしては其の名聲に酬する能はざるを虞り昨秋更に能力五百バーレルの新工場を增設し殊に北滿洲並に西比利亞に向つて我勢力增進の使命を任じ大に活動しつゝあるものなり

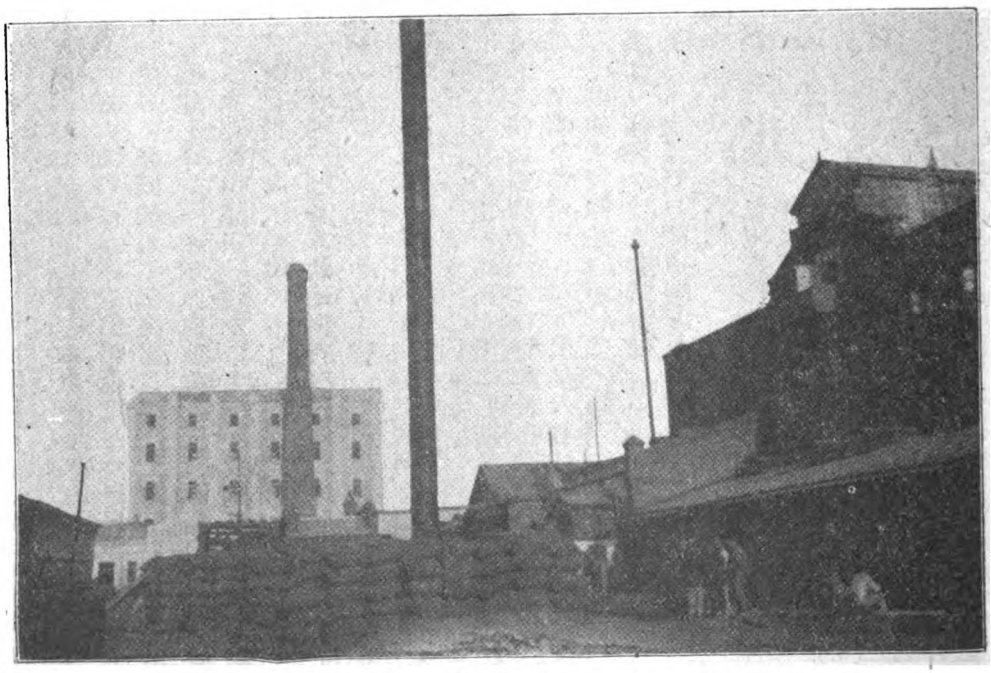

北滿製粉株式會社

資本金　金五十萬圓
創立年月日　大正二年十一月二十日
生産額　一ヶ年小麥粉百二十袋（蕃麥精選一晝夜參千布度）
使用人　日本人十二名　支那人四名
職工　日本人六名　支那人六十名　苦力八十名
工場敷地　四千五百坪
配當前期　二割五分

●滑石工業の大進展

最近南滿洲海城縣下に於て發見せられたる滑石礦は其品質世界に冠たるのみならず價格低廉なるを以て數年にして日本に於ける外國輸入品を驅逐し尚ほ工業用として長足の需用を喚起し今や一ヶ年の內地移入原石一萬噸に達し營口に於ける重要輸出品の一たるに至れり戰局終了に依り船運賃の低下を得ば歐米輸出亦少きにあらざるべし。

然るに從來の製粉方法は原石を內地に送りて水車に依る小規模の方法のみなるを以て從つて製產費嵩み且つ大需用家の信用を得る能はず外國輸出抔到底期待し難き狀況にありたり。

此に鑑みて從來滑石礦區を所有し斯業に根抵を有する者相協力して茲に滿洲タルク合資會社を設置し已に機械の注文を終りて着々準備中に在り本年六七月頃には製品を得る豫定なり其組織梗概左の如し。

社名　滿洲タルク合資會社
位置　支那營口新市街五十三番戶
資本金　金三十萬圓
社員　無限責任代表社員　關甲子郎
無限責任社員　河田昻
同　川口桑次郎
有限責任社員　加藤定吉
同　齋藤茂一郎
同　星野桂吾
同　佐藤直也

豫定製產量　年額六千噸（第一期）工場竣成期　大正八年七月

株式會社 北滿倉庫

事務所埠頭區

哈爾賓の發達は漸次政治的施設より離れて經濟的方面の開拓に轉換し偶々戰役當時に勃興したる北滿貿易の機運に乘じ以來著々健全なる發達を示し以て今日の殷盛を見るに至れり當倉庫は哈爾賓第八區に棟瓦建二百露坪と倉外千八百露坪の宏大なる倉庫を有し其外現河井倉庫を引受け事業の擴張を計り資本金五十萬圓四分の一拂込本年度は煉瓦建一棟增築の豫定にて埠頭區に相當敷地を買收計畫中なり營業科目は一般倉庫業を主とし其外東拓委托對露支人不動產貸付商品擔保金融委托賣買運送取扱業創業當時專務取締役たりし長澤泰三氏明敏なる頭腦を以て銳意整理に努めてより今日の盛況を見るに至れり今回元橫濱正金銀行に盡瘁したる上田熊生氏替りに專務取締役となり向後氏の卓越せる事務的手腕に從つもの多かるべし重なる役員を上ぐれば左の如し

社　長　松永安左衞門
專務取締役　上田熊生
取締役　佐々江嘉吉
同　內藤熊喜
同　長澤泰三
同　焦輯二
監査役　河井松之介
同　吉雄豐

東亞商業株式會社

哈爾賓

當社は資本金五十萬圓四分の一拂込にして昨年は專ら運輸業をなし成績頗る良好にして本年二月末日の計算約二十萬圓の純益を計上せり今春ブラゴへ方向へ支店開設專ら輸出入貿易に從事するの大計畫あり更に三月三十一日一株五圓の拂込をなし支店出張所を浦汐神戶に擴張し長澤專務得意の手腕を發揮さるべし重なる役員を上ぐれば左の如し

專務取締役　長澤泰三
取締役　天野林之助
同　畑野源一郎
同　ケゲクフレヘキー
同　宮前弘
監査役　臼井源萌
同　孟若臣

株式會社恭山洋行

當社は前身の恭山洋行を大正七年六月株式組織に變更し本店を鐵嶺城内に支店出張所を哈爾賓長春鄭家屯開原奉天遼陽名古屋大阪にして資本金二十萬圓目的綿絲布製造賣買及雜貨の賣買にして第一期の成績年十二割の純利益を擧げ法定積立金別途積立金社員恩給基金株主配當金固定資金消却等を削除し殘餘は繰越金となせり每期の配當金は株主に配當せず無利息にて會社に保管し次回拂込金に充當す初年には足踏機僅か十臺なりしが現在五十臺と織工(支那人)一百名を使役す年產額金拾五萬圓織布六十萬碼を生產す現在は試驗に過ぎざるも力織機の輸入を俟て大規模の計畫を立て之が實現を見るは近きにあり。

撫順鐵工株式會社

當社は將來設立さる可き各種工業の補助機關として鐵工業の經營を企劃せられ當初の設備は極めて小規模にして僅かに各種鑄物を專業とするに不過しも資本金一百萬圓の株式會社に組織を變更し一般機械類の製作に當るの計畫なり創立日尙淺きに不拘撫順に於ける各炭坑諸會社は勿論遠くは長春大連及朝鮮方面の注文輻湊し晝夜兼行の繁忙を極めつゝあり尙ほ當社の營業方針は薄利且つ敏速に優秀なる製品を供給するにあり尙ほ營業科目を擧ぐれば左の如し、汽機汽罐鑛山用機器鐵道用機器土工用器具各種喞筒ヂルド鑄物セミスチールボールト及ナット類　取締役社長坂本格氏常務取締役右近又雄氏なり

合資會社進和商會

明治三十八年十一月之創立にして爾來代表社員高田友吉及各店員之一致協力に依り持續し來りたるものにして特に歐州大戰後著しく發展をなしたり目下大阪及朝鮮龍山に出張所を有し專ら鐵、鋼、機械及機械附屬品、機械消耗品、水通用品の輸入販賣を爲す外別に製鉄工場を有しリベット、ボールトナットの製造販賣をなし一ヶ年約二千噸以上の製造能力を有す外に大阪に鉋金製品の製造工場を有すと。

合名會社 鈴木商店大連支店

第二の三井三菱を以て擬せられる神戸の鈴木商店の出張所で大正元年に開設され滿洲特產物輸出綿絲布麥粉砂糖の輸入麥酒の販賣保險の代理等が主なる營業である其他帝國麥酒株式會社製品櫻ビール滿洲總代理店サン火災保險會社神戸海上保險會社代理店を兼營し又南滿汽船會社の海運業務を取扱つている本出張所は鈴木商店の腕利きで神戸高商の出身たる西川芳太郎氏の前途と共に吾人は特に將來に囑目す。

島久商店大連出張所　大連市監部通

合名會社島久商店として東京日本橋區本町四丁目に本店を有し島田久兵衛代表社員たり大阪道修町へ分店を設け京城及當地へ各出張所を置く尚當出張所管理のもとに青島出張所を置く、

營業種目としては醫化學藥品及器械工業藥品酒精一般機械工業用材料陰房衛生裝置材料等、稍々擴く販賣に從事し、代理業をも營む

滿洲ベンジン工業株式會社

大正七年十月五日資本金三十萬圓二分の一拂込を以て大連市外沙河口會臺山に設立せらる、同社は其の原料を滿洲特産物中の大麻子、蘇子、小麻子、綿實胡麻大豆等の植物性油を主として最新式の抽出法に加ふるに壓搾法を兼用し專ら精良の是等油類を製出しつつあり然して滿洲に於ける大豆を除くの是等雜穀に依る油脂工業に着手せるは壓搾法に依る一會社あるの外此種抽出工場を見ざるの遺憾ありしが該社により化學的製油事業の創設せられたるは滿蒙開發上悦ぶべき現象なり。

撫順興業株式會社　撫順本町

當社は撫順炭坑と特約を締結し其援助の下に設立せられたるものにして目下撫順炭坑に從事せる支那人職工及苦力約二萬人を收容すべき舍宅を建築して全部炭坑の用に提供し相當家賃を徵收するを營業目的の骨子とす其建築家屋數約百餘棟なる特筆すべきは當社の設立の立脚點は撫順炭坑と密接の關係を結び當地は勿論滿蒙に於て現今將來とも矚目されつゝある事業會社の內に數へられつゝあるは夙に識者の知る處なり。

合名會社 鈴木商店製油所大連工場

當場原料は南北滿洲各地より支店出張所並に取引先より買入油は米國へ直輸出粕は全部內地へ送り鈴木商店滿洲總監督濱田正稻氏の指揮を受け工場長原田三左衛門氏以下技術者十二名事務員十一名日本人職工二十五人支那人職工百名を使役して大いに發展努力しつゝあり。

松島商店

店主松島久次郎氏の經營にして營業科目は各種硝子板舶來鏡塗料洋釘セメントの卸商にして明治三十九年前店輔大連信濃町九〇號地に開業大正六年九月現店輔山縣通一三五號地に移轉南北滿洲に於ける貿易の發展產業の振興に伴ひ商工業好況を持續し各地に建築物日に增し激增の折柄店主自ら營業の衝に膺り叮嚀親切薄利多賣を店則とし業務愈よ繁忙を加へ店運日を追て盛なり

和登商行本店

和登商行は明治四十年の開業に係るものにして電燈電話機及び附屬材料其の他北滿材木鐵道建設材料等を取扱ひ常に豐富なる材料を用意し實に斯界の一大權威として北滿同業者中の雄を以て目せらる彼の斯界のオーソリチーを以て任ずるシーメンス商會の大を以てするも遂に同商行の勢力範圍たる北滿の天地に指を染むる餘地を與へざりしと以て如何に其の優勢なるかを知るに足る同商行が如何なる大注文に接するも常に餘裕綽々たる所以たり

小瓢屯及華勝炭坑

小瓢屯及華勝炭坑は共に撫順炭田の一部にして何れも株式會社南昌洋行投資關係を以て業務を監理し創業日尚淺きにも拘わらず業務着々進捗し設備の完成と共に豫期の出炭を見るも遠きに非ざるべし

滿洲農工株式會社

奉天の同社は資本金五十萬圓にして專ら諸貸附及手形貸、土地建物の管理並に處分の受託農鑛業の經營及管理、信託預金、委託に因る事務管理、保證の引受及び商行爲の代理、土地建物の賣買並に賃貸借、諸債券株式其他有價證券の賣買等にして特色は日支人を問はず取扱ひ居るも主として力を支那人側に向て傾注せること農鑛業の經營及管理をも爲すことに在り創立は大正七年七月二十五日

安東銀行奉天支店

媾和來も大なる刺戟を與へず年末も極めて平穩の裡に經過せり同行營業も本期間を通じて繁忙を示し極めて順調なりと一方支那市街出張所開設も目撻に迫れるが之れに先だち對支取引關係日を遂て增加しつゝあるは洵に慶賀の至りなり而して一般業務は前期に比し其面目を革ため倍々多忙ならんと豫想せらる。

大連皮革株式會社

同社は事業の第一着手として小崗子に製革工場を開設し主として勞銀の安すき支那人を使ひ買收したる南北滿洲の生皮を同工場に於て仕上げ後之れを各地に輸出し支那に於ける靴鞄馬具靴底革用革胴乳帶背嚢等の製造原料に供するもの最も多く成績頗る良好なり　取締役兼支配人篠田田鶴雄氏熱心品質の改良に努力す

株式會社鐵嶺日華銀行

同行は財界の敏腕家として令名ある松岡佐右衞門氏を專務取締役とし業務益々繁忙を來し社運愈々急速の發展を遂げ預金貸出共に前期に比し五倍を增加し利益率三割以上を擧げ事業家の後援として金融界の重鎭なり尚ほ資本金三十萬圓株式六千株（一株金五十圓）全部記名式にして拂込金七萬五千圓なり。

東亞産業株式合資會社

當社は高粱燒酎釀造業を主とし遼陽撫順に釀造所を設け一日製造高二千四百斤販路は沿線及安東縣方面にして尚ほ南清に販路を擴張せんとす供給一日六千斤全製產力を有す奉天支店には建築材料販賣砂糖及其他特產物仲次業等を兼ね社運日を追て益々盛んなり。

湯淺貿易株式會社大連支店

湯淺竹之助氏の經營にして本店は神戸にあり支店は大連の外上海東京大阪下關にあり其他內地及支那の各地に出張所を有し支店長望月至誠氏の下に砂糖小麥粉の綿絲其他雜品の輸入及各種絹布の輸出を營む昨年九月三日現名義に改めたり。

友田合資會社大連支店　大連市山縣通一三三

支店開業を大正四年十一月にして本店は東京支店は大連の外橫濱大阪新嘉坡にあり工場は平沼、試驗部は東京丸の內にあり支店長稻垣準二氏の下に醫藥工業藥香料の直輸出入をなし將來大に有望なり

合資會社 滿洲石鹼製造所　大連市須磨町

當社は大正七年七月の創立なるも當製造所は元明治四十四年以來目下當社代表社員幡田義之助氏の個人經營なりし處歐洲大戰に依り異狀の發展をなし大正六年現左の地に工場を新築し新式器械を据附け一ケ年五百噸の製產能力を有する設備を施し大正七年七月合資組織に變更し已に半ケ年約五六萬圓の販賣をなせり。

大連牛乳合名會社

當會社は市中に於ける牛乳の價格を一定して同業間相互の競爭を避くる爲め一二三桃林邊東愛憐大連東北の七牧場が其所產の牛乳を販賣せしむるの目的を以て協同設立したるものなり混物なき純良品として聲價を博せり。

出光商會大連出張所

揮發油、石油、機械油、鍛鋼、鑄鋼、鐵材、特許秩父電線電氣醫療器械セメント、カーバイト、火炭、空罐箱材の販賣を主とすることに鑛油類の販賣は從來滿洲一帶に亘りて外國油殊にスタンダード會社パキユウム會社の勢力を張り居たるを日本石油會社の製油技術の進歩と共に之等を驅逐して滿鐵初め沿線一帶に大需要を起し秩父電線は秩父工學士の發明に係る特許品なり尙ほ日本石油株式會社森岡平右衞門鐵店唐津、電氣製鋼會社秩父電線製造所酒井東京醫療電氣製造所の代理店を兼ね前途多望なり。

滿洲商業銀行奉天支店

當支店は在奉天舊南滿銀行と在安東滿洲商業銀行との合併に因り組織を變更したるものに係る創業以來幾多難關を突破し成績年と共に揚りつゝあり昨年資本金壹百四拾萬圓に增資し南滿銀行は奉天支店と改稱し從來の南滿銀行業務一切を繼承せり目下當支店は新市街の中心たる舊昭德大街に宏壯なる建築を起工中なり。

撫順市場株式會社

本社重なる營業は委託販賣並に賣買事業の眼目とする物價の調節にして本社市場開設の目的は單なる營利會社に非ずして消費者たる日支兩國市民の利益並に公衆衞生を念とする事漸く兩國市民の了解を得て漸次小賣市場の繁榮を來しつゝあり。

德喜洋行

奉天浪速通りの同洋行は朝鮮平壤府株式會社平安攻玉園（資本金二十萬圓）の支店にして、果樹栽培、果實加工、種苗、農具、肥料、藥品、荷造材料の販賣を目的として大正七年六月設立せられたるものなり、同支店は右の外米穀、靴皮、衞生材料、砂糖、麥粉綿絲布及特產物の輸出入を兼營せり。

株式會社鐵嶺商品陳列館

本館は貨主の希望により館内に商品見本を陳列し、併せて委託販賣委託購賣等總て商取引の周旋をなす、創業以來健實なる發展を遂げ往年株式組織に變更し、營業の成績益良好にして、今や鐵嶺本館の外鄭家屯、洮南に支店を有し、東部内蒙古の方面に發展しつゝあり大正六年度に於ける輸入品（日本商品）販賣高九十一萬四千四拾八圓余、輸出品（滿蒙特産物）取扱高六十六萬六千百圓余合計百五十八萬百四十八圓余に上り、同年度に於ける純益金は壹萬七千五百八十五圓余にして、關東都督府所有以外の株式に對し年九分五厘の割合の配當を有し、尚後期に四千五百七十余圓を繰越せり、同館重役は創立以來の經營者たる早間正志氏取締役社長なり、石川五郎、三谷末治郎兩氏取締役、權太親吉、松岡勝彦二氏監査役なり。

鴨綠江採木公司の事業

沿革

鴨綠江採木公司は明治四十一年五月日清兩國間に締結せられたる日清合同木材會社章程に基き同年九月設立せられたる、日支合辦の會社にして、其資本金三百萬元、日支兩國政府より折半出資し兩國より理事長以下の職員を任命して經營の任に當らしむ。

森林

本社營業の範圍は鴨綠江右岸帽兒山より二十四道溝に亘る間江面を距る六十支里以內の森林を其專採區域とし、此外鴨綠江右岸にて支那人の採伐する木材は特殊の用途に供するもの丶外本社に總て買收するの特權あり、此方面に於ける森林面積は大約一百萬町歩にして其蓄積三億五千余萬尺〆と稱せられ、主要樹種は紅松、杉松、黃花松、油松赤柏松等とす。

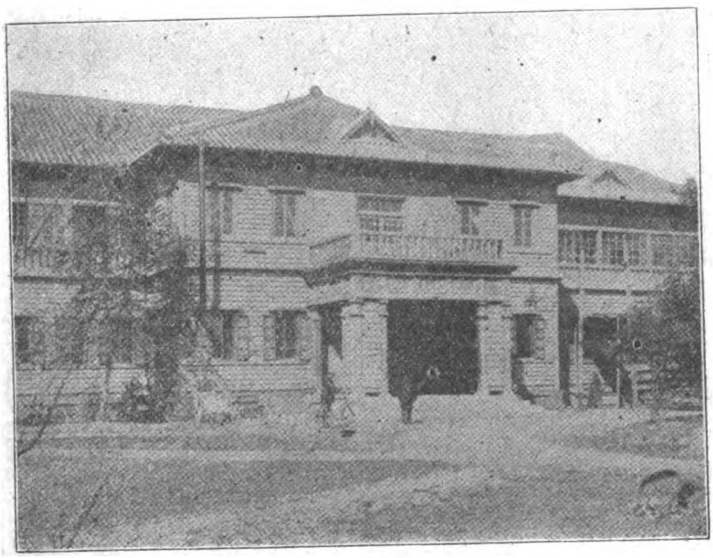

鴨綠江採木公司

營業

最近鴨綠江森林の木材年產額は百五十萬尺〆內外にして、大正七年度よりは當公司直營事業を大に擴張したれば其產額亦增大せり、而して是等木材は總て當公司の手を經て賣出さらるゝものなるが、其內(一)當公司の直營又は請負採伐に係るもの、(二)當公司が伐木業者に採伐資金を貸付して伐採搬出せしむるもの、(三)當公司が伐木兼營の問屋に資金を貸付し問屋は更に伐木業者を使役して木材を伐採搬出せしむるもの、(四)問屋が自由伐採により生產したる木材を公司に於て買收するものゝ四種別あり

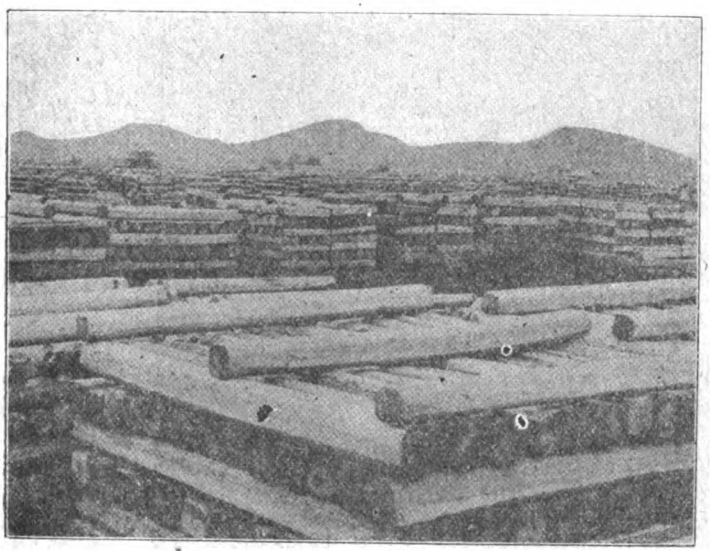

安東縣六道溝貯木所

成績

本公司は創立後屢經營困難を極めし事ありしが、創業後第五年度に於て一大改革を施して以來營業成績年を追ふて順調に入り、殊に最近木材界の高調に投じて往年の創痍全く癒え、缺損額の大部分をも償却し去りたるのみならず各種の準備又は補充積立金額今や八十萬元を超え事業の基礎全く確立するに至れり大正七年度に於ける公司直接の木材賣拂高は三八〇、七〇五連、九八七、五四五兩に達し又同年度に於ける總收入額一二、一七九、二三〇元、總支出額一〇、七三七、三二七元にして差引一、四四一、九〇二元の收益を擧げ得たり。

長春錢鈔取引所

長春は北滿貿易の中心にして、且東淸、南滿吉長各鐵道の接續地点に係り、日支露三國の經濟的接觸地点なり、從て其取引關係も極めて複雜に通貨も吉林官帖、小洋錢、露貨、圓金鈔票等交々行はれ、貿易業者は商品價格の變動による損益の外、貨幣價格の變動による損害をも負擔せざるべからず、爲に錢鈔取引所を設けて官帖對外國貨幣の先物賣買を取扱ひ以て其商取引に伴ふ投機的危險を防止するの策を講ぜしむ。

明治四十三年十月長春松茂洋行主土橋大次郎氏傳家甸永舛利方に同出張所開設

滿鐵撫順炭特約販賣人として撫順炭の普及に屬し傍ら日滿商會の代辨として乘車券の發賣に從事せり

當時北滿出稼支那苦力の冬期に至り南下歸鄉するこの年に拾數萬人大半は徒歩にて奉天營口に下るの習慣有り滿鐵は苦力の乘車吸收の手段として哈爾賓に於て乘車券發賣の方法を取り日滿商會の代理として當店其衝に當り爾來五年間乘車券發賣に從事したるも歐洲戰亂に及び中止せり

同年十二月哈爾賓第八區に石炭貯炭場を設備し炭車の荷を便にせり

大正二年松花江汽船用燃料及舟運に依り石炭供給の便を計り埠頭區松江海岸に貯炭場開設せり

石炭販賣の外白米及び食料品砂糖麻袋麻糸外雜貨の輸入を業とす

大正七年行主の死亡に依り合資會社組織に改めたり

商辦本溪湖煤鐵有限公司

所在地　**支那南滿洲本溪湖**

總辦　島岡亮太郎
同　談國揖
重なる技術者の氏名は
技師　岩瀨德藏
同　王正黼
同　高橋謙
同　山口伊三郎

公司概要

（沿革）

本溪湖炭田はもと大倉組單獨の經營なりしも明治四十一年一月、日支合辦を以て之を經營する事となり日支合辦煤鑛公司と稱し資本銀を二百萬元とし日支各半額を出資し專ら採炭事業をしつゝありしが尙鐵鑛の頗る豐富なるを認め明治四十四年日支商辦本溪湖煤鑛有限公司の約成り製鐵事業を兼營することゝなり資本銀を五百萬元とし日支各半額を出資し大正四年一月第一基熔鑛爐の建設竣い

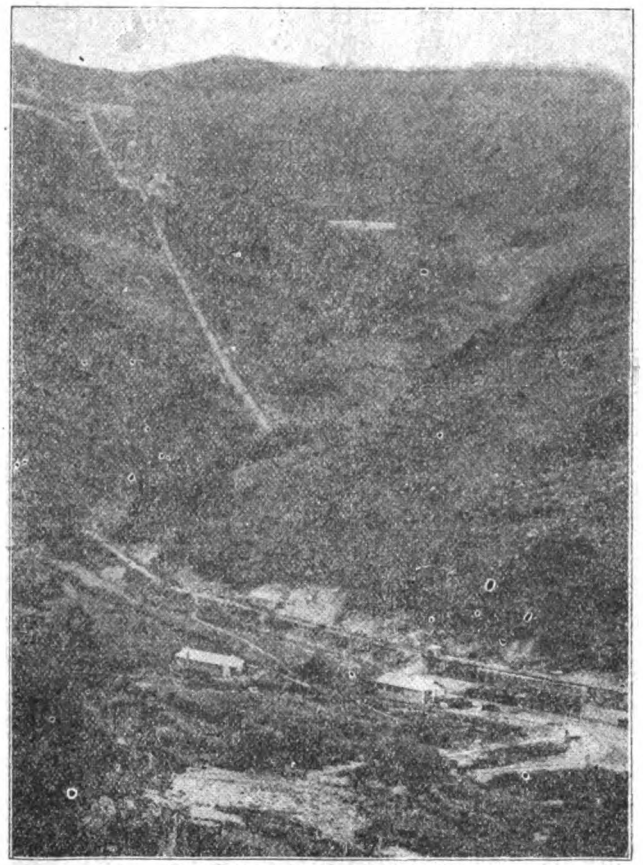

廟兒溝鑛山エンドレス軌道全景

たるが更に擴張して第二基熔鑛爐の建設を畫し資本を增加して七百萬元とせり大正六年十二月第二基熔鑛爐亦竣成す。

(製鐵)之れが原鑛は本溪湖より二十哩なる安奉線南攻驛を去る五哩なる廟兒溝鐵山より採掘するものにして富鑛量三十余萬噸貧鑛の量は頗る豐富にして無慮一億餘噸に達すべし、故に公司は貧鑛處理に就て之れが案を立てグレンダール法に依り團鑛として品位を上昇し原鑛となすことゝせり。

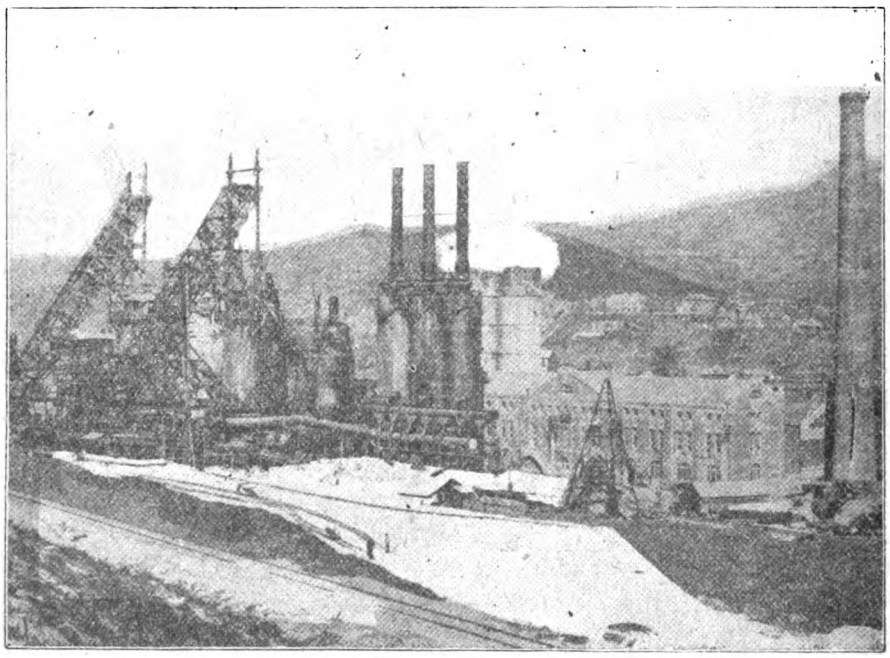

熔鑛爐及發電所

採鑛せるものは輕便線にて南攻驛に送り更に本溪湖に輸送す。

熔鑛爐は既設の分百三十噸爐二基、二十噸爐一基にして尙第二基二十噸爐は近々火入の豫定なるが之が完成せば一ケ年の出鑛豫定額は十萬噸也。

(採炭)本溪湖炭田は其面積頗る廣大にして其の推定鑛量二億五千萬噸なれども實際採炭し

得るものは一億五千萬噸也なり、炭質は粘結性を帶べる半無煙炭にしてコークス製造に最も適當す、大正七年度採炭量は四十萬噸なり。

（其の他）本溪湖一帶の山岳は盡く石灰岩より成るが故に製鐵配合劑たる石灰石に就ては何等の顧慮を要せず、其の他コークス炭の豐富なる、原鑛は近々二十哩の近距離より得る等製鐵事業に具有すべき要件を完備し最も有利なる地位にあれども只海港を距つる遠くして輸送上の便を缺けるは缺点也とす、

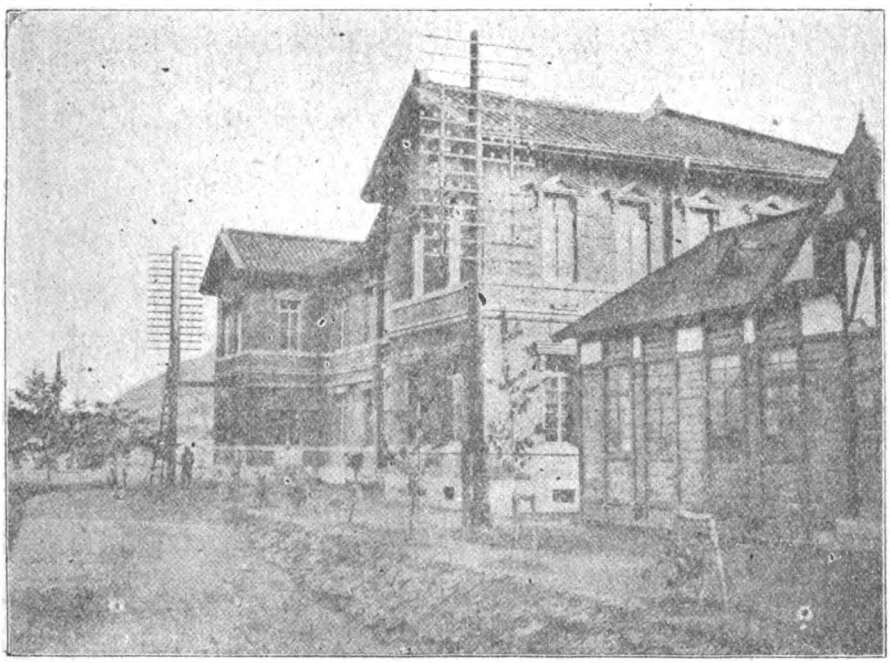

本溪湖煤鐵有限公司事務所

支那

第十卷　第八號

要目

論說　和平會議の再會……一—四
資料　發表されたる借款契約……五—一二
　　湖南省新化縣銻鑛山の近狀……一三—一七
雜錄　支那商工業概觀(一)……一八—二二
　　農商部附屬機關現況……二三—二六
　　日本の眞意露はる……二七—二八
　　支那の和平……二九—
彙錄　支那の能力の研究……三〇—
　　米國人は對支貿易の有望なるを知らず……三〇—三一
事業界　支那事業界近況……三二—三八
半月史　半月間の支那重要事件……三九—四六
時報　支那最近時事要項……四七—五一
彙報　支那關係諸報道……五二—六八

東亞同文會調査編纂部

常盤商會

資本金　五百萬圓

社長　松方五郎

株式會社

本社　東京銀座

支店
營業所
出張所

大阪市東區今橋四丁目十三番地　電話本局　特長七五五二番
福岡市博多蓮池町十一番地　電話福岡　特長二六四〇番
朝鮮京城支大平通二丁目三六番地　電話京城　特長二〇五一九三番
橫濱市山下町二十五番地　電話本局　特長五七六九四番
吳市本通七丁目百二十番地　電話　八六五二〇番
佐世保市松浦町五十二番地　電話　三四九番（總務部）
上海施高塔路十三のA號　電話　三五八二番（輸出輸入部）
　三五八七番（社長專用）
　三七四五番（支配人專用）
　三七六二番（工業部）
　振替口座東京二九八一〇番

電話
特長九五八番（營業部）
特長九五九番（營業部）
一三五一番（保險部）
一九七五番（電氣部）
二五八一番（外國部）
三〇〇六番（會計部）

新橋

工場

岩手縣上閉伊郡宮守村大字下宮守　電氣製鐵所
豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷九一一　合金製作所
電話番町一七二三番

主なる取引國
支那　南洋　印度　米國　英國
佛國　伊國　露國　其他

營業概要

◆內地製品直輸出入品種目◆

鋼材類　金屬地金類　織物類　藥品塗料類　毛類
特殊高速度鋼類　自動車及附屬品類　鑛產物類　軍需品類
機械器具材料類　食糧品類　調帶革類　雜貨類
電氣製鐵類　銑鐵

▲特殊合金　眞鍮、砲金、燐銅、燐錫、滿俺銅、硅素銅、脫酸元素合金、線用合金、耐酸滅合金、電氣抵抗線合金、含有鐵合金、各種耐酸合金、同用鑄作物、トキワメタル
▲鐵合金　フエロタングステン、フエロシリコン、フエロマンガニース、メタルタングステン其他
▲電熱器　家庭用電熱器、工業用電熱器、醫療用電熱器、鑛業用電熱器、艦艇船舶用電熱器、鑛山用電熱器一般電熱裝置各種設計

坩堝類　耐酸耐火煉瓦類
耐酸陶磁器類　硅砂　銀砂一號より七號迄大小各種

外國火災保險

▲日本代理店　英國リバプール・ロンドン、グローブ保險株式會社英國サウスブリチシン保險株式會社英國スコツチシユ・ユニオン、ナショナル保險株式會社英國ニユージランド保險株式會社英國カーデアン保險株式會社佛國ルニヨン保險株式會社

▲特約代理店　英國ヨークシヤイヤー保險株式會社英國ユニオン保險株式會社英國ノース・ブリチシユ保險株式會社英國パラタイン保險株式會社英國ノーザン保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外國海上保險

▲日本代理店　英國ニユージランド保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（內地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）

爲替取引先　浦鹽、倫敦、紐育、其他內外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

大正八年四月十五日發行　「支那」第十卷第八號

「支那」目次

論說

和平會議の再開……一——四

資料

發表されたる借款契約……五——一二

湖南省新化縣錦鑛山の近狀……一三——一七

雜錄

支那商工業概觀(一)……一八——二二

農商部附屬機關現狀……二三——二六

彙錄

日本の眞意露はる……二七——二八

支那の和平……二九

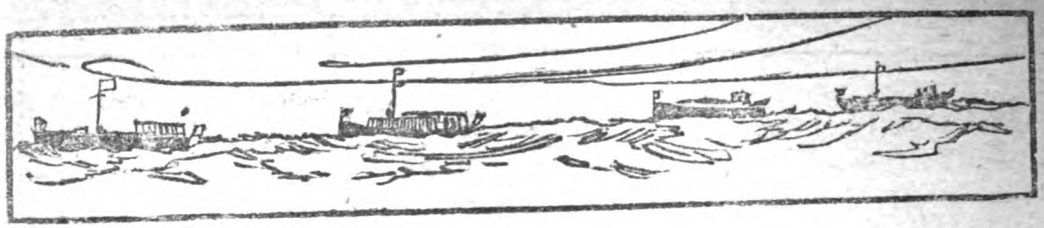

支那の能力の研究……三〇

米國人は對支貿易の有望なるを知らず……三〇—三一

事業界

老公茂紡績の營業成績—上海製造絹絲株式會社營業成績—昨年度上海各業成績……三二—三八

半月史

南方第二宣言—東清鐵道管理取極—北京政府の回答—張瑞璣氏の報告—和平促進令—借款契約續々發表……三九—四六

時報

（内治外交）

山東督軍任命—湖南賑務督辦—安徽政務廳長—劉人熙議郵令—湖南賑濟命令—軍法權限命令—陝西撫恤命令—新任湖北省長—梁啓超の報告—山東問題陳情—國民外交協會—大烏里の會議

（財政經濟）

銀公司趣意書—城門山鐵礦案……四七—九一

彙報……五二—六八

ABK

株式會社

安部幸兵衛商店 機械電氣部

營業科目

羊毛、豚毛、毛皮、棉花、絲布、其他輸出入品一切、原動機、製造機械、工作機械、試驗機械其他機械工具材料
發電機、電動機、變壓機、水車其他電氣機器具、軌條、鐵板鐵棒、鐵管其他船舶、建築用金物材料

營業所　東京市麹町區内幸町一丁目三番地
電話新橋　局　五一八局　二七七二
五八三　二〇九一

本店　横濱市南仲通三丁目五十番地

支店出張所　東京、名古屋、大阪、神戸、下關、長崎、沖繩、打狗、臺中、臺南、嘉義、北京、天津、上海、濟南、漢口、沙市、青島、大連、紐育、マニラ、カルカッタ

大正八年四月十五日
第十卷　第八號

論說

和平會議の再開

一宮房次郎

一

上海南北統一會議は、開會以來、阻力横生、或は參戰借款に阻まれ、國防軍問題に躓づき、甚だ危げなる歩調を辿りしが、終に陝西停戰問題に破裂し、一時中止の餘儀なきに至れり。然るに張瑞璣氏の報告並に慫慂により、南北代表の意思漸く疏通し、上海電報の傳ふる所に依れば、南方代表諸君は四月四日唐紹儀氏宅に於て緊急會議を開らき、四月七日より續ひて和議再開を決議したりと。又同電報に依れば、從來調停派の中心なりし江蘇江西湖北三省の督軍等は陝西問題の解決に對し責任を負ふと共に、南北代表に對して和平會議を繼續開會せんことを慫慂し、其の結果四月七日南北代表は談話會を開き、和議再開の希望を充たすとこゝなれりと云へり。陝西停戰問題に對しては張瑞璣氏の報告は、夙に停戰の實行せられつゝあるを報告し來るに拘らず、于右任氏は乾縣の危急を傳へて停戰の未だ實行されざるを唱言す。傳說區々に

解散は當然の結論にして爭論の餘地なきが如し。去り乍ら法理の解釋は亦如何樣にも解し得べく、加之彼等が解散を免れんとするの努力は新憲法問題に對する妨害となり、又統一會議に對する反對と化して現はるべきを以て、彼等議員にして猛然反省する所あるか、或は彼の代表諸君にして泰然動かず能く其自信を斷行するの決心を以て猛進するにあらずんば、或は恐る議和會議は復又國會問題に於て一大頓挫を來たすに至らんことを。

議和會議に於ける第二の難關は督軍問題なり。假令國會問題解決せられ、新憲法の下に新國會召集せらるゝとするも、彼の督軍の跋扈を抑壓するに非ずんば、支那南北の統一は其果實を結ぶ能はず、彼の督軍なる者は、各數萬の手兵を擁して地方に盤據し、民政財權を握つて殆んど絶對の權力を弄し、苟も其意に滿たざる時は、中央政府に對しても兵を動かして之を威壓し、其欲する所を遂行せずんば止まず。其專橫唐代の藩鎭に比して遙かに甚しきの狀態に在り。中央政府の如きは全く有名無實にして、常に彼等の鼻息を窺ふに汲々たるの憫態を呈す。故に其兵權を殺ひで之を中央に歸し、軍事と民政とを分治して行政の系統權限を明かにするにあらざれば、國家の統一は尚其目的を達したりと言ふべからず。然るに彼の督軍なる者が果して大局に顧念して其兵權の中央返還を肯んずるの大公至誠ありや否や。單に北方派督軍のみと言はず、所謂南方督軍派たる陸榮廷唐繼堯劉顯世諸氏に於ても此の大雅量と大犧牲心ありや否や。若し此の軍民分治問題にして解決せずんば南北妥協せりと雖も、支那の統一は畫龍に點睛を欠ける者と言ふべく、所謂南北統一會議は全く無意義の人騷がせと言はざるべからず。

五

斯く觀じ來れば上海に於ける議和會議は幸に繼續開會の機運に向ひたりと雖も、其前途には山あり河あり、而も其山や險峻、河も亦難渡、唯だ之を越へ之を渉るの途は、南北兩派代表領袖、並に各督軍等の大公至誠、交讓と犧牲とに依倚するの外なし。唯だ憂ふ參戰借款陝西問題の如き、枝葉の末節に於て徒に言論の訴訟、口舌の辨難を事とし、南北共に胸を決し、責任の轉稼を事とせる兩派が、果して今後の會議に於て飜然猛省、誠意を以て錯節盤根を斷つの覺醒をなせるや否やを。今後議和會議の主要條件たる國會問題及軍民分治問題の如きは、口舌の論難を以て解決せんとするには、餘りに重大にして亦複雜なり、之を解決するの關鍵は唯だ一の至誠のみ。吾人は上海會議の再開を賀すると共に、此の意味に於て關係諸公の大公至誠を發揮せんことを希望せざるを得ず。若し此の大公と至誠とを發揮するなくんば、支那南北會議は幾度開會を見るも、中止に次ぐに中止を以てし、破裂に次ぐに破裂を以てし恰も賽の河原の石積みの如く、支那の和平と統一の建設に於て何等の裨益を齎らす所無からん。若し支那國民及び友邦人士にして果して衷心より支那の和平統一を希望するが如くんば、先づ南北兩派及び其代表を監視して必ず此の至誠と熱心とを發揮し、極力和議の成立を致さしむるの決心と努力とを有せざるべからず。此の決心と努力とを有せずんば支那の和平統一は終に百年河清を待つの類なりと覺悟せざるべからず。（四月九日稿）

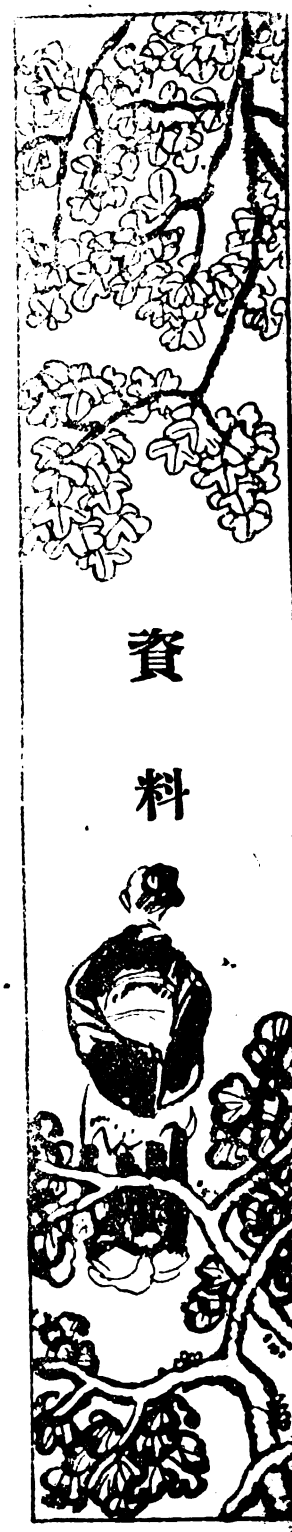

發表されたる借款契約

最近支那政府に於て借款契約内容を發表したるものあり今參考の爲之れを採錄すべし。

第二次善後借款契約

第一回前貸契約

支那政府は四國銀行團より借入れんとする第二次善後借款の前貸として日本貨幣金一千萬圓を借用することを希望し而して日本銀行團は協議の上其の前貸を引受けたるを以て茲に財政總長は支那政府を代表し横濱正金銀行（以下銀行と稱す）は日本銀行團を代表し北京に於て本契約を締結す其條項左の如し。

第一條　銀行は本契約締結後十日以内に日本貨幣金一千萬圓の前貸を爲し本契約第四條の規定に依り支那政府に交付することを承諾す

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大藏省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前貸金に充當することを承諾す

前項の大藏省證券は證券發行の日を以て日附せられ支那政府民國六年（即ち日本大正六年）大藏省證券と稱せらるる

第二條　本大藏省證券の償還期限は其の發行の日より起算して滿一箇年として支那政府は右期日の十日前に證券償還の資金として金一千萬圓を銀行に交付すべし

前項の場合に於ては支那政府は日本に於て金貨を以てする交付額相當の上海規銀又は國幣を在上海銀行に支拂ふものとす支那政府は支拂の當日又は期日前六ヶ月内何時にても銀行と右爲替相場の取極をなすことを得若し支那政府が特に本大藏省證券償還の爲め支那より送金したる

ものにあらざる金資金を善意に日本に所有するときは期日の十日前に之を前記支拂に充つることを得但し此場合に於ては期日の二箇月前に之を銀行に通知すべし

第三條　本大藏省證券は日本に於て百分の七の割合（即ち發行券面額百圓に付手取九十三圓の割合）を以て割引發行せらる

第四條　第三條に揭ぐる本大藏省證券發行に支拂はるべき手數料一分即ち總券面額の百分の一及び日本に於ける證券作製費用約金三千圓を控除し其の餘の全部は證券發行後三日目に橫濱に於ける銀行の支那政府勘定に貸記し財政總長の引出に備ふるものにて此預金に對しては銀行は年三分の利息を付すべし

前項に揭ぐる預金は銀行を經て支那に回金せらるべく其の每週の回金額は銀行と協定せらるべし但し一週間金二百萬圓を超過せざるものとす

第五條　本大藏省證券の手取金は專ら本年七月八月九月三箇月の行政費に供せらるゝものとす右用途の細目は是を列記の上書面を以て銀行に通知し且つ本契約の附件とすべし

第六條　本大藏省證券は支那の鹽稅收入にして已に之を擔保とせる從前の諸債權殘高に對する分を除き支那鹽稅收入全部を以て優先に擔保せらるゝものとす

第七條　財政總長が本大藏省證券手取金を引出使用する一切の手續條件は總て中華民國二年調印の善後借款契約第十四條の規定に依るものとす

第八條　財政總長は支那政府を代表し本契約第一條に依り日本に於て大藏省證券發行の當日先づ額面金一千萬圓の大藏省大證券一通を發行して銀行の北京支店に預入るべし此證券は次項に揭ぐる大藏省證券の全部の作製を畢ると共に之を銀行より財政部に返付すべし

日本に於て發行する本大藏省證券の樣式文字及各證券額面金額は銀行に於て從來日本に在て發行せられたる外國大藏省證券の例を參酌し日本駐劄支那公使と之を協定すべし

本大藏省證券面には財政總長及日本駐劄支那公使の署名及官印を印寫せしめ以て本證券の發行が支那政府の許可に依ること及支那政府を拘束することを證明し銀行頭取も亦本證券發行取扱者として該證券に署名調印すべし

支那政府は本契約調印の當日に於て本條の實行に必要なる訓令を日本駐劄支那公使に電達すべし

第九條　本大藏省證券の期限滿了に近けるとき支那政府にして本前貸の期限を延長せんと欲するときは期限二箇月前に之を銀行に通知すべく銀行は一箇年期限の第二次大藏證券の發行を引受け以て借換の手續をなすことを承諾すべし其の發行に關する方法及條件左の如し

一、第二次大藏省證券は本大藏省證券滿期の三日前に發行せらるべく其の割引料步合及銀行に支拂ふべき手數料は其の時に於ける市場の狀況に依り該證券發行の一個月前に別に協定せらるべし

二、支那政府は本大藏省證券滿期の十日前に本證券償還

貴一千萬圓と第二次證券發行所得純手取額との差金を日本に回金する爲め之に相當する上海規銀又は國幣を在上海銀行に交付すべく其の爲替相場は當日銀行と協定すべし

三、支那政府は第二次大藏省證券發行の日より一定の期日毎に鹽稅收入若干を在上海銀行に交付し該證券償還の基金となすべし該基金に對して銀行は年五分の割合を以て利息を付すべく其の交付の時期及び毎回の數額は該證券發行の一個月前に銀行と協定すべし

四、前記三項を除き其の他の手續及條件は總て本契約の規定に依るべし

第十條　本大藏省證券は第二次善後借款成立の場合には該借款手取金內より優先に償還せしむるものとす

第十一條　本契約の條項は外交部より正式の公文を以て之を北京駐劄の日本公使に照會せらるゝものとす

第十二條　本契約は日支兩文四通を作製し支那政府及銀行は各其の二通宛を保存す本契約の解釋に關し疑義を生じたる場合には日本文を以て之を決す

中華民國六年八月二十八日
日本大正六年八月二十八日

財政總長　梁　啓　超
橫濱正金銀行代表
取締役　小田切萬壽之助

第二回前貸契約

第一條の第三項　前項の大藏省證券は證券發行の日を以て日附せられ支那政府（即日本大正七年）大藏省證券を民國七年大藏省證券と稱せらる

第五條　本大藏省證券の手取金は支那政府に於て之を中國銀行借入金償還に充當し以て同行をして其の發行に係る銀行券の市價を恢復せしむる爲め使用せしむるものとす右借入金の細目は之を列記の上券面を以て銀行に通知し且つ本契約の附件となすべし

（他の諸條は第一回前貸契約と同じ）

中華民國七年一月六日
日本大正七年一月六日

財政總長　王　克　敏
橫濱正金銀行代表
副總支配人　武　內　金　平

第三回前貸契約

第一條第三項　前項の大藏省證券は證券發行の日を以て日附せられ支那政府民國七年（即日本大正七年）甲號大藏省證券と稱せらる

第五條は第二回前貸契約と同じ

（他の諸條は第一回前貸契約と同じ）

中華民國七年一月六日
日本大正七年一月六日

財政總長　王　克　敏
橫濱正金銀行代表
副總支配人　武　內　金　平

第二次善後借款前貸借換契約

第二次善後借款第一回前貸契約借替契約

中華民國六年八月二十八日、日本大正六年八月二十八日北京に於て支那政府と橫濱正金銀行（以下銀行と稱す）との間に締結したる日本貨幣一千萬圓前貸契約に依り日本に於て發行したる支那政府民國六年（即日本大正六年）大藏省證券（以下舊證券と稱す）は中華民國七年九月一日、日本大正七年九月一日に於て償還期限に達する處支那政府は該政府は該契約第九條に依り右證券の償還期限を延長せんことを欲して之を銀行に通知し銀行は新に一ヶ年期限の大藏省證券の發行を引受け以て其の借替の手續をなすことを承諾したるに付財政總長は支那政府を代表し銀行は日本銀行團を代表して北京に於て本契約を締結す其の條項左の如し。

第一條　支那政府は銀行に對し舊證券償還期限三日前に日本に於て支那政府大藏省證券額面日本貨幣金一千萬圓を發行し之に對する支那政府の純手取額及第七條所定の資金を以て舊證券償還資金に充當することを承諾す

銀行は前項の規定に依り舊證券の償還期日及其後に於て舊證券の償還を完了したるときは舊證券を日本駐劄支那公使を經て支那政府に還付すべし

本條第一項の大藏省證券は證券發行の日即大正七年八月二十九日を以て日附せられ支那政府民國七年（即日本大正七年）乙號大藏省證券と稱せらる

第二條　本大藏省證券の償還期限は其の發行の日より起算して滿一ヶ年とす

第三條　本大藏省證券は日本に於て百分の七の割合（即發行券額面百圓に付手取九十三圓の割合）を以て割引發行せらる

第四條　本大藏省證券は支那の鹽稅收入にして已に之を擔保とせる從前の諸債權殘高に對する分を除き支那鹽稅收入全部を以て優先に擔保せらる

第五條　支那政府は本大藏省證券償還基金として在橫濱銀行に回金する爲め中華民國七年十月、日本大正七年十月より中華民國八年七月、日本大正八年七月に至る十ヶ月間毎月五日を以て鹽稅收入より日本貨幣金一百萬圓に相當する上海規銀又は國幣を在上海銀行に交付すべし

右換算相場は交付當日又は一個月前に於て銀行と協定したる日本向電信爲替賣相場に依るものとす

在橫濱銀行は前項の回付基金に對し其の電信爲替を受託したる當日より本大藏省證券償還期限前十日迄年五分の割合を以て利息を付すべし

第六條　銀行は舊證券を本大藏省證券發行の日に於てその券面金額の平價を以て本大藏省證券の代り金として受入るゝことを得

第七條　支那政府は本契約第三條の割引料並に第九條の手數料及本大藏省證券印刷費用約金三千圓合計金八十萬圓三千圓を舊證券滿期の十日前に日本へ回金する爲め之に

相當する上海規銀又は國幣を在上海銀行に交付すべし其の爲替相場は囘金の當日若しくはその一ヶ月前に於て鑑行と協定すべし

第八條　銀行は本大藏省證券を發行し舊證券を償還したる後遲滯なく本大藏省證券の支那政府の純手取額第七條所定の囘金額及舊證券償還に關する勘定書を作成して之を支那政府に提出すべし

第九條　支那政府は本大藏省證券發行の手數料として總券面額の百分の一即ち金十萬圓を證券發行の當日に於て銀行に交付すべし

第十條　財政總長は支那政府を代表し本契約第一條に依り日本に於て大藏省證券發行の當日先づ額面金一千萬圓の大藏省大證券一通を發行して銀行の北京支店に交付すべし此大證券は日本に於て發行する大藏省證券全部の作製を畢ると共に之を銀行より財政部に返付すべし

日本に於て發行する本大藏省證券の樣式文字各證券額面金額は銀行に於て從來日本に於て發行せられたる外國大藏省證券の例を參酌し日本駐劄支那公使と之を協定すべし本大藏省證券面には財政總長及日本駐劄支那公使の署名及官印を印寫せしめ以て本證券の發行が支那政府の許可に依ること及支那政府を拘束することを證明し銀行頭取亦本證券發行取扱者として該證券に記名調印すべし

支那政府は本契約調印の當日に於て本件の實行に必要なる訓令を日本駐劄公使に電達すべし

第十一條　本大藏省證券は第二次善後借款成立の場合には該借款手取金内より優先に償還せらるゝものとす

第十二條　本契約の條項は外交部より正式の公文を以て之を北京駐劄の日本公使に照會せらるゝものとす

第十三條　本契約は日支兩文各四通を作成し支那政府及銀行は各其の二通宛を保存す本契約の解決に關し疑義を生じたる場合には日本文を以て之を決す

中華民國七年七月十九日

財政總長　曹汝霖

日本大正七年七月十九日

横濱正金銀行代表
副總支配人　武内金平

同第二回前貸契約借換契約

中華民國七年一月六日日本大正七年一月六日北京に於て支那政府と横濱正金銀行（以下銀行と稱す）との間に締結したる日本貨幣金一千萬圓前貸契約に依り日本に於て發行したる支那政府民國七年（即日本大正七年）大藏省證券（以下舊證券と稱す）は中華民國八年一月十四日日本大正八年一月十四日に於て償還期限に達する處支那政府は該契約第九條に依り右證券の償還期限を延長せんことを欲して之を銀行に通知し銀行は新に一ヶ年期間の大藏省證券の發行を引受け以て其の借替の手續をなすことを承諾したるに付財政總長は支那政府を代表し銀行は日本銀行團を代表して北京に於て本契約を締結す其條項左の如し。

第一條第三項　本條第一項の大藏省證券は證券發行の日即ち大正八年一月十一日を以て日附せられ支那政府民國八年(即ち日本大正八年)大藏省證券と稱せらる

第五條　第一項支那政府は本大藏省證券償還基金として在横濱銀行に廻金する爲め中華民國八年八月日本大正八年八月より中華民國八年十二月日本大正八年十二月に至る五ヶ月間毎月五日を以て鹽稅收入より日本貨幣金二百萬圓に相當する上海規銀又は國幣を在上海銀行に交付すべし

(其他前揭第一回前貸契約に同じ)

中華民國七年十二月十日

日本大正七年十二月十日

財政總長　曹汝霖

横濱正金銀行代表
副總支配人　武内金平

參戰借款契約

日支兩國政府協議の結果四月七日支那政府より發表されたる中華民國政府參戰借款契約全文左の如し。

日本及中華民國陸軍協同防敵軍事協定の趣旨に基き中華民國政府は完全なる協同動作を爲し得る國防用軍隊の編成練成及戰爭參加に要する經費に充てんが爲中華民國政府(以下甲と稱す)は日本帝國朝鮮銀行を代表者とする日本帝國朝鮮銀行株式會社日本興業銀行及株式會社臺灣銀行の三行(以下乙と稱す)との間に借款契約を締結すること左の如し

第一條　本借款金額は日本金貨二千萬圓とし乙は中華民國政府國庫證券を引受くるものとす

第二條　前項の中華民國政府國庫證券は期限を一ヶ年利率を年七分とし割引の方法を以て發行す此外に手數料一分とし本證券引受金額の內より控除するものとす滿期に至り當事者雙方協定の上前項に定めたる所と同一條件を以て切換へ發行することあるべし

第三條　甲は本借款金を受領したるときは直ちに之を乙に預け入れ乙は其預金に對して年七分の利子を付するものとす

第四條　甲に於て前條の預金を必要に隨ひ拂出さんとするときは乙は別に協定せる手續に依り之を指定の受取人に拂渡すべし

第五條　本借款國庫證券の製造費印稅其他之に關する雜費は乙の負擔とす

第六條　甲が將來本借款と同一目的の爲借款せんとするときは先づ乙に協議するものとす本契約は日華兩文を以て各貳通を作り甲乙各壹通を保有す契約の解釋に關し疑義を生じたるときは日本文に依て之を決す

日本帝國大正七年九月二十八日

中華民國七年九月二十八日

朝鮮銀行總裁　美濃部俊吉

中華民國駐日本
特命全權公使　章宗祥

別　約

本日調印せる中華民國政府參戰借款契約第四條に隨ひ本借款金は中華民國國防軍隊を直接主管する機關に屬する經理主任に交付するものとす

日本帝國大正七年九月二十八日

中華民國七年九月二十八日

中華民國駐日本特命全權公使　章宗祥

朝鮮銀行株式會社日本興業銀行株式會社臺灣銀行代表者　朝鮮銀行總裁　美濃部俊吉

大正七年九月二十八日調印の中華民國參戰借款に對しては中華民國政府に於て將來稅制を整理し其收入を以て償還の財源となすことを聲明す

日本帝國大正七年九月二十八日

中華民國七年九月二十八日

中華民國駐日本特命全權公使　章宗祥

朝鮮銀行株式會社日本興業銀行株式會社臺灣銀行代表者　朝鮮銀行總裁　美濃部俊吉殿

兵器契約

參戰借款契約と連帶關係を有する兵器契約（第二回）の內容左の如し。

軍械借款合同（契約）

日本泰平公司は今中華民國陸軍部より第二次軍械の訂購を蒙むりあらゆる數目價値、交付地點、交付期限及び金額引渡方法を左に列記す

（一）三八式步兵銃八萬五千挺同彈丸六千七百五十萬發此金額合計金一千二百九萬九千七百五十圓

（二）三八式機關銃（脚架機關槍）百九十八挺、同彈丸九百五十萬發、同附屬品六種、此金額合計百九十一萬九千二圓八十八錢

（三）山砲百六十二門、榴霰彈八萬一千個、榴彈一萬六千二百個、同附屬品十五種、此金額合計六百十六萬七千三十四圓九十錢

（四）三八式野砲七十二門、彈藥車百八十輛、附屬品六種此金額合計三百四十五萬七千九百四十五圓

右金額總計二千三百六十四萬三千七百六十二圓手取額二千二百四十二萬七百二圓二十三錢

（五）以上の軍械は日本陸軍正式制定の物にして泰平公司に於て拂下を受けたるものとす

（六）以上の物件は日本より天津、塘沽、秦皇島埠頭に運搬交付す荷作保險運賃及前記埠頭到着後の諸掛は皆價格の內に在り但し輸入稅は其內に在らず

（七）以上の物件の附屬品は別に詳表あり

（八）以上の物件は五期に分ち交付す

（九）貨物到着の際破壞若くは不足等の場合は泰平公司より賠償す

（十）日本陸軍砲工廠が軍事上の緊急要件に因りて或は人力不可抗の時交付期限遲るゝとも泰平公司は責任を負

はず

(十一)以上の金額は六期に分ち交付し第一次は正式契約調印後一週間内に現金二百四十二萬七百二圓二十三錢を交付す

(十二)輸入許可證は陸軍部より付給し尚稅關に通知す

(十三)此次の契紙は二部を作成し双方各一部を保存して證據と爲す

中華民國七年七月三十一日　陸軍總長　段芝貴

大正七年七月三十一日　泰平公司代表　高木潔

シームスカレー鐵道借款

一千九百十六年五月十七日支那政府交通部と米商シームカレー會社との間に締結せられたる鐵道借款契約全文十六箇條の要點左の如し。

一、支那政府は(イ)湖南省衡州府廣西省南寧間(ロ)山西省豐鎭、甘肅省寧夏間(ハ)甘肅省寧夏、同省蘭州府間(ニ)廣東省瓊州、同省樂會間(ホ)浙江杭州、同省溫州間等總計一千五百哩の鐵道を敷設せんとし米商シームスカレー會社をして敷設事業を受負はしむ

二、右敷設計畫は當事者間の合意を以て取消す事を得、但し此場合には支那政府は他の地方に於て一千五百哩以内の鐵道敷設權をシームスカレー會社に附與する事とす

三、右鐵道敷設費に充當せんが爲め支那政府は毎年銀一百萬元の鐵道公債を發行す但し市價佳良の際は更に銀一百萬元を發行する事を得右公債の限度を銀一千萬元とす

四　鐵道公債の利子は年五朱とす

五、各鐵道公債は發行後第二十六年より毎年額面百分の四宛償還する事とし五十年後に元利償還を完了す

六、右鐵道公債は紐育に於ける支那鐵道公債の市價を參酌して發行し其發行價格は九十五とす

七、一切の鐵道材料の供給方はシームスカレー會社之を擔當す該會社は右材料代價の百分の五をコンミッションとして受領す

八、全鐵道、材料、及び建築物を以て公債の擔保とす

九、支那政府は督辦一人を任命し本鐵道行政長官として其下に工程科業務科及び綜核科を設置す

十、本契約調印後六箇月以内に第一回鐵道公債を發行す

無線電信借款

一千九百十八年十月九日支那交通部と英商マルコニー無線電信會社との間に締結せる無線電信借款契約全文十一箇條の其要點左の如し。

一、支那政府は喀什喝爾より西安に至る電報交通を開始せんが爲め無線電信柱(高さ三百尺)を喀什喝爾烏魯木齊及び蘭州の三箇所に設置す

二、交通部は右に要する資金二十萬磅を英商マルコニー

會社より借款し同會社をして設備萬端を受負はしむ

三、無線電信交通は喀什喝爾烏魯木齊間は晝夜烏魯木齊蘭州間は當分夜間に限り將來は甘肅省哈密或は他の適當なる地點に別に一電柱を設置し之亦晝夜交通を可能ならしむ

四、マルコニー會社は先づ上記三箇所に設立の電柱代價總計六萬六千磅を借款金額より控除し殘額は必要に應じ支那政府に交付す

五、右借款償還方法は電信機一切引渡後二年半後より起算し三箇年間に償還を完了するものとす

七、マルコニー會社は英人技師一人を推選し右三箇所の無線電信設計を監督せしむ但其期限は三箇年とし其給料は一箇月銀八百元とす

八、本契約成立後は外交部より正式に北京駐劄英國公使に照會する事とす

湖南省新化縣錬鑛山近狀

一、位置と地勢

湖南省新化縣の東南境安集鄉に在り、新化縣城を距る六十支里。

山の東邊歐家沖より山の西邊長龍界に至る延長五支里、其周圍に高山環抱し山の背面即ち北邊に溪流あり、礦石洗淘の場處となす。

東は寧鄉縣に通じ(縣城を距る三百二十支里)湘鄉縣に及ぶ(縣城を距る二百六十支里)。

西は寶慶縣に通す(縣城を距る百八十支里)新化縣城を距る六十支里。

一、運路

陸路(西路)礦石を運びて冷水江(山を距る三十支里)に至り、冷水江より水路資江に入り民船に搭載し、五百二十支里を航して益陽に至り、益陽より小蒸汽船に移搭して二百支里を經て長沙省城に達す。

東路は陸路安化縣の藍田河に至る(六十支里)、藍田河より水路に移り湘鄉河に入り民船に搭載し二百支里を經て湘鄉に至り、又九十支里を過ぎて湘江に入り、湘潭に至り、湘潭より汽船に移載して九十支里を經て長沙省城に達す。

以上は民船の經由する路程にして、其流域は淺灘急流多く往々民船の沈沒坐礁するものあり、冬期は冷水江、藍田河は減水して船を通せず、鑛山の採掘礦石は積滯し、明春の增水期を待ちて運漕す、此運漕船を錬船と云ふ、

陸路の運搬に從事する人夫は一荷八十斤を荷ひ、錫礦を荷ひ往きて歸路は鑛山に要する米を荷ひ歸る、一荷五斗と定む、鑛山より冷水江迄は一日一回往返す、鑛山より藍田河迄は二日間に一回往返す。

一、產品と鑛脈

該山の本部は硫化錫と極少量の酸化錫を產す、高山附近は錫極少にして塊炭及硫磺鐵を產し、間々水酸銅あり、中夾は多量の硫磺鐵を出す。

鑛脈は倚斜直下し層の厚さ六七尺に達するものあり、其薄きは一寸に滿たざるものあり、礦石は山の東端に多し西方毛家水に至れば、礦脈漸次稀薄となり、夫より更に西端の七里江に至れば處々に礦脈あり之を該鑛の尾脈と稱す。

一、母岩

母岩は石灰岩にして硬度極めて高し、石灰岩の外に石英岩あり、最硬なる石灰岩中に深藏せり、土人の實驗說に據れば岩石の硬き處程礦質佳良なりとし、錫礦探採の標準となすと云ふ、酸化錫を土人は礦と稱す此種の酸化錫も硬岩中にあり。

一、鑛山の沿革

錫鑛山は明代の末に發見せられたるも探究するものなく清朝の初葉に至り稍く其有用の物たるを知り、土人は之を錫なりと誤信して、地名を錫鑛山と命じたりき、湘鄉縣人が採掘を開始し、道光年間錫礦は外國人に販路を開き、新化縣人は多額の價を以て湘鄉人より買收し新化縣人の事業となせり、當時鑛山業の公司頻出し鑛區鄰接して鑛區の紛爭續出し、訟訴事件は一日數十件に達するに至りしを以て、時の政府は官鑛局を設け各公司の設立は官鑛局に登錄して、最訟訴多き地點を官有に歸するに至れり、然れど官有鑛區は零星なるものにて、今日の法定畝數に滿たざりし、民國改造以後錫の價格俄かに騰貴し官鑛局を湖南省有となし、省財政廳の鑛務監督署の所轄に移して登錄したり、民國三四年乃至五年間に錫價一噸千兩以上に昇りたれば、鑛業者は新化の錫鑛山に雲集し、猫も杓子も錫の採掘に熱狂して一時の盛況を極めたりしが、近年は錫價下落して、今日は一噸二百餘串文を過ぎざるに至り官鑛局も鑛業者も均しく消極的方針を持せり。

一、鑛業の組織

公司組織

(イ)株主は株の多少に從ひて利益の配當を受く。

(ロ)經理、株主中より一人を公擧して鑛山に駐在せしめて、公司の總務を經理せしむ。

(ハ)管帳、公司内に在つて支收を專司し、庶務を兼ね其持株の利益配當の外に月俸を給與す。

(ニ)監工、每坑に一名宛坑外の場内に駐在して管區を經理し、專ら坑内外の事務を監察し、請負石工の業務を監察す、其持株の利益配當以外に該坑所得の礦價の千分の四を抽して俸給となす。

(ホ)請負、坑夫請負は採掘地段高さ寬さ四五尺に過ぎざ

る一地段に請負一名を置き坑夫其他人夫の勤惰及動作を監督し、一切の責任を負ふ其地段の所獲鑛石は公司の撰鍊に供す、公司は採掘量一石毎に工賃三串文を給し、所採の礦粒は監工の監視に任せ、其價格十串文以内のものは三割七分十串以上のものは二割八分を給して公司の所得を多からしむ。

(ハ)石工、(坑夫)は廠内に在つて請負人の雇用に歸す、工賃一日分一串文一部分に四人以上八人を要す。

此外礦石運搬に關する者に、船積經理人、礦石裝荷人及水運經理人等あり。

官鑛組織

(イ)局長、全局の重要事務を掌理す、月俸百二十元省の官鑛總局より任命す。

(ロ)工程主任工事を統率す月俸六十元其他は左表の如し

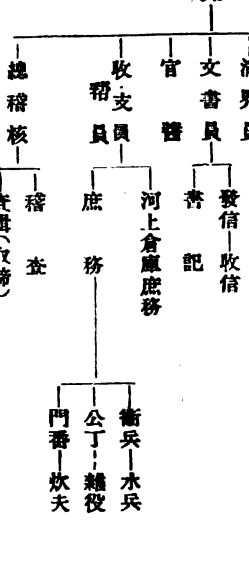

一、錻の名稱

該鑛山採掘の錻の種別に對し土人の用語左の如し。

(イ)岩石中に在る硫化錻を砂と稱し、酸化錻を礦と云ふ

砂の成形に脈胳なきものを顆子砂と云ひ、採掘の時石塊に含まれ爆破して檢拾に及ばざるものを堂子石と云ふ、採掘の時破壞して粉末となりて坑内に遺棄せるを硐灰と云ふ。

(ロ)撰礦されたる礦石の雜物を混せざるを青砂又は淨砂と云ふ、礦石中に石粒ありて人工を以て揀出す能はずと之が精鍊に妨なき石英碎粒を廢子砂と云ふ、廢石中礦粒を有するを花石と云ふ、選礦の際捶碎して粉末となれるを矸灰と云ふ、捶礦場に於て堆礦の後遺漏せる礦屑の拾取されずして年月を經て地上委積せるを取つて淘洗するを地灰と云ふ。

(ハ)提鍊を經て鎔解して模型を成し純錻に非るも硫黄を及其他雜物を排除したるを生錻と云ふ、錻滓の雜物、硫黄及少量の錻を含有するを滓沱と名づく、提鍊して錻と空氣の作用にて黄白粉末の養化錻を生じて爐邊、罐口に附着するを爐灰と云ふ、提鍊の際錻の蒸發して煤烟に混じ煙突に入りて逃散せず、煙突に附着せるを煙滓と云ふ。

一、建築

官鑛局或は公司が事務所、儲礦場の設備の外に一鑛區毎に一窿廠を設く、毎廠に兩層樓ありて上に石工、工長等の寢室を設け、下に監工室あり、此外に拌礦場、炊事場

支那商工業概觀（一）

在支米國商務官　ジユリアン●アーノルド

一　緒言

歐米人の日支兩國を比較觀察するものは孰れも皆、其前者の秩序整然産業發達せる富強國なるに對し、後者が未開の域を脫せざる不統一國なるを見て則ち、支那は日本に如かざること遙に遠しと爲す、加之彼等の多くは即ち此現狀より無雜作に結論して曰く、「支那國連の前途は洵に悲觀すべく、今にして或强國が支那國民の反對に頓着せず外部より之に命令權を行使し之を强制して、其鐵道を敷設せしめ鑛山を開採せしめ之をして近世的科學と産業の恩澤に浴せしむる所なくむば、支那は乃ち今後永久に未開不統一の境に沈淪するの外なからむ、而して其所謂支那國民は却て今日世界文明國の孰れよりも古き文明を有し、從て本來自國の開發に關しては即ち、十分なる發言權を享有すべきものなりと雖も、世界文明の變遷上以上の論は遂に之を如何ともすべからざる所なりとす」と。

然れども以上の如き支那論は實に不條理なる皮相的批評たるを免れずして、是れ一に日本文化の今日に達せる徑路を詳察せざるに基くものなり、即ち日本が今日發達せる鐵道船舶工場乃至は强大なる陸海軍を有するは事實なりと雖も是れ決して一朝一夕の業にあらず、即ち彼等は今日の日本は昨日の日本にあらざることを看過したるものなり。蓋日本が不統一なる封建時代より今日の發達を遂ぐるに至りたるは、現に生存する人々の記憶に猶新なる所にして過去

四五十年前封建時代の日本に於ける狀態は如何、即ち當時國民は多く農を以て本業とし從つて其產業は極めて原始的なりき、其政治は又頗る不統一の狀態に在りて、國內幾多の黨派に分離して爭鬪を事とし、其一派は排外主義を標榜して外人を狙擊することあるも、政府は自ら此等私黨の統御不可能なるを理由として其無責任を辯疏するを常とせり、更に甚しきは信敎の自由認められずして、耶蘇敎徒は竄逐せられ、排外的騷擾頻々として勃發し、列國悉く治外法權を有したりき、是を以つて當時日本在住の外人等は孰れも其將來を悲觀し、日本が國內の統一を完成し强國の列に伍して近世的產業の發達を遂げ以て世界貿易の一端に貢獻するに至るは到底不可能事なるべきを斷言し、其結果日本の物質的發達を促進すべき唯一の方法として、外國統治論の提唱を見るに至りしことは、今日現存する歐米古老の記憶に今猶新なる所なるべし。而して此關係が恰も支那の現狀に彷彿するものあるに想到して、吾人は今更上述短見者流の支那に關する皮相的斷定の愚を嗤はざるを得ざるなり。

惟ふに日本が過去四十年間に於て能く近世的文明を完成せるは、洵に敬服に値する所なるが、而も吾人が日本に比して廣大なる邦土と豐富なる天產とを包有する隣國支那の將來に關し、前述短見者流の悲觀論を排斥せんとする理由亦實に是に存す。尤も支那が現今遂げつゝある各方面の進步は極めて遲々たるものにして、之が爲に支那を觀察する者の多くは孰れも、其文化の進步を促進するが爲には、外部より之を干涉助成するも毫も不可なしと斷ずるに至れるものなるが、吾人を以つて之を見れば、此等の論は實は支那に對し少くとも同情を有せざるが爲に生ずるものにして彼等は須く支那の如く組織の不完全にして、民主的且平和的國民に在りては、其急速なる進步を阻害すべき幾多の自然的原因あるを看過すべからざるなり。而して其發達に對する此等自然的障礙の主なるものを擧ぐれば、

(1) 支那は邦土廣大人口極めて多く、其大陸に位することと其國境の嶮巇なる山脈廣漠たる沙漠又は渺茫たる大洋なるが爲に、永く外部との交　を遮斷せられたること。

(2) 過去數世紀を通じて常に有害なる敎育制度を墨守せること、即ち此制度は歐洲中古の敎育制度の如く、國民を導きて過去の研究に沒頭せしめ爲に其智能を劃一不動的に形成せるものにして、此の如き制度の永續は即ち國民の自我的發達を助長し、率いて家族制度の發達を極端ならしめ、其結果團體的又は社會的活動を阻止するに至れり。

(3) 軍閥又は貴族閥の缺如せること、即ち軍閥又は貴族閥が政權を左右せし國に於ては、一度改新の必要明となるときは、彼等は自ら改革の先導者となり、依つて發達を促進することを得るものにして、日本の急速なる發達は主として之に因る、然るに支那に於ける進步は之と其揆を一にせず、即ち進步は一般國民より始まりて上流社會に及ばざるを得ず、爲政家より始まりて一般國民之に從ふが如くなる能はず、其進步の遲々

る蓋己むを得ざるなり。

二　支那の革進と將來

支那が自ら改革の能力を有せざることを常に非難する批評家に對し、吾人は以下支那が過去二十年間に達成せる著しき發達を指摘せざるを得ず、而して此發達たる其表面に表はるる所は大ならずと雖も、其根抵極めて深きものあるが故に、其將來の可能を證するには、頗る重要なるものなりとす、即ち其發達の主なるもの左の如し。

(1)　古典研究を基礎とする舊敎育制度を廢止し、之に代ふるに歐米式敎育制度を確立せること。

是れ即ち支那が其從來の體面論を拋擲し、過去を棄て將來に着眼し始めたることを立證するものにして、而も此新式制度の確立を圖りたるものは即ち、比島開發に與つて力ある同島現行の制度に模倣したるものにして、其卓見實に賞讃に値するものありと云ふべし。

(2)　支那が歐米と接觸し始めたる結果、其立憲政治の發達を來せること。

惟ふに過去二十年間に於て、支那が其立憲政治の完成に對して多大の努力を爲したることは、實に東亞に於ける立憲代議制度の普及に對し、重大なる影響を與ふるものにして、其事績は正に東亞政治史上に一新紀元を劃するものと云ふべし。

(3)　支那言論機關の成立發達

近時發達せる支那新聞紙其他の言論機關は即ち國民輿論の形成に就き、暗々裡に重大なる影響を及ぼすべき地位に在るものにして、支那に在住する外人の多くは孰れも十數年來支那各都市に發刊せられたる多數の新聞紙を看過し來り、其代表する幾多の言論が常に國民を敎導しつゝあるを認識せざるなり。

(4)　因習的病弊たる阿片喫飮の陋習を禁止せること。

惟ふに支那が過去二十年間に於て遂げたる幾多の改革發達中、支那將來の發達に對し最も吾人の希望を大ならしめ、且支那人が本來極めて健全なる國民なることを、最も明確に立證するものは、即ち支那人が自發的に此陋習を禁絶せるの一事なるべし、蓋支那人は强大なる中央集權的政府の缺如せるにも拘はらず、頻發せる革命的爭亂の裡に於て、而も利を得るに汲々たる內外幾多の營利業者が常に阿片の喫飮を誘惑强制しつゝあるを排して、此敬服すべき阿片禁絶運動に成功せるを思ふときは、吾人は支那の將來に對し一層大なる望を囑せざるべからず。

(5)　國家的精神の發達せること。

更に支那將來の發達を徵證するに就き最も顯著なる事項を求むるときは、之を其國家的精神の發達に求めざるべからず、而して此精神は將來近世敎育の利便完備するに從ひ、今より一層長足の進步を爲すべきものとす。

惟ふに多くの外人は孰れも、支那國民中年々增加しつゝある海外留學歸朝者、又は國內に在る新式學校の卒業者等

の間に於て、常に潛轉默移の裡に着々と進歩しつゝある幾多の發達に就き十分の注意を拂はざるものゝ如し、而も此種改革の指導者の外に猶幾千の所謂舊時代の讀書者なる階級あり、彼等は過去二十年來常に廣く西洋文明に關する飜譯書を讀み來りたる關係上、今や一變して革進論者となり即ち新時代の創造を唱導するに至りぬ、但此階級は其間未だ何等の組織をも具有するに至らずと雖も、而も最近數年間に於ける幾多の事變は徐々に其團結を鞏固ならしめつゝあるは事實にして、今後十年間には革進派の一勢力たるに至るべし、然らば則ち彼等は現在の保守的分子に代りて國民の中堅を占むるに至るべく、乃ち此の如くにして出現すべき青年支那又は新支那が容　に革進派の統治指導する所となるべきは、今より之を期することを得べし。

由是觀之、上述せるが如く、支那發達の動因たる以上の五項目は實に自由強大なる支那の創立に必要なる條件にして、其過去に於ける發達の經路に徴するに支那の將來毫も悲觀すべきものあるを見ず。而して支那が此の如くにして能く其發達を遂げ得るものとすれば即ち歐米人は支那の將來に對し畏怖するを要せざるものなりや。惟ふに歐米各國人にして隱忍、友情並に同情的協助の念を以て支那人に接し、機會均等門戸開放主義の實現を以つて國交の大方針となすに於ては、支那の强大毫も怯怖するに足らざるなり、而して支那に對する此の如き合理的關係の維持は、現今所謂支那に於ける勢力範圍が全然撤廢せられ、其外國經營鐵道の全部が國際管理に移され從つて之に附隨する凡べての政治的意義を除却するに非ざる限り、之を望むこと能はざるを斷言するに憚らず。

要之支那が今後數十年にして、如何なる程度の發達を遂げ得べきやを豫言せむとせば、即ち諸他の國民が過去四十年間に於て遂げたる產業的發達の歷史を一讀するの捷徑なるにしかず。例へば獨逸は四十年前に在りては農を本業とせるものにして、支那に比し其邦土遙に狹小に、其天產頗る貧弱なりき、日本は當時恰も漸く封建政治の域を脫したるときにして、而も此二國の今日や如何。蓋思半に過ぐるものあるべし。

三　支那外國貿易の將來

商工業に對する支那の潛在的能力に關する觀念を得るが爲には、之を合衆國商工業の發達に對比するを以て最も捷徑と思惟す、蓋合衆國は支那と同じく大陸國にして、其面積廣大に、其自然的特徴に於ても亦支那と類似する所あるを以つてなり。而して吾人が常に特に留意すべきは即ち、支那が今日合衆國に比し四倍の人口を有し、其接壤國の人口を合すれば優に世界人口の半に該當すてふ事實なりとす是れ實に重要なる事實にして、即ち世人濠州貿易の盛況に就き喋々すと雖も、其全貿易額は支那のそれに等しく、而も其一人當一年百六十弗なるに對し、支那は僅に二弗半に達するに過ぎず、即ち若し支那の外國貿易にして濠洲と同一程度の發達を爲すに至らむか、其總額實に六百五十億弗の巨額に達すべく即ち正に今日の總額十億弗の六十五倍に

當るべし。又日本の外國貿易は一人當十八弗にして即ち支那の七倍に當り合衆國のそれは八十五弗にして支那の三十四倍に當る、而して支那は合衆國に比して遙に廉價なる勞力を有し其藏有する原料品其他の天產は其接壤國に於けると同じく極めて豐富なるものあるが故に、將來に於ける其貿易額は遙に合衆國を凌駕し得べき運命を有す。蓋支那の貿易額は幾多不利の情況ありしに拘はらず過去三十年間に於て實に十倍の增加を示したるものにして、今より三十年の後には更に現在の十倍又は其以上驚くべき進步を爲すべきこと必すしも不可　にあらざるべきを知る、而も此場合に於ても、其一人當貿易額は合衆國の現在と同額に達するに過ぎざるなり。

然り而して支那の貿易が發達して此の如き數字を示すが爲には、其前提條件として國內の改革も亦吾人の豫想外なる發達を遂げざるべからずと雖も、而も此の如き國狀の發達は其現在の可能性より見て之を完成すること決して不可能にあらざるなり。

道路修築の急務

支那は其國內に於ける諸種の改革中、先づ其道路、鐵道水路、郵便電信等交通機關の發達を急務とせざるべからず就中良好なる道路の開通は鐵道の普及と同樣極めて重要なることにして、合衆國に於ても三十年前に在りては、良好なる道路の開通するもの極めて少かりしが、今日に於ては約二十萬哩の延長に達せり、例へば「イツノア」州は其面積山東省に等しく其人口約五分の一に加かずと雖も最近約四千五百哩の自働車用道路の修築を計畫せる程にて、其經費實に六千萬弗即ち一哩當り一萬三千弗に達す。然るに今日支那に於て之と同樣の道路を修築すると假定すれば、其經費合衆國に於ける半額にて足るべく、鐵道敷設費の十分の一にて十分なり。

渭水流域に位する陝西省の盆地の農夫は一噸に付三四十「ブッシェル」小麥を收獲すと雖も、之を市場に運搬するには荷車又は駄背に依り、其運賃一哩に付每噸八仙乃至十八仙（メキシコ貨幣）を要するを以つて、之を遠く漢口市場に出すこと能はず、之が爲に漢口に於ける小麥の市價は陝西產地に比し正に三倍の高値を維持するの狀態に在り、從つて此等農夫は其收獲を大にし即ち所謂餘剩生產の額を大ならしむれば從つて其生計却つて困難を訴ふるに至る、是を以つて見るときは、良好なる道路は即ち鐵道發達に缺くべからざる要件なるを知るべし、合衆國に於ても鐵道業者は初め自働車用道路の發達は鐵道の勁敵にして之が爲に鐵道業の衰退を來すべきを杞憂したるも、事實は全く之に反し、道路開通の普及に從ひ鐵道貨物の增加するを知るに至りぬ。

支那に於ても今日既に道路の發達を希望するもの生じ來れるは頗る喜ぶべき事にして、其結果道路修築の端緖は到る處に之を見るを得るに至り、即ち福州、長沙、濟南府、北京、上海等に於ては既に道路の修築を開始するに至りぬ。而も福州に於ては、道路の開修維持は、恰も其他の事業の如く、能く收支相償ふことを實驗せり、即ち道路に近接す

る地價は騰貴し、車輛に課する道路使用料は多額の收入を齎すに至れり。合衆國に於ける自働車の數は現在五百萬臺の多きに上り、其半數は即ち農業者の所有運轉する所にかゝる、是れ合衆國田舍地方の道路が良好なるを證するものにして、從つて農業家は之を利用して其收獲物を自由に運搬し、最高市價を維持する市場に供給することを得るなり。然るに支那が今日有する自働車の數は僅々一萬臺を超えず其良好なる道路は一千哩に達せざるなり。（未完）

農商部附屬機關現況

北京農商部は支那全國實業大政を總攬する所、其歲出經費六七十萬元、本部職員二百餘人の譜あり、蓋し其職權の分配及其政策の實施とは、直接社會に影響を及ぼすのみならず、亦直接人民に利益を與ふること甚大なり、從て本部所屬の各機關を一瞥せんか、之が農商行政の一般を考究するの資と爲るを得べし、其大略狀形次の如し。

（一）中央農事試驗場

該場は初め農事試驗場と名けられ、民國五年始て中央の二字を冠せり、前清光緒三十三年京師西直門外某貝子所有の花園に開設し、創設費約六十萬元を投せり、規模廣濶、設備頗る完成す、全場の土地面積一千餘畝田圃に充てたる者約六百畝、建築物の總價額約三十萬元に及ぶ、曾て該場設立の目的は農事試驗以外に公園の性質を含有せしめしなり、故に亭台花木異獸奇禽の有るありて、實に人の心目を娛ましむるに足れり、去ればこそ春秋の佳日には都人士の場に赴きて遊覽する者絡繹として道に絕へず、蓋し亦千丈紅塵中の一佳境なり、民國成立以後農商部は該場の措施に對して遊覽の性質を變し、專ら農事試驗の一途に重きを收れり、即ち賞玩に供ぜし動植物は僅に其固有現狀を保存するに止め、從前の如く炫異競奇に費用を投せざることゝなれり、場中の試驗事項に關する設備五科あり、即ち農科、園藝科、蠶絲科、農業化學科、昆蟲科是なり、此五科中農科を以て最も重要視せられ、其試驗の種類亦甚た多く其名目も從て繁雜を極めつゝあり、園藝科は蔬菜果樹花卉の三項あり、農業化學科は化學分析を司り、凡そ土壤肥料農產は均く實驗化學に供せらる、昆蟲科は病害試驗も其內に附入す、遊覽者よりは入場料を徵收し、其收入額は每年基本財產中に計上せられ、約六七千元を得べく、各科產出品收入も亦四五千元あり、全場の經費五萬四五千元なるが近來每月支費四千元以上に上れり、試場には場長一人を設け其下に各科主任あり、皆悉く農學專門家に屬す、各科の下に技

手學生あり、下等耕作者には農夫を傭用して之に充てり、該場は每年必ず一回農產展覽會を開き附近の農產物を徵集して、等級を品評し、特に農夫の展覽を勸め場員講演會を設けて農界を指導扶掖する所頗る多大なり。

(二)　觀測所

該所は中央農事試驗場に附屬す、一總所の外に分所十八ヶ處を試け、南京觀測所は純粹に總所の創設する者に係る每月經費は均く總所より給付さるゝなり、其他に天津、安慶、杭州、保定、襄陽、開封、太原、雲南、清江浦、南昌、綏遠、吉林、長沙、廣州、濟南、成都、貴陽の十七處ありて、均く各省農林機關內に附屬す、經費は各省より支給せり、該所の職務は約數項に分ち、一は天氣報告、二は農事氣象報告、三は天氣非常變災を警告し、上海天文台と相互に聯絡して每日の天氣を電報しつゝあり、一ヶ月分報告を彙編して月報を刊布せり、總所には所長一人、技正一人を置く現所長は技正湯襄氏之を兼任す、各分所には觀測員二人を置き歲支經費は約七千元なり。

(三)　農林傳習所

該所は素農政專門學校の變體に係り、農商部は初め民國元年特に農業專門學校を設けて專ら農業的人材を養成するの意ありしが、其卒業生の成績擧からざる爲め、直に之を閉鎖し、民國四年改て農林傳習所と爲せり、其性質は普通農業學校と異り、凡て卒業後は專ら農業知識を一般社會に傳習せしむるにありて、附近各地方を七區に分劃し每區に卒業生數十人を派遣して農事傳習に從事せしめ、且つ農業講演を行ひ、良種を紹介し農民を指導し、耕作を改良し新式農具を代購する等、積極的進行法を執りて餘力を遺さゞるの概あり、京北一帶の農民頗る信仰を爲し、其成果甚だ顯著なり、現所長唐有恒氏は米國農科大學卒業生に係る每歲經費一萬三四千元なり。

(四)　第一棉業試驗場

該場は直隸省正定縣南門外に在り、民國四年の創設にて全場面積二百八十畝、試驗を種類試驗、栽培試驗、肥料試驗に分ち場長は農商部技正錢穉孫氏の兼任に係れり、去年大洪水の爲め該場全部淹沒に遭ひ、作物流出せるのみならず、一切器物及書類等も多く湮沒せられたり、每年經費約六千元。

(五)　第二棉業試驗場

該場は江蘇省南通縣に在り、民國四年創設せらる全場面積三百畝、試驗事項は第一棉業試驗場と相同じ、每年農商部より經費九千餘元を給付せり、場長は前に農部僉事徐球氏なりしが、處理法に合はずとて罷免され、繼て僉事高文炳氏任せられたるも、是れ亦直に辭職せり、該場の經營は他場に較べて容易ならず、時に外間の攻擊を受く、南通一帶の農業頗る發達せりとの稱ありて、一般農業智識は他處に較べて其程度高きは事實なり、此れ該場の經營至難なる

所以なり。

（六）第三棉業試驗場

該場は武昌武勝門外に在り、民國四年創設に係る、全場面積三百六十畝、場長崔燮邦氏の經營頗る見るべき者あり去年農部視察員該場に赴き其成績優良なるを見て各場に冠絕すと稱賛せり、其產出棉花は品質極て良好之を市場に賣出せば其値段一倍方高きが常なりと試驗事項は第一第二棉場と相同し、每年經費約九千餘元なり。

（七）第四棉業試驗場

京西海甸に在り去年始て創立せらる、設備整はざる爲め其成效未だ顯はれず、場長韋祖純氏は農商部技正なりき。

（八）茶業試驗場

該場は安徽省祁門縣に在り、民國四年成立し全場面積僅に一百四十畝あり、試驗事項は種類試驗、剪定試驗、肥料試驗、製茶試驗の四種に分たる、場長陸燦氏は農業學校出身にあらざるも、平常茶業研究を怠らず、其造詣頗る深し前清時に江蘇勸業道及勸業公所職員たりしことあり、曾て茶業改良に對して屢々建議する所あり、今斯場を司るは實に其人を得たりと稱すべし、現在場内に種植せる茶樹は尙ほ開採の時期に達せず、僅に他處より葉茶を買收して之を加工するに止まれるが、其製法佳良なるが爲め、成績頗る好く附近の茶業者は皆な之に倣はんと競ひつゝあり、每年經費僅に四千元設備完成せざるは已むを得ざるなり。

（九）第一林業試驗場

總場は北京天壇に設け分場を京東に置けり、總場は民國元年に成立し、分場は總場に較へて其設立期稍遲れ總場全面積約四百畝、苗圃は其大半を占む分場は三百畝に滿たず、苗圃面積從て狹小なり、試驗事項は播種、移栽、插條、造林の四種に分たれ、樹類約三四十種あり、松柏樹最多とす現に栽植する者一百四十餘萬株あり、場　林祐光氏は農商部僉事なり每年經費約一萬三千餘元とす。

（十）第二林業試驗場

該場は山東省長清縣に在り、民國四年の創設に係る主要部分は該縣五峯山に在りて其面積約二千餘畝あり、其餘は箇山に數十畝あり、苗圃の面積頗る狹小、試驗事項は浸水施肥、覆土、季節床替、分根、播種の數種に分たる栽植樹約二百餘萬株あり、每年經費僅か四千元場長陳訓祁氏は農商部技正なり。

（十一）商品陳列所

北京彰儀門大街に在り、設立甚だ久し、內部設備頗る整頓す建築物約七百餘間、陳列物品は每年各省より運來す、每日平均入場者數一百乃至一百五十人、民國四年冬頃該所に於て國貨展覽會を開きしことあり、所長王治昌氏は農商部參事に係り、目下部命を承けて海外實業視察に赴き、現

に夏循愷氏代理しつゝあり、該所の職務重要視さるゝに拘はらず毎年經費甚だ多からず。

（十二）工業試驗所

該所は商品陳列所内に設けらる、但し獨立機關にして商品陳列所附屬にあらず、農商部より所長一人を派任して事務を處理せしめつゝあり、現所長吳匡時氏は佛國留學生に係り、所内試驗の成績頗る觀るべきものあり毎年經費約一萬元。

（十三）權度製造所

北京祖家街に在り、前清宣統二年に創設せられ民國以來屢々調查員を歐米に派遣して權度事項を調查せしめ、以て製造の擴張を圖りしが、經費不足の爲め其希望を果たす能はず、所長鄭禮明氏の常務振りに就き頗る令名あり、現に毎年製出品甚だ少からざるが、販路頗る澁滯し、人民の購用する者極て多からず、京兆一區は新制權度を勵行すれども、各地方は殆んど之を顧みる者だになきなり。

（十四）權度檢定所

該所は製造所と同じく一處に在り、所長陳傳瑚氏は農商部技正に係り所内檢定を請ふ爲めに送屆くる度量衡は毎年二萬餘件の多きに達せり、該所よりは四鄉に檢查員を派遣して京兆一區の權度統一を期しつゝあり、此成績如何に依り各省に推行する希望ある由毎年經費約八九千元。

（十五）第一種畜試驗場

察哈爾東牛羣界哈達呼圖克に設けあり、民國二年の創設に係り場長劉維藻氏は農商部主事なり、全場面積約二萬七千餘畝試驗事項は外國種羊豚を蕃殖せしむるに重きを置けり、現に羊豚七百餘頭を飼養し其價值約八千元以上、毎年經費約六千元。

（十六）第二種畜試驗場

北京西山來遠齋に在り、民國四年の創設に係る該場面積甚だ廣からず、試驗事項は牛馬羊豚鷄五種の改良に注意を拂へり、種畜、交配、牛乳製造、獸病の豫防及治療、羊毛改良、牲畜衞生等に關しても皆な試驗範圍の内に在り、場内產物價值約一萬元に及ぶ毎年經費僅か五六千元、場長周維廉氏は農商部技正にて曾て佛國に留學し獸醫學專門家なり。

（十七）第三種畜試驗場

安徽省鳳陽縣石門山に在り、民國四年の創設に係り、全場面積六萬餘畝、試驗事項は專ら牛羊兩種改良に重きを置けり、場長黃岐春氏は農商部技正なり毎年經費約七千元。

（十八）定海漁業技術傳習所

浙江省定海縣に在り去年始て開設せらる、所長士襄李氏は農商部技士に係る、此機關は專ら技術を傳習し漁民を指

導するにあり、現に汽船二艘を所有す該所學生は本地漁民の信賴を受くる所頗る厚し。

此外東三省に林務局三ヶ所あり、曩時農商部より局長を派任せりと雖も經費全部は省より出支する者に係る、故に其性質は前述の各機關と稍や異なるを免かれざるが、但し農商部附屬機關と見做して差支へなきなり、近頃特に條例を制定して、政府より局長を任命し農商部に統率の權ある如くなれども、已に附屬的性質は喪失したるもの、如し、又本部內に尙ほ數種の會議機關あるが獨立的性質を有せざるを以て茲に列入せず、其他今尙ほ設立準備に着手しつゝある者には、即ち第一第二糖業試驗場（一は江西省吉安縣に一は福建省閩候縣に設置する者）あり、更に設置計畫ありて準備に着手せざる者、即ち烟台及海州の漁業技術傳習所あり、京師勸業場に至ては火災後再建築に着手しつゝあるが一時竣工の望みなしとも稱せらる。

彙錄

日本の眞意露はる

Patrick Gallagher

北京電報に據れば、北京駐劄英國公使は支那外交部に對して、聯合國は支那の參戰後の態度に就き不滿足なる旨非公式に聲明せる趣なるも、合衆國政府は此の抗議に參加せざるなり。米國支那公使 Dr. Paul. S. Reinsh が北京外交團會議に出席したるに拘らず、同公使が米國政府の既に聲明せる見解並に希望と相一致せざる此種の抗議に加入せざりしは決して無分別なるに非るなり。

然れども此の抗議たるや、支那をして破壞的ならざる建設的方面に於て、我米國並に聯合諸國と有效完全なる協力の實を擧げしめむとするの根據を有するものなる事に鑒み且又支那をして一層有效に敵國と斷絕せしむるの點に顧みれば、吾人は今回の北京抗議に對して沈默を守るの賢明なるを知る。而して正義者は常に當然の權利を有するものなるが故に、十六萬五千人以上の支那人が已に佛白歐洲戰線に於て聯合側の勝利の爲めに、其攻勢を援助したるの事實を看過すべからず。然り支那人は聯合國の運送船上に於て從容として死に着きたり、而して喜んで米國兵の制服を着し、米國兵と共に勇敢に奮戰したり、吾人は從來米國に於ける對支感情の如何なる狀態なるかを詳述し來れり、而し

て吾人の確信する所に於ては、米國の輿論は支那政府に對して極めて友誼的にして、且最も同情に富む。

多幸なる新總統の首途

支那より來る凡ての報道を綜合するに、新大總統徐世昌氏は最も良く支那の進歩派並に支那の友人たる米國及び聯合諸國と協力し、支那政府に對して良好なる發足點を與へつゝあり。徐總統が支那の純内政問題に關して同國の諸黨派を調和せしめむが爲めに支那國民に告示を發したるに就きて、米國の論調を見るに、其は卒直にして、簡潔、大膽にして、支那政府の告示としては未曾有の進歩的のものなりと。米國並に聯合諸國と支那との將來の關係を良好ならしめむと努むる支那人及び賢明なる支那人批評家は共に餘りに屍體檢視的なる政策を非とするに似たり。今次の北京外交團の抗議も、之を詳かに吟味すれば、確かに屍體檢視の類にして、紛々たる議論の湧出するを免れざるべし。

則ち今次の抗議は支那人より最も嫌惡せらるゝ小幡酉吉氏が北京駐劄日本公使に任命せられて後、初めての北京公館街頭より生れたる最も重要なる一齣なり。小幡公使は一九一五年一月より五月に且る彼の不祥なる日支交渉二十一箇條事件の敵役なり。爾後同氏は東京に賜暇滯在中、日本の侵略主義者に演説したることが大に支那人の感情を害したるのみならず、責任ある日本の識者より非難せられたることあり。斯くて同氏は北京公使館員の職を罷められたるも、今や氏は公使として再び北京に來任せるなり。

小幡公使は、段祺瑞氏と公私共に最も親交ありし林男の後任者にして、段祺瑞氏は支那の國務總理として、且又參戰督辨としての行動は今回の聯合抗議中に痛く攻撃せられたる所なりとす。段氏が日本と修好協商を爲すを焦慮せる餘り、日本に對して讓與を爲したることは、支那と日本以外の聯合諸國との間を大に阻隔せり。十月十六日の倫敦タイムス北京通信は此等の事件を最も峻烈に論斷せり、而してタイムス北京通信員 Mr. Ffast は公平にして信頼す可き通信員として有名なる人物なり。

日本の輿の手露はる

斯くて現下の情勢の最も反語的なることは、段氏が日支兩國は大に提携す可しとの米國並に聯合諸國の希望に添はむが爲めに熱心努力せるに拘らず、外交團が支那政府に對して支那は參戰の有責に顧み更に他の何物かを爲さゝる可からざる旨を非公式に通告せられたること之れなり。而して此の抗議たるや北京外交史上に於ける小幡公使最初の貢献物なりとす。駐支英國公使 Sir. John Jordan は單に北京外交團の最古參たるの資格に於て支那政府に該抗議を交附したるに過ぎずとは、官界以外の米國一般の見解なるが如し。此事たるや其の北京來任を歡迎せられざる小幡公使の爲めには確かに悲むべきの事たるに相違なく、而して、新日本人たる首相原氏並に外相内田子爵の爲めにも日本對支政策上不祥なる第一歩たるなからむや。

（一九一八年十一月七日 Newyork Herald）

支那の和平

英米兩國政府は支那の南北和平を實現せしめむが爲めに日本と共同して徐世昌を援助するに至る可しとは最近東京より報道せらるゝ所なれども、兩國政府が果して此の提議に參加す可きや否やに就きては些か疑問の點なからず、何となれば英米兩國政府は極東政局の渦中に入る可く、餘りに緊急にして重大なる自國の諸問題を解決せざる可からざるの狀態なるを以てなり。

然れども支那の諒解を得、而して支那に對して應分の助力を爲すに當りて、英米兩國よりも一層形勝の地位にある日本政府が、文明の和平解決の爲めに友好的提議を爲すの日ある可きことは何人も否定する能はざる所なるべし。日本現時の事情の下に於て支那に友誼的勸告を爲すことは決して日本の誠意を疑はるゝの憂なかる可し、何となれば日本現政府の首相の性格及び經歷は誠意と確實とを保證するに足る可きが故なり。

日本は有史以來始めて特權階級若くは貴族階級にも屬せざる、然して平民階級を代表する首相を戴けり、而して大隈內閣及び寺內內閣の支那に對する干涉は何れも等しく其の最終の目的に對して一般人の疑ひを生せしめたるも、原內閣の今回の對支勸告は決して斯の如き性質のものに非ざるべし。故袁世凱が專制的に國會を解散し自ら皇帝たらんとせし時より間歇的に起りたる支那の內亂を如何にして最も速かに終熄せしめ得べきやの最終の望に關しては勿論問題とする餘地なし。今や當時より四ケ年を經過せるが、支那に於ては其の間二個の國會を有し、即ち一つは廣東にして、他の一つは北京なり、而して南北兩國會の鬪爭せる結果は實に支那の國利民福に極端に背馳するものなり。

徐世昌が大總統に就任せることは和平解決の第一步とは認め得ざるが如し、何となれば徐世昌其の人は色彩鮮明なる反革命黨の一人なればなり。清朝の末期に當りて徐世昌は宣統幼帝の大傅なりしのみならず、彼れが共和的革命を認容せるは素より彼の本意に非ざりしなり。廣東國會の力爭せる主義なるものは支那は國會に對して責任を帶ぶる內閣によりて治められざるべからずと言ふにあり、而して從來徐世昌及び其の幕僚たる北洋閥は獨逸に於けるが如く內閣は大總統に對して責に任せざる可からずと主張せり。

然るに最近徐世昌は從來よりも更らに妥協的態度を示し來れり、而して北の南北の紛爭及び之れと密接なる關係を有する種々なる事件に付きて徐世昌と協議す可く廣東國會より委員を北京に派遣せることは徐世昌と伍廷芳との間に交讓妥協の密約あり、而して伍廷芳一派が之れに對して好感情を有することを表はすものなり。南北兩軍相互の同意に依りて戰鬪を停止せることも亦支那の和平解決上喜ぶ可き現象にして、目下傳へらるゝが如く日本が支那に對して調停することは時機甚だ可なるが如し。

（一九一八年十一月三日 Philadelphia Pa）

支那の能力の研究

モルガン商會の發表する所によれば、米國資本團は支那財政狀態を研究せしめんが爲に北京に一代表者を派遣する事に決したりとの吉報あり。米國國務省は世界に於て、最も大なる而して未だ開拓せられざる市場、即ち支那の投資の吸集及び工業開發上の能力を調査せんとする如上の米國資本團の努力を是認せる事は又喜ぶべきことなり。過去に於ける對支關係を見るに吾米國は世界に於て最も廣漠たる地域を占有する支那人民をして我が米國的精神及米國の文物制度に對して好感的觀賞をなさしむるを得たり。

支那國民が自國の新民主的事業の發展の爲には他の諸國よりも寧ろ却つて米國より資金の供給を仰ぐこと得策なり然り從來支那人は他國の投資よりも米國の投資を一層歡迎するを常とせり。

米國が支那政府に對して團匪事件賠償金全額を免除せるに徹するも、支那人は米國が何等支那に對して野心を包藏するものに非ることを知るなり。否極東の何れの部分に對しても米國は何等の野望を有するものに非ることを知るなり。而して支那人は、世界中何れの國よりも、米國の公平無私にして、米支兩國共同の利益を主眼として、通商を爲すの誠意あるを知るなり。

苟くも米國實業家たるものは、吾が親善なる支那共和國の財政關係上の可能性を研究するを怠る可からざるなり。世界の改造發展並に世界的機會均等の新時代に入るに際して、吾が米國資本團今回の決議は極めて時宜を得たるものなり。

（一九一九年一月十一日　Newyork Eve Mail）

米國人は對支貿易の有望なるを知らず

——趙紐育總領事の演說——

中華民國駐米總領事趙氏は紐育在勤なるが、氏は米支兩國國交の親善を增進することに頗る熱心にして、其の目的の爲に米國各地の大都市を歷訪し、通商局及び商業會議所其他種々なる商業團體に對して演說を試みたり。

既に合衆國、廣告協會倶樂部は趙總領事に對して其各支部を視察せられんことを乞ひたるが、ボストン、バルチモア、クリーブランド、デットロイト、セントルイス、シカゴ、デンバー、シンキナッチ及びインデアナポリス等の廣告協會倶樂部各支部は趙總領事を大いに歡迎するの計畫を爲せり。趙氏は來る一月十五日紐育廣告倶樂部の午餐會の席上に於て一場の演說を試むる筈なり。

趙總領事曰く『余が合衆國に於て我が中華民國を代表するを得るは余の最も欣幸とする所なり、何となれば米國は我が第二の故鄉なればなり。先年余は永く紐育市に滯在し紐育大學を卒業しコロンビヤ大學の研究生たりしことあり故に余は貴國が支那に對し如何なる關係を有し、且つ又我が支那が貴國に對して如何なる關係を有するかを熟知せり我等二國は世界に於て最も偉大にして、廣大なる共和國なり。米支兩國が政治的理想に於て一致するが如く、兩國は商業上に於ても亦結合せざるべからず。

今日支那は四億五千萬の人口を有する世界最大の市場に

して、共和國と爲りてより實質的に其の生活程度を大いに向上せしめたり。支那青年の米國留學生は從來支那人の生活を更新し、向上せしむるに缺く可らざる要素なりき、而して支那に於て支那をして世界の强國の一たらしめんとする思想を喚起するに當りて、吾人は我が支那青年の米國留學生を通じて、米國青年に負ふ所甚だ大なるもの有り。

然れども米國人は支那が商賣上に於て如何に大なる機會を提供しつゝあるかを解せざるものの如し。米國の對支貿易は年々增進しつゝありと雖ども、然も惜むらくは未だ吾人の希望するが如き急速なる進步狀態に在らざるなり。之れを例へば千九百十四年度に於ける支那の對米輸出額は其の輸出總額の約十一パーセントなりしが、千九百十七年度に於ては二十パーセントなり。而して千九百十四年度に於ける支那の米國よりの輸入額は支那の輸入總額の僅に九パーセントに過ぎざりき、此等の輸入品は主として煙草及麥粉等の如き支那が米國以外の諸國より求め得ざる所のものなりき。次いで千九百十七年に於ける支那の米國よりの輸入額は十一パーセントに增加せり。

貴國の大商人は我が支那が如何に巨大なる市場を提供するものなるかを知らず、又支那の貿易を眞面目に考慮するを欲せざるが如き觀あるは吾人の悲む所なり、之れ即ち余が貴國の各地を歷訪して、米國商人に對し支那市場を紹介せんと努むる所以なり』と云々。

趙總領事は對支關係の米國工業家並に輸出業者とに個人的に接觸せんと焦慮しつつあり。

趙氏は之等の問題に關する質問に對しては喜んで其の解答を爲す可く、斯して對米貿易を開始せん事を熱望せる責任ある支那商人と直接に米國商人を連結すべし。趙總領事は流暢なる英語を以て、最後に述べて曰く『余は最も多くの機會に於て米國の大工場を視察し、以て米國工業に關する余の智識を出來得る限り完全にせんことを欲するものなり』と。

本紙紐育商業界（New York Commercial）は米支兩國の貿易に關して趙總領事に宛たる總ての通信を同總領事に對して進達するの勞を厭はざるべし。

（一九一九年一月十日　New York Commercial）

事業界

老公茂紡績の營業成績

老公茂紡績會社第二十五期營業成績に關し、去二月二十五日上海イルバート商會内に通常總會を開き、取締會長ピアース氏（E. E. Pearce）は總株數四千百八十四株の代表者に對し、大要左の如き營業の概況を報告せり、昨年即ち一九一八年中に於ける我紡績工場の營業狀態に就ては、既に報告書中に記載せる所によりて、諸氏の知らるゝが如く本工場の業務は諸氏の意見に從ひ、漸次好結果を得つゝありて、昨年より本年二月に至る迄晝夜兼行、鋭意努力したれども、前年度迄の成績の記錄を破る能はざりき、此に於て修繕其他に要せし費用新規の經費の支出が決して無効ならざりしに滿足せられんことを希望す、加之本工場の本期成績は決して累年の營業狀態に比し遜色なき成績を擧げつゝあるを信ず、殊に昨年一月ウェブスター氏就任せられ從來の作業及勞働問題を整調して、廠内靜謐にして業務を向上しつゝあり、乍併昨年五月より七月の間支那南北政爭の結果、從來四川省は其鄰接の漢口と同樣我製品の大消費地なりしに、此紛爭の影響として我商品は地方暴徒の跋扈に委せられ、爲に一時取引を中止せざる可らざるに至れり、此等の不幸の出來事は恰も暴徒か南北政府の紛爭の代表者に煽動せられたるかの觀ありて、甚しく我綿糸市場に影響し、織物は非常なる打擊を蒙り、爲に此期間に於ける損失は最初三ヶ月分の利益に匹敵するものあり、本工場は過去數年間の困難なりし事業に鑑み更に滿足すべき成績を擧げ得るの日の一日も速に來らんことを望む。

本期間我工場の營業成績に就ては、已に報告書に記載したるが如く、昨年末の勘定に於て本年度に繰越したる三、九三三、九一兩を加へ、損益勘定貸方に於て一一三、二九二、八四兩を計上せり其内譯左の如し。

損益勘定（貸）十一萬三千二百九十二兩八夂四厘也

内譯

配當金一株に付七兩	五六、〇〇〇、〇〇
工場建物償却	六、三六三、七〇
機械償却	三二、一一〇、四〇
織物器具償却	五、三七二、一七
工場器具償却	六七七、五三
貯水所及土地改良費償却	二、〇〇〇、〇〇
總支配人手當	六、二八三、三一
次年度へ繰越	四、四八五、七三
計	一一三、二九二、八四

以上の減價償却に關し吾社は單に保守的財政主義の下に方針を立るを以て、若し本月の總會に於て承認あらば帳簿上工場建物の減價償却を一六〇、〇〇〇兩に、織物機械の償却を三〇五、〇〇〇兩に、機械器具償却を五〇、〇〇〇兩に振替へることは、現今の如き諸式高價なる時に際し、其合理的價格として資産狀態の增加を示すものなり、我工場の發展に付き好成績を發表することを得るは數年來の記錄にし

て喜ぶべき現象なり、機織は昨年四月之を開始し同月末には百六十機全部を操業したり、他の四十機は本年中に到着すべく、現在の擴張は之を以て完成するも近き將來に於て一層機織の增大を期待せり、ローウイプリンハム氏及マッヒユー氏監査役の言に據れば、綿花價格は最近低落の歩調にあるを以て、貸借對照表面の棉花在庫高は一九一八年十二月三十一日に於ける市價より上輩にあり、若し非常の高價を以て在庫棉花を次期繰越となせりと解する者あらば、吾人は言はんとす、繰越棉花の平均價格は約三週間の工場製產力三十二兩六分にして、十二月二十六日に於ける市價より多く上輩にあらず、而して該棉花は綿糸を賣捌き以て利益を擧げ得る以上の値段に買入れたるなり、尙爰に總支配人の契約事項に關し報告を要するものあり、總支配人と本社との契約は一八九五年八月一日付制定のもの、協定條項に關する第百二十條は一九一五年八月二日改訂され、爾後十ヶ年間効力を有するものとせられし事なり。

昨春會社は工場視察を屢々求められ、必要なる許可は殆ど凡ての場合に於て認容され、買收を計畫せる日本人は屢々會社の資產狀態を調査せり、然れども是等多くの照會者の中にて實際買收の交涉をなしたるものはなかりしも、斯かる性質の訪問は決して歡迎すべきものに非ず、且之が爲め從業者の地位を不安ならしめ、惡結果を事業の上に齎すものなれば、斯かる調査は最近廢せられたり、今や歐洲戰爭終結を告げ過去四年間の困難なりし經驗を以て、今後大に着目に値するものあり、支那南北和平會議の圓滿なる意見の一致を見、引續き我社の消費地方の秩序恢復貿易の復活は、一般の他の事業と相俟て當紡績工業の上に好影響を齎すべきなり、會長の貸借對照表の報告に次でシー、エム、ベーン氏鐘亮宇氏重任の件を附議し、又會社有數の株主たる江原吉之助氏を役員會委員に任命すべき件につきて、曰く「江原氏は會社有數の株主にして己に役員會委員に任命すべき決定の遲れし爲め、本日の總會に間に合はざりしも次期總會に於て任命さるべき事と信ず」と、次に會長は第三決議文を朗讀し本年度の監査役に、ローピンハム氏マッヒユース氏を選擧し、監査役手當を二百五十兩なりしを五百兩に增額せり、又監査役ウイングローブ氏は會社創立當時より現在まで其任にありしが病軀の爲辭任せられし事を報告し、次期總會は一九二〇年二三月に開催すべき件等以上の諸件悉く滿場一致可決したり。

上海製造絹絲株式會社營業成績

上海製造絹絲股份公司第二十四期營業報告及決算報告昨年六月一日より同十二月三十一日に至る下半期の營業大要を示せば左の如し。

同期末現在株主は四十四名、此株數壹萬七千八百四十三株にして、今回の定時總會に於ける特別議事事項左の如し一、今回臨時總會の議案に上れる當社解散の件は、日支株主雙方の同意により、特別方法及條件を議定すべきを以て、臨時株主總會は之を取消すことゝす、而して其條件左の如し。

陳元生	六、〇〇〇	德記	五、〇〇〇
水協昌	三、〇〇〇	潘正大	二、〇〇〇
協興昌	三、〇〇〇	氷興昌	二、〇〇〇
隆裕	六、〇〇〇	大源記	二、〇〇〇
榮慶大	二、〇〇〇	恒大記	二、〇〇〇
瑞泰恒	三、〇〇〇		六、〇〇〇
恒興	二、〇〇〇	記	六、〇〇〇
張信和	一〇、〇〇〇	寶興長	三、〇〇〇
元興	三、〇〇〇	恒興	六、〇〇〇
合計	一一三、〇〇〇		

▲繰棉業

昨年北市益泰等の棉繰工場六軒は、昨年營業の成績良好にして、原棉業者に較べて獲利較多し、就中薛文泰總理たる益泰軋花廠は獲利最も大なりしと。

益泰	一三〇、〇〇〇	福和永	五〇、〇〇〇
永茂	九〇、〇〇〇	雲龍	三五、〇〇〇
晉豐	三五、〇〇〇	永成	二五、〇〇〇
永順	三〇、〇〇〇	合計	三九五、〇〇〇

▲購米業

南北市精米各場は昨年の豊作に連れ、米價低廉と爲りし爲め皆な精米に氣乘りせず、或は投機業に手出す者すら見受けたり、同業中收益者頗る少かりし模樣なり即ち左の如し(單位元)

鐵昌廠	二、〇〇〇	致中和	二、〇〇〇
裕通	二、〇〇〇	恒昌	二、〇〇〇
泰昌	二、〇〇〇	生泰	一、〇〇〇
永大昌	二、〇〇〇	永升	一、〇〇〇
豐成記	二、〇〇〇	協豐	一、〇〇〇
昌泰	一、〇〇〇	恒豐	一、〇〇〇
信昌	二、〇〇〇	合計	二〇、〇〇〇

▲雜穀業

昨年雜穀收穫豐かなりしが、元値較大且つ運賃增昂せしを爲め、各同業の實收益多からず、僅に祥源等の十二店稍や獲利せるを見たるのみ(單位元)

祥源	八、〇〇〇	裕源	三、〇〇〇
全益	二、〇〇〇	五豐穗	二、〇〇〇
新大	二、〇〇〇	森泰榮記	二、〇〇〇
復昌祥	二、〇〇〇	晉大	五、〇〇〇
聚茂	四、〇〇〇	元豐	二、〇〇〇
承大	三、〇〇〇	順和	一、〇〇〇
合計	三六、〇〇〇		

▲製粉業

昨年阜豐、福新、茂新三廠の營業成績は、一昨年に較べて稍や劣り氣味なるが、蓋し相當の利益を擧げたり、其他は損益相半の模樣なりしと。

阜豐	三〇〇、〇〇〇	福新	三〇〇、〇〇〇
茂新	三〇〇、〇〇〇	申大	五〇、〇〇〇
華豐	五〇、〇〇〇	合計	一、〇〇〇、〇〇〇

▲北貨業

北貨業には南北兩幇の區別あり、北幇は皆汽船運貨なる瓜子、胡桃、紅黑棗等を取扱ひ、南幇は民船運貨なる落花生、乾粉等を取扱ふ、昨年各貨價均しく昂騰せるより來荷多からず、且つ取引稍や沈滯氣味なりき、南幇の落花生に至ては外商筋の船腹不足に因り、買入方見合せし者多く、是を以て營業上南北兩幇の成績を比較する時は、北幇稍や

優勝を占めたり、茲に獲利各店を擧ぐれば即ち左の如し。

（單位兩）

北市

豐豐	一四、〇〇〇	日升	一〇、〇〇〇
厚生	四、〇〇〇	益大	二、〇〇〇
生大	二、〇〇〇	乾康	一、〇〇〇

南市

鼎泰	五、〇〇〇	長泰	三、〇〇〇
永泰	二、〇〇〇	昌泰	二、〇〇〇
裕成	三、〇〇〇	乾記	二、〇〇〇
泰生	二、〇〇〇	合計	五二、〇〇〇

▲茶業

當地の茶問屋にて輸出向專業とする者は、謙須安、忠信昌、謙泰昌、洪源永、楫記、同春、永盛昌、榮吉、祥、謙益、久成、震和、瑞昌、恒豐泰の十四軒なり、昨年商內異常に閑散、全年輸出總數を算するに盛時の十分の二だに及ばざりき、價格亦低落の極度に達せしが、各問屋筋は重大の損失を蒙らざりき、這は一昨年歐戰の影響を受け外商筋の取引手控となり、在荷動かず多大の損失を蒙りしに鑑みたればなり、故に一昨年の營業成績良好ならざるに對して昨年半年には外商との取引絕て無く、問屋筋頗る閑散を嘆ち居りしに拘はらず、敢て恐慌せざりしが如し、舊曆八九月頃に至り弗々商內あり但し舊荷の擲賣多かりき、次て歐戰終を告ぐるや忽然英佛米諸國の需要起り、注文電報頻りに至り、須臾にして七百萬箱の商談纏りしが如し、各問屋の此大宗の貿易に因り前缺損を彌補せる者少からず、故に舊年末決濟期に及びて各問屋は一として缺損を受けざるはなしと雖も、其實は前年分缺損を彌補せるが故なり、從て純益を擧げたる問屋は頗る僅少、而も其實收額は多くて萬餘少くて數千元に過ぎざりき、蓋し之を一昨年の營業成績に較ぶれば其去ること天壤も啻ならざるなり。

現在當地在荷高多しと雖も、各問屋の持荷として僅に七八萬箱を有するのみ（紅茶三萬箱綠茶五萬箱）內謙順安、同春兩問屋は其多數に居れり、一度春期市場の開かるゝに至れば、此持荷容易に取捌かるべしと豫測せらる、唯支那茶の販路は從來露國向を最高位に置くが現時歐戰停止せりと雖も、露國內亂未だ熄まらざるが故に輸出營業は尙ほ原狀を恢復し難かるべし。

茲に昨年中利益を擧げたる茶行號を列示せば左の如し。

（單位兩）

茶行

晉泰福	三、〇〇〇	協泰祥	三、〇〇〇
源和成	二、〇〇〇	同裕泰	一、五〇〇
同泰祥	一、〇〇〇	復成隆	一、〇〇〇
公泰祥	一、〇〇〇	同昌祥	一、〇〇〇

茶號

汪裕泰南號	四、〇〇〇	汪裕泰北號	三、〇〇〇
汪裕泰中號	四、〇〇〇	程裕和	五、〇〇〇
程裕新	三、〇〇〇	程裕隆	四、〇〇〇
胡肇泰	三、〇〇〇	合計	三九、五〇〇

▲衣服業

南市の衣服業は三四十軒を下らず、其內營業較大なる者

約半數を占む、昨年度春夏秋三季の商內は尙ほ平穩を保ちしが、冬季に至り皮貨は陝西地方の擾亂に因り、當地出廻り較遲れ、市價先に昂騰し、後に低落せしを爲め、着荷當時に於て各問屋多く損失を蒙るに至れり、故に舊年末決濟期となり、利や利益を擧げたる者は萬濟、源來、晉康、德泰、德大、裕豐の數軒に過ぎざりき。

▲造花業

會社組織の造花業は數年前尙未だ當地に設立されたるを聞かざりき、近年以來馬洞庭等北京より造花職工を雇來り日新造花公司を設立せり、是れ當地に於ける初めての試みなるが、其後の發達觀るべき者あり、聞くに該公司昨年度利益二千元を計上せり、外に禮記等二軒あるも商內充分ならず然共獲利亦數百元を稱へり。

▲豚問屋

豚問屋は凡て七軒あり、均く滬南薛家濱一帶に開設せらる、賣買兩客間に介して口錢を取るなり、當地每日の豚消費約一千頭以上に及び、各節期每に三四頭の增加を見るは常なり。皆な該問屋の手を經由して賣買行はる、故に每年の營業決して些少のものにあらず、昨年春夏秋三季は來貨多き爲め商內頗る良好なりしが、冬季に至り出廻り意外に少きより各問屋共香はしき利得なかりしと、茲に昨年該問屋の獲利數を調査しするに即ち左の如し(單位元)

順記	一〇、〇〇〇	源大昇源	八、〇〇〇
源順	八、〇〇〇		六、〇〇〇
潤大	六、〇〇〇	豐利	六、〇〇〇
昌源	五、〇〇〇	合計	四九、〇〇〇

寄贈書目錄

月報	名古屋商業會議所		一四三號
南洋協會雜誌	同協會		三號
新公論	其社		四號
月報	小樽商業會議所		一二二號
水產界	大日本水產界		四三九號
大亞	大亞協合		
製紙原料木材パルプ	農商務省山林局		
紡織界	其社		四號
東洋經濟新報	其社		八四六號
月報	宇都宮商業會議所		一七九號
調査資料	南滿鐵道株式會社		七號
朝鮮及滿洲	其社		一四二號
海外事情	水交社		三號
圖書月報	東京書籍組合		三號
東京文具新聞	其社		八二號
貿易通報	其社		一四二號
大陸	其社		四號
經濟資料	其社		四號
月報	奉天商業會議所		七六號
化學工業	其社		四號
四日市商業統計年報	四日市商業會議所		一〇三號
新書香	丸善株式會社		三九號
國民經濟雜誌	寶文館		四號

支那半月史

大正八年三月下半

南方第二宣言

和議停頓に關し南方側は三月二日宣言を發し、其立場を闡明する所ありたるが(前號本欄參照)、三月十四日南方代表全部唐紹儀氏宅に集合し協議の結果、陝西問題に對し北方の誠意全く存在せずとの理由に依り、再び宣言書を發するに決し、右宣言書は十六日各省議會教育會商會各新聞社宛、廣東軍政府參衆兩院陸榮廷並びに護法各省宛、長江三督軍吳佩孚馮玉祥宛の三通に分ち發送せられたり。左の如し。

三月二日儀等曾つて中外に向つて宣言して謂ふ北京政府は去年十一月十六日に於て停戰命令を頒發せる後獨り陝西に向つて兵を用ひ本年二月十三日陝西に對し停戰命令を頒發せる後十四日より二十一日に至り陝境の北軍仍ほ進攻やまず北方代表をして責を責ひ辭職せしむるを致せり儀等因つて陳樹藩能免の議を提出し暫らく會事を停めて靜かに解決を待てり此種の苦衷は早く鑒及を邀へたらん北京政府は公議に迫られ本月三日亦曾つて第三次停戰命令を頒發せり乃ち儀等得る所三原于總司令の報告に二月二十日より三月八日まで戰盧日なく慘戮盧日なく盜屋一縣村を焚くこと七百餘北の各縣基督教徒全省新舊大會を開きて天を呼ぶに至る而して五六七八數日は北京政府江日(三日)第三次停戰を明令せる後陳樹藩の歌電(五日)を發出し令に遵つて停戰せるの時に在り而も戰事の烈は前に較べて尤も甚しく富平涇陽三原及び附近の各縣即ち北京政府の始めより認めて靖國軍の根據地と爲し屢次決して攻擊せず留めて劃防地步と爲さんと聲明せる者亦俱に圍攻の中に在り陳樹藩今に至り三原と儀等と通電するを許さず朱總代表の三原に致す所の要電亦陳樹藩の扣する所と爲る此の前敵悍將の敢へて令に抗する北京政府德辦に法無きに非ざれば即ち北京政府陰に戰ひ陽に和するものに似たり且つ參戰軍收束、參戰借款停支の諸問題は議會中双方代表の一致主張せる所たるのみならず皆眞正民意の在る所、和議成否の樞機たり北京政府一切顧みず軍を成す日に亟かに該款は友邦政府の忠告を經たるに亦仍ほ繼續提支し甚しきは軍事協約は二月二十三二十四兩日二三次和平會議を開き双方代表認めて應さに即ち停止すべしと爲せしに乃ち時効協定書竟に三月一日に於て簽字するに至る他本會南北代表の暫らく發行を緩ふすべきを公同議決したる八年公債は北京財政部仍は進行して已まず凡そ此の諸點は皆中外の周知する所儀等敢へて北京政府信義なく能力なく責任を負はず並びに意ありて全國の公意に拂逆して以て行ふとは謂はず但だ和議期內戰事あるを得ざるは萬國の公例たり而して北方之を犯し表面停戰せるも決して實行せず再三抗令の陳樹藩に於て袒庇して懲辦を肯んぜず參戰軍と一切の禍國喪權和平を妨害するの計畫は更に着々進行し双方代表の公意を不顧に置

く此のごときの情形和議何れより說き起さんや方今大局未だ定まらず紛亂益々增す將來何種怖るべきの變局を發生すべきや擧げて知るべからず諸公和平を想望する素と欽佩する所何の良策か和平會議をして此れより中輟するに至らざらしむるある儀等不敏縞かに聞知せんことを願ふ唐紹儀章士釗胡漢民繆嘉壽曾彥郭椿森劉光烈王伯羣彭允彝饒鳴鑾李述膺叩

東淸鐵道管理取極

管鐵委員名及び外務當局の說明

我が外務省は三月十七日を以て聯合軍策動地帶內に於ける東淸鐵道及び西伯利橫斷鐵道監督に關する取極を發表したり。全文左の如し。

一、聯合軍策動地帶內に於ける鐵道の一般監督は現に西伯利に軍隊を出動せしめ居る聯合各國（露國を含む）の代表者を以て組織し露國人を委員長とせる聯合國特別委員會之を行ふ

左記兩部を創設し前記聯合國委員會之を監督す

（甲）技術部

現に西伯利に軍隊を出動せしめ居る各國の鐵道專門家を以て組織し前記地帶內に於ける一切の鐵道の技術的並に經濟的經營を行ふを以て目的とす

（乙）聯合國軍事輸送部

當該軍憲指令の下に軍事輸送の調節を計るを以て目的とす

二、聯合國軍隊は鐵道保護の任に當る

各鐵道に露國現行法の付與する權限を有する露國人の長官或は支配人を留任せしむべし

三、技術部は部長を選任し之れに鐵道の技術的運行事務を委任す部長は該技術的運行事務に關しては前項の露國官吏に指示を與ふることを得

部長は西伯利に軍隊を出動せしめ居る各國國民中より同部員として助手及び監督を任命し之れに技術部本部事務所勤務を命じ其の職務を定むることを得

技術部長は必要に應じ特に重要なる停車場に鐵道專門家團を分派することを得

上述の規定に依り鐵道專門家を停車場に分派するに當りては同停車場の軍事的保護の任に當れる聯合國各自の利害關係を十分考慮するを要す技術部長は其の裁量に依り任命すべき技術部事務員に事務を配分す

四、聯合國委員會の事務員は委員長之れを任命す

委員長は此等事務員に事務を配分し且之を罷免する權限を有す

五、本取極は聯合軍が其の策動地帶內より撤退すると同時に消滅すべく而して本取極の下に任命せられたる外國鐵道專門家は總て直に召還せらるべし。

本取極に依りて任命せられたる特別委員會員、技術部員軍事輸送部員氏名左の如し。

特別委員會

委員長　ウストロゴフ（露）

委員
シー●エス●スミス(米)
サー●チャールス●エリオット(英)
陸軍中尉　ブルヂョア(佛)
領事　ガスコ(伊)
民政部長　松平恒雄(日)
前經露公使　劉鏡人(支)

技術部
部長　ヂエー●エス●スチーブンス(米)
部員　大佐　ダニレフスキー(露)
同　ヂャック(英)
同　レヴールヴ(佛)
少佐　ガリバルヂー(伊)
長尾半平(日)
詹天佑(支)

軍事輸送部
部長　中將　武内徹(日)
部員　少將　ウラヂミロフ(露)
大佐　ガリヂャー(米)
同　ヂャック(英)
同　テシール(佛)
大尉　サラロリ(伊)
詹天佑(支)

尙本取極に對する外務當局の說明左の如し。

本取極めは昨年九月以來日米兩國の間に交涉ありたる結果客月中旬兩國政府の間に協定成立したるものにして要するに西伯利及び北滿に於ける軍事輸送狀態を改善するの目的に出でたるものとす從つて取極め第五項に規定しある通り聯合軍が其策動地帶より撤退すると同時に消滅する筈なり日米兩國を初め其他の關係國より出だせる鐵道專門家其他の委員等は要するに露國の利益軍事輸送の改善を以て目的とするが故に何等其所屬國特種の利益に關係無きこと勿論なり取極め第一に在る聯合國特別委員會の委員長はオムスク政府のウストロゴフ氏にして英國サー●チャールス●エリオット、伊太利ガスコ、米國スミス、日本松平浦潮派遣軍政務部長、支那劉鏡人等其委員たり又スチーブンス氏は技術部長に選定せられ我長尾鐵道院理事之れが部員たることに決定し委員會本部は差當り浦潮に置くことゝなれり。

北京政府の回答

參戰借欵問題に關する

三月一日、帝國政府が小幡公使をして交附せしめたる兵器交附中止、參戰借欵不引出通告に對し北京政府は三月二十二日附を以て右に關する回答を發し、同時に三月七日北京政府を訪問し、帝國政府通告の趣旨を支持したる英米佛伊四國公使へも各別に回答せり。帝國に對する回答內容は(一)兵器交附中止に關しては貴政府の趣旨を「諒承」す(二)參戰借欵の件に關しては愼重に考慮すといふに在り。帝國政府に於ては右回答を以て滿足とは思惟し居らざるも、北京政府としては對內關係上これ以上の

聲明を與へ得ざるべきを察し、一先づ本回答到着を以て本問題に關する交渉を打切ることゝなれり。尙ほ本件に止まらず近來の日支外交問題に關し、三月二十六日の衆議院本會議に於て內田外相の爲せる答辨（小寺謙吉氏の質問に對し）は、頗る此間の實相を明かにせるを以て左に之を採錄すべし。

人種差別問題　政府は國際聯盟の根本原則が世界永遠の平和を確保し平等正義の觀念を實現せんとするに在るに鑒がみ該聯盟の成立を機として人種の相違に基く法律上の差別待遇撤廢の趣旨を明にするは國際聯盟をして完全且光輝あらしむるに極めて重要なるを疑はず然れども本問題に關し此際我提案の內容關係諸國との交涉の經過又は今後の方針を茲に言明するは國家の利益に非ずと認む

南洋諸島問題　獨逸南洋諸島の處分は一般獨領殖民地處分問題の一部分を形成するものにして右殖民地全部の處分に關する關係各國の協議決定に俟つべきものなる處國際聯盟規約の一條項として獨領殖民地全部を特定國の委任統治に附するの主義は國際聯盟委員會の採用する所となりたるも未だ終局的に確定せるものに非ず本件處理に際しては政府は國家の利益に顧みて適當と認むる措置に出づべし將又講和會議に於ける本件進行の程度發表に就ては議事內容發表方に關する講和會議の決議に從ふの外なし

聯盟と日英　政府は國際聯盟の主義及目的に對し誠意に之に贊同するものにして日英同盟の本旨と何等扞格する所なし從て質問者の謂ふが如く日英同盟協約を廢棄せんとするの意思を以て此の態度を採る次第には非ず

國際勞働問題　國際勞働問題に關し今日迄講和會議委員會に於ける議題となりたるは國際常設機關設置條約案の件に止まり未だ勞働法制の實質問題に涉りて審議ありたることなし政府は勞働者の正當なる利益を保護せしが爲適當なる施設を爲すに怠らざるべしと雖も我工業狀態は歐米諸國に於ると趣を異にする所尠からず從て一律の法制を帝國內に施行し難き者あり政府は本問題に關し愼重なる態度を執らんとす

山東問題　豫備會議に於て支那問題審議の際日本及支那委員の執りたる態度に關する質問は五大國會議に於ける討議の內容及び其經過に關する事項に屬するを以て遺憾ながら茲に言明するを得ず但し同會議に於ける日支兩國委員の態度に關聯し帝國政府は支那政府を壓迫せるものなるやの誤報外間に傳はり頗る遺憾なりと思惟し居たる折柄支那政府は二月十日自ら進んで右の誤報を打消し日本公使申入れの眞相なるものを發表したり

西伯利出兵　西伯利出兵當初の主要目的たるチエック・スロヴアック軍の救援は旣に成就せられたるも政府は東部西伯利に於ける治安維持の必要に鑒み目下約二萬六千の兵員を同地方に駐屯せしめつゝあり而して政府は常に我軍隊の行動をして前記駐屯の趣旨に副はしめむことを期するものにして露國の內政に干涉するが如きは斷じて之を避くる方針なるも過激派にして地方の治安を紊亂する場合には之を討伐することあるべし西伯利に於ける我軍駐屯の期間は

各與國との關係もありて今日之を明言する能はざるも同地方に於ける秩序恢復し駐屯の必要なきに至らば撤兵すべきこと勿論なり

支那の和平　質問の要旨は(一)參戰軍問題(二)參戰借款の引出し(三)兵器の供給の三者が南北妥協の障碍となるものと認めらるゝにより之れと密接の關係ある帝國政府は列國と協調を保ち右の三者を撤廢若しくは停止せしめ以て和平の促進を圖れと云ふに在りと解せらるゝ所政府は既に如上の三者に對し夫々必要の手段を講じつつあり左に項を分ちて之を說明すべし

(一)參戰軍は大正六年八月支那の參戰加入と共に支那政府自ら之れが編成を計畫せるものにしてこれが存廢は純然たる支那內政の事項に屬し帝國政府に於ては何等干涉するの意圖を有せず但し同軍編成の目的は專ら對外策戰の用に供せらるべきものにして大正七年五月帝國陸軍當局と支那陸軍當局との間に取極められたる共同防敵の趣旨よりするも之れを南方派の疑ふが如き對內政策に利用せらるゝが如きことあるに於ては帝國の立場として默過し難き所なるにより政府は本年二月二日在支公使をして支那外交總長代理に對し

參戰軍の編成に就ては時局問題に關聯し近頃內外人間に疑惑を抱くもの尠からざる模樣なるにより同軍は斷じて南北和平會議の障碍となるが如きことに利用せざるべきは勿論將來に於ても決して其の運用が政權の爭奪又は內亂の原因を誘致するが如きことなきを保障する旨聲明せられたし

と要求せしめたる所二月二十日外交總長代理より在支公使に對し

本件參戰軍は敵國人に對する爲めに設けたるものにして現に歐洲に於ては停戰の議ありと雖も和議未だ決定せざる今日兵備は俄に緩むること能はず且露國國境の擾亂は紛糾し支那の邊境に近迫せり露國邊境の防備を堅固にする爲め本軍の編成訓練は實に緩うすべからず既に參戰軍隊たる以上國內に對しては斷じて何等政治的作用なしとの旨聲明し越せり

(二)參戰借款は參戰軍編成の使途に備ふる爲め我特殊三銀行より支那政府當局へ貸付けたるものにして既に金額の交付を了し同政府に於ては之を我銀行に預金として預入れある關係上是亦帝國政府より何等干涉し得べき性質のものにあらずと雖も參戰軍に對する帝國の態度に順應一致せしむるの見地よりして政府は在支公使をして支那政府外交總長代理に對し

本件借款は引續き支那政府に於て使用し得べき立場に在りと雖も時局解決の促進上暫らく之れが使用を停止し內外の疑惑を除去するの態度に出る方得策なりと思考する旨

支那政府の參考として友誼的申入を爲すべき旨を訓令し同公使は三月一日右の訓令を執行したる處三月二十二日外交總長代理より

本件借款引出し見合せ方に關しては支那政府は愼重考

處すべき旨

在支公使へ回答したり。

(三)兵器は大正七年支那南北共に和平會議開催の主義を決定せられざる以前は支那政府よりの注文に應じ我泰平組合に於て之が供給方を引受けたるものにして從來行はれたる普通の商取引と毫も異なる所なしと雖も政府は和平會議の成行に顧み妥協成立に至る迄暫らく右兵器交付を中止せらるゝ樣取計ふを妥當なりと認め之が爲泰平組合に對し夫々必要なる措置を執りたる上二月下旬在支公使をして支那外交當局へ其旨通告せしめたる所三月二十二日外交總長代理より

本件軍器は南北和平會議結末迄交付方一時中止の儀正に承知せる旨

在支公使へ回答したり

斯の如く政府に於ては支那時局問題に關し着々既定の政策を遂行し南北妥協の進行を促し機宜の措置を誤らず尙ほ英米公使等との協調に就ては我代表者に於て是等公使と適宜意見の交換を行ひ適當の措置を執りつゝある次第なり。

張瑞璣氏の報告

陝西省に於ける南北兩軍の停戰を監視し、停戰區域劃定に當るため和平會議より派遣されたる張瑞璣氏は、三月二十日渭南に入り、同地より

渭南駐屯の奉天混成旅團(旅長張錫元)と南軍の岳維峻、曹世英とはさきに交口、相橋一帶にて戰闘中なりしが既に停戰命令を奉じ双方五六里宛退却せり唯浮水一帶には土匪出沒し掠奪を壇まにしつゝあり

と打電、二十二日愈々省城西安に到着、二十三日附にて南北双方に通電して曰く

大總統國務院參陸處軍政府岑伍兩總裁各代表各部長趙其相先生唐朱兩總代表各代表李督軍鑒養日(二十二日)西安に抵る陝省双方軍隊刻俱に停戰せり前きに蒲城に小しく衝突あり今已に平息せり主客各軍の駐紮地點を調査するに陳督の所部は大荔朝邑潼關臧潼蒲城藍田安康榆林鳳旋寶鷄咸陽等の處に分駐す奉軍許蘭洲の所部は興平武功扶風岐山に駐し張錫元の所部は渭南華縣華陰零口に駐し鎭嵩軍は鄠縣盩屋鄠縣に駐し川軍は南鄭沔縣寧羌褒城に駐し鄧軍は白河平利に駐し甘軍は邠縣永壽旬邑隴縣汧陽三邊に駐し吾軍は韓城郃陽に駐し綏軍は橫山靖邊に駐し靖國軍は乾縣鳳翔亭化耀縣三原富平美原涇陽同官宜川及び渭北小靑河以西浦城附近一帶に駐せり唯聞く郭堅樊毓秀已に奉旗を高懸し許旅(許蘭洲)に投歸せりと南北主客の陝に駐するの軍を統計するに約十三萬あり八省の兵を集め數省の匪を合し星羅棋布し關內の一隅に於て卸甲坐食せり瑞璣關に入りて經る所市閭は戶を閉ざし墟落は煙を斷つ聞く西路尤も甚しと陝南は已に收括して遺すなく陝北は則ち糜爛殆んど盡きたり父老相見て嗟手して聲を失し咸謂ふ兵火の慘回亂に十倍せり但願はくば今より以後再び多く偉人英雄を生ずるなく愚民をして稍安集するを得せしめば願足る若し元氣を恢復せんと欲すれば三十

年後に非ざれば未だ言ひ易からざるなりと其言甚だ愴之を聞けば惻然たり瑞璣擬す一二日親しく與平三原各戰線に赴き許于各方と接洽し停戰劃界の事宜を會商し務めて兩つながら衝突を免かれ暫らく民喘を息めんことを求めん和議既に開かる則ち是非曲直は之を南北の公判に聽かん陝人禍を受くる較々烈し故に陝人の和平を希望するの心他省に較べて尤も迫切と爲す此電入覽せられなば八百萬呼籲の聲紙上に隱々たらん矣瑞璣叩

二十五日第二の通電を發して曰く

大總統國務院參陸處軍政府岑伍兩總裁各代表各部長參衆兩院林吳褚三議長唐朱兩總代表各代表李督軍鑒陝事はすでに雨電(二十日及び二十三日附)を奉聞せり查するに陝省は軍匪分たず適來土匪蠭起し北山曹老九等の如きは名を靖國に藉り佔據滋擾し三秦の人民疾首痛心せり惟だ胡景翼の軍隊に逮及すれば則ち感賛やまず人心の死せず是非昭然たるを見るに足る近ろ陝西の一隅に因りて大局を牽掣し和議進行する能はざるに至る瑞璣竊かに謂へらく陝事の完全解決は當さに和議の公判を待つべし戰事既に停まらば和會即ち當さに續開すべし劃界の一事に至つては南北の爭ふ所皆事實と相遠し瑞璣入關以來耳目聞見較々親切となす日に三秦の父老及び各界の紳民と息事寧人の方法を研究す偏に過ぐれば則ち爭ひ激に過ぐれば則ち變ず祇だ双方の退讓を求め攻むる者は圍みを解き戰ふ者は舍を避くれば再び衝突を起すに至らず人民をして暫時省安ならしめん若し南方爭ふ所の劃界は十一月十六日の原狀を以てし北方は二月十三日を以て準となすが如き是れ停戰以後又た紛爭を起すもの地點の爭時日の爭鄉鎭距離遠近の爭各一說を持し肯へて相讓らずんば千筆萬舌と雖も亦之を調停するによし無し一たび決裂あれば則ち戰事立ろに起り民又殃に遭はん矣瑞璣擬す明日親しく與平三原に赴き許(蘭洲)于(右任)と接洽せんとす息戰安民の實行を第一とす陝省の各種重大問題に至つては和會の開議を俟ち自から當さに連帶解決すべし務めて請ふ繼續開議し一切を判決せられんことを大局幸甚陝西幸甚瑞璣叩二十五日

張氏再度の電報に對し北方總代表朱啓鈐氏は全然同感の意を表し、和議再開に盡力すると同時に、三原與平との接洽の次第を詳細に打電せられたき旨、二十五日附を以て返電したるが、南方側は張氏の電報の眞僞を疑ひ、恐らくは陳樹藩等の脅迫を受けてかゝる電報を發せしならんといひ、張氏三原到着の上于右任氏と連名或は兩人各別に停戰の事實を證明打電し來らば開議を承諾すべしといふに意見一致せり。

南方側の此の如き態度は强硬派の意嚮に左右せられたるものとす、唐紹儀氏其人は固より强硬派に非ざるも、種々の關係上强硬派の意嚮を全然無視し能はざるの地位に在り故を以て局面の轉圜は主和派の奮起に待たざるべからず。是れ南方代表中主和派の急先鋒たる章士釗氏が南方双方の代表共に和平會議々場なる獨遠俱樂部に移り、一切外界との交涉を避けて專念事に從ふべしと主張し、双方より會議

々題を一括して提出すべしとの意見を發表したる所以なり。是れ再開後の和平會議に於て或は必要なる手段なるべきか。

一般民心の和平を熱望するの聲は益々高まりつゝあり、上海實業界の有力分子たる虞洽卿外五名は、商界を代表して唐總代表を訪ひ、陳情する所あらしめたり。之を要するに張瑞璣氏の報告は和議の再開に多大の効果ありたるは疑ひなく、北京政府は之に根據して三月三十日附を以て和平促進の命令を發したり。

和平促進令

世界大同の愷は惟だ和平を振導するに在り本大總統は民艱を軫念し亟かに内訌を弭息し共に匡濟を圖らんことを思へり前きに滬議の停頓を以て迭りに各省議會商會及び公共團體等の先後電呈に據るに時局未だ定まらず人心浮動するを以て開議廣續を敦促し呼籲迫切情、詞に見はる並びに陝西督軍陳樹藩の電稱に據るに奉令後前方の將領に通飭し均しく己に一律停戰し切實に遵行せり請ふ代表に轉知して迅速に會議を續開せんことをとあり又張瑞璣の通電に據るに陝省停戰の詳情を覩逑し並びに戰事已に停まれり和議即ち當さに續開すべし務めて繼續開議を請ふとあり又陝西教育會總商會の電稱に據るに各路均しく已に停戰せり一切自ら解決し易し唯だ望むらくは和議即日慶續進行以て全局を奠めて民困を蘇せしめんことをとあり和平の願望は擧國みな同じ會議各代表に在つては愛國の熱誠亦必らず早く斡旋を謀り以て喁々の望を慰めんあらゆる國に益あり民に利ある遠大の圖經常の道數言既に定まらば立ろに紛糾を解かん況んや此の世局日に新に亟かに文治に資るに當つては必らず秩序をして安全ならしめ羣生をして康阜ならしめ國民の程度日に進み社會の風俗益々敦く然る後眞正の和平乃ち永久に維持すべし政府はこの宏願を具し始終渝らず全國の人民は皆吾が胞與その各生業に安んじ共に繁利を謀り同心同德以て我が中華民國の維新の治を夐成するは是れ則ち本大總統の昕夕企望する所の者也此に令す。

借款契約續々發表

秘密外交の撤去は近來の流行語にして、さきに日支軍事協定の發表（三月十四日）を見てより後、支那政府はしきりに第二次善後借款、第一回前渡契約、同第二回契約、同第三回契約、同借換契約、運河借款契約、シームスカレー鐵道借款契約、マルコニー無線電信契約等を三月中に發表したり、その所謂秘密契約として殘れるもの參戰借款契約、武器契約あるのみなり。

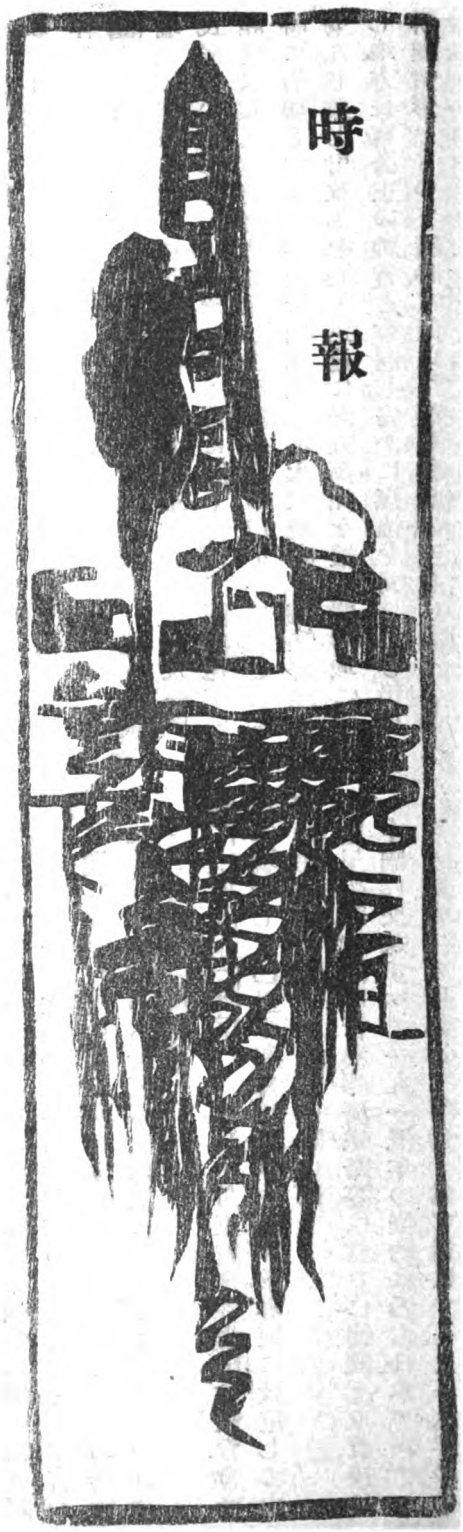

內治外交

●山東督軍任命　三月十四日大總統令、張樹元を特任して山東督軍と爲す此に令す。（八・三・一七・上海時事新報）

●湖南賑務督弁　三月十五日大總統令、熊希齡を特派して湖南賑務を督辦せしめ朱恩紱を派して湖南賑務を會辦せしむ此に令す。（八・三・一八・上海時事新報）

●安徽政務廳長　三月十八日大總統令、內務總長錢能訓呈す安徽政務廳廳長鄒日奎請ふ免職を予へられんことをと鄒日奎は本職を准免す此に令す。李大雲を任命して安徽政務廳廳長と爲す此に令す。（八・三・二〇・上海時事新報）

●劉人熙議郵令　三月二十二日大總統令、前代理湖南督軍兼省劉人熙は京外に歷官し卓として政聲を著はし籍に在つては學社を提倡し士林推重せり前年權りに疆寄を攝し躬から艱危に任じ地方を綏輯し功桑梓に在り茲に溘逝を聞き彌よ悼惜を深うせり治喪銀三千元を給予し王賡廷を派して前往祭を致さしめ靈櫬國籍の時は沿途地方官をして妥かに照料を爲さしめ並びに國務院に交して優に從つて議郵しもつて耆賢を篤念するの至意を示す此に令す。（八・三・二四・上海時事新報）

●湖南賑濟命令　三月二十五日大總統令、湖南督軍兼省長張敬堯の電呈に據るに湘省西南の兩路は疊りに兵燹に遭ひ災況日に置し請ふ特に賑恤を予へられんことを等の語、湘省衡辰兩道は連歲の兵荒に流亡道に載せ之を念へば

心惻む財政部をして帑銀二萬元を發給し交して該省省長より災區に分撥し核實に賑濟せしめ務めて實惠をして普ねく霑はしめ災黎をして所を失ふに任するなかれ以て民艱を軫念するの至意に副へよ此に令す。（八・三・二八・上海時事新報）

●軍法權限命令　三月二十六日大總統令、陸軍總長靳雲鵬司法總長朱深の呈請に據るに軍事司法と普通司法と各權限を守ることを明令せられんことを等の語、軍法の審判は原と一定の限制あり若し原呈稱する所の如く各縣知事炊難の案に遇ひ辦理周ねからず上級法院の駁詰を受け易きを恐れやゝもすればすなはち地方の秩序に藉國し各該省軍政長官に電請し軍法の範圍に劃入して辦理せんとし該軍政長官亦復た意を措かず輕ろしく照准を予ふ事の各節權限の混淆流弊甚だ大殊に民命を愼重にするの道に非ず嗣後各省區縣知事は普通刑律案件を以て軍法の範圍に劃入せんことを請求するを得ず各軍政長官はまさに軍法の審判に歸せざるべきの案に對し亦受理を行ふを得ず以て權限を清めて法律を重んず此に令す。（八・三・二八・上海時事新報）

●陝西撫恤命令　三月二十九日大總統令、迭りに張瑞璣の電陳に據るに陝省一律停戰し各軍隊分程地點及び陝民痛苦の情形詳かに披繹を加ふ實に深く憫惻す陝省連年の匪擾は人民の受害已に深し張瑞璣身その境を歷て之を言ふ特に痛切と爲す殘黎無告琱尾流離本大總統晰夕曉懷寢饋に安んじ難し財政部をして迅速に銀五萬元を撥し張瑞璣に交し地方長官公正の紳耆と會同し妥かに撫恤を爲さしむ仍ほ辦理情形をもつて隨時電聞以て窮黎綏輯の至意に副へよ此に令す。（八・四・一・上海時事新報）

●新任湖北省長　三月二十九日大總統令、何佩瑢を特任して湖北省長を署せしむ此に令す（八・四・一・上海時事新報）

●梁啓超の報告　梁啓超近ろ巴里より汪大燮林長民に致電して曰く

青島の交還は中日、獨に對して此の要求を同じうせり而して孰れが主體たる實に目下競爭の點なり查するに日本膠濟鐵路に占據してより數年以來中國は純ばら抗議方針を取り日本の獨國權利を承繼するを承認せざるを以て根本と爲せり去年九月獨軍敗るゝに垂んとせしに政府究竟何の用意ぞ乃ち此時において日に對して換文訂約し以て自縛す此程密約はウィルソン十四條の宗旨に背くあり取銷を望むべし尙乞ふ政府再び人に授くるに口實を以てするなかれ然らずんば千載一時の良會曾に一二訂約の人の毀壞する所と爲るのみならざらん實に惋惜に堪へたり超は漫遊の身鼓吹襄助の外和會實際の進行に於て未だ嘗つて問はず惟だ既に聞く所あり敢へて告げ以て當軸の參考に備へずんばあらず乞ふ大總統に轉呈せよ啓超十一日。（八・三・二二・北京國民公報）

●山東問題陳情　昨日中外友誼會各省議會教育會商會等聯合して巴里平和會議及び中國和議專使に致電して山東の主權を力爭せり原電の略に曰く

巴里平和會議鑒青島膠濟鐵路等は當さに德國より直接に中國に交還すべく一九一五年の條約は乃ち日本アルチマタム威脅する所認めて有效と爲す能はず一九一八年の中

日鐵路密約は陰謀者の引誘に係る此の不平等の條約亦當さに廢棄すべしプレスト●リトウスク條約廢棄の前例は固より在る也現在日本仍ほ獨逸の黷武主義を以て山東を侵略す我等一息尚存す誓つて死すとも承認する能はずもし不公平を以て我が中國四百萬人を待遇せば實に第二次大戰の惡因に異るなし不公平の判決は均しく我等の排斥する所たるなり

又中國專使に致せる電に曰く

五倩已に和平議會に電し青島の直接交換、並に一九一五年の中日條約及び一九一八年の鐵路密約を廢除せんことを要求せり務めて乞ふ諸公竭力之を圖り誓つて此目的を達到せざれば中國に回らざれ云々（八・三・二四・北京國民公報）

●國民外交協會　國民外交協會成立以來宣言書を發表せる外復た分別各國政府國會及び巴里平和會議に上書せるが措詞均しく極めて懇摯にして人を動かせり並びに外交事項に就き辦法若干を擬成し政府の撰擇を請願し陸專使に電請して巴里平和會議に提出せしめ以て列邦の承認を請求せんことを乞へり要目左の如し。

（一）國際聯盟の實行を贊助す

（二）勢力範圍撤廢の實行方法

（三）中國受くる所の不平等條約及び威逼利誘或は秘密訂詰の條約契約及其他國際文件

（四）期を定めて領事裁判權を撤去す

（五）關稅改正、則ち自由制を以て定めて原則と爲しその特別事項は對等協定を以て之を輔く

（六）義和團事件賠償會の取銷

（七）租借地を改めて通商市場となす（八・三・三〇國民公報）

●大烏里の會議　日謝（日本及セミヨノフ）外蒙を勾煽し起事を圖謀し最近陰曆二月十九日に於て又大烏里に在りて第二次會議を開き七條を決定せり。

（一）覺頼博克多を公擧し海拉爾地方に在りて蒙古及ひプリヤート臨時政府を組織す

（二）代表を公擧し巴里和平會議に赴き請願し並びに某國より介紹を擔任す

（三）將來正式政府の地點は設けて庫倫或は海拉爾に在り

（四）臨時政府に各部を設け政務を分理す

（五）セミヨノフを冊封して郡王と爲す

（六）セミヨノフが近ろ募集して富陞阿の所部に歸せしめし者を專ら臨時政府保護の用に充つ

（七）大烏里に武備學堂を設け軍官を敎練し某國人を以て敎習と爲す（八・三・三〇・國民公報）

財政經濟

●銀公司趣意書　梁士詒組織する所の實業銀公司章傳已に久しく擧國囑目す玆に果て接親するの某君の處に於てその組織の說帳を讀むことを得たりこゝにその原文を錄して以て世の斯事に留心する者に供す。

歐戰終を告げ內亂將さに戰まらんとす世界大勢の委遷國家の經濟勢力に鑑み將さに分配調和を以て互に利益を增

し永久和平の保障と爲さんとす是をもつて人の我國に期する所以、我國の生存競爭に自から處する所以の者勢、國內實業の發展を以て唯一の急務と爲さゝる能はず我國今日の經濟實力を以て能く自から一切の實業を發展せしむべき資本を爲くるか否かこれ智者を待たざる也然らば則ち將さに人の分配調和を聽いて一も過問せざらんか是れたゞに我れの此れを以て自から處せざるべきのみにあらず亦決して人の相期する所以に面ず蓋し今後の和平條約は開平布公を以て宗旨と爲し國際の利益壟斷の舉は殆んど行ふべからず我國財政匱乏の故を以て自己創辦の實業に對し實力を以て自から發展を爲さゝる能はず固より惜むべきに屬す然れども苟しくも此事の當さに急にその力の及ぶ所を竭すべきを知らば起つて而して之を圖る固より確かに設施の余地あり而して意外の約束障礙を受くるに至らざるは要するに斷言し得べし然らば則ち我が所有の經濟實力と時勢の需要と共同の利益之に就くは是れ國より凡そ我が銀行同業の當さに引いて己が任と爲すべき者也往者各國の我國實業に投資するや蓋し鐵路を以て最巨と爲し鐵路借款合同の訂定及び執行墊款售票の各事皆銀公司より之に任じ公司の內容は則ち每に多數銀行の組織する所たり故に力、合を以て而して愈々厚く事、分を以て而して愈々擧げ易し蓋し數十年來我國外債の實權は皆此等公司より之を操り我國は則ち此の重大の投資事業に於てたゞに此機關なきのみならず亦且つ此思想なし今や國內自設の大小銀行無慮百數ありと雖も尙ほ各自に在つて謀をなし世界大勢の趨く所直接我國實業上經濟上の將來に影響し自身の處置に對し猶ほ未だ考慮を加へざるに似たり夫れ今日の國際經濟の實力の關係を以てすれば我が國の種々の實業は既に興らざる能はずその範圍は則ち前に較べて益々寬くその需款は前に較べて益々鉅なり各國現在の實業團の組織に觀るに已に日に漸く擴充せられ誠に將來我が國實業の發展は此れに非ざれば以て應付を爲すに足らず若し我が銀行同業猶ほ復た時機に昧くその故步を守らば則ち他日全國の實業金融運用の途恐らくは將さに我が涉足の地無からんとす之を思へば殊に深く危懼す不敏縞かに願ふ鄙見の及ぶ所を以て同業の倡と爲り各國銀公司の辦法を參照し我が國現設の官商銀行に就き一實業銀公司を合組し專ばら國內實業の貸款股份招集の各事を營み我が國自設の銀公司を以て我が國の實業を發展せしむるの基礎と爲さんとす公司成立以後或は自から單位と爲りて外國銀行團に加入し共同の經營を爲し或は自から主體と爲りて外國資本家を容納して聯合の組織を爲くり事實と時機の宜しき所を視審擇して之に處せん要するに同心協力を以て積極進行し我が國將來の實業上に於て我が公司皆な應さに盡すべきの義務を盡し應さに享くべきの權利を享け以て各國各國經濟の實力と互ひに利益を增さばたゞに我が銀行團の幸なるのみならず抑も我が國實業の前途實に利賴す焉（八·三·二八·上海申報新報）

●城門山鐵鑛案

江西九江縣仙居鄉城門山は縣治を距る西南約三十里に在りて鐵礦露頭計三處あり一は大寨坡

に在り一は燒火山に在り一は金雞嘴に在り彼此連接せずと雖も然れども距離甚た近しその地質結構も亦相同じきに屬すその礦床の生成を考ふれば此の三處は皆接觸礦床類に屬す此の三處は皆な火成岩と灰石岩と接觸せる處に生せるを以て也大窰坡に在る者は長さ約二千尺寬さ約六百尺、燒火山に在るものは長さ約五百尺寬さ約三百尺、金雞嘴に在るものは長さ約七百尺寬さ約三百尺、鑛苗は赭鐵鑛にして含鐵量は約百分の五十五なり、發起人は王揖唐李盛鐸孫寶琦榮樹郛曾毓雋李經芳夏偕復盛澤臣陳光遠饒孟任臧蔭松夏謹生等なり。（八・三・三一・民國日報）

寄贈書目錄

海外林産調査資料	農商務省山林局	二號
地學雜誌	中國地學協會	一〇三號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	四五號
月報	青島實業協會	一四號
通商公報	通商局	自六〇四號至六〇八號
財政經濟時報	其社	四號
大陸工報	興亞技術協會	五七號
綿絲紡績事情參考書	大日本紡績聯合會	
日本及日本人	政教社	七五二號
帝國鐵道協會々報	其會	三號
日本及支那	日支時論社	一九號 二〇號
東洋經濟新報	其社	八四八號
東洋時報	其社	二四六號
上海經濟新報	其社	三七號
宮城縣教育	同教育會	二五九號
名古屋圖書館報	同圖書館	一一八號
東方時論	其社	四號
學鐙	丸善株式會社	三號
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	一號 二號
月報	木浦商業會議所	一一四號
三田評論	其社	二六一號
實用新案公報	特許局	八三四號 八三六號 三一一號 三一二號
特許公報	同	二九六號
岐阜縣教育	同教育會	

彙報

自三月十六日至三月卅一日

外交關係

▲英米協約も發表　（十四日北京特派員發）支那外交部員の談に依れば今回發表せる日支軍事協定に關する文書は何れも歐洲大戰中に締結せられたるものなるが斯く大戰中に支那と他國との間に締結せられたる祕密協約は全部にて約そ十五件あり是等も總て發表する課定なるが其内には米國と締結せる鐵道借款運河借款又英國と締結せるマルコニー無線電話借款及無線電信借款等ありと。（十六日、朝日）

▲陸徵祥日支協定反對　（十四日上海特派員發）陸徵祥は巴里より上海北方總代表朱啓鈐に對し電報し「徐樹錚と齋藤中將と二月五日締結せる歐洲戰時終了の解釋書は承認する能はず」と云へり右解釋書は日本と支那の軍閥の陰謀に依るとて支那南北憂國者の反對せる所なるに今陸徵祥の此電報に接し頗る人意を强くし外交總長たる陸が之に同意せざるを喜び居れり。（十六日、朝日）

▲五國公使に訴ふ　（上海特電十四日發）于右任氏は本日五國公使に對し左の如き書翰を送りたり。

昨日以來北京政府が停戰令を陝西のみに實行せずして却て兵を增し大に攻擊を施し國を擧けて爭ひ居るや既に報告せる所各方面の力を借りて五條辦法の宣布を六箇月を經たる二月十五日宣布されしに夫より更に二十日を經て尙戰を止めず却て兵を增す之によつて見れば北京政府の二月十三日の五條辦法公布と其後陝西北軍既に進攻を停止せりとの通電及陳樹藩、許蘭州氏等の命令に從つて停戰せりとの電報は皆空言にして事實にあらず中外の耳目を掩はんとするにあるのみ其中央と地方とは何等怨みなきに北軍は人民を慘殺し地方を蹂躙し屢々約に違ひ少しも憐みを與へず以て和議を破壞せんとす是れ政府の命令行ふ能はざるにあらず又陝西北軍の命令に抵抗するにあらず唯友邦勸告の行爲を無視し南方を堪へ難からしめ和局を破壞して漁夫の利を收めんと計るなり故に陝西人は表に停戰の虛名を得て實は戰爭の禍を受けつゝあり而も之が爲に世界の和平を破壞し國家としての眞意を損す且五國勸告の誠意は必ず國家の南北相安らかにし中外の人民をして共に和平の福を受けしんとするにあるに今其結果は北京政府の欺く所となり弊國一部人士の怒を招く陝西一隅の地を以て彼等の怒を滿らすの地となすに至れり曾に弊國人民莫大の損失を受くるに止らず非國の遠きにあるものも亦精神上の不快、身體上の不自由生命の危險財產の不安を受けあるなり更に二月十三日以後の陝西の戰況と北京政府の和議に對する誠意なきの有樣を竝に告ぐ希くば同情を表示せられん事を若し之を以て一方のみの言にして北京政府の口を閉づるに足らずとなさば貴國人の陝西に在る者に貴國公使等より直接に實されなば鄙人の云ふ所誤らざるを知るべし。（十六日、日日）

▲支那委員誣ゆ　（露國大使館辭明）東京駐在露國大使館は本日國際通信社を經て左の陳述書を發表せり。

三月四日附巴里發國際特電（昨紙所載）中に支那講和委員一行中の張氏は「駐日露國大使クルペンスキー氏が千九百十七年、書を露國外務省に送りて日本外務大臣は支那の參戰に贊成し居らずとの旨を報告せり」と述べたる由なるが露國大使館は右に關して張氏の所言に係る上記の陳述は事實に相違する旨を竝に云はんとす卽ち露國大使が支那の參戰問題に關して千九百十七年二月日本外務大臣と交換したる會談に就いて露國外務省へ送りたる報告は右とは正反對にして「外相本野氏は自ら支露國交斷絕を歡迎するに人後に落ちずと宣言し此の問題に對して支那政府の意嚮を探らんことを約したり」と云へるものなりと。（十六日、時事）

▲東清線と支那主張　（北京特電十四日發）浦潮の支那委員より東清鐵道に就きては支那の主張は到底容れられざる模樣なりと電報來れり。（十六日、時事）

▲外蒙派兵電請　（來天特電十四日發）外蒙古獨立運動の風說傳はる

や張東三省巡閲使は中央政府に對し左の如く電請せり。

外蒙は元と完全なる支那の領土にして何等の對外關係を有せざりしも辛亥の變以來露國と一種の條約を締結するに至れり然るに外蒙は微力にして自治の能力無く最近過激派は此機に乘じて事を構へんとするより宜しく兵を派遣して亂端を敎むべく而して奈天ば外蒙と境を接するが故に精銳を選び必要地點に駐防すべし。（十六日、日日）

▲排日鼓吹の中心　（漢口特電十四日發）武昌文華大學は開設以來四十七年にて支那官民に對する勢力極て大なるが日支交涉以來排日鼓吹の中心となり歐洲和平會議開催以後は更に氣焰を高め每月數回の演說會は排日的政談を以て充さる。（十六日、時事）

▲米艦砲撃問題落着　（北京特電十四日發）昨年岳州に於て北軍が米國軍艦を砲撃し爲めに米國將校一名死し兵士二名負傷せるに對し漢口米領事と湖北官憲との間に協議纏まらず遂に交涉北京に移されたるが去る十二日漸く解決し結局支那より死傷者に支那金五萬一千弗を出す事となり落着せり。（十六日、時事）

▲日支協約の疑點　（上海特電十五日發）南方代表者は外務省より陸徵祥に與へたる通牒を手に入れたり其れに據るに支那駐剳公使は曰く

▲實施細則に關しては日支兩國の當局官憲間に於て一も締結せられたることなしと本部（外務部）は陸軍部及び參戰處に書を送つて何等追加協約あらざるかを問合せたるに二月十四日大總統は本部に訓令して曰く參戰處督辦の官に據るに軍事訓練協定中の第十一條の意を一層明白に宣明せる協定卽ち敵對的態度の終了期に關しては二月五日參戰處の特派代表者と日本政府の軍事代表者との間に締結せられたり其の協定に曰く獨墺敵國に對する戰爭狀態終了の時とは歐洲戰爭の平和會議にて平和條約締結せられ日支兩國之を批准し日本軍隊は協商國軍と

▲同時に撤退するに　至る時を謂ふと此の協定は本部に向つて據め承認を求めたることなく又本部に知らしめずして締結せられたるものなりと陸徵祥氏は之に答へて曰く最初の日支協定は獨逸勢力の東侵を防禦するため共同行動に出づるの趣旨に出で其の期限は歐洲戰爭の終了としたり然るに其の後の協約を以てすれば露國をも含むに似たり露國の靜定は何れの時に在るかを謂ふに難し此の改正の曖昧にして如何樣にも解釋し得らるべく禍害を招くの虞れあり且外務部は此の協定に與り聽く所なしと云ふ締結の手續は不合法なり少くとも此の如き協定は不測の妨碍を受けざらしめんため講和會議代表者に知らしむべかりしものなりと。（十七日、時事）

▲銀行團の抗議　（北京特電十五日發）四國銀行團は民國八年公債擔保として鹽稅剩餘金を充てんとする支那政府の計畫に對し第一回善後借款の契約違反なりとて嚴重なる抗議を提出せり政府は南方の反對に加へて銀行團よりかく有力なる反對現はれし爲多分公債を發行する事能はざる爲財政上の前途に就き大なる悲觀を懷くに至れり。（十七日、日日）

▲廢棄運動流行　（芝罘特電十五日發）先日商務總會は煙濰鐵道及山東條約廢棄を講和會議に提議すべく支那講和委員に打電せるが其後之に做ふもの既に十一團體に達せり。（十七日、日日）

▲拒毒か排日か　（芝罘特電十五日發）十四日成立大會を開ける拒毒會は外人の參會者案外に多く席上排日的演說を爲す者多かりき同會は會長に米國宣敎師及吳道尹を擧げたり。（十七日、日日）

▲米兵暴行事件　（十五日天津特派員發）米兵暴行事件に關し十四日開かれたる居留民大會に於て龜井總領事事務代理の爲したる演說は參會者に好感を以て迎へられしが民間と最も接觸深かるべき警察署長金子警部は十三日夜民衆鎭撫に當りて「君等は家に在りて算盤を取れ云云」と暗に租界の警備は民衆の關する所にあらずとの意を陳じ又負傷者に對し龜井總領事代理の親しく病床を訪へるに反し金子警部の是なきは勿論事實聽取の方法も執らず雲煙過眼視しつゝある爲め一般に憤慨し居れり今や米兵は佛英租界官憲の友情的壓力により兩租界とも其影を見ず十四日北京より來津の船津書記官は負傷者を病床に訪ひ一方龜井代理と共に正式交涉に必要なる文書を作製中なれば一兩日中に兩國間に交涉開始さるべしと。（十七日、朝日）

▲過激派蒙古に侵入　（北京特電十五日發）政府は露西亞過激派の蒙古に侵入するに對し庫倫恰克圖より軍隊を國境に出す可きを命令したり。（十七日、時事）

▲青島利權放棄　（十四日紐育特派員發）巴里來電——昨日最高會議は膠州條約の裡に獨逸が青島の租借權及び山東半島に於ける其一切の利權

放棄すべしとの條項を愈々挿入することに決せり但し當地に於ける日支兩國委員の間に目下係爭の題目となりつゝある獨逸の利權の最後の歸趨に關しては差當り何等の決定を與へられざるべしと察せらる尤も其內件の評議に關する原則に於て兩國雙方に滿足なる意見の一致を見れば兎も角然らざる場合には結局此議に關する最後の協定は講和正條約又は國際聯盟規約に依て爲さるべしと慥期せらる。（十九日、朝日）

▲鐵道管理分擔　（北京特電十七日發）浦鹽駐在支那領事部恒滯氏の報告によれば浦鹽鐵道委員會にて東淸鐵道は第五停車場（沿海州と支那との境界）より滿洲里までは米國、哈爾賓より長春までは日本之を管理するに決せり又西伯利鐵道は英佛伊三國烏蘇里鐵道は日米兩國の共同管理に何れも決定せりと。（十九日、日日）

▲日支條約審議延期　（十七日巴里特派員發）講和會議は大正七年の日支軍事協定並に附屬細目及大正四年山東省に於ける獨逸の權利處分に關する日支條約の決定的審議を一時延期する事に決定したる旨日支兩國委員より發表したり但し聯合國は山東に於ける獨逸の所有權をも一切拋棄せしむる事に關して意見一致したり。（二十日。朝日）

▲支那の對敵要求　（北京特電十八日發）支那講和委員は三月八日巴里講和會議に三項に亘る對獨媾講和條件を提出せり。

第一項は支那は爾來支那に對して加へられたる凡ての不公平なる待遇及び凡ゆる制限を除去せらる可き希望を披瀝し且つ獨墺兩國が支那に對して他の諸國民と同等に待遇せん事を要求し

第二項は支獨兩國間の諸事件を處理すべき九箇條を擧げ主として靑島及び山東の鐵道鑛山租借權還附、賠償基金返還、最惠國民待遇廢止、團匪事件後締結されたる條約を含む諸條約全部廢止及び氣象觀測用器具其他の返還を要求し

第三項は支墺事件に關し第二條と一致する要點を包括す。（二十日、時事）

▲四國覺書と回答　（十八日北京特派員發）三月七日英米佛伊四國公使より支那政府に對し參戰借款引出見合せに就き贊同するの覺書を交付せるに對し支那政府は十八日正式に回答を與へたり其要旨に曰く貴公使各位の送致されたる覺書に依り各位の南北平和平統一の促進に就き寄せられたる好意は深く感謝する所なり參戰借款を引出すと否とは支那政府に於て全く內政事項と認め居れり昨年十二月二日公使各位より接手したる覺書に於ても「決して內政に干涉せず又和議條件を指揮せんとする意なし和議條件は支那國人自ら之を決定すべきものなりと信ず」とあり支那政府は貴公使等が支那內政を尊重し干涉の嫌疑を避けられたる眞意を重んじ居れるものなり參戰借款の引出に就きては政府に於て愼重に考慮しつゝある所なり云々。（二、二十日朝日）

▲蒙古獨立計畫　（十九日北京特派員發）セミョーノフ等は米國バロー大佐等の勸告に依り密に外蒙古庫倫政府と協議し歐洲平和會議に於て民族自決主義の提唱あるを利用し露領及び支那內外蒙古部落を併合し蒙古建國を企圖し蒙古より代表を巴里平和會議に派遣せん爲二月下旬ダウリヤに於て秘密會議を開き該計畫には米人バロー大佐參加し居れり該米人は蒙古方面の鑛山其他の利權を獲得すべき條件にて同民族自立に關しウイルソン氏に請願せんと力說しつゝある事實最近に至り明白となれり右バロー大佐は本計畫に關し昨年より北米ハバロフスク、チタ、浦潮に來往し盛に運動畫策せる人物にして最近ブリヤート民族代表者と共に哈爾賓に來れり近時歐米に於て日本が蒙古方面にありて何事か計畫し居るが如く種々の謠言を傳へ居るは彼等米人が蒙古に於て大に畫策せる今日事實に疎き歐洲人に根據なき謠言を傳へて密に寬の手を伸ばさんとしつゝあるものなり。（二十一日、朝日）

▲代表派遣異議　（上海特電十九日發）廣東國會は北京國會が白耳義萬國々會議員會議に二名の議員を列席せしむる由を聞き會議を開き王正廷氏に宛て電報を發し北京國會の代表を承認する能はず廣東の正式國會より代表二名を出すべしとの事を以てせりと。（二十一日、日日）

▲四公使再質問　（北京特電二十日發）英、米、佛、伊四國公使は外交部より七日の勸告に對し回答を得たるが其內容は既電と大同小異なるも四國公使は該回答中に支那政府は參戰借款の使用中止を明言せず之を引出すべきや否やに就き愼重に考慮を拂ふべしと述べにる點及和議問題に就ては十二月四日第一回勸告の主旨に依り列國は支那內政に干涉せざる旨宣言を與へ居る事を引き圓滑に之を拒絕せる點は四國公使の面目を傷けたる觀ありとて英國公使ジョルダン氏は四國公使を代表し支那外交部を訪ひ支那政府の回答には

不滿足なりとの意を述べ再質問をなしたり。（二十二日、日日）

▲公使團抗議せん（北京特電二十日發）鹽稅剩餘金を民國八年公債の擔保に當たるは契約違反なるを以て最近銀行團は協議の結果支那政府に抗議す可きものと決議し其旨各自國公使に陳情したれば公使團は近く會議の上抗議する事となる可しと。（二十二日、時事）

▲對日反感加はる（上海特電二十一日發）昨今の形勢は各方面よりの情報に依り判斷するに陳樹藩氏は依然停戰せざるのみならず北方軍閥は和議破壞を目的とし陳樹藩氏をして大々的に攻勢を取らしめ武器彈藥及び兵を密送しつゝある爲め時局は到底破裂を免かれざる可く北方の和議破裂に對する準備全く完成し何時にても武力を以て南方に對するに至らんとしつゝありと之に就き長江三督軍及び北京和平論者は頻りに畫策せんとするも到底武力派の容るゝ處とならず南北代表も如何ともする能はず結局列國の更に干涉する端緒を早むるに至る可し之に關し當地方面の支那人の日本に對する反感の程度益增しつゝあるは頗る遺憾にして目下の形勢日々不眞なり。（二十三日、時事）

▲蒙古獨立對應策（北京特電二十一日發）蒙古獨立に就き支那政府は昨日是等應急方法に付協議中なるが同時に各省及び上海會議に打電して之を通知すると共に速かに國內統一の急務なるを告げ巴里支那委員に打電して列國に眞相を傳へんことをも命ぜり參陸辦公處は今朝本天の張作霖氏に第二十八師を黑龍江の東淸鐵道沿線に出動を命じて軍費として先づ百萬元を支出す。（二十三日、時事）

▲鹽稅剩餘金擔保協議（北京特電二十一日發）鹽稅剩餘金を民國八年公債の擔保に充てたる件に就き銀行團關係の日、英、佛、露の四國公使は該團の申請に基き二十一日午後會合し協議せり。（二十三日、時事）

▲天津事件と米當局（十四日路透社華盛頓發）天津に於ける暴擾に關する新聞の報道に就き北京駐劄米國公使は國務省に對し米國兵日本巡警及び市民間に衝突起りたる旨通報せり當地官憲は述べて曰く米國水兵にして果して報道通り日本領事館に對し暴行を働きしならば其犯人は處罰すべく又日本政府に對し謝罪すべしと。（二十三日、朝日）

▲南北紛爭を熄めよ（二十二日北京特派員發）支那講和委員陸徵祥氏は徐總統に電報を致して曰く「各國講和特使皆支那南北の紛爭を四月中に解決せん事を希望す若し然らざる於ては恐らく歐洲の講和會議に提供せん請ふ四南各首領に早く反省せんことを傳へられたし」と。（二十四日、朝日）

▲日支條約廢棄主張（巴里特派員十九日發電）支那講和委員は五大國會議に支那の苦境に關し訴ふる所あり千九百十五年日支兩國間に締結したる條約は其基く所日本の軍事派に依りて該條約に調印することを强制せられたるものなるを以て該條約の廢棄を熱心に唱へ且つ膠州灣を無條件にて支那に還附せんことを主張せり日本委員は之に對して勿論强硬なる態度を持し之が爲め動かざること無きと同時に其眞相を十分に了解せしむるが爲めに適當の手段を講じ日本の利益を擁護することに盡力しつゝあり支那委員は何ものをも失はざらんことを欲し機會だにあらば少しにても利する所あらんことを勞め之が爲め國家の威嚴に拘はることあるも之を願みざるなり日本委員は之と異なり固く自重し以て威嚴を損するが如き擧ある可からず各國は殆ど一般に日本を信認し決して支那の主張に耳を傾けざるものゝ如し日本に於ては支那の此の背信的行動に對して憤慨するならんも日本の公衆は之に對し愈固なる態度を持し動搖を來すことなきを期するは最も緊張なりと愚惟す元來支那は日本に取りては恰も道樂息子の如し吾等兩國の關係は餘りに密接にして兩國の間に相鬪爭するは不可なり支那は自ら爲しつゝある所を十分に了解せざるものゝ如し日本は支那が徐々として覺醒し來るを待つ可きのみ。（二十四日、時事）

▲東淸守備提案（北京特電二十二日發）支那政府は鮑貴卿氏等の提案に係る左の條項を滿鐵鐵道會議に提出せり。

（第一）舊露支條約に基き東淸鐵道沿線警備兵は支那政府より派遣す。

（第二）鐵道警備兵は滿洲里、對青山間一箇混成旅團を、黑龍江口より對青山第五停車場間一箇混成旅團を、吉林省より哈爾賓、長春間一箇旅團を各々吉林省より派遣すること。

（第三）警備軍に對する經費は鐵道收入より出支し服裝編制等は支那政府にて之を定め東淸鐵道督辦に隸屬す。

（第四）警備軍隊は鐵道護衞運輸補助の任務に當る。（二十四日、日日）

▲鐵道國管反對建議（北京特電二十二日發）二十二日午後參議院開

會、支那鐵道國際管理案に反對の建議案を政府に提出することを可決し更に一議員より緊急動議として提出されたる支那政府より外交團に對し廣東電車電話借款不承認を聲明する建議案を通過せしめたり。（二十四日、時事）

▲無電契約發表差控　（北京特電二十二日發）英國公使は支那側に對し最近發表の筈なりしマルコニー會社との間に締結の無線電信契約の發表期日を成るべく後廻しにせんことを求む是れ外間をして右契約に注意を喚起せしめざるの魂膽なり。（二十四日、時事）

▲大倉洋行に警告す　（上海特電二十三日發）上海商業聯合會五十二團體は日本大倉洋行に對し電報を發し北京政府の民國八年公債を抵當に當て借款を與へ我國の亂源を促し居るにあらざるや否やを詰問し此事あらば直に解約を請ふ然らずば全國商民必ず相當の待遇を爲すある可しと云はんとすと云へり又各國に對する電報も昨報の如く兩日內に打電の筈なり。（二十五日、時事）

▲梁啓超意見を寄す　（上海特電二十三日發）梁啓超氏は北京にある王大燮氏並に林長民氏に宛て十一巴里より左の意味の電報を寄せたり支那と日本と共に獨逸に對し青島の還附を要求し何れを主體とするか目下爭點たり日本が膠州灣より濟南に至る鐵道を占有して以來支那は專ら抗議を爲すの方針を執り以て日本をして獨逸の權利を繼承せしめざる根本と爲せり然るに昨年九月獨逸破るゝに至んとするに際し政府は何の意をも用ひずして其時日本と約を締結して自ら束縛せり然れども此の種の密約はウィルソン氏の十四箇條の趣旨に背くが故に之を取消すに望みあり政府が再び人に授くる口實を以てするなきを乞ふ余は漫遊の身にして講和會議の實際進行に就き未だ皆つて問ひ及びたることなしと。（二十五日、時事）

▲蒙古獨立警戒　（北京特電二十四日發）北京政府は蒙古獨立運動に對し多大の注意を拂ひ連日會議を催しつゝあるが第一に巴里全權委員に對し蒙古獨立運動の爲代表者が巴里平和會議に出席せんとする情報あるにより嚴め之を鎭壓するの方法を講ずべしと訓電し第二に蒙議院より人を派し外蒙古各部落に赴き外國人の煽動を受け妄動せざる樣勸告せしめ第三に北京政府は巴里上海の兩平和會議に內外多事なれば邊防を顧みる餘裕なきを以て特に邊防督辦の職を設け專ら之に當らしめんとしつゝあり而して邊防督辦には段祺瑞氏擬せられ居り徐總統より段氏勸告中なりと報ぜり。（二十五日、日日）

▲我派遣隊撤退建議　（漢口特電二十四日發）湖北省議會議員吳某は二十日又當地の我派遣隊撤退要求交涉の建議案を提出せり。（二十五日、日日）

▲日支委員協調　（上海特電二十四日發）歐洲和議に於て日支兩國間の諸問題に就き支那代表は先づ日本代表と交涉したる上各國代表會議に提出し同時に梁啓超氏を臨時日支交涉委員として右の協議に列席せしむる事に決せる旨支那代表より北京政府に報告ありたりと。（二十六日、日日）

▲支那協力　（巴里特電二十一日發）支那講和委員も人種平等承認問題に對しては日本と協力して極力運動すべしと觀測さる。（二六日、日日）

▲四國團の抗議　（北京特電二十四日發）二十二日日英、佛、露四國公使は今回支那政府に於て發行する民國八年七分公債の擔保に鹽稅剩餘金を供給せるは第一回善後借款契約第二十八條に牴觸し四國銀行團の權利を侵害するものなりと抗議せり。（二十六日、日日）

▲直接還附要求　（北京特電二十四日發）國民外交會は二十三日巴里平和會議に打電し膠州灣は獨支兩國間にて解決すべきものにて獨逸は直接に之を支那に還附するを至當とす民國四年日本が武力を以て脅迫的に締結せる條約はブレストリト・ウスク條約と同一なれば之を廢止すべきものにて民國は獨逸式の條約は承認する能はずと述べ且在巴里全權委員の活動を希望する旨打電せり。（二十六日、朝日）

▲敵國人入國禁止希望　（上海特電二十五日發）今朝ノース　チャイナ　デーリー　ニュースは社說欄に於て敵國人の支那に再び來るなきことの必要を述べ日本にある捕虜其他の敵國人を送還することを希望し支那に對しては一定の制限を設け特別なる許可なき敵國人の支那に入るを禁ずる法律を制定するの要ありと說けり。（二十六日、時事）

▲敵國人上海に下る　（漢口特電二十四日發）敵國人十六名明朝上海に下る殘れる四五名は二十八日出發の筈。（二十六日、時事）

▲支獨條約取消通電　（北京特電二十四日發）二十二日閣議の決定に依り支那と獨墺間に締結の條約商約及び獨墺の支那に於ける治外法權取消を二十日巴里委員並に在外各公使に通電せり。（二十六日、時事）

▲領事裁判撤廢不可　（漢口特電二十四日發）支那政府の領事裁判廢

止運動に就き日本政府が援助爲す可き意志を言明せること屢新聞に現はるゝが當地の或外國人は若し此事眞實なりとせば日本政府は最も支那に近く最も支那を知らざる政府なりと云へり支那裁判制度の缺點は法律の大なる不備よりも裁判官の法律上の知識の缺乏なり其れよりも甚だしきは彼等の道德低きこと是なり彼等は賄賂に依りて民事被告を未決監に投じ十數年裁決を下さずして之れを苦しめ又は有罪犯人を逃亡せしめ又は一人にて行政官と裁判官を兼ぬ。（二十六日、時事）

▲**公使團抗議內容**　（二十六日北京特派員發）支那政府の計畫せる八年公債の擔保に關し四國銀行團の抗議は關係四國公使の手に依りて支那政府に提出されたるが其要旨左の如し。

鹽稅剩餘金を今回發行する八年公債の擔保とせるは民國二年善後借款契約第十四條に違反するのみならず借款擔保の價値を減少するものなり又同第十七條に違反するのみならず條件を增加するものなれば本公使等は反對せざるを得ず速に之を取消し善後借款の條件を完うせんことを請ふ。（二十七日、朝日）

▲**英國要求拒絕決定**　（北京特電二十五日發）昨日國務院各部其他の委員會に於て左の二案を決定せり。

一、英國公使の要求に係る上海租界擴張は人民の反對を理由として拒絕す

二、溫州杭州鐵道交涉に關し英國公使は交通部を避けて外交部と直接交涉するを欲するも鐵道は交通部を以て主管となす故に從來の手續に依り交通部も此交涉に干與すること。（二十七日、時事）

▲**外蒙獨立決定**　（二十六日奉天特派員發）黑龍江鮑督軍來電——外蒙古獨立はチタ會議に於て決定し活佛哲布尊毋巴を大統領に推し財政陸軍內務外務各部を設け蒙軍六萬を召募し民族自決主義に依り巴里會議に提出すべしと報道誇大なるも根據なきにあらず政府は之を南北會議の解決國防軍不撤廢の理由に用ふべし。（二十七日、朝日）

▲**蒙古獨立運動眞相**　（二十五日奉天特派員發）內蒙古に於ける民族自決に依る獨立運動は後術加爾州及び內蒙古のブリヤート族を懷柔し勢力扶殖を企圖し居れるセミョーノフを中心とせる米國人バロー大佐及び某國浪人の軍器供給借款等に依り各人の金儲けの魂膽に起因する極めて薄弱なる根據の誇大的宣傳なるが之を放任する時は支那に不測の面倒を見るべしと同地よりの歸客は語れり。（二十七日、朝日）

▲**南方名士の渡佛**　（上海特電二十五日發）廣東軍政府司法總長徐謙氏は支那全國基督教徒を代表して佛國に向ふことゝなり同地にて王正廷氏と共に右代表として國務に從ふ可く來る四月五日當地發汽船ナンキン號にて米國經由佛國に向ふ可し又當地基督教青年會の徐日章氏も同船にて米國に於ける基督教青年會に列席のため渡米す可し。（二十七日、時事）

▲**巴里の晚餐會**　（巴里特電二十三日發）巴里に於ける支那人の主催にて萬國新聞記者協會俱樂部に於て晚餐會を催したり出席者は支那人六十名日本人十五名歐羅巴人二十五名合計百名にして主として支那の外交及商業問題に興味を有する人士を網羅したりレパブリック主筆（前北京駐在佛國公使）開會の辭を述べたる後支那講和委員梁啓超、王正廷の兩氏は支那の對聯合國關係に就き各一場の演說を爲したるが彼等は何等日支問題に言及する所なく專ら日本以外の聯合諸國特に佛國に對して追從的言辭を連ねたるに過ぎず而して同會議は支那側の宣傳運動として多少の成功を見たるならんも晚餐會としては全然失敗に終れり。（二十七日、日日）

▲**人種差別撤廢贊成**　（北京特電二十六日發）人種差別撤廢は東亞人の永遠に亘る重大問題として安福俱樂部系は此際日支相提携して目的を貫徹せんと熱心に盡力し居るも林長民等は之に對し米國の惡感を招くものなりとて日支提携して之に當るは以ての外なりとて反對しつゝあり。（二十八日、時事）

▲**支那覺書提書**　（二十一日倫敦特派員發）巴里來電——支那委員は青島問題及び日本の山東省占領に關し講和會議に覺書を提出せるが右覺書は青島及び山東の恢復を要求せるものなり。（二十八日、朝日）

▲**在日獨人追放論**　（香港ロイテル特電二十六日發）香港商業會議所年次總會の席上會頭は述べて曰く余は日本が遠からず支那同樣の行動を採つて敵國民を追放せんことを望む吾人の敵手は好智詭計を廻らし慈善事業に從事し居るものなりとの口實の下に支那に止まりしものあり吾人の幾多の經驗に徵するに牧師宣教師の徒すら吾人に對し最も忌はしき誹謗を流布するに努め以て其神聖なる天職を汚濁せり我が商業會議所が最近擧りたる確證の證明

する所に據れば獨逸亞細亞銀行が伯林及びバーゼル布敎國に對し支拂ひたる多額の金は有害なる宣傳運動に供用されたること明白にして敢ふ可からざるなりと。（二十八日、時事）

▲膠州還附要求　（二十一日路透社巴里發）支那講和委員は講和會議に覺書を提出して膠州還附を要求し外國の支那に於ける領土占領繼續は重大なる誤解を釀すの結果を來す事あるべしと聲明し、斯る領土は日本の仲介を經すして直接に支那に還附せらるべきなりと切言せり。（二十九日朝日）

▲支那委員修正可決　（十三日合同通信社發）聯合諸國に於ける國際聯盟協會の大會開かれ同大會は外交上の壓迫に依り個人が外國に於て利權を得んとするを諸國政府に於ては援助すべからすてふ支那委員張氏の修正を可決したり。（二十九日朝日）

▲英國公使激昂　（二十八日北京特派員發）參戰借款に關する英米佛伊四國公使の覺書に對し支那政府の回答は十八日打電の如くなるが英國公使ジョルダン氏は此回答を以て自己の面目を潰せること非常なるものとし二十年以來斯の如き侮辱を被りたる事なしとて大に激昂し遂に右回答を自ら携へ外交部に至りて返還せり支那政府は之を受取るべきものなるか否やに就き研究したる近頃英國公使が自ら首席公使たるの地位を利用し獨墳人放逐問題及び今回の事件等に就き侮若無人の振舞を爲すには支那當局も甚だ快よからず思ひ居り一般にも非難の聲高し。（二十九日朝日）

▲支那英公使を憚る　（北京特電二十七日發）英國公使が支那政府の回答を外交部に返附せるに對し其善後策を講究中なるが政府部内にて近來英國公使ヂョルダン氏の侮若無人なる態度に憤慨の情を抱けるもの少からざるも巴里平和會議に於て各種の問題を控へ居る際英國と衝突するを好まず忍んで該回答を撤回し新に回答を爲すか或は之を握り潰して回答を與へざるかの二方法に就き研究中なりと（二十九日日日）

▲支那反日鼓吹　（二十五日紐育特派員發）支那南京大學總長ジョン・ウイリアムス氏は二十一日紐育に於ける演説中述べて曰く、支那が巴里講和會議に於て米國と親善協調の態度を執りつゝあるは賀すべし若し唯々として日支協約の命ずるが儘に服從するが如き事あらば遂に日本の殖民地たるの危險あり。（二十九日朝日）

▲支那移民制限　（晩香坡特電二十七日發）ブリチッシュ・コロンビヤ州々會議員等は加奈陀移民大臣コルダー氏と移民問題特に太平洋岸移民問題に就き論議したるが就中支那人問題が其主なるものにして席上同大臣は支那移民の入國を嚴重に制限する事に決せる旨述べたり。（二十九日日日）

▲巴里へ排日電報　（二十七日北京特派員發）北京國民外交委員會は巴里の各國講和委員に宛て左の如き排日的電報を發せり。

青島及山東問題に關する一切の權利は獨逸より直接に支那に返還さるべきものにて又千九百十五年に日本が最後通牒に等しき脅迫に依り締結せし條約（二十一箇條協定）及千九百十八年日本が陰謀を以て締結せし條約は之を取消すべし吾等は日本が山東に在りて獨逸主義を實行するを願はず死力を出して之に抗拒せん吾等は講和會議が吾等の權利を尊重せんことを願ふ第二の大戰の種を蒔く所以なるを以て我が四億の同胞として不公平の待遇を受けしむるを願はず若し之に反するの決議あるとも決して之を承認せず。尚支那使節に對しても別に打電して曰く

吾等は再び講和會議に打電して青島及山東鐵道に屬する一切の權利を直接に返還せんこと及千九百十五年日支條約及千九百十八年山東鐵道に關するとを要求せり若し公等此職責を盡す能はずば國に歸る勿れ。（三十日朝日）

▲米國公使の活動　（北京特電二十七日發）今回ジョルダン公使が參戰借款に對する支那の四國（英、米、佛、伊）になせる回答を突き戻したる件に關し米國公使より外交部に對し突き戻されたる回答を支那が受け取らぬはジョルダン氏の感情を害し不利なり受取る方が可ならんと勸め又徐樹錚氏一派に對しては參戰軍取り消しに就きては余は極端に主張し居るものにあらずとて連絡を取らんとし巧に二重外交政策を執りつゝありと。（三十日時事）

▲外蒙獨立警戒　（北京特電二十九日發）支那政府は巴里支那全權委員に向け外蒙獨立運動は到底成功する見込無し假令獨立運動始まるも政府は之を内亂と認め鎭定する計畫あり各國は獨立の名義に迷ひ軍資軍費等を供給するが如き事なき樣懲め平和會議に說明すべしと訓電せり。

▲米兵入蒙　（北京特電二十八日發）米國兵下士六名、上等兵二十名は遊歷の名の下に商人又は宣敎師出入に假裝し二十七日張家口發外蒙古方面に入れりとの報あり。（三十日日日）

▲利權分捕運動　（北京特電二十九日發）　英米佛三國公使は協同して外交部に公文を送り萬國々際法によれば國際間にて宣戰せる後は總て敵國との條約は廢棄せられ講和成立するとも兩國の同意なければ再び有効とならず此理由に基き宣統三年支那と英米獨佛との間に契約せられたる湖廣鐵道借款中獨逸の權利は當然消滅すべく本公使等は政府の命令を奉じ支那政府に對し講和條約成立後獨に獨逸に許可せし權利は之を存置するの餘地なき事を說明し並に該權利に就ては他の三國資本家と交涉し獨逸と永遠に關係を斷ち三國の資金を以て全部を完成せしめん事を希望すと述べ更に英國公使は二十八日交通總長を訪ひ右の主旨を敷衍說明せるが支那側にては例の鐵道統一計畫と關係あるを以て愼重なる考慮を拂ひつゝあり（三十一日日日）

▲粵漢鐵道問題審議　（北京特電二十九日發）　英米佛の提議に依る粵漢鐵道に於ける獨逸との關係處分に關し政府は最近交通部に命じて適當の方法を考究決定す可しと命令せり。（二十一日時事）

▲財政部の非を鳴らす　（上海特電二十九日發）　昨日米國銀行家アボット氏は北京にて錢能訓氏の午餐會に招かれたるが其節アボット氏は財政部に累年の收支總計及び內外債等の亂暴を責むるを求めたりと。（三十一日時事）

▲駐屯兵數調査　（北京特電三十日發）　陸徵祥氏より支那駐屯各國軍隊撤退を平和會議に提出する場合參考の爲外國駐屯軍隊の數を問合せ來りしを以て政府は義和團事件後の條約に依り駐屯する外國軍隊及東三省濱口、鄭家屯、山東省、伊犂の外國軍隊東三省及廈門の日本警察官の現在數を調査し報告せよと當該地方官に訓電せり。（三十一日日日）

▲邊境の防備を固む　（北京特電二十九日發）　支那政府は外蒙古獨立運動に對し邊境の防備を固くせんが爲南苑の第十九師團より一部隊を出動せしむることに決したが準備を命ぜりと。（三十一日日日）

▲東三省邊防會議　（奉天二十九日　）　外蒙獨立運動の火の手愈熾ならんとする形勢あるが東三省は外蒙古と關係密接なるを以て張巡閱使は孟吉林黑龍江兩督軍に對し奉天に於て東三省邊防會議を開き對外辦法及外蒙出兵に就き討議すべければ各代表者を出奉せしむべしと通電せり同會議は四月初旬巡閱使處に於て開會せらるべし。（三十一日日日）

▲蒙匪殺到　（奉天特電二十九日發）　蒙匪三百餘名東鎭に殺到したりとの情報ありたるが外蒙古獨立運動の餘波なるべし。（三十一日日日）

▲日本と外蒙獨立　（北京特電三十日發）　外蒙古獨立運動の陰に日本の援助潛めりとの言葉は支那人及外國人により屢々繰返され居る所なるが三十日の支那紙は庫倫の蒙古一間諜より得たる確報なりとて左の記事を揭載せり

セミョーノフ及某國は外蒙古を煽動し獨立を計らしめんとし三月十八日ダウリヤに於て第二回會議を開き左の決議をなせり。

第一　海拉爾地方の蒙古ブリヤード族の臨時政府を組織す

第二　代表者を巴里に派し平和會議に獨立の請願をなし某國より之を紹介す

第三　將來正式の政府は庫倫又は海拉爾に設置す

第四　臨時政府は各部を設け政務を分擔す

第五　セミョーノフを冊封して軍王となす

第六　セミョーノフは新募兵二千をフシャ（蒙古土匪首領）に交付し直ら臨時政府の保護に委す

第七　ダウリヤに士官養成の軍官學園を設置し某國人を敎官となす

之等の報道は日本を指せるものにして勿論事實を誣ふる甚だしきものなるが更に笑ふべきはセミョーノフ將軍の子と日本某貴族の愛花野きくとの結婚の爲なりと誠しやかに報ぜる新聞もあり。（三十一日日日）

南北情勢

▲陝西停戰未し　（上海特電十四日發）　三月五日于右任氏よりの戰報に據れば各地とも戰事決して止まざるを示せり其報告中注意すべき二點あり一、張錫元氏の軍は今に至るも二月十三日の停戰命令に接し居らざること二、陳樹藩氏は今尙ほ日々人を派して參陸辦公處の命令を以て許蘭州、張錫元に對し進み攻むる事を迫りて止まざるを示せり之に依りて一、陳樹藩氏停

戰命令を抑へて宣布せざること二、段派の軍人が今に到るも尚ほ暗に操縱しつゝあるを證するに足るものあり陳氏の中央の命令に服從しありといふに間違ひ無けれど其所謂中央とは段派の謂にして總統府及び國務院の謂にあらざること亦明白なりと云へり。（十六日時事）

▲南方の最後宣言　（上海特電十五日發）十四日午後も南方代表は唐紹儀氏宅にて緊急會議を開き病中の唐氏は病を推して約三時間に亘りて密議を凝らしたるが陝西問題に對して北方政府の誠意全く存在せずとの理由により南方總代表の名に於て外交團及巴里平和會議に最後の宣言を發し北方政府の譎詐頽むに足らざることを聲明することに決し同日南方代表全部は更に南方事務所に集まり其宣言文を起草し居れるが參分本日を以て發表せらるべしと之に對し北方代表側も南方側と態度を同じうするに至り朱啓鈐氏は個人として錢能訓氏に打電し北方政府が依然として不誠實なるを痛罵し爭覓何等の方針を以て今後に處するかと詰問し態度如何に依りては去就を決すべき旨警告を發したり（十六日日日）

▲陝西人の陳情　（上海特電十四日發）二十日在上海陝西人は再び南方代表を訪問し陝西問題の解決に努力せんことを陳情せり。（十六日日日）

▲張樹元氏陞任　（北京特電十四日發）山東督軍署理張樹元氏は山東督軍に陞任せり。（十六日日日）

▲參戰軍組織變更　（北京特電十五日發）參戰軍善後處分に就ては之を撤廢せざることは決定せるも外交上に於ては四國側の意を尊重し又內政上に於ては段派の軍閥的勢力の制肘を避くる爲めに其組織を變更し大總統直屬の國防軍たらしむることに各方面の意志一致するもの、如し其結果として或は段祺瑞氏は自發的に總司令たる職を退くに至るや知し。（十七日時事）

▲長江督軍結束　（十四日漢口特派員發）李純、吳佩孚、陳光遠、馮玉祥の四名は南北和議決裂の場合は南北何れとも關係を絶ち聯合して獨立を宣布すべく決意せりとの說あり之に對し段祺瑞は腹心の部下馬氏を派し王占元を介して彼等の決意を翻さしめんとせしも王占元は萬一和議決裂せば其責任は南北共に之を負ふべきものなりとし寧ろ彼等に同意すべき口吻を漏らし時局仲裁の爲め一時も早く議和を進行せしむべく懇願したりと。（十六日朝日）

▲陸榮廷軍政府引退希望　（十三日香港特派員發）陸榮廷は廣東軍政府に對し老齡其職に堪へざると上海和平會議が程なく國內の紛亂を解決すべしとの理由を以て軍政府政務總裁の職を辭せんことを電請せり軍政府にては此電報に接し直に議和會議の前途尚暗澹たるの故を以て辭意を飜さんことを請ふ旨返事するに決せり。（十六日朝日）

▲雲貴省議會決議　（上海特電十三日發）雲南省議會は次の五項の議決を爲せりと。

一、舊國會を保存すること
二、和議後の內閣は南北共同して組織すること
三、西南各軍を國家の軍隊と爲し其の軍費を償還すること
四、國會を通過せざる各條約を承認せざること
五、禍首を懲罰すること

又貴州省議會は徐樹錚國を賣り和議を妨ぐるの罪に依り懲罰するを請うの決議を爲せり。（十日時事）

▲陸徐總統に協議　（十五日北京特派員發）陸榮廷氏は十五日朝徐總統に打電して曰く我國の危機目睫の間に迫れり此故に再び爭ふべからず余は南北兩問題に對し第三者の地位にあり救濟に努力すべし其爲め秘書鈕永建を上京せしめ親しく誤見を陳述せしむべしと。（十七日朝日）

▲唐氏總統を詰る　（十五日北京特派員發）唐紹儀氏は十五日朝徐總統に打電し陝西の停戰未だ實行されず福建にても督軍李厚基氏又臧致平、方聲濤等を使嗾して戰ひを挑ましめつゝあり是れ北方和を圖るの誠意なきを證するものなり若し北方政府にして適當なる善後策を講ずるなくんば議和會議を再開するの必要なからんと。（十七日朝日）

▲朱啓鈐錢總理を責む　（十五日上海特派員發）朱啓鈐は十四日錢總理に對し左の如き電報を送れり

陝西に尚戰あるは中外共に知る所なるに徒に公文の上にてのみ停戰に就て陳樹藩命を奉じ確に戰ひなしと云ふが如きは實に北方代表をして南方代表に對し言語なからしむるもの目下陳樹藩が命令に背き居るは抑も北京政府のそれを指揮するに依るか將又別に之れを使嗾するものある爲めか總理より明白に答へられん事を請ふ。（十七日朝日）

▲北方の不信を責む　（上海特電十五日發）平和期成會聯合會は昨日

會議を開き北京政府に對し中央の命令無效にして陳樹藩は要地を攻め和議を停止せしむるありて國民を欺くとて之を詰責し且つ又長電を發して國民の協力して政府の信を失へるを責めんことを希望する旨議決せりと。（十七日時事）

▲張瑞璣開封に到る（上海特電十五日發）張瑞璣氏は既に開封府に到り河南督軍趙倜氏と會見協議を爲し居れりといふ。（十七日時事）

▲徐總統憂慮（十六日北京特派員發）十六日上海方面より北京政府に着せし電報は何れも上海會議の益險惡なるを報じ徐總統も大に憂慮し個人名義を以て長江三督軍及び唐紹儀朱啓鈐並に南方軍政府宛時局前途の救濟方を懇願する旨打電せりと。（十八日朝日）

▲兩軍の分界線確定（漢口特電十六日發）湖北に於ける南北軍の地域分劃に關する商議は圓滑に纏まり三十支里中立地帶を置きて撤退し停戰後に南軍の占領せし鶴峰縣は北軍に返附することゝなり建始、施南鶴峰の境界線は一々分劃を終れり。（十八日時事）

▲于右任の陝西戰況（十六日上海特派員發）三月八日附于右任の電報十五日南方代表に達せり尙陳樹藩、劉鎭華、許蘭州、張作元等の軍隊は南軍に對し攻擊の急なるを報ぜり。

一、相橋の南軍報告に依れば張作元は七日夜忽ち猛烈に我軍を攻擊し今尙戰爭中に在り。

二、陳樹藩の部下劉世瓚は富平を陷れ一方には興市鎭を攻め大小既に十數戰を經たり敵は數日內に必ず降るべしと聲明し居れり。

三、乾縣は敵の攻圍益〻激しく隧道を堀り地雷を裝置し侵入せんとするも我軍は屢〻之れを擊退せり。

四、岐山戰爭後我包圍軍は王占元及び陳樹藩の兵なり。

五、交口の戰爭尙熾まり富平にては劉世瓚尙逃みつゝあり我軍の家族は多く燒き殺され或者は更に其家を燒かれたるのみならず七十歲になる老母銃殺され同地に在る軍器其他は悉く涇陽に運ばれ同地の重なる者は悉く殺されたり。

右の如く陝西の戰事停むといふも然らざることを明かにせる爲め當地南方代表者等は頗る憤慨し居れり。（十八日朝日）

▲段祺瑞一行出發（十六日北京特派員發）段祺瑞を初め曹汝霖田文烈其他北京大官連は十五日特別列車にて河南彰德府に故袁世凱夫人の祭典に列席する爲め出發せり一行は二十九日歸京の筈なるが段祺瑞は少しく遲るゝ事となるべし。（十八日朝日）

▲南方第二宣言內容（十七日上海特派員發）南方代表第二次宣言書の內容は(甲)陝西問題(乙)外交問題(丙)內債問題、結論より成れる由にて其大要左の如し。

陝西問題（一）北京政府は昨年十一月十六日停戰令を下しながら陝西を攻むる事益急なるにより和議開會に至り南方代表之を力爭し二月十五日五條の劃界停戰令を出さしめたるが更に其效なきを以て南方代表は陳樹藩の免職元防地恢復要求を提出して四十八時間を限り其回答を求め和議の停止を聲明せり茲に於て政府は三月三日停戰を嚴令し且命に抗するものあれば之を懲罰すべしと云へり然れども陝西よりの報告には陳樹藩許蘭州等依然停戰せず北京政府は三度命令に背ける陳樹藩を免職せず是和を云ふの誠意なりと言ふを得んや（二）北軍の過ぐる所之を燒き掠奪し極として天日なく一縣七百餘村悉く焦土となれり又宣教師を毆打して拳かしめ教會堂を掠め之が爲め基督敎徒は祈禱會を開き如何ともすべきなく之を天に愬へたり（三）北京政府は三原涇陽富平を靖國軍の據根と認めながら一意之を進め攻擊何ぞ和議の誠意あらん。

外交問題　參戰借款取消國防軍廢止は既に南北代表の双方同意したる所なるに北京政府は今も尙借款を引出し任意兵を招きつゝあり。

內債問題　南北代表は双方再び借款せずと決せるに今北京政府は恣に八年公債を募集しつゝあり。

結論　北京政府は殊更に恣に陝西に戰ひ陳樹藩を免ぜず參戰終了せるも濫りに借款を引出し新軍を募り之を足れりとせず內債を發行す凡そ此種々の事たる國民の希望に背き善意を拂ひ窠つるものなり南方代表は苦心して和局を維持して玆に至れり然も北京政府は過を改めず南方代表をして窮境に陷らしめたり尙遷延日を久しくせば國內是が爲め危現象を釀出すべく其責任は確かに北京政府にあり今敢て中外に向つて宣言し而して共に此窮境より救濟するの策を圖るを希ふものなり。（十八日朝日）

▲憲法大綱決定す　（北京特電十七日發）十七日午後憲法委員會を開會せるが出席者四十九名にして憲法大綱中左の五箇條を決定せり。

（一）總統制、內閣制の二制度に就き研究の結果內閣制に決定す。

（二）審計院は之を存置院長は政府より參議院に提出して同意を求め而して任命す可し

（三）幣制院は存置に決す。

（四）地方制度に關しては之を憲法に記入せず將來發達したる時に初めて記入す。

（五）法院は議會にて彈劾を受けざるものと決せり。（十九日時事）

▲參戰督辦處取消　（北京特電十七日發）十六日段祺瑞、徐樹錚氏協議の結果段祺瑞氏は今明日中に總統に對し歐洲戰爭、將に終結を告げんとす中外人間種々の議論もあれば參戰軍督辦處を取消さんことを求むる旨を公文にて陳述す可しと、但し參戰軍に關しては一も言及せざる可しと（十五日時事）

▲陝西停戰の確報　（上海特電十六日發）西安府に於ける最も信憑す可き筋よりの所報に曰く鳳翔洛川及び三原よりの報告に據れば南北の戰鬪は既に十日以前より中止せられ居れりと。（十九日時事）

▲段氏辭表却下さる　北京特電二十日發）段祺瑞氏の辭職書は昨十九日總統より却下せられたり參戰處取消の公文書は總統府に留置せり。（二十一日時事）

▲和議斷絕に備ふ　（上海特電十九日發）廣東來電に曰く唐繼堯氏は廣東軍政府に對し和議斷絕する以上滇克武氏に請ひ兵を率ゐて陝西を援け且つ湖北西部の南軍をも援助す可く準備せんことを依頼せりとの報告を爲せりと。（二十一日時事）

▲長江三督軍中立　漢口特電二十日發）時局に就き王占元氏は深く憂慮し日々李純氏と通信して彌縫を計れるが李氏よりは張書氏と共に上海に向ふ可しとの通信あり若し和議決裂に至らば長江三督軍は中立せんとの說に至つては是れ停戰前既に取れる態度にて王、陳二人の如き單に省內の守備のみを務めたることなれば今後又然る可きは勿論にて吳佩孚、馮玉祥兩氏の同一態度に出づ可きや疑ふ餘地なし。（二十一日時事）

▲五省攻守同盟　（奉天特電二十日發）奉天、山東、直隸、安徽、河南の五省督軍は南北和議の決裂を豫期し自家擁護の爲互に委員を派して聯合五省の攻守同盟を商議するとなり安徽督軍特派員は既に來奉して會商する所あり張巡閱使も亦委員二名を天津に派して曹巡閱使を訪問せしめたりとの說あり。（二十二日日日）

▲王氏國務院に要求　（上海特電二十一日發）湖北督軍王占元氏は十七日國務院に對し和議停頓擧國驚愕す近頃得たる報告に依れば鄂建、湖南等至急戰備を爲し湖北西部增員の勢あり而して戰端重れて至らば鄂危立所に至る可し故に努めて前敵立所に戰鬪を止め劃界するを靜かに待つを命ぜられたしと之に對し國務院は答へて曰く其電報は總じて忠誠愛國言外に溢る張瑞璣十二日陝西に赴き昨日通達す陝西の戰事既に停止し劃界の事を議す可く十二日張は西安に到り上海會議に對し總代表宛電報せば卽日會議の繼續を得可く人民の希望を慰むるを得可しと云へり張瑞璣氏は渭南に到着せりとの事なり。（二十二日時事）

▲人心和平を渴望　（上海特電二十日發）王廷桐氏は上海より北京總統府及び國務院秘書長に對し電報して大要左の如く云へり

劃界監視員張瑞璣は最早四安に到りしこと故停戰の確實なる證明を得て和議再開を見ること難からざる可し然れども只會議今尙ほ停頓す既に十日を越え人心恟々日に恐怖を生ず上海は全國商業の中樞にて顧る悲慘の狀態を示し四川湖南福建廣東各地の商人最も憤慨して曰く吾等は政治を知らず南北に關係なく年々國內の戰爭ある爲に吾等の損失最も大にして親族交友の平素富めるものは貧しくなり貧しきものゝ希望する處は只和平にあり目下上海の大商店は和平を望み再び和平ぜずば國家を棄るに至る可しとの文字を記したる白旗揭げ居れり生民の心理を示すもの敢て是等目に觸るゝ處容易に總統の知る能はざる可きを以て茲に之を報告す勞めて總統總理に之を傳へ速に停頓の原因を解決し人心を定められんことを乞はれたし云々。（二十二日時事）

▲陝西出身員の主張　上海特電二十日發）陝西省出身の國會議員は廣東政府に對し陝西問題に就き（一）昨年十一月十六日以前の防禦線を恢復すること（二）陳樹藩の撤退すること右二項にして實行する能はずんば和議の破

裂を宣言することを主張し來れる故軍政府は之を唐紹儀氏に告ぐる所ありたりと云ふ。（二十二日時事）

▲陳樹藩免職要求　（上海特電二十日發）廣東來電に據れば陸榮廷氏は目下龍州にありて軍隊を檢閲し居れり徐世昌氏に對し陳樹藩を免ずることを要求せりと。（二十二日時事）

▲陝西の民軍危し　（上海特電二十二日發）十四日三原の于有任氏よりの電報に據れば東西兩路とも戰ひ尚ほ熄まず孔走鎭は日々に急を告げつゝあり陳樹藩の部下は崗山附近にて地道を掘り爆藥を用ひて城を破らんとしつゝあり又陳樹藩は連日乾縣附近の數縣内の民家より大小の車を多く徵發し乾縣の要路を防ぎ其の上に土壘を置き民軍の突出を防ぎ城中にある民軍を鏖殺するの計畫を爲しありと。（二十三日時事）

▲陝西尙停戰なし　（上海特電二十二日發）北京來電に曰く在北京佛國公使館に到る陝西にある天主敎敎師の報告に據れば三月一日に至るも陝西省の戰事は停止せられ居らずとあり。（二十三日時事）

▲前敵司令官を戒しむ　（上海特電二十一日發）湖北督軍王占元氏は湖北省北方面に南軍の動搖ありとの風說あるに就き前敵司令官に電報して和議停頓するも既に江蘇督軍李純氏に打電し調停に努むることを依頼し、爲、破裂に至らしむるなきを以て其軍隊をして努めて前防禦線にあらしめ決して戰ひを挑む可からず南軍開戰前に侵入するの擧あらば明かに長官に報告して其の處置を待ち衝突を發生し大局に影響せしむるを許さずと云へり。（二十三日時事）

▲陸氏の態度を辯ず　（上海特電二十二日發）昨日南方代表者の一人なる唐彦氏は内外の新聞記者を招き陸榮廷氏の態度に就き辯明し今回陸氏より辭表を提出せんとの原因は今言ふを得ざるも何れ明白となる事ある可し然れども昨今風說あるが如く北方と風馮、和を議せんとするものに非ず陸氏は合法の和平を求め因循姑息の和平を爲すが如きは斷じて許さゞる所なりと明言せり（二十三日時事）

▲南方代表者詰問　（上海特電二十一日發）南方代表李述膺は昨夜江蘇督軍李純に對し電報して曰く陳樹藩が信義を蔑視し之を捨て北京政府の停戰命令を遵守せず五條の劃界停戰辦法は吾の主張に出でたるもの即ち今尙ほ戰ひ止まず劃界するに法なく五條の辦法も既に陳樹藩により根本的に破壞されたり夫れ當に何を以て之に處す可きぞと。（二十三日時事）

▲陝西兩軍五里撤退　（二十二日上海特派員發）陝西劃界委員張瑞璞氏が二十二日陝西省渭南より發したる報告二十二日南方代表の許に達せり北京政府への報告と同巧にて卽ち北軍の張錫元と南軍の曹世英等との間には既に停戰し双方會議の結果各五里を撤退せり唯だ張軍は尙土匪の出沒する方面に軍隊を分駐せしめ居れりと。（二十四日朝日）

▲廣東陸軍改制　（二十二日香港特派員發）廣東よりの報道によれば同地陸軍各司令官は五月中に廣東陸軍全部の改組復員を行ひ百六十箇大隊及び二個中隊の陸軍と爲すべき事を軍政府に申出でたりと。（二十四日朝日）

▲陸榮廷廣西滯留　（二十二日香港特派員發）（廣西よりの報道によれば陸榮廷は廣東軍政府に對し辭職を爲したる後廣西に於ける軍隊駐屯地を巡視する豫定なりしが既に出發し二十二日龍州に着したる上二、三週間同地に滯在すべしと。（二十四日朝日）

▲湖北南軍の要求　（漢口特電二十日發）湖北西部の南軍首領は李純督軍を通じて湖北政府に對し左の如き要求を爲せり。

彼等は一箇師團一箇旅團を編成し南方統一の後は之を湖北、西軍とし其他の南軍は之を解散し其編成は双方の委員協議して之を行ひ南北統一前は建始、鶴峰、以西七縣を駐在地と爲し其地の稅を以て給與し其不足額は湖北政府より之を補充すること、すと。（二十四日時事）

▲北方の反省を求む　（上海特電二十三日發）今夜の南方代表英文公報に據れば唐紹儀氏は朱啓鈐氏に對し左の如く和議再開に對する北方代表の要求に答へたり。

昨日貴總代表の書面に對し左の如く答復す南方の和平に對する態度並余が和議を再開するに就き勞を惜まざるは中外一般の知る所なり然れど北京政府が和平の障碍を故意に横たへたる爲め會議を進行するを不可能ならしめたるなり上海商業公團五十二團聯合會の寄せたる和平維開に關する書面中に政府何ぞ商民を苦しめて之を殺し盡さんとするや何ぞ一に軍閥を愛して之を護り惜まんとするかとの言あるに依り深く感慨無き能はず貴總代表之を讀みて同感せらるゝや如何又如何にして北京政府の行動を至當なりと云

ふ可きかを考へられしならん蓋し北京政府は依然として人民の見て以て和議の障碍と爲す所を敢て行ひ且つ南方代表が二回までも宣言して要求せる所に對し何等答ふる所無ければなり例へば陝西に於ては三月十三、十四兩日の公報に於て北軍は依然として西部に於て激烈に壓迫を加へ東部に於て孔走鎭に對し兵を增して攻擊を激しくし居れりとあり加之陳樹藩は其岐山を占領せるを今朝を以て報告せり而も北京政府が第二回の停戰令を出せる後の出來事ならずや今も尙陝西に於て北軍が停戰せりとの積極的證據なきにあらずや斯くば今茲に之が責任者の何人なるやを聞くも亦當然にあらずや此秋に際し斯る行爲を爲すは徒に紛擾無秩序を見るに止り輿論の許さゞる所なりとす貴總代表は當地の商業公團五十二團體聯合會の訴ふる所に同情を表せり故に其力を盡して北京政府に對し好く此形勢を諒解せしめ以て會議をして時局の解決を終らしめんが爲め繼續會議を爲し以て全國民の希望に副はしめ得るに至らしめんことを請ふと。（二十五日時事）

▲廣東海軍の決心　（上海特電二十三日發）　廣東來電に曰く當地海軍は二十一日宣言して曰く若し和議不幸にして決裂し戰爭復起れば海軍は唯護法の初志に依り事を行ひ全國百民從ひて共同策戰すべしと。（二十五日時事）

▲海軍陸戰隊組織　（上海特電二十二日發）　廣東省長莫榮新氏は鈕永建氏をして海軍陸戰隊を組織するを命ぜり。（二十五日時事）

▲商業團體時局決議　（上海特電二十四日發）　當地商業家團は本日緊急會議を開き和平救濟の法を議し先づ通電を發したり。

（一）世界の國民聯絡して共同和平を組織しあるに內爭止まずば國際上の位置に於て世界共同和平組織に參加不可能なる事

（二）陝西の戰爭停戰に確實なる證明なく之れが爲め陝西の民のみならず全國の商業間接の影響あること

（三）國民が政府に納稅するは政府の民を保ち國を守るためなるに政府は却つて銃砲を以て國民を苦しむる事斯くの如ければ和平の希望遂ぜられず故に租稅を納めず貨物を動かさず以て決心を示すと

（四）各友邦既に齊しく和平を勸告す何國に論なく南北一方の政府に齊しく軍事借款武器借款を爲す可からず然らざれば其の國に對し永遠に商業關係を斷絕す

又朱啓鈐氏に書面を送り昨日唐紹儀氏の言ふ處皆實際の事實なるを以て速かに法を設け陝西停戰を實行し速かに和議を開くを努められ度く且つ之れに就き滿足の答へを得たしと言へり。（二十六日時事）

▲唐紹儀氏答ふ　（上海特電二十四日發）　二十三日唐紹儀氏は當地商工團體に對し大要左の如く答へたり。

南北爭を持すること連年民は疲れ商業は凋落し上海は全國商業の中樞なるに近來の狀況日に倦怠の色あり實會集起し力めて和を求むるは大多數人民の進路を表示し且國民が國家と個人との關係を覺り政治上の責任を負ひたるものと言ふべく少數人專制政治是より或は消滅し得べく民國の亡びざるは幸に是あるが爲なり遡りて昨年十月三十日軍政府の和平會議を開くを要求するの通電を發してより北京政府は友邦の勸告により十一月六日を以て南方の要求を接受し將に和議を開始するや和平の誠意ありと思ひたるに相會せること既に六次而も陝西の一隅は北京政府の二月十三日の停戰命令を下せる後も尙兵を發して進攻已まず北方總代表等歸を負ふ能はざるを以て全體辭職の擧あり三月三日北京政府再び停戰命令を下し而かも十三日にして戰爭尙歇まず近頃北方代表の傳ふる所の消息に依れば陝西の境既に停戰を實行せりと然るに所謂停戰といふものは一方面のみ双方既に和平に向ひあるに何を以て陝西獨り停戰命令を下せる後も全力を以て南軍の有せる防禦地を占領するや陝西省民のこの慘禍を蒙る諸君が利權の悲運あるべきなり暫く一步を讓りて之を云へば諸君の意一に和議を得ば即ち和平の境に達すべしとなすが如しされど會議の決する所のもの陝西停戰の如し和平會議完全に効力ありて諸君の希望に副ふに至らば即ち何ぞ陝西停戰を肯んぜざる軍事協定何を以て更に三月一日に於て延期の約を締結調印せる・軍事借款何を以て六百萬を提用せる、八年公債何を以て完全に發行せる、凡そ此諸件皆諸君の目する處和平會議は毫も効力なきは諸君の知る處なり然らば即ち和議を中止せしめたる者は誰か我軍政府は和平を愛して諸君を助くる能はざるを恥づ貴會よりの來簡にて「政府は何ぞ商民を憎んで必ず是を殺し臺さんとする何ぞ一二軍閥を愛して必ず是を守り惜む」とあり今諸君既に手をつかれて政府の悉く殺すを待つた顧はず卽ち和平を請求するの擧ありさ

れど軍政府が和平を渇望するの苦心既に中外の洞察する處固より諸君の請求を待たずして大計早く既に定まれり若し北京政府に要求するとせんか即ち一二軍閥を護全するの事實既に明かなり果して北京政府が諸君の請求を容れる能はずとせば即ち和平會議何ぞ停頓するに至らんや諸君唯會議をなすのみにて足れりとなし是を議せる事の有効なると否とを問はずば即ち臨時以て諸君の願の如くなすべし若し必ず人心を定め大局を繫ぐを目的とせば即ち北京政府の一二軍閥を護全する諸君の云ふ處の如し中華民國の主權は民にあり和平統一は諸君と共に實あり諸君其れ努めよ玆に上海商工團聯合會に復す。(二十六日日日)

▲熊希齡時局演說 (上海特電二十三日發) 昨日熊希齡氏は當地の土曜俱樂部に出席して時局に就き演說せるが其要旨に曰く

余は專ら南北和議に斡旋の勞を取らんとして來れるに會議は陝西問題の爲め停頓す眞に支那の不幸なり中外の人士亦南北代表が根本問題に依り解決を爲さしめずして陝西問題のみに關れ居れり北京政府は既に江蘇督軍李純氏の劃界停戰五條の電報を批准し明に于右任氏等を正式の南軍と認めたる上は更に土匪討伐を以て辭となすを攻む可きにあらず南北和議は內政問題なるも此直接の原因は歐洲戰爭終了し巴里の和議將に開かれ支那は世必に於て最も援助を受け此各國が正義人道を支持するの時に於て其曲直を訴へ人種平等の待遇を得るを願はざる能はず和議の望みなくば統一に歸す可きなし統一の爲す可きなくば即ち必ず歐洲會議の支那の代表に影響す吾人の憂慮する所の支那民國人士の心裡は南北の和平を渇望せざるはなし然るに陝西問題の爲め決裂挽回なからしめんとするは何ぞ蓋し南北財政同じく窮境に陷り再び戰はんとするも恐らく不可能なる可し。(二十六日時事)

▲陳督軍に命令す (上海特電二十五日發) 徐世昌氏は二十四日國務院陸軍部等をして陳樹藩に對して速かに三原と電報を通ぜしむべしとの命令を致すべきを命じたりと。(二十六日時事)

▲停戰命令反對者處罰 (上海特電二十五日發) 陝西省議會議員等は南方代表に書面を送り陳樹藩等の如何に陝西に禍を與へしかを說き北京政府は名を土匪討伐に藉りて陝西の民を討伐す陝西の民何の罪ありてか北京政府は之を悉く殺して快と爲すか双方代表の速かに陝西停戰を主張し陳樹藩、劉鎭華を免職し其停戰命令に反對せる罪を問ふこと及び南軍をして昨年十一月十六日の防禦線を恢復せしめられたしと云へり。(二十七日時事)

▲西北邊防計畫立案 (北京特電二十四日發) 徐樹錚氏は段總長の命に依つて西北邊防計畫の起草中なるが若し該計畫採用せらるゝに至らば徐氏は該軍總司令たる可し。(二十六日時事)

▲參戰軍問題折衝 (北京特電二十五日發) 參戰軍問題に就き某方面の消息に據ればジョルダン公使は四國公使を代表し口頭を以て不滿足の意を表せるに對し政府は更に段派の者と打合せ中にて其結果近く又口頭を以てジョルダン公使に何等かの挨拶を爲す答なるが前の回答と異なる論據を以て之を爲す可きも要するに四公使を充分滿足せしめ得る回答は爲されざる可しと。(二十七日時事)

▲南方海軍の聲明 (北京特電二十五日發) 林葆懌氏は南方海軍を代表し左の意味の通電を發せり

南北和平會議は停滯二旬に及ぶ若し不幸破裂を見んか其責北方に在り南方に在らず我海軍は護法の素志を持し全國同胞と共に天誅を加ふ可し玆に護法海軍を率ゐて天下に周く告ぐ。(二十七日時事)

▲全國邊防籌備所 (二十五日北京特派員發) 段祺瑞の辭表は一旦却下されたるも結局參戰督辦の職を去ることゝなる可く政府も段氏をして相當の地位を保たしむる爲今回全國邊防籌備處なるものを設け段氏を邊防督辦に任ぜんと交涉中なり。(二十七日朝日)

▲徐總統唐に個人的打電 (二十五日北京特派員發) 徐總統は二十五日個人の名義にて唐紹儀氏に宛て張瑞璽よりの來電に據れば陝西に於ける南北は既に完全に停戰せり速かに會議を再開し時局解決を急ぐことを望むと打電せり。(二十七日朝日)

▲參戰軍を撤廢せよ (上海特電二十七日發) 當地新聞報に掲載せる北京電報に依れば在日本支那公使章宗祥氏は北京政府に左の如く打電せりと

日本政府の參戰軍に對する意見は一ならず原首相は主として日本の敎練官を撤廢するを主張するも元老會議は贊成せず予は內田外相と會面せしが既に之が撤廢をなすべく約束せり政府は宜しく之を履行せざるべからず。(二十八日日日)

▲參戰軍は必要なり（北京特電二十六日發）二十五日午後七時段祺瑞氏及び靳雲鵬氏等會議を開き西北邊防益急を告ぐるに至りたるが參戰軍は愈々取消す能はずと決議せり。（二十八日時事）

▲北方代表の書送（二十六日上海特派員發）北方總代表朱啓鈐氏は二十五日汪有齡、徐佛蘇、李國珍三氏を南方事務所に送り南方代表と會見せしめたり且唐紹儀氏に對しても書面を送り福建督軍李厚基の來電に依れば福建に於ける劃界停戰の事は既に童保暄及び臧致平をして陳炯明と協議せしむるに決したる旨明に此事を傳へ且陳炯明よりも委員を出し商議せしめられたりと云へり。（二十八日朝日）

▲上海商團の督促（上海電報二十七日發）上海の商業公團聯合會は昨日會議の結果朱啓鈐氏に對し更に書面を送り圓滿なる答覆を求めたるも今尚返書に接せず頗る憂慮に堪へず今や一週間の日限既に滿たんとするも尚會議續行の模樣なく商人一般滯面にて頻々として恐慌の狀を訴ふ何卒返書を賜はらん事を請ふと。（二十八日日日）

▲南方圖に乘る（上海特電二十六日發）既に西安府に達せる張瑞璣氏より陝西停戰の報告到着したるも和議會議の形勢は爲めに何等の變化を見ず之に就き南方の一代表は語つて曰く

吾人は未だ張瑞璣氏の電報に十分の信賴を置くことを得ず何となれば若し停戰したりとせば南方總司令なる于右任氏より何等かの報告あるべき筈なり然るに未だ同氏よりは何等の報告なく突然張氏より停戰報告來るこれ最も怪しむべきもの果して張氏が其自由意思を以て此報告をなしたりや否やを疑はざるを得ざれはなり縱令停戰を事實とするも予等は之を以て滿足するものにあらず陝西問題に關しては更に

（一）陝西を昨年十一月十六日の現狀に復すること

（二）今度の停戰命令に背きたる北方軍人を處罰する事

の二箇條を實行するにあらざれば陝西問題は完全に解決せられたりと云ふを得ず從つて和議を繼續する能はずされば我等は更に于右任氏よりの停戰報告を待つと共に一方完全なる解決に向つて努力せんことを欲す

と頗りに强硬なる態度を持し折角の張瑞璣氏の電報も何等の反應を呈し居らずされど南北双方にては極力局面轉換に腐心し居るを以て右强硬なる態度も云はゞ虛勢に過ぎざるべしと解せらる。

（上海特電二十七日發）二十六日王克敏氏は唐紹儀氏を訪問し和議再開に就き協議したるも唐紹儀氏は在來の議決事項一も北京政府の容るゝ所とならず北京政府にして誠意あるを示すにあらずんば會議の再開を希望す可からず陝西問題も亦停戰のみに止めず陳督軍をも免ぜざるべからずとて王克敏氏に對し說く所あり王氏は一語も發せずして歸れりと。（二十八日日日）

▲南方代表決議（上海特電二十七日發）唐紹儀氏宅に於ける南方代表會議は左の決議をなしたるが之により南方の態度を知るに足るべく和議の前途は尙遼遠なりと云ふべし。

一、張瑞璣の陝西停戰に關する電報は之を確むるに有力なる證據なき限り之に據て和議再開を決する能はず。

二、陝西問題參戰軍問題及八年度公債の三問題に關し或種の辨法を見出さゞる限り和議再開の催促に應する能はず。（二十九日日日）

▲唐總代表尙肯ぜず　陝西境界劃定委員張瑞璣氏は曩に南北双方より推舉せられ二十二日四安に到着實際の狀態を視察して屢上海に電報し停戰實行を報じ會議の再開方希望を申出でたる爲北方總代表より來三十一日議備會議再開方を南方總代表に申込みたる所唐氏は張瑞璣氏が三原に到着し同地より停戰實行の旨電報し來るに非ざれば之に應じ難き旨回答せり。（三十日日日）

▲西北邊防批准（上海特電二十九日發）徐樹錚氏は西北邊防軍の計畫を徐總統宛提出し從來四箇旅團たりしを八箇旅團に改め其中の一旅團は陝西にある鮑德山氏、一旅團は福建にある王永泉氏を之に當てんとする者にて徐總統は已に之に批准を與へ在來の西北邊防軍籌備處を改めて西北邊防軍總司令部となす由。（三十日日日）

▲米支新借款質問（上海特電三十日發）唐紹儀氏は昨日朱啓鈐氏に對し書面を以て左の如く述べたり。

本日の電報を見るに徐恩元氏と米國財團代表アボット氏との間に今回米金八百萬弗を利子六分にて借入れ煙酒稅を抵當とする借款成立せりとあり又亞州日報を見るに煙酒借款米金八百萬弗利子六分は軍費に充つべく既に署名を經たりとす外債を軍費に充つる事に對しては南北代表協議の上之を

抑止するに決定し居るにあらずや此度の米國借款を軍費に充つるは和議の前途に障碍あり貴總代表は速に北京政府に對し之を停止せしむる樣特に訓電の上返書を與へられたし。（三十一日日日）

▲和平會議繼續督促　（上海特電二十九日發）北京政府は和平會議を繼續開會す可きやう催促の命令を出し張瑞璣氏及び各省商會各團體の電報に依り且つ又陝西の事も既に證明せられたれば重要案件は會議にて協議す可しとのことを朱啓鈐氏に命じ南方代表にも會議を進むるやう促す可しと右命令文は二十九日交附せらる可しと傳へらる。（三十一日時事）

▲南方代表の詰問　（上海特電三十日發）昨日南方代表會議の結果左の如き公文を朱啓鈐氏に對し送る事となるべしと。

張瑞璣氏の電報によれば陝西の戰爭停止せりとあるも　右任氏の報告によれば依然陝西の戰事酣なりとあり且興市鎭乾縣の包圍今尙急なるが如く陝西省に於ける停戰の事實は確實に之を證明する能はず仍つて朱氏より張瑞璣氏に對し事實の調査を報告せしめられたく且又陳樹藩氏の免職、原防地の回復、參戰借款の停止、國防軍の裁兵停止、軍事協約の完全なる公布、八年公債の發行停止等を完全に實行するに於ては正に會議を再開するを得べし云々。

又別報によれば唐氏は朱氏を招き面談の上是等の事件を如何にすべきかに就き詰問し又別に商業各團體聯合會に對し南方代表の主張を通告すべく胡漢民氏をして之を起草せしむべしと傳へらる。（三十一日日）

▲陝西戰況詳報來る　（上海特電三十日發）陝西三原二十一日二十二日の戰況報告に據れば二十日の夜は陳樹藩の兵は涇陽を猛烈に攻撃し二十一日兩軍涇河の岸にて激戰ありたり乾縣三原間の消息斷絶し興市鎭尙ほ激戰中たりと于右任氏よりも唐紹儀朱啓鈐の兩氏其の他各代表宛の十三日より二十日までの戰況を詳報し來たり。（三十一日時事）

▲陝西へ救恤金　（北京特電二十九日發）徐總統は張瑞璣氏の報告により陝西省の人民が戰禍に苦しめるを憐み救恤の爲銀五萬元を支出する旨の命令を發せり。（三十一日日日）

▲湖北省長署理　（北京特電二十九日發）湖北財政廳長何佩氏は湖北省長署理に昇任せり。（三十一日日日）

財政關係

▲參戰借款流用質問　（上海特電十四日發）參戰借款に就いては曩に南北代表双方討議の上電報を發し之を引出し用ふる勿れと云ひたるに近頃斬雲鵬氏が更に六百萬圓を流用せるを以て唐紹儀氏は朱啓鈐氏に對し正式に公文を送り嚴重に質問する所ありたり又北京政府と大倉組の間に鳳凰山の契約成立したりとの說あり其の條項中國家の權利を害するもの甚だ大なるものありとて總代表朱啓鈐氏に對し右契約は既に調印せられしや否や力を協せ之を阻止す可く明白に返辭を乞ふと公文を以て申込めり。（十六日時事）

▲銀行團反對理由　（北京特電二十五日發）四國銀行團が民國八年公債に反對する理由は鹽稅剩餘金を擔保とすることが契約違反となるのみならず財政總長襄心湛氏より總稅務司アグレン氏に宛てたる公文書中に將來鹽稅を擔保とする新借款を四國銀行と締結する場合には該借款の一部を割きて八年公債は元利借款に充つべしとの事項あり是れ支那政府が豫め銀行團の承認を經すして將來締結すべき借款契約に條件を明言せるものにて四國銀行團に對する越權の行爲なりとの理由をも含み居れりと（二十八日日日）

▲財源補塡善後　（北京特電二十七日發）北京政府は今月分の行政費二百四十萬圓の不足を生じ其補塡に就き苦心中なるが八年公債は國內の反對多く且四國銀行團の抗議あり事實上發行不可能なれば財源を求むるの要ある爲め財政總長をしてアボット氏に交涉し善後借款の前渡として八百萬圓、期限一年利子六分五厘の短期借款を起さんと計りつゝあり該借款の抵當は酒、煙草稅にして若し將來酒煙草稅を以て借款をなし期間內に該借款を償還する場合實本家は異議を唱ふる能はずとの條項を含めるが如し果して成功すべきや否やは尙疑問に屬す。（二十九日日日）

▲八年公債見合せ　（北京特電二十七日發）支那政府側の消息に據れば八年公債發行に就き日、英、佛、露、四國公使より其の擔保に就き質問あり之に對し如何に回答す可きかは尙未定なれど同公債發行に付きては國內各方面非常の反對あり一旦總統令を以て發布したることとて之を取消すこと不可能なれども結局本公債發行は見合す可しと。（三十日時事）

經濟關係及其他

▲支那資本團計畫　（十五日北京特派員發）梁士詒等の發起に依り北京、天津、上海、漢口の支那銀行の主なるものを參加せしめ純粹なる支那資本團を組織せんとの計畫なりしが二十一日創立委員會を開く事に決定し其資本團は銀公司と名附け先づ各銀行より千萬元を醵出せしめ之を資本金として更に社債を發行し各種實業の經營を爲し特に鐵道經營を以て主要の目的となすべしと。（十七日朝日）

▲山東小麥輸出延期　（濟南特電十六日發）昨週十萬噸を限りて解禁せられたる山東の小麥輸出は四月末日を限りて打切りたる旨交涉あり目下濟南青島兩實業協會聯合にて期限延期交涉方を協議中なるか支那の眞意は此際許可手數料を前納せしむるにあるもの、如く結局之を前納して無期延期さるゝものと推察さる因に輸出許可手數料は噸四圓二十錢にて未だ五萬噸輸出せるのみ故尙ほ五萬噸の輸出餘力あり二十萬圓餘の收入を擧ぐる勘定なり。（十七日時事）

▲米輸出禁止理由　（上海特電十七日發）江蘇督軍李純氏は唐紹儀氏に宛て本日電報にて米の輸出を禁止せる理由を聲明し來れり。（十九日時事）

▲大生銀行公司成る　（北京特電二十二日發）梁士詒、曹汝霖兩氏の發起せるシンヂケートは大生銀行公司と稱し二十一日夜梁士詒氏邸に於て協議會を開き

（一）先づ北京、天津銀行より選出せる委員を以て創立委員會を設くること

（二）資本金を一千萬圓として四分の一拂込をなすこと

（三）出資銀行は單に京津に止らず南方にても加入すること

に決せり本シンヂケートは將來關係各國銀行團と協議し鐵道資金を供給する目的なるが斯くして相反目せる新舊交通系は共に一致して鐵道統一政策を行はんとす。（二十一日日日）

▲廣東の電話と街鐵　（廣東ロイテル特電二十四日發）財政司は廣東は電話及び街鐵敷設權を外國人に賣らんとしつゝありとの北京來報を否認し且つ街鐵案は市に於て審議中なるも未だ許可を與へたるもの一も無しと云へり。（二十六日時事）

▲蒙古に米國企業　（北京特電二十四日發）米國は着々蒙古にて或種の企畫を進め同時に該地に設立の自動車會社を擴張して庫倫、烏里雅蘇臺間及び恰克圖、イルクーツク間の運轉を開始するに決定せり。（二十六日時事）

▲鹽輸送協定成る　（濟南特電二十六日發）山東鐵道の鹽輸送及び其取締に關する日支の協定は過般來彼我官憲の間に交涉を進められ居りしが昨日日本領事館にて調印を了せり其協定條文は不日發表せらるべきが山東鐵道にて輸送せらるゝ支那鹽は鹽運使の發行する護照を要し護照なきものは鐵道にて輸送を拒絕す可く密輸送品は之を沒收して鹽運使に引渡す可きこと、支那鹽商は總て山東鐵道に輸送を託す可く一定の賃任噸數を定めて運賃の割引をなし鐵道沿線在住日本人の使用する常食鹽及び工業鹽に對しては日本領事館にて護照を給與し自由に輸送し得ることを規定せりと。（二十八日時事）

▲英支鑛務合辦　（上海特電二十九日發）熊希齡、秦元洪兩氏は相圖りて英國北京シンヂケートと鑛務合辦の契約を爲し資本は英國支那同額宛を出し其本社を北京に置き取締役は支那英國各三名として既に農商部に登錄を爲し手續を終りたりと（三十日日日）

▲八千噸級船進水　（香港特電二十八日發）八千噸級第二鋼鐵標準船昨夕九龍造船所に於て進水せり造船所長は式辭に於て近々同樣の鋼鐵船五隻引續き進水を見るべしと述べ香港は遠からず鋼鐵を英國及び米國に仰ぐこと無く自給し得るに至る可しと仄かせり。（三十日時事）

▲米國の投資拒絕　（二十七日漢口特派員發）米國資本團代表アボツト氏の派遣せる一米國人は二十六日漢口米國領事館に於て武昌造兵廠長金鼎氏、交涉使吳仲賢氏と會見し鑛山開拓費として投資せん事を申込めるも金鼎氏は湖北の鑛山は官錢局の資金を流用する豫定なるを以て差當り其必要なしとて之を拒絕せり。（三十一日朝日）

支那

第十卷　第九號

五日發行）

要目

論說　日支國交の危機……一—四

資料　發表されたる借款契約（續）……五—一九
　　湖南省鑛山近況……二〇—二六

雜錄　支那商工業概觀（二）……二七—三一
　　支那革進の途……三二—三四
　　徐總統の平和會議觀……三四—三七
　　支那は正當なる處置を平和會議に求む……三七—三九
　　南北協和して講和會議に臨む……三九—四〇

彙事業界　支那事業界近況……四〇—四四

半月史　半月間の支那重要事件……四四—五〇

時報　支那最近時事要項……五一—五七

彙報　支那關係諸報道……五八—七一

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南　打狗
宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

內地
東京　橫濱　大阪　神戶　門司

株式會社
臺灣銀行
（臺北）

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州　厦門
汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ　孟買
盤谷

歐米
倫敦　紐育

外務大臣 子爵 內田康哉 閣下 序文

獨人の觀たる 日本及聯合國の對獨經濟戰

外務省臨時調査部譯

◆最新刊

定價金參圓 (菊判總クロース上製 美本七百頁)

送料 (內地拾八錢 臺灣四拾錢 支那朝鮮五拾五錢)

□本書は此の日本及聯合國の□對獨經濟的施設に對し、獨乙、□獨立キール大學內王立海運及經□濟研究所副所長ワルデマール・□コッホ博士等が自國の立場より□見て專心攻究したるものを我が□外務省に於て翻譯したるなり。□苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、□海運等之れを世界的に研究せむ□とする人士に對し絕好資料たる□ことは我社の深く信じて疑はざる處也。□敢て本書を江湖の諸賢□に薦む。

□目次概括□

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する審議□戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外放資、交通、銀行、保險、教育、勞働者保護、關稅、商□工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生產、日本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業、化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、陶器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、時計製造、護謨工業、リノリウム製造、大豆油の加工、軍需品工業、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動、取引及支拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定期市及博覽會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於ける努力、戰時に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

◆世界經濟界の好指針◆

發兌 東京市日本橋區(今川橋際) 株式會社 啓成社
振替東京一〇五五番 電話本局二一〇〇番

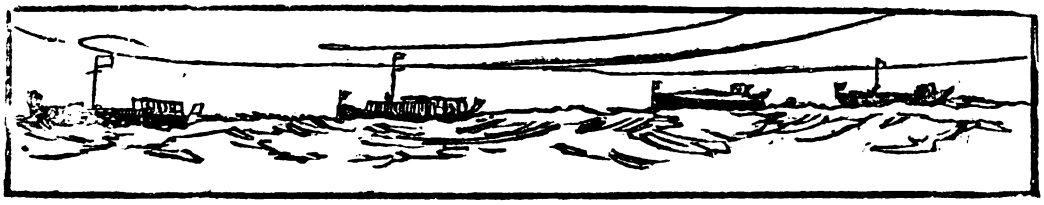

大正八年五月一日發行　「支那」第十卷第九號

「支那」目次

論說

日支國交の危機……一宮房次郎……一——四

資料

發表されたる借款契約(續)……五——一九

湖南省鑛山近況……二〇——二六

雜錄

支那商工業概觀(二)……二七——三一

支那革進の途……三二——三四

彙錄

徐總統の平和會議觀……三四——三七

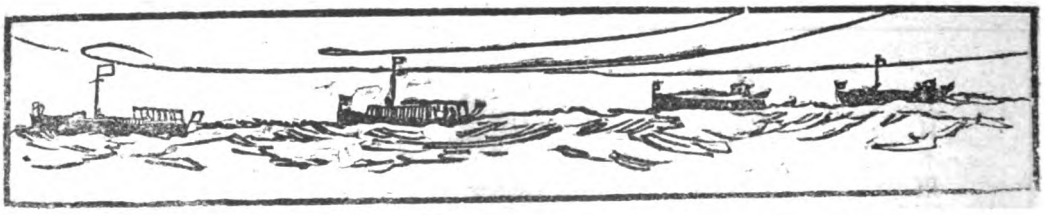

支那は正當なる處置を平和會議に求む……三七——三九

南北協和して講和會議に臨む……三九——四〇

事業界

楊樹浦紡績會社成績、上海曳船會社、（拖）
駁公司）營業成績、昨年度上海各業成績……四〇——四四

半月史

長江三督軍の調停、和議續開決定、七八兩日の談話會、
議題の提出、十四日會議迄の經過、米國の武器供給、鮮
人取締要求、外蒙獨立運動無關係通告、章駐日公使歸國……四四——五〇

時報

（内治外交）
歐州學生監督—湖北政務廳長—肇威
將軍任命—湖北財政廳長—陸徵祥の
報告—米の武器供給—梁啓超と議言
國會問題—調固黨と新思潮……五一——五七

（財政經濟）
中央政費預計表……五八——七一

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造發售

本舖

西尾商店

大日本東京

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舖開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不可缺之要品也其用途廣大必贅述凡墻除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衞生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告即請購備爲荷

請立刻函致本舖試用實爲至盼

寸尺

	橫	長
第一號	二寸八分	四寸二分
第二號	三寸	四寸八分
第三號	三寸三分	五寸四分
第四號	三寸六分	六寸六分
第五號	四寸二分	七寸八分

用紙包裝緘封如此能可完全預防塵埃實爲衞生而美觀且使用利便

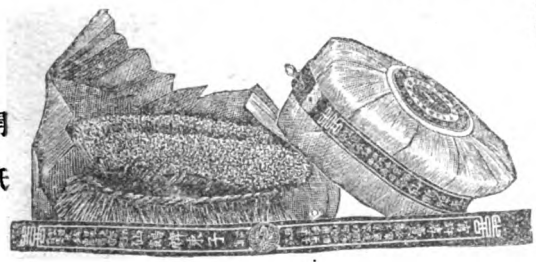

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

西尾正左衞門商店

電話小石川 長九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

大正八年五月一日
第十卷　第九號

論說

日支關係の危機

一宮房治郎

一

遠交近攻夷を以て夷を制するの傳說的外交は、今尙ほ支那外交家のモットーとする所にして、今回の巴里會議に於て殊に此の外交的詭詐の發揚を見る。始め巴里列强會議の開會せられんとするや、特使陸徵祥氏は、渡歐の途、病を力めて入京し我が外務當局と會見して、我が國が支那の友邦として又同種同州の善隣として支那に協力し、和衷共濟相依り相援けて東洋の大局を維持せんことを要求し、我が當局も亦大に共鳴する所あり、互に深かき默契を以て會議に莅まんことを期したり。陸徵祥氏と相前後して外交部の劉崇傑氏政府の命を承けて來朝し、我國朝野の間に周旋し、巴里會議に於ける支那の態度は、全く白紙にして飽くまで我日本と協調を以て進まんことを高調し、相互の諒解に努むる所ありき。是に於てか我牧野特使の會議に莅むや、特に支那特使に對して支那の道理ある主張に對しては我日本は同情ある援助を辭せざる旨申明し、力めて日支協調の實を擧げんことを期せり。思はざりき會

議の一たび開催せらるゝや、支那特使の態度斯の如く豹變し、譎詐狡詞、食言背信、日本を賣つて萬一を徼倖するの不信義を敢てせんとは。國信無ければ立たず、信義と禮讓とは今日外交の要諦なり。詭辯を弄し術策を逞ふして樽俎折衝の間に一時の奇利を博せんとする駈引の如きは、春秋戰國時代に發達せる舊式外交にして、國際關係の密接緊要なる二十世紀に於ては百害あつて一利なきなり。蓋し國家は有機體なり、箇人と同じく生命と活力とを有す。箇人の社會に處する最も人格を必要とするが如く、國家の國際間に處する亦信義と禮讓とを有せざるべからず。況んや國家の生命は箇人と異り恒久的にして永遠性を帶ぶるに於てをや。故に權謀術數を以て生命とする舊式外交は、或は樽俎折衝の間、奇利を萬一に僥倖し得んも、繼ひで來たるべき反動の大打擊は豫め之を覺悟せざるべからず。反動的大打擊と一時的奇利とを相差引して殘す所の損益如何、國家の外交が信義と禮讓とを以て要諦となさざるべからざる亦識者を待たずして明かなるにあらずや。然るに我が友邦支那の使臣が今尙ほ春秋戰國以來の傳說的外交に囚らはれ、遠交近攻爽を以て夷を制せんとするが如き舊式外交を以て得々たるは其謬見誠に憫むべく、其結果の重大なる亦寒心に堪へざる者あり。吾人は將來東洋大局の前途を思ふて、支那特使及官民に對して冷靜なる省察を乞はずんばあらざるなり。

二

支那國權の喪失は誠に吾人の同情に値するものあり。其徵稅權は外國の共同管理に歸し、其司法權は領事裁判に依つて蹂躙せらる。加之各國互に勢力範圍を其領域に劃定し或は居留地を開港場に占領し、所謂臥榻の傍他人の酣睡を貪るものあり。其他各國軍隊の駐屯、又は鐵道交通權の外資侵入等一として國權の喪失にあらざるなく、其窘況誠に同情に値するものもあり。久しき眠より醒めたる新しき支那が其の桎梏の包圍より脫せんと焦慮し、各國領事裁判の撤廢、關稅鹽稅上の外人管理排斥等を高調して、國權の恢復伸張に努力するは、多少同情すべき点無きにあらず。我が牧野大使が講和會議の開催に先ち支那特使に向つて支那の領事裁判權撤去其他道理ある主張に對しては、日本は極力援助を吝まざるを言明せるは、支那の國權恢復に對する最も深厚なる同情の表現にして、我國民が如何に此点に於て支那に同情を有するかを知るに足らん。但だ此等の外交關係たる複雜なる歷史的因緣あり、單純なる理論のみを以て之を律すべからず。歷史的沿革を離れて國際關係なく、協約條約を度外して國際的信義なし。如何に理論の否定する所ありと雖も、國家は其義務として條約的關係と歷史的事實を尊重遵守せざるべからず。此意味に於て吾人は最近支那政府及講和特使の巴里に於ける言動に對して甚大の遺憾を禁ぜざる能はざるなり。彼等は日支協約の破棄を高調し山東に於ける利權及び租借地の直接還附を提倡す。而も其理由とする所は全然歷史的事實を無視せる虛構の詭辯にして、國際的約束を無視せる御都合論に過ぎず。今や日支兩國の關係は、巴里會議の諒解に反し、我國は支那の仇敵な

るかに過せられ、支那特使は我特使を遇するに被告を以てし、彼此の默契は全く裏斬られ、我好意は全く蹂躙されたり我官民が如何に支那の改善進步に對して深大の同情を有するとするも、斯の如き報酬を與へられて何時まで之を維持するの雅量ありや疑はし。斯の如くにして日支兩國の關係が果して恒久の親善を繼續し得べきや否や。反感は猜疑を生じ、猜疑は爭鬪を生む、將來日支兩國の危機或は茲に胚胎するなきを保せず。豈是れ單に日支の兩國の不幸のみならんや。

三

支那が山東に於ける獨逸の利權を直接還附せんことを要求するは支那の參戰を理由とするに在り、然れども支那は青島より獨逸を擊攘するに於て果して何程の犧牲を償へる。當時支那は寧ろ西部戰線に於て連勝せる獨逸に好意を有し、却つて我が日本の青島攻擊を邪魔物扱ひにせるにあらずや。支那參戰は青島攻取に後るゝ年餘にして、支那をして參戰せしむるの如何に困難なりしかは、當時我日本帝國を始め英佛聯合國使臣の備さに嘗めたる外交的苦楚にあらざりしか。曾に一兵一矢を送くらざるのみならず、絲毫の便宜利益をも供與せず、何等山東恢復に關與せずして完全に山東利權の回復を高調し、全く血と屍とを以て贖へる我日本の收獲を横取りせんとするは、餘りに虫の善き御都合論にして國際的信義を蔑視する者にあらずして何ぞや。我帝國が公明正大にして友邦を思ふの念なる、支那が獨逸擊攘に何等の貢獻なきに拘らず、青島は之を支那に還附して其國權を恢復せしめ、山東鐵道の如きも亦支那の發言權を許容せんとするの雅量あり。是れ支那に對する至大の友誼にして善隣として最善の好意を表せる者と言ふべし。然るに之に滿足せず、徒らに米國其他の外援を假りて日本を壓迫せんと試みるが如きは、國際的信義を無視し、友邦の間に釁端を啓らく者にあらずして何ぞや。斯かる歷史的事實を無視し國際的信義を破壞する外交は、徒らに理解ある國家の反感を購ふのみして何等の効果を齎らす能はざるは勿論なりと雖も、吾人は斯の如き不謹愼なる外交に依つて日支關係の受くる脅威の懼るべきを悲まずんばあらず。

日支協約の破棄の如きも亦然り。支那特使は其破棄の理由として我國に強要せられたりと稱す。而も脅迫の事實果して何れにありや。自由意思を有せる支那政府が結局之を承認せしは、完全なる條件を具備して成立せし有力なる證據にあらずや。外交揚裡の駈引に於て多少强硬なる措詞と形容とは勢の免れざる所なり。若し其の駈引の如何に依つて國際條約が破棄さるべきものなりとせば、各國間に存在する條約は一として破棄せられざるものなけん。斯の如くして何處に國際的秩序の維持を求むべき、國際的秩序の維持なくして何處に國際的平和の存續を期せんや。吾人は平和人道を高調する米國が斯かる沒常識なる要求に動され、動もすれば國際的秩序を破壞するの亂階を成さんとする不用意に驚ろかざるを得ず。其他最近支那本國に起れる鐵道國際管理問題の如き、近來支那に起これる外交問題は殆んど一として國際的信義を無視し、自己の都合によつて其國際的義務を放棄せんとする亂暴なる計畫にあらざるはなく、其輿論の傾向轉た寒心に堪へざるものあり。是れ果して日支兩國前途の爲喜ぶべきの現象なりや否や。

四

脣齒輔車の形容は餘りに陳腐に過ぐ、而も日支兩國の緊密なる關係を表現するには此四語を措ひて他に適當なる形容を見ず、輔車の依脣齒の誼は依然として恒久に日支兩國

の關係なり、彼此兩國は飽まで相依り相輔けて、中流の砥柱となり、東洋平和を恒久に維持せざるべからず。我邦朝野の有志が夙に日支親善主義を提倡して兩國の輯睦を增進するに力めつゝある所以の者亦此意味に外ならず。唯だ日支兩國の間地勢徐りに密邇にして國際關係從つて頻繁に意見の扞格を生ずること亦尠しとせず。殊に支那に對しては其富饒なる資源に對して垂涎禁ずる能はざるの第三國あり。動もすれば其間に乘じて離間中傷を事とし、漁夫の奇利を博せんことを企圖す。一波起りて萬波之に伴ひ、終に狂瀾怒濤を惹起するに至る。此点に於て支那の所謂夷を以て夷を制せんとするの外交手段は、最も東洋の前途に對し危險を齎らすの結果を生むものにして、豈啻に日本の不幸のみに止まらんや。然りと雖も支那が近かき親族を捨てゝ遠き他人に依らんとするの決心をなせる其動機に至つては我國民も亦多少の責任なきにあらず。我國民が外交的教養を欠くの甚しき、動もすれば支那人民に對して凌辱的行動を敢てし、其反感を挑發するもの少しとせず。加之所謂浪人輩の徒梁山伯的思想に感染して或は帝國主義的企畫を支那に對して試むるあり。時に或は政府軍人も亦彼等の爲に誤まられて高壓的手段を以て支那に蒞めるの例なきあらず、此等の原因相錯綜して終に支那官民の對日反感を挑發し、其結果支那を驅りて遠交近攻の外交に出でしめたる嫌ひなきにあらず。吾人は支那官民の舊式外交の謬迷を指摘して其反省を促がすと共に、此点に於て深く我官民の不謹愼を責め其對支態度の覺醒を促がさざる可からず。

五

彼等英米の政治家口を開らけば卽ち正義人道を高調す、而も彼等の唱ふる正義人道は全く白色人種の爲の正義人道にして、有色人種の間に適用するの意思なきを露骨に證據立てたり。是れ巴里に於ける人種問題の討論が雄辯に證言する所にして、彼の佛人ボール、リシャール博士の如き公々然之を指摘して憚らず。國際聯盟を以て羊皮を被れる猛虎なりと評し正義人道を基礎とせる亞細亞同盟の組織を警告せしにあらずや。人種の差別的待遇は正義人道の許すべからざる謬想たるのみならず、國際間の平和を脅かし戰爭を培ふの最大種子たるは、何人も否むべからざるの事實なり然るに此の差別撤廢問題が正義人道の本家たる英米に依つて葬らるゝに至つては、正義人道の實果して何處にか在る、世界の恒久的平和を建立せんとするの努力果して何處にか在る。彼等の正義を叫び平和を唱ふる要するに自己の御都合論に過ぎずと評せらるゝも敢て辯白の辭なからん。要之人種的偏見は斯の如く依然として白色人種の間に存し、所謂正義人道も此意味に於ける一種の御都合論に過ぎず。某々の諸國が支那に對して歡心を買ふに急なる、支那人より之を見れば有力なる味方を得たるの感なきにあらざるべしと雖も、甘語の裡果して荊棘を藏するなきや。血は水よりも濃く、兄弟は墻に鬩ぐも外侮を防がざるべからず。人種的偏見と宗教的謬戻とは除く可からざる二大思潮たり。是れ今回巴里會議に於ける人種差別撤廢問題の討論に於て實證されたる悲むべき結論にして、將來國際關係に於て此の二大偏見が如何なる形式に於て表現し來るべきかも、亦想像し難からざるなり。然らば同種同文、數千年來燦然たる東洋文明の繼承者を以て所謂西洋文明と對峙せる日支兩國の國際的地位如何亦推して知るべく、徒に鬩爭反目を事として他人の窺窬を容るべき秋にあらざるなり。吾人は支那官民が外援を導きて近親を壓せんとするが如き危險なる外交政策を棄て、和衷共濟大局の保全に顧念せんことを望むと共に我官民も亦公明正大至誠を以て善隣の誼を竭くし、日支兩國相提携して東洋平和の前途を確保するに努力せんことを希望して已まざるなり。

發表されたる借款契約（續）

最近支那政府より發表されたる諸借款契約内容左の如し。

濟順高徐二鐵道借款豫備契約

中華民國政府（以下政府と稱す）は中華民國山東省濟南府より直隸省順德に至る鐵道及山東省高密より江蘇省徐州に至る鐵道（以下二鐵道と稱す）を建設するため株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の參行（以下銀行と稱す）との間に借款契約の締結を目的として左の豫備契約を作成す

第壹條　政府は山東省濟南府より直隸省順德に至る鐵道及山東省高密より江蘇省徐州に至る鐵道建設に要する一切の資金を中華民國政府濟順鐵道金貨公債、高徐鐵道金貨公債（以下二鐵道公債と稱す）に仍り銀行にて調達することを認准す

但し濟順高徐二鐵道線路を調査し鐵道經營に有利ならすと認めたる時は政府は銀行と協議し其敷設線路を變更すへし

第貳條　政府は速に二鐵道の建設費其他一切の必要なる費用を定め銀行の同意を求むへし

第參條　二鐵道公債の期限は四拾箇年とし元金の償還は公債發行の日より起算し第拾壹年目より之を開始し年賦償還の方法によるものとす

第四條　政府は二鐵道借款本契約締結と共に直に二鐵道の建設に着手し速成を圖るものとす

第五條　政府は二鐵道公債の元利金支拂に對する擔保として左の通銀行に提供するものとす

現在及將來に於て濟順高徐二鐵道に屬する財產一切竝其

收入

政府は銀行の承諾を得るに非されは前項の財產又は收入を擔保とし又保證物として他人に提供することを得さるものとす

第六條　二鐵道公債の發行價格及公債利率、政府手取金額は發行當時の狀況により可成政府に有利なる主義を以て協定するものとす

第七條　前各條に規定なき條件に就ては政府は銀行と協議決定するものとす

第八條　濟順高徐二鐵道款借本契約は本豫備契約を基礎とし其成立の時より四箇月以內に之を締結するものとす

第九條　銀行は豫備契約成立と同時に政府に對し日本金貳千萬圓を前貸するものとす

但本前貸金は無手數料にて交付するものとす

第拾條　本前貸金の利子は年八分即ち日本金壹百萬圓に付日本金八圓の割合を以て支拂ふものとす

第拾壹條　本前貸金は政府の發行する國庫證券の割引の方法に依り之を交付するものとす

第拾貳條　前條國庫證券は滿六箇月毎に切換へ發行し其都度滿六箇月分の利子に相當する金額を銀行に支拂ふものとす

第拾參條　政府は濟順、高徐二鐵道借款本契約成立の後本公債の募集により得たる資金を以て優先に且遲滯なく本前貸金を返濟するものとす

第拾四條　本前貸金の交付返濟竝に利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす

本豫備契約書は日華兩文を以て各貳通を作成調印し政府銀行互に各壹通を保有するものとす若し本豫備契約に關し解釋上疑義を生じたるときは日本文契約書に依り解釋するものとす

日本帝國大正七年九月貳拾八日

中華民國七年九月貳拾八日

株式會社日本興業銀行

副總裁　小野英二郎

中華民國特命全權公使　章宗祥

以書翰致啓上候陳者貴國政府に於ては日本國資本家よりする借款を以て速に左記地點間の鐵道を建設することに決定の旨を聲明せられたる本日附貴翰致閱悉候

一、濟南順德間

二、高密徐州間

但し右兩線路にして鐵道經營上不利益なりとせは別に適當の線路を協議決定すること

帝國政府は欣然右支那國政府の聲明を了承すると共に日本國資本家をして本件借款の商議に應せしめむか爲速に必要なる措置を執るへきことを茲に致言明候

右回答得貴意候　敬具

大正七年九月二十四日

日本帝國外務大臣男爵　後藤新平

支那共和國特命全權公使　章宗祥閣下

敬啓者中國政府決定向日本國資本家借款速行建築左列各地

點間之鐵路茲本使受本國政府之委任特將此旨向貴國政府聲明

一、濟南順德間

二、高密徐州間

但右列兩線路如於鐵路經營上不利益時另以適當線路協議決定之

以上所述貴國政府無異議時應請迅執必要之處置令貴國資本家承允該項借款之商議相應函達敬希見復爲荷謹具

中華民國七年九月二十四日

中華民國特命全公使　章　宗　祥

外務大臣男爵　後藤新平閣下

山鐵合辦協定

以書翰致啓上候陳者帝國政府は貴我兩國の間に存する善隣の誼に顧み和衷協調の旨意に起見し山東省に關する諸問題を左記各項の通處理するを妥當なりと認め茲に之を貴國政府に提議することに相決し候

一、膠濟鐵道沿線の帝國軍隊は濟南に一部隊を殘留する外總て之を青島に集中すること

二、膠濟鐵道警備は貴國政府に於て巡警隊を組成して之に當るへきこと

三、膠濟鐵道より右巡警隊の經費に充てむか爲相當の金額を提供すること

四、日本國人を右巡警隊本部及樞要驛竝巡警養成所に聘用すること

五、膠濟鐵道從業員中に支那國人を採用すること

六、膠濟鐵道は其の所屬確定の上は日支兩國に於て合辦經營すること

七、現下施行の民政は之を撤廢すること

就ては前記提議に對する貴國政府の意嚮御回示相成候樣致度候

右照會得貴意候　敬　具

大正七年九月二十四日

日本帝國外務大臣男爵　後　藤　新　平

支那共和國特命全權公使　章宗祥閣下

敬啓者接奉

貴翰內稱貴國政府顧念貴我兩國間所存善隣之誼本和衷協調之意旨起見提議關於山東省諸問題照左記各項處理等因業已閱悉

一、膠濟鐵路沿線之日本國軍隊除濟南留一部隊外全部均調集於青島

二、膠濟鐵路之警備可由中國政府組織成巡警隊任之

三、右列巡警隊之經費由膠濟鐵路提供相當之金額充之

四、右列巡警隊本部及樞要驛竝巡警養成所內應聘用日本人

五、膠濟鐵路從業員中應採用中國人

六、膠濟鐵路所屬確定以後歸中日兩國合辦經營

七、現在施行之民政撤廢之

中國政府對於日本國政府右列之提議欣然同意特此奉覆謹具

中華民國七年九月二十四日

中華民國特命全權公使　章　宗　祥

外務大臣男爵　後藤新平閣下

滿蒙鐵道覺書

敬啓者中國政府決定向日本國資本家借款速行建築左列各地點間之鐵路茲本使受本國政府之委任特將此旨向貴國政府聲明

一、開原海龍吉林間
二、長春洮南間
三、洮南熱河間
四、洮南熱河間之一地點起至某海港間（本線徑路俟將來調查後決定）

以上所述貴國政府無異議時應請迅執必要之處置令貴國資本家承允該項借之商議相應函達敬希見復爲荷　謹具

中華民國七年九月二十四日

中華民國特命全權公使　章　宗　祥

外務大臣男爵　後藤新平閣下

以書翰致啓上候陳者貴國政府に於ては日本資本家よりする借款を以て速に左記地點間の鐵道を建設することに決定の旨を聲明せられたる本日附貴翰致閱悉候

一　開原海龍吉林間
二　長春洮南間
三　洮南熱河間
四　洮南熱河間の一地點より海港に至る間（本線徑路は追て調査の上決定すること）

帝國政府は欣然右支邦國政府の聲明を了承すると共に日本國資本家をして本件借款の商議に應せしめむか爲速に必要なる措置を執るへきことを茲に致言明候

右回答得貴意候　敬　具

大正七年九月二十四日

日本帝國外務大臣男爵　後　藤　新　平

支那共和國特命全權公使　章宗祥閣下

滿蒙鐵道契約

大正七年九月二十四日日支兩國間に交換されたる滿蒙四鐵道に關する覺書に基き兩國當局間に締結されたる右鐵道借款豫備契約全文左の如し（四月十日支那政府發表）

中華民國政府（以下政府と稱す）は熱河より洮南に至る鐵道、長春より洮南に至る鐵道、吉林より海龍を經て開原に至る鐵道、熱洮鐵道の一地點より某海港に達する鐵道（以下滿蒙四鐵道と稱す）を建設するため株式會社日本興業銀行を代表とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の參行（以下銀行と稱す）との間に借款契約の締結を目的として左の豫備契約を作成す

第一條　政府は熱河洮南間、長春洮南間、吉林開原間及熱洮鐵道の一地點より某海港に達する鐵道建設に要する一切の資金を中華民國政府熱洮鐵道金貨公債、吉開鐵道金貨公債、某々鐵道金貨公債（以下滿蒙四鐵道金貨公債と稱す）に依り銀行にて調達することを認准す但熱洮鐵道の一地點より某海港に達する鐵道の線路は政府と銀行の

協議に依り決定すべし

第二條　政府は速に滿蒙四鐵道の建設費其他一切の必要なる費用を定め銀行の同意を求むべし

第三條　滿蒙鐵道金貨公債の期限は四拾箇年とし元金の償還は公債發行の日より起算し第拾壹年目より之を開始し年賦償還の方法によるものとす

第四條　政府は滿蒙四鐵道借款本契約締結と共に工事進行の計畫を銀行と協定し其協定によりて鐵道建設に着手し速成を圖るものとす

第五條　政府は滿蒙四鐵道金貨公債の元利金支拂に對する擔保として左の通銀行に提供するものとす

現在及將來に於て滿蒙四鐵道に屬する財產一切幷に其收入

政府は銀行の承諾を得るに非ざれは前項の財產又は收入を擔保として又保證物として他人に提供することを得ざるものとす

第六條　滿蒙四鐵道金貨公債の發行價格及公債利率政府手取金額は發行當時の狀況に仍り可成政府に有利なる主義を以て協定する者とす

第七條　前各條に規定なき條件に就ては政府は銀行と協議決定するものとす

第八條　滿蒙四鐵道借款本契約は本豫備契約を基礎とし其成立の時より四個月以內に之を締結するものとす

第九條　銀行は豫備契約成立と同時に政府に對し日本金貳千萬圓を前貸するものとす

但本前貸金は無手數料にて交付するものとす

第十條　本前貸金の利子は年八分即ち日本金一百圓に付日本金八圓の割合を以て支拂ふものとす

第十一條　本前貸金は政府の發行する國庫證券の割引の方法に依り之を交付するものとす

第十二條　前條國庫證券は滿六個月每に切換へ發行し其都度滿六個月分の利子に相當する金額を銀行に拂ふものとす

第拾參條　政府は滿蒙四鐵道借款本契約成立の後本公債の募集により得たる資金を以て優先に且遲滯なく本前貸金を返濟するものとす

第拾四條　本前貸金の交付返濟竝に利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす

本豫備契約書は日華兩文を以て各二通を作成調印し政府銀行互に各一通を保有するものとす若し本豫備契約に關し解釋上疑義を生じたるときは日本文契約書により解釋するものとす

日本帝國大正七年九月貳拾八日

中華民國七年九月貳拾八日

株式會社日本興業銀行

副總裁　小野英二郎

中華民國特命全權公使　章宗祥

有線電信借款

中華民國政府は(以下甲と稱す)有線電信の改良竝擴張の

資金に充つる爲株式會社中華滙業銀行（以下乙と稱す）より日本金二千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を契約す

第一條　本借款金額は日本金二千萬圓とす

第二條　本借款期限は本契約調印の日より起算し滿五箇年即大日本帝國大正十二年四月二十九日迄中華民國十二年四月二十九日迄とす但し期限に至り雙方商議の上續借することを得

第三條　本借款金の利子は年八分即日本金一百圓に付日本金八圓の割合を以て支拂ふものとす

第四條　本借款金の利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正七年七月十四日迄の分を日割計算にて前拂し爾後每年一月十五日及七月十五に於て後六箇月分を前拂するものとす

但し最終期の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす

第五條　本借款金は無手數料にて之を交付するものとす

第六條　甲は本借款金を受取りたるときは直に乙に預金し必要に應し之を引出すものとす

但し預金利子竝送金の方法は別に之を協定す

第七條　本借款金の交付返濟及利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす

第八條　甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として左の通り乙に提供するものとす

中華民國政府全國有線電信に關する財產一切竝其收入

第九條　乙は甲が有線電信に關する左の既成借款の約款を承認するものとす

一、光緒二十六日七月初十日中丹英會訂滬沽水綫合同

二、光緒二十六年十二月二十一日中丹英會訂烟沽副水綫合同

三、宣統三年三月十二日大東大北電報兩公司預付報費合同

第十條　甲は本借款有效期限內前條借款の約款を變更し又は其借換を爲さんとするときは豫め乙に商議するものとす

第十一條　甲は本借款有效期限內有線電信に關し外國より借換を爲さんとする場合には豫め乙に商議するものとす

第十二條　甲は財政部預金として本借款金の六箇月分の利子に相當する金額を常に銀を以て乙に預置するものとす

本契約書は日華兩文を以て各二通を作製調印し甲乙互に各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生したるときは日本文契約書により解釋するものとす

大日本帝國大正七年四月三十日

中華民國七年四月三十日

中華民國政府交通總長　曹汝霖

中華民國政府財政總長　曹汝霖

株式會社中華滙業銀行總理　陸宗輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿內常次郎

敬啓今回弊銀行は日本銀行團より資金を仰ぎ貴政府有線電信の改良竝擴張資金として日本金二千萬圓借款の契約を締

結するに付中華民國七年四月十日貴政府と弊銀行との間に締結せる假契約書末項の規定に基き日本銀行團と協議の結果弊銀行團に對し（一）該借款契約書を擔保として提供し（二）該借款の擔保たる中華民國政府全國有線電信に關する財產一切竝其收入を復擔保として提供し（三）右（一）及（二）に對する貴政府の承諾書を添附することと相成候に付ては別紙の如き承諾書御下付相成度此段申進候也

中華民國七年四月三十日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府交通總長兼署財政總長

曹　汝　霖　閣　下

承　諾　書

中華民國政府は左記第一號を承認し第二號を承諾す

一、株式會社中華滙業銀行が中華民國七年四月三十日中華民國政府と株式會社中華滙業銀行との間に締結せる中華民國政府有線電信の改良竝擴張借款契約書を擔保として日本銀行團代表たる株式會社日本興業銀行に提供する事

二、株式會社中華滙業銀行が中華民國七年四月三十日中華民國政府と株式會社中華滙業銀行との間に締結せる中華民國政府有線電信の改良竝擴張借款契約書第八條に基き中華民國政府より株式會社中華滙業銀行に擔保として提供したる中華民國政府全國有線電信に關する財產一切竝其收入を復擔保として日本銀行團代表たる株式會社日本興業銀行に提供する事

中華民國政府交通總長兼署財政總長　株式會社中華滙業銀行總理　株式會社中華滙業銀行專務理事

敬啓今回弊銀行は日本銀行團より資金を仰ぎ貴政府有線電信の改良竝擴張資金として中華民國七年四月三十日日本金二千萬圓借款の契約を締結致候に付ては該契約書第六條但書の規定に基き貴政府と協定すべき條項其他左の通り取極度候條御確認相成度此段得貴意候也

一、株式會社中華滙業銀行は契約書第六條に依る中華民國政府の預金に對し左の割合を以て利子を支拂ふ事但一時に金五十萬圓以上を引出すときは三日前に其旨通知すべし

一箇月未滿にて引出されたる金額年二分

三箇月未滿にて引出されたる金額年四分

三箇月以上預入せられたる金額年五分

二、中華民國政府が契約書第六條に依り株式會社中華滙業銀行に預入したる預金は引出當日に於ける公平なる爲替相場に依り換算したる銀元（北京通用銀元）にて北京株式會社中華滙業銀行より交付する事但中華民國政府が外國に於る物品購買代金支拂の爲又は外債償還の爲東京に於て使用する金額竝に中華滙業銀行に對する債務償還の爲使用する金額は此限りにあらず

三、中華民國政府に於て契約書第十二條の預金を利子支拂の爲東京に送金する場合には株式會社中華滙業銀行をして之が取扱を爲さしむる事

中華民國七年四月三十日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府交通總長兼署財政總長

曹　汝　霖　閣　下

敬啓今回弊銀行は日本銀行團より資金を仰ぎ中華民國政府と有線電信の改良竝擴張資金として中華民國七年四月三十日日本金二千萬圓借款の契約を締結致候に付ては中華民國政府は借款有效期限內左の趣旨を承認せる旨通知せらるゝ事を望む

一、全國有線電信に關し將來外國人技師を聘用する時は豫め弊銀行に商議する事

二、本借款資金を以て施行する全國有線電信の改良竝擴張事業に對し外國人技師を聘用する時は有爲なる日本人を聘用する事を望む

三、將來全國有線電信事業に所要する材料にして外國品を購買する時は品質同一又は優良にして價格同一又は以下なるに於ては日本品を購買する事

以上

中華民國七年四月三十日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府交通總長兼署財政總長

曹　汝　霖　閣　下

金鑛森林借款

四月十五日支那政府に於て發表せる黑龍江及吉林兩省金鑛竝に森林借款契約の內容左の如し

中華民國政府（以下甲と稱す）は黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝森林事業の發達に資する爲め株式會社中華滙業銀行（以下乙と稱す）より日本金三千萬圓也の借款を爲すに付兩者の間に左の條項を締約す

第一條　本借款金額は日本金三千萬圓とす

第二條　本借款期限は本契約調印の日より起算し滿十箇年即日本帝國大正十七年八月一日迄中華民國十七年八月一日迄とす但し期間滿了に至り双方商議の上續借することを得

第三條　本契約調印の日より起算し滿五箇年を經過したるときは何時たりとも六箇月前の豫告を以て本借款金の一部を返濟することを得

第四條本借款金の利子は年七分五厘即日本金一百圓に付日本金七圓五十錢の割合を以て支拂ふものとす但し第二條續借の場合に於ける利率は一般市場利率の高低を按じ可成甲に有利ならしむる趣旨に基き商議するものとす

第五條　本借款金の利子第一回は本借款金の交付當日に於て交付の日より起算し大正八年一月十四日迄の分を日割計算にて前拂し爾後每年一月十五日及七月十五日に於て後六箇月分を前拂するものとす但最終の利子支拂は契約滿期の當日迄の分を日割計算にて前拂するものとす

第六條　本借款金は無手數料にて之を交付するものとす

第七條　本借款金の交付返濟及利子の支拂其他總て受渡は日本東京に於て之を爲すものとす

第八條　甲は本借款金の元利支拂に對する擔保として左の通り乙に提供するものとす

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛竝國有森林

二、右金鑛竝國有森林より生ずる政府收入

第九條　甲は本契約有效期限內前條の金鑛國有林竝其收入に關し他より借款をなし又は之を處分せんとするときは必ず豫め乙に商議するものとす

第十條　本借款契約は借款元利金全部の淸濟により當然之を廢止す

本契約書は日華兩文を以て各三通を作成調印し農商部財政部及乙に於て日華兩文各一通を保有するものとす若し本契約に關し解釋上疑義を生じたるときは日本文契約書に依り解釋するものとす

日本帝國大正七年八月二日

中華民國七年八月二日

中華民國政府農商總長　田文烈

中華民國政府財政總長　曹汝霖

股分公司中華滙業銀行總理　陸宗輿

股分公司中華滙業銀行專務理事　柿內常次郎

▲利權不侵害聲明

敬啓今回弊銀行は株式會社日本興業銀行を代表とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰ぎ黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては該兩省に於て現に經營しつゝある採金業者竝國有森林伐採業者及其關係者の既得の權利竝利益は決して侵害せざることの趣旨を明かならしむる爲め茲に左の聲明を致候

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛に關し既に中央政府或は地方廳の認可を得て官辦又は商辦に依り採金事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來採金局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入增加を期する事

二、黑龍江及吉林兩省に於ける國有森林に關し既に中央政府或は地方廳の認許を得て官辦又は商辦に依り伐採事業を經營する者及其關係者の既得の權利竝利益は之を尊重し將來森林局諸般の施設に依り是等經營者の業務を保護し之をして改善發達せしめ又其利益を助長し且政府の收入增加を期する事

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸宗輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿內常次郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

▲日本資金商借

敬啓今回弊銀行は株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰ぎ黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を

結致候に付ては將來該兩省に於ける採金事業及森林事業を助長發達せしむるの主義の下に日本資金を商借し或は中日合辦事業の促進を希望致候に付右趣旨御承認の上之が實行相成度茲に左の聲明を致候

一、採金局竝森林局諸般の施設に依り採金事業竝森林事業を改良し又は新規企業計畫の爲め將來巨額の資金を要する場合には中國當事者の希望に依り日本資金を商借し或は中日合辦事業に依り其事業の助長發達を圖ること

中華民國七年八月二日

株式會社滙華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

▲採金森林兩局設置

敬啓中華民國七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件々は弊行が今同貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候趣旨に照し弊行の滿足する所に之有候此段御回答申上候　敬具

左記

敬啓今回中華民國政府は貴行が株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたる資金に賴り黑龍江及吉林兩省金鑛竝森林借款契約を締結致候に付ては左の件々を實行することを聲明す

一、黑龍江及吉林兩省に於ける金鑛行政を統一し金鑛事業發達に資するため諸般の施設を完備し竝中央政府收入の增加を圖らん爲め中央政府直轄の採金局を設置し兩省に於ける金鑛行政を管掌せしむる事但し採金局設置後成るべく速に金鑛臺帳を調製す

二、黑龍江及吉林兩省に於ける森林行政を統一し森林事業の發達に資する爲め諸般の施設を完備し竝中央政府收入の增加を圖らん爲め中央政府直轄の森林局を設置し兩省に於ける森林行政を管掌せしむる事

三、採金局及森林局の設置は可成今後二箇月以內に實行す

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

▲日本人技師招聘

敬啓中華國民七年八月二日附左記貴翰を以て聲明相成候件は弊行が今回貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結致候趣旨に照らし弊行の滿足する所に有之候此段御回答申上候　敬具

左記

敬啓今回中華民國政府は貴行が株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より得られたるも資金に賴り黑龍江及吉林兩

省金鑛並森林借款契約を締結致候に付ては左記の件を實行することを聲明す

一、採金局及森林局をして其目的を達せしめ本借款返濟を確實にする爲め日本人技師を招聘して兩局の業務を贊助翼成せしむ其聘用契約は別に之を協定する事

中華民國七年八月七日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

▲承諾書

敬啓今回弊銀行は株式會社日本興業銀行を代表とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行より資金を仰ぎ黑龍江及吉林兩省金鑛並森林事業發達資金として日本金三千萬圓也借款の契約を締結致候に付ては去七月三日貴政府との間に締結せる假契約書末項の規定に基き前記三行と協議の結果弊銀行は三行に對し(一)本借款契約に基き有する債權を擔保として提供することを承認し(二)本借款の擔保たる黑龍江及吉林省に於ける金鑛及國有森林竝之れより生ずる政府收入を復擔保として提供することを承諾する旨の承諾書御下附相成度此段申進候也

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

▲施設不拘束聲明

今回弊行が貴政府と黑龍江及吉林兩省金鑛並森林借款契約を締結したるは貴政府の財政調理に裨補するの主義に基き本借款に依りて兩省に於ける森林及金鑛に關し特殊の利益を壟斷し又は地方民の生業を阻碍するの意思を有せざるは勿論將來貴政府に於て設置せらるべき森林局及採金局の自由なる施設に依り益々斯業の發達を助長し以て愈々地方民の福祉を增進せんことを望み其の間毫も貴政府の施設を拘束し人民の自由及利益を侵害するが如き意圖なきことを茲に聲明致候

中華民國七年八月二日

株式會社中華滙業銀行總理　陸　宗　輿

株式會社中華滙業銀行專務理事　柿　內　常　次　郎

中華民國政府農商總長　田文烈閣下

中華民國政府財政總長　曹汝霖閣下

無線電信契約

本契約

日本、亞米利加及歐洲に於ける同一規模の無線電信局と直接無線連絡を爲す目的を以て支那に一大無線電信局建設に關する契約

一、支那共和國海軍部(以下政府と稱す)と三井物產株式會社(以下請負者と稱す)との間に左の契約を締結す

二、請負者は政府の爲め日本、亞米利加及歐洲と直接無線

連絡を爲すに充分なる送信力及特別の受信機を有する一大無線電信局を建設すべきことを約諾す該局は政府の承認し且請負者に於て附帶設計書に基き必要なる土地を買收又は賃借し得る場所に建設するものとす

三、土地の買收、賃借、家屋電塔の建設、機械の建設運搬及据付其他に必要なる金額總計五拾參萬六千貳百六十七磅は請負者に於て之を調達すへく該局の建設に關する一切の取引に對しては請負者のみ其の責に任す

四、前記資金五拾參萬六千貳百六拾七磅は該局の價格を構成し右は三十箇年間に該價格の三十分の一宛年賦の方法に依り之に未濟額に對する年八分の利息を加へ仕拂はるへく且該局か正規に業務を開始したる年の終より開始し毎年洋曆十二月三十一日に仕拂はるへきものとす

五、前記投下資金の年賦償却及利息の仕拂に付請負者は該局の收入中より先つ該局經營に關する一切の費用を控除したる殘額を以て仕拂をなし得へきことを保障するか故に諸仕拂に對しては請負者のみ其の責に任す
斯く請負者に於て右責任を負擔するか故に政府は前記三十年間該局の經營及之に關する一切の事務處理の權利を請負者に附與す
請負者は該局の收入か諸費用の仕拂に足らさる場合に於ても利息の仕拂及資金の年賦償却に對し其の責に任す

六、該局の經營か請負者に屬する期間中政府は通信より生する總收入の一割を收受するものとす右納付金は各曆年の收入に依り計算し毎年末を以て仕拂期とす而して總收入の一割に相當する納付金は該收入か諸費用の仕拂に足らさる場合に於ても尙政府に對し仕拂はるへきものとす

七、政府は該局の經營を管理し且第六條の規定に依る仕拂を確保する爲一切の計算を監督せしむへき官吏を該局に常置する權利を有す
政府は學生を該局に派遣し練習せしむへし但し該局に於ける右學生に要する費用は政府之を仕拂ふものとす

八、政府は該局の經營より出來得る限り多額の收入を確保せんか爲支那以外に於ける有らゆる無線電信局と連絡して經營し最も多數且有利なる通信（海上及港內に在こ船舶との一切の通信を含む）を確保することを允許す尤も請負者は支那に於ける無線電信局と商業上の通信をなすことを得す但軍事官憲よりの命令に依る軍用のものは此限りにあらす
支那と或る他國と戰爭の場合に於ては該局は全然軍事官憲の發する指示によりて經營せらるべし

九、前記三十年の期間內に於て政府か如何なる理由に依るも該局の經營を其の手中に收めんと欲するときは未償却年賦總額及之に對する仕拂期日迄の年八分の利息を完濟し以て之を回收するの權利を有すること勿論なり爾後該局に關し請負者側に於て措置をなす權利は消滅す此の場合に於て請負者は該局を政府に引渡す前支那文及英文を以て作成せる完全なる財產目錄を政府に提供すへし

十、政府は第九條記載の諸仕拂を爲すに非されは該局の經營を請負者より剝奪するの權利を有せす若し政府側に於

て此の種の行爲に出つるときは請求者は該局の所有者として一切の請求權を享受するものとす

十一、年賦金及資金に對する利息仕拂の責任請負者に存する期間内に於ては請負者のみ本契約に關する其の權利及義務を第三者に讓渡する權利を有す但此の種の取引は豫め政府の認可を要す其の許可なくして會社の權利を第三者に讓渡するは違法とす

十二、前記三十年經過後は政府は（若し未た第九條記載の條件に依り該局を讓受け居らさる場合に於ては）請負者か該局の經營に依り其の資金を回收し得たると否とに拘らす請負者に何等の補償を與へすして該局を回收するの權利を有す此の場合に於ては請負者に對し六箇月の豫告を與ふへきものとす然らされは請負者は爾後五年間總收入の五分を收受する權利を有するものとす

十三、政府に於て該局の經營を回收すると同時に該局の經營會計其他に從事する全職員は政府に依り任命使役せられ且其の俸給を支拂はるへし尙政府は不適任と認めたる職員を罷免する權利を有す但該局の經營請負者の手に存する間は全職員は請負者に依り任命使役せられ其の給料は他の一切の經費同樣該局の收入中より仕拂はるるものとす

十四、該局の經營か請負者の手中に存する間は請負者は該局の通信能率を增加する爲め政府の承認を條件として電力を增加し又は機械を改良する權利を有す但此等改良に要する費用に關しては請負者當然其の責に任するものとす此等に關する費用は該局建設に要する創業費同樣三十年間に利息と共に仕拂はるへきものとす

十五、政府は一切の機械及材料の輸入に對し必要なる「護照」を請負者に發給すへし該機械及材料に對しては釐金其の他一切の內國稅を免除せらるへし

請負者に於て政府に對し「護照」を請求する場合には輸入せらるへき材料の正當なる目錄及一切の貨物に對する送狀を提出すへし該局建設の爲めに使用せらるゝもの以外の材料は「護照」に依り輸入することを得さるものとす

十六、請負者は材料を外國より輸入するに先ち成るへく支那に於て相當の價格を以て購買し得へき材料を使用する義務を有す

十七、本契約は英文及支那文を以て作成す但異論又は爭議あるときは英文契約原本のみ兩當事者を拘束するものとす

千九百十八年二月二十一日　北京に於て

中華民國海軍部　劉　傳　綬

三井物產株式會社　大村得太郎

附帶契約

千九百十八年二月二十一日附を以て支那海軍部（政府と稱す）と三井物產株式會社（請負者と稱す）との間に一無線電信局の建設に關する契約締結せられ而して該契約に依れは政府は何時にても代價を仕拂ひ前記の局を讓受くる權利を有し居り且目下政府は該局の竣成後直に之を讓受けんことを希望するか故に政府の爲めに必要なる資金を調達する

爲め支那海軍部と三井物產株式會社との間に左の附帶契約を締結す

一、請負者は政府の爲めに五拾參萬六千貳百六拾七磅の借款を調達するものとす請負者は該金額を日本の銀行に預入れて貸記し請負者により該局建設に關する一切の費用仕拂に充當せらるゝものとす

二、全資金は政府より三十年間毎年該資金の三十分の一即壹萬七千八百七拾五磅拾壹志四片宛を請負者に年賦を以て償還す且元金償却以外に政府は請負者の貸金殘高に對し年八分の利息を仕拂ふものとす

二、全資金は政府より三十年間毎年該資金の三十分の一即壹萬七千八百七拾五磅拾壹志四片宛を請負者に年賦を以て償還す且元金償却以外に政府は請負者の貸金殘高に對し年八分の利息を仕拂ふものとす

三、前記資金年賦額は毎年洋曆十二月三十一日政府より之を請負者に仕拂ふものとす但第一回年賦額は該局建設せられ日本、西部亞米利加及歐洲に於ける同種の局と電報を交換し且連絡するに充分なる電力を有すること證明せられたるときより十年後に於て仕拂ふへきものとす

四、第二條の規定に依り請負者の貸金殘高に對する利息の仕拂は該局の建設を了したる年に始まり同年及爾後毎年十二月三十一日に仕拂はるへきものとす

五、本附帶契約の締結に依り該局の經營及之より生する收入に對する一切の權利は政府之を收むへきものなるを以て請負者は本計畫による收利率に對し何等の責任を負はす依て本契約第五條は無效となるへし

六、政府か該局を讓受けたる後其の經營か政府と海底電信會社との間の現行契約に何等牴觸することある場合に於ては請負者は政府の要求に依り政府の計算に於て該局の經營を引受け且海底電信會社の業務を妨害せさるへき他の無線電信局と連絡し自ら之か經營の義務を負ふものとす若し請負者にして此義務の履行を爲さゝるときは其義務の履行せらるゝ迄請負者に對する爾後の仕拂は停止せらるへし

七、本附帶契約は本契約の一部をなし本契約第十七條は本附帶契約に適用せらるへきものとす

千九百十八年二月二十一日　北京に於て

中華民國海軍部　劉　傳　綬

三井物產株式會社　大　村　得　太　郎

附屬取極　其一

拜啓陳者大無線電信局建設資金の年賦償却及利息仕拂に關し貴部に於ては電報收入の內より經費を控除したる上尙右金額の仕拂を爲し得るや否やに付懸念せらるゝ趣承知致候就ては若し貴政府に於て該局をして其の經費及資金の利息竝年賦償却金の仕拂を爲さしむること能はさるときは弊社は貴政府に於て希望せらるゝに於ては最初提出したる特許契約に關する弊社の提議通り貴政府監督の下に欣然該局の經營を引受け且利息及年賦償却金の仕拂を可致候

尤も此の場合には弊社の利益を保護する爲め弊社は左の如き主張をなさゝるへからさる次第に有之候

一、支那政府は弊社をして該局の經營方法を適當に準備せしめむか爲め弊社に對し少くとも滿一年の豫告を與ふへきこと

二、政府か該局を經營する期間中本契約に依り仕拂ふへき資金及利息等一切の仕拂に對しては政府自ら其の責に任すへきこと

三、弊社は弊社の手に於て該局を經營する間は私報及官報の各種電報の傳送に對し料金徵收の權利を有すへし

此段得貴意候　敬具

千九百十八年二月二十一日　北京に於て

三井物產株式會社　大村得太郎

北京海軍部御中

本書は附帶契約に附屬すへきものにして兩當事者に依り署名承認せらるゝものとす

中華民國海軍部　劉傳綬

附屬取極　其二

拜啓陳者附帶契約第六條に關し弊社は貴政府か既に大北及大東兩海底電信會社との間に或現存契約を有し居られ該契約は歐米に於ける右兩社以外の陸上電信局との通信を制限し且千九百三十年末迄有效なる由を承知致候

就ては弊社は千九百三十一年初頭迄は全然前記第六條に違ふの外無之旨並貴政府と大北及大東兩海底電信會社との間の契約に基く現行の制限は右期限後消滅可致に付千九百三十一年初頭以後弊社に於て該局の經營を擔任する場合に於ては弊社は全世界の各無線電信局との連絡に何等制限を受けさるへき旨を特に爰に言明致候　敬具

千九百十八年二月二十一日　北京に於て

三井物產株式會社　大村得太郎

北京海軍部御中

本書は附帶契約に附屬すへきものにして兩當事者に依り署名承認せらるゝものとす

中華民國海軍部　劉傳綬

附屬取極　其三

拜啓陳者支那に於ける一大無線電信局建設の件に付き本日附を以て貴部と弊社との間に締結したる契約に關し弊社は該無線電信局の建設に使用する諸材料は日本の著名なる製作者に依り精撰供給せらるるか又は歐米より購入せらるへきことを茲に言明致候

尙弊社は貴部に對し前記諸材料は品質最良のものなること竝如何なる場合と雖品質劣等なるものを使用せさることを保障致候　敬具

千九百十八年二月二十一日　北京に於て

三井物產株式會社　大村得太郎

北京海軍部御中

本書は附帶契約に附屬すへきものにして兩當事者により署名承認せらるゝものとす

中華民國海軍部　劉傳綬

湖南省鑛山近況

汝城縣龍虎洞山塘の鎢鑛

汝城縣の南端龍虎洞の鑛區は面積三百餘畝にして地勢高峻ならず汝城縣城を距る四十五支里、廣東省樂昌縣城を距る九十支里とす

該鑛山は汝昌鑛業公司に屬し該公司の責任者は汝城出身にして目下長沙の紳士たる朱廷利なり、該公司の組織は極めて簡單にして

鑛山經理兼技師一名之に屬するは黃草坪に於ける運濟係、汝城縣に於ける本公司の會計兼庶務、並に鑛山事務員、坑務監督、衞兵、鑛山事務會計兼庶務と計算主任あるのみ

一、坑夫、本鑛山は民國六年に開掘を始め當初は甚だ小規模なりしが逐次擴張し、今や九ヶ處の坑場あり、一ヶ處に坑夫四十名餘を容れ全數三百六十名を使用しつゝあり

一、採掘法は純然たる舊式土法を採り、露天に開掘し居れり、目下の採鑛地域は本鑛中部の一嶺にして、長さ二十丈寬さ三丈許にして、全く石英鑛脈に構成せらる、鎢礦は全脈に散在し間斷なし、礦を含む頗多く土法を用ひ選礦するにより、純淨の礦を得難く、當事者の困難を感ずる所なり此頃は本床を用て洗礦をなしつゝあり

一、礦石の成分は鎢（タングステン）及錳（マンガン）の一種にして、成分饒かに平均三百分の六五の鎢を含む（支那人の分析せしもの）

一、工事及事務の方法

坑夫及其他の雜役は一切請負制度に依り、多數坑夫雜役を管理するに便方を採り、一坑舍毎に一名の坑夫長を置き、一切の事項を管理せしめ、公司と交涉を要する事件は、此坑夫長によりて責任を負はしめ、採掘せし礦石は坑夫長によりて洗礦乾晒して公司事務所に送達す、洗礦乾晒したる礦石百斤に付き工賃小銀貨十元を坑夫長に支拂ふ、故に此礦石百斤は公司特定の秤を用ひたるものにて、普通官秤百二十斤に當るを以て、實際百斤に對して公司が支拂ふ費用は小銀貨八元三角強となる坑夫自用の物品は一切坑夫の自辨とす、其居住する舍屋は公司より建築用材を供給す

一、現今の產額目下坑夫三百餘名を使用し、一日採掘額選礦約一千斤乃至一千五百斤を得之を一ヶ月（三十日間）の概算三萬斤乃至四萬五千斤を得

一、運　搬

採掘地點より汝城縣に至る四十五支里にして、一石（公司用秤八十斤普通秤九十六斤）の運賃小銀貨六毫（六十仙）

汝城縣より資興縣の黃草坪に至る六十支里の間百斤の運賃小銀貨一元、黃草坪より民船に搭載して江口に至る百三十支里一石の船運賃小銀貨四毫、江口より陸路擔運し水竹灘に至る十五支里運賃一石に小銀貨二毫、水竹灘より民船に移載して東江に至る十五支里一石の運賃小銀貨一毫、東江より大型民船に搭載して長沙に至る一隻に五噸乃至十五噸を搭積す、一噸の運賃十元乃至十二元、

一、地方の物價

該地方は湖南省の邊境廣東省に接毗し交通の不便甚しく、汝城縣城と隔離し商業を營むもの稀にして、此地に二三種の食料を販賣する外は盡く外來に仰がざるを得ず、鑛山に要する諸機具鐵器等は大概廣東省の樂昌縣城又は汝城縣城より供給を仰ぎ居れり、最近の物價左の如し

米　小銀一元にて二十八斤乃至三十三斤を買ふべし
豚肉　一斤小銀貨二毫
石油　一罐同三元乃至三元六毫
茶油　一斤同三毫五分乃至五毫
鐵針金　一斤同四毫乃至五毫二分
鐵器　一斤同二毫乃至二毫五分
木板　五分　一丈四方同一元八毫乃至二元五毫
竹蓬　一條(枚)同二毫五分
釘　一斤同二毫乃至四毫
洗礦篩　一箇同一元
礦石入れ木箱　一箇同一毫五分

寶慶縣隆回銀坑の鉛、亞鉛鑛山の近狀

一、位置

湖南省寶慶縣の北鄉、長沙省城を距る六百支里、寶慶縣城を距る百四十支里の隆回司四都に在り、銀坑と呼ぶ

一、交通

鑛區より二十五支里を隆回六都寨と云ひ小河あり小舟を通ず、六都寨より寶慶に出て帆船にて長沙に至るべし、增水期には六都寨より六十支里の桃花坪にて民船に移して長沙に直通するを得

一噸の運賃約四元、六都寨より寶慶までの運賃約二元乃至三元、寶慶より長沙迄の運賃五元、乃至七元河流の深淺によりて定む

一、沿革

該鑛山は明末に發見されて採掘し今日に至る、尙十餘丈の深窿あり鑛滓碎石の遺跡存在す、當初純潔の礦石其色銀に似たるを以て銀坑と呼び、實際礦中に含有せる銀の分量豐富なりしと、清朝光緒年間に某鑛山業者は外國技師を招聘して新化、邵陽の二縣に試掘して楚寶公司を組織し、始めて礦脈に達せしも當時土人の迷信は山を毀つを喜ばず官府に訴へ採掘禁止の石碑を立てたるを以て、該公司は停業せり、民國二年發布の鑛業條例に依り、邵陽、新化兩縣の鑛業者は寶隆公司及長興公司を設立して目下極力進行しつゝあり

一、地質と鑛床

外部は礦石を夾む火成岩にして山頂に高く露出す、其下層は白色火成岩、石灰岩、石英岩に構成され一尺乃至五六尺の寬さあり、鑛床に近き處に方解岩あり結晶完全にして鑛床を表示すべし

主要鑛質は鉛、鉛亞鉛の兩種とす、鉛礦は多く白色火成岩中に含まれ、亞鉛は多く石灰岩及石英岩に獲べく、鑛床兩邊の母岩は火成岩、石灰岩石英岩の結構は壇垣の如くして鉛と亞鉛と混せるものあり或は鉛と亞鉛と全く相混せざるものあり、層狀態一樣ならず鑛の深き程礦質の佳良なるもの多し

一、鑛　口

舊式土法に依りて開掘し平鑛、斜鑛、直鑛あり、平鑛は山腹の開掘にして外層土鑛なるは支柱を用て支持し、火成岩の部分は石質甚堅硬にして支柱を要せず、長方形の直鑛となし又山頂に開掘するは直坑にして平鑛に達し通風の用をなす常に鼻形に掘下す、鑛内の湧水は春夏の交に多くして孔明車(竹筒製の)を以て汲水をなす、目下鑛の深さは山頂より直下約百五六十尺より二百尺に至る寶鑛公司、長興公司は十餘鑛を有せり

一、產　額

寶鑛公司は六十萬兩の資本を投じ、民國七年は鉛亞鉛僅に百餘噸を出し、選礦法の不完全なるを以て鉛と亞鉛と混淆して販路活潑ならず、收支應せず近來事業を縮少し第六號の一鑛を留め他は廢棄し、坑夫二十餘人を使用し毎月產額二十噸內外に過ぎず之を長沙官鑛局に輸送して分析せる結果は、鉛百分の二〇、八、銀は礦石一噸に付十二兩內外を得、最近に選礦の方法を改良し官鑛局の分析に依れば、鉛の成分百分の六〇、亞鉛の成分は百分の五二、三四、又華昌公司の分析に依れば鉛の成分百分の六三、五、礦石一噸に銀八、五ォンス、亞鉛は百分の五〇、銀七ォンス

長興公司の原株は消費し新株は未だ募集せず、目下第二號の一鑛を存し坑夫十餘人を使用す、毎月の所得鉛、亞鉛四五噸に過ぎず其成分は前述のものと大差なし

一、工　程

純然たる請負方法にして毎鑛に請負長一人を置き、其常用器具の外は一切坑夫の自辨となす、土鑛口長さ一丈、高五尺寬さ五尺に對する工賃紙幣二十串文內外石鑛の工賃は六十串文乃至百餘串文として、其高低は紙幣の相場と土石の硬軟に準して之を定む

一、進行方法

寶鑛公司は長沙に事務所を設け、販路の便を謀り、更らに經驗ある技師を招聘して探鑛をなし現開の鑛區附近に土法の精鍊場を設けんとす、最初の豫定は毎月十噸を精鍊すべき鎔爐を据へ附け而して徐々に擴張を試みんとす

一、民俗と物價

民俗朴質にして各職業を有し、農會林會及敎育會の分設せるあり、日用食料品中食鹽は他處の供給を仰ぐも、其他は皆其地に於て購得べし米穀薪炭は產額豐富なり

六都案より十支里の處に粉炭塊炭の產出多く、價格甚廉にして百斤の石炭二百文內外なり、又鐵鑛諸處に散在し冶成せる生鐵百斤の價四元內外なり

該鑛山の隆盛ならざるは新式の採掘法と完全なる選鑛及精鍊をなす能はざると資本の不足に因るが如し

溆浦縣管葉塘銻鑛山の近狀

一、位置、沿革

本鑛は湖南省溆浦縣の東北境に在り、溆浦縣城を距る七十餘支里、山勢峻聳深林密鬱せり、旅客行人は危險を畏れ物品運搬には必ず隊を組んで往來す

清朝光緒年間に西路鑛務總公司が官許を得て鑛區を買收して未た採掘に着手せざりしが、民國四年湖南官鑛局は事業を擴張し、溆浦に官鑛籌備處を設け殷廷鶚なる者を籌備員に任命したりしが、民國五年は地方擾亂し該鑛山の器具一切掠奪せられ、官舍も破壞され、鑛石は盜掘されしを、同年七月辰沅道尹は之が恢復をなし組織を改めて管葉塘に鑛務分局を設け、余樹棟を分局長に任命したるが、民國六年局長を胡善志に改任せしが、其後銻價下落して收支償はず事業を縮少して分局を撤廢し、溆浦鑛務工程處と改め工程員一名を置き繼續し居れり

一、運輸、運賃

該鑛山より三十支里を距る底莊轉輸處を設け、底莊より長沙に運送するに二途あり、一は春夏增水の際は底莊より、民船にて江口に至る水路約八十餘支里、江口より大帆船にて沅水に出て長沙に達す、他は人力を用ひて負荷又小車にて安化縣の煙溪に出づ、路程約六十餘支里、煙溪より船に移搭して資江を下り長沙に到る

鑛山より轉輸處に至る礦石一石の運賃八百文、煙溪に到る運賃二串文、煙溪より長沙に到る運賃一石四百文鑛山より長沙迄の運賃合計一石に付四串文を要す沅水を經由するものも之と大差なし

一、地質と鑛質

管葉塘は全く層累岩にして硬度一定せず、北西に向つて七十度の傾斜をなし、雨水氷霜に浸蝕せられて土鞍、土槽の狀をなし、地形は一種不規則の狀態をなす硫化銻にして層狀をなし鑛脈の厚薄一樣ならず、或は一線にして一尺許なるものあり、最淨の礦石は鍊成せる生銻の如し、其外層礦殻あるもの其質最佳なり

一、鑛　區

該區は民營の公司の鑛區と相錯雜して一致せず、地勢に因りて五鑛區に分てり

一、九龍池、二、大福田、三、楓香灣、四、鉛塘灣、五、王家灣とす、九龍池と大福田の二ヶ處は幅員狹隘にして採掘の價値なきが如し、楓香灣、鉛塘灣、王家灣、の三ヶ處は地面稍廣く擴張進行すべし

一、採鑛、洗礦

舊式土法に依り露天に開掘にして平坑あり、斜坑あり、坑數は十餘ヶ處あれども水に淹沒せられて廢坑となるものあり成效の見込あるは王家灣の第五號及第八號坑にし

て、一時土匪に占領せられて殆破損毀壞せられ、未た修復を了らず、之に從事する者は無智識の徒にして進歩の功を見ず

洗礦方法は前項各條に於るもの均しく舊式土法に依る

一、工賃と物價

凡ての工程は請負ひ制度にして坑夫は丈尺のみを進めて工賃の多きを主とし、正式の方法を守らず、寬窄不齊にして頗る不完全なる進度を示せり、工賃は坑夫一日分一串文雜工は八百文とし火藥、鎚、鑽、油等は鑛務局の設備に係る

物價　米一石　二十六串文(紙幣)
桐油一斤　八百文、鹽　一斤　一串文、
茶油一斤　一串文、豚肉一斤　六百文、
石油一斤　七百文、菜油一斤　一串文、
牛肉一斤　五百文、石炭一石　四串文、
雞卵一個　五十文、

臨湘縣官山段鉛鑛の近狀

一、位置、沿革

本鑛山は湖南省臨湘縣の南境にあり、臨湘縣城を距る九十支里、西方は桃林市を距る六支里許、交通甚便なり水路は桃林より長沙に達す、春夏增水期は大帆船を通す、秋冬減水期は粵漢鐵道を利用すべく、線路迄約四十餘支里の距離なり

本鑛山は明代に始掘され當時工事の遺跡めり、水に湮沒せる舊坑あり、其當時民間風水の迷信を以て停業せしものゝ如し、清朝の乾隆嘉慶の間に地方民が資本を募りて採掘しかけしも、資金缺乏のため廢止したりしが、民國五年湖南鑛務局は事業を擴張し、岳陽、臨湘、華容の三縣に鑛區を考査して、此官段山の鉛鑛を收有せしが、民有鑛區と紛爭を生し遂に六年八月に官民合辦となしたり

一、地質と鑛脈

全山石灰岩及粘板岩なり懸巖絶壁十數仞にして斷岩の層狀鮮明ならず、溪水を隔て巨石鱗列せり、岩中に石灰石英、方解石、螢石、氷蘭石、及青石を含みて地上に露出す、石英、石灰石中に鉛と亞鉛を含有す

鑛脈は輝綠岩中を貫き或は包狀をなし或は層狀をなす鑛脈に接近せる石英岩に美麗なる水晶石脈あり、北西に七十度の傾斜をなす、鉛は多く石英岩中に含まれ其副產物として亞鉛及黃鐵を產す

一、工　程

橫隧、竪隧、あり工事は請負制度を採る工程高二尺、寬一尺八寸、深一尺の工賃を五十串文として奬勵加給の制を設く、日夜四班に分ち一班を三名とし一ヶ月に深八尺以上を掘るときは一尺毎に常給の外に二串文を奬與す、雜役の賃錢は石及水量の多少により日給に增減あり

一、運送、運賃

鑛山より桃林迄數里礦石百斤に付運賃四百文、桃林より帆船にて長沙に到る增水期は船一隻に一萬斤餘を搭載し減水時は二三千斤を積荷す、桃林長沙間の船運費は礦石

一斤に付き十文を上らず

一、工賃、物價

坑夫は請負制に依れば工賃としては給せず、雜役、左官、木匠等は日給とし、雜役は一名一日分七百文、左官、木匠は一名一日八百乃至九百文とす

米　一石　十二串文、火藥一斤　六百文、
鹽　一斤　八百文、薪　百斤　一串二百文、
牛肉一斤　六百文、石炭一石　三串二百文、
豚肉一斤　八百文、桐油一斤　八百文、
茶油一斤　一串文、石油一斤　七百文、

永順縣大米界銅家灣銅鑛の近狀

一、位置、地勢

銅家灣は湖南省永定縣城を距る西百十支里、永順縣城を距る東百二十支里、桑植縣城より西南四十餘支里、にして三縣の境界に在り、北方泥湖塔を距る十餘支里、西桃子溪に到る十二支里、南沙覇場迄二十五支里とす

群嶺四圍し數十支里の間は平地なし、鑛山の主脈は檳榔山の支派に係る、南より北に走る二十餘支里岩石層重す其七八支里の內を大米界と稱す土民數十戶あり

一、鑛區、鑛脈

銅家灣の外に桑植縣に銅鑛三四ヶ處ありて陳家坪、周家峪を最著名となす、大米界を距る或は五十餘支里、或は二十七八支里、大米界山の延長七八支里にして銅鑛の在る處は銅家灣の一區とす、此外數坑試掘の痕迹あれども鑛脈を得ず銅家灣の單宅の左右に六七ヶ處の舊坑あり、下鶴齡なる者の開掘せしものと云ふ、鑛脈は坑中十二丈の深處に在て或は顆狀をなして石英間に夾在す一顆數十斤より百斤餘にして、純赤色なり其より十八九丈の深處は鑛脈稀薄となる

銅家灣附近は多く水成岩にして層累整然たる石板石(Clay Slate)なり、岩石の面は或は平滑、或は粗糙にして立方形あり片面あり銳角の稜狀あり

鑛脈は石英、黃銅鑛、黃鐵鑛に組成さる

一、發見と廢棄

最初發見の時代は不詳なるも、清朝嘉慶道光年間に湖北人周江南が永順縣人某と合資開掘せしが中止して光緒の中葉に永定縣の丁鶴齡等の再掘に着手せしも、三年にして九千餘串文を消盡して精鍊の方法を得ずして停止せり丁鶴齡の開採せし箇處左の如し

(一)冷釣洞、良礦二千斤粗礦五萬餘斤を出せり
(二)梨子樹邊洞、良鑛千六百斤を出せり
(三)田角洞、良礦千斤餘を出せり
(四)門口外邊洞、良礦五千餘斤を出せり

一、採掘、鍊法

極めて姑息なる土法を用ひて開掘せしものにて、坑道不規則に曲折し鑛脈に達せしも採取の方法を知らずして放棄せし痕跡多し

鍊法も極めて不完全なりしを以て、鐵分を鎔除する能はずして販路澁滯して失敗に了れりと云ふ

一、運送

銅家灣より苦竹河に至る十三四支里、一日二回往復すべし但山路險阻にして運送に便ならず、苦竹河より船運に依り百五十五支里にして永定縣城に至る、此間の水路は岩石灘礁多く最危險なり、增水期二百石を搭載する船を通ずるも、坐礁顚覆するもの多し、永定より慈利縣城迄百九十五支里、慈利より澧縣城迄百八十五支里、此間の水路も難處多し、澧縣より津市に出す二十五支里、此に至りて水路寬深となる津市より長沙に至る三百八十餘支里水の增減により船の大小に差あり

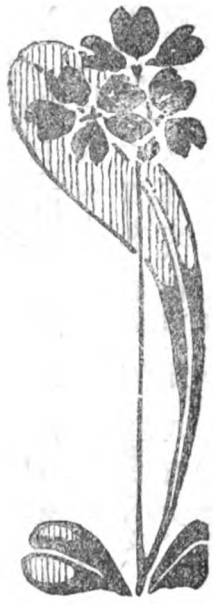

寄贈書目錄

斯文	其會	四號
大正六年度天津貿易年報	日本人商業會議所日本總領事館	
支那工業ト原料	日本人實業協會	
法學論叢	京都法學會	四號
商標公報	特許局	四四六號
		四四七號
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	三號
日本及日本人	政教敎社	四號
通商公報	通商局	七百五十五號
		六〇九號
		六一二號
亞細亞時論	黑龍會	同號
上海經濟時報	其社	五九號
東亞經濟研究會		
實用新案公報	特許公報	二號
		五三八號
滿蒙研究彙報	大連商業會議所	五四〇號
貿易	大日本貿易協會	三九號
宮城敎育	其會	四〇號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	四號
社着書	丸善株式會社	二六〇號
岐阜商報	同商業會議所	五一號
奉公	其會	四四號
大日本聯合會月報	其會	六三號
臺灣商工月報	臺灣總督府	一九五號
特許公報	特許局	三一九號
地學雜誌	中國地學協會	一一九號
山林公報	農商務省山林局	三一三號
中國電政意見書	中山龍次著	三一四號
外事彙報	外務省	一〇四號
鐵鋼卜鋼	鐵鋼協會	四號
國際法外雜誌	其社	一號
月報	青島實業協會	八號
		一五號

支那商工業概觀

在米支國商務官ジユリアン、アーノルド

五　支那鐵道國際管理

支那は合衆國よりも廣大なる領土を有し、其人口は合衆國の四倍に相當するにも拘はらず、其鐵道延長は僅に六千五百哩にして、之を合衆國の鐵道延長二十六萬五千哩に比すれば、僅に四十分の一に過ぎず、從つて合衆國に於ては農產物は國內到る處鐵道に依りて運搬せられ、其運賃亦一噸一哩に付十分の七仙(金)の廉なるに對し、支那に在りては鐵道の開通未だ普及するに至らざるを以つて、農產物の運搬は今猶車馬に依るの有樣にして、其結果運賃は西部支那に於て一噸一哩に付、實に八仙乃至十五仙(黑西哥)の高きを示す。

然るに支那に於ける鐵道の敷設に關し、從來列强の執り來れる態度は、不幸にして著しくは其發達を助長せしむるに至らざりき。蓋、支那に於ける鐵道敷設の目的は、須く支那を廣く世界に向つて開放することを以つて主眼とすべきものにして從つて、其結果たる支那の開發より生ずべき利益の取得を豫期すべく、決して鐵道其ものを目して一の企業財產と爲すべきに非ざるなり。然るに從來支那と列强との間に締結せられたる鐵道借款契約は、全然此本來の目的に乖離するものにして、即ち其契約の實行に依り、契約國以外の列强が將來に於て更に鐵道の發達を計ることを豫め阻止するが如く爲すものなり。

是を以つて支那が藏有する商工業上の絕大なる潛在的富源を開發し、之を世界に向つて供給するが爲には、現に列强の經營にかゝる諸鐵道を擧げて、之を國際管理に移し、且現存する列强の所謂勢力範圍を、悉く撤廢することは、極めて必要なりと思惟す。惟ふに今日世界各國中、相當に

大なる人口と面積とを有するに拘はらず、實際上鐵道を有せざる國は、唯支那のみにして而も支那が現在有する多少の鐵道は之を經營するに適當の方法を以つてせば、正に有望なる金鑛の如く多大の利益を齎すべきものなり、加之現に支那に於ては、廣大なる肥沃の地域が、鐵道運輸の便開けず、從つて之を開發して殖民其他の發達に便ならしむるものなきの故を以つて、空しく未開無人の地として、顧みられざる狀態に在るなり。

之を合衆國交通機關の現狀に見るに、合衆國は二十六萬五千哩の鐵道と、二十萬哩の良好なる道路とを有し、之に附屬せる設備は凡べて具足すと雖も、而も國民は今猶常に交通機關の不備に就きて、不滿を懷き爲に巨額の支出を要求し之に依りて幾多鐵道の電力化を計畫し以つて其能率を增加し、其運轉費用の節減を計らむと試みつゝあり。

電氣事業は支那が今後新に其發達を計るべきものにして、之に關しては先づ、電氣軌道の敷設、水力電氣の發達等を計畫せざるべからず。即ち合衆國に於ては現に市內と市外を合して、五萬哩の電氣軌道を有し、其水力電氣の可能性は六千萬馬力にして、其內既に開發利用せられたるもの六百五十萬馬力あり。支那の水力電氣可能性は絕大にして從つて、其電氣事業の將來極めて有望なるものありと雖も現に猶未だ利用せらるるに至らず。

六　水路港灣改修の必要

支那は廣大なる領土と數億の人口を有し、而も其住民は古來より水路を以つて唯一の交通機關と爲せし關係上、其水運の發達或點より見て頗る著しきものあり。即ち支那現在の人口稠密なるを知るべく、且世界何れの國に於ても、支那人の如く善く水路を利用する國民あるを見ず。支那に於ては如何なる小流、淺渠と雖も、舟運を見ざる處なく、或地方に於ては現に一大運河網を形成する處ありて、此點は支那人が古代に於て既に大工事を完成するの能力を有したりしことを、十分に證明するものなり、而して此等の水路を連絡改修し、更に之を擴張するときは、水運の便大に發達し、以つて支那開發に資すること鮮少ならざるべし。

合衆國に於てもロッキー山脈以西の所謂西部地方は、人口僅に五百萬を超えずと雖も、其將來の貿易發展を期するが爲に、太西洋沿岸に於ける港灣船渠等の改良計畫遂行の目的を以つて、現に一億弗以上の支出を爲しつゝあり、然るに支那の港灣中、棧橋の設備を有し從つて大船を橫付けにして、貨物の揚卸を爲し得るもの、極めて寥々たる現狀に在るを以つて、將來の貿易發達を期するが爲には、今後數十年間に於て、此種港灣改良の費用として、巨額の支出を要すること勿論なるべし。

更に對外貿易の發達に連れ、支那は今後幾多の船舶を建造せざるべからず。蓋日本が這般の歐洲大戰に際し巨萬の富を獲得したるは、主として其船舶業の發達せるに基くものにして、即ち日本は今より三十年前に在りては、一隻の遠洋航海用船舶をも有せざりしも、今や其一會社にても、優に一百隻六十萬噸の船舶を保有するに至りぬ、而して支那人が過去三十年間に亘りて、常に幾多の障礙に遭遇し來りたるにも拘はらず、猶克く招商局の經營を持續し得たる

ことは、將來此等の障礙にして除去せられたる曉には、其造船、海運等に對する努力が、大成功を收め得べき望あるを、證明して餘ありと謂ふべし。現に上海に在る支那の一會社は、合衆國船舶管理委員より、五千噸級の船舶十隻の造船契約を引受けたる程なるが故に、支那に於ける造船業は遠からずして、其首要工業の一となり、從つて國內の商船に對する需要に應じ得るに至るべし。

合衆國は今回歐洲大戰の結果、其外國貿易の遂行は到底之を外國船舶に委すことを得ずとの、敎訓を得たるものなるが、支那は此點に關し、一層苦き經驗を有するものなるべし、蓋過去數年間に亘り、支那重要輸出貨物にして、船腹缺乏の爲に、空しく輸出港に停滯堆積せしもの常に巨額に上り、或は外國船舶の運賃率法外に奔騰せしが爲に、多量の貨物は適當なる海外市場に達するの機會を失したること、屢なりしを以つてなり。

其他電信、郵便、電話等も亦交通機關としては、極めて重要なるものにして、就れも國民の生產力增進に、與つて力あるものなるが、支那に於て此等の交通機關も亦、今猶幼稚の狀態に在り、即ち支那の電信線は全長一萬一千哩、其一萬人當て僅に一哩三なるに對し、合衆國は全長百六十二萬七千哩、一萬人當て二十二哩六、日本は同四哩六の發達を示す、又電話線に付きては、支那の全長僅かに二萬五千哩を超えざるに、紐育市のみにても優に五十五萬哩の延長線を有す。

七　農事改良の實施

交通機關の改善に亞きて、必要なるは農業其他の產業上の發達を計ることなり、何者支那國運の隆替は一に、其豐富なる農產物の開發如何に依るものにして、現に其國民の七十「パーセント」は農業を以つて本業とし、之を合衆國の農業者の割合三十三「パーセント」と比すれば、農業が如何に重大なるかを知るに足るべく、而して合衆國農業の發達は、現に農業用の機械器具に關する專賣特許の數が、五萬以上に達するの事實は、最も能く之を證明するを得べし。

惟ふに支那に於ける農業が、若も能く其商工業の發達と、相並行するを得るものとすれば、今後數十年の間には、全然其面目を一新するに至るべし、而して之が爲には第一に農民に對する低利資金供給の道を啓くこと緊要にして、今日の如く農民が二割五分乃至三割の高利を支拂ふに非ずむば、其所要資金を得ること能はざる狀態にては、其農事の改良遂に得て望むべからず。第二には現在の如き個人本位的、競爭的、乃至は浪費的經營方法を改め、之に代ゆるに購買組合、販賣組合其他の共同經營方法を以つてせざるべからず、例へば茶業に就きて云ふに、茶の栽培製造は大規模なるを要するが故に、其方法としては、即ち小規模の栽培業者、及製茶業者が其間に組合を組織し、其栽培製造の方法を統一するに非ざるよりは、大規模の栽培業者及製造業者が出來りて、茶園の買收製茶の獨占を行ふに至るべきが如し。

現今合衆國に於ては、支那茶の販路大擴張の好機に在るものにして、其將來に於ける需要の增加正に無限なるべし、蓋し合衆國は今や酒類禁止を實行しつゝあるが故に、之が代用品として幾多の刺戟性嗜好飲料を需要するに至るべきは自然の數にして、既に之が爲茶の消費高は年額一億磅より增加して、一億五千萬磅となりたる程なれば、今後十年間には更に增加して、現在の二倍即ち三億磅に達すべきは可能のことに屬す。然れども此好機を利用して、支那茶の販路を擴張するが爲には、製茶業者及び貿易業者は、先づ其製品の劃一を計るを必要とし、從來の如く、無數の仲介業者の言ふが儘に盲從するは不可なると共に、又共同して合衆國に於ける廣告競爭に必勝を期せざるべからず、然らざれば合衆國に於ける販路の擴大は、悉く印度、錫蘭、爪哇、日本等に依りて占領せらるゝに至るべし、而して此等諸國に於ける茶業者は極めて進取的にして、且其栽培製造等の方法は頗る進歩せるが故に、支那茶が之と競爭するが爲には、今より一層の努力を要するものなり。尤も支那茶商人中既に、前記の事情に適應するが爲に、茶園を買收して、自ら經營方法の改良に着手せるものあり、又茶業者間にも既に組合の成立を見たることなれば、此有望なる茶葉貿易の將來の發達に對しては、其前途に幾分の光明を認め得べく、從つて此際支那政府が、積極的に其發達を助長するの政策を實行するに至らむこと、希望の至に堪えざる所なり。

更に生絲は前記茶と共に支那輸出品中の大宗にして、養蠶は即ち現今人口稠密なる諸省に於ける農民の主要產業を形成し、且將來廣く各地方に發達普及すべき傾向を有すと雖ども、現在行はるゝ養蠶及び桑樹栽培に對しては改良すべき餘地頗る多し。蓋し支那產生絲は、强靭にして耐久力に富むの點に於て、世界に其比を見ずと雖も、其品質極めて劣等にして、桑樹の栽培並に蠶兒の養育方法も亦、猶未だ幼稚の域を脫せず、從つて此點に於て資本と勞力と時間の浪費尠からざるを以つて、此等の方法に改善を加ふるときは同量の資本と勞力と時間とを以つてするも、優に今より遙か優良なる生絲を產出するを得べし。合衆國は世界に於ける、生絲の最大輸入國にして、其輸入年額實に一億二千五百萬弗の多きに達し、此中支那より輸入する額は全體の二割に當る。

是を以つて支那現在の養蠶製絲方法に一大改良を加へ、其製品をして合衆國の高速度織布機に適應するが如くならしむるときは、支那生絲の合衆國市場に於ける需要、今日に比して著しく增加し、其結果支那製絲業の發達を助長し、從つて生絲業者の利益正に無限なるものあるべし。而して支那生絲の改善の爲には、現に支那養蠶業改良國際委員會（The International Committee for the Improvement of Sericulture in China）の組織ありて、之に對し支那農商工部は月額四千兩の補助金を交付し、此委員會は「パスチュール」式を採用して蠶種の改良を行ひ、其產出する蠶種紙を廣く養蠶業者に配布し、以つて斯業の改善を期しつゝあり、此委員會の實驗に依るに、蠶種の中孵化に適するもの

は僅がに、其「十五パーセント」に過ぎざるものなるが、支那從來の方法に於て農民は、蠶種の選擇取捨に就き、何等の注意を用ふる所なきを以つて、其蠶兒の劣等なるは當然の結果なりと云へり。更に南京大學に於ても亦、養蠶業の改良に對し種々の方法を講じ其結果見るべきものありと云ふ。

デイー、イー、ダウティー氏(Mr. D. E. Douty)は二年前アメリカ生絲協會の代表者として、支那に來遊せしことありしが、當時氏は、支那製絲業者生絲商人等に對し、養蠶業及び製絲業の改良に就き講演する所あり、其結果斯業の改良に關し、大に當業者の注意を喚起せり、而して氏が各地方周遊の後、支那養蠶製絲業の將來に就きて、爲したる給論は即ち、「支那の養蠶業者及び製絲業者にして、一度斯業改良の自家に利益あるを會得せば、其從來の方法を改良するに至るべし、然れども之が爲には先づ彼等に對し、其有利なる點を理會し得る樣に、改良の方法を實驗に依りて示さざるべからざるは、他國民の場合に於けると同樣なるべし」と云ふに在りき。

八 製紛業

支那に於ける小麥の生產は、近年新式製粉業の發達に刺戟せられて、著しく增加したるが、此新式製粉工場は現在、一日約二萬五千袋の生產能力を有す、而して南京大學は最近、支那に於ける製粉業の發達に對し、頗る熱心となり、同時に種小麥の選擇を研究して、小麥生產者の便を計りつゝあり、然るに此製粉業に於ても亦、其將來極めて有望なるにも拘はらず、小麥の生產並に取引方法に就き、何等其同的組織の成立するものなきを以て、大に其發達を妨げられつゝあり、即ち現在小麥の取引は無數の仲介人に依りて行はれ、彼等は小麥を各地方の小作人より買集め、之を市場に供給するものなるが故に、製粉業者は品質一定せる多量の小麥を、適當なる價格を以つて買入ること能はず、從つて其製粉の品質を良好ならしむること能はざるの狀態に在り、但製粉業者も近來此點に關する困難を除去するが爲めに種々の手段を講究し、今や多少成功に近づきつゝあり。

支那產額は大約二億「ブッシェル」にして、即ち合衆國年產額の約四分の一に當る、而して今日既に其基礎を築き上げたる支那の製粉業が、今後大に發達するが爲には、其小麥生產額の增加を必要とするものにして、從つて交通機關の發達、取引方法の改善及び種子精選方法の改良等は、即ち製粉業發達の要件たるべし。合衆國製粉業の現在生產能力は、一日四十萬袋にして、即ち支那の二萬五十袋に比すれば正しく十六倍に當る。

(未完)

支那革進の途

極東に於ける軍國主義を如何にして撲滅す可きかの問題は、歐洲に於ける軍國主義撲滅問題よりも一般人の注意を引かざるの觀あるも、前者亦後者に讓らざる程度に於て急迫せる重大問題なりとす、一九一一年より一九一七年に至る其間、支那は四度革命亂に遭遇したるが、一亂を經る毎に國家の行政愈々紊亂し、國家の繁榮亦大に阻碍せられたり、其禍根は凡て軍國主義なり、——劒の萬能即ち支那の武斷政治に在るなり、例令普魯西軍國主義は恐る可き怪物なりしとは云へ、支那の軍國主義の如く恐る可きものは未だ之れ有らざるなり。何となれば前者に於ては其張本人は一人なりしも、後者に在りては即ち然らず、多數の張本人の控ゆる有るを以てなり。若し支那の將軍にして其背後に充分なる軍隊の後援を有するに於ては、支那の政治に對して一の要求權を有するなり、而して其の要求權の程度なるものは彼等の有する軍隊の數に比例するなり、獨逸の軍國主義は訓練を有するも之に反して支那の軍國主義は强盜、匪賊及び其他社會の敗殘者の所產なり、現今の支那の軍隊は一百萬人を算し、而して國內を劫略しつゝある所の土匪の數は實に四十萬人と算せらる、支那の軍隊の大部分は殆んど土匪と擇ぶところなし、或る場合に於ては土匪よりも甚だしき大害をなす南北兩派の軍隊の行動を見るに、彼等が都市又は村落を占領するにあたりては、常に掠奪橫暴の殘逆を事とす、彼の督軍なる者は一省の軍司令官にして、通常二、三箇師團の兵力を有す、彼等督軍は電報を以て支那の中央政治に容喙し、閣僚の人選に干涉するなり、而して若し彼等督軍の提議にして容れられざる場合に於ては、督軍は直に獨立を宣言して其憤懣を現すなり、然れども督軍は北京政府に對して干涉すると同時に、督軍自身も亦配下の命令を聞かざるを得ざるの狀態にあるなり、督軍が名義上支配する所の各師團には各司令ありて、此等各司令は督軍に對して事實上に命令を下し、機會あらば督軍を排斥して、之に取つて代はらんとするなり、旅團長若しくは聯隊長が督軍排斥の計畫をなしたる事は、決して一再に止まらざるなり。

此の督軍制度の弊害を放任せんか、支那は必ずや露西亞の轍を踏むに至るべし、若し支那政府にして獨逸の決定的敗退を招來すべき將來の世界問題に參與せんと欲せば、支那政府は速かに同國內の秩序を回復するの要ある旨、聯合諸國の代表者が支那政府に對して右第一次の警告を發したるは今より二三ヶ月前の事なり、最近に至るまで支那が聯合各國の一員として滿足に其責任を果たす事能はざりし所以のものは一に獨逸が最後の勝利を得べしとの頑迷なる信念を把持せるに因るものにして、此種の考は支那の有力なる政治家の頭腦を支配せるなり。外國に留學せる支那の青

年は大體に於て聯合諸國に對して好意を表したるも、世界の大勢の如何なるものなるかを全く知らず、而して支那以外の事に關しては何等の知識を有せざる老年者の大部分は實に若し支那が聯合諸國側に追從せんか、獨逸は支那に報復するに至るべき事を恐れたるなり。故袁世凱は歐洲大戰の最後の勝利が何れに歸す可きかに就きて明確なる判斷を有したりき、袁世凱周圍の全軍閥が聯合諸國に加擔せざる事が將來支那をして幸福ならしむる所以の道にあらざる事を自覺せしならんには、袁世凱は既に早く聯合側に味方せしならん袁世凱の後繼者たる黎大總統は眞實に獨逸の勝利を信じたり、而して支那の參戰の遲延徒らに日を空ふしたるは大いに此の事由に基く。馮總統は親獨派にも非ず、且又聯合側にも非ざりしが、支那の內政問題は馮總統をして、參戰問題の排除に彼の注意を向けしめたり。現時支那の和平統一を恢復するの難事業に從事しつゝある徐總統は支那の聯合諸國加入問題に對して常に公明の態度を持し來りたるが、彼は支那人一般が聯合側の勝利を確信するに至りたる時に於て、大總統の任に就けり。

聯合諸國政府の支那に對する責務の如何なるものなるかは容易に推測し得る所なるが、然かも亞細亞に於ける大共和國たる支那の將來なる問題を論議するに際しては、數箇の一般原則ある事を注意せざる可からず、而して此一般原則なるものは殆んど否認の餘地なきものなり、就中支那財政の監理なる重大問題は確固たる有爲有能の政府の樹立を先決問題となす。現時に於ける北京政府は各省督軍に對して充分なる權威を振ふ能はざると共に、廣東政府も亦財政問題に關しては何等の實權を有せざるなり。支那共和國の最善の利益の爲めに最低限度の外國の干涉を行はんと欲せば、支那の財政に對して全權を有する一の外國人の委員會を任命すべしとは支那の友邦たる諸國の意見の一致する所なり。一度斯る財政委員會の成立する曉に於ては、各省督軍は莫大なる軍隊を維持する爲めに、到底從來の如く軍資金を獲る能はざるに至る可く、斯くして督軍橫暴の弊害は一掃せらる可し。第二の手段として全然不必要なる督軍制度を廢止するに有り、其結果として督軍制度に伴ふ凡ての害惡は消滅するに至る可し。第三の革新手段としては、地方財政及び地方行政に對して權威を有する各省自治政府を樹立するに有り。各省自治政府を認むると同時に、國家は外交問題に關する全權と整頓せる國稅收入を徵集するの權力を保持すべし。上述の制度は實に我が米國の制度と同一にして、該制度を實施する第一の結果としては北京中央政府は官吏の人選に伴ふ從來の官僚政治の弊害より免がるゝ事を得べし、從來の官僚政治に於いては省長より各縣長官及び單なる收稅吏に至るまで、地方官吏の任命に際して驚く可き不正を行ひたるなり。中央政府の奪取を以て各省督軍の競爭の標的たらしめたるは、實に前述せる官僚政治の齎らせる所のものなり、而して中央政府の勢力の失墜と共に地方行政も亦何等改善せらるゝ所なきのみならず、却つて荒廢せり。此等の問題は單なる支那の內政問題にして、外國が之に對して干涉するも到底効果を奏する能はずと云

ふものあらん。然れども支那の將來に關する全問題は、第一に支那の財政監理の問題にして、第二には地方分權制度の問題なりとす。然り支那共和國を凡ての貧窮と困厄を伴生する無終の內亂より救出するに於て始めて、支那の友邦たる聯合諸國は前記の非難を避け得べし。

（一九一一年一月十一日　米 N. Y. Journal of Commerce）

彙錄

徐總統の平和會議觀

一月十日　北京發電

「若し不幸にして、國際聯盟の提案が不成効に終らんか、その結果は、啻に世界的理想が實現せられざるのみならず、第一に危險を感ずるは極東方面なるべし。吾人は、歐羅巴に於ける軍國主義の慘害に省みて、將來列强が、世界のあらゆる方面に於ける軍國主義者の野望を、阻止せられんことを、望むや切なり。」

右は、過日余が支那大總統徐世昌に謁見するの光榮を得たりし時、我がニューヨーク、タイムス紙に提供せられた談話の一節なり。而してこの談話に於いて主なる題目となりしは、かの國際聯盟及び極東問題の解決これなりき。

徐總統の意見は、かの多くの支那政治家の意見と等しく、極東に於ける將來の平和は、一に繫つて友邦の決定に待つべしと言ふにあり。而して支那は、列强が今日に於て一致して勢力範圍租借權、及び商業政策の諸問題を解決し置かざる時は、將來必ず、これ等諸列强は極東の紛爭に捲込まるべきを知るが故に、かの國際聯盟の提案に關しては、深甚なる興味を以て講和會議に對しつゝあり。

今日、極東方面を旅行するものは必ず、歐洲に於て一戰爭の終熄せるに、一方に於て更に一戰爭が、太平洋方面に

於て、着々進渉しつゝある事實を看取すべし。而して、余も亦日本、シベリヤ、支那方面を旅行して、痛切にこれを感じたり。シベリヤ、滿洲、支那方面に於て、列國間に種々なる利害の衝突政策の乖離あり。然れども、これ等諸問題は一度巴里に於ける列國會議に上程せられんか必ず平和に協調せらるべき問題なり。支那は、その平和たると衝突なるとを問はず、常に密接なる關係を有するを以て、自然兩國政府は、これ等諸問題に興味を持ち、平和保持の爲め努力しつゝあり。而して、支那政治家は、この平和的解決を、國際聯盟に期待せり。

余は、北京滯在中、幾多の官憲と會見する機會を得たりしが、未だ徐總統との會話程、興味あるものはあらざりき。余は豫め質問書を送り、且つ會見期日を約し、その承諾を得たり。余は、同日外交部顧問 Philip Tyau 氏（英國大學出身）の案内にて、米國製の自動車に乘じ、首府の古き街々を過ぎて、總統府に到れり。同所には、プリンスアルバーツ風の服裝をなせる式部官と、副式部官（ハーバード大學出身）ありて、余を控室に招じて、古式を以て、茶菓の饗應をなせり。定刻に近くや、大總統は、警護の兵を隨えて、謁見室に入り來れり。暫くありて余は、支那風の裝飾にて近代的家具の設備ある大廣間に、案内せられたり。大總統は、室の中央に起立し、通譯の紹介に依り、敬意を表する外國人に對し手を拱いて挨拶せり。彼は、黒色の絹上衣と、綠色の模樣ある絹袴を着け、絹製の支那靴を穿てり。背高く、頑丈なる骨格にして、一見、他の儕輩に對し、好箇の對照を示せり。

着席後暫くありて、再び茶菓の饗應を受けたり。通譯が種々の質問に對し通譯をなす度に、余は、大總統の態度、及び表現に注意を拂ひたりしが、極めて元氣旺盛にして、單に灰色の頭髮と、髭髯のみ僅かに彼の老齡を語るのみなりき。實に、支那四億の蒼生の最高支配者たる徐世昌は、その國際關係に關する學識と、理想に於て、正に支那の維遜と稱するを得べし。彼は、國民の尊敬と、信望とを一身に萃めし政治家にして、彼の勢力は單に軍隊のみに止まらず、國内、及國際上の平和の愛好者たり。

徐氏談話の大要

幾多の話題に對する會話の後、謁見は終り、大總統は大要次の如き談話を試みたり。

「巴里に於ける平和會議は、近日開催せらるべし。各國民は、過去四年に亘る軍國主義の禍せる結果を自覺して、將來永久の平和の樹立せられんことを翹望して已まず。それ故に、各人は、この講和會議が單に、凡ての戰爭を終熄せしむるのみならず、各國間の誤解と、不和とを釀す原因を除去せんことを衷心希望せり。是を以て凡ての國民の福利と世界の平和に對する講和會議の態度は、極めて重大なりと謂ふべし。

支那は、特に此度の平和會議に對し、興味を有せり。それは、支那は常に平和を愛好し、これが支持に關しては、如何なる努力をも惜まざる決心を抱けるが爲めなり。支那が、その國内たると、國外たるとを問はず、共に平和を要望

る國民なることは、此處に反復贅言する迄もなき處なれど、主として、歐米を距る極めて遠隔の地にあるが爲に、從來、支那の自的理想に就きて、了解せられたること、甚だ稀なりき。今日、紐育タイムスの特派員たる貴君に面會するの機會を得たるは、余の衷心歡ぶ處なり。如何となれば貴君の如き人を通じて初めて、支那の國情が一般世界、特に聯合國側に對し、明確に紹介せらるゝを得べければなり。支那は、その目的と、主張の正義たることを信じて疑はず。

余は、就任以來、如何なる手段に依り、南北の和平の回復を計るべきやに就き、特別なる注意を拂ひ來れり。此處に所謂、南北なる言葉に多少の誤謬あり。即ち、國民の大多數は既に全く統一せられ多數政治家の箇人的頑抗に、影響を受くる處なければなり。これらの實證は、外國との交涉、及び通商關係に於ける彼等の意見、及び活動が常に一致せる事實よりするも明なり。

就任の當初より余は、常にこの內國の紛爭を調停するを以て、自己の義務と信じ、好んで各方面の輿論を聽取し、銳意この軋轢を鎭壓せんと努力し來れり、既に、南北和平會議に於て、和解的精神を以て南方派遣委員と協議する爲め、北方各代表の任命を見るに至れり、而して、この和議は、將來支那の政治的進步と、產業の發達を助成し、新しき支那を創立する基となるべし。然れば、支那に於ける南北の乖離は、最早決して內外何れにも危險なる問題にあらず。而して又極東の平和に背戾するものにもあらず。

戰爭のかく長期に亘りしは、中歐列强の軍國主義に基くものにして、今や、合衆國大統領は國際聯盟を提唱して、講和會議に莅めり。支那も亦、この平和事業に米國と共に參與し、かゝる政策の遂行に當りては、最善の努力を惜まざるべし。

極東の平和を維持する爲め、國際聯盟の效果に關し、支那自身の希望は、國際聯盟が世界に於て實際に遂行せらるゝにありて、單なる極東の問題に限られたるものにあらず。若し不幸にして、國際聯盟の提案が不成效に終らんか、その結果は啻に世界的理想が實現せられざるのみならず、第一に危險を感ずるは極東方面なるべし。吾人は歐羅巴に於ける軍國主義の慘害に省みて、將來列强が、世界のあらゆる方面に於ける軍國主義者の野望を、阻止せられんことを望むや切なり。

維遜大統領の提唱せる平和條件の一として、國際聯盟の締結、及びかの勢力範圍、及び勢力均衡なる二主義の徹廢は、共に支那の全然贊成する處なり。若しこの聯盟が事實上成立せんか、世界の各國民は凡て平等の地位に立ち、かの秘密外交は自然その跡を斷つに至るべし。若し然らざれば、國際聯盟の包含する主義精神は、何等未開國民に寄與する處あらざるべし。

支那鐵道に就いて

歐米人の或るものは、支那に於ける現在、及び將來の鐵道を、支那が凡ての租借地及び居留地を全く自己の支配權の下にあらしむる迄、國際管理（而して國際管理と云ふも一時的手段に過ぎず）とせば、支那にとり利益なるべしと

の説を抱けり。然れども支那の見地よりこれを觀れば、全然その政策を異にせり。即ち、領土保全の目的を達する爲め凡ての鐵道、租借地、及び居留地は、完全に自國の支配の下に歸せしむべしと云ふに在りて、國際管理なる政策は全然考慮され居らず。

然れども、このことたるや明に我國の國力及び民力に基くべき問題にして、單に思慮なき言に基くべきものにあらず。支那が完全なる支配權を獲得する迄に、如何なる政策を採るべきやは、一朝に決すべき問題にあらず。

新鐵道の建設權、及び現在の居留權は協定に依り制定すべく、決して即決を以て處斷すべきにあらず。政府は、この問題を解決する爲めに最善の政策を考慮しつゝあり。

支那は商業、及び產業の發達の結果、その對外關係の增々密接ならんことを望むや切なり。而して、此の發達に依り、決して、支那の主權の干犯せらるゝが如きことなし。余は、我が支那が、この希望が將來必ず達せらるべきを信せられんことを希望して已ます。」（By Carl .W. Ackerman 一九一九年一月二十日紐育タイムス）

支那は妥當なる處置を平和會議に求む

極東が平和會議に希望するところは、會議の重要なる事項を構成せず。然れども、こは、極めて興味ある問題にして、特に、極東問題に大なる利害關係を有する米國人にとりて然りとす。支那は、日本と等しく、巴里に代表者を送り來れり。而して、日本は、或る制限せられたる範圍に於て聯合國側の交戰國にして支那は交戰國と云ふも、殆んど名義たるに過ぎず。されど、平和會議に於ては何れも相當に自己の役割を勤むるなるべし。

駐米支那公使、ドクトル、ウエリントン、クー（顧維鈞の通稱）は、現に、支那講和全權委員の一員として巴里に在り。彼は米國大統領が、駐米佛伊兩國大使と共に、佛蘭西へ向け航行中に、佛定期船ロシャンボーに乘じ、大西洋を橫斷しつゝありき。如何なる支那人も、米國人の對支態度を理解する點に於て、顧維鈞氏に及ぶものあらざるべし。而して、支那は講和會議に於て、必ず、合衆國が眞の支那たる事を信するなるべし。

今日迄に當地に於て發表せられしところにては、支那が戰利物に關し、何等期待するところなきは明なり。支那は、單に、公平なる處置を希望し、且つ自己の運命を開拓する機會を得んとせり。支那は、合衆國と等しく、戰爭の結果として、領土、若くは賠償を求めんとせず。然れども、勿論かの以前獨逸の占領せる處にして、その後日本が戰勝の結果その手に歸せしめたる青島の還附を主張すべし。過去に於て、日本の政治家は青島を支那に返還すべきことを非公式に言明せり。而して會議の結果は、この目的に向つて何等かの決定を見るべきや必せり。而してこれ以外、支那は何等領土的野心を有せず。

若し、國際聯盟にして、維遜大統領の示せる綱領に從ひ設定せられんか、現今の日支間の條約中に、重大なる變更

を見るに至るべし、かの大戰勃發後調印せられたる山東條約に從ひ、支那は日本に對し不本意ながら幾多の特權を過へたり。この條約は二十一箇條より成り、日本は通商、及び其他經濟上、極めて有利なる地位を得、從つて極東に於ける勢力範圍を增加するに與つて力ありき。若し、維遜大統領の提案にかゝる國際聯盟が、成効せば、二國間の同盟、及び條約は廢棄せらるべし。聯盟中には何等黨派の存在を許さず、且つ秘密條約を結ぶことを得ず。

然れば支那は、最も熱心なる國際聯盟の贊成者なり。而して支那は、國際聯盟成立の結果は、山東省條約の取消さるべきを知れり。而して、かゝる行爲が、支那の歡ぶところなるべきは、當地に於て明白となりつゝあり。

次に、平和調停の前に提出せらるゝ問題は、かの東洋人に對し、人種的差別をなす條約、若くは種々の國法なるべし。かの支那人、及び日本人に對し、差別的待遇を與ふる支那人の入國禁止、及びカリフォルニヤの土地法案を規定せる合衆國の移民法は、問題の主點なるべし。

傳ふるところに依れば、支那は、かゝる問題を平和會議に提案せざるべく、且つ滿足して現在の協定に服すべしとせらるゝに反し、日本は現今禁止せられたるあらゆる制限より解放せられんことを求めつゝあり。國際聯盟の成立後、かゝる差別的條約、及び法案が繼續して存在するを得べきや否やは、平和調停者の審議に俟つべき問題なり。

極東方面に於ける英國の利害關係は、合衆國のそれの如く極めて重大なり。英國商人は、今回の戰爭中、甚だしくその貿易の縮少せるを見たり。彼等の船舶は、戰時に於て、更に重要なる用途に供せられ、戰前の取引は、殆んど全く日本人の手に依りてなされたり。今や、英國の船舶は再び自由に貿易に使用するを得るに至れり。而して、英國人は再び貿易の不振を挽回せんとせり。貿易の恢復を計らんとする英國の決心の結果、並びに、國際聯盟の結果は、戰時中日英間に締結せられたる現行條約の解除を見るに至るべし。維遜の理想はかの所謂「勢力範圍」の撤廢を目的とす。若しこの目的にして達せられんか、支那は將來國際聯盟の完全なる仲間として、存在するを得べく、且つ、何等特別なる羈絆に從つて他國に拘束せらるゝことなく、特種なる外的勢力に從屬せず、同一條件により、世界の凡ての國家に門戶を開放するに至るべし。

今日迄に發表せられし處に據れば、これ、支那の講和會議に對する態度なり。世界の改造に依り、支那は、正當に獨立するの機會を得たり。支那は、講和會議に於て、完全に了解せられんことを希望せり。而して、その態度に、何等祕密とすべき目的を包藏せざることを立證せんと努むべし。一人かの支那人は、常に心の奥庭に、祕密を抱けりとの一般に行はるゝ謬想を一掃すべく努力すべし。

今や、支那委員は極めて虛心坦懷なる心胸を披瀝して、巴里會議に臨み、その希望する處を率直に述べ、且つ、その期待する處は、正當なる處置以外、何等求むるところなしと稱せらる。（一九一七年十二月十五日巴里發C. C. Brain cpl. 一九一九年一月十二日米ブルックリン、イーグル）

南北協和して講和會議に臨む

新大總統徐世昌氏は、所謂北方及び南方と稱せらるゝ支那に於ける二大黨派の軋轢を調停せんが爲め、就任式以前より大なる努力を拂ひ來れり。而してその成功に關しては成否幾多の流說行はれたりしが、最近に至り漸く彼の努力が或る程度迄成果を收めたるが如き徵候現はれたるが如し。即ち數日前の發表に依れば、北方派は全然戰鬪行爲の中止を命じたりと稱せらる。

最近、參議院副議長王正廷氏が講和委員の一人に任命せられたる事實は、南北統一の機運の著しく進涉せるを示す最も著しき證明なり。王正廷氏は、南方派に於ける最も名譽あり、且つ、手腕家として知らるゝ人なり。彼の人格の廉直にして、利己心なく、愛國心の旺盛なるは南北兩派の政治家の均しく信賴する處なり。

彼が廣東より派遣せられたる委員の一人として、南方政府に對する米國政府及び國民の態度を視察する爲めに、數週間前米國に滯在し居たりしは、普く世人の知る處なり。彼は、支那の事情に關し米人に充分なる說明をなし、以て南方派の權利を承認せられんことを求め、これに依り間接に、南北の和平を企てんとせり。

從來、米國に於ては、支那の進步、及び財政上政治上米國の支那に對する援助に關し、主なる障碍をなせしものは、かの南北兩派の確執にありとの意見行はれたり。然るに、今日徐總統が、講和委員の一人に、南方派より最も適任者を任命したる事實は、徐氏の寬闊なる心胸を證明すると同時に彼が南方派の運動の重大なるを認めたるによるなり。而してかの高き理想と、自己の主義に忠實なる王氏が、この任命を受け容れたる事實は、彼の同僚に對し、徐氏の申出は決して自己の理想を低くし、或は、彼及彼の同僚の立場とせる根本主義に牴觸するものにあらざることを證明して餘あり。巷間傳ふる處に依れば、支那全權委員中の王氏の地位は、第二位に位し、かの外交總長陸徵祥氏の次位なりと稱せらる。支那の南北統一に關して、將來尙ほ如何なる曲折を經べきやは暫くおき、少くもこれ等の事實を綜合して考ふる時は、支那が講和會議に於て統一せる一國としてその權利を主張すべきは推察するに難からず。

若し近き將來に於て、徐總統が同一の精神に依り自己の政府を改造し、その講和委員に參加したる如き人格者に對しても、主要なる地位を與ふるに至らば、列國をして、支那は、既に危機を脫し、安寧と幸福とを齎す大道に立てりとの感を深からしむるに力あるべし。

支那の此度の講和使節は、何れも大なる手腕家にして、且つ敎養ある人士なり。而して、米、英、佛、日等如何なる國の代表者と折衝するも、決して遜色なき人々なり。次に支那講和委員の顏觸を紹介すべし。

陸徵祥は現に外交總長の職に在り又數々主要なる地位に推されたる外交官にして英佛語に精通せり。

顧維鈞はコロムビヤ大學出身の博士にして現に駐米公使たり。

施肇基はコーネル大學出身にして政界實業界に幾多の重要なる經歷を有せり。現に駐英公使なり。

胡惟德は駐佛公使にして曾て露及び日本に公使として駐紮したることあり。

魏宸祖は和蘭より新に駐白公使に任命せられし人にして一時國務院秘書長たりしことあり。

王正廷はエール大學出身にして本國及び米國の諸學校にて秀才の譽高かりし人なり。支那政府に於て有力なる政治的地位を占めたるは普く人の知る處なり。(By Dr. W. Jenks. 一九一九年一月十三日紐育コンマーシャル)

事業界

楊樹浦紡績會社營業成績

同社の第四回通常株主總會は、去る三月五日總代理店たる上海怡和洋行事務所に於て開催せられたるが、出席株數七八、九三五株に達したり、秘書役 James Kerfoot 氏が開會趣旨書及監査役の報告書を朗讀したる後、議長たる John Johnstone 氏は大要左の如き演說をなしたり、余は前期總會に於て支那の現狀は混沌として前途如何に進捗すべきかを豫測すること困難なるを述べたるが、此事實は昨年中に於ける異常なる原棉價格と製產品に對する不確實にして變動多き需要と相關聯し、反て良好なる營業成績を齎したり、即ち一九一八年十二月三十一日に終る十二ヶ月間の收益は四〇一、五四二兩一〇にして、前期よりの繰越金を加算し、實に四〇三、四九四兩八二に達したり、而して普通株に對する配當率は役員會に於て一割六分即ち一株に付八圓を支拂ふことに決定したりしが、株主諸君に於ても亦此配當を以て滿足せられんことを希望するものなり、今後競爭は年を逐ふて激甚を來すべきは最早や疑ひなき所なるが、之れが對策上會社をして強固なる財政狀態に在らしめんが爲めには、好況時代に於て準備金を積立て置くは最も確實なる商策なれば、今日多額なる配當を支拂ふは宜しからずとは役員一般の意嚮なり。

對する却金は各八、〇〇〇兩及二〇、〇〇〇兩にして、這は前年同樣なり、而して今期の配當額平均準備金は四〇、〇〇〇兩にして、此準備金の總額は之にて二九〇、〇〇〇兩に達すべし、廢兵に對するキングス・フハンドに五、〇〇〇兩を義捐することに決定したるが、諸君に於ても必ずや御同情を以て之には御贊成を下さるべし、原棉市價變動準備金として五〇、〇〇〇兩を計上したるが、之を計上するに至りたる理由を述ぶれば、勢ひ十二月三十一日に於ける在庫原棉の帳簿價格と同日の原棉市價との間に於ける差額を指摘したる、監査役の確證を述べざるべからず、怡和洋行によりて支配せらるゝ紡績工場にありては、過去二十年間常に年末に於て原價を以て在庫棉花を記帳するを普通とし來りたるが、此方法は頗る良好なる成績を示したり、例へば一九一七年十二月の如き市場價格を以て在庫棉花を記帳せば、會社の收益は實際上增加を來すべき時もありたれども、若し斯の如くしたらんには翌年忽ち困難を感じたるなるべし。

一九一八年一月以來工場の製產品は高價にて賣却せられ、此價額は十二月三十一日に於ける棉花在荷高に比し殆んど三倍に相當するに至れり、御承知の如く世界に於ける棉花價格は戰前に比し高價にして、寧ろ危險的水準にあるのみならず、戰前の價格は今後數年間再び之を見る能はざるべきも、騰貴せる現在價格が次第に低落すべきは疑はざる所にして、我が會社に於ても之に對しては相當の準備なかるべからず、役員會にて原料棉花及爲替率の變動より受る影響をして最少ならしめんが爲め、今回新に五〇、〇〇〇兩を準備することに決定したるが、如何なる大會社と雖も少くも三四ヶ月間の棉花を用意せざれば充分なる作業をなし能はざるものにして、棉花の購入は銀貨にてなし、且つ買入棉花價格に相當する値段にて其製品を全部賣却せんこと困難なるを以て、以上の如く資金を準備し置くは買入濟の棉花に對するヘッヂとなるべく、例年打擊を受けたる損失の危險は爾今減少せらるゝに至るべし、本年の賞與は九、〇〇〇兩を計上せり。

本年度の生產費は例年に比し頗る多額に上り、特に石炭に於て甚だしく前年度に比し一〇六、六三九兩四九を增加したり、利子にありても亦同樣にして一七、一〇〇兩六六の增加を示せり、今後の觀測に關しては金利及決濟も優良となれるのみならず、有望にして我が會社の製品は廣く消費されつゝあれば、健實なる象徵を呈し居れり、支那の消費者は既に能ふ限りの買控をなし最早や以上忍ぶ能はざる狀態にあるを以て、今や價格の昂騰に拘らず支那全土を通じて激減したる在荷を補はざるべからざる狀態にあり、加之商品輸送も今や極めて安全となりて普通狀態に復歸し、支那に於ける實業家の間には數年以來嘗て見ざりし喜色を見るに至れり云々。

上海曳船會社（拖駁公司）營業成績

同社の第十六回年次株主總會は去る三月四日上海フレンチバンド第二號なる同社事務所に於て開催、E.A. G. May.

H. M. Tibbey 兩氏の重役に補佐せられて John Prentice 氏議長席に就き四、八九〇株を代表する株主の出席ありたり、今議長の演説により同社の營業成績を述ぶれば左の如し。

昨年十二月三十一日に終る同社の營業成績は頗る良好にして、貸方殘高は前年に比し四、三五五兩〇一を減少したれども、損益勘定の殘高は三、九〇六兩三二を增加したり、固定資本に對する償却金は二五、〇〇〇兩にして、同社の投資額は本年度四一、一九一兩八八を增加して、之れ迄八六、七一九兩六九なりしもの遂に一二七、九一一兩五七に達したり、而して戰時公債及其他に對する金貨投資額は九七、二二三兩五七にして貸借對照表に於ては十二月三十一日の市價よりも約一五、〇〇〇兩を超過し居れども、同社にては他に賣却せず、其拂戻を待つ由なれば、之に關しては何等憂慮を要せざるべし、昨年八月七日支拂濟となりたる假配當金を差引きたる殘額一四七、八一八兩四二を左の如く處分せり。

優先株配當金（一株に付三分五厘）	一七、五〇〇●〇〇
普通株配當金（一株に付一割）	五〇、〇〇〇●〇〇
準備積立金	五〇、〇〇〇●〇〇
後期へ繰越	三〇、三一八●四二
計	一四七、八一八●四二

準備積立金は本年にて累計一五〇、〇〇〇兩となれり、同社の船舶は何れも佳良にして、第一位を保ち、全修繕費は營業勘定に計上せられたり、同社所有船サムソン號は今尙英國政府に傭船せられ居る所なれども、其解除の期日に至りては目下不明なりと云ふ。

昨年度上海各業成績

皮貨業

當地南北兩市の皮貨業は兩種に分たれ、一は問屋十三軒（大なる者九軒）、二は小賣店三十六軒（大なる者十六軒）、昨年の粗細貨賣上高約五百萬元に上り、外商及支那商を得意とする者右其半に居れり、羊皮賣行き最も多く該業の慣例は中秋節期後開市し、次年三月閉場するを常とす、而して各貨價格は節期內に裘業公所の議定する公定價を標準と爲せり、昨年開市の初め陝西四川兩省產地の兵亂に因り各貨出廻り非常に遲延せしと在荷高寡少なりしが爲め、公定價は前年に較べて一分方昇騰せるを見たるが、入冬以後來荷輻湊し、且つ外商の買氣附かざる爲め、商內振はざりき、加之當年氣候溫暖なると降雨多かりしより、該業の厄年とも稱せらるゝ程に、一般景氣擧からず、時に鬻賣せし者を見たり、故に昨年に於ける獲利者數は一昨年に較べて三割方劣れり。

問屋			
裕成和	五、〇〇〇	裕生泰	二、五〇〇
源合泰	二、〇〇〇	協慶公	一、五〇〇
小賣店			
信大祥	六、〇〇〇	大豐祥	六、〇〇〇
源昌洋	三、〇〇〇	協順祥	三、〇〇〇
乾發源	三〇、〇〇〇	慶和祥	三、〇〇〇

鄭祥泰	三、〇〇〇	恒閏泰	三、六〇〇
原甡泰	二、六〇〇	祥泰益	二、六〇〇
老九章	六、〇〇〇	祥和餘	二、五〇〇
合計	八一、三〇〇		

羅紗業

歐戰中英米各國の羅紗値頻りに昂騰し、昨年上半年迄斯業に從事する者皆な相當に利益を獲取せしが、戰事終熄後に冬季に入り在荷多きと天候温暖なりし上に、大宗の日本製品入込みし爲め、下半年に及びて貨價漸次低落し、上半年程には獲利者の多きを見ざりき、舊年末決濟期に於て最も多く利益を擧げたる者には、仁義公の二萬餘元、金記の一萬五千元あり、其他は二三千乃至一萬元等からず、但し仲買店は一般に利益を獲ざりしと云ふ(單位元)

仁義公	二〇、〇〇〇	全記	一五、〇〇〇
公興	一〇、〇〇〇	咸昌	一〇、〇〇〇
生記	一〇、〇〇〇	綸新	一五、〇〇〇
泰和利	八、〇〇〇	華新公司	一五、〇〇〇
又新公司	三、〇〇〇	華綸	二、〇〇〇
中致	二、〇〇〇	元泰	五、〇〇〇
春和永	五、〇〇〇	合計	一二、〇〇〇

網織業

當地の綢緞業は南北兩市に亘り、其大小數千軒を下らず、其內著名なる者約十餘軒あり、昨年の如き大賣出に熱中せしは、當港開闢以來稀有の事なりと稱せらる、而も大割引の弊風斯業を襲へしこと甚大なりき、故に舊歷年末決濟期の狀況を見るに大商內ありし者程大損失を蒙りし模樣なり、間々利益を擧げたる者は皆な雜貨を取扱ふ商舖に限れり、左に昨年の損益額及商內高を列擧すべし。(單位元)

北市	店名	商內高	損益額
	介福	八〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇益
	大綸	一、一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇益
	大盛	一、三〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇損
	九章	一、七〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇損
	天成	六〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇損
	九綸	三〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇損
	九和	二〇〇、〇〇〇	損益なし
	裕鎌	一〇〇、〇〇〇	損益なし
南市	何恒昌	未詳	八、〇〇〇益
	大成	未詳	五、〇〇〇益
	景福	未詳	五、〇〇〇益
	陳大升	未詳	六、〇〇〇損

上級絹布業

當地の上級絹布業は盛涇公所に隷屬する者にて、專ら贅澤品を取扱ふ織物商なり、全市大小四五十軒あり、約兩種に分たれ一は客幇を得意とする者其數頗る多く、二は小賣店に卸賣する者僅か數軒に過ぎず、每年製產地よりの仕向額一千萬元と稱せられ、其內當地に於て賣捌かるゝ數額は其十分の八五を占むる由、昨年營業狀況は廣東地方の不穩

なりしと、外商の手控とにて販路澁滯せし有樣にて商內繁盛の時に較ぶれば、其七割方の減退を見たり、昨年利益を擧げたる同業者を列示せば左の如し。(單位元)

綺盛	一〇、〇〇〇	四大	八、〇〇〇
鈕泰記	二、〇〇〇	大裕	一、五〇〇
春記	一二、〇〇〇	源記	七、〇〇〇
昇記	三、〇〇〇	汪永享昌記	二、〇〇〇
合計	四五、〇〇〇		

汪永享隆記は其經理人の投機營業に沒頭せし爲め、損失六七萬元に達し遂に閉業の止むなきに至れり。

支那半月史

大正八年四月上半

長江三督軍の調停

三月一日の停頓後一ヶ月を經るも續開の運びに至らざりし南北和平會議に對しては、各方面の再開促進運動盛んなりしが、北京政府の和平促進命令(三月三十日附)出でゝ間もなく、四月一日李純王占元陳光遠三督軍及び吳佩孚氏は、連名を以て南北、代表に左の如く打電し、和議の速開を主張したり。蓋し和議停頓に關する南方第二次宣言に對する回答と見るべきものなり。

總代表並轉各代表諸君同鑒諸君子の滬に集まり開議せしより時局和平の軌に入り國家統一の權あり中外之を聞き喁々向望せざるなく方さに敦槃櫛沮永く糾紛を息めんことを冀へり謂はざりき陝省の一隅に因りて議場忽然停頓し樂觀これ始め旋いで悲觀を抱く人心皇々大局岌々而して國際の地位その影響を受く又險象の最も著しき者也占元等兩年以來奔走呼號千回百折幸にしてその目的を達せる者乃ち獨り此の一簣の功を虧く夙夜徨疚心何ぞ極まらん竊かに謂ふに中國の安危は和議に繫り和議の成否は陝事に繫る是れ陝事は小なりと雖も關する所固より甚だ大也中央嚴令を頒布し一律停戰してより陝陳督軍は固より

遵令實行を通電し于右任は尙ほ證明の電文無しと雖も劃界員　君瑞璣は行いて陝省に抵れり陝のすでに一律停戰せるは張君の迭電ありて證とすべし是れ則ち陝省方面は解決期あり自から傳聞異辭にあらず蓋し內容の複雜に由る此時應さに商るべき所の者は以前の是非の辨明と以後の衝突の保障と而已占元等此頃復た中央に一面別に大員を派し陝事を査辨し以て大信を昭かにし一面陝省に責成して切實約束し以て後禍を杜かんことを陳明せり中央に在つては委曲求全を惜まず各方に在つては當さに亦た愛念を紓ぶるに足らん此の時機危迫に一髮千鈞なるに當り潮流の趨く所實に公理たり人心の向ふ所或は和平に在り衆欲未だ拂逆すべからず武力斷じて存在し難し故に迅速會議するに非ざれば以て中外の望を慰むるなし愼んで軌轍に循ふに非ざれば以て國家の亡を救ふなし占元等の諸君子に希望する所の者はそれ三端あり曰く即日開議曰く双方の議題は一次提出を以て一定の範圍と爲す曰く提出の議題は今日の時勢及び事實の必要とする所に合し而して確かに能く辨到する者を以て標準となし總べて早日解決徒らに空言に託すを免かれんことを期す諸君子は類ね一時の重望を負ふ同胞愛國の熱忱尙ほ乞ふ勉強を俯采し重ねて議席を聯ね外は以て隣邦の望を塞ぎ庶くば國際地位以て保全するを得べく內は以て浮動の心を安んじ庶くば四百兆民重ねて衽席に登らん時や再びせず來者追ふべし敢へて呼籲の詞を陳べて隷人の聽を達せんことを冀ふ唯だ諸君子それ之を諒れ德音を鵠候し翹企に任ふるなし

王占元陳光遠吳佩孚李純一日

和議續開決定

是れより先、北方と南方實力派（岑春煊陸榮廷唐繼堯）との間には長江三督軍の仲介に依りて單獨講和の盟約ありとの風說しきりなりしが、前項三督軍及び吳佩孚の調停電報は即ち此風說を裏書きするものといふべし。岑春煊の代表たる章士釗が、會議停頓中李純と協議し、終始一貫して和議續開を主張したるも亦その一證左なり。更にさきに陝西に入りし張瑞璣氏よりも其後四月一日附を以て左の如き通電あり。

大總統國務院參陸處軍政府岑伍兩總裁並轉各部長各代表趙其相先生參衆兩院林吳褚三議長唐朱兩總代表並轉各代表李督軍鑒陳督と商り乾縣の戰線は均しく後に退く事五里、關山の軍は退いて關道及び下邽に至り興市の軍は退いて荊西北各村堡に至れり晉督及び郃陽縣公民の電報せる高峻、郃陽を侵擾せるの一事は已に于右任より高峻に飛飭し速かに部下を勒し原防を謹守せしめたり三原の密電も亦通ず璣今日已に省に回れり敬んで聞す瑞璣叩一日唐總代表も大勢上和議續開を妥當と認め居り唯だ急進穩和兩派の間に板挾みとなり游移不定の態を執り居たりしものなるを以て、此に至り斷然急進派の要求（註）を退ぞけ、四日南方代表會議を開き協議の結果、和平會議再開に先ち七日南北代表の談話會を開き、席上會議續開等の問題を附議することに決定せり。唐紹儀氏は右に關し語つて曰く

設けず縣には佐治の官吏を增設す。

三　地方自治

縣を以て單位と爲し縣より起し自治を行ふ縣以下城鎭鄉の如きは區域小に過ぎ劃分に易からず暫らく緩に從つて行ふ縣以上は省と爲す省は高級自治機關と爲し縣に對し扶助の責を負ふ地方自治はたゞ此の二級と多く添設せず以て紛岐を免かれしむ自治の振興は分ちて二期と爲す第一期は固有を自治事業を維持し自治經費を籌劃し第二期は國民敎育を普及し市政路政水利を改良し地方實業を振興す。

四　國民經濟の發展

內四項に分つ(甲)交通を便利にし廣く國道を興す(乙)幣制を改革し紙幣と硬幣と分別整理し並びに金本位を實行す(丙)厘金を廢し賭捐を除き煩重偏苛の各稅を去る(丁)習慣及び條約上の束縛を廢除す民食を調節し剩餘の農產を以て運出し工上を敎育して友邦の需要に應じ專賣事業を酌行して收入を裕かにし司法を改良し租界及び領事裁判制度を廢除し改めて雜居を爲すが如し。

五　財政問題

歲入總數三億八千二百五十萬一千一百八十八元（民國三年歲入豫算に按照す）

歲出總數三億七千七百六十一萬六千二百十二元

內譯　中央政費　七九、一四七、二九九元

地方政費　六八、四二八、二四八

軍　費　一一六、〇〇〇、〇〇〇

外債元利　一一四、〇四〇、七六五

六　善後借款問題

借款條件三あり(一)應さに嚴厲に裁兵を實行し軍事を整理し並びに收入計畫を增加し內外に對し信用を昭示すべし(二)新增の整理を加ふべき入款を以て抵(抵當)となすに在り(三)償期やゝ遠きは逐年分償し豫算と碍あるを免かる裁兵借款は民國二年の先例に照し欠餉を給する外遣餉及び路費を加發す民國元年官佐一萬八千七百二十名兵士三十一萬六千一百名を裁減せしがこの遣餉缺餉合計二千九百十一萬二千四百元なりき今若し五十師以外の人數を裁すと假定せば前例を以て之を推せば少くとも五千萬元を要すべし（陸軍部の缺餉は七年十二月末迄の分すでに二千九百六十萬元に達せり而して西南は尙此中に在らず）此れ僅かに裁遣費のみ未裁以前の餉は仍は須らく按月照給すべしもし一年內に裁竣すとせんか則ち須らく未裁以前六ヶ月の餉を籌備すべし五十餘萬人を以て計れば約四千五百萬元を要す若し一年半にして裁竣すべしとせんか則ち須らく未裁以前九ヶ月の餉を籌備すべし此金額六千七百五十萬元を要す故に裁遣時期の遲速と需費の多寡とは關係あり。

此外幣改革に關しても應さに別に金額を商借すべし。

(註)七年度現在軍隊及び餉需數左の如し(提案附表)

區別	官兵人數	餉需銀元數
中央	五四〇、三四四人	九〇、三五八、二四五元
直隸	二四、五二八	四、三四三、二〇二
奉天	五八、八二〇	一一、二四〇、九五九
吉林	四五、〇五六	七、六三九、五五七

黑龍江	一七、一一二	二、八一〇、四七六	
山東	七六、二九二	一、六一八、九六六	
河南	二八、八七六	五、〇三六、七二二	
江蘇	三〇、八七六	五、二九七、一〇八	
安徽	二一、五二八	三、七四七、二九五	
江西	一九、一一二	三、三四一、九七六	
湖南	二〇、〇二八	三、二〇〇、六三四	
湖北	二一、五二八	三、八一二、一四四	
福建	三五、五三八	四、一二九、五八二	
浙江	二二、五〇八	三、九七八、六六六	
廣東	四九、七三二	八、一二〇、八二四	
廣西	三五、四四三	五、〇九四、三九九	
山西	二八、九七六	五、〇五六、五三三	
陝西	三九、二七六	七、三〇一、二九一	
四川	三五、六六二	六、一四六、一〇四	
雲南	四八、四八八	六、六八三、四七八	
貴州	二三、八四一	三、六〇六、八一五	
甘肅	一七、五一四	三、一六五、九七六	
新疆	二〇、二二〇	三、四九七、七九二	
熱河	六、一九八	一、〇〇〇、〇一四	
川邊	一二、七七七	一、二〇〇、〇〇〇	
綏遠	五六、九八	九〇五、三一二	
察哈爾	二一、五〇	二〇六、八七一	
阿爾泰	一六、七四	二九八、九五一	
塔爾巴哈台	八、二二	一二六、〇六二	
西藏	四〇	五、一二四	
總計	一、二九〇、六五七	二〇八、九七一、〇八〇	

（附記）（一）各省區如奉天之暫編一師及混成五旅騎一團薪餉等年支銀四百四十萬餘元吉林新編混成一旅二分之一年支四十九萬餘元黑龍江新編混成一旅三分之二年支九十一萬餘元福建補充營年支二百三十餘萬元綏遠騎兵一團年支三十萬餘元款餉均中央籌給（二）西南五省餉需及官兵人數均按民國五六年之增加數列入至七年度之增加數未經查列

双方提案あるや南方代表より之を共同審議し、双方の提案中には共通のものあり、唯（一）國會（二）善後借款共同分配（三）廣東軍政府の法令を有効と認むべしの三問題は、南方獨立の主張なれば特別に商議すべしとなし、唐朱兩總代表より逐項討論の上双方の議題を併せて六大綱とせり第一國會、第二財政、第三軍事、第四政治、第五善後、第六承前續議案これなり。九日の會議は提案整理に費され僅か軍事問題に及びたるのみにて閉會せり。

十四日會議迄の經過

十日開議、軍事問題中軍隊收束の件を討議。三期に分ち裁減するの議最も有力に主張せられたり、即ち第一期は民國五年第二期同三年、第三期は宣統末年（三十鎮預定は三十六鎮なりき）の各兵額を標準とし軍費は豫算の五分の一を超過するを得ずといふに在り。此外解散兵處分方法、督軍制廢止、裁兵委員會設置、徵兵制度、軍隊編制法につき意見の交換あり、會彥繆嘉壽（南）王克敏方（北）四樞委員を

利義務はすでに中國政府自から取消聲明を行ふを經たり而して此項權利義務取消の擧はすでに本股及び他股の承認を經或は將に承認せられんとす故に滬浦合同及び其他相類するの合同の凡そ獨墺兩國に關涉する者も亦應さに廢止すべし惟だ將來邦交を重訂する時中國政府は自から應さに注意し獨墺兩國をしてその修濬工程に對し負ふべきの義務を解脫する能はざらしむべし茲に中國政府は聲明備案を願ふ者凡そ此類及び他種約章の中國主權及び內政の獨立を損するある者は速きに從つて之を修正或は廢止せんことをと言畢り主席表決に附し全體通過せり祥一日（八、四、七、北京國民公報）

●米の武器供給　米國の對支武器供給計畫は迭りに聞く所あり本年二月中旬及び三月中旬秦皇島及び天津方面均しく米國軍器運到の報あり惟だ去年十二月米國政府は日本の對支武器供給を以て中國和平の促進上殊に有害に屬すと爲し特に中止の方法に關し日本政府に向つて友誼的希望を通告せり當時日本政府の答覆に謂ふ日本商人と中國の中央政府及び地方督軍等と締結する所の賣買契約は現在は交附を中止する能はざるの事情ありと雖も但將來は定めて當さに該商等の此種賣買契約を締結するを禁示すべしと乃ち米國政府は猶ほ滿足せず駐京米國公使に令し英國公使と共に一月下旬に於て親しく日本公使を訪ひこれよりさき契約を締結せる所の軍器を暫らく中止を行はんことを希望するの旨をもつて日使に面告せり嗣後日本政府は熟慮の結果中國の速かに和平統一を告ぐることを切望し巨大の損害を犧牲にするを惜まず商人の軍器供給を禁止するに決計し二月中旬全然英米兩國の政府の希望に應じ駐京日使より英米兩國公使に回答せり此れ固より事實俱に在り彰々考ふべき者なり故に何れの点より論ずるも米國の軍器供給の通信は當さに誤傳に屬すべく斷じて事實に非ざるべきを以て全く注意せず卽ち吾人も亦己に該通信の事實に非ざるべきを希へり乃ち最近に至り確聞す天津愼昌洋行（米商）は去歲以來極力軍器賣出を運動したる結果すでに契約訂結を經本年二月以來すでに陸續軍器を運到せりと米國の胆大無信に對しては吾人驚嘆を禁ぜず且つこれより感想及ぶ所米國去年十二月及び本年一月二次の友誼的希望通告の果して中國和平を促進するの誠意に出でたるや否や疑ひ無き能はず日本商人は政府の禁令に對し忠實に奉守し契約の破壞及び其他種々の事情に因り巨大の損害を蒙るも辭せざりしは實に中國の和平を以て念を爲せばなり吾人は日本朝野の此種の苦衷に對し中國の現狀に鑒み大いに同情を表するのみならず且つ極めてこの英斷を佩する也米國現下供給の武器はこの內容を詳悉するを得ずと雖も然れども聞く二月以來陸續運到せる武器の數はすでに五千箱の多きに達せるが此等の武器は皆湖南に輸送せられたりと云ふ夫れ米國は固より常に正義を標榜せり茲に竟に敢へて此等の擧動に出づその言行の一致せざる殊に人をして遺憾に堪へざらしむたゞその速かに反省を行はば尙君子の過たるを失はざる也。（八、四、二〇、順天時報）

●梁啓超と謠言　巴里方面にて親日賣國者を發見したりとの說は記者一月以前に在りて早く聞く所あり惟だ和

會は關係重要なるを以て後壁を打破し吾が各專使の巴里に在つて互ひに意見を開がせるの實情を揭布するを願はざりし日來上海方面竟に親日賣國の嫌疑を以て之を梁啓超の身に加ふ本報早く已に辭して之を開けり乃ち最近各方の消息に據るに此等傳說の由來は確かに巴里方面に出でたりと本報乃ち巴里方面の實情をもつて一たび揭布を爲さゝるを得ず此次巴里會議に派する所の委員凡そ五其中陸徵祥と王正廷とは忽ち一種の勾結あり故に陸擬する所の委員の名次は陸自身を除くの外王正廷卽ち首列と爲れり此電京に到るや外交委員會中の人主張す此次の和會は米國實に中心たり而して顧維鈞は駐米多年又米國留學生たり故に願を改めて第二に列せんと擬す此電佛に到るも陸は決して遵行せず仍ほ王を以て第二に列せり當時外交委員會の此の如く主張せる所以の者は中國委員の和會に出席するを得る者は僅かに兩人なれば名次の第二と第三とは頗る關係ありと聞けるを以てなり王よつて大いに不快を感じ此に因つて遂に顧氏を忌嫉するの意あり會々顧氏山東問題に表見する所あるに因り王は益々憤恚せり既にして陸瑞西に去るや王遂に首席委員を以て自から居る偶梁啓超佛に赴き大いに佛人の歡迎を受く當時王は梁が僅かに私人の資格を以て佛の優待を受くると專使の上に出づるを以て尤も不平と爲す當時人あり某使館に赴き詰問して謂ふ梁は僅かに私人何ぞ能く待遇專使の上に出づると某使館之れが解を爲して曰く歐米の習慣專使は公職たり但だ公職の待遇に循ふ私人の如きは則ち人の關係を以て別に優待を受く本と奇と爲さずと同時に人あり佛國外交部に赴き亦此事を以て爲せしも佛外部は未だ之を理せざる也未だ幾くもあらずして巴里に祖日賣國者の說の出づるあり王氏は僅かに忌嫉を懷けるのみ未だ必ずしも遽かに日に親しまず惟だ是時日人正に山東問題の爲めに吾國と齟齬し百計離間し王或はその術中に墜つるを免かれず中國國內亦日人散布する所の謠言流行の際と爲し又祖日一派の虎の爲めに倀をなすあり某派亦さきに梁と政見同じからず屢々中傷せんとを思ふ故に巴里方面の來電決して未だ祖日賣國者の誰れたるかと言はず而して此訊一たび中國に至るや先づ北京方面に傳到せるが北京各界は尙ほ能く政情に明瞭なるを以て此等の謠言は効力發生によし無く再び上海に傳至して遂に所謂五十三商團なるもの祖日賣國の名を以てこれを梁の身に加ふるあり梁の此次歐に在る純ばら私人の資格を以てし言論方面より鼓吹し凡そその言論は悉く歐州各大新聞に在つて發表し純ばら國家の爲めに利益を主張せり且つそれ一私人のみ又何を以てか能く專使に干涉せんや事實具さに在り辨せずして自から明かなり當時外人方面尙ほ謂ふ此等の謠言は唐紹儀と關係ありと本報は確かに一輩無聊の人に出で唐決して此を爲すに至らざるを知る蓋し此等の謠言はこれを稍常識あるもの及び中外各大新聞の記者に問ふも皆均しくその不確なるを信せり惟だ無賴の徒乃ち能く身を人に賣り此等の謠言を爲くり波を推して瀾を助く本京英文某日報の如きは卽ちその一例なり該報が親日報の機關たるは人の共に知る所その謠言を造作する者又た正當の主筆に非ず匿名投稿の流なり其人中國の豢養を受け並ず

排斥するの風潮已に久しく近則ち意遏り愈々緊しく己に遏止する能はざるの勢あり張元奇將さに非法國會に在つて傅增湘彈劾案提出の說已に明白宣示を經たり陳胡錢三君も亦敎育機關を以て黨派作用を假りその言論思想を箝制せば敎育決して改善の望みなきを知り己に出校を預備せり然れども陳胡錢の言論思想も亦世界の趨勢に順ひ東西の學理を合して研究討論し國民の進步を謀るもの張元奇何ぞ視ること蛇蝎の如くなるや北京は舊官僚の窟宅にして一切の措施專制陳腐に合する者を以て生存に適すと爲し近年又附するに逐臭の政客を以てし逢迎奔競凡そ世界の新學說皆牽强附會しその萬附會すべからざる者は則ち自から邪說と爲し悖逆と爲し之を禁じて發生するを得ざらしむ北京大學近來の出版物新潮の如き新聲の如き新靑年の如き每週評論の如き大學月刊の如き人類學の如き哲學文の如き皆新說を灌輸し舊染を破除し吾人に在つては作新の機ありとなせども北京に在つては環境と宜しからざるに屬し一般守舊者の反對する所と爲る而して最も甚しきは則ち安福部人にして凡そ事必らず一系より出で其の類に非ざる者は則ち其の則足するを容さず陳胡錢は其忌に適中する者なり加ふるに徐世昌の發する所の命令原本の詔飭從前徹然君師の責を棄負す而して新靑年中恰かも一非君師主義の論文あり該論文は本と徐世昌のために發せるに非ず而して適徐氏の忌む所と爲る故に徐の恨を北京大學に銜む亦日と俱に深しその張元奇に發する所以の者は張淸時に在りて湖南知府に任ずるや徐世昌は之を調して奉天に赴かしめ又その才の大用に堪へたるを保し遂に民政司の職を得たり故に張の徐に於ける感恩知己たり徐意を授け張首を出す固より怪しむに足る無し、北京の印刷物發行されてより校中の守舊者詆毀余力を遺さず正に助けを局外に求めんことを思ふ適々徐世昌の不滿意張元奇の出首を願ふあり展轉掌合遂に此の一大暗潮を成せり月前張元奇人に語つて云ふ北京大學は全國敎育の總匯たり豈毀聖無法の徒の其間に濫竽するを容さんやと最近則ち非法國會に在つて敎育總長傅增湘彈劾案を提出せんとし安福部員の連署する者甚だ多しこの內容は傅增湘は北京大學に對し一切放任し職守に辜くありと實は則ち傅增湘を强迫して陳胡錢數人を驅逐せんとし或は蔡元培を併せて之を去り別に安福部員を以て之に代へんとするに在り傅增湘此信を得て後甚だ恐惶を爲し之を蔡校長に商る蔡謂ふ言論機關は本と自由に屬す而して敎育の事又並容並納を妨げずと傅進退計なく爲す所を知らず而して非常國會中彈劾案提出の呼聲日に高く制止に法無し陳胡錢諸人も北京空氣中必ず遽かにその說を伸ぶる能はざるを知り自から辭職せんと擬せりと。

（八、四、一、民國日報）

財政經濟

●中央政費豫算表　北方より和平會議に提出されたる民國七年七月より八年六月に至る中央政費歲出預計表左の如し。（八、四、一五、順天時報）

歲出經常門

第一款　公府經費　三百三十八萬五千三百三十六元

第一項　公府經費　三百三十八萬五千三百三十六元

第二款　國務院經費　一百三十四萬一千八百十八元

第一項　國務院經費　一百三十四萬一千八百十八元

第三款　優待經費　一千三百五十八萬五千二百廿九元

第一項　優待經費　一千三百五十八萬五千二百廿九元

第四款　外交經費　三百七十五萬五千五百〇九元

第一項　外交部經費　六十七萬〇七十六元

第二項　出使經費　一百八十六萬三千二百十元

第三項　直轄各機關經費一百二十二萬一千二百二十三元

第五款　內務費　八百二十八萬七千五百六十七元

第一項　內務部經費　七十七萬三千九百四十三元

第二項　國會經費　三百六十三萬八千八百元

第三項　步兵統領衙門經費　二百十五萬六千〇四十四元

第四項　護軍管理處經費　十一萬八千九百五十二元

第五項　直轄各機關經費二百五十九萬五千一百五十四元

第六項　祀典經費　四千六百七十四元

第六款　財政費　三千一百五十萬〇三千〇六十四元

第一項　財政部經費　七十一萬一千九百三十六元

第二項　直轄　機關　費　二十八萬七千五百四十八元

第三項　附屬各項經費　七十六萬九千五百〇八元

第四項　中央直接收入征收經費　四百二十七萬〇七百三十四元

第五項　鹽務經費　一千〇九十七萬六千六百六十三元

第六項　各關經費　一千四百四十八萬六千六百七十六元

第七款　司法費　一百六十二萬〇八百三十五元

第一項　司法部經費　三十二萬四千元

第二項　大理院經費　二十二萬一千九百十一元

第三項　直轄各機關經費　一百〇七萬四千九百二十四元

第八款　教育費　二百七十六萬一千九百六十元

第一項　教育部經費　四十八萬元

第二項　直轄各學校經費一百五十四萬七千三百六十四元

第三項　分設各機關經費　十七萬九千一百九十六元

第四項　留學經費　十七萬九千二百元

第五項　補助經費　三十七萬六千二百元

第九款　農商費　一百四十六萬三千九百六十四元

第一項　農商部經費　七十萬〇三千三百四十元

第二項　全國水利局經費　十一萬〇四百元

第三項　直轄各機關經費　六十五萬〇二百二十四元

第十款　交通費　一百十二萬九千四百九十六元

第一項　交通部經費　七十一萬三千六百九十二元

第二項　育才經費　四十一萬五千八百〇四元

第十一款　蒙藏費　一百〇八萬七千九百二十七元

第一項　蒙藏院經費　二十六萬三千八百二十四元

第二項　直轄各機關經費　四萬一千四百七十八元

第三項　附屬各經費　七十八萬二千六百二十五元

第十二款　在京各機關經費　九十六萬六千六百〇二元

第一項　在京各機關經費　九十六萬六千六百〇二元

經常門共計　七千零八十八萬九千五百十七元

此外臨時門共計　八百廿五萬七千七百八十二元

經常臨時總計　七千九百十四萬七千二百九十九元

が國際聯盟の根本主義と相兩立せざるものなるを以て廢棄せられざる可からずと曰へり同公報は更に曰く支那に於ける通信組織は近時著るしく改善せられ支那をして全世界に於ける日々の出來事を十分に知悉せしむ而して領土回復主義は既に朝鮮のみならず普く滿洲及び山東省に於ても同樣に其頭角を昂げつゝあり支那國民の注意は殆ど外國問題に集中せられ國內の發展は其爲めに閑却せられ居れりと。（九日、東朝）

▲外蒙出兵の辯　（北京特電七日發）外蒙古出兵に對する露國大使の抗議に對し支那政府は露支協約を無視するものにあらず支那邊境を保護し且露國の利益を維持する爲變通の方針として出兵するものにして露國の秩序恢復せば條約に依り撤兵すべしと回答せるが露國公使は之に滿足せず若し支那政府にしてセミヨーノフ將軍が外蒙古獨立を煽動しつゝあるを理由として出兵するものとせば今日は事情大に異りセミヨーノフ將軍とオムクス政府との意思疎通しセミヨーノフ將軍は久しからずしてホルワット將軍の指揮下に從ふこととなれるを以て露國側にて之を取締り得べく支那政府より出兵すべき必要無き旨を主張したりと。（九日、日日）

▲排日檄文撒布　（七日福州特派員發）先月來排日氣勢現れ漸次擴大せん樣樣なり上海に組織せる國民禦侮會より發送せる排日檄文は一號より十三號迄福州分會へ移送し來り更に各縣商務總會に向け分送せるが其撒布頗る巧妙なる手段を執り居り未だ邦人中之を手に入れたるものなし昨今對邦人關係は頗る危險の狀態に瀕しつゝあり殊に日本國より變遷せる結果支那官民間に於て蓬萊觀光團の組織あり既に來る十日渡臺の豫定なりしが俄に李督軍より官吏は一切加入せしめざる旨通告し來れり其原因は不明なるも排日問題に起因するものなりと。（九日、東朝）

▲對時局宣言書　（北京特電八日發）五日以來清華學堂に開催中の北支那歐米留學生第二期大會の代表二百餘名は國民生活と密接して働くべき時日到來せりとの意にて時局に對する長文の宣言を發することに決定せり其大綱左の如し。

（第一）國家の統一を圖り社會の改良、實業の振興を行ふ爲軍閥政治及督軍制度の撤廢及軍人の政治干涉を禁壓することを主張す

（第二）民衆の政治が民國の基礎を固むるに最も適當なるを信ずるが故に國民教育の普及言論出版の自由を主張す

（第三）政治の實効を期する爲先づ財政の整理、文官任用令の厲行、陸軍の實施を期し外國人との交涉は之を公示することを主張す

（第四）經濟的發展を圖る爲先づ幣制を統一せんことを主張す

（第五）治外法權撤廢

（第六）列强が支那に有する勢力範圍及特殊利益範圍の打破

尙同會は英米佛伊各國全權委員に對し平和會議に於て山東省に於ける獨逸の權利を直接支那に還付すべしとの提議に對し援助を與へんことを打電せり。（九日、日日）

▲小幡公使御親書捧呈　（八日北京特派員發）小幡公使は九日午前十時徐總統に謁見し天皇陛下の親書を捧呈すべし右御親書は昨年徐總統が就任せる際挨拶ありしに對し御答禮の意味のものなりと。（十日、東朝）

▲支那完全自治主張　（巴里アサア社六日發）支那講和委員が今回巴里に於て發表せし長文の通告書は政治上及び經濟上の拘束を全部廢棄せんとする支那の決意を表明し國際聯盟の主義に背反するの理由を以て有名なる對支要求二十一箇條の取消及び大正四年の日本の支那に與へたる强制的の覺書及ぶ條約撤廢を求め居れり斯くして支那は自國の運命を支配する完全なる自治權を要求し且つ朝鮮、滿洲、山東に勃興せる領土回復主義を指摘したり。（十一日、時事）

▲武器賣込抗議　（北京特電九日發）米國より軍器彈藥を湖南督軍張敬堯氏に供給せし件に關し公平なる外國人間にては米國が日に正義人道を唱へ支那南北抗爭に對し南方に同情せるが如き態度を見せながら裏面に於て北方の好戰將軍張敬堯氏に武器を與へたるは矛盾の行爲にして批難すべきものなりと論ずる者多し本件に對し小幡公使は曾て英米公使が日本の武器供給に抗議せし行懸りあるを以て米國公使に對し詰問的抗議を試みたるが米國公使は日本が武器供給を中止せば米國も同樣中止すべしと曖昧なる回答をなし米國の責任に就ては何等の辯解もなさゞる由親米派と雖も今回米國の取れる態度に關しては滿足せざるもの多し。（十一日、日日）

▲裁判所建設案附議　（北京特電九日發）支那司法部は領事裁判權

同衆の準備として裁判所建設及縣知事陪審制度改革案を作成し國務會議に附議せり。(十一日、時事)

▲上海納稅者會議　(上海特電九日發)　本日當地列國共同居留地納稅者會議にて豫算を通過せり其中には虹口事件に於ける慰勞金として二千弗を加へ內一千弗は死亡者の遺族に贈ること爲し又居留地警察の日本警官の數を更に二十名增加することをも計上しあり執れも會議に於て通過せり最も右虹口事件に關しての損害金に就ては日本人の被害者より市參事會に對し同市領事團裁判所に訴訟提起しあることをも議事中に說明されたり。(十一日、時事)

▲過激思想浸潤　(上海特電十日發)　露國の過激派が上海に入り込み來りしことは各方面より報ぜられつゝあり上海の警察に於ても極力露國人の出入を警戒し居れるが未だ何等の端緒を發見せざるものゝ如し但或方面に過激派思潮の浸入しつゝあるは否定すべからず上海警察巡査と自稱する某露國人は過激派は武斷力及經濟力を以て征服することは到底不可能なりされば今後將校を起して過激派思想の宣傳に努め思想の方面より社會を一變せしめざるべからずと語り居れり(此男は其後數日ならずして漢口に赴きたる形跡あり)更に注意すべきは支那靑年の一部にして彼等の仲間に於て從來極端なる社會主義的思想を有するもの多かりしが昨今に至り祕密印刷物を私かに配布しつゝある者多く予が受取りしものゝみにても既に五六冊に上れり是等の出版物は極めて激烈なる無政府主義を宣傳するものにして何れも支那文にて記され居れり又北歐文學殊にトルストイの小說などを譯し居るものあり是等は過激派と直接に交涉を有せざるも極めて接近し得べき素質を有し居れり。(十一日、日日)

▲支那政府遣返す　(北京特電十日發)　外交部は更に露國公使の抗議に對し露國は現在條約の義務を履行し能はざるを以て外蒙古に對する臨機の處置を取る旨を回答せり右に就き北京新聞報は支那政府が義和團賠償金三分の一を最近露國公使館に交付し居れるは好意より出でたる者なり然るに露國公使は東淸鐵道條約上の權利義務を履行する能はずして之を國際共同管理に委ねしのみならずセミョーノフ氏の部下が支那人より六百六十萬留を掠奪せる件、黑龍江汽船貿易係爭事件等に關し支那との交涉に對し全く無能力なる事を暴露せり獨り外蒙古出兵事件のみに關し條約上の權利を主張せんとするも支那は之を承諾する能はざるに至らずやと半官的に報道せり。(十二日、日日)

▲南方日米中傷　(奉天特電十日發)　外蒙古獨立運動は米國又は日本がセミョーノフ將軍を操縱して計畫せるが如く喧傳せられ其眞相を捉ふる能はざりしが是等は跡方もなき謠言にして本實は北方派の勢力を削き日本又は米國と北方派との關係を阻隔せんとする南方派の攪亂策たること漸く鮮明せり是より先南方の志士陳冲学氏が大連を根據として奉天に於て復辟運動を起さんとし大連民政署は陳氏に對し退去を命じたることあり爲に謠言流布の任に當りたる陳氏は暫く山東方面に姿を晦ましたるが最近同地方の同志多數を伴ひ東淸線を經て外蒙に潛入せりと。(十二日、日日)

▲支那の聲明書　(北京特電十一日發)　六日支那全權委員は巴里に於て日支關係に關する長文の聲明書を發表せり右は其以前日本委員より公にされたる同樣の聲明書に對する反駁なりと解せらる該聲明書の劈頭に曰く革命前の支那　支那は亞細亞の四分の三に當る人民と土地とを代表し日支問題に對して世人の注意の下に解剖する處あらんとす支那は革命以前の淸國政府が鎖國主義を取り頑迷たる外交政策を有せざる爲各國の希望に應じて門戶を開放する能はざる爲に時々各國と衝突或は戰端を開きし事ありしを遺憾とす然るに今や國際聯盟の大主義は國際の競爭を緩和し戰爭に代ゆるに平和解決を以てする時代となれりと逃べ更に

日淸戰爭　日支問題は二十五年前の朝鮮問題に遡るとて當時支那が朝鮮に對し宗主權を有せしは一般の承認せる處なるが千八百九十四年日淸戰爭前に內亂あり其眞相は複雜にして日本委員が支那の行動を以て侵略的と爲し日本を防衛的なりしと云へるは誤れり日淸戰爭の原因は日本軍艦が支那軍隊を輸送中なりし英國汽船を擊沈せしに始まり而して戰爭終るや日本が朝鮮の獨立を要求せしのみならず遼東半島及臺灣を割讓せしめたり而して日本委員は三國干涉遼東還付を以て世人の注意を惹けるも普通の償金二億兩以外に遼東還付の代償として三千萬兩を取りたりと逃べ去より

團匪事件原因　千九百年義和團事件の起りし際の大原因は租借地問題なり支那の租借地は皆抵抗し難き强力の下に奪はれたりと斷じ義和團事件の際外務

湖北西部の防務に當て其他の補充隊輸卒隊等二千五百名は解散する事となり二十九日夜及び三十日朝軍艦にて宜昌に至る筈尚吳は段祺瑞の旨を含み北洋軍の維持方に就き王占元と協議し吳佩孚、馮玉璋との意思疏通を依頼せりと。(一日、朝日)

▲陸榮廷邸の會議　(北京特電三十一日發)　二十八日附南寧電報は陸榮廷氏の邸に開き居る會議の決議を報ぜり。

一　陝西問題の解決は飽くまで之を北京政府に要求す

二　陳炳焜を廣東督軍に推薦し廣東有力者に内々右候補の贊成を求むること

三　陸榮廷の代表二名を北京に派遣す

尚ほ徐世昌氏の代表は該會議に列席せる模様あり。(二日、時事)

▲復仇的彈劾案　(北京特電一日發)　安福倶樂部所屬議員光雲錦氏等は錢總理彈劾案を提出せり其理由左の如し。

第一　上海會議停頓の際北方代表が中央政府を詰責し南方の聲望を增すに至れるは代表の選擇を愼まざりしのみならず開會後の指揮當を得ず時局をして收拾すべからざるに至らしたるものなり

第二　三月六日國務院より全國に通告せし電報は南方護法運動を是認せりと之に依り錢總理は南方に同情し徐總統を否認するものにして國本を動搖せしむるものなり

第三　八年公債の違法發行は國務總理も責任を免かれず

第四　煙酒事務所督辦、綿業督辦を任命するに當り官制の承認を求めざりしは約法違反なり

錢總理の乾兒たる内務次長千賀軒氏の率ゆる巳未倶樂部が安福派所屬財政總長龔心滿氏を彈劾せる爲めに對する復讐的對案なりと傳へらる。(三日、日日)

▲李純氏の提議　(上海特電一日發)　昨日南京の李純氏より南方代表に宛て特使を派して左の提議をなし來れり。

陝西停戰せず是が爲に和議進行する能はざる事は全國人民をして失望落膽せしむ是特に公等が終始和局を維持せんとするの誠に背くものと云ふべし去れば其善後策として予は提議をなさんとす即ち北京政府に相談の上別に一委員を派して陝西に赴かしめ二月十三日以後果して同地方が如何なる狀態にあるか明かに査辦して停戰違反の實何れにあるかを明かにせしむべし一方南方代表は和議を繼續せしめ以て全國民の希望と安心とを繋ぐべし。

李純氏の此提議は和議繼續の機會を見出し南方派を喜ばしめ章十劍、胡漢民、彭允彝、李述膺の四名は直に唐紹儀に告ぐる處ありしに唐氏も其意見を容れ直に章士劍氏をして答書を李純氏に致さしめたりされど李純氏の態度が如何なる程度迄確なるものなるや疑問とせられ居れり。(三日、日日)

▲南北分治には反對　(上海特電二日發)　廣東來電に曰く廣東國會議員中孫文の同派なるものは南北分治の議に反對の通知を發せり是より先き三十日會議の上左の三ヶ條を討議せりと。

一　南北分立して自治制を作るに反對す

二　總統選擧を爲すは時勢に合はず

三　國會議員を促して廣東に歸へらしむること。(三日、時事)

▲湖北省長任命さる　(漢口特電一日發)　湖北財政廳長何佩瑢氏は湖北省長に任ぜらる彼は湖北省出身日本留學生にして王占元氏に從ふこと十餘年唯一の股肱にして謹愼溫厚の人なり。(三日、時事)

▲蒙古總首長任命　(北京特電一日發)　蒙古に於ける支那派遣隊の指導に選拔せられたる蘇珠克圖巴圖爾は總統令を以て蒙古總首長の官職を授けられたり。(三日、時事)

▲參戰軍撤廢せず　(二日北京特派員發)　徐總統の參戰軍に對する意見は今日之を撤廢することなく個人の私兵に非ず所謂總統に直屬する國家の軍隊にするにありて其參戰軍なる名稱は歐洲講和議定書調印の日を以て之を改むると共に陸軍部の管轄に移すか他の方法を講ずるか何れにか決すべく夫迄は依然參戰軍を存置すべき意嚮なるが如し從つて段祺瑞の參戰督辦辭職も當分は礙許せず參戰軍の名稱を改むると共に段祺瑞に相當の地位を認むる職掌を與へ事實に於て參戰督辦を罷めしむる事となるべし。(四日、東朝)

▲長江督軍調停　(二日上海特派員發)　二日湖北督軍王占元、江蘇督軍李純、江西督軍陳光遠、湖南北軍總司令吳佩孚の連名にて南北代表に宛て來電あり和議が陝西問題の爲頓挫せるを以て我々は別に人を陝西に派して切實に査辦すべしとて左の希望を述べたり。

一　即日和議を繼續する事
二　双方の議題は一定の範圍に於て作る事
三　提出の議案は今日の時勢と事實に合し必要にして辨じ能ふものを以て標準とす

此長江會軍等の調停運動は今日の時局轉換に與つて効あるものとして多大の注目を惹けり。(四日、東朝)

▲陝西の停戰協議　(上海特電二日發)　張瑞璽氏は一日西安より打電して曰く

予は乾縣戰線に於て南北双方共五支那里づゝ退却する件に關し陳樹藩氏と種々協議したるか關山に在る軍は關道及下邽に退却せしめ興市の軍は利益堡に退かしめたり今朝命陽縣より來電あり高峻倭され命陽亦亂るとの事なるが既に于右任氏より高峻にある其部下に對し其原防地を愼んで守るべきを以てせり三原との電報は漸く通ずるに至り予は本日既に西安に歸へれりと。(四日、日日)

▲南軍監視を要求　(漢口特電三日發)　湖北の南北軍は既に休戰せるも南軍の各隊は頗る統一を缺き自由運動に出でんとする勢あるを以て王占元並に吳光新の兩氏は李純氏に託し南方より監視員を派遣することを唐紹儀氏に求めて李吳兩氏は三十一日宜昌に向へり。(五日、時事)

▲河南土匪討伐　(三日漢口特派員發)　湖北王督軍は河南信陽州湖北隨縣附近に優勢なる土匪蜂起しつゝありとの急報に接し新編鄂軍第一路二十二團の第三營長が討伐の爲三日午前京漢線にて急行せり。(五日、東朝)

▲廣東香港間土匪蜂起　(二日香港特派員發)　廣東香港間の東江地方に有力なる土匪起り廣東政府は討伐隊を派遣せりとの說傳はり兩軍の間に激烈なる衝突あるものと豫期されつゝあり而して香港電信會社は廣東への電報を停止せり。(五日、東朝)

▲烏爾雅派兵決定　(北京特電三日發)　內閣は今朝の會議に於て烏爾雅に一隊の遠征軍を派遣するに決したるが其兵數は未だ確定を見ず內閣は單に遠征軍派遣の費用として二十萬弗の支出を可決せしのみなり。(五日、時事)

▲和議愈再開　(上海特電五日發)　南方側は愈七日和議を繼續するに決し其旨北方代表者に通告せり。

(上海特電五日發)　南方會議は愈七日を以て和議を繼續する事に決したるが之より先き南方側には二派の主張ありたり即ち民黨側を代表する强硬論者は陝西未だ停戰せず三月二十六日に於て倘戰鬪を繼續せる證據ありされば張瑞璽の西安よりの來電も停戰の印とするに足らず此際和議を繼續するは得び前途を停頓せしむるに過ぎず。

之に對し穩健派は

陝西の事未だ吾人の希望に副はざる點あるも此儘にして推移せば何等得る所なからん殊に國民が和議繼續を希ふの念日を追うて甚し吾等は決して此種の民意に悖るべからず目下の情勢に據りて觀察せんか此際唯是等の輿論に隨つて和議を繼續するの外なし北方代表者は既に陝西問題は和議會議場にて解決せんと言明したる以上南方も之に從ふの外なきにあらずや。

と主張したるが昨日の唐紹儀氏邸に於ける會議に於て遂に穩健派の勝利に歸し遂に和議繼續に決せり仍て唐氏は北方代表者に此旨を通ずると共に長江督軍其他に通牒を發せり。

其內容は

一、參戰軍取消
二、參戰借款停止
三、軍事協約停止
四、八年公債募集停止
五、陳樹藩の免職
六、停戰命令違反軍隊の撤退

の六項にして之等の各項を實行するにあらざれば和議を繼續するも何等効果なきが故に右六項の實行に依りて北方の誠意を見届けたる上にて會議を開き以て南方が宣言したる第一、第二の宣言書の精神を貫徹すべしと主張するにあり右意見書に署名せるは溫世霖氏等の國會議員の急進派なるが此主張は和議の進行上決して輕視す可らず。

(上海特電五日發)　在上海會議員等は六項の要求を擧げ北京政府が之を一々誠實に履行せざる以前に和議を進行せしむべからずと主張し此旨南北代表二書面にて提議せり。(六日、日日)

王師團長に降り唐自身も投降の準備中なり其原因は休戰以來南軍の首領等は早くも平和後の位置に思ひ及び且つ食糧の缺乏より各自勢力範圍を爭ふ傾向を生じ又四川軍司令官等は蔡濟民を殺せしは唐なりとの說を傳へ柏文蔚等は唐を驅逐するに務めたる等の事情にあり襲天才は中立なり。(十一日、時事)

▲國會解決二案　(上海特電十日發)　國會問題は議案中最も重要にして且最も困難なる問題とせられ既に荷國會議員等の反對運動あるを以て極めて秘密に討議せられつゝあるが予(特派員)の探聞する處に依れば目下の二案最も有力にして正式會議席上にても之を標準として討議せられつゝあるもの、如し第一案は民國六年六月十二日國會解散當時の國會を恢復し之を南京に召集し大總統選舉、憲法の改正國會選舉及國會組織法制定の三箇條を爲し新に制定せられたる憲法を以て選舉し國會を同時に消滅せしめ新に制定したる國會組織法を以て新に國會を召集すると云ふにあり第二案は民國六年六月十二日現在憲法會議を南京に召集し之に依りて憲法を議定し其憲法に依りて新舊兩國會を同時に解散し新たに國會を召集せんとするものなり憲法會議の召集は其實國會の召集と同じく特に國會の名を用ひざるは注意すべし此二種の議案は和議停頓中も南北双方間に非公式に意見の交換を行ひたるものにして目下の大勢より言へば第一案は割合に南方側の贊成を得易きも北方側は寧ろ第二案を希望し居れるを以て更に相當の曲折あるべし但し兩者の主張は民國六年六月現在の國會を認めて現在廣東にある國會を認めざること(廣東國會は其後多數の新議員を增加せり)及新舊兩國會の解散新國會の召集といふ點に一致し居れば或は意見の一致を見るならんかと尙憲法は依然として天壇憲法を基礎として制定せらるべしと。(十二日、日日)

▲軍隊問題解決案　(上海特電十一日發)　軍隊問題に關し左の意見頗る有力なり。

(一)兵數を減少する時期を分つて三となし第一期は民國四年の兵數を以て標準とし第二期は民國三年の兵數を以て標準とし第三期は宣統末年の兵戰を以て標準となす。

(二)軍費は全國歲入の三分の一を超過する能はず

(三)解散されたる軍隊の善後策は之を邊疆に送りて荒蕪地を開墾せしむるか又は鐵道工事に使用するか又は河川浚渫に用ふるか歐米に移民として送るか適宜の方法に從ふ。

(四)南北各派より同數の委員を出し軍隊解散委員を組織し以て軍隊の解散を監督せしめ軍隊解散費を外國借款に仰ぐ時は該外國の委員を右委員會の會員と爲すことを得

以上の解決案は正式會議に提出されたるものなるが多分南北双方の贊同を得たるものと思惟せらる。(十二日、日日)

▲和平討議進捗　(十一日上海特派員發)　十一日の和平會議は主として財政問題に關し討議せられたるが調和方法は何等發表すべき結果なくして終れるも會議は圓滿に且迅速に進捗しつゝある旨を公表せり。(十三日、東朝)

▲財政問題を附議　(上海特電十二日發)　昨十一日の正式會議は午前中財政問題の大要を討論し午前にて全體の審査會を開き財政問題に就き更に討議せるも尙ほ未だ解決せず更に双方總代表二名を選定し詳細に討究せしむるに至るべきかと聞く。(十三日、時事)

▲北方提案內容　(北京特電十一日發)　北方總代朱啓鈐氏が提出せる平和會議議案左の如し。

軍事問題　現在の軍隊總數は百二十九萬六百五十七及び輜重輸卒九萬二千此軍費二億萬圓及特別軍費四千萬圓海軍々費七百五十萬圓にて歲入五分の四を占め居れるが之を裁撤して五十箇師團となし三十箇師團を各省に分駐し警察の不足を補ひ十箇師團を新疆甘肅西藏境界吉林黑龍江等に分駐して國防軍とし十箇師團を北京及全國要塞に駐屯せしむ過剩軍隊解散期間は一年乃至一年半として解散兵は開墾地其他に使用し又は警察隊に改編す。

政治問題　軍民分治を實行し教育普及警察擴張をなし地方官制を改め省長は中央の命令を傳達し地方自治を監督せしむ道尹は一面監督官にして地方官を兼ね道尹駐在地には別に知事を置かず地方自治は縣を單位とし省を高級自治官となす國民經濟發展の爲稅制を改革し金本位を採用釐金廢止、苛稅廢止般類輸出奬勵地方制度改良居留地廢止、治外法權撤去、外國人內地雜居等を漸次實行す。

財政問題　民國三年の豫算に案照し中央政費七千九百萬圓地方政費六千八百萬圓軍費(五十箇師團)一億二千萬圓外債元利償還一億四千萬圓とし歲入三億

八千餘萬圓に適合せしめ臨時不足は外債に由る前後借款は主に軍隊解散費に充て一億乃至一億二千萬圓を新に增加し又は整理する稅金を擔保とし成るべく長期の借款とす幣制借款は別に借入る事尙此外國會に關する議案あるも極秘に付せられ居れり。(十四日、日日)

▲審議中の諸案件　(上海特電十三日發)　和平會議の內容は嚴秘なる保ち居る爲容易に其眞相を知る事能けれども消息通の說く所に據れば國事問題中には國防軍と參戰借款の問題をも包含しあるも未だ解決に至らず其他財政政治問題に關しては地方財政制度及軍民分治等に就き討論中なり禍首處罰及法律問題等は未だ議に上らず倘軍政問題に關する會議の形勢に就き傳へらるゝ所左の如し。

一、國家の求むる守備軍は財政の現狀を以て標準とし之を定め多くとも四十箇師團を過ぐるべからず

二、守備軍配備の方法は將來特設の軍事委員會にて定む

三、督軍の名目は暫く存し各省に一督軍を置くの制度を廢棄し將來區域を別に定め督軍をして省城に止まり民政に干涉せしめざるを期すべし

四、北京中央政府に元帥府を設け最高級軍人を以て之を組織し別に軍事參議院を設け夫に次ぐ高級軍人を以て之を組織せしむ又軍隊收束の法としては正に年內には民國五年復辟當時の狀態となし四南各省の軍隊收束の詳細方法は前後問題討論の時に商議すべし。(十四日、日日)

▲李純と協議せしむ　(上海特電十三日發)　陝西停戰行はれず江蘇督軍李純氏は此問題に最も關係あるを以て南方代表は昨夜李逸庸氏を南京に赴かしめ李純氏と會見せしめ長江三督軍及び吳佩孚氏等の會て和議再開に就き保證せる處に經がみ之が處置を協議するにといなれり。(十四日、時事)

▲陝西人七箇條の請願　(上海特電十三日發)　當地陝西人等は左の七箇條を和平會議に請願實行を求めたり。

(一)陳樹藩劉鎭華の督軍省長たるを罷め之を懲辨し督軍を廢すること

(二)陝西に入れる他省の軍隊を日を限りて撤すること

(三)適當の人物を擧げて陝西省長とすること

(四)陝西省の兵を裁限すること

(五)陳樹藩の借れる借款を取消さしめ嚴重に再び借款を爲すを許さゞること

(六)嗎に阿片の禁制を犯すものを嚴重に懲罰し其得たる煙稅(阿片の稅金)を追徵すること

(七)特に善後の計を出して善後の機關を設くること。(十四日、時事)

▲朱總代表排斥　(上海特電十四日發)　朱啓鈐氏が唐紹儀氏と相結託して秘密裡に會議を進捗せしめんとするや從來朱氏に不平不滿なりし北方側は之を機として一齊に反對し最れ朱啓鈐氏が南方と聯合して一氣に南北聯立內閣を造り自ら總理たらんとの野心ありとなし飽くまで朱氏の總代表たるの資格を取消すに非ざれば不可なりと稱し居れり尙北京に赴きたる北方代表吳鼎昌方樞兩氏は朱氏に對して不平あり恐らく上海に歸り會議に列する事なかるべしと噂され漸く北方派も朱氏を中心とする穩健派との分裂を見んとするに至れり殊に反對の急先鋒たる安福俱樂部激烈派の和議反對理由左の如し。

一、此前の宣言により大總統の位置は和議によつて動搖するものにあらずとせり故に大總統選擧に反對す

二、國會は憲法に據るにあらざれば動かすを得ず南京國會の憲法制定說及兩國會同時取消說は北方の民意に反す

三、和平會議にて若し公正ならざる決議を爲さば吾人は絕對に反對す

四、國會問題は南方一方の承認のみを以て解決するを得んや

▲軍隊解散委員會　(北京特電十四日發)　陸軍部は總統の命により軍隊解散委員會議規則を起草中なり內容　南北より八名宛の委員を撰び上海平和會議解決の日より實行すべく外國軍人が參與干涉するを除く條項を含有せりと。(十五日、日日)

財政關係

▲米支借款內容　(三十日北京特派員發)　北京政府と米國資本家との間に交涉中なりし鹽稅借款に就てはアボット氏到着以來進捗せしものゝ如く各種の風說あるも確なる條件は總額一千萬元、利息六分、擔保は煙酒稅收入にして煙酒公賣局成立及事務整理費なりと。(一日、朝日)

▲アボツト氏の建言　（北京特電三十一日發）アボット氏は先日徐總統に謁見せしも十分意見を述ぶる遑なかりしとて米國公使を介して意見書を捧呈せるが其内容は成る可く早く外國銀行團（米國を含む）に對し幣制借款を締結せん事を勸告すると共に曩に制定したる金貨紙幣發行に反對し且幣制顧問は前記借款成立後傭聘するを至當とすとて既に進行中の顧谷男傭聘を中止せんことを述べたりと。（二日、日日）

▲鹽稅剩餘處分權　（北京特電一日發）八年公債の擔保に關する四國公使の抗議に對し閣議にて鹽稅剩餘金は支那に自由處分の權あり且つ善後借款契約條件にも抵觸し居らずとの意味の回答を爲すことに決定し一兩日中に回答する筈。（三日、日本）

▲米支借款交涉　（北京特電一日發）在浦鹽支那代表委員劉鏡人氏より左の電報あり。

東清鐵道整理の爲め聯合國委員會は先づ基金二千萬圓を調達するに決し支那も四百萬圓を負擔せざる可からざるが米國委員スチーヴンソン氏は該金額は米國より立替ふべきを以て米支兩國の間に直接借款契約を結ばん事を提議したり依つて政府に於て別に米國公使と協議し四百萬圓を借款し政府の手より鐵道共同管理委員會に交附する事を望む。

依つて政府は近く米國公使ラインシュ氏と協商を開始すべしと。（三日、日日）

▲八年度公債發行の理由　（北京特電、三日發）曩に日、英、米、伊四國公使が八年公債に抗議を申込みたるに對し三日支那政府は左の如く回答せり。

鹽稅剩餘金は銀行團より支那政府に交付せし後支那政府に於て自由に之を使用し得る性質のものなれば之を内債の擔保と爲すも善後借款契約違反にあらず。

尚支那政府は若し外國より借款することを得ば今回の如く變通の方法を取らざるも外國にて借款すこと能はざるを以て止むを得ず公債を發行せりとて理由を述べて諒解を求めたり。（五日、日日）

▲英國新借款加入　（倫敦電報三日發ロイテル）三月二十六日ロイテル社の聞知する所に依れば英國政府は英國財團が支那借款を引受くべき新借款團に入るに對し條件付にて贊成せるが右借款團は支那に於ける經濟上及商業上の全權に關し關係聯合國間に於て企業者同盟をなすことなるべしと。（五日、日日）

▲公使團への回答　（五日北京特派員發）鹽稅剩餘金を八年公債の擔保と爲せるに對し四國公使の抗議に就き支那側の回答文左の如し。

今回八年公債の擔保に鹽稅剩金を充てたるは民國二年善後借款の元利を差引きたる殘額を支那政府に交付さるべきを以て之に充てたるものにして即ち該借款契約第四條第二項に規定したる別項事業を辨理するものとあるに依り八年公債の擔保とせるものにして決して契約違反にあらず且銀行團の利益は毫も損する所なし尚裏面に指す所の財政部より總稅務司に聲明せる一節は該借款契約に條件を增加せるものと爲すも財政部の聲明は將來再び鹽稅に依り借款を爲さば先づ善後借款の元利を差引きたる後之を行ふの意味にて決して條件を增したるものにあらざるなり。（六日、東朝）

▲米國短期借款協議　（北京特電五日發）米國資本家ビショップ氏は目下北京に於て、張鴻、徐恩元等との間に短期借款に付き協議中なり。（六日時事）

▲鐵鑛借款破毀運動　（漢口特電五日發）徐樹錚、李燮鈞、王揖唐、等安福俱樂部派の經營に係る江西省城門山鐵鑛に日本の借款ありとて一部の江西人は上海會議省議會等に信書電報を連發し例の如く借款亡國を叫び破毀運動を始めたり。（七日、時事）

▲街區復舊借款　（漢口特電七日發）革命當時破壞されたる市街改築の爲政府は民國四年英國より一千萬弗を借入るべしとの議ありしも戰爭の爲中止となり居たるが戰爭も既に終了せる今日愈契約を締結したりとの說あり。（九日、日日）

▲鹽稅剩餘使途　（九日北京特派員發）三月分鹽稅剩餘金三百六十萬七千元は七日財政部に交付されたり此中百萬元は軍事善後經費、五十萬元は蒙古防備に充て殘餘を以て政費不足を補ふべしと。（十一日、東朝）

▲英佛米三國にて銀行團組織　（上海特電十三日發）北京來電に據れば支那に對する借款團の組織内容は（一）英佛米三國の銀行團を組織し（二）經濟、政治借款を引受け（三）既成の借款を承繼せず又之に關係せず（四）各國借款優先權を認めず在來の銀行團は其儘存在せしめ既成借款を取扱はし

むるも新借款に就き活動せしめず。(十四日、時事)

▲軍政府關稅剩餘要求　(十三日上海特派員發)　廣東軍政府は英米佛伊各領事を外交部に迎へて海關稅の剩餘金中より五百萬乃至七百萬元を西南に交付せんことを求めたるが領事團は北京公使團に傳達し又右の會見には廣東海關監督も列席せり。(十四日、東朝)

▲借款無効主張　(北京特電十三日發)　衆議院議員杜機等氏等は歐洲戰爭期間に締結せし條約及國庫の負擔を增す契約例へば日支軍事協定、參戰借款、電信借款、兵器借款、四郎、濟順、高徐鐵道借款、森林借款及マルコニー無線電話借款、米支鐵道借款、運河借款等は未だ國會を通過せず甚だしきは國務會議をも通過せざるものなれば當然無効なり更に事實上に就て論ずれば脅迫若しくは詐欺的手段を用ゐたる疑あり政府は宜しく是を國會に提出すべしと提議し三日を限りて回答を要求せり。(十五日、日日)

▲內債發行　(北京特電十四日發)　北京政府は八年公債一千萬圓を低當とし滙業銀行より五百萬圓を借入れたるが期限は四箇月、利子は日歩一錢二厘、期限後銀行は自由處分をなし得る條件なり政府の不利甚しく更に南方の反對を招かん。(十五日、日日)

▲滙業銀行借疑　(十三日北京特派員發)　財政部は八年度公債は各方面の反對の爲め募集する能はず然も財政の窮乏を濟ふ手段として滙業銀行より五百萬元の借款を爲せるが利息月一分二厘期限四箇月とし十三日調印せり。(十五日、東朝)

經濟關係及其他

▲張作霖鑛山壟斷策　(三十一日奉天特派員發)　奉天張巡閱使は奉天省內の有望鑛山を其手中に收めんとし康平、錦各縣の大炭鑛は採掘願書を却下し天津方面より米國人技師を迎へて實測せしめ今後も有利の鑛山に對しては出願者の內外人を問はず一切許可せざるもの、如く邦人間に物議を釀し居れり。(一日、朝日)

▲米密輸出を嚴禁せよ　(上海特電二日發)　戊午報譯社は當地支那新聞社に對し左の記事を通知し支那紙は之れを發表せり曰く

北方代表王克敏吳鼎昌等は三井洋行と約を結び米を運び密に日本に輸送するとの事既に各新聞に見えたるが近頃其の約束の內容を見るに粵逆人李律關及び北方代表汪有齡も亦之れに關係あり既に李律關總代表を上海に派し王克敏吳鼎昌汪有齡等の三名と上海の三井洋行との間の契約書に調印を爲し李は天津に在りて運務を主司しあり此の事既に江蘇省々議會の知る所となり嚴に北京政府に向ひ抗議を提出し且つ嚴罰を行はん事を請求し又朱啓鈐に電報し王克敏吳鼎昌汪有齡を三代表中より除き以て體面を全うするを求めんとす江蘇省議會の公意に熱心にして民の福を維持し强權を恐れざる態度は又得難くして貴ぶべきなり。(三日、時事)

▲機械賣込不成功　(濱口特電二日發)　湖北鑛山局にて採掘の計畫中の棗泉山鐵山に對し昨月十一月鐵道材料賣込を爲せる米國アンダーセン會社は此程又長期年賦拂にて機械賣込を運動せしも不成功に終れり。(四日、時事)

▲鳳凰電燈設立　(奉天特電四日發)　鳳凰城電燈公司設立問題は事業の大小よりも日米兩國人の競爭猛烈なる點に於て世人の注目を惹きたるが愈資本金八萬圓にて設立する事に決し本天電燈局某技師として赴任し米人技師之を指導監督する事とし全く日本側の失敗に歸せり。(六日、日日)

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美裝
寫眞數葉

定價金壹圓五拾錢
（南洋寶價　新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を尋く涉獵跋扈せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書こす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處妙なからさるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆叢土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯りつゝ◆滿謨山の情調◆椰子の樹蔭に寢て暮す村人◆雲靄物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の部オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の豪斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所　南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所　日本之醫界社
東京麹町區十三番町

南洋發賣所　南洋及日本人社
英領新嘉坡ユーアル路

支那

第十卷　第十號

要目

論說（巴里會議と支那……一—四
資料（支那鐵道借款（完）……五—一二
（長沙雅禮大學校一覽……一三—二〇
雜錄（支那開發策（上）……二一—二五
（支那商工業概觀（完）……二五—三〇
彙錄（支那委員平等待遇を說く……三一—三二
（講和使節に關する日支間の衝突……三二—三三
事業界（支那事業界近況……三四—三八
半月史（半月間の支那重要事件……三九—四八
時報（支那最近時事要項……四九—五三
彙報（支那關係諸報道……五四—七二

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

四六判美裝
函實數菓

定價金壹圓五拾錢

（南洋實價　新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を尊く涉獵跋扈せる篤學者、我國の熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書にす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆瘴土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯りつゝ◆護謨山の情調◆椰子の樹蔭に寢て暮す村人◆雪隱物語◆滑稽南洋の寃狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆紫檀の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に古き近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の親たる熱帶の記事滿載

發行所　南洋協會
東京麹町區入重町

日本發賣所　日本之醫界社
東京麹町區土手三番町

南洋發賣所　南洋及日本人社
新嘉坡銀壹弗五拾仙

支那

第十卷　第十號

要目

論說　巴里會議と支那……一—四
資料　支那鐵道借款（完）……五—一二
長沙雅禮大學校一覽……一三—一二〇
雜錄　支那開發策（上）……一二一—一二五
支那商工業概觀（完）……一二五—一三〇
彙錄　支那委員平等待遇を說く……一三一—一三二
講和使節に關する日支間の衝突……一三二—一三三
事業界　支那事業界近況……一三四—一三八
半月史　半月間の支那重要事件……一三九—一四八
時報　支那最近時事要項……一四九—一五三
彙報　支那關係諸報道……一五四—一七二

東亞同文會調查編纂部

常盤商會

株式會社

本社 東京銀座

資本金 五百萬圓

社長 松方五郎

大阪市東區今橋四丁目十三番地 電話本局 特長七五五二

支店
營業所
出張所

福岡市博多蓮池町十一番地 電話福岡 特長二六四〇
朝鮮京城支大平通三丁目三六番地 電話京城 特長二〇〇五
橫濱市山下町二十五番地 電話本局 特長五七九三
吳市本通七丁目百二十番地 電話 八六九四
佐世保市松浦町五十二番地 電話 三五二〇
上海施高塔路十三のA號

電話
特長九五八番（營業部）
特長九五九番（營業部）
一三五一番（保險部）
一九七五番（電氣部）
二五八一番（外國部）
三〇六番（會計部）
振替口座東京二九八一〇番
三四四九番（總務部）
三五八二番（輸出輸入部）
三五八七番（社長專用）
三七四五番（支配人專用）
三七六二番（工業部）

新橋

工場
岩手縣上閉伊郡宮守村大字下宮守 電氣製鐵所
豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷九一一 合金製作所
電話番町一七三三番

主なる取引國
支那 南洋 印度
佛國 伊國 露國
米國 英國 其他

營業概要

◆內地製品直輸出入品種目◆

鋼材類 金屬地金類 特殊高速度鋼類 鑛産物類 機械器具材料類 調帶革類 電氣製鐵類
藥品塗料類 織物類 自動車及附屬品類 軍需品類 食糧品類 雜貨 銑鐵類

▲特殊合金 眞鍮、砲金、燐銅、燐錫、滿俺銅、硅素鋼、脫酸元素合金、線鉸用合金、耐摩滅合金、電氣抵抗線合金、含有鐵合金、各種耐酸合金、同用鑄作物、トキワメタル

▲鐵合金 フエロタングステン、フエロシリコン、フエロマンガニース、メタルタングステン其他

▲電熱器 家庭用電熱器、工業用電熱器、醫療用電熱器、瓦斯用電熱器、艦艇船舶用電熱器、鑛山用電熱器、一般電熱裝置各種設計

坩堝類 耐酸耐火煉瓦類 耐酸陶磁器類 硅砂 銀砂一號より七號迄大小各種

外國火災保險

▲日本代理店 英國リバプール・ロンドン、グローブ保險株式會社英國サウスブリチシン保險株式會社英國スコツチシュ・ユニオン、ナショナル保險株式會社英國ニュージランド保險株式會社英國カーデアン保險株式會社佛國ルニヨン保險株式會社

▲特約代理店 英國ヨークシヤイヤー保險株式會社英國ユニオン保險株式會社英國ノーウヰツチ・ブリチシュ保險株式會社英國バラタイン保險株式會社英國ノーザン保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外國海上保險

▲日本代理店 英國ニュージランド保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（內地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山、鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口、遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）

爲替取引先　浦鹽、倫敦、紐育、其他內外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

大正八年五月十五日發行

「支那」目次

第十卷第十號

論說

巴里會議と支那……一 宮房次郎……一——四

資料

支那鐵道借款(完)……五——一二

長沙雅禮大學校一覽……一二——二〇

雜錄

支那開發策(上)……二一——二五

支那商工業概觀(三完)……二五——三〇

彙錄

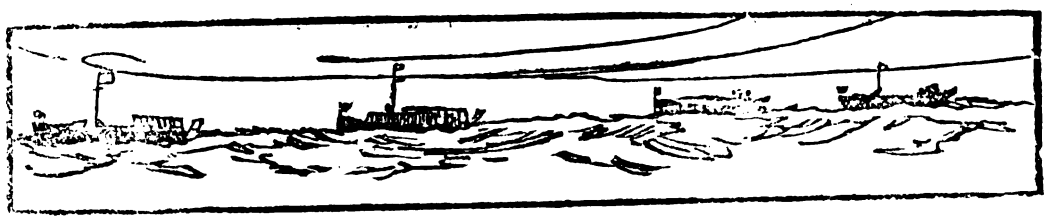

支那委員平等待遇を說く……三一——三二
講和使節に關する日支間の衝突……三二——三三

事業界

支那礦業會社營業成績、昨年度上海各紗業成績、申新紡紗大擴張、上海福建航路……三四——三八

半月史

和平會議議了、國會問題辦法、山東問題解決……三九——四八

時報

（內治外交）法治草案令、京師高等審判廳長、湖南實業廳長、修正國會組織法、無條約國人取締令、肅治安民令、紅十字副會長、裁兵與屯の進行、軍人不干政贊成……四九——五三

（財政經濟）龍烟鐵礦會辦、中華銀公司成立、中銀營業成績、……五四——七二

彙報……

一資本金　四千八百萬圓（内拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千万圓

横濱正金銀行

電話

特四三〇〇番
特四三一〇番
特四三二〇番
四三三〇三番
四三四〇四番（宿直用）

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓、

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

大正八年五月十五日
第十卷　第十號

巴里會議と支那

一宮房次郎

一

巴里に於ける四頭會議は終に我日本の主張を容れ、其對獨講和條約中に於て山東に關する條項を挿入し、「獨逸は一八九八年支那との條約並に山東に關する他の諸協約に依り特に膠州に關して獲得したる一切の權利所有權及び特權及び鐵道鑛山並に海底電線を日本に讓與す、獨逸は一切の便宜及鑛山採掘權及び營業權を含む青島濟南間の鐵道に對する一切の權利並に青島より上海芝罘に至る海底電線を同樣日本に讓與す、但し海底電線は無報償とす、膠州に於ける獨逸の國有財產は動產不動產を問はず日本に於て一切無報償にて獲得す」る旨を規定し、日支兩國間に於て白熱的爭端を激成せんとせる山東問題も略茲に一段落を告ぐるに至れり。蓋し我國が參戰後山東に於て支拂ひたる血と鐵との犧牲に對し、又英佛兩强が日本に約せる國際的言質に對し、又且つ支那が日本と結べる條約信義に對し、山東問題が終に茲に落着すべきは國際慣例上當然の結論にして毫も異とするに足らざるなり。我日本は巴

里會議に於て山東に於ける獨逸の權利を繼承すると共に、大正四年に於ける日支協約の規定する所により、山東に於ける獨逸の租借地を以て支那に返還し、我國は僅に專管居留地を靑島に獲得するを以て滿足すべし。是れ我國が東洋の大局に鑒み恒久の平和を維持せんとする犧牲的精神の發揚にして、支那は爲に危險なる侵略者獨逸を其の玄關より驅逐して安臥酣睡の夢を貪り得るのみならず、尙ほ徒手空拳にして山東に於ける領土主權を恢復するに至るべく、其餘澤誠に豐潤なりと言ふべし。

二

支那に於ける租借地の國際法上に於ける地位に關しては歐洲國際法學者の說小異なきにあらずと雖も、略ぼ被租借國の領土にあらずして、假裝せる租借國の領土取得なりと看做すに一致せり。殊に膠州灣の如きは租借期限九十九ヶ年なりと規定せられ、西洋に於て九十九なる數字は永遠を意味すと稱せらる、故に各國國際學者は孰れも膠州灣の租借地を以て獨逸領土の一部なりと言ふに一致せり。果して然らば日獨戰爭に依つて之を攻取せる我が日本は國際法上當然膠州灣に於ける租借地を繼承領有すべき權利を有する者と謂はざるべからず。然るに我國が此の當然の權利を主張せずして、僅に我が專管居留地を得るに滿足し、其領土主權を擧げて支那に返還すべきを宣明せるは、東洋の平和を維持し友邦の睦誼を願全せんとする公明正大の措置にして、支那に對しては非常なる恩惠と謂はざるべからず。山東問題の解決により我が日本は獨逸の鐵道鑛山其他の權利財產を獲得し、贏得たる所決して鮮尠にあらずと雖も之を靑島攻取の犧牲に比すれば寧ろ其代償は過小なるの感なきにあらず。然るに支那は一兵に劒らず一錢を費さずして懼るべき軍國獨逸を驅逐し、且つ其失はれたる領土權を恢復す、其收獲の大なる殆んど僥倖に類するものあり。山東問題に於て利益せる者は日本にあらずして支那なり。然るに支那及び其國民が徒に體面論に拘泥して山東直接還附論を唱へ、其の主張の貫徹せざるを見て不穩の言動に出で、甚しきは日本に對するボイコットに出づるが如きは、其の沒常識にして事理を解せざるも亦甚しと言ふべし。

四頭會議に於て山東問題の決定せらるゝや、支那特使は直に巴里に於て陳述書を發表して我國を誣ふるに帝國主義或は侵略主義を懷抱するものなるかに諷刺し、我國が南滿山東兩鐵道を領有するを以て、南北より北京を脅威し支那の獨立を危ふするものとなせり。是れ甚しき誤解にして若し此の兩鐵道の領有が北京を脅威するものなりとせば、威海衞に海軍根據地を置き、渤海即ち支那の咽喉を扼せる英國の如きは正に支那を併呑せんとするものなりと謂ふを得べし。然りと雖も斯の如きは全く杞人の過慮にして、誰か英國が支那併呑の野心あるを疑はん。二十年來支那領土の保全を强調し、東洋の平和を念とせる我が日本帝國が僅かに鐵道の領有によりて、其傳統的政策を一變して北京を脅威し、第二の獨逸たるを學ぶの愚をなさんや。支那委員が疑心暗鬼を生じ、或は自己の主張に便せんが爲に、徒ら

に支那を誤ひ國交を危殆に陷るは、單に支那將來の國際的地位を困難ならしむるのみならず、益日支の協調を困難ならしめ、東洋平和の前途に一大障碍を投するものと言はざるべからず。吾人は日支兩國の前途を思ふて支那委員の輕率なる陳述書の發表を悲しまずんばあらず。

三

山　の決定に依りて起これる學生の騷擾及びボイコットの發生に至つては、吾人は寧ろ其憤を憫れまずんばあらず。學生の騷擾の如きは、全く一部野心政治家の煽動に依りしものにして、彼等主謀者は單に彼の血氣未だ治らず思慮愼重ならざる學生を利　して反對政治家を害し以て政權を掠奪せんとするに過ぎず。政治思想幼稚なる國家に於て、外交問題は動もすれば政權爭奪の具に供せらるゝの傾向あり、今回支那に於て發起せられたる國民大會の如きは全く其の適例にして失意政治家の活躍せる好壇場たり。只だ其結果たる單に其傀儡たる群衆及び、二三政治家が致命的打擊を受くるに止まり、國家に對して何等の利益をも齎らさざるなり。吾人は此意味に於て傀儡となりし不幸なる學生を憐れむと共に、其犧牲となりし曹章陸三君の災厄に同情なき能はず。

我商品に對するボイコットに至つては、既に支那國民其れ自身が夙に苦がき經驗を嘗めたる所にして、單に我が經濟界に對する打擊なるのみならず、支那國民の生活を脅威する一大恐怖たるなり。今日支那の國民生活に於て我が商品は殆んど絕對的必要條件にして、之を排斥しては支那の國民は殆んど生活し得べからざるの狀態に在り。然るにボイコットを强調して之を排斥せんとするは、支那國民に取りて全く生活の破產にして、其影響を受くる者は恐らく我日本にあらずして支那國民の其自身にあらん。殊に歐米の經濟界尙未だ復舊せずして供給の未だ潤澤ならざるに於てをや。

四

今回の巴里會議に於て山東問題の解決に依つて支那の享くる利益の決して鮮少にあらざるは既に吾人の詳述せし所なり。然れども支那の利益は單に之に止まらず、對獨講和條約の第四章に於て支那は更に支那に於ける獨逸の一切の權利財產居留地等を無償にて繼承するを得べく、擧匯事件議定書の結果獨逸が獲得したる一切の特權及賠償金及び兵營艦船無線電信等も獲得するを得べく、其收獲の大なる實に羨慕に堪へざるものあり。蓋し今回の大戰に於て支那は參戰の名ありと雖も、而も國內政爭の結果殆んど外顧に遑なく、其聯合軍に貢獻せる功績に至つては殆んど指摘する

に足る者あるなし。然るに尙斯の如き多大の收獲を得たる所以の者は皆聯合國の好意に依る者にして、支那は其好意を感謝すると共に、其參戰を祝福すべき理由を有す。然らば其參戰に最も努力せる我日本の如きは大に支那の感謝を受くべき理由を有するにあらずや。然るに恩惠は評價せられずして徒らに其仇視を招く、天下の矛盾豈斯の如きものあらんや。

　遮莫今回の巴里會議は參列各國委員皆世界の改造を以て自ら任じ、正義人道の叫び常に強調せらる、若し此の潮流に乘じ日支兩國相協調して東洋大局の爲に光焰を吐かば、日支兩國の得る所單に之に止まらず、人種差別撤廢問題の如き、日支兩國人民各其利害を共通にし、共に其撤廢を必要とする者、若し相提携して之を高調せば、或は終に握潰しの悲運に陷らざりしやも測られず。其他支那の問題に於ても、掌匪賠償金免除の如き、或は關稅恢復又は引上げの如き、或は裁判權回收の如き、道理ある主張提案に於ても支那にして極力之を主張し、我が日本の傍より熱心に之を援助するあらば、假令其主張を貫徹せざりしとするも、亦多少の收獲を齎らしゝを疑はず。而して此等道理ある主張に對しては我國は支那委員を援助するを辭せざるは、夙に内田外相に依つて宣明せられし大方針にあらざりしか。不幸巴里に溢れる支那委員の排日的感情は、早くも隨處に排日を高唱して我委員の近づくを許さず、夙に決定せられたる我が義俠的援助方針も終に之を實行するの餘地なく、兄弟墻に鬩ひて外侮を招くの悲哀を演せり。是れ實に悲しむべきの現象にあらざりしか。

　兄弟墻に鬩ひて外侮を招けるの悲劇は巴里會議に於て既に之を演せり、而して其最も不幸なる影響を受けたる者は我日本より寧ろ支那にあらん。我が日支兩國人民は茲に目醒めざるべからず。由來支那國民は冷靜なる判斷と打算的なる考察とに著らはる、今日國内に於ける學生の騷擾及び排日的傾向の如きは、恐らく一部野心家の煽動に惑はされたる一時的昂奮に過ぎざらん。彼等が其冷靜なる特性に復歸し、日支協調の急務を自覺すると共に、我國の誠意を解するの日あるべく、茲に始めて東洋恒久の平和を期すべく又日支兩國の繁榮と發展とを期すべきなり。

支那鐵道借款（完）

第二　借款未成鐵道

一、隴秦豫海鐵道借款

隴秦豫海鐵道とは甘肅省の蘭州より陝西、河南を經て江蘇省海門に於て海路に出づる支那大陸を中央に於て東西に貫く大鐵道にして、既成汴洛鐵道は其一部分たるべき筈なり、本借款契約成立後幾何もなく歐洲大戰勃發の爲公債の賣出意の如くならず、資金缺乏せるより工事を進捗せしむる事困難なるが現に一部分は工事中なり。

イ、隴秦豫海鐵道借款

名　稱　一九一三年中華民國五分利隴秦豫海鐵道金借款

契約人契約日　民國元年（一九一二年）九月二十四日周學熙、朱啓鈐、同年十一月二十五日施肇基、（修正契約）

債權者　白耳義鐵路電車合資公司

借款用途　東西幹線即西蘭州府より東江蘇省楊子江北海岸に至る鐵道の建設資金但し汴洛、洛潼、清江浦各鐵道を利用す、鐵道建設期間内の本借款利子、汴洛鐵道借款の償還

起債總額　英金一千萬磅

年　利　五　分

既發行額　英金四百萬磅

未發行額　英金六百萬磅

實收價格　八五

實收總額　三百四十萬磅

擔　保　本鐵道財產及收入

年　限　四十年

元金償還期　第十一年より三十ヶ年間六十回に分還
元金償還開始期　民國十二年六月十六日
元金償還終了期　民國四十一年十二月十六日
元金利子取扱手數料　百分の二・五

ロ、瀧秦豫海鐵道短期借款

名　稱　瀧秦豫海鐵路一九一六年七分利付國庫債券
契約人及契約日　民國五年（一九一六年）二月十九日施肇基
償還權者　白耳義鐵道電車合資公司
借款用途　歐州に於ける下記各支拂に充つ
（一）材料購入借金、（二）本鐵道借款利子延滯分（三）本國庫債券の民國六年七月一日迄に支拂ふべき利子
起債總額　一千萬法
年　利　七分
實收價格　九五
實收總額　九百五十萬法
擔　保　本鐵道財產及收入、其外本國庫債券額の一倍半に當る原借款債券
年　限　四年
元金償還完了期　遲くとも民國九年七月一日を過ぐるを得ず

二、漢粵川鐵道借款

粵漢鐵道は光緒二十二三年頃張之洞、盛宣懷により計畫せられ、支那人の資本を以て之れを布設せんとし、光緒二十四年正月五日之れが布設許可の上諭あり、資本募集に着手せしも、千二百萬兩を得たるのみにして、尙四百萬磅の不足ありしより、一八九八年四月十四日米國開發會社と契約を訂して之れを借入るゝことゝし、次いで光緒二十五年兩者の間に追加條約を協定し、兩國合同して之れを布設せんことを約せり、然るに其後開發會社は露佛を黒幕とする白耳義シンヂゲートの爲に其實權を占めらるゝに至りしより、地方人士の之れに對する反對甚だしく、本契約の取消を要求するに至り、光緒三十一年八月二日支那は開發會社に對し三水支線及幹線一部布設の賠償として資金六百七十萬弗を支拂ひ該契約を取消せり。

其後支那當局は湖北、湖南、廣東の關係三省にて之れを布設せんとせしが資本不足なるより香上銀行より借款せんとし、交涉進捗したりしも、遂に議合はず、中絕せしが此時獨亞銀行は張之洞に對し該借款に應せんことを申込み、爲に契約の成立を見んとせしより、英國は大に驚き佛國を誘ひ共に之れに加入せんことを外交部に要求し來れり、依つて支那當局は大に處置に窮し本鐵道の外湖北省境內の川漢鐵道資金をも併せ借入るゝことゝして、借款金額を三千萬兩より五千萬兩に增加し、これを英、佛、獨三國資本家にて分擔することゝなせしが後米國亦之れに加入し、遂に四國借款團となれり。

本鐵道工事は最初廣東より工を起し、先づ廣東三水間の支線を築成し、次いで廣東より北方湖南省に向て本線の工事に着手し、一方北武昌より湖南に向ひて工事を起し、今

や廣東三水間、廣東坪石間武昌長沙間は開通運轉せり。

川漢鐵道は漢口より萬縣重慶を經て四川省成都に達する鐵道にして、其内湖北省境内の部分を本借款により布設せんとするものなり。

名　稱　漢粵川鐵路借款

契約人及契約日　中國政府一九一一年湖廣鐵道五分利還金磅借款　宣統三年四月二十三日（一九一一年五月二十一日）盛宣懷

民國二年三月續約締結

債權者　獨、德華銀行、佛東方滙理銀行　英、滙豐銀行、米、資本團

借款用途　（一）前米國合興公司賣出の金元債票の贖回、（二）武昌より岳州長沙を經て柳州宜章縣に至る鐵道及廣水より襄陽荆州宜昌を經て四川省夔州府に經る鐵道の建設資金　（三）建設期間内の本借款利子

起債總額　六百萬磅

年利　五分

實收價格　九五

實收總額　五百七十萬磅

擔保　湖南湖北兩省百貨釐金、湖北滙鹽局江防經費並川淮鹽新加二文捐、兩湖賑捐鄂款、湖南鹽道庫正釐等各釐捐計每年關平銀約五百二十萬兩、蓋し將來海關稅改修により厘捐を減免せる時は新增の關稅中より之れに代るべき擔保を提供すべし。

年限　四十年

元金償還期　第十一年より三十年間六十期に分還

元金償還開始期　民國十年六月三日

元金償還完了期　民國四十年十二月三日

元金利子取扱手數料　百分の二・五

三、浦信鐵道借款

名　稱　中華民國五分利浦信鐵道借款

契約人及契約日　民國二年（一九一三年）十一月十四日熊希齡、周自齊、沈雲霈

債權者　英國華中鐵路公司

借款用途　浦口信陽間鐵道建設、運轉資金、建設期間内の本借款利子

起債總額　三百萬磅

年利　五分

未發行額　全部未發行

實收價格　九四五

擔保　本鐵道財產及收入

年限　四十年

元金償還期　借款契約締結の日、即ち公債賣出の日

より起算して第十一年より三十ヶ囘に分還

前渡金額　備考を見よ

前渡金交付期　契約調印より六ヶ月内

前渡金利子　年六分

前渡金償還方法　第一回賣出公債收入金中より控除

備考　借款契約第三條によれば公債賣出前に於てする前渡金は二十萬磅を逾ゆべからずと、依つて公司は契約に從ひ一九一六年四月三十日迄に英金十九萬八千七百九十二磅六志十一片を前渡し、利子を合し二十萬四千七百三十八磅十四志三片に達せり、然れども歐洲戰爭の影響により公債を賣出す能はざるより一九一六年一月十四日該路督辦公司と協議の上每月英金七百五十磅を墊用する事とし、其利子を七分と定め、以て暫く各機關保全の用に供する事とし、其結果一九一六年中に又五千四百五十四磅十六志を墊用し、其利子四十五磅五志五片なり。

四、寧湘鐵道借款

名　稱　中國政府五分利寧湘鐵道借款

契約人及契約日　民國三年（一九一四年）三月三十一日周自齊、朱啓鈐

債權者　英國中英有限公司

借款用途　(一)安徽省鐵路公司の蕪湖附近の工事及財產の回收

(二)南京より寧國府徽州府を經て南昌に至る鐵道、蕪湖及廣德州に連接する鐵道、南昌より株萍鐵道と接續する鐵道の建設資金

(三)株萍鐵道を本鐵道に合併する爲の資金

(四)建設期間内の本借款利子

起債總額　八百萬磅

年利　五分

未發行額　全部未發行

實收價格　九六

擔保　本鐵道財產及收入

年限　四十五年

元金償還期　債券賣出の日より起算し第十六年より三十ヶ年間三十期に分還

墊款額　契約によれば前渡金は五十萬磅となり居るも現在の前渡金は庫平銀二百萬兩上海規銀四十六萬八千兩

墊款交付期　契約調印後六ヶ月内

墊款年利　六分

墊款償還方法　第一期賣出債券收入中より控除

五、同成鐵道借款

名　稱　一九一三四年中華民國五分利同成鐵道借款

契約人及契約日　民國二年(一九一三年)七月二十二日梁士詒、朱啓鈐

債　權　者　佛、白兩國鐵路公司

借款用途　山西省大同府より太原平陽、蒲州、潼關、西安、漢中を經て四川省成都に達する鐵道の建設費、行車經費及建設期間内の本借款利子

起債總額　一千萬磅

年　利　五分

未發行額　全部未發行

實收價格　九四五

擔　保　本鐵道財產及收入

年　限　四十年

元金償還期　債券賣出の日より起算し第十一年より三十ヶ年間六十回に分還

元金利子取扱手數料　百分の二・五

塾　款　額　一百萬磅

塾款年利　六分

塾款擔保　未發行公債額面塾還の一倍半に相當する額

塾款元利償還方法　公債賣出の時優先償還

備　考　本借款契約第十五條に款「若し本債券賣出前に急に本契約に從つて進行せんと欲し中國政府と公司と共に公認せる時は、之れが塾款の途を講ずべし」とあるより、之れによりて公司と一百萬磅の前渡金の契約を締結し、一九一三年七月二十八日より一九一四年三月二十五日迄の間に英金七十七萬二百十七磅六志六片、佛金五百七十九萬八千五百十八法九十五サンチーム（即二十二萬九千六百四十四磅六志三片）計九十九萬九千八百六十一磅十二志九片を交付したり、右は第一回公債賣出收入の中より償還せらるべし。

六、欽渝鐵道借款

名　稱　中華民國政府一九一四年欽渝鐵道五分利金借款

契約人及契約日　民國三年(一九一四年)一月二十一日熊希齡、周自齊

債　權　者　中法實業銀行

借款用途　(一)廣東省欽州より南寧、白色、興業、羅平を經て雲南省城に達する鐵道建設資金

(二)雲南省城より叙州を經て四川省重

慶に達する鐵道建設資金
(三)欽州港築港資金及一切器具附屬物等の經費
(四)上記鐵道敷地購入資金
(五)工事中の本借款利子

起債總額　六億法
未發行額　全部未發行
實收價格　九四
擔保　本鐵道財產及收入、並欽州港口の本借款を用ひてなしたる建設物及附屬品
年限　五十年
元金償還期　公債發行の日より起算して十六年目より三十五年間三十五回に分還
元利取扱手數料　百分の二●五

七、濱黑鐵道借款

名稱　一九一六年中華民國政府濱黑鐵道五分利金借款
契約人及契約日　民國五年(一九一六年)三月二十七日周學熙、梁敦彥
債權者　露亞銀行
借款用途　(一)東清鐵道の一地點哈爾賓附近より墨爾根を經て黑龍江岸ヴラゴエチエンスクの對岸黑河に至る鐵道及墨爾根より齊々哈爾に至る支線建設資金
(二)齊々哈爾より東清鐵道に至る鐵道を購回して本鐵道支線となすの資金
(三)工事中の本借款利子又行車費

起債總額　五千萬留
年利　五分
未發行額　全部未發行
實收價格　九四
擔保　本鐵道財產及收入
年限　四十六年
元利取扱手數料　百分の二●五
墊款額　一百萬留の約なるも現在墊款規銀五十萬兩
墊款交付期日　民國五年四月八日
墊款年利　七分
墊款擔保　未發行の債券百五十萬留を銀行に交付す
墊款償還方法　民國七年四月八日に民國六年四月八日及民國七年四月八日分の利子を支拂ふ若し其以前に第一回公債の賣出をなしたる時は其收入中より本墊款元利を控除す

八、沙興鐵道借款

名稱　一九一四年中國國家鐵道五分利金借款
契約人及契約日　民國三年(一九一四年)七月二十五日、周自齊、

債權者　英國ポーリング公司
借款用途　揚子江沙市對岸の一地點より常德、沅州、貴陽を經て貴州省內興義府に至る鐵道、及常德長沙間支線建設資金、工事中の本借款利子及補費報酬金
起債總額　一千萬磅
年利　五分
未發行額　全部未發行
實收價格　九六
擔保　本鐵道財產及收入
年限　四十年
元金償還期　債券賣出の日より起算し第十二ヶ年半後より二十七年間に五十五回に分還
元利取扱手數料　百分の二・五

九、吉會鐵道借款

名稱　中華民國政府吉會鐵道金貸公債
契約日　一九一八年六月十八日
債權者　日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行
起債總額　未定
利子　年五分
擔保　本鐵道財產及收入
年限　四十ヶ年
前貸金　一千萬圓
前貸金償還方法　本公債募集により得たる資金を以て償還す

十、濟順、高徐鐵道借款

本鐵道利權は元獨逸の有せしものを、日獨戰爭の結果として、日本が繼承したるものなり。

名稱　中華民國政府濟順鐵道金貸公債、高徐鐵道金貸公債
契約人及契約日　民國七年九月二十八日章宗祥
債權者　日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行
借款用途　兩鐵道建設資金
起債總額　未定
擔保　本鐵道財產及收入
年限　四十ヶ年
据置期限　十ヶ年
前貸金　二千萬圓
前貸金償還方法　本契約成立後本公債募集により得たる資金を以て償還す
備考　豫備契約成立後四ヶ月內に本契約の締結を要し、前貸金利子は年八分とし、無手數料にて拂渡し、支那政府國庫債券割引の方法により交付す

十一、滿蒙鐵道借款

一、開原、海龍、吉林間

二、長春、洮南間
三、洮南熱河間
四、洮南熱河間の一地點より海港に至る間

の四鐵道は日本の資本により布設すべきことゝし民國七年九月二十四日兩國當局の間に決定せられたるも未だ借款契約締結の運に至らず。

長沙雅禮大學校一覽

職員及教員氏名

校董（Dean）	Browel Gage	圖畫	同　朱翼謀
同　同	E. H Hume	心理、教育同	B. Gage
同　同	William Hail	西洋史、英文同	W. Hail
同　同	顏福慶	政治、獨逸文同	E. D. Harvery
同　同	E. De. Harvery	數學　同	D. H. Leavens
校長	W. Hail	物理　同	R. W. Powell
庶務長管理員	王光殿	地質、地文同	W. Stokes
書記	盛浚	生理、衛生	J. W. Williams
歷史國文教授	汪根甲	科學　米人五名	
經學、國文同	黃銘功		
經史、國文同	周正權		
經史、國文同	帥勁		
化學、地理同	潘儒紳		
森林學同	張福良		
數學、地理同	勞啓祥		

學曆

民國七年より八年に至る學曆

七年八月三十日より九月二日迄　新入學志願書受附
九月三、四日　入學試驗
九月五日　第一學期始業式
八年一月二十一日　寒期休業式

二月十一、十二日　新入學者（編入）志願書受附
二月十三、十四日　編入試驗
二月十六日　第二學期始業式
六月二十四日　暑期休業式

在學生徒數

本科　五一名
豫科　一四一

雅禮大學豫科章程

第一章　主旨

中國長沙雅禮大學校は米國エール大學一派の組織する所なり、最優の實學を中國の青年に敎授す、凡學級課程は米國エール大學及西洋各大學と相等し、其敎授の用意として深く學生に望むものも亦異るものなし、故に大學を設けて優異の人才を養ふ、先つ預科を設けて大學の基礎を培養す、凡品行端正なる者は何宗敎の人に論なく皆入校修業すべく、公平に優遇して、個人を束縛し亦强迫して歸依せしむる事なし、但學校設立の主旨は科學に賴る空を築くに先つ基礎を立て耕作をなすに、先づ播種せざれば勞して功なく、博にして効寡きを知る、故に基督敎を信崇する諸國は、其人衆の進化、國勢の進歩は張力必速なり、本校が基督敎旨を暗示せざれば恢を負ふ彌甚からん、故に各年級に聖書の一科を編入して普通課程となし、學生をして潛心研究し、自から吾敎の善るに憬然として、益西洋學問の根底に由來あるを知らしめんとす、有志の青年にして皆最優尙の敎育と完全なる人格を成就せんことを期するは、本校と創立者と深く同情を表する所なり。

第二章　職員敎員の責任

一、本校は校董六名庶務長兼管理員一名書記一名敎員若干名を置く。
二、校董は全部の新興し改革すべき事務の規畫と一切の進行を管理す其中より一名を推して主席となす。
三、校長は全校の敎育事務と各科敎員の敎授法及學生の勤惰優劣を考査し採擇進退の權を有す。
四、庶務長兼管理員は全校の庶務、會計を掌管し及び學生の功課勤惰起居出入を監察し校長に代つて行事の權を有す。
五、書記は一切の文書、往復書翰、及帳簿を掌管す。
六、敎員は學科を分擔し程度に按して敎授し兼ねて學生の勤惰優劣を考察し訓誡督率して敎室を整飭するの權を有す。

第三章　入學

一、本國文字は國民智識德性の根底たり凡そ入校習業せんと欲する者は必漢文に通曉するを要す否ざれば各科の成績を得るも收容せず。
二、本校は秋季に始業し新入生及補缺編入試驗を行ふ春季も補缺入學及新入學試驗を行ふ。
試驗課目　漢文、英文、數學、中國地理大勢
三、補缺入學試驗當該學級の課目を試驗す。

四、受驗者は募集期限内に本校に來り願書に履歷書を添へ並に四寸五分形の寫眞一枚及保證金五元を加へて願出すべし合格者は入學の後ち其五元は學費中に加算す不合格者には返金す合格者にして入校せず又は代人をして受驗せしめたるもの試驗期日に受驗せざりし者には返金せず

五、入學試驗期以外に入學を志願し本校の許可を得たるものは前項の保證金五元の外に受驗料一元を添納すべし、其合格と否とに論なく此一元は返還せず。

六、入學者は保證人（本校より認可せる者）を立て來校保證狀を提出すべし。

七、學生は入校の後は其名字を變更するを得ず。

八、新舊學生は開校前に一同入校すべし期限に遲れ缺席屆の手續をなさず定員に滿ちたる時は收容せず。

九、學生は寢具及秋冬兩季の襯衣鞋襪洗面器手拭等の外に貴重の物品、無益の書籍を携帶するを得ず。

十、受驗生は受驗の時は母校の制服を着用すべし否れば試驗を受るを得ず。

第四章　修業年限と課程

一、五年を卒業期と定む戊班を第一年　となし丁班を第二年級、丙班を第三年級、乙班を第四年級、甲班を第五年級とす五年級は即ち本科第一年級なり。

二、本校の課目中漢文、及第一、二年級の中國地理、地文、圖畫の課目を除く外其他の課目は英文を用ひて講授す。

各學年の教課時間表

科目＼學年	一學年	二學年	三學年	四學年 一學期	四學年 二學期	五學年 一學期	五學年 二學期
漢文	經史國文二	同上　八	同上　八	同上　八	同上　八	同上　八	同上　八
聖書	二	二	二	二	二	二	二
英文	九	九	六	五	五	四	四
獨逸文						五	五
西文				上古史　三	中古史　三		
數學	四	代數　四	平面幾何四	立體幾何三	平三角　三	大代數　三	解晰幾何三
化學物理			化學　三	物理　四			
地理	四	四	世界地理四				
米國政治學						四	四
生理衛生				三	三	三	三

圖書	三	三	五	五	五	五
體操	五	五	五	五	五	五
總計	三五	三五	三二	三三	三三	三四

此外に音樂科は臨時加酌す以上の課程は不適當の場合は校長隨時改訂す。

第五章　服裝

一、本校の徽章は(甲)帽章、(乙)襟章の二種に分つ

二、預科第一、二、三、四年各級の服裝は冬服は中國青布、夏服は白布を用ふ上衣各兩套青番布を用ふ體操鞋一双青綫布を用ふ制帽一個夏は白罩を加ふ。

三、本科の服裝冬服は雜紗地の制服一套、夏は白線布二套、皮靴一双、羅紗地の黃綬制帽夏は白罩を加ふ。

四、入學の際に徽章を給與す紛失せる者は代價を納めて更らに申受くべし。

五、校の內外に論なく生徒は必本校の徽章を附せる制服制帽を着用し他種の衣帽を用ゆるを得す但新入學生にして制服なき者は母校の制服或は便服を用ふるを得。

第六章　納費

一、本校の學費食費民國五年暑休前の入學者は舊章程に依る第一學年は一年に百元第二學年は九十元、第三學年は八十元、第四學年は七十元、第五學年は六十元、即ち第一年の秋季に六十元、春季に四十元を分納す其以後は兩期に平分して納金す但書籍其他の用品は生徒の自辨とす。

二、各級は補缺編入せる者は所屬學年の納費をなす第一學期六十元第二學期四十元として滿一年の後は所屬級の例に照らして二學期に分納すべし。

三、本校の服裝費は兩年に一回徽收す豫科は八元とす本科の服裝は原料の外國品なるは其都度代價を規定す但服裝の破壞せる時は徽費期前と雖も代價を納めて新調し服裝の劃一と外觀を壯にす。

四、生徒が本校の圖書器具を破損せる時は原價に照して辨償すべし他人の物品に對しても亦然り。

五、每學期末に器具物品の檢查を行ふ損失して責任者不明の際は生徒共同辨償す。

六、每學期に損失償金二元を豫收し損失なき時は休還の際返還す。

七、每學期に運動費一元を徽收す。

八、以上の各費は開學の日に一切納入せしむ不足あるか或は故意に滯納せる者は授業を停止す。

九、半途退學及校規を守らずして退學を命せし者には學費食費を返還せず。

十、病氣退學者は(校醫の診斷書ある者)學費食費は日割計算にて返金す。

十一、轉學及半途廢學者にして再度入校する者は入學金を除く其他の費用は新入生と同じ。

第七章　試驗

一、本校の試驗の種類を入學試驗、月末試驗、學期試驗、卒業試驗の四種に分つ。

二、入學試驗は入學の時に行ふ。

三、月末試驗は教員臨時之を酌定す。

四、學期試驗は每學期末に校長教員會同して之を行ふ。

五、卒業試驗は終業期に校長教員會同施行す卒業生は國文或は英文の一篇を草し自己の學修及志向を發揮すべし。

六、試驗の時書籍を偸視し他人の答案を窺ひ答案の用意を讒毒し又は他人に答案を密示せる者は退場す。

七、學期學年試驗には缺席するを得ず故意に試驗を忌避せし者は在學を許さず。

八、試驗（學期）に各科十分の六の不合格者は下級に降す若し下級なき時は退學せしむ。

九、學科中數科は甲班に在り他の一二科は乙班に在る者は乙班に屬する科目は皆合格するを要す否れば甲班に屬する科目のみ優秀なるも乙班に降す一般此例に依る。

第八章　休暇

一、本校の休日左の如し。

寒休四週間　　暑休十週間
孔子聖誕一日　　雙十節一日
耶蘇聖誕二日　　耶蘇受難節一日
中秋節一日　　端午節一日
陽曆元日一日

二、每週土曜日午後一時より半日休業夜七時歸校本城內に居住する者にして土曜の夜歸宅するものは必豫め父兄の證明を要す但翌日曜日午前九時迄に歸校すべし。

三、規則に定めたる外は缺席するを許さず。

四、每學期末試驗終了せるも休校期日前には歸宅するを得ず。

五、寒、暑休暇中は一切在校するを得ず。

第九章　請暇

一、如何なる場合と雖も父兄は子弟をして休課して學業を荒廢せしむるを得ず。

二、學生の疾病ある時は校醫の診察を受くべし病氣のため請暇して外醫に受診するを得ず。

三、買物は土曜日の午後と定む、平日は請暇するを得ず。

四、一學期間缺席なく過失なく端正にして勤學する者には本校は褒狀を與へ勤學者の勸めとなす。

第十章　禮儀

一、開學と閉學の際は教員職員は生徒を率ひて禮拜を行ひ卒業生は教員職員に對して鞠躬の禮をなす。

二、在校中生徒は教員職員と往き遇ふ場合は敬意を表すべし。

三、生徒は途中教員職員に往遇ひたる時は擧手の禮を行ふべし。

四、授業の始と終りには教員に對し起立敬禮すべし故意に遲緩し惰容を示すべからず。

五、授業中は端坐聽講し筇踞欠伸又隨意教室を出で又は他書を閱するを得ず。

六、生徒は校の内外を問はず儀容端粛にして衣冠を整斉すべし否れば第十七章第五條及第十五條の過失に記入す。
七、教室内に戴帽するを得ず但中國の喪儀式に係るものは此限にあらず。

第十一章　宗教

一、毎朝八時禮拜堂に集り禮拜を行ふ。
二、毎日曜日午前九時聖道を講演す一同遵守し事故に託して缺席するを得ず。
三、禮拜の時は聖書讃美歌を携帯すべし違犯者は過失と認む。
四、中外の來賓にして傍聽を願ふ者は本校は誠意歓迎す。

第十二章　權限

一、本校の主權は校董部及校長に屬し生徒は學業に勤勉し規則に服從すべし命令に違反し妄に要求をなすを得ず。
二、各班の班長は毎學期生徒の推選に由りて校長の許可を受くべし其任に勝へざるもの及全班の統率を爲す能はざる者は校長に由り別に人選をなすを得。
三、生徒校内に在りて揭示及其他の貼紙をなすを得ず。
四、生徒は團體の名義を用ひて校外の各機關に交渉するを得ず。
五、生徒は任意に演説會を開くを許さず若し正當の演説及娯樂、辨論をなす時は必校長の認可を經るに非れば許さず校外に在る亦然りとなす。

第十三章　修業報告

一、毎學期試驗生徒の品行、勤惰、優劣、缺席、過失及昇級、席第等の項目を分ちて報告書に記入して生徒の家長に報告し學業の進歩を勵す。

第十四章　體操音樂

一、本校の體操に徒手、兵式の二種あり。
二、木銃は管理員に由り號數を編定し號に依つて使用す隊序を紊亂するを得ず破損せし者は辨償せしむ。
三、毎日體操を畢れば木銃は必ず原の位置に歸し亂置するを得ず。
四、體操の際は忌避するを得ず或は故意に遲到せる者は遲失となす。
五、各種の遊戲運動は午後放課後に於てすべし。
六、各種の遊戲運動は學課の點數と平均し體育を奬勵す。
七、本校の音樂を志願する者は教員之を選んで入班習業せしむ。

第十五章　奬勵

一、各科の點數は六十點を合格とす各科合格する者を昇級せしむ。
二、生徒の學課點と品行點とを平均す六十點以上を四等、七十點以上を三等、八十點以上を二等、九十點以上百點迄を一等となす。
三、學年試驗の成績所屬班中第一位を占め品行方正の勤學者には次年の學費を免除し食費三十六元と運動費賠償費のみを徴收す始めに勤めて終に惰る者或は校則を守らざる者は奬勵を取消し罰則として學費を追徴す。
四、學期の平均點數常に一二等を占むる者は卒業證書に加入して名譽奬勵をなす

五、一學期內に缺席、過失なき者には奬勵をなす第九章第四條に依り處理す。

第十六章　退學

一、本校の名譽を破壞せる者。
二、職員教員を侮慢したる者。
三、同學生を毆辱したる者。
四、買妓、賭博、酒兇、其他不規律の行爲ある者。
五、首として風潮を鼓煽したる者。
六、過罪百點に滿つる者。
七、操行不良にして改悛の見込なき者。
八、試驗場に書類を携帶し、他人の答案を偸看し及答案を他人に傳送したる者。
九、大過なきも疎懶疲頑なる者。
十、學業不良にして成業の見込なき者。
十一、傳染病に感染せる者（學課は合格するも退學す）

第十七章　過罪點數

一、職員教員に對し傲慢無禮なる者二十點より百點迄
二、擅に揭示をなし、匿名の貼り紙をなす者、謠言をなして他人の名譽を敗毀する者揭示を塗抹し、校令に反抗する者三十點より百點迄。
三、休暇期前に歸宅し開學に遲れて登校する者、項を分ちて過罪を記入し或は學籍を除く（遲刻一二の者、每日記過一次にして三日以上の者、每日記過二次七日以上の者、每日記過三次十日に滿つる者は、學籍を除去す特別の事情ある者は罰金二元を課す。）
四、喫烟初犯は二十點、二回二十五點、三回三十點、順次點數を增加す。
五、淫猥の小說を看る者三十點。
六、猥褻の言語、輕佻の擧動ある者十點より三十點迄。
七、食堂に於て飯菜を挑剔し自ら菜を添る者碗を擊ち箸を敲き、高聲に笑語する者は五點より三十點迄。
八、他人の信書を開封せる者及僞詐の申立をなして缺席したる者は三十點。
九、授業中他書を偸看したる者二十點。
十、故意に禮拜堂、教室に到らず及遲刻早引、勝手に出入する者五點より二十點迄。
十一、寢室內を點檢し不潔なる者、自習室にて衆談喧笑し或は勝手に新聞紙を持込む者は五點或は十點。
十二、請暇歸宅の日限を過ぎし者及擅に自習室や教室の席次を移したる者は十點。
十三、墻壁を汚壞し隨處に吐唾せし者は五點或二十點。
十四、教室或は自習に在つて食物を吃せし者五點或二十點
十五、授業前後に起立せず、故意に遲刻及授業中端坐せず、自習室に歸らざる者は五點。
十六、邊幅を修めず又新聞紙を汚壞する者は五點。
十七、過失三十點に至る者は校長面諭勸戒す六十點の者は揭示す百點の者は學籍より削除す。

第十八章　各堂室の規則

一、教室

一、教室の出入は鈴聲を以て準となす一齊入室し遲刻早引

又は爭ひ出るを得ず。
二、教員登壇及降壇の際は生徒は起立敬禮すべし。
三、教員授業を終れば當番の生徒は塗板の文字を拭淨すべし。
四、授業中は教科書の領解に力め他書を偸看するを得ず。
五、授業中は端坐聽講すべし耳語私談するを得ず。
六、授業中は精神を振勵し欠伸偏倚、懈惰戲謔するを得ず。
七、塗板壁、卓子を汚塗し隨處に涕唾するを得ず。
八、每日午後放課閉扉の後教室に入るを得ず。

自修室

一、生徒は放課後の時間は自修すべし他處に在て自習又は隨意遊散するを得ず。
二、夜間の自習は各班の自修室に歸り潛心自修し高聲に讀誦語喧嘩他人の勉學の妨害をなすを得ず。
三、自修時間及他書及新聞紙を看るを得ず。
四、自習室の席次は管理員に由り編定す任意移易するを得ず。

食堂

一、會食時間は同編定す遲れ來るか又は時刻を過ぎて來らざる者のためには別に膳を設けず。
二、一卓に六人を配置す隨意に移動するを得ず。
三、飯菜を取り換又自ら菜を增添するを得ず。
四、會食の時は同卓者の齊しく着坐するを待たずして箸を擧ぐるを得ず。
五、會食の時は端坐すべし喧噪し碗を擊ち箸を敲くを得ず

寢室

一、寢臺の順序は管理員より編列す任意移動するを得ず寢室内には几案を陳設するを得ず。
二、夜具衣服等は起床の時摺整し置くべし。
三、課業時間は寢室の扉を閉づべし寢室に入るを得ず。
四、寢室内の用品以外の物は携へ入るを得ず。
五、消燈後は安寢すべし談話を交ふること及私かに點燈讀書するを嚴禁す。

電話室

一、本校は電話を架設するは校務用にして生徒は一切之を使用するを得ず。

書籍新聞室

一、各種の新聞雜誌を備へ生徒の觀覽に供す室外に携出又破損汚塗するを得ず。
二、室内に食物を携帶し及涕唾するを得ず。
三、圖書室には各種の書籍を備へ生徒の借用に便にす（別に借書規則あり）

應接室

一、來賓の生徒と面會するは土曜日午後一時より六時迄とし面會者は豫め約定し應接室に入りて待つべし臨時の面會は取次がず。
二、生徒は來客と面會するは應接室以外の室に入るを得ず取次人は之に干涉するを得。
三、來賓の本校を參觀せんと欲する者は管理員に報告して案内すべし勝手に引入るを得ず。

盥洗室

一、洗面室は起床及食後盥嗽をなす所にして室中は務めて清潔にすべし並に順次に盥嗽すべし擠擁混雜するを得ず。

二、頭髮は平時勤めて櫛洗し整潔を保つべし。

三、此室以外の處にて盥嗽するを得ず。

四、生徒の入浴は編定に依り順次に行ふ少なくとも一週間一回は浴澡すべし。

五、盥浴の湯は炊夫に由りて準備す生徒は厨室に入るを得ず。

喫茶室

一、喫茶の時は清潔に注意すべし輪番に喫茶して先を爭を得ず。

二、喫茶の後茶碗は清水盆内に置くべし碗中の餘茶を地上に傾棄するを得ず。

洗濯室

一、生徒の洗濯を要する衣服は一定の處に置き一々件數を明記すべし（一週間八枚を過るを得ず）洗濯人に渡し置けば洗濯人は洗濯せし衣服は本人に送り屆くべし。

二、生徒は各自の衣服には姓名記號を附して洗濯人の混雜を避くべし。

三、生徒は自ら洗濯室に入つて自己の衣服を取り去るべからず。

郵便箱

一、本校にポストを備付く凡信書には切手を貼用して此箱に投入せば一日二回は集配人來り集む。

二、長沙市内の信書は一仙切手を貼用投函すべし學校の小使を使役するを得ず。

遺失物收檢處

一、生徒は他人の物件を拾得したる者は收檢處に置き持主の受取るに便せしむ。

二、毎日午後一時管理員は拾收物件を檢査して持主へ送還す。

以上の堂室には反古紙を拋棄し飲食物の殘殼等を放棄するを得ず玻璃戸に貼紙掛布をなすを得ず。

第十九章　時間表

起床　七時　朝飯　七時半

禮拜　八時　授業午前八時半より十二時半迄

午飯　十二時半　授業午後一時半より四時半迄

體操　午後四時半より五時迄　夕飯　六時

自習　午後七時より九時迄　就床　九時

消燈　十時

第二十章　附則

一、本章程は豫科の一部分に限る本科三四年級は干係なし

二、本章程に不完全の所あらば校長は隨時修正するを得。

（終）

支那開發策（上）

米國　エス、カレー

Siems Carey Construction Company の社長エス、カレー氏は支那の開發策に關し次の如き興味ある意見を沙市ポスト、インテリヂエンサーに寄せたり。彼の強き決斷力と人格は、その事業を管理經營し萬難を排しても、これが完成を見ざれば已まざる偉大なる能力と共に、彼をして合衆國建築界に於て、何人も彼の右に出づるものなき程の名聲を、博せしめたり。彼はその進路を遮る幾多の外國の陰謀、或る秘密的奸計の行はるゝ支那に來れり。而して此度の計畫は、全く彼の職業とは無關係なる新しき試みなれど、決してかの秘密に行はるゝが如き種類のものにあらずして、公然行はれしものなりき。以下に述ぶる條項に於て彼は、自己の經驗の一部を披歷せんとせり。彼は次に述ぶる以上語るべき材料を有すと雖も、かの「門戸開放」なる言辭が、空虛なる外交的辭令に止らず、實際に徹底せしむる爲めヴエルサイユ會議或は平和會議に續いて開かるべき極東會議が果して何をなすべきやを、指示して餘蘊なしと云ふべし。

かの所謂「勢力範圍」なる語が存在する間は、支那は外國の經濟的陰謀より免れ、その獨立を支持すること能はざるべし。Siems Carey Company は米國政府に飛行機の材料を供給する目的を以て、內地の處女林より樅を伐採して、沙市近傍に於て三千弗の請負事業を起しつゝあり。（ジヤパン、アドヴアイタイザー）

支那の現狀

余は、かの合衆國の大銀行の副社長たるヂョン、アボット氏が、最近支那經濟事情視察の爲めに米國銀行團に選ばれて、支那に派遣せられたるを聞き最も滿足する處なり。彼は、最近米國より支那政府に提供したる、借款の交涉にあたりし人なり。而して彼は、支那の朝野に多くの知人を有し、支那人との折衝には特種の能力を有せり。さればこの重大なる任務を遂行するには、誠に理想的の人物と云ふべし。

余が未だ極東に足を踏み入れざりし當時は、余の支那に關する知識は極めて僅少なるものなりき。而してその後數回太平洋を橫斷し、過去三年間の大部分は支那に費したりと雖も、尙ほ今日世界に於ける企業投資の地としての支那に就き極めて概念的に過ぶるを得るのみ。

去千九百十五年に外國の產業開發を期せんが爲め、我が國に於ける最も有力なる財團の一なるインタナショナルコーポレーションは、組織せられたり。而してこの財團の目的として、支那の財政援助鐵道敷設等の計畫ありき。余はSiems-Carey Railway & Canal Company（該財團の副業）の一委員として、支那の事情を研究し、併せて如何にせば支那政府と適當の契約を結ぶを得るやを、視察する目的を以て支那に派遣せられたり。

支那は合衆國に類似す

余は、三年以前に北京に到着し、四ヶ月間は全くかの地の鐵道狀態と商業組織の研究に沒頭せり。此の地に於て、余は支那を訪問せる米國人が、常に奇異とするところを見たり。卽ち面積は、合衆國よりその六分の一大にして人口も亦合衆國の四倍を有しながら、鐵道哩數は、合衆國の二十五萬哩に對し僅々六千哩に過ぎざること、及び地勢氣候の狀態著しく類似せることこれなり。余は鐵道のかゝる狀態にあるを發見したりし外、水運が、極めて原始的の方法に依れるを知りたり。支那に於ける河川及び運河は、概ね船行するを得。而して水路の航行は、主としてジャンクと稱する三噸乃至六噸の、吃水淺き支那船に依り行はれつゝあり。これ、支那各地の河川の、水深の淺きに基くが爲めなり。何故ならば、河川の利用は全く自然の儘に放任せられ上流迄大船の運行するを得せしむる如き改良を、施さゞが故なり。

水陸交通の沿路に居住する人民は、不完全ながらも外界との通商は盛に行はれつゝあり。されど支那內地の大多數の住民は、全く外部との交涉なく彼等住民間に於てのみ生活し居れり。されば彼等は、その生產せる農產物を如何なる方法に依り外界に搬出すべきやを知らず、又全く外界との交通の術を知らず。從つて支那內地に蓄積せる鑛產物如何に豐富なりと雖も、充分なる開發を試むる能はざる狀態にあり。

然しながらかゝる狀態は、決して何時迄も續くべきものにあらずして、近き將來に於て大規模の交通の發達を見る

べきは、何人も知悉するに難からず。如何となれば、支那政府は進んで鐵道の擴張を企圖し、且つ特に米國との商業關係を確立せんと熱望しつゝあればなり。

有害なる外國勢力

合衆國が、債務國より債權國と變じたる今日、支那に於て極めて明に好機會の提供せられたる事實より考察して、余及び余の同志は、今や合衆國が支那を剩載して、その膨脹發達を誘致すべき時機の到來せるを信ずるものなり。事情斯の如くなるを以て、合衆國が契約を結び鐵道の計畫を樹て、これが敷設に着手するが如きは、決して無理ならぬ行爲と云ふべし。然れども尙ほ此處に考慮すべき事あり而して、こは余がこの項に於て、主として論せんと欲する要素にして、この要素は、米國投資家が支那に於て經濟活動をなす場合に惱まさるゝ主なる困難を構成するものなり。

外國勢力は、極めて有力且つ有害なるものにして、支那政府が今日迄戰ひ來りしものなり。而してこの外國勢力は多年支那に於て、その暴威を逞ふしたり。若し諸君が、支那の進步の遲々たる理由は何に歸すべきやを、余は問はゞ余はこれに答へて、そは主として過去五十年間に於ける惡意ある外國の支那の內政干涉の結果なり、と云ふに躊躇せざるべし。こは最も悲しむべき事實なり。而して、余が此處に紙面の許す範圍に於て、峻烈なる批評を試みんと欲するは英獨佛日露白諸國の支那に於ける利權に就てなり。

余は此處に一例を擧ぐべし。支那に於ける最も重要なる政治區の一たる山東省に關し獨逸人は、支那政府と一の契約をなせり。而してこの契約の主眼とする處は、次の如し。卽ち若し支那政府が、山東省に於て外國の資本を要すべき改良を施さんと欲せば、支那政府は先づその資金の供給に關し、獨逸に交涉せざるべからざることこれなり。

されはこの契約は、必然的に獨逸人以外の外國人が、山東省內或はこれを通過せざるべからざる鐵道の敷設、或はその他の改良事業を、施さんと欲せばこの計畫に對し獨逸の許可又は贊助を求めざるべからざるに至る。始め外國人が、支那政府に對し、一の提案を爲さば若し政府がこの要求を容れんと欲せば、獨逸に交涉して山東省に改良事業をなさん爲め、資金を必要とする旨を述べざるべからず。此處に於て獨逸人は、或はこれに資金を調達して外國の利權を除去するを得べく、或は因循姑息の態度に出で時日の經過に依つて、その承諾を留保し、遂に公正に且つ迅速に事業を起さんとせる申込者をして、嫌惡の情を起さしめ爲めに同地方に於ける計畫を、放棄せしむるに至る。然れば如何なる事情の下にありても、獨逸人以來の外國人は山東省に於て投資するは不可能なり。

然るに當時獨逸が戰爭中たりし事實、及び日本が獨逸より靑島を占領し、山東省に於ける權利に就き種々の議論の行はれし事實に依り、獨逸はその過去に於て主張し來りし權利を拋棄し、米國人をして山東省を通過する運河の開鑿を容認するの已むなきに至れり。然れどもかくの如き權利を、全然撤回せられざる限り將來如何なる計畫も前同樣の

手續を履まざるべからず。

聞く處に依れば、日本は南部の某地方に於てかくの如き協約を結びたりと。然れども、如何なる特種の獨占事業、或は獨占的居留地より免れたる地方と雖も、自由開發に委せらるゝ地は支那の全部を通じて全く見ることを得ざるべし。

所謂「勢力範圍」

支那に於ける產業及び經濟生活上最も著しき障碍をなせるは、かの所謂「勢力範圍」の存在なり。外國人が支那に對し或借款を提供し、或は彼等の商業的活動の結果彼等は自己の地位を、或特種なる特權を賦與せられたるものと解釋せり。而してこの特權は、或地域特に交通の要路に當る方面に於て或る獨占事業を營むを得るものとせり。

外國財團が、支那政府と契約せる鐵道敷設借款の條件は常に同鐵道の延長擴張或は支線を設くる場合は、該外國財團がこれに經濟的援助を與ふべしとの權利を包含せり。然るにこの條件は數々投機的の財團に利用せられ、該財團の計畫せる鐵道敷設地に隣接せる地域の正當なる發達を阻害する事ありき。如何となれば外國財團は、常にかの延長及び支線に關する權利の條項を未だその敷設工事を開始せざる鐵道に迄適用すべきものと解釋したればなり。

而してその結果は、何人も以下に述ぶることを想像し得べし。卽ち若し米國財團が、支那に於て何等かの鐵道を敷設せんとせば、必ずかの所謂「勢力範圍」に觸れざるべからず。且つ他の勢力範圍の所有者より該地域は、彼の鐵道の延長區域にして、且つその敷設權を有せりとの理由に依り抗議を申込まるべし。

若し諸君が支那の或る地方に於て、鐵道敷設の計畫を立てこれが測量を開始せば、各國の支那政府に對し抗議を申込むもの相次いで起るべし。然る時は由來支那人は、忠實正直なる國民なるを以て、諸君との契約を履行する爲めに全力を傾注すべしと雖も、尙ほ斷乎としてこれ等外國人の抗議を斥くる力なきが如し。

奇怪なる狀態

かくの如き狀態は、實に不條理極まるものにして支那國民を侮辱せる行爲なるは言を俟たず。「勢力範圍」なる語は決して公然認められたるものにあらず。かの各國民の容認せる、支那の門戶開放主義の實施は、當然かくの如き曖昧なる勢力の存在を、許さゞるべし。然れども諸君は、支那に於ける利權を或る特權として與へられたるものなりと、解釋する國民が裏面に於てこの「勢力範圍」を擁護せんとしつゝあるを看取すべし。

然れども余は、目下會議中にあるヴェルサイユ會議が、必ず多くの重大なる審議事項の一たるこの支那に於ける有害なる外國勢力の問題を徹底的に解決すべきを、希望を以て迎ふるものなり。而してこの外國勢力は、啻に獨逸人のみならず苟も支那の進步を遲延せしめ、或はこれを阻止するあらゆる國民の活動一切を包含するなり。

余及び余の同志は、かの自國の利欲のみを追求して已まざる國民、或は曾て支那の分割を計畫したる國民の企つる障碍を、除去する上に多少成功を見たるは最も愉快とするところなり。

米國商人の支那に於て遭遇する障碍の全責任を、日本人に歸せしむるは普通に行はるゝ信念なり。然れどこは、決して正鵠を得たる觀察にあらず。支那に於ける米國人の鐵道敷設者側の立場より、眞正に批判せば吾人に對し最も峻酷なる敵は寧ろ歐羅巴人なり。

過去五ヶ年間に於ける支那の政界は、世界各國に於けるが如く可成の波瀾曲折ありたり。然るに一般國民の思潮は著しく進歩しかの有害なる外國の干渉は、自國の產業及び商業生活に大なる障碍ありしとの自覺に、到達するに至れり。誠に彼等の政治的無能力は、常にかの無遠慮なる外國人をして不正不義なる特權を强請せしめたるなり。

これ等の所謂特權は、言ふ迄もなく自國に對してのみ有利にして何等支那に對し寄與するところなく、寧ろその發達を阻害したり。かくの如き外國人の利權は、支那全土の發達を永遠に阻止するものなり。或は少くもかの職業的利權獲得者が、支那の開發に從ふ間は、決して支那の進歩發達を期する能はざるべし。

支那商工業概觀（三、完）

在支米國商務官　ジユリアン、アーノルド

九、大豆貿易は世界商業七不思議の一

支那產大豆は、其外國貿易の前途極めて有望なるものにして、此大豆の輸出が從來殆ど注目せられざりしにも拘はらず、過去十年を出でずして、一躍世界貿易市場に於ける重要なる地位を占むるに至りたる事實は、之を世界商業上七不思議の一と云ふも、敢て過言にあらざるべし、即ち大豆及其製品は支那輸出品中、其價格に於て第三位に在るものにして、一九一七年に於ける輸出年額實に六千三百萬兩に達せり。

此外近年支那到る處、著しく其輸出額を增加し來りたる重要產物としては、落花生を擧げざるべからず、而して此落花生が支那に於て、盛に栽培せらるるに至りたるは全く

最近のことにして、即ち今より約二十年前米國宣教師が少許の米國落花生を山東省に齎らし、之を地方の農民間に分與せしが、其後十數年を經て、山東省は支那に於ける重要なる落花生の產地となり、開戰前に於ては支那落花生の產額は、其果實に於て一年七萬噸、其製油に於て五萬噸の多きを算するに至りぬ。

十、卵類の輸出開始

卵類は支那人の副業的產物なれども、其輸出額著しく增加し、輸出上重要の地位を占むるに至れり、即ち支那人は到る處、殆ど凡べて雞を飼養し、其卵を近傍の市場に賣るが故に、買出人は此等の市場に就きて小量の卵を買集むるものにして其不便極めて大なるものあり、從つて今後交通の便開くると共に、卵類の輸出は大に發達するなるべく、此事は現今鐵道又は水運の便なき陝西省地方に於ては、卵の市價一仙に付三個なるに對し、鐵道線路又は水路に近き地方に在りては、一仙に付一個なるの事實より、之を推測するを得べし。而して現今支那卵の輸出年額は生卵及乾燥卵を合して、三億個、卵黃卵白粉末を合して五千磅に達す。此方面に於ても亦、鷄種の改良は卵類の輸出を著しく增進せしむべきは、勿論にして、即ち優良なる鷄禽は一年の產卵額、百五十個乃至二百個なるに拘はらず、現今支那に於けるものの中、一年の產卵額、五十個を超えざるものあるを以つてなり、更に鷄種を改良するときは、卵の大さも亦大となるべきこと勿論なりとす。

十一、牧畜

支那の牧畜は今尙極めて幼稚の域を脫せざるが故に、此方面に於ても將來頗る有望にして、從つて施設を要する點極めて多く、而して鷄、豚、牛、馬、騾等の家畜は、其種畜の改良に依りて、著しく之を發達せしむることを得べし。合兼國の乳牛は現在二千萬頭を數ふるに對し、支那は僅に數百頭に過ぎざる乳牛を有するのみにして、之が爲に年々外國より巨額の煉乳を輸入するに至れり、又支那に於ける製粉業者は、國內の牧畜未だ發達せざるを以つて、其副產物たる多量の麩に對する、市場を得ること能はざるの狀態に在り。然れども廣大なる平野を有する支那は、牧畜の發達に就きては、將來大に有望にして、北部支那、特に蒙古地方に於ては、牧畜業の發達に要する各種の條件を具備するものにして、就中綿羊の飼育に對しては、理想的の地方なりとす。

現今支那に於て飼養せらるる羊は、其數極めて多く、從つて其產出する羊肉羊毛も亦、巨額に上ると雖も、其品質良好ならざるが故に、將來之が改良を計らざるべからず、而して綿羊其他の牧畜の發達は、之に伴つて毛織物工場、製革業、製靴業、倉庫業等の發達を促すべく、其結果此方面に於ても亦、巨額の資本と勞働力に對する需要喚起の好機會を呈すべきは勿論なり、而して將來極めて有望なるべき此種事業は、近來漸く世人の注意を喚起せる兆を示しつゝあるが其創業擴張に對しては、更に專門家技術家の指導

を要するものあるを知る。

支那は又植物性油類の製造業に對し、有望なる前途を有するものにして、而も此種油類に對する海外市場の極めて有望なることも亦、過去數年間に於て千分之を證明するを得たり、從つて今後數十年の間には、支那產出の豆油、落花生油、種油、胡麻油、棉實油等は、世界に於ける植物性油類の市場に於て、重要なる地位を占むるに至るべきこと、今より之を期待し得べく、其結果現に既に或程度迄の發達を遂げ來りたる、製油工場は將來益擴張發達するに至るべし、

十二、支那の綿業

支那の綿業は現に、內外當業者の深く注意する所なるが、其棉花の年產額約二百五十萬俵（五百磅入）之を合衆國の年額一千二百萬俵に比較するときは、大凡其五分の一に相當す、而して其栽培方法は今猶幼稚の域を脫せざるが故に、之に改良を施し、例へば科學的方法に依りて種子を精選し無用の下枝を剪除する等の方法を以つて、其反別當產額を增加するときは、全產額に於て著しき增加を來すべきは勿論なり。加之支那棉は其特長として、外棉と混種することなきが故に、外棉の移植極めて容易にして、而も棉花栽培業者は其實驗に照らし、米棉の栽培は、其或種類に最も適應する地方に於ては、之を其種類の栽培のみに局限し、且此種米棉と纖維の短き支那棉とを併せて栽培するを以つて、最も有利とすることを確めたり。

綿業に關する試驗に就きては、南京大學は不正棉花豫防協會並に、中外紡績業者組合と協力して、種々の施設を行へるものなるが、支那側に於ても、農工商部及京漢鐵道當局者は、均しく綿業の擴張發達に就きて、種々の援助を與へつゝあり、又前農工商部總長張謇も亦、其鄉里南通州に於て棉業學校を經營し一百人の學生を收容して、棉花の栽培、綿製品の製造等に關する學科を技術とを併せ課すると共に、同地に於て此外、棉花檢查所及、新式の紡績布工場を經營しつゝあり。更に上海に於ける大紡績業者たる嚴及「モー」の二氏は相共同して、綿業の改良發達を期するが爲に、此種の施設經營を爲し其成績大に見るべきものあり。

綿製品製造業に對しては、支那は殊に幾多良好なる條件を具備するものにして、即ち第一に此種製品に對する國內市場は、極めて廣きが故に、其將來の需要實に無限なることなり、而して現在の支那產製品は、其國內需要の全部を充すに足らざるが故に、其大部分は之を外國の輸入に依るの現狀に在り、卽ち綿製品の輸入は現に、支那全輸入額の約四分の一を占め、其年額實に一億五千萬弗に達し、且其半以上は綿糸なりとす。此外勞力の低廉且豐富なること、棉花栽培地の廣大なること等は、前記國內市場の廣大なる點と相待つて、支那綿業の將來に於ける發達に對し、正しく世界無比の好機會と良好なる條件とを提供するものなり。

而して上海に在る多くの紡績工場は孰れも、此數年間は常に年二割以上の利益配當を爲し來り、就中怡和紡績は過

去八年間に於ける配當平均、二割六分五厘に及び此外支那紡績中、過去十二年間に於ける配當平均二割を示すものなり。支那現在の紡績錘數は百三十萬錘にして、之を日本の三百萬錘、米國の三千三百萬錘、英國の二千五百萬錘に比すれば、其將來發達の餘地頗る大なるを知るべく、又其工場の規模は普通のものにて、百五十萬兩の資本を有し、其錘數五萬錘前後なりとす。支那現在の織機は五千臺にして之を日本の三萬臺、英國の八十四萬臺に比するも、此方面に於ける將來發達の餘地亦大なるを知る。即ち支那は今後數十年間にして、少くとも其錘數を三四千萬に增加し、其織機を五六十萬臺に增加し得べく、之れ決して空論にあらざるなり。

惟ふに支那政府が今日其綿業に對して執る所の幾多の政策は多くは、眼前の利益を目的とする近眼者流の政策にして、例へば國內の棉花栽培に對する課稅の如き、其綿業の發達を阻害すること甚しきものあるが故に、今後支那綿業の發達を助長するが爲には、棉花作付反別稅を廢止すると共に、輸入棉花に對する關稅の撤廢を斷行せざるべからず。

十三、支那の鑛產

支那は近世工業發達に缺く可からざる鐵と石炭の埋藏量無限なりと雖も、其鑛業猶未だ發達せざるが故に、兩者の產額未だ大なりと云ふ可からず、即ち支那の石炭埋藏量は米國に比して遙かに豐富なりと稱せらるるに拘はらず、其年產額は、米國の一九一八年度に於ける產額六億五千萬噸に對し、僅に二千萬噸を超ゆるに至らず、從つて今猶外國より年々相當の石炭を輸入せざるべからずして、一九一七年度に於ける輸入額は百四十萬噸に達したるが如き現狀にあり。

鐵に就きて云ふも、其埋藏量極めて大にして、熔鑛爐を以つてする製鐵に適する鐵鑛は、大約四億噸と推算せられ、此外に尙舊式方法に依る製鐵用に適するもの、大約三億噸ありと算定せらる、而して支那に於ける製鐵業は、近年長足の發達を示し來りたるものにして、一九一七年度に於ける銑鐵の產額は、優に五十萬噸を超過せりと推算せらるる程なるが故に、今後數年を出でずして、支那は年々數百萬噸の銑鐵と鋼鐵を產出するを得るに至るべきこと、今より之を期待するに難からず。一九一九年度に於ける合衆國鋼鐵生產豫定額は、四千五百萬噸にして、其中一千萬噸は、佛國に輸出せらるべき豫定なり。

支那は又豐富なる錳鑛と錫鑛を有し、而も此等金屬の採鑛と製造は、近年來著しき發達を示し來れり、然れども支那は此等有望なる鑛產物の採掘精鍊に付き、將來の富强の爲に、之を自國に保有すること極めて必要なりと云ふべし。

十四、結　論

(一)近世的產業の組織經營に關する支那人の能力

支那に於ける商業の近代的經營組織方法に至りては、現在の事情の下に在りては、幾多の障害あるに拘はらず、支

那人が會社事業經營に十分成功し得べき、能力手腕を有するものなるを知り得べし、蓋支那の現狀は民商法等の私法及訴訟法等を缺くが故に、商民の權利利益を保護するに不十分にして、而も政府は其商工農業等の產業振興の爲に何等具體的政策を取るなく、其貨幣制度は極めて錯綜不統一なるが如く、國內一般の事情は產業の發達に對し極めて、逆勢なる裡に在りて、支那人は猶能く新式方法の採用に成功したるものにして、例へば廣東、香港、上海等に於ける支那人經營の百貨店、千有餘人の使用人と全國到る處に支店出張所を有する大會社たる商務印書館、及び近年來設立されたる新式銀行中、十五行が銀行組合を作りて、其利害に關係ある事項の研究實行を行ひつゝあるが如き、其他前述せる幾多の工業上の機關、工場等の設立經營は孰れも支那人が新式事業經營の能力と手腕とを有することを證明するに十分なるべし。是を以つて將來內に於て有力なる政府の確立と共に產業の振興に意を用ふるに至り、外列强國民の支那開發に對する同情的援助を與ふるあらむか、支那商工業其他の產業上の發達著しきもの之れ有るべく之と共に支那が世界に提供すべき、大市場は未曾有のものとして世界を驚倒せしむるものあるべし。

(二)現今支那產業發達の程度

支那は今日漸く中古文明より一步を進めたるに過ぎざるものにして、其農商工等凡べての產業は、主として今猶家內的、個人本位的、且原始的の狀態に在り、即ち合衆國に於ける工場職工の數八百萬を超ゆるに比し、支那の新式工場に從業する職工は僅に十萬を算するに過ぎず、而して支那が假りに合衆國と同一割合の工場を有するものとすれば、其職工は優に三千萬を超ゆるに至るべし、又支那現在の就學兒童數は僅に四百萬にして、合衆國の夫れは二千萬を超ゆるものなるが故に、若も支那が普通敎育に於て、合衆國と同一程度の發達を爲すものとすれば、優に八千萬の就學兒童を有するに至るべく、此等の數字に依りて支那の產業が現今如何なる程度の發達を爲しつゝあるや、及び將來發達の可能性如何等を推測するに足るべし、更に此點は支那現在の特許權、著作權等に關する法規の不備、及其實際上の缺陷に依りても十分に之を徵證するを得べく、即ち支那は此種精神的財產權の保護を等閑視して顧みざるに反し、合衆國は之が保護奬勵に關して完全なる制度を有し、其一年間の特許登錄數は四萬件に達し、建國以來の登錄數を合計するときは實に百五十萬件の多きに達するの狀態に在り。

(三)產業發達に對する支那人の覺醒

惟ふに過去に於ける支那は、發明其他の科學的研究に對し、何等の保護奬勵をも加ふることなく、終始一貫して古典研究を基礎とする敎育制度の墨守に努めしが故に、國民の智能は劃一的型典を形成するに至り、其結果國民の心理作用は過去數世紀を通じて、靜止の狀態を持續し來りぬ。然れども今日の支那は既に昨日の支那にあらず。即ち新支那は其過去を拋棄して將來の發達に努力し、從つて外國文明の接受に對し十分なる熱心を示すに至り、且其精神的並

に物質的可能性は、世界各國中最も冠絶せるものなるが故に、將來に於ける支那の發達は、正しく世界を驚倒せしむるものなくむばあるべからざるなり。加之支那國民は今や其無限の可能性と絶大の包容力とを有する國內產業の開發に就き、外國人の參加を許容するに至り、特に門戶開放機會均等主義を嚴守實行する國民の援助を衷心希望すること切なるものあるに至れるを以つて、其將來に於ける發達更に著しきものあるべきを疑はず。

（四）外國共同的援助の必要

支那有識の士は、孰れも其國民性の短所と國家制度の缺陷とを覺知するが故に、其今日の發達は主として外國人の援助に依ることを十分に認識するに至り從つて今後支那が近世文明を完成するには、更に外人の力を借らざるべからざることも亦彼等の均しく認容する所なりとす、而して支那產業の發達隆盛は一面國內秩序の回復維持と、他面外國資本の援助とを必要とするものなるが故に、彼等の或者は支那發達の前提條件たる此等重大問題の解決を促進援助するの目的を以つて、國際委員會の組織を提唱するに至れるものあるが、是れ洵に時宜を得たる主張と云ふべし。

蓋然らば即ち財政上の餘裕を有する大國が相提挈し、支那將來の發達を主眼として其國民的需要を充足せしむるが爲に之に援助を與ふべきの時機は、今や既に到來せるにあらずや。而して支那にして此の如く、外國の共同的援助を得んか、其將來は正に新世界の地平線上に赫々たる光輝を投ずべく、即ち支那は此新世界に於て自ら利すると共に、世界各國の發達に貢獻するが如き、重要なる使命を完成するを得べし。

彙錄

支那委員平等待遇を說く

外交總長陸徵祥氏は、昨日、支那の平和條件に關し概說する處ありたり。彼は平和會議に於ける支那の代表者として、合衆國汽船ジョージ、ワシントンに乘じ、昨日佛蘭西に向け出發せんとするに當り、船上に於て新聞記者に會見したり。同船には幾多の知名の士の乘船せるを見たり。陸氏は、先づハースト紙を通じて自己の意見を發表するの機會を得たることを喜ぶ旨を述べ、且つ、大要次の如きことを論じたり。

「余輩は、我國民が共和國建設以來、著しき進步をなしたりと思惟す。而して、此度の平和會議は、吾人が多年翹望せる幾多の夢想の一部を實現せしむるに足るべしと信ず。支那は、常に平和を愛好する國家なり。而して、今や大戰亂の終熄するに當り、平和會議に於て少きを求めて多くを與へんとしつゝあり。

支那は、凡ての國家より、平等の待遇を與へられんことを求む。而して、支那は凡ての國家と協調して、國際會議に於て平等の待遇を受け、相當の地位を得んと欲す。諸國家が、正義と人道の爲めに常に、忠實なりとは余輩の確信するところなり。

吾人が世界の列强の間に、正義と平等の主義を基礎とせる自決權を確立し、且つ、何等の障碍なしに、吾が領土を確實に所有するを得る權利を支持するを得ば、進んで平和追求の事業に從ひ、產業の開發に努め、喜んで世界と共にその恩惠を分たんとす。」

然らば、靑島を還附すべしとの意なりやとの記者の問に答へて曰く

「然り、靑島が將來吾に還附せらるべしとの確證を得たるは、諸君の知る處なるべし。そは一の契約なり。吾人は、この言責の重んぜられんことを望むものなり。」

然らば、貴君は、今日こそ正に、日本が武力を以て獨逸の領有より奪取したる靑島を返還すべき時なりと信ずるやとの記者の質問に答へて

「寔に然り。余は、絕好の機會なりと信ず。吾人は、講和會議に於て正當なる吾人の要求を主張すべし。或は、各國委員は吾人の主張に同意せざることあるべし。若し然らば、當分の中已むを得ず隱忍すべしと雖も、講和會議に於ては、何處迄もこの主張を固執せんと欲す。」

貴君は、曾て此の問題に關する列强の態度に就き知る處ありしや、又該領土が再び貴國の支配權の下に歸すべしとの確證を得たることありやとの質問に對し。

「御質問に對しては、唯今、何事も答へ難し。そは、講和會議に於て、必ず明瞭となるべし。但し、支那の主張は正當なりと信ず。」

此の會話に於て、支那委員は、一度も日本に言及する處なかりき。彼は、再び語を次いで曰く

「講和會議の問題は、これにて打ち切りとせん。支那は如何にもして、米國々民の能率迄到達せんことを望みつゝあり。吾人は、かの軍隊を復員して、工業及び農業方面に人員を供給せんと欲す。現在、支那の各地には多數の軍隊駐屯しつゝあり。而して、これ等軍隊は、今日迄徒らに軍事上の用に供せられたるに過ぎず。支那は、この軍隊を復員し、世界の善美なる目的の爲めに、軍人をして勞作人たらしめんと欲す。

支那經世上の第一歩として、先づ工業に從事するものを支持するに足る食糧を供給する爲めに、必要なる人員を田園に送らざるべからず。充分なる食糧を、廉價にて供給するは、工場勞働者をして、その最善を盡さしむる途なり。

次にとるべき手段は、工場を監督し、或は此處に働く才能ある人間を養成すべきことこれなり。支那の工業をして、かの豐富なる我が原料の價値と同等のものたらしめ、且つ、未成品を充分消費し得るものとせざるべからず。今や支那は、將來かの貿易の試練を經るも、決して恥ずかしからざる職工を養生せんとせり。

吾が國の教育制度は、支那をして、世界市場に活躍せしむるに必要なる人材を得んとするにあり。而して國民は、かくの如き人材を養成し。これを訓練するを以て、一の義務なりと信ず。」（一九一九年一月二日紐育アメリカン）

講和使節に關する日支間の衝突

一月十五日　巴里發電

去土曜日に、第一回大會を開きたる國際會議に於て議せられたる、小國の代表者數の制限に關し、小國側に、幾多の不平を釀したり。委員資格の制限に就きては何等實際上の影響なし。然れども、小國は、その大さ及び重要さに關し、從屬的の地位に置かれし事に對し、反對したるなり。

これが最も著しき例は、支那なり。同國の參戰目的は、講和會議に於て、或る地位を得んとするにありき。支那は、最近、內國の葛藤を調停し、南北兩派間に或る協定を見るに至り、戰鬪行爲を中止したるは、來るべき巴里會議に於て、擧國一致、これに當らんと企圖したる爲めなり。外交總長陸徵祥氏を首領とせる、五名の全權委員は、當地に到着したりしが、到着早々、彼等は、支那の委員は三名或は二名に制限せられしを知りたり。

爲めに支那委員の憤懣はその極に達し、彼等は、米國委員の援助を得て、自己の意見を貫徹せんとせり。これ彼等が過去に於ける米國の友誼に信賴したればなり。この問題に對し、支那に反對したるは日本なり。數週間前、東京政府の發表せる處によれば、同政府は、支那と或る協約を結び、平和會議に於ては、共同して彼等の利益を代表すべしとせり。これ支那委員の最も反對せる處にして、彼等は國際會議に於て、單に日支の協定を基礎とせず、支那の領土及び地位を基礎として、これに臨まんとせり。

如何なる國の委員も、平和條件に同意する爲めにのみ必要とせらるゝものにあらざるを以て、委員數の比例に關しては、何等問題とするに足らず。平和會議に於ては、滿場一致の協議に俟たざるべからず。聯合の平和は、決して獨逸と共に達せらるべきものにあらず。議會に於けるが如く、議案に對し、一々投票を行ふべきものにあらず。されば、問題となるは單に各國の威望と、等級これなり。この場合に於て、列强は、承認を强要するを得べけれど、小國は、その格付けに從はざるべからず。

委員問題に關し、尙ほ重大にして、興味ある問題は、英國が加奈陀、濠洲、ニュージーランド、南亞弗利加、印度より別々に代表者を出さんことを希望せることこれなり。この問題に關し、米國委員は、印度は既に特別の承認を求むるに足る、充分なる地理上の要素ありとの理由により、この說に贊成し、且つ殖民地は、當時、參戰を拒まんとせば、拒むことを得たる獨立權を保留し居たりと說けり。米國委員は、英國が、かゝる多數の代表者を出すことを希望せり。何となれば、米國は、種々なる問題に對する自由主義の態度を、英國殖民地の代表者に依り支持せらるべしと思惟したればなり。

米國委員はポーランドに米國軍隊を送らざることに決せり。而して、英國も、未だ東歐羅巴の鬪爭の渦中に投ずるの意嚮を發表せずと稱せらる。

Quai d'orsay に於ける五大國代表者の第一回相談會に於て、ポーランド問題に關し、長時間協議したる結果、佛伊戰線に在りしポーランド軍の二個師團を、ポーランドに派遣すべきこと、及び、休戰條約の條件に從ひ、ダンツイツヒドルン間の獨逸鐵道を使用すべしとの二項を議決したり。昨日の某佛蘭西新聞によれば、フォッシュ將軍は、一月十七日の休戰條約を繼續して、この特權を要求すべしと報せり。

この問題は、米國委員に對しては、極めて重大なる問題なり。彼等は、米國軍隊の使用に關する、議會の協贊は、獨逸が休戰に調印したる時に於て、解除せられたりとの意見を有するが如し。

ウイルソン大統領は、或る場合に於て議會を無視して迄自己の政策を行ふ力量あるは人の知る處なり。然れどもこの場合に於ける彼の不干涉政策は大統領の權力に對する憲法上の制限と一致すべし。

（一九一九年一月十六日紐育トリビューン）

事業界

支那礦業會社營業成績

同社の第六回年次通常株主總會は、昨年十二月十九日倫敦に於て開催せられたるが、今當日議長たる W. H. Turner 氏の試みたる演說の概要を記せば左の如し。

一九一八年六月三十日に終る一年間の成績は、頗る良好にして、其前年より優良なりし一九一七年に比し、更に一層良成績を收め得たり、即ち計算書に現はれたる利益金は前年の二九一、五六二磅に對し、本年は五七六、五五五磅の巨額にして、之が增加を招きたる原因は、數項にして盡きざれども、第一に賣却炭量の增加にして、二、九九六、六六八噸即ち約三百萬噸に達したり。

爲替の昂騰　第二に諸種の原因よりして一噸當利益の增加即ち之にして、重役報告書に於ても指摘せられたるが如く此の增加せる利益は更に一年を通じ終始連續したる爲替高に依りて一層の激增を見るに至れり、此事に關しては昨年の總會に於ても說明したる所なるが、誤解を招かざらんが爲めに之を詳述すれば、一九一六年六月一日に終る開灤炭礦の利益は我損益計算書に於ては一弗に付一志一片一六分の七、翌一九一七年には二志五片二分の一にて換算せられたるが、本年度の換算率は更に昂進して三志二片八分の一となれり、其結果開灤炭礦に對する三、二九九、三九七弗の我が利益分は、前年の爲替率にて換算する額よりも超過すること、倘約一二〇、〇〇〇磅の多きを算するに至れり。

利益及配當　支那に於ける利益に更に利子を加算し、之より少額の費用を差引き、計算書の貸方に齎らしたる開灤炭礦の純益は五四六、五四九磅に達す、歐洲に於ける利子は三七、〇四七磅其の他の收入四、二六五磅にして、即ち貸方合計は五八七、八六三磅とす、(前期よりの繰越金を含まず)、借方勘定は前年と大差なく、英國及白耳義救濟恤金は二、〇〇〇磅を算し、之が內容に關しては去る四月の總會に於て既に詳述したる所と同樣なり、本期の貸方殘高は五七六、五五五磅にして、之に前期よりの繰越金二〇二、八三五磅を加算するときは、合計七七九、三九〇磅の多額に達す、所得稅は既に御承知の如く其稅率三〇%にして、即ち本期に於ては五四、〇二三磅となれり、次に戰時利得稅は前年にありては八三、八一〇磅なりしもの、本年は三五〇、〇〇〇磅を算せり、之は幾分苛稅の嫌なきにあらざれども、戰時中に於ける國民としては致方なき義務にして、戰爭の終結と共に自然に消滅するに至るべし、而して去る五月十五日特別配當(年五分)として五〇、〇〇〇磅を仕拂ひたるを以て、貸借對照表に現はれたる貸方殘高は三二五、三六七磅となれり、之れより年一割の配當(即ち五月仕拂濟の配當を加へ年一割五分の配當となる)を差引くときは、殘高は二二五、三六七磅となるべし、而して配當金に對しては會社に於て既に所得稅を仕拂ひたることゝて、再び附加せられざるものなり云々倘決算報告書を示せば左

の如し。

收入の部

開灤炭礦よりの收益	五四六、五四九磅
歐洲に於ける利子	三七、〇四九
代理手數料	四、〇〇〇
雜收入	二三三
爲替	三二
前期より繰越	二〇二、八三五
計	七九〇、六九八

支出の部

歐洲に於ける費用	五、一〇八
重役の報酬	四、二〇〇
所得稅	五四、〇二三
救濟恤金	二、〇〇〇
計	六五、三三一
差引殘高	七二五、三六七
之を處分すること左の如し。	
特別配當（五月仕拂濟年五分）	五〇、〇〇〇
通常配當（年一割）	一〇〇、〇〇〇
戰時利得稅	三五〇、〇〇〇
後期へ繰越	二二五、三六七
計	七二五、三六七

昨年度上海各業成績

人參業

南市鹹瓜街の參行（人參問屋）として阜昌、德昌、葆大、元昌の四店は營業最も盛大を極め、同業者之を四牌子と稱して最高の位置に推せり、近年以來福建廣東方面の客帮皆な其名を知て之と取引せざる者なし、故に收益亦頗る多きを擧げたり昨年各店の營業成績を見れば即ち左の如し（單位兩）

阜昌	五五、〇〇〇	德昌	二五、〇〇〇
元昌	二二、〇〇〇	葆大	二二、〇〇〇
永裕泰	五、〇〇〇	養眞	五、〇〇〇
久康	四、〇〇〇	合計	一三八、〇〇〇

酒行

南市各酒行は專ら牛莊の高粱燒酒等を卸賣する問屋に係り、近年來種々捐稅を增課せられ從て市價の漸昇を來たし販路爲めに減退せし模樣なり、去年牛莊の出廻旺盛ならざりしを以て同業の獲利充分なる能はざりき（單位兩）

同昌福	四、〇〇〇	莊恒升	三、〇〇〇
萬奉	三、〇〇〇	恆義	二、〇〇〇
裕大和	一、五〇〇	裕和	二、〇〇〇
恒愼	二、〇〇〇	洽記	一、〇〇〇
合計	一八、五〇〇		

白蠟業

此業は從來海外輸出に重きを置き去年歐戰終熄せるに拘はらず、尙ほ船腹不足の爲め外商筋多く買入を手控へり對內販路に至ては、各省兵亂紛起して販路限られし上に、四川產地の出荷旺盛ならず是故に該業中客帮を除けば、行家

問屋十餘軒の獲利稀少なりき本年新に宏大號の開業を見たり（單位元）

寅大	三、〇〇〇	程達記	三、〇〇〇
椿裕盛	二、〇〇〇	潤記泳	二、〇〇〇
同春	二、〇〇〇	合計	一二、〇〇〇

鮮魚業

當地小東門外の氷鮮各魚行（海洋魚類を取扱ふものを氷鮮行と云ふ）は當處一帶商業中の巨擘と爲す昨年營業の成績前年に較べて稍や良好なりき、唯北海魚類の出廻り減少せし爲め同業の收益も多少不同なり。

蓋し各行の客に代て賣買し六分の口錢を取るが故に、各行の商取引亦大に觀るべき者あり、茲に昨年に於ける各行の取扱高を錄すれば左の如し（單位元）

行名	昨年取扱高		
泰昌	五五〇、〇〇〇	鴻昌	五〇〇、〇〇〇
源利	四五〇、〇〇〇	源通	四五〇、〇〇〇
公順	五二〇、〇〇〇	源裕	五五〇、〇〇〇
東昶太	四五〇、〇〇〇	豐號	五〇〇、〇〇〇
生記	四五〇、〇〇〇	源茂	四八〇、〇〇〇
乾豐	四〇〇、〇〇〇	合計	五、三〇〇、〇〇〇

以上合計五百三十萬元の總取扱商に對する、其六分口錢即ち三十一萬八千元は各行の營業取得なり。

水菓業

滬南十六舖内一帶の水菓行即ち菓實問屋は、元來大問屋（大同行）小問屋（小同行）の別あり、大問屋十五軒、產地と直接取引を爲し小問屋十二軒貨客に代て賣買し手數料を取るもの是なり、昨年營業成績稍や良好なりしが懸賣代金集まらざるより其結果收益額は一昨年に較べて頗る劣りたる觀あり（單位兩）

大同行			
梁東升	五、〇〇〇	義源德	五、〇〇〇
大盛	五、〇〇〇	協豐	五、〇〇〇
寶成	五、〇〇〇	阜成	五、〇〇〇
協成慶	二、〇〇〇	源康	三、五〇〇
合興	三、〇〇〇	鄭同餘	二、〇〇〇
江增茂	三、〇〇〇	公昇	二、五〇〇
益成	二、〇〇〇	文成	二、〇〇〇
民記	一、〇〇〇		
小同行			
潘源盛	四、〇〇〇	張恒茂	二、〇〇〇
永大	二、〇〇〇	唐恒泰	三、〇〇〇
張恒大	二、〇〇〇	順茂	四、〇〇〇
祥記	一、〇〇〇	祥茂	一、〇〇〇
成發	一、〇〇〇	同茂公	一、〇〇〇
盛裕	一、〇〇〇	源裕	一、〇〇〇
潮汕郁			
同和	四、〇〇〇	發合	三、〇〇〇
馬順記	二、〇〇〇	大順	二、〇〇〇
合順	一、五〇〇	合計	八六、五〇〇

銀爐

昨年北市銀爐の營業は春夏兩季金融緩慢に因り、頗る閑散の狀態を續けたるが、秋冬兩季に至り市上現銀の拂底を告げ、各銀爐反て喜色を帶ぶる者多かりき、こは海外輸送の大條銀及大小銀貨等を以て寶銀に鎔化すべく、該銀爐に依托する者多かりしが故なり、然し石炭及鎔化藥の價格甚しく昂騰せし爲め、收支差引かば利益を得たる者左程多からざりし模樣なり、即ち左の如し（單位兩）

泰享源銀樓	三、〇〇〇	泰享源銀爐	五、〇〇〇
萃泰	五、〇〇〇	生源	二、〇〇〇
萃源	三、〇〇〇	聯性	三、〇〇〇
同源	三、〇〇〇	允泰豐	三、〇〇〇
協泰豐	二、〇〇〇	宏久	三、〇〇〇
勤泰	二、〇〇〇	聯源	一、〇〇〇
裕豐成	二、〇〇〇	同豐	二、〇〇〇
合計	三九、五〇〇		

米業

米店には自ら精米機を据置きて客に代て精米する者あり、又麥、米、麥粉等の卸小賣を兼業する者あり、且つ投機營業に從事する恒盛、和盛の如き米店八軒あり、均く租界內に業を營み資本亦富有なる者あり、（同業之を盛字輩と稱す）昨年の商內は行家と彷彿たる間にあり、而も該店一年取扱額四五百萬兩を計上す。昨年米價頻に低落し掛金集收せざりしより獲利者少き模樣なり、往年に比較せば僅に其年分の三四に當ると云ふ（單位兩）

同盛	六、〇〇〇	恒盛	五、〇〇〇
洪盛	四、〇〇〇	益盛	三、〇〇〇
和盛	三、〇〇〇	永盛	一、〇〇〇
鼎盛	一、〇〇〇	穗盛	二、〇〇〇
合計	二五、〇〇〇		

材木業

材木商に大同行小同行の別あり、大同行は福建、廣東、湖北、安徽等に均く沙船を備へて運輸の用に供し、木貨は尤も建木廣木を以て大宗と爲す、近來南北市に專ら洋木のみを取扱ふ各行あり、即ち米國松、洋松、日本松等の外貨を取扱ふなり、昨年營業狀況を見るに秋季間船隻の運賃加增同盟に因り福建の如きは殆と三月間の久しく船積なきが爲め來貨中斷し、各行品切となりて其影響の蒙る所頗る甚大なりき、此結果運賃增加を斷行せし所年末決濟期に至り其收益を減少せしむるに及べり、又洋木行の營業成績は歐戰以後良船稀少の爲め洋松類大缺乏を來し需要供給に資せざる勢となり、其結果久記の如きは一昨年の如きは一年中に四十餘萬兩の多きを獲得するに至れり、昨年夏秋頃には僅に日本松の米國松に代用さるゝあり、初冬季節歐戰終を告ぐるや、船運漸く通じ米國松市場に現はれ、忽ち市價低落して三割安と爲り各洋木行に大打擊を與へたり、茲に昨年の收益者を錄すれば即ち左の如し（單位兩）

大同行

仁豐	一二、〇〇〇	聚豐	一〇、〇〇〇
裕昌	八、〇〇〇	久大	四、〇〇〇
巽森	六、〇〇〇	元享	四、〇〇〇

尙ほ一先決問題あり、即ち國家收入の整頓これなり。現に中國の財政は分配敷かざるに非ず、實に支配善からざるなり、南北用兵以來財政統系の紊亂は益々甚し、此後は應さに國家稅と地方稅とを劃清すべく然らば國民の負擔する所の者方さに能く直接に國家を補助せん。

各代表之を贊成し、終に此案を以て地方制度案內に插入するに決せり。

二十四日開議、前日未了各案の審査を續行せしも一も結果なく、事實上二次停議の勢あり。蓋し法律案（即ち國會問題）に關し南北の主張絕對に相容れざるのみならず、國會自身も亦和平會議の解決を受けずとの强硬論を主張するものあり、勢後廻しとなさゞるを得ず。善後案も亦兵額及び經費分配問題に躓づき擱置して議せず。形勢頗る寒心すべき傾向を示せり。（國民通信社報道に據る）。

二十五日審査會開會、財政政治各案を審査せしとのみにて眞相判然せず、而も國會職權自由行使問題、湖南張敬堯罷免問題に關しては殆んど和平會議に解決の能力なきを暴露せんとしつゝあり。

二十六日開議、財政政治各案審査。

二十七日開議、財政善後各案並びに湖南問題審査、

二十八日開議、法律問題討議。

二十九日北方代表の出席するもの僅かに三名にて開議する能はず。

三十日も南方代表は全部出席せるも北方代表は三名のみ出席、開議する能はず。

國會問題辨法

南北和平會議が國會問題のために行詰りの狀態に陷れることは前項に於て說明せる所の如し、今本問題に關する辨法として從來新聞紙其他に依りて傳へられし所を綜合すれば大體左の如きものあり。

第一　新國會維持說

北方派特に新國會に於ける多數派たる安福俱樂部の熱心に唱道しつゝあるものにして、現に北京に於て開會中なる新國會を正當なる國會と認め之を維持すべしといふに在り。法理上よりいへば本國會は凡そ次の如き順序に依りて成立せるものにして、嚴密なる意味に於て「國會」にあらず、「諮詢府」たるに過ぎず。即ち民國六年正式國會が時の總統黎元洪氏に依り解散せられ、張勳氏の復辟を經て段祺瑞氏の共和恢復を見るや、氏はその標榜上共和制を遵守するの意を事實上に示さゞるべからず、而も政敵の根據地たる從來の正式國會を恢復することは到底その忍び得る所にあらず、段氏はその政策の贊襄者として自己の意の儘に操縱し得る國會を要するなり。研究會系は於是乎進むことを得たり。蓋し研究會系は正式國會の多數派たる國民黨系を政敵に有つことに於て段派と一致し、利害關係上又實に段派と完全に握手し居るを以て、此機を利用して政敵の復活を防止すべく、臨時參議院召集論を段派のために準備せり。かくて臨時參議院が、その職責たる國會組織法の修正を了して閉院するや、この

修正國會組織法（實質は段氏の私法）に依りて終に所謂新國會なるものゝ現出を見たり。新國會は此の如き順序に依りて成立を告げたるものなれば、南方派は絶對に之を承認せず、故に北方側にして本說を主張して讓歩せざるに於ては到底南北の一致を見る能はざるべし。たゞそれ徐總統を選擧せるものは此新國會に外ならざれば、北方派としてはやゝ難き執着を本說に繫けつゝあるは當然の順序なりといふべし。畢竟本說は北方派の最極端說なり。

第二　舊國會維持說

本說は南方急進派の主張する所にして、南方側の最極端說として北方側の新國會維持說と相對するものなり。即ち現に廣東に於て開會中なる所謂舊國會を正當と認め、之をして國會としての職權を自由に行使せしむべし、即ち一名國會職權自由行使說といはるゝものなり。民國六年正式國會の破壞さるゝや、國民黨系の國會議員は南下して廣東に集合し、「國會は自から集會開會を行ふことを得」といへる約法の明文に依りて開議し、初めて法定數不足の爲め「國會非常會議」と名乘りしが、後漸くにして法定數を獲得し、「第三次正式國會」と稱し、繼續開會しつゝあれど、前憲法顧問ウキロオビイ博士がファー●イースタン●レヰウ大正七年十一月號に於て指摘したるが如く、議員の任期すでに滿了せるやの疑ひあり、加之不應召議員を補選したる手續に違法と認むべき點もあれば、本國會も亦正式國會と認むる能はざるのみならず、本國會を維持して新國會をのみ解散するときは北方派一致の大反對を招くべきを以て本說は到底和平會議を通過するを得ざるべし。

第三　制憲機關創設說

國會以外に別に一の造法機關、即ち憲法制定機關を作りて之をして正式憲法を制定せしめ、新憲法に依りて正式國會を召集せんとする說なり。一時噂ありたる各省代表幾人宛かを南京に集めて造法機關を組織せんといふ說は本說の範圍内に屬す。而も此の如きは民國の根本方則たる國會の憲法制定權を奪はんとするものなれば護法を叫べる南方の容認を得べくもあらず、但し實際政治家の間に論議多きは事實なり。

第四　新舊國會混成說

北京國會の衆議院と廣東國會の參議院とを合して一新國會を混成せんといふ說にして、法理上何等の根據無きは勿論、妥協主義を最簡單なる形に於て國會問題に應用せんとせるもの、一顧の價値なく、今日までに消滅して何人も本說を說く者なし。

第五　正式國會召集說

現存の北京廣東兩國會自から解散し、舊國會組織法（法理上の現行法）に依りて正式國會を召集せんとするものなり。既に第一第二兩說の不備を道破し來れる吾人は、本說を以て最公平穩健なる方法と信ずるものなれど北方側は「段氏修正國會組織法」を認めざる點より反對すべく、但だ南方穩健派は護法の實を取る意味よりして本說に贊成すべしと推せらる。

り。

第一　山鐵合辦協定

「山東省に關する條約」第一條に依り大正七年九月二十四日後藤外相と駐日支那公使章宗祥氏との間に濟順、高徐兩鐵道敷設に關し、日本資本家にその借款權を與ふる旨の公文を交換し、九月二十八日右に基き我が特殊銀行團（興業臺灣朝鮮三銀行）と駐日支那公使章宗祥氏との間に濟順、高徐兩鐵道敷設豫備契約成立せり。

又膠州灣還附の件に關しては、本年一月二十一日貴衆兩院に於て内田外相より左の如く演述せり。

彼の膠州灣租借地の如きも帝國政府に於て追つて獨逸國より其自由處分權を獲得するに至りましたならば大正四年五月二十五日山東省に關する日支條約關係交換公文の條項を遵行し該租借地を支那國に還附すること勿論で御座ります。

膠州灣還附に關する公約は、右に依り再確保され、帝國の光明正大なる眞意は何人も疑ふ能はざる所ならんと信せられしに拘はらず、支那側は終始一貫して日本の眞意を曲解し、大正三年日獨交戰中も絕へず日本軍に中立蹂躙の行動ありとの抗議を提出し、その結果は之を戰後の判決に俟たんとの意を示し、大正六年八月十四日終に獨逸に對して宣戰を布告し、戰後に於ける講和會議參列を豫約せられ、以夷制夷的用心を以て戰爭に參加したるが、大戰平和會議の開かるゝや陸徵祥顧維鈞王正廷以下日本に好意を有せざる人物のみを以て全權委員に任命し、平和會議席上一擧にして日本の主張を覆がへさんとせり。一月二十八日五大國最高會議に參考人として招致されし顧維鈞氏が、膠州灣直接還附論を高唱せしこと、王正廷氏が新聞記者に對し所謂密約（前揭山鐵合辦協定にして何等密約にあらず）を暴露せしことは、共にその序幕にして、爾後或は聲明、或は宣傳を以て支那側が發表したる山東問題に關する主張は、要するに

（一）對獨宣戰の結果支獨兩國間の一切の條約（バクタ●トランシトリヤ、即ち土地割讓條約、國境條約並に獨立承認條約をも含む）は全部廢棄されたるものなれば、膠州灣租借地は獨逸より直接支那に還附さるべきものなり。

（二）大正四年の日支條約（「山東省に關する條約及附屬公文」「南滿洲及び東部內蒙古に關する條約及附屬公文」「膠州灣還附公文」其他を指すものにして、支那側は「二十一條の要求」といふ文字を使用して之を表明しつゝあり）は、日本の兵力脅迫に依りて强いて調印せしめられたる

ものなれば、ブレスト●リトウスク條約と同じく無効なり。

(三)從つて右に基き締結されたる「山東諸問題處理に關する協定」「山鐵延長線公文及び契約」共に無効なり。

といふに歸着す。宣戰布告は通商條約の廢棄を伴ふことは勿論なるも、領土に關する條約は決してその影響を蒙むるものに非ざることは國際法學者の間に解釋一致せる所、故に一切の支獨條約が宣戰布告に依つて廢棄されたりといふは毫も理由なく、又所謂「租與地不還附の法則」ありて、獨逸の有する租與權は占領者たる日本が之を全部繼承し保持する事が、國際公法上の本則なることを知らば、支那側の直接還附要求は殆んど成立すべからざるものなるを知るべし。此等の諸點に關しては法學博士高橋作衞氏が五月二日の新聞紙上に發表したる議論頗る參考に値するを以て冗長を厭はず之を左に採錄すべし。

支那講和委員は「青島は獨逸より直接に還附せらるべきものなり是れ支那參戰の當然の結果なり」と主張するものゝ如し、此の主張の正當なるが爲めには先決問題として、「膠州灣の租與權(通常租借權と稱す)は獨逸より支那に還附せらるべきものなり」と云ふことを確定するを要す然るに多數國際法學者の謂ふ所に據れば租與地は獨逸のものたると日英佛のものたるとを問はず之を還附すべきものにあらずと爲す、其の理由は租與地は一種の割讓なりと謂ふに在り、而して已に還附すべからざるものとすれば支那が參戰すると否とを問はず之を支那に還附すべからざるものなり、支那が參戰を理由として青島の直接還附を主張するは根本より論據なし、而して此の租與權の戰爭により消滅すべからざる理由はバクタ●トランシトリヤ即ち土地割讓條約、國境條約並に獨立承認條約等は戰爭によりて効力を失はずと謂ふに在り、故に余は目下支那人の妄言する青島直接還附は國際法の本則に反することを說明して之を戒め、日本が特に之を支那に交附するは日本の好意に基く例外的約束以外に論據なく、此論據に反して漫りに蠢動するときは已むを得ず本則に復歸し之を支那に還附せず、獨逸の得たる租與權を占領者たる日本が全部繼承し且つ保持すべきものなりとの法則を言明す、而して租與地不還附の法規は英佛諸國多數學者の一致する所なるを以て余の玆に陳述する所は英佛諸國の異議なき所なることを疑はず。

第一、租與地の性質　抑租與地とは英語にてはリース佛語にてはセッション●ア●バイユ即ち租與による割讓なり、バブロフ條約の支那文には租借の字を用ゐず租與の字を用ゐて割讓の意味を表示せり、玆に租與地の性質に關する諸學者の意見を引照すべし。

(一)佛國デバニュー氏の說

租與地は一定期間の終了後と雖其還附は覺束なきものなり、租與地は變形の割讓にして租與地を求めたる國家が第三國の猜疑を避くる爲めに爲すものに過ぎず。

(二)英國ウエストレーク氏の說

千八百九十八年清國が二十五年間露國に許與したる旅順

ざるべからざる立場に在り。而も米國の態度が後述する如く異常の強硬を示し來るや、南洋獨領處分問題に於けると同じく、妥協案として

一般獨領植民地と同樣（引離して考へずとの意味）に考慮し、對獨講和條件中の一項として「獨遙は山東に有する一切の權利利益讓與を廢棄すべし」といふを挿入し、その最後の處分は講和條約締結後に廻すべし。

といふを提出し、之を以て日本を說服せんと試みたり。この眞意は實に膠州灣の聯合國歸屬、從つてその國際管理續いて委任統治國として支那が選定さるゝの順序となり、膠州灣は日本の手を經ずして聯合國の手を經て支那に還附さるゝことゝなるべきを以て、日本は一般獨領植民地處分問題より引離して特殊問題として見、前揭の如き「無條件にて日本に讓渡」てふ主張を突張りたる次第なり。

第二　佛　國

特に著大なる表示を爲したることなく、略英國と同意見なりと察せらる。

第三　米　國

第一段に於て支那の見解を支持して直接還附を主張したるが、その到底成立すべからざるを見るや、英國案たる國際管理案を極力主張し、日本の青島還附條件に對し疑心を披瀝し、日本が專管居留地選定に當り、青島の最良最大の部分を選定するに非ずや等の疑問を以て日本の主張を阻撓せんとしたり。日獨交戰當時米國は尙參戰し居らず、日本との間に英佛伊露對日本の如き諒解成立し居らざりしを奇貨として本問題を窮地に陷れたるものゝ如し。

山東問題は一先づ決定せり、然もその決定たるや僅かに支那側の直接還附論、聯合國側の國際管理論を排除したる迄にして、支那側は大正四年日支條約に關する見解を今尙ほ支持し居り、國際聯盟規約第二十一條の規定を援用して盛返し運動を試みんとしつゝありと、本問題の前途は決して樂觀を許さゞるなり。

內治外交

●法治尊重令　四月十七日大總統令、司法總長朱深之呈請に據るに立法司法行政三權の區別を明令もて申明し以て權限の紊淆を免かれたし等の語あり立憲國家は主として三權の分立を重んず民國約法の規定至つて明かなり近年政局未だ寧からず各機關の職務權限は輒ち侵越を滋せり即ち司法官吏の如きは法に依り應さに監督長官より隨時糾察すべし而して該部原呈稱する所各省議會司法官吏に對して時に査辦咨請するの擧ありと此の越權擧動は殊に獨立の精神を失ふに似たり須らく知るべし立法司法各部統系あり職責既に重く制限尤も嚴なることを嗣後務めて各法治を尊重し職權を洛守し以て畫一を昭かにして紛糾を杜げよ此に令す。（八、四、二〇、上海時事新報）

●京師高審廳長　四月二十二日大總統令、朱献文を任命して京師高等審判廳々長と爲す此に令す。（八、四、二四、時時新報）

●湖南實業廳長　四月二十二日大總統令、吳躍金を任命して湖南實業廳々長と爲す此に令す。（八、四、二四、上海時事新報）

●修正國會組織法　四月二十二日大總統令、國會議決の修正國會組織法第五條、本大總統約法第三十條に依り之を公布す。

國會議決の修正衆議院議員選擧法第九十八條、本大總統約法第三十條に依り之を公布す。（八、四、二四、上海時事新報）

●無條約國人取締令　四月二十七日大總統令、無約國人の華に在りて居住遊歷する應さに中國の法令を遵守すべく他國より代つて保護を爲す能はざるは曾つて前清光緒三十四年九月外交部より各省に通咨して案に在り此後あらゆる無約各國中國と彼此訂約せんことを願ふ者は當然平等を以て原則と爲しその祖國を脫離して別に新邦を建つる者も亦當然その祖國當時の條約上各種の權利を繼承する能はず各該族人民現に多く中國境內に僑居すあらゆる認稅訴訟等の事は悉く應さに中國の法令を遵守して辦理すべく倘し第三國にして代つて利益保護の事を爲さんことを要求するあらば應さに即ち成案に根據して一律拒絕すべし此項無約國人民管理條例は丞かに應さに速に從つて釐訂し以て遵守に資すべく著して國務院より各主管機關に分行し迅速詳擬呈辦せしむ並びに各地方長官に著し所屬を通飭し一體に遵照せしむ此に令す。（八、四、三〇、上海時事新報）

●肅治安民令　四月二十八日大總統令、縣知事は親民の官たり兼ねて司法を理む原と情形を熟悉し民艱を體恤せんことを期す乃ち內務總長錢能訓司法總長朱深の呈稱に據るに各縣知事の受理詞訟迭りに名目を巧立し端を藉りて勒捐する等の情事ありてかくの如きの任意勒罰はたゝに司法の威嚴を損するあるのみならず且つ保民の職守にそむくあり亟かに應さに嚴切申禁すべし嗣後各縣知事の案件を審理する應さに法律に恪遵して辦理すべく案を藉り勒索し閭閻を擾累するを得ず並びに各該長官に著し隨時考察しもし前項の情弊あり一たび告發して實を得ば即ち該管長官より呈請し嚴に從つて懲辦し以て東治を肅し民生を安んせよ此に令す。（八、四、三〇、上海時事新報）

●紅十字副會長　四月二十九日大總統令、蔡廷幹を派して中國紅十字會副會長と爲す此に令す。（八、五、二、時事新報）

●裁兵屯墾の進行　裁兵屯墾の一事は上海和平會議表決の計畫たり茲に聞く計畫中指定せる屯墾の地點は

（一）北方は新疆甘肅陝西湖南奉天吉林黑龍江熱河察哈爾綏遠等の省區。

（二）南方は四川雲南貴州等の省

なるが屯墾隊の詳細の地點及び兵士數目は大要下の如し。

（一）新疆　喀什噶爾葉爾羌等の六處屯墾隊一萬二千人
（二）甘肅　西寧涼州等四處屯墾隊八千人
（三）陝西　榆林等三處屯墾隊六千人
（四）湖南　沅江醴陵等四處屯墾隊八千人
（五）奉天　懷仁寬甸等五處屯墾隊一萬人
（六）吉林　琿春等三處屯墾隊六千人
（七）黑龍江　愛琿等八處屯墾隊一萬六千人
（八）熱河　赤峰朝陽等三處屯墾隊六千人
（九）察哈爾　青山白神塔等三處屯墾隊六千人
（十）綏遠　歸化薩拉齊等三處屯墾隊六千人

總計　八萬四千人（八、四、三〇、順天時報）

●軍人不干政贊成　林葆澤莫榮新氏等近ろ外患急迫に因り聯名にて北方に通電し軍人政治不干預を力主せしが北方軍閥も頗る感悟する所あり參陸辦公處より左の如く

贊成を復電し來れりと。

保定曹經略使奉天張巡閱使蚌埠倪巡閱使各省督軍省長各督辦各特別區域都統上海處會辦王副使齊夏馬護軍使庫倫陳都護使各總司令總指揮各鎮守使海軍各司令各師旅長武寧陸上將軍上海朱唐兩總代表及び各代表均鑒本日林莫李呂方李程諸君の通電に復すその文に曰く佳日の通電曷んぞ欽佩に勝へん全文を細譯するに蓋し軍人政治に干涉するを以て年來內爭の根を爲し因つて以て國は困しみ民は病む內爭やまざるの惡果その究極を推すに凜然土崩將さに成らんとするの憂ふべくその歸宿を謀るに軍事獨立の宜しく急なるべきに憬然たり而して成見の破除內爭の促息を以て目前救濟の方と爲し中堅を確定して將來改革の備と爲す何ぞ之を言ふの深切著明なるや懷芝等大勢の趨く所に鑒み國防の日に丞かなるをおそれ每に民力既に竭き餉源日に難く內爭もしやむ時なくんば國家先づそれより敝れんと念ひ將さに收束整頓の計を爲さんと欲せば必らず先づ整齊劃一の圖を謀り自から以て內爭を消弭して速かに統一を事とするは最も急務と爲す久しく斯術を懷き含意達せんと欲す玆に來電を奉じ先づ我が心を獲たり蓋し頻年爭端の啓は實に軍事政治の界限不明なるに因る夫れ軍人は國防を以て職責と爲す本と政見の言ふべき無し政治問題は別に一事たり更に軍人の宜しく代謀すべき所にあらず祇だ界限不明なるを以て遂に競爭やまざるに至る眞に甚だ謂はれ無し玆に天人亂を厭ふの時に當り內爭促息の論を聞くを得たり風雨鷄鳴なんぞ喜ばざらんや果して來電論ずる所の如く軍政軌を分ちて以て趨かば則ち內爭由つて而して起るなく內爭にして起らざる則ち國困は以て復すべく民病や以て蘇すべし空穴の風自から來るなく閱牆の爭外其の侮を禁ぐ則ち國防固くして境內安く我が軍人の職責乃ち完し懷芝等素と國家統一を以て志と爲す本と成見の言ふべきなし而して今日の救濟を謀り將來の改革に備ふ更らに私意昕夕企嚮する所たり故に來電に於て極めて贊同を爲す謹んで區々を布く幸ひにそれ以て之を敎ふるあれ等の語、特電奏聞す倘し惠敎に吝かならざれば至幸なり張懷芝靳雲鵬十九日印。（八、四、二二上海中華新報）

財政經濟

●龍烟鐵鑛督辦　四月十九日大總統令、陸宗輿を派して龍烟鐵礦公司督辦と爲し丁士源を會辦となす此に令す。（八、四、二一、上海時事新報）

●中華銀公司成立　中華銀公司は四月十二日午後二時中央公園に成立大會を開き出席者は中國銀行總裁馮耿光副總裁張嘉璈、交通銀行總理曹汝霖協理任鳳苞董事梁士詒周自齊秘書趙慶華、滙業銀行總裁陸宗輿、鹽業銀行總理吳鼎昌經理岳榮堃、金城銀行總理周作民經理吳言淸、中孚銀行經理孫元方、新華銀行總理方仁元、五族銀行經理陳文泉、北京商業銀行總理張啓達、大陸銀行代表談荔孫等にして梁

土詒を推舉して臨時主席と爲し銀公司の章程を討論し定名して中華銀公司と爲し並びに集資公司と爲すに決定し先づ京津各銀行より分任し將來滬漢各銀行加入の時は再び京津各銀行より成數を分讓し理事七人乃至十一人查賬員二人を設く當時周自齊曹汝霖陸宗輿孫多森馮耿光吳鼎昌周作民梁士詒八人を擧定して理事と爲し理事缺員三人は滬漢各銀行加入の際補選することとし查賬員には方仁元張肇達二人擧定せられたり理事長は次回開會の際推擧すべしと。(八、四、二三、上海中華新報)

●中銀營業成績　中國銀行開幕以來營業蒸々として日に上り我が國實業界にあつて首として一指を屬すべしこゝに該行七年度資產負債及び損益表を求め得たれば之を左に錄す。(八、五、一、順天時報)

中國銀行資產負債表

▲中華民國七年十二月三十一日

科目	負債之部	資產負債
股本總額		六〇、〇〇〇、〇〇〇〇
公積金		三、一九七、四八六、二八
定期存款		二八、三八四、一七二七
活期存款		二三、五四〇、三九四六
備抵呆帳及兌換虧耗		二、一四一、〇〇〇〇
發行兌換券		五二、一七〇、二九二五
兌現券		二七、三八、〇二〇六四
停兌券		二四、九四三、七八六一
(京滬粵等處)		
本年純益		三、七九〇、〇二二八
	資產之部	
未繳股本		四七、七二〇、二〇〇〇
定期放款		二九、五八八、三〇八七〇
財政部		二、五二〇、二〇五九五
財政廳		一四、〇六九、〇九五八五
其他放款		二、九九九、〇〇六五〇
貼現放款		三、七六三、九三九一九
活期放款		一二〇、〇七六、八二九四
財政部		四四、七〇二、〇六五六八
財政廳		四四二〇、六〇八五二
其他放款		六〇、九五四、一三八七四
有價證券		一〇、四八七、六五八三四
營業用房產器具		二、三四三、三五九〇三
開辦費		一三七、三一八一八
兌換券製造費		一、三七七、四九二〇五
兌換券準備金		五二、一七〇、二九九二五
現金準備		二一、一四六、八〇九二三
兌現券項下		一九、二三六、九八一六四
停兌券項下		一、九〇九、八二七五九
(京滬粵等處)		
保證準備		三一、〇三三、四九〇〇二
兌現券項下		七、九九一、〇三九〇〇

停兌券項下　二三、〇三二、四五一、〇三
（京滬粵等處）
庫存現款　一四、五七七、九七九、六六
合計　二七二、二三三、三六七、四四

中國銀行損益表

▲中華民國七年十二月三十一日

損失之部

科目　損失　利益

各項開支　三、〇八七、二五一、四五
攤提營業用房產器具　二九〇、二八六、九八
攤提開辦費　六〇、二〇三、四
攤提兌換券製造費　一四五、五六五、〇六
雜損益　一四四、二六〇、三九
預提備抵呆帳及兌換虧耗　二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
本年純益　三、七九〇、〇二一、八

利益之部

去年滾存　一五四、三九二、〇〇
滙兌利益　五、九二五、六三六、四
利息　四、六一〇、一九五、七五
貼現　一三五、七九五、〇一
合計　一〇、八一六、〇〇七、四〇　一〇、八一六、〇〇七、四〇

細觀上表該行放款官廳占二份之一京滬粵等處之兌換券停止兌現未始非受官廳之影響至而該行公債金及備抵呆帳及兌換虧耗達五萬餘萬使行基鞏固不致動搖有足多焉不得謂非該行處置之得宜也。

寄贈書目錄

調查資料　臨時產業調查局
商工と上海經濟時報　商工と上海經濟時報社
文具新聞　文具新聞社
海外旅行調查報告　東京文具新聞社
日本及日本人　神戶高等商業學校
通商公報　外務省通商局
特許公報　特許局
東洋經濟時報　東洋經濟時報社
ヘラルドオブアジヤ　ヘラルド社
帝國鐵道協會會報　其協會
水交社記事　水交社
財政經濟時報　其財政經濟時報
東洋時報　其東洋時報
日本及支那　日支協會
商業時報　高和商業會議所
南洋協會雜誌　南洋協會
圖書月報　東京書籍協會
月報　南洋協會
貿易通報　名古屋商業會議所
大陸報　大陸報社
大正六年統計年報　大阪商業會議所
大代學工藝亞細亞　大阪商業會議所
月報　小樽商業會議所
月報　水浦商業會議所
月報　其水浦商業會議所
月報　其水浦商業會議所
德義報　大亞德義會
時論　新公論社
時論　其新公論社
東方時論　東方時論社
報　丸善株式會社
新著月報　丸善株式會社
上海經濟時報　實業社
新案公報　新案公報社
東方時報　東方時報社
日本一報　南北商業會議所
ミツワ文庫　李天商業會議所
紡績及滿洲　丸見屋商店
朝鮮經濟雜誌　紡績雜誌社
國民經濟雜誌　其紡績雜誌社
東洋經濟新報　寶文館
經濟資料　東亞經濟調查局

自二九號　至七五號
自六〇四號　至四七號
自六一一號　至一五號
自三一一號　至四八號
自五一六號　至四六號
二四號　至五三號
二二一號　至四八號
二四七號　至五一號
二三四號　至四八號
一一一號　至四五號
一一一號　至四五號
一一一號　至四五號
一四三號　至八四五號
六四一號　至五一號
七四五號　至八四五號
一四三號　至八四五號
六四九號　至五一號
八四五號　至八四八號

彙報

自四月十六日至四月三十日

講和問題

▲獨人の支那歸來防止　（十六日上海經由路透社發）十日英國下院に於て政府委員ハームスウオース氏を述べて曰く戰後獨逸人の支那に歸來することを防止するの問題は支那政府の決斷に俟つべきものゝ一なるが支那政府は通商關係に關する一般政策に就き講和會議が如何に決定するにせよ大體此方針に從ふべきは疑ひの餘地なし。（十七日東朝）

▲支那委員の要求　（巴里國際特電八日發）在巴里支那講和委員は復もや支那の要求を略敍せる長文の公文を新聞紙上に發表せるが其中には支那の完全なる獨立權の承認外國の領事裁判權の廢止要求支那の獨立と牴觸する現存各條約及び協定の取消要求並に朝鮮獨立に關する主張等あり支那委員の陳述する處によれば千九百十五年より千九百十八年迄の間に日支間に締結されたる各條約は國際聯盟の主義に反するを以て取消又は變更すべきものなりと然れども該陳述書は千九百十八年の日支協定に基き日本が支那に交付せる借款の返濟方法に關しては毫も提議する處なし支那委員の公然に日本は脅喝を以て支那に對し二十一箇條の要求承認を强請したりと講和會議參列各國代表者は支那の要求に稍常惡しつゝあるが其要求の多くは對獨戰爭或は講和とは何等の關係を有せざるものなり講和會議は同會議に參與し且つ支那に對する大債權國たる諸國と支那との間に締結せられたる諸條約全部を問題として審議すると共に日支兩國間に懸案となりたる區々たる紛爭を調停せん事を求められたり而して當地に於ては此の支那の要求は之を日支兩國とも加入國たる國際聯盟に訴へて解決を求むるの問題となる事必定なりと指摘せられ居れ共目下準備講和條約査定中なる講和會議は諸國間の現行條約又は協約を廢棄せんとする如何なる要求をも考慮せざるべき事今や明白となれり。（十八日時事）

▲日支條約取消運動　（北京特電十八日發）前山東省議會議長孔祥柯、外一名は同省各方面の推擧にて二三日前巴里へ出發せり用務は五年前締結の日支條約取消及青島還附運動の爲めなり政府は昨日陸徵祥氏に右を報じ然るべく取計らへと電命す。（二十日時事）

▲獨逸權利の分配　（北京特電十八日發）十七日閣議に於て獨逸の關係し居れる千九百十一年粵漢鐵道借款に對し獨逸の權利を取消し之を其組合員たる英米佛の三國に分配する事に決定せりと。（三十日日日）

▲日支離間流說　（北京特電十九日發）米支通信社が日支間の惡感を挑發する爲滋に梁啓超氏が日本と款を通じ在巴里支那委員の歩調を紊さんとしつつありと云ひ今又陸徵祥氏が北京政府の命を奉じ王正廷、顧維鈞の兩氏を壓迫したりとなし梁陸兩氏に實國の名を冠し委員等を惡罵せるが外交部にては米支通信社の指摘せる

（一）政府は陸徵祥氏に對し青島問題を固持する勿れと訓電したること（二）陸氏をして王正廷、顧維鈞兩氏の行動を牽制せしめたること（三）巴里に於ける支那委員の發表せる宣言書は專ら王顧兩氏の起草に係り陸氏の關知せざる事

等は總て虛報の報道なりとて之を否認せり在支米國官民の後援を有する米支通信社の惡辣なる通信が常に兩國の惡感を增大せしめつつあるに對し識者は米國人の反省を促すを適切なりと認め居れり。（二十八日日日）

▲梁啓超の運動　（十日巴里特派員發）巴里に在る支那前財政總長梁啓超氏は十日「支那と世界の平和」と題する小冊子を發行したるが講和會議を圍繞する人々の間に幾分の感興を惹起したり其要求せる所左の如し

一、膠州及び青島は山東鐵道並に同省の鑛山と共に直接獨逸より還附を受くること

二、千九百五年五月及千九百十八年九月の日支條約の無效なることを承認すること

三、關稅を改正し劃一關稅を廢して各貨物に對し一割二分五厘以上の個別關稅を課すること を許容すること

四、　次各國の專管居留地を撤廢すること

五、團匪事件賠償金を支那教育事業に資するの目的を以て支那に返還すること

六、支那の鐵道統一を承認すること

七、支那に於ける各國の優先權及び獨占權を廢棄すること

而して其代償として支那は列國に對し何等の留保又は制限を附せずして支那の資源を開放せんことを保證すといふに在り。(二十一日東朝)

▲日支離間打消　(上海特電二十日發)

外交部は上海に在る北方總代表朱啓鈐氏に宛左の如く電面を以て通告せり

最近に紐育ヘラルドは在巴里通信員の日本が支那と外交上の爭に於て頗る過激なるは蓋し支那に親日派ありて巴里に於て顧維鈞、王正廷、施肇基各代表の効績を破壞する陰謀を增せるに云々の記事を掲げ居たる爲本國より陸徵祥氏に打電して調査せしめ若し虚構なりとせば之が取消しを爲さしむべしと命ぜるに今、陸徵祥、顧維鈞兩氏の返電に依るに是れ皆謠言にして毫も根據なし上海總代表に告げ商會學會各方面の人々に轉知し以て誤解を免かれしめられたし。(二十一日日日)

▲粵漢鐵道問題　(十九日北京特派員發)

獨逸に屬する粵漢鐵道に於ける利權を英米佛三國に繼承することを交通部にて許可せりと傳へられたも實際に確めたる所に據れば右事件は未だ其處まで運ばず獨逸に對する權利を消滅せしむることは確定せるも其權利を如何に處分すべきかは尙支那政府にて考慮中なり支那政府の希望は其權利を英米佛に繼承せしめず寧ろ支那にて繼承せんと欲するもの、如し。(二十一日東朝)

▲日支問題難局　(十七日巴里特派員發)

日支問題は近く五大國の最高會議の討議に上るべく日本は直接利害關係の密接なるものあれば右討議に參加するは勿論なり唯だ果して支那委員の出席を求むべきかは一の問題なり今先例を見るに伊太利對南スラブの係爭に於て伊國は南スラヴの一切の商議を拒否し南スラヴ委員トラムビッチ氏が最高會議に招致せられたる際伊國首相オルランド氏は英米佛三國首腦の希望ありだるに拘らず遂に同會議に列席せざりきさて之を日支問題に就て考ふるに二個の見解の別るゝものありて何れも一長一失あるが其一は支那委員の陳述を聽取せざるを可とするものなり蓋し支那の主張は既に應開陳せられたるのみならず最近又覺書の發表あり重れて支那委員と商議を要せずとするものなり第二は之に反して强ひて支那委員を忌避するは徒に猜疑の念を醸生せしむるに過ぎずと爲す者なり今分のところ第一意見は贊成者多きが如きも結局今後の成行に依り臨機の處置に出づるの外なかるべし要するに日支問題は簡單ならざるもの、如く之が滿足なる解決は日本委員の異常なる努力に俟つものあらん。(二十三日東朝)

▲我最後の主張　(巴里特派員二十一日發電)

日本は五箇國會議に對し講和條約に依りて日本が支那に於ける獨逸の利權の全部を次の如き了解の下に繼承せんことを提議せり卽ち

(一)日本は膠島を特別日本人居住區域と共に支那に還附すること(二)山東鐵道は日本と支那とに其利權を折半して經營せらるべきこと並に鑛物採掘權は日本に屬すべきこと

而して凡て是等の問題は只支那と日本との兩國間に於て取極むべきことなり此問題は獨逸講和委員の來着に先立て近く決定を見るべしと豫期せらるるにより日本は此問題に關しては何時にても會議に招致せらるゝを得べし日本は此極めて重要なる問題を大決心を以て主張すべし場合に依りては會議より脫退し若くは將來國際間に孤立するに至るも尙ほ之を辭せざる意氣込なり德義上より又實質の上より考ふるも此問題は日本の主張せんとする最後の堅塞なり日本は如何なる邊より壓迫來り又如何なる壓迫を蒙るも決して何人にも讓歩せざるべし他の諸國は支那の資源に關し多大の野心を抱き各自利權を獲得せんとして虎視眈々たる故に若し何等かの干涉來るとせば幷は支那側の主張に基くに非すして彼等自己の野心に基くものと認むるを得ん。(二十四日時事)

▲條件提起を急げ　(北京特電二十二日發)

二十二日國民外交協會代表熊希齡、王寵惠、林長民、莊蘊寬諸氏外四名は徐總統に謁見し巴里會議は將に豫備講和條約法案を起草せんとしつゝあるに拘らず支那政府の要求案は未だ提出せられずと聞く國民は是に對し頗る不滿なり提出後の關係如何は擱めトすべからざるより速に之を提出せん事を陸徵祥に電命されたしと請願し尙米支通信社が支那政府は山東問題に關し日本に讓歩するやう全權委員に訓令せりと報導せるも在巴里全權委員が逡巡し居れる爲めに外ならざれば夥國

民の疑惑を解く爲條件提出を急ぐ必要ありと力說せり。(二十四日日日)

▲支那提出條件　(北京特電二十三日發)　徐總統は二十三日在巴里支那全權委員に左の如き訓電を發せり

支那政府より講和會議に提出すべき案件卽ち二十一條の取消及山東鐵道問題全部を速に提出するを要す且ウイルソン大統領の歸米せざる以前に支那の提案全部を內示し其援助を請ひ置くべし

と右は二十二日外交協會代表が巴里全權委員の激勵を請へる結果なるが一方外交委員會にても平和會議に提出する重大問題七箇條を指摘し全部和平會議に提出すべしとの決議を全權委員に打電せり右條件には治外法權撤廢、關稅自收、日支協約取消義和事件償金減率等を含めるが如く支那官憲は此際大に委員を鞭撻して所期の目的を達すべしと逸り居れるも時期既に遲れたるに似たり。(二十五日日日)

▲王委員歸國請願　(北京特電二十三日發)　在巴里支那全權委員王正廷氏は十九日附にて突然休暇を請ひ歸國したき旨請願し來れり其原因は明白ならざるも平和會議に對する意見の衝突なるが如し政府は之に對し陸徵祥氏を通じて巴里會議中王氏の才能に依賴する所多大なれば速く勿れと驛留の返電を送れりと。(二十五日日日)

▲青島問題預り　(巴里特電二十二日發)　青島問題の審議は二十三日迄延期することに四大國會議に於て決定し其旨日本委員に電話を以て通告したるが日本委員の要求に依り更に二十二日俄に日支兩國の要求に就き審議する處あり結局本問題は全部講和豫備會議終了迄延期する事となり之に就き日支兩國政府の承諾を求むべく直に各本國政府に申請する樣兩國委員に要求せり尙之と同時に青島に對する獨逸の權利は全部無效と決定せり。(二十六日日日)

▲山東問題難澁　(二十二日巴里特派員發)　去る十九日より五國會議開かれ二十一日青島問題議案に上りしが日本の主張に對し米國先づ反對し佛國は米國に贊し英國は沈默を守れり我委員は極力主張の貫徹に力め目下論爭中なり。(二十六日東朝)

▲三大國仲裁案　(二十三日巴里特派員發)　英米新聞記者の報ずる所に依れば伊國を除きたる三大國會議は日本委員に豫備講和條約の文中に

獨逸をして山東に於ける利權を放棄せしむることを規定し日支兩國間に於ける最後の解決は之を講和締結後に延期せん事を提言せるも日本委員は斷然之を拒絕せりと尙三大國會議は極東事情に通ずる專門家の意見を聽取したり(二十六日東朝)

▲對日讓歩不能　(二十四日北京特派員發)　錢總理は二十四日巴里王正廷に對し中途にて辭職する勿れ青島問題及重要の對日問題に對しては中央政府は旣に山東省氏の要求を許可せるを以て退讓の餘地なしと打電せり(二十六日東朝)

▲共同管理可なり　(北京特電二十六日發)　新聞編譯社通信は巴里平和會議に於て日、英、佛、米、伊五國が山東省に於ける獨逸の權利を共同管理すべしとの報道は必ずしも支那の不利益にあらず蓋し山東問題に對して日本側は極力日本に於て管理せんことを運動し支那は獨逸より直接支那に還附すべきものなりと主張しつゝありたるに四強國は日本の主張を是とせず英佛國全權委員の如きは支那の主張を以て理由ありとし終に曾らく五大強國の共同管理と爲したるものなり獨逸は旣に山東の權利を放棄することに決せるも直に日本に交付せず一時便宜の策として五強國と共同管理するの方法を案出したるものにて支那にして一層强硬に該權利の回收を交涉せば五强國より直接支那に還附する勿みなきにあらず要するに四强國は日本の運動を緩和する爲此策に出でたるものゝ如しと報じ新民通信は五大强國が山東の諸權利を暫時管理するは他日支那に還附するの用意あり之を日本より支那に還附するに比し差あるが如きも旣に支那は獨逸より直接回收の目的を遂せず四强國に對逸の意思あるも未だ明白なる表示を爲さず支那國民は政府を督勵するの要ありと報じ支那官民の注意を喚起しつゝあり。(二十七日日日)

▲共同管理承認　(北京特電二十六日發)　支那政府は陸徵祥氏に向ひ「山東省の權利を五大國にて一時共同管理する件は獨逸と平和條約締結後該權利を支那に還附すべしとの明文を附記して之を承認せよ」との訓電を發せり支那政府は最初共同管理に承認を與ふることを躊躇せしが外交次長陳籙氏が各公使館の意嚮を探りたる際某々兩國公使の忠言ありたる爲茲に讓怒讓度を一變せるものなり支那は之に依つて日本の現位置を顧慮し休べしと傳じつつあるものゝ如し。(二十八日日日)

▲山東處分妥協案　（倫敦電報二十五日發ロイテル二十二日巴里來電）　ウイルソン、ロイド・ジョージ、クレマンソー三氏は獨逸委員のヴェサイユに來着前決定し置くべき問題なりと日本が主張せる山東問題に就き討議を行ひしが決定に至らざりしも委員は互に胸襟を開きて審議し二三專門家も亦會議に與れり此等の專門家は近く妥協案を提出する見込なりと。（二十八日日）

▲支那主張有力　（二十五日巴里特派員發）　予（重德特派員）は十七日附電報を以て山東問題の討議に當り外交會議が支那委員と一致すべきや否やの問題に關し贊否兩樣の意見を報道したるが結局支那委員招致說に決し二十三日支那委員の陳述を聽取したる結果法律專門家の審査に附する事となりたるが本問題は歐米各地に於ても支那が膠州灣の直接還附を主張せる法理論に左袒せんとする者多く山東に關する獨支協約は支那の對獨宣戰に依り自然消滅に歸したるものなりと爲せり思ふに斯くの如き議論の行はるゝ日本の對支政策の錯誤に歸因するもの多きが如く巴里講和會議開始當時日本の輿論は既に之を認め對支政策の根本的變更を要求しつゝありたるも列強は未だ日本の新政策を諒解せず依然として昔日の記憶を以て日本の對支態度又近くは西伯利問題に於ける日本の態度を觀察しつゝあり有力なる某日本委員は日本が列強との商議に於て必要なる妥協的態度を示すべく徒らに頑強の態度を固持するは日本の要求を貫徹するの途にあらず非公式的手段に依り日本の地步を確立せざるべからず是れ今日吾人の努力しつゝある所以なりと言へるが此種健なる意見は必ずしも日本側全部が贊成するにあらず或者は極力強硬なる態度を主張しつゝあり。（二十八日東朝）

▲支那委員の運動　（二十五日巴里特派員發）　支那側委員は其目的を遂せんとして百方努力盡策怠りなくあらゆる種類の排日的印刷物を配付し二十五日の如きは山東省人民議會及び商務總會の名義にてウイルソン氏及び各大國委員宛て送れる電報なるものを發表せり同電報は膠島恢復及び山東鐵道並に鑛山の採掘權其他利權の返還を要求せるものなり。（二十八日東朝）

▲徐總統の訓電　（二十六日北京特派員發）　徐總統は個人名義を以て巴里なる陸徵祥氏に對し膠島處分に關し某國の要求を聽く勿れと打電し且聯盟問題に就き陸氏の意見を徵せりと。（二十八日東朝）

▲山東主權恢復案　（北京特電二十六日發）　二十六日參議院は緊急動議にて兩院議長より國會の名義にて巴里講和代表に打電し山東の主權を恢復するの案を大多數にて可決し直に衆議院に送附せり。（二十八日時事）

▲山東五國管理反對　（北京電報二十六日發）　本日山東省議員王訥氏等二十餘人總統府に赴き山東問題の五國管理は主權侵害なりとて極力反對せりと之に對し秘書長は支那政府も決して之を承認するものに非ざる旨を言明したり。（二十八日時事）

▲四大國に感謝す　（二十七日上海特派員發）　膏島問題に關し北京來電は何れも五國が暫く山東を管理すと云ふは四國の好意に係り日本をして單獨に之を管理せしめず將來之を支那に還さんとするものにて支那人は四國の好意に對して誤解あるべからずとのことを宣傳し居れり。（二十八日東朝）

▲山東審査委員　（巴里特電二十五日發）　既電の如く日支間の山東問題は數名の專門家に付託されたるが專門家の氏名左の如し

米國側　エドワード・トーマス、ウイリアム・スージ（千八百八十七年以來千九百十三年迄主に支那に在り牧師、通譯官、公使館書記官、總領事、國務省極東課次長、大使館書記官等を歷任し最近迄極東課長たりし人にして米國有數の支那通なりと謂ぜらる）

英國側　ゼームス・ダブリユー・アール・マックレー（千九百十四年より最近迄公使館附參事官たり）

佛國側　氏名電文脫（前佛國外務省極東課長）

尙日本委員は此間に處して沈着なる態度を持して其審査の結果を待ち居れり

寮するに云ふ可きことは云ひ盡したり更に此上三國首腦と審談するが如き必要なかるべしと爲せるもの、如し尙予（高石特派員）の聞知する所に依れば日本委員は特に二十四日以來更に決心の臍を固めたりと。（二十九日日日）

▲梁啓超外國攻擊　（巴里國際特電十四日發）　支那講和委員と共に目下巴里滯在中の梁啓超氏は「支那と世界平和」と題する甚だ噪狂なる小冊子を發表し支那は外國勢力を完全に脫出すること、現行條約を廢止すること、英佛獨領の返還を受くること、稅關を改革すること、團匪事件賠償を取消すこと、外國人の有する優先特權を廢止すること、鐵道を統一すること、千九百十五年の特別條約及び千九百十八年の二千萬弗借款協約を廢止すること

要求するものなりと云々

▲日本は掠奪者　支那現下の「絶望的」狀態に對する外國の勢力と干渉に胚胎するものなりと詰り特に日本を以て「掠奪的隣邦」と非難し日本は歐洲諸國が他を顧みるの暇なきに乘じたるものなりと說き同時に獨逸をも非難し「獨逸は二十年前支那分裂策を初めたるものなり」と論じ千九百十七年に於ては聯合國の正義を信ぜし少數の支那人は國民に對して對獨宣戰の策を得たるものなるを納得せしむるを得たりとなせり梁氏は此問題に就いて大いに信憑するに足る人物と見做さる氏は對獨實戰に反對したる南方革命派の有力なる代表者にして孫逸仙、唐紹儀及び其他公然當に北京政府の態度を非難せし廣東政府派と關係し居たり

▲支那參戰敗る　梁氏は曰く千九百十四年日本が青島を攻撃するや支那は此攻撃に參加せんことを望めり然れども支那の參加は某々筋の喜ばざる所なることを了知したり消息通の斷言する所に據れば梁氏は故袁世凱の企劃即ち袁の皇帝たるを承認せば其代償として支那は參戰す可き旨英國及び日本と交渉せしも聯合國は斯くの如き協定は南方派の反對を惹起し支那をして立所に一層險惡なる內亂狀態に陷らしむ可きを熟知ぜるを以て此申込を拒絕せりとの事實を了知し居るものなりと云へり

▲支那形勢危殆　梁氏は右小冊子に於て支那現在形勢の重大なるを示して曰く「最高部方面に勢力を有する滿朝時代殘額の餘波は新なる國民の多數が充分なる敎育を受くる迄は之を一掃するを得ず」と云ひ支那は目下過渡期に際して自ら處するの力無し財政狀態は絕望にして國政調理の任に當る可き訓練されたる人士を拔擢するには相當の時日を要す千九百十二年の革命以來支那は六回の革命を重ね而して現在の內爭は唯諱和會議に於て支那の要求に係る惡意ある外國勢力に對する完全なる獨立が確定さるゝに至らば終熄せんと云へり

梁氏は最近に支那に入り來りし外國人として日本を攻撃する事峻烈を極む然れども日本以外の諸外國人即ち支那が認めて「侵略者、貪慾なる利權追求者に外ならざる」者となす所の外國人に對しても亦同じく甚だ峻烈なり而して氏は「支那は外國人の爲め傷を受け爲に新文明の精氣を受くるに甚だ遲れたり」と云へり

▲借地返還を求む　氏は又曰つて曰く威海衛、關東、青島及び佛領支那等を返還せば其の寬仁なる行爲に對する代償として支那は喜んで全世界に向つて其の資源を開放し妨害政策を止め英國人が支那內地に於て營む實業に對し制限を加ふる如き法令を除去す可く此事にして行はれずんば支那は全世界の脅威となるべしと述べたり

從來發表されたる極東狀態を暴露せる文書中右小冊子は最も腹藏なき最も有力なるものなりと認めらる殊に其の筆者が前閣員にして支那に於ける最も有力なる共和黨員たり且つ又滿朝より亡命の際十年の久しき日本の保護の下に在りしを考ふる時は一層然り實に梁氏の一命が曾て前北京駐箚日本公使に依り救助せられたるは遲く世人の知る所なり。(二十九日時事)

▲直接還附主張　(北京特電二十九日發)　參議院は五大國が青島及山東省に於ける獨逸の權利を暫時協同管理すとの報道あるに反對し在巴里支那全權委員に宛て

一、青島は獨逸より直接支那に還附すべきこと

一、山東鐵道は條件附にて還附すること

一、高徐濟順鐵道は取消すこと

を力說せよと打電せり衆議院も亦同樣の電報を送るべく準備中なり然れども政府は寧ろ五國の協同管理を樂觀し山東省軍民長官に對し四國が(日本を除ける)共同管理を主張するは支那に對する友誼上より出でたるものにて決して惡意に解釋すべからずと訓電せり

(上海特電二十九日發)　上海商業公團聯合會は巴里の支那和議代表及北京政府に對し青島を直接支那に還附を主張すべき事を打電せり。(三十日日)

▲使節行動是認　(上海特電二十九日發)　上海全國報界聯合會の決議せる大會宣言書左の如し

去四月十一日中國政府の發表せる巴里會議に於ける現代表の中日兩國外交に關して採れる態度の經過狀況は本會に於て國民の意嚮を代表するに足るものと認む我國は等しく當に之を贊助して目的を達するを期すべし。(三十日、日日)

外交關係

▲日獨間密約說　（天津特電十四日發）曩て排日を以て聞ゆる當地發行の北京天津タイムス紙北京通信員「日、獨秘密條約」と題して驚く可き報道を發表せり其大要左の如し

小田と稱する日本の特派委員が千九百十六年三月十六日ストックホルムに於て獨逸と秘密條約を結びたることは信憑す可き筋に依つて遂に暴露せられたり其條文は未だ明ならざれども其主たる目的は獨逸は歐露に於て日本は西伯利に於て露國皇帝及びロマノフ家を支持するにありて日本陸軍大臣の認可を經たるものなり是れ寺内總理大臣が其辭職に先立ち千九百十八年に初て米國新聞記者に對し日本は孤立す可きものに非ず若し必要あらば獨逸と提携するも辭する所に非ずと放言したる理由を說明するものなり尙ほ小田委員は同地に於て千九百十八年多分七月に於て獨逸過激派の使節及び獨逸全權代理者と第二回の條約を結び其の條文も亦明かにする能はずと雖要するに西伯利に於て英米兩國に何等の利權をも與へざる可きを目的としたるものなり現外務大臣内田子爵も條約に依りて爲され且つ憲法に依り内閣直轄に非ざる陸軍省内の外交部に依り爲されたる此の密約を熟知し居る筈なり日本の捕虜其他の問題の爲めなりと稱し最近獨逸に入りたる日本武官の一行は近世史上に比類なき此信じ難き秘密條約に關する目的を有してなりと。（十六日時事）

▲英國支那艦隊司令官　（倫敦電報十三日發ロイテル）英國海軍省の公表に曰くジー・エッチ・ボレット氏は海軍中將に任ぜられ支那艦隊司令に補せられたり。（十六日日日）

▲武器供給曲辯　（北京特電十五日發）米國側の辯解に依ればアンダーソン・メイヤー會社の武器契約は昨年八月末締結され金額は米貨三十二萬弗にして純商業的の性質なり昨年十二月米國政府が支那内地の紛糾に鑑み聯合國の政府に向ひ武器供給禁止を提議せる際日本は私人の契約に干渉する能はざる事及當時日本が武器供給をなし得る唯一の國なるに對し聯合國にて之を禁止するは不當なりとの二箇の理由に依り反對せるが當時北京駐箚米國公使は日本公使に對し日本が唯一の武器供給をなし得る地位に在るとは誤解なりと告げたり其後日本は千五百萬圓の武器を供給せり米國は他の外國が武器供給を禁止せしならば無論自國の商人にも禁止すべかりしなり若し此少額の武器輸入をも禁止し得れば好結果なりと云ふべしとてアンダーソン・メイヤー會社の供給せし武器は僅に機關銃三十挺彈藥五百萬發に過ぎずと放に日本を引出し自國の背信を曲辯せり。（十七日日日）

▲日獨密約說打消　（天津特電十五日發）昨報の日獨密約說に就き北京天津タイムスは本日其社說に於て此報道を否認し日本が斯かる不德義を敢てすべしと信ずるには證據鮮りに貧弱なりと云へり。（十七日時事）

▲領事裁判權回收前提　（北京特電十五日發）領事裁判權回收の準備たる司法部提出の民國八年より十六年までの三期に別ち裁判所を增設するの法案本日閣議を通過せり。（十七日時事）

▲西藏より陳情し來る　（北京特電十五日發）支那の西藏辦事長官より同地の現況を訴ふ可く使節を北京に送れり右使節は既に雲南に着し同所より中央に電報を發し來り英國の西藏に對する計畫の着々進行し居るを報じ且つ彼等の間に將に西藏自主し支那に迫らんとの形勢あれば速かに英國と交涉を求むとあり。（十七日時事）

▲英藏秘密交涉　（北京特電十五日發）西藏辦事長官陸興祺氏は北京政府に打電して曰く

英國は西藏に對し野心を抱き計畫を進めつゝあるを以て速に之と會議を開くにあらざれば西藏問題は一層紛糾すべし現に川邊駐箚英國領事は人を拉薩に派し達賴喇嘛と秘密に交涉しつゝあり因に達賴喇嘛の特派せる達相布は北京政府との和議案件を携へ蘆城に到れり多分西藏の自治を主張すべく此際特に注意を望む。（十七日日日）

▲蒙古獨立行惱む　（北京特電十六日發）滿洲里來電　三月中旬チタに於て蒙古及ブリヤード族の代表者會合し蒙古獨立の決意を爲せし以來種々の風說傳はり居れるも最近右の運動は頓に活氣を失ひダウリヤに臨設さるべかりし假政府及内閣組織共に行惱み不成立に終るべき狀態にあり首腦兩端を持せし呼倫貝爾副都統譚福祺氏の態度も蒙古獨立運　に　成せざること明瞭となれり。（十八日日日）

▲支那外紙排日的記事　（十六日北京特派員發）北京天津に於て英米人の經營せる外字新聞は從來の機會ある毎に無根の排日的記事を以て世人を過らしむることありしは識者の認識する所なりしが此頃に至り益甚だしく其著るしき例を擧ぐれば北京天津タイムスが事實無根なる日獨密約說を揭げ世人を惑亂したる如きノースチヤイナスターが日本を鵺に假へ米を鷲に比し鷲の前をも憚らず威張り來れる譬喩的記事を以て日本を侮辱したる如き又從來信用ありしルーターも針小棒大又は殆ど捏造せる排日的通信を頒布し殊に朝鮮紛擾事件を大袈裟に通信し米國の軍器賣込を難護する爲め特に日本の軍器借款に就き誣實の中傷的通信を爲し之が爲め世人の誤解を生ずること少からず延いては國民相互の感情をも損なふ虞なきにあらず有識者は之を憎みつゝあり。（十八日東朝）

▲英米兩公使南下　（北京特電十六日發）英米兩公使は山西省大原府に擧行の北支那運動大會列席の爲なりとて北京を發したるが兩公使は太原より漢口に下り長江を觀察の上歸京すべしと兩公使南下の目的は某地點に於て南方代表者と會見の爲なりと取沙汰せられ其行動に不審を懷く者多し。（十八日、日日）

▲過激派支那に入る　（十七日北京特派員發）浦鹽より過激派二十餘名大金を攜へて支那に入込める形跡あり支那側にても警戒を加へつつあり。（十九日、東朝）

▲徐氏米國に接近　（北京特電十八日發）支那政府筋消息に據れば徐樹錚氏等は原內閣の對支方針が寺內內閣と全然變更されたるを以て其の關係が疎隔し來ると共に徐氏等は米國に接近して活路を見出し居るは事實にて米國側も之も迎へるは明確のことなるが之に依り徐氏は自ら實權を有する西北邊防軍を南北爭點以外に置き却て實權の陸軍部に移れる參戰軍に南北爭闘の焦點を集むる算を取り居れり英米公使の參戰軍のみの取消を唱ふるは一は徐氏等の運動も關係するならんと思惟す。（二十日、時事）

▲英國公使歸京　（北京特電十九日發）太原に赴きたる英國公使ジヨルダン氏は十八日歸京し米國公使ラインシュ氏のみ太原より漢口に赴きたりと。（二十日、日日）

▲在邏支人虐待　（北京特電十八日發）邏羅在住支那人代表陳洧、劉宗堯の兩氏は十七日徐總統に謁見し在留支那人の虐待さるゝ狀況を報告し救濟法を求めたるに徐總統は邏羅は無條約國なるを以て之を巴里及日本の支那公使に移牒し同地邏羅公使に對し之を照合すべき旨を以てせるが同時に陳氏等は「邏羅支那居留民三百萬の熱淚」と題する障述書を發表し邏羅にて出産する支那人は總て邏羅國籍として在留移民は門標を掲ぐるを得ず支那人の敬宵に千浦し二十七の支那人小學校中二十三校迄之を停止し人頭稅は三年毎に二圓なりしも一年毎に四圓に增加したる上意納者を虐待し十八歲以上の壯丁を徵兵とし輸入品に重稅を課し橫暴至らざるなきを述べ斯くの如き虐待は邏羅の人口七百萬人餘なるに對し支那人人口二三百萬に達せるを以て之を懲るゝ爲なりとし速に條約を締結し在留民を保護せんことを望むと述べたり。（二十日、日日）

▲佛國より武器供給　（上海特電二十日發）當地に於ける支那政客間に傳へらるゝ所に依れば佛國は貴州督軍に對し武器供給の契約を爲したりとのことなるが之に依れば佛國は歐洲戰爭中安南に多數の武器を送りしが戰爭終了と共に其武器を貴州督軍劉顯世氏に供給すべしとの交渉を始め昨今成立せるものゝ如しと固より遐は自國外交團の取極めしものにて今は唯契約成立のみにして武器の引渡を爲さゞる可きは明かなりと。（二十一日、日日）

▲日獨密約說出所　（北京特電十八日發）日獨秘密條約說に關し外交團にては一時惑疑の眼を以て日本に對し種々推測を爲したるが人心冷靜に歸すると共に該風說の眞僞に就き疑念を生じ多くの注意を拂はざるに至れり右に對し某英人は曰く

該風說は近來西伯利より入來せし二名の某國人に依り傳へられたるものなるが近來米國側より出づる報道は事實に違ざること無ければ十分右某國人の履歷、人格及如何なる底意あるかを調ぶるの要あり要するに日本が斯かる重大なる國際的背信をなせしや否やを斷ずるには一層明確なる報道を得たる後なさざるべからず

某佛國人は曰く

日獨密約說は批評の限りにあらず斯の如き風說に對しては愼重なる考慮を拂ふこと最も必要にて恐らく獨逸單獨講和當時獨逸か日本と聯合國を離間せんが爲に作りたる謠言ならん然るに今回偶々某國人が西伯利にて此風說

を聞込み之を利用して排日の具に使用せるものにあらざるか斯かる風説に對し眞重なる光陰を費して探索研究するに當らざるなり。(二十一日、日日)

▲湖南議員對日抗議　(上海特電十九日發)　上海に在る湖南人國會議員七名及湖南省議會議長副議長議員六名は十七日在北京日本公使宛にて「新聞紙の報道に依れば張敬堯は日本工業會社より四百萬元の金を借入れたりとの事なるが平和會議期間中は南北双方共借款するを得ざる事となり居るに今張敬堯に此の擧あるは全湖南の民意に違反するのみならず東亞の平和に影響す況んや平時省の預擔すべき契約は會議會の議決を經るにあらざれば効力を生ぜざるに於てをや該會社若し此資を投ぜば湖南省民は機に乘じて悪を援くるものと認む余等は暫つて承認せず右該會社に傳達し立所に此議を止められたし」と云へり。(二十一日、時事)

▲對還通商條約　(北京特電十九日發)　支那政府は還暹在住支那人の虐待事件に關し注意を拂ひつゝあるも還暹とは無條約國なるを以て抗議を爲す能はざるを以て第一着手として還暹と通商條約を結ぶに決し列強の諒解を得て昨年瑞西と結びしと同樣の新條約を締結すべく夫々準備中なり同時に支那政府は和蘭政府に向ひ蘭領印度在住支那人の待遇を改善すべき條約の締結をも提議中なり支那政府が外國在留民の待遇に就き關心したるは大進歩といふべし。(二十一日、日日)

▲無條約國の待遇法　(北京特電十九日發)　支那は無條約國待遇法を決定す可く一方には巴里委員に一方には外交委員會に之が研究を命ぜり。(二十一日、時事)

▲東清管理準備　(長春特電十九日發)　東清鐵道南支線たる長春哈爾賓間は日本の管理に確定し大村鐵道院勅任技師は十八日來春其準備に忙殺され居れり因に南支線を除ける東清線全部及浦鹽よりオムスクに到る四伯利線は米國の管理に歸したり。(二十一日、日日)

▲支那外交部の詰問　(二十一日北京特派員發)　奉天總領事が奉天に駐在せる關東廳外交部長を兼任せることに關し支那外交部は日本公使館に向ひ抗議的質問を試みしに對し日本公使館は從來關東都督府に外事總長を置き關東州の外交事務を總覽せしめたるが今回の新官制に於ける外交部長の權限も之と同樣なり只吏員の都合を以て奉天總領事をして兼任せしめたるに過ぎず何等特別の意味なしと辯明せり。(二十三日、東朝)

▲鐵路借款に反對　(上海特電二十二日發)　上海和平聯合會は昨日北京政府南北總代表、各省々議會、教育會商會、滿蒙、西藏各公會南京の李純氏其他へ各別に日本と締結の濟順高徐鐵路借款に付政府は當時日本と正約を締結せんとして積極的に運動せしめつゝありとの事に對し反對の意を表示し之れを廢棄せん事を請願し且つ歐洲に在る支那代表にも日本との各密約の廢棄を求め是等の鐵道借款も破棄の中に入るべきものなりと云へり又當地の外字新聞紙中にも日本と痴漢の密約と稱せるものを掲載せり上海がゼットは恰も事實なるが如く盲ひチヤイナプレヌ紙は之れに對し僞造なるべきも讀者の參考に供すと附言せり。(二十三日、時事)

▲濟南の反日大會　(濟南特電二十一日發)　講和會議に於て支那側委員が近來聲望失墜し山東問題が豫想せる如く解決せられざるべきを見るや側の山東省外交商榷會一派は昨今又復騒ぎ出し各新聞紙共擧を揃へて輿論の喚起に力め居れり其背後には依然英米の勢力潜み爛動に力め居れるもの、如く其巧妙なる宣傳政策は着々成功し居れり現に昨日の如きも外交商榷會後援の下に濟南各學校生徒數千名より成る國民大會開かれ講和使節に最後の聲援を與へ主權の侵害を防がんことを決議し檄文を配布したり此日市中各戸國旗を掲げ中には「死を誓つて主權を力爭す」などと書せる小旗を掲げたるもありり更に大會終了後示威行列を催し願る不穩なる行動に出でたるが我領事館の提議により支那官憲は此行列を解散せしめ商埠に學生連が行列を行ひたるのみにて幸に大事を惹起せざりしも學生等は「還我河山」「力爭主權」と大書せる白旗二旒を押立て喇叭、太鼓の鳴物入にて練り歩き城内にては夜に入るも學生風の男各所に立つて路傍演説をなすを見受けたり此大會は過般青島民政問題に反對せる某が北京にて某々外人と協議の結果計畫したるものにて彼等は數日前此計畫を廻して歸濟し各方面を説き廻りたる形跡あり。(二十三日日日)

▲蒙古と支那の提携　(北京特電二十一日發)　支那新聞紙の所報に據れば庫倫駐在辨事長官陳宦氏は左の如く支那政府に打電せりとあり即ち蒙古政府は余に文書を送り蒙古政府は四月十三日の閣員會議に於て目下セミヨーノフ將軍の爛動的に依るものなりと稱せらるゝ況蒙古運動に反對するに

決せりと云ひ尚蒙古政府は該運動に參加せる蒙古匪徒の武裝を解除せんが爲め庫倫露國領事と交涉を開始するに決せるを以て支那政府とも協同せんことを願ふと云へり。(二十三日、時事)

▲支邏締約準備　(北京特電二十一日發)　既電の如く支那政府は邏羅と新に通商條約を締結する計畫にて先づ許世英氏を邏羅に派遣し實地調査を爲さしむると共に外交委員會主任林長民氏に新條約の起草を命ぜるが本條約の締結地を盤谷と爲すか又は巴里、倫敦と爲すかは未だ決定せずと。(二十三日、日日)

▲蒙古獨立豫防策　(北京特電二十二日發)　國會組織法第五條中蒙古議員四名の定員を二十名に改め衆議院選擧法第九十八條に古倫貝爾一名を追加する旨大總統令にて發布せらるる是古倫貝爾の蒙古獨立運動に參加するを防ぐ政策の結果なり。(二十四日、日日)

▲英米公使の奔走　(二十二日漢口特派員發)　英米兩國公使は山西省を觀察したる後十九日頃(?)山西省石家莊より漢口に來り王督軍と會見すべしとの報あり次で其後米國公使も俄に豫定を變更し遂に南下するに至らざりき米國公使は曩にアンダーソン・メーヤ洋行をして湖北棗鼻山鐵礦開採に就き輕便鐵道材料及採礦機械等を實付け引續き漢口借款を成立せしむべく運動せるも該鑛山は湖北官錢局より八百萬串文の官帖を發行し之を資金として開辦することとなり居たるを以て湖北當局は從分借款の必要なしとて謝絕せり然るに湖北人の一部に鑛山を引當に官帖を濫發するは不可なりとの論あるを奇貨とし棗鼻山鐵礦及漢口實業借款を運動し居れり最近米國領事はターミナス・ホテルに二三の親米派支那商人を招き米國公使は將來揚子江に於て中米實業聯盟を實行せんが爲漫遊を企畫せるも中止せられたるは遺憾なり不日アボット氏來漢し湖北當局と接洽の機あるべしと稱せりと猶英米公使の漫遊企畫は現實せざりしも目下英米間に將漢口獨逸租界及び獨逸の利權處分策に就き何等かの計畫あるにはあらざるかと信ぜらる。(二十五日、東朝)

▲排日親米の傾向　(二十三日上海特派員發)　排日の益流行する今日に在りては凡そ親日派と目せらるゝものは排斥され彼等と事を共にする時は齊しく親日派とせらるゝを恐れて親日派なりと聞けば危險視して避くるの有樣なりと云ふ左れば張繼戴天仇等の如きも現在最も困難なる立場に在りて何れも蟄居し居れり今回日本より歸國せる章公使に對して實國奴として猛烈に攻擊しつゝあるも亦章公使が親日派として日本の新聞紙が彼の努力に對して感謝の意を表したるに因るものにして某有力者も支那の排日親米の傾向は尚一層甚だしくなるべし予は寧ろ支那國民が親米に深入りせんことを望む然らば支那國民も却て自覺する所あるべく日支親善は其時迄待たざる可からずと言へり。(二十五日、東朝)

▲リチャード博士死去　(倫敦ロイテル特電二十日發)　支那に於げる宣教師にして學者として教育家として將た又支那官吏として有名なりしチモシー・リチャード博士死去せる旨發表せられたり

曰く記者リチャード博士は千八百四十五年英國カーマーゼンシャーに生れ一生を基督教傳道に捧げたり博士は青年時代にバプチスト傳道教會より支那山西省に派遣せられ後同省總督の顧問となり次で光緒皇帝顧問を命ぜられ國際事件當時支那全權大使より擧ばれて仲裁人の一人となり最後に支那政府宗教顧問官に擧げられたり博士又日 、週刊、月刊等の新聞雜誌に執筆せる數盛んに英支兩國語にて宗教々育に關する著書を出し其數三百種に遂し各方面に於て支那の爲め貢獻したる事大なり尚博士は山西省帝國大學の設立者なり。(二十六日、時事)

▲支那法律適用決議　(北京特電二十六日發)　二十四日の內閣會議に於て向後歐人は凡ての點に於て支那法律の適用を受く可き旨大總統令を以て布告せんことを大總統に要求する事に決議したり又新に設けられたる國家の人民へも支那法律を適用せんことを勸告せり。(二十七日、時事)

▲支那對日抗議　(北京特電二十六日發)　支那側の消息に依れば支那政府は支那の東淸鐵道守備區域地に双城子滿洲里を含まざる事及大谷司令官の指揮下に在る事に對し不滿足にて特に滿洲里の如きは支那の爲要害なる地なるにも拘らず日本の軍隊が之を守備する國權を害し又自國內の鐵道たる東淸鐵道守備隊が西伯利聯合司令官の指揮を受くる理由なしとて日本公使に嚴重なる抗議を提出し目下交涉中なりと。(二十七日、日日)

▲司法教官招聘　(北京特電二十六日發)　司法部覆判官養成機關たる司法講習所にては日本大審院檢事板倉松太郎、日本大審院判事岩田一郎兩氏を招聘して教官となし檢察審判に關する事務を練習することゝなれり。(二十

七日、日日）

▲無條約國人取扱　（北京特電二十六日發）徐總統は一兩日中に無條約國人民取扱に關し左の命令を發布すべし

無條約國人民に對して現に支那に居住するものは光緒三十四年規定の章程に依り辦理し納稅訴訟等は悉く支那の法律に依りて支配さるべく第三國が無條約國人民の保護を爲すことを承認せず又創造の新國家は舊國の殘せる條約を繼承する能はず今後支那は他國と條約を締結する場合は國際平等を以て原則となすべし關係各部は右に對し詳細なる辦法を制定せよ。（二十八日、日日）

▲東清守備兵問題　（北京特電二十六日發）張作霖氏は東清鐵道守備兵設置に就き東三省巡閲使の名義にて吉林黒龍省内線路守備兵を各一師とし長春哈爾賓間は一旅とし之を巡閲使の節制に歸せしめんことを請ひ來れり政府は本日返電を發し交涉完了後決定す可しとて拒絶せり。（二十八日、時事）

南北情勢

▲法律問題討議　（上海特電十五日發）十四日正式會議に於て各種の問題に關しては之を審査委員に交附せり又何等の公報を出さざるに決せりと唐紹儀氏は語れり別報に據れば當日の會議に於て午前中は法律問題を討議し大體を決して之れを審査委員に交附し双方代表各三名を右委員とし次で善後問題を討議し双方代表全部の審査會を開けりされど討議尚ほ終了するに至らず午後五時散會す十五日も引續き善後問題を討議すべしと尚ほ昨日軍事財政整理各問題の審査をも爲せり。（十六日、時事）

▲軍備縮小の程度　（北京特電十四日發）北京政府は南方代表が極端なる軍備縮小を唱へ甚しきは軍費は歳入の百分の八以上を越ゆる能はずと提議せる者等に對し右は到底實行不可能なれば百分の四十若くは百分の三十二を限とすべしと北方代表に訓示せり。（十六日、日日）

▲唐克明逃亡す　（漢口特電十四日發）北軍に降る準備中の唐克明は協議熟せざる内南軍壓迫に堪えず遂に逃亡せり其部下約五千は北軍に降り一部は柏文蔚に降り一部は土匪となれり唐の根據地施南府は柏文蔚占領せり王占元は北軍に南軍の内事に干渉するを禁ぜり。（十六日、時事）

▲軍制草案審査終了　（上海特電十六日發）昨十五日の和平會議にては軍制草案は既に審査起草を終り午後は財政政治兩案を審査せるなりと（十七日、時事）

▲審査分科會を開く　（上海特電十五日發）本日も正式會議に於て議案の討議を爲し審査分科會を開き居れり斯くて一切の議案審査を了りたる上双方總代表間の本會議に移る筈尚ほ公報を發することなしと唐紹儀氏は今夕余（通信員）に語れり。（十七日、時事）

▲北方と國會問題　（北京特電十五日發）參議院議長王揖唐兩氏は十四日錢總理を訪問し安福俱樂部の決議を廢し新國會に對する政府の決心を質問せるに錢總理は北京政府としては新國會を支持する考へなるも國會問題の解決は上海平和會議に委託しあれば政府の意見通りに實行する能はず一に上海平和會議の決定に待たざるべからずと答へたり王氏は一層確實なる言質を得んとせしも結局不得要領に終れり政府の一部には北京の衆議院と廣東の參議院とを合併して新國會となす案を立て安福俱樂部の贊成を得んとしつゝあるも法律上根據なき該案は到底成立し難かるべし。（十七日、日日）

▲國務院より懇請す　（上海特電十六日發）國務院は李純、朱啓鈐、唐紹儀三氏に對し十四日打電して曰く

張劃界監視員は僅に劃界の事を擔任し今や二三の結束を見んとす善後を辦理し人民を安撫するは至つて緊要なり現に南方代表双方に建議して宣撫使を公に置き之をして迅速に陝西に赴かしめ以て民の望を慰めんとす努めて速かに停戰せんことを乞ふと。（十七日、時事）

▲陝西の近況報告す　（上海特電十六日發）本月五日附にて于右任氏は唐紹儀朱啓鈐兩氏に宛て書面を送り二日より五日までの經過を報ぜり其五日の形勢を見るに關山の形勢は前の如し興市も亦同じ乾縣は我（南方）軍國の報告に據るに敵軍未だ退かず虹街渡には敵と我軍は尚ほ相對峙し居れり三原西安往復電報中間にも電流阻害多く時日を費すを以て張瑞璣氏に書を送り陳樹藩と交涉せしめ居れりとあり。（十七日、時事）

▲南方法治を說く　（上海特電十五日發）九日附にて林葆懌、莫榮

新、李烈鈞、呂公望、方聲濤、李根源、程潛氏等の南方代表は電報して左の如く言へり

民國始めてより茲に八年間可否に就き我民の之が爲關を受けたる甚し唯だ之が爲其極まるに至れるが法治の基礎未だ堅からず軍人機に乘じ政變烈しく惱せる爲なり夫れ政治は民に樂利を圖る所以軍人は國防を固むる所以のものなり今兵を擁して政治に干涉するあり政變に依りて兵を動かし輓々相亞いで弊愈々多く政治愈々喜ぶ可からざるに至る互に爭ふに至れる爲關を受くるに至り我國不幸にして土崩瓦壞せんとしつゝあり斯かる時軍人何ぞ經橫に行ひて恣にするの餘地あらんや我國近來陸軍は盜賊土匪を集て兵數を饒に增し海軍は基礎薄弱發展するに由なし每年軍人の用費全國財政支出の五分の三强を占む斯くて國を樹てんとす何ぞ能く久しきを得んや若し外債を起し以て之を圖らば是內政干涉と爲すなり道を啓くと共に滅夫をして利を得せしむるなり國、國たらずば大數多くの兵を要す共に何をか爲さん今幸に天は亂を厭ひ和平會議は開かれ一切の問題自ら正當の解決成らんとす唯吾人軍人の速かに以て反省せざる能はざるものあり法律一度解決せらるれば軍人は將に政治の外に獨立し軍事政治は直に權を分ちて去り各々其改革を圖り軍人は政治の趨勢を知らず政治は卽ち平に流れ程に進ましめざる可からず之が故に議和の期間に於て正に双方の其政權を把助して內爭を止むるを促し將來軍事の手堅きを確立し共に改善を圖らしむ可し凡そ此問題は軍人自身解決の外救濟の方法なし努めて刷新を圖り時政明に治まり國基强硬とならば吾人軍人も亦將に職責を全うし得可し云々。（十七日　時事）

▲北洋督軍會議中止　（北京特電十六日發）徐樹錚の煽動より倪安徽督軍發起となり天津に開かるべき各省なりし所謂北洋督軍會議は段祺瑞の不贊成と徐樹錚が母の喪の爲め歸鄉せるとに依り一時中止の姿となり居るも上海會議の模樣にては何時再燃するや計り難し然れども政府筋は極力否認し居れり。（十八日時事）

▲軍事問題審査　（上海特電十七日發）十六日の會議に於て軍事政治兩問題の審査を繼續し午後も審査會を續け湖南問題の審査を行へりと又十七日には善後問題の審査あるべしと聞く。（十八日、時事）

▲安慶に兵變起る　（上海特電十七日發）十五日夜半安徽省安慶（省首府）に兵變起り東西城內に銃聲あり人家を燒き掠奪ありし故十六日は商家一般に休業せり。（十八日、時事）

▲廣東軍政府決議　（十六日上海特派員發）廣東軍政府は左の決議を爲せりと

一、參戰軍取消を請求せず其名を改むる事及び段祺瑞等の處罰を求めざる事

二、新國會を解散し舊國會を南京に召集する事

三、南北統一の後新內閣には南方派より政學會益友社及孫文派より各一名卽ち三名の閣員を出す事

四、雲貴方面の軍官の交迭を行はざる事

此比較的穩健なる決議に對し舊國會議員等が反對せざれば幸ひとすべし（十八日、東朝）

▲和議順調　十五日の會議に關し十六日　國民通信社より左の如く公表せり（十七日上海發某所着電）

午前審査會を開き軍事、政治、法律及善後の各案に亘りて審議し軍事案は審査せり形勢は極めて順調なり但今回は全議案を一時に提出し全部を一時に公布する事となし居る結果若し一案にても双方意見一致し難き時は全案成立不可能となる事あるべし最近双方代表は一氣呵成に會議を進め軍事政治各案は双方の意見甚だ接近せるも法律案に至りては解決困難の狀態なり（十九日、日日）

▲南方軟化說無根　（上海特電十八日發）唐紹儀氏は昨日廣東督軍政府政務會議に對し左の如く電報せり

本日東方通信社廣東來電には南方代表が軍政府に對し其協議して提出せる條件變更のことを報告して意見を聽取せりとなし其條件として

（一）參戰軍は名を更めて存置すること（二）段祺瑞排斥を取消すこと（三）新國會を解散し南京に舊國會を開き憲法を制定し舊選舉法に依りて別に國會を召集し總統を選擧すること（四）內閣に南派方より三名を加ふること（五）雲南、貴州方面の主要人物の地位を確保し軍器借款を補給すると云々と定めたりとあり是れ事實に非ざるのみならず東方通信社の該電報には軍政府が四日之に對し政務會議を開けりとあり此種の消息何れより來れるか不審なり切實に審査せられんことを乞ふと

尙ほ東方通信廣東電にありし唐紹儀氏は南方事件變更云々の報道は職る事實に反するを以て廣東軍政府に對し十四日政務會議に斯る事を討論せるや否や斯かる消息の出所如何を問合すに至れり放に何れも軍政府より右の報道の不正確なるを正式聲明するならんとのことなり。（十九日、時事）

▲國務院諭告す　（上海特電十八日發）國務院は上海諸軍使を經て上海商業公團聯合會に對し晉軍團が會議を開くとか或は張作霖天津に來る可しとの說は事實無根なること及び政府は和平を尊重し會議を重ねて開き正に過渡に解決を圖る可し凡そ我商民齊しく洗靜を持し謠言を輕々しく信じ疑懼を招く勿れとのことを諭へしめたり。（十九日、時事）

▲十七日は審査會　（上海特電十八日發）昨十七日も專に審査會に止まり軍事政治兩案の協議を爲し午後は審査未決の問題を附議せり。（十九日時事）

▲十七日の會議　（上海特電十八日）十七日の南北會議は專に審査會に止まり午前軍事、政治兩案の討議を爲し午後は審査未決の問題を別々に審議せり

◎國民通信社の所報に曰く十六日午前談話會を開き法律問題に就き討議し双方互讓の態度を以て進行せり十七日も審議を繼續し引續き善後問題を議するも答なるも大體に於て議事既に終了せり。（某所着電、二十七日、日日）

▲安福俱樂部挑戰　（北京特電十八日發）安福俱樂部にては十八日大會を開き王揖唐氏より新國會維持問題に關し徐總統錢總理に會見せし狀況を報告したる後朱啓鈐氏に對し左の如く電報せり

上海會議は目下國會問題に就き討議しつゝある由なるが新國會は約法に根據し徐總統は之により選擧せられ錢內閣亦之により承認せらる新國會指揮せば大局を亂すに至らん公は國民の委託を受け權限行政範圍を出づる能はず國家の立法問題に關し若し既に何等か決定する所あらば國體を變ずる罪を免れざるべし

と同時に衆議院は十八日議員全部の出席を願ひ新國會に對する政府の眞意を質問すべきが是れ安福俱樂部の平和會議に對する挑戰と見るを得べし（二十七日、日日）

▲衆議院秘密會議　（北京特電十八日發）十八日の衆議院は出席者二百十七名にして秘密會となし錢總理以下各總長列席し議員より國會問題に關する平和會議の進行程度及政府の施設につき質問する所あり錢總理は

第一　平和會議は目下國會問題に就き討議しつゝあるも未だ何等決定するに至らず

第二　政府は新國會を解散する意思なし何となれば現總統及現內閣は新國會より選出せられたるものなればなり

第三　法律問題の決定は上海平和會議の權限に屬するを以て政府より之に干涉するの意なし

と答辯し二三の押問答あり議員は飽迄國會を維持する意味の決議をなしそれより中國交通兩銀行紙幣の價格維持に關し議員と錢總理との間に議論沸騰し議場混亂を呈し錢總理彈劾を叫ぶ者等を生じたるが結局具體的の決定を見ずして散會せり。（二十九日、日日）

▲湖北南軍の獨立　（漢口特電十九日發）湖北の南軍は內訌止まず唐克明の部下たりし兩團章氏は四川旅團長方化南氏と通謀し野三關に據り獨立を宣言せり襄天才、柏文蔚氏等は政府に方氏の轉任を求むると共に兵力を以て兩氏を壓迫し人々惴々たり。（二十日、日日）

▲錢總理議和答辯　（北京特電十九日發）昨日錢總理が衆議院秘密會議に於る南北講和に關する答辯に就き同院議事錄係に質せるに議事錄內に明記し居れる要點は

（一）北方をして違法の地位に陷れず

（一）新國會維持

（三）約法に據り國會召集及び舊國會を南京に開くに贊成せず

等にあり總理の國會に與へたる是等の言質は和議會議に於ける國會問題解決に非常なる障碍を來せるものにて爲めに錢內閣は或は瓦解するの立場となるやを杞憂する者あり。（二十一日、時事）

▲和議は依然審査會　（上海特電十九日發）本日の會議も審査會に止まり公報を發せず。（二十一日、時事）

▲湖南問題審査　（二十日上海特派員發）十九日の會議に於ては引續き政治財政各案審議されたるが唐總代表は湖南問題の解決を急ぎたるを以て審査員に二名を加へ徐佛蘇、李國珍、彭允彝、胡漢民の四名となれり國會問

屬に就ては舊國會の職權自由行使の件を讓歩の餘地なしと爲し北方は之に關し呈鼎昌代表の北京より歸りたる後討論することと爲したりと。(二十一日、東朝)

▲軍事計畫內容　(上海特電二十日發)　北方派の提出せる軍事計畫案の大要左の如し

(一)全國の軍隊を陸軍制度と巡防制度に分ち之を合せて五十師とし一師の經費は百八十萬元を以て最少限とす

(二)軍隊の編制、軍器の統一、軍需品の供給、軍事長官の權限等は時勢の要求に應じて之を定む又巡防制度及陸軍制度は現在の儘とす

(三)右制限額以外の軍隊は中央と地方の別なく又南北の別なく總て之を撤廢す

(四)軍隊の配置に關しては大なる省は一師一旅を置き中なる省には一師を置き小なる省には一旅一團(聯隊)を置き五十師の中三十師を以て之に充て其他の二十師を以て中央に專屬するものなし內十師は四藏、蒙古、甘肅、新疆、吉林、黑龍江各省に駐屯し殘部の十師は北京及全國の要塞に配付せられ全國軍隊の後援をなす

(五)平時の訓練を絕とし平時の五十師を以て戰時の百師となす

(六)撤廢されたる軍隊は開墾及鐵道工事、河川浚渫、巡警等に使用して生計の途を與ふ

(七)右の事項決議されたる時は遲くとも一箇年半以內に之を實行すべし

(八)軍需品の供給は全然軍事當局より獨立せしめ別に軍需總監なるものを置きて之を掌らしむ。(二十一日、日日)

▲北方時局對案　(北京特電十九日發)　安福俱樂部は上海平和會議にて法律問題を議決する權限無しとて新國會の維持を主張し遂に十八日衆議院秘密會議を開き政府の方針を質問せるが錢總理は一方政府は新國會を解散するの意志なきを述べ他法律問題は講和會議の權限內にあるを以て干涉し難しとて前後矛盾の意見を述べ居る由なるが綜探する所に依れば政府としては總統及內閣を成立せし新國會を自ら解散する能はざるも講和會議にて適當なる方法を以て法律問題を決定するに於ては之に反對すべくもあらず飽迄新國會維持に拘泥せざる方針にて若し講和會議にて(第一)新國會過去の行爲を違法と認めざること(第二)舊國會民國六年解散當時の慈國會卽ち現在の廣東國會を恢復せざること(第三)大總統の位置を確認し改選又は追認の手續を要せざることを承認せば可なりとの意見を有し法律問題打合の爲來京せし北方代表吳鼎昌氏は右政府の意見を齎し上海に歸任せりと。(二十一日、日日)

▲北洋派の對抗策　(北京特電十九日發)　張作霖、倪嗣沖兩氏の間に若し上海平和會議が北洋系を滿足せしむる能はざる場合採るべき方法に就き付き打合の爲密使の往復盛にして既に一種の密約成立したるものゝ如くなるが其一條項中には湖南、福建、陝西に增派せる奉天軍の撤退を肯ぜず永久に駐屯せしむるの計畫ありと右に對し北京政府は趙爾巽氏を奉天に派し張作霖氏の意見を緩和せんと欲し趙爾巽氏は十八日入京徐總統に謁見したり尙傳へらるゝ所の奉天會議又は直隸、山東、奉天、湖南、陝西の五省聯合會議は未だ確實ならざるも上海會議に對して北方督軍間に一道の暗流あることは事實なるが如し(二十一日、日日)

▲國會問題紛糾　(上海特電二十日發)　國會問題は今や全く政爭の具に供せられ誠意以て之を解決せんとする者なく同問題の前途は益々紛糾せんとしつゝあり之政學會一派が此問題に對し夙か露骨なる運動を試みたる結果非政學會派の反感を招けるに基因し强硬派をして、益反感熱を昂めたり就中徐世昌が國會に於て新國會維持を明言したりとの報道に對して議論紛々たり一說に據れば徐氏は朱啓鈐氏に密電を發し南北會議を暫く停頓せしめ其間に於て徐に形勢の轉換を策すべしと命じたりとの事なるが今後の成行は注目に値す

(上海特電二十日發)　南北會議は國會問題により再び遲滯し遂日會議を續行し居るも小問題の審査に止まり事實上和議停頓と等しき狀態にあり北方代表は旣に吳鼎昌氏か上海に歸る迄和議の開催を見合せん事を申出でたるが南方側は之を拒絕せるに見るも內部の紛亂を知るべし聞く所に據れば唐紹儀氏は國會問題解決に就き頗る溫和なる態度にて寧ろ北方政府の意見と近きものあるが他の南方代表は此問題を飽迄南方に有利なやう解決せん事を强硬に主張し極力輿論の喚起に努むると共に錢內閣の總辭職徐總統に辭意あり等の謠言を放ち形勢甚だ不穩なり。

(上海特電二十一日發)　昨日の會議は臨時變更して休會となれり昨今の形

勢は國會問題の爲め一般に平和會議の停頓に陷るを恐れ居れり但し北方代表は今尙國會問題につき何等の意見を發表せず吳鼎昌の上海に歸るを待つて何等かの變化を見るならんか北京に於て既に國會問題につき何等具體的案を有せず單に消極的に主張するあるのみなれば到底何等解決の道なからんと觀くものあり。(二十二日、日日)

▲新舊議員會合　(北京特電二十一日發)　舊國會議員郭人漳(民黨最壯月(北方派)韓玉辰(政學會)氏等入京し新國會議員と意思の疎通を計り國會問題の歸趨を定めんとし聯合を催しつゝあるが其主要點は新舊國會を同時に自ら解散せしめんとするにあり亦憲法問題は舊國會をして是を完全せしむるか新國民大會を開き之を完成するかを討議中なるが新國會議員中には新國會維持者を除き一部の贊成者あるも李純氏に對し疑惧の念を懷き舊國會又は國民大會を南京に開く事に反對する者多く未だ完全なる諒解を得るに至らざるが如し(二十二日、日日)

▲陸岑兩派反目　(上海特電二十一日發)　南方に於ける陸榮廷派と岑春煊派との確執は今や其極に達せり陸派に廣東に於ける軍事上一切の政權を定むる爲陳炳焜氏を廣東督軍に李耀漢氏を省長に擧げんとし岑一派は之が防衝策として莫榮新氏の督軍留任李根源氏の省長就任を主張し居れり今や陸榮廷、唐紹儀、徐世昌三氏の結合に頗る鞏固にして之により政學會派は除外せられたる傾きあり是政學會派が國會問題の解決を繼承して有利なる地位を獲得せんとせし動機なり。(廿二日、日日)

▲總代表の詰電　(北京特電二十一日發)　北方總代表朱啓鈐氏より政府に向ひ安福俱樂部より國會問題は國會自ら解決すべく平和會議の解決を待らすとの電報に接せるか果して國會自ら完全に解決するを得ば上策に非すとせすと雖も政府は國會自身の解決に委ねて何等後患を殘さすと信するや否や並に政府は國會問題を平和會議に委ねて解決する最初の計畫を捨てゝ安福俱樂部の要求を容るゝ決心なりや否やと愼慮的電報を寄せ來れり。(二十三日日日)

▲和平會議內容　(二十一日上海特派員發)平和會議の議事內容は依然秘密に附されあるが消息通の南方某氏が記者(特派員)に洩らせる所に依れば和平會議に於て議決すべき大項中最も議決し易き(一)軍事案のみは確に既に議決されたるも其發表は多分全議案と共に一時に發表さるべし(二)政治案に就ては目下審議中なるが其地方制度改革案として南方は省の自治を確認し事務簡捷の爲道を廢し省より直に縣を管轄することを主張し居れるが北方は存置を主張し居れり督軍廢止も議案となり居れるが一時に之を廢止するは困難とするものゝ如く而して支那全國を若干の軍區に分ち督軍を以て其軍區司令官とするの意見に對し南方は寧ろ不要とし(三)善後策は最近四川陝西湖南廣東等の善後協會より續々請願し來るを以て審議を急ぎ居れるが善後費問題に就ては(四)財政案と合せて審議しつゝあり參戰借款剩餘金の流用を說く者ありと云ふも假令其流用を許さゝとも善後費は一億乃至二億元を要するを以て他に銀行團又は米國より善後借款をなさゞるを得ず然るに借款に就ては鹽稅剩餘金は既に擔保とすべき餘地甚だ少く目下抵當物に就て最も苦心を感じつゝある狀態なり依て內債を發行すべしとの議もあり(五)國會問題は現在最も困難なる時期にあり然れとも世上傳へらるゝが如く第二の停頓を免れざるべしとは思惟されず南方代表は尙舊國會の完全なる職權行使を主張しつゝあり先日錢總理の安福俱樂部の質問に對し新國會の維持を明答せるが其眞意は新國會の取消にあり同時に舊國會の恢復には反對す實に北方は體面を重んじ新國會の違法の責任さへ避け得れば南方の主張に讓步するものなり南方代表は舊國會議員の反對其他の關係より尙眞意を示さゞるもの、如く余の了解する所にては國會解散當時の憲法會議を繼續することとし卽ち第五十二回の會議にて終れる憲法會議を同一委員に依り未決の議案に就き第五十三回目より會議を開きて憲法全部を議了し其制定後直に新舊兩國會を解散し改めて憲法に依り新國會を召集せんとするものゝ如し要するに南方代表は唯護法の精神を貫徹すべく法律上護法の途さへ發見し得れば足れりとする者なりと。(二十三日東朝)

▲財政軍事委員　十九日の和平會議國民通信社の所報左の如し(上海發外務省着電)

財政軍事各案を審査し改めて本問題審査委員會を開き南北より各一名の審査委員を擧ぐる事となり胡漢民(南)李國珍(北)を擧げ之に方樞、徐佛蘇(北)章子釗彭允彝(南)の四代表之を助け共同審査の結果意見稍接近せり法律問題に關して　南方代表の多數が國會の職權自由行使の件を強硬に主張

し巻も讓歩の餘地を見出さず本案は更に詳細討論する事となれり。(二十三日、日日)

▲軍事收縮と督軍　(北京特電二十一日發)　軍事の收縮に關し政府より各督軍に意見を聽取せるに倪嗣沖、王占元氏等は承諾の意を述べ來れるも張作霖氏は東三省の狀況は他と異なり輕率に上海會議にて議決することあるも直に實行する能はずと反對を表し來たれりと。(二十三日、時事)

▲軍民文治の範を示さん　(漢口特電二十一日發)　王督軍は十八日官衙に布告して今後督長の兼任を解きたれば今後は軍務の警戒地方の守備に專任す可きを聲明し一切の行政は省長の命令を仰ぐ可きを說し軍民文治の模範たらんとするの意を示せり。(二十三日、時事)

▲國會除外不可　(北京特電二十二日發)　錢總理は安福俱樂部が國會承認自決說を唱へ平和會議は國會問題を議する權限なしと主張せる電報に對し政府の態度を聲明する爲左の電報を各方面に通電せり

上海平和會議の主要目的は國內一切の紛爭を解決するに在り自然國會問題の其內に含まれ居る事勿論なり上海會議は既に時局の困難を解決する全權を附與さる安ぞ國會問題を除外することを得んや

近來安福俱樂部と政府關係險惡の狀況を呈し錢總理辭職の噂あるも同俱樂部は既に二派に分れ穩健派は徐總統總理の政策に贊成し過激論者は北方督軍團と密接なる關係を有する少數者に過ぎず錢總理は未だ辭意を決し或は辭表を提出せんとせる事なく既定の政策を遂行すべしと。(二十四日、日日)

▲二十二日も審査會　(上海特電二十三日發)　二十二日の會議は依然として審査會に過ぎず吳鼎昌(北方)氏は北京に行き決定せる點を報告せりと。(二十五日、時事)

▲南方國會問題强硬　(二十三日上海特派員發)　上海和平會議も軍事財政善後等の各案とも審査委員の手にて審査を遂め二三日內に之を終るべしそれより愈法律問題の審査を爲すべく其最も重要なるは國會問題にして右に關し廣東軍政府政務總裁は唐紹儀氏より國會に關する意見を徵し來れるを以て二十一日會議を開き左の如く議決の上返電せりと

國會問題は護法の趣旨に關係し必す力爭して以て原議に符合せしむべしと此外孫文、廣東海軍四南各省督軍南軍各路司令、各省軍代表團四南各省會議會護法後援會其他の各團體より南方代表に對し舊國會恢復の意見を主張し來れり。(二十五日、東朝)

▲各方面の國會意見　(上海特電二十三日發)　上海和平會議は軍事財政政治善後等各案とも審査委員の手を經て審査を遂めつゝあり二十二日の會議にて之を終る可く夫れより愈々法律問題の審査に移る可しと其最も重要なるは國會問題なるが今各方面よりの南方代表に對し主張し來れる意見を集めたるを聞くに

一、廣東軍政府政務會議は國會なして完全自由に其職權を行使せしむ可しと云ひ

二、孫文氏は國會をして完全自由に其職權を行使せしむ可しと云ひ

三、岑春煊氏は國會恢復を主張し

四、伍廷芳氏も國會恢復を說き

五、林葆懌氏は國會を立所に恢復し遠法國會を同時に解散す可しと云ひ

六、廣東の海軍は國會は非法に解散さる正に則時恢復す可しと云ひ

七、雲南唐繼堯氏は舊國會恢復を主張し

八、廣西督軍譚浩明氏は法律問題は正當に解決す可しと云ひ

九、貴州督軍劉顯世氏は法律問題に就き岑春煊氏と主張同じく

十、四川督軍熊克武氏は國會をして自由に其職權を行使せしむ可しと云ひ

十一、福建の陳炯明氏、湖南の程潛氏、檢閱使張天才氏、何南土天鏡氏、各省各軍代表者、貴州省議會は共に國會恢復を叫び

十二、雲南省議會は之を放棄し難し從つて極力維持す可しと云ひ

十三、護法後援會は舊國會を恢復す可しと論じ

十四、于右任氏は國會に關する非法命令を取消す可しと云へり。(二十五日時事)

▲軍隊縮小四期　(二十三日上海特派員發)　確確かなる方面よりの消息に據れば和平會議に於て決定せる軍事案中裁兵問題に關しては軍隊の縮小を四期に分ち第一期の裁兵實施の時より四箇月目毎に裁兵を行ひ十六箇月を以て終る計畫なり。(二十五日、東朝)

▲軍人政治不干與論　(上海特電二十四日發)　林葆懌氏其他南方軍人は曾て軍人の政治に干渉す可からざるを打電せるに對し北京の參謀總長

陸軍總長等も電報を發し倪嗣冲氏も之に應じ且つ其他王廷楨も之に贊同し江三省軍又然り各方面の軍人も漸く之に贊同の意を表し來れるが時局解決に一道の光明を認めたりと爲すもの多く安徽省軍倪嗣冲氏も亦軍人は服從の義務あり政治に干與す可からず上海の和議は解決を見る可く軍人は爾後内爭を止め政治に與る可からず余は只統一のことを願ふを知るのみと云へり。(二十五日、日々)

▲參戰軍廢止を主張　(上海特電二十四日發)　廣東參衆兩院議員は上海の南方代表に對し參戰軍廢止を主張す可く電報せり。(二十五日、時事)

▲總統の代表者來る　(上海特電二十四日發)　二十一日夜周自齋氏及び徐世章(徐世昌氏の弟)氏は北京より徐總統の命を受け當地に來り善後借款問題及び和議解決に關し南方總代表と會見す可しと云ふ。(二十五日、時事)

▲比律賓の支那人慰撫　(上海特電二十四日發)　廣東政府は比律賓の支那人慰撫の爲め委員を派遣せりと。(二十五日、時事)

▲財政諸案討議　(二十七日上海特派員發)　二十六日の和平會議に於ても引續き財政政治各案を審査したるが財政案にて田賦(地租)を地方稅となし地方の財源を確定し以て地方分權制度を實行し一面田畑の調査事務を行ひ整理を爲すべしと主張するものあり或は支那の關稅鹽稅は何れも外債の抵當となり遂に田賦を侵し地方に歸し難き實れあり裁釐と加稅を同時に行ふの規定を設けて向田賦を地方に歸する時は將來中央の政費不足となるべしと云ふ者もあらん向地方制度案に入るべきやに就て決定せざりし模樣也。(二十八日、東朝)

▲廣東兩院議長通電　(二十六日上海特派員發)　廣東國會參議院議長林森、衆議院長吳景濂及び副議長褚輔成等は連署にて通電を發して曰く和議速開し國會問題は既に唐總代表より國會をして完全に職權を行使せしむべく提議するを得たり此度の戰役は其法を毀つを以て端を開きたるものなり故に法を說く所を以て其鋪と爲し國會の完全自由に職務を行使することは實に和議中の根本問題とす若し完全と滿足の解決を待つにあらざれば其他の問題にて能く我要求を容るゝも決して長治久安を圖ることにあらず我護法を以て其志と爲し以て法律問題に對して主張を固く持するにあらざれば其目的を達する能はざるを慮る云々。(二十八日、東朝)

▲邊防計畫內容　(奉天特電二十六日發)　張巡閱使は東北邊防計畫を立て左の電報を中央政府に送れり

一、吳俊陞を邊防總司令と爲す

二、鳥拉嘲以南洮南以北を戰鬪區域となし遊擊を清む

三、東北邊防は第二十九師團及吉黑軍隊を以て主體と爲す

四、黑龍江省チタ滿洲里地方に戒嚴令を宣布して過激派の侵入を防ぐ而して吉黑の軍權に關しては邊防總司令に屬せしむ

又東南軍等の義兵は大勢に反對する能はずして中央の要求に應じたるも之を斷行するには多くの經費を要し且解散の上は概れ馬賊の群に投じ地方を騷擾する虞あるより中央の承認を經て是等の軍隊を二十九師團に編入し防邊軍に充つる計畫なりと。(二十八日、日日)

▲孫氏買收說　(北京特電二十六日發)　入京せる孫洪伊氏等に八名は既に安福俱樂部に買收されたりと傳へらる其風說に依れば孫氏等は郭同氏(舊衆議院議員)の紹介にて十萬圓を以て買收され入京せる議員は政府の經濟調査會委員に任命され且安福俱樂部より富豐なる手當を受くべしとの事なるが眞僞未だ確ならず。(二十八日、日日)

▲陝西攻擊問責　(上海特電二十七日發)　唐紹儀李遠膺兩氏は在滬西の張瑞玨氏に對し乾縣攻擊に關し之が處置を爲す事を求め又李遠膺氏は江蘇省軍李純氏に對し同氏麾下の兵が乾縣を攻略しつゝあるに對し其責任を問へり倘一說に依れば徐世昌氏は陳樹藩氏を將軍府に入れ許蘭洲氏を陝西督軍とし張瑞玨氏を陝西省長たらしむべし。(二十九日、日日)

▲財政軍事打合　(上海特電二十七日發)　北京政府は財政次長李思浩、陸軍次長江志譚兩氏を上海に送り和平會議に於ける財政軍事各項に就き朱啓鈐氏と打合せをなさしむる事となり兩氏は二十八日北京出發上海に來るべしと。(二十九日、日日)

▲和平會議進捗　(上海特電二十七日發)　周自齋氏は北京政府に對し上海より次の如く電報せり

上海會議は善後の細目を審査中にて唐紹儀、朱啓鈐兩代表の意見は尙接近し居れり新舊議員等は國會問題に就き連日意見の交換をなし頗る過激し居

れり。（二十九日、日日）

▲二十八日も審査會　（上海特電二十八日發）　二十八日の講和會議は依然審査會に止まれり。（二十九日時事）

▲湖北兵陝西撤退　（漢口特電二十九日發）　湖北の陝西派遣軍は白河平利二縣に二個大隊を駐め其他を全部撤回せり。（二十九日、時事）

▲陳樹藩を撤せよ　（上海特電二十九日發）　雲南督軍唐繼堯　は當地南方代表にして陝西人たる李述膺に宛て下の如く電報せり曰く陳樹藩が命令に反抗して進み攻むる從來の橫暴之を聞きて憤剩す曾て唐紹儀總代表は陳樹藩を撤するを以て停戰の保證を爲すとのことを提議し且つ中外に對して宣明せり四南各省も一致して之を主張す若し北京政府にして尙ほ停戰の意あらば和平會議に於て再び卽日陳樹藩を撤するを要求して可なりと。（三十日、時事）

▲岑陸兩氏に密電　（北京特電二十八日發）　總統は岑春煊陸榮廷の兩氏に宛發す可き密電を起草せしめ二十八日午後發電する筈其の大要は歐洲講和會議開かれんとす我國に取り和議の勝日觀久は國家の幸に非す實下は愛國の熱誠あり如何なる方法にて和議を解決す可きや卑見を以てせば快刀亂麻の手段を以て迅速に協議し枝葉の問題は置いて問はざるにあり然らざれば和平は遂に實現する能はずと云ふ腹心を披瀝して明敎を待つと云ふにあり。（三十日、時事）

▲章公使着京　（北京特電二十九日發）　駐日公使章宗祥氏は二十八日午後無事着京支那官民多數及小幡公使等主なる日本人の歡迎を受け自宅に入れり明日徐總統に謁見復命すべし。（三十日、日日）

財政經濟及其他

▲四鄭鐵道　（奉天特電十五日發）　四鄭鐵道延長線に就ては遼東三省巡閱使は最に中央政府に對し速達を電請せるが支那は今又外債古の影響漸く急ならんとするに至り軍事上及交通上一日も早く之が竣設に着手して大事を誤らざらんことを要する旨北京交通部に對して電請せり因に四鄭延長に就ては最初日本側は開魯線を主張せるが支那側は洮南線を希望し又我技術者は洮南沿線の産業著しく發展せるを實査して寧ろ此際將來の幹線として洮南線を採用することを有利なりと見て之を本線とし開魯線を支線とすることに支那側との意見全く一致せるもの、如しと。（十七日、日日）

▲米支借款協議成行　（北京特電十六日發）　米國亞細亞シンヂケート代表と支那農商部との間に三箇の事業借款協義中なるが右は同シンヂケート理事にして目下四伯利方面にあるバシップ氏の近々來京を待つて具體的協議に入る可しと。（十八日、時事）

▲新聞聯合會決議　（上海特電十八日發）　十七日午後當地に集まれる支那全國新聞記者聯合會は會議を開き此會を永久の機關と爲すに決し會則起草委員四名を選び規則の起草をなすり更に會合するに決せり尙ほ十八日には午後より當地商務印書館印刷工場を參觀せりと。（十九日、時事）

▲淮河改修經費　（北京特電十八日發）　北京政府は解散兵を淮河改修工事に使用する件に就き張謇及幹國檢氏に詳細なる豫算を編成提出する樣命ぜり政府は該計畫成立せば之に要する資金を米國より求むる決心にて既に某資本家（シーム・カレーか）に對し下相談を試みつゝありと報ぜらる。（二十日、日日）

▲官帳暴落善後　（長春特電十八日發）　吉林省に於ける唯一の通貨たる吉林官帖が昨今の大暴落を續け殆ど底止する所を知らず今や一圓に對し三十弔を突破せんとするの有樣なり之が爲金票立の日本商品は非常の高價に賣り渡等の購買力を減殺すること夥しく又日支兩商人間に官帖立にて契約されたる實買取引の如き欲ど實行不可能に陷り契約取消各所に見受られ兩替商等の破產に類するもの續出しつゝあり予（特派員）は十七日吉林官銀號總辦劉文田氏を訪ひ其意見を質したるに氏は曰く

官帖の發行高多きに失せるは事實なり世間には現在の發行總額八億弔文以上にも達せるが如く傳へられ居れるが實際にては四億弔文內外なり又吉林省洋票も世間には千五百萬圓以上發行せられ居るが如く噂され居れるも之亦實際は六百三十萬圓位に過ぎず何れにもせよ目下銅貨の大鑄造を計畫し出來上りたる上官の强制命令を以て一弔文に對し銅貨何錢と云ふが如く其價格を公定し以て官帖の價格恢復を期すべく着々準備中なるが右計畫の實行には莫大なる銅貨を鑄造する要あり故に若し目下の豫定たる盤石銀產出

の鋼にて不足を告ぐるに至らば貴國より供給を受けんと雖へ居れり然れども現在の如く省の財政不足金を官銀號より補はざるべからざる如き制度の下にありては到底根本的解決を望むに由なし殊に最近の如きは師團の新兵邊境防備兵及軍器購入等總計千二百萬帖の大支出を餘儀なくされし事實あり本年に於ては右の如き臨時費の支出なく加ふるに軍費の二割節減及稅制の整理等も行はるゝ事となり居れども尙且省財政の不足金三千四百萬圓の支出を命ぜらるゝは明なり事情斯の如くなれば吉林省の財政方針にして根本的に確定せられざるにあらざれば幣政の刷新官帖の收縮等到底不可能なるに似たり予は此點に關し今日まで頗る顧慮を懷まし居れるも上長官の命令なれば如何ともなす能はず云々。(二十日、日日)

▲吉黑票の回收　(奉天特電十八日發)　張奉天省長は紙幣統一を期する爲め中國、交通兩銀行發行に係る吉黑票の回收を命じ折柄露貨の暴落に際し幾天金融界に大恐慌を惹起しつゝあるが愈來る二十日限り兌換すべく若し違反したる者ある時は嚴罰に處する旨公報を以て發布せり然るに右に關しては未だ我官憲に何等の通牒を發せず尙奉天省に於て右吉黑票を多數所持する者あるが爲我當局は右回收期を三箇月間延期すべく目下交涉中なりと。(二十日、日日)

▲米支借款　(北京特電二十日發)　某米國資本家と農商部との間に千三百萬弗の新借款談進行中にして其條件は石油を採取して抵當となす外山西の某々二石炭坑も提供せしむるにあるが如く支那側は周自齊氏米國側はアンダーソン氏等も斡旋の勞を取りつゝありと。(二十二日、日日)

▲米支實業借款交涉　(北京特電二十日發)　米國資本家と支那の商務官と協議中なる三種の實業借款は總て米貨一千三百萬弗にて一は曾て失敗せる陝西石油坑を更に復活し若し再び失敗せばその附近の石油坑を採掘せんとする契約なり他の二種は孰れも陝西省の石油坑に關するものにて周自齊等之れに關係す。(二十二日、時事)

▲鐵道統一提議　(上海特電二十一日發)　南方代表褚輔成氏等は雲南、四川、貴州、廣東、江西、湖南鐵道を國辦することを提唱せるが其內容の大略左の如し

一、幹線を設け總統より特派す

二、督辦の下に參辦六人を設け督辦の推薦にて任命す

三、督辦の權限は(甲)六省內に在りて既に締約して未だ落成せざる國有各線路を督辦す(乙)六省將に總設すべき線路を督辦す(丙)各路の監督は各國に向ひ借款契約を締結するを得但し須く中央の批准を經べし(丁)鐵辦は督辦を補助して辦理すべし。(二十二日、日日)

▲湖南省經濟界救濟　(漢口特電二十二日發)　湖南の經濟界は紊亂の極に達し湖南銀行の紙幣は全く受取るものなきに至れる際、長沙に設湘銀行の現出を見るに至れり右紙幣は銀貨、銅貨、中國銀行紙幣に兌換し居れるを以て人民は兎に角一時救助せられたる觀あり其資本は張督軍の私財なりとのことにて此好況か何日まで續くかは問題なり張督軍は此外、阿片、鹽等の有利なる商賣は夫れ〴〵部下をして繼業せしめ居れり。(二十四日、時事)

▲米支合辦銀行　(北京特電二十二日發)　國務院參議徐恩元氏は米國資本家スチュワールド氏と圖り米支合辦にて資本金一千萬元の銀行を創立し中華滙業銀行に則り紙幣發行權を得んと財政部に出願中の處許可を得たりと傳ふ。(二十四日、日日)

▲蒙古政府借款交涉　(二十二日北京特派員發)　恰克圖方面よりの報道に據れば新に組織せる蒙古政府はスチープンスの紹介に依り恰克圖、科布多間の鐵道敷設權を抵當とし米國より金五百萬弗の借款を爲さん事を交涉しつゝあり其の用途は露債三百萬留の償還準備を編成し過激派を防止する費用及政費等なり。(二十五日、東朝)

▲日本汽船往來取締　(上海特電二十四日發)　當地の商業公團聯合會は上海の支那交涉員に對し日本の汽船が江蘇省滬州方面に往來するも右は開港場にあらず且つ同地方は不穩の徒多く集まる處にして意外の事を生ずべき虞ある故日本の汽船の該地に行くを止められたしとの書面を送れり又江蘇省知事(?)は日本船舶の內地各港に入るに就き上海海關監督に命じ條約及び其汽船の往來する地方の狀況を調査報告するを命じたりと。(二十五日、時事)

▲鐵道統一意見書　(北京特電二十四日發)　鐵道統一問題に就き米國顧問ベーカー氏は又復意見書を支那に提出せり外交委員會も再び本問題の意見書を提出の答なるが內容は前の範圍を變更し唯未成鐵道及び兪工事を

始せざるものに限り居れりと。(二十六日、時事)

▲經濟調査會組織　(二十四日北京特派員發)　北京政府は戰時經濟調査會を組織せるが委員長錢能訓、副委員長孫寶琦、周學熙、專任委員長郭則澐、專任委員吳笈孫以下十五名、委員約二百名を選任せり。(二十七日、東朝)

▲詹天佑氏逝く　(北京特電二十六日發)　支那鐵道の先覺者たる粵漢鐵道督辨詹天佑氏は二十四日漢口に於て急病の爲死去せりと。(二十七日、日日)

▲京奉支線　(奉天特電二十七日發)　錦州より某所に達せる情報に依れば英國の資本を以て採掘せる三義店炭坑連炭線の名に於て錦州より朝陽に至る京奉鐵道の營養線を敷設すべく京奉線技師モーラー氏は二十餘名の測量班を編成し線路の實測に着手せり之實に新邱炭坑が日支合辦にて新式採掘に着手せる對抗策にして近く英國の運炭線の開始を見ると同時に滿蒙鐵道の一たる洮熱鐵道の鼻を明して開魯洮南に結付けんとする遠大の計畫を有するもの、如く重大視されつゝあり。(二十八日、日日)

▲支那善後借款　(二十七日北京特派員發)　某通信社の報道に依れば北京政府は上海會議の名を以て一種の善後借款を起さん計畫あり其金額は四億元にて擔保は全國田賦(地租)を以て之に充てんとす蓋し今日上海會議に於て各問題の解決困難にして何時終結を見るかは不明なるも最後には善始に要する經費を求むるに至るや明かにして此經費の先決は寧ろ時局解決を速かにする最良手段なりと稱へたるものらしく周自齊及び財政次長李思浩、陸軍次長張士銓等の上海に赴けるは南北代表と協議し且銀行團との間を斡旋する準備の爲めなりと傳へらる。(二十九日、東朝)

▲吉會鐵道　(北京特電二十九日)　吉會鐵道契約は假契約に依り津浦鐵道契約を標準として進行中なるが日本側は會計監督及び運輸、收入に日本人を採用せん事を提議せるに支那側之に反對し交涉行惱中なり。(三十日、日日)

支那

第十卷　第十一號

要目

論說　對支新借款團の提議……一―四
資料　花旗銀行事情……五―一〇
雜錄　支那の建設的計畫……一一―一四
　　支那開發策(下)……一四―一八
　　國際商業戰場たらんとする支那……一八―二二
彙錄　アングロサクソンの勢力と支那の近代化……二二―二四
　　米支貿易の好望……二四―二五
　　支那米國の投資を望む……二五―二六
事業界　支那事業界近況……二七―三四
半月史　半月間の支那重要事件……三五―四二
時報　支那最近時事要項……四三―五〇
彙報　支那關係諸報道……五一―六九

支店出張所

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗
宜蘭 淡水 桃園 新竹 南投
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 橫濱 大阪 神戶 門司

支那 上海 九江 漢口 福州 厦門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

直輸出入業

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

株式會社 **武林洋行**

電話土佐堀（二三五番 三〇二三六番 三〇二九番）

營業種目	
棉花、絹紡原料	
麻、肥料、雜穀	
毛皮革、牛木蠟	
各種油及其原料	
其他支那產物	

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話三ノ宮（局一、八一五番 三、三三八番）

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所（局三、七〇六番 二、二九五番）

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話（局一、五九〇番）

海外支店　上海、漢口

同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

大正八年六月一日發行　「支那」目次　第十卷第十一號

論說

對支新借款團の提議……宮房次郎……一——四

資料

花旗銀行事情……五——一〇

雜錄

支那の建設的計畫……一一——一四
支那開發策(下)……一四——一八
國際商業戰場たらんとする支那……一八——二一

彙錄

アングロサクソンの勢力と支那の近代化……二二——二四

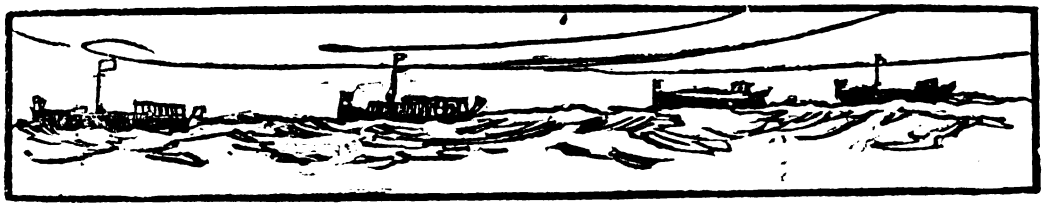

米支貿易の好望……二四——二五
支那米國の投資を望む……二五——二六

事業界

日華紡績株式會社營業報告—上海土地會社(業務公司)營業成績—昨年度上海各業營業成績……二七——三四

半月史

南北兩代表の辭職—支那全權の陳述書—支那に關する講和條件—北京學生の暴動—錢內閣の動搖—武器供給中止通告—支那の新關稅率……三五——四二

時報

(內治外交) 江蘇教育廳長—學生訓戒命令—研究系陰謀の由來—山東問題說帖
(財政經濟) 江蘇運河官辦—詹天佑議郵令—交通部技監署理—中銀則例案の內幕……四三——五〇

彙報……五一——六九

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造
發售

本舗

西尾商店

大日本東京

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舗開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不可缺之要品也其用途廣大必贅述凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衞生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告即請購備爲荷

請立刻函致本舗試用實爲至盼

尺寸

	長	橫
第一號	四寸二分	二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝緘封如此能可完全預防塵埃實爲衞生而美觀且使用利便

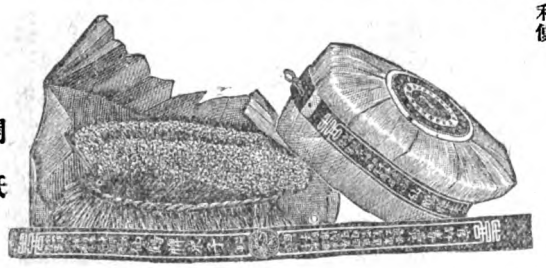

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

西尾正左衞門商店

電話小石川 長九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

支那

大正八年六月一日

第十卷　第十一號

對支新借款團の提議

一宮房次郎

一

歐洲戰後列強が其瘡痕を療すべく支那に對する放資に努むるに至るべきは何人も疑を容れざる所なるが、唯だ其形式の如何に表はるべきかの疑問ありしが、外國電報の傳ふる所によれば、米國は巴里に於て對支新借款團の組織を提議し、五月十二日新銀行組合は日英米佛の四國銀行家に依つて組織せられ、白耳義銀行家は後日同組合に參加すべき權利を保留せりと。而して我國に於ても二十四日大藏大臣は東京大阪シンヂケート銀行團の代表者を招致し、對支新借款團の組織に關する經過を報告し、新たに我國に於ける加盟銀行の組織を協議すべしと。英國は既に正式にサーチャールス、アヂス氏を代表とし、我國も亦遠からず正式代表の任命を見るべく、斯くて具體的協議は進捗し遠からず其の成立を見るに至るべし。

支那に對する借款團の成立は遠く一九一一年に濫觴し、當時滿洲鐵道國際管理の提議並に錦愛鐵道權の獲得に失敗せる米國資本團は、列強協調の後楯を有するにあらずんば對支放資の優越權を獲るの困難なるを悟り、英獨佛の三國資本家が四川漢口間及廣東

漢口間の兩鐵道權獲得の競爭に疲勞せるを誘ひ、四國銀行團を組織して對支放資の協調を保たんとせり。是れ列强の對支放資團の嚆矢にして列强協調して支那に投資するの俑を作れるものなりとす。其後四國資本團は支那の革命に會し、支那に於て政治上優越なる權利を有する日露兩國の援助を假りて對支放資の安全を期するの急務なるを自覺し、終に日露兩國を誘ふて、茲に日英米獨露佛の六國借款團を組織するに至れるが、其後米國はウヰルソン大統領の宣明によつて該財團を脫退し、次ひで歐洲大戰の勃發によつて獨逸を除名し、六國財團は全く日英佛露の四國財團と化せしが、久しからずして露國は革命によつて瓦解し、英佛二國も亦軍費の支出莫大にして、支那の借款を顧るの遑なく、事實上對支借款は日本一國のみ其供給に當らざるべからざるに至りしを以て、我日本は夙に米國が其豐富なる財力を提げて該財團に復歸せんことを希望し之が慫慂を怠らざりしなり、然るに驕氣蔚勃何事にもイニシエチーヴを握らすんば滿足せざる米國は、日本の勸告によつて四國財團に復歸するを以て滿足せず、終に今回新提案を提げて新財團の組織を發案するに至れるなり。新財團の成立に依つて舊財團は當然消滅するに至るべく、今後支那の財政的運命は新財團の手に握られ、其の發案者たる米國は自ら優越なる地位を其間に占むるに至るべきや必せり。

二

對支新借款團の具體的協議は今後に於て決定すべきものなりと雖も、其の內容は米國の提案を以て基礎とするものなるを以て、多少の修正又は緩和を見るとするも大體に於て米國提案の範圍を出でざるべし。然るに外電の傳ふる所によれば米國の提案なる者は、舊借款團は此際之を解散し、單に之を借款の殘務整理機關に止め、新借款團は今日迄各國が支那政府より獲得せる鐵道鑛山其他一切の借款優先權を繼承し、又支那中央政府又は地方政府にて保證したる借款は、經濟借款たると政治借款たるとに論なく總て新借款團に於て之を引受けんとするにありて、支那に於ける涉外利權關係は總て之を新借款團の共同管理に歸せんとするに在り。舊借款團が其目的を單に政治借款に止め、經濟借款は列强の自由競爭に一任せしに反し、新借款團の目的は頗る廣汎にして政治經濟產業の各方面に亘たり、苟も借款を目的とするものは悉く之を其管理下に置かんとするに在り、今後支那に於ける借款運動は此の協調によつて杜絕せられ、各國互に借款競爭に依つて相反目するの弊は全く其跡を絕つに至るべしと雖も、借款獨占の權は種々なる害を生じ、支那は新借款團の成立によつて非常なる壓迫を感することなきや否や。

三

再三の革命に依つて支那は既に困憊の極に達し、其財政は既に破產の危機に瀕せり。之を救濟するの途は唯だ外資輸入の一あるのみなりと雖も、國內の統一未だ全からず、產業組織も亦幼稚にして財政的自立の果して何時に至つて望まるべきやは大なる疑問に屬す。斯かる狀態を以てして外資を輸入せんと欲せば、勢ひ其條件は苛酷にして債權者に與ふるに絕大なる權利を以てせざるべからず。殊に其借款團が獨占的にして他に競爭者を有せざる場合に於ては、如何なる條件も之を忍ばざるべからず、果して然らば新借款團の組織は支那及其國民をして終に新借款團の前に平伏し、其一顰一笑によつて左右せらるゝに至らしむるものにあらざるが。舊借款團は其目的單に政治的借款に止まり、

新借款團の如く範圍廣汎なるものにあらず、且つ支那の財政狀態も今日に此すれば頗る良好なるものありき。而も支那政府が如何に其壓迫に苦みしかは、唐紹儀氏が國務總理として壓迫に堪へず、白耳義財團に向つて借款協議を開始せる爲め終に政治的生命を失墜せるに見るも顯著なる事跡にあらずや。財政的恢復の容易に期し難き支那政府と、企業的能力の未だ完成に達せざる支那國民が、新借款團に屬する債務によつて終に奴隷的地位に墜し、行政も産業も、鐵道も、鑛山も、悉く國内の利權を擧げて借款團の共同管理に捧ぐるに至るべきは、決して杞人の過慮なりと謂ふべからざるなり、米國の提議に依れば支那の主權を侵害し、又は之を威嚇するが如き事を一切なさざるべしとの一條件を規定せるを以て斯かる心配は無用なりとの論者なきにあらざるべしと雖も、財政的援助は常に國家の治政と關聯し、鐵道鑛山等の産業借款も内政に關係するもの尠からず、從つて債權の保全は内政の干渉となり、内政の干渉は主權の侵害又は威嚇を齎らすにあらざるか。現に舊借款團の鹽稅擔保は鹽務行政の列强共同管理となりて實現し、借款の結果は支那行政の共同管理に歸結すべきを明かに證明しつゝあるにあらずや。支那の主權を侵害し又は威嚇せずとの規定の如きは正義人道を口癖にする米國が一時を粉飾せんとする氣安めの口實に過ぎず、單に此の規定あるの故を以て新借款團の成立が支那を壓迫するものにあらずと言ふが如きは、未だ共に對支關係を論ずるに足らざるなり、曾て六國借款團の對支借款を以て支那に對する内政干渉の端を啓らくものなりとして、斷然其の脫退を宣明せしウヰルソン氏が、今や全く其態度を一變し、啻に政治的借款のみならず、更に鐵道鑛山に至るまで其權限を擴張し、財政的に支那を左右せんとするが如き新借款團の組織を提議せる大膽なる態度豹變を見て、吾人は米國對支政策の急劇なる變化に一驚を喫せざるを得ざるなり。

四

吾人は米國の提案を點檢して、更に新借款團をして各國と支那との間に存する借款又は借款優先權を繼承せしめんとする蟲の善き新要求に驚かずんばあらざるなり。日英等の諸國は支那に對する關係既に久しく、種々の利權を獲得せる者少からず、而して之が獲得には尠からざる努力と犧牲とを費し、決して無償にて之を僥倖せるにあらず。然るに何等の條件を附せずして之を新借款團に繼承せしむるは所謂既得權の侵害にして決して正理人道の要求にあらず。蓋し米國の如く支那に對する關係日尚ほ淺く、其努力と犧牲とに於て日英兩國の比にあらざる國家に於ては、斯の如き規定の挿入は最も好都合なるべしと雖も、是れ徐りに自己の便宜を謀るに急にして他の迷惑を顧みざる我儘勝手の措置なりと謂はざるべからず。抑も支那の如き國家に對し政治的と經濟的とを問はず、財政的援助を與へんとするには、各加盟國は少くとも財政的及び經濟的に支那を開發繁榮せしめんとする至正至公の大精神を以て和衷共同して其事に當たらざるべからず、而して此の目的を達せんが爲には其組合が少くとも公正の基礎に依つて成立し、各加盟者に於て私利を謀るが如き猜疑を挑發するの行動を避くるの義務を有す。然るに米國の提案の如く從來の沿革と努力とを無視して同一關係の下に律せんとする既得權の侵害が果して公正なる要求なりと是認せらるべきや否や。將來獲得すべき借款關係を以て悉く新借款團の權限に附與せんとするは、借款の統一上或は餘儀なき措置たるべしと雖も既定の借款關係を擧げて新借款團に讓渡せしめんとするに至つては、沒常識も亦甚しと謂ふべし。斯の如きは米國が

新借款團の成立によつて列强が苦心慘憺の餘になれる美果を强奪せんとする者にして、新借款團の成立は米國が其野心を滿足せしめんとする傀儡なりと稱するも、恐らく之を辯ずるの辭なからん也。

五

新借款團の成立に依つて最も重大なる影響を蒙むるは支那に次ひで恐らく我が日本なるべし。蓋し歐洲大戰により五國財團が全く有名無實と化するや、我が日本は善隣の誼により支那に對し財政的援助を與へざるべからざるの餘儀なきに至り、有限の財力を以て支那無限の要求に應じ、前內閣時代に於て既に三億の借款を見るに至れり。此等の借款は我が特殊地位たる滿蒙に關する者多しと雖も、順濟高徐兩鐵道借款又は運河借款等支那內地に屬する者亦尠からず、而して此等の借款は多く中央政府の保障するものにして、新借款團の當然繼承し得べき者なりとす。米國の提案を依れば滿蒙に於ては我國の特殊地位を認め、新借款團の活動を遡及せしめざる方針なるを以て、滿蒙四鐵道の如き滿蒙に關する特殊權利は除外せらるべしと雖も、順濟高徐鐵道の如き利權に至つては其沿線鑛山等の利權と共に之を新借款團に提供せざるべからず、是れ我國が歐洲戰時に於ける對支活動の結果を奪ふ者にして實に忍ぶべからざる大犧牲にあらずや。新借款團の成立によつて支那の富源は開拓せられ、地勢接近せる我日本は其餘慶に浴するの利益ありと雖も、此の空想的利益を以て彼の現實的利權を放棄せざるべからざるは、餘りに偉大なる犧牲と言はざるべからず。新借款團の成立に對して我政府及び銀行團が果して如何なる態度に出でんとするかは、頗る興味ある問題と言はざるべからず。英佛等の國家は我國に比すれば對支關係も亦密接ならず、或は米國の提案に對して無條件承認の態度に出づるなきを保せず。斯かる場合に獨り我國が同組合を脫退して孤立の地位に陷るは益對支關係を困難ならしむる所以にして、米國が六國資本團を脫退せし先例之を證して餘りありと雖も、之を承認するも亦自繩自縛の結果に陷る者と言ふべし、要之新借款團の成立は我國の對支發展に對して尠からざる壓迫を加ふる者にして、協調の名に依つて加へらるゝ西力の東漸が如何に慘酷なるかを痛切に味はざるべからず。殊に其支那に加へらるゝ壓迫は動もすれば共同管理の端を開らくものにして、新借款團の獨占的權限は支那に於ける財政經濟の利權を壟斷せずんば已まず、財政經濟の利權を擧げて他の壟斷に委し何處に主權の獨立を求めん。日支兩國官民は今にして猛省し相提携して大局の保持に力めずんば、他日日暮れ途遠きの嘆をなすの秋あらん。

花旗銀行事情

花旗銀行(International Banking Corporation.)は一九〇一年米國の東亞經營に資する爲に米國銀行家の聯合してコンネクチカット州法の下に創立せるものにして同五年直ちに上海に支店を設けたり、支那に於ける米國銀行は僅に本行のみなりしが爲に米支兩國の貿易關係密接となると共に本行業務を發展し、後支那の投資團の一として活動するに至れり、本店を紐育に置き、支那に於ては上海の外北京に支店を設け其他日本、比律賓、印度等にも支店あり、其資本金三、二五〇、〇〇〇米弗にして一株百弗の株式三萬二千五百個に別つ、本行は米國國際企業會社と密接の關係あり、支那に於ては同社の爲に金融業務を掌れり、尙同行の利益金勘定、資產狀況を示せば次の如し

利益金勘定　(單位米弗)

年次(六月末)	純益金	配當金			未拂利益金	後期繰越金
		數額	歩合			
一九〇六年	一四八、八八二弗	六五、〇〇〇弗	四%		八三、八八二弗	一六六、〇八三弗
一九〇七年	一一七、一六二	六五、〇〇〇	四		五二、一六二	二一八、二四五
一九〇八年	一二六、八一四	—	—		一二六、八一四	三四五、〇五九
一九〇九年	一〇、〇六〇	—	—		一〇、〇六〇	三五五、一一九
一九一〇年	二二九、六七五	—	—		二二九、六七五	一二五、四四四
一九一一年	一九〇、六四〇	—	—		一九〇、六四〇	三一六、〇八四
一九一二年	二四二、二〇六	—	—		二四二、二〇六	五五八、二九〇

一九一三年	三〇六、一七一	一六二、五〇〇	五								一四三、六七一	七〇一、九六一	
一九一三年（七月十二月）	一六九、二二七	九七、五〇〇	六								七一、七二七	七七三、六八八	

借方（單位米弗）

年（六月末）	拂込資本金	準備金	資本金及準備金計	在支那銀行券流通高	定期及即時拂預金在高	融通手形引受高	引受手形支拂勘定	未拂利益金	借方合計
	弗	弗	弗	弗	弗	弗	弗	弗	額
一九〇二年	三、三九一、三〇〇	六、七八三、〇〇〇		—	三、九九〇、五五六	—	五、五六一、三四四	八四一、七七	一六、四一四、七七七
一九〇三年	三、九四七、二〇〇	七、八九四、四〇〇		—	四、七六八、三五七	一、一五六、七七二	六、七四〇、六四〇	九七、七三二	二〇、六六一、一一一
一九〇四年	三、九四七、二〇〇	七、八九四、四〇〇		—	二、六二五、〇二七	二、六二五、二九六	五、〇八七、二六六	二、九九一	二七、一六三、〇一〇
一九〇五年	三、二五〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		二、一四五、六九六	一一、五四五、六九六	三、三二一、九一四	一〇、〇三三、六〇六	八一、一〇〇	三三、四七三、四六六
一九〇六年	三、二五〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		一〇、二四六、二四七	一〇、二四六、二四七	二、八二一、五二三	一一、二九八、四二九	二二一、〇八三	三一、一五七、五七一
一九〇七年	三、二五〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	二〇二、四七四	一三五、四五五	一四、七六九、七〇三	一、四二一、五七二	八、四三七、六四九	二八三、二四四	三四、三五五、八二一
一九〇八年	三、二五〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一三六、四五五	一三七、四五五	一三、〇四八、八五五	一、四八五、五七二	五、八一〇、五九九	三四四、〇九六	三七、三五六、五三九
一九〇九年	三、三五〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	一二四、三七八	一三七、七六〇	一六、〇四七、五三三	一、五九〇、五〇五	三、九三四、四一〇	三四五、一二〇	三八、五八一、七三五
一九一〇年	三、三五〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	一五九、三〇六	一四七、六八六、〇一九	一七、六八六、〇一九	二、六四五、七三〇	五、三四四、七二四	一三五、四四四	三九、三五三、三三五
一九一一年	三、三五〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	二三七、四五七	二〇、五九二、七九二	二〇、五九二、七九二	四、六二四、三四八	五、三三三、六九五	三六六、〇六三	三七、二九五、三五九
一九一二年	三、三五〇、〇〇〇	六、七〇〇、〇〇〇	一四七、七六〇	二〇、四八七、一四〇	四、一四〇、三四〇	五、三七七、三二五	五、八九九、九四〇	五五八、二六〇	三八、〇四三、四八〇
一九一三年	三、三五〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	一五五、五四〇	二三、九〇三、八八四	二三、二六七、七〇五	二、八五五、八八五	六、七七七、八一〇	七八三、三一〇	四三、二四八、四一〇
一九一四年	三、三五〇、〇〇〇	三、三五〇、〇〇〇	四八七、三九五	二一、八〇三、七六二	三、四四九、一五八	三、八三四、六三三	五、〇七六、九四九	九四四、八三七	三七、五八八、二三三

貸方（單位米弗）

年（六月末）	現金手許及地方國庫金預金銀行預入高	證券放資高	定期貸付及手形割引高	コール貸付高	取引先ニ對スル手形引受債權	手形、受取勘定其他雜貸	貸方合計
	弗	弗	弗	弗	弗	弗	弗
一九〇二年	一、九一三、一八二	一、四三一、九五六	一、一二五、〇一四	二、〇一〇、七四九	—	九、九四四、八一三	一六、四一四、七七七
一九〇三年	二、八二一、四一三	三、一六三、〇〇七	四、七〇八、四二九	三、二三一、四〇一	一、一五九、七七二	五、五三六、〇六九	二〇、六六一、一一一
一九〇四年	五、四〇五、〇六六	四、九四四、〇四四	五、八八一、八六三	四、三三一、六八四	二、六二五、二九六	四、六四五、二七七	二七、一六三、〇一〇
一九〇五年	五、一六九、二八五	五、〇〇〇、三四四	五、三二九、四四五	四、一〇三、九三九	三、三二一、九一四	九、三七七、四九一	三三、四七三、四六六
一九〇六年	四、五二八、七七二	五、一三六、三二四	六、九三三、四七一	三五二、一、五九九	二、八八一、五二三	八、一三五、六九五	三一、一五七、五七一
一九〇七年	四、四四〇、六八五	五、七一七、四〇一	五、一〇九、三三三	三、八五四、六三三	三、一四三、七四一	一〇、九六一、〇八	三三、四五五、八二一
一九〇八年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九〇九年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九一〇年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九一一年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九一二年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九一三年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九
一九一四年	三、七一四、三八	五、一六八、四七九	六、〇一四、七六二	三、四九一、五八八	一、四八五、五七二	七、四五二、一一〇	三七、三五六、五三九

一九〇九年	圓、五五〇、一六七	圓、七六〇、五六四	七、〇七七、四八一	二、八三二、三三二	一、五九〇、三〇五	七、九二五、四八六	二八、五八一、七三五				
一九一〇年	圓、〇三七、二九八	圓、八四一、二八五	八、一九九、七六五	三、八六八、七九	二、六五八、四〇三	八、八二七、四〇三	三二、四三二、二二五				
一九一一年	六、〇四四、四二	圓、九四五、四八六	一〇、三二五、八三三	四、八六六、五六八	四、一四〇、三五〇	七、三六六、八八三	三七、二九三、三六九				
一九一二年	五、六四三、一〇五	五、七四二、六五〇	六、二六九、四七五	五、九四四、七五〇	四、一四〇、三五〇	一〇、三〇五、一五〇	三八、〇四三、四八〇				
一九一三年	六、七六五、六五〇	五、四四七、三五五	六、三三一、三八〇	五、三九六、三七五	三、八四〇、二四四	一三、六八〇、二四四	四三、二四九、四一〇				
一九一四年	八、九八〇、〇三三	圓、八〇七、六四六	五、二四〇、九七九	六、三五二、四九二	二、八五五、一八五	九、五五一、八八五	三七、九八、二三二				

其支那に於ける投資事業の主なるもの次の如し

名稱	金額	期限	利率	擔保	備考
湖北省外債	二、〇〇〇、〇〇〇兩	一九二一—一九二〇	七分	宜昌鹽稅	四國銀行と共同引受
上海市場救濟資金	三、七〇〇、〇〇〇	一九二〇—一九二五	七分	支那政府保證	九銀行團と共同引受

インターナショナル銀行特許狀

一千九百一年一月北米合衆國コンネクチカット州上院總會ニ於ケル聯合決議第二百三十二號

第一條　エ、エフ、ハーディング。アル、エス、マスタートン。シー、ビー、ウイルソン。デイー、ビー、ギイデイダス。ダブルユー、エス、ダウンス。並ニ以上ノ人々ト組合ヲ爲シタル其ノ他ノ諸氏發起ト爲リコンネクチカット州ブリッヂポート市ニ於テインターナショル銀行ト稱スル一社團ヲ組織スルコトヲ得、本社團ハ前記ノ名ニ於テ法律上有効ニ不動產又ハ動產ノ受領、買受、所持、賣却及引渡ヲ爲シ裁判上訴ヲ提起シ又ハ訴ヲ受ケ抗告ヲ爲シ及防訴ヲ爲スコトヲ得、本會社ハ社印ヲ定メ且任意ニ之ヲ變更スルコトヲ得、本會社ハ自カラ定ムル所ノ方法ニ從ヒ必要ナル總テノ職員ヲ選任シ之カ報酬並ニ其ノ職務ノ範圍ヲ定メ又ハ合衆國法並ニコンネクチカット州法ニ牴觸セサル限リ本會社ヲ統理スル爲定款ヲ作成シ且執務規程及財產管理規則ヲ作リ其ノ他本特許狀ノ條項ニ從ヒ本會社ニ於テ爲シ得ヘキ業務ニ附帶セル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第二條　本會社設立ノ目的ハ以下ニ列擧シタル事項ノ全部又ハ一部ヲ營ムニ在リトス即如何ナル形態ヲ以テスルヲ問ハス、商業、製造業、鑛業、仲立業、各種ノ代理業、船荷間屋、建築、金融、仲買及請負又ハ下請ニ關スル業務ヲ取扱フコト。一般銀行及信托業務ニ從事スルコト。金錢ノ預托ヲ受クルコト。爲替、貨幣及地金銀ノ賣買、約束手形、爲替手形、送金手形、諸債券、諸公債又ハ債務ノ證據タル證書及其ノ他ノ流通證券ノ賣買、振出、發行、割引、讓渡及裏書ヲ爲スコト。對物、對人其ノ他ノ擔保貸ヲ爲スコト。州、市其ノ他ノ法人又ハ組合ノ債券

ニ關シ之カ事務ヲ取扱フコト。債券又ハ抵當ニ關シ受託者ト爲リ又ハ國ノ內外、事ノ公私ヲ問ハス財產、個人、商店又ハ會社ノ爲ニ其ノ管理者、經營者、執行者、受領者、代理者、保存者又ハ受托者ト爲リ又ハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス其ノ他ノ信託代理事務ノ取扱ヲ爲スコト。市又ハ其ノ他ノ法人ノ發行ニ係ル債券ノ賣買ヲ爲シ又ハ之カ元利ノ仕拂ノ保證ヲ爲スコト。以上各種ノ業務ニ附帶シ保護預ニ關スル業務ヲ營ムコト。コンネクヂカット州以外ノ地ニ於テ公私工事ノ建設及其ノ作業ニ從事スルコト。船舶ノ新造購入、備入及賣却ヲ爲シ又ハ本州以外ノ地ニ於テ陸上又ハ海上ノ運送ニ從事スルコト。動產又ハ不動產ノ購入、所有、賣却、貸貸、貸借ヲ爲シ又ハ之ニ改良ヲ施シ及動產又ハ不動產ヲ抵當ニ取リ又ハ之ヲ抵當ニ供スルコト。契約ヲ締結シ之ヲ履行シ及其他如何ナルモノタルヲ問ハス適法ナル一切ノ業務ヲ營ミ又ハ從事スルコト。世界何レノ地ニ於テモ支店ヲ設置シ得ルコト。個人、商店、組合又ハ會社ノ得意、權利及財產ヲ獲得シ之ニ對シ現金、當會社ノ株券又ハ債券又ハ其ノ他ノモノヲ交付スルコト。並ニ個人、商店、組合又ハ會社ノ事業及負債ヲ引受クルコト而シテ其ノ結果該事業ノ引受ト共ニ當然本會社ニ繼承セシムルコト是ナリ

第三條　本會社ノ株金、財產及事務ハ九名以上ノ取締役ヲ置キ之ヲ取扱ハシムル取締役ハコンネクチカット州以外ノ地ニ於テ居住スルコトヲ得ヘク定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主總會ニ於テ十株以上ノ株主中ヨリ之ヲ選任ス

取締役ハ其ノ選任セラレタル後第一回ノ取締役會ヲ開キ頭取一名ヲ互選ス頭取其ノ他ノ職員又ハ取締役ニシテ辭職又ハ其ノ他ノ原因ニヨリ缺員ヲ生シタルトキ取締役員會ハ之カ補缺ヲ選任スルコトヲ得補缺員ハ前任者ノ殘存期間中其ノ任ニ在ルヘキモノトス

取締役ハ定款ニ於テ定ムル所ノ其ノ他ノ職員ヲ選任スルコトヲ得

頭取又ハ取締役ニ對スル選擧ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ爲ス

株主總會ハ取締役會ニ於テ必要ト認メタルトキハ州ノ內外ヲ問ハス何時ニテモ之ヲ招集シ及開會スルコトヲ得定期又ハ臨時總會ヲ招集スルトキハ定款ノ規定ニ從ヒ豫メ通知ヲ發スヘシ

本會社ハブリッヂポート市ニ一名ノ代表者ヲ駐在セシム代表者ハ法律上必要ナル文書ヲ作成シ之ヲ以テ適法ニ本會社ノ爲シタル行爲ト見做ス

本會社ノ業務執行ノ爲合州國ニ屬スル州、領土及屬領地又ハ外國何レノ地ニ於テモ何等ノ制限ナク苟クモ一般自然人カ適法ニ營業シ得ヘキ場所ニ於テ一個又ハ數個ノ營業所ヲ設置スルコトヲ得

第四條　取締役ハ本會社定款ノ作成、變更、改正又ハ廢止ヲ爲スコトヲ得又取締役ハ本會社ノ不動產又ハ動產ノ上ニ抵當權ヲ設定スルコトヲ得

取締役會ハ會社業務ノ執行上必要ナル職員及代理者ヲ任命スルコトヲ得

取締役ハ株主ヨリ會社ノ諸帳簿、計表ノ閲覽ヲ申出タルトキ之カ許否、範圍、時期及場所ヲ決定シ且其ノ條件及規則ヲ定ム株主ハ之ニ依リ取締役ノ許可ヲ得タルトキ若クハ定款又ハ株主總會ノ決議アリタル場合ノ外本會社ノ諸帳簿及文書ノ閲覽ヲ爲スコトヲ得ス

第五條　本會社ハ前數條ニ規定シタルモノヽ外取締役ニ對シ更ニ他ノ權限ヲ附與シ又ハ取締役ノ員數ヲ變更スルコトヲ得且取締役會ヲ組織スル定足數ヲ取締役ノ半數以内ニ於テ定メ又ハ何時ニテモ本會社ノ名稱ヲ變更スルコトヲ得取締役會ハ總員ノ過半數ニヨル決議ヲ以テ取締役中ヨリ五名以上ノ常務委員ヲ互選シ常務委員會ヲ組織セシム常務委員會ハ取締役會閉會中本會社ノ業務執行上取締役會ニ屬スル一切ノ權限ヲ有シ之ヲ行使ス又本會社ノ文書ニ社印押捺ノ必要アルトキハ何時ニテモ之ヲ使用スルノ權ヲ有ス

取締役ハ州ノ内外ヲ問ハス何時ニテモ取締役會ヲ開キ且其ノ場所ニ於テ本會社ノ諸帳簿ヲ保管スルコトヲ得

第六條　取締役ハ評議員ヲ選任スルコトヲ得評議員會ハ本會社ノ利益及經營ニ關シ取締役ニ對シ意見ヲ陳述スヘキモノトス評議員ノ選任竝ニ評議員會開會ノ時期ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第七條　本會社ノ資本金ハ五百萬弗ト定メ之ヲ五萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ百弗トス株式ハ本會社取締役ノ定メタル規定ニ從ヒ之ヲ讓渡スルコトヲ得

本會社ト資本金ハ株主總會ノ決議ヲ以テ何時ニテモ之ヲ增加スルコトヲ得

第八條　本會社株式ニ對スル申込ハ發起人ノ指定シタル場所及時期ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス創立總會ハ州ノ内外ヲ問ハス發起人ノ全部又ハ過半數ニ於テ指定シタル時期及場所ニ招集及開會セラルルモノトス創立總會開會ノ時期及場所ハ發起人ヨリ之ヲ通知スルコトヲ要ス株主申込人ニシテ其ノ引受株ニ對シ全部ノ拂込ヲ爲シタル後ハ會社又ハ其ノ債權者ニ對シ更ニ何等ノ義務ヲ負擔セス

第九條　本會社ハ本特許狀ノ定ムル所ニ依リ本州ニ於テ銀行又ハ信託業務ヲ開始セントスルトキハ銀行委員會ノ許可ヲ受クヘシ銀行委員會ハ免許狀ヲ下付スルニ當リ必要ト認ムルトキハ本會社ノ業務ヲ檢査スルコトヲ得本會社ニシテ本州ニ於テ銀行又ハ信託業務ヲ營ムコトヲ免許セラレタルトキハ本會社ノ本州ニ於ケル銀行又ハ信託業務ニ關シテハ銀行委員會ノ監督ニ服シ且ツ本州ニ於テ營業スル銀行又ハ信託會社ニ關スル法律ノ規定ニ從フヘキモノトス

第十條　本會社ノ出納役ハ毎年十月一日ニ於ケル本州居住者ノ名義ニ係ル株式ノ數及其ノ時價ヲ記載シタル報告ヲ同月中ニ本州監督官廳ニ提出シ又十月二日ニ於テ本州ニ居住スルモノノ名義ニ係ル株式ニ對シ其ノ時價ノ百分ノ一ニ相當スル課稅ヲ毎年二月末日迄ニ本州金庫ニ納付スルコトヲ要ス

本會社出納役ハ毎年十二月末日迄ニ本州金庫ニ對シ現在發行株式總數ニ付其ノ額面ノ百分ノ一「パーセント」ニ相

配及び侵略的利用によりて害せらる可からず。支那は世界に於ける對等國の一として偉大なる民主的自治國たる可き公平なる機會を與へられざる可からず、支那は從來の如く甚しく政治的經驗を缺如し、且無定見なる支那官僚の過失及不正行爲によりて累せらる可からず。支那をして擾亂の國又は軍國主義の國として全世界に對する脅威たらしむ可からず。

極東に於ける危機は專ら支那に利害關係を有する諸國の政治的並に商業的鬪爭に在りと言ふも不可なかる可し、現時支那に於ける諸國の政治的並に商業的競爭を國際管理の下に置くことによりて（支那は之を管理するの能力無きが故に）支那は將來諸國の侵略より免れ、獨自の共和政治の發達を企圖するを得可し之と同時に又國際管理は支那に關係を有する凡ての諸國の利益を保護するに足る可し。

第一　國際極東管理政策の一般條項

草案

（一）　新國際極東管理政策（International Far Eastern Policy）は極東諸國の保全及發展に付きては極東諸國民の權利及利益を第一に顧慮するを以て根本原則とす。

（二）　支那問題解決の爲めに列國をして凡て協同的建設的及び援助的活動を爲さしめむが爲めに支那、日本、英吉利、佛蘭西及び合衆國は最も速かに國際極東管理委員（International Far Eastern Commission）を置く可し。

國際聯盟の組織せらるゝ場合に於ては本國際極東管理委員は國際聯盟によりて組織せらるゝか若くは本委員會をして國際聯盟の合宜的機關たらしむること最も希望する所なり

（三）　現時外國政府の干涉又は支配によりて毀損せられつゝある凡ての支那の領土及び實權を支那に回收せしむることは本委員會最終の目的の一たる可し但し支那が自ら在記の主要條件を具備するに至るまでは領土及諸權利の回收は延期せらる可し

（イ）　鞏固にして眞正なる代議政治の樹立

（ロ）　近代主義に則る民法特に刑法々典の編纂

（ハ）　凡ての當該關係者に對して誠實且安全に裁判を行ひ得可き司法官及び辯護士を具有する裁判制度の發達

（ニ）　公平なる租稅制度の確立及び實施

（四）　本委員會成立せる時は出來得る限り速かに支那本部に於ける特權及び獨專權を附與せる諸條約を全文の儘之れを本委員會に提出す可し

（五）　支那本部に於て領土又は領土上の勢力範圍を保有する凡ての國家は該領土が所謂租借讓與又は軍事的占領によりて獲得せられたると否とに拘らず、適當なる時機及び合宜の條件を以て之れを支那に還附す可きことを相互に同意す可し

該領土の行政管理は該領土を決定的に完全に支那に還附するの目的を以て一時之を本委員會に委任す可し

右行政管理は凡ての駐在外國軍隊の撤退竝に其他の形式に於ける外國の個別的支配權の撤廢を意味す但し右外

國軍隊の撤退竝に個別的支配權の撤廢は本國際極東管理委員會が其管轄に屬す可き國際警察廳（International Constabulary）を組織するに至る迄は之れを行ふ可からず

（六）　本委員會は既存の對支財團を監督し若くは合併す可く支那竝に外國投資者相互の爲めに安全且有利なる條件を以て支那最善の工業的及び經濟的發展の爲めに必要なる外資供給の機關たる可し

本報告書は更に極東問題に關する專門家の一委員會を組織し、該委員會をして本國際極東管理委員會の計畫を準備せしめ、且本國際極東管理委員會は支那人二名、日本人一名、英吉利人一名、亞米利加人一名、佛蘭西人一名の代表者及び支那と重要なる通商關係を有する其他の諸國の代表者を以て之を組織し、委員の任期を五箇年とし、其俸給は當該各國政府之を支辨す可きことを提議せり。

第二　國際極東管理委員會の職掌及び權根

（一）　本委員會は國際警察廳を創設す可し本警察廳は出來得可くむば支那人を以て組織し國際的役務に服することを表示す可き制服及び徽章を着用せしむ可し且本警察廳をして出來得る限り速かに現時列國が專管的に又は共同的に保有する支那の領土及敷地内に於ける凡ての諸國の軍事的並に警察的勢力と交代せしむ可し。

（二）　支那の財政問題に對しては緊急考慮を拂ふ可し、委員會は支那政府又は支那の私的團體と外國政府又は外國會社間の十萬弗を超過する國際的財政行爲を監視す可し、支那政府又は支那私人と外國政府又は外國私人間の十萬弗を超過する契約借款賃貸借及其の他の財政的協定は本委員會の承認を經可し

（三）　凡て既存の借款賃貸借及び其他の契約は本委員會の審査を受く可し、本委員會は外國及支那相互に對する公平の見地より一方外國の投資者の公正なる利益を保持し且外國の企業及び資本によりて發達し來れる公共事業及び企業を將來支那の所有に移すべき爲め（割賦濟崩しの方法により）前記の借款賃貸借及び契約の條件を改正す可きことを勸告するの權限を附與せらる可し

（四）　支那に於て事業を營む資本金一百萬弗を有する凡ての外國會社及び資本金十萬弗を有する支那會社又は企業團（其全部又は單に其一部が支那人により組營せらるゝと否とに拘らず）にして外國の投資者より資國の供給を享けむとする場合には本委員會の承認を經且支那政府により制定せられたる法律に準據して設立せらる可し。

（五）　本項に於ては本委員會の經費は當該關係各國政府之れを支辨す可きことを規定す

（六）　支那政府は本委員會の承認を經たる條件に於てのみ外國と借款契約を締結し賃貸借を爲し特許を許容す可し本委員會は支那政府に對して提議及び勸告を爲すの自由を有するも支那政府に代りて借款租借契約を許容し若くは財政的又は其他の債務を締約するの獨立權を有す。

（七）　本委員會は本委員會の承認を經たる外國投資者が支

資より生ずる當然の報酬を求めんとする外、何等他に動機あることなし。彼等は、決して陰に特種利權を求めんとする野心なし。彼等は自己の爲さんと欲する事、或は支那人に期待する處を極めて明白に且つ簡單に述べたり。而してこは凡て自己の投資より生ずる當然の報酬を求めんとする希望に基けるものなり。支那人は、是等の申出を箇々別々に他國人のそれと批較檢覈したり。而して彼等は、諸君の申出でたる利率の過去に於ける他國の申出より高きことを指摘すべし。且つ、諸君の契約書の餘りに紙數を要することを質すべし。彼等は條件の明白に記述せられたる契約を歡迎せずして、寧ろ曖昧、不分明のものを歡迎するが如しされればその結果は、將來に於て、その解釋上に必ず爭議を釀すに至るなり。

若し、支那が、この解釋上の問題に關する過去の經驗を再調せば必ず支那の利する處なかりしを發見すべし。

これが解決は門戸開放に待つべし

以上述べ來りし處は、支那に於て、大規模の經濟活動を試みんと欲する米國投資家が、必ず打ち勝たざるべからざる障碍の一部分なり。而して現下の狀態を矯正するに、最も效果あるものは、門戸開放主義の迅速なる適用に若くはなし外國の資本に對し、法外なる貢稅を支拂はざるべからざる現下の地位より支那を救濟すべし。然らば諸外國人は、契約上の義務及ひ商業取引に關し、米國人のフエーヤプレーの思想に一致せる態度を以て、支那市場に入り來るべし。

余及び余の同志は、徐々にこれ等の障害を打破しつゝあり。吾人は支那大國に於ける最も人口稠密にして、生產的の地方を貫通する鐵道敷設に關する契約を締結せり。而してこの鐵道の一部は、四川省の重要なる地域を橫斷すべし四川省は人口七千萬を算へらるゝ大省にして、未だ鐵道又は完全なる運河を有せず。

余の支那に滯在中、四川省附近に於ては、小麥一ブッシエル十二仙にて賣買せらるゝを見たり。然るに當時に於ける上海の市價は、一ブッシエルにつき一弗なりき。若し四川省にこれ等生產物を運送する鐵道を有したらんには、少くも一ブッシエル二十六仙を越えざる價格を以て、上海其他の地方に小麥を供給することを得べし。されど、現今の狀態にては、四川の住民は、支那內地の他の住民と等しくその生產物を移出すること、極めて稀にして、かくの如き現狀にては、將來に於ても大なる需要者たること能はざるべし。

此の地方に於ける吾が鐵道の完成の曉は、四川のあらゆる狀態は、一變すべし。然る時は、住民は世界的商業の班に伍すべく、自家の需要に過剩せる原料品を輸出し、且つ製造品又は莫大なる富源を開拓するに必要なる機械類の輸入を試むるに至るべし。

英國の防害

余輩の會社が、着々契約を締結し、且つ敏慧なる外國人が孜々としてその利權の扶植を計りたる勢力範圍の地域內

に鐵道の設計をなしつゝあることを滿足に思惟するものなれど尙こゝに一の妨害物は橫はれり。

吾人がこの鐵道に關する特許權を獲得し、實際的の測量を開始したる後、間もなく、英國は支那政府に抗議して曰く

千九百十年に河南及び湖北の總督某は、英國領事に書を送り、英國領事が或る借款に對する盡力を謝し、將來前述せる二省に鐵道を敷設する場合は、英國より資金の調達を求むべしとの特權を賦與したりと。

余はかくの如き契約を結びしや否やその詳細に關し知るところなし。されど、吾人の主張したる權利が、反つて同地方に於ける英國の利益を增進したる結果となりし事實に關し、余は決して不滿を抱かざるなり。

支那の法律に從へば、此の文書を有效ならしむる爲めには、支那皇帝の裁可を經ざるべからず。何となれば當時支那は帝國なりしなり。而してこの文書は、裁可を經たる後は、支那の鐵道を管理する交通大臣に提出せざるべからず。されど余の知る處に依れば、この契約は皇帝の裁可を得たりと明白に發表せられたることなし。而して又交通大臣の手許に提出せられたることもなし。事實支那人は英國政府がかの文書を提示したる時、吾人と等しく驚愕せり。

吾人が湖北省の南部より、四川に達する鐵道の測量をなしたるに、英國政府は、吾人の行爲が、自國の權利を侵害するものなりとて抗議をなし來れり。この抗議に對し支那政府は、同省に於ける英國の特種權利とは如何なるものなるや、支那政府の考ふる能はざる處なる旨を答へたり。然れども英國は該抗議を撤回せんとせざりしが、米國は着々その測量を進渉せしめたり。

一時この鐵道に從事したる人員は、約七百人に達したりしが、今や全く測量は完成するに至りぬ。吾人な尙ほ支那の他の方面に於て、幾多の契約を結びたり。然れど、四川省の事情に關する記述は、他の地方の現狀を說明して餘あるべし。支那の或る方面に在りては、多年契約の儘に放棄せられ、何等工事を施されざる地方あり。その中余の記憶に止るものは、二十餘年前、佛蘭西に與へられたるものにして、この地域には未だ豫備工事さへ施され居らず。されば吾人が南支那の某港に達する或る方面の鐵道を測量したりし時、佛蘭西より抗議を受けたり。而してその理由は、同鐵道の沿路にあたる地域は、二十年前、支那政府より佛蘭西に配付せられしものにして、從つて同地方に於ける鐵道敷設に同意する能はずと云ふにあり。

須く現狀を打破すべし

以上述べ來りし處は、支那に於ける現下の狀態なり。而してかくの如きは、早晩一變すべき狀態なれど、更にこれを打破せんと努めざるべからず。吾人は、支那政府が、鐵道の敷設權を與へたる地域に於て、工事を進渉しつゝあり而して、かゝる權利を賦與せらるべき外國人も、亦かくの如くせざるべらず。而して互に他に干涉する處なく行動すべきなり。門戶開放なる政策を嚴重に强制することにより、

十二%、鋼鐵板の三十八%を賣込んでゐる。

昨年支那が我國に賣込んだ輸出額を大別すれば次の如くである。

生絲	三千三百萬弗
革類	二千二百萬弗
植物性油	二千七百萬弗
羊毛	一千五百萬弗

附記　支那は世界に於ける最大の革市場の一であるが、吾人は全くこれを閑却してゐる。植物性油は主としてシャトルを經て、我國に輸入される。そして此處にはこの目的の爲めに特に貯藏タンクの設がある。

これを他の方面から云ふと、我國は支那の輸出品の二十%を買入れ、支那の需要品の十一%を賣込んでゐるに過ぎない。次に注目すべき點は我國の支那に對する輸出品は何れも多少獨占的の性質のものであるから、他國が我國と競爭の地位に立つてゐないことである。されば支那はこれ等の必要品を吾々から求めやうとしてゐる。そして米國がこれを彼等に提供するに、何等異常の努力を要しない。

支那は、その人口四億乃至四億五千萬を有し、幾多の生活の必要品と共に、贅澤品を必要としてゐる。彼等の生活程度は、日々に向上し、從つてその購買力は增加しつゝある。

支那人の趣味嗜好に一致したこれ等必要品、贅澤品を製造する米國製造業者の運命は、寔に多幸と云ふべきである

支那は、各種の產業に從はしむるを得る莫大な人力を有してゐる。されば、將來支那は一大工業國となるであらう而して過去に於て、既に綿織物、煙草、電氣工業品、護謨製造品、機械類、鋼鐵其他の生產に對しては、强固な基礎が固められてゐる。

大戰終熄の今日、世界各國の對支貿易は、著しい進步を示してゐる傾向がある。吾が國が、對支貿易の發達を期せんとするならば、先づ現在より更に多く支那の輸出を仰がなければならぬ。換言すれば、彼の國との相互貿易の發達を期するにある。多くの識者は、支那が將來必ず國際貿易戰の戰場となるだらうと確信してゐる、前の國務卿、ジョンヘイ氏は嘗て「支那を知るものは、次の半世紀の政治問題を解決する鍵を握つてゐるものだ」と喝破してゐる。支那と米國は、太平洋岸に於ける二個の大共和國である。されば、この二國が經濟上、政治上その關係の進步改善に對し常に努力を怠らざるは、兩國家にとり最も重大にして、且つ絕對的必要なことである。支那が完全に進步發達し、米國が眞にその友邦たるの時季至らば、この二國家は、必ず來るべき時代の世界を支配することを得るであらう。

支那貿易に志す讀者に對し、余は支那各地の適當なる都市に事務所を開設すべきことを衷心勸告せんとするものである。何故ならば、支那はその面積廣大であつて、人民の特性及び其嗜好要求が甚だしく異つてゐるからである。上海等に一箇の支店を有してゐても、これ大市場に活動するには不充分である。實に、これ從來吾が商人の謬見であつた。支那國民及びその要求、その富源は、充分判斷する

資格ある上に依つて精密に研究すべきものであつて、決して從來の如く、米國商店から支那へ送つてゐた如き無經驗な青二才に任して置くべきではない。試みに、吾等はかの極東に於ける最も勢力ある競爭者たる、かのジャップから敎訓を受けやう。諸君が、今日支那、或はその他の東洋諸國の如何なる土地へ行くも、諸君は必ずかの日本人が地方人に伍して、彼等の國語を語り、銳意貿易に盡瘁してゐる狀態を發見するであらう。この熱心なる努力の結果、日本は、その人種及び國語の相似せる理由に依り、將來必ず支那貿易に於て、急速なる進步を見るであらう。

支那の無盡藏の天然の富源に精通せるものは、これが開發に關し、若し各國人が門戶開放を主張するならば、凡ゆる國民に對し廣大なる活動範圍が提供せらるゝ事を知つてゐる。然るに、若し、支那がこれに反し、或る一國或は或る一國の國家に從屬するが如きことがあるならば、疑もなく將來世界の平和を脅すものである。而して、再び一大世界戰亂を惹き起すやも計られぬ。而してその戰亂は、今日終熄せる歐洲の葛藤などは到底及びもつかぬ大規模なものであらう。

米國政府が、此度米國投資銀行團の活動を許可せる事實は、寧ろ米國實業家が對支貿易の發達に對し、興味を有するに至りし事を意味するものである。あらゆる世界の人々の知る如く、支那人は一般に米國人に好感を有し、米國の制度、その思想に對し多大の尊敬を拂つてゐる。若し對支經濟政策が、かの過去に於ける歐羅巴諸國の如く、進步的であつたならば、米支の友誼關係を一層密接ならしむべきは、疑なき處である。而して、この友誼關係は、既往に於てかの拳匪事件の償金を返還したる立派なる行爲に依つて著しく高調せられた。

楊子江河口に位する最大の港は、上海である。而してこの上海は、恐らくは數年後に於て、世界一の大港となるであらう。此地には、支那貿易に從事する大會社の本店が澤山ある。漢口は支那內地の大都市であつて、將來必ず亞細亞のピッツブルグとも稱すべきものとなるだらう。そして實際支店所在地として好適の地である。而して諸君の取扱ふ貨物の種類に應じて、支那に於ける他の商業中心地の中少くも十乃至十二は支店を開設して有利な結果を見るべき土地であらう。（一九一八年十一月二十三日紐育コンマーシヤル）

彙錄

アングロサクソンの勢力と支那の近代化

エス、エム、レセスン

長い間、暗黒の中に呻吟し、懊惱してゐた支那は、今や光輝ある基督敎文明に觸れて、漸く廣々した明かるみへ一歩一歩進み出やうとしてゐる。寔に過去二十餘年間支那は内爭と、國際的紛爭と革命の爲め、常に苦しみ續けて來た。これ等の事實と、世界大戰に於て、中歐諸國に對した支那の態度は、支那をして研究に價する最も興味ある國となさしめた。

支那は、世界に於ける最も古い國と稱せらるゝものの一つである。けれども、その鑛業及び農業の富源は全く手も觸れずに、その儘保留されて居ると傳へられる。今や國民一般を通じ大に覺醒して來た傾向がある。そして古い慣習や迷信或は政治、敎育、商業その他の社會組織を支配した過去の形式を廢止しやうとしてゐる。こふ云ふ時世であるから、米國は、支那に於て有力な商業的勢力を確立する爲めに、その資本、技術、工業の有利な活動範圍を見出すことであらう。而して、この商業的勢力は早晩必ず我國に計るべからざる利益を齎すことであらう。

過去四十三年間、支那人の布敎傳道に從事し、あらゆる支那人生活に精通せる、上海のエイ、ピー、バーカー博士は次の如き興味ある意見を述べられた。

「支那革命の勃發したのは、丁度七年以前の事であつたこの革命に依り、古い帝政は廢止されて、共和政がこれに代つて布かれることになつた。此の七年間に於て、支那に二個の主要な黨派があつた。その一は、北方派と言つて他の黨派より強大である。北方派の主張する處は、中央集權であつて、權力の大部分を大總統に歸せしめよと云ふに在る。而して、この反對派たる南方派の要求は、國會に依る更に一般的な政治であつて、諸省の自治制を主張してゐるこの南北兩派の相對立するに至つたは、千九百十三年であつて、この時、南方派は一擧に北方派を顚覆せんと企て、殆んど五ヶ月に亘る内亂があつた。此の時、南方は終に屈服するに至つたけれども、この問題は未だ全く解決するに至らなかつた。そして、其後最近に至る迄兩派の鬪爭は續いた。

和解の期來らん

然るに、最近新大總統は選擧された。彼は、此の二派の調停を計る爲め、凡ゆる努力を惜まなかつた。而して、今や問題の解決の曙光が現はれて來た。

彼等は、露國過激派の侵入に對抗する爲め、西伯利に軍隊を派遣するの必要上、如何にもして、兩派が妥協、和解せねばならぬと云ふことを悟るに至つた。

支那人は、種々の困難を解決する上に、驚くべき能力を

持つてゐる。そして、彼等は必ず圓滿に、この民主政治の問題を解決するであらう。この七年間の係爭中に於て、明白に一の事實が支へられた。即ち彼等は、最早貴族政治や帝政は永久に用濟みになつたことこれである。

千九百十七年、米國政府が獨逸に宣戰して間もなく、支那も續いて同一行動に出で、世界大戰に於ける聯合國側の一國となつた。支那政府は、始め、佛蘭西に少數の軍隊を派遣しやうと期待してゐた。併しながら、この事は船舶の不足と、經濟上の二つの理由で沙汰已みとなつた。併し、支那はこれに次いで、最善の努力をなした。彼等は英佛政府の要求に應じて、戰爭に附隨した勞働に服する爲め、支那人を歐洲に送つた。而して、現在佛蘭西に二十萬人の支那人が居つて、鐵道の敷設、塹濠の開鑿等の勞働に從事し、同數の英佛兵の戰線に立つものを補つてゐる。是等勞働者は主として山東省から來てゐる。彼等は、英國船に依り一部は、喜望峯を經由し、大部分は太平洋を橫斷し、加奈陀を經、太西洋を渉つて佛蘭西に輸送せられた。これが管理の任に當つてゐる軍人の報告に依れば、非常な滿足な結果を見てゐると云ふことである。

支那は宣戰布告後支那在住の獨墺人の處分に關し、非常に惱まされた。此の國には多數の獨逸商人、又は宣敎師が入り込んでゐて、獨逸の貿易は、多額の率に上つてゐる。支那政府は、これ等の國民を如何に處分すべきかに關し大分當惑した。一時政府は、彼等を抑留しやうと決した。併し、この決心は終に實行を見るに至らなかつた。次に、政府は彼等に命じて官廳に登錄し、一週間に一回は必ず報告をなすべき旨を嚴達した。天津其他に於ける銀行は、政府に押へられ、閉鎖せしめられた。そして、俱樂部の建物等も同じ運命に遭つた。宣戰と共に、支那の港灣、又は領海にある獨逸船舶は、凡て抑留せられた。

始め、支那大官中の或者は、獨逸が勝利を獲べきことを恐れた。それ故、在支獨逸人の處分に對し、多少躊躇する處があつた。獨逸人は、印刷物に依つて、大規模の宣傳運動を試みた。そして、彼等が如何に大國民であるか、戰爭に於て如何なる戰勝を獲つゝあるかを支那人に知らしめやうとした。

問題は解決せり

六ヶ月以前の事、支那政府は、獨墺人を濠洲に追放しやうと決し、既にこの目的の爲めに傭船契約迄爲すに至つた併し、この計畫は、或る理由の爲め不成功に終り、獨逸人は依然支那に駐つてゐる。最近聯合國政府は、北京に在る代表者を通じて、支那政府に對し、獨逸人處分に關する支那の緩慢なる態度に就き、抗議を申込んだ。幸にも、戰爭は終熄した。そして、この事は支那の政治家をして、もうこれ以上こちらでは何事をせずに問題は解決せられたと云ふ信念を持たしむるに至つた。

支那人は、米國をこの世界改造の時局に於ける指導者と仰いで居る。支那は、最早古い制度は影を潛め、生活上の凡ゆる方面に於て、大なる變化が行はれつゝある。長い時代を支配した敎育の舊制度は、廢止せられ新しい敎育がこ

れに代るに至つた。

鑛業及び農業の無限の寶庫を開發する爲めに、歐洲諸國及び米國から、盛んに資本と熟練したる技術を輸入してゐる。鐵道は、盛んにその工事を急ぎ、電信は全國の主要都市を連接してゐる。電信、電燈、電車及び動力は、凡ゆる土地に於て使用せられつゝある。この新しい計畫を實行するに當り、幾多の問題が支那人に對抗してゐる。

政治、敎育、經濟、商業、社會等の凡ゆる問題に於て、支那國民は、西洋人、殊に米國人を指導者として仰いでゐる。米國は、支那に於て、正當な行動を執つてゐる。支那人は米國が土地に飢えてゐないことを知つてゐる。そして、決して米國が領土的野心を抱きはせぬかと恐れはしない。

米國政府が支那政府に對し、一千百萬弗の拳匪事件の償金を返還したることは、支那人に對し、深刻な印象を與へた。支那政府は、該金額を米國に於ける支那留學生の敎育費に充てゝ居る。支那は、その富源を開發する爲めに、米國の資本熟練せる技術を求めてゐる。彼等は自國の政治問題を解決する爲めに、米國の政治顧問を要求してゐる。彼等は歡んで米國宣敎師を迎えて、學校を設け、病院を建て彼の國民に福音を宣傳する事を許すであらう。支那は今や世界に於ける强大國の一に加はらんとしてゐる。支那は今や、再造の時代である。米國は此の再造に對し、他國民よりも大に爲す處なければならぬ。米國の外交家、商人就中傳道者は正に、支那に渡つて、この大國家の再造を援助しなくてはならぬ。

米支貿易の好望

米支貿易の發達、(特に來るべき五十年間に於て米國生產品に對する支那市場の發展)に對し著しい可能性の存することはこゝに改めて言ふ迄もない事實である。

試みに、世界地圖を繙くならば、この兩國が地理的に如何に密接な關係を有するかを知るであらう。

米國商務省の調査にかゝる、日本及び合衆國統治の下にある比律賓との貿易の著しい進歩を示す統計は、近き將來に於ける對支貿易の勃興の確實性を語つてゐる。この類推とこれ等の事情に基く計算は、吾人をして支那が今後二十年間に、莫大な貿易額を有するに至るべきを思はせる。若し米國が、今日日本や比律賓に對して有してゐるやうな、貿易狀態を支那に對して支持することが出來るならば、將來に於ける我國の對支貿易の分け前は蓋し莫大の額に上るであらう。

併し乍ら、過去に於ては、米支貿易の發展と支那に於ける米國利權の開發は、自然狀態が提供する機會と全く比例しなかつた。種々の便益の缺陷は、この進歩を遲らしめた一つの理由であつた。そして過去に於て、米國政府が諸列强の「經濟的帝國主義」(Economic Imperialism)を固守して着々支那開發の爲めに努力しつゝある間に、何等確固たる對支政策の樹立してなかつたことが他の有力な原因であつた。

この不都合極まる狀態は、徐々に改善せられ更新せられ

つゝある。平和條件に示された、ウイルソン大統領の宣言にかゝる參戰目的の一は、かの國際貿易に於て「經濟的帝國主義」(Economic Imperialism)なる標語の廢止、若くは修正にある蓋し、この標語は從來特に「弱小國」(Weaker nation)に適用せられ來つた主義である。

最近、米國政府は、公式の宣言を發して、その目的を述べてある。而して、その目的は、支那に於ける米國の正當な企業投資を奬勵し、且つ、國民の力に依つて、これを援助し、支那に於て「門戸開放」なる原則を支持せんとするに在る。

支那を以て商業的企業の好適地となす米國人は、正に「前進!」の信號を掲ぐべきである。決して、戰後を待つて着手するが如きことがあつてはならぬ。

最近、支那に於ける米國の活動の例證として、米國商務省の極東貿易局の設立、(Far Eastern Trade Division)及び北京公使館附の商務官の外に駐在貿易事務官なる地位の創設、各重要な貿易港に支部を有する米國商業會議所の設立上海に立派な建物を有する二個の米國人倶樂部(ダウンタウンクラブ及びカントリークラブ)の開設、其他米國人、或は米支共同の組織にかゝる種々の機關を通じての米國勢力の著しい發展等を擧げることが出來る。

米國が、現在如何なる他國人よりも、支那人の好感を得てゐると云ふことを此處に述べるは、單に一般に認められた事實を繰返して叙述するに過ぎない。(上海ミラード、レヴュー)

支那米國の投資を望む

本日、West Union Uniu.ersity の學長ピーチ博士は評論して曰く

「米國は、今やこの機會を利用すべき重大なる時期に際會し居れり。かの支那の未開の富源は、恐らく世界最大のものならん。而して、支那はこれを開發する爲めに、吾人の助力を待ち居れり。米國々旗は、南北係爭の現時に於ては、一打の旅行券にも優れり。

支那人は、米國に信賴すること甚大なり。これ、吾が國が、今日利用すべき異常なる機會ありと稱する所以なり。而してそは近く大なる發展を見るべき相互貿易これなり。

支那は必ずや、將來に於て、米國貨物の最大市場たるべし。而して、我國は英國を除く如何なる國家よりも、好機會を掌握しつゝあり。

吾人の敎育、並びに傳道事業は、必ずや友情の基礎を培ふものならん。駐米公使顧維鈞、前駐獨公使ダブリユー、ダブリユー、顏、其他、目下巴里に在る卓越せる人物は、初等敎育を支那に在る米國人經營の學校に卒へ、進んで米國の大學を出でたるものなり、彼等が、現今の支那に於て大なる勢力を有するは言ふ迄もなし。

千九百十一年、最初の擾亂勃發するや、支那は暫し混亂の狀態にありき。而して、暗殺掠奪は盛んに行はるゝ暴況を呈せしが、今や全く平穩に歸し、吾人の考察によれば、今や最も平和の時代と稱するを得べし。

最近、擾亂中に於ける最も興味ある米國の成功は、揚子

江上流に於ける船舶の航行これなり。英國、及び日本の船舶は、上海より一千哩の上流に停泊するに止まれり。而してそれより五百哩重慶迄は、僅かにスタンダードオイル會社の二隻の汽船に依り、旅客の輸送と、郵便物の運輸に從ふに過ぎず。されば、余の支那を去る當時に於ては、米國々旗は他の如何なる國のそれよりも、遙に遠方に於て、支那の大河上を走りつゝありき」。

ビーチ博士は大學所在地たるの必要上、四川省の成都に至らざるべからず。博士は、同地に至る長旅行の興味ある事實談をなせり。成都は、支那の大省四川省に在る大都市なり、四川省は、その面積我がテキサスに等しく、人口六千五百萬人を有せり。博士の旅行は、擾亂地方なりしを以て、二重の困難を致せり。博士曰く、

「この地は、良好なる農業地にして、氣候は恰も我北カロライナ洲に似たり。住民は、舊式の灌漑法に依ると雖も年四度の收獲は、決して稀にあらず。然るに、近年、即ち千九百十一年に起りし革命以來、農民は非常に困窮せり。窃盜掠奪は至る處に行はれ、穀物は盜まれ、或は燒失せしめらるゝを常とせり。

成都に至る旅行は、揚子江沿岸の住民の生活を研究するに、好機會を與ふべし。何となれば、汽船は揚子江上を徐行して、千五百哩の上流、汽船の終點たる重慶に達するを以てなり。この地點より目的地に達する三百哩の道程は、轎に依らざるべからず。そは實に安樂なる旅なり。轎は、四人乃至五人の支那人に擔はれ、一日平均三十哩を行くべし。而して、この轎に依る旅行は、極めて風景絶佳なる地方を通過すべし。或は、急流に沿ひ、或は山峽を越え、稍開豁なる土地に出づるに、凡そ十日を要すべし。而して、この地に成都あり。四川の都にして、大學の所在地なり。紐育よりこの地に至るに、凡そ二ヶ月を要すべし。

四川省に於て、鐵道敷設の計畫は、大々的に試みられたりと雖も、革命擾亂の爲め、その完成せられたるものは僅少なり。かの一部完成したる鐵道官有問題は、かの千九百十一年の擾亂を惹起し、終に清朝の倒壞となるに至れり。今日、成都には、鐵道擾亂に於て、最初に犧牲となれる人々の大なる紀念碑あり。

歐洲戰爭の休戰條約調印の頃より、支那に於ける物情は極めて平穩になれり。支那人が、自國の莫大なる自然の寶庫を開發する爲めに、大なる努力をなすべきは余輩の疑はざる處なり」。と

因みにビーチ博士は、傳道事業の目的を以て、今より二十余年前、即ち拳匪事件當時支那に渡りし人なり、博士は支那に歸任する迄、敎國に在つて暫らく休養すべしと。

The West China Union University は、その構内の面積百二十エーカーにして、七百人余の學生を收容せり。美麗を極めたる新事務所は、今や全くなれり。而して、その建坪長さ百八十七呎、幅九十呎に及べり。新大學の構造は、支那古代の藝術的樣式に倣ひ、同時に實用的工夫をも加味され置れり、加奈陀醫學、及び齒科醫學會は、此の大學に興味を有し、最近醫科及び齒科醫學科に使用する校舍を建設するの許可を得べく當局者に照會し來れりと。（一九一九年二月五日紐育イヴニング、サン）

事業界

日華紡織株式會社營業報告

第一　會社成立に關する事

大正七年七月一日株式引受申込完了、此引受人員百七十參名にして、同時に株金第壹回拂込金四百萬圓也全部拂込濟となれり。

同年七月一日より謹て河崎助太郎氏が、上海インターナショナル、コットン、マニファクチュアリング、コンパニー、リミテッドより讓受けたる上海工場一切の動產不動產其他の權利を當會社に引繼ぐ事となり、同月八日完了直に工場の運轉を繼續し受渡終了す、同年七月十九日創立總會開催其終結に依りて當會社成立す。

第二　官廳事項

一大正七年七月拾九日當會社成立せるを以て、同年七月參拾日上海總領事館に於て設立登記を申請し、即日受理せらる。

一取締役喜多又藏住所を變更したるに付、大正七年九月五日同領事館に於て其登記を受けたり。

一取締役會に於て越智喜三郎を當會社支配人に選任の決議ありたるに付、大正七年九月貳拾四日同領事館に於て其登記を受けたり。

第三　創立總會に關する事

一大正七年七月拾九日大阪市北區堂島濱通貳丁目拾參番地大阪商業會議所内に於て、當會社創立總會を開き、全會一致を以て左の件を決議承認し、茲に會社成立す。

一發起人がなしたる會社創立に關する事項の報告を承認す。

二大正七年六月二十一日河崎助太郎對日華紡織株式會社創立委員長發起人和田豐治の締結したる、支那上海インター、ナショナル、コットン、マニフヮクチュアリング、コンパニー、リミテッド、所有動產不動產其他讓受に關する契約を承認す。

三取締役及監査役を左之通選任す。

取締役　和田豐治、田邊輝雄、喜多又藏、河崎助太郎

伊藤竹之助、日比谷新次郎、矢野慶太郎の七氏。

監査役　野村德七、茂木惣兵衛、戸田榮藏の三氏。

四商法第百參拾四條所定事項に對する檢査役の調査報告を承認す。

五定款附則（第三十二條設立費用の件第三十三條發起人氏名住所）は會社成立後其用なきにより之を削除す

附　記

取締役互選の結果和田豐治社長に田邊輝雄常務取締役に就任す。

第四　作業に關する事

大正七年七月一日舊會社繼承以來支障なく運轉し、優良品の製造と機械の保全とに勉め、步一步成績を改めつゝあり左に當期間に於ける製品出來高及營業日數を揭ぐべし。

種別	出來高	營業日數
綿糸	壹〇、六六〇梱七〇五	壹參貳日半
織布	壹貳五、九四五反八	壹貳七日

第五　商況

綿糸布の商況を述べんに、當期の初頭は例年の如く市場閑散在荷潤澤動もすれば、軟弱の商況を呈して商談皆無の姿なりしが、八九月に至り米綿印綿の昂騰は延て支那棉の上騰を促し、從て市場も稍活氣を帶び、商談次第に進捗して相當の賣れ行を見たり、當時日本内地は南米濠洲印度方面に對し輸出商談頗る旺盛を極め、市價絕へず高値を保ち從來日本製品の大需用地たりし當地も常に相場の出合を見る事なく、殆ど閉却せらるゝの狀態となり、從て市場の在荷は漸次減退し、此間支那製品は各地に亘り販路開拓の好機を得たり、十、十一月に入るに及んでは歐洲平和來の聲に日本内地は頗る動搖して相場の騰落甚だしく、一時恐怖狀態を呈したりも、幸に當市場は比較的冷靜にして影響を蒙ること甚薄く、多少の低落は免れざりしも、寧ろ穩健なる歩調を辿り、殊に期近物の如きに現荷拂底の爲め突飛なる高値を唱へ、相當の賣行あり、概して平穩なる商狀を保ちつゝ當期を經過せり。

今當期間の綿糸布現物最高最低相場を示せば左の如し。

種類	最高	最低
目蓮十手	一六〇兩	一四三兩
丹鳳十六手	一六七兩	一四三兩
雙鳳二十手	一七七兩	一六九兩
丹鳳十一封度粗布	五兩二匁五分	四兩七匁五分

棉花は米棉當初作柄發表毎に不良の報を齎し、漸次昂騰し譯和の徴候著しくなるにつれて、却て低落に傾き、遂に休戰條約の成立と共に再び低落し、當期末の如きは今期中の最低値を示すに至れり、印度棉亦大體に於て米棉と其歩調を一にす、支那棉は豊作なるにも拘はらず、需要の關係上是等米棉印棉の支配を受くること多く、一張一弛絕へず其足取と爲替の高低に依りて動くに似たり、其前半期に於ては米棉輸出制限の如き問題起り、加ふるに印棉作柄の極端なる悲觀は、支那棉を刺激すること著しく、遂に通州の如き四十兩を突破するに至れり、然るに本國への輸出は勿論内地に對する商談相當多かりし爲、久しく高値を支へたりしが、順次低落し高値より何れも七八兩方下値を示すに至れり、今當期間支那棉の最高最低相場を示せば左の如し。

種類	最高	最低
通州	四一兩	三三兩
太倉	三七兩	三〇兩
北市	三九兩半	三〇兩
南市	三七兩半	二九兩
漢口	三五兩	二八兩
陜要一等	四〇兩	三五兩

第六　雜件

一固定資產編入の件

舊會社より引受けたる豫備機械類六千參百九拾參圓八拾四錢（參〇貳壹兩九分）及購入したる、モーターランチ壹

變代金壹千五百五拾圓七拾九錢（七參貳兩七錢五分）を夫々固定資產勘定に編入したり。

一出張所設貸の件

大正七年八月一日大阪市北區中之島貳丁目拾參番地に、當會社大阪出張所を設置し事務取扱を開始せり。

一重役出張の件

同年拾月和田社長、喜多、河崎、伊藤、矢野の各取締役並に戶田監查役の一行上海工場視察の爲渡滬せり。

一買辦廢止の件

舊會社以來勤務せし買辦沈明賢より辭職願出に付之れを聽許し拾月拾五日限り買辦組織を廢止したり。

一株券發行の件

同年拾壹月拾四日より株主各位に對し株券交付を開始せり。

一防火裝置

益々防火裝置の完成を期し尙現在火災保險に付しあるもの左の如し。

銀百八拾貳萬八千兩　原棉並に製品

銀七拾萬五千百九拾五兩　機械建物並に工場仕掛物

金參拾萬一千五百參拾磅　機械建物並に工場仕掛物

一當期間に於ける株式名義書換の數は壹萬貳千參百株にして此件數壹百貳拾五件とす。

一當期末に於ける株主總數は貳百四拾壹名なり。

一當會社使用人期末現在左の如し

職員　事務員　拾貳人（內大阪出張所詰貳名）

工務員　貳拾九名

男工　壹千百貳拾五人

女工　貳千五百九拾六人

一財產目錄

一金六百萬圓

一金十一萬八百三十六圓十六錢　拂込未濟株金

一金九十七萬參百八十一圓九拾貳錢　地所

一金貳百十五萬一千六百貳十圓五十四錢　建物

一金七千二百八十三圓五錢　機械

一金九十二萬一千九百八十七圓八十七錢　器具

一金十九萬五千五百九十二圓八十四錢　銀行當座預金

一金一萬三千八百九十三圓六十三錢　受取手形

一金二十九萬五千三百四十八圓九十九錢　未收入金

一金六千一百四十三圓七十三錢　需用品

一金壹百三十四萬千四百三十四圓三十錢　石炭

一金六千三百六十二圓十五錢　原棉

一金七萬六千八百二十七圓九錢　諸預ヶ金

一金五千貳百九十八圓三十四錢　假拂金

一八萬七千八百二十三圓十九錢　創立費

一金二十三萬五千二百六十八圓四十一錢　棉絲仕掛物

一金二千一百五圓七十錢　棉絲

一金七萬四千三百十二圓十八錢　屑棉絲

一金六千七十七圓九十七錢　織布仕掛物

一金一千六十四圓八十錢　織布

計金壹千貳百五十萬九千六百六十貳圓九十五錢　現金

一貸借對照表

（負債之部）

一金一千萬圓　株金

一金一百三十萬圓
一金五十萬四千七百八十三圓七十八錢
一金叁十八萬叁千八百五十貳圓一錢五厘
一金四千一百二十二圓八十七錢
一金三十一萬六千九百四圓貳十八錢五厘
　計金壹千二百五十萬九千六百六十二圓九十五錢

（資產之部）

一金六百萬圓
一金十一萬八百三十六圓十六錢
一金九十七萬三百八十一圓九十二錢
一金二百十六萬壹千六百二十圓五十四錢
一金七千二百八十三圓五錢
一金九十二萬一千九百八十七圓八十七錢
一金十九萬五千五百九十二圓八十四錢
一金一萬三千八百九十三圓六十三錢
一金二十九萬五千三百四十八圓九十九錢
一金六千一百四十三圓七十三錢
一金壹百三十四萬一千四百三十四圓三十錢
一金六千三百六十二圓十五錢
一金七萬六千八百二十七圓九錢
一金五千二百九十八圓三十四錢
一金八萬七千八百二十三圓十九錢
一金貳拾三萬五千二百六十八圓四十一錢
一金二千一百五圓七十六錢
一金七萬四千三百十二圓十八錢
一金六千七拾七圓九拾七錢
一金壹千六十四圓八十六錢
　計金千二百五十萬九千六百六十二圓九十五錢

支拂手形
未拂金
假預り金
社宅勘定
當期利益金

拂込未濟株金
地所
建物
機械
器具
銀行當座預金
受取手形
未收入金
需用品
石炭
原棉
請預ヶ金
假拂金
創立費
綿絲仕拂物
綿絲
屑綿絲
纖布仕掛物
纖布
現金

一損益計算書

（收入之部）

一金五百八十六萬八百九十七圓四十錢
一金六萬一千六百七十四圓九十四錢
一金二十四萬一千三百四十六圓三十七錢
一金二千壹百五圓七十六錢
一金十六萬二千一百三十五圓三十六錢七厘
一金九千三百四十二圓二十八錢
　計金六百三十三萬七千五百二圓十一錢七厘

（支出之部）

一金八十六萬一千八百六圓五十錢八厘
一金二千九百九十九圓二十三錢
一金十萬九千五百五十八圓五十錢八厘
一金四百十三萬五千九百八十六圓三十七錢
一金九十一　二百四十七圓二十一錢六厘

　內譯

一金十四萬三千九百七十九圓二十一錢七厘
一金八萬四千四百五十八圓五十五錢五厘
一金二萬九千七百八十圓六十七錢七厘
一金三千七百二十四圓八十五錢八厘
一金三十九萬一千六百九十一圓八十八錢七厘
一金二十五萬六千六百十二圓二錢二厘
　計金六百二萬五百九十七圓八十三錢二厘
差引金三十一萬六千九百四圓二十八錢五厘

　內

一金五千二百九十八圓三十四錢
一金四萬一百二十一圓六十七錢
再差引金二十七萬一千四百八十四圓二十七錢五厘

製品賣上高
屑物賣上高
次期繰越製品在高
同上屑物在高
同上工場仕掛物
雜收入及雜品賣卸物

賃貸社ヨリ引受製品在高
同上屑物在高
同上工場仕掛場
原料消費高
諸經費

事務費
稅金
利息
職工費
作業費
原動費

創立費償却金
機械建物償却金
當期純益金

利益金處分

一金一萬五千圓

法定積立金

一金一萬五千圓　役員賞與金
一金二十萬圓（壹株に付金一圓一割二分の割）　利益配當金
一金四萬一千四百八十四圓二十七錢五厘　後期繰越金

上海土地會社（業廣公司）營業成績

同社の第三十回年次株式總會は、三月十八日午後代理店なる上海仁記洋行（Gilb, Livingston & Co）事務所に於て開催 E. C. Pearce, J. W. C. Bonner, H.A. J, Marcrey, C, W. Wrighton, P. Peebes (Manager) 等の諸氏に補佐せられて E. Jenner Hogg 氏議長席に就き大要左の如き演說をなしたり。

報告及計算書に依りて見るが如く、昨年に於ては二三の新事業をなしたるに過ぎず、一九一七年に於ける社債市場の狀態は昨年に入りても依然持續したるが故に、事業の擴張を圖らんが爲、社債の公募に依りて資本を增加せんことは極めて不利にして、現存土地に對し小規模の擴張と改善を施したるを以て滿足せざるべからざりき、却ち狄思威路に於ける長屋の完成と對照家屋を二軒造りたるのみにて、他は凡て增築又は修築をなしたるに過ぎず、昨年北京駐在英國公使より敵國人に對する貸家の許可を禁じられたり、戰爭勃發當時に於ては之等敵國人の家賃は一年約 七、六〇〇兩に達したりしが、其後機會ある毎に其居住を拒絕し來りたるを以て、昨年十一月禁止令の發せられたる頃には之等の家賃は年一六、〇〇〇兩以下に減少せり、而して禁止令の發せらるゝや之等敵國人の借人に移轉の法意を促し、家賃を幾分引上げて住宅は直に他に轉貸したり、然れども其結果一九一四以來何等修繕を施さざりしを以て十六家の頗る破損せるものあるを發見したり、昨年の總會に於て重役等が建築物の或物に對しては元價償却を準備せんとの意嚮あるを述べたるが、此問題に關しては其後再三熟考を重ねたる結果、今年より償却金を計上することゝなしたり、本會社所有の建築物の元價は帳簿面の總計約五、二二〇、〇〇〇兩にして、其內償却金を準備せざるべからざる建築物の帳簿面價格は二、二三三、〇〇〇兩なりとす、而して之は全西洋館（虹口に於ける二三住宅を除く）及倉庫等の建築物にして、其他の資產に對しては償却の必要なし。

一九一八年に於ける營業勘定の殘高は、前年の四一六、八五九兩〇一（建築に着手せざる土地の利益三三、六四五兩をも含む）に對し、四〇四八二八兩五〇（建築に着手せざる土地の利益三〇、八七九兩を除く）にして、家賃收入は四四、三三五兩八九を增加したれども、他方に於て保險料修繕費等の諸費用は六、一〇四兩七九を增加したるを以て、結局家賃收入の純增加は三八、二三一兩一〇に過ぎず、各種積立金は一、五二三、〇四五兩七二にして、配當平均準備金は二五〇、〇〇〇兩に達し、帳簿面に於ける資產は合計九、四八八、八八五兩六八となれり云々。

尙當日損益勘定殘高二三三、九四一兩一九を役員會決定の通り左の如く處分せり。

下半期配當（年一割）	一九五、〇〇〇兩〇〇
建築物償却	二三、九一七、〇〇
次期へ繰越	一五、〇二七、一九

計　二三三、九四一、一九

昨年度上海各業營業成績（五）

鐵業

歐戰終熄以來當地的鋼鐵業者は以爲らく、鐵輸入必ず舊狀を恢復すべしと、皆悉く恐慌風に襲はれ、市場紊亂の悲境に陷れり、是に於て各鐵商は利益保持の見地より一團體を鐵業公會内に組織し、名けて公益公司と云ふ、當地の鐵商此公司に集りて賣値劃一に關する討議ありて以來、内地の各鐵商及使用人の心稍や定まり販路從て澁滯せざるに至れり、故に昨年各鐵商の利得前年に較べて頗る稀少なる如くなるも、蓋し平年に較ぶれは尙ほ利得多きを認むるを得べし、茲に昨年利益を擧けたる各鐵行を錄すれば即ち下の如し（單位元）

可熾	一五〇、〇〇〇	利昌	一〇〇、〇〇〇
源昌	九〇、〇〇〇	徽昌	四〇、〇〇〇
恒康	三〇、〇〇〇	仁昌	三〇、〇〇〇
昇昌	二〇、〇〇〇	怡昌	二〇、〇〇〇
亦昌	二〇、〇〇〇	成豐	一二、〇〇〇
瑞大	一〇、〇〇〇	錫昌	一〇、〇〇〇
合計	五三二、〇〇〇		

苧麻業

當地の苧麻業は南北兩市共十餘軒あり、當年約一百數十萬元の商内高を擧く、海外に輸出さるゝ者大宗を爲し天津等國内移輸は之に亞けり、前年春季頃日佛兩國の購入多きため市場頗る活氣を帶べり、故に各蘇行は秋冬間外商の商談多かるべしと見越し、且つ新蘇上場の際忽ち高値を呼びて皆々暴利を得んと焦せりし結果、日商機先を制して原產地に向ひ買込に從事し、敢て當地を顧みざるに至れり、加之英米佛伊の諸國とも亦差したる取引の行はれず、持荷澁滯し市價日々漸落して、期待の時の利得は愚か昨年決濟期成績は一般に不良なりき、茲に昨年に於ける同業者の損益を示せば左の如し。

義大仁	二、〇〇〇益	瑞大	——
恒大泰	——	怡託	——
馥大	——	源大	二、〇〇〇損
德泰	三、〇〇〇損		

石鹼業

爲支那の石鹼は從來舶來品に限られ、歐戰發生以後航路阻滯し來貨缺乏して、市價日に昂騰するや、支那商機に乘して石鹼製造所を續設せり、其稍や大なる者には愛華、華豐、中華興記、鼎豐の四所あり、其營業益々發達すと稱せらる昨年の總賣上高七八十萬の如きを見たり、之を一昨年に比較せば、更に其十分の三を擴充せり、而して當地の賣行き左程匂はしきにあらざるが、其大部分は南洋羣島及長江流域一帶に仕向けらるゝ者最多と爲す、蓋し歐戰終熄後の今日漸次舶來品の上場さるゝあり、支那石鹼の販路尙は持續し得るや、今より逆睹し難たし、茲に各製造所の昨年に於ける收益高を擧くれば即ち下の如し（單位元）

鼎豐	一八、〇〇〇	愛華	一二、〇〇〇

華豐	一〇、〇〇〇	中華興記	一〇、〇〇〇
合計	五〇、〇〇〇		

藥材業

藥材行は皆な南京鹹瓜街の一隅に開設せらる、大小約二十軒、內細料を取扱ふ者七八軒、草藥を取扱ふ者十餘軒あり昨年度營業は四川廣東の原產地方が兵亂弥ます來貨稀有なりしに拘はらず、幸に販路頗る活氣を帶び、市價も亦昂騰したるが爲め、舊年末決濟期の成績は一昨年に較べて優されるを見たり(單位元)

賈廣生	四〇、〇〇〇	立成	三〇、〇〇〇
裕和源	二〇、〇〇〇	合茂	二〇、〇〇〇
義泰	二〇、〇〇〇	恆太	一〇、〇〇〇
義記	八、〇〇〇	義隆	八、〇〇〇
大茂	五、〇〇〇	同泰	五、〇〇〇
合計	一六六、〇〇〇		

煙草業

當地の煙草業は西菸行、皮絲行、出口行の三間屋に分たる西菸は本甘肅陝西兩省の特產にして卽ち靑條、白條、水煙の三種皆な新開河一帶に集る、近年紙捲煙草盛に流行せし以來、其侵奪に遇ふ者殊に少からず、昨年同業の後塲奔騰せしと公賣稅の重苛に遇ひし爲め、獲利殊に困難なりしと稱せらる、又皮絲行に至ては全く建幇人(福建商)の專業に屬し各行は新開河洋行街一帶に在りて頗る煙草市場に勢力を占む、且つ同行の團體堅固にして定價亦參差の虞なく、一昨年中は該業者僅に二十軒に過ぎざりしが、昨年忽ち十餘軒の增加を見るに至り其間競爭の止むなきに迫り、各自鄕賣の弊に陷り市價一致する能はず、之が爲め大影響を蒙りて昨年決濟期には獲利の見るべき者なかりしと、又出口行(煙草輸出業)は均く佛租界永安街一帶に在り歐戰以後營業殊に振はざりしか、昨年秋冬に入り漸く外商の買入を見稍や復活の勢を示せり、同行凡て十一軒昨年の獲利者は左の如し(單位元)

出口行

豫大	八、〇〇〇	泰來	八、〇〇〇
德記	五、〇〇〇	鼎記	四、〇〇〇
春記	四、〇〇〇	厚記	三、〇〇〇
生記	三、〇〇〇	發記	二、〇〇〇

西菸行

協和成	二五、〇〇〇	一林豐	一五、〇〇〇
德隆彰南號	一〇、〇〇〇	德隆彰北號	一〇、〇〇〇
義源厚	五、〇〇〇	永生瑞	五、〇〇〇
晉泰昌	二、〇〇〇	全成永	一、〇〇〇
天成德	一、〇〇〇	合計	一一一、〇〇〇

股票公司

當地支那人にて株式及公債の賣買(仲買業)に從事する者を股票公司と稱せられ、近年來大に發達の徵候あり、現に大小三十餘軒の多きに達せり、昨年上半年に於ける同業者の總取扱額二億元を下らず、其內二千數百萬元の公債取扱額は其多數を占めたり、茲に昨年上半期に於ける同業中獲利者を比較調査せば卽ち左の如し(單位元)

通易	三〇、〇〇〇	中國公司	二二、〇〇〇
肇益	一八、〇〇〇	氷祥	一五、〇〇〇
中孚	一〇、〇〇〇	通商	五、〇〇〇
和豐	四、〇〇〇	信益	三、〇〇〇
廣新泰	三、〇〇〇	永利	二、八〇〇
成豐	二、〇〇〇	合計	一一四、八〇〇

桂圓業

桂圓行とは南化乾菓の一種、即ち龍眼肉を取扱ふ問屋を曰ふ、支那人之を滋養藥として愛用す、當地販路漸く擴大するの觀あり、其專業の桂圓行は新開河一帶に居を占む、昨年の營業成績は之を一昨年に較べて劣れるが如し左に各行收益の狀況を錄せんに(單位元)

聚成	四、〇〇〇	和泰	三、〇〇〇
義泰	四、〇〇〇	祥裕	四、八〇〇
萬春	二、〇〇〇	餘泰	二、〇〇〇
新茂和	二、〇〇〇	合計	二一、〇〇〇

麩皮業

麩皮は製粉場の附屬品なりしと雖も、近年以來此業を營む者頗る發達するを見たり、蓋し昨年二三月頃は輸入麩皮の爲め、其販路を侵蝕せられて大に打擊を受けたるが、秋季に入り各協約國の軍馬用料に買上くるありて忽ち該業に活氣を滯ふるに至り、就中同業者中見越買を爲したる者意外の利益を擧げたる由(單位元)

陳竹記	一〇、〇〇〇	沈春記	一〇、〇〇〇
同順	二〇、〇〇〇	翁効記	八、〇〇〇
葉景記	六、〇〇〇	振餘	五、〇〇〇
顧竹記	八、〇〇〇	鼎泰	八、〇〇〇
元和	八、〇〇〇	恒興	五、〇〇〇
恒豐	五、〇〇〇	合計	九三、〇〇〇

支那半月史

大正八年五月上半

南北兩代表の辭職

五月十三日迄の和平會議議事

五月一日午前審査會を開き、地方制度を審査せしも意見紛岐して要領を得ずして散會せり。法律問題は尚ほ議に上らず。蓋し双方代表皆顧忌する所あり、積極的に責任を負ふを肯んぜざるが故なり。

二日審査會開會、地方制度を審査す。此日南方代表は全部出席せしも北方代表は僅かに數人の出席を見たるのみ。朱北方總代表は北京政府に打電して曰く「法律案の審査を中止せしは和議停頓の先兆なれば、最困難の點を以て談話會に提出し意見を交換しつゝあり、もし相接近せば再び審査會に移交し、將來和議大會(本會議)に提出することゝすべし」と。

三日談話會開會、主題は尚ほ地方制度なり、而も未だ何の決定せし所もあらず。平和通信に據れば、地方制度を議する一週日にしてなほ「和平會議は地方制度を議定するの全權ありや否や」といふ前提の討議に彷徨し居るなりと、是れ眞に何の謂ぞや。然れども是れ實に國會問題停頓のヲレ隱しに小題目たる地方制度を審査中なりと聲稱せるに過ぎず。

五日審査會開會、地方制度審議。南方代表より山東問題に關し和平會議の名を以て宣言を發表せんことを提議せり。

七日和平會議の名を以て左の如く在巴里支那委員に打電せり。

獨支戰役に依り青島租借に關する條約は無效となれりされば支那は當然の權利として青島の直接還附を要求す然るに巴里會議にて支那の要求容れられずとの報あり國民の激昂其極に達す吾人は正義のため此の無理なる決議に反對すると共に各委員等が之に對し署名せざらんことを希望す。

八日地方制度審査。

十日談話會開會、國會問題を次の會議に提出することにつき一致を見たるが如し。

十三日本會議開會、唐南方總代表より左の八ヶ條の提案あり。

(一)上海和平會議は歐洲講和會議の決定せる山東問題の條件に對し承認を與へず卽ち日本の山東に於ける獨逸の權利繼承を絕對に承認せざること

(二)日支兩國間に於ける一切の密約を取消しその無效を宣言し此等の密約を締結せる關係者を處罰し國民に謝せしむること

(三)參戰軍國防軍其他一切類似の軍隊を取消すこと

(四)各省督軍省長の罪情顯著にして民情と合はざるものを

に屬するものを弱國支那に讓與せずして侵略的野心旺盛なる强國日本の要求に應じたるの事實を言明せざるを得ず今回の解決方法が何人に依つて提議されたるにもせよ支那國民の失望落膽は非常なるべし若し三頭會議にして伊太利のフイウメ要求を斷然拒否すべき理由ありとせば三千六百萬民衆將來の安危に係はり東洋平和に大關係を有する山東問題に關して支那の要求を支持すべき更に多くの理由ありと思惟さる

支那に關する講和條件

五月七日聯合國より獨逸に交附したる講和條約に於て、支那に關する條項は「第四章歐羅巴以外の政治的條項」中に記載されあり即ち左の如し。

獨逸は一九〇一年團匪事件議定書の結果獲得したる一切の特權及び賠償金並びに一切の建造物、埠頭、兵營、要塞、軍需品、艦船、無線電信所、其他の公共建物を支那のために抛棄す但し公使館建物又は天津漢口其他膠州を除き支那領土内の獨逸居留地内の領事館建物は此限りに非す又獨逸は何等の報償を受けすして一九〇〇年及一九〇一年に押收したる一切の天文機械を支那に還附することに同意す但し支那は北京公使館區域の獨逸財產は團匪事件議定書調印國の許諾なくして自由に之を處分することなかるべし獨逸は漢口及び天津租界の抛棄を受諾し支那は之を萬國の使用のため開放することに同意す獨逸は又支那に於ける獨逸臣民の抑留若くは送還につき及び一九一七年八月十四日以降支那に於ける獨逸財產の差押へ若くは處分等につき支那又は聯合國政府に對する凡ての要求權を抛棄す支那は英國のため廣東英國居留地に於ける獨逸官有財產を抛棄し且つ佛國並びに支那のために上海佛國居留地に於ける獨逸學校財產を抛棄す

參戰に依りて支那の拂へる犧牲は少く、獲る所は此の如く美滿なり、支那たるもの宜しく之を以て滿足すべきなり而も尙は山東問題に啾々の言を爲す、眞に得手勝手なりといふべし。

北京學生の暴動

山東問題の決定は前號本項に於て既報せるが如く、何れの點より見るも頗る順當なる解決なるに拘はらず、支那側は之を以てウイルソニズムの失敗なり、强權の公理に勝てるの確證なりと爲し、諸新聞紙は一齊に怨嗟の聲を放ちて一流の流涕長太息を試むるや、思慮なき青年學生等を始め一般人民は、外交問題の眞に失敗せるかを疑ひて焦燥するものあり、曩きに外交委員會内に包容せられし熊希齡汪大燮等の失意政治家、及び研究會系の留守師團長林長民（同系の首領、梁啓超は巴里に在り）等は、於是猛然として起ち、得意の煽動力、奔走力を以て北京に騷擾を惹起せしめたり。五月三日午後七時、北京大學生は法科大禮堂に參集し、（一）各界と聯合して一致力爭す、（二）巴里全權に通電して不調印を堅持せしむ、（三）各省に通電し五月七日の國恥記念日に遊街示威運動を擧行す、（四）四日天安門に齊集

して學界の大示威を擧行すとの四項を決議し、法科學生謝紹敏は「還我青島」の四大字を血書するなど仲々の騒ぎなりしが、明くれば四日、午後十時北京大學高等師範中國大學朝陽大學工業專門學校警官學校法政專門學校農業學校滙文大學鐵路管理學校醫學專門學校稅務學校民國大學校等の代表法政專門學校に參集し、一切の準備を整へて天安門に向ふや學生既に陸續として至れり。午後一時學生全部集合するや各校代表順次天安橋上に起ちて演說を試み、終るや「二十一款を取消せ」「我が青島を還せ」「我が主權を保て」「頭は斷つべきも青島は失ふべからず」といふが如き旗を先頭に所謂「遊街示威」の行進を起し、先づ米國公使館に至り入門を請ひしも拒絶され、轉じて東城趙家樓なる曹汝霖宅に向ひしが門戸緊閉されありしより之を破壞し、居合せたる駐日公使章宗祥を毆打し、十數ヶ處の重輕傷を負はせ、邦人中江法學士（丑吉氏）の保護に依り辛うじて同仁醫院に助け入れたり。學生等は曹汝霖を探せしも見えざるより、火を放つて曹宅を燒きて引揚げんとしたるが、急を聞きて驅けつけたる巡警のために十九名の學生引致されたり。

以上學生暴動のプリイフレコオドなるが、本暴動の親米系政治家の煽動に出でしは疑ふべくもあらず、同系の巢窟たる國民外交協會が同日對外硬の決議四ヶ條を決議し、暴動翌日熊希齡王寵惠林長民等の名を以て捕縛學生の保釋を願出でしが如き、其間の事情を察するに足る。彼等は無邪氣なる學生を煽動して、自己の手に政權を恢復せんとせしにて、心事の陋劣唾棄に値す。

交通總長曹汝霖は、四日暴動の際逸早くホテル、ワゴンリーに遁れたるが、五日騒擾の責を負ひ、實は警察の保護充分ならざりしを遺憾として辭表を提出せり。辭表は先づ學生暴動の顚末を述べ、次に民が歷來辨理せる外交事件の眞相を詳述し、決して賣國的行爲なかりしことを證し、賣國奴と稱せらるゝを甘受する能はずといふに在り。

五日敎育總長傅增湘亦責を負ひて辭職し、龍煙鐵鑛督辨陸宗輿も辭す、（九日）共に現狀に灰心せしものなり。七日次の如き總統令出づ。

四日北京大學生等衆を集め火を放ち人を傷つけし件に就き初め京師警察廳に命じ警官を派し保護を爲さしめしに即刻制止する能はず暴動を發生せしめ警察總監吳炳湘至るに及び漸く逮捕監禁を行へり總監等事前の措置宜しきを得ざりしは職務の齟齬に屬す且つ派遣されし警官の防範其法を得ざりしは職責に負くを以て夫々處罰せしむ首都の治は內外の矚目する所秩序安寧の維持最も重要なり總監は今後部下に命じ充分防止し以て公安を保つべし若し名を藉りて秩序を擾亂し鎭壓に從はざる者は法律に依り逮捕處罰すべし云々

七日は大正四年五月七日日支交涉に際し最後通牒を支那政府に交附したる當日にて、支那側は大正五年以來之を國恥記念日と稱し來れるが、例の國民外交協會の發起にて國民大會を開くべき計畫あり、帝國公使館にては或は憂ふべき事態の發生せんことを恐れ、六日船津書記官を遣はし、時節柄かゝる企てを中止するが穩當ならずやとの注意を與

へ、支那側も之を諒とし國民大會開會を禁止し、當日は無事に終れり。

錢內閣の動搖

北京暴動の餘波は上海天津漢口長沙等に及び、何れも大事には至らざりしも多少の排日的運動あり、日貨排斥の聲も漸く聞ゆるに至りしかば、錢內閣は八日閣議を開きその結果總辭職を爲すに決し、即日辭表を提出したるが、徐總統は極力これが慰撫に努めたる結果、總辭職は取止となりたるが如きも、曹交通、傅敎育兩總長の辭意は最早や飜へす能はず、結局一部改造を餘儀なくさるゝに非ずやと觀測せらる。

武器供給中止通告

曩きに米商アンダーソン、メイヤー商會の對湖南武器賣込の件の發覺するや、我が公使より嚴重抗議する所あり、米國側も理の當然に返す言葉もなかりしが、そのテレ隱しに自今南北統一迄絕對に武器の輸入を禁止すべしとの提議米國より提出され、四月末聯合國公使團會議の結果、五月六日、日英米佛露葡西伯八ヶ國公使は支那政府に對し左の如き通告をなせり。

支那の紛擾止む時なく若し兵器輸入を許さば更に內亂の延長を見ん茲に各國は友邦の睦誼に顧りみ今後の內亂助長を防ぐ爲め正式統一政府成立迄各國人民に命じ兵器の輸入賣却を禁止し既に契約せる兵器も輸入を許さず以て亂源を除かんことを計る支那政府に於ても自國の利益のために兵器輸入の特許狀を發行せざるやう稅關に命じ嚴重査禁せられたし

伊白蘭丁各國公使は、本國訓電未着のため連名せざりしが個人として至極贊成の旨口述したり。

支那の新稅關率

昨年十二月二十日上海關稅改正會議に於て議了せる支那新關稅率表は、本年三月十九日上奏裁可を得、五月十日右新稅率承認の旨を支那政府に通告せしが、十五日附を以て外務省より左の如き說明書を附して公表せられたり。

明治三十四年淸國全權委員と列國全權委員との間に締結せられたる北淸事變に關する最終議定書に於て列國は支那輸入關稅率を現實從價五分に引上ぐること並に右改訂稅率算出の基礎としては千八百九十七年乃至千八百九十九年の三箇年平均價格を採用することを承認し之に基き其翌年上海に於て各國委員會を開き稅率を協定し該改訂稅率は爾來十餘年の久しく實施中なりし處其後に於ける銀貨の下落及物價の騰貴等其因をなし各品の支那現行輸入稅率は其時價に對し實際上僅に從價三、四分に當るに過ぎざるに至りたるを以て大正元年以來支那政府より我國始め關係列國に對し條約規定を援用して屢現實五分に改算方につき同意を求め來りたるに拘らず列國共諸般の事情に依り之を應諾するを得ざりき然るに大正六年支那政府の參戰に際し聯合各國は北京駐在の其代表者

をして支那輸入稅の現實從價五分引上を主義として承認すべきことを決議し之を支那政府に通告すると共に右輸入稅率の改訂に就ては關係國政府より派遣せらるべき委員より成る委員會を上海に開催し其具體的決定を行ふことゝせり依つて帝國政府は一昨年十二月委員を上海に簡派し爾來支那及關係諸國よりの派遣せられたる委員と共に稅率改正の協議に與らしめたる處嚢に在北京聯合各國代表者の決議せる所は單に現實從價五分引上の主義を承認せるに止まり其引上を實行するに當り如何なる年度の價格を標準として如何なる方法に依り各品の改訂稅率を算出すべきやに就ては後の決定に委ねたるため上海會議に於ては先づ前記標準年度問題を決定せんことを計りしも各國其立場を異にし容易に妥結を見るの見込なかりしを以て改めて在北京聯合國公使團會議に付することゝなり其結果幾多折衝の後大體帝國政府の主張と合致する樣戰前戰後通算五箇年（即ち一九一二年乃至一九一六年）平均の支那稅關統計に依る價格を基礎とするの案採用せらるゝ所となれり尤も右案に依るときは開戰以後の價格を加味する結果として之に依り算出したるものは恒久的稅率としては多少高きに過ぐるに至る虞れありしに付公使團會議に於ては前記標準年度採用と同時に改訂稅率は歐洲戰爭の一般的平和條約批准後二箇年を經過する時は其全部又は一部の再改訂を行ひ得べきことを併せて決議し置けり而して右聯合國公使團決議は其後支那政府及中立諸國の同意を得たるを以て支那政府及關係國公使は上海委員會に對し右決定に基き審議を進むべき旨訓令し爾後列國委員は勗勉其事に當り複雜多岐なる稅目分類及稅率算出に關する事項を學理と實際とに鑑み漸次協議を纏め客年十二月二十日改訂稅率案を議了するに至り且改訂稅率は關係各國全體の承認を得たる後其實施期を支那稅關より告示し其一箇月後に効力を發生することゝし尙該實施期前一箇月以內に各本國港より積送せられたる貨物に對し特例を設くることに協議決定せり而して右改訂稅率の實施期に關しては前記上海委員會に於て之を決定せず關係各國政府は夫々各自國內法上に必要なる手續を了したる上可成速に支那政府に對し之が承認を與ふべき旨を定むるに止めたり依て帝國政府に於ては右に對し去る三月十九日上奏裁可を得ると同時に本件改訂稅率承認に關聯せる下記陸境關稅に關する諸問題の解決を急ぎたる處先般全然彼我滿足なる基礎の下に其妥結を見るに至りたるを以て本月十日附を以て在支帝國公使をして各國に率先し支那政府に對し改訂稅率實施承認方通告せしめたり尤も右改訂稅率は右承認と同時に實施せらるゝものに非ず今後各關係國全部が同樣支那に對し承認を通告したる後支那政府に於て之が實施に必要なる公示をなすを要し右公示後一箇月以內に各自本國港より發送する貨物には現行稅率を課せらるゝものとす今回の改訂輸入稅率は海路輸入貨物の外陸境經由輸入貨物に對して均しく適用すること帝國政府に於て異議なき所なるも從來の如く安奉鐵道又は東淸鐵道經由滿洲へ輸入せらるゝ貨物

は一千九百二年上海改訂稅目の上に其三分の一の輕減を受くるに反し印度支那又は緬甸方面より廣西雲南地方に輸入せらるゝ外國貨物は之よりも一層低率なる千八百五十八年舊稅率を基礎として適用輕減稅率を算出するが如き不公平あり更に又北鮮方面より間島地方に輸入せらるゝ貨物に對しては明治三十八年滿洲協約第十一條陸境貨物に關し特に最惠國待遇の規定存するに拘らず今日迄一千九百二年上海改訂稅目を何等の輕減なく適用し居れるを以て帝國政府に於ては此機會に如上支那各方面陸境に於ける關稅上の取扱の異同を矯正せんことの目的を以て支那政府及關係國代表者と種々交涉する所ありしが其結果支那各陸境に於ては改訂輸入稅率實施の日より一律改訂稅率の適用を受くると同時に其上に所定の率に依り輕減を受くべきことゝする趣旨の了解各關係國政府に成立せるは彼我の爲め大に滿足する所なりと思考せらる

寄贈書目錄

海外情況	僧行社	四號
岐阜縣教育	岐阜教育會	二九七號
水交藏記事	水交社	四就一就
上海商議會議所奉公	上海商業會議所	一九六號
青島に於ける物價	青島守備民政部	四四八號
商標公報	特許局	四四九號
大日本紡績聯合會々報	其會	三二〇號
日本及日本人	政教社	七五七號
鐵と鋼	其協會	四號
實用新案公報	特許局	五四三號
ヘラルドオブアジヤ	ヘラルド社	五四四號
水產界	大日本水產界	七號
大陸公報	興亞技術同志會	五八號
通商公報	外務省通商局	六一七號
東洋經濟時報	其社	四四〇號
法學論	京都法學會	八號
帝國鐵道協會々報	其會	六二〇號
上海經濟時報	其社	八五〇號
會報	熊屯海外協會	五號
宮城教育	宮城縣教育會	六二號
調查資料	協滿鐵道會社	五號
朝鮮總督府統計年報	朝鮮總督府	二六一號
月報	宇都宮商議會議所	八號
臺灣商二月報	臺灣總督府	一八〇號
朝鮮彙報	朝鮮總督府	一二〇五
化學雜誌	地學協會	五月號
北支那貿易年報	南滿鐵道會社	三六五號
山林公報	農商務省山林局	五號
貿易	貿易協會	五號
特許公報	特許局	三一七號

內治外交

●江蘇教育廳長　五月八日大總統令、胡家祺を調任して江蘇教育廳々長と爲す此に令す。（八、五、一二、上海時事新報）

●學生訓誡命令　五月九日大總統令、內務總長錢能訓の轉據に據るに京師警察廳總監吳炳湘呈稱す本月四日北京大學等十三校の學生約三千餘名あり手に白旂を持ちて陸續として天安門前に到り齊集し列隊游行を議定し先づ東交民巷西口に至りしが使館巡捕の欄阻を經遂に交通總長曹汝霖の住宅に至り磚を持して亂擲し木を執りて人を毆り兵警の欄阻均しく不理に置き嗣いで鹽街の後窓をもつて擊破し蜂擁して入り什物を擊毀し廣屋を燃燒し駐日公使章宗祥はこの摭毆を被むり傷勢甚だ重く並びに保安隊兵を毆擊し亦重傷を受く當場滋事學生多名を拿獲し廳より預審を經法庭に送交して訊辦せり等の語、學校の設は人材を養成して國家異日の用と爲す所以、在校の各生は方さに靑年に在りて質性未だ定まらず自から當さに學業に專心すべく豈宜しく政治に干涉し公安に擾及すべけんやあらゆる當場逮捕の滋事學生は應さに即ち該廳より法庭に送交し法に依りて辦理せしむべし京師は首善の區たり各校の學風亟かに應さに力めて整頓を求むべし該部に著し此次滋事の確情を查明し核辦を呈候せしむ並びに隨時認眞督察切實牖導し務めて各々訓誡に率ひ勉めて成材と爲らしめ國家の英才を作育するの至意に負くなかれ此に令す。（八、五、一三、上海時事新報）

●研究系陰謀の由來　政界某要人の此次外交風潮に關する談話に云ふ、汪大燮は章宗祥陸宗輿と同じく浙產にして向來莫逆と稱す汪は沈家本の女婿にして章宗祥は前

清修訂法律館の總纂たり故に一系と爲す前清の末汪又た陸宗輿の久しく東海の門に奔走せるを以て汪即ち贅緣して徐を識る陸力めて汪を徐に薦め擢んでて郵傳部侍郎と爲し汪亦交通銀行協理を以て陸に報せり民國となり黎黃陂時代汪志を黎に得ず乃ち復辟案を張勳に獻じ因つて莫逆と爲らんと擬す時に適〻曹海霖報日專使の事失敗し日本又熊希齡に反對す汪乃ち之を陸に謀る陸之れが爲めに道地を林權助に爲くり又段に力保す林使適々段の午宴に赴く陸座客を以て通譯となり而して汪の爲めに湊合し章宗祥又汪のために道地を日政府に爲くる是に於いて汪の專使の事成る東海台に上るや汪の望甚だ奢、日に五條胡同に赴きて長談す東海稍々之を厭ふ汪亦自から覺り陸の間言ありしかと疑い因つて漸く陸を疏んせり時に新舊交通系漸く接近す林長民遂に英米共同にて鐵路を管理するの策を汪に獻じ謂ふ研究系早晩台に登るべく交通に長たる資格ある者は惟だ汪のみ故に研究の本系に還り新交通系に遠ざかるに如かず且路權を以て盡く洋人に交さば新舊交系の飯碗壞たずして自から破れんと汪大いに林の計を奇とし遂に鐵道共同管理案を外交委員會に提出せり初め舊交通系の梁士詒周自齊亦相對的贊成なりしに似たり後陸宗輿のためにその陰謀を說破せられ梁周終に翻然として計を改め而して新舊交通系復た合せり某日英國公使ヂョルダン汪林梁周曹陸及び王寵惠諸人を請じ鐵路共同管理策を討論すヂョルダン首として中國の自から鐵路を造るの能力なきことを言ひ大いに梁財神の銀公司と中國交通兩銀行の實力なきを譏笑せしが林長民遂に大いにその詞を放ち謂ふ現に佛國且つ英米軍に代つて邊界を守らんことを請へり中國は某國の勢力範圍を打破するが爲めに見を起し鐵路一部分の主權を以て暫らく英米に讓り整理防禦を爲さんことを請ふを妨げずとヂョルダン贊して偉論と爲す汪大變則ち謂ふ我れ久しく此の懷抱ありと周自齊情急英語を以てヂョルダンと理論せしが周の口吃にして王寵惠の英語の流暢なるに及ばず汪林大いに喜ぶ惟だ曹海霖は交通に長たるを以て乃ちヂョルダンに詰問すらく貴使の策に照さば支英間の鐵路契約は當さに如何にすべきやとヂョルダン謂ふ英國十年內決して餘力のよく中國の忙を幫くるなからんやむなくんばたゝ米國を請はんのみと曹シームス、カレー商會の無結果を以てヂョルダンに答ふ陸宗輿謂ふ中國自家苟しくも力量なくして而して必らず甲國を用ひて乙國を驅逐せんと欲せば結局必らず甲の勢力は去る能はず乙の勢力反つて又進むを致さんとヂョルダン曹陸の言に對し皆以て之を難するなし梁周は議論の過激を恐れ曹陸を約し握手して散すヂョルダン尙ほ汪林を留めて細談せり曹等退くの後卒に交通部の主張を以て陸徵祥專使に鐵路統一借債案の緩提を電請せり是れより林汪と交通系と遂に不解の仇となれり適〻王正廷、陸徵祥日本を過ぎる時青島問題に關し日本外務省に對して失言ありしを咎め國民黨人通電して梁啓超巴里に在りて國を賣ると罵るや林汪汲々として一禍を人に嫁するの法を思ひ乃ち青島問題をもつて曹章陸等の辦壞せしものと爲し逐日大學及び中央公園に於て演說し是に於いて燒打を鬧成せり事後林汪等學生を保たざる能はず汪

は則ち一面學生を保し一面自から同仁醫院に到り曹章を慰藉す大いに犯監に到り仇人を看るの快狀あり蓋し曹章陸は究竟官僚に屬し民氣を利用するを知らず而して汪林等は乃ち完全に勝てり且つ揚言す東海苟しくも低頭せずんば吾儕焉黎をもつて位に復するに難からずと是に於いて文治派の總統を嚇し得て束手策なきを致せり故に京師の政潮正に何れの時に熄すべきやを知らず。（八、五、一三、順天時報）

●山東問題說帖

中國專使が巴里和會に提出せし山東問題に關する說帖左の如し。（八、五、九、晨報）

中國は膠澳租借地膠濟鐵路及び其他山東省に關する德國（獨逸）權利を中國に直接歸還せられんことを要求す

（甲）德國租借權及び其他山東省に關する權利の緣起及び範圍

（一）初め德國亞東艦隊は遠東に於て適宜の地を得て海軍根據及び商港と爲さんと欲し曾はち中國の沿海一帶に游弋して竭力搜及し德政府調查員は嘗つて膠澳地方最も相宜しと爲すの說を以て進む適〻一八九七年十一月德國教士二人山東內地の曹州に在つて害を被むるその情形を論ずれば本と地方官防範及ばざる所而して德政府方さに武力を以て其の素志を遂げんとし久しく藉詞する所あらんことを思ふ是に至つて卽ち挾んで口實と爲し軍艦四隻を遣はし膠澳に至り兵を派して登岸し佔領を宣言す中國政府は德兵境に入り事勢危急なるを見てやむを得ず乃ち德國と一八九八年三月六日の約を訂立せり附件一に見ゆ

（二）該約に規定す膠澳海面潮平周圍一百里內德國官兵の過調を准許す惟だ主權は仍ほ中國に歸す復た膠澳の口南北兩面及び島嶼若干處を以て德國に租與し九十九年を以て限りと爲す

（三）該約復た德國の山東省に在りて鐵路二道を蓋造し並びに鐵路附近の處相距る三十里內に於て礦產を開掘するを准るす

此項の路礦事業は專設の德華合股公司より舉辦し華德商人は均しく股本を投入し董事を選派するを得中國政府は又山東省內に在りてもし各項事務を開辦し外國の幇助或は外國人を用ひ或は外國資本を用ひ或は外國料物を用ふるの必要あるときはまさに先づ該德國商人等の承辦を厭ふや否やを問ふべしといふを勉力允從す

膠濟鐵路及び支線延長四百三十四キロメートルは山東鐵路公司の投資建築する兩路の一と爲す該公司は一八九九年六月一日德政府の特許を奉じ此年六月十四日に於て成立し一九〇〇年三月二十一日該公司と山東巡撫と中德膠濟鐵路章程を訂立し一九〇四年六月路工竣を告げ營業を開始せり

一八九八年三月六日の約に准るす所の礦產開採の權利は山東礦務公司より承辦す該公司は一八九九年十月一日德政府の特許を奉じ此年十月十日成立すそのすでに開辦を經及び正に開辦に在るの礦產は淄川坊子の煤鑛及び金嶺鎭附近の鐵礦と爲す

一九一三年二月五日山東礦務公司は復た所有の權利負擔をもつて山東鐵路公司に讓與し業を管せしむ是に於いて路鑛兩權均しく鐵路公司の所有と爲る

（四）膠濟鐵路を保護するの權は中國に屬す一九〇〇年三月二十一日訂定の膠濟鐵路章程（附件二に見ゆ）第十六款に云ふ

もし百里環界外に在りて兵をもつて鐵路を保護すべきの處あらば山東巡撫より派兵前往せしめ外國兵隊を派用するを准るさず

又第二十六款に云ふ

該公司査路の時及び行車の時に在りてもし事に因りて山東巡撫の派兵保護を稟請せばまさに立ろに即ち請ふ所の如くするを准るすべし

山東鑛產保護の一層に至つては則ち同日訂定の山東華德煤鑛公司章程ありその第十款に云ふ

或は鑛苗の勘査或は開採の時に在り百里環界以外に在りてもし須らく山東巡撫の派兵前往一切を保護せんことを稟請せば時に屆り情形を査察し稟を見ば隨つて即ち照准すべく外國軍隊を請用するを准るさず

一九〇〇年德國軍隊租借地以外百里環界以內の高密膠州二處に派往し屯駐するあり嗣いで中國山東巡撫と德國青島總督と一九〇五年十一月二十八日に於て中德膠高撤兵善後條款（附件三に見ゆ）を訂立し德國は該項軍隊をもつて青島に撤回し並びに百里環界以內の中國の鐵路警察權と環界以外の鐵路と異なるなきを承認し又た環界以內にては中國に山東省警察章程を施行するの權あるを承認隨せり中國はつて膠州に於て警署を設立し環界內の鐵路警察事務を接管せり

（五）此外德國尙ほ山東省に關し鐵路借款優先權あり接するに一九一三年十二月三十一日の換文に中國は一面兩鐵路の投資建築並びに物料供給の優先權をもつて德國に與ふとあり此二路は一は高密より津浦鐵路の某點に至るもの（暫時擇定して韓莊と爲す）一は濟南より京漢線上順德新鄉の間に至るものなり德國は一面則ちその德州正定間及び兗州開封間兩路の優先權及び一八九八年三月六日專約准るす所の山東省南部鐵路の優先權を讓還し此外並びに一九一一年七月二十四日山東巡撫と山東鑛務公司と訂する所の鑛權收回合同を批准することを准す嗣いで一九一四年六月十日の中德換文に因り德國は又濟順鐵路を西に向つて路線を續展すること及び烟濰線と濟寧開封線の優先權を獲得せり按するに一八九八年三月六日の約に德國は山東省に在りて本と鐵路附近三十里即ち十英里內の鑛權あり嗣いで上述一九一一年七月二十四日の鑛權收回合同を訂立せるに因りて其權遂に大いに縮減を爲せり該合同の訂する所に按照するに山東鑛務公司は仍ほ自から淄川坊子煤鑛及び金嶺鎭鐵鑛を留辦する外其餘の鑛權は均しく取消を行ふその留辦する所の三處は則ち鑛界を劃清して讓還す鑛界內もし開鑛所需あらばまさに德國の資本を借用し德國の所產の機器材料を購用し德國工師を聘用すべし

（乙）日本の山東軍事占領の緣起及び範圍

（一）歐戰初めて起るや中國即ち一九一四年八月六日に於いて大總統命令を以て中立を宣告せしが兩星期後日使中國

政府に通知し稱す日本は八月十五日に於いて最後通牒を以て德國に遞交し該國軍艦及び一切の武裝船隻を以て立ろに即ち中日兩國の領海を退出し並びに九月十五日以前に於て膠澳租借地全境をもつて日本に移交し以て日後中國に交還するに備へんことを勸め且つ一九一四年八月二十三日正午以前此項の勸告に對し無條件の承認を爲さんことを要求せり該最後通牒に稱する所を按するに此擧の用意は乃ち遠東和局擾亂の根を除去し且つ英日同盟の公共利益を保衞するに在り中國政府は前に未だ商られざるも擬する所膠澳租借地に關する辦法に對し亦曾つて同胞のためにせんことを願ふの意を表示せり次いで嘉納を見ざるを以て始めて堅持せず嗣いで日本は最後通牒未だ答復を見ざるを以て乃ち一九一四年八月二十三日に於いて德國に向つて宣戰せり

(二)日軍首隊二萬餘人は本と青島を攻擊するものに係る意はざりき竟に龍口を擇びて登陸の處となさんとは龍口は山東北部の海濱に在り南青島を距る百五十英里なり日軍は九月三日に於て登陸し山東半島を橫穿し以て膠州に達し沿途城鎭を佔獲し中國郵電機關を收管し人口物料を徵收し居民を困苦せしめたりその先鋒隊は九月十四日に於て始めて該處に抵る而して青島を會攻するの英軍は則ち九月二十三日に於て德國租借地以內の勞山灣に在りて登陸せり勞山灣は青島を距ること較近く沿途遇ふ所の障碍自から亦日軍前進の時に較べて少しと爲す故に德軍と交綏の第一役猶ほ與かり及べり

(三)龍口既に日軍の行動あり中國政府は中立保障に昜きが爲めに見を起しやむを得ず九月三日に於て日露戰爭の先例を參照しあらゆる龍口萊州及び膠州灣に接近せる地方に在つて交戰國軍隊の行用は本政府責任を負はず此外の各處は仍ほ中立を嚴守すと宣告せり同日此項の宣告をもつて各國駐北京公使に照會せり(附件四に見ゆ)此時復た日本政府と該特別行軍區域は膠濟鐵路の濰縣車站以東を以て限りと爲し青島を距る一百英里とし日軍はまさに界限を遵守し侵越して西するを得ざることゝ約定せり

(四)詎んぞ知らん九月二十六日に於て日軍四百餘名あり突として濰縣に至り車站に占據せんとは十月三日復た中國軍隊に鐵路附近地方退出を迫り三日後即ち十月六日又た中國政府の抗議(附件五六七八に見ゆ)を顧みず進んで濟南に至り車站三處をもつて悉く佔據を行ふ是に於て膠濟全線皆佔むる所と爲り沿路日軍を分駐せしめ路員亦漸く日人に易へ鐵路附近の鑛產亦是時に於て均しく佔據せられ嚴續開採せらる時に青島圍攻の擧方さに進行に在り十一月七日に迨び德人青島を以て英日聯軍に降り十六日聯軍入城次年一月一日復た開港貿易せり

(五)中國政府は德人既に青島を以て完全に投降し戰爭すでに畢り交戰兩方の軍事設備すでに解除せるを以て遂に山東內地の日軍を青島より撤回し並びに龍口より張店に至るの輕便鐵道及び中國電柱に附掛せる電線を卸除せんことを請へり而して日本政府は理喻すべきなし中國政府は昔日やむを得ずして宣告せる特別行軍區域劃定の理由今

し此舉正に某派の心に中り復たその中行覬覦の夙願を引起し是に於いて袁某案あり胡某にも案あり鄭某にも案あり忽ち言ふ二年則例を恢復せよと忽ち言ふ四年則例を恢復せよと(中行は共に三則例あり)且つ李盛鐸より某財神に向つて曾つて一たび接洽を爲したり

新國會にては案はすでに提出されしも參議院に於ける某派の全體缺席に因りて開議する能はず中國銀行股東會遂に此案未解決前に在りて開會せるが此會忽ち變じて安福研究兩系の激戰となり審査を要すべき各件曖昧の裡に通過したり則例推翻の事衆議院に在りては已に目的を達せり然れども前往再進尙ほ種々の難題あり乃ち王揖唐と馮耿光と杯酒情商の雅集あり某公を以て月下老人と爲し在座者皆銅臭を帶ぶ甲の提出せる條件(一)資本の增加(二)國庫證券を以て入股するを許すべし(三)董事若干名を自派より出すこと、乙答へて曰く(一)增資は固より歡迎する所(二)現金に非ざれば不可(三)銀行則例に照すに股東多數の意見を求めざるべからずと雅集終に結果なくして散せり。(八、五、五、民國日報)

彙報

自五月一日至五月十五日

講和問題

▲即時解決主張　（二十三日倫敦特派員發）二十三日巴里發電、青島問題に就き世間に誤解あり牧野特使は曰く日本委員が本國政府に對し問題の解決を對獨條約調印後迄延期することに同意せんことを求むるの提議を爲したりと云ふは誤報なり日本は熱烈に問題の即時解決を希望すと講和會議に關係ある方面に於ける一般の意見は日本の希望する問題の解決法は固然する處なき程正當なり去れば若し日本にして飽迄即時の解決を主張するに於ては日本の希望に一致する如き決定を見ん事先づ以て間違ひなからんと云ふに在り。（一日、東朝）

▲山東問題の質問　（北京特電二十八日發）昨二十七日山東省外交協議員會代表及び山東出身議員等七名錢總理に謁し山東問題に關する歐洲會議の狀況を質問したるが總理は之に對し政府は陸徵祥に訓步す可く電報せしことなし尙ほ最近五國が獨逸より回收後、暫時五國管理の下に置きたる後之を支那に還附するに決したるのみにて五國が永く之を共同管理するの意味にあらざるも之に就きては支那委員より極力爭はしめ居れりと答へたり。（一日、時事）

▲支那委員の報吉　（北京特電一日發）在巴里支那全權委員よりの報告に依れば同委員等は全力を盡し山東問題に對する支那の主張を貫徹せんとし不斷の活動を續けつゝあり最近意見書を發表し山東に於ける一切の利權は獨逸より直接還附すべき理由を力說せるが各國人は此主張の理由ある事を認め居れるも伊國が平和會議より脫退せる事は意外の惡影響を支那に與へ前途頗る不利なるが如し即ち日本が伊國の態度に做ひ平和會議が日本の主張に加擔せざれば平和會議より脫退せん決心を有し英、米、佛は既に伊國の脫退に依りて一大難關に遭遇せる時更に日本の脫退を見んか平和會議の動搖を免れずとなし日本の主張を壓服することを躊躇する色あり日本の主張が貫徹せば千九百十五年五月の日支協約及昨年九月の日支協定全部有效となるを以て支那の失ふ所頗る大なり英佛は日本との間に山東問題に對する一種の密約あり而して英佛は日本の野心を覺り支那に敬意を表し居るも右密約に束縛せられて表面上より力を盡す能はず支那委員等は各國委員の間に奔走遊說に勞め居るも終に力及ばざるべく若し國民一致の後援なくんば支那の主張は遂に失敗に歸すべしと。（二日、日日）

▲脫退を遺憾とす　（北京特電三十日發）昨日國務會議後支那政府は陸徵祥氏等に宛て左の意味の電報を發したり

支那は純然たる歐洲問題に何等主張する意なきも伊太利の脫退に就きては遺憾に堪へず我邦として伊太利が再び會議に加入し和議の成立に盡力を盡されんことを希望して止まず是等の意思を各國委員に傳達せよ云云。（二日時事）

▲五朝樞講和會議參與　（北京特電三十日發）一昨日支那は陸徵祥氏に宛て伍朝樞氏を講和會議に參與するを許可するの電報を發す（二日、時事）

▲講和委員費借入　（北京特電三十日發）銀行團は支那政府と三十萬弗の借款を契約したるが其三分の二は在巴里支那講和委員の費用に宛て殘金は同委員電報料其他雜費に充てらる可し擔保は關稅剩餘金にして借款條項は通例他の借款と同一なり。（二日、時事）

▲獨逸人不動產競賣　（漢口特電三十日發）當地英國租界にある獨逸人不動產の一部は目下競賣に附し居るも入札者は英人に限れり近年日本人の商店が英租界に激增せる事は英國側にて頗る不快とする所にして此程增田洋行が同租界の一家屋を借らんとせし時英國領事は其許可を一時躊躇し遂に市の指令により承諾せしも少なからざる不安を日本人に與へたり。（二日、時事）

▲解決に至る迄　（巴里特電二十九日午後九時三十分發）二十九日午前十時米國大統領ウィルソン氏は我牧野、珍田兩委員の來會を求めたるを

以て兩氏は直に同氏を訪ひ協議中午前十一時に至り英國首相ロイド、ジョージ佛國首相クレマンソー英國外相バルフォーアの三氏も亦來會し午後一時半に至るまで協議を繼續したり斯くて牧野、珍田兩委員歸り來るや日本講和委員は曾て見たることなき長時間の協議を開き珍田子は午後五時予（高石特派員）を引見したるが此時に至るも日本委員の協議は尙繼續し居たり今珍田子の予に語れる所を綜合するに山東問題の經過は大要左の如し

大統領ウィルソン氏は伊太利の脫退後益々理想論を主張し其結果如何を問はず飽迄自己の主義と成敗を共にせんと決心し居れるもの、如くされば日本は獨逸よりの直接還附を要求する支那の主張を說破し日本の膠島領有權は明らかに確立さるゝに至りたるに拘らず大統領ウィルソン氏は日支間に存在する總ての條約を無視し日本に對して千九百十五年及び千九百十八年の日支條約と相容れざるが如き還附條件を設定せん事を強硬に要求せり尤もウィルソン氏は現存の日支條約に對しては手を觸れず單に十四箇條の基礎條件を固執し膠島は戰利品の一種なるを以て之を協商國の協議に附するの權利ありと主張せるなり茲に於て日本は結局膠島を支那に還附することを實言せるも其還附條件に關しては聯合國最高會議に於て協議することを餘儀なくされたるものなるが此最高會議に於て還附條件に關し意見の衝突を見るは免れざる所なり英佛特に英國は日本の主張に對して極力援助を與へたるが遺は兩國が既に其以前に於て日本の要求を承認せる事實あるに基くものなるが唯米國は日本との間に何等の協定なく自由行動を執り得るを以て頑として十四箇條を基礎として還附條件を協定せんことを主張して止まざるなり形勢斯くの如くなるを以て時局は今尙極めて重大なり何となればウィルソン氏讓るか又は日本が讓るにあらざれば解決の見込なきを以てなり日本は今や進退兩難の位置に立てり即ちウィルソン氏にして讓らざる以上は日支條約に修正を加ふるか或は講和會議を脫退するか或は事實上の權利を拋擲して單に國家の名譽を保持することにして妥協を講ずるか其一を選ばざるべからざればなり

尙二十九日夜ホテルブリストルに於て日本講和委員は改めて協議會を開きて最後の決心をなすべく又山東問題最後の運命を決すべき聯合國最高會議は愈々翌三十日を以て開會さるべし。（四日、日日）

▲英國外相の質問

（二十六日巴里特派員發）　二十六日朝牧野珍田兩氏は要求に應じてバルフォア氏を訪問したるが其際英國外相バルフォア氏は膠島に關する日本の根本的立場を詳細に亙りて質問する所あり其主要なる點は

一、日本は膠島を還付すべき眞意ありや

二、日本は膠島に於ける最良の居留地域を獲得するの意思ありや

三、鐵道に關し日本は國により各差別的の課稅を爲さんとするや

等にしてバルフォア氏の欲する所は之によりて將來此問題に關する誤解を避け且主として支那側より提起せられたる諸點を明かにせんとするにあり我委員はバルフォア氏の質問に對し一々明瞭に說明したるが同氏に對し好感を與へたり。（五日、東朝）

日本委員主張

（三十日國際社巴里發）　二十九日の三頭會議は膠州灣問題に就き未だ何等の解決を見ず支那委員は日本は支那が膠島占領費を日本に支拂ふと共に膠州灣及其獨逸領を還付すとの誓約の下に同地を一箇年間保有すべしと提言せしも日本委員は此提案に同意せず而して日本委員は提言して曰く日本に膠島の港を保有せしめ且山東に於ける獨逸人所有の鐵道讓山に對し支那人と共同經營の權利を保持せしむる條件にて膠州の返還に同意すべしと茲に於て支那委員は主張して曰く日本の此提言は支那の主權を脅かすものなり若し此提言にして採擇されんか日本が支那に强制せし密約の條件を更に有效ならしむるものなりと。（五日、東朝）

▲日本要求拒絕訓電

（北京特電三日發）　梁啓超氏より最近日本代表は山東問題を巴里會議より引離して日支兩國に於て解決せん事を申出でたりとの報國會に達したれば國會にては協議の結果代表八名を派し總統に謁見せしめ政府より陸徵祥氏等に訓令を發し日本の右要求を拒絕せられ度しと要求したり之に對し總統は承諾の旨を回答せり右に就き總統府側の言明する所に據れば二日總統より陸徵祥氏に宛日本の同要求を拒絕す可しとの意味の電報を發したりと。（五日、時事）

▲支那の署名拒絕慫慂

（上海特電四日發）　巴里より汪大燮及び林長民の兩氏を經て國民外交協會に急電を送りて曰く膠島還附問題に就き日本の代表が力說の結果英佛動かされたりと聞く我若し之を認むれば只繩を加へ

て自ら縛するのみなり先に政府及國民に警告して在巴里各代表に對し敢て署名する勿れとの事を以てす可きなりと。(五日、時事)

▲支那一流の詭辯　(北京特電三日發)　本日の支那新聞は巴里に於ける山東問題の前途に就き悲觀的記事を掲げ居れるが米支通信社は左の如く論ぜり

青島の直接還附は不可能となり五國共同監理も失敗し日支兩國の解決に委せらるゝに至れり是青島問題の致命傷なるのみならず日本が再び山東に據らば滿洲と呼應して北京の咽喉を扼し北京及富裕なる中支を脅し更に不幸にして日支間に干戈を交ふる時あらんか日本は軍略的好位置を占むべく實に青島問題は支那存亡の岐るゝ所なり支那國民は第二の朝鮮たるを忍ばんや今は唯双を以て相向ふあるのみ進んで戰ふも已むなけん。(五日、日日)

▲山東決定詳報　(一日國際社巴里發)　三頭會議は一日の會議に於て膠州及山東に於ける獨逸の全權利を何等の保留する所なく日本に引渡す事に議決したり日本は唯支那が獨逸に許可したる經濟上の特權と青島及び膠州南方に租界地設置の權利とを保留するのみにて進んで山東省の全統治權を支那に還附すべしと米國聯合通信社の所報に依れば巴里に於ては國際聯盟は支那の利益を保全し山東の全權利を支那に還附するを保證するに十分有力なるべきを信じ居れり尚同通信は日本委員は山東問題協定の結果に滿足の意を表し右協定は事實上千九百十五年五月二十日の日支協約の條項を有效ならしむるものなりと報道せり支那委員は講和條約中に挿入さるべき右協定の實際文言の發表ある迄は新聞紙に對し同問題に關し何の意見をも發表せず膠州以外の鐵道所有各國は其運輸保證の爲め警察隊のみを使用すべく其隊員は支那政府の任命したる日本の教官を附し支那人を以て組織すべし而して出來得る限り速に日本軍隊を撤退せしむべし一日三頭會議は講和條約の諸細目に就き協議したるが捕獲したる獨逸海底電線の件をも協議せり膠州問題既に解決したるを以て未解決の最も重要問題はアドリアチックの處分のみとなれり。(六日、東朝)

▲日本委員の準備　(二十八日巴里特派員發)　山東問題に關する日本の要求貫徹し獨逸をして青島並に山東に於ける權利を全部日本に讓渡するに決したるが初め支那委員は法理上の理由に基きて支那の要求を主張し列國委員中之に贊同する者あるを以て日本委員は佛文にて文章を起稿し支那の主張せる法理論を反駁するの準備成り既に大國首腦政治家に內示し何時にても必要に應じて公表する事に決し居たるが其後支那委員の態度一變せしかば公表せずして止みたり日本は講和調印後正式に青島を領有し然る後支那と直接談判を開き二年後支那に還附する事となるべしと傳ふるも此點は未だ明確にあらず。(六日、東朝)

▲山東問題の閣議　(北京特電三日發)　日本政府は巴里講和委員に宛て若し山東問題に關し其主張容れられざれば講和會議を脫退せよとの訓令を發したりと在東京莊代理公使より公報ありたるに因り三日閣議に於て是等に關する諸問題並に支那の之に對する態度に就き討議の筈なり。(六日、時事)

▲支那委員の請求　(巴里國際特電一日發)　支那講和委員は三頭會議に求むるに膠州灣協約に關する公式の陳述書を發せんことを以てせり支那委員右協約の公式正文發表せらるゝまでは何等の論評をなさずと。(六日、時事)

▲排日的感情煽動　(北京特電四日發)　英米人の機關若しくは之と關係ある新聞通信は山東問題に關し絕えず排日的記事を掲げ煽動に努め居れるが最近大いに是等の風潮を高めつゝあり林長民等の關係する國民外交協議會は昨日左の決議を爲せり

一、來七日は國辱記念日なれば同日午後中央公園にて國民大會を開くこと
二、五年日支協約及英佛伊太利と日本と締結の山東に關する密約不承認
三、講和會議にて支那の主張を達せざれば政府に求めて脫退する事
四、英米佛伊の公使に支那國民意思を陳述すること

而して尚本會の趣旨を全國に通電すること尚同會以外にては山東省各方面の代表等は連日外交部及國務院を訪ひ青島問題に關して請願し居れり、更に又國民自決會なるもの新に出現し日支協約破棄の宣言書を發表し各省に電報して同志を募りつゝあり尚歐米留學生等も會議し北京の諸新聞社を訪問し同問題に關して來る六日協議を爲すべし。(六日、時事)

▲國民自決會組織　(北京特電四日發)　國民自決會なるもの組織され全國省議會、商務總會、教育會、各新聞社に對し左の如く檄文を發せり

日本は條約に背反し伊太利が平和會議を脫退せる機會に乘じ山東省を支那より奪はんとす然るに支那政府は怯懦にして賴むべからず國民自ら起ち急

を救はざれば亡國忽到らん耳に國民自決會を組織し日本の商工業並に總ての友誼的關係を斷絕せん

尙同會は近く北京に大會を開くべく發起者は未だ詳ならざるも新聞紙上に發表されし宣言書なるものは荒唐無稽にして左の如き珍文句あり

日本の面積は四川省に足らず四力東漸の際は支那其衝に當り日本を支那の眞に敵ひ雄を免かれしめたるが後漸く强國となれるに拘らず其恩を忘れ日清戰爭を誘發し琉球、臺灣、朝鮮を奪ひ革命を鼓吹して清朝を打倒し袁世凱の帝政を助長して二十一箇條の要求を貫徹し初めは支那の歐洲戰爭加入に反對し乍ら勢ひ止むを得ざるに至るや段祺瑞と參戰條約を結び大亂を助長せしめ又平和會議の動搖に乘じ山東を奪ひて支那の咽喉を扼す斯の如く日本の野心は支那を亡國に至らしめざれば止まざらんとす云々。（六日、日日）

▲青嶋問題の協議　（上海特電六日發）

上海商業公團聯合會は左の如く各幹事に通告せり

歐洲講和會議の消息日に甚く青島問題日に危險を現はす存亡の關係此一擧にあり形勢の非なる報を聞きて恐慌し本會に群がり來りて應急の方法を訊問するもの多し特に舊曆四月六日午後四時緊急會議を開き其辦法を決せんとす努めて列席を請ふと。（七日、時事）

▲排日運動員派遣　（上海特電六日發）

當地の對日外交後援會は青島問題の爲め特に會員を派して各地に赴かしめ各方面と聯絡し各地に會を開きて一致して力爭し且七月七日を民國國辱記念日と爲し該會は白布に「國辱記念」の四字を記し其門に揭げ居れり。（七日、時事）

▲濟南八團體の決議　（濟南特電五日發）

當地各界に於て有力なる八團體代表者等は昨日より省議會に會合し山東問題に對する我委員の主張既に四國會議に於て否認せられたる以上在巴里委員に對し最早督勵其他運動をなすも詮なき事なれば此上は該問題に調印するなからん事を警告する一途あるのみとの決議をなし其旨直に巴里に打電したり。（七日、日日）

▲特權を日本に許さず　（三十日紹興特派員發）

華盛頓來電官邊筋の解する所に依れば假令日本が山東に於ける鐵道其他の利權を得る事を許さるゝとするも同地の政治的支配權を無制限に日本に付與するにあらず斯る特權を日本に許すは是れウイルソン十四箇條の違反にして支那の主權の侵害なり。（九日、東朝）

▲對支條項追加　（巴里電報七日發國際通信）

講和條約中支那に關する條款は既電の通りなるが尙左記の追加條款該條約中に挿入されたり曰く

獨逸は漢口、天津に於ける租界の廢棄を認諾し支那は之を國際間の使用に委することを約す獨逸は支那に於ける獨逸市民の抑留若しくは送還に關し又千九百十七年八月十四日以來獨逸利權の獲得或は決濟に關し支那又は聯合與國に對する一切の要求を拋棄す尙獨逸は廣東に於ける英國租界內の獨逸國有財產を英の爲めに又上海に於ける獨逸學校內の財產を佛支兩國の爲めに拋棄すべし。（十日、々々）

▲山東還附聲明　（巴里國際特電五日發）

牧野男は陳述書を發して曰く日本の政策は獨逸に許容せられたる經濟的特權並に靑島に於て普通の狀態の下に居留地を設置するの權利を保留するに止まり山東半島は全主權を擧げて之を支那に還附するにありと

尙ほ牧野男は日支合辦事業と爲す可しと提議せらるゝ鐵道問題に關して述べて曰く鐵道所有者は單に運轉の安全を確保するの目的を以て特別警察權を使用す可し其警察力は支那人を以て組織せらる可きものにして鐵道管理者に於て選擧する日本人の敎官の如きは支那政府に依つて任命せらる可しと。（十日時事）

▲支那委員陳述書の內容　（巴里電報三日發國際通信）

支那講和委員は膠州灣問題に對する三頭會議の決議に關し二日午後陳述書を發表したるが該陳述書大要左の如し

支那代表委員は三頭會議に依り提議されたる山東問題解決方法の大要を口頭を以て通告されたるが右の解決方法に依れば以前獨逸に屬せる膠州灣の權利は日本に讓り渡され日本は山東の全主權を自發的に支那に還附すべきも尙且日本は以前獨逸が享有せる經濟的利權を保留することを許容さる委員等の聞知する處に依れば如上の特權は靑島に於ける支那鐵道二百八十哩及之と連絡する膠山並に北京より揚子江沿岸に通ずる線路と山東とを聯結する爲め敷設すべき線路を包括す加之日本は靑島に居留地を樹立するの權利を獲得し又日本軍隊は成るべく速に山東を撤退すべしと謂するも特殊鐵

道警吏の雇用を許可され居れり斯くの如き解決方法は支那委員をして失望と不滿とを以て見るの外なし山東に於ける獨逸の權利は普魯西軍國主義の特徵なる千八百九十七年の我儘なる侵略行爲に其源を發したるものなり故に三頭會議の發議通り此等の權利を日本に引渡すは支那人が其犯行以來憤慨措く能はざる侵略行爲に對し確認を與ふるものなり日本が事實上山東に於ける獨逸に代はるは既に夫れのみを以て重大とするに足る而も南滿洲及東部蒙古に於ける日本の地位が之に關係する所ありと解せらるゝ際に當りては更に重大なり北京の出口なる直隸灣口を扼せられ北京と支那內地とを連絡する主大幹線抑壓せらるゝ時首都北京は日本の勢力の中心に包圍さるゝの外なからん加之千九百十七年八月十四日の對中央列强宣戰布告及支那と有諸敵國間の條約協約全部廢棄とに依り獨逸の權利は自然支那に復歸せり宣戰布告は聯合諸國に正式に通告され其承認を經たり故に三頭會議が膠州及山東の問題解決を聲明して誠に獨逸に所屬し居たる權利を日本に移管せらるべきものなりと論及せるは注目に値す依て三頭會議は獨逸に屬せずして却て支那に屬する權利即ち敵國の權利に非ずして弱劣なる與國の一員の權利を日本に附與せる事明白ならん者に之のみならず山東は支那の聖地にして孔孟の記念影しく存在し支那文明發祥の地なり之を支那に還附せんとするは三頭會議の意思なれ共如何なる原則或は方策の考慮の下に正當の所有者に還附せんが爲先づ之を任意的に戰闘したる一外國に引渡すことを正當となしたるやを知る事困難なり日本の山東に於ける獨逸の權利に對する要求は千九百十五年の日支條約及對支覺書並に千九百十八年の覺書を元とせり然りと雖千九百十五年の交換文書は二十一箇條の要求に應ぜざるに於ては宣戰すべしと脅かせる最後の通牒的强壓の下に支那の同意を得たるものなる事を注目せざるべからず又千九百十八年の覺書は山東駐屯日本軍隊の撤退に對する日本の約束に對する代價として支那の提示せるものにして當時山東內地に於ける日本軍隊の出現並に日本民政署設置は民衆の反對に會ひて支那政府をして協約を結ぶの餘義なきに到らしめたり支那委員等の了解する所に依れば三頭會議は英佛が千九百十七年二月及三月山東に於ける獨逸の權利を日本に讓渡すべきを保證し此問題に關し諸和會議に於て日本を援助するの約諾を與へたるの事實に依つて其解決を促進したりと支那は此等の秘密協約に與らず倘又對獨參戰の勸誘を受けたる當時に於ても其密約內容に關して何等の通告にも接せざりき斯くして支那の運命は支那が聯合國に加擔したる後に於て聯合國間の商議と賠償との目的物に供されたるやに見受けらる遺憾は豈に之を問はずとするも尠くも支那が交戰國となりたる場合に於いて該協約が何れの程度まで適用さるべきかは同盟也有協約中に言及されたる日本の要求は聯合國に依つて採用されたるウイルソン氏の十四箇條と殆んど一致せざるものゝ如し三頭會議は國際聯盟を支持せんが爲めに日本の要求全部を承認したりとの說ありされど支那は國際聯盟支持の如き高貴なる目的に殉ずることを以て一の義務なりと信ずるが故に敢て不平怨嗟の聲を放つこと莫かるべし遺莫支那は三頭會議が當然支那の權利に屬するものを弱國支那に讓渡せずして侵略的野心旺盛なる强國日本の要求に應じたるの事實を言明せざるを得ず今回の解決方法が何人に依つて提議されたるにもせよ支那國民の失望落膽は非常なるべし若し三頭會議にして伊太利のフューメ要求を斷然拒否すべき理由ありとせば三千六百萬民將來の安危に係はり東洋平和に大關係を有する山東問題に關して支那の要求を支持すべき更に多くの理由ありと思惟せらる。（十日、日日）

外交關係

▲武器供給の禁止　（北京特電三十日發）

昨年十二月五强國が支那の國民的統一再現に關し友誼的勸告をなせる際米國政府は列强は各自其の國民をして支那國內に於て使用さるべき武器彈藥の輸出を制止せしめんとする協約を締結す可しと提案したるが當時日本政府は之を容認せず本年四月中同問題が再び論議さるゝに及び在支列國代表者の大半は各の行爲の必要なる理由を力說し日本政府も亦該提案を容認するに至れり其結果四月二十六日開催の北京外交團會議は左の決議を爲し次で各自本國政府の承認を經たり曰く

「支那に武器彈藥の輸入を繼續するは唯だ平和擾亂の素因となるの外無き事實に鑑み北京に於て代表さるゝ各列强政府は支那に於ける軍事的敵對行爲を惹起す可き事情を默認せざることに堅く決意したるを以て玆に吾人が代表する各政府は支那國內に汎く承認さるゝ權威を有する政府の樹立する

までは支那に武器及び彈藥を輸入せざる樣各自國民を有効に抑制す可きを協諾し並に其期間中は既に契約濟にして未だ引渡しを了らざる武器の輸入をも禁止す可きことに一定す」。(二日、時事)

▲關東廳兼任抗議　(北京特電三十日發)　奉天總領事の關東廳外事部長兼任に關し却つて支那政府より其說明を求め來れるが日本の之に對する說明を尙ほ不滿と爲し更に一步を進め昨日日頭を以て抗議し來れり。(二日、時事)

▲支那正式抗議　(北京特電一日發)　支那政府は伊犂駐在露國領事の不法行動に對し正式に抗議を提出したるが露國公使にして同領事の撤去を承諾せざれば邊境地方人の必要上强硬なる手段を採るべく參陸辦公處にては武力を使用するも同氏を驅逐する決心なりと號し居れり。(三日、日日)

▲回々敎徒軍放逐　(北京特電三日發)　新疆督軍楊增新氏は伊犂駐在露國領事の手兵蒐集は過激派の憤怒を招き露國領事を逆襲せんとする形勢あり若し支那軍隊が過激派の入疆を止むれば戰爭となる虞あり露國領事の行動は伊犂、新疆を擾亂するものと認め伊犂鎭守及伊犂道尹に命じ兵力を以て露國領事の召集せる回々敎徒軍を國外に放逐するやう命令せりと報告し來れり。(五日、日日)

▲北京排日暴動　(四日北京特派員發)　第一報四日正午より北京大學生を初め千餘名の學生安定門に集まり國賊曹汝霖、賣國奴陸宗輿、章宗祥、山東を返せ等書きたる旗を押立て示威運動を爲し其の一部は巡警等と衝突し既に東單牌樓石大人胡同なる曹汝霖邸を襲ひ今や同邸を燒打しつゝあり曹汝霖は私邸にあらざりし爲無事なり(午發八時十分發)

第二報　曹汝霖邸の燒打は巡警消防の努力に依り邸宅は半燒となりて收まり襲撃せる學生も多數の負傷者を出したるが曹汝霖邸は章宗祥氏と倶に總督府の園遊會より歸り談話中に襲撃を受け早くも家族と共にグランドホテルに逃れたるも章氏は後頭部に重傷を受け佛國病院に入院せり陸宗輿氏の邸は三百の巡警を以て警戒しつゝあるを以て無事なり尙彼等學生の押立てたる旗は前電の外僞奴追拂ふべしとか其他日本に對して非常の侮辱的言辭を吐き驅れたり(午後九時三十五分發)。(六日、東朝)

▲在支米人の活動　(二十六日長沙特派員發)　長沙在留米國人等は數月前返魂んに督軍張敬堯を攻撃して湖南の民心に投じ勢力扶植に苦心しつゝありたるが過般軍器密賣事實の摘發せられし當時米國亞細亞銀行支配人長沙に來り愼昌洋行(該軍器密賣者)出張所に滯在し一方商務總會員等と謀議し他方支那當局に對して今後の借款等を仄がせる爲張督軍も米國人と結ぶの有利なること悟りしものゝ如く財政窮乏の際に拘らず米國基督敎青年會の新築費中に一萬弗を寄附し軍器問題に就き新聞揭載を嚴禁せる爲湖南人民は之を知る者極めて少く却て反對に排日氣勢を高めし如く支那の民心を利用せる米人の活動注目に値す。(七日、東朝)

▲暴徒宥免電請　(七日上海特派員發)　唐紹儀は徐總統に對し左の如く打電せり

北京の消息に據れば學生等山東問題の爲め曹汝霖、章宗祥、陸宗輿の諸人に對し示威運動を爲し章宗祥は傷を受くること特に重く政府は各學生に死刑を擬し大學を解散せんとすと果して然らば中國の大亂是より始まらん密に思ふに學生は愛國の熱誠に基きて黨派の觀念なく固より其情狀酌量すべきものあり年來國事艱頗し對外に論なく專ら三五人の把持する所となれり是れ天下の怨を積み怒を包む所なり昔より罰當罪を失すれば遊俠の風起る放に人民を以て禁を犯すを罪せんとせば必ず先つ官吏の文を以て國を賣るものを懲すべし幸に能く之を採用せよと

又朱啓鈐は錢能訓に對し

學生は固より青年に係り忽ち愛國の思潮に感動せられ常軌を踰越するの行爲を爲すあり其情憐むべし既に捕へられたる學生を迅速寬に擾理せられ以て愛國の精神を保持せしめ其過分の行動を戒められんことを請ふ是れ國家の爲に計り該學生等の爲に計り一擧兩得の策なり事迫る切なり盲を遙べ伏して採納を乞ふ

當地各學生も亦大總統國務總理北京新聞社に對し

山東問題外交失敗の報道に接し擧國震駭す我民は將に力を協せ心を同くし政府の爲め後援を爲し力爭して最後の一に至りて止むを誓ふ北京學生示威運動を發生し法規を聊か踰ゆる無にあらずと雖も而かも義憤に迫られたる者にて情固より諒とすべきあり卽ち警察は學生三十餘名を捕へ又彼等に死刑を行はんとすと此大獄を起し衆情憤慨す努めて政府は公理人道に基き捕

はれたる學生を速かに釋放し以て人心を休められたし若し政府にして民意を顧みず擅にせば吾人は全國青年の眞直を保持する爲め義として獨り生きず誓つて前に殪れ後に繼き以て正義を明かにするを誓ふ

と打電し上海支那新聞の團體及び江蘇教育會も此北京大學の解散を爲すなく學生を速かに釋放せんことを求むるの電報を發せり。(八日、東朝)

▲北京騷擾の黑幕　(北京特電五日發)　國民外交協會代表者林長民、熊希齡、周自齊氏等は五日朝徐總統に面會し曹汝霖氏邸の放火毆傷犯人を放免せん事を請へり徐總統は秩序を紊せる者を放免するや否やは當局者の權限にて干涉する能はずとて之を拒絕せり一方曹汝霖、章宗祥兩氏に同情せる官吏は犯人を嚴重に處罰し教育總長傅增湘、北京大學長蔡元培兩氏を責任者として免職せん事を求め二派に分れて軋轢甚だし今回學生の爆動せる火元は國民外交協會と米支通信社及び進步黨系の政客と歐米留學生等にて林長民氏の如きも公然署名せる排日的論文を新聞紙上に發表せり林長民、周自齊、熊希齡氏等は今回の事件を利用して曹汝霖一派を倒し依つて以て私權を得んとする陋劣なる心事の下に學生を爆動せるものなりと憤慨する者多し支那政府は形式的に警察署に命じ五月七日國恥紀念日を利用して靑島問題に對する示威運動を爲すことを取締る旨宣言し各省に對しても同樣取締るべき旨訓令を發せり。(八日、日日)

▲妄動警戒　(天津特電五日發)　金谷司令官は參謀を帶同し五日直隸省長曹錕氏を訪ひ四日夕刻北京に起りし學生團の暴動に就き天津に波及するなきを取調られたしと述べ且外人の爆動により輕擧して示威運動を爲すが如き事なからん事を懇むと述べしに曹省長は之を諒とし充分協力注意すべき旨を答へたりと曹省長は五日警察廳長教育廳長を呼びて當地の學生が北京の轍を踏むが如き事なき樣注意的に訓戒せりと。(八日、日日)

▲曹氏苦衷を語る　(六日北京特派員發)　遭難後の曹汝霖氏は家族のみを天津に避難せしめ自身は北京に止まり居れるが身邊を警戒しつゝあるも至つて元氣にて予(大西特派員)に會見し慨然として語る「予は山東問題に就ぎ日本が是を支那に返さざるに於ては日本に反對する事に就き願維鈞其他と同意見にて敢て一步も讓るものにあらず併し日本が山東を支那に還附することは條約の明文に在り且つ日本が列國環視の前に明言せる以上は日本が其言明せる所を實行する事には何等疑を挾むの餘地なし然るに或る一派は日本が山東を返還せざることを假定し國民を爆動して予等を賣國奴なりとなし暴擧を敢てせるは誠に心外なり予が政府當局として鐵道借款等を締結したるは政府の財政窮乏を告げ國家を維持する爲めの手段にして決して賣國的行爲行動にあらず斯る問題を機會として予等を迫害するものあるは如何にも殘念とする所なり予は今日本に反對の意見を發表せば予の名聲上る事を知らざるにあらず併し斯る事を爲しては支那の國家を維持する道にあらず是れ彼等に做はざる所以なり」。(九日、東朝)

▲間島人心惱々　(間島特電四日發)　間島の不逞鮮人は漸次惡化し來り放火隊を組織して邦人を脅かすと共に領事館鮮人警官家族等に各種の壓迫を加へつゝある爲鮮人警官は不安を感じ多數の辭職者を出すに至れり尙龍井居留民は放火警戒の爲夜警を開始し日支警官も領事館放火事件後夜間の警戒を嚴にし領事は十二時以後の通行を禁止せり。(九日、日日)

▲對日示威取締　(北京特電五日發)　北京學生團の爆動を受け支那各地の學生團は七日の國恥紀念日を期して同時に起り日本に對する示威運動を爲すの計畫ある爲國務院は各省督軍省長に嚴重なる命令を發して之を防止せしむ。(九日、時事)

▲南京學生の決議　(上海特電八日發)　南京にては七日學生會合し溫世珍を主席に推して左の如く決議せり

一、大總統に電報し大學を尊重し學生を釋放すること

二、九日各學校學生は制服を着し國旗を手にし隊を組みて督軍處政廳公署に赴き山東問題を力爭し國賊を誅伐するを求むべし

三、各學校は特に其日の秩序を維持するの任に當る可し

會するもの多數なりしが秩序甚だ宜しからざりしと。(九日、時事)

▲日本國民に告ぐ　(上海特電八日發)　八日張繼、戴天仇、何天炯の三氏は當地日本新聞記者を招き「日本國民に告ぐ」と題せる論文を配付し張、戴兩氏は之が說明をなせり其要領左の如し

中國と日本とは特殊の歷史及地理關係あり故に兩國の國家及國民は當然親睦の素質及必要あり然るに數十年來兩國の關係常に愈降るの感あり最近歐州講和會議開始以來中國々民は日本が夫の山東を侵略するの主張を堅持す

る爲日本に對する惡感更に沸騰せり苟も日本政府及人民が中國に對する政策と心理とを根本的に改めざれば兩國々家と國民とは併存の餘地なからんとす其結果亞細亞の前途極めて悲慘の境遇に陷らんとす中國々民全體は恐怖怨恨の心理を以て日本に對せざる者なし日本國民苟も日本の傳統的政策及過去數十年來日本の中國に對する一切の國際關係に就き正義の見解を以て之を省察すれば必ず其原因のある所を知るべきも日本人の意思を新聞紙及著書に發表するもの又は日本友人の予等に言及する所のもの未だ公平且正義の觀察あらず日本は其政治經濟的勢力を朝鮮滿洲蒙古及中國本部に擴張するは日本の傳統的政策と認定し此の目的を達するの方法は只武力と政治壓迫とによる遠きは勿論近代俾臣氏の大陸的侵略政策に始まりて後常に大陸侵略を政策とし之を對支政策の基礎となす是中國々家及國民の理解が日本と兩存する能はざる所以とす殊に中國人が日本に對し怨嗟と恐怖とを懷くに至れる左の事實あり第一は朝鮮問題即ち是なり中國の先驅が日本と結べる條約には朝鮮の自由と獨立とを保障せるが日本は此條約に背信して朝鮮を併合せり中國人は日本の此爲くべき手段を見て唇を失ひ齒寒きを感ずる日本の朝鮮を併呑する中國本部を侵略する端緒と見るの故なり現代日本の有識者は亞細亞の前途を論じ等しく英佛が印度安南を奴隷視するを戒く吾人も同感なれど日本の朝鮮を統治する英佛の印度安南に對するに比して異なるなし異人種を奴隷視するより同人種を奴隷視する其罪惡更に大なり何ぞ日本の朝鮮に對する英國の愛爾米國の比律賓に對するに相距る甚に遠し第二は臺灣問題にして日本が臺灣を割讓せるに就き支那は之を與へ佛國のアルサス、ローレンに對する等しき感あり且日本の臺灣な占領して一蠻瘴人に對する政策の清朝の末年漢人に對するの政治に比して及ばざるなり日本は臺灣人に公權を與へず日本人の受くる法律的保護財產上敎育上社會上受くる所の待遇を與へず日本の臺灣人に對する中國人を奴隷視するものと尙ほ同じ若し日本の政治經濟の勢力の中央大陸に發展せば他國の他の部分も臺灣と等しかるべく茲に中國人は日本を仇敵と看做すに至るなり日本は歐洲戰爭以後泰四各國の戰爭に多忙なる間に脅迫により二十一箇條の條約を承認せしめたる以來中國民の恨み骨髓に達せり卽ち中國人が獨り日本を恨む所以は他の各國の東方問題に注意〳〵能はざる時期に日本が此時期を利用し其傳統的政策を遂行せるが爲なり中國は漸く小康時代に入り日本の軍閥は中國が歐洲戰の機會を利用して中國軍閥と結託し中國軍閥を扶持し中國に對する勢力を擴張し中國々內の戰禍を生ぜしめ更に武器金錢を一方に供給し戰事を延長せしむ卽ち中國人民は全く失望す蓋し日本傳統的政策に對し日本第一次政黨內閣たる現內閣が之を辯護し依然傳統的政策を行ひ最近又復政黨新聞は山東問題に關する意見の傳統的政策を辯護せざるなし中國存在及民國の利益を圖れば排日的行爲終に絕ず予等は曾て日本は其傳統的政策を拋棄せずんば必ず日支親善の云ふべきなき理由を說明したるも遂に日本有識者の悟る所とならず山東問題に狂奔的運動を爲すが如き其例なり中國人民は今や忍び得べき所なきも中國は强大の武力なく日本と戰ふ力なしと雖中國人の日本を仇とし怨むの心理に變りなし遂に日本の國家及國民の前途に痛苦の原因とならん今や歐洲戰爭歇み列强皆漸次に注視す東方强國たる日本徒に迷信的傳統的政策に躍起となり大陸國民全體をして日本に反對せしむるに至らば啻に國家を危險に陷るゝのみならず獨逸の後塵を踏むに至らん從來日本の中日親善を鼓吹するや既に同文同種を以て節と爲せりされど日本の傳統的政策は專ら同文同種の國家民族を壓迫するを事とすれ國家の親善と仇敵とは種族の移動と關係なかる可からずされど種族の移動に關係を專らとせざるなり之を世界歷史上の戰爭に徵せば過度期の戰ひを以て最も確かなる證據とす予等は個人として日本國民との友誼に依り謹んで誠に懇切沈思の態度を以て日本國民に告げ賢明なる日本國民の自由平等互助の精神を以て根本上より其政治政策を改造し其傳統的政策を除き世界の民種的文明の潮流と共に平和を重じ德義を重じ中國々民數千年の國政の爲め他日必ず舊惡を棄て以て日本國民と相共に親交ならん事を望むものなり云々。（十日、日日）

▲總統保安命令　（北京特電七日發）　總統令に曰く四日北京大學生等衆を集め火を放ち人を傷けし件に就き初め京師警察廳に命じ警官を派し保護を爲さしめしに卽刻制止する能はず暴動を發生せしめ警察總監吳炳湘駢付くるに及び漸く逮捕解散を行へり總監等事前の措置宜しきを失せるは戰務の餘暇に屬す且派遣されし警官等は防範其法を得ざりしは職責に背くを以て夫々處罰せしむ首都の治は內外の矚目する處秩序安寧最も重要なり總監は今後部

下に命じ充分防止して公安を保つべし若し名を藉りて秩序を擾亂し鎭壓に從はざる者は法律に據り逮捕處罰を容赦する勿れ。(十日、日日)

▲國民大會の決議　(上海特電八日發)　昨日の國民大會にて

(一)南北政府及歐洲に在る支那代表に山東青島を力爭し萬々署名する勿れと電報すること

(二)各省に通電して速に國民大會を開き辦法を討論し全國一致を示すべくこれを政府に電告すること

(三)英佛米各國政府に電報し國民の決心を告ぐること

(四)秩序的示威運動をなすこと

(五)等しく護軍使處に到り主張を表示しこれを政府に通ぜしむること及南北議和會議に於て兩代表に三日以內に主權挽回の方法を籌議するを要求すること

(六)各團體にて委員會を組織し臨時方法を籌議して主權を取戻す目的を達すること

(七)南北代表に五日內に和議を解決するを求むること

(八)各省軍政府當局に電報して和議を尊重し一致して對外の決心を表示すること

等を議決し尙代表は南北代表に對し左の事項を陳情すること、せり

(一)段祺瑞、徐樹錚、曹汝霖、章宗祥、陸宗輿、斬雲鵬を罷免すること

(二)支那の歐洲にある代表に對し靑島問題に關し輕々しく署名する勿れと電報し又英佛米の各委員に其主張公正ならんことを電報すること

(三)北京に電報し直に學生を釋放し危害を加へざること。(十日、日日)

▲長沙の排日運動　(七日長沙特派員發)　五月七日日支交涉解決の當日を機とし山東問題に關し具體的排日再燃の憂ありしを以て八木領事より張督軍に對し此際不穩の行動を取締るべく嚴め注意ありしを以て各新聞は多少記事を差控へたるも煽動的口吻は依然止まず市內の各所には國貨提倡の名を以て此の後毎日排日演說會を開くべき告示を爲せり米國人系統の基督敎靑年會員及之に雷同せる二三學校の生徒等は音樂隊を先頭にして國恥云々の旗幟文字を書ける旗を持ち各市內を練廻りつゝあり一般商民は極めて冷靜にして未だ日貨排斥の徵候なきも時局不靖と財界沈靜の際一部の煽動者の爲に日貨排斥の事あらば自ら窮境に陷るべしとて憂慮しつゝあるもの多し。(十日、東朝)

▲上海の排日運動　(上海特電十日發)　在滬商務協會は緊急會議を開き昨朝、商業公團に對し國貨を提供する事、日本の汽船に貨物を積まざる事日本の紙幣を用ゐざる事靑島を支那に還附し且つ民國四年の二十一箇條の密約並に數年來私人と結び成立せる一切不平等の條約を取消すまでは異議を誓つて修正せず、此議案を聯合會にて議決せし上聯合國に通告し即日執行せられたしとの事を提議せり當地の學生聯合會も亦日本排斥を主張し居れり國民大會に參列の各團體の役員會も今朝開催せらるゝ可し。(十二日、時事)

▲廣東の公民大會　(上海特電十日發)　十日廣東にて公民大會を開き各小旗を手にして行列を爲し市中を練歩き、軍政府に到り法を設けて靑島の恢復を請ふことゝなり居れりとの廣東來電あり又廣東軍政府は上海の和平會議に出席し居れる南方代表に對し張敬堯の締結せる外債の取消を爲すやう命ずる可しと。(十二日、時事)

▲張繼佛蘭西に向ふ　(上海特電十日發)　前參議院議長張繼氏は其妻子と共に本日佛國汽船ボーウルルカにて佛蘭西に向ふと。(十二日、時事)

▲日貨排斥運動決議　(上海特電十二日發)　南京の總商會は左の如く議決せり

(一)死を誓ひ靑島問題を力爭すること(二)拘留中の學生を釋放す可きやう電請すること(三)固く日本の商品に對しボイコットを行ふこと

又上海商業公團聯合會も特に手紙にて其組織分子たる五十五團に對し左の如く諮問せり

照會したる各地は日本品のボイコットを組織せるが其大體は(一)日本品を用ひず(二)日本金錢を通用せず(三)同紙幣をも用ひずと此三種の方法を實行す可きか如何意見を示され度しと。(十三日、時事)

▲新聞の對日態度　(上海特電十一日發)　當地にて開會中なりし支那全國新聞聯合會は昨日議事を終つて閉會し次期年會は廣東にて開くに決せり昨日の會議にて靑島の支那に戻り且つ密約の取消なき場合は日本の商品の廣告を拒む事を決せり又日本の銀貨紙幣を用ひざる事等ボイコットを行ふ事とせり。(十三日、時事)

▲排日運動中止說論　（漢口特電九日發）湖北駐在の北洋第二師は山東人多く青島問題に就き王督軍は各長官を集め懇々說諭を加へたり七日の夕刻文華大學と基督敎の學校の學生等は又も各學校と聯合して排日運動を爲さんとする擧動ありしより省長は校長等に命じ中止せしめ又米國領事に對しては非公式に敎師等の煽動的言動に對し注意を與へられんことを求めたり。（十三日、時事）

▲基督敎徒騷動　（漢口特電九日發）七日夕刻文華大學基督敎徒の學生等は又後學校と聯合し排日運動を爲さんとする擧動ありしより何省長は各學校に命じ注意せしが米國領事に對しても非公式に敎師等の煽動的言動に對し注意せん事を求めたり。（十三、日日）

▲黑幕に馮派あり　（奉天特電十日發）北京に於ける學生の暴動は全く徐總統派對馮國璋派等の反目に起因し後者は山東問題を利用し排日の名を藉り煽動を爲せるものにて暴行學生中に馮國璋氏の一子加はりて其牛耳を執りつゝありとの情報張巡閱使の許に達せる爲張氏は其根底深きを察し南北の和議未だ成らざるに現內閣反對派が斯かる陰險手段を弄するに於ては之が對抗力として武力を用ふるも敢て辭する所にあらず斷乎として禍根を斷つべしと激昂し其旨北京政府に打電せり尙張氏は九日午後奉天赤峯總領事に對し章氏に對する暴行は間接に日本を侮辱するに等しく國交に惡影響を及ぼさんとするは痛嘆に堪へずとて今回の騷動に對し日本に同情を表せりされば國辱記念會加盟に就て各地より本天省官民に對し電報又は郵書を以て加盟を勸誘し來るも是等は一律に抑留して燒棄し此際排日運動を企つるものは容赦なく銃殺すべしと嚴飭し之が爲め東三省各地は極めて靜穩なり。（十四日、日日）

▲濟南人妄動熄まず　（濟南府特電十一日）青島問題に對する排日野心の煽動今尙歇まず督軍、省長連名にて政府は既に諸和使節に直接還附若くは五國管理とならずんば調印すれ勿れと電命せるを以て中央政府の解決に一任すべく徐に其結果を俟つべし他の煽動を受け輕擧する者は拘引すべし豫め諭告すと報告せるも尙十日午後一時より齊魯大學生等首腦となりて國民大會を開き更に二時頃より敎十組に別れ曹汝霖、章宗祥、陸宗輿氏等の像を掲げ賣國奴と稱し露天演說を爲せり斯くて夜に入るや、軍隊の警戒益々嚴しき爲省議會に引揚げ又も妄動せんとせるも遂に解散を命ぜられ散會せり彼等は學校名と制服を用ふる事を禁ぜられ皆私服を着用せり本日は既に外出集會を禁ぜられ校門には武裝せる兵士立番せるも尙會場に集會演說を爲し居れり督軍、省長は學生慰撫に努むる一方軍隊を增して警戒しつゝあり昨夜商埠市場に日支人の衝突あり時節柄一時は頗る混亂したるも急報に接し我警兵支那巡警等馳せつけ鎭撫したるが原因は些細の事にて時局に關係なく負傷者二三を出したるも皆輕傷にて一二週間にて治癒すべしと取調の爲め支那人一名を警兵隊に拘引せり。（十四日、日日）

▲野天の排日演說　（北京特電十一日發）十一日午後二時一部の學生は西單牌樓の街上數箇所に演壇を設け排日の旗を揭げ通行人を相手に露天演說を試み外交失敗を痛論し日貨排斥を煽動し群衆漸く加はりつゝあり多數警官は之を包圍して監視中なり

（北京特電十一日發）十一日の露天演說を爲せるは京華學堂（米國の議和賠償金免除に依りて創立せるもの）の生徒及同校少年義勇軍の一部にして彼等は青島は遂に强奪されたり支那は弱く世界には强國多し支那人若し之を忍ばゞ支那は將來他國の奴隸となるに至らん害を受くるものは人民のみ官憲は實國に依り利益を得んも吾等人民は豈に奮發せずして可ならんと暗に排日煽動の演說を爲し且同意味の印刷物を配布せしが警官の制止に依り三時頃解散せり、（十四日、日日）

▲排日記事の筆者　（北京特電十日發）シー、エムなる匿名にて連日デーリー、スター紙（米人の經營の排日紙）に排日的通信を寄せ九日の紙上の如き二段に渉れるボイコット煽動記事を揭げし者あるが其本人は米國公使館員のバー氏なる事確證せられたりバー氏は過般來日支開戰論を主張せし米人通信社と關係あり將來同社主幹となるべしとの風說もあるが苟くも公使館に席を置きながら友邦を中傷するは不都合なりとの非難高し。（十四日、日日）

▲日支疎隔の原因　（北京特電八日發）外交協會の有力者にして山東問題に對し强硬なる林長民氏は予（特派員）の問に對して語つて曰く

日支兩國の主張は其國民として各正當と信ずる理由ある事にて一方の意見を以て他方の意見を壓迫するは困難なり支那側に過激の議論あると共に日本にも大隈侯、高橋博士の如き過激の議論あり予の眞心は日本人の肩分には日本としての道理あるを認むると共に支那人としても予の主張を非なりと

斷する能はず長き歷史により支那人をして日本を信ずる能はざらしめたれば日本にして眞に支那を侵略する意思なき事を事實上に證明する事を以て最も必要とす然らば日支間の阻碍を招徠するは堂々たる山東問題のみならんや日本は戰爭を爲す場合大義名分を以てするも其結果は常に支那の主權を害せり支那は弱し而も支那は世界の正義人道に訴へて是非を爭はんとす予は歐洲平和會議開會の際日支間の了解を求むる必要を感じ自ら渡日して其衝に當らん事を希望し日本某有力者も之に贊成せしも日本に於ける外交界の空氣は予の計畫を中止するの止むなきに至らしめしは今以て遺憾と爲し居れり支那國民の多數は二十一箇條を以て全く強盜的所爲少なくとも短銃を突付けて家人を脅迫し財產の讓渡を爲さしめたるの強盜類似の所爲なりと感じ居れり斯かる條約は速に之を廢止する方日支永遠の親善に利益ありと信ず予を以て親米排日と爲す如きは皮相の見にして予は衷心より日支親善を望む然れども今日の有樣にては日本か支那國民の感情を一擲する行動を執らざれば支那國民の感情は日本を離れん云々。（十五日、日日）

▲徐總統親日を說く　（北京特電十二日發）信憑すべき支那大官の云ふ所に依れば徐總統は目下支那の昧ひつゝある外交上の窮狀は是れ皆支那が平和會議に於て親米排日の政策を執りし錯誤より起りしことを十分了解し親米論者に對し左の如く力說せりと

曰く等は餘りにウイルソン氏を過信せしが今や明かに痲等が誇示せる米國の援助なるものが如何に微力なりしかを證明せり既に米國の援助程度が徒らに口舌に留まり實益と伴はず却つて日本の憎惡情を惹起せることは二重に支那側を苦しめたり故に東洋に於ける支那の立場を確立するには經濟なる英米等の援助に倚らず親日を以て外交方針と爲す必要あり。（十五日、日日）

南北情勢

▲和議內容秘密　（上海發外務省着電）和平會議に關し國民通信社所報次の如し

二十七日は日曜なりしに拘らず開會し引續き財政善後各案を審査し續いて善後案及湖南案を協議し何れも審査中なり尙和議再開以來引續き會議內容は絕對秘密に附せられ假令探知する處ありとも發表の自由を有せず。（一日日日）

▲和議審査遲々　（上海特電二十九日發）二十九日の會議も依然審査會に止まるされど國會問題に對する審査は豫期せる如く容易に進むる能はざるを發見せりと

▲南方借款不承認　（上海特電三十日發）一說に依れば徐世昌氏は最近四億圓の大借款の成功を望み其條件を平和會議にて決定せしめんとし周自齊、徐世章、李思浩、張志譚氏等を上海に派し疎通する所ありしめんとし既てに其借款中二千百萬圓を支那各省に支拂ふ事を許さんとせるも、徐世章周自齊氏は北京に電報して抵當過大なりとて南方代表之に調印するを肯ぜざりし爲め即日北京に戻り之を報告すると云ひ又大總統徐世昌氏よりも朱啓鈐氏に對し電報する處あり之が爲め和平會議は再び停頓するに至らんかと云ふ者あり。（二日、日日）

▲和平會議不穩　（上海特電三十日發）二十九日の會議は頗る不穩なる形勢を示し北方代表は朱啓鈐氏以下殆ど全部缺席せり此日唐紹儀氏は例に依り午前九時に會議場に至りしが北方代表者側は一名の出席者なく一時間の後王克敏江紹杰の兩氏出席し北方各代表に向ひ種々出席を勸告し居りしも誰一人出席する者なく王江兩氏も遂に會場を去れり之に對し南方代表は唐紹儀氏宅に集まりて密議を凝ー善後策を講じ居れるが裏面の暗流頗る不穩なるを見るべし原因は依然國會問題に在りと觀測せらる

（上海特電一日發）探聞する處に依れば二十九日北方代表者が和議に列せざりしは特別の原因なかりしが如し但し強硬派側の通信者は之に對し極力和議の進行に不利なる謠言を放ちつゝあり唯此頃北方側が全く南方側を無視し會議席上に傲慢なる態度あるは事實にして朱啓鈐氏の如き今や前日の態度を一變し居りと云ふ。（二日、日日）

▲和議進行捗らず　（上海特電三十日發）三十日會議に於て法律問題を正式に討論するに及び南方の主張に疑ひを抱き別に具體的法案を提出する能はざる爲に進行頗る困難なり只目下の形勢よりせば二週間內に解決を見ること困難なりと同日は地方制度に關し更に審査の結果を討議し尙審査員二名を新に加へて審査するに決せりと

（上海特電三十日發）三十日は午前全代表の會議あり午後審査會を開き何等停滯なく進行しつゝあり。（二日、日日）

▲五省獨立運動　（奉天特電三十日發）南北和平會議中の難關たる國會問題に關し兩國會同時に解散すべしと主張する者及兩國會の自決を主張する者ありて意見一致せざるが新國會議員は北方督軍連と結んで新國會を擁護すべく奉天、吉林、山東、安徽、黑龍江等各督軍に對し猛烈なる運動を開始し奉天省議員某は張巡閱使に面接して協議しつゝあり而して新國會を擁護の交換條件として中央の裁兵案及軍民分治法に反對すべき旨各督軍連に通知せりと傳へらる。（二日、日日）

▲新國會召集　（二日漢口特派員發）錢總理は一日委員を特派し王督軍に向ひ今後一週間内に上海會議に於て法律問題解決せざる時は命令を以て新舊兩國會を同時に解散し別に新國會を召集し而して此の新國會の開會前に於ける重要問題は總て上海和平會議に附議し解決するの豫定なれば若し所在に反對起る時は維持を懇囑する旨通告せしめたり。（三日、東朝）

▲北方代表缺席辯明　（三日上海特派員發）北方總代表朱啓鈐氏は二日上海商業公團聯合會の質問に左の如く答へたり。

四月二十七日の會議にては法律問題を議するに及ばず二十九日は双方代表等しく到り又出席せざるなし唯だ此日審査員は審査室にて討論せる故双方代表の全部列席せざりしのみ又財政問題に關し人を上海に派し南方代表に同意を要求せりと云ふに至つては最も事實にあらず目ド大局危急にて速に和平を圖るにあらずんば以て挽回し難し尚會議後實行し得べきの法あらざるやを既に熟慮し居れり。（四日、東朝）

▲舊議員懲戒提議　（二日上海特派員發）廣東來電舊國會議員韓玉辰（湖北）及び郭人漳は北京に於て新國會議員等と提携して協議する所ありたりとの事にて廣東國會に彼等を懲戒するの提議ありたりと。（四日、東朝）

▲軍事議決事項　（四日上海特派員發）支那和平會議に於て今日迄に議決されたる問題は唯軍事案の一のみなる事は既報の如くなるが其内容は絶對に秘密に附され尚漏るゝ所なかりしが予の特に確實なる方面より入手せる右議決の内容全部は實に左の如し

一、軍隊條束の限度及其時期第一期は民國六年六月の現在の全國兵數を以て標準とし第二期は全國兵數を五十個師團と爲し内警備隊を含む

二、條束の費用第一期の所要額は恩給從來不足の軍費等を合して凡そ五千萬元として第二期は合計凡二千百五十萬元とす

三、軍事委員會和平會議にて双方より各四名を置きて之を組織し北京に於て成立す而して軍隊の條束に依て直に解散す

四、裁減軍官兵卒處分方法之を分つて次の四項と爲し軍政委員會より辦理す

（イ）今次の軍隊の條束に依る退職軍官の優待（ロ）工程隊を改變して全國工程局を設立す（ハ）河川道路を條束せしむ（ニ）土地を開墾せしめ海外出稼ぎを奬勵し職工を養成す

五、是より先各所の軍隊は自ら原防地に退却すべし而して軍事委員會成立後は其條束辦理に從ふべし

六、軍隊條束後軍政を制定する事は關係重大なり軍事委員會は協議して必ず左の實行を期すべし

（イ）徴兵制度の實行（ロ）徴兵の區域を分劃すること（ハ）軍令統一を行ふべし凡軍政及軍事行政は全部參謀部の統帥に歸し陸軍部は主として各旅團長會官を監督し僅に軍隊軍人の職權を有するに止まるべし（ニ）軍隊の駐紮地點を區劃すべし（ホ）軍需を獨立とすべし

七、徴兵實行後は別に全國の兵備兵數を規定して財政官の定めたる軍費を以て標準とすべし。（五日、東朝）

▲法律問題を固持せよ　（上海特電四日發）廣東國會衆議院議長吳景濂氏等百餘名は唐紹儀氏及南方各代表に電報し曰く、國會を完全にし職權を自由に行使する事は議和大綱の第一條にして讓歩の餘地なきものなり、中外紳士は合法の和平永久の和平を希望す若し法律問題を議了せんとして和平の目的を逸せずば武力必ず延ひて先例となり又もや割據の形勢を得ん爭ふ所は國會の問題にて和平本眞の爲めに非ず法律の系統を竪たず憲法の正路に從ふを得ば區々たる個人何れに就くも可なり公等が軍政府の委託を願み國人の囑望するの盛なるに未だ法律を堅持し若し是にして圓滿なる解決を得ずば其他の議案は署名を拒む可きなり云々との意を以てせり。（五日、時事）

▲南方激勵を依囑す　（上海特電四日發）聞く所に據れば南方代表

秘書徐元誥氏は最近李烈鈞氏に對し左の如く打電せりと
和平會議中の法律問題は北方の主張極めて強固にして國會の事恐らくは其結果を得難し西南は護法のため決戰兩年に亘る是れ國家破裂の爲めなり若し法律に効果を得ずば即ち又和議は變じて投降となるなり努めて各方面聯合し固持して到底讓歩する能はずと主張力說せられん事を依囑す云々と。
（五日、時事）

▲東三省の警備　（三日奉天特派員發）張巡閱使は中央政府の承認を得て東北邊防計畫を立て第二十九師長吳俊陞を以て邊防總司令とし海拉爾以南洮南以北を擔任區域に定め奉吉黑三省の軍隊を主體とし黑龍江以北滿州里迄過激派の侵入に備ふる爲め戒嚴令を布き奉天第二十九師は目下北進中にあり。（五日、東朝）

▲陸榮廷の軍隊解散　（香港特派員發）廣東南寧の最近の報告によれば陸榮廷の足痛は全癒し國內平和の緒に就くを待ち彼の軍隊を解散する旨表明せり。（五日、東朝）

▲吳俊陞軍隊移駐　（三日奉天特派員發）鄭家屯來電吳俊陞中將の第二十九師團を今回洮南以北に移駐する事となり鄭家屯の騎兵工兵は河南に在る奉天軍第二混成旅團の來着を待ちて北進する事と決定せり。（五日、東朝）

▲南方の態度強硬　（上海特電五日發）朱啓鈐李純等は各北京政府に對して國方代表は固く舊國會恢復を持し居れば先づ新國會を解散するの外討議の方法なしと盲へり徐樹錚氏が急行蚌阜に倪嗣沖氏訪問の爲め出發せるは此事に關係ありと又朱啓鈐氏の北京政府への報告に據れば南方は依然舊國會恢復を固く持して動かず徐樹錚氏も軍政府の議和大綱を漫りに變更する能はずと主張し居れり。（六日、時事）

▲和平會議整頓を求む　（上海特電五日發）國務院は廣東軍政府に、電報して曰く緊急和平會議を再び整頓する爲め南方代表に電報し速かに法律を解決し借款問題を通過するに努めんことを請へり。（六日、時事）

▲南方代表者の協議　（上海特電五日發）四日午後南方代表者は唐紹儀氏宅にて法律問題其他に就き協議せるが護法の趣意に背くものは決して讓歩せざるに一致結束したり。（六日、時事）

▲華陽鎭に兵變起る　（上海特電五日發）安徽省華陽鎭に兵變あり水上警察署と大衝突し互ひに死傷あり安慶にても戒嚴布告されたりと。（三日時事）

▲滿蒙方面に出兵　（北京特電三日發）國務院は二日西北邊防に關係ある各軍事長官即ち張作霖、鮑貴卿、孟恩遠、陳樹藩、增韞、姜桂題等に密電を發し蒙古の狀況危機に迫りたれば參陸辦公處の決定に依り五方面の出兵計畫實行に着手す可きを命令せり五方面とは熱河、甘肅、新疆、奉天、黑龍江なり。（六日、時事）

▲廣東兩院聯合會　（上海特電七日發）廣東來電五日廣東兩院聯合會を開き郭人章、韓玉辰憲罰議案を付議の結果先づ通電を發し二人の行動に關し更に調査をなしたる後憲罰を議する事を決せり又巴里の各全權に對し山東問題に就き支那の提議を支持するを以てし且各國在巴里代表に支那の主張に贊成を表する樣直接電報するに決せり。（八日、日日）

▲和議反對を慰撫　（北京六日發）和議に對する倪嗣沖氏の態度案外に強硬にて張作霖曹錕兩氏と氣脈を通じ何等か計畫ある模樣なれば總統は昨日趙爾巽氏を招待し同氏を奉天に派し先づ張作霖氏を說得し張氏より倪氏を說得し張氏より倪氏に是等の計畫中止を勸告せしめんことを求めたり（九日、時事）

▲倪氏安福派援助　（北京特電五日發）徐樹錚氏は今朝八時蚌阜より天津に歸來し又王揖唐氏は本日蚌阜發歸京する筈なるが右は南方會議に關し法律問題に就き協議せるものにて倪嗣沖氏は充分安福派を援助することとなり又同時に倪氏は總統に密電を致し憲法制定會は總統に對抗せん爲めの滿國璋氏の陰謀なる旨說明せり。（九日、時事）

▲教育總長引責辭表　（六日北京特派員發）學生の燒打に就き檢擧されたる者高等師範學堂學生八名法制專門學校二名中央大學二名北京大學二名等合計三十二名に及び此等の學生處分に就ては猶決定せざるも當局は斷乎たる處置を爲す意向なり尙此事件勃發の責任上教育總長の傅增湘氏は四日辭表を提出せり。（九日、東朝）

▲曹總長辭任理由　（北京特電六日發）曹汝霖氏は表面上四日の暴動を惹起せし實を引き實は政府の保護周到ならざりしを不滿足とし又傅增湘氏

るもの〻如し。(十四日、時事)

▲國務院の通電　(十三日上海特派員發)　國務院は各省に通電を發し中央政府は青島問題に對して終始主張を堅持し居りて陸徵祥等各代表に宛て目的を達せずんば已まずとの事を電報し又善後借款に地租を抵當とする事、北京大學を解散する等の風說は無根故輕々しく謠言を信ずるなく又紛擾を爲す勿れと。(十四日、東朝)

▲講和委員問責提案　(八日北京特派員發)　山東省選出議員は在巴里支那講和委員か山東問題解決に失敗し國權を喪失せるものとして其責任査辦案を衆議院に提出せり。(十四日、東朝)

▲電信局の暴擧　(奉天特電十二日發)　去る八日午後突然電報不通となり十日に到り囘復したるが右に就き北京電報局は電線の切斷なりと稱せるも先年帝制問題當時袁世凱が電報を壓迫せる事に倣ひ北京學生の行動を日本の各新聞に詳報せられ日本の反感を喚起せん事を恐れ無謀にも電線を切斷せるものと解せらる。(十四日、日日)

▲共產主義宣傳　(天津特電七日發)　上海に根據を有する社會主義者は七日共產主義を宣傳せる多數の印刷物を密に當地市民の間に配布せり。(十四日、日日)

▲南北交涉破裂　(十四日上海特派員發)　十三日の會議の詳報を得たり曰く國會問題を議したるが唐紹儀の提案は合計八箇條あり即ち第五條に民國六年六月國會解散の命令は取消すべしと明言しあり辯論久しく遂に解決せず朱啓鈐曰く

此事總て極端に走るべからず若し南方にして讓歩を肯ぜずば北方も亦極端の主張あるべし即ち四南五省に於ける新國會の議員を補選すべしと次で唐紹儀は痛切なる言をなして曰く

若し政治上改良の希望あらば法律問題と商讓歩磋商の餘地あるべし今や政治の腐敗斯の如く北方舊國會を堅く持するを主張せずとも何の方法かあるべしと

朱啓鈐は唐氏に問うて曰く此箇條は畢竟磋商の餘地ありや否や、唐曰く餘地なしと、三囘三啓皆斯の如く茲に於てか唐朱兩氏は遂に辭職の外なしと云ひて散會し南北各代表は北京及び軍政府に向ひ辭職を申出でたり電文の內容は國會問題の討議は障害續出し既に進行の方法なき故別に賢能の士を擧げ解決せしめられたし等の語ありしと。(十五日、東朝)

▲唐紹儀の八箇條　(十四日北京特派員發)　十三日唐紹儀の提出せる八箇條の最後の主張左の如し

一、上海和平會議は歐洲和平會議の決せる山東問題の條件に對し承認を與へず日本の山東に於ける獨逸の權利承繼を絕對に承認せざること

二、中日一切の密約を取消し無效を宣言し是等の密約を締結せるに就き關係したる人々を處罰し以て國民に謝すること

三、參戰軍國防軍邊防軍其他一切類似のものを取消すこと

四、各省督軍長の罪狀顯著にして民情と合はざるものを一律に撤囘すること

五、和平會議は民國六年六月十三日國會を解散する旨の黎元洪の命令を無效とすと宣言すること

六、政務會議を組織し和平會議より全國の資望顯著なる人物を選出し之に任ぜしめ和平會議の決議の各案件の履行を監督せしめ國會は完全に其職權を自由に行使するを得るに至つて已む

七、和平會議に提出され將に審査未決の各案件は分別整理の上之を決定すること

八、以上の各條を履行する迄徐世昌を臨時大總統（一說に北方臨時首領）として承認し正式大總統選擧せられて後已む。(十五日、東朝)

▲國會問題折衝顚末　(十四日上海特派員發)　十三日夜北方總代表朱啓鈐は左の如く公報を發せり曰く

國內和平會議は五月十三日國會問題に就き討議し唐紹儀氏は南方總代表として民國六年六月十三日の舊國會解散に關する前大總統黎元洪氏の命令を和平會議の名の下に無效なるを宣言すべく提議せり北方總代表朱啓鈐は之に對し國會問題は最も重大なる問題にして會議を初めて聞きたる際にも之を速に解決するの希望を述べたるも遺憾ながら屢々此問題に就き談話を交換せるに拘らず滿足なる結果を得ず現在の如き非常の時機に對し統一を圖り困難に打ち勝つに就き努力すべきものと信ず故に此問題を議するに就き双方より妥協の精神にて接近し極端なる意見を避くるにあらざれば此問題

は到底解決の途なしと唐紹儀氏は茲に於てか辭意を聲明し其同僚に對しても自己に代るべき有能の士を任命すべく軍政府に要求すべく自己の辭職は會議に影響なかるべしと言へり朱啓鈐は唐紹儀に對し其再考を求め斯る行爲は會議及び一般の時局に重大なる影響あるべしとて熱誠に之を留めたり云々。（十五日、東朝）

財政經濟及其他

▲紙幣交換停止　（奉天特電二十九日發）奉天殖邊銀行は二十六日より整理の爲め三週間同行發行紙幣の交換を停止せり元來同行の小額紙幣は二月十五日限流通を禁止されたるも其他の紙幣には何等の制限なかりし爲め邦商にして之を所持するもの少からざるより我兩替業者は奉天商業會議所を通じて赤塚總領事に對し該紙幣交換延期を支那側に交涉され度き旨請願せり。（一日、日日）

▲公債返還嘆願　（吉林特電二十九日發）孟督軍は此程徐大總統に急電を送り近來吉林省の財政は極度の苦境に陷りつゝあれば先年吉林省に於て應募したる中央政府の公債一百萬圓を此際至急返還されん事を嘆願せり。（一日、日日）

▲阿片密輸發覺　（長春特電二十九日發）滿鐵長春驛貨物係へ此程鹽鮭を詰めたる箱二個を託し來れるものありしが其目方が重過ぐるより箱の中を調べたるに箱の表面には成程鮭鰒等を列べありたるが底には六十九個の袋に入れたる阿片を隱せるを發見し其目方は五十二貫六十九匁に達し時價凡そ十五萬圓にて未曾有の多量なるより犯人嚴探中なるが右を取扱ひたる日本人運送屋等も關係し居れるもの、如く近來長春に於て檢擧しつゝある阿片犯人は每日五六件を下らず官憲も之が爲め忙殺されつゝあるが取締嚴重なるを以て此種の大々的密送を企つ者尠からざる有樣なり。（一日、日日）

▲四鄭線延長線　（奉天特電三十日發）四鄭鐵道延長線は洮南線を先にする事に決し既に測量に着手し五月末日測量を終り明年三月には開通を見るべく同時に洮南府の商埠地をも改正すべしと。（一日、日日）

▲二次善後借款　（上海特電三十日發）善後借款を起す事は既に和平會議にて南方側も同意したるが其金額及擔保に就て決定を見ざるもの、如く北方側の提案に依れば金額は四億元擔保は地租にして主として日本銀行團に向つて交涉すと云ふに在り然れど之に對して南方側に反對あり未だ決議に至らざるもの、如し周自齊氏は前日上海より來り借款問題に付交涉し居りたるが昨夜北京に向け北上したるは右の經を報告する爲ならんと尙聞く所に據れば右四億元の內二億七千萬元は四南踏省に配分せらるべく既に各團體より提議したる軍費の要求頗頗として到り其最大額は百萬元以下に下らずと。（二日日日）

▲鞍山製鐵火入式　（遼陽特電二十九日發）一昨夏工事に着手以來既に二千萬圓の巨費を投じ滿鐵會社が殆ど全力を傾注し只管工事の進捗を圖れる鞍山製鐵所は昨年十月火入の豫定なりしも其後遷延を重ね居たるが今回熔鑛爐一基完成したるより二十八日午後五時火入式を行ひ平川熔鑛爐課長點火せるに凡そ十五分にて煙突より黑煙立昇り式後祝賀會に移れり當日の參列者は滿鐵幹部を始め日支官民有志及び八幡製鐵所よりは服部次長其他新聞記者等百五十名に達せり。（二日、日日）

▲邦人店舖增加　（漢口特電三十日發）近年日本人の商店が英租界內に於て激增せるは英國側にては頗る不快とする所にて此程增田洋行が同租界の一家屋を借らんとせし時英國領事は其許可を躊躇せしが遂に公使の指令に依り承諾せしも一時不安を日本人に與へたり。（二日、時事）

▲善後借款豫定額　（一日上海特派員發）善後借款に關しては四億元とし擔保は地租と決定せりと新聞は報じ居るも予（特派員）が支那側の確かなる筋より聞知する所に依れば目下の所善後借款の豫定額は二億元にして擔保品に就ては未だ決定に至らず而して其內歲兵費を一億二千萬元とし淘汰したる軍隊を使役して國道の修築等に要する費用に向け四千六百萬元を西南善後費二千七百萬元（新聞には二億百萬元と傳ふるものあるも）雲南貴州廣東廣西四川陝西湖北湖南の西部九省に分配せんとし尙淞軍及軍政府の善後費は未だ決定に至らず。（三日、東朝）

▲米國の活動振り　（天津特電一日發）北支那に於ける政治、社會乃至經濟の各方面に亘り米國の活動は日を追うて具體的に發展し來れるが其一例とし先頃主として米國の有力なる銀行の組合に依りて造られあるアジア

製鐵諸機械、瀘機、各種原動機、紡織機械、製造用諸機械、水壓機械、空氣壓搾機械、喞筒、物揚機械、漂白及染色用機械、製氷機ノ製作及修理、瀘鑵、橋梁、煙突其他鐵板工事一切ノ製作及修理

合資會社

安治川鐵工所

業務執行社員

所長 工學士 瀧村竹男

支配人兼技師長 工學士 清水孝吉

大阪市北區安治川通一丁目

電話土佐堀（長）二四三〇番

（長）二四六番

一八九番

電信略號 メカ

支那

第十卷　第十二號

要目

論說
排日運動と排外熱……一—四
資料
喳叮銀行事情……五—八
湖南省米支合辦湘雅醫學專門學校……八—一〇
昨年上半期常關成績表……一一—一二
雜錄
支那軍隊整理案……一三—一七
支那と國際問題……一七—一九
支那の發展を阻害する協定稅率……一九—二一
彙錄
明白なる日本の野心……二二—二三
支那勞働者の日本侵入……二三—二四
日本の對支新借款の目的……二四—二五
上海英國商業會議所總會……二五—二六
事業界
支那事業界近況……二七—三〇
半月史
半月間の支那重要事件……三一—三七
時報
支那最近時事要項……三八—四五
彙報
支那關係諸報道……四六—六六

東亞同文會調查編纂部

常盤商會

資本金　五百萬圓

社長　松方五郎

株式會社

本社　東京銀座

大阪市東區今橋四丁目十三番地　電話本局　特長七五五四二

支店
營業所
出張所

福岡市博多蓮池町十一番地　電話福岡特長二一〇五　二九九四
朝鮮京城支大平通二丁目三六番地　電話京城特長五七六三　二〇
橫濱市山下町二十五番地　電話本局　特長二九七五　八一〇
吳市本通七丁目百二十番地　電話　特長九五五　八一番（營業部）　三五八二番（輸出輸入部）　三四四九番（總務部）
佐世保市松浦町五十二番地　電話　特長九五九　一三五一番（保險部）　三五八七番（社長專用）
上海施高塔路十三のA號　電話　新橋一九七五番（電氣部）　三七四五番（支配人專用）
　　二五八一番（外國部）　三七六二番（工業部）
　　三〇〇六番（會計部）　振替口座東京二九八一〇番

營業概要

◆內地製品直輸出入品種目◆

鋼材類
金屬地金類
織物類
藥品塗料類
毛類
特殊高速度鋼類
自動車及附屬品類
鑛產物類
軍需品類
機械器具材料類
食糧品類
調帶革類
雜貨類
電氣製鐵
銑鐵

▲特殊合金　眞鍮、砲金、燐銅、燐錫、滿俺銅、硅素銅、脫酸元素合金、線鈑用合金、耐壓滅合金、電氣抵抗線合金、含有鐵合金、各種耐酸合金、同用鑄作物、トキワメタル

▲鐵合金　フエロタングステン、フエロシリコン、フエロマンガニース、メタルタングステン其他

▲電熱器　家庭用電熱器、工業用電熱器、醫療用電熱器、艦艇船舶用電熱器、鑛山用電熱器、一般電熱裝置各種設計

坩堝類
耐酸耐火煉瓦類
耐酸陶磁器類
硅砂　銀砂一號より七號迄大小各種

外國火災保險

▲日本代理店　英國リバプール・ロンドン、グローブ保險株式會社英國サウスブリチシン保險株式會社英國スコツチシュ・ユニオン、ナショナル保險株式會社英國ニユージランド保險株式會社英國カーデアン保險株式會社佛國ルニヨン保險株式會社

▲特約代理店　英國ヨークシヤイヤー保險株式會社　英國ユニオン保險株式會社　英國ノース・ブリチシュ保險株式會社英國バラタイン保險株式會社英國ノーザン保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

外國上保險

▲日本代理店　英國ニユージランド保險株式會社英國フエニツク保險株式會社

工場　岩手縣上閉伊郡宮守村大字下宮守　電氣製鐵所
　　豐多摩郡代々幡町字幡ヶ谷九一一　合金製作所
　　電話番町一七二三番

主なる取引國
支那　南洋　印度　米國　英國
佛國　伊國　露國　其他

資本金四千萬圓

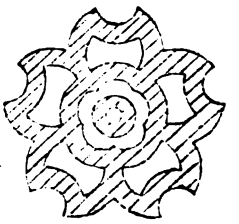

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店
出張所

東京、大阪、神戸、下關……（内地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）

爲替取引先　浦鹽、倫敦、紐育、其他内外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

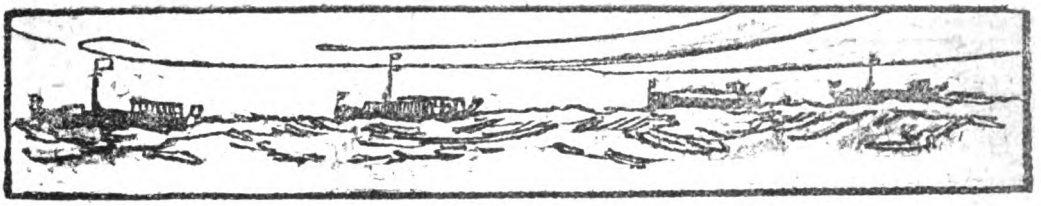

大正八年
六月十五日發行

「支那」目次

第十卷
第十二號

論說

排日運動と排外熱……一宮房次郎……一——四

資料

喳叮銀行事情……五——八
湖南省米支合辦湘雅醫學專門學校……八——一〇
昨年上半期常關成績表……一一——一二

雜錄

支那軍隊整理案……一三——一七
支那と國際問題……一七——一九
支那の發展を阻害する協定稅率……一九——二一

彙錄

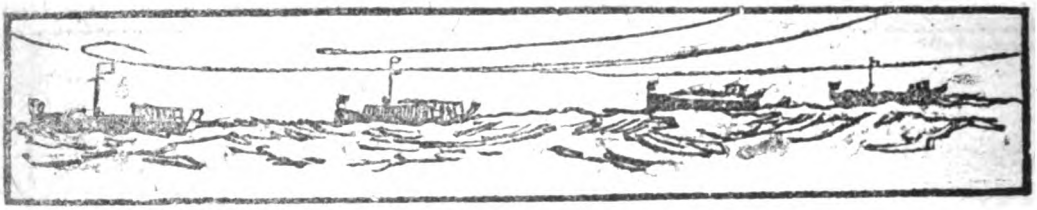

明白なる日本の野心……二二——二三
支那勞働者の日本侵入……二三——二四
日本の對支新借款の目的……二四——二五
上海英國商業會議所總會……二五——二六

事業界

瑞墺造船會社營業成績—英佛土地會社營業成績—上海ホテル營業成績……二七——三〇

半月史

對支新借款團—青島還附再聲明—各地の排日排貨……三一——三七

時報

（内治外交）教育總長更迭—煙禁勵行命令—和平聲望命令—步軍統領更迭—無約國人訴訟法—山東問題說帖（續）—段祺瑞と外交問題

（財政經濟）漢粵川鐵路督辦—鐵路案と中英公司……三八——四五

彙報……四六——六六

展

合名會社 **鈴木商店大阪支店**

大阪市南區末吉橋通二丁目

株式會社 **日本商業會社**

大阪市南區末吉橋通二丁目

大正八年六月十五日
第十卷　第十二號

論說

排日運動と排外熱

一宮房次郎

一

大隈內閣時代に於ける日支交涉に依つて鬱結し、繼ひで寺內內閣時代に於ける偏武政策に依つて激成せられたる支那の排日熱は終に巴里に於ける山東問題の解決を導火線として勃發し、駸々の勢各開港場を驅りてボイコットの渦中に投じ、其勢の激する所動もすれば排日的暴動を惹起するに至らんとす。由來排外的運動は支那國民の長技にして、外交關係に於て稍や其志を遂ぐる能はざるものあれば、直に排外的團結をなし、其商品に對するボイコットを行ふは、從來の事實が雄辯に之を證明する所にして今更之れを異とするに足らず。前にしては粵漢鐵道回收の失敗に憤慨して米國商品に對するボイコットとなり、天津に於ける佛國の老西街占領（居留地擴張）に對しても亦ボイコットの提唱せられたるを聞く。我國に至つては一衣帶の水を隔てゝ相對し彼我の國民相雜處して外交關係の最も密接なるものなり、隨つて外交的齟齬の時

に發生するを免れず、爲に支那國民よりしてボイコットの幣を聞く者亦尠からず。曩に辰丸事件によつて廣東地方に於て頑強なるボイコットの厄に會し、近く日支交涉によつて亦排貨の餘沫を受く、而も其運動の廣況にして其熱度の熾烈なる恐らく今回のボイコットに過ぐる者無からん。蓋し支那國民の雷同性を以てし、一面には鷸蚌の爭に乘じて漁夫の利を收めんとするの列國商民のあるあり、之に加ふるに此等の運動を奇貨として政權爭奪に利用せんとする一部野心家の在るあり、這般の排日運動は此等の諸條件によりて薪上更に油を注ぎ一時其兇暴を逞ふするに至るや必せり。

二

孫逸仙氏一派の革命黨と殆ど、犬猿の間柄にありし保皇黨が、第二辰丸の軍器輸入事件に憤慨し、其勢力範圍下に在りし廣東七十二行商を煽動して排日排貨を行ひしは、其動機の如何を問はず首肯すべき理由なしと言ふ可からず。日支交涉に對するボイコットの如きも其高壓的外交手段が多少支那商民をして憤激せしめしを疑はず、支那に於ける國民外交の先導者林長民氏が日支協約を以て拳銃を以て、威嚇されたる土地讓渡契約なりと評し、支那特使顧維鈞氏が巴里會議に力說せし口吻に察するも其の交涉手段の如何に支那人民の血を湧かさしめしかを知るに足るべし。去りながら巴里會議に於ける山東問題の決定に至つては、我國は寧ろ支那官民の感謝を受くべきの理由を有するも、斷じて其憤懣を招くべき原因を有せざるなり。何となれば我國は獨逸の繼承者として當然租借權其他の權利を主張するの資格を有するに拘らず、專管居留地として靑島を保留し、山東鐵道を日支合辦とするに滿足し、獨逸を有せし租借權其他を放棄し、支那をして完全なる主權を山東省に確立せしめしにあらずや、斯かる友誼的行動は我對支政策の如何に公明正大にして善隣の睦誼を顧念するの深かきかを象徵するものにして、支那官民の感謝と歡迎とに値すと言ふも敢て自負の言にあらざるべし。然るに何ぞや支那國民は恩に報ずるに仇を以てし、終にボイコットを煽動して我商品を排斥し、甚しきは我在留民に對して暴行を加へんとするが如き形勢なきにあらず。沒常識の甚しき天下豈斯の如きものあらんや。

吾人は公平且つ冷靜に觀察して、其動機の如何を問はず大隈內閣時代に於ける高手的外交と、寺內內閣時代に於ける北方偏重政策とが、支那人民に對する一種の脅威を與へしを否認する能はず。此等の政策に對して支那官民が尠からざる反感をも有し、動すれば公明正大なる我對支態度を疑はんとするに向つて多少の同情を有せざるにあらず。然りと雖も是れ皆支那官民が我國の根本政策を誤解せる結果にして、大隈內閣の高壓的外交と謂ひ寺內內閣の偏武政策と言ひ、悉く皆日支兩國の根本的結合を主眼とし、兩國提携の基礎を確立せんとせる權宜の策に過ぎず。其手續手段に於て多少の誤謬失錯ありしとするも、其動機は光風霽月にして毫も侵略的野心を有するものにあらず、況んや原內

關に至つては最も公明正大を旨とし、徹底的門戸開放を主張し苟も軍國主義的嫌疑を有するの政策を忌避し、支那の主張にして正當の理由を有するものは之が後援を辭せざるべきを宣明し、治外法權の撤去關稅の引上等支那の爲に謀りて最も忠實なる外交方針を採らんとするに當り斯かる沒常識の排日運動が支那に於て勃發せるは、吾人之を日支兩國將來の爲に悲まずんばあらざるなり。

三

夫れ巴里會議に於ける媾和會議員は、名は世界の改造を以て稱せらるゝと雖も、其實英米即ちアングロサクソン人種の優越權を確立せしものにして、獨逸の軍國主義に次ひで來るべきものは英米の資本的帝國主義なりとす。而して英米の資本的帝國主義は東洋を以て其侵入の目的地となせるは輿論の一致せる所にして、現に巴里に於て提議せられつゝある對支新借款團の組織の如きは、其目的を達せんとする下準備に過ぎず。共同借款團組織が、變て其形を變じて支那鐵道の共同管理となり、更に進んで支那政治の共同管理論を齎らすべきは、吾人が既に前誌に於て詳論せし所にして、支那國民の最も戒心すべきは恐らく英米資本主義の魔手にあらん。資本的平和の發展は懼るゝに足らずと言ふ勿れ。埃及が終に英國の屬領と化せる、土耳其が終に獨逸に誤まられたる皆是れ資本主義侵略の結果にあらざるか。財政的無能力なる國家に對し資本的帝國主義の怖るべきは寧ろ軍國主義の上に在り、而して支那財政の窮乏は最も資本的帝國主義の侵入に好適なる條件を備へつゝあるにあらざるか。由是觀之支那人民の最も懼るべき敵は支那財政援助の美名の下に、支那を共同管理に導かんとする資本的帝國主義の侵入にして、山東問題の如きは其理論の如何を問はず、全く巨人の前の一侏儒に過ぎず。吾人は若し彼等支那人自身の唱ふるが如く、若し排日運動が眞に其の愛國的動機に發生せるものなりとせば、其の動機が全く誤謬にして其方向を誤まれるを指摘すると共に、全く其の輕重を取違へたるの愚を憐まずんばあらず。若し彼等の運動が某々國人士の使嗾に依るとの說にして果して眞なりとせば、是れ正にエソップ物語の所謂狼の爲に其顎中の針を除去する鵜の愚を學ぶ者にして、針を除ける代償として狼の一擊を受けずんば幸なり。蓋し彼等が支那に對し資本的帝國主義の侵入を實行するに當り、最も嫌忌する所の者は同種同文の我國が、支那を警醒し協同して、此の西力東漸を阻止するにあつて、若し我國の阻止なくんば、共同管理の實現亦決して難きにあらず。彼等より之を視れば我日本の支那に於ける正に顎中に立てる針たるなからんや。此の意味に於て吾人は這回の排日運動に於て某々國が其の黑幕たりとの說に對して多少の信任を置かざるべからざるを悲む。

四

今や排日の風潮は各地に蔓延して其性質漸く惡化し、上海其他の各地に於ては其運動全く騷擾と化し了らんとす。世人或は其の我貿易に影響するの大なるを憂へ之が善後策を云爲するものなきにあらずと雖も、吾人が既に前誌に論せるが如く、我商品は既に支那國民生活の必需品と化し、

一九〇七年	二七	二、六五〇、〇〇〇	二九、一五二	六九、九一六	五、一八〇、〇三五	三、一六八、七三一	三一、七五〇、一三三	三、三六四、一三四	一、六五七、一三五	五、六三三、八〇〇	八、〇三二、七八一	一、七六八、六四
一九〇八年	二七	二、七五〇、〇〇〇	二九、一八八	四八、〇五五	三、五六七、六二一	三、四〇八、八四一	二九、四八四、四七五	三、二八九、六八一	一、八三七、六六〇	五、九四七、八八八	七、二六九、八九三	一、三九、三九五
一九〇九年	二九	二、七五〇、〇〇〇	二九、一八八	五二五、五四四	三、〇六七、九〇〇	二、六四〇、六七一	三〇、三六二、一九三	三、七六一、九四一	二、一五一、〇三三	六、四四六、七六九	八、一四三、七七〇	一、四四五、九二一
一九一〇年	三〇	二、八〇〇、〇〇〇	二九、三四四	六四七、九三	三、六四〇、八三〇	一五、六三五、三九	二三、〇〇〇、四七六	三、六八八、八三〇	二、〇九九、二九五	七、一四八、五七七	八、四三九、一九七	一、六四四、九八三
一九一一年	三五	二、八三〇、四四〇	三〇、三九一	六三五、九八六	四、九二四、八八〇	一六、三九九、〇九七	二五、〇三八、三五五	四、四六三、一四九	二、三五九、六六七	七、四九四、一三五	一〇、四九二、九六八	二、一五八、五五五
一九一二年	三五	二、八五〇、〇〇〇	三〇、三九一	七四五、一九二	五、四八九、一九六	一八、〇四〇、四九	二七、四七四、四七	四、九三一、七三七	二、三三〇、八四四	六、七二一、三五七	一一、六八四、四九九	三、〇三八、七九
一九一三年	三五	二、九〇〇、〇〇〇	三七五、二四四	八三三、九六一	六、〇一七、一二八	一七、一二八、四三三	二七、一四三、九六	三、九六八、一一七	二、一三〇、八四四	六、七二一、三五七	一一、六八四、四九九	三、〇三八、七九

一九〇四年以降（年末）損益勘定は次の如し。

年次（十二月末）	總益金	俸給及其他諸經費	純益金	配當金 歩合	配當金 額面	準備金其他繰入額	後期繰越金
	磅	磅	磅	%	磅	磅	磅
一九〇四年	四三五、四〇五	二一五、八一〇	二一九、五九五	一一	八八、〇〇〇	一一五、〇〇〇	八〇、〇七九
一九〇五年	四八九、四〇六	二四四、三七三	二四五、〇三三	一三	一〇四、〇〇〇	一三五、〇〇〇	八六、一一二
一九〇六年	五〇九、〇三九	二六二、七八一	二四六、二五八	一三	一〇四、〇〇〇	一三五、〇〇〇	九三、三六九
一九〇七年	五二一、一八一	二七〇、九九九	二五〇、一八二	一四	一二九、〇六八	八五、〇〇〇	一二九、四八三
一九〇八年	五三三、一一九	二八五、四二四	二四七、六九五	一四	一六八、〇〇〇	七五、〇〇〇	一三四、一七八
一九〇九年	四六一、六五八	二七八、六六八	一八二、九九〇	一四	一六八、〇〇〇	二五、〇〇〇	一二四、一六八
一九一〇年	五三九、〇二七	三〇八、八三二	二三〇、一九五	一四	一六八、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一二六、三六三
一九一一年	五六四、三九一	三二九、三〇三	二三五、〇八八	一四	一六八、〇〇〇	六五、〇〇〇	一二八、四五二
一九一二年	六四九、八八八	三四七、七七〇	三〇二、一一八	一六½	一九八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三二、五七〇
一九一三年	六九〇、三四九	三六三、六六五	三二六、六八四	一七	二〇四、〇〇〇	一三五、〇〇〇	一二〇、二五四

次に一八七二年以降の配當歩合は次の如し。

一八七二—一八九〇	五%	一八九八—一九〇三	一〇%	一九一二	一六½%（特別配當金二）
一八九一—一八九五	七%	一九〇四	一一%	一九一三	一七%（特別配當金三）
一八九六	八%	一九〇五—一九〇六	一三%		
一八七九	九%	一九〇七—一九一一	一四%		

尙同行最近の營業狀況を示さんか、同行は一九一七年四月十日倫敦本店に於て第六十四回株主總會を開催したるが、今

其決算報告書に據り、同行一九一七年度の營業成績を見るに左の如し。

同年度營業純益は總ての滯貨準備金を除き、前年度よりの繰越金一五七、四六五磅一〇志二片を合して五六〇、二六一磅三志三片に上り、其內昨年九月に支拂ひたる年一割四分に相當する上半期配當其額八四、〇〇〇磅を控除する時は殘高四七六、二六一磅三志三片となるべし、此金額に對し下半期配當年一割四分、外に每株一磅の特別配當を行ひたるが是にて合計全年に對し年一割九歩（所得稅免除）の配當となる、此外積立金一〇〇、〇〇〇磅を加へて全計二、〇〇〇、〇〇〇磅となし、役員退隱料基金に二五〇、〇〇〇磅と不動產の減價償却に四〇、〇〇〇磅を充てて殘額一六七、二六一磅三志三片を次期へ繰越したり。

今參考の爲め營業決算表を示せば左の如し

貸借對照表（一九一七年十二月三十一日）

負債之部

一、資本金　株數六、〇〇〇　株	
每株額面、二十磅	一、二〇〇、〇〇〇、〇、〇
一、積立金	一、九〇〇、〇〇〇、〇、〇
一、銀行券	九二五、九九一、二六、一
一、當座及其他諸勘定（貸倒及臨時鉄損準備を含む）	一九、三四九、三四五、一四、八
一、定期預金	八、六九二、八〇三、三、一一
一、支拂手形	五八三、三六〇、一六、八
一、支拂承諾	一、二五五、九七六、四、三
一、擔保付借入金	五三二、五〇〇、〇、〇
一、他店借	三一、二九二、三、七
一、一七八、九〇一、九、八	
一、損益勘定	四七六、二六一、三、三

再割引手形に對する債務

六、一五〇、四五三磅一四志四片の內五、五一八、四八八磅一二志一〇片は一九一八年三月二十五日を以て滿期決濟せられたり。

爲替豫約殘高一二、三五六、四八三磅二志一片 三六、一二六、四三二、一二、一

總計

資產之部

一、現金及當座預金	八、六九四、一四五、六、一一
一、手許及運送中地金	四五、二二八、一七、一一
一、國債證書其他有價證券	三、三二五、九七七、六、一〇
一、紙幣發行準備及政府へ供托	一、〇一四、〇〇〇、〇、〇
一、爲替手形（大藏證券を含む）	四、三三七、九〇三、五、一
一、割引手形及貸金	一〇、一四三、一〇八、一〇、一
一、取引先支拂承諾	一、二五五、九七六、四、三
一、他店貸	二二一、一四六、一、一二
一、雜資產	一二五、四九三、一三、二
一、本支店營業用地所家屋等	五一六、九五九、一九、一
一、本店及支店間の送付中の金錢及手形	六、四四六、四九三、六、一〇
總計	三六、一二六、四三二、一二、一

損益計算

支出

一、前半期配當（一九一七年六月三十日）	八四、〇〇〇、〇、〇
一、配當（後半期分一割四分の割）	八四、〇〇〇、〇、〇
一、特別配當每株一磅	六〇、〇〇〇、〇、〇
一、積立金	一〇〇、〇〇〇、〇、〇

解剖學	系統解剖學	一學年時數	四八六
	表面解剖學	同	三六
	局部解剖學	同	三六
病理學	普通及特別病理學	同	一六二
	微生物學	同	一六二
生理學	生理總論	同	五四〇
三學年			
外科及應用解剖學		一學年時數	五四
內科學	察體診斷學	同	一〇八
	實驗診斷學	同	一〇八
病理學	普通及特別病理學	同	二一六
藥學	總論	同	一六二
	藥物學	同	九〇
	製藥學	同	七二
生理學	生理化學	同	一六二
衛生學	防病藥學及衛生學	同	三六
	傳染病學	同	七二
	實驗衛生學（衛生調查法）	同	五四
外科學	小外科及繃帶學	同	五四

現今は三年生を收養し居れり。

一、學　資　生徒は皆寄宿舍に收容せり。

本科豫科共に食費一年分六十元

但本校の豫科を經て本科に入れる者は一年間の食費を五十元とし二回に分納するを得

二、實習豫備費一年分八元、書籍豫備費二元五角、體育費五角（以上は各科實習室、圖書室及體育會に分收す）

三、學費免除

本科優待生一名は各級中全學期の成績最優等者とす但食費と特別なる費用は自辨す。

豫科優待生一名は各級中全學期の成績最優等者とす但食費と特別なる費用は自辨とす。

四、湖南給費生二十名

右は熊希齡、譚延闓、陳宜成三氏の施費に係る成績優等にして學費に困窮せるものにして本校教授職員の證明あるを要す此等に學費食費等を支給す但特別の費用は自辨とす。

五、The Temple Bridgman Scholarship.

米國エール大學卒業の桑港紳士の寄贈金に係り全校中品行成績優等にして學費に窮する者一名に對して學費及食費（特別なる私用を除く外）を給與す。

六、學生が實驗室或は醫院に服務する者は校長及敎務長の酌量に依り學費を免除す但食費と特別費用は自辨とす。

七、圖書室本校及醫院の圖書室には醫書類千種及定刊雜誌新聞紙を備へて學生の借閱に供す。

八、每學年に一回學生の體格檢査を行ふ疾病に罹りし者は本校より醫藥を給し藥價を免除す。

昨年上半期常關成績表

三月十四日附政府公報公文欄に財政總長龔心湛氏より徐總統に呈出せし、支那各地常關に對する六年度第三第四兩決算期成績表を見るに即ち左の如し。

但し六年度第三期とは民國七年一、二、三の三ヶ月第四期とは四、五、六の三ヶ月なり　×印は損なり。

常關名	六年度第三決算期			六年第四決算期		
	前年同期實收	實收額	損益	前年同期實收	實收額	損益
	元	元	元	元	元	元
淮安關	四七、一六〇・〇〇	五三、五六八・一四	六、四四二・四一四	四〇、八六九・〇〇〇	五五、三三二・九六	一四、四五四・二九六
蕪湖關	三二、九四〇・〇〇	四一、三一九・〇一	八、四七九・〇一	四四、一九〇・〇〇	五一、〇六一・五九	六、八七一・五九
浙海關	一八、七〇〇・〇〇	二一、六九八・八六四	二、九九八・八六四	二一、一五〇・〇〇	二四、二五三・九〇九	三、一〇三・九〇九
塞比稅關	五二、九八〇・二〇	六四、〇〇二・一七九	一一、〇二二・一七九	八一、三七六・七〇	九四、三四・三一	一二、九五七・六二一
東海關	二〇、六八一・〇〇	二五、六一八・五一三	四、九二七・五一三	七四、一〇五・〇〇	六八、四〇〇・七八二	×五、七〇四・二一八
山海關	一三六、一五二・一九九	一三三、〇九三・七八一	×一三、〇五九・四一八	一一〇、九六三・二一三	一三三、二六六・六六五	一三、二六六・六六五
甌海關	三、九〇〇・〇〇	四、八七一・八九四	九七一・八九四	七、〇〇〇・〇〇	×六三一・〇二八	×六三一・〇二八
鳳陽關	八一、〇四〇・〇〇	七八、六五四・三三九	×二、三八五・六六一	一〇三、五〇〇・〇〇	九二四・五八六	九二四・五八六
江海關	四六、一一〇・〇〇	六五、七〇二・九九二	一九、五九二・九九二	五五、六三〇・〇〇	四四、八七〇・五八五	×一〇、七六九・四一五
京師稅關	三〇一、五八一・〇〇	三〇三、六三〇・四三六	二、〇四九・四三六	三〇三、五二一・〇〇	×三、六七九・〇二六	×三、六七九・〇二六
張家口關	三三、三七一・〇〇	三三、七二四・二九九	×六四七・七〇一	三三、三五八・〇〇	三四、三五七・〇〇四	一、九六九・〇〇四
辰洲關	一五、〇〇〇・〇〇	一八、三七三・一三三	三、三七三・一三三	六四、〇〇〇・〇〇	六三、一八九・三九一	×八一一・六〇八
津海關	一九、三七四・〇〇	一八、〇六七・七一八	×一、三〇六・二八二	二六、〇八八・〇〇	二四、一四八・九六	×一、九六三・一〇四
閩海關	二六、三五二・〇〇	二三、〇三〇・〇一九	×三、三二一・九八一	三三、九一五・〇〇	二四、〇〇七・〇一九	×九、九四七・九八一
揚由關	五〇、〇六五・二六五	四三、四六八・三四	×六、九九六・九四一	五九、六九三・〇八七	五一、二二一・五八八	×七、七七一・四九九
荊州關	二三、七六三・〇六〇	六、五七九・九八四	×一七、一八七・〇七六	四一、八九二・九二〇	二〇、九九九・九一九	×二〇、九三四・〇〇一

るは敢て當らざる所なりとす。

惟ふに支那の軍隊が、國防上無用の長物たることは支那人の均しく認むる所にして、即ち支那當局者が、北京以外に出でたることなきが如き外人に對し、其軍隊の存立が國內秩序の維持の爲に、絕對的必要なるを說明するに當りては、常に軍隊は國內の警察力として極めて必要且有效にして、之れ無からむには、國內を通じて無政府の狀態に陷らしむるに至るべきと言ふと雖も、多少支那の事情に通曉し、殊に開港場以外に旅行せるが如き外人に對しては、曾て此の如き說明を試みむとするものなかるべし。即ち支那に於ては軍隊の增加する所必ず秩序攪亂あり、從つて商工業の衰退を來し、强盜の橫行を見、阿片吸飮其他の惡風を增長し、運輸宿泊等の機關は之に伴つて不完全となる、是れ等は即ち支那軍隊に隨伴する產物にして、此點は支那人の頭裡に深く浸潤し來りたる所なりとす。

二、支那に於ける軍隊跳梁の徑路

支那各地方に於ては到る處、盜賊匪徒等不逞の徒の橫行を見るは事實なりと雖も、之が取締の爲には必ずしも軍隊を要せざるべく、適當なる武器を有し、相應に訓練されたる地方警察力を以つてすれば、十分なるべし。然れども到る處の地方官は孰れも、土匪の猖獗を理由とし、之が討伐に藉口して、募兵練軍を行ひ、之を機會として其手兵を組織するに至るものなり、而して此の如くにして一度軍隊の出現を見んか、地方の平和と隆盛は忽にして停頓するに至るものにして、即ち該地方の旅館、學校、寺院廟祠は、無節制なる兵士を以つて充滿せられ、彼等は給料の支拂遲延勝なるに乘じ、物資を購ふも代價を支拂ふことなく、云はゞ掠奪に依りて生活を維持するの狀態に在り、從つて其司令官は此等危險なる兵士の頭目たるの故を以つて、一朝にして地方の首長と爲るに至り、遂に其勢力を濫用し、兵士に對する給料の支拂を口實として、地方の富豪紳耆より多額の金錢を徵收し、又は各種物資の徵發の外、幾多の直接稅間接稅を賦課するに至る、而も地方人民は兵士の反逆掠奪を怯るゝが故に、之を應諾するの外なく更に公共の營造物に充滿せる兵士は、家屋墻壁を破壞して之を燃料に使用し、掠奪、强買、交通妨害凌辱等、有ゆる罪惡を敢行するが故に、地方の產業は忽にして停止し、爲に物資の缺乏と物價の暴騰を惹起し、人民は到底其生活を維持すること能はざるに至る、而して事茲に至るときは、良民變じて流氓となり、遂に轉じて土匪の群に投ずるに至り、爲に土匪は愈其勢力猖獗となり、現在の兵力を以つてしては、到底之を討伐すること能はざるが故に、更に中央政府より軍隊を增派すべく、之に伴つて土匪は愈增加し、其結果は更に軍隊の增派となる。此の如くにして此地方に於ける軍隊は、遂に其初の十數倍に達するに至り、當初は微々たる一地方軍隊の司官たりしもの、今や中央政府に對して絕大の勢力を有し、地方に在りては、即ち生殺與奪の權力を行ふに至るものにして、之れ即ち現在支那各地方に於ける、土匪討伐軍司令官の割據を見るに至りたる徑路なりとす。

三、地方軍隊の增加と國內秩序の紊亂

由來支那に於ては、武人は文官に比して常に劣等視せられ來りたるものなるが、現下の時局に於て文官は却つて著しく其勢力を失ひ、從つて其政策にして、苟も此等武人の反對を招くときは、之を斷行するに要する實力を有せざるに至りぬ、即ち支那は現今猶知事、省長、省議會、國會及大統領の如き文官組織の機關に依りて、統治さるるが如く思惟するものあらば、之れ只皮相の觀察に過ぎずして、其實情に於て知事は即ち、地方軍司令官の爲に租稅を徵收する一收稅官にして、州縣は即ち此等軍隊の下に從屬する團體たるのみ、從つて省長は同時に省に於ける軍司令官を兼任するに非ずんば、徒らに虛位を擁するのみにして、何等の實權をも行ふこと能はざるに至り、更に省の議決機關監督機關たる省議會は、多く軍隊の爲に其活動を停止せられて開會を見ることなく、其開會あるも多くは軍司令官の爲に其決議を左右せらるるの狀態に在るものとす。而して其結果中央政府に於ける國會及大統領、國務大臣等は、孰れも其權力の基礎を失ふに至り、此等の機關は、單に北方督軍團の傀儡と化するに至りぬ。即ち地方に於ける督軍は、中央政府の命令にして、苟も其野心私利に反するに於ては毫も之に服從の義務を覺知するなく、而も其部下に屬する地方の軍司令官は又、孰れも自ら地方の擾亂を惹起するに十分なる手兵を擁するが故に、督軍の命令にして其意圖に反するものあるときは、之に服從するを欲せず、即ち支那の軍隊の間に在りては、上官に對する尊敬心全然缺如すると共に、地方の擾亂を惹起するを毫も躊躇せざるの風蔓延浸潤するに至り、軍隊は化して野蠻無智なる苦力の集團と選ぶ所なきに至れるが故に、之が爲に地方を荒廢し民衆を貧困に陷らしむるに至るべきは當然の歸結なりと云はざるべからず。

四、軍隊の跳梁と在支西歐利益の危險

聯合國の在北京代表者は、支那に對して對獨參戰を勸誘し、其結果支那は聯合側に立ちて參戰するに至りたるものにして、此外交以來日本は常に北京に於ける支那政變の傀儡師の役目を演じ來り、之が爲に支那國內の秩序紊亂を極め、黨爭腐敗到る處に釀成せらるゝに至りしが故に、聯合國が支那參戰に依りて得べかりし幾多の利益は、之が爲に全然失はるゝに至りぬ。蓋吾人は支那に於て商工業上重大なる利害關係を有し、巨額の資本を投下し來れるものなるが、此等巨額の投資は、日本の資本に依りて養成せられたる、不節制なる軍隊の一部を爲す所の、不規律無責任なる軍兵の徒が支那到る處に橫行跳梁するの結果として、著しく其價値を減殺せられ、爲に甚しく其將來に於ける投資を阻礙するに至りぬ、而して此の如きは、啻に西歐諸國に取りて不利益なるのみならず、支那自身に對しても亦甚しき不利益を來すものにして、從つて日本の聲援と保護の下に

治權」を奪はれたるに依るものにして、外國の隱謀と支那開發なる二個の邪曲なる制度に強壓され遂にその犧牲となり終りたりと。更にこれが救濟策に關し同氏の云ふ處に依れば、「若し支那に財政の自由を與へんか、その政治的保全の成果を見んこと著しきものあるべし。反之、支那より財務行政を自由に處理する權力を奪はんか、支那は自己を防衛し、發展せしむる責任能力を失ひて、遂に手足を縛せられたる巨人の姿と化し終らんのみ」と。

その言辭や實に美なり。されど果してその眞相や如何外國人の支那關稅徵收に對し、監督を加ふるに至りしより今日に至る迄、支那の財政の自由なるものは、唯官吏等の何等妨害なく略奪の權利を擅行し得る別名となり居れり。一八六一年一月二十一日、外國關稅なるものが帝國政務の一となりし以前は、支那の官憲は H. B. Morse 氏の言を借りて言へば、歲入の事務をば彼等の牧場と考へ、此の財源より生ずる收入を奪はんとする企畫は、如何なるものをも排斥せりと。此の新しき政務は、主として外國使臣の支持に依りてなされたるは眞なりと雖も、こは、主として條約の制限內に外國人を止まらしむるは、支那政府が自己の權利を主張するを嫌忌するの風あるが故に、大なる困難を痛感するに至りしが爲めなり。英國公使は、曾てこの支那の政務に參與する外國官吏は、此の欠陷を救治するに必要なる後援を與ふる最善の機關なりと述べ、且つ米國公使同樣の意見に依り支那に有力なる援助を與へたり。當時より今日に至る迄、海關は支那の國內を統一し、國外に信用を維持する唯一の强固なる支柱なりしなり。一八六七年には關稅收入八、七八五、三三六兩なりしが一九一八年に至るや三六、三四四、〇〇〇兩に達し、修正關稅の如きは猶五、〇〇〇、〇〇〇兩を算するに至れり。然れば、財政事務を完全に且つ自由に處理し得るの時に於て、財政の紊亂を惹起せずやと說くが如き必要あらざるべし。昨年謀叛せる西南地方が、その領域內の關稅收入を差押ふべしと脅かせる時聯合國公使團の權威ある警告なかりせば、如何なる事件發生したるやも知れずとの事實は、これが充分なる反證たるを得べし。

最近、國際化されたる鹽政署—支那の財政自治權の公然の破壞を稱せらるゝ—は、廣東、雲南、四川等に於て內亂中大なる妨害を蒙り、爲めに二〇、〇〇〇、〇〇〇磅の減收を來せり。軍隊の首腦として西南聯合の大立物たる陸榮廷は、廣西統治の爲め Sir Richard Dane の政策を根本的には遂行する能はざりき。然れども、一九一五年、此の政策が其の緖に就きてより、鹽稅收入は一六、二三三、八三三磅より七〇、六二七、二九九磅に達せり。斯くの如くにして、以前には鹽稅は、その四分の三を地方官なる寄生蟲、又はその上官に依りて竊食せられたるも、今や中央政府は公正にして効力ある地租と共に、總べての必要なる費用を補ひて猶收入に多大の剩余を殘すに至れり。支那は、かの Sir Robert Hart の如き眞實なる友人を發見したること非ざるべし。地租の賦課を適當且つ公平になさば、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇兩の金額を容易に收め得べしとなせるは彼

の意見なりき。Mr. Morse の信憑すべき調査に依れば、一九〇五年に於て帝室及び地方廳の收めし地租の總額は、一一二、〇〇〇、〇〇〇兩を越えざりしと云ふ。斯くの如き事實の前にては、支那共和國の財政上の獨立を脅す種々の外債に依つて行はれし政治上の紊亂は、支那關稅に附隨せる低率に原因せりと誣ふるは、甚しき誤謬にして此處に警告する迄もなきことなり。

低率關稅が支那の外國貿易の健全なる發達の前提條件に非るや否や、又內國資源開發の前提條件ならざるや否やは未決の問題なり。

支那は確かに鐵道の建設を自由に許可し得べし。又幼稚産業に供ふる機械の名目稅率に依り輸入するを許すは、等しく支那の爲めに利益ならん。此等産業は興し難く、且つ低廉なる勞働を意の儘に、無限の供給を受くることを得べし。且つ支那産業の發達に從ひ、吾人は眼を世界の他の地方に轉じ、過重なる輸入稅に依賴せずして、競爭者に對し吾人の保護を求めんと欲する人々の希望を開かんとするものなり。支那が政府の適法なる必要に應ずる爲め、不法なる高利にて借款せざるべからずとなすは誠に牽強附會の言と云ふべし。

北京政府、並びに廣東政府は、日本の財政野心家が略奪をなす烏合の軍隊に對し、これを支持することを承知するならんことを信じ居れり。此烏合の軍隊に依り督軍の幸福は保證せられ又此の督軍の爲めに南北兩支那は呪はれ居るものにして、これを排せざれば支那の繁榮平和統一は期して待つべからざるなり。

（一九一九年四月二十日紐育ジャーナル、オブ、コンマース）

支那の發展を阻害する協定稅率

米國支那協會理事 Andrew D. Hunrphrey

近代の國家生活に順應するやうに、支那の財政の調節を計ることは、世界平和の必要條件である。かの講和會議は歐洲の諸問題に多く接觸する爲めに、往々にして極東問題を輕視する傾向がある。併しながら、維遜大統領が露西亞に就いて爲したところの宣言は、同樣に支那に關しても眞理である。即ち支那が內外共に平和でなかつたなら、世界は決して恒久の平和を獲得することは出來ない。

實に、東洋に行はるゝ幾多の不公平を矯正するは、國際

的友誼の新時代に入る橋梁の支柱とも見るべき重要な問題である。歐洲に於けると同樣、東洋に行はるゝ幾多の不正なる政策は正義なる唯一の外科手術に依つて矯正しなくてはならない。若し、講和會議が歐洲の問題のみを協調して、全く東洋問題を閑却し、若くは彌縫して一時の苟安を貪るが如き態度に出でたならば必ずや恐るべき禍根を將來に貽し、少くも今後十年乃至三十年の間に、再び世界的の一大戰爭を免るゝことは出來ないだらう。

併しながら、これが救濟策は敢て難事ではない。即ち出來る丈速に、支那に對し經濟的自治權を返還するにある。この經濟的自治權は、過去七八十年間幾多の口實に依り外國に奪はれて來たものであつて、支那は常に外國の陰謀又は强壓的の開拓なる幾多の不正手段の犧牲となつて來たのである。

若し支那に對し經濟的自由を與へたならば、かの領土保全の實現を著しく促進することであらう。若し支那からその經濟財政上の正當なる自治權を奪つたなら、支那は自己を防禦し又はこれを開拓するの責任能力を缺くに至り、終に手足を縛せられた巨人として取り殘されるであらう。自我實現、箇性發揮の權利は、國民の法律として有ゆるものを超越する權利である。

從來支那が最も苦痛として來たものは、現行協定稅率である。廣くこれを言へば、稅率に二種類ある。即ち一を國定稅率と云ひ、他を協定稅率と云ふ。國定稅率は外國の干涉を受けずして國家の法律を以て規定するものであつて、凡ての主權國の享有する課稅權に基礎を置くものである。

かくの如き稅率は、伸縮自在であつて國家の收入、產業の保護其他一國の政治經濟上の利益を增進する必要上、相互的又は優先的の協定に依つて調節を計ることが出來る。反之、協定稅協率は他國との條約に依つて規定されるものであつて、容易に變更することは出來ない。

この協定稅率が目下支那に於て强制せられ、內國の安寧を害しこれに依り絕えず外國から脅威されてゐるのである。

千八百四十二年に支那は英國から手嚴しい敗北を蒙り、終に英國から强制されて、輸出入品に對し從價五分を超ゆる稅率を課すべからざることを承認せしめられた。更に千八百四十二年の南京條約に於て、該稅率を統一せしむべきこと、且つ豫め契約國の承諾を經すしてこれを課すべからざることを規定された。

所謂、最惠國なる語の運用に依つて、一國に與へられた特權が自然に他國に迄及ぶやうになつた。そしてこの協定稅率が支那と條約關係にある諸外國から輸入される貨物に對し、均しく適用さるゝに至つた。

現行稅率（千九百十七年に任命された外國の改訂稅率委員の手に依りてなれる改正案は、未だ採用に至らず）は、かの千九百一年の議定書第六條に依り、千九百二年に規定されたるものである。即ち、從來の從價稅は、出來得る限り又猶豫する處なく從量稅に換算することとし、その換算方法は、千八百九十七年より千八百九十九年に至る三ケ

年間に於ける輸入品の陸揚當時の平均價格、即ち輸入稅と雜費を控除した市價を以て、評價の基礎とすべきことを約定せられてゐる。千九百二年以降諸物價は著しく騰貴して、多くは二倍或るものは三倍以上にもなつてゐるに反し、稅率は依然として舊の如くである。

千八百四十二年の協定稅率は、千九百二年英國と支那との間に締結せられたマッケー條約に依り修正せられた。そしてこれと同樣の條件に依り、日、米、佛の各國とも約定せられた。即ち、英國及び列國は以下述ぶる處の條件を遂行するを前提として、輸入品に對し七分五厘の附加稅を課することに同意した。

(一)釐金稅を廢止すること。

(二)凡ての最惠國がこれに加入すること。

(三)列國の承引が何等政治的特權、或は獨占的商業上の特權に基かざること。

而して更に十年後に於て稅率の完全なる改正をなすべきことを規定した。依て千九百十二年に、再び稅率改訂問題が持ち上つた。これは何等成果を見るに至らなかつた。そして事實に徵すれば、支那はこの七分五厘の附加稅を課するところの權利から何等利益を受けることはなかつた。

千九百十七年八月、支那の參戰後列國は支那に對し現實五分の稅率引上げを同意するに至つた。

然るにこれと同時に起つた問題は、何を以て改正の基礎とすべきやの問題これである。而して、この定則の決定の爲めに滿五ヶ月を費した。昨年四月に於ける一大難關の主なる原因をなしたものは、日本が綿絲の輸入綿花、鐵、羊毛の輸出に對しては各無稅品に編入すべきことを主張し、且つ千九百十七年に於ける物價は改訂の標準とせざることを主張したからである。同年春の改訂委員會に於て千九百二年の舊稅率の基礎を採用し、單に査定價格の增加を慮り四割の附加稅を課するの可否の問題を採決した。その結果に依ると十五ヶ國の委員の中日本獨りこれに不贊成を唱へ他の委員は全部これに同意した。

千九百十八年六月に於ける最後の約定は、千九百十二年より

彙錄

明白なる日本の野心

支那委員が講和會議に對する自國の問題に關する自由獨立の主張と日本より受けたる幾多の侮辱、侵掠、領土占領より免れんとする要求は、實に條理整然たる議論にして正義に對する強烈なる訴願なりとす。

巴里の講和會議が、如何にしてこの支那の正義と獨立の要求を斥くべきや、吾人の知る能はざるところなり。蓋し、講和會議がかゝる態度を執らんには合衆國及び與國は中歐帝國に對する開戰理由たる凡ての條項及び宣言を干犯する慨あればなり。

支那に對する日本の野心は、明々白々の事實なり。日本の專制政治と軍國主義とは崩壞せられたる獨逸のそれと何等選ぶ處なし、かの平和にして勤勉なる支那をして己れの餌食たらしめんとせり、日本は、單なる歷史的、地理的、若しくは人種的主張の下に、支那を拘束し、或はその領土を奪取せんと要求する能はざるのみならず、かゝる主張を案出することすら能はざるなり。斷じてかゝる要求も權利も存在する能はず。曾に、その實の存在せざるのみならず、その陰影さへあるなし。

從來、日本の支那に對してなせる侵略、計畫せる侵略は、常に兇暴なる腕力を伴へり。人類文明の擁護の爲めにかの專制政府と兇暴なる軍國主義を打破せざるべからずとの理由により、獨墺國に宣戰したる聯合國政府は、如何にして、獨逸のそれよりも更に兇猛なる日本の專制政治と軍國主義を是認し、これを支持せんとするやの問題は、公共的良心と人類の輿論に對し、到底滿足なる說明を與ふる能はざる事實なり。

對獨宣戰は、不正なる口實に基きしもの、且つ專制主義を打破して民主々義の世界を現出せしめんとするは聯合國の目的にあらざるか、抑も又、支那は聯合國就中合衆國の援助を得て、日本の專制主義、軍國主義の恐るべき侵略を防禦すべきか。そは此處に蚊々を要せざる自明の理なり。この結論に對しては何等疑を挾む餘地あらざるべし。獨逸に於て黑きものは、日本に於ては白色なりとの謂なし。白の白にして黑の黑なるは東西相異ることなし。

支那人は、平和を愛好し、且つ勤勉なる國民なり。支那人は過去に於て二三千年間、驚くべき活動をなし、異常の文明を有したりしが、其後著しく衰頽に趣きたり。然るに晩近に至り國民は再び覺醒して、今や近代の智識的、政治的産業的の進步の行程に向ひ、欣然としてその確固たる步武を進むるに至れり。若し支那に對し、正當なる機會を與へその質全く支那人より優秀ならざる他の國民に對し示したる注意と同情と援助の十分の一を拂はんか、來るべき五十年後に於て吾人は北京に於て支配せらるの一大共和國を見ることを得べし。

されば、吾人は最早や何等躊躇する處なく言はんと欲す、

我米國の將來の繁榮は、一に繫つて我國民の支那に對する先見ある政治的手腕と自覺に在り。この政治的手腕に依り、吾人は支那の弱小なる時は、これを擁護し、成長の曉は、彼が恒久の感恩を贏ち得べく永久に眞正なる親善を確保するを得べし。これ支那人の米國國人に對して深く希望する處にして支那人を理解せる米國人の均しくその必要を感ずる處なり。

若し巴里に於ける我國委員が、日本の侵掠を許容するが如き重大なる過失をなさば、歐洲に於て幾多同胞の生血と、巨額の財貨を以て贏ち得たる理想的善美を、將來の禍根に依り一朝にして失ふ時あるべし。而して、この禍根は、かゝる過失に依り、東洋に於て作出さるるものにして、これが爲め吾人の凡ゆる計畫は妨害せられ、通商は萎靡し、將來に於ける人類の平和と安全は脅さるゝに至るべし。

支那が巴里に於て主張するところは、凡てこれ正義なり。世界に於ける凡ゆる地方と等しく、東洋に於ても、腕力の支配に代ゆるに、法の支配を布かんとする正義の聲なり。これ、吾人が參戰の初め宣誓したる主義なり。而して、この主義を確保する爲めには吾人は、國民的名譽と國家の安全を期する、あらゆる義務に拘束せらるべきものなり。

吾人若し、この重大なる時機に於て、支那を等閑視せんか、曾に世界に揚言したる尊嚴なる吾人を無にするのみならず、過去の宣誓を反古にし、過去に於ける我が共和國の輝々たる偉名に拭ふべからざる一の汚點を印するに至るべし。これ、將來に於ける吾人の子孫たる米國人が、最も遺憾とし慚愧に堪えざるところなるべし。

（一九一九年三月二十二日紐育アメリカン）

支那勞働者の日本侵入

支那勞働者は、目下盛んに日本に侵入しつゝあり。最近日本に於ける勞働不足の結果、廣島縣下に於ける炭燒業者は、數百人の支那勞働者を雇傭するに至れり。かの二百人の支那勞働者は、日本の產業に從事すべく渡來したる最初の移民なりとす。こは、全く歐洲戰爭の勃發後に於ける日本の產業界の著しき發展に基くものにして、各種の工場及び鑛山は、勞働不足の爲め大に惱まされつゝあり。

由來、日本は支那勞働者の移住に對し常に障壁を設け來れり。そは、我國太平洋岸の諸州が、日本勞働者を排斥せると全く同一の理由に基けるものなり。これ、獨り支那勞働者に對してのみならず、日本臣民たる朝鮮人に對しても、その國土を去つて內地の工場に職を求めんとするものを排斥し來れり。

現在、日本に在住せる支那人の數は合計一萬二千人なりこの增加の大部分は、戰爭の結果にして、戰爭以來支那留學生の歐米に留學すること困難となりし爲めなり。日露戰爭終局當時に於ては、在留支那人の數一萬二千人を算へられしが、其後逐年減少して大戰勃發當時は七千五百人に過ぎざりき。

日本在住支那人の數かくの如く少數なるに反し、支那共和國に在留せる日本人は、約十五萬人に及べり。而して、

この中五萬人は、關東租借地に居住せり。關東州は、千九百五年、日本が支那に對し强制的に承諾を求め、遂に露國より獲得したるものなり。從來三萬乃至四萬の移民が奉天を中心とせる滿州に移住したり。而して、この中一萬四千人は日本人なりき。北支那を除いて、最も多く日本人の密集せるは上海にして、此處には約一萬人の居留民あり。この居留地は、最近著しき擾亂の原因となり、日本の高壓手段の結果、遂に暴徒を生ずるに至れり。而して、この暴徒は、日本が利權を確立する目的を以て、日本官憲に依り捕縛せられたり。併しこの計畫は、外國の反對に依り、不成功に終れり。

（一九一九年三月十五日紐育イヴニング、ポスト）

日本の對支新借款の目的

三月二十四日　ワシントン發電

本日、日本が支那に對し新借款を起さんと努力したりし眞意は、日本實業家が政府の許可を得て、鳳凰山鐵山及びこれを圍繞する廣大なる地域を該借款の擔保として獲得せんことを主張したりしに在りとの事實發表せられ、日支關係に一の重大なる新事件が暴露せられたり。

國務省は北京に於ける駐支公使より該借款に關し、凡ゆる手段を講ずべきことを通告せられたり。我が駐支公使は同地に於ける英、佛、伊の各代表者間に充分なる意見の一致を得べく盡力しつゝあり。

華盛頓に於ける信ずべき筋よりの報道に依れば、國際銀行團に加入すべかりしかの日本の銀行團は、巴里講和會議に於ける自國の地步を確保する目的を以て、能ふ限り多數の且つ大なる利權を獲得せんとの方針にて活動しつゝありと。

この日本銀行團は、將來國際團の組織せられし曉これと協力するの地位に立たざるべしとの說は當地の官憲の支持する處にあらず。傳ふる處に依れば、日本國は將來、より大なる團體の組織せられし時、その團體より脫退し、或はこれより除外せらるべき事に關し考慮したる形跡なしと。

日本銀行家は、英、米、佛の銀行家に反對すること能はざるべし。而して、日本に於ける現政府はかくの如き態度に出でざるべしと觀測せらる。

從來、支那に於ける軍閥は、日本に對し好意を有し、支那の財政を料理し來りしが、現政府の出現に依りこの政策は拋棄せられたり。

聯合國政府は、日本の現內閣が日本と列國間に現存せる意見の不一致を調停せんと努力しつゝある態度に對し、大なる信賴をなし居れり。支那の將來と、東洋平和の問題は主としてこれ等の努力に待つべきものなり。

歐米の銀行家が、講和委員と共力して大なる努力を拂ひつゝある事實は、一般に認むる處なり。巴里講和會議に於ける支那に關する最後の議定書は、東洋の財政問題に關する銀行團の決定を包含すべし。

南京の鐵鑛床の支配權を獲得せんとしたる日本の野心は、華盛頓より得たる信ずべき報道に依り明白となれり。

新に該鑛床の支配を獲得せんとせる日本及びかの馮國璋と彼の經營する Moling Company の外新豐公司はこの方面に意を注ぎ馮氏の抱負並びに諸外國の利益に對抗せんとしつゝあり。新豐公司は舊國會議員景耀白の組織せるものにして全財產の三分の一は前農商總長張謇の所持する處なりこの新しき分子の出現は問題をして增々紛糾ならしむるものなりと稱せらる。

（一九一九年三月二十五日紐育タイムス）

上海英國商業會議所總會

上海に於ける英國商業會議所の年次總會は、去る三月十九日午後パレース、ホテルにて開催せられたるが、多數會員の出席を見、頗る盛會を極めたり、席上會頭たる John Johnstone 氏の試みたる演說は重大なる意味を有し興味あるものなれば、左に之を抄錄すべし。

回顧すれば會議所として第一に組織せざるべからざりしものは如何なるものなりしや、又吾人の心に浮びたる緊急事項は如何、云ふ迄もなく極東に於ける英國の利益を確保すべき一協會の組織を以て最大急務となしたり、偉大にして生氣ある英國の利益は歐戰の勃發以來斷からざる打擊を蒙りたるが、之は餘りに個々に過ぎたるの結果に外ならず、此現象は獨り英本國のみならず、大英國の等しく共通とする所にして、協同の力に頗る缺如せり、開戰以來數ヶ月にして既に顯然たるが如く、政治的にせよ經濟的にせよ、吾人は適當なる協同動作を執らざりき、然れども大英國及英本國に於ては、今や凡ての事は變化し來り、當支那に於ても亦遂に革新を見、英國の利益は當會議所によりて新しき方法に於て確保せらるゝに至れり、以下少しく之を列擧せんと欲す。

一九一七年十二月及一九一八年中新に重慶、厦門、鎭江及濟南等に英國商業會議所の設立を見たれば、之にて支那に於ける英國商業會議所は十五を算するに至れり、吾人の思想が之等の商業會議所に於て實現せられたるのみならず、或物に至りては吾人の暗示に依りて成立を見たるものなり尙此上に昨年夏即ち七月二十二日各地商業會議所に向ひ、上海に於て年次大會を開催して、支那に於ける英國貿易の安全に對する各種の重大問題を攻究せんことを申送れり、此理想は未だ其實現を見るに至らざれども此まゝ默殺さるべしとは信んずる能はざるものにして、かゝる會議の價値に就きては何人も容易に首肯する所なるべし、今日は大組織、大理想及大計畫の時代なり、支那に於ける英國商業會議所の年次大會は余の意見としては剴切なるものと思惟するものにして、余等は既に之が實現を促進せしめんが爲め久しく各地を旅行したり、支那各地に散在する英國商業會議所と當會議所との間に過去一年間如何に連絡を取りたるかの例證を擧けて之を說明すれば左の如し。

一九一八年一月漢口の商業會議所より支那人に對する敎育機關の增設に依りて、中部支那に於ける英國勢力の扶殖を增大すべしとの問題に關して、北京の英國公使館に建議したるが、其寫書を送附し來りたるを以て、當會議所に於

ても能ふ限りの應援をなしたり、二月にはマルセールス行船腹問題に關し、廣東商業會議所と協議を重ねたり、四月に於ては重慶商業會議所より獨逸商社たる〔Gustav Boehm & Co. 製品の內地輸入抑壓に關して應援を懇願し來れり、同月又英國製綿製品の取扱上に於ける弊害の除去に關して牛莊商業會議所より共力を求められたり、此外一月奉天の商業會議所より滿州に於ける正金買戻問題に關する重要報告に接したり、九月に於てはトランシットパス問題に關し天津商業會議所と協議を終りたれども、更に翌月信用組織に關聯せる Post Bellum Trade に關する倫敦に於ける支那協會々長の覺書に對する意見を送附し來れり、越えて十一月同會議所より當時適用し居りたる運賃に關し China Homeward Freight Conference の議長に致したる抗議書の寫を送られたり、同月又北京商業會議所より敵國人返還の問題に關し來翰あり、十二月には香港商業會議所より極東に對する電信事務員をして速に戰前に回復せしめんとして之が應援を求め來れり、同月又天津商業會議所より支那內地に於ける英國製品の陳列所に就き來信あり、又漢口商業會議所よりは戰前に於ける英國製造業と獨逸商社との連結の復興に關して來信ありたり。

以上列擧したる例證は余の意見を支持すべき充分なる基礎を形成したるものにして、卽ち本年中には支那各地に於ける英國商業會議所の連合大會の開催を見るに至るべきは疑はざる所にして、斯の如き會議は吾人の商業的生命に於て最重要なるものたるを確信するものなり。

次で議長は敵國人送還に就きて言及したる後 Post Bellum Trade に關して左の如く述べたり。

敵國人が戰前支那に於ける織物市場と密接なる關係を有したる重大問題に關しては吾人は飽迄之を阻止するものなり、今月初頭 Post Bellum Trade の問題に就き論議したる結果商標副委員（Trade Mark Sub Committee）に依りて左の決議を見、次で一般委員の協贊を經たり。

本委員會は今後支那市場に於て敵國人の商標又は英國商社所有のものにして、之迄敵國商社に依りて紹介若しくは之と連絡ありたる商標に對しては斷然として之が使用を防遏すべし。

該決議は支那に於ける各英國商業會議所に送附せられ、既に贊成を得たればラッドフォード及マンチエスターにも亦之を送附する意嚮なりと。

更に進んで議長は字林報揭載の評論を駁し、商業會議所會員としての經濟的價値を明瞭にし稅關の雇員に就き一言し更に支那人の歐化に言及したる後、最後に英米人の提携に就て將來益々之を實現せざるべからざるを鼓舞して遂に演說を終りたり。

事業界

瑞瀔造船會社營業成績

同社の年次株主總會は去る三月二十一日上海商業會議所事務所に於て開催、發行株數九九、三三五株の内六八、六八七株を代表して四十四人の出席者を見たり。

H. E. Arnhold 氏議長席に就き其他出席せる重役は A. W. Frankeston (Managing Director), A. W. Burkill J. W. C. Bonrar 等の諸氏にして J. H. Dollar 氏は工部局財政委員會開催の爲め缺席せり、議長の試みたる演說の概要を記せば左の如し。

昨年十二月三十一日に終る一年間の營業成績は頗る良好なるものにして、遂に再びレコードを作るに至れり、工場は過去一年を通じ絕えず作業せられ、戰時狀態の結果として當地入港船の減少に依り、修繕事業は幾分の減退を見たれども、建造船の注文輻輳したる爲め全體に於て反て好況を呈したり、一九一七年よりの繰越金四三、九五二兩七〇を加算し、本年の損益勘定の殘高は五八一、〇三六兩六にして之を左の如くに處分せんと欲す。

普通配當（一株に付年二割）	九九、三三五・〇〇 兩
特別配當（一株に付年一割）	四九、六六七・五〇
原料買入平均資金	二五〇、〇〇〇・〇〇
償却資金	二五、〇〇〇・〇〇
配當平均資金	五〇、〇〇〇・〇〇
積立準備金	五三、三三三・三八
戰時恤與金	二〇、〇〇〇・〇〇
後期繰越	三三、七〇〇・一八
計	五八一、〇三六・〇六

醵て貸借對照表に就て一言すれば、土地勘定は頗る增大せられたれども、之は主として浦東に於て大地積の土地を購入したるものにして、事業の擴張策を講ずる上に絕對的に必要なるものなり、建物、什器、機械及小蒸汽船勘定に於ては一〇四、七五二兩九〇の增加を見たるが、之は建造船臺の新設、什器の電氣供給、新機械の購入、發動機械室及二三倉庫の增設に基因するものなり、建物及什器の保存費用は收入に對して課せられ、本年償却資金として二五、〇〇〇兩を計上したり、工場附近に重役支配人の住宅を設立することは、既に決定を見たる所なるが、之は經營上頗る必要なることゝ思惟す。在庫品勘定の尠からず增加したるは、手持品の增加と價格の昂騰に因るものにして、戰爭に依る工場必需品獲得の不安と困難は、我等をして作業の繼續を圓滑ならしめんが爲め、機會ある每に購入せざるべからざるに至らしめたるか、思ひも依らざりし敵對行爲の忽然なる終熄は、會社をして他の方法にて購入するよりも遙に大なる經費を負はしむるに至れり、在庫品は何れも到着値段にて記帳せられたれども、英國に於ける元價は今日頗る低落したり、されば重役會議に於て原料買入平均資金として二五〇、〇〇〇兩を計上することに決定したるが、若し此額にして承認せられんか、合計三五〇、〇〇

○兩となるべく、即ち在庫品元價の約三割五分に相當することなるべし、各種借方勘定は三二八、四六八兩三五にして、諸威人の注文に係かる船舶の支拂金をも含むなれども其後之は全部清算せられたり。

昨年の總會に於て積立準備金として五〇、〇〇〇兩を充當することに決定したれども、實際は二一、六六六兩六二を積立てたるに過ぎずして、殘高二八、三三三兩三八は之を社員不時費基金に繰入れたり、香上銀行の當座勘定は昨年末に於ては其借越高四一〇、二一五兩七一にして多額に失するの嫌あれども、土地購入の爲め勘からざる費用を要したるに基因するものなり、昨年の總會に於て諸君の注意を喚起したるが如く、昨年增設及改良を斷行したるが、之等の擴張は單に上記の經費を增大したるのみならず、今後も尙我等をして發展策を講ぜしむべく跋涉したり、新しき造船臺は年初早々に竣成を見たるが、其後小型船の調節圓滑となり、船渠は大型船のみに使用せらるゝことゝなりたれども、尙は船渠は唯一ヶ所より所有せざるを以て作業上勘かざる支障を感じたりき、夫故に重役に於ては尙一ヶ所の船渠を建設することに決定したり、買入れたる土地の前方は水深五〇呎以上に達し船渠の建設には至極好適なる場所なるを失はず、昨年中の建造船は二千噸級二隻、發動機を有する三本マストの鋼鐵製スクーナー帆船一隻、小蒸汽船一隻、發動機を有する鋼鐵曳船一隻、鋼鐵艀船一隻等にして、其後四隻の二千噸級船舶の註文を引受けたり、今や既に各種の戰時制限は撤廢せられ、今後當地入港船の如きも增大すべく、若し吾人にして之に適應せんと欲せば、新造船契約の如何に拘らず黃浦江右岸の船渠を再造すると同時に、新たに機械の設備を必要とするものにして、機械の一部は既に註文を發したり、幸にも今や英國より何時にても急速なる供給を受け得ることゝなりたれば、船渠の再造は浦東に於ける新土地の發展に對する用意と共に、現金支拂を增加するに至るべし、されば之等の費用に關しては愼重の態度にて其資源を講究せざるべからず重役の意嚮としては、之が爲め未發行株金の發行を必要となし居れり。

株主の抗議　以上詳述したる所にて予の述べんと欲するものは盡きたれども、今回多數の株主によりて署名せられたる次の如き意味の書面に接したり。

拜啓左の署名せる小生等株主は本月五日發行の字林報紙上に揭載せられたるが如き利益の處分法に對しては斷然として抗議を申込むものに御座候、重役の提出に係る特別配當は過去一年間に收め得たる利益に比較すれば頗る過少に失するものと存じ候、小生等は特別配當金を一株に付一兩半となし、若し現金にて支拂不可能に候はゝ舊株五株毎に同額の新株一株の割合にて株主に未發行株の幾分を發行するを以て至當なりと思惟するものに御座候早々

以上の手紙には三十四名の署名あれども、內四名は本社の株主に非らず、而して之等株主の代表株は約半分を占むるものなり、若し書面中にある提議にして採用せられんか最も恩惠を蒙むるは自分なるべし、然れども此事に關して

は定款第百二十一條に、「配當は重役によりて推奨せられたる額よりも多額を決定するを得ず、但し總會に於て會社より少き配當を決定するを得べし」とあるを株主に指摘せんと欲す、而して又若し吾人は新株の發行に依りて資本の增額を希望せんか、然るときには特別決議會の協贊を經ざるべからず、未發行株の發行に關しては既に述べたるが如く會社は之を擴張費に充當せんと欲し、既に二十兩にて發行するの準備をなし居るを以て、此發行の實施せられんには書面中に在るが如き、同類の發行は意味となるに至るべし云々。

英佛土地會社營業成績

去る四月四日同社の年次株主總會は其代理店たる上海祥茂洋行（A. R. Burkill & Sons）事務所に於て開催せられたるが、四、五〇一株を代表する株主の出席ありたり、今議長の演說により同社の營業成績を記せば左の如し。

資產に於て約八、〇〇〇兩の增加を見たるは、主として火災によりて破壞せられたるエステートA號（西部）に優良なる商店向家屋を再造したるものなり、エステートG號も亦幾分擴張せられ、P號及Q號の利益も同じく資產に加算せられたれども、道路擴張の爲め工務局より受取りたる金額により反つて減少を見るに至れり、之等資產に對する本年度の積立金は五、〇〇〇兩にして之にて、合計一〇、〇〇〇兩に達したり、某銀行及其他の借方勘定に於ては、前年に比し幾分の減少を示せり、同社の帳簿面建物價額は六三三、五九一兩五〇にして、內會社の創立以來新たに建築せられたるものは、三七五、〇〇〇兩なりと云ふ、尙同社の本年度利益處分法を示せば左の如し。

配當一株に付三兩半（年六分五厘）	四五、五〇〇・〇〇 兩
償却及改築資金	一〇、〇〇〇・〇〇
積立金	五、〇〇〇・〇〇
次期繰越	三、七四八・四〇
計	六四、二四八・四〇

上海ホテル營業成績

上海ホテルの第二十一回年次株主總會は四月一日開催せられたるが、出席株數三五、五四九株に達したり、議長たるプロデー、エア、クラーク氏の演說によりて同ホテルの昨年十二月三十一日に終る一年間の營業成績を見るに左の如し。

前期よりの繰越金三五、一七四弗四七を加算し、昨年の純益は三七〇、三七〇弗九九に達し、之より各重役及管理人報酬、社債利子、不回收勘定及償却金等を差引きたる殘高二一四、六八四弗九九を左の如く處分せり。

配當一株に付一弗五十仙（年二割）	七五、〇〇〇・〇〇 弗
建物償却	四〇、〇〇〇・〇〇
積立準備金	二〇、〇〇〇・〇〇
改築資金	三〇、六三九・八八
家具償却	一一、〇〇〇・〇〇
後期へ繰越	三八、〇四五・〇〇
計	二一四、六八四・九九

營業勘定の殘高は三三四、〇〇五弗〇八にして、前年に

比し一九、六六四弗八五を增加したり、各種借方勘定は前年と大差なく僅に一七、〇〇〇弗の收入增加を見たるのみなれども、貸倒れは頗る減少して兩ホテルを合せて單に七五四弗の少額を算したるに過ぎず、貸方勘定は前年に比し二四、〇〇〇弗を減少し、良好なる成績を收め得たり、ホテルの資產は其帳簿面本年も亦減少し、其償却合計は九一、五八六弗を算し他の償却物と共に之又佳良なる成績と云はざるべからず、同社にては上海の現狀と其將來に鑑み新ホテル建築の計畫を立て着々進捗し居る由なれども、未だ發表の域に達せずと云ふ。

寄贈書目錄

Her Aid of asia

其計

外務省通商局
通商公報　9號ヨリ11號迄
報德會
報德　六二一號ヨリ六二六號迄
名古屋圖書館
名古屋通俗圖書館報　五號
亞細亞時論
新着書　一一九號
國際法外交雜誌
丸善株式會社　六號
東洋經濟新報
上海經濟時報
日本及支那
支那鑛業時報
商ト工　四二號
月報
丸善株式會社
東方時論
學鐙　九號
鐵ト鋼
財政經濟時報
水產界　八五一號
三田評論社
實用新案公報　八五二號
東洋時報
地學雜誌　六三號
特許公報
日本及日本人
上海經濟時報
滿蒙實業彙報　二二號
長崎商業會議所半年報
新公論
殖民統計

其計

小樽商業會議所
名古屋商業會議所　五號
其社　一二四號
丸善株式會社　六號
其協會　一四五號
其社　五號
大日本水產界　五號
其社　六號
特許局　四四一號
其社　二六三號
中國地學協會　五四五號
一〇五號　二四八號
特許局
政教社　三一八號ノ
其社　三一九號　六四號
大連商業會議所　七五八號
長崎商業會議所　四七號
其社　一一四號
東洋拓殖紡社　六號
七級
八級

支那半月史

大正八年五月下半

對支新借款團

由來及び沿革

國際通信五日巴里發の電報は傳へて曰く

米國政府及び聯合國政府及び聯合國外務省商議の結果支那の産業及び財政の發展を援助すべき新銀行組合創設の計畫は十二日巴里に開かるゝ會合に於て討議せらるゝ筈なりトマス、ラモント氏は三十の銀行を含む米國銀行團を代表し横濱正金銀行の小田切氏は日本を印度支那銀行のシモン氏は佛國を英蘭銀行のサー・チャールス・アデス氏は英國を代表すべし右新組合の主要目的は支那鐵道に資本を供給し産業を奬勵せんとするに在るべし。と。是れ所謂對支新借款團組織の計畫が世人の耳朶に觸れたる爲めにして、引續き次の如き報道あり。

日英米佛四國銀行團の代表者は支那に對する右四國の利益を結合して支那を目標とする新國際投資團を組織することを協定せる旨發表せられたり而して右投資團は支那に對し協同して財政政治及び工業上の借款に應ずることゝなるべし白耳義は該投資團に參加する權利を保留せり（五月十二日桑港發國際通信）

マタン紙は支那の實業を開發するため財的援助を與へんとする英米佛日四國の代表者の協議完了し各國同一額を貸附するに決したりと報せり（十二日巴里發大阪毎日特電）。

新借款團は米國先づ之を提議し佛英日三國政府の承認を經たるものにしてその一般協約には四國銀行團は支那に對し財政行政及び産業の各項に亘り協同借款と爲すべき旨規定しありと（十二日巴里發國際通信）

米國國務省の發表に曰く米國政府は對支借款を管掌すべき新投資團に對し保障を與ふべし即ち借款條件が正當且つ公平にして支那がその條件を應諾したる場合には米國政府は銀行家に對して彼等の利益一切を保護すべき旨を約すべし對支借款に關係を有する米國銀行は三十七を算す凡べて借款は支那政府が直接調達するか或は支那に於ける産業的目的或は政治的目的のために調達さるべし。（十二日華盛頓發國際通信）

十四日デーリーニウス紙の報ずる所に據れば巴里銀行團は五月十二日海外關係銀行業者に打電して

今後對支投資は支那の主權を害し之が爲めに支那を威嚇するが如き政府の保障を包含せざるべく從つて支那中央政府及び各省に對する將來の借款は銀行團全體のために依りてなされ且つ之より生ずる責任は參加銀行各自に之を負擔せざるべからず。

と通ぜり次に現在投資をなせる參加銀行團は同時に合同せざるべからずと云へり此の計畫にして遂行されんかゝ

取りも直さず今後或特殊の國が支那の或特殊の地方に於て優越せる勢力を振ふ能はざることを意味するものなり此主義の如何に重要なるかは日本の山東省に於ける利益關係に適用さるゝ場合に於て明かに看取することを得べし卽ち右は將來支那に對する借款に就いて何れの國家も特殊の勢圈を創設することを許さゞることを規定せるものなり而も該主義に依り支那の運輸組織は顯著なる發展を遂げ且つ莫大なる鑛山關係の開發を見るべく期待すべき充分の理由あり（五月二十日倫敦發ルーター）

引例稍々冗長に失せるが、右の諸報道を通じて歸納し得る所は、米國の意嚮の「財團復歸」に非ずして、「新借款團組織」の提唱に在ること、これなり。今對支借款團の歷史沿革を詳叙するの遑を有せず、暫らく米國の財團脫退後の經過を述べんか。大正二年三月、民主黨政府成りウイルソン氏大統領となるや、國務卿ブライアン氏の獻策を容れ對支借款條件中には時勢に遲れたる課稅を含める一定の租稅を擔保とするのみならず外國人の之に關する管理方をも規定しあり右は支那行政權の獨立に干涉するものと認めらるゝに就き行政部は假令米國が主動者たらざるにせよ之に贊同するの要を認めず又政府より資本家團體に對する借款參加に附帶すべき責任は一旦事あるに臨み支那の財政上は固より政治上にまで立入り强制的干涉を要するの程度に達するやも計り難く此の如きは我が國是に反するものあり因つて行政部は米國團體に對し借款參加を要求することを拒絕せり云云。

との敎書を發して財團脫退を宣言せり。米國資本家側が此敎書に對し不滿の意を表明せしは當然の順序にして、彼等は脫退後と雖も既存銀行團規約を尊重し、之に背馳する行動を敢へてせざるべきを聲明せり。此聲明や實に米國が今日の態度と相映發して無限の興趣あり。遙莫、米國の脫退も大借款交涉に影響を及ぼす能はず、同年四月二十六日を以て愈々成立し、爾後英國の「經濟借款除外」に關する聲明大戰開始に伴ふ獨逸の除外、革命勃發に因る露國の事實上の財團脫退、支那政府の第二次善後借款借入交涉、我が特殊銀行團の善後借款前渡引受等を經、昨大正七年六月に至り、米國側は遂に日英佛米四國銀行團組織を日英佛三國政府に向つて提議するに及べり。

米國の條件

是れより先、大正六年の初め、支那側より第二次善後借款借入交涉あるや、日英佛露四國銀行團は、米國に向つて財團復歸を交涉せしが、米國は曩日の餘りに公明正大なる脫退宣言の手前もあり、且つはその眞意新借款團組織に在ることゝて四國の勸誘を拒絕し、以て機を窺ひつゝありしが、大正七年六月に至り終にその火蓋を切れり、日英佛三國に對してなせる提議の要綱左の如し。

（一）現四國團（日英佛露）の範圍を擴張し更に汎く資本家を網羅するため日英佛米四國資本團を以て對支借款團を組織すること。

（二）新團體は政治借款のみならず實業借款に就いても協同

すること。

(三)新團體員は既得の借款優先權を支那若くは新借款團に讓渡すること。

此提議に對し英國側にては逸早く態度を決定し支那借款に對し適當なる監督を爲すべき組織の必要なるを認む從來の實業借款除外の方針を抛棄し且つ新借款團共同の範圍を支那中央政府及び地方官憲に對する借款又は政府の保證を有する借款に限るとの條件を附して贊成せり。かくて五月十二日以來巴里に於て右借款團組織に關する準備會議開催中なることは本項劈頭に採錄せる外電所報の如し。

高橋藏相の演說

對支新借款團組織に關する東西銀行家の協議會は、五月二十四日午前十時二十分大藏大臣官邸に於て開會、高橋藏相內田外相幣原外務次官埴原政務局長小村栗野兩外務書記官神野大藏次官森理財局長富田國庫課長黑田堀切兩大藏秘書官(以上政府側)井上準之助(日銀)木村清四郎(日銀)土方久徵(興銀)梶尾仲治(正金)美濃部俊吉(鮮銀)山成喬六(臺銀)佐々木勇之助(第一)松方巖(十五)池田成彬(三井)池田謙三(第百)安田善三郎(安田)小山健三(三田)池田經三郎(近江)松方正雄(浪速)蘆田順三郎(鴻池)坂野兼通(住友)星野行則(山口)八代則彥(加島)(以上銀行家側)出席、高橋藏相より左の如き演說あり協議の結果正金銀行をして新借款團に關する交涉に當らしむること、し午後二時散會せり。

對支投資の國際的團體に付て始め英、佛、獨の三國銀行者の團體成立したりしが明治四十三年に至り米國の銀行者之に加はりて所謂四國團體たるもの組織せられ後更に日露兩國の銀行者之に參加し六國團となりたるが當初其共同範圍は政治借款の外に實業借款をも包含したりしも後英國團の主張に基き實業借款は其共同範圍より除外せらるゝことゝなれり然るに米國は大正二年に至り同國大統領改選の結果對支政策の變更に伴ひ團體より脫退することゝなり又獨逸は今次の戰爭以來之れより除外せられたるを以てこゝに六國團は變じて四國團となれり其後四國團體に於て支那第二次善後借款に付き議を進むるに當り大正六年の初一度米國團に對し團體復歸のことを勸誘したることありしも米國團は右勸誘に應じ難き旨回答したりしが大正七年六月に至り米國政府は新に四國團とは別個のものとして對支借款團組織の事を提議し來れり即先づ同國の三十一銀行を以て對支借款に付專ら政府の支持を受く可き米國團を組織し左の要綱の提議を日、英、佛三國政府になしたり。

一、現四國團の範圍を擴張し更に汎く資本家を網羅する爲に日、英、佛、米四國資本團を以て對支新借款團を組織すること。

二、新團體は政治借款のみならず實業借款をも共同すること。

三、新團體員は既得の借款優先權を支那若くは新借款

團に讓り渡すこと。

英國政府は支那借款に對し適當なる監督を爲す可き組織の必要なることを認め從來の實業借款除外の方針を拋棄し且つ新借款團共同の範圍を支那中央政府及地方官憲に對する借款又は政府の保證を有する借款に限ることゝし大體米國の提案に參同する事に決し其旨本邦政府に通じ來れり。

本邦政府として對支投資に關し各國と協調することは年來の方針にして今回の米國の提案は更に各國協調の範圍を擴大し且つ該協調をして益々緊密ならしむるものなるを以て主義として米國政府の提議に參同することに決したり尙新借款團組織に關し實行上惹起せらるべき諸問題に關し彼我意見交換の末關係各國銀行家の會議を開催することゝなり右各國團體代表者は本月十二日迄に巳に二回巴里に於て會議を開きたるか本邦としては未だ本邦新團體組織の運びに至らざるを以て正式に代表者を會議に列せしむるの由なかりしと雖も目下滯巴中の小田切巽兩氏をして本國政府の承認を條件として會議に列し各國團との聯絡を取らしめたり右二回の會議に於て新團體規約の大綱を議決し之れを各國政府及其團體の考慮に附することゝなりたるを以て之に對する本邦の意嚮を決定する必要あり玆に從來支那投資に關係ある銀行家各位の會同を煩はしたる次第なり希くば各位は本提案が支那國の福利增進並に其富源開發に資することの甚大なるは勿論關係列國の協調を齎す所以なるに鑑み本提案に贊成せられ速かに本邦團體の組織を遂げ以て巴里會議の決議に對し講究せらるゝ所あらんことを望む。

本邦財團成立

前項銀行家協議會の決議に基づき、五月二十六日午前十一時日本銀行に於て財團組織協議會を開き、梶原（正金）土方（興銀）美濃部（鮮銀）山成（臺銀）串田（三菱）池田（第百）成瀨（十五）小山（三四）松方（浪速）池田（近江）諸氏出席（東京側安田三井、及び第三、大阪側住友鴻池加島山口の七行代表缺席）、差當り東京十一銀行、大阪七銀行計十八銀行を以て對支放資團を組織し、巴里に於ける協議會の進捗を俟ち更にその範圍を擴張するや否やを定むることとし、對外代表者として正金を、對內幹事銀行として正金及び興銀を擧ぐることを申合せて散會、對支放資團こゝに成立せり。

本邦財團成立の報は帝國政府より英佛米三國政府に通知せられたり。

加入條件如何

新借款團組織の報一度び發表せらるゝや世論は異常の緊張を示し、特に政府の財團加入條件に對し論議を集中せり。所謂加入條件として傳へらるゝは。

（一）滿蒙地方を四國協同の範圍外に置くこと。

（二）或金額（一千萬圓、或は五百萬圓一說に三百萬圓ともいふ）を限度とし大口小口兩借款に分ち小口を四國協同

外に置くこと。

の二條件にして、米國案の

(イ)政治借款經濟借款の區別を認めず

(ロ)借款優先權の支那還附或は新借款團讓渡

の二項を容認せるものゝ如し。(イ)は以てあらゆる鐵道借款(經濟借款中に包含せらる)を四國協同に置くことゝなり、所謂鐵道國際管理を實現さるゝことゝなる、(ロ)はその實行の第一歩として帝國についていへば濟順高徐兩鐵道の四國管理を意味す、而して四國合して支那共同監政の第一着手を成すもの、世論比々として皆之を非とせる故なしとせざるなり。

青島還附再聲明

講和會議に於ける山東問題の解決は、何れの點より見るも當然なる順序なるにも拘はらず、五月四日の北京學生暴動以來支那各地に排日排貨の運動起り、今猶終熄するに到らざるは、一面煽動政治家の煽惑に出づと雖も、他面山東問題に關し日本側の眞意を誤解せること與かつて力あり帝國に於ては飽く迄既定方針通り將來適當の機會に於て青島還附を實行するは勿論の事なるを以て、内田外相は主として隣邦人士の誤解を釋くため、五月十七日附を以て左の如き陳述書を各新聞に發表したり。

内田外相談

最近世局の推移に伴ひ各種重要なる國際問題簇出するに至りたる處凡そ是等諸問題に關係列國の間に融和互信の關係ありて始めて滿足なる解決を期することを得へし之か爲には各國民は常に他國民の行動に對し冷靜にして公平なる判定を下すことを要し一面自己の立場を考量すると共に他面他國民の立場を了解して各當事國特異の見地を調和するに努めさるへからず之に反して事實に基かずして徒に疑念又は偏見を抱き或は自己を慮るに急にして他國の利害を顧みざるが如きは何れの場合に於ても事に益なきのみならず今や鞏固永久なる平和の樹立を目的とする世界改造の企畫中に際し殊に有害危險なりと信す。

近時内外新聞紙上に散見する評論中此見地よりして極めて遺憾なるものあり例へば本邦新聞紙の一部には支那西比利亞若は朝鮮に於ける友邦の行動に關し往々にして何等的確なる事實に基かず又其の日本の地位に影響すべき重大なる結果を顧慮することなくして猥りに之を批難するものなきに非す他の一方に於て支那に於ける外國新聞記者中にも亦往々日本の眞意を誤聞若は曲解して頻りに有害なる報道を傳ふるものあり其の甚しきに至りては日本が今回の戰役中獨逸と秘密同盟の締結を企圖せりと云ふが如き荒唐無稽の流言を放ち以て日本を讒誣せんとするものすら之れある を見る然れども日本國民は自ら是等外國記者の輩に倣ひて國際間に於ける不信惡感を誘致するが如き類似の言動を試むるを可とすべき理由なし若し我正當なる權利又は利益にして他國の爲に無視せらるゝが如き事實ありとせば其の利權を擁護する唯一有效の手段は關係列國に對し坦懷率直に事の眞相を指摘して反省を求むるに在り目下何れの方面に

於ても斯の如き憂慮すべき何等事實の認むべきものなきも萬一事玆に至らば政府は直に必要なる手段を執るに躊躇するものにあらず。

顧て我邦と支那との關係を見るに支那官民中往々日本の眞意に對して深く疑惑の念を抱き殊に日本に於て今次膠州灣租借地を支那に還付すべき既定の方針を變更せんとする意圖を有するが如く誤信せるものあるを聞くに至りては余の甚だ意外とし遺憾とする所なり余は玆に牧野男爵が山東問題に關する日本の地位を說明する爲に五月四日巴里に於て新聞紙上に發表したる聲明を確認せむとす卽ち日本は之の公約せる所は嚴に之を恪守するものにして山東半島は其完全なる主權と共に支那に還付せらるべく日支兩國相互の利益增進の爲め締結せられたる一切の協定は誠實に遵行せらるべし支那は其の參戰の結果聯合國よりは團匪事件賠償金支拂停止及關稅現實五分引上の承諾を得たるのみならず更に獨逸よりは講和條約に基き極て有利なる條件を收むるを得へく日本は此等事項に關し欣然支那の正當なる希望を支持したり尙帝國政府は曩きに前期帝國議會に於て余の聲明したる通り公正共助の精神を根幹として我對支關係を確立せんとする方針を飽く迄遂行せむと欲するものなり。

各地の排日排貨

五月四日北京學生團暴行以來、排日的運動各地に蔓延し、北京天津漢口上海廣東濟南長沙南京福州蕪湖宜昌沙市常德汕頭廈門蘇州杭州芝罘等の各地は排日的會合に次ぎ日貨排斥の運動起り、五月末に至るも毫も終熄の模樣なく形勢愈重大なり。今その狀況を摘記すれば

北京　學生團暴行後五月七日の國恥記念日に於ける國民大會は日本側の注意に依り中止せしめられたるも學生團は巡回演說を以て之に代へ每日街市を巡行して排日運動を試み五月下旬に及びては益危險性を帶び通行中の日本婦女に投石し日本商店の窓硝子を破壞せる者などあり學生はその使用せる日本品を燒棄し排貨の皮切りとなし十九日より十九校一萬人同盟休校す。

上海　五月七日午後國民大會を開き三十一團體之に參加し示威のため旗行列をなし支那新聞は日本側廣告を揭載することを拒絕し正金臺灣兩銀行取附をなし日本側と取引ある商人に對し激烈なる脅迫を爲し取引殆んど杜絕し日淸汽船滿鐵等の被害頗る大なり但し正金臺銀に對する取附は五月下旬に至りて熄めり。

漢口　米人經營のブーン大學々生等主となり示威運動を爲し日本品を燒棄し野天演說をなせり五月下旬に及び排貨漸く盛んに日本汽船積荷なし。

天津　北洋大學生主となりて運動を始めしもさしたることなし。

蕪湖　五月十七日安徽省蕪湖に排日暴動起り在留日本人岩田某殴打され二十日九三洋行破壞掠奪されたり二十一日南京領事同地に急行軍艦嵯峨亦同地に向へり小幡公使は二十日外交部に對し取締方を交涉したるに同部より安徽督軍省長に對し嚴重なる訓令を發したる旨回答ありたり。

廣東　五月三十日學生と混せる多數支那人は支那街通行の日本人に對し暴行を加へ數名の重輕傷者を出したるを以て太田總領事は督軍莫榮新に對し嚴重なる交涉を開始せり

常德　五月二十六日日本商店三軒暴徒のため破壞掠奪さる小幡公使は二十八日外交部に陳次長を訪ひ取締方につき嚴重に交涉せり尙同地に駐屯せる混成第十六旅長馮玉祥は有名なる親米黨にて日本汽船戴生昌の汽船に臨檢し載貨を妨害し爲めに貨客更らに無し。

福州　排日黨の首領林長民の出身地なる丈け排日運動も一層猛烈にて研究會系に屬する省議會議員新聞記者等煽動に努め居れり。

右の各地を重なるものとし濟南長沙南京芝罘宜昌沙市重慶廈門蘇州杭州長春汕頭等に多少の運動あり北京政府は五月十四日次の二命令を發して先づ首都の治安を維持せんとせり、曰く

大學生騷動以來京師警察總監をして治安保持に任せしめつゝあるが外交の經過につき政府は群疑を解くに努め居れるも謠言多く人心動搖す北京は各國使節の駐在する所特に充分に防衞し治安に努めざるべからず京畿警備總司令官をして步軍統領警察總監を率ゐて共に秩序維持に當らしめ若し衆を集め事を繁くし鎭壓に服せざるものは法律に依り逮捕懲罰せよ各地方にては督軍省長等責任を以て治安を保つべし此に令す。

近來民智開け人々愛國を知る是れ文化增進の徵號なり然れども國家を愛護するには必らず法律を尊重すべし學生等が誤解に依りて愛國心を刺戟し秩序を破壞し法律を蔑ろにするが如きは惜むべし青年學生は國民の優秀分子にして大事を知る靜肅にして補救の途を圖るべし愛國の名を以て國を誤まるが如きは最も愼しむべし今後北京內外の各校生徒は努めて學を勵み政治に干涉する勿れ北京にては敎育部地方にては省長敎育廳長等充分訓戒を與へ取締を嚴にし訓戒に服せず衆を集め事を滋くするものあらば之を退ぞけ總べて成德達材他日の用を期せよ。

と。次で五月二十五日次の命令を發して再び京師の治安維持の要を切言せり。

近日京師及び外省各處輒ち衆を集めて遊行し演說し傳單を散布するの情事あり始め靑島問題に因りて發して激切の言論を爲し繼いでや則ち羣言汜濫多く範圍を軼し不逞の徒復た端を藉りて構煽して人心を淆惑し地方の治安に於て關繫至つて鉅なり此の時局艱危なるに値ひ國家を重しと爲す政府責任の在る所內に對しては應さに心を悉くして保衞し以て公共の安寧を維持するを期すべく外に對しては尤も宜しく先づ豫防を事とし意外の紛擾を發生せざらしむべし京外該管文武長官に責成し剴切曉諭嚴密稽察せしむべくもし再び前項の情事あらば務めて當さに心を悉くして制止すべくその制止に服せざる者は應さに卽ち法に依つて逮辦し以て亂萌を遏むべし京師は首善の區たり尤も應さに注重すべしさきにすでに該官長官等に令飭し認眞防弭恪遵辦理せしめたりもの奉行力めず或は疏虞あらんか職責の歸するところ曲げて寬假を爲す能はず此に令す。

內治外交

●教育總長更迭　五月十五日大總統令、教育總長傅增湘辭職、呈請せり傅增湘は本職を准免す此に令す。教育次長袁希濤暫らく著して部務を代理せしむ此に令す。（八・五・一八、上海時事新報）

●烟禁勵行命令　五月二十日大總統令、外交部の呈稱に據るに陝西等の省復た種烟を行ひ外人迭りに責問あり各該省軍民長官に責成し嚴切査禁せんことを擬請す等の語烟禁の一事は迭りに明令の申儆を經、並びに各省先後履勘に據るに淨絕を報告せり近日上海焚土の一案復た專員を特派して切實辦理するを經たり原と全國肅清永く積害を除かんことを期せるなり若し原呈稱する所の如くんば各省仍ほ復た烟土を種售し且つ不肖の官吏ありて種烟を包庇するの情事あり全切盡く棄つ至つて痛惜に堪へたり須らく知るべし烟禁は載せて條約に在り中外具瞻せることを各省軍民長官の職責は自から應さに嚴切進行實効を收めんことを期すべく即ち邊遠の省分に在つては國家威信の繫るところ亦當さに一致匡持同じく奮染を去るべし此次令行の後務めて各々迭次の申令に遵照し認眞査禁し根株を盡絕すべくもし官吏に包庇疏縱あらば即ち分別嚴に從つて懲辦せしめ以て禁令を肅しむ此に令す。（八・五・二二、上海時事新報）

●和平翹望命令　五月二十一日大總統令、國步多艱民生を重しと爲す和平統一は實に今日救國の要圖なり本大總統就任以來屢殫心商洽を經、始めて上海會議の舉あり其間群言囂雜而して政府持するに毅力を以てし喻すに純誠を以てし期する所は早日成るを覩稍海內喁々の望を慰めんこ

となり近ろ總代表朱啓鈐等の電稱に據るに唐紹儀等十日に於て條件八項を提出し正式會議法に據り否認するを經たるに唐紹儀即ち辭職を聲明せり啓鈐國家危迫の情形を力陳しその從容協商を敦勸せしも未だよく容納せられず會議までに停頓を成し應付進行によし無し實に委托に負く誰んで咎を引いて辭職す等の語、提する所の條件、外は邦交に牽涉し內は國本を搖動し法理既に牴觸多く事實徒らに糾紛を益し顯かに國人の統一を想望するの同情を失ふ殊に彼此和平を促進するの本旨にあらず政府より條件を撤回し會議を續開せんことを剴切電商するを除くの外因つて思ふ滬議成立の初幾たびか挫折を經曉音瘠口前事未だ忘れず既に艱難なり嘗盡して來る各々黽勉匡持の責あり彼に在りては務めて一偏の論を爲して世梦を恤れむなきも政府は毅力肫誠始終一の如く慎じて和平の曙光の茲れより中絕するを欲せず尤も兵爭の慘酷をして再び國中に見はれしめず至誠惻怛の意を以て我が國人に昭示す須らく知るべし均しく中華に屬し本と畛域無し艱危夙に共にし休戚與もに同じ苟しくも一日未だ和平にいたらざれば則ち政治自から推行するなく人民益々耗斁を滋す甚だしきは橫流恤れまず坐して淪胥を召かん責歸するところあり悔將さになんぞ及ばん亟かに望む周行羣彥戮力同心和平を振導し統一を促成せんことを若し一方持する所の成見終に事情に戾らば則ち輿論自から有り若し彼此同じく國家を以て重しとなさば凡そ籌慮の及ぶ所務めて法現に於て合し事實に於て行ふべきあらんを期す則ち政府自から必らず一たび夙誠を乘り力めて幹濟を圖らん來軫方さに遒なり泯棼何ぞ極まらん凡そ我が國人それ共に斯の指を喻れよ此に令す。（八·五·二三、上海時事新報）

●步軍統領更迭　五月二十一日大總統令、李長泰授けて泰威將軍と爲す此に令す。

王懷慶を任命して步軍統領を署せしむ此に令す。（八·五·二三、上海時事新報）

●無約國人訴訟法　五月二十三日大總統令、茲に審理無約國人民民刑事訴訟章程を創定し之を公布す此に令す。

教令第九號審理無約國人民民刑事訴訟章程

第一條　無約國人民に關する民刑訴訟は本章程に依りて之を審理す。

第二條　第一條訴訟案件第一審は刑事訴訟律草案第六條第三款第四款に稱する所の各罪を除くの外地方審判廳或は都統署審判處附設の地方廳より之を管轄す地方廳庭なきの各處は該管地方官より案件をもつて附近の地方廳庭に移送し審理せしむその邊遠地方にして移送する能はざる者は該管地方官より隨時司法部に呈報して核辦す。

第三條　第一條訴訟案件內應さに管收及び刑事執行監禁を行ふべき無約國人民は均しく分別して新監に收入すべくその新監なき各處は適宜の房屋を以て之に代ふるとを得

第四條　審理程序に關し本章程に明文なきものは民刑訴訟律呈准の各節及び其他法令の規定を適用す。

第五條　本章程もし應さに修改を行ふべきの處あらば司法總長より大總統に呈請し教令を以て之を行ふ。

第六條　本章程は公布の日より施行す。（八·五·二六、上海時事新報）

●山東問題說帖（續）

（丙）中國何を以て歸還を要求する。

（一）膠州租借地は膠澳及びその島嶼を包括して之を言ひもと中國領土中分析すべからざるの一部分たり其他の何國に關するかにつき未だ問題を發生せず且つ膠澳租借條約中本と主權は仍は中國に歸すとの明文あり一八九八年德國に租與せしは實に德國の侵略行爲に肇始せしにて中國は威力やむを得ざるに刦かされて之を允るせりその情形はすでに本說帖中の甲段に詳し德國戰事前あらゆる山東省內の路鑛權利も亦即ち此次讓與の一部分なり此項權利及び租借地の中國に歸還する實に公認の領土完整の原則に依據し公道の一舉たり若し仍ほ擧げて德に與へ或は他國に轉給せんか是れ中國に予ふるに公道を以てせざるなり矣。

（二）膠州租借地は山東省の一部分たり昔日德人造る所今日本據る所の鐵路青島より內地に入り棉亘二百五十四英里有餘なる者亦該省に在り該省人口三千八百萬皆志節高尙熱心愛國の民にして純粹の中華人種たりその語言文字及び孔敎の尊奉とみな他省人民と異るなくただに國籍原則に於て毫も欠缺なきのみならず亦此項原則の模範を具備せり而してその志願殷切その桑梓の德國或は他國の凌迫に免かるゝを得んと欲せるや尤も疑なし。

（三）歷史を以て之を言へば山東は中國兩大聖賢孔子孟子の誕生する所中國文化の肇始する所實に人民の聖域なり中國孔敎を崇奉するの文儒每歲跋涉して此省に至り聖蹟に曲阜に謁する者千を以て數ふ全國人民の目光此に胥集まる蓋し中國の發展此省の力多しと爲す今も猶ほ然る也。

（四）山東省人民稠密經濟競爭頗る激烈と爲す三千八百二十四萬七千の人口を以て三萬五千九百七十六方英里の地に聚集し而して衣食の源は農業に外ならず謀生自から易事に非ず蓋し人口の多きは殆んど佛國と相均しく而して地面の廣さ四分の一に過ぎずその他國剩餘の人民を容納する能はざるや亦すでに明なること甚し此地にして而して他國特殊の勢力範圍或は特別利益と關係を創立せんか則ち居民の橫被脫削を除く外他の結果なき也。

（五）たゞこれのみにあらず山東一省は中國北部經濟集權の要を具備す則ちその人民の衆は外貨の暢銷を增すべくその鑛產の饒も亦實業の發展に利あり抑も尤も此に重んずべきは將來膠州の一灣必らず中國北部外貨輸入土貨輸出の第一要路となるべきこと是れ也數百年來膠州は久しく山東省の重要商港たり該省の貨物は道を十二世紀闢く所の運河に取りて此處に至り內地最重要の商場濰縣といふ者と相聯絡す膠澳北部は積淤の塞ぐ所となり膠州は今復た海市たらずと雖も青島は今山東省の海國たりその坐落する所の沿岸地位正に膠州と相同じ復た新闢の商務孔道青膠濰濟鐵路の如きものの提注する所たり而して此路又た京津寗滬鐵路と濟南に會す且つ膠澳の邊に處る膠澳は地勢屛蔽寒風の及ばざる所經年凍らず天津の北河の比すべきに非す故に此新立商場は實に中國北部全境の商務を激截するに足る職としてこの

故なり外國勢力範圍を樹立して國際の商務及び實業を危害するに足る者は山東より甚だしきはなく門戸開放主義を維持して各國を普益する者亦山東より利なるは莫し而して最もよく之を維持する者は則ち中國に過ぐるはなき也。

(六)形勢を以て之を言へば膠澳は中國北部門戸の一たり膠濟鐵路は濟南に至り津浦に接し直ちに北京に達すべし實に以て海より京に至る最捷の一途を扼するに足る尚ほ一途あり即ち旅順大連より奉天に至り北京に達するの鐵路是れ也中國政府は國防を鞏固にするが爲めに計り益すに他項の理由を以て久しく德人の青島に盤據するを杜絶せんと欲せしが幸にして英日聯軍の馳つて而して之を出すを得たり中國は深く此重地を自己の掌握に留めんこと願ふ也。

(七)各方面に就いて之を審察すれば膠澳租借地及び附屬權利の問題はたゞ一法の滿意解決すべきあり苟くも和平會議が此地及び鐵路等の權を以て中國に歸還せば則ちたゞに德國の肆意橫行の罪惡積つて以て矯正さるべきのみならず且つ各國遠東に於けるの公共利益亦積つて以て維護すべし山東人民は感覺靈敏その外人の桑梓に侵入し以て政治經濟の集權を圖らんとするや乃ち厭惡して且つその厭惡の意を表示するに憚からざる所德人の膠澳に盤據し山東に侵入するは固よりその痛惡する所即ち今日共戰の友邦が暫時租借地と鐵路とに根據するも亦その喜びざる所省議會商會の抗議を見て知る可き也他省人民亦此感を同じうす政府が人民を防範しその反對表示をして抗議に止まらしめ進んで劇烈の行動を爲さしめざるは頗る易事に非ず見るべしその此問題に於ける感情の深きをもし歸還せずんば則ちたゞに中國と將來該租借地及び鐵路並びに他項德國權利を掌握するの國と必らず齟齬を生せん而して山東人民と該國人民との間必らず且つ尤も甚だしからん既に青島攻擊時の宣言、東亞の長久を鞏固にし和局を穩固にするの用意と相容れ難きのみならず亦英日同盟の宗旨所謂る中國の獨立完整を保ち各國在華商工業機會均等の原則を守り以て各國在華の公共利益を全ふせんといふ者と亦相符合せず矣。

(丁)何を以て應さに直接歸還すべきか。

中國政府は各項の理由を陳說し以て膠州租借地膠濟鐵路及び附屬權利の應さに完全に中國に歸還さるべきを明かにせり既に日本が德國に向つて租借權及び鐵路を索得したる後將さに中國に交還せざるべしとの意を含有せず尤も疑慮の心なし中國日本保證の聲明に對し固より深く信じて疑はず中國に完全歸還すべしといふの一節に注重する者は此擧の根本上の公道たるに人の注意を引かんと欲するのみ。

(一)抑も歸還の法二途あり即ち直接中國に歸還すると間接日本より歸還すると是れ也此二途に於て中國はその直接なる者を擇ばんことを願ふその理由の一は即ちその程序の簡單にして枝節を滋生するを致さゞるを取る蓋し一步にして達すべき者は自づから兩步に分ち作すに較べて易しと爲せば也且つ中國は諸聯盟國と共戰國との後に從ひ克捷の光榮に與かるを得たり若し德國に向つて逕直に青島及び山東の權利を收回せば則ち以て我が國家の威信を增すに足り而して聯盟國と敵愾同仇以て維持するの正義と公道の原則亦此

れに從つて益々彰はれん。

(二)中國の直接歸還を請求するは日本が德人をもつて青島より驅出せし時受くる所の犧牲と損失する所の生命帑款を知らざるに非ず中國政府人民は日本海陸軍隊が英勇慷慨以て隣國を助くるの擧に於て實に深く銘感す而して英國が歐洲戰事危急の時に於て仍ほ能く此擧を力助せし亦深く荷とす即ち其他聯盟國と共戰國の軍隊敵人と相持し兵を分ちて遠東を援くるを得ざらしめ而して此處の戰事を延長す中國政府亦その惠を忘るゝ能はず中國は山東人民青島攻陷の時聯軍の行動に因りて種々の苦楚犧牲を受けたるに鑑み愈此等援助擧動の感すべきを覺ゆ然れども感激深しと雖も中國は終にその領土の權利が他國の戰爭に因り彼時身局外に處り而して輒ち影響を受くべきを承認する能はざるなり且つ日本固より宣言す戰爭の目的は遠東の和局をして德人の危害する所と爲らざらしむるに在りて目的既に完全達到せらる則ちその犧牲とする所ありと雖も食報の豐はすでに以て加ふるなし。

(三)中國政府は亦日本四年以來の此項租借地及び鐵路等の權利に對し軍事佔領者の地位に處れるに了然たらずんばあらず然れども徒らに戰事期內の佔領に因つて佔むる所の土地或は產業の主權を獲得する能はず之を總ぶるに暫時辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て諸聯盟國及共戰國の普通利益を綜計して之を追認或は取消すべし此次日本が租借地と鐵路とを軍事佔領せしは中國が獨墺に對し宣戰せし日より起し即ち共戰國權利に反對するの擧たり而してその鐵路に佔據するや則ち最初の時より即ち已に中國の抗議を願みざりき。

(四)中國は固より曾つて一九一五年五月二十五日に於て日本と山東省に關する條約を訂立せりその第一條に云ふ

中國政府は日後日本國政府が德國に向つて協定せんと擬するあらゆる德國の山東省に關し條約或は其他の關係に依據し中國政府に對し享有するの一切の權利利益讓與等の項の處分は概して承認を行ふ。

然れども應さに憶ふべし此約と滿洲東內蒙に關する一約及び多數の換文とは皆一九一五年一月十八日日本故なく中國に向つて提出するの二十一款要求より發生し中國政府の本と願はざる所なるも日本の最後通牒を送遞し四十八小時以內を限り滿意の答復を爲さんことを求むるを經始めて勉強して之を允るせしことを。

當時訂約の情形が中國に在つて極めて痛苦たりしを論ずるなきも之を總ぶるに中國政府は之を視て至つて多きも暫時の辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て最後の修正を爲さゝるべからずと爲しその涉る所の首要問題は本と戰事の發生する所なるに因り故に最後の平和會議を含いて滿意の解決を爲す能はずと爲せし也即ち近ろ訂する所の膠濟鐵路及び昔日德國に讓與せし他項路權に關する合同中國之に對する亦同一の看法なり。

たゞに此のみにあらざる也以上引く所の條文に就いて之を細審すれば見るべし日本未だ山東租借地と鐵路及び他項德國權利を獲得せず保證を得有せるに過ぎざることをあらゆ

る德國權利利益讓與に關する處分はもし日本と德國との協定を經ば中國則ち從つて而して之を承認すべき耳此項の保證は自づから中國始終中立し最後の平和會議に參與する能はずと設想せしに係る若し加ふるに他項の解釋を以てせば則ち勢必らず日本を指して別に用意ありと爲しその明白宣告する所英日同盟條約に所謂中國の獨立を保たんことを願ふ等の事と悖るなき能はず蓋し苟しくも中國に宣戰及び平和會議に列席の權ありと認めずんば即ちたゞにその政治獨立が發生する所の最要權利の一を認めざるのみならざる也中國既に戰局に入る則ち該約設想する所の情形則らずでに根本變改せらる故に事變境遷の法理に依據せば此約すでに復た有效ならず。

(五)進んで而して之を言へば中國は既に宣戰布告中に於て顯然聲明すあらゆる中德兩國從前訂する所の一切の條約合同條約は皆兩國が戰爭地位に立てるに因りて一律廢止されたり則ち一八九八年三月六日の約、德國之に因りて租借地及び鐵路並びに他項權利を據有せし者も當然廢止の列に在るべし而して德人享くる所の租借權利は法律を按じて之を言へば即ちすでにすでに領土の主權國に恢復せられたり即ち德人すでにその租借地等各項の權利を喪失せり故にすでに復た山東省に關する權利の他國に讓與すべきものを享有せず即ち租借の約戰事に因つて廢絕せずといふも然れども該約中本と轉租を准るさゝるの明文あり亦未だ德國の能く其他與國に轉租するを見ざる也鐵路の一節に至りては即ち一九〇〇年三月二十一日の中德膠濟鐵路章程を按ずるに本と中國國家に收回すべきの規定あり即ち含みて他國に轉讓するを准るさゝるの意あり。

中國は上列の各理由に鑒み深く信ず平和會議が中國の膠澳租借地膠濟鐵路及び山東省に關する他項の德國權利の直接歸還を要求するに對し必らず能く認めて法律公道に合するの擧と爲し苟しくも完全に此項の要求を承認せば則ち中國政府人民は諸國の秉公好義の精神に對し必らず永く感激洋なかるべく而して日本に對してや必らず且つ尤も甚しからん此の一擧やたゞに日本と諸友邦の維持せんことを願ふ所の中國政治の獨立と領土の完整とが藉つて以て鞏固なるのみならず遠東長久の和局も亦此の新保證に藉つて益々堅からん矣。(八·五·九、晨報)

附件目錄

一、一八九九年三月六日中德膠澳租借條約
二、一九〇〇年三月二十一日中德膠濟鐵路章程
三、一九〇五年十一月二十八日中德高膠撤兵善後條款
四、一九一四年九月三日中國外交部照會北京各國公使爲宣告劃出行軍區域事由
五、一九一四年九月二十七日中國外交部照會北京日本公使爲抗議違犯中立事由
六、一九一四年九月三十日中國外交部照會北京日本公使爲抗議佔據膠濟鐵路事由
七、一九一四年十月二日北區域之通知事由
京日本公使照會中國外交部關於佔據膠濟鐵路之抗議事由
八、一九一四年十月九日中國外交部照會北京日本公使爲再

行抗議佔據膠濟鐵路事由

九、一九一五年一月七日中國外交部照會北京英日兩國公使爲通知收消行軍區域事由

十、一九一五年一月九日北京日本公使照會外交部聲明不能承認收消行軍區域

十一、一九一五年一月十六日中國外交部照會北京日本公使爲關於收消軍區域事由

十二、一九一五年一月十八日日本之二十一款要求

十三、一九一五年五月七日日本送致中國之最後通牒

十四、一九一五年五月七日日本最後通牒之說明書

十五、一九一五年五月八日中國答復日本最後通牒

十六、一九一五年五月二十五日關於山東南滿東部內蒙之條約及各換文

十七、一九一八年九月二十四日中國與日本所訂關於濟順及高徐兩鐵路之草合同

十八、一九一八年九月二十四日中國駐日公使照會日本外部爲處理山東省各問題事由

十九、一九一九年九月二十四日中國駐日公使與日本政府換文附滿蒙四鐵路草合同

地　圖

第一圖　青島山東省鐵路形勢之重要

第二圖　山東省及中國沿海

●段祺瑞と外交問題　（完）

段祺瑞氏外交問題に對し各省に發電して意見を表示せり其文下の如し。

歐洲和約の事實局最後の主張はすでに電達せり青島問題に顧王兩使直接交還を爭執せり國家力あり未だ嘗つて是ならずんばあらず知ることを要す英日青島に戰ふ時我が國尙ほ中立に在り英日現在の國力を以て我れ一筆抹煞せんと欲するも得んや乃ち此の問題を以て一般青年學子をして人の利用する所と爲らしめ學を能め時を費し青島を爭執す法網を縱蹈し國交を犯して顧りみず風靡一時之を愛國と謂ふ噫我が國此の如く大多數人民の愛護さるありて而して國竟に强からず中必らずや故あらん瑞曾つて記す外蒙問題に政府磋商すること四閱月にして國家完全の領土となれるを瑞時に總理を代理し國會に到ること十三次利害を詳述し並びに告ぐるに蒙局將さに變せんとす竟に通過せざれば後訂の約は前に視て如何といふを以てせるや亦獸蠶として息む德輿に對して宣戰するや抗議絕交は則ち國會を承認せしも宣戰は則ち通過せず瑞國家の存亡に關係するに因り責任の在る所力爭止まず遂に運動して瑞の職を能め並びに憲法草案をもつて總理の職を免ずるは署名を用ひずとの一條を申添せり瑞個人に對しては姑らく論せず天下萬國此の法律ありや否や遂に復辟を引起し以て民國を亡ぼす此れ愛國か禍國か當さに能く之を辨ずべし一般學子の愛國心ある誠に喜ぶべく嘉すべし瑞更に一言を進めて曰く當さに心を蠹して學を本とし養うて成材と爲れと將來政治工商實業を刷新し以て國本を强うせば則ち可、人の戀棄を受け徒らに囂張の氣を長じ已を誤まり國を誤まるは則ち不可なり歐約もし簽字せずんば國際聯盟加入する能はず得る所の有利條件一切放棄せ

んか又恐る外蒙宣戰の事の如く愛國を借りて以て國を禍するが如からんを瑞の政事を聞かざるや久し矣本と應さに曉瀆せざるべし然れども國家の利害と關するあり未だ敢へて緘默せず諸公は皆封疆の大吏眞知灼見素と佩仰さる所治安を保持し政府を贊襄する固より鄙人の贅詞を待たざる也祺瑞敬印。（八·五·二八、順天時報）

財政經濟

●漢粵川鐵路督辦　五月十五日大總統令、曾毓雋を派し漢粵川鐵路督辦を兼ねしむ此に令す。（八·五·一八、上海時事新報）

●鐵路案と中英公司　鐵路統一案沈寂久し矣距んぞ料らん中英公司巴里方面に在りて又た此案を重提するの主動者となり力めて近行を謀らんとは中英公司の提議する所は鐵道を統一し之を各國の共同管理下に置かんとするものにて實際は鐵路共管案たり提案の後日佛等の國の同意を得て即ち機關組織を行ひ通盤核算せんとす而して組織核算の時に在りては未だ必ずしも中國に與るに參與の權利を以てせざるものに似たり時に屆り我が國に對する關係は當然明確に規定すべきも關係の程度如何は茲に尙ほ未だ決せず惟だ我國の希望條件は當さに我れなり之に向つて提出すべく必ずしも容納せられざらんも但だ知る尙ほ許すに磋商の余地を以てせん耳。

此次提案の動機一ならず其說或は謂ふ最近交涉の某々二路權と頗る關係ありと北京國會議員陳鴻疇等新聞紙上に中國鐵路共管案が中英公司より歐洲和會に提出され並びに中英公司の陳述に據るに此次鐵路共同管理はすでに中國政府二三要人の允許を得たりと揭載せるものあるを以て質問を提出し政府に即日答覆を請求せり略に謂ふ鐵路共管は亡國の媒たり中英公司は一銀公司に過ぎず竟に亡國の條件を以て我に加ふ且つ所謂政府二三要人とは究竟何人ぞ何ぞその名を直指せざる此事政府應さに注意すべく刻下如何の對付方法かある云々。（八·五·二三、民國日報）

彙報

自五月十六日至五月三十一日

講和問題

▲北京政府在佛委員に訓電　（十五日北京特派員發）十四日總統府內閣聯合會議の結果北京政府は巴里支那講和委員に宛て講和條約調印の利害を問ひ且調印の已むを得ざるに至らば講和條約中に日本をして青島を還附すべき旨の文句を挿入せしむる事を最後の手段として努力するやう訓電を發せり。（十六日、東朝）

▲鐵道管理問題訓令　（北京特電十三日發）國務院は十一日陸徵祥氏に電報を發し巴里に中英公司と自稱するものあり支那政府の委託を受けたりと稱し講和會議に鐵道協同管理案に關する意見書を提出し列國委員の贊同を求むとのことなる由なるも政府は更に之を聞知せず若し斯くの如きことあらば斷じて看過し得ず各國委員に向つて此旨聲明す可しと訓令せるが此電報と前後して陸氏よりは鐵道協同管理案に關する支那國内の狀況を質問し來りたれば國務院は十三日午後更に返電を發し鐵道協同管理に關する外交委員會の提案交通亂及び各方面の之に對する反對案の内容詳細に報知せり。（十二日、時事）

▲調印是非論議　（北京特電十四日發）十四日總統府會議に於て外交問題を討議せるが閣員中巴里平和條約調印不調印の二派に分れ靳雲鶚、劉冠雄、龔心湛氏等は平和條約は支那が調印せざるも何等の影響を受けず却て支那は調印せざる爲め平和條約により得べき權利を犧牲に供せざる可らず故に寧ろ之に調印し日本に向つては其宣言を守り青島を還附せん事を要求し各國に對しては未提出の治外法權協定關稅の撤去運動の主張を援けん事を求むべし是目下の實狀なりと主張せるに對し錢總理は飽に政府は在巴里の陸全權委員に對し調印反對の旨を訓電し同全權委員も折角其方針にて爭議中にて各國委員との間に意見交換中なれば今に於て政府より調印すべき旨の訓電を與へ若くは其意嚮を國民に發表する事は尙早にして且困難なる事なれば陸委員の返電を得たる後態度を決定すべしと述べ陳外交總長代理は政府は是非調印すべからずと訓電し今又方針を改むる能はざるも利害を考察するに頗る複雜なる關係に在り調印不調印を簡單に定むる能はず尤も最上の策は山東問題を平和條約中に挿入せざるやう英佛米に運動するに在り一日的を達せざる時は別に方法を講ずべし未だ調印を承諾する時期にあらずと述べ總統は之に贊成せり尙高徐濟順兩鐵道借款契約修正の件支那鐵道共同管理案等を付議して散會せり會議の經過を見るに大體に於て調印の已むなきを覺りたるが如し。（十七日、日日）

▲青島問題訓電　（北京特電七日發）政府は七日朝左の電報を發表せり曰く四日國務院より陸徵祥氏に對して青島問題に就きては獨逸より直接還附を主張す若しとが出來ずば還附期限を定めて英米佛日伊五國が暫く之を收め置くを以て最後の讓歩と爲すや委員は此旨を諒して其目的を達する樣努む可しと。（十七日、時事）

▲支那委員窘窮す　（巴里特派員十三日發電）講和條約調印拒絶を求むる電報幾百通となく支那講和委員の許に着しつゝあり若し彼等にして調印せば其生命に危險あり可く若し又調印せずんば國際聯盟の外に立たざる可からざる可し。（十八日、時事）

▲外交經過公表　（北京特電十七日發）支那政府は外交問題の經過に關し獨逸の青島占領より筆を起し二十一箇條調印に及び當時外交次長たりし曹汝霖駐日公使たり陸宗輿兩氏が力を盡し日本をして支那の命脈に關係する第五項を取消さしめ對獨宣戰の際も陸宗輿氏は日本に赴き朝野有力者と交渉し曹汝霖氏亦内にありて之を援けし事を述べたる後今回巴里會議に於て支那委員は民國四年の日支條約を廢止し獨逸より直接青島を還附せん事を要求し頗る聯合國の贊成を得たるも日本は極力之を爭ひ遂に三國會議にて改めて五大強國の共同管理と爲す議起れるが日本向之を許さず又改めて日本は青島の主權一切を支那に還附し日本は一部分の經濟的權利及特別居留地を獲得すべしとの案出でしも日本は又之に贊成せず既に平和豫備條約文には日本をして獨

逸が有せし山東會の各種權利を繼承する氣勢あり政府は全權委員に命じて極力之に反對し幾回の策を取らしめ若し此條文に照し別に展開の途なければ斷じて承認を與へざる決心なり外交の風雲は深刻にして必ずしも全權委員等の失敗にあらず又會汝霖、章宗祥兩氏の爲にあらずと述べ更に濟順高徐鐵道借款は當時日本が山東鐵道を占領し日本軍隊沿線に充滿し坊子に民政署を設け屢其撤廢を交渉するも効なく且當時軍費政費の財源なく歐米各國より借款する能はざる事情にありしを以て兩鐵道讓渡契約を結び日本軍隊撤廢民政署廢止の交換條件を得たり且該契約たるや鐵道線路は臨時假定的のものにして第二條に該線路の變更を爲し居る事を規定し獨逸の利權を繼續せしめしにあらず又二十一箇條關係當時の財政總長曾汝霖氏と駐日公使章宗祥氏は事に當りて壓力せしが慣例を破り借款全額を受取り割引を爲さゞりき此契約と靑島問題とを混同するは誤りなりと結べる長文の說明書を公表せり。(二十二日日)

▲參議院秘密會決議　(北京特電二十一日發)　二十日午後參議院秘密會を開き外交問題質問のため外交次長の出席を求めたるも次長は偶々國務多忙にて手放し難しとて臨席せざりしかば結局議員等は左の決議を爲せり

政府を督促して一面には速に外交方針を闡明にし一面には巴里委員に支那の主張を飽迄爭はしむ。(二十三日、時事)

▲支那無條件調印　(二十四日北京特派員發)　在巴里講和委員陸徵祥より山東問題を保留して講和條約に調印することは絕對に不可能なる旨急電ありたるに對し北京政府は二十四日閣議の結果無條件調印すべき旨訓電せり(二十五日、東朝)

▲粵漢線の獨權利　(二十五日北京特派員發)　粵漢鐵道の獨逸の權利に關し最に英米佛三國より是が繼承を支那政府に交渉せるに對し支那側よりは支那政府に右權利を繼承せしむるか又は英米佛が繼承する場合には支那に百五十萬磅を交付するか二の方法以外承諾せざる旨を回答せり右に就き英米佛三國は更に支那政府に對し支那の回答に滿足せず三國銀行資本家に再協議を爲したる上改めて交付すべき旨主張せり。(二十八日、東朝)

▲日支協定訓電　(二十六日北京特派員發)　支那政府は日本が靑島を支那に還付すべき時期及び手續に就き讓め日支間に協定せしむべく陸徵祥に訓電せり。(二十八日、東朝)

▲調印承認議事　(北京特電二十七日發)　二十六日の衆議院は議長缺席の爲副議長劉恩格氏議長席に着き鄭万騰氏(湖北議員)の緊急動議にて外交案件を議する爲秘密會となし衆議員より國務員の出席を求めたるも贊成者少く說明を省略して討論に入り鄭方騰、吳文翰、黃雲鵬、克希克圖(蒙古議員)諸氏の演說あり鄭方騰氏より政府案中現に全權委員より講和會議に抗議を提出せるが若し右抗議にして容れられずんば政府は利害を計り平和條約草案大體に調印し唯々山東問題に對しては別に保留をなすべしとの政策に贊成する事但し政府よりは未だ條約全文の交付なければ條約全文に就ては追て付議すべしと發議し爽決の結果多數にて通過せり。(二十九日、日日)

▲無留保調印確定　(北京特電二十七日發)　二十七日閣議に於て山東問題留保如何に論なく巴里講和條約に調印することに確定したり。(二十日、時事)

▲在支獨宣敎師問題　(巴里アヴア社十九日發)　獨逸代表委員等に依つて講和會議に提出されたる第九回覺書は外國就中支那に於る獨逸宣敎師排斥に關するものなり。(二十九日、時事)

▲獨人所建物保管替　(上海特電二十九日發)　在來和議の會釈なりし獨逸俱樂部北方代表の事務所たりし獨逸銀行の建物は獨逸人財產管理局の保管に移されたりと云ふ。(三十日、時事)

▲衆院山東問題承認　(二十七日北京特派員發)　山東問題に關し講和條約に調印するや否やに就き最に衆議院に提出され二十六日の衆議院の討議は大體承認に意見一致し尙條約文の到着を待つて決定を與ふる事となれり二十七日の閣議に於て閣員全部兩院議長段祺瑞等之れに參加し無條件調印を承認するに一致したるを以て閣議にては何等議論なく正式に無條件調印を承認せり國會に提出されたる講和條約調印同意案の如きも單に形式的にして各政黨の間にも十分意志疎通し居れば政府提案の通過は殆ど既定の事實なり。(三十日、東朝)

▲段祺瑞の正論　(二十七日北京特派員發)　段祺瑞は靑島問題に關し意見を發表して曰く、靑島戰爭の時我國は尙中立の狀態にあり日英共同靑島を陷落す豈に我國一片の筆の力を以て之を抹殺するを得んや而も靑島の問題の

爲め學生等が法を犯し國家を危くす是れ愛國の途ならんや義に對外宣戰するや國會は之を承認せず速に予が職を免するに至れり學生は將來有用の才たるを期すべし徒らに妄動するは國を誤る所以なり歐洲の講和條約に加入せざれば我國は一切有利の條項を抛棄するなり予や政治に與らざる永久しきも國家の利害に關し盡力せんとす云々。(三十日、東朝)

外交關係

▲**青島問題の運動**　(北京特電七日發)　國民外交協會の林長民氏等は其主催の國民大會禁止されたる爲め本日午後私かに北京商務總會にて各方面の代表約二十名と會合し左の件を決議して全國に打電せり

青島問題に就ては全國相一致して飽くまで其目的貫徹に勉むること。(十六日、時事)

▲**學生の會合取締**　(漢口特電十四日發)　學生取締に就きては官憲の壓力あるも外國人の學校には事ど干渉の力なく學生の會合は常に是等の學校に於てし各方面への電報も取締嚴しき爲め多く米國領事の手に依りて發しゐイルソン氏への電報は米國牧師の起草に係り文華大學は七百元の運動費を支出せり無經驗の青年に對する仕業なりと識者は歎せり。(十七日、時事)

▲**支那新聞の排日問題**　(上海特電十五日發)　上海の支那新聞申報、新聞報、時報、神洲日報、時事新報、民報、日報は今日の新聞紙に「弊報等は五月十四日以後日本商人の廣告並に日本船の出帆時間爲替商況を掲載せざる事を公決し特に之を通告す」記載せり當地に於ける日貨排斥其他排日運動は近時盛なり上海總商會々長副會長及全ク議員は皆辭職す可しと云ふ。(十七日、時事)

▲**學生排日運動繼續**　(漢口特電十五日發)　十二日十八校の學生代表者は又も集會を爲し武漢學生聯合會と稱し書單に託して山東無條件還附を得ざれば調印を拒絶せしむるを政府に要求し曹汝霖等の罪を暴露し全國に通電し日貨排斥を決議せり並に注意す可きは學生の外武昌紡織代表二十人列席せしことなり紳護士會も日貨排斥の實行を議決し省議會も山東問題に就き政府の後援を爲すを決議し排斥派の公論報は日本人に一切貨物を賣る勿れと煽動せり左れど歐米人の頼みがいなきこと略明かとなれる今日排斥實行さる可きやは疑問なり。(十七日、時事)

▲**日貨排斥否決**　(十四日漢口特派員發)　武漢商務總會に日貨排斥を提議するものありしも國内紛亂商務委員の今日斯くの如き行動に贊成し能はずとて否決せられたり而して學生團の排日運動は今尚繼續されつゝあるも王書軍何省長の警戒嚴重の爲大事に至らず。(十七日、東朝)

▲**在米支那人暴行**　(十一日桑港特派員發)　桑港支那人街附近に岡山縣人秀川元彦氏の經營せる洗濯屋は十一日支那人の襲撃を被りたるが損害一千弗以上の見込なり因に在桑港支那人等は日本人店舗に對してボイコットを行ひつゝあり。(十七日、東朝)

▲**治安維持命令**　(北京特電十四日發)　十四日左の如き大總統令出づ

學生騷動以來京師警察監をして治安の保持に任ぜしめつゝあるが外交の經過に就き政府は群疑を解くに努め居れるも謠言多く人心動搖す北京は各國使臣駐在する所特に充分に防衛し治安に努めざるべからず殊に京畿警備總司令をして步軍統領警總監軍備會察處北京府員を率ひて共に秩序維持の責に當らしめ若し衆を集め事を繁くして鎭壓に服せざるものは法律に依り逮捕懲罰せよ各地方にては會軍省長等責任を以て治安を保つべし。(十八日日日)

▲**學生戒嚴令出づ**　(北京特電十四日發)　十日左の大總統令出づ

近來民智開け人々愛國を知る是れ文化增進の徵候なり然れども國家を愛護するには必ず法律を尊重すべし學生等が誤解に依りて愛國心を刺戟し秩序を破壞し法律を蔑にするが如きは惜むべし青年學生は國民の優秀分子にして大事を知る靜肅にして補救の途を圖るべし愛國の名を以て國を誤るが如きは慎むべし今後北京の内外の各學校生徒は努めて學を勵み政治に干渉する勿れ北京にては教育部地方にては省長教育廳長等充分訓戒を與へ取締を嚴にし訓戒に服せず衆を集めて事を繁くする者あらば之を逮け總て成經過材德日の月を期せよ。(十八日、日日)

▲**支那政府の對日米提議**　(北京特電十八日發)　支那政府は日米兩國に對し石井ランシング宣言を取消さんとを提議すべし是れ北京に在る某有力米人が此際提議するを賢策なるを暗示したるに因るなり。(二十日、日日)

▲米國の對支策（華盛頓特電十二日發）米國政府は米國銀行家が國際的財團に加入するに當り其借款に保障を與ふべき旨公式に聲明したるか是れ米國が支那に於ける國際借款團復歸政策を執るに至れることを語るものなり米國政府は支那に於ける有ゆる勢力を利用して支那の爲めに其利益保護に任じ以て支那の富强を致し國際團體の一員として之を自立せしめ支那自身の利益を擁護するに足るだけの實力を養はしめんことを期し同時に日本に對しては日本の行動に信賴し日本が支那に對して公平なる態度に出づべきを豫定しつゝあり以上は米國の支那に對する決定的政策なるが如し（二十日、日日）

▲英公使に反駁書（北京特電十七日發）支那と米國シームス　ケーリーとの間に浙江、溫州、杭州鐵道敷設權を締結せるに就き英國公使は屢々抗議せるが交通部は之に對し大要左の意味の反駁書を外交部を經て英公使に致せり

光緒三十一年締結の香港借款は已に償還濟となり從つて此の附帶條件たる本鐵道敷設權も無效に歸せり況んや本鐵道は支那の國有にして粵漢川漢の例と同じく敷設するものなれば外國が抗議する理由なし。（二十日、日日）

▲支那對蒙政策（北京特電十八日發）蒙藏院は對蒙古政策として左の條件を決議せり

一、支那人蒙古人の雜婚を奬勵す
二、支那內地と蒙古人との貿易を興し蒙古商人を優待する事
三、支那各省に於ける蒙古人の旅行を奬勵する事
四、蒙古內に支那語學校を設置し支那語の普及を計る事
五、蒙古人の請願を容れ經濟上の援助を與ふる事

▲日貨の非賣協議（漢口特電十八日發）漢口武昌兩商會は十六日各縣の商會に通電し日本品を販賣せざることを協議せしが如何なる程度まで行はるゝやは不明なり武昌の商會長は紡織會社長榮延にして有名の排日家なり（二十日、時事）

學生日貨を燒却（漢口特電十八日發）武昌の學生は決議し本日各所持せる日本品を集め燒捨つることゝせり。（二十日、時事）

▲上海商會五事決議（上海特電十九日發）上海護軍使盧永祥氏は國務院に電報し上海商會は五事を議決せるが

一、日本船に貨物を乘せず
二、日本紙幣を用ひず
三、日本の廣告を揭載せず
四、現在所有の日本金は期を定めて整理を爲し
五、以後日本金を輸入せずと爲せり此決議を察するに愛國の熱誠に出で且つ之を禁するに慨ならずと云へり。（二十一日、時事）

▲外人保護命令（二十一日北京特派員發）山東問題に就き人心激昂し北京政府は抑壓を加ふることを憚り居るが各地軍人教官及び警察官に外人保護を嚴にすべしと命令せるが外人とは專に日本人を指せるものなり（二十二日、東朝）

▲蕪湖排日暴動（二十日上海特派員發）蕪湖に於ける排日暴徒數百名は日本商店を破壞し日淸汽船會社の住宅に侵入し器物を破壞し三井洋行の住宅をも包圍せしが支那軍隊出動して保護せり日本人七名此が爲に負傷せり。（二十二日、東朝）

▲漢口に學生の排日運動（漢口特電二十日發）十七、八の兩日、學生代表者連は督軍省長を訪ひ國貨提唱の印刷物の發行を許し學生及び電報に對する干涉を解き露天演說、示威行列を許すことを要求せり露天演說、示威行列のみは許されざりしが之にも拘らず學生連は此日、種々不穩なる排日の文句を記せる旗を押立て會場を進行し城內の空地に會合し所持せる日本品を燒き棄て激烈なる演說を爲せしが警察も之に干涉せざりき蓋し王督軍等は思ふ所あり願ろ干涉の手を緩めたるが如し。（二十二日、時事）

▲學生同盟休校（北京特電二十日發）北京大學外十八校の生徒約一萬名は外交の失敗學生の暴動に對する政府の處置の不法なる事、教育總長傅增湘、北京大學長蔡元培兩氏罷免反對等の理由に依り十九日より同盟休校をなし其他中等程度の諸學校も二十日よりこれに倣ふべく日本留學生にも同盟休校を爲すやう煽動的電報を送る筈。（二十二日、日日）

▲孫洪伊日支論（二十一日上海特派員發）孫洪伊の談に曰く今次の外交失敗に擧國奮激し靑島の返還を叫ぶ、されど日本の對支侵略政策の範圍は廣況にして靑島に止まらず二十一條要求、軍事協定、七鐵道其他各種借款の如き我國權國土を侵略する事靑島に千萬倍せり此等條約の實行さるゝ時は支

那は悉く日本に包圍さる假令青島を得るとも詮なし支那が青島一地を爭ふは北京政府と日本の術中に陷つるものなり將に具體的に完全に辦法を定め擧國一致目的を遂せざれば止む可らず予の意見左の如し

（一）二十一條の取消（二）七鐵道條約取消（三）自ら青島を回收し日本の獨逸の膠州灣に於ける各種權利繼承を承認せず（四）軍事協約の取消（五）電信電話讓山回收、實國借款契約の取消（六）日本の軍國主義大陸侵略主義を排す

夫れ侵略政策は日本少數の官僚武人の一時の私利に因るものにて國民多數は其禍を受く故に日本に反抗するは支那を救ひ將た日本國論を援助するものなり且東亞の亂源を除く日本の有識者は之を了解し居れり支那國民は永久之を堅持して渝る勿れ善を爲して止まざれば支那の幸ひなるのみならず東亞和平を保護し間接に世界を保護す是支那國民の天職なりと。（二十三日、東朝）

▲排日熱益〻猖獗（北京特電二十一日發）支那に於ける平和條約反對熱は漸次惡性なる排日運動に變化しつゝあり十九日學生及暴徒は安徽省蕪湖の日濟汽船會社を襲ひ邦人數名に重傷を負はせたるが就中芝罘に於て最高潮に達し警察署長等も演壇に立つて青島回收日貨排斥を絶叫し今後排日熱は益猖獗となるべき模樣なり。（二十三日、日日）

▲對日經濟戰布告（芝罘特電二十一日發）本日外交後援會創立總會を開き商務總會長會長に擧げられ席上激烈なる排日演說ありたる後排日實行方法として飽迄日本に對し經濟戰を行ふ事を議決せり又綿糸業者、雜貨商等も同業會を開きて日貨排斥を決議し工業振興會亦本日正午同趣意の下に大會を開く筈なり之には勿論英米人の煽動後援あるも平素の排日思想が此機會に發露したると一には日本が煙濰鐵道に對し優先權を有する爲支那人自ら之を數設するを得ず同鐵道數設されざれば芝罘は衰亡に至るべしとの憂慮が此對日反感となりて現れたるものの如し。（二十三日、日日）

▲長沙排日瀰漫（長沙特電二十一日發）上海の和議停頓以來排日の風潮漸次瀰漫し來れり未だ取引上にはさしたる影響現れざるも日本人關係の支那人は何となく肩身狹き傾向を有する觀あり爲に當軍は特に注意を拂ひ集會の如きは禁止し居れども日貨排斥の檄文は日々配布され新聞も排日記事を掲げ漸次地方に波及する形跡あり。（二十三日、日日）

▲暴動取締訓令（北京特電二十一日發）北京政府は過般學生の暴動に鑑み二十一日各省に向ひ左の訓電を發せり

北京に於ける學生の暴動は常軌を逸せる行爲にして既に裁判に付し處罰する事となれり各省學生北京に倣ひ演說會を催すもの多き由なるが偶奸人の煽動又は附和に擾り外交上の重大問題を惹起する慨れあり各省長は外人に對し充分保護を加へて忘る勿れ。（二十三日、日日）

▲西藏問題交涉（北京特電二十二日發）英國公使ジョルダン氏は二十一日支那政府に向ひ速に西藏に對する英支間の懸案を解決する爲交涉開始を要求せり西藏問題は英、支、藏間に存する年來の懸案にて曩に陳貽範氏と英國委員との間に締結せし條約あるも實施に至らず支那側は外蒙古に倣ひ自治區域となさんことを希望し且四川省と西藏との境界問題も相應に編入せんが爲昨年來西藏軍との間に戰爭を交へたる程にて支那側は受動的不利の立場にあるを以て會議速開を望まざるも取敢ず西藏辦事長官陳毅及川邊鎭守使陳遐齡兩氏に向ひ意見を提出せよと訓電せり尙會議地點に就て英國側は印度を主張し支那側は北京又は倫敦を希望し居れり。（二十四日、日日）

▲西藏交涉不應（二十二日北京特派員發）先年來英支間の懸案となり居れる西藏自治及支那西藏との劃界問題に就き最近英國側より支那政府に對し交涉開始の希望を通告し來りたるが支那政府は內外多事の折柄とて當分之が交涉に應ずざるべし。（二十四日、東朝）

▲對支聲明交付（二十二日特派員發）二十二日北京日本公使館より內田外相の對支聲明書を支那外交部に交付せり。（二十四日、東朝）

▲小幡公使抗議（二十日北京特派員發）蕪湖の暴動に對し日本公使より支那政府に抗議を提出したるを以て支那政府にては直に倪安徽督軍に打電し事件の眞相を報告するを命ずると共に暴行者を逮捕し今後警戒を嚴にすべく命ぜり尙北京學生の排日風潮は連日止まず之に對する當局の取締緩慢なるより小幡公使は日頭或は文書を以て屢支那政府に抗議する所ありたるも支那政府は尙何等斷乎たる處置を執らず全然放任しつゝあり公使の抗議に對しては單に外人保護の命令を發布してお茶を濁さんとするもの、如く支那政府の無力無責任驚くの外なし。（二十四日、東朝）

▲蕪湖暴徒の嚴罰（北京特電二十二日發）倪嗣沖氏は國務院に對し蕪湖の暴徒を詳細に報じ事此處に至れるは全く政府の北京に於ける學生の行

動に對する處置緩慢なりしによるものなりと責め蕪湖の暴徒學生に對して嚴重に處分する旨述べ來れり。(二十四日、時事)

▲排貨運動波及　(二十一日長沙特派員發)　野心家の煽動に依り排日的空氣は次第に濃厚となり來れり未だ取引上に差したる影響現れ居らざるも日本人との親和は著るしく妨げられつゝあり數日前まで官憲の注意の爲め國貨維持の名を以てせしが昨今は明かに日貨排斥の名を以て漸次地方に波及し來り湘潭の如きは基督教系の學生先驅となり日貨排斥を強ひつゝあり。(二十四日、東朝)

▲駐日公使後任　(北京特電二十二日發)　外交部參事施履本代理公使たる事は政府部内にては既に内定し居れるも現任代理公使莊璟珂氏(氏は目下留學生暴行事件に關し辭表を提出中なり)進退未だ決定せざる爲發布の時期に達せずと。(二十四日、日日)

▲警告的抗議　(二十三日北京特派員發)　小幡公使は學生の排日運動取締に關し二十日附を以て支那政府に左の警告的抗議を提出せるが支那政府より未だ何等の回答なし

去る四日北京に於ける學生騷擾事件發生前外交協會幹事長林長民は山東問題に就き殊更不穩の語辭を某紙上に寄せたるは故意に煽動の趣意に出でたること明かにして爾來排日的風潮は各地に波動し底止する所を知らざる有樣なり山東問題に關しては大正四年日支交換文あり責任ある兩國當局の間に十分諒解を得たるのみならず巴里に於ける牧野男の聲明並に最近内田外相より重ねて聲明されたるにも拘らず政府に於て何等の取締を講じたる形跡なく放任さるゝは最も遺憾とする所なり殊に國民自決會其他の名義を以て發表せる言辭の如き友邦國を目して敵國人に異らざるものあり斯の如き風潮にして放任されんか延いては兩國將來の國交上意外の不詳事を見るに至るやも測り難し支那政府に於ては兩國友交の關係に鑑み迅速に是が取締の方法を講じ且何分の回答あらんことを請ふ二十五日、東朝)

▲責政府に在り　(二十三日北京特派員發)　蕪湖に於ける日本人暴動に關し北京政府より倪嗣沖に眞相取調を命令したるに對し倪嗣沖は北京政府暴行學生の取締を寛にしたる結果惡影響を學生に及ぼし蕪湖事件も其一例に過ぎずとし却て北京政府を戒め何故に北京に於ける惡風潮を取締らざるやを責め來れり。(二十五日、東朝)

▲山東國民大會差止　(二十三日北京特派員發)　山東各地に國民大會を開かんとするの報に接し國務院にては二十三日山東督軍省長に宛て時節柄事端を釀す虞ありとて開會を嚴禁すべきを命ぜり。(二十五日、東朝)

▲日貨排斥擴大　(二十三日上海特派員發)　日貨排斥運動の風潮は益擴大するのみにて形勢の重大を加へつゝあり商工團體は日々日貨排斥の決議を爲すもの續出し組織的に永續の基礎を堅めつゝあり支那商店の日貨を賣らざる旨廣告する者多く一方國產品の製出消費を鼓吹し居れり二十二日開かれたる支那金融業者大會の如きも日本紙幣を受取らざること直接日本商人と取引する者とは取引せざる事當業者は國產品を使用すること等を決議したるが故國義勇團と稱する團體は金融業者が日本商人との取引を禁じ之れに違反する者には爆彈を見舞ふべしとの脅迫狀を配布せり上海三井物產會社の如き支那商人との取引に約束手形を用ひ居るものは其不通となり取引の不能を來すを恐れつゝあり日貨排斥は大學より小學に至るまで學生一致して熱中し該運動主謀者の決議等尙此風潮は已まざるべし。(二十五日、東朝)

▲山東鐵道回收運動　(北京特電二十三日發)　山東の張樹元氏等は國務院に對し高徐(高密徐州)順濟(順德濟南)兩鐵道に就ては山東省各團體は政府に請ふて大借款より二千萬圓を分與し日本より權利を回收す可しと決議せり其理由は之に依りて鐵道の列國協同管理問題を停止し得可しと云ふにあり(二十五日、時事)

▲蕪湖邦人保護　蕪湖日本人會より五月十七日夜同地在留岩田某暴民に歐打せられたる旨並に五月二十日同地丸三商店が破壞掠奪せられ數名の負傷者あり尙形勢不穩なる旨の來電ありたるに依り直に安徽督軍並に蕪湖交涉員に對し電報を以て保護方を要求したるに蕪湖交涉員よりは既に軍隊及警察が極力日本居留民の保護に任じ居れる旨の返電あり又二十一日軍艦嵯峨同地に向ひたるが本官も亦警察官を伴ひ居留民保護及交涉の爲め同地に急行せり。(南京領事發外務省着電)

◎蕪湖暴動事件に關しては五月二十日取敢ず外交部に對し取締方交涉したる所同部より直に安徽省長安徽督軍及蕪湖交涉員に對し至急鎭壓方並に今後の取締方に就き嚴重なる訓令を發したる旨回答ありたり。(二十五日、日日)

きも形勢險惡なるが如し。(二十七日、時事)

▲土地私賣嚴禁　(二十六日北京特派員發)　曩に國務院より外人に土地を私賣することを嚴禁せるが今回外交部より改めて各省交涉員に對し右の趣旨を敷衍し違反者は死刑に處する旨通告せり。(二十八日、東朝)

▲米國の排日援助　(北京特電二十五日發)　高等工業學校にて學生の排日集會を企したるに對し警察署は强制的に之を解散せしめしに該學生等は更に米國宣教師の經營せる滙文大學に集まり治外法權を楯に憚憚淋漓たる演說を爲せり米國の排日運動煽動及援助は日に露骨となれるを見る。(二十八日日)

▲支那の對日回答　(北京特電二十七日發)　外交部は二十一日附小幡公使の抗議に對し連日軍隊警察をして學生の講演を禁じ過激なる新聞の發行を停止し又は取締を行ひ且保安維持の總統命令を發したる件を通知回答せるに小幡公使は支那政府の態度を諒とし此上共各地方に於ける排日運動及ボイコットを取締り國交を維持せられたしと述べたり。(二十八日、日日)

▲發行停止抗議　(北京特電二十六日發)　米國公使ラインシュ氏は外交部に向ひ益世報は米國人關係の新聞なるを以て之を禁止し又は差押ふるを得ずと抗議せるも支那警察廳は一昨年益世報の編輯兼發行者を米國人の名義に書替えとせし際外國人の新聞營業を許さずとて之を拒絕せる事あり全く支那人の所有と看做し居れるを以て他國の干涉を容れられざる旨回答せりと傳へらる。(二十八日、日日)

▲馮玉璋排日演說　(二十六日長沙特派員發)　常德に在る第十六混成旅團馮玉璋は軍隊及び學生を練兵場に集め悲憤慷慨的時排日演說を爲せりと(二十八日、東朝)

▲各省に排日を戒む　(二十六日北京特派員發)　政府は各省に宛て青島問題發生以來輿論沸騰せるが政府に於ては全力を盡して之に當りつゝあり日支兩國は夙に親善の關係あり然るに今回蕪湖上海等に事件發生せるは全く外人の煽動に據るものにて各地方は宜しく治安を維持し日本商人に對し不都合のことあらしむ可からず若し亂行するものは嚴重に處分す可し地方當局は嚴重に注意し國交を厚くすべしと通電せり。(二十八日、東朝)

▲排貨は自繩自縛　(二十五日奉天特派員發)　視巡閱使の日貨排斥に對する意見を聽くに歐洲品の輸入全くなき今日日貨を排斥せば忽ち日用品に差支を生じ且內治外交多難の際益對外感情を害するは自繩自縛に等しと若し排貨排動を爲す者あらば是等の困難を無視するもの故嚴罰を加ふべし學生の輕舉盲動は是亦冒語同斷なり假借すべからず二十三日奉天商務總會の排貨檄文を配布したるを聞き旣に叱責之を中止せしめたるが其他各種各團體より送り來れる排日煽動通告に動かされて過般來密に會合せる者に對しても今後は之を禁止したれば奉天に於ては必ず無事平靜なるべし只自分の最も憂慮する所は是等排貨風潮に伴ふ人心の動搖なり近來思想問題は世界的危險化し爲に最近政府は財政窮乏し軍費も支給する能はす各地の軍隊には三四箇月も俸給の支拂をも停止され居るもの多きを以て是等軍隊が一朝過激なる暴動を起す事ともならば由々敷一大事にして支那の危險は目前に迫り居るものゝ如し云々(二十八日、東朝)

▲林長民氏辭職裁可　(北京特電二十七日發)　林長民氏は外交委員會主任を辭職し政府は之を裁可したり其理由は學生暴動並に排日運動に關係して日本の抗議を受けたるに依るものなり。(二十九日、時事)

▲唐督の青島論　(北京特電二十七日發)　雲南督軍唐繼堯氏は廣東軍政府參衆兩院徐總統各省長各鎭守使各省議會及新聞社等に通電し支那の青島還附要求は正當なり日本が種々の特權を保留せんとするは之れ暴を以て暴に代ふるものなりと云へり。(二十九日、日日)

▲常德排日熾烈　常德に於ける排日運動激しく甚だしきは兵士の內にも日貨排斥を唱ふるものあり本邦商店に夜間排日の貼紙を爲し又學生等は日本汽船に乘る旅客を妨害する者あるより我領事は嚴重取締方を申出でたり。(長沙發外務省着電)。(二十九日、日日)

▲蕪湖事件謝罪　蕪湖事件に就き日本領事交涉の結果支那官憲に於ては深く今回の出來事を遺憾なりとして二十日夜蕪湖知事警察署長連名の告示を出し排日的暴動を嚴重に戒め更に市中に貼出したる檄文を撤去せり日本人の住宅附近には警官を增派警戒し居れり事件の交涉に關しては支那側に於ても誠意を以て其非を認め損害金を支拂ふは勿論謝罪、加害者の處罰等は誓つて之を行ふべしと回答せり。(南京發二十八日外務省着電)。(二十九日、日日)

▲蒙古代表者會議　(哈爾賓特電二十七日發)　イルクーツク電來電

チタに於て東南部の蒙古の代表者會議ありブリヤート代表者も之に參加したるが會議の結果ブリヤート政府を組織し蒙古軍を編成するに決したりといふ（二十九日、日日）

▲常德邦商掠奪（二十八日漢口特派員發）湖南省常德來電——常德に於ては二十六日午後九時日本人商店三軒掠奪さる。（三十日、東朝）

▲間島檢擧無効果（二十九日間島特派員發）日支官憲共同にて檢擧に向ふる排日學校明東、正東の兩中學校は我官憲の出動を豫知せるもの、如く特に閉校し家宅捜索をなせる際證據物となる書類は見當らず又義に不法監禁に會へる李朝鮮人居留民會長も行方不明なり要するに今次の擧の効果なかりしは支那側の內密に前以て同校に通知せるものと察せられ今更ながら支那側の誠意を疑ふの餘地ありとす。（三十日、東朝）

▲排日事件再警告（北京特電二十九日發）昨日は各國公使の外交總長に定例會見日なるが小幡公使は陳代理總長と會見し滿鐵事件を始め各地の排日に對し更に警告する所ありたり。（三十一日、時事）

▲英國牧師負傷（北京特電二十八日發）陝西省にては宣教師二名北軍の爲め過つて負傷せしめられたりとの報あり英國公使は二十八日外交部に損害賠償を要求せりと。（三十一日、日日）

▲西藏問題の交涉（北京特電二十九日發）西藏問題に就き英國公使は支那の多事の際に乘じて解決を爲す可く屢に支那に對し交涉再開を求めたるも支那側は尙ほ一同英國公使と意見の交換を爲す可きことある可きも交涉は將來に讓る方針なりと。（三十一日、時事）

南北情勢

▲北方態度强硬（北京特電十五日發）徐總統は十四日午前十時段祺瑞氏及參衆兩院議長と緊急會議を開き南方の新提案を討議せるが南方が外交緊急の際を利用し强硬の主張をなすと憤慨し某總長は直に朱啓鈐氏の引揚を訓電せよと激昂せしも結局朱啓鈐氏に第一項山東問題不承認は政府も亦同意見なるも他の日支密約廢止、國首懲罰、參戰軍解散、督軍免職、議會恢復、最高政治會議新設、徐世昌氏を臨時總統となすの七條件等は絕對に反對にて若し南方が反省せざれば會議を中止せよと訓電せり。（十六日、日日）

▲北方代表辭表文（上海特電十五日發）十五日夜半北方代表は公報を發表せるが是れ即ち北方總代表朱啓鈐氏以下各代表の連名にて北京の徐總統及び錢總理に宛たる辭表電文なり曰く

十三日朝正式會議を開き國會問題を議せしに唐紹儀氏は前總統黎元洪氏の民國六年六月十三日公布せる國會解散命令を取消し民國六年の國會に其職權を自由に行使せしめんとするの點を提議せり之に對し吾等代表は同意する能はず而して唐紹儀氏は辭意を表し軍政府に別に彼に代る人物を任命せんことを要求す可き旨明せり吾等代表は彼等に對し力を盡して國家多事なるを告げ此問題を討議するに就き辭職せざらんことを以てせり然れど彼等は吾等の意見を容るゝ餘地を有せずとなす是れ即ち遺憾とする所なり其使命を行ふ可く任命せられて以來既に數ケ月を盡せり西南代表との會議に於て和平解決を爲すの目的を達する爲め虛心坦懷なる態度を執り政府が和平を成立せしむるの誠意を常に心に持ちたるも不幸にして非才時局を適當に處置する能はず遂に何等の結果を齎さず我等代表は政府の委託せられたる任務を遂行する能はず失敗せるのみならず又國民の豫期を滿足せしむる何事をも議す能はず徒に時日を徒費せるのみ之に對し吾等代表は責任を負ふ可きものとす故に吾等代表は茲に辭表を提出し且つ和平會議を行ふに際し適任賢能の士を任命せられんことを乞ふと。（十六日、時事）

▲南方提案八箇條（上海特電十五日發）十四日南方代表は十三日の會議經過報告を公表したるが南方の讓步的提案及び說明として唐紹儀氏の述べたる處大要左の如し

一、山東問題の條件を承認せずとの意を表示する事山東問題は我國の存亡に關するを以て巴里代表に署名すべからずと電報するに止めず之を承認せざる旨の表示を爲さざれば將來取るべき手段なきに至るべし

二、中日一切の密約は一切無効なりと宣布し並に當時密約に關係ありし人を嚴に懲らして國民に謝すべし

三、參戰軍速防軍を立處に撤廢すべし

四、罪跡明かにして民情に合はざる督軍省長は免職すべし

當に就き密議し結局左の如く決定し段祺瑞氏も間接に之に同意を表したり

第一　南方に對し局部的講和を開始す

第二　北方代表は辭職後上海を引揚げしむ

第三　岑春煊を兩廣巡閲使となし且李根源の統率する雲南軍を巡閲使の基本軍隊となす

第四　廣東實權は莫榮新の位置を承認す

第五　唐繼堯に上海會議要求額だけの軍費を償還す

第六　陸榮廷とは別に交渉す

第七　局部的討伐の必要ある場合は之を實行す。（二十日、日日）

▲北方代表慰留を電請　（上海特電十九日發）　全國和平聯合會は又もや北京大總統國務院に宛て南方の代表留任を命じたるは尚ほ和議を圖るの誠意あるや知るに足る北方も亦代表を留任せしめ和議を繼續するに努められたしとの意を電報したり。（二十日、時事）

▲軍政府唐態度是認　（十九日上海特派員發）　廣東來電――廣東軍政府は十六日政務會議を開き唐紹儀の和平會議に提出せし八箇條及び唐紹儀等の辭職電報に就き討論せるが右の八箇條を承認し南方代表全部を留任する事を決議し既に此旨電報を發せり尚政務會議は十七日も會議を開き現在の局面に對する方法を討論せり。（二十日、東朝）

▲南北互讓を望む　（上海特電十八日發）　在上海北京直隸江蘇浙江安徽各省の人々は昨日廣東軍政府及び北京政府宛にて上海和平會議を維持し双方互に退讓し委曲全きを求め國の爲め一方の私の利益を犧牲とし代表に全權を與へ之を制肘するなく民意に從ひて和議を成立せしめ早く國家の統一を圖り一致して外に對するを得せしめられたしと電報せり。（二十日、時事）

▲段氏の出廬を促す　（奉天特電十八日發）　北京學生の暴動以來内閣の動搖を來せしも錢總理は結局留任に決したるが之に就き張東三省巡閲使は段祺瑞氏に對し左の密電を送れり

南北戰爭は段祺瑞内閣當時に其端を發し段の出廬以來南北の爭益々甚しく和議今や破裂せんとす錢内閣動搖して國會之を繼ぐ能はず惟ふに洋内の事は段祺瑞にあらざれば之を處理する能はず即日出山して大局を維持し狂瀾を既倒に回すべし。（二十日、日日）

▲各學校代表者決議　（北京特電十七日發）　十七日北京大學に於て各學校の代表者より左の決議をなせり

一、政府に請ふて蔡元培傅增湘の復職をなすこと

二、學生の開會演説に關し治安を妨害せざる限り干渉するを得ず

三、曹汝霖、陸宗輿を處罰すること

右決議中少くも政府は半數以上之を採用せざれば學校自ら解散するに決せり（二十日、時事）

▲北市政府諦めず　（上海特電二十日發）　北京政府は四南閣省に對し決して戰ひを主張せず和議斡旋をなすべしと電報し又各省に通電し和平會議の缺裂の事情を告ぐると共に外交緊急なるを以て速に内爭を止め共に補救の途を講ぜられたしと云ひ李純氏に對しても四閣に對しても八箇條を取消し誠を開きて意思の疏通を計らんことを電報せりと

（北京特電二十日發）　國務院は十九日廣東軍政府七總裁に宛て南方代表は八箇條の兇暴なる要求を爲せるが徐總統は平和統一に對し頗る熱心なるを以て之を以て和平を破裂せしむるを欲せず南北共同して時局を救ひ全功を遂げんことを希望すと打電せり。（二十日、日日）

▲各軍異動差止　（二十一日北京特派員發）　和議決裂後前線の各軍に此際移動せざることを命ぜるが二十一日參陸辨公處も亦左の如く各路の軍隊に命令を發せり

一、現在の駐屯地より撤退又は前進すべからず一切粗忽の行動を許さず宜しく現狀を嚴守すべし

二、討會を超ゆるを得ず

三、未た撤退せざる兵卒は暫く撤退を見合すべし。（二十二日、東朝）

▲和議續開先決問題　（二十一日北京特派員發）　錢總理は朱總代表並に各省長官に向ひ政府は和議續開の先決問題として

（一）南方が正式に徐氏の總統たることを承認する事

（二）政府は再び戰爭を開くを欲せず出來るだけ早く和議の續開を希望する事

（三）北方代表は暫く南京に止まり南方の態度如何を見て去就を決する事

（四）内閣唯一の使命は和議を成立せしむるにして輕々しく辭職を許さざる

方針なる事を打電せり。(二十二日、東朝)

▲和議根本條件提示　(北京特電二十一日發)　政府は二十日王芝祥氏を經て陸榮廷氏に對し和議に對する根本意見として左の四條件を提出せり

一、相當の地位維持

二、國會問題は南北兩方面を考慮すべし

三、北方の邊防計畫は從來通り進むこと

四、人物任用は干渉を許さず。(二十三日、時事)

▲李純王占元斡旋　(二十一日上海特派員發)　江蘇督軍李純及湖北督軍王占元は上海の和平聯合會に對し兩督軍協議の上廣東及び北京政府に對し互に讓歩して轉換し和議を結ぶやうに電報せること及び彼等も依然として和平を圖るに努力すべしとの意を致せり。(二十三日、東朝)

▲武力解決主張　(北京特電二十日發)　和議破裂に關し政府の諮問に對し張作霖氏及熱河都統姜桂題氏は武力解決の外なき旨返電せりと。(二十三日日)

▲和平統一促進　(二十一日北京特派員發)　二十一日の大總統令を以て和議停頓の狀況を報道し「唐紹儀の提出せる各條件は外は國交に干渉し內は國法を動搖し法理に牴觸する所多く無事和平を促進する本旨にあらず政府の態度は終始一貫和平の曙光是に由つて中斷するを欲せず殊に干戈再び相見ゆるを欲せず至誠の意を明かに國人に示し布も一日和平なければ則ち政治遂行すべきなし、人民の損害を蒙むること甚だしく或は臨急和平ならざれば坐して滅亡を招くに至らん、政府は協力同心和平統一を促進すべし若し南方の主張事情に悖らば自ら輿論のあるあり政府は力めて法理に遵ひ事實行ふべきを行ふに力を盡すべく國人は政府の意のある所を體すべしと」命令せり。(二十四日、東朝)

▲北方全部引揚　(上海特電二十三日發)　國務院秘書許寶衡氏は二十二日北京より浦口に到り朱啓鈐、吳鼎昌兩氏等と會見歸滬せるも要領を得ず同日午後三時半の汽車にて北京に歸れり又北方代表王克敏、李國珍氏等も北上せりと

(上海特電二十三日發)　北方代表は二十二日全部上海發北京に向け出發し朱啓鈐氏も二十二日南京に赴き李純氏と會見の上二十二日浦口より北上せり。(二十四日、日日)

▲唐氏留任請電　(上海特電二十三日發)　在上海廣東國會議員中益友社、政學會、石行會に屬する者十餘名は會議の結果唐紹儀氏其他南方代表をして留任せしむる事に一致し廣東參衆兩院、四南各省各軍に通電せる外唐紹儀氏に對しても左の意味の書面を送れり

公の意國を愛するは遠近共に之を廢ぶ近頃八箇條の提案の爲北京側の之を諒とせず和解再び停頓し時局紛糾解く可からず辭職の擧固より萬已むを得ざるに屬するも人心を顧みるに未だ死せず公理必ず隱ぶべし夙に我公を仰ぎ和平を尊び國本を維持す國會問題も支那各省各軍も亦倚重を加ふるあり努めて其職に當り辭職せざるを請ふ予等は正に世論を支持し公の後援をなすべし。(二十四日、日日)

▲南方唐氏慰留　(二十二日上海特派員發)　二十一日軍政府より來れる新派遣の秘書は唐總代表を訪問し和議の破裂すべからざる理由を述べ且軍政府が慰留の誠意を傳へ最後和議に關しては軍政府は代表と協同責に任ずるなど以て辭意を飜さんことを請ひたるも唐氏は此度の辭職の原因は八箇條の北方に容れられざる爲めにして北方は八箇條を完全に取消さずば會議を繼續する能はずと主張し殊に若し予が總代表として留まるも八箇條にして取消されずば笑ひを人に殘すのみ故に職を去るに如かずと答へたり秘書は更に其留任を求めて已まざりしかば唐氏は最後に更に再び南飜して定むべしと言へり尙同秘書は他の南方代表をも訪問せり。(二十四日、東朝)

▲政府岑を說く　(二十二日北京特派員發)　北京政府は南方主席總裁岑春煊に對し今回南方代表の提出せる八箇條は極端にして中央は到底辦理するを思はず惟ふに唐紹儀の辭職は個人の意志を聲明せるものにして決して和平の決裂を意味するものと思惟せず今回の會議は全國民の希望に基けるものにして前途樂觀望みなきに非ざれば是に由りて中斷するを冀はず公等の愛國の誠に依りて顧濶を旣倒に同し殊に艱難を救ふに盡力されたしと打電せり。(二十四日、東朝)

▲曹汝霖再辭表　(二十二日北京特派員發)　曹汝霖氏は再び辭表を提出したるが徐大總統は更に二十日間の賜暇を與へて慰留せり因に當分の間事務は曾毓仙に署理を命ぜられたり。(二十四日、東朝)

第六條　本章程は公布の日より施行す。（八・五・二六、上海時事新報）

●山東問題說帖（續）

（丙）中國何を以て歸還を要求する。

（一）膠州租借地は膠澳及びその島嶼を包括して之を言ひもと中國領土中分析すべからざるの一部分たり其他の何國に屬するかにつき未だ問題を發生せず且つ膠澳租借條約中本と主權は仍は中國に歸すとの明文あり一八九八年德國に租與せしは實に德國の侵略行爲に肇始せしにて中國は威力やむを得ざるに刦かされて之を允るせりその情形はすでに本說帖中の甲段に詳し德國戰事前あらゆる山東省內の路鑛權利も亦即ち此次讓與の一部分なり此項權利及び租借地の中國に歸還する實に公認の領土完整の原則に依據し公道の一擧たり若し仍ほ擧げて德に與へ或は他國に轉給せんか是れ中國に予ふるに公道を以てせざるなり矣。

（二）膠州租借地は山東省の一部分たり昔日德人造る所今日本據る所の鐵路青島より內地に入り棉亘二百五十四英里有餘なる者亦該省に在り該省人口三千八百萬皆志節高尙熱心愛國の民にして純粹の中華人種たりその語言文字及び孔敎の尊奉とみな他省人民と異るなくただに國籍原則に於て毫も欠缺なきのみならず亦此項原則の模範を具備せり而してその志願殷切その桑梓の德國或は他國の凌迫に免かるゝを得んと欲せるや尤も疑なし。

（三）歷史を以て之を言へば山東は中國兩大聖賢孔子孟子の誕生する所中國文化の肇始する所實に人民の聖域なり中國孔敎を崇奉するの文儒每歲跋涉して此省に至り聖蹟に曲阜に謁する者千を以て數ふ全國人民の目光此に齊集まる蓋し中國の發展此省の力多しと爲す今も猶ほ然る也。

（四）山東省人民稠密經濟競爭頗る激烈と爲す三千八百二十四萬七千の人口を以て三萬五千九百七十六方英里の地に聚集し而して衣食の源は農業に外ならず謀生自から易事に非ず蓋し人口の多きは殆んど佛國と相均しく而して地面の廣さ四分の一に過ぎずその他國剩餘の人民を容納する能はざるや亦すでに明なること甚し此地にして而して他國特殊の勢力範圍或は特別利益と關係を創立せんか則ち居民の橫被朘削を除く外他の結果なき也。

（五）たゞこれのみにあらず山東一省は中國北部經濟集權の要を具備す則ちその人民の衆は外貨の暢銷を增すべくその鑛產の饒も亦實業の發展に利あり抑も尤も此に重んずべきは將來膠州の一灣必らず中國北部外貨輸入土貨輸出の第一要路となるべきこと是れ也數百年來膠州は久しく山東省の重要商港たり該省の貨物は道を十二世紀開く所の運河に取りて此處に至り內地最重要の商場濰縣といふ者と相聯絡す膠澳北部は積淤の塞ぐ所となり膠州は今復た海市たらずと雖も青島は今山東省の海國たりその坐落する所の沿岸地位正に膠州と相同じ復た新闢の商務孔道青膠濰濟鐵路の如きものの挹注する所たり而して此路又た京津實滬鐵路と濟南に會す且つ膠澳の邊に處る膠澳は地勢屛蔽寒風の及ばざる所經年凍らず天津の北河の比すべきに非ず故に此新立商場は實に中國北部全境の商務を激載するに足る職としてこの

故なり外國勢力範圍を樹立して國際の商務及び實業を危害するに足る者は山東より甚だしきはなく門戸開放主義を維持して各國を普益する者亦山東より利なるは莫し而して最もよく之を維持する者は則ち中國に過ぐるはなき也。

(六)膠澳は中國北部門戸の一たり膠濟鐵路は濟南に至り津浦に接し直ちに北京に達すべし實に以て海より京に至る最捷の一途を扼するに足る尚ほ一途あり即ち旅順大連より奉天に至り北京に達するの鐵路是れ也中國政府は國防を鞏固にするが爲めに計り益すに他項の理由を以て久しく德人の青島に盤據するを杜絶せんと欲せしが幸にして英日聯軍の馳つて而して之を出すを得たり中國は深く此重地を自己の掌握に留めんこと願ふ也。

(七)各方面に就いて之を審察すれば膠澳租借地及び附屬權利の問題はたゞ一法の滿意解決すべきあり苟くも和平會議が此地及び鐵路等の權を以て中國に歸還せば則ちたゞに德國の肆意橫行の罪愆悉つて以て矯正さるべきのみならず且つ各國遠東に於けるの公共利益亦悉つて以て維護すべし山東人民は感覺靈敏その外人の桑梓に侵入し以て政治經濟の集權を圖らんとするや乃ち厭惡して且つその厭惡の意を表示するに憚からざる所德人の膠澳に盤據し山東に侵入するは固よりその痛惡する所即ち今日共戰の友邦が暫時租借地と鐵路とに根據するも亦その喜びざる所省議會商會の抗議を見て知る可き也他省人民亦此感を同じうす政府が人民を防範しその反對表示をして抗議に止まらしめ進んで劇烈の行動を爲さしめざるは頗る易事に非ず見るべしその此問題に於ける感情の深きをもし歸還せずんば則ちたゞに中國と將來該租借地及び鐵路並びに他項德國權利を掌握するの國と必らず齟齬を生せん而して山東人民と該國人民との間必らず且つ尤も甚だしからん既に青島攻擊時の宣言、東亞の長久を鞏固にし和局を穩固にするの用意と相容れ難きのみならず亦英日同盟の宗旨所謂る中國の獨立完整を保ち各國在華商工業機會均等の原則を守り以て各國在華の公共利益を全ふせんといふ者と亦相符合せず矣。

(丁)何を以て應さに直接歸還すべきか。

中國政府は各項の理由を陳說し以て膠州租借地膠濟鐵路及び附屬權利の應さに完全に中國に歸還さるべきを明かにせり既に日本が德國に向つて租借權及び鐵路を索得したる後將さに中國に交還せざるべしとの意を含有せず尤も疑慮の心なし中國日本保證の聲明に對し固より深く信じて疑はず中國に完全歸還すべしといふの一節に注重する者は此舉の根本上の公道たるに人の注意を引かんと欲するのみ。

(一)抑も歸還の法二途あり即ち直接中國に歸還すると間接日本より歸還すると是れ也此二途に於て中國はその直接なる者を擇ばんことを願ふその理由の一は即ちその程序の簡單にして枝節を滋生するを致さゞるを取る蓋し一步にして達すべき者は自づから兩步に分ち作すに較べて易しと爲せば也且つ中國は諸聯盟國と共戰國との後に從ひ克捷の光榮に與かるを得たり若し德國に向つて逕直に青島及び山東の權利を收回せば則ち以て我が國家の威信を增すに足り而して聯盟國と敵愾同仇以て維持するの正義と公道の原則亦此

れに從つて益々彰はれん。

(二)中國の直接歸還を請求するは日本が德人をもつて青島より驅出せし時受くる所の犧牲と損失する所の生命帑款を知らざるに非ず中國政府人民は日本海陸軍隊が英勇慷慨以て隣國を助くるの舉に於て實に深く銘感す而して英國が歐洲戰事危急の時に於て仍ほ能く此舉を力助せし亦深く荷とす即ち其他聯盟國と共戰國の軍隊敵人と相持し兵を分ちて遠東を援くるを得ざらしめ而して此處の戰事を延長す中國政府亦その惠を忘るゝ能はず中國は山東人民青島攻陷の時聯軍の行動に因りて種々の苦楚犧牲を受けたるに鑑み愈此等援助舉動の感ずべきを覺ゆ然れども感激深しと雖も中國は終にその領土の權利が他國の戰爭に因り彼時身局外に處り而して輒ち影響を受くべきを承認する能はざるなり且つ日本固より宣言す戰爭の目的は遠東の和局をして德人の危害する所と爲らざらしむるに在りて目的既に完全達到せらる則ちその犧牲とする所ありと雖も食報の豐はすでに以て加ふるなし。

(三)中國政府は亦日本四年以來の此項租借地及び鐵路等の權利に對し軍事佔領者の地位に處れるに了然たらずんばあらず然れども徒らに戰事期內の佔領に因つて佔むる所の土地或は產業の主權を獲得する能はず之を總ぶるに暫時辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て諸聯盟國及共戰國の普通利益を綜計して之を追認或は取消すべし此次日本が租借地と鐵路とを軍事佔領せしは中國が獨墺に對し宣戰せし日より起し即ち共戰國權利に反對するの舉たり而してその鐵路に佔據するや則ち最初の時より即ち已に中國の抗議を願みざりき。

(四)中國は固より肯つて一九一五年五月二十五日に於て日本と山東省に關する條約を訂立せりその第一條に云ふ

中國政府は日後日本國政府が德國に向つて協定せんと擬するあらゆる德國の山東省に關し條約或は其他の關係に依據し中國政府に對し享有するの一切の權利利益讓與等の項の處分は概して承認を行ふ。

然れども應さに憶ふべし此約と滿洲東內蒙に關する一約及び多數の換文とは皆一九一五年一月十八日日本故なく中國に向つて提出するの二十一款要求より發生し中國政府の本と願はざる所なるも日本の最後通牒を送遞し四十八小時以內を限り滿意の答復を爲さんことを求むるを經始めて勉强して之を允るせしことを。

當時訂約の情形が中國に在つて極めて痛苦たりしを論ずるなきも之を總ぶるに中國政府は之を視て至つて多きも暫時の辦法に過ぎず必らず須らく平和會議を經て最後の修正を爲さゝるべからずと爲しその涉る所の首要問題は本と戰事の發生する所なるに因り故に最後の平和會議を舍いて滿意の解決を爲す能はずと爲せし也即ち近ろ訂する所の膠濟鐵路及び昔日德國に讓與せし他項路權に關する合同中國之に對する亦同一の看法なり。

たゞに此のみにあらざる也以上引く所の條文に就いて之を細審すれば見るべし日本未だ山東租借地と鐵路及び他項德國權利を獲得せず保證を得有せるに過ぎざることをあらゆ

る德國權利利益讓與に關する處分はもし日本と德國との協定を經ば中國則ち從つて而して之を承認すべき耳此項の保證は自づから中國始終中立し最後の平和會議に參與する能はずと設想せしに係る若し加ふるに他項の解釋を以てせば則ち勢必らず日本を指して別に用意ありと爲しその明白宣告する所英日同盟條約に所謂中國の獨立を保たんことを願ふ等の事と悖るなき能はず蓋し苟しくも中國に宣戰及び平和會議に列席の權ありと認めずんば即ちたゞにその政治獨立が發生する所の最要權利の一を認めざるのみならざる也中國既に戰局に入る則ち該約設想する所の情形則らすでに根本變改せらる故に事變境遷の法理に依據せば此約すでに復た有效ならず。

(五)進んで而して之を言へば中國は既に宣戰布告中に於て顯然聲明すあらゆる中德兩國從前訂する所の一切の條約合同條約は皆兩國が戰爭地位に立てるに因りて一律廢止されたり則ち一八九八年三月六日の約、德國之に因りて租借地及び鐵路並びに他項權利を據有せし者も當然廢止の列に在るべし而して德人享くる所の租借權利は法律を按じて之を言へば即ちすでにすでに領土の主權國に恢復せられたり即ち德人すでにその租借地等各項の權利を喪失せり故にすでに復た山東省に關する權利の他國に讓與すべきものを享有せず即ち租借の約戰事に因つて廢絕せずといふも然れども該約中本と轉租を准るさゝるの明文あり亦未だ德國の能く其他與國に轉租するを見ざる也鐵路の一節に至りては即ち一九〇〇年三月二十一日の中德膠濟鐵路章程を按ずるに本と中國國家に收回すべきの規定あり即ち含みて他國に轉讓するを准るさゝるの意あり。

中國は上列の各理由に鑒み深く信ず平和會議が中國の膠澳租借地膠濟鐵路及び山東省に關する他項の德國權利の直接歸還を要求するに對し必らず能く認めて法律公道に合するの擧と爲し苟しくも完全に此項の要求を承認せば則ち中國政府人民は諸國の秉公好義の精神に對し必らず永く感激涯なかるべく而して日本に對してや必らず且つ尤も甚しからん此の一擧やたゞに日本と諸友邦の維持せんことを願ふ所の中國政治の獨立と領土の完整とが藉つて以て鞏固なるのみならず遠東長久の和局も亦此の新保證に藉つて益々堅からん矣。(八·五·九、晨報)

附件目錄

一、一八九八年三月六日中德膠澳租借條約
二、一九〇〇年三月二十一日中德膠濟鐵路章程
三、一九〇五年十一月二十八日中德高膠撤兵善後條款
四、一九一四年九月三日中國外交部照會北京各國公使爲宣告劃出行軍區域事由
五、一九一四年九月二十七日中國外交部照會北京日本公使爲抗議違犯中立事由
六、一九一四年九月三十日中國外交部照會北京日本公使爲抗議佔據膠濟鐵路事由
七、一九一四年十月二日北區域之通知事由
京日本公使照會中國外交部關於佔據膠濟鐵路之抗議事由
八、一九一四年十月九日中國外交部照會北京日本公使爲再

行抗議佔據膠濟鐵路事由

九、一九一五年一月七日中國外交部照會北京英日兩國公使爲通知收消行軍區域事由

十、一九一五年一月九日北京日本公使照會外交部聲明不能承認取消行軍區域

十一、一九一五年一月十六日中國外交部照會北京日本公使爲關於取消軍區域事由

十二、一九一五年一月十八日日本之二十一款要求

十三、一九一五年五月七日日本送致中國之最後通牒

十四、一九一五年五月七日日本最後通牒之說明書

十五、一九一五年五月八日中國答復日本最後通牒

十六、一九一五年五月二十五日關於山東南滿東部內蒙之條約及各換文

十七、一九一八年九月二十四日中國與日本所訂關於濟順及高徐兩鐵路之草合同

十八、一九一八年九月二十四日中國駐日公使照會日本外部爲處理山東省各問題事由

十九、一九一九年九月二十四日中國駐日公使與日本政府換文附滿蒙四鐵路草合同

地　圖

第一圖　青島山東省鐵路形勢之重要

第二圖　山東省及中國沿海

（完）

●段祺瑞と外交問題

段祺瑞氏外交問題に對し各省に發電して意見を表示せり其文下の如し。

歐洲和約の事當局最後の主張はすでに電達せり青島問題に願干兩使直接交還を爭執せり國家力あり未だ嘗つて是ならずんばあらず知ることを要す英日青島に戰ふ時我が國尙ほ中立に在り英日現在の國力を以て我れ一筆抹煞せんと欲するも得んや乃ち此の問題を以て一般青年學子をして人の利用する所と爲らしめ學を能め時を費し青島を爭執す法網を縱蹈し國交を犯して顧りみず風靡一時之を愛國と謂ふ噫我が國此の如く大多數人民の愛護さるありて而して國竟に强からず中必らずや故あらん瑞曾つて記す外蒙問題に政府磋商すること四閱月にして國家完全の領土となれるを瑞時に總理を代理し國會に到ること十三次利害を詳述し並びに告ぐるに蒙局將さに變せんとす竟に通過せざれば後訂の約は前に視て如何といふを以てせるや亦默爾として息む德奧に對して宣戰するや抗議絕交は則ち國會を承認せしも宣戰は則ち通過せず瑞國家の存亡に關係するに因り責任の在る所力爭止まず遂に運動して瑞の職を能め並びに憲法草案をもつて總理の職を免ずるは署名を用ひずとの一條を申添せり瑞個人に對しては姑らく論せず天下萬國此の法律ありや否や遂に復辟を引起し以て民國を亡ぼす此れ愛國か禍國か嘗さに能く之を辨ずべし一般學子の愛國心ある誠に喜ぶべく嘉すべし瑞更に一言を進めて曰く嘗さに心を養して學を本とし養うて成材と爲れと將來政治工商實業を鼎新し以て國本を强うせば則ち可、人の慫慂を受け徒らに囂張の氣を長じ已を誤まり國を誤まるは則ち不可なり歐約もし簽字せずんば國際聯盟加入する能はず得る所の有利條件一切放棄せ

んか又恐る外蒙宣戰の事の如く愛國を借りて以て國を禍するが如からんを瑞の政事を聞かざるや久し矣本と應さに曉瀆せざるべし然れども國家の利害と關するあり未だ敢へて緘默せず諸公は皆封疆の大吏眞知灼見素ゝ佩仰さる所治安を保持し政府を贊襄する固より鄙人の贅詞を待たざる也祺瑞敬印。（八・五・二八、順天時報）

財政經濟

●漢粵川鐵路督辦　五月十五日大總統令、曾毓雋を派し漢粵川鐵路督辦を兼ねしむ此に令す。（八・五・一八、上海時事新報）

●鐵路案と中英公司　鐵路統一案沈寂久し矣距んぞ料らん中英公司巴里方面に在りて又た此案を重提するの主動者となり力めて近行を謀らんとは中英公司の提議する所は鐵道を統一し之を各國の共同管理下に置かんとするものにて實際は鐵路共管案たり提案の後日佛等の國の同意を得て即ち機關組織を行ひ通盤核算せんとす而して組織核算の時に在りては未だ必ずしも中國に與るに參與の權利を以てせざるものに似たり時に屆り我が國に對する關係は當然明確に規定すべきも關係の程度如何は茲に尙ほ未だ決せず惟だ我國の希望條件は當さに我れなり之に向つて提出すべく必ずしも容納せられざらんも但だ知る尙ほ許すに磋商の余地を以てせん耳。

此次提案の動機一ならず其說或は謂ふ最近交涉の某々二路權と頗る關係ありと北京國會議員陳鴻疇等新聞紙上に中國鐵路共管案が中英公司より歐洲和會に提出され並びに中英公司の陳述に據るに此次鐵路共同管理はすでに中國政府二三要人の允許を得たりと揭載せるものあるを以て質問を提出し政府に即日答覆を請求せり略に謂ふ鐵路共管は亡國の媒たり中英公司は一銀公司に過ぎず竟に亡國の條件を以て我に加ふ且つ所謂政府二三要人とは究竟何人ぞ何ぞその名を直指せざる此事政府應さに注意すべく刻下如何の對付方法かある云々。（八・五・二三、民國日報）

彙報

自五月十六日至五月三十一日

講和問題

▲北京政府在佛委員に訓電　（十五日北京特派員發）十四日總統府內閣聯合會議の結果北京政府は巴里支那講和委員に宛て講和條約調印の利害を問ひ且調印の已むを得ざるに至らば講和條約中に日本をして青島を還附すべき旨の文句を挿入せしむる事を最後の手段として努力するやう訓電を發せり。（十六日、東朝）

▲鐵道管理問題訓令　（北京特電十三日發）國務院は十一日陸徵祥氏に電報を發し巴里に中英公司と自稱するものあり支那政府の委託を受けたりと稱し講和會議に鐵道協同管理案に關する意見書を提出し列國委員の贊同を求むとのことなる由なるも政府は更に之を關知せず若し斯くの如きことあらば斷じて看過し得ず各國委員に向つて此旨聲明す可しと訓令せるが此電報と前後して陸氏よりは鐵道協同管理案に關する支那國內の狀況を質問し來りたれば國務院は十三日午後更に返電を發し鐵道協同管理に關する外交委員會の提案交通亂及び各方面の之に對する反對案の內容詳細に報知せり。（十二日、時事）

▲調印是非論議　（北京特電十四日發）十四日總統府會議に於て外交問題を討議せるが閣員中巴里平和條約調印不調印の二派に分れ靳雲鵬、劉冠雄、龔心湛氏等は平和條約は支那が調印せざるも何等の影響を受けず却て支那は調印せざる爲該平和條約により得べき權利を機性に供せざる可らず故に寧ろ之に調印し日本に向つては其宣言を守り青島を還附せん事を要求し各國に對しては未提出の治外法權協定關稅の撤去運動の主張を援けん事を求むべし是目下の實狀なりと主張せるに對し錢總理は屢に政府は在巴里の陸全權委員に對し調印反對の旨を訓電し同全權委員も折角其方針にて爭議中にて各國委員との間に意見交換中なれば今に於て政府より調印すべき旨の訓電を與へ若くは其意嚮を國民に發表する事は尙早にして且困難なる事なれば陸委員の返電を得たる後態度を決定すべしと述べ陳外交總長代理は政府は是非調印すべからずと訓電し今又方針を改むる能はざるも利害を考察するに頗る複雜なる關係に在り調印不調印を簡單に定むる能はず尤も最上の策は山東問題を平和條約中に挿入せざるやう英佛米に運動するに在り萬一目的を達せざる時は別に方法を講ずべし未だ調印を承諾する時期にあらずと述べ總統は之に贊成せり尙高徐濟順兩鐵道借款契約修正の件支那鐵道共同管理案等を付議して散會せり會議の經過を見るに大體に於て調印の已むなきを覺りたるが如し。（十七日、日日）

▲青島問題訓電　（北京特電七日發）政府は七日朝左の電報を發表せり曰く四日國務院より陸徵祥氏に對して青島問題に就きては獨逸より直接還附を主張す若しこが出來ずば還附期限を定めて英米佛日伊五國が暫く之を收め置くを以て最後の讓歩と爲すや委員は此旨を諒して其目的を達する樣努む可しと。（十七日、時事）

▲支那委員窘窮す　（巴里特派員十三日發電）講和條約調印拒絕を求むる電報幾百通となく支那講和委員の許に着しつゝあり若し彼等にして調印せば其生命に危險あり可く若し又調印せずんば國際聯盟の外に立たざる可からざる可し。（十八日、時事）

▲外交經過公表　（北京特電十七日發）支那政府は外交問題の經過に關し獨逸の青島占領より筆を起し二十一箇條調印に及び當時外交次長たりし曹汝霖駐日公使たり陸宗輿兩氏が力を盡し日本をして支那の命脈に關源する第五項を取消さしめ對獨宣戰の際も陸宗輿氏は日本に赴き朝野有力者と交渉し曹汝霖氏亦內にありて之を援けし事を述べたる後今回巴里會議に於て支那委員は民國四年の日支條約を廢止し獨逸より直接青島を還附せん事を要求し頗る聯合國の贊成を得たるも日本は極力之を爭ひ遂に三國會議にて改めて五大強國の共同管理と爲す議起れるが日本尙之を許さず又改めて日本は青島の主權一切を支那に還附し日本は一部分の經濟的權利及特別居留地を獲得すべしとの案出でしも日本は又之に贊成せず既に平和讓備條約文には日本をして關

逸が有せし山東省の各種權利を繼承する氣勢あり政府は全權委員に命じて極力之に反對し饒岡の策を取らしめ若し此條文に照し別に圓滿の途なければ斷じて承認を與へざる決心なり外交の風雲は深刻にして憂ふべしと全權委員等の失敗にあらず又曾禰、章宗祥兩氏の爲にあらずと述べ更に濟順高徐鐵道借款は當時日本が山東鐵道を占領し日本軍隊沿線に充滿し坊子に民政署を設け屬其撤廢を交渉するも効なく且當時軍費政費の財源なく歐米各國より借款する能はざる事情にありしを以て兩鐵道讓渡契約を結び日本軍隊撤退民政署廢止の交換條件を得たり且該契約たるや鐵道線路は臨時假定的のものにして第二條に該線路の變更を爲し得る事を規定し獨逸の利權を繼續せしめしにあらず又二十一箇條關係當時の財政總長曾汝霖氏と駐日公使章宗祥氏は事に當りて盡力せしが憤例を破り借款全額を受取り割引を爲さゞりき此契約と青島問題とを混同するは誤りなりと結べる長文の說明書を公表せり。（二十二日日日）

▲參議院秘密會決議　（北京特電二十一日發）二十日午後參議院秘密會を開き外交問題質問のため外交次長の出席を求めたるも次長は偶々國務多忙にて手放し難しとて臨席せざりしかば結局議員等は左の決議を爲せり

政府を警促して一面には速に外交方針を闡明にし一面には巴里委員に支那の主張を飽迄爭はしむ。（二十三日、時事）

▲支那無條件調印　（二十四日北京特派員發）在巴里講和委員陸徵祥より山東問題を保留して講和條約に調印することは絕對に不可能なる旨急電ありたるに對し北京政府は二十四日閣議の結果無條件調印すべき旨訓電せり（二十五日、東朝）

▲粵漢線の獨權利　（二十五日北京特派員發）粵漢鐵道の獨逸の權利に關し露に英米佛三國より是が繼承を支那政府に交渉せるに對し支那側よりは支那政府に右權利を繼承せしむるか又は英米佛が繼承する場合には支那に百五十萬磅を交付するか二の方法以外承諾せざる旨を回答せり右に就き英米佛三國は更に支那政府に對し支那の回答に滿足せず三國銀行資本家に再協議を爲したる上改めて交付すべき旨主張せり。（二十八日、東朝）

▲日支協定訓電　（二十六日北京特派員發）支那政府は日本が青島を支那に還付すべき時期及び手續に就き張め日支間に協定せしむべく陸徵祥に訓電せり。（二十八日、東朝）

▲調印承認議事　（北京特電二十七日發）二十六日の衆議院は議長缺席の爲副議長劉恩格氏議長席に着き鄭万騰氏（湖北議員）の緊急動議にて外交案件を議する爲秘密會となし衆議員より國務員の出席を求めたるも賛成者少く說明を省略して討論に入り鄭方騰、吳文翀、黃雲鵬、克希克圖（蒙古議員）諸氏の演說あり鄭方騰氏より政府案中現に全權委員より講和會議に抗議を提出せるが若し右抗議にして容れられずんば政府は利害を計り平和條約草案大體に調印し唯々山東問題に對しては別に保留をなすべしとの政策に賛成する事但し政府よりは未だ條約全文の交付なければ條約全文に就ては追て討議すべしと發議し衆決の結果多數にて通過せり。（二十九日、日日）

▲無留保調印確定　（北京特電二十七日發）二十七日閣議に於て山東問題留保如何に論なく巴里講和條約に調印することに確定したり。（二十日、時事）

▲在支獨宣敎師問題　（巴里アヴァ社十九日發）獨逸代表委員等に依つて講和會議に提出されたる第九回覺書は外國就中支那に於ける獨逸宣敎師排斥に關するものなり。（二十九日、時事）

▲獨人所建物保管替　（上海特電二十九日發）在來和講の會場なりし獨逸俱樂部北方代表の事務所たりし獨逸銀行の建物は獨逸人財產管理局の保管に移されたりと云ふ。（三十日、時事）

▲衆院山東問題承認　（二十七日北京特派員發）山東問題に關し講和條約に調印するや否やに就き議に衆議院に提出され二十六日の衆議院の討議は大體承認に意見一致し尙條約文の到着を待つて決定を與ふる事となれり二十七日の閣議に於て閣員全部兩院議長段祺瑞等之れに參加し無條件調印を承認するに一致したるを以て閣議にては何等議論なく正式に無條件調印を承認せり國會に提出されたる講和條約調印同意案の如きも單に形式的にして各政黨の間にも十分意志疎通し居れば政府提案の通過は殆ど既定の事實なり。（三十日、東朝）

▲段祺瑞の正論　（二十七日北京特派員發）段祺瑞は青島問題に關し意見を發表して曰く、青島戰爭の時我國は尙中立の狀態にあり日英共同青島陷落す豈に我國一片の筆の力を以て之を抹殺するを得んや而も青島の問

爲め學生等が法を犯し國家を危くす是れ愛國の志ならんや餘に對外宣戰するや國會は之を承認せず遂に予が職を免ずるに至れり學生は將來有用の才たるを期すべし徒らに妄動するは國を誤る所以なり歐洲の講和條約に加入せざれば我國は一切有利の條項を抛棄するなり予や政治に與らざる事久しきも國家の利害に關し盡力せんとす云々。（三十日、東朝）

外交關係

▲**青島問題の運動**　（北京特電七日發）國民外交協會の林長民氏等は其主催の國民大會禁止されたる爲め本日午後私かに北京商務總會にて各方面の代表約二十名と會合し左の件を決議して全國に打電せり

青島問題に就ては全國相一致して飽くまで其目的貫徹に勉むること。（十六日、時事）

▲**學生の會合取締**　（漢口特電十四日發）學生取締に就きては官憲の壓力あるも外國人の學校には事ゝ干渉の力なく學生の會合は常に是等の學校に於てし各方面への電報も取締嚴しき爲め多く米國領事の手に依りて發しウイルソン氏への電報は米國教師の起草に係り文華大學は七百元の運動費を支出せり無經驗の青年に對する仕業なりと識者は歎せり。（十七日、時事）

▲**支那新聞の排日問題**　（上海特電十五日發）上海の支那新聞申報、新聞報、時報、神洲日報、時事新報、民報、日報は今日の新聞紙に「弊報等は五月十四日以後日本商人の廣告並に日本船の出帆時間爲替商況を掲載せざる事を公決し特に之を通告す」記載せり當地に於ける日貨排斥其他排日運動は近時盛なり上海總商會々長副會長及全ゝ議員は皆辭職す可しと云ふ。（十七日、時事）

▲**學生排日運動繼續**　（漢口特電十五日發）十二日十八校の學生代表者は又も集會を爲し武漢學生聯合會と稱し曾軍に託して山東無條件還附を得ざれば調印を拒絶せしむる政府に要求し曾汝霖等の罪を暴露し全國に通電し日貨排斥を決議せり並に注意す可きは學生の外武昌紡績代表二十人列席せしことなり辯護士會も日貨排斥の實行を議決し省議會も山東問題に就き政府の後援を爲すを決議し排斥派の公論報は日本人に一切貨物を賣る勿れと煽動せり左れど歐米人の輕みがいなきこと略明かとなれる今日排斥實行さる可きやは疑問なり。（十七日、時事）

▲**日貨排斥否決**　（十四日漢口特派員發）武漢商務總會に日貨排斥を提議するものありしも國內紛亂商務萎靡の今日斯くの如き行動に贊成し能はずとて否決せられたり而して學生團の排日運動は今尙繼續されつゝあるも王書軍何省長の警戒嚴重の爲大事に至らず。（十七日、東朝）

▲**在米支那人暴行**　（十一日桑港特派員發）桑港支那人街附近に岡山縣人秀川元彦氏の經營せる洗濯屋は十一日支那人の襲撃を被りたるが損害一千弗以上の見込なり因に在桑港支那人等は日本人店舖に對してボイコットを行ひつゝあり。（十七日、東朝）

▲**治安維持命令**　（北京特電十四日發）十四日左の如き大總統令出づ大學生騷動以來京師警察監をして治安の保持に任ぜしめつゝあるが外交の經過に就き政府は詳疑を解くに努め居れるも謠言多く人心動搖す北京は各國使臣駐在する所特に充分に防衛し治安に努めざるべからず殊に京畿警備總司令をして步軍統領警察總監軍備警察處北京府員を率ひて共に秩序維持の責に當らしめ若し衆を集め事を繁くして鎭壓に服せざるものは法律に依り逮捕懲罰せよ各地方にては督軍省長等責任を以て治安を保つべし。（十八日日日）

▲**學生戒嚴令出づ**　（北京特電十四日發）十日左の大總統令出づ

近來民智開け人々愛國を知る是れ文化增進の徵候なり然れども國家を愛護するには必ず法律を尊重すべし學生等が誤解に依りて愛國心を刺戟し秩序を破壞し法律を蔑にするが如きは惜むべし青年學生は國民の優秀分子にして大事を知る靜肅にして補救の途を圖るべし愛國の名を以て國を誤るが如きは慎むべし今後北京の內外の各學校生徒は努めて學を勵み政治に干渉する勿れ北京にては教育部地方にては省長教育廳長等充分訓戒を與へ取締を嚴にし訓戒に服せず衆を集めて事を繁くする者あらば之を逐ひ總て成規違背其他の用を期せよ。（十八日、日日）

▲**支那政府の對日米提議**　（北京特電十八日發）支那政府は日米兩國に對し石井ランシング宣言を取消さんとを提議すべし是れ北京に在る某有力米人が此際提議するとの賢策なるを暗示したるに因るなり。（二十日、日日）

▲米國の對支策（華盛頓特電十二日發）米國政府は米國銀行家が國際的財團に加入するに當り其借款に保障を與ふべき旨公式に聲明したるか是れ米國が支那に於ける國際借款團復歸政策を執るに至れることを語るものなり米國政府は支那に於ける有ゆる勢力を利用して支那の爲めに其利益保護に任じ以て支那の富强を致し國際團體の一員として之を自立せしめ支那自身の利益を擁護するに足るだけの實力を養はしめんことを期し同時に日本に對しては日本の行動に信賴し日本が支那に對して公平なる態度に出づべきを像定しつゝあり以上は米國の支那に對する決定的政策なるが如し（二十日、日日）

▲英公使に反駁書（北京特電十七日發）支那と米國シームス　ケーリーとの間に浙江、溫州、杭州鐵道敷設權を締結せるに就き英國公使は屢々抗議せるが交通部は之に對し大要左の意味の反駁書を外交部を經て英公使に致せり

光緒三十一年締結の香港借款は已に償還濟となり從つて此の附帶條件たる本鐵道敷設權も無效に歸せり況んや本鐵道は支那の國有にして粵漢川漢の例と同じく敷設するものなれば外國が抗議する理由なし。（二十日、日日）

▲支那對蒙政策（北京特電十八日發）蒙藏院は對蒙古政策として左の條件を決議せり

一、支那人蒙古人の維新を奬勵す
二、支那內地と蒙古人との貿易を興し蒙古商人を優待する事
三、支那各省に於ける蒙古人の旅行を奬勵する事
四、蒙古內に支那語學校を設置し支那語の普及を計る事
五、蒙古人の請願を容れ經濟上の援助を與ふる事

▲日貨の非賣協議（漢口特電十八日發）漢口武昌商會は十六日各縣の商會に通電し日本品を販賣せざることを協議せしが如何なる程度まで行はるゝやは不明なり武昌の商會長は紡織會社長葉延にして有名の排日家なり（二十日、時事）

學生日貨を燒却（漢口特電十八日發）武昌の學生は決議し本日各所持せる日本品を集め燒捨つることゝせり。（二十日、時事）

▲上海商會五事決議（上海特電十九日發）上海護軍使盧永祥は國務院に電報し上海商會は五事を議決せるが

一、日本船に貨物を乘せず
二、日本紙幣を用ひず
三、日本の廣告を揭載せず
四、現在所有の日本金は期を定めて整理を爲し
五、以後日本金を輸入せずと爲せり此決議を察するに愛國の熱誠に出で且つ之を禁するに忍ならずと云へり。（二十一日、時事）

▲外人保護命令（二十一日北京特派員發）山東問題に就き人心激昂し北京政府は抑壓を加ふることを憚り居るが各地軍人敎官及び警察官に外人保護を嚴にすべしと命令せるが外人とは專に日本人を指ぜるものなり（二十二日、東朝）

▲蕪湖排日暴動（二十日上海特派員發）蕪湖に於ける排日暴徒數百名は日本商店を破壞し日淸汽船會社の住宅に侵入し器物を破壞し三井洋行の住宅をも包圍せしが支那軍隊出動して保護せり日本人七名此が爲に負傷せり。（二十二日、東朝）

▲漢口に學生の排日運動（漢口特電二十日發）十七、八の兩日、學生代表者連は督軍省長を訪ひ國貨提唱の印刷物の發行を許し學生及び電報に對する干涉を解き講天演說、示威行列を許すことを要求せり講天演說、示威行列のみは許されざりしが之にも拘らず學生連は此日、種々不穩なる排日の文句を記せる旗を押立て會場を進行し城內の空地に會合し所持せる日本品を燒き棄て激烈なる演說を爲せしが警察之に干涉せざりき蓋し王督軍等は思ふ所あり頗る干涉の手を緩めたるが如し。（二十二日、時事）

▲學生同盟休校（北京特電二十日發）北京大學外十八校の生徒約一萬名は外交の失敗學生の暴動に對する政府の處置の不法なる事、敎育總長傅增湘、北京大學長蔡元培兩氏罷免反對等の理由に依り十九日より同盟休校をなし其他中等程度の諸學校も二十日より之に倣ふべく日本留學生にも同盟休校を爲すやう煽動的電報を送る筈。（二十二日、日日）

▲孫洪伊日支論（二十一日上海特派員發）孫洪伊の談に曰く今次の外交失敗に擧國奮激し靑島の返還を叫ぶ、されど日本の對支侵略政策の範圍は廣汎にして靑島に止まらず二十一條要求、軍事協定、七鐵道其他各種借款の如き我國權國土を侵略する事靑島に千萬倍せり此等條約の實行さるゝ時は支

那は悉く日本に包圍さる假令青島を得るとも詮なし支那が青島一地を爭ふは北京政府と日本の衝中に落つるものなり將に具體的に完全に辦法を定め舉國一致目的を遂せざれば止む可らず予の意見左の如し

（一）二十一條の取消（二）七鐵道條約取消（三）自ら青島を回收し日本の獨逸の膠州灣に於ける各種權利繼承を承認せず（四）軍事協約の取消（五）電信電話鑛山回收、實國借款契約の取消（六）日本の軍國主義大陸侵略主義を排す夫れ侵略政策は日本少數の官僚武人の一時の私利に因るものにて國民多數は其禍を受く故に日本に反抗するは支那を救ひ將た日本國論を援助するものなり且東亞の亂源を除く日本の有識者は之を了解し居れり支那國民は永久之を堅持して渝る勿れ善を爲して止まずば支那の幸ひなるのみならず東亞和平を保護し間接に世界を保護す是支那國民の天職なりと。（二十三日、東朝）

▲排日熱益〻猖獗（北京特電二十一日發）支那に於ける平和條約反對熱は漸次惡性なる排日運動に變化しつゝあり十九日學生及暴徒は安徽省蕪湖の日清汽船會社を襲ひ邦人數名に重傷を負はせたるが就中芝罘に於て最高潮に達し警察署長等も滿場に立つて青島回收日貨排斥を絶叫し今後排日熱は益猖獗となるべき模樣なり。（二十三日、日日）

▲對日經濟戰布告（芝罘特電二十一日發）本日外交後援會創立總會を開き商務總會長會長に擧げられ席上激烈なる排日演說ありたる後排日實行方法として飽迄日本に對し經濟戰を行ふ事を議決せり又綿糸業者、雜貨商等も同業會を開きて日貨排斥を決議し工業振興會亦本日正午同趣意の下に大會を開く筈なり之には勿論英米人の煽動後援あるも平素の排日思想が此機會に發露したると一には日本が煙雜鐵道に對し優先權を有する爲支那人自ら之を敷設するを得ず同鐵道數設されざれば芝罘は衰亡に至るべしとの憂慮が此對日反感となりて現れたるものの如し。（二十三日、日日）

▲長沙排日瀰漫（長沙特電二十一日發）上海の和議停頓以來排日の風潮漸次瀰漫し來れり未だ取引上にはさしたる影響現れざるも日本人關係の支那人は何となく肩身狹き傾向を有する觀あり爲に當軍は特に注意を拂ひ集會の如きは禁止し居れども日貨排斥の檄文は日々配布され新聞も排日記事を掲げ漸次地方に波及する形跡あり。（二十三日、日日）

▲暴動取締訓令（北京特電二十一日發）北京政府は過般學生の暴動に鑑み二十一日各省に向ひ左の訓電を發せり

北京に於ける學生の暴動は常軌を逸せる行爲にして既に裁判に付し處罰する事となれり各省學生北京に做ひ演說會を催すもの多き由なるが偶〻人の煽動又は附和に據り外交上の重大問題を惹起する慮れあり各省長は外人に對し充分保護を加へて怠る勿れ。（二十三日、日日）

▲西藏問題交涉（北京特電二十二日發）英國公使ジョルダン氏は二十一日支那政府に向ひ速に西藏に對する英支間の懸案を解決する爲交涉開始を要求せり西藏問題は英、支、藏間に存する年來の懸案にて曩に陳貽範氏と英國委員との間に締結せし條約あるも實施に至らず支那側は外蒙古に做ひ自治區域となさんことを希望し且四川省と西藏との境界問題も相應に纏綿し之が爲昨年來西藏軍との間に戰爭を交へたる程にて支那側は受動的不利の立場にあるを以て會議速開を望まざるも取敢ず西藏辦事長官陳毅及川邊鎭守使陳遐齡兩氏に向ひ意見を提出せよと訓電せり尙會議地點に就て英國側は印度を主張し支那側は北京又は倫敦を希望し居れり。（二十四日、日日）

▲西藏交涉不應（二十二日北京特派員發）先年來英支間の懸案となり居れる西藏自治及支那西藏との劃界問題に就き最近英國側より支那政府に對し交涉開始の希望を通告し來りたるが支那政府は內外多事の折柄とて當分之が交涉に應ぜざるべし。（二十四日、東朝）

▲對支聲明交付（二十二日特派員發）二十二日北京日本公使館より內田外相の對支聲明書を支那外交部に交付せり。（二十四日、東朝）

▲小幡公使抗議（二十日北京特派員發）蕪湖の暴動に對し日本公使より支那政府に抗議を提出したるを以て支那政府にては直に倪安徽督軍に打電し事件の眞相を報告するとを命ずると共に暴行者を逮捕し今後警戒を嚴にすべく命ぜり尙北京學生の排日風潮は連日止まず之に對する當局の取締緩慢なるより小幡公使は日頭域は文書を以て嚴支那政府に抗議する所ありたるも支那政府は尙何等斷乎たる處置を執らず全然放任しつゝあり公使の抗議に對しては單に外人保護の命令を發布してお茶を濁さんとするものゝ如く支那政府の無力無責任驚くの外なし。（二十四日、東朝）

▲蕪湖暴徒の嚴罰（北京特電二十二日發）倪嗣沖氏は國務院に對し蕪湖の暴徒を詳細に報じ事此處に至れるは全く政府の北京に於ける學生の行

動に對する處置緩慢なりしによるものなりと責め蕪湖の暴徒學生に對して嚴重に處分する旨述べ來れり。(二十四日、時事)

▲排貨運動波及　(二十一日長沙特派員發)　野心家の煽動に依り排日的空氣は次第に濃厚となり來れり未だ取引上にさしたる影響現れ居らざるも日本人との親和は著るしく妨げられつゝあり數日前まで官憲の注意の爲め國貨維持の名を以てせしが昨今は明かに日貨排斥の名を以て漸次地方に波及し來り湘潭の如きは基督教系の學生先驅となり日貨排斥を強ひつゝあり。(二十四日、東朝)

▲駐日公使後任　(北京特電二十二日發)　外交部參事施履本代理公使たる事は政府部内にては既に内定し居れるも現任代理公使莊璟珂氏(氏は目下留學生暴行事件に關し辭表を提出中なり)進退未だ決定せざる爲發布の時期に達せずと。(二十四日、日日)

▲警告的抗議　(二十三日北京特派員發)　小幡公使は學生の排日運動取締に關し二十日附を以て支那政府に左の警告的抗議を提出せるが支那政府より未だ何等の回答なし

去る四日北京に於ける學生騷擾事件發生前外交協會幹事長林長民は山東問題に就き殊更不穩の語辭を某紙上に寄せたるは故意に煽動の趣意に出でたること明かにして留來排日的風潮は各地に波動し底止する所を知らざる有樣なり山東問題に關しては大正四年日支交換文あり責任ある兩國當局の間に十分諒解を得たるのみならず巴里に於ける牧野男の聲明並に最近内田外相より重ねて聲明されたるにも拘らず政府に於て何等の取締を講じたる形跡なく放任さるゝは最も遺憾とする所なり殊に國民自決會其他の名義を以て發表せる言辭の如き友邦國を目して敵國人に對するに異らざるものありや斯の如き風潮にして放任されんか延いては兩國將來の國交上意外の不詳事を見るに至るやも測り難し支那政府に於ては兩國友交の關係に鑑み迅速に是が取締の方法を講じ且何分の回答あらんことを請ふ二十五日、東朝)

▲責政府に在り　(二十三日北京特派員發)　蕪湖に於ける日本人暴動に關し北京政府より倪嗣沖に眞相取調を命令したるに對し倪嗣沖は北京政府暴行學生の取締を寛にしたる結果惡影響を學生に及ぼし蕪湖事件も其一例に過ぎずとし却て北京政府を戒め何故に北京に於ける惡風潮を取締らざるやを責め來れり。(二十五日、東朝)

▲山東國民大會差止　(二十三日北京特派員發)　山東各地に國民大會を開かんとするの報に接し國務院にては二十三日山東督軍省長に宛て時節柄事端を醸す虞ありとて開會を嚴禁すべきを命ぜり。(二十五日、東朝)

▲日貨排斥擴大　(二十三日上海特派員發)　日貨排斥運動の風潮は益擴大するのみにて形勢の重大を加へつゝあり商工團體は日々日貨排斥の決議を爲すもの續出し組織的に永續の基礎を堅めつゝあり支那商店の日貨を賣らざる旨廣告する者多く一方國產品の製出消費を鼓吹し居れり二十二日開かれたる支那金融業者大會の如きも日本紙幣を受取らざること直接日本商人と取引する者とは取引せざる事當業者は國產品を使用すること等を決議したるが救國義勇團と稱する團體は金融業者が日本商人との取引を禁じ之れに違反する者には爆彈を見舞ふべしとの脅迫狀を配布せり上海三井物產會社の如き支那商人との取引に約束手形を用ひ居るものは其不通となり取引の不能を來すを恐れつゝあり日貨排斥は大學より小學に至るまで學生一致して熱中し該運動主謀者の決議等尚此風潮は已まざるべし。(二十五日、東朝)

▲山東鐵道回收運動　(北京特電二十三日發)　山東の張樹元氏等は國務院に對し高徐(高密徐州)順濟(順德濟南)兩鐵道に就ては山東省各團體は政府に請ふて大借款より二千萬圓を分與し日本より權利を回收すべしと決議せり其理由は之に依りて鐵道の列國協同管理問題を停止し得可しと云ふにあり(二十五日、時事)

▲蕪湖邦人保護　蕪湖日本人會より五月十七日夜同地在留岩田某暴民に歐打せられたる旨並に五月二十日同地丸三商店が破壞掠奪せられ數名の負傷者あり尚形勢不穩なる旨の來電ありたるに依り直に安徽督軍並に蕪湖交涉員に對し電報を以て保護方を要求したるに蕪湖交涉員よりは既に軍隊及警察が極力日本居留民の保護に任じ居れる旨の返電あり又二十一日軍艦嵯峨同地に向ひたるが本官も亦警察官を伴ひ居留民保護及交涉の爲め同地に急行せり。(南京領事發外務省着電)

◎蕪湖暴動事件に關しては五月二十日取敢ず外交部に對し取締方交涉したる所同部より直に安徽省長安徽督軍及蕪湖交涉員に對し至急鎭壓方並に今後の取締方に就き嚴重なる訓令を發したる旨回答ありたり。(二十五日、日日)

きも形勢險惡なるが如し。(二十七日、時事)

▲土地私賣嚴禁　(二十六日北京特派員發)　曩に國務院より外人に土地を私賣することを嚴禁せるが今回外交部より改めて各省交涉員に對し右の趣旨を數衍し違反者は死刑に處する旨通告せり。(二十八日、東朝)

▲米國の排日援助　(北京特電二十五日發)　高等工業學校にて學生の排日集會を催したるに對し警察署は强制的に之を解散せしめしに該學生等は更に米國宣教師の經營せる滬文大學に集まり治外法權を楯に憚憚淋漓たる演說を爲せり米國の排日運動煽動及援助は日に露骨となれるを見る。(二十八日日)

▲支那の對日回答　(北京特電二十七日發)　外交部は二十一日附小幡公使の抗議に對し連日軍隊警察をして學生の講演を禁じ過激なる新聞の發行を停止し又は取締を行ひ且保安維持の總統命令を發したる件を通知回答せるに小幡公使は支那政府の態度を諒とし此上共各地方に於ける排日運動及ボイコットを取締り國交を維持せられたしと述べたり。(二十八日、日日)

▲發行停止抗議　(北京特電二十六日發)　米國公使ラインシュ氏は外交部に向ひ益世報は米國人關係の新聞なるを以て之を禁止し又は差押ふるを得ずと抗議せるも支那警察廳は一昨年益世報の編輯派發行者を米國人の名義に詐稱んとせし際外國人の新聞營業を許さずとて之を拒絕せる事あり全く支那人の所有と看做し居れるを以て他國の干涉を容れられざる旨回答せりと傳へらる。(二十八日、日日)

▲馮玉璋排日演說　(二十六日長沙特派員發)　常德に在る第十六混成旅團馮玉璋は軍隊及び學生を練兵場に集め熱憤慷慨的時排日演說を爲せりと(二十八日、東朝)

▲各省に排日を戒む　(二十六日北京特派員發)　政府は各省に宛て青島問題發生以來輿論沸騰せるが政府に於ては全力を盡して之に當りつゝあり日支兩國は夙に親善の關係あり然るに今回蕪湖上海等に事件發生せるは全く外人の煽動に據るものにて各地方は宜しく治安を維持し日本商人に對し不都合のことあらしむ可からず若し亂行するものは嚴重に處分す可し地方當局は嚴重に注意し國交を厚くすべしと通電せり。(二十八日、東朝)

▲排貨は自繩自縛　(二十五日本天特派員發)　張巡閱使の日貨排斥に對する意見を聽くに歐洲品の輸入全くなき今日日貨を排斥せば忽ち日用品に差支を生じ且內治外交多難の際益對外感情を害するは自繩自縛に等しと若し排貨排動を爲す者あらば是等の困難を無視するもの故嚴罰を加ふべし學生の輕擧盲動は是亦冒語同斷なり假借すべからず二十三日奉天商務總會の排貨檄文を配布したるを聞き旣に叱責之を中止せしめたるが其他各種各團體より送り來れる排日煽動通告に動かされて過般來密に會合せる者に對しても今後は之を禁止したれば奉天に於ては必ず無事平靜なるべし只自分の最も憂慮する所は是等排貨風潮に伴ふ人心の動搖なり近來思想問題は世界的危險化し爲に最近政府は財政窮乏し軍費も支給する能はす各地の軍隊には三四箇月も俸給の支拂をも停止され居るもの多きを以て是等軍隊が一朝過激なる暴動を起す事ともならば由々敷一大事にして支那の危險は目前に迫り居るものゝ如し云々(二十八日、東朝)

▲林長民氏辭職裁可　(北京特電二十七日發)　林長民氏は外交委員會主任を辭職し政府は之を裁可したり其理由は學生暴動並に排日運動に關係して日本の抗議を受けたるに依るものなり。(二十九日、時事)

▲唐督の青島論　(北京特電二十七日發)　雲南督軍唐繼堯氏は廣東軍政府參衆兩院徐總統各省長各鎭守使各省議會及新聞社等に通電し支那の青島還附要求は正當なり日本が種々の特權を保留せんとするは之れ暴を以て暴に代ふるものなりと云へり。(二十九日、日日)

▲常德排日熾烈　常德に於ける排日運動激しく甚だしきは兵士の內にも日貨排斥を唱ふるものあり本邦商店に夜間排日の貼紙を爲し又學生等は日本汽船に乘る旅客を妨害する者あるより我領事は嚴重取締方を申出でたり。(長沙發外務省着電)。(二十九日、日日)

▲蕪湖事件謝罪　蕪湖事件に就き日本領事交涉の結果支那官憲に於ては深く今回の出來事を遺憾なりとして二十日夜縣知事警察署長連名の告示を出し排日的暴動を嚴重に戒め更に市中に貼出したる檄文を撤去せり日本人の住宅附近には警官を增派警戒し居れり事件の交涉に關しては支那側に於ても誠意を以て其非を認め損害金を支拂ふは勿論謝罪、加害者の處罰等は誓つて之を行ふべしと回答せり。(南京發二十八日外務省着電)。(二十九日、日日)

▲蒙古代表者會議　(哈爾賓特電二十七日發)　イルクーツク……來電。

チタに於て東南部の蒙古の代表者會議ありブリヤート代表者も之に參加したるが會議の結果ブリヤート政府を組織し蒙古軍を編成するに決したりといふ（二十九日、日日）

▲常德邦商掠奪（二十八日漢口特派員發）湖南省常德來電——常德に於ては二十六日午後九時日本人商店三軒掠奪さる。（三十日、東朝）

▲間島檢舉無効果（二十九日間島特派員發）日支官憲共同にて檢舉に向へる排日學校明東、正東の兩中學校は我官憲の出動を豫知せるものゝ如く特に閉校し家宅捜索をなせる際證據物となる書類は見當らず又嚴に不法監禁に會へる李朝鮮人居留民會長も行方不明なり要するに今次の擧の効果なかりしは支那側の內密に前以て同校に通知せるものと察せられ今更ながら支那側の誠意を疑ふの餘地ありとす。（三十日、東朝）

▲排日事件再警告（北京特電二十九日發）昨日は各國公使の外交總長に定例會見日なるが小幡公使は陳代理總長と會見し當德事件を始め各地の排日に對し更に警告する所ありたり。（三十一日、時事）

▲英國牧師負傷（北京特電二十八日發）陝西省にては宣教師二名北軍の爲め過つて負傷せしめられたりとの報あり英國公使は二十八日外交部に損害賠償を要求せりと。（三十一日、日日）

▲西藏問題の交涉（北京特電二十九日發）西藏問題に就き英國公使は支那の多事の際に乘じて解決を爲す可く藏に支那に對し交涉再開を求めたるも支那側は尙ほ一回英國公使と意見の交換を爲す可きことある可きも交涉は將來に讓る方針なりと。（三十一日、時事）

南北情勢

▲北方態度强硬（北京特電十五日發）徐總統は十四日午前十時段祺瑞氏及各省國院議長と緊急會議を開き南方の新提案を討議せるが南方が外交緊急の際を利用し强硬の主張をなすと憤慨し某總長は直に朱啓鈐氏の引揚を訓電せよと激昂せしも結局朱啓鈐氏に第一項山東問題不承認は政府も亦同意見なるも他の日支密約廢止、禍首懲罰、參戰軍解散、督軍免職、舊國會恢復、最高政治會議新設、徐世昌氏を臨時總統となすの七條件等は絕對に反對にて若し南方が反省せざれば會議を中止せよと訓電せり。（十六日、日日）

▲北方代表辭表文（上海特電十五日發）十五日夜半北方代表は公報を發表せるが是れ即ち北方總代表朱啓鈐氏以下各代表の連名にて北京の徐總統及び錢總理に宛たる辭表電文なり曰く

十三日朝正式會議を開き國會問題を議せしに唐紹儀氏は前總統黎元洪氏の民國六年六月十三日公布せる國會解散命令を取消し民國六年の國會に其職權を自由に行使せしめんとするの點を提議せり之に對し吾等代表は同意する能はず而して唐紹儀氏は辭意を表し軍政府に別に彼に代る人物を任命せんことを要求す可き聲明せり吾等代表は彼等に對し力を盡して國家多事なるを告げ此問題を討議するに就き辭職せざらんことを以てせり然れど彼等は吾等の意見を容るゝ餘地を有せずとなす是れ即ち遺憾とする所なり其使命を行ふ可く任命せられて以來既に數ケ月を遷せり四南代表との會議に於て和平解決を爲すの目的を達する爲め虛心坦懷なる態度を執り政府が和平を成立せしむるの誠意を常に心に持ちたるも不幸にして非才時局を適當に處置する能はず遂に何等の結果を齎さず我等代表は政府の委託せられたる任務を遂行する能はず失敗せるのみならず又國民の豫期を滿足せしむる何事をも議す能はず徒に時日を徒費せるのみ之に對し吾等代表は責任を負ふ可きものとす故に吾等代表は茲に辭表を提出し且つ和平會議を行ふに際し適任賢能の士を任命せられんことを乞ふと。（十六日、時事）

▲南方提案八箇條（上海特電十五日發）十四日南方代表は十三日の會議經過報告を公表したるが南方の讓步的提案及び說明として唐紹儀氏の述べたる處大要左の如し

一、山東問題の條件を承認せずとの意を表示する事山東問題は我國の存亡に關するを以て巴里代表に署名すべからずと電報するに止めずと之を承認せざる旨の表示を爲さざれば將來取るべき手段なきに至るべし

二、中日一切の密約は一切無効なりと宣布し並に當時密約に關係ありし人を嚴に懲らして國民に謝すべし

三、參戰軍邊防軍を立處に撤廢すべし

四、罪跡明かにして民情に合はざる督軍省長は免職すべし

翼に就き密議し結局左の如く決定し段祺瑞氏も間接に之に同意を表したり
第一　南方に對し局部的講和を開始す
第二　北方代表は辭職後上海を引揚げしむ
第三　岑春煊を兩廣廣東巡閲使となし且李根源の統率する雲南軍を巡閲使の基本軍隊となす
第四　廣東實權は莫榮新の位置を承認す
第五　唐繼堯に上海會議要求額だけの軍費を償還す
第六　陸榮廷とは別に交渉す
第七　局部的討伐の必要ある場合は之を實行す。(二十日、日日)

▲北方代表慰留を電請　(上海特電十九日發)　全國和平聯合會は又もや北京大總統國務院に宛て南方の代表留任を命じたるは尚ほ和議を圖るの誠意あるや知るに足る北方も亦代表を留任せしめ和議を繼續するに努められたしとの意を電報したり。(二十日、時事)

▲軍政府唐態度是認　(十九日上海特派員發)　廣東來電――廣東軍政府は十六日政務會議を開き唐紹儀の和平會議に提出せし八箇條及び唐紹儀等の辭職電報に就き討論せるが右の八箇條を承認し南方代表全部を留任する事を決議し既に此旨電報を發せり尚政務會議は十七日も會議を開き現在の局面に對する方法を討論せり。(二十日、東朝)

▲南北互讓を望む　(上海特電十八日發)　在上海北京直隸江蘇浙江安徽各省の人々は昨日廣東軍政府及び北京政府宛にて上海和平會議を維持し双方互に退讓し委曲全きを求め國の爲め一方の私の利益を犧牲とし代表に全權を與へ之を制肘するなく民意に從ひて和議を成立せしめ早く國家の統一を圖り一致して外に對するを得せしめられたしと電報せり。(二十日、時事)

▲段氏の出廬を促す　(奉天特電十八日發)　北京學生の暴動以來内閣の動搖を來せしも錢總理は結局留任に決したるが之に就き張東三省巡閲使は段祺瑞氏に對し左の密電を送れり
南北戰爭は段祺瑞内閣當時に其端を發し段の出廬以來南北の爭益々甚しく和議今や破裂せんとす錢内閣動搖して國會之を繼ぐ能はず惟ふに洛内の事は段祺瑞にあらざれば之を處理する能はず即日出山して大局を維持し狂瀾を既倒に回すべし。(二十日、日日)

▲各學校代表者決議　(北京特電十七日發)　十七日北京大學に於て各學校の代表者より左の決議をなせり
一、政府に請ふて蔡元培傅增湘の復職をなすこと
二、學生の開會演説に關し治安を妨害せざる限り干渉するを得ず
三、曹汝霖、陸宗輿を處罰すること
右決議中少くも政府は半數以上之を採用せざれば學校自ら解散するに決せり
(二十日、時事)

▲北市政府締めず　(上海特電二十日發)　北京政府は四南疇省に對し決して戰ひを主張せず和議斡旋をなすべしと電報し又各省に通電し和平會議の鉄裂の事情を告ぐると共に外交緊急なるを以て速に内爭を止め共に補救の途を講ぜられたしと云ひ李純氏に對しても四南に對しても八箇條を取消し誠を開きて意思の疏通を計らんことを電報せりと

(北京特電二十日發)　國務院は十九日廣東軍政府七總裁に宛て南方代表は八箇條の兇暴なる要求を爲せるが徐總統は平和統一に對し頗る熱心なるを以て之を以て和平を破裂せしむるを欲せず南北共同して時局を救ひ全功を遂げんことを希望すと打電せり。(二十日、日日)

▲各軍異動差止　(二十一日北京特派員發)　和議決裂後前線の各軍に此際移動せざることを命ぜるが二十一日參陸辨公處も亦左の如く各路の軍隊に命令を發せり
一、現在の駐屯地より撤退又は前進すべからず一切粗忽の行動を許さず宜しく現狀を嚴守すべし
二、割會を超ゆるを得ず
三、未た撤退せざる兵卒は暫く撤退を見合すべし。(二十二日、東朝)

▲和議續開先決問題　(二十一日北京特派員發)　錢總理は朱總代表並に各省長官に向ひ政府は和議續開の先決問題として
(一)南方が正式に徐氏の總統たることを承認する事
(二)政府は再び戰爭を開くを欲せず出來るだけ早く和議の續開を希望する事
(三)北方代表は暫く南京に止まり南方の態度如何を見て去就を決する事
(四)内閣唯一の使命は和議を成立せしむるにして輕々しく辭職を許さざる

方針なる事を打電せり。(二十二日、東朝)

▲和議根本條件提示　(北京特電二十一日發)　政府は二十日王芝祥氏を經て陸榮廷氏に對し和議に對する根本意見として左の四條件を提出せり

一、相當の地位維持

二、國會問題は南北兩方面を考慮すべし

三、北方の邊防計畫は從來通り進むこと

四、人物任用は干渉を許さず。(二十三日、時事)

▲李純王占元斡旋　(二十一日上海特派員發)　江蘇督軍李純及湖北督軍王占元は上海の和平聯合會に對し兩督軍協議の上廣東及び北京政府に對し互に讓歩して轉換し和議を結ぶやうに電報せること及び彼等も依然として和平を圖るに努力すべしとの意を致せり。(二十三日、東朝)

▲武力解決主張　(北京特電二十日發)　和議破裂に關し政府の當局に對し張作霖氏及熱河都統姜桂題氏は武力解決の外なき旨返電せりと。(二十三日日)

▲和平統一促進　(二十一日北京特派員發)　二十一日の大總統令を以て和議停頓の狀況を報道し「唐紹儀の提出せる各條件は外は國交に干渉し內は國法を動搖し法理に牴觸する所多く無事和平を促進する本旨にあらず政府の態度は終始一貫和平の曙光是に由つて中斷するを欲せず殊に干戈再び相見ゆるを欲せず至誠の意を明かに國人に示し苟も一日和平なければ則ち政治遂行すべきなし、人民の損害を蒙むること甚だしく或は臨急和平ならざれば坐して滅亡を招くに至らん、政府は協力同心和平統一を促進すべし若し南方の主張事情に悖らば自ら輿論のあるあり政府は力めて法理に適ひ事實行ふべきを行ふに力を盡すべく國人は政府の意のある所を體すべしと」命令せり。(二十四日、東朝)

▲北方全部引揚　(上海特電二十三日發)　國務院秘書許寶衡氏は二十二日北京より浦口に到り朱啓鈐、吳鼎昌兩氏等と會見協議せるも要領を得ず同日午後三時半の汽車にて北京に歸れり又北方代表王克敏、李國珍氏等も北上せりと

(上海特電二十三日發)　北方代表は二十二日全部上海發北京に向け出發し朱啓鈐氏も二十二日南京に赴き李純氏と會見の上二十二日浦口より北上せり。(二十四日、日日)

▲唐氏留任請電　(上海特電二十三日發)　在上海廣東國會議員中益友社政學會、石行會に屬する者十餘名は會議の結果唐紹儀氏其他南方代表をして留任せしむる事に一致し廣東參衆兩院、四南各省各軍に通電せる外唐紹儀氏に對しても左の意味の書面を送れり

公の意國を愛するは遠近共に之を慶ぶ近頃八箇條の提案の爲北京側の之を諒とせず和解再び停頓し時局紛糾解く可からず辭職の事固より萬已むを得ざるに屬するも人心を顧みるに未だ死せず公理必ず勝ぶべし夙に我公を仰ぎ和平を尊び國本を維持す國會問題も支那各省各軍も亦倚重を加ふるあり努めて其職に當り辭職せざるを請ふ予等は正に世論を支持し公の後援をなすべし。(二十四日、日日)

▲南方唐氏慰留　(二十二日上海特派員發)　二十一日軍政府より來れる新派遣の秘書は唐總代表を訪問し和議の破裂すべからざる理由を述べ且軍政府が慰留の誠意を傳へ最後和議に關しては軍政府は代表と協同責に任ずるを以て辭意を飜さんことを請ひたるも唐氏は此度の辭職の原因は八箇條の北方に容れられざる爲めにして北方は八箇條を完全に取消さずば會議を繼續するを能はずと主張し殊に若し予が總代表として留まるも八箇條にして取消されずば笑ひを人に殘すのみ故に職を去るに如かずと答へたり秘書は更に其留任を求めて已まざりしかば唐氏は最後に更に再び商議して定むべしと言へり尙同秘書は他の南方代表をも訪問せり。(二十四日、東朝)

▲政府岑を說く　(二十二日北京特派員發)　北京政府は南方主席總裁岑春煊に對し今回南方代表の提出せる八箇條は停戰にして中央は到底辨理するを思はず惟ふに唐紹儀の辭職は個人の意志を聲明せるものにして決して和平の決裂を意味するものと思惟せず今回の會議は全國民の希望に基けるものにして前途猶望みなきに非ざれば是に由りて中斷するを冀はず公等の愛國の誠に依りて艱澁を既倒に回し殊に覩礙を救ふに盡力されたしと打電せり。(二十四日、東朝)

▲曹汝霖再辭表　(二十二日北京特派員發)　曹汝霖氏は再び辭表を提出したるが徐大總統は更に二十日間の賜暇を與へて慰留せり因に當分の間事務は曹秉鈞に署理を命ぜられたり。(二十四日、東朝)

政府朱啓鈐氏並に各省に於ける平和期成會に夫々電報し南北政府の互讓の精神を以て在來の總代表及び代表をして上海にて會議を續行せしむるやう又朱啓鈐氏に對しては既に南北兩政府は互讓して以て和議の再會を勸めたるが故に天下を以て念とし各代表と共に上海に戻り會議を繼續し國民の望みに副はんことを求め各省の平和期成會には其の南北に致せる電報を通電して一致主張を求めたり。（三十日、時事）

▲軍政府唐氏を慰留　（上海特電二十九日發）　廣東軍政府の唐紹儀氏に至せる慰留の電報には努めて留任擔當し努めて成るを致さば幸なり云々の語あり。（三十日、時事）

▲廣東の戒嚴令　（二十八日香港特派員發）　廣東の形勢重大となり督軍莫榮新は戒嚴令を布き雲南軍の大部隊は湖南境より廣東に喚び返され機器局附近に宿營し居れり雲南軍司令部は粵漢鐵道停車場附近に設けらるべし鐵道は嚴重に守備されつゝあり海南島よりの報道に依れば龍濟光の叛軍は最も憂慮すべき形勢を示し同軍の一個聯隊は瓊邁（海南島の北部）地方に出動し同地の知事衙門を占領し知事は行方不明となれり博鋪港（海南島北海岸）の軍隊は龍軍に合せんとする處あるを以て武裝を解除されたり。（三十日、東朝）

▲政府屯田兵制承認　（二十八日奉天特派員發）　張巡閲使は支那各地に於て屯田兵制の實施計畫に就き北京政府に申請中なりしが政府は時宜に適當の方策として之に承認を與へたるより此準備の爲め委員を北京に送る筈にて前兩廣巡閲使前濟光は其主任に擬せられ居れり。（三十日、東朝）

▲局部和議反對　（上海特電三十日發）　徐世昌氏は周自齊氏を南京に派し和局を商議せしめつゝあり岑春煊、陸榮廷氏等は共に局部和議に反對し上海會議繼續を北京に要求せり。（三十一日、日日）

財政經濟及其他

▲對支新國際團體　（桑港合同通信社十二日發）　日米英佛四國銀行團の代理者は四國の對支利益を結合し且つ對支財政上、行政上及産業上の借款を共同して引受くるの目的を以て新に對支國際團體を組織するに一致せりと發表せらる白耳義は之に參加を留保せり。（十六日、時事）

▲福州企業團計畫　（北京特電六日發）　福州來電に曰く目下福州公司設立計畫進行中にて其資本金二千萬圓とし之は米國に仰ぐことゝなり居れり事業としては閩江水力電氣を始め馬尾、福州間の輕便鐵道開發鑛山浚渫事業等を起す計畫にて林長民氏は北京に於ける發企人なり。（十六日時事）

▲米人の鑛山調査　（漢口特電十三日發）　米國繊物學者イレメンツ氏は鑛山投資事業調査の爲め本月初め廣東より湖南に入り目下衡州にてタングステン鑛山の調査を爲す豫定なりと。（十六日、時事）

▲兩銀行紙幣を發行　（哈爾賓特電十四日發）　當市傳家甸の中國交通兩銀行は北京政府と其本店の協調の結果一千萬弗の大洋票を發行す可く是れ近時小錢の缺乏を爲せると支那貨を當市の通貨だらしめんとするに出でしものにして右は支那政府が財政的要求よりも寧ろ政治的動機より發せらるものと爲し信用薄弱なる可しとの說あり。（十六日、時事）

▲四國の對支貸附　（巴里特電十二日發）　マタン紙は支那の實業を開發せしむる爲め財的援助を與へんとする英米佛日四國銀行代表者の協議完了し各國同一額を貸附するに決したるが尙佛國も米國銀行團より借款交涉中なりと報ぜり。（十七日、日日）

▲對支借款團成立　（巴里國際特電十二發）　支那借款に資金を供給せんとする新銀行組合十二日米、佛、英、日、四國の銀行家に依りて組織せられたり白耳義銀行家も後日の組合參加に對して其權利を保留したり其一般協定（該組合は米國先づ之を提議し佛、英、日三國政府の承認を經たるもの）には四國銀行團は支那に對し財政行政及び産業の共同借款をなす可きことを規定せり。（十八日、時事）

▲對支新財團援助　（華盛頓國際特電十三日發）　米國々務省の發表に曰く米國政府は對支借款を引受くる新財團の一定條件の下に關係を有する銀行團の投資に對し保障を與ふ可し若し借款條件にして公正且つ事情可にして支那か其借款條件に同意するに於ては米國政府は銀行家に對し善意を以て援得したる彼等の初益一切を保護す可きを約すと

此國際財團に依りて支那に調達せらる可き借款に關係を有する米國銀行は三十七行なり借款には支那政府に直接調達するか或は支那に於ける産業或は政治的目的の爲めに之を行ふ可し。（十九日、時事）

▲アボット氏歸國　（十八日北京特派員發）北京銀行代表アボット氏は米國の對支借款加入の結果米國銀行團と打合の爲め十八日夕朝鮮經由歸國の途に就けり。（十九日、東朝）

▲アボット氏急遽歸米　（北京特電十七日發）目下組織中なる新銀行團の一部たる可き米國銀行團の爲めに支那の財政狀態調査の爲め二箇月前支那に來れるアボット氏は該米國銀行團長ジェーピーモルガン氏より一日も速かに歸國し支那の現勢を報告し支那の地位改善の爲め支那に對して與ふ可き援助の程度及び性質を考究する會議に參列せよとの電報に接したり右の電報が多少延着したるに依りアボット氏は最近に横濱を出帆する米國の汽船に便乘せんか爲本日北京を發し朝鮮經由日本に向へり。（二十日、日日）

▲アボット氏滯土産　（北京特電十八日發）米國銀行團代表アボット氏は出發前告別の爲袁總統に謁見せる際南方視察の結果支那が起すべき事業草案なるものを提出したるが其大要は支那一國の資本にて是等の企業を成就する能はず米國も既に銀行團に加入せし以上は歐洲戰爭準備金六億磅の一割を割きて支那の事業に應ずるものなれば速に南北を統一し內亂を杜絶せん事を望む旨を縷陳しありと。（廿日、日日）

▲對支國際投資團　（紐育特電十三日發）紐育タイムス紙巴里特電に曰く十二日米國政府は支那に於て英、米、佛、日四國の利益合同の爲めに「支那は世界に對して財政行政竝に產業上の共同借款を引受くること」を目的とする國際的財團の設定を認可する旨發表せられたり而して十二日米國主唱の下に米國側よりトーマス、ラモント氏日本側より小田切氏代表者として出席せる會合に於て將來是等諸國中何國及資本家にても將來支那開發の目的の爲に投資せんとする時は前餘三國と共同投資すべきものとすとの事項を決定せられたりと。（二十日、日日）

▲日本紙幣拒絕の風潮　（二十四日時事漢口特電）十八日發正金臺灣の紙幣を拒絕する風潮を生じたるも主として排日學生及び一派の商人の壓迫に因れるものにして尙ほ極めて微々たり尙ほ上海にて日本品安賣りの影響は多少當地にも及べり

▲アボット氏曰く　（下關電報）米國銀行家代表者アボット氏は秘書官同伴二十夜關釜聯絡船對馬丸にて下關着直に横濱に向ひたり氏は語る。（二十二日、日日）

北京滯在二箇月半最近に至り排日騷ぎ勃發せしが去十七日出發前には全く平穩に歸し四國借款團に對する予等の任務遂行上には何等の支障を及ぼさずして南北紛擾中ながら萬事順調に進捗したり其內容に就ては尙發表の時期に達せず支那各方面に於ける獨逸の勢力は全然掃蕩し盡されて剩す處なく又英國は依然好感を維持せり支那人は米國人を愛し同時に予等も亦彼大なる支那の國土と正直なる支那人を好むものなり南北和議一旦破裂せりとはいへ四圍の事情は危機を帶同して平和を結ぶに至るべしと信ぜらる阪谷男の傭聘に就ては何等聞く處なきが本種の嘱託は予等の屢經驗せし所なり今回北京より直行し來りて疲勞甚だしきも行程を急ぎて直に横濱に直行し東京にも立寄らず二十二日四伯利號に搭乘直に紐育に歸りて調査局に復命すべし急に渡支するが如き事はなかるべし云々。

▲鐵道共同管理案　（北京特電二十日發）支那鐵道共同管理に關し中英公司なる者窃に諸和會議に提案せるは既報の如くなるが右案の內容は該米國顧問メーヤー氏の作製せる案と大同小異にして要するに英、佛、米、日より各一名と支那交通部總長及び次長を以て委員會を支那に組織して鐵道に關する全權を掌握し各委員會に隸屬する各幹部には多數の英米人を使用するとの事あり。（二十二日、時事）

▲米支借款成立說　（二十一日北京特派員發）北京政府は軍費行政費の支辨困難なるより米國商人と周自齊との間に借款の交涉を開始し既に成立せりとの說あり又別に農商部と英商サミュル商會との間に漢口市街地修築費の借款追加の相談進行中との說あり。（二十三日、東朝）

▲四國財團約定　（二十一日上海經由路透社發）十四日デーリーニュース巴里特電に曰く十二日打電の四國財團約定には該借款團は何等政府の保證を含まざること、支那の主權を侵害する如き脅威をなさざること、將來支那政府又は單獨各省に對する貸付は凡て借款團全體として之をなし其の責任は參加銀行により等分に負擔せらるべきことをも含ましむる都合なり而して各參加銀行の現在支那に有する利益は之を共同とすることに計畫せられつゝあるが此の提議にして實行されんか特殊の強國は支那の特殊の地方に優越なる勢力を有せざるに至る可し今一例を擧ぐれば山東省に於ける日本なり而して

將來支那に特別なる勢力範圍を設定する如き貸付を許さざる事を明確に規定せらるゝを以て此の結果著るしく支那の運輸制度の發達及び洪大なる鑛產富源の開發を刺戟するに至るべしと希望するも不當ならざるべしと因に同財團英國代表者には英國銀行重役にして英支合同支那中央鐵道會社重役たるサー、チャーレス、アッヂス任命されたり。(二十三日、東朝)

▲排貨勸誘失敗　(青島特電二十一日發)　濟南の日貨排斥團は二名の代表者を當地に派遣し調査を名として日貨非買を勸誘したるも失敗し二十一日歸濟したるが當地綿糸布會は將來非買同盟に強制加入せしめらるゝ惧ありとし盛に買込み中なり昨今既に農繁期に入り取引閑散なるべき筈なるに前記の理由により最近數日は手合せ頗る多く二十一日の如きは千俵餘に上れりと。(二十三日、日日)

▲對日取引中止　(上海二十日發)　日清汽船會社當電に據れば同地支那商は日本商人との取引中止を申合せ日支間の貨物輸送に甚大なる影響を及ぼさんとする勢ひあり現に同社の漢口行大福丸は上海にて僅に二十噸(平常約二百二三十噸)の載貨ありたるのみにて出帆せり長江沿岸の倉庫には輸出貨物相應に積滯しつゝあるも之を積出す事不可能なり乘客も亦三四割方減少せり尙二十一日發の大貞丸には百三十噸の積荷ありたるも續々取消しの申込に接しつゝあり二十夕刻には日本人商店の襲撃ありて數名の負傷者を生ぜり。(二十三日、日日)

▲雜貨賣行減少　(漢口特電二十一日發)　二十日も英米人經營の三學校學生連約一千名武昌にて示威行列を爲せり正金銀行は一萬元の引出ありしが雜貨の賣行減ぜり。(二十三日、日日)

▲新借款團と米國　(倫敦特電十二日發)　對支新借款銀行團の成立に就いては米國政府は千九百十三年の決定を廢棄し米人の本借款に參加することを許すことゝなれり。(二十四日、時事)

▲洮南線決定近し　(奉天特電二十二日發)　鄭家屯より延長すべき洮南線敷設問題は對支借款打切聲明の爲一時頓挫を來せしが其後相互の諒解を得て交渉進捗し目下四鄭鐵路工程局長唐悳宏は大連に出張し滿鐵當局と打合中なれば今月內には決定を見るべしと。(二十四日、日日)

▲山林實業公司　(奉天特電二十二日發)　東拓經營の山林實業公司は吉林省要路との完全なる握手に依り資本金三百萬圓の日支官商合辦事業となし既に百五十萬圓を支出し五百餘名の人夫を送り事業に着手せしが今回愈本契約を締結せり同公司の經營すべき山林面積は東西二十五里、南北十四里(日本里程)に亘り蟠る廣大なるものにて將來電氣業製紛業をも起し自給主義に依りて森林開發に從事すべき計畫なりと。(二十四日、日日)

▲地方借款禁止　(二十四日北京特派員發)　北京政府は各省に對し中央の許可なくして何等各省借款を締結する場合は中央にて一切責任を負はざる旨聲明せり。(二十六日、東朝)

▲支鐵管理提案　(北京特電二十四日發)　支那鐵道管理案は平和會議に提出されたりとの報道は誤りにして中英公司より新四國銀行團に提出したるものにて巴里在住の前交通次長葉恭綽京漢鐵道管理局長王景岐氏等之に關係し居れるが北京鐵道協會は臨時會議を開き中英公司の共同管理案外交委員會の統一案は共に弊害あるを以て之に贊成せず政府の行爲は中英公司の提議を拒絕すると共に鐵道の統一整頓に關しては支那より自動的計畫を立つることとし先つ一面梁士詒氏等の發起せる大生銀公司(鐵道投資目的にて組織せるシンジケート)に國家より保障を與へ之を發達せしむるの方法を執ることに決したり。(二十六日、日日)

▲殖邊銀行破產か　(長春特電二十四日發)　吉林、哈爾賓に支店を北京に本店を置ける殖邊銀行は事實各省獨立の影響にあるが吉林省經營の支店は投機(露貨)の大損失主因となり發行の省票は中央交通兩銀行票の半額に信用失墜し將に破產に瀕し居れり。(二十六日、時事)

▲支那鐵道共同管理　(二十五日北京特派員發)　支那鐵道共同管理案が中英公司の手を經て巴里講和會議に提出されたりとの說に對し陸徵祥、葉恭綽より前後して北京政府に來電あり陸氏の電報に依れば中英公司より共同管理案を提出せんとする恐あり故に朝野の輿論を一致して反對せんことを請へるものにして一方葉氏より致せるものは巴里に於る銀行團にて別に鐵道借款統一の內議あるを傳へ自己の意見を附して政務統一の對應策を講究せるものなるが政府は管理たると統一たるとを問はず斷然反對するに決定此旨國務院外交部交通部の連名にて陸氏に宛て返電せり其の大要左の如し

鐵道統一問題は一に外人が海關關務の例に倣ひ鐵道の實權を掌握せんとす

るものにして一部政府反對の政客が之を利用し之に據りて外交の勞力範圍を打破し得べしと爲すも各方面研究の結果南滿東清各鐵道は軍事上の關係あり政府に於ても之を回收する事を希望せざるにあらず只一度鐵道をして共同管理の下に置かんか各國の勢力範圍を打破するに違あらずして早くも鐵道行政の主權を擧げて各國の手に委ぬることゝなるべし無責任の政客は外人の誘惑を受け鐵道借款を統一するを主張し共同管理を主張せざるも主權が他人の手に落るは統一も同樣なり債權伸長すれば管理の全權之に從ふは自明の理なり統一の事たる百害ありて一利なし中英公司が鐵道統一案を以て我國の意思に出づるとし又國民は之を希望するが如く唱ふるは謬ふるの甚しきものなり國民の敢て之に反對するを聲明す。(二十八日、東朝)

▲國立無線電信局　(北京特電二十五日發)　支那政府は英國マルコニー會社と協同經營にて國立無線電信局を設立することゝなり其資金七十萬磅双方各一半を負擔することゝし昨日調印を了せり、右に總局を天津に製造所を上海に置き職工は全部支那人を使用する契約なりと。(二十七日、時事)

▲銀行取附　(長沙特電二十四日發)　長沙のスタンダード及リシングン兩會社は中日銀行に取附をなせり。(二十七日、日日)

▲投資團の目的　(巴里特電十三日發)　對支投資を目的とする國際借款團計畫は巴里に於て僅々二日間の會合に於て決定せられたり但し今後の會合の決定に委ぬべき事項をも含み居れり予(特派員)の聞知する所に依れば同借款團の主要目的は

(一)今日迄諸國が支那に於て獲得せる權利にして未だ行使せざる權利例へば鐵道敷設權にして未だ實行に着手し居られざるが如きものは今後新借款團之に代りて借款に應じ且其實行に任ずべき事

(二)其他新借款團は自己の意に依りて支那各省政府に對して直接に借款に應ずるを得べき事

の二に在り之に就き巴里に在る日本の財政專門家は日本は本借款團に加入することとなるべきが之に依りて利する所少からざるべしと語れり尚米國資本家の活動は頗る目覺ましきものあり知名の米國銀行家中秘密裡に歐洲諸國並に敵國に新に投資地を求むべく目下旅行しつゝあるものあり尚英佛兩國銀行家中には目下歐洲諸國に對する借款團組織を希望し居る者あれども米國側は單獨行動を希望し居る趣なり。(二十八日、日日)

▲英支借款進行　(二十六日北京特派員發)　英國商人と支那政府との間に進行中なる借款マルコニー無線電信借款契約第十二條に基ける工場其他の設備費にして其額七十萬磅(前電百萬磅とせるも內三十萬磅は交付濟)なり。(二十八日、東朝)

▲無電借款調印か　(二十七日上海特派員發)　北支那デリー、ニュース紙の報ずる所に依れば資本金七十萬磅にて支那側とマルコニー會社にて各半額を支出する支那國營の無線電信會社創立の契約二十四日支那北京政府とマルコニー會社との間に調印せられたり其目的は支那に於て支那勞働者に依り無線電信機を製造し且現在及び將來の無線電信の設備修繕を爲す會社を設立するに在り其工場は多分近々上海に建てらるべしと。(二十八日、東朝)

▲管鐵首謀者處罰　(北京特電二十六日發)　支那政府は陸徵祥氏の密電に依り中英公司より提出せし支那鐵道共同管理に關し在巴里の前交通次長葉恭綽京浜鐵道管理局長王景春氏等が渡佛の途米國市俄古通過の際同地米國資本家と密約し巴里に於ても其成立に盡力しつゝある事を探知し葉恭綽氏に對しては直に召喚の命令を發し王景春氏は免職することに決せり。(二十八日日)

▲採炭中止命令　(二十六日奉天特派員發)　錦州附近の江蠻炭坑及通裕炭坑は去る二十日支那官憲より突然採礦中止を命ぜられたり江蠻炭坑は營口の東世和が小寺洋行より資本金十七萬圓の融通を受け目下試掘し居りて小寺洋行と百萬圓の合資組織に改めたるに支那官憲は之を事實日本人の經營にして工場令違反と認めたる爲なり又通裕炭坑は安川敬一郎氏が三百萬圓を投じ日支合辦會社なるも礦區中に是亦條令違反と認めたるものあるに依りと目下何れも彼我官憲と交涉中なるが實は奉天省殊に遼西に於て二十餘箇所の炭坑を有する張巡閱使が壟斷せんとの私心より出でたる策なりと傳へらる。(二十八日、東朝)

▲錦朝線工事着手　(二十五日奉天特派員發)　英國人の計畫せる京奉線錦州より義縣に出で三義店炭礦を經て直隸省朝陽に至る線路は既に測量を終へて工事に着手せりとの報其筋に達せり。(二十八日、東朝)

▲錬銅廠費要求　(二十六日北京特派員發)　上海領事團の照會に基き北

京外交團は支那政府に對し南京鑄銅廠の銅貨鑄造經費を要求せり。（二十八日、東朝）

▲新對支銀行團成立す（巴里特派員十六日發電）新四國對支銀行團に關し日本政府の訓令の來るを待たれつゝあり他の諸政府は既に殆ど同意せり揚子江沿岸に於て重要なる利害關係を有する英國が他の諸國と共に自己の勢力範圍内に於ける將來の利權をも擧げて之を團體に引渡すことに同意せるは驚嘆す可きことなり運河竝に其他の利權を獲得せる米國も亦同樣の處置を取れり之に關し支那が之を喜ぶや否やは知るを得ざるも兎も角總ての國殊に米國竝に日本が政治上、經濟上竝に產業上未來の對支借款に關し協力するゝことゝなり之が爲あに支那の莫大なる富源の開發を擴大するに至る可し而して日本は地理上、人種上等の便宜の爲めに多大の利益を收むることゝなる可し日本が滿洲竝に蒙古に於ける未來の利權を放棄することに就きては或は反對を試むるもの無きにしも有らざる可けれども而も日本人の如く堅忍にして企業心に富めるものに取りては自己の既得の利權と共に他の總ての利權を擧げて之を得之よりして實際上支那に於ける總ての事業に關係し利益を獲得することは一層有利なりとす實に門戶解放、機會均等竝に率直に胸襟を開きて之に對することゝは日本の秘密外交よりも最眞の方法なり今回の計畫は勿論個人的借款も之を引受く可しと雖も此の中には過去に於ける利權を含み居らずと解せらる。（二十九日、時事）

▲米支合辦計畫（二十七日上海特派員發）北京來電——中國郵船公司は支那亞米利加の合辦に改め更に船舶を買入るゝ事となり既に二百七十隻四十三萬三千噸を買入る交涉中也。（二十九日、東朝）

▲炭礦省有計畫（奉天特電二十八日發）東三省巡閱使張作霖氏は奉天省の炭礦を省有となすべく計畫を立てゝ各地に調查員を派して調查をなさしめ居れり之が動機は撫順炭礦は日本の經營となすに就き支那側の需要に對し充分便宜を能ふべき默約ありしに拘らず滿鐵の消極方針は遂に石炭供給の不足を來し延いて炭價騰上を斷行せる爲支那側の家庭用及工業方面に影響する處甚大なるより此自衞策に出でたるものならんか爲に炭工業者の打擊尠からず。（二十九日、日日）

▲支那政府の勝手元（北京特電二十九日發）財政部當局の談に依れば各省より請求中の軍費約四千六百萬圓、行政費四百五十萬圓なり其內最も緊急支出を要するもの二千六百萬圓、稍緊急なるもの千五百七十萬圓、緊急ならざるもの千四百二十萬圓なるが現在國庫の準備金として僅に百五十萬圓を存するに過ぎず民國創業以來財政困難打續きたるが今日は正に窮乏の極に達せるものと云ふべしと。（三十一日、日日）

會報

東亞同文會春季大會

五月十六日午後五時より華族會館に春季大會を開けり牧野會長渡歐不在に付鍋島總裁開會の辭を述べ次て議事に入り副會長相談役、評議員會計監督幹事長（會長は改選期にあらず）の改選を行ひ副會長の選擧は會長歸朝後まで延期し其他は滿場一致全部を可決したり尙ほ先に會長より新に井上雅二氏を幹事に委囑せられたることを報告し其れより小川幹事長昨秋季大會以後日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり午後五時四十分閉會を宣したり

當日大會速記錄並に出席者氏名及改選役員氏名左の如し

出席者氏名

來賓

內務大臣　床次竹二郎
陸軍大臣　田中義一
中華民國學生監督　江庸
同公使館二等秘書　江洪杰
同秘書衙　朱紹濂

會員

犬養毅
井上雅二
井上清秀
一宮房治郎
速水一孔
男爵　小澤武雄
押川方義
岡田晋太郎
大倉邦彥
柏原文太郎
河合秋平
河口末一
河原橘彌
吉田三男治
谷森眞男
田代亮介
財部熊次郎
侯爵　鍋島直大
五百木良三
井上敬二郎
井田武雄
磯村壽喜
堀內干城
小川平吉
大久保高明
岡野增次郎
加藤正義
香川悅次
川口市之助
片谷傳造
笠羽清吉
吉永保三郎
田鍋安之助
田中莊太郎
子爵　曾我祐準
鍋島直映

中島眞雄　中村純九郎
臼井哲雄　桑田熊藏
黒澤禮吉　山本信朋
山崎長吉　山本市太郎
前田武四郎　松本良男
毛塚佶助　福追龜太郎
藤井元一　藤井諭一
小藤文次郎　寺中猪介
清藤幸七郎　三浦彌五郎
宮島大八　三浦稔
水野梅曉　白岩龍平
鹽路樹雄　清水董三
日高進　森茂
盛田曉　森清右衛門
森猛熊　世良一二
關菊麿　鈴木恭堅
鈴木重雄

東亞同文會春季大會速記錄

大正八年五月十六日午後五時開會

幹事長（小川平吉君）例に依て事業の報告を申し上げます、前回以後新入會員が二名、死亡會員が二十五名差引二十三名の減數でございます、只今の所會員總數が二千四百六十四名でございます、死亡者の中には昨年來の流行性寒冒で死くなられた方が多いのでございます、副島前副會長津輕伯爵峰須賀侯爵有地男爵等も多年本會のために盡力下さいましたが皆な逝去されました、眞に殘念な事でございます。

次に調査編纂部の事業でありますが、之れは御承知の通り雜誌支那其外支那關係の書物を出版して居ります、雜誌支那は現在發行部數一千六百で、講讀加入申込は秋季大會後五十五名殖へて居ります、出版物は目下印刷中のものが支那金融機關支那礦山の二つてありまして、本年度に於きまして第四回支那年鑑、支那の鐵道、支那法令全集、支那憲法、支那に於ける外國人の勢力、改訂支那貿易支那開港場誌等の書物を出版する計畫でございます、次に支那省別全誌編纂のことに就て御報告申上げます、之れも議定の如く編纂事業は進行して居ります、然るに印刷のことが經濟界の變化に遭遇して職工の不足を來しました爲めに、何分約束通り印刷所に於て印刷することが出來ませんのでございます、就きまして印刷所を秀英舍と吳林館との二個所としまして極力其進行を促して居ります次第でございます、其れでも印刷工が不足の結果秀英舍の如きは、第十二卷の原稿を昨年十一月二日に渡しまして一ケ月後の十二月末に出版の議定でありましたが、遇れまして漸く四月二十日に、本が出來た樣な譯でございます、本年の十月には全部十八卷共に完成の議定でございます、此の省別全誌は秋季大會後大阪臺灣橫濱の各方面から講讀者が增加しまして、第二版も賣切れ、近く第三版を出版すると云ふ好結果でございます、其次は東京同文書院及日白中學校の學生の狀況でございますが、東京同文書院は秋季大會の時と餘り大した相違はございません、現在は第一班が二十五名、第四班が十四名第五班が十三名合計五十二名、丈けしかございません、細かいことは此帳簿に書いてございますから御覽下さつたら分ります、日白中學校の學生は現在總數五百五十四名でございまして、五年生が八十六名、四年生が百名、三年生が百名、二年生が百十八名、一年生が百五十名でございます、日白中學校の方は卒業後高等の學校に入學する者が割合少く、大正七年度の卒業生の狀況は、高等學校入學者三名、其他官立四名、私立學校十二名、官廳に奉職の者二名學校教員となりたる者一名、實業に就職したる者五名、其他受驗準備中の者が十六名と云ふことになつて居ります、東京同文書院の卒業生の今日までの統計竝に學校卒業生の今までの統計等は煩しくなりますから此處に申上けませぬ省略致します、御覽になりたい方は記錄がございますから後で御覽を願ひます」次に上海の同文書院のことを申上げます、上

湖同文書院に於て昨年の夏商務科擔任の教授二人が辭職致しました事にして其後任を得まして一名は昨年九月他の一名は本年一月に於て就任をすることになりました、又昨年十二月支那語擔任の教授一名辭任致しました、是は不幸にして今日まで後任を見付けることが出來ませぬ、來る六月に卒業すべき學生は約百名ございます、之に對する採用申込の人員が今日既に二百五十名以上に達して居りますので到底其需要を滿すことの出來ない有樣でありますから即ち唯今の所で卒業生の二十五割以上の需要者があると云ふ盛んな景況でございます、それから本年九月から開設することになつて居りまする支那學生の校舍並に日本學生の擴張致しました校舍の增築工事は御承知の通り昨年來工事を急いでやつて居りますが昨今大に捗取りまして八棟の中五棟は既に屋根瓦を葺き終りました次第でございまして、豫定の通り九月の開校までには全部落成することは間違なき見込でございます。次に學生の風紀の事に就て申上げます、學生の風紀を維持することは御承知の通り書院創立以來當局者の勉めて怠らざる所でございますが、昨年になりまして學生の自覺發奮を促すと云ふことの目的の爲めに學生自治會を設置させまして自治の考を養成することに努めて居ります、今日はまだ其成績を申上げるまでになりませぬが、追て其効果が現れることであらうと考へて居ります、尙一般の風紀事情に付て當局者始め學生も共に注意を怠りませぬこゝりは申上げるまでもないことでございます、それから體育のことでございます、昨年日本學生室の增築工事並に支那學生收容の校舍等の建築の爲めに、同文書院の今日まで用ひて居りましたる運動場を建築敷地に充當することになりました、是が爲めに野球庭球弓術等の各運動を一時已むを得ず休止することになりました、其影響を受けたものでありまするが本年の一月二月三月の交に於きまして遺憾ながら多數の病人が出來ました、一方に於て此運動場を別に借入れますることに付て隣々手を盡しまして漸く先般同文書院の隣の方の土地を借りることが出來まして、乃ち運動を元の如く復活をすることが出來ました、此點に於ては又以前の如く遺憾なく運動をさせることが出來る次第であります、他の運動即ち柔道劍道相撲の如き又端艇の如きは依然として盛んにやつて居りまするので、別段健康上等に於ても唯今申上げることの外に憂ふべきことはありませぬ。それから衞生狀態に就きましても昨年の秋申上げましたる如く、昨年は非常なる良好の狀態で當局者も頗る喜んで居りました所が本年二月に至りまして「腸窒扶斯」が流行致し、又流行性感冒が襲來致しまして遂に數名の犧牲者を出すことになりまして甚だ遺憾の次第であります、併しながら唯今は腸窒扶斯は終熄致して流行性感冒も消滅に近い程下火になりました、此腸窒扶斯の原因に付て種々研究致しました結果、學生が支那の飮食店に於て飮食をする等のことがありまするので、さう云ふ所から來るものであらうと認めまして、先般學生一般に校外に於て飮食をすることを成べく止める樣に致したいと云ふ目的を以て、校內で汁粉であるとか麵類であるとか云ふものを製造致して新鮮な且清潔なるものを販賣して病源を絶つことに腐心して居ります、又嘗て申上げました牛痘苗來、是に今日も繼續して用ひて居りまする、目下腳氣の患者は一人もございませぬ、是は餘程成績が宜い譯でございます。職員の移動に付きましては多少ございますが、格別此處に申上げる程の事でもございませぬから省略して置きます。今日の學生の在學生總數三百八名あります、第三年生第十六期生百一名、第二年生即ち第十七期生が百名、第一年生即ち第十八期生が百七名總計三百八名になつて居ります。それから大正八年度に於ける調査旅行の豫定でございます、之を概略申上げます、今回は天津を中心と致して羊毛及羊皮の調査班と云ふものを拵へまして五名を以て一班と致し八十六日間調査旅行をなさせることになつて居ります。其次は大運河沿線の經濟調査班を設けまして之を五名を以て組織致して八十四日間調査に從事致させます。次には陝西の綿花調査班を設けまして四名の學生を以て八十六日間調査を致させます。それから黑龍松花兩江の航運調査班を拵へまして四名の學生を以て七十九日間調査に從事させます。次に農工科兩廣化學工事調査班を拵へまして六名の學生を以て七十九日を掛けて調査致させます。それから農工科湖北鐵產の調査班を拵へまして四名の學生を以て七十二日間湖北の鐵山の調査を致します、次に九江漢口を中心として麻の調査を致す班を拵へて六名の學生を以て七十一日間調査致させます。次に農工科長沙中心機械工業調査班を拵へまして五名の學生を以て六十六日間調査を致させます、次に長江沿岸の經濟調査班と云ふものを拵へまして六名を以て六十八日間調査致させます。其次に漢口を中心として茶業の調査班を拵へまし

て六名を以て六十五日間調査致させます。次に南部（香港、廣東、長沙、漢口方面）の金融を調査する所の南部金融調査班を設け六名にして六十六日間を之の調査に費さすことになつてをります。次は廣東漢口中心借款企業現況調査班と云ふものを拵へて借款に依て企業した事業の現況を調査致します、是は五名を以て六十三日間調査致させます。それから政治科、外人の經營事業、警察、司法、行政調査班と云ふものを拵へて四名を以て五十八日間調査致させます。それから奉天大連中心金融調査班を設け四名を以て五十二日間調査致させます。それから南部（福州香港廣東澳門方面）倉庫業調査班三名を以て四十九日間調査致させます。北部（漢口、北京、天津、濟南、青島、大連方面）倉庫業調査班六名に依て四十八日間調査するになつて居ります次は天津濟南中心牛皮牛骨調査班六名を以て四十六日間調査に從事させます。次に北部（漢口、北京、天津、濟南方面）借款企業現況調査班を拵へまして四名を以て組織し四十三日間調査致させます。それから天津中心の金融調査班を四名を以て四十三日間調査致させます。それから北京借款調査班（漢口、北京、天津、大連方面）と云ふのを拵へて三名を以て三十二日間調査致させます。斯様に調査の項目を今日までと違つて新しく作りまして是等の調査に從事させるになつて居ります。」それから次は山東に於ける同文公所のも、是は別段今日申上げる程のとはありませぬ。」次に上海の亞州日報是は昨年よりは餘程擴張を致しまして販賣部數も多少增加して居りますると云ふだけで、別段此處に申上げるもございませぬ。」次に東亞同文書院の增設並に附屬支那實業學堂新築工事のために付て申上げます、此新築工事は先刻申上げました如く豫定の通り進行致しまして、此工事を五期に分つて着手致しましたのでありまするが、既に第四期の工事を唯今やつて居りまするので、來る九月までには全部落成する見込であります、此工事豫算は銀二十七萬七千三百五十弗九十四仙と云ふ豫算であります、然るに其後銀が暴騰の爲め非常な不足を致して困難を致しました、色々に都合を致しましてどうか斯うか先づ豫算の通りに於て仕上げやう、多少の不足が出來ますればそれに對して補塡の途を講究致しまして、唯々其見込も立つて居ります次第でありますから、餘り不足は生じないであらうと考へて居ります、而して九月は新入學生の授業を開始するが出來るやうな狀況になつて居ります、支那學生も日本學生も共に既に募集の手續に着手して居りまする次第であります。」次に御報告申上げますることは本會の年來希望致して居りまする支那の內地に於て支那學生に日本語を以て普通學を敎授する學校を拵へると云ふことでございまして、取敢へず昨年政府と屢々交涉を致しまして北京及廣東に中學程度の學校を拵へることの計畫を立てまして政府に向つて補助の申請を致しました所、幸に政府も之を容れて豫算を組立てられ帝國議會を通過致しまして前して四月二十二日外務大臣の指令を以て即ち大正八年度より同十二年に至る五箇年間に於て左の通り補助せらるゝことになりました、即ち大正八年度に金四拾萬七千九百四十八圓四十一錢、大正九年度に金三萬二千九百九十三圓、大正十年度に金三萬八千五百七十三圓、大正十一年度に四萬六千五百七十三圓、大正十二年度四萬九千百六十六圓、總計金五十七萬五千二百五十三圓四十錢是だけの補助を與へらるゝと云ふことに本年四月二十二日外務大臣より命令書を受けました、此學校は擧て御承知の御方もありまする通り支那內地に於て支那の學生に對して普通學及日本語を敎へるもので四箇年間を以て卒業することにして每年五十名づゝ生徒を募集致しまして結局二百名に至つて止める豫算でございます、此補助命令受領後直に人を派遣して此學校の敷地の選定建築其他のことに着手する考でございましたが、派遣員の都合もございまするし、又一つは御承知の通りの支那の狀態でございますから今暫く形勢を見てから派遣することになつて居りますのでございます、時機が至りましたならば一日も早く人を派遣致しまして此事業に着手致して來年度よりは學生を募集して敎授することに致したいと希望して居る次第であります。」次に上海の同文書院の基本金、是は昨年秋期大會に御報告申上げました通り、秋期大會までの受領濟金二十四萬七千三百五十餘圓になつて居ります、秋季大會後より今日迄に受領せしものは僅に金二千二百圓でございます、總計金二十四萬九千五百五十圓と云ふことになつて居ります、是の預け先は盛岡銀行、正金銀行、住友銀行、朝鮮銀行、森村銀行の當座預金等で此處に記してありますから詳細のことや、又寄附者の姓名並に寄附金額等も此處に記してございますから後に御覽を願ひます。大體御報告を申上げますことは是丈けに致しまして、尚御質問がありますれば伺ひます何も御質問がなければ是で報告は了ります。

○議長（候爵鍋島總裁）　それでは閉會を致します。

午後五時四十分　閉會

唐氏歡迎會

四月十二日午後六時より華族會館に開會小川幹事長の歡迎の辭唐中將の答辭あり談笑の間九時散會出席者次の如し

來賓

唐繼虞
趙伸
張維翰
王有蘭
江映樞

出席者氏名（イロハ順）

井手三郎
犬養毅
五百木良三
井上雅二
井上清秀
遠水一孔
頭山滿
河合秋平
柏原文太郎
鎌田榮吉
田中莊太郎
田鍋安之助
中野二郎
中村順之助
中村六郎
侯爵鍋島總裁
上野岩太郎
大内暢三
小川平吉
山本市太郎
深尾幸太郎
宮島大八
三浦稔
白岩龍平
森猛熊
世良一二
關菊麻呂

營業課目

銅、鐵、鋼、諸金物、諸金屬製作品、機械工具
織物類、洋紙、染料、其他內外重要物產

大阪市南區長堀橋北詰角

湯淺七左衛門商店

電話南一七二八、一七五一、二八一九
三九三二、四九七二

營業所

東京市日本橋區通油町湯淺七左衛門商店
支那上海江西路湯淺七左衛門上海支店合信洋行
支那天津日租界壽街湯淺七左衛門天津支店合信洋行
支那漢口露租界鐵路街湯淺七左衛門漢口支店合信洋行

營業科目

綿花、綿糸、綿布其他綿製品
雜穀、肥料、馬糧、動植物性油脂原料並製品
礦油、砂糖、皮革、毛類其他畜産物
醫化藥品、工業藥品、染料、顔料、塗料、香料
電氣、紡織、鑛山、鐵道用諸機械材料、金物、
護謨、製紙及原料品

兌

大阪市東區道修町四丁目

茂木合名會社大阪支店

神戸市前町十八番

同 神戸出張所

本店 横濱
支店 東京、倫敦、紐育、里昂、孟買、シドニー、上海、漢口
出張所 福井、金澤、川俣、青島、天津、濟南、蕪湖、新嘉坡、甲谷陀、メルボルン、桑港

日日文庫